

資料編

目 次

法令等（法令等目次）

第 1 国家公務員共済組合法関係..... 10

第 2 社会保障協定特例法関係..... 27

第 3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法関係 28

第 4 年金額改定法関係..... 29

第 5 連合会関係例規..... 31

年表..... 967

統計諸表

I 決算関係

1 年度別長期経理貸借対照表・損益計算書..... 1084

2 年度別厚生年金保険経理貸借対照表・損益計算書..... 1094

3 年度別退職等年金経理貸借対照表・損益計算書..... 1098

4 年度別経過的長期経理貸借対照表・損益計算書..... 1102

5 年度別業務経理貸借対照表・損益計算書..... 1106

6 年度別退職等年金給付準備業務経理貸借対照表・損益計算書..... 1114

7 年度別保健経理貸借対照表・損益計算書..... 1116

8 年度別医療経理貸借対照表・損益計算書..... 1132

9 年度別宿泊経理貸借対照表・損益計算書..... 1148

10 年度別住宅経理貸借対照表・損益計算書..... 1164

11 年度別物資経理貸借対照表・損益計算書..... 1166

12 年度別短期財調経理貸借対照表・損益計算書..... 1170

13 年度別財形経理貸借対照表・損益計算書..... 1178

14 年度別旧令長期経理貸借対照表・損益計算書..... 1184

15 年度別旧令医療経理貸借対照表・損益計算書..... 1190

II 長期給付関係

1 加入組合数及び支部数..... 1202

2 長期組合員数..... 1203

2-1 長期組合員 2-2 第 2 号厚生年金被保険者

3 標準報酬月額及び一人当り金額..... 1204

3-1 長期組合員 3-2 第 2 号厚生年金被保険者

4 年金種別受給権者数、年金額及び一人当り金額..... 1208

4-1 共済年金 4-2 厚生年金給付 4-3 退職等年金給付

5 年金種別支払件数、支払額及び一人当り金額..... 1218

5-1 長期経理 5-2 厚生年金保険経理 5-3 経過的長期経理 5-4 退職等年金給付

6 一時金種別支払件数、支払額及び一件当り金額..... 1232

6-1 長期経理 6-2 厚生年金保険経理 6-3 経過的長期経理 6-4 退職等年金給付

7 長期経理等収支状況..... 1240

7-1 長期経理 7-2 厚生年金保険経理 7-3 経過的長期経理 7-4 退職等年金経理

8 長期給付財源率（保険料率）改定経過..... 1248

III 旧令年金関係

1 旧令年金種目別支給状況..... 1250

2 ガス障害者に対する療養費・医療費・諸手当の給付状況..... 1252

3 ガス障害者に対する諸手当額の推移..... 1254

IV 年度別病院・宿泊施設数の推移..... 1256

V 年度別病院・宿泊施設の病床数、宿泊定員、職員数及び稼働等の推移..... 1258

VI 直営病院関係

1-① 年度別直営病院別患者数（延人員）及び病院の開廃等状況..... 1262

1-② 年度別直営介護老人保健施設利用者数（延人員）及び施設の開廃等状況..... 1274

2-① 年度別直営病院別病床数..... 1276

2-② 年度別直営介護老人保健施設入所定員数..... 1283

3-① 年度別直営病院別職員数..... 1284

3-② 年度別直営介護老人保健施設別職員数..... 1289

VII 旧令共済病院関係

1-① 年度別旧令共済病院別患者数（延人員）及び病院の開廃等状況..... 1290

1-② 年度別旧令介護老人保健施設利用者数（延人員）及び施設の開廃等状況..... 1293

2-① 年度別旧令共済病院別病床数..... 1294

2-② 年度別旧令介護老人保健施設入所定員数..... 1297

3-① 年度別旧令共済病院別職員数..... 1298

3-② 年度別旧令介護老人保健施設別職員数..... 1301

VIII 宿泊施設関係

1 年度別施設別利用者数の推移..... 1302

2 年度別施設別宿泊定員の推移..... 1318

3 年度別施設別職員数の推移..... 1326

IX 年度別保健施設別利用者数（延人員）及び施設の開廃等状況..... 1334

X 組合別年度別財形貸付件数・金額..... 1336

XI 職員共済組合決算関係

1	年度別短期経理貸借対照表・損益計算書	1340
2	年度別保健経理貸借対照表・損益計算書	1352
3	年度別貯金経理貸借対照表・損益計算書	1360
4	年度別貸付経理貸借対照表・損益計算書	1368
5	年度別業務経理貸借対照表・損益計算書	1376
6	年度別財形経理貸借対照表・損益計算書	1384

組織及び構成員等

I	国家公務員共済組合等の変遷	1390
II	本部組織の変遷	1392
III	予算認可定員の推移	1399

凡 例

資料編では、平成11年4月1日(平成11年度初)から令和6年3月31日(令和5年度末)までの期間を対象として、「法令等」、「年表」、「統計諸表」及び「組織及び構成員等」を収録している。

「法令等」

- 1 「法令等」は、連合会『二十五年史』及び『五十年史』において、「国家公務員共済組合連合会」等の前身である各省に設置された「政府職員共済組合」に関する根拠勅令及び「財団法人政府職員共済組合連合会寄附行為」に始まる法令等、並びに「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」と、それぞれの関係法令等が制定から各年の改正を含めて平成11年3月31日までに公布された法令等が掲載されている。
- 2 この『七十五年史』は、『五十年史』の編集方針の踏襲を基本としつつ、平成11年4月1日において実効性のある法令等について、同日における規定を掲載するとともに、それ以後令和6年3月31日までに公布された新規制定法令、一部改正法令等を掲載した。ただし、同月に公布された法令等で令和6年4月1日に施行するものについてはその掲載を省略した。年金額改定法関係の法令の題名の年度(漢数字)表示は、便宜上アラビア数字とし、また、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」(平成19年法律第104号)が公布されたことに伴って廃止された社会保障協定に関する諸外国ごとに定められた協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例等に関する法令についても、紙面の都合等により掲載を省略した。
- 3 掲載した法令は、次のとおりである。
 - ① 国家公務員共済組合法関係法令
 - ② 社会保障協定特例法関係法令
 - ③ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法関係法令
 - ④ 年金額改定法関係法令
- 4 掲載した連合会関係例規は、次のとおりである。
 - ① 国家公務員共済組合連合会定款

- ② 国家公務員共済組合連合会運営規則
- ③ 国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款

(注) 「国家公務員共済組合連合会運営規則」及び「国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款」については令和6年3月31日(令和5年度末)時点のものを掲載している。

「年表」

「連合会関係」、「共済組合関係」、「社会保障関係」及び「社会一般」に区分し、各区分の事項中、日付が不明又は確認できないものについては「9. 」のような記載形式をとった。

「統計諸表」

「決算関係」では各年度別各経理別の貸借対照表・損益計算書を、「長期給付関係」では長期組合員数、標準報酬月額、年金受給権者数及び年金額等を、「旧令年金関係」では旧令年金支給状況及びガス障害者に対する諸手当の支給状況を掲載した。なお、「長期給付関係」では、事業年度ごとに刊行されている「国家公務員共済組合事業統計年報」(財務省主計局編さん・国家公務員共済組合連合会発行)に詳細にわたって統計諸表が掲載されているので、ここに掲載した統計表は、長期給付の概要が把握できる範囲のものとした。

なお、「統計諸表」の最後に職員共済組合の各年度別各経理別の貸借対照表・損益計算書を掲載している。

このほか、病院関係では、直営病院、旧令共済病院ともに病院別の患者数、病床数及び職員数を、保養宿泊関係では、施設別の利用者数、収容定員数及び職員数を、保健施設関係では、施設別の利用者数を掲載した。また別に、病院、保養宿泊、保健等施設の全体をまとめた施設数の推移及び収容定員、職員数及び稼働等の推移も掲載した。

「組織及び構成員等」

「国家公務員共済組合等の変遷」、「本部組織の変遷」、「予算認可定員の推移」、「歴代の役員、幹部職員等」、「歴代の非常勤役員」、「運営審議会委員の歴代委員等」及び「審査会、審議会、委員会等の歴代委員」に区分して掲載した。

法 令 等

法令等目次

第1 国家公務員共済組合法関係

(一) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）…平成11年4月1日現在 …… 32

(二) 国家公務員共済組合法の一部改正

(1) 介護保険法施行法（平成9年12月17日法律第124号）第42条による改正 …… 84

(2) 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第56号）附則第42条による改正 …… 86

(3) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）附則第201条による改正 …… 86

(4) 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第102号）第63条による改正 …… 87

(5) 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成11年7月16日法律第104号）第17条による改正 …… 87

(6) 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第423条及び第474条による改正 …… 88

(7) 独立行政法人林木育種センター法（平成11年12月22日法律第189号）附則第7条による改正 …… 92

(8) 独立行政法人森林総合研究所法（平成11年12月22日法律第198号）附則第7条による改正 …… 93

(9) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年12月22日法律第217号）附則第8条による改正 …… 93

(10) 国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年3月31日法律第18号）附則第29条による改正 …… 93

(11) 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成12年3月31日第21号）第1条から第4条まで及び附則第21条による改正 …… 93

(12) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成12年5月12日法律第59号）附則第23条による改正 …… 109

(13) 資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成12年5月31日法律第99号）附則第22条による改正 …… 109

(14) 一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（平成12年11月27日法律第125号）附則第7条による改正 …… 109

(15) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年12月6日法律第140号）附則第19条による改正 …… 110

(16) 医療法等の一部を改正する法律（平成12年12月6日法律第141号）附則第17条による改正 …… 110

(17) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年7月4日法律第101号）附則第86条、第89条及び第91条による改正 …… 110

(18) 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年12月7日法律第142号）附則第4条による改正 …… 112

(19) 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年12月12日法律第153号）附則第40条による改正 …… 112

(20) 独立行政法人造幣局法（平成14年5月10日法律第40号）附則第13条及び第19条による改正 …… 112

(21) 独立行政法人国立印刷局法（平成14年5月10日法律第41号）附則第14条及び第20条による改正 …… 114

(22) 日本郵政公社法施行法（平成14年7月31日法律第98号）第119条による改正 …… 115

(23) 民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年7月31日第100号）第32条による改正 …… 117

(24) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年8月2日法律第102号）附則第47条、第48条及び第70条による改正 …… 117

(25) 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）附則第10条による改正 …… 121

(26) 独立行政法人国立病院機構法（平成14年12月20日法律第191号）附則第24条による改正 …… 122

(27) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年4月30日法律第31号）附則第28条による改正 …… 122

(28) 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年6月4日法律第62号）附則第6項による改正 …… 122

(29) 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年7月16日法律第117号）第26

条による改正 …… 123

(30) 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年6月23日法律第130号）第1条から第6条まで、第9条から第13条まで及び第17条から第19条までによる改正 …… 123

(31) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年6月23日法律第132号）附則第29条及び第45条による改正 …… 160

(32) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年4月1日法律第25号）附則第24条による改正 …… 160

(33) 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年6月29日法律第77号）附則第34条による改正 …… 160

(34) 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）第66条、第98条及び第136条による改正 …… 161

(35) 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年2月10日法律第1号）附則第18条による改正 …… 165

(36) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第20号）附則第16条による改正 …… 165

(37) 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第21号）附則第9条による改正 …… 165

(38) 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第23号）附則第9条による改正 …… 165

(39) 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年3月31日法律第24号）附則第17条による改正 …… 166

(40) 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成18年3月31日法律第25号）附則第13条による改正 …… 166

(41) 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年3月31日法律第26号）附則第26条による改正 …… 166

(42) 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第27号）附則第9条による改正 …… 167

(43) 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成18年3月31日法律第28号）附則第17条による改正 …… 167

(44) 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第29号）附則第9条による改正 …… 168

(45) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第253条による改正 …… 168

(46) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第80号）附則第32条による改正 …… 168

(47) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）附則第55条から第59条までによる改正 …… 168

(48) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年12月22日法律第118号）附則第31条による改正 …… 174

(49) 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第7号）附則第12条による改正 …… 174

(50) 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第8号）附則第23条による改正 …… 175

(51) 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第9号）附則第10条による改正 …… 175

(52) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成19年3月31日法律第27号）第2条による改正 …… 175

(53) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年4月23日法律第30号）附則第70条、第71条、第72条及び第127条による改正 …… 175

(54) 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年5月16日法律第42号）附則第7条による改正 …… 177

(55) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年5月25日法律第58号）

第20条による改正	177
(56) 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年7月6日法律第108号）附則第33条による改正	177
(57) 日本年金機構法（平成19年7月6日法律第109号）附則第33条及び第66条による改正	177
(58) 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年7月6日法律第110号）附則第14条による改正	180
(59) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年12月19日法律第93号）附則第17条による改正	181
(60) 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年12月26日法律第95号）第3条による改正	182
(61) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成21年3月30日法律第5号）附則第9条による改正	182
(62) 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年3月31日法律第18号）附則第16条による改正	182
(63) 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成21年5月1日法律第36号）第3条による改正	183
(64) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年5月29日法律第41号）附則第3条による改正	183
(65) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年6月26日法律第62号）第2条による改正	183
(66) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年7月1日法律第65号）附則第9条による改正	184
(67) 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年11月30日法律第93号）附則第3条による改正	184
(68) 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成22年3月31日法律第7号）附則第4条による改正	185
(69) 国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年4月28日法律第27号）第3条及び第6条による改正	185
(70) 国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年12月3日法律第61号）附則第5条による改正	185
(71) 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年4月27日法律第26号）附則第26条による改正	186
(72) 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年5月25日法律第53号）第77条による改正	186
(73) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年5月27日法律第56号）附則第36条による改正	186
(74) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日法律第72号）第4条及び附則第26条による改正	186
(75) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成23年12月14日法律第121号）第2条による改正	187
(76) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年5月8日法律第30号）附則第30条による改正	187
(77) 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年6月27日法律第42号）附則第28条による改正	188
(78) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第62号）第10条、第12条及び第14条による改正	188
(79) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第63号）第2条並びに附則第98条、第99条、第151条及び第153条による改正	191
(80) 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年11月26日法律第96号）第5条、第6条及び附則第16条による改正	209
(81) 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年11月26日法律第97号）第2条による改正	231
(82) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年11月26日法律第99号）第3条並	

びに附則第7条及び第8条による改正	232
(83) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年6月26日法律第63号）附則第146条による改正	233
(84) 雇用保険法の一部を改正する法律（平成26年3月31日法律第13号）附則第6条による改正	234
(85) 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年5月21日法律第38号）附則第10条による改正	234
(86) 地方自治法の一部を改正する法律（平成26年5月30日法律第42号）附則第35条による改正	234
(87) 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年6月11日法律第64号）第7条による改正	234
(88) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年6月13日法律第67号）第63条による改正	235
(89) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月13日法律第69号）第97条による改正	237
(90) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月25日法律第83号）附則第43条による改正	237
(91) 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第9号）附則第125条による改正	237
(92) 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年5月7日法律第17号）附則第21条による改正	238
(93) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年5月27日法律第27号）附則第17条による改正	238
(94) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月29日法律第31号）附則第36条及び第64条による改正	238
(95) 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年6月24日法律第44号）附則第25条による改正	240
(96) 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成27年6月26日法律第48号）附則第15条による改正	241
(97) 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成27年7月8日法律第51号）附則第8条による改正	241
(98) 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成27年7月17日法律第59号）附則第27条による改正	241
(99) 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年9月18日法律第70号）附則第21条による改正	241
(100) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第17号）附則第19条による改正	242
(101) 森林法等の一部を改正する法律（平成28年5月20日法律第44号）附則第21条による改正	242
(102) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年11月24日法律第80号）附則第7条による改正	242
(103) 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第13条による改正	243
(104) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第14号）附則第15条による改正	243
(105) 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年6月2日法律第45号）第131条による改正	243
(106) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日法律第52号）第3条による改正	244
(107) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年6月8日法律第41号）附則第5条による改正	244
(108) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年5月22日法律第9号）附則第8条による改正	244
(109) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第8号）附則第149条による改正	246

(110)	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第14号）附則第15条による改正	247
(111)	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年6月5日法律第40号）第15条及び第16条並びに附則第46条及び第55条による改正	247
(112)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第52号）附則第6条及び第8条による改正	252
(113)	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日法律第37号）附則第25条による改正	252
(114)	国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日法律第61号）附則第34条による改正	252
(115)	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日法律第66号）附則第13条による改正	253
(116)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年5月25日法律第52号）附則第21条による改正	254
(117)	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年6月17日法律第68号）第199条による改正	254
(118)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年12月9日法律第96号）附則第28条による改正	254
(119)	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年5月19日法律第31号）附則第20条による改正	254
(120)	国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年6月7日法律第47号）第1条による改正	255
(121)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年6月9日法律第48号）第9条による改正	256
(三)	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年5月1日法律第129号）…平成11年4月1日現在	257
(四)	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正	
(1)	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）附則第203条による改正	274
(2)	独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成11年7月16日法律第104号）附則第10条による改正	274
(3)	中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第424条による改正	274
(4)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律（平成13年7月4日法律第101号）附則第88条による改正	275
(5)	独立行政法人造幣局法（平成14年5月10日法律第40号）附則第17条による改正	275
(6)	独立行政法人国立印刷局法（平成14年5月10日法律第41号）附則第18条による改正	275
(7)	日本郵政公社法施行法（平成14年7月31日法律第98号）第120条による改正	275
(8)	独立行政法人国立病院機構法（平成14年12月20日法律第191号）附則第25条による改正	276
(9)	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年6月23日法律第130号）第7条及び第8条による改正	276
(10)	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）第67条による改正	276
(11)	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第62号）第11条による改正	277
(12)	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第63号）附則第96条、第97条及び第151条による改正	277
(13)	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年4月18日法律第22号）附則第24条による改正	279
(五)	国家公務員共済組合法施行令（昭和33年6月30日政令第207号）…平成11年4月1日現在	280

(六)	国家公務員共済組合法施行令の一部改正	
(1)	日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関する政令（平成11年5月28日政令第165号）第5条による改正	316
(2)	中小企業総合事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年6月23日政令第204号）第4条による改正	316
(3)	司法制度改革審議会設置法施行令（平成11年7月26日政令第235号）附則第2項による改正	316
(4)	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成11年8月6日政令第249号）	316
(5)	都市基盤整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年8月18日政令第256号）第4条による改正	317
(6)	介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年9月3日政令第262号）第40条による改正	317
(7)	国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年9月16日政令第267号）第4条による改正	319
(8)	国民金融公庫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年9月20日政令第270号）第7条による改正	319
(9)	日本政策投資銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年9月20日政令第272号）第4条による改正	319
(10)	雇用・能力開発機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年9月20日政令第276号）第5条による改正	320
(11)	森林開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年9月29日政令第306号）第6条による改正	320
(12)	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成12年3月17日政令第73号）	320
(13)	農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年3月31日政令第171号）第3条による改正	321
(14)	国家公務員共済組合法施行令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成12年3月31日政令第181号）	321
(15)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成12年3月31日政令第182号）	322
(16)	中央省庁等改革のための財務省関係政令等の整備に関する政令（平成12年6月7日政令第307号）第67条による改正	323
(17)	独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年6月7日政令第326号）第16条による改正	324
(18)	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成12年6月23日政令第346号）	325
(19)	資金運用部資金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成12年6月23日政令第361号）第7条による改正	325
(20)	教育公務員特例法施行令等の一部を改正する政令（平成12年7月14日政令第380号）第2条による改正	325
(21)	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成12年8月30日政令第414号）第4条による改正	326
(22)	運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年11月15日政令第474号）第7条による改正	326
(23)	通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成12年11月27日政令第492号）第4条による改正	326
(24)	国立教育会館の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成12年12月8日政令第506号）第6条による改正	326
(25)	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年12月13日政令第508号）第9条による改正	327
(26)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成12年12月27日政令第543号）	329

(27)	年金資金運用基金法及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年1月31日政令第21号）第5条による改正……………	330
(28)	雇用保険法施行令等の一部を改正する政令（平成13年3月30日政令第103号）第5条による改正……………	331
(29)	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年11月7日政令第346号）第5条による改正……………	331
(30)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成13年11月16日政令第352号）第4条による改正……………	331
(31)	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成13年11月28日政令第366号）……………	332
(32)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成13年12月7日政令第391号）……………	332
(33)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年3月13日政令第43号）第12条による改正……………	334
(34)	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成14年6月28日政令第239号）……………	334
(35)	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年8月30日政令第282号）第9条による改正……………	335
(36)	教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（平成14年10月2日政令第303号）附則第3条による改正……	339
(37)	健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年11月27日政令第348号）第6条による改正……………	339
(38)	独立行政法人造幣局法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成14年12月18日政令第381号）第5条による改正……………	340
(39)	独立行政法人国立印刷局法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成14年12月18日政令第383号）第6条による改正……………	341
(40)	日本郵政公社法及び日本郵政公社法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年12月18日政令第385号）第56条による改正……………	341
(41)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成15年1月29日政令第16号）……………	343
(42)	基盤技術研究促進センターの権利義務の承継等に関する政令（平成15年3月24日政令第64号）附則第5条による改正……………	349
(43)	郵便貯金振興会の組織変更に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成15年3月28日政令第93号）第4条による改正……………	349
(44)	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成15年3月28日政令第99号）……………	349
(45)	株式会社産業再生機構法及び株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年4月9日政令第205号）第3条による改正……………	350
(46)	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年6月4日政令第241号）第2条による改正……………	350
(47)	平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年6月27日政令第292号）第2条による改正……………	351
(48)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成15年6月27日政令第293号）附則第23条による改正……………	351
(49)	独立行政法人国際観光振興機構法施行令（平成15年6月27日政令第294号）附則第6条による改正……………	351
(50)	独立行政法人自動車事故対策機構法施行令（平成15年6月27日政令第295号）附則第8条による改正……………	352
(51)	独立行政法人空港周辺整備機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年6月27日政令第296号）第4条による改正……………	352
(52)	独立行政法人海上災害防止センターの設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年6月27日政令第297号）第3条による改正……………	352
(53)	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年7月24日政令第322号）第3条による改正……………	352
(54)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15	

	年7月24日政令第328号）第3条による改正……………	353
(55)	独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年7月24日政令第329号）附則第22条による改正……………	353
(56)	独立行政法人農畜産業振興機構法施行令（平成15年7月30日政令第342号）附則第14条による改正……………	353
(57)	独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成15年7月30日政令第343号）附則第22条による改正……………	353
(58)	独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（平成15年7月30日政令第344号）附則第10条による改正……………	354
(59)	独立行政法人国民生活センター法施行令（平成15年8月6日政令第358号）附則第7条による改正……………	354
(60)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成15年8月8日政令第364号）附則第17条による改正……………	354
(61)	放送大学学園法施行令（平成15年8月8日政令第365号）附則第9条による改正……………	354
(62)	独立行政法人日本学術振興会法施行令（平成15年8月8日政令第367号）附則第7条による改正……………	355
(63)	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成15年8月8日政令第368号）附則第18条による改正……	355
(64)	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年8月8日政令第369号）附則第9条による改正……	355
(65)	独立行政法人日本芸術文化振興会法施行令（平成15年8月8日政令第370号）附則第7条による改正……………	355
(66)	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年8月29日政令第390号）第5条による改正……………	356
(67)	中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成15年9月3日政令第391号）附則第7条による改正……………	356
(68)	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法施行令（平成15年9月3日政令第392号）附則第11条による改正……	356
(69)	独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年9月3日政令第393号）附則第10条による改正……………	356
(70)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法施行令（平成15年9月3日政令第394号）附則第9条による改正……………	357
(71)	独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年9月10日政令第397号）第3条による改正……………	357
(72)	独立行政法人日本貿易振興機構法施行令（平成15年9月10日政令第406号）附則第10条による改正……………	357
(73)	独立行政法人国際協力機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年9月12日政令第410号）第4条による改正……………	357
(74)	独立行政法人国際交流基金の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年9月12日政令第412号）第3条による改正……………	358
(75)	独立行政法人労働政策研究・研修機構法施行令（平成15年9月18日政令第416号）附則第13条による改正……	358
(76)	独立行政法人緑資源機構法施行令（平成15年9月25日政令第438号）附則第18条による改正……………	358
(77)	独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成15年9月25日政令第439号）附則第8条による改正……………	358
(78)	独立行政法人理化学研究所法施行令（平成15年9月25日政令第440号）附則第8条による改正……………	359
(79)	国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成15年12月3日政令第483号）第21条による改正……………	359
(80)	独立行政法人環境再生保全機構法施行令（平成15年12月5日政令第489号）附則第23条による改正……………	359
(81)	日本環境安全事業株式会社の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年12月5日政令第490号）第2条による改正……………	360
(82)	情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年12月10日政令第493号）附則第11条による改正……………	360
(83)	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年12月12日政令第516号）附則第46条による改正……………	360
(84)	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年12月25日政令第543号）附則第2条による改正……………	361
(85)	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年12月25日政令第546号）附則第2項による改正……………	361
(86)	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成15年12月25日政令第553号）第6条による改正……………	361
(87)	独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成15年12月25日政令第555号）附則第19条による改正……	362

(88)	独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成15年12月25日政令第556号）附則第16条による改正 ……	362
(89)	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）附則第18条による改正 ……	362
(90)	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成16年1月30日政令第14号）第5条による改正 ……	362
(91)	独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成16年3月5日政令第32号）附則第16条による改正 ……	363
(92)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年3月19日政令第44号） ……	363
(93)	成田国際空港株式会社法施行令（平成16年3月19日政令第50号）附則第23条による改正 ……	364
(94)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成16年3月26日政令第83号）附則第20条による改正 ……	364
(95)	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成16年4月9日政令第160号）附則第25条による改正 ……	364
(96)	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成16年5月26日政令第181号）第10条による改正 ……	365
(97)	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成16年6月16日政令第200号） ……	365
(98)	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成16年6月23日政令第207号） ……	366
(99)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年9月29日政令第286号） ……	366
(100)	独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成16年9月29日政令第294号）第5条による改正 ……	373
(101)	年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成16年11月25日政令第366号）附則第18条による改正 ……	373
(102)	厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成16年12月3日政令第383号）第6条による改正 ……	373
(103)	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成16年12月22日政令第404号）第4条による改正 ……	374
(104)	信託業法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成16年12月28日政令第429号）第7条による改正 ……	374
(105)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成17年4月1日政令第118号） ……	374
(106)	老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成17年5月2日政令第173号）第4条による改正 ……	385
(107)	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法施行令（平成17年5月27日政令第190号）附則第6条による改正 ……	385
(108)	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成17年6月1日政令第203号）第34条による改正 ……	385
(109)	独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成17年6月24日政令第224号）附則第12条による改正 ……	386
(110)	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成17年8月15日政令第279号）附則第6条による改正 ……	387
(111)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年2月1日政令第14号）第12条による改正 ……	387
(112)	総合法律支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年2月24日政令第25号）第2条による改正 ……	387
(113)	国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成18年3月29日政令第73号）第3条による改正 ……	387
(114)	介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年3月31日政令第154号）附則第41条による改正 ……	388
(115)	老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成18年7月21日政令第241号）第5条による改正 ……	388
(116)	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年8月18日政令第277号）第4条による改正 ……	389
(117)	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年8月30日政令第286号）第8条による改正 ……	390
(118)	国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年9月15日政令第296号）第3条による改正 ……	391
(119)	地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成18年12月8日政令第375号）附則第9条による改正 ……	391

(120)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年12月20日政令第390号）第5条による改正 ……	392
(121)	防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年1月4日政令第3号）第14条による改正 ……	393
(122)	独立行政法人住宅金融支援機構法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年2月23日政令第31号）第10条による改正 ……	394
(123)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第77号） ……	394
(124)	執行官法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年3月31日政令第119号）第4条による改正 ……	407
(125)	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年4月23日政令第161号）第3条による改正 ……	408
(126)	信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令等の整備等に関する政令（平成19年7月13日政令第207号）第17条による改正 ……	408
(127)	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年7月13日政令第210号）第4条による改正 ……	408
(128)	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年7月20日政令第216号）第4条による改正 ……	408
(129)	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年7月20日政令第219号）第2条による改正 ……	409
(130)	証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年8月3日政令第233号）第33条による改正 ……	409
(131)	郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年8月3日政令第235号）第39条及び第92条による改正 ……	409
(132)	総合研究開発機構法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年8月8日政令第252号）第4条による改正 ……	412
(133)	自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成19年9月14日政令第287号）第10条及び第11条による改正 ……	412
(134)	平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成19年11月2日政令第326号）附則第4条による改正 ……	412
(135)	平成十二年度以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成19年11月9日政令第333号）附則第3条による改正 ……	412
(136)	地方公営企業等金融機構法施行令（平成19年12月21日政令第384号）附則第5条による改正 ……	413
(137)	競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年12月27日政令第388号）第3条による改正 ……	413
(138)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成20年3月31日政令第85号） ……	413
(139)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年3月31日政令第116号）第8条による改正 ……	419
(140)	独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年3月31日政令第127号）第6条による改正 ……	429
(141)	株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年5月21日政令第180号）第9条による改正 ……	429
(142)	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年6月27日政令第210号）第6条による改正 ……	429
(143)	公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年7月16日政令第226号）第6条による改正 ……	430
(144)	株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年7月25日政令第237号）第10条による改正 ……	430

(145)	全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成20年9月12日政令第283号）第6条による改正……………	430
(146)	株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成20年9月19日政令第297号）第15条による改正 ……	430
(147)	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年11月21日政令第357号）第5条による改正……………	431
(148)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年12月5日政令第371号）第3条による改正……………	435
(149)	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年3月31日政令第76号）第8条による改正……………	436
(150)	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年3月31日政令第102号）第6条による改正……………	437
(151)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年4月30日政令第135号）第5条による改正……………	437
(152)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年5月22日政令第139号）第4条による改正……………	439
(153)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成21年5月29日政令第142号）第2条による改正……………	439
(154)	我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年6月12日政令第155号）第6条による改正 ……	439
(155)	株式会社企業再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年8月28日政令第235号）第3条による改正……………	439
(156)	防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成21年11月20日政令第265号）第4条による改正……………	439
(157)	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年12月24日政令第296号）第13条による改正……………	440
(158)	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成21年12月28日政令第305号）第2条による改正……………	440
(159)	日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年12月28日政令第310号）第11条による改正……………	440
(160)	防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成22年2月3日政令第6号）第4条による改正……………	441
(161)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成22年3月25日政令第40号）第2条による改正 ……	442
(162)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成22年3月26日政令第42号）……………	442
(163)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成22年3月31日政令第65号）第5条による改正……………	443
(164)	国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成22年4月1日政令第108号）第3条による改正……………	444
(165)	国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（平成22年7月22日政令第170号）附則第2条による改正……………	444
(166)	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成22年9月8日政令第194号）第3条による改正……………	445
(167)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年3月30日政令第55号）第3条による改正……………	445
(168)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成23年3月31日政令第58号）……………	445
(169)	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成23年5月27日政令第151号）第4条による改正……………	447
(170)	独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年6月10日政令第166号）第8条による改正……………	447
(171)	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年7月1日政令第205号）による改正……………	448
(172)	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年7月15日政令第220号）第8条による改正……………	448
(173)	原子力損害賠償支援機構法施行令（平成23年8月10日政令第257号）附則第4条による改正……………	448

(174)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年10月21日政令第327号）第4条による改正……………	448
(175)	沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年10月31日政令第334号）第4条による改正……………	451
(176)	株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年12月26日政令第423号）第4条による改正……………	451
(177)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年2月22日政令第38号）第3条による改正……………	451
(178)	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成24年3月22日政令第54号）附則第18条による改正……………	452
(179)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成24年3月28日政令第74号）第3条による改正……………	452
(180)	非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年7月19日政令第197号）第22条による改正……………	452
(181)	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年7月25日政令第202号）第10条による改正……………	453
(182)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年11月28日政令第282号）第3条による改正……………	453
(183)	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年3月8日政令第51号）第3条による改正……………	453
(184)	国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年3月13日政令第55号）第10条による改正……………	453
(185)	前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成25年3月13日政令第57号）附則第2条による改正……………	454
(186)	株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年3月15日政令第65号）第2条による改正……………	454
(187)	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成25年3月21日政令第70号）第3条による改正……………	454
(188)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成25年3月27日政令第86号）……………	454
(189)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年6月12日政令第174号）第3条による改正……………	456
(190)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成25年7月31日政令第226号）……………	456
(191)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年9月4日政令第256号）第5条による改正……………	465
(192)	株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年9月13日政令第273号）第3条による改正……………	465
(193)	国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成25年9月26日政令第282号）……………	465
(194)	自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年12月20日政令第356号）第3条による改正……………	467
(195)	国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令（平成25年12月26日政令第357号）第2条による改正……………	467
(196)	地方公共団体情報システム機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年12月26日政令第366号）第3条による改正……………	467
(197)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成26年2月5日政令第23号）第3条による改正……………	467
(198)	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年2月13日政令第29号）第2条による改正……………	468
(199)	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関	

する政令（平成26年2月19日政令第39号）第4条による改正	468
(200) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年3月24日政令第73号）第21条による改正	468
(201) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成26年3月28日政令第85号）	469
(202) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成26年3月31日政令第121号）第3条による改正	471
(203) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年3月31日政令第129号）第4条による改正	471
(204) 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年5月29日政令第195号）第10条による改正	472
(205) 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年6月27日政令第234号）第3条による改正	472
(206) 電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年7月2日政令第244号）第4条による改正	472
(207) 独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成26年7月16日政令第261号）附則第6条による改正	472
(208) 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年8月6日政令第273号）第4条による改正	473
(209) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年9月25日政令第313号）第9条による改正	473
(210) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年11月19日政令第365号）第5条による改正	473
(211) 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年12月19日政令第407号）第3条による改正	475
(212) 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成27年2月4日政令第35号）第5条による改正	475
(213) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年3月18日政令第74号）第45条による改正	476
(214) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成27年3月27日政令第103号）	478
(215) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年3月31日政令第138号）附則第9条による改正	479
(216) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成27年4月30日政令第223号）	479
(217) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年8月28日政令第311号）第3条による改正	480
(218) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日政令第344号）	480
(219) 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年11月26日政令第392号）第34条による改正	494
(220) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成27年12月28日政令第444号）第3条による改正	494
(221) 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年1月22日政令第13号）第5条による改正	495
(222) 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年3月25日政令第78号）第7条による改正	495
(223) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成28年3月31日政令第129号）	495
(224) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年3月31日政令第180号）第9条による改正	496
(225) 刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律	

の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年4月15日政令第199号）第4条による改正	497
(226) 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年9月30日政令第319号）第5条による改正	497
(227) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年11月28日政令第361号）第4条による改正	498
(228) 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成28年12月7日政令第372号）第5条による改正	498
(229) 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成29年1月20日政令第4号）第7条による改正	498
(230) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成29年3月31日政令第81号）	498
(231) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年3月31日政令第98号）第4条による改正	499
(232) 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年3月31日政令第129号）第2条による改正	499
(233) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年7月28日政令第213号）第5条による改正	499
(234) 農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年10月25日政令第264号）第5条による改正	507
(235) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年3月22日政令第55号）第3条による改正	507
(236) 国家公務員共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成30年3月30日政令第117号）	507
(237) 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年3月31日政令第126号）第3条による改正	509
(238) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年7月13日政令第210号）第3条による改正	509
(239) 産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年9月21日政令第265号）第6条による改正	511
(240) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成31年3月20日政令第40号）第5条による改正	512
(241) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年4月5日政令第146号）第4条による改正	512
(242) 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年3月31日政令第138号）第2条による改正	512
(243) 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（令和2年8月14日政令第247号）	512
(244) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和3年3月31日政令第103号）	513
(245) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年8月4日政令第222号）による改正	514
(246) 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（令和3年12月3日政令第321号）	514
(247) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和4年3月25日政令第118号）	515
(248) 国家公務員法等の一部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和4年3月30日政令第128号）第5条による改正	515
(249) 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年3月31日政令第171号）第2条による改正	516
(250) 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年6月16日政令第218号）第4条による改正	516
(251) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令	

和4年6月24日政令第238号) 第4条による改正	516
(252) 国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令 (令和4年8月3日政令第265号)	517
(253) 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令 (令和4年11月11日政令第348号) 第5条による改正	521
(254) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (令和5年2月 1 日政令第23号) による改正	521
(255) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令 (令和5年3月30日政令第119号)	522
(256) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令 (令和5年12月27日政令第379号) 附則第4条による改正	522
(257) 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (令和6年1月30日政令第22号) 第6条による改正	522
 (七) 国家公務員共済組合法施行規則 (昭和33年10月11日大蔵省令第54号) …平成11年4月1日現在	524
 (八) 国家公務員共済組合法施行規則の一部改正	
(1) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成11年8月6日大蔵省令第77号)	567
(2) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成12年2月28日大蔵省令第6号)	567
(3) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成12年3月17日大蔵省令第13号)	567
(4) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令 (平成12年3月31日大蔵省令第44号)	568
(5) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成12年3月31日大蔵省令第45号)	569
(6) 中央省庁等改革のための財務省関係大蔵省令の整備等に関する省令 (平成12年8月21日大蔵省令第69号) 第48条による改正	570
(7) 独立行政法人通則法等の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令 (平成12年12月4日大蔵省令第85号) 第4条による改正	571
(8) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成12年12月28日大蔵省令第93号)	571
(9) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年3月23日財務省令第17号)	572
(10) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年3月30日財務省令第24号)	574
(11) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令 (平成14年3月29日財務省令第18号)	576
(12) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成14年9月30日財務省令第52号)	577
(13) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成15年1月31日財務省令第1号)	580
(14) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成15年2月28日財務省令第6号)	584
(15) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成15年3月31日財務省令第25号)	585
(16) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成15年5月1日財務省令第56号)	587
(17) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成15年6月13日財務省令第61号)	587
(18) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成15年12月25日財務省令第110号)	587
(19) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成16年3月31日財務省令第23号)	588
(20) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成16年3月31日財務省令第24号)	588
(21) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成16年6月30日財務省令第49号)	590
(22) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令 (平成16年9月30日財務省令第63号)	590
(23) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成16年12月28日財務省令第80号)	590
(24) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成17年3月31日財務省令第25号)	591

(25) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成18年3月31日財務省令第15号)	593
(26) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成18年9月15日財務省令第56号)	594
(27) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成18年9月28日財務省令第60号)	594
(28) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令 (平成18年9月29日財務省令第61号)	595
(29) 日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令 (平成19年1月4日財務省令第1号) 第8条による改正	598
(30) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令 (平成19年3月29日財務省令第10号)	598
(31) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令 (平成19年3月30日財務省令第11号)	599
(32) 国債規則等の一部を改正する省令 (平成19年9月14日財務省令第48号) 第5条による改正	606
(33) 債権管理事務取扱規則等の一部を改正する省令 (平成19年9月14日財務省令第49号) 第2条による改正	606
(34) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成19年9月21日財務省令第52号)	607
(35) 大正五年大蔵省令第三十一号 (財務省主管の歳入は証券をもつて納付することを得るの件) 等の一部を改正する等の省令 (平成19年9月28日財務省令第57号) 第17条による改正	607
(36) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令 (平成20年3月31日財務省令第16号)	608
(37) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年3月31日財務省令第18号)	612
(38) 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律、株式会社日本政策金融公庫法、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、地方公営企業等金融機構法、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令 (平成20年9月30日財務省令第61号) 第8条による改正	619
(39) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年12月1日財務省令第76号)	619
(40) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令 (平成20年12月22日財務省令第84号) 第2条による改正	619
(41) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年12月22日財務省令第85号)	620
(42) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年12月25日財務省令第87号)	620
(43) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成21年1月23日財務省令第3号)	621
(44) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令 (平成21年3月31日財務省令第13号)	621
(45) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成21年4月30日財務省令第35号)	621
(46) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成21年8月20日財務省令第59号)	623
(47) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成21年12月28日財務省令第74号)	623
(48) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成21年12月28日財務省令第76号)	624
(49) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成22年3月31日財務省令第24号)	624
(50) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成22年4月30日財務省令第37号)	632
(51) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成22年6月29日財務省令第43号)	632
(52) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成23年3月18日財務省令第4号)	633
(53) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成23年3月28日財務省令第7号)	633
(54) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成23年3月29日財務省令第8号)	634
(55) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成23年5月31日財務省令第26号)	634
(56) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成23年9月8日財務省令第62号)	634
(57) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成24年1月31日財務省令第11号)	635
(58) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成24年3月28日財務省令第17号)	636
(59) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成25年3月27日財務省令第8号)	637
(60) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成25年3月29日財務省令第13号)	637
(61) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (平成26年3月28日財務省令第17号)	638

(62) 支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成26年5月29日財務省令第45号）	640
(63) 支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成26年9月25日財務省令第77号）	640
(64) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成26年12月22日財務省令第98号）	640
(65) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成27年3月31日財務省令第17号）	641
(66) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成27年3月31日財務省令第18号）	641
(67) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成27年6月24日財務省令第59号）	645
(68) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年9月30日財務省令第73号）	646
(69) 国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成27年10月16日財務省令第81号）	687
(70) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成28年3月4日財務省令第7号）	688
(71) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年3月31日財務省令第14号）	689
(72) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年9月12日財務省令第65号）	690
(73) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成28年12月28日財務省令第85号）	691
(74) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成29年2月28日財務省令第2号）第1条による改正	691
(75) 国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成29年3月31日財務省令第9号）	692
(76) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成29年5月19日財務省令第40号）	695
(77) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成29年5月29日財務省令第43号）	700
(78) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年7月31日財務省令第52号）	700
(79) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成29年11月9日財務省令第59号）	705
(80) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年3月2日財務省令第3号）	706
(81) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年6月29日財務省令第46号）	727
(82) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年7月30日財務省令第58号）	730
(83) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年12月28日財務省令第71号）	735
(84) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年3月29日財務省令第3号）	737
(85) 元号を改める政令の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令（令和元年5月7日財務省令第1号）第11条による改正	742
(86) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年5月15日財務省令第2号）	742
(87) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年6月24日財務省令第7号）	747
(88) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年8月30日財務省令第20号）	747
(89) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年9月6日財務省令第25号）	748
(90) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年11月1日財務省令第30号）	749
(91) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令（令和元年12月13日財務省令第38号）第6条による改正	749
(92) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和2年6月12日財務省令第48号）	750
(93) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和2年9月30日財務省令第66号）	755
(94) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年10月26日財務省令第67号）	768
(95) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及	

び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年12月11日財務省令第78号）	770
(96) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和2年12月25日財務省令第92号）	771
(97) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和3年1月29日財務省令第2号）	773
(98) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和3年8月31日財務省令第62号）	773
(99) 国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和3年12月28日財務省令第84号）	776
(100) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年3月31日財務省令第7号）	779
(101) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年3月31日財務省令第8号）	784
(102) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年6月24日財務省令第43号）	784
(103) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年8月3日財務省令第45号）	789
(104) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年9月30日財務省令第49号）	798
(105) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和5年3月30日財務省令第4号）	806
(106) 国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和5年9月29日財務省令第53号）	808
(107) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和6年2月28日財務省令第5号）	812

第2 社会保障協定特例法関係

(一) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年6月27日法律第104号）	813

(二) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正	
(1) 日本年金機構法（平成19年7月6日法律第109号）附則第68条による改正	824
(2) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年5月27日法律第56号）附則第50条による改正	824
(3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第63号）附則第105条及び第106条による改正	824
(4) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年6月26日法律第63号）附則第137条による改正	825
(5) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月13日法律第69号）第178条による改正	826
(6) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日法律第37号）附則第50条による改正	826

(三) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成20年2月29日政令第37号）	826

(四) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正	
(1) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部を改正する政令（平成20年11月28日政令第362号）	837
(2) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成22年9月1日政令第191号）第2条による改正	840
(3) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成23年11月28日政令第359号）第2条による改正	841
(4) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成25年	

12月13日政令第345号) 第2条による改正	842
(5) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日政令第344号）第5条による改正	843
(6) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年7月28日政令第214号）附則第2条による改正	843
(五) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成20年2月29日財務省令第8号）	844
(六) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正	
(1) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年11月28日財務省令第73号）	847
(2) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成21年6月1日財務省令第41号）	847
(3) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成21年12月28日財務省令第75号）	848
(4) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成22年3月31日財務省令第24号）附則第4条による改正	848
(5) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年11月30日財務省令第59号）	849
(6) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成24年2月29日財務省令第13号）	850
(7) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成25年3月29日財務省令第13号）附則第5条による改正	850
(8) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年12月24日財務省令第63号）	850
(9) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年9月30日財務省令第73号）第3条による改正	850
(10) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年9月12日財務省令第65号）第3条及び第4条による改正	851
(11) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年7月31日財務省令第52号）第2条による改正	852
(12) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年3月2日財務省令第3号）第2条による改正	852
(13) 国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和5年9月29日財務省令第53号）附則第3条による改正	853
(14) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（令和5年12月27日財務省令第58号）	854

第3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法関係

(一) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年12月12日法律第256号）…平成11年4月1日現在	855

(二) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正	
(1) 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第56号）附則第26条による改正	861
(2) 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第387条による改正	861
(3) 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年6月20日法律第53号）附則第5条による改正	862
(4) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年5月25日法律第58号）第1条による改正	862
(5) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第62号）附則第57条による改正	862
(6) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第63号）附則第119条による改正	862
(7) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年6月5日法律第40号）附則第62条による改正	863

(三) 年金額改定政令

(1) 平成11年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成11年6月2日政令第169号）	863
(2) 平成12年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成12年5月31日政令第241号）	868
(3) 中央省庁等の改革のための財務省関係政令等の整備に関する政令（平成12年6月7日政令第307号）第175条による改正	873
(4) 平成12年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成13年5月25日政令第188号）	873
(5) 平成12年度及び平成13年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成14年5月24日政令第179号）	874
(6) 平成12年度、平成13年度及び平成14年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成15年3月31日政令第155号）	874
(7) 平成12年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成19年11月2日政令第326号）	874
(8) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日政令第344号）第4条による改正	877

第4 年金額改定法関係

(一) 平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成12年3月31日法律第34号）	878
(二) 平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成13年3月30日法律第13号） ○ 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律第39号）附則第37条による一部改正	878
(三) 平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成14年3月31日法律第21号）	879
(四) 平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成15年3月31日法律第19号）	879
(五) 平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成15年3月31日政令第157号）	880

(六) 平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成16年3月31日法律第23号）

○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年6月11日法律第104号）附則第66条による「平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律」への題名改正.....

884

(七) 平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成16年3月31日政令第114号）.....

885

○ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年9月29日政令第286号）附則第11条による廃止

889

(八) 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成17年3月30日政令第82号）.....

890

(九) 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正

(1) 国家公務員共済組合法による再評価の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成18年3月29日政令第75号）.....

895

(2) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第77号）第6条による改正.....

900

(3) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成20年3月31日政令第85号）第4条による改正.....

900

(4) 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令（平成21年3月27日政令第58号）.....

901

(5) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成22年3月26日政令第42号）第5条による改正.....

906

(6) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成23年3月31日政令第58号）第3条による改正.....

912

(7) 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成24年3月28日政令第58号）.....

918

(8) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成25年3月27日政令第86号）第5条による改正.....

924

(9) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成26年3月28日政令第85号）第3条による改正.....

925

(10) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成27年3月27日政令第103号）第5条による改正.....

932

(11) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日政令第344号）第15条による廃止.....

938

(十) 平成28年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成28年3月31日政令第130号）.....

939

(十一) 平成28年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正

(1) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成29年3月31日政令第81号）第3条による改正.....

939

(2) 国家公務員共済組合法施行令及び平成29年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成30年3月30日政令第117号）第2条による改正 ...

940

(3) 平成30年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成31年3月29日政令第122号）.....

940

(4) 平成31年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和2年3月30日政令第103号）.....

940

(5) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和3年3月31日政令第103号）第4条による改正.....

940

(6) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和4年3月25日政令第118号）第4条による改正.....

941

(7) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和5年3月30日政令第119号）第4条による改正.....

941

第5 連合会関係例規

(一) 国家公務員共済組合連合会定款…平成11年4月1日現在.....

942

(二) 国家公務員共済組合連合会定款の一部変更

(1) 平成12年6月29日公告.....

945

(2) 平成16年3月31日公告.....

946

(3) 平成16年10月1日公告.....

946

(4) 平成17年3月31日公告.....

947

(5) 平成21年8月11日公告.....

947

(6) 平成26年7月2日公告.....

947

(7) 平成27年9月30日公告.....

947

(8) 平成28年7月6日公告.....

952

(9) 平成29年7月7日公告.....

952

(10) 平成30年7月6日公告.....

953

(11) 令和元年7月11日公告.....

953

(12) 令和2年7月8日公告.....

953

(13) 令和4年3月31日公告.....

953

(14) 令和4年8月1日公告.....

954

(15) 令和5年8月9日公告.....

954

(三) 国家公務員共済組合連合会運営規則…令和6年3月31日現在.....

955

(四) 国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款…令和6年3月31日現在.....

958

第1 国家公務員共済組合法関係

(一) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）

…平成11年4月1日現在

目次

第一章	総則（第一条―第二条）
第二章	組合及び連合会
第一節	組合（第三条―第二十条）
第二節	連合会（第二十一条―第三十六条）
第三章	組合員（第三十七条―第四十条）
第四章	給付
第一節	通則（第四十一条―第五十条）
第二節	短期給付
第一款	通則（第五十一条―第五十三条）
第二款	保健給付（第五十四条―第六十五条）
第三款	休業給付（第六十六条―第六十九条）
第四款	災害給付（第七十条・第七十一条）
第三節	長期給付
第一款	通則（第七十二条―第七十五条）
第二款	退職共済年金（第七十六条―第八十条の二）
第三款	障害共済年金及び障害一時金（第八十一条―第八十七条の七）
第四款	遺族共済年金（第八十八条―第九十三条の三）
第四節	給付の制限（第九十四条―第九十七条）
第五章	福祉事業（第九十八条）
第六章	費用の負担（第九十九条―第一百条）
第七章	審査請求（百三条―第一百条）
第八章	国家公務員共済組合審査会（百十一条）
第九章	雑則（百十二条―百二十七条）
第十章	罰則（百二十八条―百三十一条）
附則	

第一章	総則
(目的)	
第一条	この法律は、国家公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。
2	国は、前項の共済組合の健全な運営と発達を図られるように、必要な配慮を加えるものとする。
(年金額の改定)	
第一条の二	この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。
(定義)	
第二条	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一	職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）をいう。
二	被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
イ	組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

ロ	組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの
ハ	組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの
三	遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。
四	退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。
五	報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。
六	各省各庁 衆議院、参議院、総理府（内閣及び自治省を含む。）、各省（自治省を除く。）、裁判所及び会計検査院をいう。
2	前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
3	第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十一条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

第二章	組合及び連合会
第一節	組合
(設立及び業務)	
第三条	各省各庁ごとに、その所属の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。
2	前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。
一	総理府
イ	防衛庁に属する職員（ロに掲げる職員を除く。）
ロ	防衛施設庁に属する職員（自衛官を除く。）
二	法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び政令で定める機関に属する職員
三	大蔵省
イ	印刷局に属する職員
ロ	造幣局に属する職員
四	厚生省 地方医務局、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターに属する職員
五	農林水産省 林野庁に属する職員

3	組合は、第五十一条各号に掲げる短期給付及び第七十二条第一項各号に掲げる長期給付を行うものとする。
4	組合は、前項に定めるもののほか、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の納付に関する業務を行う。
5	組合は、前二項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条各号に掲げる福祉事業（第五章を除き、以下「福祉事業」という。）を行うことができる。
(法人格)	
第四条	組合は、法人とする。
(事務所)	
第五条	組合は、各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）の指定する地に主たる事務所を置く。
2	組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
(定款)	
第六条	組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
一	目的

- 二 名称

三 事務所の所在地

四 運営審議会に関する事項

五 組合員の範囲に関する事項

六 給付並びに掛金及び特別掛金に関する事項（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）

七 福祉事業に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 前項の定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に届け出なければならない。
- 4 組合は、定款の変更について第二項に規定する認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
- （住所）
- 第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- （管理）
- 第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（自治大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第五号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、防衛施設庁長官、印刷局長、造幣局長又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。
- 2 各省各庁の長（以下「組合の代表者」という。）は、組合員（組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。）のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
- （運営審議会）
- 第九条 組合の業務の適正な運営に資するため、各組合に運営審議会を置く。
- 2 運営審議会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、組合の代表者がその組合の組合員のうちから命ずる。ただし、その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものがある場合には、組合の代表者は、委員のうち一人をその者のうちから命ずることができる。
- 4 組合の代表者は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。
- 第十条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
- 一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、組合の代表者の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき組合の代表者に建議することができる。
- （運営規則）
- 第十一条 組合の代表者は、組合の業務を執行するために必要な事項で大蔵省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。
- 2 組合の代表者は、運営規則を定め、又は変更する場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。
- （国の職員及び施設の提供）
- 第十二条 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。
- 2 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。
- （組合の事務職員の公務員たる性質）
- 第十三条 組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業年度）

第十四条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（事業計画及び予算）

第十五条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを変更しようとするときは、そのつど、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

（決算）

第十六条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の承認を受けたときは、その財務諸表を事務所に備え付け、組合員の閲覧に供しなければならない。

（借入金の制限）

第十七条 組合は、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十八条 削除

（資金の運用）

第十九条 組合の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

（省令への委任）

第二十条 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に関して必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二節 連合会

（設立及び業務）

第二十一条 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うため、すべての組合をもつて組織する国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）を設ける。

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

- 一 長期給付（第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。）の事業に関する業務（基礎年金拠出金の納付に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの
- イ 長期給付の決定及び支払

ロ 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。）の計算

ハ 積立金（第三十五条の二第一項に規定する積立金をいう。二において同じ。）の積立て

ニ 積立金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ 基礎年金拠出金の納付

ヘ その他大蔵省令で定める業務
- 二 福祉事業に関する業務

3 前二項の規定は、組合が自ら前項第二号に掲げる業務を行うことを妨げるものではない。

4 連合会は、第二項に定めるもののほか、国家公務員共済組合審査会に関する事務を行うものとする。

（法人格）

第二十二条 連合会は、法人とする。

（事務所）

第二十三条 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 連合会は、必要な地に従たる事務所を設けることができる。

（定款）

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 運営審議会に関する事項

六 長期給付の決定及び支払に関する事項

七 長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る標準報酬の月額と掛金との割合及び期末手当等と特別掛金との割合に関する事項

八 福祉事業に関する事項

九 国家公務員共済組合審査会に関する事項

十 資産の管理その他財務に関する事項

十一 その他組織及び業務に関する重要事項

2 第六条第二項から第四項までの規定は、連合会の定款について準用する。
(登記)

第二十五条 連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(民法の準用)

第二十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。
(役員)

第二十七条 連合会に、役員として、理事長一人、理事十人以内及び監事三人以内を置く。

2 前項の理事のうち六人以内及び監事のうち二人以内は、組合の事務を行う組合員をもつて充てる。
(役員の職務及び権限)

第二十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、連合会の業務を監査する。
(役員の任命)

第二十九条 理事長及び監事（第二十七条第二項の規定による監事を除く。）は、大蔵大臣が任命する。

2 理事（第二十七条第二項の規定による理事を除く。以下第三十二条第三項において同じ。）は、理事長が、大蔵大臣の認可を受けて任命する。

3 前二項の規定の適用を受けない理事及び監事は、理事長が任命する。
(役員の任期)

第三十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。
(役員の欠格条項)

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

二 政党の役員

三 連合会と取引上密接な関係を有する事業者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第三十二条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたとき（第二十七条第二項の規定による理事又は監事が組合の事務を行う組合員でなくなつたときを含む。）は、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
(役員の兼業禁止)

第三十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(理事長の代表権の制限)

第三十四条 連合会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が連合会を代表する。
(運営審議会)

第三十五条 連合会の業務の適正な運営に資するため、連合会に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十六人以内で組織する。

3 委員は、理事長が組合員のうちから任命する。

4 理事長は、前項の規定により委員を任命する場合には、組合及び連合会の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命しなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

5 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

6 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

7 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。
(長期給付に充てるべき積立金の積立て及び運用)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

2 連合会は、前項の規定により積み立てた積立金の額のうち、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金（基礎年金拠出金に係る積立金を含む。）の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。
(準用規定)

第三十六条 第七条、第十一条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、連合会について準用する。この場合において、第十一条中「組合の代表者」とあるのは「理事長」と、第十三条中「組合」とあるのは「連合会の役員及び連合会」と読み替えるものとする。

第三章 組合員

(組合員の資格の得喪)

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省各庁の職員をもつて組織する組合（第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により同項各号の職員をもつて組織する組合）の組合員の資格を取得する。

2 組合員は、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

3 一の組合の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。
(組合員期間の計算)

第三十八条 組合員である期間（以下「組合員期間」という。）の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間の年月数による。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

3 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、元の組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

4 組合員がその資格を喪失した後再び元の組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。

第三十九条及び第四十条 削除

第四章 給付

第一節 通則

(給付の決定及び支払)

第四十一条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、同法に規定する実施機

- 関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。
- 3 連合会は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に関する事務を郵政省に委託することができる。（標準報酬）

第四十二条 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上

- 2 組合は、毎年八月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同月に継続した組合員あつた期間に限るのとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 3 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の十月一日から翌年の九月三十日までの標準報酬とする。
- 4 第二項の規定は、七月一日から八月一日までの間に組合員の資格を取得した者及び第七項の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
- 5 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
- 6 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の九月三十日（七月一日から十二月

三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の九月三十日）までの標準報酬とする。

- 7 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、大蔵省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。
- 8 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の九月三十日（八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月三十日）までの標準報酬とする。
- 9 組合員の報酬月額が第二項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。（遺族の順位）

第四十三条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

- 3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第四十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第四十五条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

（給付金からの控除）

第四十六条 組合員が第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

- 2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。（不正受給者からの費用の徴収等）

第四十七条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

- 3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局若しくは第五十五条の三第一項に規定する特定承認保険医療機関又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。（損害賠償の請求権）

第四十八条 組合は、給付事由（第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、受給権者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。（給付を受ける権利の保護）

第四十九条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。（公課の禁止）

第五十条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職共済年金及び休業手当金については、この限りでない。

第二節 短期給付

第一款 通則

（短期給付の種類）

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費

二 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費

二の二 高額療養費

三 出産費

四 配偶者出産費

五 削除

六 埋葬料

七 家族埋葬料

八 傷病手当金

九 出産手当金

十 休業手当金

十の二 育児休業手当金

十一 弔慰金

十二 家族弔慰金

十三 災害見舞金

（附加給付）

第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

（短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬）

第五十二条の二 短期給付（前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の日額（以下「標準報酬の日額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

（被扶養者に係る届出及び給付）

第五十三条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、大蔵省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同項（第二号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

第二款 保健給付

（療養の給付）

第五十四条 組合は、組合員（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十六条の三まで

において同じ。）の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 食事の提供である療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び健康保険法第四十三条第二項に規定する厚生大臣の定める療養（以下「選定療養」という。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一 組合又は連合会の経営する医療機関又は薬局

二 組合員（他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行うものの組合員及び私学共済制度の加入者を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、同項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもってその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

5 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第四十三ノ九条第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、健康保険法第四十三ノ八条第一項の規定の例により算定した金額（その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額）に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（入院時食事療養費）

第五十五条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、前条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生大臣の定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する標準負担額（以下「標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 組合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、組合は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、

組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。
(特定療養費)

第五十五条の三 組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関（以下「特定承認保険医療機関」という。）から受けた療養

二 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（特定承認保険医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。）から受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に規定する金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について健康保険法第四十四条第二項第一号に規定する厚生大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）の百分の八十に相当する金額

二 当該食事療養について健康保険法第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生大臣の定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

3 第一項の療養に薬剤の支給（次の掲げるものを除く。）が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十四条第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

4 組合員が特定承認保険医療機関である第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関から療養を受けた場合又は同号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）から選定療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特定療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

5 組合員が特定承認保険医療機関（第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関を除く。）から療養を受けた場合又は同項第二号又は第三号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）から選定療養を受けた場合には、組合は、その組合員が当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うべき療養に要した費用について特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

7 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

8 第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関が健康保険法第四十四条第一項第一号の承認を受けたときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付（前条第一項に規定する入院時食事療養費に係る療養を含む。）を行わない。

9 第五十五条第七項の規定は、第五項に場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。
(療養費)

第五十六条 組合は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると認めたとき、又は組合員が保険医療機関等及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合がやむを得ないと認めたときは、療養の給付等に代えて、療業費を支給することができる。

2 組合は、組合員が第五十五条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十四条第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に健康保険法第四十三条ノ八第一項に規定する一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した金額（次項において「定率支給標準額」という。）及び当該食事療養費について算定した費用の額（その額が現に食事療養費に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額（第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

5 第三項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。
(訪問看護療養費)

第五十六条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四条ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。

3 組合員が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、組合は、その組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

6 指定訪問看護は、第五十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7 第五十五条第七項の規定は、第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。
(移送費)

第五十六条の三 組合員が療養の給付（特定療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 移送費の額は、健康保険法第四十四条ノ十四第一項に規定する命令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

(家族療養費)

第五十七条 被扶養者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十七条の三までに同じ。）が保険医療機関等又は特定承認保険医療機関から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に対し家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる場合においては、現に療養に要した費用の額の百分の七十（第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十）に相当する金額を、第七号に掲げる場合においては、第二号、第四号又は第六号に規定する金額は現に療養に要した費用の額の百分の八十に相当する金額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額に相当する金額を超えることができない。

一 保険医療機関等から第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴う療養及び選定療養を除く。）を受ける場合（第五号に掲げる場合を除く。） その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

二 保険医療機関等から第五十四条第一項第五号に掲げる療養（食事療養及び選定療養を除く。）を受ける場合（第六号に掲げる場合を除く。） その療養及びその療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費用

- 額の百分の八十に相当する金額
- 三 特定承認保険医療機関から第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴う療養を除く。）を受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に該当するもの（同項第五号に掲げる療養に伴う療養を除く。）を受ける場合（第五号に掲げる場合を除く。）その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額
- 四 特定承認保険医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養（食事療養を除く。以下この号において同じ。）を受ける場合又は保険医療機関等から同号に掲げる療養であつて選定療養に該当するものを受ける場合（第六号に掲げる場合を除く。）その療養及びその療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額
- 五 保険医療機関等から第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴う療養及び選定療養を除く。）及び同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に該当するもの（同項第五号に掲げる療養に伴う療養を除く。）を受ける場合 第一号及び第三号に規定する金額の合算額
- 六 保険医療機関等から第五十四条第一項第五号に掲げる療養（食事療養及び選定療養を除く。）及び同号に掲げる療養（食事療養を除く。）であつて選定療養に該当するものを受ける場合 第二号及び第四号に規定する金額の合算額
- 七 第二号、第四号又は前号に掲げる場合において併せて食事療養を受ける場合 第二号、第四号又は前号に規定する金額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した金額の合算額
- 3 前項第一号、第三号又は第五号の療養（六歳未満の被扶養者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、家族療養費の額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に規定する金額（その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額）から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額とする。
- 一 健康保険法第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給
- 二 健康保険法第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給
- 4 第二項第一号から第四号までに規定する療養についての費用の額の算定に関しては、同項第一号及び第二号に規定するものにあつては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、第二項第三号及び第四号に規定するものにあつては第五十五条の三第二項の療養についての費用の額の算定、第二項第七号に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定の例による。
- 5 被扶養者が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。
- 6 被扶養者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関若しくは薬局又は特定承認保険医療機関に支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。
- 8 第五十五条の二第六項、第五十五条の三第七項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。
- 9 前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項又は第三項の規定の例により算定した金額（同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。
- 10 第五十五条第七項の規定は、第六項の場合において、療養につき第四項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。
- （家族訪問看護療養費）
- 第五十七条の二 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について組合員に対し家族訪問看護療養費を支給する。
- 2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の七十に相当する金額とする。
- 3 第五十六条の二第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。
- 4 第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十六条の二第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除

した金額の支払について準用する。

（家族移送費）

第五十七条の三 被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について組合員に対し家族移送費を支給する。

2 第五十六条の三第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

（保険医療機関の療養担当等）

第五十八条 保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所（健康保険法第四十四条ノ五第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第百十七条第二項において同じ。）の看護婦その他の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

（療養に関する退職又は死亡後の給付）

第五十九条 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費、老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費を受けている場合（一年以上組合員であつた者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費を受けている場合を含む。）には、当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（他の法律に基づく共済組合の給付又は私立学校教職員共済法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。以下この条及び第六十一条第二項において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費については、その被扶養者がその期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

2 一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けている場合（一年以上組合員であつた者が死亡した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費を受けている場合を含む。）には、その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたならば同項の規定により受けることができる期間、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費を受けることができるときは、支給しない。

（他の法令による療養との調整）

第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは高額療養費の支給は、行わない。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。

（高額療養費）

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

（出産費及び配偶者出産費）

第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、標準報酬の月額に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつたが退職後六月以内に出生した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、配偶者出産費として、第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

第六十二条 削除

（埋葬料及び家族埋葬料）

第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、標準報酬の月額に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

4 埋葬料は、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

第六十四条 第五十九条第一項の規定により療養に関する給付を受けている者（当該給付が家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費である場合には、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という。）が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつたが退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。

2 第五十九条第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

3 第五十九条第三項の規定の適用がある場合には、老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費を同条第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費又は家族療養費若しくは家族訪問看護療養費とみなして、第一項の規定を適用する。

（日雇特例被保険者に係る給付との調整）

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶者出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第四章の二の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

第三款 休業給付

（傷病手当金）

第六十六条 組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）については、前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第五十九条第一項ただし書の規定を準用する。

4 傷病手当金は、同一の傷病について障害共済年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害共済年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として大蔵省令で定めるところにより算定した額が、当該障害共済年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該大蔵省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

5 傷病手当金は、同一の傷病について障害一時金の支給を受けることとなつたときは、当該障害一時金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害一時金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害一時金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害一時金の額を控除した額については、この限りでない。

6 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合には、その期間内は支給しない。

7 傷病手当金は、同一の傷病に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償が行われるときは、支給しない。

（出産手当金）

第六十七条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき標準報酬の日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出生した場合について準用する。

3 第六十一条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替えるものとする。

4 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。この場合においては、第五十九条第一項ただし書の規定を準用する。

（休業手当金）

第六十八条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき標準報酬の日額の百分の五十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一 被扶養者の病気又は負傷

二 組合員の配偶者の出産 十四日

三 組合員の公務によらない不慮の災害又はその被扶養者に係る不慮の災害 五日

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくはは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくはは葬祭 七日

五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由 運営規則で定める期間

（育児休業手当金）

第六十八条の二 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）又は裁判所の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定（第百条の二において「育児休業規定」という。）により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間一日につき標準報酬の日額の百分の二十五に相当する金額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報酬の日額の百分の五に相当する金額については、当該育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日後引き続いて六月以上組合員（第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含み、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）であるときに、支給する。

（報酬との調整）

第六十九条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金又は育児休業手当金（前条ただし書の規定により支給されるものを除く。）は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第四款 災害給付

（弔慰金及び家族弔慰金）

第七十条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については標準報酬の月額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

（災害見舞金）

第七十一条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を標準報酬の月数に乗じて得た金額を支給する。

第三節 長期給付

第一款 通則

（長期給付の種類等）

第七十二条 この法律による給付は、次のとおりとする。

- 一 退職共済年金
 - 二 障害共済年金
 - 三 障害一時金
 - 四 遺族共済年金
- 2 長期給付に関する規定は、次の各号の一に該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。
- 一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員
 - 二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員
- 3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

（年金額の自動改定）

第七十二条の二 この法律による年金である給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

（年金の支給期間及び支給期月）

第七十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

- 2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。
- 3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。
- 4 年金である給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

（併給の調整）

第七十四条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

- 一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付を除く。）を受けるとき。
- 二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けるとき。
- 三 遺族共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）及び当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けるとき。

2 前項の規定により、他の法律に基づく共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）を除く。）が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されると

きは、退職共済年金の額のうち第七十七条第二項の規定により加算する金額（以下「退職共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十二条第一項第二号に掲げる金額（同条第二項又は第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定する金額（当該障害共済年金の額が第八十二条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額）を含む。以下「障害共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第八十九条第一項第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる金額（同条第二項の規定により算定する金額（当該遺族共済年金の額が同条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。以下「遺族共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

- 3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。
- 4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。
- 5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。
- 6 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第七十四条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた退職共済年金（同条第三項又は第五項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。）の受給権者（配偶者に対する遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による遺族厚生年金（それぞれ配偶者に対するものに限る。）を受けるとするものに限る。）は、当該退職共済年金に係る同条第三項の申請を行わないときは、同条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額（同条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該退職共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。）の二分の一（第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金にあつては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に当該加給年金額を加算した金額。次項において同じ。）に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

- 2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。
- 3 退職共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による老齢厚生年金について、第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものによりその一部の支給の停止の解除を申請した者は、遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の額（前条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該遺族共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。）の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。
- 4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る遺族共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額の三分の二に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。
- 5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。

第七十四条の三 この法律による年金である給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者がこの法律による他の年金である給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当

該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第七十四条の四 この法律による年金である給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべきこの法律による年金である給付があるときは、大蔵省令で定めるところにより、当該年金で給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。（死亡の推定）

第七十四条の五 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。（年金受給者の書類の提出等）

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 連合会は、前項の要求した場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職共済年金

（退職共済年金の受給権者）

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十五歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

（退職共済年金の額）

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 二 組合員期間が二十未満である者 平均標準報酬月額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第七十八条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定され

た場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千四百円とし、同項に規定する子については一人につき七万四千八百円（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千四百円）とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。
- 三 配偶者が、離婚したとき。
- 四 配偶者が、六十五歳に達したとき。
- 五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。
- 六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。
- 七 子が、婚姻したとき。
- 八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
- 九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
- 十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（組合員である間の退職共済年金の支給の停止等）

第七十九条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

- 一 その者の標準報酬の月額と当該退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十二万円以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額
- 二 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十二万円を超え、かつ、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイから二までに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから二までに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額
- イ 基本月額が二十二万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額
- ロ 基本月額が二十二万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額
- ハ 基本月額が二十二万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額
- ニ 基本月額が二十二万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

3 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているもの

を除く。)の支給を受けることができるとき、又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

4 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。
(他の共済組合の組合員等である間の退職共済年金の支給の停止)

第八十条 退職共済年金の受給権者が他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの(地方の組合の組合員を除く。)若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの又は国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者(以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。)となつた場合において、当該受給権者の各年(当該受給権者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が政令で定める金額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額(退職共済年金の職域加算額及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。)に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する政令で定める金額は、国家公務員の標準的な給与の年額から国家公務員であつた者が受ける標準的な年金の額を控除した金額を勘案して定めるものとし、同項に規定する政令で定める率は、同項に規定する所得金額の増加に応じて、当該所得金額が、同項に規定する政令で定める金額を超え当該標準的の給与の年額に対応する額以下である場合には百分の一から百分の五十までの間を逡増するように、当該標準的な給与の年額に対応する額を超える場合には百分の五十から百分の九十までの間を逡増するようにすることを基準として定めるものとする。

3 第一項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十四年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(退職共済年金の失権)

第八十条の二 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三款 障害共済年金及び障害一時金
(障害共済年金の受給権者)

第八十一条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

3 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、障害認定日において前項に規定する障害等級(以下「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

5 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、その傷病(以下この項において「基準傷病」という。)以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害(以下この項において「基準障害」という。)と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)に係る初診日以後であるときに限る。)は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

6 前項の障害共済年金の支給は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。
(障害共済年金の額)

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年

金については、第一号に掲げる金額が五十八万五千元より少ないときは、五十八万五千元を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

二 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病(以下「公務等傷病」という。)によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等による障害共済年金」という。)の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の三十)に相当する金額(組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬月額額の千分の一・五(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千分の一・八七五)に相当する金額を加えた金額)とする。

3 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。)の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級一級 四百十四万八千円

二 障害等級二級 二百五十六万二千元

三 障害等級三級 二百三十一万八千円

4 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(前条第五項の規定による障害共済年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第八十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれの障害に係る障害認定日(同項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日)のうちいずれか遅い日とする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千四百円とする。

4 第七十八条第四項(第五号から第十号までを除く。)の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。
(障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定)

第八十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病(当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第八十七条第四項ただし書において同じ。)の初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害(障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

3 第一項の規定は、障害共済年金(障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)の受給権者(当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。)であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。
(二以上の障害がある場合の取扱い)

第八十五条 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十一条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金(障害共済年金のうち、公務等によ

る障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金の支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額
 - 二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額
- 3 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。
- 4 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。
- 5 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。
- 6 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となった障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十六条 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。次項において同じ。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至ったとき（当該障害基礎年金の給付事由となった障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となった障害と当該障害基礎年金の給付事由となった障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

- 2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となった障害の程度より増進したとき（当該併合された障害に係る同項に規定するその他障害が第八十四条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となったその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

（組合員である間の障害共済年金の支給の停止等）

第八十七条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

- 一 その者の標準報酬の月額と当該障害共済年金の額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十二万円以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額
- 二 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十二万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額
- イ 基本月額が二十二万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額
- ロ 基本月額が二十二万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十二万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額
- ハ 基本月額が二十二万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合 その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額
- ニ 基本月額が二十二万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合 その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

- 3 第七十九条第三項の規定は、第八十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第七十九条第三項中「前条第一項」とあるのは、「第八十三条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

（厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止）

第八十七条の二 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）又は第八十条第一項に規定する他の共済組合の組合員等（以下この項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）となつた場合において、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における同条第一項に規定する所得金額が同項の規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第八十条第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による障害共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金の失権）

第八十七条の三 障害共済年金を受ける権利は、第八十五条第四項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。
- 三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

（障害共済年金と傷病補償年金等との調整）

第八十七条の四 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）については、国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十（その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の三十）に相当する金額（第八十五条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額）（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）の支給を停止する。

（障害一時金の受給権者）

第八十七条の五 公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費若しくは医療費の支給、老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第五十九条第一項又は同法の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

- 2 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第八十七条の六 前条の場合において、退職の日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

- 一 この法律による年金である給付の受給権者（最後に障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受

- 給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）
- 二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者（最後に障害状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）
- 三 当該傷病について国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者（障害一時金の額）
- 第八十七条の七 障害一時金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算して得た金額の百分の二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額が五十八万五千元より少ないときは、五十八万五千元を同号に掲げる金額とする。
- 一 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額
- 二 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額
- 第四款 遺族共済年金
- （遺族共済年金の受給権者）
- 第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。
- 一 組合員（失踪の宣言を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。）が、死亡したとき。
- 二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。
- 三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。
- 四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。
- 2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。
- （遺族共済年金の額）
- 第八十九条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額に口に掲げる金額を加算して得た金額
- イ 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- ロ 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- 二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額に口に掲げる金額を加算して得た金額
- イ 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額
- ロ 次の（1）又は（2）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める金額の四分の三に相当する金額
- （1）組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- （2）組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬月額額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額の算定については、前項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、平均標準報酬月額額の千分の三・三七五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じた金額とする。
- 3 公務等による遺族共済年金の額が百三万七千円より少ないときは、百三万七千円を当該遺族共済年金の額とする。
- 第九十条 遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に五十八万五千元を加算した金額とする。

- （遺族共済年金の支給の停止）
- 第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。
- 2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。
- 3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。
- 4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。
- 6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。
- 第九十二条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位の者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。
- 2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。
- 第九十三条 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。
- 2 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第九十条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。
- （遺族共済年金の失権）
- 第九十三条の二 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。
- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）
- 三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。
- 四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
- 2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。
- 一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
- 二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までのある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
- （遺族共済年金と遺族補償年金との調整）
- 第九十三条の三 公務等による遺族共済年金については、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）の支給を停止する。
- 第四節 給付の制限
- （給付の制限）
- 第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。
- 2 遺族共済年金である給付又は第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第百十二条第三項において「遺族給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させ

た者についても、同様とする。

- 3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったことにより、病気、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十四条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による障害共済年金の額の改定を行うことができる。

第九十五条 組合がこの法律に基く給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第九十六条 第一百条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき又は組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第五章 福祉事業

（福祉事業）

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- 二 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 三 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 四 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 五 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- 六 組合員の需要する生活必需物資の供給
- 七 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの
- 八 前各号に掲げる事業に附帯する事業

第六章 費用の負担

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

- 一 短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含み、第三項（第二号を除く。）の規定による国の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。
- 二 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額と同号の掛金、特別掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるようにすること。
- 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び特別掛金並びに国の負担金をもって充てる。
 - 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
 - 二 長期給付に要する費用 掛金及び特別掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
 - 三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりそ

の額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 国の負担金百分の百

3 国は、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金の額に雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による育児休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額

4 第二項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため国が負担すべき金額は、毎年度、国の予算をもつて定める。

5 専従職員（国家公務員法第八十八条の二の職員団体又は国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第三条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「並びに国の負担金」とあるのは「、職員団体の負担金並びに国の負担金」と、同項第一号、第二号及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。（掛金）

第一百条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と掛金との割合は、組合（前条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会）の定款で定める。

4 組合員が、その組合内において、前条第一項第二号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより、掛金の額を調整することができる。

（育児休業期間中の掛金の特例）

第一百条の二 育児休業規定により育児休業をしている組合員（第二百十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

（掛金等の給与からの控除）

第一百条 組合員の給与支給機関は、毎月、報酬その他の給与を支給する際、組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、報酬その他の給与（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項及び次項において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われなときは、政令で定めるところにより、その控除が行われるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 組合は、第九十九条第二項第二号に規定する掛金については、前三項の規定による払込みがあるごとに、これを連合会に払い込まなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の規定により当該掛金が連合会に払い込まれている場合には、連合会）は、大蔵省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金を組合員に還付するものとする。

（特別掛金）

第一百条の二 特別掛金は、組合員が期末手当等（一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける月につき、徴収するものとする。

- 2 特別掛金は、組合員が受ける期末手当等の額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を標準として算定するものとし、その期末手当等と特別掛金との割合は、連合会の定款で定める。
- 3 前条の規定は、特別掛金について準用する。この場合においては、同条第一項中「毎月、報酬その他の給与を支給する際」とあるのは「次条第一項に規定する期末手当等を支給する際」と、「組合員の給与」とあるのは「組合員の当該期末手当等」と読み替えるものとする。
- （負担金）

第百二条 各省各庁の長（自治大臣を含む。）又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国又は職員団体が負担すべき金額を、毎月組合に払い込まなければならない。

- 2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。
- 3 国は、第九十九条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。
- 4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

第七章 審査請求 （審査請求）

第百三条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若しくは特別掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

- 3 審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会の設置及び組織）

第百四条 審査会は、連合会に置く。

- 2 審査会は、委員九人をもつて組織する。
- 3 委員は、組合員を代表する者、国を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、大蔵大臣が委嘱する。
- 4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行う。
- （議事）

第百五条 審査会は、組合員を代表する委員、国を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（組合に対する通知等）

第百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

（政令への委任）

第百七条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第百八条から第百十条まで 削除

第八章 国家公務員共済組合審議会 （国家公務員共済組合審議会）

第百十一条 この法律に基づく組合に関する制度及びその行う給付その他の事業の運営に関する重要事項について、大蔵大臣の諮問に応じて調査審議するため、大蔵省に、国家公務員共済組合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項について、大蔵大臣に建議することができる。
- 3 審議会は、委員十一人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験がある者、国を代表する者及び組合員を代表する者のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則 （時効）

第百十二条 この法律に基く給付を受ける権利は、この給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間を行わないときは、時効によつて消滅する。

- 2 掛金若しくは特別掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
- 3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。
- 一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの
- 二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者
- （期間計算の特例）

第百十三条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

（組合員期間以外の期間の確認）

第百十三条の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間又は私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

- 2 前項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金法、当該共済組合に係る法律又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法、当該共済組合に係る法律又は私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

- 3 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（戸籍書類の無料証明）

第百十四条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（資料の提供）

第百十四条の二 連合会は、年金である給付に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第三項（第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官、当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第七十九条第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（端数の処理）

第百十五条 長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額（第七十八条第一項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、この法律による給付並びに掛金及び特別掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

（大蔵大臣の権限）

第百十六条 組合及び連合会の業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

- 2 組合及び連合会は、大蔵省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。
- 3 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

4 大蔵大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合又は連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第百十七条 大蔵大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、組合の指定訪問看護に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）に対し、その行つた訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に関し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者（指定訪問看護事業者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員をして関係者に対し質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所につき帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 当該職員は、前二項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（権限の委任）

第百十七条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

（医療に関する事項等の報告）

第百十八条 組合は、大蔵省令・厚生省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

（船員組合員の資格の得喪の特例）

第百十九条 船員保険の被保険者（以下「船員」という。）である組合員（以下「船員組合員」という。）の船員組合員としての資格の得喪については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

（船員組合員の療養の特例）

第百二十条 船員組合員が公務又は通勤によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十四条から第五十九条まで及び第六十条の二の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ六までの規定の例による。

（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）

第百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に関する給付を除く。）

（船員組合員についての負担金の特例）

第百二十二条 国は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

第百二十三条 削除

（外国で勤務する組合員についての特例）

第百二十四条 外国で勤務する組合員に対するこの法律の適用については、政令で特例を定めることができる。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他

特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である期間引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「並びに国の負担金」とあるのは「、公庫等の負担金並びに国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第二百条第一項中「各省各庁の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、及び「国又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が大蔵省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に転出した場合については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（組合職員の取扱い）

第百二十五条 組合に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「組合職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律（第四十一条第二項及び前条を除く。）の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「並びに国の負担金」とあるのは「、組合の負担金並びに国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同条第五項中「第三条」とあるのは「第三条若しくは労働組合法（昭和二十四年法律百七十四号）第二条」とする。

2 組合職員である組合員に対する育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

（連合会役職員の取扱い）

第百二十六条 連合会の役員及び連合会に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「連合会役職員」という。）をもつて組織する共済組合を設けることができる。

2 前項の規定により共済組合を設けた場合には、連合会役職員は職員と、同項の共済組合は組合とそれぞれみなして、この法律の規定（第四十一条第二項、第六十八条の二及び第二百二十四条の二の規定を除く。）を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法との関係）

第百二十六条の二 組合員が退職し、引き続き地方の組合の組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職は、なかつたものとみなす。

2 組合員が地方の組合の組合員となつたときは、当該地方の組合を他の組合と、当該地方の組合の組合員を他の組合の組合員とそれぞれみなして、第三十七条第三項の規定を適用する。

3 組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、第三十五条の二第一項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を当該地方の組合に移換しなければならない。

4 組合員が地方の組合の組合員（地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）となつた場合（当該地方の組合の組合員が同法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員となつた場合を含み、同法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員又は同法附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員となつた場合を除く。）における第六十八条の二ただし書の規定による育児休業手当金の支給については、当該地方の組合の組合員を組合員とみなして、同条ただし書の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百二十六条の三 地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、そ

の者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員等共済組合法の規定による給付（育児休業手当金を除く。）はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百六条の四 削除

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続組合員」という。）は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

4 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

5 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第四号に該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

一 任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき（次号に規定する者を除く。）。

一の二 五十五歳（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛官のうち当該定年が五十五歳未満である者にあつては、当該定年）に達した後六十歳に達する前に任意継続組合員となつた者にあつては、六十歳に達したとき又は六十歳に達する前において任意継続組合員の資格を有しないものとしたならば国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者となるべき場合には当該退職被保険者となるべきとき（いずれのときにおいても、任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過していないときは、その二年を経過したときとする。）。

二 死亡したとき。

三 任意継続掛金（初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）。

四 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。）となつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

6 第一項及び前項第五号の申出の手続、任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に関し必要な事項並びに任意継続掛金の前納の手続、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員法との関係）

第二百六条の六 この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第七十七条に規定する年金制度とする。

（経過措置）

第二百六条の七 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（省令への委任）

第二百七条 この法律の実施のための手続その他この法律の執行に関し必要な細則は、大蔵省令で定める。

第十章 罰則

（罰則）

第二百二十八条 第百十六条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合職員、連合会役職員その他組合又は連合会の事務を行う者は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十九条（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、組合の業務上の余裕金を運用したとき。

三 第百十六条第四項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

四 この法律に規定する業務又は他の法律により組合若しくは連合会が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

第二百三十条 連合会の役員が第二十五条の規定による政令に違反して登記をすることを怠つたときは、二十万円以下の過料に処する。

第二百三十一条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第一百七条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、附則第三条第三項（同条第四項及び附則第二十条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定は、公布の日から、第十九条第二項、第三十八条第三項、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条第二項から第四項まで、第四章第三節、第百条第三項並びに附則第二十条第六項の規定は、昭和三十四年一月一日から施行する。

（旧法の効力）

第二条 改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧法」という。）中第三章第三節から第五節までの規定その他これらの規定に規定する給付に係る規定（これらの規定に基く命令の規定を含む。）は、昭和三十三年十二月三十一日まで（これらの規定を他の法令において準用し、又は適用する場合については、当分の間）は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、当該旧法の規定に抵触する限度において、本則の規定は、適用しない。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定は、第二百二十五条第一項又は第二百二十六条第二項の規定により職員とみなされる者についても適用する。

（組合及び連合会の存続）

第三条 旧法第二条の規定により設けられた共済組合（以下この条において「旧組合」という。）又は旧法第六十三条の二の規定により設けられた共済組合連合会（以下この条において「旧連合会」という。）は、昭和三十三年七月一日（以下「施行日」という。）において、それぞれ第三条又は第二十一条の規定により設けられた組合又は連合会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧法の規定により定められた旧組合の運営規則及び旧連合会の定款でこの法律の規定に抵触するものは、施行日（前条第一項に規定する給付に係る部分については、昭和三十四年一月一日）からその効力を失うものとする。

3 各省各庁の長は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条及び第十五条の規定の例により、組合の定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受けるものとする。

4 前項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「各省各庁の長」とあるのは「連合会の理事長」と、「旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条及び」とあるのは「第二十四条の規定及び第三十六条において準用する」と、「定款を定め」とあるのは「定款を変更し」と読み替えるものとする。

（組合の運営審議会の委員の任命の特例）

第三条の二 組合の運営審議会の委員の任命については、運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間、第九条第三項本文中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

（連合会の役員の任期の特例）

第四条 この法律に基いて最初に任命された連合会の理事及び監事のうち第二十七条第二項の規定によるものの半数については、理事長の定めるところにより、第三十条第一項の規定にかかわらず、その任期は、一年とする。

（連合会の運営審議会の委員の任命の特例）

第四条の二 連合会の運営審議会の委員の任命については、附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間、第三十五条第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（組合の運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

（従前の給付等）

第五条 この附則に別段の規定があるもののほか、旧法（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法を含む。）の規定に基いてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

（被扶養者に関する経過措置）

第六条 施行日の前日において旧法第十八条に規定する被扶養者であつた者で第二条第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として当該組合員又は組合員であつた者の収入により生計を維持している間に限り、同項同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病気又は負傷により生じた病気による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病気についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持している者

二 その病気又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員又は組合員であつた者が家族療養費の支給を受けている者（短期給付等に係る標準報酬の区分の特例）

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第三条ノ二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより同項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第三条及び第三条ノ二の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」とする。

3 前二項の規定は、長期給付の額の算定並びに長期給付に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

（一部負担金に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、その収容に係る傷病については、第五十五条第二項の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号の規定の例により算定する一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該傷病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第八条 組合は、当分の間、組合員が第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、当該一部負担金の払戻しその他の措置で大蔵大臣の定めるものを行うことができる。

（療養費に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（療養費等の額の特例）

第九条の二 組合員（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除くものとし、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限る。）が同法附則第一条の二の規定により読み替えられた同法第六条第四項に規定する老人保健施設から同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養（次項において「施設療養」という。）を受けた場合において、第五十六条第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該療養につき同項の規定により支給を受ける療養費の額は、同条第三項から第五項までの規定にかかわらず、同法第四十六条の二第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第五十六条第一項」とあるのは「組合員が第五十七条第八項において準用する第五十六条第一項」と、「療養費」とあるのは「家族療養費」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「第五十七条第九項」と読み替えるものとする。（資格喪失後の給付に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三十四条第二項（旧法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）、旧法第三十六条第三項若しくは旧法第五十六条第三項の規定により支給されている給付又は施行日前に組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出産し、若しくは死亡したときに、旧法第三十五条第二項（旧法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、旧法第三十八条若しくは旧法第五十六条第一項後段の規定が適用されるものとした場合にこれらの規定により支給される給付については、第五十九条第二項（第六十六条第四項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十二条第二項及び第三項、第六十四条並びに第六十七条第二項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第五十九条第三項又は第六十二条第三項若しくは第四項の規定は、前項の規定により家族療養費又はは育手当金を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

（傷病手当金の支給に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第五十五条の規定により傷病手当金の支給を受けている者については、前項第一項に定めるもののほか、第六十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特例退職組合員に対する短期給付等）

第十二条 大蔵省令で定める要件に該当するものとして大蔵大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員であつた者で国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべきもののうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、大蔵省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができる。ただし、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、当該特定共済組合の組合員であるものとみなす。

3 前項の規定により特定共済組合の組合員であるものとみなされた者（以下この条において「特例退職組合員」という。）は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

4 特例退職組合員は、同時に二以上の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者及び健康保険の被保険者（健康保険法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者を除く。）を含む。）となることができない。

5 特例退職組合員の標準報酬の月額は、毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（特例退職組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する金額の範囲内で定款で定める金額とする。

6 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この項において「特例退職掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。

7 第六十六条、第六十八条、第六十八条の二、第七十条及び第七十一条の規定にかかわらず、特例退職組合員については、傷病手当金、休業手当金、育児休業手当金、弔慰金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。

8 第六十八条の二ただし書の規定の適用については、特例退職組合員は、組合員でないものとする。

9 特例退職組合員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき（次号に規定する者を除く。）」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき」と読み替えるものとする。

10 第百条の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

11 特例退職組合員に対する短期給付の支給の特例その他特例退職組合員に関し必要な事項は、政令で定める。

（遺族の範囲の特例）

第十二条の二 組合員（海上保安官その他職務内容の特殊な職員で大蔵省令で定める者に限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で大蔵省令で定めるものに従事し、そのため公務による傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

（退職共済年金の特例）

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 六十歳以上であること。
- 一年以上の組合員期間を有すること。
- 組合員期間等が二十五年以上であること。

第十二条の四 前条の規定による退職共済年金に係る第八十条の規定の適用については、同条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

2 第七十四条の二の規定は、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。

3 第七十八条の規定は、次条第一項から第四項まで、附則第十二条の四の三、第十二条の七の二、第十二条の七の三及び第十二条の七の五の規定によりその額が算定される場合を除き、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。

第十二条の四の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに

- 限る。)の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項及び附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。
- 2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
- 一 千六百二十五円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た金額
- 二 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 3 一年以上の引き続き組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。
- 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬月額額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 4 第一項の請求があつた退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と、第七十九条第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「前条第一項に規定する加給年金額を」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額並びに同条第四項において読み替えられた前条第一項に規定する加給年金額を」とする。
- 5 前各項の規定によりその額が算定されている附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十七条第一項又は第二項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十五年以上である場合には、この限りでない。
- 第十二条の四の三 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十五年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。
- 2 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「前条第一項に規定する加給年金額を」とあるのは「附則第十二条の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額並びに附則第十二条の四の三第二項において読み替えられた前条第一項に規定する加給年金額を」とする。
- 3 組合員である附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十五年以上である者に限る。）が退職したときは、第七十七条第四項の規定によりその額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。
- 4 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定

に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と、第七十九条第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「前条第一項に規定する加給年金額を」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額並びに附則第十二条の四の三第四項において読み替えられた前条第一項に規定する加給年金額を」とする。

第十二条の四の四 附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は前条の規定によりその額が算定されている退職共済年金（その受給権者が組合員であるものを除く。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

第十二条の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十条の二の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十二条の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

3 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の三第三項及び第四項の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時から引き続き」とする。（特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例）

第十二条の七 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対する附則第十二条の三の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」とする。

- （昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例）
- 第十二条の七の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるとき、又は同月二日以後に生まれた者で前条第二項の規定の適用を受けるものであるときは、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。
- 2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。
- 3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。
- 第十二条の七の三 次の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。
- | | |
|----------------------------------|------|
| 昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 | 六十一歳 |
| 昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 | 六十二歳 |
| 昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 | 六十三歳 |
| 昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者 | 六十四歳 |
- 2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。
- 3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。
- 4 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額に改定する。
- 5 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。
- 6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第十二条の四の二第一項から第四項まで並びに第十二条の四の三第三項及び第四項の規定は、その者については、適用しない。
- 7 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。
- 8 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の四の三第二項及び第四項の規定（これらの規定中第七十九条第二項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）は、適用しない。
- 第十二条の七の四 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者で

- あるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。
- 2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。
- 一 その額が附則第十二条の七の二の規定により算定されているものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものであること。
- 二 その額が附則第十二条の七の三第一項から第五項までの規定により算定されていること。
- 3 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているもの（前条第八項に該当する者に係るものに限る。）に限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、第七十九条第二項中「前条第一項に規定する加給年金額を」とあるのは、「当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分並びに前条第一項に規定する加給年金額を」とする。
- 第十二条の七の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた金額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した金額とする。
- 2 繰上げ調整額については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
- 3 第一項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第十二条の四の二、第十二条の四の三第三項及び第四項並びに第十二条の七の三第四項及び第五項の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。
- 4 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四月に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。
- 5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。
- 6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金に係る第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。））」と、「前条の」とあるのは「前条並びに附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した金額とする」とあるのは「加算した金額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。
- 第十二条の七の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の七の二第二項及び第三項又は第十二条の七の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時（当該退職共済年

- 金を受ける権利を取得した当時」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。
- 2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の七の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されているもの又は附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時から引き続き」とする。
- （特例による退職共済年金の支給の繰上げ）
- 第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。
- 2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。
- 3 第一項又は前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。
- 4 第一項又は第二項の規定による退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条から第八十条までの規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第三項の規定による減額後の額」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」と、第八十条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。
- 5 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。
- 6 附則第十二条の五、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十二条の三」とあるのは、「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。
- 7 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第三項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第三項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合

員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

- 9 第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。
- 10 第七十四条の二の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による退職共済年金については、適用しない。
- （退職共済年金と基本手当等との調整）
- 第十二条の八の二 附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者に限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。
- 一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十三条第二項に規定する受給期間が経過したとき。
- 二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分（同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分）の基本手当の支給を受け終わつたとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき。）。
- 2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の退職共済年金については、適用しない。
- 一 その月において、大蔵省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。
- 二 その月の分の退職共済年金について、第七十九条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。
- 3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三十で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。
- 4 前三項の規定は、附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金の受給権者（船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。）が同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金（退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。）の支給を停止する。
- 6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。
- 7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条の八の三 附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に十分の二十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の月額を控除して得た金額に二十五分の十を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た金額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。
当該受給権者の標準報酬の月額に百分の十を乗じて得た金額

二 前号に該当しないとき。 当該受給権者の標準報酬の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た金額に対する当該受給権者の標準報酬の月額の割合が通増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で通減するように大蔵省令で定める率を乗じて得た金額

2 前項の場合において、調整額が第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額（第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額）以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3 附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の百分の八十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額が支給限度額以上であるとき。

4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十三条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）」とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

（自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例）

第十二条の九 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の二に規定する若年定年退職者（同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この条において「若年定年退職自衛官」という。）のうち附則別表第三の上欄に掲げる者（政令で定める者を除く。）に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 附則第十二条の七の規定は、前項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3 前条の規定は、若年定年退職自衛官については、適用しない。

（障害共済年金の特例）

第十二条の十 第八十一条第三項から第六項まで、第八十四条第二項、第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書の規定は、当分の間、国民年金法附則第九条の二第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第八十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

（遺族共済年金の支給開始年齢の特例）

第十二条の十一 遺族共済年金の受給権者となつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十一条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十七歳
平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十八歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十九歳

（退職一時金の返還）

第十二条の十二 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。

一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、連合会に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、当該退職共済年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十二条の十三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する金額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された金額を除く。）を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

（衛視等に対する退職共済年金等の特例）

第十三条 特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十六条第一項第一号	組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第七十六条第二項第三号	組合員期間等が二十五年以上	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第七十七条第二項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号
	組合員期間が二十年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第七十八条第一項	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	退職共済年金

	その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	その権利を取得した当時
第七十九条第三項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び附則第十三条第一項に規定する特定衛視等に該当して支給されるもの
	同項	前条第一項
第八十八条第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第八十九条第一項第二号ロ	次の（1）又は（2）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める	（1）に定める
	組合員期間が二十年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第九十条	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）	遺族共済年金
附則第十二条の三第三号	組合員期間等が二十五年以上	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
附則第十二条の四の二第二項第一号	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。
附則第十二条の四の二第三号	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号
	組合員期間が二十年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
附則第十二条の四の二第四項	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（当該請求があつた当時	
附則第十二条の四の三第四項	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	当時
附則第十二条の六第一項	算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの
	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（当該請求があつた当時	

附則第十二条の六第二項及び第三項	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	当時
附則第十二条の七第一項及び第二項	組合員期間が二十年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
附則第十二条の七の三第五項	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（その年齢に達した当時	
附則第十二条の七の五第一項	組合員期間	組合員期間（当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月）
附則第十二条の七の五第四項及び第五項	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。
附則第十二条の七の五第六項	同条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時
	当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）	
附則第十二条の七の六第一項	算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの
	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時	
附則第十二条の七の六第二項	加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	加算されたもの
	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時
	当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）	
附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等

- 2 前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会議員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である組合員（以下「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であつた期間の年月数と基準日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上である

- イ

基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者

十五年
- ロ

基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者

十六年
- ハ

基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者

十七年
- ニ

基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者

十八年
- ホ

基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者

十九年
- (警察職員であつた衛視等の取扱い)
- 第十三条の二 地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この条において「警察職員」という。）であつた衛視等に対する前条の規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものとみなす。（定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例）
- 第十三条の三 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項及び附則第十三条の五において「定年退職日」という。）まで引き続いて組合員であつたものが、国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合（国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職した場合及び国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。
- 2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者（以下この項において「被保険者等」という。）となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。
- 3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。
- 4 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員（以下「特例継続組合員」という。）となつた者は、連合会が、政令で定める基準に従い、その者の長期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。
- 5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。
- 6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。
- 一 死亡したとき。
- 二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。
- 三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）
- 四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者となつたとき。
- 五 特例継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出たとき。
- 7 第百条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。
- 8 第一項、第二項及び第六項第五号の申出の手續に關し必要な事項は、政令で定める。（健康保険法等との関係）

- 第十三条の四 特例継続組合員（第二百六十六条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ。）は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。
- 2 特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。（定年等による退職をした者に係る退職共済年金の特例）
- 第十三条の五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものであるときは、第七十六条及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。（退職共済年金の受給資格の特例）
- 第十三条の六 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。
- 一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合
- 二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないとき。（自衛官以外の隊員等に関する特例）
- 第十三条の七 自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（自衛官を除く。）については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号）とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十八号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十八号）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十八号附則第三条」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の三（昭和五十六年法律第七十八号附則第四条において準用する場合を含む。））」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。））」と、附則第十三条の五中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「昭和五十六年法律第七十八号」として、これらの規定を適用する。
- 2 裁判所職員臨時措置法の適用を受ける裁判所職員については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法第八十一条の二第一項」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項」と、「国家公務員法第八十一条の三」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の三」と、「国家公務員法第八十一条の四」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の四」として、同項の規定を適用する。
- 3 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは「国会職員法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十号。以下「昭和五十九年法律第四十号」という。））」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号）とあるのは「国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十九年法律第四十号附則第二項の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十九年法律第四十号）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは「国会職員法第十五条の二第一項又は昭和五十九年法律第四十号附則第二項」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。））」とあるのは「国会職員法第十五条の三（昭和五十九年法律第四十号附則第七項において準用する場合を含む。））」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。））」と、附則第十三条の五中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「昭和五十九年法律第四十号」として、これらの規定を適用する。（政令への委任）

第十三条の八 附則第十三条の三から前条までに定めるもののほか、特例継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他特例継続組合員に対するこの法律又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（平均標準報酬月額の改定）

第十三条の九 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均標準報酬月額を計算する場合においては、第七十七条第一項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額（その月が附則第十三条の九の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。）」とする。

昭和六十二年三月以前	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月以後	〇・九九

（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国内に住所を有するとき。
- 二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。
- 三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。
- 四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

- 2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
- 3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間に応じて、その期間の平均標準報酬月額に次の表に定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、その者の平均標準報酬月額の計算については、前条の規定は、適用しない。

組 合 員 期 間	率
六月以上一二月未満	〇・五
一二月以上一八月未満	一・〇
一八月以上二四月未満	一・五
二四月以上三〇月未満	二・〇
三〇月以上三六月未満	二・五
三六月以上	三・〇

- 4 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。
- 5 脱退一時金について第四十九条及び第五十条の規定を適用する場合には、第四十九条中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第五十条中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び脱退一時金並びに」と読み替えるものとする。
- 6 脱退一時金は、第四十一条、第四十七条第一項、第百六条及び第百十八条の規定の適用については、長期給付とみなす。（長期給付に関する経過措置）

第十四条 附則第十二条の二から前条までその他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。
（短期給付に係る財政調整事業）

第十四条の二 連合会は、第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、組合の短期給付（第五十二条に規定する短期給付を除く。）の掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付の事業その他組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことがで

- きる。
- 2 連合会が前項の規定により行う交付金の交付の事業に要する費用のうち、大蔵大臣が定める基準を超える著しい掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用は、組合からの連合会に対する特別拠出金をもつて充てるものとする。
 - 3 連合会が第一項の規定により行う事業に要する費用（前項の規定により特別拠出金をもつて充てられる費用を除く。）は、次に掲げる調整拠出金又は預託金の運用収入をもつて充てるものとする。
 - 一 組合からの連合会に対する調整拠出金
 - 二 組合からの連合会に対する預託金の運用収入
 - 4 組合は、政令で定めるところにより、第二項の特別拠出金若しくは前項第一号の調整拠出金を連合会に拠出し、又は短期給付に係る業務上の余裕金のうちから同項第二号の預託金を連合会に預託するものとする。
 - 5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国若しくは職員団体又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。
 - 6 第九十九条第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、第三項第一号の調整拠出金は、短期給付に要する費用とみなす。
 - 7 第一項の規定による交付金の交付を受ける組合に係る第九十九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第百条第三項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。
 - 8 連合会は、第一項の規定により行う事業に係る経理については、その他の事業に係る経理と区分しなければならない。
 - 9 第三十五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。
 - 10 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。（組合員に係る福祉増進事業）

第十四条の三 組合及び連合会は、第三条第三項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業
- 二 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業
- 三 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金を貸し付ける事業
- 四 前三号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

- 2 組合及び連合会は、前項の規定により行う事業に係る経理については、その他の事業に係る経理と区分しなければならない。
- 3 第十条並びに第三十五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。
- 4 前二項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（連合会組合の設立に伴う権利義務の承継）

第十六条 第百二十六条第一項の規定による組合（以下「連合会組合」という。）が成立した場合には、その組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、連合会組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、連合会組合が承継する。
（組合職員等の健康保険法の被保険者であつた期間に係る給付の取扱）

第十七条 組合職員又は連合会役職員で、施行日（連合会役職員については、連合会組合の成立の日）において第百二十五条第一項又は第百二十六条第二項の規定により組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、その者は、その組合員となつた日前の健康保険の被保険者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その組合員となつた日において現に健康保険法による保険給付を受けている場合には、当該保険給付は、この法律に基いて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、その者が組合員となつた組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。
（組合職員等の厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱）

第十八条 前条に規定する者でその組合員となつた際現に厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者であつたもののその被保険者であつた期間は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

2 前項に規定する者の同項の規定により組合員期間とみなされた期間は、その組合員となつた日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。
(厚生保険特別会計からの交付金)

第十九条 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、前条に規定する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日（連合会役職員に係る部分については、連合会組合の成立の日）から一年以内に厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。
(日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合に係る組合員期間を有する者に支給する長期給付の特例)

第二十条 当分の間、組合員期間の一部が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間である者に支給する長期給付に対する第七十七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「平成八年改正前共済法」という。）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除算した期間）の」と、同項第二号、第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十七条の七第二号、第八十九条第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第三項の規定の適用については、これらの規定中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間（平成八年改正前共済法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除算した期間）の」とする。

2 平成二年四月一日前に退職した者に退職共済年金を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは、「日本鉄道共済組合」とする。
(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例)

第二十条の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは「」、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号及び第三十五条の二第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第九十九条第一項中「及び基礎年金拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第二号中「を含み」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含み」とする。

(組合の事務に要する費用の負担の特例)

第二十条の三 平成十年度から平成十五年度までの各年度における第九十九条第二項第五号に掲げる費用については、国は、予算の範囲内で、これを負担し、同号及び同条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第九十九条第一項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む」と、「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み」と、「」を含み」とあるのは「」及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）」と、第百二条第一項中「」の規定」とあるのは「」及び附則第二十条の三第一項の規定」と、同条第四項中「第五号までに掲げる費用（同号に掲げる）」とあるのは「第四号までに掲げる費用及び附則第二十条の三第一項に規定する費用（同項に規定する）」と、第百二十四条の二第一項中「場合を含む。）」とあるのは「場合を含む。）及び附則第二十条の三第一項」と、第百二十五条第一項中「、組合の負担金並びに国の負担金」とあるのは「並びに組合の負担金」と、前条中「「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「」を含み」とあるのは「「及び長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「、長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とする。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表第一（附則第十二条の七、附則第十二条の八関係）

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳

昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二（附則第十二条の七、附則第十二条の八関係）

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

附則別表第三（附則第十二条の九関係）

平成三年六月三十日以前に退職した者	五十五歳
平成三年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者	五十六歳
平成四年七月一日から平成五年六月三十日までの間に退職した者	五十七歳
平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの間に退職した者	五十八歳

別表（第七十一条関係）

損 害 の 程 度	月 数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三 月
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二 月
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三 住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一 月
一 住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	〇・五月

(二) 国家公務員共済組合法の一部改正

(1) 介護保険法施行法（平成9年12月17日法律第124号）第42条による改正

注 この一部改正規定は、平成14年8月2日法律第102号附則第70条の規定により一部改正された

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四十二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「及び」を「、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）及び」に改める。

第五十四条に次の一項を加える。

3 第一項の給付（健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わない。

第五十五条の二に次の一項を加える。

7 第五十四条第三項の規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。

第五十五条の三中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第五十四条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

第五十七条第八項中「第五十五条の二第六項」を「第五十四条第三項、第五十五条の二第六項」に改める。

第五十九条第一項中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に改め、「、老人保健施設療養費」を削り、「を受けている場合（）」を「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七条第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七条第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けている場合（）」に、「同法」を「老人保健法」に、「又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費」に改め、同条第二項中「、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費」に改め、同条第三項中「、老人保健施設療養費」を削る。

第六十条に次の一項を加える。

3 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

第六十四条第三項中「第五十九条第三項」の下に「又は第六十条第三項」を加え、「、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費を同条第一項」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を第五十九条第一項」に改める。

第八十七条の五第一項中「、特定療養費」を「若しくは特定療養費」に、「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に、「若しくは医療費の支給、老人保健施設療養費の支給」を「、医療費」に、「の開始後」を「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始後」に改め、「第五十九条第一項又は同法の規定により」を削る。

第九十九条第一項中「、退職者給付拠出金」の下に「、介護納付金」を加え、「、第二号」を「、第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第

一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

第九十九条第五項中「、第二号」を「から第二号まで」に改める。

第百条第一項中「各月」の下に「（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）」を加え、同条第二項本文中「その月」の下に「（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）」を加え、同条第四項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）をいう。

第百二十六条の五第二項中「負担金」の下に「（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）」を加える。

第百二十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第九条の二を削る。

附則第十二条第三項中「この条」の下に「及び附則第十四条の二第二項」を加え、同条第六項中「負担金」の下に「（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）」を加え、「（以下この項において「特例退職掛金」という。）」を削る。

附則第十四条の三を附則第十四条の四とする。

附則第十四条の二第一項中「掛金」の下に「（介護納付金に係るものを含む。）」を加え、同条を附則第十四条の三とし、附則第十四条の次に次の一条を加える。

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）

第十四条の二 介護納付金に係る掛金は、第百条第一項及び第二項の規定により徴収するもののほか、組合の定款で定めるところにより、当該組合の組合員が六十五歳未満であり、かつ、介護保険第二号被保険者の資格を有しない日（当該組合員に介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある日に限る。）を含む月（政令で定めるものを除く。）であつて定款で定めるものにつき、徴収することができる。

2 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした組合の第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び特例退職組合員に対する同項及び附則第十二条第六項の規定の適用については、第百二十六条の五第二項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員」とあるのは「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員（介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。）」と、附則第十二条第六項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員」とあるのは「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特例退職組合員（介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特例退職組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。）」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九条第一項及び第二項、第六十四条第三項並びに第八十七条の五第一項の規定の適用については、同法第五十九条第一項中「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（）」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（）」と、「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十四条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第五十九条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第八十七条の五第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

第四十四条 この法律の施行前に行われた第四十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第九条の二に規定する施設療養に係る同条第一項の規定による療養費の額又は同条第二項の規定による家族療養費の額については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、介護保険法の施行の日〔平成12年4月1日〕から施行する。〔ただし書略〕

(2) 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第56号）附則第42条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。〔ただし書略〕
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第四十二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第四十九条ただし書中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

(3) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）附則第201条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 〔前略〕附則〔中略〕第二百二条の規定 公布の日
(共済組合に関する経過措置等)
第百五十八条 施行日前に社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者に係る地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定による長期給付（これに相当する給付で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）のうち、その給付事由が施行日前に生じた長期給付で政令で定めるものに係る地方公務員等共済組合法第三条第一項第一号に規定する地方職員共済組合（以下この条において「地方職員共済組合」という。）の権利義務は、政令で定めるところにより、施行日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会（以下この条において「国の連合会」という。）が承継するものとする。施行日前に社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者に係る地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定による長期給付のうち、その給付事由が施行日以後に生ずる長期給付で政令で定めるものに係る地方職員共済組合の権利義務についても、同様とする。
2 地方職員共済組合は、附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となる者及び附則第二百二十三条の規定により相当の都道府県労働局の職員となる者並びに前項の規定によりその長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国の連合会に承継されることとなる者に係る積立金に相当する金額を、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法第三条第二項の規定に基づき同項第四号ロに規定する職員をもって組織する国家公務員共済組合（以下「厚生省社会保険関係共済組合」という。）若しくは同条第一項の規定に基づき労働省の職員をもって組織する国家公務員共済組合（以下この条において「労働省共済組合」という。）又は国の連合会に移換しなければならない。この場合において、地方公務員等共済組合法第百四十三条第三項の規定は、適用しない。
3 施行日の前日において地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第一項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされていた者（施行日前に退職し、施行日の前日以後同項前段の規定による申出をすることにより同項後段の規定により引き続き地方職員共済組合の組合員であるものとみなされることとなる者を含む。）のうち、退職の日において社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者は、施行日において、当該資格を喪失し、国家公務員共済組合法第百二十六条の五第一項後段の規定によりそれぞれ厚生省社会保険関係共済組合又は労働省共済組合の組合員であるものとみなされる者となるものとする。この場合において、同条第五項第一号及び第一号の二中「任意継続組合員となつた」とあるのは、「地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第一項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされる者となつた」とする。
4 施行日前に地方職員共済組合の組合員であって、退職の日において社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であったものについては、施行日以後は、地方公務員等共済組合法附則第十八条第一項の規定を適用せず、これらの者にあっては、政令で定めるところにより、それぞれ厚生省社会保険関係共済組合又は労働省共済組合の組合員であった者とみなして、国家公務員共済組合法附則第十二条第一項の規定を適用する。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二百一条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第三条第二項第四号を次のように改める。

四 厚生省
イ 地方医務局、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターに属する職員
ロ 地方社会保険事務局及び社会保険事務所に属する職員
第八条第一項中「第三号」の下に「、第四号ロ」を、「造幣局長」の下に「、社会保険庁長官」を加える。
(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第二百二条 この法律の施行前において、厚生省社会保険関係共済組合に係る国家公務員共済組合法第九条第一項に規定する運営審議会を置き、社会保険庁長官は、当該運営審議会の議を経て、同法第六条第一項、第十一条第一項及び第十五条第一項の規定の例により、厚生省社会保険関係共済組合の定款及び運営規則を定めるとともに、平成十二年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。この場合において、同法の規定に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(4) 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第102号）第63条による改正

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第六十三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
目次中
「第八章 国家公務員共済組合審議会（第百十一条）
第九章 雑則（第百十二条―第百二十七条）
第十章 罰則（第百二十八条―第百三十一条）」
を
「第八章 雑 則（第百十一条―第百二十七条）
第九章 罰 則（第百二十八条―第百三十一条）」
に改める。
第八章を削る。
第九章中第百十二条を第百十一条とし、第百十三条を第百十二条とし、第百十三条の二を第百十三条とする。
第九章を第八章とし、第十章を第九章とする。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。〔ただし書略〕

(5) 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成11年7月16日法律第104号)第17条による改正
注 この一部改正規定は、平成12年3月31日法律第21号附則第21条により一部改正された

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「公務の」を「国家公務員等の職務の」に改め、同条第二項中「国」を「国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改める。
第二条第一項第一号を次のように改める。
一 職員 次に掲げる者をいう。
イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）
ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）
第三条第一項中「所属の職員」の下に「及びその所管する独立行政法人の職員」を加える。

第八条第一項中「所属の職員」の下に「及び当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員」を加える。

第十二条の見出しを「(職員及び施設の提供)」に改め、同条第一項中「各省各庁の長」の下に「又は特定独立行政法人の長」を、「使用される者」の下に「又は当該特定独立行政法人に使用される者」を加える。

第三十一条第一号中「除く。）」の下に「、独立行政法人の役職員（非常勤の者を除く。）」を加える。

第三十七条第一項中「各省各庁」の下に「又は独立行政法人」を加える。

第四十一条第二項中「公務又は」を「公務（特定独立行政法人以外の独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）又は」に改める。

第六十八条の二に次の一項を加える。

2 育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

第六十九条中「前条ただし書」を「前条第一項ただし書」に改める。

第九十九条第三項第一号中「(昭和四十九年法律第百十六号)」を削り、同条第五項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第三条」を「第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条」に改め、「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を、「組合員」の下に「(独立行政法人の職員である組合員を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6 独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「並びに国の負担金」とあるのは「、職員団体の負担金並びに独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

第二百条第一項中「又は」を「、独立行政法人又は」に改め、「同条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、同条第四項中「国」を「国、独立行政法人」に改める。

第二百二十二条中「国」を「国又は独立行政法人」に改める。

第二百二十四条の二第一項中「又は職員団体」を「、独立行政法人又は職員団体」に改め、「同条第五項」の下に「から第七項まで」を加える。

第二百五条第一項中「、同条第五項中「第三条」とあるのは「第三条若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条」と」を削り、同条第二項を削る。

第二百六条の二第四項中「第六十八条の二ただし書」を「第六十八条の二第一項ただし書」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附則第十四条の三第五項中「国」を「国、独立行政法人」に改める。

附則第二十条の三第二項中「第二百五条第一項」を「第二百五条」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。〔ただし書略〕

（6）中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第423条及び第474条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四百二十三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第百十八条を除く。）中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「自治大臣」を「環境大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二条第一項第六号中「総理府（内閣及び）」を「内閣（）」に、「自治省」を「環境省」に改める。

第三条第二項第一号を次のように改める。

一 内閣 防衛庁に属する職員

第三条第二項第三号中「大蔵省」を「財務省」に改め、同項第四号中「厚生省」を「厚生労働省」に改め、同号イ中「地方医務局、」を削る。

第八条第一項中「、防衛施設庁長官」を削る。

第四十一条第三項中「郵政省」を「総務省」に改める。

第五十六条の三第二項中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

第七十二条の二第一項中「総務庁」を「総務省」に改める。

第九十四条第二項中「第百十二条第三項」を「第百十一条第三項」に改める。

第百十八条中「大蔵省令・厚生省令」を「財務省令・厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第八条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十二条第一項中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十二条の二、第十二条の八の二第二項第一号及び第十二条の八の三第一項第二号中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第十四条の三第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四百七十四条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七号中「総務庁」を「総務省」に改める。

（郵政公社が設立されるまでの間の総務省共済組合等の設立の特例）

第千三百二十三条 改革関係法等の施行の日以後中央省庁等改革基本法第三十三条第一項に規定する郵政公社が設立されるまでの間、総務省にあっては、第四百二十三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下第千三百二十八条までにおいて「改正後国共済法」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、次項に定める職員（改正後国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下第千三百二十五条までにおいて同じ。）を除くその所属の職員をもって組織する国家公務員共済組合（第千三百二十五条、第千三百二十六条及び第千三百二十八条第一項において「総務省共済組合」という。）を設ける。

2 改革関係法等の施行の日以後中央省庁等改革基本法第三十三条第一項に規定する郵政公社が設立されるまでの間、総務省にあっては、改正後国共済法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、総合通信局、沖縄総合通信事務所及び郵政事業庁並びに政令で定める部局及び機関に属する職員をもって組織する国家公務員共済組合（次条及び第千三百三十条において「郵政共済組合」という。）を設ける。

注 この第2項の規定は、平成11年12月22日法律第162号により一部改正され、「機関」の次に「並びに独立行政法人通信総合研究所」が加えられた

（国家公務員共済組合の存続等）

第千三百二十四条 第四百二十三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下第千三百二十八条までにおいて「改正前国共済法」という。）第三条第一項の規定により従前の法務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧法務省共済組合」という。）、従前の外務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧外務省共済組合」という。）、従前の大蔵省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧大蔵省共済組合」という。）、従前の農林水産省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧農林水産省共済組合」という。）、従前の通商産業省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧通商産業省共済組合」という。）若しくは従前の郵政省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧郵政省共済組合」という。）、同条第二項第一号イの規定により設けられた組合（次項において「旧防衛庁共済組合」という。）、同条第二項第二号の規定により設けられた組合（次項において「旧刑務共済組合」という。）、同条第二項第三号イの規定により設けられた組合（次項において「旧印刷局共済組合」という。）、同号ロの規定により設けられた組合（次項において「旧造幣局共済組合」という。）、同条第二項第四号イの規定により設けられた組合（次項において「旧厚生省第二共済組合」という。）、同号ロの規定により設けられた組合（次項において「旧厚生省社会保険関係共済組合」という。）又は同条第二項第五号の規定により設けられた組合（次項において「旧林野庁共済組合」という。）は、改革関係法等の施行の日において、それぞれ改正後国共済法第三条第一項の規定により法務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「法務省共済組合」という。）、外務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「外務省共済組合」という。）、財務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「財務省共済組合」という。）、農林水産省に属する職員をもって組織された組合（次項において「農林水産省共済組合」という。）、経済産業省に属する職員をもって組織された組合（次項において「経済産業省共済組合」という。）若しくは郵政共済組合、同条第二項第一号の規定により設けられた組合（次項及び次条第一項において「防衛庁共済組合」という。）、改正後国共済法第三条第二項第二号の規定により設けられた組合（次項において「刑務共済組合」という。）、同条第二項第三号イの規定により設けられた組合（次項において「印刷局共済組合」という。）、同号ロの規定により設けられた組合（次項において「造幣局共済組合」という。）、同条第二項第四号イの規定により設けられた組合（次項において「厚生労働省第二共済組合」という。）、同号ロの規定により設けられた組合（次項において「厚生労働省社会保険関係共済組合」という。）又は同条第二項第五号の規定により設けられた組合（次項において「林野庁共済組合」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

注 この第1項の規定は、平成12年3月29日法律第4号により一部改正され、「次条第一項」が「次条」に改めら

- れた
- 2 旧法務省共済組合、旧外務省共済組合、旧大蔵省共済組合、旧農林水産省共済組合、旧通商産業省共済組合、旧郵政省共済組合、旧防衛庁共済組合、旧刑務共済組合、旧印刷局共済組合、旧造幣局共済組合、旧厚生省第二共済組合、旧厚生省社会保険関係共済組合又は旧林野庁共済組合の代表者は、それぞれ、改革関係法等の施行の日前に、改正前国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、改正前国共済法第六条及び第十一条の規定により、改革関係法等の施行の日以後に係る法務省共済組合、外務省共済組合、財務省共済組合、農林水産省共済組合、経済産業省共済組合、郵政共済組合、防衛庁共済組合、刑務共済組合、印刷局共済組合、造幣局共済組合、厚生労働省第二共済組合、厚生労働省社会保険関係共済組合又は林野庁共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき大蔵大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。
- (旧国家公務員共済組合の解散等)
- 第千三百二十五条 改正前国共済法第三条第一項の規定により従前の総理府に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧総理府共済組合」という。）、従前の文部省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧文部省共済組合」という。）、従前の厚生省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧厚生省共済組合」という。）、従前の運輸省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧運輸省共済組合」という。）、従前の労働省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧労働省共済組合」という。）、若しくは従前の建設省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧建設省共済組合」という。）、又は改正前国共済法第三条第二項第一号口の規定により設けられた組合（以下この条において「旧防衛施設庁共済組合」という。）は、改革関係法等の施行の日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、旧総理府共済組合にあっては改正後国共済法第三条第一項の規定により内閣に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条において「内閣共済組合」という。）が、旧文部省共済組合にあっては同項の規定により文部科学省に属する職員をもって組織された組合（以下この条、次条及び第千三百二十八条第一項において「文部科学省共済組合」という。）が、旧運輸省共済組合及び旧建設省共済組合にあっては改正後国共済法第三条第一項の規定により国土交通省に属する職員をもって組織された組合（以下この条、次条及び第千三百二十八条第一項において「国土交通省共済組合」という。）が、旧厚生省共済組合及び旧労働省共済組合にあっては改正後国共済法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもって組織された組合（次条において「厚生労働省共済組合」という。）が、旧防衛施設庁共済組合にあっては防衛庁共済組合が、それぞれ承継する。
- 2 内閣共済組合は、前項の規定により旧総理府共済組合の権利及び義務を承継したときは、その承継した権利に係る資産のうち旧総理府共済組合の短期給付の事業及び福祉事業（改正前国共済法附則第十四条の四第一項の規定により行う事業を含む。以下この項及び次項において同じ。）に係るものの価額から、その承継した義務に係る負債のうち旧総理府共済組合の短期給付の事業及び福祉事業に係るものの価額をそれぞれ差し引いた額につき、財務省令で定めるところにより算出した金額を、総務省共済組合、文部科学省共済組合又は国土交通省共済組合に対して支払わなければならない。
- 3 前項の財務省令は、旧総理府共済組合の短期給付の事業及び福祉事業に要する費用についてのその組合員の負担の割合、改革関係法等の施行の日の前日において旧総理府共済組合の組合員であった者の数に対するこれらの者のうち改革関係法等の施行の日にそれぞれ内閣共済組合、総務省共済組合、文部科学省共済組合又は国土交通省共済組合の組合員の資格を取得した者の数の割合その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による支払について必要な事項は、財務省令で定める。
- 5 旧総理府共済組合、旧文部省共済組合、旧厚生省共済組合、旧運輸省共済組合、旧労働省共済組合、旧建設省共済組合又は旧防衛施設庁共済組合（次項及び第千三百二十八条において「旧組合」という。）の平成十二年四月一日に始まる事業年度は、改革関係法等の施行の日の前日に終わるものとする。
- 6 旧組合の平成十二年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は改革関係法等の施行の日から起算して二月を経過する日とし、なお従前の例によることとされる改正前国共済法第十六条第二項に規定する大蔵大臣は、財務大臣とする。
- 注 この第1325条第1項の規定は、平成12年3月29日法律第4号により一部改正され、「厚生労働省に属する職員をもって組織された組合（）」の次に「以下この条及び」が、また同条に次の二項が加えられた
- 7 第一項の規定により旧総理府共済組合の権利を内閣共済組合が、旧文部省共済組合の権利を文部科学省共済組合が、旧運輸省共済組合及び旧建設省共済組合の権利を国土交通省共済組合が、旧厚生省共済組合及び旧労働省共済組合の権利を厚生労働省共済組合が、旧防衛施設庁共済組合の権利を防衛庁共済組合が、それぞれ承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。
- 8 第一項の規定により内閣共済組合、文部科学省共済組合、国土交通省共済組合、厚生労働省共済組合又は防衛庁共済組合が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき

日の属する年の一月一日において旧総理府共済組合、旧文部省共済組合、旧運輸省共済組合若しくは旧建設省共済組合、旧厚生省共済組合若しくは旧労働省共済組合又は旧防衛施設庁共済組合が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(新国家公務員共済組合の事業年度等)

第千三百二十六条 内閣共済組合、総務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合及び国土交通省共済組合の最初の事業年度は、改正後国共済法第十四条の規定にかかわらず、改革関係法等の施行の日に始まり、平成十三年三月三十一日に終わるものとする。

- 2 旧総理府共済組合の代表者、旧総理府共済組合及び旧文部省共済組合の代表者、旧厚生省共済組合及び旧労働省共済組合の代表者又は旧総理府共済組合、旧運輸省共済組合及び旧建設省共済組合の代表者は、それぞれ、改革関係法等の施行の日前に、改正前国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、改正前国共済法第六条第一項、第十一条第一項及び第十五条第一項の規定の例により、内閣共済組合及び総務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合又は国土交通省共済組合の定款及び運営規則を定めるとともに、これらの組合の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。
- (改正前国共済法等の規定によりした処分、手続その他の行為)

第千三百二十七条 改革関係法等の施行の日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律又は改正後国共済法若しくはこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(旧国家公務員共済組合の組合員であった者の改正後国共済法の規定の適用)

第千三百二十八条 改革関係法等の施行の日の前日に旧組合の組合員であった者（改革関係法等の施行の日に第千三百二十五条第一項の規定により当該旧組合の権利及び義務を承継した組合又は総務省共済組合、文部科学省共済組合若しくは国土交通省共済組合（以下この条及び次条において「新組合」という。）の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。）はそれぞれ新組合の組合員であった者と、旧組合の組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）はそれぞれ新組合の組合員であった期間とみなす。

- 一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
- 二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
- 三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
- 四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
- 2 旧組合が改革関係法等の施行の日前に改正前国共済法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した改革関係法等の施行の日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する新組合が改正後国共済法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。
- 3 改革関係法等の施行の日前に改正前国共済法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていない場合には、改革関係法等の施行の日以後は、改正後国共済法第五十三条第一項の規定により当該更新組合員が新組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。
- 4 改革関係法等の施行の際現に旧組合の組合員（改正前国共済法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。）であった者若しくはその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九条の規定により支給されている給付（改正前国共済法第二百二十条の規定により船員保険法の規定の例によるものとされた給付を含む。）及び改正前国共済法第六十六条第三項又は第六十七条第四項の規定により支給されている給付（改正前国共済法第二百二十一条の規定による選択に係る給付を含む。）については、なお従前の例によるものとし、第千三百二十五条第一項の規定により当該旧組合の権利及び義務を承継した組合（次項において「承継組合」という。）が支給する。
- 5 改革関係法等の施行の日前に旧組合の組合員の資格を喪失し、かつ、改革関係法等の施行の日以後に出産し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項及び第三項の規定が適用され

るものとしたならば、これらの規定により支給される給付（改正前国共済法第二百十一条の規定による選択に係る給付を含む。）を受けることができるときは、これらの給付は、改正前国共済法の規定の例によるものとし、承継組合が当該給付を支給する。

- 6 改革関係法等の施行の日前に改正前国共済法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、改正後国共済法第百条の二の規定により新組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。
- 7 改革関係法等の施行の日の前日において改正前国共済法第二百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したもののについては、当該旧組合に相当する組合として政令で定めるものを改正後国共済法第二百二十四条の二第一項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。
- 8 改革関係法等の施行の日の前日において改正前国共済法第二百六条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、改正前国共済法第二百六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に当該旧組合に行ったものについては、当該旧組合に相当する組合として政令で定めるものを改正後国共済法第二百六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、改正後国共済法第二百六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。
- 9 改革関係法等の施行の日前に退職し、改正前国共済法第二百六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができ、改革関係法等の施行の日前に当該申出をしていないものについては、当該旧組合に相当する組合として政令で定めるものを改正後国共済法第二百六条の五第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合(中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の施行前の期間については、その者の所属していた同法第千三百二十五条第五項に規定する旧組合とする。)」とする。
- 10 改正後国共済法附則第十二条第一項に規定する特定共済組合が新組合である場合における当該特定共済組合の改革関係法等の施行の日から平成十四年三月までの同条第五項に規定する特例退職組合員の標準報酬の月額については、同項中「毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）」とあるのは「平成十三年一月六日」と、「合計額」とあるのは「合計額（同年一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合に係る中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第千三百二十五条第五項に規定する旧組合であつて政令で定める組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（同法第四百二十三条の規定による改正前のこの条第三項に規定する特例退職組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額）」とする。
- （新国家公務員共済組合に係る老人保健法等の規定により納付すべき拠出金の額の特例）

第千三百二十九条 平成十二年度、平成十三年度及び平成十四年度において新組合が老人保健法第五十三条第二項の規定により納付すべき拠出金の額の算定の特例については、政令で定める。

- 2 前項の規定は、平成十二年度、平成十三年度及び平成十四年度において新組合が国民健康保険法第八十一条の二第二項の規定により納付すべき拠出金及び介護保険法第百五十条第二項の規定により納付すべき納付金について準用する。
- （郵政共済組合に係る郵政公社が設立された場合における必要な措置）

第千三百三十条 中央省庁等改革基本法第三十三条第一項に規定する郵政公社が設立された場合における郵政共済組合に係る権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

（7）独立行政法人林木育種センター法（平成11年12月22日法律第189号）附則第7条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条〔中略〕の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成13年4月1日〕から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「林野庁」の下に「及び独立行政法人林木育種センター」を加える。

（8）独立行政法人森林総合研究所法（平成11年12月22日法律第198号）附則第7条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成13年4月1日〕から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「及び独立行政法人林木育種センター」を「並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」に改める。

（9）独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年12月22日法律第217号）附則第8条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「防衛庁」の下に「及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構」を加える。

（10）国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年3月31日法律第18号）附則第29条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 三 〔前略〕附則〔中略〕第二十九条から第三十一条までの規定 平成十四年四月一日
- （国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の十第一項中「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二三項」に改める。

（11）国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成12年3月31日第21号）第1条から第4条まで及び附則第21条による改正

注 この一部改正規定は、平成13年7月4日法律第101号第91条、平成16年6月23日法律第130号第17条から第19条までの規定により一部改正された

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「、財産目録」を削り、同条第三項中「その財務諸表を事務所に備え付け、組合員」を「遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業状況報告書を各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般」に改める。

第三十六条中「連合会」との下に「、第十六条第二項中「作成し」とあるのは「作成し、これらに監事の意見を記載した書面を添付し」と、同条第三項中「及び事業状況報告書」とあるのは「、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面」と」を加える。

第四十二条第一項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満

第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

- 第四十五条に次の一項を加える。
- 2 前項の規定による給付を受けるべき順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- 第五十一条第十号の二の次に次の一号を加える。
- 十の三 介護休業手当金
- 第六十八条の二の次に次の一条を加える。
- (介護休業手当金)
- 第六十八条の三 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）が介護のための休業（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける組合員については同法第二十条第一項に規定する介護休暇を、その他の組合員についてはこれに準ずる休業として政令で定めるものをいい、以下この条及び第二百二十五条第二項において「介護休業」という。）により勤務に服することができない場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の二十五に相当する金額を支給する。
- 2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して三月を超えない期間とする。
- 第六十九条中「又は育児休業手当金（前条ただし書）を「、育児休業手当金（第六十八条の二ただし書）に改め、「除く。）」の下に「又は介護休業手当金」を加える。
- 第七十二条の二第一項中「平成五年」を「平成十年」に改める。

- 第七十四条の二第一項中「あるときは、当該退職共済年金」を「あるときは当該退職共済年金」に改め、「当該金額を控除して得た金額」の下に「とし、第七十九条第一項及び第二項又は第八十条第一項の規定によりその額の一部の支給の停止を行うこととされる金額があるときは当該退職共済年金の額から当該金額を控除して得た金額とする」を加える。
- 第七十七条第一項中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同条第二項第一号中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に改め、同項第二号中「千分の〇・七五」を「千分の〇・七一一三」に改める。
- 第七十八条第二項中「二十二万四千四百円」を「二十三万四千四百円」に、「七万四千八百円」を「七万七千四百円」に改める。
- 第七十九条第二項第二号イからハまでの規定中「三十四万円」を「三十七万円」に改め、同号ニ中「三十四万円」を「三十七万円」に、「十七万円」を「十八万五千元」に改める。
- 第八十条の見出しを「(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止)」に改め、同条第一項中「退職共済年金の受給権者が」の下に「厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）、」を加え、「他の共済組合の組合員等」を「厚生年金保険の被保険者等」に改める。
- 第八十二条第一項中「五十八万五千元」を「六十万三千二百円」に改め、同項第一号中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同項第二号中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に改め、同条第二項中「百分の二十」を「百分の十九」に、「百分の三十」を「百分の二十八・五」に、「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に、「千分の一・八七五」を「千分の一・七八一」に改め、同条第三項第一号中「四百十四万八千元」を「四百二十七万六千六百円」に改め、同項第二号中「二百五十六万二千元」を「二百六十四万四千四百円」に改め、同項第三号中「二百三十一万八千元」を「二百三十八万九千九百円」に改める。
- 第八十三条第三項中「二十二万四千四百円」を「二十三万四千四百円」に改める。
- 第八十七条第二項第二号イからハまでの規定中「三十四万円」を「三十七万円」に改め、同号ニ中「三十四万円」を「三十七万円」に、「十七万円」を「十八万五千元」に改める。
- 第八十七条の二第一項中「厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）又は第八十条第一項に規定する他の共済組合の組合員等（以下この項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）」を「第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等」に改める。
- 第八十七条の四中「百分の二十」を「百分の十九」に、「百分の三十」を「百分の二十八・五」に改める。
- 第八十七条の七中「五十八万五千元」を「六十万三千二百円」に改め、同条第一号中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同条第二号中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に改める。
- 第八十九条第一項第一号イ中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同号ロ中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に改め、同項第二号イ中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同号ロ中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に、「千分の〇・七五」を「千分の〇・七一一三」に改め、同条第二項中「千分の三・三七五」を「千分の三・二〇六」に改め、同条第三項中「百三万七千元」を「百六万九千四百円」に改める。
- 第九十条中「五十八万五千元」を「六十万三千二百円」に改める。
- 第九十三条の三中「千分の三・三七五」を「千分の三・二〇六」に改める。
- 第九十九条第三項第一号中「育児休業手当金」の下に「及び介護休業手当金」を、「育児休業給付」の下に「及び介護休業給付」を加える。
- 第一百条の二第三項中「前条」を「前二条」に、「同条第一項」を「第百条の二中「前条」とあるのは「第一百条の二第一項及び第二項」と、前条第一項」に改める。
- 第一百条第二項中「負担すべき金額」の下に「(第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金（長期給付に係るものに限る。）及び前条第三項において準用する第百条の二の規定により徴収しないこととされた特別掛金に相当する金額を除く。）」を加える。
- 第二百五条第二項中「育児休業手当金」の下に「又は介護休業手当金」を、「の育児休業」の下に「又は介護休業」を、「育児休業給付」の下に「又は介護休業給付」を加える。
- 第二百二十六条第二項中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三」を加える。
- 附則第十二条第七項中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三」を、「育児休業手当金」の下に「、介護休業手当金」を加える。
- 附則第十二条の二の次に次の一条を加える。
- (退職共済年金の支給の繰上げ)
- 第十二条の二の二 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

- 2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。
- 3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条の規定は、適用しない。
- 4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額とする。
- 5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
- 6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 7 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十四条の二及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額」と、第七十四条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時（六十五歳に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」とあるのは「附則第十二条の二の二第四項及び第六項並びに前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とするものとし、六十五歳に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」とする。

附則第十二条の三中「六十五歳未満の者」の下に「（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）」を加える。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

第十二条の三の二 次の表の上欄に掲げる者について前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

附則第十二条の四第一項を削り、同条第二項中「前条」を「附則第十二条の三」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条」を「附則第十二条の三」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十二条の四の二第一項中「第五項及び」を「第五項、附則第十二条の六の三第一項及び第五項並びに」に改め、「障害状態にあるとき」の下に「。附則第十二条の六の三第一項において同じ。」を加え、同条第二項第一号中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に改め、同項第二号中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同条第三項第一号中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に改め、同項第二号中「千分の〇・七五」を「千分の〇・七一三」に改め、同条第五項中「四十五年」を「四十四年」に改める。

附則第十二条の四の三第一項及び第三項中「四十五年」を「四十四年」に改める。

附則第十二条の六の次に次の見出し及び二条を加える。

（特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例）

第十二条の六の二 附則第十二条の三の二に規定する者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）であつて、附則第十二条の三各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、それぞれ附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

- 2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。
- 3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条及び附則第十二条の三の規定は、適用しない。

- 4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額とする。
- 5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
- 6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 7 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 8 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十四条の二及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額」と、第七十四条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳（その者が附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」とあるのは「附則第十二条の六の二第四項、第六項及び第七項並びに前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」とする。
- 9 前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項の規定によりその額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第十二条の六の三 附則第十二条の三の二に規定する者が前条第三項の規定による退職共済年金の受給権を取得したとき（同条第一項の請求があつた当時、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の組合員期間が四十四年以上であるときに限る。）は、六十五歳に達するまでの間、当該退職共済年金の額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号の規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算する。

- 2 繰上げ調整額については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
- 3 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四月に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月において、当該年齢に達した日の翌日の属する月前の組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した金額とする。
- 4 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の翌月以後において、第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した金額とする。
- 5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された退職共済年金については、その受給権者が障害状態に該当しなくなつたときは、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額（第三項又は前項の規定により繰上げ調整追加額が加算された退職共済年金にあつては、当該繰上げ調整追加額を含む。次項において同じ。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四

年以上である場合には、この限りでない。

- 6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が組合員である間は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

附則第十二条の八第二項中「、附則第十二条の三の規定にかかわらず」を削り、「同条の規定による退職共済年金は、支給しない」を「附則第十二条の三及び第十二条の六の二の規定は、適用しない」に改め、同条第四項中「及び第七十八条から第八十条まで」を「、第七十八条及び第七十九条」に改め、「と、第八十条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」」を削る。

附則第十二条の八の二第一項中「附則第十二条の三」を「附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二」に、「に限る」を「であつて六十五歳未満であるものに限る」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「附則第十二条の三」を「附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二」に改める。

附則第十二条の八の三第一項、第三項及び第五項中「附則第十二条の三」を「附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二」に改める。

附則第十二条の九第三項中「前条」を「附則第十二条の八」に改める。

附則第十二条の十第一項中「国民年金法附則第九条の二第三項」を「附則第十二条の二の二第三項若しくは第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者又は国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項」に改める。

附則第十三条第一項の表第九十条の項の次に次のように加える。

附則第十二条の二の二第七項	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（六十五歳に達した当時	

附則第十三条第一項の表附則第十二条の六第二項及び第三項の項の次に次のように加える。

附則第十二条の六の二第八項	第七十八条第一項	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時	
附則第十二条の六の三第一項	組合員期間を	組合員期間（当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月）を
附則第十二条の六の三第三項及び第四項	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。

附則第十三条の九を次のように改める。

（平均標準報酬月額の設定）

第十三条の九 附則別表第四の各号に掲げる受給権者の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬の月額については、第七十七条第一項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の標準報酬の月額に当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

附則第十三条の十第六項中「第百六条」の下に「、第百十五条第一項」を加える。

附則第二十条の二中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

附則別表第三の次に次の一表を加える。

附則別表第四（附則第十三条の九関係）

- 一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二五八

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

- 二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

- 三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

- 四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九一
平成十年四月以後	〇・九八〇

第二条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

第六条第一項第六号中「並びに掛金及び特別掛金」を「及び掛金」に改める。

第二十四条第一項第七号中「と掛金との割合及び期末手当等と特別掛金」を「及び標準期末手当等の額と掛金」に改める。

第四十二条第二項中「八月一日」を「七月一日」に改め、同条第三項中「十月一日」を「九月一日」に、「九月三十日」を「八月三十一日」に改め、同条第四項中「七月一日から八月一日まで」を「六月一日から七月一日まで」に、「八月から十月まで」を「七月から九月まで」に改め、同条第六項中「九月三十日」を「八月三十一日」に、「七月一日」を「六月一日」に改め、同条第八項中「九月三十日」を「八月三十一日」に、「八月」を「七月」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（標準期末手当等の額の決定）

第四十二条の二 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 前条第九項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第七十七条第一項中「平均標準報酬月額」を「平均標準報酬額」に、「標準報酬の月額を平均した額」を「標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額」に、「千分の七・一二五」を「千分の五・四八一」に改め、同条第二項第一号中「平均標準報酬月額の千分の一・四二五」を「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」に改め、同項第二号中「平均標準報酬月額の千分の〇・七一一」を「平均標準報酬額の千分の〇・五四八」に改める。

第七十九条第二項第一号中「標準報酬の月額」を「組合員である日の属する月における標準報酬の月額とその月以前の

一年間の標準期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下この項及び第八十七条第二項において「総報酬月額相当額」という。）」に、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同項第二号中「標準報酬の月額」を「総報酬月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に、「十八万五千元」を「二十四万円」に改める。

第八十条を次のように改める。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止）

第八十条 退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）、他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの又は国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者（第八十七条の二第一項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）である場合において、その者の前条第二項第一号に規定する総報酬月額相当額に相当する額として政令で定める額（以下この項及び第八十七条の二第一項において「総収入月額相当額」という。）と退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が四十八万円を超えるときは、当該退職共済年金の額のうち、総収入月額相当額と基本月額との合計額から四十八万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該退職共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該退職共済年金の額に相当する金額を限度とする。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による退職共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条第一項第一号中「平均標準報酬月額の千分の七・一二五」を「平均標準報酬額の千分の五・四八一」に改め、同項第二号中「平均標準報酬月額の千分の一・四二五」を「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」に改め、同条第二項中「平均標準報酬月額」を「平均標準報酬額」に、「百分の十九」を「百分の十四・六一五」に、「百分の二十八・五」を「百分の二十一・九二三」に、「千分の一・四二五」を「千分の一・〇九六」に、「千分の一・七八一」を「千分の一・三七」に改める。

第八十七条第二項第一号中「標準報酬の月額」を「総報酬月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同項第二号中「標準報酬の月額」を「総報酬月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に、「十八万五千元」を「二十四万円」に改める。

第八十七条の二第一項を次のように改める。

障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等である場合において、その者の総収入月額相当額と障害共済年金の額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が四十八万円を超えるときは、当該障害共済年金の額のうち、総収入月額相当額と基本月額との合計額から四十八万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該障害共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該障害共済年金の額に相当する金額を限度とする。

第八十七条の四中「平均標準報酬月額」を「平均標準報酬額」に、「百分の十九」を「百分の十四・六一五」に、「百分の二十八・五」を「百分の二十一・九二三」に改める。

第八十七条の七第一号中「平均標準報酬月額の千分の七・一二五」を「平均標準報酬額の千分の五・四八一」に改め、同条第二号中「平均標準報酬月額の千分の一・四二五」を「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」に改める。

第八十九条第一項第一号中「平均標準報酬月額の千分の七・一二五」を「平均標準報酬額の千分の五・四八一」に、「平均標準報酬月額の千分の一・四二五」を「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」に改め、同項第二号中「平均標準報酬月額」を「平均標準報酬額」に、「百分の十九」を「百分の十四・六一五」に、「百分の二十八・五」を「百分の二十一・九二三」に改め、同条第二項中「平均標準報酬月額の千分の三・二〇六」を「平均標準報酬額の千分の二・四六六」に改める。

第九十三条の三中「平均標準報酬月額の千分の三・二〇六」を「平均標準報酬額の千分の二・四六六」に改める。

第九十九条第一項第三号中「、特別掛金」を削り、同条第二項中「特別掛金並びに」を削り、同項第二号中「及び特別掛金」を削り、同条第五項中「並びに国の負担金」を「及び国の負担金」に改める。

第百条第三項中「組合員の標準報酬の月額」の下に「（長期給付に係るものにあつては、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とする。以下この項において同じ。）」を加える。

第百一条の二を削る。

第百二条第一項中「及び前条第三項において準用する第百条の二の規定により徴収しないこととされた特別掛金」を削る。

第百三条第一項及び第百十一条第二項中「若しくは特別掛金」を削る。

第百十五条第二項中「並びに掛金及び特別掛金」を「及び掛金」に改める。

附則第十二条の四の二第二項第二号中「平均標準報酬月額
の千分の七・一二五」を「平均標準報酬額の千分の五・四八一」に改め、同条第三項第一号中「平均標準報酬月額の千分の一・四二五」を「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」に改め、同項第二号中「平均標準報酬月額の千分の〇・七一三」を「平均標準報酬額の千分の〇・五四八」に改める。

附則第十三条の九を次のように改める。

（平均標準報酬額の改定）

第十三条の九 附則別表第四の各号に掲げる受給権者の平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬の月額及び標準期末手当等の額については、第七十七条第一項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

附則第十三条の十第三項中「平均標準報酬月額」を「平均標準報酬額」に改め、同項の表中「〇・五」を「〇・四」に、「一・〇」を「〇・八」に、「一・五」を「一・二」に、「二・〇」を「一・六」に、「二・五」を「二・〇」に、「三・〇」を「二・四」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「第七十四条の三」を「第四十五条、第七十四条の三」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「附則第十二条の三」の下に「、第十二条の六の二第一項」を加える。

附則第十五条第一項中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に、「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に、「千分の〇・七五」を「千分の〇・七一三」に改め、同条第二項中「千分の三・三七五」を「千分の三・二〇六」に改め、同条第三項中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に、「千分の十」を「千分の九・五〇〇」に、「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に、「千分の〇・五」を「千分の〇・四七五」に、「千分の〇・七五」を「千分の〇・七一三」に、「千分の〇・二五」を「千分の〇・二三八」に改める。

附則第十六条第一項第一号及び第二項中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に改め、同条第三項中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に、「三千四十七円」を「三千百四十三円」に改め、同条第四項中「三千四十七円」を「三千百四十三円」に改め、同条第五項中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に、「三千四十七円」を「三千百四十三円」に改める。

附則第十七条第二項第一号中「三万三千百円」を「三万四千百円」に改め、同項第二号中「六万六千二百円」を「六万八千三百円」に改め、同項第三号中「九万九千四百円」を「十万二千五百円」に改め、同項第四号中「十三万二千五百円」を「十三万六千六百円」に改め、同項第五号中「十六万五千六百円」を「十七万七百円」に改める。

附則第十九条第二項中「五百四十月」を「五百二十八月」に、「四十五年」を「四十四年」に改める。

附則第二十二条中「前三条」を「附則第十九条から前条まで」に改める。

附則第三十一条第二項中「同条第一項第二号」を「同条第一項第三号」に改める。

附則第三十五条第一項中「それぞれ一・二二」を「附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」に、「に一・二二」を「に同表の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」に、「百分の七十」を「百分の六十八・〇七五」に改め、同項第一号中「七十三万二千二百八十円」を「七十五万四千三百二十円」に、「三万六千五百六十四円」を「三万七千七百十六円」に改め、同項第二号中「百分の一」を「百分の〇・九五」に改める。

附則第三十六条第一項第二号イからハまでの規定中「三十四万円」を「三十七万円」に改め、同号ニ中「三十四万円」を「三十七万円」に、「十七万円」を「十八万五千元」に改める。

附則第四十条第一項第一号中「七十三万二千二百八十円」を「七十五万四千三百二十円」に改め、同項第二号中「千分の十」を「千分の九・五」に改める。

附則第四十二条第一項中「百分の十」を「百分の九・五」に、「百分の三十」を「百分の二十八・五」に、「百分の二十」を「百分の十九」に、「俸給年額に」を「俸給年額の百分の九十七・二五に」に改め、同項第一号中「七十三万二千二百八十円」を「七十五万四千三百二十円」に、「三万六千五百六十四円」を「三万七千七百十六円」に改め、同項第二号中「百分の一」を「百分の〇・九五」に改め、同条第二項第一号中「七十三万二千二百八十円」を「七十五万四千三百二十円」に、「百分の二十」を「百分の十九」に改め、同項第四号中「百分の一」を「百分の〇・九五」に改める。

附則第四十四条第一項第二号イからハまでの規定中「三十四万円」を「三十七万円」に改め、同号ニ中「三十四万円」を「三十七万円」に、「十七万円」を「十八万五千元」に改める。

附則第四十五条第一項中「第八十七条の二第一項」を「第八十条第一項」に、「共済法第八十条第一項」を「同項」に改める。

附則第四十六条第一項第一号中「七十三万二千二百八十円」を「七十五万四千三百二十円」に、「百分の二十」を「百分

の十九」に、「百分の一」を「百分の〇・九五」に改め、同条第三項中「百分の七十」を「百分の六十八・〇七五」に改め、同条第五項中「十四万九千六百円」を「十五万四千二百円」に、「二十六万千八百円」を「二十六万九千九百円」に改める。

附則第五十条第一項中「平成五年」を「平成十年」に改める。

附則第五十七条第一項中「一・二二」を「附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」に、「百分の七十」を「百分の六十八・〇七五」に改める。

附則第六十条第二項中「他の共済組合の組合員等」を「厚生年金保険の被保険者等」に改める。

附則別表第二中「千分の十」を「千分の九・五〇〇」に、「千分の〇・五」を「千分の〇・四七五」に、「千分の〇・二五」を「千分の〇・二三八」に、「千分の九・八六」を「千分の九・三六七」に、「千分の〇・五八」を「千分の〇・五五一」に、「千分の〇・二九」を「千分の〇・二七六」に、「千分の九・七二」を「千分の九・二三四」に、「千分の〇・六六」を「千分の〇・六二七」に、「千分の〇・三三」を「千分の〇・三一四」に、「千分の九・五八」を「千分の九・一〇一」に、「千分の〇・七三」を「千分の〇・六九四」に、「千分の〇・三七」を「千分の〇・三五二」に、「千分の九・四四」を「千分の八・九六八」に、「千分の〇・八〇」を「千分の〇・七六〇」に、「千分の〇・四〇」を「千分の〇・三八〇」に、「千分の九・三一」を「千分の八・八四五」に、「千分の〇・八六」を「千分の〇・八一七」に、「千分の〇・四三」を「千分の〇・四〇九」に、「千分の九・一七」を「千分の八・七一二」に、「千分の〇・九二」を「千分の〇・八七四」に、「千分の〇・四六」を「千分の〇・四三七」に、「千分の九・〇四」を「千分の八・五八八」に、「千分の〇・九八」を「千分の〇・九三一」に、「千分の〇・四九」を「千分の〇・四六六」に、「千分の八・九一」を「千分の八・四六五」に、「千分の一・〇三」を「千分の〇・九七九」に、「千分の〇・五二」を「千分の〇・四九四」に、「千分の八・七九」を「千分の八・三五一」に、「千分の一・〇九」を「千分の一・〇三六」に、「千分の〇・五五」を「千分の〇・五二三」に、「千分の八・六六」を「千分の八・二二七」に、「千分の一・一三」を「千分の一・〇七四」に、「千分の〇・五七」を「千分の〇・五四二」に、「千分の八・五四」を「千分の八・一一三」に、「千分の一・一八」を「千分の一・一二一」に、「千分の〇・五九」を「千分の〇・五六一」に、「千分の八・四一」を「千分の七・九九〇」に、「千分の一・二二」を「千分の一・一五九」に、「千分の〇・六一」を「千分の〇・五八〇」に、「千分の八・二九」を「千分の七・八七六」に、「千分の一・二七」を「千分の一・二〇七」に、「千分の〇・六四」を「千分の〇・六〇八」に、「千分の八・一八」を「千分の七・七七一」に、「千分の一・三〇」を「千分の一・二三五」に、「千分の〇・六五」を「千分の〇・六一八」に、「千分の八・〇六」を「千分の七・六五七」に、「千分の一・三四」を「千分の一・二七三」に、「千分の〇・六七」を「千分の〇・六三七」に、「千分の七・九四」を「千分の七・五四三」に、「千分の一・三八」を「千分の一・三一―」に、「千分の〇・六九」を「千分の〇・六五六」に、「千分の七・八三」を「千分の七・四三九」に、「千分の一・四一」を「千分の一・三四〇」に、「千分の〇・七一」を「千分の〇・六七五」に、「千分の七・七二」を「千分の七・三三四」に、「千分の一・四四」を「千分の一・三六八」に、「千分の〇・七二」を「千分の〇・六八四」に、「千分の七・六一」を「千分の七・二三〇」に、「千分の一・四七」を「千分の一・三九七」に、「千分の〇・七四」を「千分の〇・七〇三」に改める。

附則別表第四の次に次の一表を加える。

附則別表第五（附則第三十五条、附則第五十七条関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九八
昭和七年四月二日以後に生まれた者	一・三〇四

第四条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「共済法第七十七条第一項」を「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の共済法第七十七条第一項」に改める。

附則第十五条第一項中「千分の七・一二五」を「千分の五・四八一」に、「千分の一・四二五」を「千分の一・〇九六」に、「千分の〇・七一三」を「千分の〇・五四八」に改め、同条第二項中「千分の三・二〇六」を「千分の二・四六六」に改め、同条第三項中「千分の七・一二五」を「千分の五・四八一」に、「千分の九・五〇〇」を「千分の七・三〇八」に、「千分の一・四二五」を「千分の一・〇九六」に、「千分の〇・四七五」を「千分の〇・三六五」に、「千分の〇・七一三」を「千分の〇・五四八」に、「千分の〇・二三八」を「千分の〇・一八三」に改める。

附則第二十一条の二に次の一項を加える。

2 附則第十六条第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算された退職共済年金に係る共済法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改

正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする。

附則第三十六条第一項第一号中「標準報酬の月額」を「総報酬月額相当額（共済法第七十九条第二項第一号に規定する総報酬月額相当額をいう。次号及び附則第四十四条第一項において同じ。）」に、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同項第二号中「標準報酬の月額」を「総報酬月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に、「十八万五千円」を「二十四万円」に改める。

附則第四十四条第一項第一号中「標準報酬の月額」を「総報酬月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同項第二号中「標準報酬の月額」を「総報酬月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に、「十八万五千円」を「二十四万円」に改める。

附則第四十五条第一項を次のように改める。

退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が共済法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である場合において、その者の同項に規定する総収入月額相当額（以下この項において「総収入月額相当額」という。）とその者に支給されるべきこれらの年金の額に百分の九十を乗じて得た額（当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額とする。以下この項において「停止対象年金額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が四十八万円を超えるときは、当該停止対象年金額のうち、総収入月額相当額と基本月額との合計額から四十八万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該停止対象年金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該停止対象年金額に相当する金額を限度とする。

附則第四十五条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則別表第二中「千分の九・五〇〇」を「千分の七・三〇八」に、「千分の〇・四七五」を「千分の〇・三六五」に、「千分の〇・二三八」を「千分の〇・一八三」に、「千分の九・三六七」を「千分の七・二〇五」に、「千分の〇・五五一」を「千分の〇・四二四」に、「千分の〇・二七六」を「千分の〇・二一二」に、「千分の九・二三四」を「千分の七・一〇三」に、「千分の〇・六二七」を「千分の〇・四八二」に、「千分の〇・三一四」を「千分の〇・二四二」に、「千分の九・一〇一」を「千分の七・〇〇一」に、「千分の〇・六九四」を「千分の〇・五三四」に、「千分の〇・三五二」を「千分の〇・二七一」に、「千分の八・九六八」を「千分の六・八九八」に、「千分の〇・七六〇」を「千分の〇・五八五」に、「千分の〇・三八〇」を「千分の〇・二九二」に、「千分の八・八四五」を「千分の六・八〇四」に、「千分の〇・八一七」を「千分の〇・六二八」に、「千分の〇・四〇九」を「千分の〇・三一五」に、「千分の八・七一二」を「千分の六・七〇二」に、「千分の〇・八七四」を「千分の〇・六七二」に、「千分の〇・四三七」を「千分の〇・三三六」に、「千分の八・五八八」を「千分の六・六〇六」に、「千分の〇・九三一」を「千分の〇・七一六」に、「千分の〇・四六六」を「千分の〇・三五八」に、「千分の八・四六五」を「千分の六・五一二」に、「千分の〇・九七九」を「千分の〇・七五三」に、「千分の〇・四九四」を「千分の〇・三八〇」に、「千分の八・三五一」を「千分の六・四二四」に、「千分の一・〇三六」を「千分の〇・七九七」に、「千分の〇・五二三」を「千分の〇・四〇二」に、「千分の八・二二七」を「千分の六・三二八」に、「千分の一・〇七四」を「千分の〇・八二六」に、「千分の〇・五四二」を「千分の〇・四一七」に、「千分の八・一一三」を「千分の六・二四一」に、「千分の一・一二一」を「千分の〇・八六二」に、「千分の〇・五六一」を「千分の〇・四三二」に、「千分の七・九九〇」を「千分の六・一四六」に、「千分の一・一五九」を「千分の〇・八九二」に、「千分の〇・五八〇」を「千分の〇・四四六」に、「千分の七・八七六」を「千分の六・〇五八」に、「千分の一・二〇七」を「千分の〇・九二八」に、「千分の〇・六〇八」を「千分の〇・四六八」に、「千分の七・七七一」を「千分の五・九七八」に、「千分の一・二三五」を「千分の〇・九五〇」に、「千分の〇・六一八」を「千分の〇・四七五」に、「千分の七・六五七」を「千分の五・八九〇」に、「千分の一・二七三」を「千分の〇・九七九」に、「千分の〇・六三七」を「千分の〇・四九〇」に、「千分の七・五四三」を「千分の五・八〇二」に、「千分の一・三一―」を「千分の一・〇〇八」に、「千分の〇・六五六」を「千分の〇・五〇五」に、「千分の七・四三九」を「千分の五・七二二」に、「千分の一・三四〇」を「千分の一・〇三一」に、「千分の〇・六七五」を「千分の〇・五一九」に、「千分の七・三三四」を「千分の五・六四二」に、「千分の一・三六八」を「千分の一・〇五二」に、「千分の〇・六八四」を「千分の〇・五二六」に、「千分の七・二三〇」を「千分の五・五六二」に、「千分の一・三九七」を「千分の一・〇七五」に、「千分の〇・七〇三」を「千分の〇・五四一」に改める。

附 則
（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国国家公務員共済組合法第十六条第二項及び第三項並びに第三十六条の改正規定、同法第五十一条第十号の二の次に一号を加える改正規定、同法第六十八条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十九条、第九十九条

第三項第一号、第二百五条第二項、第二百二十六条第二項及び附則第十二条第七項の改正規定、第五条の規定並びに次条、附則第四条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 公布の日

二 第一条中国国家公務員共済組合法第四十二条第一項の改正規定及び附則第三条の規定 平成十二年十月一日

三 第一条中国国家公務員共済組合法第八十条の見出し及び同条第一項並びに第八十七条の二第一項の改正規定、同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十二条の四第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする改正規定、同法附則第十二条の四の二第一項の改正規定、同法附則第十二条の六の次に見出し及び二条を加える改正規定、同法附則第十二条の八第二項及び第四項、第十二条の八の二第一項及び第四項から第七項まで、第十二条の八の三第一項、第三項及び第五項並びに第十二条の十第一項の改正規定並びに同法附則第十三条第一項の表第九十条の項の次に一項を加え、及び附則第十二条の六第二項及び第三項の項の次に三項を加える改正規定、第三条中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項並びに第六十条第二項の改正規定、第六条（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第六項及び第七項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第八条の規定 平成十四年四月一日

四 第二条（次号に掲げる規定を除く。）、第四条（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九条第一項、第十五条及び附則別表第二の改正規定に限る。）、第六条（前号に掲げる規定を除く。）並びに附則第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条及び第二十二条の規定 平成十五年四月一日

五 第二条（国家公務員共済組合法第七十九条第二項、第八十条、第八十七条第二項及び第八十七条の二第一項の改正規定に限る。）、第四条（前号に掲げる規定を除く。）及び附則第十三条の規定 平成十六年四月一日

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第五十一条第十号の三、第六十八条の三、第六十九条、第九十九条第三項第一号、第二百五条第二項、第二百二十六条第二項及び附則第十二条第七項の規定並びに附則第四条及び第十七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

（決算の経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法第十六条第三項及び第三十六条の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係るこれらの規定に規定する書類から適用する。

（標準報酬の月額に関する経過措置）

第三条 平成十二年十月一日前に国家公務員共済組合の組合員（以下「組合員」という。）の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者（法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員を除く。）のうち、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二条第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬が改定された者であって、同月の同条第一項に規定する標準報酬の月額が九万二千円であるもの又は五十万万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が六十万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第一条の規定による改正後の法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準報酬とする。

（介護休業手当金に関する経過措置）

第四条 第一条の規定による改正後の法第六十八条の三に規定する介護休業手当金は、同条に規定する介護休業により勤務に服さなかった期間のうち平成十一年四月一日以後に係る期間について支給する。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第五条 平成十二年三月以前の月分の法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（併給の調整の経過措置）

第六条 第一条の規定による改正後の法第七十四条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に支給の停止の解除の申請があったものについて適用し、施行日前に支給の停止の解除の申請があったものについては、なお従前の例による。

（平成十四年度までの法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）

第七条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法による年金である給付の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条

第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）による金額は、これらの規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

- 一 第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
 - 二 第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三を乗じて得た金額
- 2 前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額を計算する場合においては、第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあり、及び「附則第十三条の九の表」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- （厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止の経過措置）

第八条 第一条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の二並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。附則第十三条において同じ。）又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者（これらの者が昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合に限る。）である間に支給される法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金については、適用しない。

（育児休業期間中の組合員に係る負担金等の特例に関する経過措置）

第九条 第一条の規定による改正後の法第百一条の二第三項及び第百二条の規定は、平成十二年四月以後の月分の特別掛金及び国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の特別掛金及び国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。

（標準報酬の定時決定等に関する経過措置）

第十条 平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定され、又は改定された同年三月における標準報酬は、同年八月までの各月の標準報酬とする。

（平成十五年度以後における法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）

第十一条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による年金である給付の額については、第二条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
 - 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第七十七条第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）の計算」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第八十九条第一項第一号中「組合員期間の月数（当

該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第二項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」とする。

- 3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正後の法第七十七条第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（以下「基準日後組合員期間」という。）の計算」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第八十九条第一項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第三項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」とする。

第十二条 法による年金である給付の額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

- 2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）の計算」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第八十九条第一項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「同法附則第十二条第二項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。
- 3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正後の法第七十七条第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（以下「基準日後組合員期間」という。）の計算」と、「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、第八十二条第一項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同条第二項中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の一・三七」とあるのは「千分の一・

四四二」と、「加えた金額）」とあるのは「加えた金額）に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第八十九条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、同条第二項中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、附則第十二条の四の二第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、附則第十三条の九中「附則別表第四の各号に掲げる受給権者」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第七十七条第一項」とあるのは「同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とする。

4 前各項に定めるもののほか、平成十五年度以後における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止の経過措置）

第十三条 第二条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の二並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、平成十六年四月以後の月分として支給される法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金（これらの年金のうち厚生年金保険の被保険者又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者（これらの者が昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合に限る。）である間に支給される年金を除く。）について適用し、同月前の月分として支給されるこれらの年金については、なお従前の例による。

（従前の特別掛金）

第十四条 平成十五年四月前の期末手当等に係る特別掛金（第二条による改正前の法第百一条の二第一項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

（法による脱退一時金に関する経過措置）

第十五条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による脱退一時金については、第二条の規定による改正後の法附則第十三条の十第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同日前の組合員期間の各月の標準報酬月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の組合員期間の各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を合算して得た額を組合員期間の月数で除して得た額に、組合員期間に応じて同項の表に定める率を乗じて得た金額とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十一条 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十一年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中国国家公務員共済組合法第六十八条の二に一項を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十八条の三第一項中「及び第百二十五条第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

3 介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

第十七条のうち国家公務員共済組合法第六十九条の改正規定中「前条ただし書」を「第六十八条の二ただし書」に、「前条第一項ただし書」を「第六十八条の二第一項ただし書」に改める。

附則別表（附則第七条、附則第十二条関係）

昭和六十二年三月以前	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月から平成十二年三月まで	〇・九九
平成十二年四月以後	〇・九一七

（12）雇用保険法等の一部を改正する法律（平成12年5月12日法律第59号）附則第23条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 〔前略〕附則第二十三条中国国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十八条の二及び第六十八条の三第一項の改正規定、附則第二十四条の規定〔中略〕 平成十三年一月一日

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「百分の二十五」を「百分の四十」に改め、同条ただし書中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第六十八条の三第一項中「百分の二十五」を「百分の四十」に改める。

附則第十二条の八の二第一項第一号中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同項第二号中「（同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に同法第二十二条の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分）の基本手当」を「（の基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 国家公務員共済組合法第六十八条の二に規定する育児休業により勤務に服さなかった期間のうち平成十三年一月一日前に係る期間について支給する育児休業手当金の額については、なお従前の例による。

2 国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業により勤務に服することができない期間のうち平成十三年一月一日前に係る期間について支給する介護休業手当金の額については、なお従前の例による。

第二十五条 旧受給資格者であつて附則第五条の規定により同条に規定する個別延長給付の支給についてなお従前の例によることとされたものに係る附則第二十三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

（13）資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成12年5月31日法律第99号）附則第22条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二項中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金（基礎年金拠出金に係る積立金を含む。）の額に相当する金額として」を削り、「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

第六十六条第六項中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

（14）一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年11月27日法律第125号）附則第7条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「第七号」を「第八号」に改める。

(15) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年12月6日法律第140号）附則第19条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第十九条中国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十四条第二項〔中略〕の改正規定
平成十三年四月一日
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二第二項中「影響」の下に「及び療養に要した費用の額」を加える。

第六十六条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項の次に次の三項を加える。

6 第三項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、この法律、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）、厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8 年金保険者（社会保険庁長官を除く。）は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託することができる。

第七十四条第二項中「(昭和三十七年法律第五十二号)」を削る。

第二百条第一項中「(長期給付に係るものに限る。)」を削る。

附則第十四条の二第一項中「六十五歳未満であり、かつ、」を削り、同条第二項中「六十五歳未満の」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百条の規定は、平成十三年一月以後の月分の国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。

(16) 医療法等の一部を改正する法律（平成12年12月6日法律第141号）附則第17条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成13年3月1日〕から施行する。〔ただし書略〕

(船員保険法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十四条第三項

(17) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年7月4日法律第101号）附則第86条、第89条及び第91条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第八十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項ただし書中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に改める。

第五十五条第一項第二号中「他の法律に基づく共済組合」を「地方の組合」に改める。

第五十九条第一項中「他の法律に基づく共済組合」を「地方の組合」に改める。

第六十六条第六項中「(昭和三十七年法律第五十二号)」及び「、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号)」を削る。

第七十四条第一項第一号中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下この条、次条、第七十九条第三項及び第百十四条の二において同じ。）による」に改め、同項第二号及び第三号中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に改め、同条第二項中「、他の法律に基づく共済組合（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）を除く。）が支給する年金である給付」を削り、同条第四項ただし書中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に改める。

第七十四条の二第一項及び第三項並びに第七十九条第三項中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に改める。

第八十条第一項中「、他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの(地方の組合の組合員を除く。）」を削る。

第百条第二項ただし書中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「地方の組合」に改める。

第百十三条第一項中「他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間又は」及び「当該共済組合又は」を削り、同条第二項中「、当該共済組合に係る法律」を削る。

第百十四条の二中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に、「当該他の法律に基づく共済組合」を「地方の組合」に改める。

第百二十六条の五第五項第四号及び附則第十二条第四項中「他の法律に基づく共済組合」を「地方の組合」に改める。

附則第十三条の三第二項及び第六項第四号中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「地方の組合」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八十七条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条において「新法」という。）第三十八条第二項の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日前の期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

3 新法第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十四条の二第一項及び第三項、第七十九条第三項、第八十条第一項並びに第八十七条の二第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による。

4 新法第百条第二項の規定は、施行日以後の月分の掛金について適用し、施行日前の月分の掛金については、なお従前の例による。

5 新法附則第十三条の三第二項の規定は、施行日以前に旧農林共済組合の組合員の資格を喪失した場合についても、適用する。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十九条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項第一号中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（第十一章を除く。以下この項及び第四項において同じ。）による」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下この条において「新法」という。）附則第十一条第二項及び第四項並びに第四十五条第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧共済法による年金（新法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前の月分として支給される旧共済法による年金については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十一条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち国家公務員共済組合法第八十条の改正規定（第一項に係る部分に限る。）中「、他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）」を削る。

(18) 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年12月7日法律第142号）附則第4条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第一項中「期間」の下に「で当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの期間」を、「終了した日」の下に「(その日が当該育児休業に係る子が一歳に達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達した日)」を加える。

第百条の二中「終了する日」の下に「(その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日)」を加える。

(19) 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年12月12日法律第153号）附則第40条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成14年3月1日〕から施行する。
（健康保険法等の一部改正）
第四十条 次に掲げる法律の規定中「看護婦」を「看護師」に改める。

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十八条第二項及び第百十七条第二項

(20) 独立行政法人造幣局法（平成14年5月10日法律第40号）附則第13条及び第19条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第十三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を次のように改める。

三 財務省 印刷局に属する職員

第八条第一項中「、造幣局長」を削る。

第九十九条第一項第一号及び第三号中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改め、同条第三項中「国は」を「国又は独立行政法人造幣局は、政令で定めるところにより」に改める。

第百二条第三項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

第百二十四条の二第一項及び第百二十五条中「並びに」を「及び」に改める。

附則第二十条の三第二項中「並びに国」を「及び国」に、「〔並びに〕」を「〔及び〕」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（第三項において「改正前国共済法」という。）第三条第二項第三号ロの規定により設けられた組合（次項及び次条において「旧組合」という。）は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合（次条において「財務省共済組合」という。）が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によ

りした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 施行日の前日に旧組合の組合員であった者（施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。）は財務省共済組合の組合員であった者と、旧組合の組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）は財務省共済組合の組合員であった期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間

2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員（国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であった者に対し同法第五十九条、第六十六条第三項又は第六十七条（第一項及び第二項を除く。）の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行ったものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができる者で、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十四条第一項に規定する旧組合とする。）」とする。

第十六条 この法律の施行前にした附則第十三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国は」を「国又は独立行政法人造幣局は、政令で定めるところにより」に改め、同条第二項中「国が」を「国又は独立行政法人造幣局が」に、「国の」を「国又は独立行政法人造幣局の」に改め、同条第三項中「国

を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。
附則第六十四条第四号中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

(21) 独立行政法人国立印刷局法（平成14年5月10日法律第41号）附則第14条及び第20条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第八条第一項中「第三号、第四号ロ又は第五号」を「第三号ロ又は第四号」に改め、「印刷局長」を削る。
第九十九条第一項第一号及び第三号中「国又は独立行政法人造幣局」を「同項に規定する国等」に改め、同条第三項中「独立行政法人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局（第二百二条第三項において「国等」という。）」を加える。
第二百二条第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（第四項において「改正前国共済法」という。）第三条第二項第三号の規定により設けられた組合（以下この条及び次条において「旧組合」という。）は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合（第三項及び次条において「財務省共済組合」という。）が承継する。
2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
3 第一項の規定により旧組合の権利を財務省共済組合が承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。
4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
第十六条 施行日の前日に旧組合の組合員であった者（施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。）は財務省共済組合の組合員であった者と、旧組合の組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）は財務省共済組合の組合員であった期間とみなす。
一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。
3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。
4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員（国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であった者に対し同法第五十九条、第六十六条第三項又は第六十七条（第一項及び第二項を除く。）の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。
6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。
7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したもののについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。
8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行ったものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。
9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができる者で、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。）」とする。
第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第三十一条第一項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等（共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。）」に、「共済法第九十九条第三項」を「同項」に改め、同条第二項及び第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。
附則第六十四条第四号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。
(22) 日本郵政公社法施行法（平成14年7月31日法律第98号）第119条による改正
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第百十九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「国及び」を「国、」に改め、「同じ。）」の下に「及び日本郵政公社（以下「公社」という。）」を加える。
第三条第一項中「各省各庁ごと」を「各省各庁及び公社ごと」に改める。
第五条第一項中「をいう。）」の下に「又は公社の総裁」を加える。
第八条第一項中「という。）」の下に「又は公社の総裁」を、「独立行政法人の職員」の下に「又は公社の所属の職員」を加え、同条第二項中「各省各庁の長」の下に「及び公社の総裁」を加える。
第十二条第一項中「又は特定独立行政法人の長」を「、特定独立行政法人の長又は公社の総裁」に、「に使用される者又は当該特定独立行政法人」を「、特定独立行政法人又は公社」に改める。
第三十一条第一号中「役職員（非常勤の者を除く。）」の下に「、公社の役職員（非常勤の者を除く。）」を加える。
第三十七条第一項中「又は独立行政法人」を「及び当該各省各庁の所管する独立行政法人又は公社」に改める。
第四十一条第三項中「総務省」を「公社」に改める。
第九十九条第二項中「国」を「国又は公社」に改め、同条第三項中「国又は」を「国、」に改め、「独立行政法人国立印刷局」の下に「又は公社」を加え、同条第五項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「国の」を「国又は公社の」に改め、同条第六項中 「国」を「国又は公社」に改め、同条第七項中「並びに」を「及び」に、「国」を「国又は公社」に改める。
第二百二条第一項及び第四項中「独立行政法人」の下に「、公社」を加える。
第二百四条第三項及び第二百五条第一項中「国」を「国又は公社」に改める。
第二百二十二条中「又は独立行政法人」を「、独立行政法人又は公社」に改める。
第二百二十四条の二第一項中「国の」を「国又は公社の」に改め、「独立行政法人」の下に「、公社」を加える。
第二百五条、第二百二十六条の五第二項及び附則第十二条第六項中「国」を「国又は公社」に改める。

附則第十四条の三第五項中「独立行政法人」の下に「、公社」を加える。

附則第二十条の三第二項中「国の負担金」を「国又は公社の負担金」に改める。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日〔平成15年4月1日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十八条第二項〔中略〕の規定 公布の日

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第千三百二十三条第一項の規定により設けられた国家公務員共済組合（次項において「旧総務省共済組合」という。）又は同条第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合（以下この条において「旧郵政共済組合」という。）は、施行日において、それぞれ第百十九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により総務省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「総務省共済組合」という。）又は公社に属する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条から附則第三十条までにおいて「日本郵政公社共済組合」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 旧総務省共済組合又は旧郵政共済組合の代表者は、それぞれ、施行日前に、国家公務員共済組合法第九条に規定する運営審議会の議を経て、同法第六条及び第十一条の規定により、施行日以後に係る総務省共済組合又は日本郵政公社共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

3 施行日の前日において旧郵政共済組合の組合員であった者（同日において総合通信局、沖縄総合通信事務所若しくは中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十三条第二項に規定する政令で定める部局若しくは機関又は独立行政法人通信総合研究所に属する職員であった者に限る。）が、施行日において総務省又はその所管する独立行政法人通信総合研究所に属する職員であるときは、施行日において旧郵政共済組合の組合員の資格を喪失し、総務省共済組合の組合員の資格を取得する。

4 前項の規定により総務省共済組合の組合員の資格を取得した者があるときは、日本郵政公社共済組合は、施行日の前日における旧郵政共済組合の短期給付の事業又は福祉事業（国家公務員共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により行う事業を含む。次項において同じ。）に係る資産の価額から負債の価額をそれぞれ差し引いた額につき、財務省令で定めるところにより算出した金額を、総務省共済組合に対して支払わなければならない。

5 前項の財務省令は、旧郵政共済組合の短期給付の事業又は福祉事業に要する費用についてのその組合員の負担の割合、施行日の前日において旧郵政共済組合の組合員であった者の数に対するこれらの者のうち第三項の規定により総務省共済組合の組合員の資格を取得した者（以下この条において「移行組合員」という。）の数の割合その他の事情を勘案して定めるものとする。

6 前項に定めるもののほか、第四項の規定による支払について必要な事項は、財務省令で定める。

7 旧郵政共済組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における移行組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、総務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

8 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により移行組合員が旧郵政共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該移行組合員が総務省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

9 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により移行組合員が旧郵政共済組合にした申出は、同条の規定により総務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

第二十九条 施行日の前日において健康保険組合（事業団の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七条第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であった者で、施行日に日本郵政公社共済組合の組合員となった者に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であった間日本郵政公社共済組合の組合員であったものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であって、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当

金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であって、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き日本郵政公社共済組合の組合員である間は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第三十条 施行日の前日において厚生年金基金（事業団の事業所又は事務所を厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者で、施行日に日本郵政公社共済組合の組合員となった者（以下この条において「事業団等の役職員であった組合員」という。）のうち、一年以上の引き続き組合員期間（日本郵政公社共済組合の組合員である期間をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続き組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

2 事業団等の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続き組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 事業団等の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 事業団等の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 事業団等の役職員であった組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 事業団等の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

(23) 民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年7月31日第100号）第32条による改正

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百十二条中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「、郵送」を「、送付」に改める。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日〔平成十五年四月一日〕から施行する。

(24) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年8月2日法律第102号)附則第47条、第48条及び第70条による改正

附 則

- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則〔中略〕第四十八条、第四十九条第三項〔中略〕の規定は平成十五年四月一日から〔中略〕施行する。
- （国家公務員共済組合法の一部改正）
- 第四十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
- 第四十七条第二項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。
- 第五十一条第四号を次のように改める。
- 四 家族出産費
- 第五十四条第二項中「第四十三条第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第六十三条第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が」に改める。
- 第五十五条第一項第三号中「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額（当該給付（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（第五十五条の三第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額）」に改め、同項ただし書中「同項第二号」を「前項第二号」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の二十
- 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の十
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十
- 第五十五条第三項中「健康保険法第四十三条ノ八」を「前項」に改め、同条第六項中「第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた」を「第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める」に改め、同条第七項中「健康保険法第四十三条ノ八第一項の規定の例により算定した金額（その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額）」を「当該一部負担金の額」に改める。
- 第五十五条の二第二項中「第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が」に改める。
- 第五十五条の三第一項第一号中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四条第二項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が」に、〔の百分の八十に相当する〕を「から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「〔の療養〕の下に「（第五十五条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）」を加え、〔第四十三条ノ八第二項〕を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第八項中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、〔前条第一項に規定する〕を削る。
- 第五十六条第三項中「健康保険法第四十三条ノ八第一項に規定する一部負担金の」を「第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める」に改め、同条第四項中「〔係る療養〕の下に「（第五十五条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）」を加え、〔第四十三条ノ八第二項〕を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改める。
- 第五十六条の二第一項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が」に、〔の百分の八十に相当する〕を「から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改める。
- 第五十六条の三第二項中「第四十四条ノ十四第一項」を「第九十七条第一項」に改める。
- 第五十七条第十項中「第六項」を「第九項」に、〔第四項〕を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「又は第三項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第四項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、〔被扶養者〕の下に「又は前二項の場合に該当する被扶養者」を加え、〔同項の〕を「第二項の」に、〔第四十三条ノ八第二項〕を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。
- 3 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。
- 4 被扶養者（次項に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。
- 5 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。
- 第五十七条の二第二項中「第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が」に、〔の百分の七十に相当する〕を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 百分の七十
- 二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十
- 三 被扶養者（次号に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十四
- 四 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十
- 第五十八条第一項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ五第一項」を「第八十九条第一項」に改める。
- 第五十九条第一項ただし書中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。
- 第六十一条の見出しを「（出産費及び家族出産費）」に改め、同条第三項中「〔である配偶者〕を削り、〔配偶者出産費〕を「家族出産費」に改める。
- 第六十五条中「〔配偶者出産費〕を「家族出産費」に、〔第四章の二〕を「第五章」に改め、〔特定療養費〕の下に「、療養費」を加える。
- 第二百六条の五第五項第四号中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。
- 附則第六条の二第一項中「健康保険法第三条ノ二」を「健康保険法第四十条第二項」に、〔同項〕を「第四十二条第一項」に改め、同項ただし書中「第三条及び第三条ノ二の規定による標準報酬の等級」を「第四十条の規定による標準報酬等級」に改める。
- 附則第十二条第四項中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改め、同条第九項中「並びに第五項第一号、第二号及び第四号」を「及び第五項第一号」に改め、〔至つたとき〕の下に「、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」を加える。
- 附則第十三条の四第一項中「第十二条」を「第二百条」に改め、〔他の法律に基づく〕を削る。
- 第四十八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
- 第五十五条第二項中「〔当該給付（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（第五十五条の三第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額）」を削り、同項第一号中「百分の二十」を「百分の三十」に改める。
- 第五十五条の三中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とする。
- 第五十六条第三項中「（次項において「定率支給標準額」という。）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。
- 第五十七条第二項を次のように改める。
- 2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額）とする。

- 一 当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額
- イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十
- ロ 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十
- ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十
- ニ 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十
- 二 当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額
- 第五十七条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第二項第一号から第四号までに規定する」を「前項第一号の」に、「同項第一号及び第二号に規定するもの」を「保険医療機関等から療養（選定療養を除く。）を受ける場合」に、「第二項第三号及び第四号に規定するもの」を「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合」に、「第二項第七号に規定する」を「前項第二号の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「第五十五条の三第七項」を「第五十五条の三第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「から第六項まで」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第九項」を「第五項」に、「につき第七項」を「につき第三項」に改め、同項を同条第九項とする。
- 第五十七条の二第二項中「次の各号」を「前条第二項第一号イからニまで」に、「当該各号」を「同号イからニまで」に改め、各号を削る。
- 第五十九条の見出しを「（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）」に改め、同条第一項中「の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）」を「が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者」に改め、「第六十四条第三項」を削り、「場合（一年以上組合員であつた者」を「とき（その者」に、「場合を」を「ときを」に改め、「当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（地方の組合の給付又は私立学校教職員共済法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間」を削り、ただし書を削り、同条第二項中「一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けている場合（一年以上組合員であつた者が死亡した際にその」を「組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該」に、「場合を含む。）には、その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたならば同項の規定により受けることができる期間」を「ときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について」に改め、同条第三項を次のように改める。
- 3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。
- 一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項前段に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき。
- 二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第三項ただし書並びに第六十七条第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。
- 三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。
- 第五十九条に次の一項を加える。
- 4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第一百四十五条第七項において準用する同法第一百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第一百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、特定

療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

第六十一条第二項中「一年以上組合員であつた者」を「組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）」に改め、同項ただし書中「もとの組合は、出産費を支給しない」を「この限りでない」に改める。

第六十三条第三項中「（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）」を削る。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十六条第三項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十七条第三項を次のように改める。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十七条第四項を削る。

第一百条第三項中「（長期給付に係るものにあつては、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とする。以下この項において同じ。）」を「及び標準期末手当等の額」に改め、「その標準報酬の月額」の下に「及び標準期末手当等の額」を加える。

第二百六条の五第五項第一号中「（次号に規定する者を除く。）」を削り、同項第一号の二を削る。

附則第六条の二の見出し中「区分」を「区分等」に改め、同条第一項中「標準報酬の等級区分」を「標準報酬月額の等級区分」に改め、同項ただし書中「標準報酬等級」を「標準報酬月額等級」に改め、同条第二項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする」に改める。

附則第十二条第五項中「合計額を当該組合員の総数で除して得た」を「平均額と、前年における当該組合員の標準期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した」に改め、同条第九項中「（次号に規定する者を除く。）」を削る。

附則第十三条の七第一項中「自衛隊法第二条第五項」を「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国家公務員共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第四十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条第三項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員について適用し、出産の日が施行日前である組合員の附則第四十七条の規定による改正前の同法の配偶者出産費については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日前に任意継続組合員（国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得した者のその任意継続組合員の資格の喪失については、前条の規定による改正後の同法第二百六条の五第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（介護保険法施行法の一部改正）

第七十条 介護保険法施行法（平成九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条〔中略〕中「前条の規定による改正後の」を削る。

（25）健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）附則第10条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成15年5月1日〕から施行する。ただし、〔中略〕附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成16年8月1日〕から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第九十八条各号」を「第九十八条第一項各号」に改める。

第九十八条に次の二項を加える。

- 財務大臣は、前項第一号の規定により組合又は連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（26）独立行政法人国立病院機構法（平成14年12月20日法律第191号）附則第24条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成16年4月1日〕から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号イ中「国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター」を「国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構」に改める。

第九十九条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」を「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」に改める。

（27）雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年4月30日法律第31号）附則第28条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の八の三第一項中「十分の二十五」を「六分の十五」に、「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同項第一号中「百分の六十四」を「百分の六十一」に、「百分の十」を「百分の六」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 附則第十一条第一項の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三の規定の適用については、なお従前の例による。

- 施行日以後に安定した職業に就くことにより雇用保険の被保険者となった旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三の規定の適用については、同条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号中「雇用保険法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた雇用保険法」とする。

（28）国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年6月4日法律第62号）附則第6項による改正

附 則

（施行期日）

- この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 〔前略〕附則第五項から第七項までの規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成15年6月15日〕
- （国家公務員共済組合法の一部改正）
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の二第一項中「任命権者又は」を「任命権者若しくは」に、「又は地方公共団体の事務又は」を「若しくは地方公共団体の事務若しくは」に、「（以下）を」（（第四項において）に改め、「場合を除く。）」の下に「又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて同

条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）」を、「当該公庫等職員」及び「（公庫等職員）の下に「又は特定公庫等役員」を加え、「公庫等の」を「公庫等又は特定公庫等の」に、「公庫等」と、「公庫等又は特定公庫等」と、「に、「公庫等」とする」を「公庫等若しくは特定公庫等」とする」に改め、同条第二項第二号中「公庫等職員」の下に「又は特定公庫等役員」を加え、同条第三項中「含む。）」の下に「、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合」を加え、「これらの他の公庫等職員」を「公庫等職員又は特定公庫等役員」に改め、同条第四項中「公庫等に」の下に「公庫等職員として」を、「場合」の下に「、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合」を加える。

（29）国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年7月16日法律第117号）第26条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「同じ。）」の下に「、 国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項第一号ロ中「の独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等」を加える。

第三条第一項及び第八条第一項中「職員及び」を「職員並びに」に改め、「独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加える。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「独立行政法人の役職員（非常勤の者を除く。）」の下に「、 国立大学法人等の役職員（非常勤の者を除く。）」を加える。

第三十七条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加える。

第四十一条第二項中「の独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加える。

第九十九条第五項中「（独立行政法人）の下に「又は国立大学法人等」を加え、同条第六項及び第七項中「独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等」を加える。

第百二条第一項及び第四項、第百二十二条、第百二十四条の二第一項並びに附則第十四条の三第五項中「独立行政法人」の下に「、 国立大学法人等」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（30）国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年6月23日法律第130号）第1条から第6条まで、第9条から第13条まで及び第17条から第19条までによる改正

注 この一部改正規定は、平成17年4月1日法律第25号附則第24条、平成17年10月21日法律第102号第98条、平成18年3月31日法律第20号附則第16条、平成19年3月31日法律第27号第2条、平成21年6月26日法律第62号第2条、平成22年3月31日法律第7号附則第4条、平成23年12月14日法律第121号第2条、平成24年8月22日法律第62号第14条、平成24年8月22日法律第63号附則第99条、平成24年11月26日法律第99号第3条により一部改正された

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 費用の負担（第九十九条―第百二条）」を

「第六章 費用の負担（第九十九条―第百二条）

第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第百二条の二―第百二条の五）」

に改める。

第三条第四項中「の納付」の下に「並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」を加える。

第二十一条第二項第一号中「に関する業務を」を「並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れに関する業務を」に改め、同号ロ中「納付」の下に「及び第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」を加え、同号中へをトとし、ホ

の次に次のように加える。

- ヘ 第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ

第二十四条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

- ハ 第二百二条の二に規定する財政調整拠出金に関する事項
第二十四条に次の一項を加える。

3 財務大臣は、第一項第七号及び第八号に掲げる事項について、前項の規定により準用する第六条第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

第三十五条の二第一項中「基礎年金拠出金」の下に「及び第二百二条の二に規定する財政調整拠出金」を加える。

第三十八条第二項中「(昭和三十七年法律第百五十二号)」を削る。

第七十一条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七十二条の二を次のように改める。

(長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額)

第七十二条の二 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均標準報酬額（以下「平均標準報酬額」という。）は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に、別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額とする。

第七十二条の二の次に次の四条を加える。

(再評価率の改定等)

第七十二条の三 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。

- 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

- イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における標準報酬額等平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における標準報酬額等平均額の比率

- ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

- イ $\text{〇} \cdot \text{九一} \text{〇}$ から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

- ロ $\text{〇} \cdot \text{九一} \text{〇}$ から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額（以下「前年度の標準報酬の月額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額（以下「前々年度等の標準報酬の月額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第七十二条の四 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、

物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬の月額等及び前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となる場合 名目手取り賃金変動率

- 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第七十二条の五 調整期間（厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。以下同じ。）における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

- 一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金被保険者等総数（厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二 $\text{〇} \cdot \text{九九七}$

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 前年度の標準報酬の月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

- 二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第七十二条の三第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

- 一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回る場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項

- 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項

- 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 第七十二条の三第二項から第四項まで

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第七十二条の六 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 前年度の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

- 二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を

- 乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）
- 3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあっては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。
- 4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。
- 一 物価変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項
- 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 第七十二条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項
- 三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項
- 四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 前条第一項から第三項まで
- 五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第二項、第三項ただし書及び第四項
- 5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。
- 第七十七条第一項中「（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となった標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）」を削る。
- 第七十八条第二項中「二十三万四千四百円とし」を「二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし」に、「七万七千百円」を「七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額」に、「二十三万四千四百円」を「二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に改める。
- 第八十条第一項中「（第八十七条の二第一項）を「（次項及び第八十七条の二）に、「この項及び第八十七条の二第一項」を「この条及び第八十七条の二」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 連合会は、前項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保険庁長官、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第八十七条の二第二項において「年金保険者等」という。）に対し、前項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。
- 第八十二条第一項中「が六十万三千二百円」を「が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に、「六十万三千二百円」を「、当該金額」に改め、同条第三項中「定める金額」の下に「に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」を加え、同項第一号中「四百二十七万六千六百円」を「四百十五万二千六百円」に改め、同項第二号中「二百六十四万四千四百円」を「二百五十六万四千八百円」に改め、同項第三号中「二百三十八万九千九百円」を「二百三十二万六百円」に改める。
- 第八十三条第三項中「二十三万四千四百円」を「二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に改める。
- 第八十七条の二第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 連合会は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定による障害共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関して必要

な資料の提供を求めることができる。

第八十七条の四中「（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」を削る。

第八十七条の七中「が六十万三千二百円」を「が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に、「六十万三千二百円」を「、当該金額」に改める。

第八十九条第三項中「が百六万九千百円」を「が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に、「百六万九千百円」を「、当該金額」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族（配偶者を除く。）に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族ごとに前三項の規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

第九十条中「六十万三千二百円」を「国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に改める。

第九十三条の三中「（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」を削る。

第九十九条第一項第三号中「と同号」を「及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号」に、「並びにその」を「、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの」に、「とが、将来」を「並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間」に改め、同条第三項第二号中「三分の一」を「二分の一」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

- 第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金
（地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）
- 第二百条の二 連合会は、組合の長期給付に要する費用の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する長期給付（以下この条において「地方の組合の長期給付」という。）に要する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、地方公務員共済組合連合会（同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。）への拠出金（以下「財政調整拠出金」という。）の拠出を行うものとする。
- 第二百条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額）とする。

- 一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度におけるすべての組合員（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に規定する独自給付費用の額（以下この号において「地方の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準給与総額（以下この号において「地方の標準給与総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における国の独自給付費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の独自給付費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準給与総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額
- 二 当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額（地方公務員等共済組合法第百十六条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号において同じ。）が当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額（同条第三項に規定する長期給付に係る支出の額をいう。以下この号において同じ。）を下回る場合 当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額

- から当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。)を超える場合にあっては、当該限度額)
- 2 前項第二号に規定する「国の長期給付等に係る収入の額」とは、長期給付（基礎年金拠出金を含む。次項において同じ。）に係る連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額に、地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。
- 3 第一項第二号に規定する「国の長期給付に係る支出の額」とは、長期給付に係る連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。
(資料の提供)
- 第百二条の四 連合会は、地方公務員共済組合連合会に対し、財政調整拠出金の額の算定のために必要な資料の提供を求めることができる。
(政令への委任)
- 第百二条の五 この章に定めるもののほか、財政調整拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第三条の二中「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。
附則第四条の二中「附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。
附則第六条の二の次に次の一条を加える。
(長期給付に係る標準報酬の区分の特例)
- 第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第二十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)を」とする。
- 3 前二項の規定は、短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収に関しでは、適用しない。
附則第十二条第七項中「第六十八条、第六十八条の二、第六十八条の三」を「第六十八条から第六十八条の三まで」に改め、同条第八項中「第六十八条の二ただし書」を「第六十八条の二第一項ただし書」に改める。
附則第十二条の四の二第二項第一号中「千六百七十六円」を「千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)」に改める。
附則第十三条の九を次のように改める。
(年金である給付の額の改定の特例)
- 第十三条の九 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定(附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)によりその金額が算定されたものに限る。)の受給権を有する者について、第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定により算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。)が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額(以下この条において「前年度額」という。)に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の三(第七十二条の四から第七十二条の六までにおいて適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。
- 一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率
- 二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率
- 3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の四(第七十二条の六において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に

満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

- 4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の五(第七十二条の六において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。
- 一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率
- 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合(物価変動率が一を上回る場合を除く。) 物価変動率
- 5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の六の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則第十三条の十第三項中「その期間の平均標準報酬額」を「当該組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額」に改め、同項後段を削る。

附則第二十条の二中「第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号及び」を「第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、」に、「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」を「及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金並びに」に、「とする」を「と、第百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする」に改める。

附則第二十条の三の見出しを「(組合の事務に要する費用の公社等の負担の特例)」に改め、同条第一項を次のように改める。

平成十六年度における第九十九条第二項第五号(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる費用については、これらの規定にかかわらず、公社、独立行政法人又は国立大学法人等は、政令で定める額の範囲内で、これを負担する。

附則第二十条の三第二項中「国の」を「公社、独立行政法人又は国立大学法人等の」に改め、「、同条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と」を削り、「第五号までに掲げる費用(同号に掲げる)」とあるのは「第四号までに掲げる費用」を「長期給付」とあるのは「長期給付(以下この項において単に「長期給付」という。)」と、「(限る。)」とあるのは「(限る。)」に、「(同項に規定する)」を「(長期給付に係るものに限る。)」に改め、「、第百二十五条中「、組合の負担金及び国又は公社の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」と」を削る。

附則別表第四を削る。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第七十二条の二関係)

- 一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一

平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二三三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七三
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

第二条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国家公務員等の病氣」を「国家公務員の病氣」に、「もつて国家公務員等」を「もつて国家公務員」に、「国家公務員等の職務」を「公務」に改め、同条第二項中「、独立行政法人」を「、特定独立行政法人」に、「第二条第一項に規定する独立行政法人」を「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」に改め、「、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。

第三条第一項及び第八条第一項中「並びに」を「及び」に、「独立行政法人及び国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第三十一条第一号中「独立行政法人」の下に「（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）」を、「国立大学法人等」の下に「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十七条第一項中「並びに」を「及び」に、「独立行政法人及び国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第四十一条第二項中「（特定独立行政法人以外の独立行政法人及び国立大学法人等の業務を含む。以下同じ。）」を削る。

第四十二条第四項中「及び第七項」を「並びに第七項又は第九項及び第十項」に改め、同条第九項中「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第九項」に、「若しくは第七項」を「、第七項若しくは第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

10 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

第四十二条の二第二項中「前条第九項」を「前条第十一項」に改める。

第六十八条の二第一項本文中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項、国家公

務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第八号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定（第百条の二において「育児休業規定」という。）により育児休業」を「育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業を除く。以下この項において同じ。））」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に、「一歳に達する日」を「一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。）に達する日」に改め、同項ただし書中「育児休業」を「育児休業等」に、「一歳に達した日」を「基準年齢に達した日」に改め、同条第二項中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定により支給すべきこととされる標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額が、雇用保険給付相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「標準報酬の日額の百分の四十」とあるのは「次項に規定する雇用保険給付相当額」と、「標準報酬の日額の百分の十」とあるのは「当該雇用保険給付相当額に四分の一を乗じて得た金額」とする。

第六十八条の三中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第七十三条の次に次の一条を加える。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の平均標準報酬額の計算の特例）

第七十三条の二 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた者にあつては、連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。）の標準報酬の月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十二条の二の規定を適用する。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。

三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものが生じたとき。

四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。

五 当該組合員が第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

2 前項の規定による平均標準報酬額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十四条第一項第一号中「第七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改める。

第七十九条第二項第一号中「」の百分の八十に相当する金額（」を削り、「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に改め、同項第二号中「合計額が二十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額」に改め、同号イからハまでの規定中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に改め、同号ニ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に、「二十四万円」を「停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額」に改め、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の停止解除調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が二十八万円（この項の規定による停止解除調整開始額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月分以後の停止解除調整開始額を当該乗じて得た金額に改定する。

4 第二項の停止解除調整変更額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第七十二条の三第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。

以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による停止解除調整変更額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月分以後の停止解除調整変更額を当該乗じて得た金額に改定する。

5 第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による停止解除調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

第八十条第一項中「次項」を「第四項」に、「四十八万円」を「支給停止調整額」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第七十二条の三第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月分以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。

3 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

第八十七条第二項第一号中「」の百分の八十に相当する金額（」を削り、「二十八万円」を「第七十九条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項において「停止解除調整開始額」という。）」に改め、同項第二号中「合計額が二十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額」に改め、同号イ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「第七十九条第四項に規定する停止解除調整変更額（以下この項において「停止解除調整変更額」という。）」に改め、同号ロ及びハ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に改め、同号ニ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に、「二十四万円」を「停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額」に改め、同条第三項中「第七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改める。

第八十七条の二第一項中「が四十八万円」を「が第八十条第二項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）」に、「から四十八万円」を「から支給停止調整額」に改める。

第九十九条第五項から第七項までの規定中「独立行政法人又は国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第百条の二中「育児休業規定により育児休業」を「育児休業等」に、「申出をした日」を「育児休業等を開始した日」に、「育児休業が終了する日（その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日）」を「育児休業等が終了する日」に改める。

第百二条第一項及び第四項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第百十四条の二中「第七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改める。

第百二十二条及び第百二十四条の二第一項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第百二十四条の二の次に次の一条を加える。

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第百二条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十五条中「前条」を「第百二十四条の二」に改める。

附則第十二条の四の二第二項第一号、附則第十二条の六の三第三項及び第四項、附則第十二条の七の五第四項及び第五項並びに附則第十三条第一項の表附則第十二条の四の二第二項第一号の項、附則第十二条の六の三第三項及び第四項の項及び附則第十二条の七の五第四項及び第五項の項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。

附則第十三条の十第三項中「組合員期間に応じて、当該」を削り、「次の表に定める率」を「支給率」に改め、同項の

表を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の支給率は、最終月（最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年の前年十月における、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額に対する掛金の割合（長期給付に係るものに限り、最終月が一月から八月までに属する場合は前々年十月における当該割合とする。）に次の表の上欄に定める組合員期間の区分に応じ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六月以上一二月未満	六
一二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上	三六

附則第十四条の三五五項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改め、「職員団体」の下に「、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等」を加える。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第百二十四条の三関係）

名 称	根拠法
独立行政法人国立青年の家	独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第百六十九号）
独立行政法人国立少年自然の家	独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第百七十号）
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

注 この表は、平成16年6月9日法律第83号により一部改正（平成17年3月11日施行）され、表の最後に独立行政法人産業技術総合研究所（独立行政法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号））の項が追加された

第三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中「を除く。」を「及び障害を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。」を」に改め、同項第三号中「（その）」を「及び障害を給付事由とする年金である給付（これらの）」に、「及び」を「並びに」に改める。

第七十九条第七項中「受給権者が」の下に「国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は」を加える。

第四条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項、第七項及び第九項中「二十日」を「十七日」に改める。

第五条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 遺族共済年金（第八十八条－第九十三条の三）」を

「第四款 遺族共済年金（第八十八条－第九十三条の四）」

第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五－第九十三条の十二）」

に改める。

第七十四条第一項第一号中「遺族共済年金」の下に「（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）」を加え、「次

条」を「第七十八条の二」に、「を除く。）、私立学校教職員共済法」を「及び地方公務員等共済組合法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、私立学校教職員共済法」に、「を除く。）、厚生年金保険法」を「及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、厚生年金保険法」に、「を除く。）又は」を「及び同法による遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）又は」に改め、同項第三号中「退職共済年金」の下に「（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）」を、「保険給付（」の下に「地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除くものとし、」を加え、同条第二項中「第八十九条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ」を「第八十九条第一項第一号イ（2）若しくは同号ロ（2）」に、「同条第二項の規定により算定する」を「同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる」に、「同条第三項の」を「同条第四項の」に改める。

第七十四条の二を次のように改める。

（受給権者の申出による支給停止）

第七十四条の二 この法律による年金である給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその金額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の金額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその金額の一部につき支給を停止されている年金である給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、同項本文の年金である給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金である給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条第四項第三号中「離婚」の下に「又は婚姻の取消し」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（支給の繰下げ）

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。）若しくは国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（以下この項において「障害共済年金等」という。）の受給権者となつた者が、障害共済年金等を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十七条第一項及び第二項の規定の例により算定した金額並びに次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

第七十九条第二項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に」に改め、同項第一号中「及び前条第一項に規定する加給年

金額を」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」に改め、同条第六項及び第七項中「前条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第八十条第一項中「若しくは私学共済制度の加入者」を「若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者、私学共済制度の加入者」に改め、「適用を受けるもの」の下に「若しくは私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等」を加え、「及び第七十八条第一項に規定する加給年金額」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び第七十八条の二第四項の規定により加算される金額」に改める。

第八十九条第一項から第三項までを次のように改める。

遺族共済年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算して得た金額

(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

(2) 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した金額

(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十一条の二において「退職共済年金等」という。）のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき 前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に掲げる年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に相当する金額に当該政令で定める額を加算した額

ロ 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額（第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 遺族共済年金（前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者（六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。）が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 イに掲げる金額がロに掲げる金額以上であるとき 前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した金額を合算した金額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する金額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する金額及び政令で定める額を加

算した金額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき イに掲げる金額にロに掲げる比率を乗じて得た金額に、政令で定める額を加算した金額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した金額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した金額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とする。

第八十九条第四項中「、前三項」を「、第一項第一号及び前二項」に、「ごと前に前三項」を「ごとにくれら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

第八十九条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第八十九条の次に次の一条を加える。

第八十九条の二 前条第一項第一号の規定によりその額が算定される遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 前条第一項第二号又は同条第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が第七十七条第四項又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより改定されたときは、第七十三条第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共済年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号に定める金額又は同条第二項第一号イの規定により算定される金額が、それぞれ当該改定後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第一号ロに掲げる金額以上であるときは、この限りでない。

3 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における前二項の規定の適用については、第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「遺族共済年金(」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含み、」と、「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「が同項第一号に定める金額」とあるのは「(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)が同条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号の規定により算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）に」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金は」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含む。）は」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」とする。

第九十条中「前条」を「第八十九条」に改める。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が退職共済年金等のいずれかの受給権を有するときは、当該退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該遺族共済年金の

額から当該政令で定める額を控除して得た金額に相当する金額を限度とする。

- 2 第八十九条第二項の規定によりその額が算定されている遺族共済年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額」とあるのは「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額に第八十九条第二項第二号口に掲げる比率を乗じて得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額に政令で定める額を加算した金額」と、「控除して得た金額に」とあるのは「控除して得た金額に当該比率を乗じて得た金額に」とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の支給の停止について必要な事項は、政令で定める。
- 第九十三条の二第一項に次の一号を加える。
- 五 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定める日から起算して五年を経過したとき。
- イ 遺族共済年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族共済年金の受給権を取得した日
- ロ 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日
- 第九十三条の三の次に次の一条を加える。
- (情報の提供)

第九十三条の四 社会保険庁長官、地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第四章第三節第四款の次に次の一款を加える。

第五款 離婚等をした場合における特例

(離婚等をした場合における標準報酬の月額等の改定の特例)

第九十三条の五 第一号改定者（組合員又は組合員であつた者であつて、第九十三条の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定されるものをいう。以下同じ。）又は第二号改定者（第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他財務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、連合会。以下この款において同じ。）に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の財務省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（第一号改定者及び第二号改定者（以下これらの者を「当事者」という。）の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の財務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合（当該改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

- 2 前項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛金の払込みに対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。
- 3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分（第九十三条の八において「標準報酬の按分割合に関する処分」という。）は、家事審判法（昭和二十二年法律第一百五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。
- 4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の財務省令で定める方法によりしなければならない。
- (請求すべき按分割合)
- 第九十三条の六 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）と標準期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。）の合計額に対する第二号改定者の対象

期間標準報酬総額の割合を超え二分の一以下の範囲（以下「按分割合の範囲」という。）内で定められなければならない。

- 2 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供（第九十三条の八の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この項において同じ。）を受けた日が対象期間の末日前であつて対象期間の末日までの間が一年を超えない場合その他の財務省令で定める場合における標準報酬改定請求については、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、同項の按分割合の範囲とすることができる。
- (当事者等への情報の提供等)

第九十三条の七 当事者又はその一方は、組合に対し、財務省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第九十三条の五第一項ただし書に該当する場合その他財務省令で定める場合においては、この限りでない。

- 2 前項の情報は、対象期間標準報酬総額、按分割合の範囲、これらの算定の基礎となる期間その他財務省令で定めるものとし、同項の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとする。

第九十三条の八 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。

(標準報酬の月額等の改定又は決定)

第九十三条の九 組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬の月額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準報酬の月額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

- 一 第一号改定者 第一号改定者の改定前の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額。次号において同じ。）に一から改定割合（按分割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た率を乗じて得た額
- 二 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準報酬の月額（標準報酬の月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定者の改定前の標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準期末手当等の額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

- 一 第一号改定者 第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に一から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額
- 二 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準期末手当等の額（標準期末手当等の額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

3 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の組合員期間であつて第二号改定者の組合員期間でない期間については、第二号改定者の組合員期間であつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額は、当該標準報酬改定請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定)

第九十三条の十 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定が行われたときは、第七十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）並びに改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

- 2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。
- (標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例)

第九十三条の十一 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、

又は決定された者に対する長期給付についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

第七十八条第一項	組合員期間が二十年以上で	組合員期間（第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）を除く。以下この項において同じ。）が二十年以上で
第七十九条第二項第一号	標準期末手当等の額	標準期末手当等の額（第九十三条の九第二項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）
第八十八条第一項	組合員であつた者が次の	組合員であつた者（第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）が次の

（政令への委任）
第九十三条の十二 この款に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に関し必要な事項は、政令で定める。
第百十四条の二中「連合会は」の下に「、第九十三条の四に定めるもののほか」を加える。
附則第十二条の二の二第七項中「、第七十四条の二及び第七十八条」を「、第七十八条及び第八十九条の二」に改め、「、第七十四条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」と」を削り、「と」を「と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」】とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」】とする。」に改める。

附則第十二条の四第一項を削り、同条第二項を同条とする。
附則第十二条の四の二第四項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項に規定する加給年金額」を「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「並びに同条第四項において読み替えられた前条第一項」を「及び同条第四項において読み替えられた第七十八条第一項」に改める。

附則第十二条の四の三第二項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項に規定する加給年金額」を「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「並びに附則第十二条の四の三第二項において読み替えられた前条第一項」を「及び附則第十二条の四の三第二項において読み替えられた第七十八条第一項」に改め、同条第四項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」を「、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項に規定する加給年金額」を「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「並びに附則第十二条の四の三第四項において読み替えられた前条第一項」を「及び附則第十二条の四の三第四項において読み替えられた第七十八条第一項」に改める。

附則第十二条の六の二第八項中「、第七十四条の二及び第七十八条」を「、第七十八条及び第八十九条の二」に改め、「、第七十四条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」と」を削り、「ととする」を「と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」】とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」】とする」に改める。

附則第十二条の七の四第三項中「前条第一項に規定する加給年金額」を「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「並びに前条第一項」を「及び第七十八条第一項」に改める。

附則第十二条の八第十項を削る。
附則第十二条の八の三の次に次の一条を加える。
（特例による退職共済年金の支給の繰下げの特例）

第十二条の八の四 第七十八条の二の規定は、附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、適用しない。
附則第十二条の十の次に次の一条を加える。
（遺族共済年金の額の改定の特例）

第十二条の十の二 第八十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金その他これに相当する年金である給付であつて政令で定めるものの受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「前条第一項第二号イ」とあるのは「前条第三項」と、「金額に」】とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」】とする。

附則第十三条第一項の表第八十九条第一項第二号ロの項中「第八十九条第一項第二号ロ」を「第八十九条第一項第一号ロ（2）」に、「(1) 又は (2)」を「(i) 又は (ii)」に、「(1) に」を「(i) に」に改める。

附則第十三条の九第一項中「第八十九条第一項及び第二項」を「第八十九条第一項から第三項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の支給要件等の特例）
第十三条の九の二 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。）」とする。

附則第二十条第一項中「第八十九条第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第二項」を「第八十九条第一項第一号イ（2）及びロ（2）」に改める。

第六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
目次中「第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五―第九十三条の十二）」を「第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五―第九十三条の十二）」
第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三―第九十三条の十七）」に改める。

第四章第三節第五款の次に次の一款を加える。
第六款 被扶養配偶者である期間についての特例
（特定組合員及び被扶養配偶者についての標準報酬の月額等の特例）

第九十三条の十三 組合員（組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。）が組合員であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。）を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして財務省令で定めるときは、組合（組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、連合会。以下この款において同じ。）に対し、特定期間（当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間（次項及び第三項の規定により既に標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された組合員期間を除く。以下この条において同じ。）の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（特定組合員及び被扶養配偶者の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金（当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第九十三条の十六において同じ。）の受給権者であるときその他の財務省令で定めるときは、この限りでない。

2 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員及び被扶養配偶者の標準報酬の月額を当該特定組合員の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が標準期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員及び被扶養配偶者の標準期末手当等の額を当該特定組合員の標準期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

- 4 前二項の場合において、特定期間に係る組合員期間については、被扶養配偶者の組合員期間であつたものとみなす。
- 5 第二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額は、第一項の請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。
(退職共済年金等の額の改定の特例)
- 第九十三条の十四 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定が行われたときは、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。
- 2 第九十三条の十第二項の規定は、障害共済年金の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の決定が行われた場合に準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。
(標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例)
- 第九十三条の十五 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。
- | | | |
|-------------|--------------|--|
| 第七十八条第一項 | 組合員期間が二十年以上で | 組合員期間（第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を除く。以下この項において同じ。）が二十年以上で |
| 第七十九条第二項第一号 | 標準期末手当等の額 | 標準期末手当等の額（第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。） |
| 第八十八条第一項 | 組合員であつた者が次の | 組合員であつた者（第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者を含む。）が次の |
- (標準報酬改定請求を行う場合の特例)
- 第九十三条の十六 特定組合員又は被扶養配偶者が、離婚等（第九十三条の五第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第九十三条の五第一項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、第九十三条の十三第一項の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金の受給権者であるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第九十三条の六第一項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る組合員期間の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）及び標準期末手当等の額並びに第九十三条の九第一項及び第二項の当該特定期間に係る組合員期間の改定前の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）及び標準期末手当等の額については、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とする。
- 3 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第九十三条の七第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われたとみなして算定したものとする。
- 4 前項の規定は、第九十三条の八の求めがあつた場合に準用する。
- 5 第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月の標準報酬の月額について第九十三条の十三第二項の規定により改定された場合における第九十三条の六第一項及び第九十三条の九第一項の規定の適用については、第九十三条の六第一項中「標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬

- の月額）」とあるのは「標準報酬の月額」と、第九十三条の九第一項第一号中「標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額。次号において同じ。）」とあるのは「標準報酬の月額」とする。
(政令への委任)
- 第九十三条の十七 この款に定めるもののほか、被扶養配偶者である期間についての特例に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第十三条の九の二の次に次の三条を加える。
(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)
- 第十三条の九の三 第九十三条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、「第七十七条第一項及び第二項」とあるのは「第七十七条第一項から第三項まで」と、「、改定又は」とあるのは「、特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）及び改定又は」とする。
- 第十三条の九の四 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。）」とする。
- 第十三条の九の五 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定並びに長期給付の額の算定及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。
(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
- 第九条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第七号を次のように改める。
七 削除
附則第十六条第一項中「共済法第七十六条の規定による」を削り、¹⁾に係るもの」の下に「及び共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金」を、「第七十七条第一項」の下に「及び第七十八条第一項」を加え、「同項の規定にかかわらず、同項」を「これらの規定にかかわらず、これら」に改め、同項第一号中「千六百七十六円」を「千六百二十八円に新国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改め、同項第二号中「（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）」を削り、同条第二項中「千六百七十六円」を「とする。）」に改め、同条第三項中「千六百七十六円にその率を乗じて得た金額が三千百四十三円から千六百七十六円」を「千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額にその率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五十三円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改め、同条第四項中「第七十七条第一項」の下に「及び第七十八条第一項」を加え、「同項の規定にかかわらず、同項」を「これらの規定にかかわらず、これら」に、「三千百四十三円」を「三千五十三円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に改め、同条第五項中「千六百七十六円」を「千六百二十八円」に、「三千百四十三円」を「三千五十三円」に改める。
附則第十七条第二項中「当該各号に定める金額」を「、当該各号に定める金額に新国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に改め、同項第一号中「三万四千百円」を「三万三千二百円」に改め、同項第二号中「六万八千三百円」を「六万六千三百円」に改め、同項第三号中「十万二千五百円」を「九万九千五百円」に改め、同項第四号中「十三万六千六百円」を「十三万二千六百円」に改め、同項第五号中「十七万七百元」を「十六万五千八百円」に改める。
附則第二十条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。
附則第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
附則第二十一条の二第二項中「共済法」の下に「第七十九条第二項及び」を加え、「同項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額」を「共済法第七十九条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分」に改め、「加算された金額」の下に「に相当する部分に」と、同項第一号中「加給年金額を」とあるのは「加給年金額並びに国家公務員等共済組

合法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、共済法第八十条第一項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」を加える。

附則第二十八条第一項第一号中「（共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）」を削り、同項第二号中「（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）」を削る。

附則第三十条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第三十五条第一項中「を乗じて得た額をいい」を「（以下「俸給年額改定率」という。）を乗じて得た額をいい」に、「同表の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」を「当該俸給年額改定率」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

- イ 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数。以下同じ。）が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）
- ロ 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年を超える場合 イに定める金額に当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち二十年を超える年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を加えた金額

附則第三十五条に次の一項を加える。

- 4 第一項に規定する俸給年額改定率は、共済法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。
- 附則第三十六条第二項中「附則第十二条の四の二第二項及び第三項」の下に「並びに第十三条の九」を加える。

附則第四十条第一項第一号を次のように改める。

- 一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

附則第四十二条第一項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

- イ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）
- ロ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年を超える場合 イに定める金額に当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち二十年を超える年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を加えた金額

附則第四十二条第二項第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」に改める。

附則第四十五条第一項中「厚生年金保険の被保険者等」の下に「（次項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）」を加え、「同項に規定する総収入月額相当額（以下この項）」を「同条第一項に規定する総収入月額相当額（以下この条）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 国家公務員共済組合連合会は、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、共済法第八十条第二項に規定する年金保険者等に対し、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。

附則第四十六条第一項第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」に改め、同条第五項中「同項」を「同項第一号」に、「十五万四千二百円」と、」を「十四万九千七百円に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして

改定した同法第二十七条本文に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」と、同項第二号中」に、「二十六万九千九百円」を「二十六万二千百円に前号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」と、同項第三号中「十二万円」とあるのは「十四万九千七百円に第一号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に改め、同条に次の一項を加える。

7 共済法第八十九条第四項の規定は、遺族年金について準用する。

附則第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

附則第五十二条第四項中「（その額について、附則第五十条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）」を削り、同項後段を削る。

附則第五十三条第三項後段を削る。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに次の各号に掲げる期間があるものに係る附則第三十五条第三項（附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条第三項（附則第三十九条において準用する場合を含む。）又は第四十二条第三項の規定（以下この項において「従前額保障の規定」という。）の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に俸給年額改定率を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額）とする。

附則第五十七条第二項中「に対する附則第五十条（附則第五十二条第四項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合」を「に係る当該遺族年金の額」に、「前項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第五十八条中「（附則第五十条を除く。）」を削る。

附則別表第五を次のように改める。

附則別表第五（附則第三十五条、附則第五十七条関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

第十条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項第一号及び第十九条第三項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。

附則第三十六条第一項第一号中「の百分の八十に相当する金額」を削り、「二十八万円」を「共済法第七十九条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項及び附則第四十四条第一項において「停止解除調整開始額」という。）」に改め、同項第二号中「合計額が二十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額」に改め、同号イ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「共済法第七十九条第四項に規定する停止解除調整変更額（以下この項及び附則第四十四条第一項において「停止解除調整変更額」という。）」に改め、同号ロ及びハ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に改め、同号ニ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に、「二十四万円」を「停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額」に改める。

附則第四十四条第一項第一号中「の百分の八十に相当する金額」を削り、「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に改め、同項第二号中「合計額が二十八万円」を「合計額が停止解除調整開始額」に改め、同号イからハまでの規定中「二十八万

円)を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円)を「停止解除調整変更額」に改め、同号二中「二十八万円)を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円)を「停止解除調整変更額」に、「二十四万円)を「停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額」に改める。

第四十五条第一項中「合計額が四十八万円)を「合計額が共済法第八十条第二項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）」に、「合計額から四十八万円)を「合計額から支給停止調整額」に改める。

第十一条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第四項中「妻が、」の下に「障害基礎年金若しくは旧国民年金法による障害年金又は」を加える。

第十二条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「、第七十四条の三及び第七十四条の四」を「及び第七十四条の二から第七十四条の四まで」に改める。

附則第十一条第五項中「、共済法第七十四条の二」を削る。

附則第十五条第一項中「並びに第八十九条第一項第二号)を「(共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。)並びに第八十九条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第八十九条第二項)を「第八十九条第三項」に改め、同条第三項中「及び第二項」の下に「(共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。)」を、「、共済法第七十七条第一項」及び「、共済法第七十七条第二項」の下に「(共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。)」を加える。

附則第十六条に次の一項を加える。

8 第一項の規定により退職共済年金の額が算定されている者については、共済法第七十八条の二第四項中「金額に」とあるのは、「金額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により加算されることとなる金額を加算した金額に」とする。

附則第二十一条第一項中「第七十七条」の下に「(共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。)」を加える。

附則第二十一条の二第二項中「加給年金額)を「加算される金額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(退職共済年金の支給の繰下げの経過措置)

第二十一条の三 退職共済年金について、共済法第七十八条の二の規定を適用する場合においては、同条第一項ただし書中「、障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは「、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金若しくは同条第十号に規定する国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付（これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。以下この条において「旧共済法等による年金」という。）と、「において障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは「において障害共済年金若しくは遺族共済年金、旧共済法等による年金」と、同条第二項中「遺族共済年金、」とあるのは「遺族共済年金、旧共済法等による年金」とする。

附則第二十八条第一項中「第八十九条第一項第一号イ又は同項第二号イに掲げる金額)を「第八十九条第一項第一号イ(1)又はロ(1)に掲げる金額（同条第二項第一号イに掲げる同条第一項第一号の規定の例により算定した金額を含む。)」に改める。

附則第二十九条第六項中「定めるもの」の下に「及び共済法第九十三条の二第一項第五号の規定」を加える。

附則第三十条第一項中「第八十九条第一項第二号の規定の適用については、同号ロ中「(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)」を「第八十九条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第一号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める」とあるのは「(i)」に改める。

附則第三十二条第一項ただし書中「第八十九条第二項)を「第八十九条第三項」に改める。

附則第四十六条第七項中「第八十九条第四項)を「第八十九条第五項」に改める。

附則第五十条を次のように改める。

(離婚等をした場合における特例)

第五十条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が共済法第九十三条の五第一項に規定する離婚等をした場合におけるこれらの年金の額の改定その他必要な事項については、同条から共済法第九十三条の十二までの規定に準じて、政令で定める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項から第四項までを削る。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「ついては、第二条の規定による改正後の)を「ついては、」に改め、「第一条の規定による改正後の)を削り、同項第一号中「、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九)を「並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項」に改め、同項第二号中「第二条の規定による改正後の法)を「法第七十二条の二、」に、「、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに第四条の規定による改正後の)を「並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに」に改め、同条第三項中「第二条の規定による改正後の法第七十七条第一項)を「法第七十二条の二第一項」に、「同条第二項中「組合員期間の月数)を「第七十七条第一項及び第二項中「組合員期間の月数)」に改め、「、附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第三項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と)を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号)を「第一項第一号」に改め、「、附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第二項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」と)を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額)の計算の基礎となる標準報酬の月額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の標準報酬の月額に、法第七十二条の二に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額とする。

附則第十二条第一項中「一・〇三一)を「従前額改定率」に改め、同項第二号中「第二条の規定による改正後の法)を「法第七十二条の二、」に改め、「並びに附則第十三条の九)を削り、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項第二号」の下に「又は第二項)を加え、「第二条の規定による改正後の法第七十七条第一項中」を「法第七十二条の二中「長期給付」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」と、」に改め、「計算」と、)を「計算」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（以下「再評価率」という。）の月数」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第七十七条第一項中」に改め、「、附則第十三条の九中「附則別表第四の各号に掲げる受給権者」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第七十七条第一項」とあるのは「同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」と)を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

附則第十二条第二項中「前項第一号)を「第一項第一号」に改め、「の表」とあるのは「」の下に「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の)を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、法第七十二条の四第一項又は第三項（法第七十二条の五第一項に規定する調整期間にあっては、法第七十二条の六第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(法による年金である給付の額の改定の特例)

第十二条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十一条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十一条第一項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の

六までにおいて適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 法第七十二条の三第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の四（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の五（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の六の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則別表平成十二年四月以後の項中「平成十二年四月以後」を「平成十二年四月から平成十七年三月まで」に改め、同表に次のように加える。

平成十七年度以後の各年度に属する月	政令で定める率

附則別表に備考として次のように加える。

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、法第七十二条の三第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

第十八条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第二条の規定による改正後の」を削り、「標準報酬月額」を「標準報酬の月額」に、「同項の表に定める率」を「支給率（同条第四項に規定する支給率をいう。）」に改める。

第十九条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項各号列記以外の部分中「第八十九条第一項及び第二項」を「第八十九条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「、第八十九条第一項及び第二項」を削り、「附則別表第二の規定」の下に「又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。）第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項から第三項までの規定」を加え、同項第二号中「第八十九条第一項及び第二項」を「第八十九条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「、第八十九条第一項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とを削り、「とする」を「と、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る第七十二条の二に規定する再評価率を乗じて得た標準報酬の月額を基礎として計算した国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の第七十七条に規定する平均標準報酬月額（以下この条において「再評価率による平均標準報酬月額」という。）の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の一・四二五」と、同号口中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の一・四二五」と、「平均標準報酬額の千分の〇・五四八」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の〇・七一一」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とする」に改め、同条第四項中「第八十九条第一項第一号」を「第八十九条第一項第一号イ」に、「同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間」」を「同号口中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」」に改める。

員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」」を「同号口中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」」に改める。

附則第十二条第一項第一号中「、第八十九条第一項及び第二項」を削り、「附則別表第二の規定」の下に「又は平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項から第三項までの規定」を加え、同項第二号及び同条第二項中「第八十九条第一項及び第二項」を「第八十九条第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「、第八十九条第一項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とを削り、「とする」を「と、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第一項の従前額改定率を乗じて得た標準報酬の月額を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の第七十七条に規定する平均標準報酬月額（以下この条において「従前額改定率による平均標準報酬月額」という。）の千分の七・五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の一・五」と、同号口中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の一・五」と、「平均標準報酬額の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする」に改め、同条第六項中「第八十九条第一項第一号」を「第八十九条第一項第一号イ」に、「同項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、同条第二項中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」」を「同号口中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国家公務員共済組合法附則第二十条の三の改正規定 公布の日
- 二 第二条、〔中略〕第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで〔中略〕の規定 平成十七年四月一日
- 三 第三条、第十一条及び第十五条の規定 平成十八年四月一日
- 四 第四条の規定 平成十八年七月一日
- 五 第五条、〔中略〕第十二条、第十六条、第十九条〔中略〕並びに附則第十六条から第二十一条まで〔中略〕の規定 平成十九年四月一日
- 六 第六条並びに附則第二十二条及び第二十三条の規定 平成二十年四月一日（検討）

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第二百二条の二に規定する財政調整拠出金については、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合及び同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会の長期給付に係る財政状況等を勘案して検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第三条 平成十六年九月以前の月分の法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

- 2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。（法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）

第四条 法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法（第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。）又は第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の国共済法等の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一 第一条の規定による改正前の法	第七十八条第二項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に○・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
		七万七千百円	七万七千百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十二条第一項後段	六十万三千二百円	六十万三千二百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十七万六千六百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十二条第三項第二号	二百六十四万四千四百円	二百六十四万四千四百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十八万九千九百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十三条第三項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十九条第三項	百六万九千百円	百六万九千百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第九十条	六十万三千二百円	六十万三千二百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額

二 第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法	附則第十六条第一項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
	附則第十六条第四項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第十七条第二項第一号	三万四千百円	三万四千百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十七条第二項第二号	六万八千三百円	六万八千三百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	十万二千五百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	十三万六千六百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
三 第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法	第七十七条第一項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
	第七十七条第二項第一号及び第二号並びに第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額
	第八十二条第二項	加えた金額）	加えた金額）に○・九八八を乗じて得た金額
	第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額

第五条 昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金については、第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなお効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかわらず、当該金額を同号に規定する旧共済法による年金の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一 第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に○・九八八（物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に○・九八八を乗じて得た金額を
	附則第四十二条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第一号	加算して得た金額	加算して得た金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第四号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第一項第一号	加えた金額（	加えた金額に○・九八八を乗じて得た金額（
		百分の○・九五に相当する金額	百分の○・九五に相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第五項	十五万四千二百円	十五万四千二百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

		二十六万九千九百円	二十六万九千九百円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
二 平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に○・九八八（物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に○・九八八を乗じて得た金額を
	附則第四十二条第一項ただし書及び第二号並びに第二項第一号及び第四号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第一項第一号	百分の二十に相当する金額	百分の二十に相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
		百分の一に相当する金額	百分の一に相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額

（平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価率の改定等に関する経過措置）

第六条 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定の適用については、法第七十二条の三第一項第三号に掲げる率を一とみなす。

2 平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

（再評価率等の改定等の特例）

第七条 法による年金である給付（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める給付の受給権者（以下この条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分（第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（同条の規定による改正後の法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。）又は従前額改定率（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）その他政令で定める率（以下この条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）は、適用しない。

一 第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定により算定した金額（第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定め

- るところにより計算した指数
- 2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率（以下この項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）
- 第八条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。
- 2 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社は、平成十六年度における国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、国にあっては五億五千七百二十万円を、独立行政法人造幣局にあっては八十八万九千円を、独立行政法人国立印刷局にあっては三百九十三万円を、独立行政法人国立病院機構にあっては三千六十七万七千円を、日本郵政公社にあっては一億八千七百七十四万七千円を、それぞれ負担する。
- 3 平成十七年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第四項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。（育児休業等を終了した際の標準報酬の月額の変更に係る経過措置）
- 第九条 第二条の規定による改正後の法第四十二条の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第九項に規定する育児休業等について適用する。（育児休業手当金の額に関する経過措置）
- 第十条 第二条の規定による改正後の法第六十八条の二第二項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同条第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該育児休業等に係る育児休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。（介護休業手当金の額に関する経過措置）
- 第十一条 第二条の規定による改正後の法第六十八条の三第三項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同条第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該介護休業に係る介護休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に関する経過措置）
- 第十二条 第二条の規定による改正後の法第七十三条の二の規定は、平成十七年四月以後の標準報酬の月額について適用する。（育児休業等期間中の組合員の特例に関する経過措置）
- 第十三条 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。
- 2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第四十二条第九項に規定する育児休業等を開始した者（同日前に第二条の規定による改正前の法第百条の二の規定に基づく申出をした者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第百条の二の規定を適用する。（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）
- 第十四条 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。
- 2 第十条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六条第一項第一号及び第十九条第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年

四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

- 3 第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十六年、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十八年、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十九年）」とする。（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十五条 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十六条 第五条の規定による改正後の法第七十八条の二の規定は、平成十九年四月一日前において法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第十七条 第五条の規定による改正後の法第八十条若しくは第八十七条の二又は昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいずれかの受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）である厚生年金保険の被保険者等（第五条の規定による改正後の法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

（法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十八条 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

- 2 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金（退職を給付事由とするものに限る。）その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取得した場合にあっては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

- 3 第五条の規定による改正後の法第九十三条の二第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に給付事由の生じた法による遺族共済年金について適用する。

（対象となる離婚等）

第十九条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等（同項に規定する離婚等をいう。）をした場合（財務省令で定める場合を除く。）については、適用しない。

（当事者への情報提供の特例）

第二十条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、法第九十三条の七第一項の規定による請求をすることができる。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例）

第二十一条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第二項第二号、第十二条第一項第二号及び第四号並びに第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同法附則第八条第二項第二号中「含む。」とあるのは「含み、国家公務員共済組合法第九十三条の九第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）を除く。」と、同法附則第十二条第一項第二号及び第四号中「含む。」とあるのは「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあつては、離婚時みなし組合員期間を除く。」と、同法附則第十四条第一項第一号中「含む。」の月数」とあるのは「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあつては、離婚時みなし組合員期間を除く。）の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（対象となる特定期間）

第二十二条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。

（標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例）

第二十三条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の規定

を適用する場合においては、同号中「含む。）の月数」とあるのは、「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあつては、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を除く。）の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（平成十二年改正法附則別表に規定する率の設定に関する経過措置）

第二十四条 平成十七年度における第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」と読み替えるものとする。

（存続組合が支給する特例年金給付の額の算定に関する経過措置）

第二十五条 存続組合（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この項において「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。）が支給する平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この項において「特例年金給付」という。）について、第一条の規定による改正後の法又は第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の国共済法等の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を特例年金給付の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一 第一条の規定による改正前の法	第七十七条第一項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
	第七十七条第二項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	第七十八条第二項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
		七万七千百円	七万七千百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十二条第一項後段	六十万三千二百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	第八十二条第二項	加えた金額)	加えた金額)に〇・九八八を乗じて得た金額
	第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十七万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十二条第三項第二号	二百六十四万四千四百円	二百六十四万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

	第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十八万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十三条第三項	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	第八十九条第三項	百六万九千百円	百六万九千百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	第九十条	六十万三千二百円	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十二条の四の二第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
二 第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法	附則第十六条第一項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八（物価指数が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額
	附則第十六条第四項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第十七条第二項第一号	三万四千百円	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十七条第二項第二号	六万八千三百円	六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）
	附則第十七条第二項第五号	十七万七百円	十七万七百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（31）地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年6月23日法律第132号）附則第29条及び第45条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十八条から第四十五条までの規定 平成十九年四月一日
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十九条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第九十九条第一項第三号中「第二十四条」の下に「（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。
第二百六条の二第三項中「当該地方の組合」を「当該地方の組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会）」に改める。
（国家公務員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十五条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
附則第二条中「地方公務員共済組合及び」を「地方公務員共済組合、同法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会及び」に改める。

（32）国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年4月1日法律第25号）附則第24条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
附則第八条第三項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。
4 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社は、平成十七年度における国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、国にあっては二十一億八千四百三十八万二千円を、独立行政法人造幣局にあっては三百四十一万四千円を、独立行政法人国立印刷局にあっては千五百七万四千円を、独立行政法人国立病院機構にあっては一億千七百二十五万二千円を、日本郵政公社にあっては七億八百五十四万二千円を、それぞれ負担する。

（33）介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年6月29日法律第77号）附則第34条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
第五十四条第三項中「第七条第二十三項」を「第八条第二十六項」に改める。
第五十九条第一項中「若しくは居宅支援サービス費」を削り、「これらの給付」を「当該給付」に改め、「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「第七条第二十項」を「第八条第二十三項」に改め、「施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）」の下に「若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに

係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）」を加え、「特例施設介護サービス費を」を「特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を」に改め、同条第二項中「若しくは居宅支援サービス費」及び「若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、「特例施設介護サービス費」の下に「若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」を加える。

第八十七条の五第一項中「若しくは居宅支援サービス費の支給」及び「若しくは特例居宅支援サービス費の支給」を削り、「の支給若しくは特例施設介護サービス費を」「、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」に改める。

（34）郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）第66条、第98条及び第136条による改正

注 この一部改正規定は、平成19年4月23日法律第30号附則第127条及び平成24年8月22日法律第63号附則第151条の規定により一部改正された

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第六十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、特定独立行政法人」を「及び特定独立行政法人」に改め、「及び日本郵政公社（以下「公社」という。）」を削る。

第三条第一項中「及び公社」を削る。
第五条第一項中「又は公社の総裁」を削る。
第八条第一項中「又は公社の総裁」及び「又は公社の所属の職員」を削り、同条第二項中「及び公社の総裁」を削る。
第十二条第一項中「、特定独立行政法人の長又は公社の総裁」を「又は特定独立行政法人の長」に、「、特定独立行政法人又は公社」を「に使用される者又は特定独立行政法人」に改める。

第三十一条第一号中「、公社の役職員（非常勤の者を除く。）」を削る。
第三十七条第一項中「又は公社」を削る。
第四十一条の見出しを「（給付の決定）」に改め、同条第三項を削る。
第九十九条第二項中「又は公社」を削り、同条第三項中「、独立行政法人造幣局」を「又は独立行政法人造幣局」に改め、「又は公社」を削り、同条第五項から第七項までの規定中「又は公社」を削る。

第百二条第一項及び第四項中「、公社」を削る。
第百四条第三項及び第百五条第一項中「又は公社」を削る。
第百二十二条中「、特定独立行政法人又は公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。
第百二十四条の二第一項中「又は公社」及び「、公社」を削る。
第百二十五条、第百二十六条の五第二項及び附則第十二条第六項中「又は公社」を削る。
附則第十四条の三第五項中「、公社」を削る。
附則第二十条の三を次のように改める。

（郵政会社等の役職員の取扱い）
第二十条の三 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「郵政会社等役職員」という。）をもつて組織する共済組合を設ける。

- 2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 日本郵政株式会社
 - 二 郵便事業株式会社
 - 三 郵便局株式会社
 - 四 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（以下この号において「郵便貯金銀行」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
 - イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
 - ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人
 - ニ 郵便貯金銀行又はイからハマでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人
 - 五 郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社（以下この号において「郵便保険会社」という。）及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

- イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
- ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人
- ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人
- 六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- 3 財務大臣は、前項第四号又は第五号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五条第一項	各省各庁の長をいう。）	各省各庁の長をいう。）又は郵政会社等を代表する者（同項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。）
第八条第一項	各省各庁の長」という。）	各省各庁の長」という。）又は郵政会社等（附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。以下附則第十四条の三までにおいて同じ。）が当該郵政会社等を代表する者として財務大臣に届け出た者（以下「郵政会社等を代表する者」という。）
	特定独立行政法人の職員	特定独立行政法人の職員又は郵政会社等の所属の職員
第八条第二項	各省各庁の長	各省各庁の長又は郵政会社等を代表する者
第十一条第二項	場合には	場合には、組合の代表者が各省各庁の長であるときは
	協議しなければ	協議しなければならない、組合の代表者が郵政会社等を代表する者であるときは、あらかじめ財務大臣の認可を受けなければ
第三十一条第一号	を除く。）、地方公共団体	を除く。）、郵政会社等の役職員（非常勤の者を除く。）、地方公共団体
第三十七条第一項	特定独立行政法人	特定独立行政法人又は郵政会社等
第九十九条第二項	国	国又は郵政会社等
第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第五項	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等
	第二号まで及び第四号	第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号
	負担金」として	負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」として
第百二条第一項及び第四項	特定独立行政法人	特定独立行政法人、郵政会社等
第百四条第三項及び第百五条第一項	国	国又は郵政会社等
第百十一条第二項	掛金	掛金又はこの法律の規定による負担金若しくは延滞金（附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に係るものに限る。）
第百二十二条	又は特定独立行政法人	、特定独立行政法人又は郵政会社等（附則第二十条の八第一項に規定する適用法人を含む。第百二十六条の五第二項及び附則第十四条の三第五項において同じ。）
	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等
第百二十五条	負担金」とする	負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」とする
	国	国又は郵政会社等
第百二十六条の五第二項	国	国又は郵政会社等
第百三十条	役員	役員又は郵政会社等を代表する者
	第二十五条	第二十五条又は附則第二十条の四

附則第十二条第六項	国	国又は郵政会社等
附則第十四条の三第五項	国立大学法人等	国立大学法人等若しくは郵政会社等

- 附則第二十条の三の次に次の十条を加える。
（日本郵政共済組合の登記）
- 第二十条の四 日本郵政共済組合（前条第四項の規定により組合とみなされた同条第一項に規定する郵政会社等役職員をもつて組織する共済組合をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（運営審議会の委員の数の特例等）
- 第二十条の五 日本郵政共済組合の運営審議会の委員の数は、第九条第二項の規定にかかわらず、定款で定める数とする。
- 2 第十三条の規定は、日本郵政共済組合に使用され、その事務に従事するものについては、適用しない。
（事務に要する費用の補助）
- 第二十条の六 国は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第二項第五号の規定にかかわらず、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。
（組合員の範囲の特例等）
- 第二十条の七 郵政会社等（附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。）とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役職員とみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。
- 2 附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。
- 3 第一項の規定により財務大臣の承認を受けようとする場合の申請の手續その他同項の承認に関し必要な事項は、政令で定める。
（適用法人に対する法律の規定の適用の特例）
- 第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人（以下「適用法人」という。）の役職員（非常勤の者を除く。）は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役職員とみなす。
- 2 適用法人の業務は、第四章の規定の適用については、郵政会社等の業務とみなす。
- 3 適用法人は、第六章（附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、郵政会社等とみなす。
（組合員等に対する督促及び延滞金の徴収）
- 第二十条の九 日本郵政共済組合は、掛金又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。
- 2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。
- 3 第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
- 4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 5 前項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛金又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金又は負担金の額は、その納付のあつた掛金又は負担金の額を控除した金額による。
- 6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。
- 7 督促状に指定した期限までに掛金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。
- 8 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
（滞納処分）

- 第二十条の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。
- 2 日本郵政共済組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、日本郵政共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
- （先取特権の順位）
- 第二十条の十一 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- （徴収に関する通則）
- 第二十条の十二 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。
- （政令への委任）
- 第二十条の十三 附則第二十条の三から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役職員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- （国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
- 第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
- 附則第三十一条第一項中「第九十九条第三項」の下に「(共済法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「共済法第九十九条第三項」に改める。
- （国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
- 第百三十六条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
- 附則第八条第三項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第九十九条第三項第二号」の下に「(法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。
- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日〔平成19年10月1日〕から施行する。〔ただし書略〕
- （国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
- 第九十三条 日本郵政公社共済組合（第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共済法」という。）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（旧国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、施行日において、日本郵政共済組合（新国共済法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 日本郵政公社共済組合の代表者は、施行日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六条及び第十一条の規定により、施行日以後に係る日本郵政共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。
- 第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となった者のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八条の三の規定による育児休業手当金又は介護休業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であるものに係るこれらの給付の支給については、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となった者のうち雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付を支給すべき事由が生じた日が施行日から同法の規定によるこれらの給付の受給資格を取得するまでの間にあるものに係る新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四」とあるのは、「附則第十四条の四」とする。
- 3 新国共済法第百十九条に規定する船員組合員のうち日本郵政共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。

- 4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第二号に掲げる事業（同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。）については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

（35）国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年2月10日法律第1号）附則第18条による改正

- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
- （国家公務員共済組合法の一部改正）
- 第十八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
- 第八十条第一項中「国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者」を「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」に改める。

（36）国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第20号）附則第16条による改正

- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
- （国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
- 第十六条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
- 附則第八条第三項中「から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第五項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
- 5 平成十八年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

（37）独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第21号）附則第9条による改正

- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
- （国家公務員共済組合法の一部改正）
- 第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
- 別表第三に次のように加える。

独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）

（38）独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第23号）附則第9条による改正

- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
- （国家公務員共済組合法の一部改正）
- 第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
- 別表第三に次のように加える。

独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）

(39) 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成18年3月31日法律第24号) 附則第17条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
別表第三独立行政法人国立青年の家の項及び独立行政法人国立少年自然の家の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所	独立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百六十七号)
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）
独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号)
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）
独立行政法人国立博物館	独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）
独立行政法人文化財研究所	独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第百七十九号）

(40) 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成18年3月31日法律第25号) 附則第13条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
別表第三に次のように加える。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第百八十一号)
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十号）

(41) 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成18年3月31日法律第26号) 附則第26条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正等)

第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項第四号中「並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」を削る。
第二百二十四条の三中「第八条第一項中」を「同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中」に改める。
別表第三に次のように加える。

独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）
独立行政法人林木育種センター	独立行政法人林木育種センター法（平成十一年法律第百八十九号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第百九十七号)
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)

2 前項の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなして同法の規定を適用することとされる独立行政法人水産大学校及び独立行政法人水産総合研究センターの職員のうち、同法第百十九条に規定する船員組合員である者については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。

(42) 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第27号）附則第9条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
別表第三に次のように加える。

独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）

(43) 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成18年3月31日法律第28号) 附則第17条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
別表第三に次のように加える。

独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）

独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う船員組合員に係る特例に関する経過措置）

第十八条 国家公務員共済組合法第百十九条に規定する船員組合員のうち独立行政法人航海訓練所又は独立行政法人海技教育機構の職員である者については、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。

（44）独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第29号）附則第9条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。[ただし書略]

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）

（45）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第253条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二百五十三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第二十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、連合会について準用する。

第三十四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

理事長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

附 則
（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日〔平成20年12月1日〕から施行する。[ただし書略]

（46）学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第80号）附則第32条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人国立特殊教育総合研究所の項を次のように改める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）

（47）健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）附則第55条から第59条までによる改正

注 この一部改正規定は、平成23年6月22日法律第72号第4条、平成29年6月2日法律第52号第3条及び令和2年6月12日法律第52号附則第6条により一部改正された

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 〔前略〕附則〔中略〕第五十六条、第六十二条、第六十三条〔中略〕の規定 平成十九年四月一日

四 〔前略〕附則〔中略〕第五十七条〔中略〕の規定 平成二十年四月一日

六 〔前略〕附則〔中略〕第五十八条〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第五十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「一部負担金」の下に「（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を加え、同条第二項中「規定する保険医療機関若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」を「掲げる保険医療機関」に改め、同条第三項中「若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関」及び「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第五十一条第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院組合員に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）

四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

第五十五条の三の見出しを「（保険外併用療養費）」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

第五十五条の三第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「規定する金額」を「掲げる金額」に、「当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を、「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加え、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十五条の三第三項から第七項までを削り、同条第八項中「第五十四条第三項」の下に「及び第五十五条の三第三項から第六項まで」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第四項」を「前項において準用する第五十五条の三第四項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五十五条の五とする。

第五十五条の二第一項中「組合員」の下に「（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「前条第一項各号」を「第五十五条第一項各号」に改め、同条第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改め、同条第六項中「前条第一項各号」を「第五十五条第一項各号」に改め、同条を第五十五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第五十五条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

- 2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。
- 3 第五十四条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。
- 第五十五条第二項第一号中「次号又は第三号に掲げる場合以外の」を「七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第四項中「規定する一部負担金」の下に「（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を加え、同条第五項中「第二項に規定する一部負担金」の下に「（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）」を加え、同条の次に次の一条を加える。
- （一部負担金の額の特例）
- 第五十五条の二 組合は、災害その他の財務省令で定める特別の事情がある組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。
- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 2 前項の措置を受けた組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。
- 3 前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。
- 第五十六条第一項中「、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費」を「若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改め、「及び特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「当該療養（食事療養）」の下に「及び生活療養」を、「現に療養（食事療養）」の下に「又は生活療養」を、「当該食事療養」の下に「又は生活療養」を、「現に食事療養」の下に「又は生活療養」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、同条第四項中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の三第二項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費」に改める。
- 第五十六条の二第二項中「得た額」の下に「（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）」を加える。
- 第五十六条の三第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。
- 第五十七条の三を第五十七条の四とする。
- 第五十七条の二第二項中「前条第二項第一号イ」を「第五十七条第二項第一号イ」に改め、「得た金額」の下に「（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）」を加え、同条を第五十七条の三とする。
- 第五十七条第一項中「第五十七条の三」を「第五十七条の四」に改め、「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「、当該金額」を「当該金額」に改め、「合算額」の下に「、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同号イ中「ロからニまでに掲げる場合以外の」を「被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同号ニ中「百分の八十」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同項に次の一号を加える。
- 三 当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額
- 第五十七条第三項中「療養（」の下に「評価療養及び」を加え、「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から」を「保険医療機関等から評価療養又は」に、「第五十五条の三第二項」を「第五十五条の五第二項」に、「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の三第二項」に、「算定の」を「算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に關しては、第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の」に改め、同条第五項中「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改め、同条第七項中「、第五十五条の二第六項」を削り、同条の次に次の一条を加える。
- （家族療養費の額の特例）
- 第五十七条の二 組合は、第五十五条の二第一項に規定する組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

- 2 組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用については、同項中「家族療養費として組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、組合は、当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。
- 第五十八条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に改める。
- 第五十九条第一項、第二項及び第三項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「第四百四十五条第七項」を「第四百四十五条第六項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。
- 第六十条第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「若しくは移送費」を「、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費」に改め、同条第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。
- 第六十条の二第一項中「一部負担金」の下に「（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）」を、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。
- 第六十一条第一項中「標準報酬の月額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削る。
- 第六十三条第一項中「標準報酬の月額に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する」を「政令で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「埋葬料」の下に「及び家族埋葬料」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。
- 第六十五条中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。
- 第八十七条の五第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。
- 第一百七十七条第一項中「、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を「若しくは保険薬局」に、「以下」を「以下この項において」に改める。
- 附則第十二条第九項中「及び第五項第一号」を「並びに第五項第一号及び第三号」に改める。
- 第五十六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
- 第五十九条第三項第二号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項ただし書」を削る。
- 第六十六条第一項中「組合員」の下に「（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第六十八条の三までに同じ。）」を加え、「百分の六十五」を「三分の二」に改め、「金額」の下に「（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を加える。
- 第六十七条第一項中「百分の六十五」を「三分の二」に改め、「金額」の下に「（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
- 第六十八条の二第一項中「（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）」を削り、「を含み、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く」を「を含む」に改める。
- 第六十八条の三第一項中「（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）」を削る。
- 第百十五条第二項中「については」の下に「、別段の定めがあるものを除き」を加える。
- 附則第六条の二第二項中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」を「当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする」に改める。
- 第五十七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
- 目次中「第二百二十八条」を「第二百二十七条の二」に改める。
- 第二条第一項第二号中「掲げる者で」を「掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で」に改め、「として組合員」の下に「（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）」を加える。
- 第三条第三項中「第五十一条各号」を「第五十一条第一項各号」に、「短期給付及び」を「短期給付、」に改め、「長期給付」の下に「及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福祉事業」を加え、同条第四項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二

号) 第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」に、[〔]及び[〕]を[〔]並びに[〕]に改め、同条第五項中「第九十八条第一項各号」の下に「（第一号の二を除く。）」を加え、「（第五章を除き、以下「福祉事業」という。）」を削る。

第六条第一項第七号中「福祉事業」の下に「（第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業をいう。第五章を除き、以下同じ。）」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。
（秘密保持義務）

第十三条の二 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、組合の事業（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第三十六条中「第十一条から第十七条まで」を「第十一条から第十三条まで、第十四条から第十七条まで」に改める。

第五十一条の見出しを「（短期給付の種類等）」に改め、同条第二号の二中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同条に次の三項を加える。

2 短期給付に関する規定（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。以下この条において同じ。）は、後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員には、適用しない。

3 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4 第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつたものとみなす。

第五十二条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第五十四条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十六条の三までににおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第五十五条第二項第二号中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第五十七条第一項中「（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十七条の四までににおいて同じ。）」を削り、同条第二項第一号イ中「三歳に達する日の属する月の翌月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日」に改め、同号ロ中「三歳に達する日の属する月」を「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日」に改め、同号ハ中「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第五十九条第一項中「若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費」及び「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費若しくは」を「特例施設介護サービス費又は」に改め、同条第二項中「老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は」を削り、「特例施設介護サービス費若しくは」を「特例施設介護サービス費又は」に改め、同条第三項第一号中「給付若しくは」を「給付又は」に、「次項前段」を「次項」に、「同項前段」を「同項」に改め、「、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき」を削り、同項第二号中「又は国民健康保険の被保険者」を「、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等」に改め、同条第四項後段を削る。

第六十条の二第一項中「した金額」の下に「（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（高額介護合算療養費）

第六十条の三 一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第八十七条の五第一項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

第九十八条第一項第一号中「事業」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第九十九条の二において「特定健康診査等」という。）

第九十九条第一項中「老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに」に改め、同項第一号中「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国の補助）

第九十九条の二 国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

第一百条第三項中「前条第二項第二号」を「第九十九条第二項第二号」に改め、同条第四項中「前条第一項第三号」を「第九十九条第一項第三号」に改める。

第二百十条中「及び第六十条の二」を「[〔]第六十条の二及び第六十条の三[〕]に、「第三十一条ノ六」を「第三十一条ノ七」に改める。

第二百一条中「第五十一条第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改める。

第二百十六条の五第一項中「であつた者」の下に「（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。）」を加え、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改め、「第四号」の下に「又は第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

第二百八条の前 見出しを削り、第九章中同条の前に次の一条を加える。

第二百七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第十一条の二 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護納付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

附則第十二条第一項中「国民健康保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法」に改め、同条第九項中「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正前の」に改める。

附則第二十条の二中「及び国民年金法」を「並びに国民年金法」に、[〔]及び[〕]を[〔]並びに[〕]に、「及び基礎年金拠出金」を「並びに基礎年金拠出金」に、「、基礎年金拠出金及び」を「、基礎年金拠出金並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第二十条の二の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「[〔]及び同法[〕]とあるのは「[〔]、同法[〕]と、「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは「後期高齢者支援金等」という。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第九十九条第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

第五十八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項を削る。

第五十五条の三第七項を削る。

第五十五条の四第三項及び第五十五条の五第三項中「第五十四条第三項及び」を削る。

第五十七条第七項中「第五十四条第三項、」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 附則第五十五条又は第五十七条の規定の施行の日に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第六十条 附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であつた者について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の出産費及び家族出産費の支給については、なお従前の例による。

第六十一条 附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十三条の規定は、死亡の日が施行日以後である組合員及び組合員であつた者について適用し、死亡の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の埋葬料及び家族埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第六十二条 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。次項において同じ。）に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金の額については、なお従前の例による。

2 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第六十三条 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者を除く。次項において同じ。）に係る附則第五十六条の規定の施行の日前までの出産手当金の額については、なお従前の例による。

2 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十七条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（48）防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年12月22日法律第118号）附則第31条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成19年1月9日〕から施行する。ただし、附則第三十二条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第八条第一項中「第三条第二項第一号、第三号ロ又は第四号」を「第三条第二項第二号ロ又は第三号」に改め、「防衛庁長官、」を削る。

附則第十二条の九第一項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。（国家公務員共済組合の存続等）

第三十二条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項において「旧国共済法」という。）第三条第二項の規定により同項第一号に掲げる職員をもって組織された国家公務員共済組合（次項において「防衛庁共済組合」という。）は、この法律の施行の日において、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により防衛省に属する職員及びその所管する特定独立行政法人の職員をもって組織する国家公務員共済組合（次項において「防衛省共済組合」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 防衛庁共済組合の代表者は、この法律の施行の日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六条及び第十一条の規定により、この法律の施行の日以後に係る防衛省共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

（49）独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第7号）附則第12条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「

独立行政法人国立博物館	独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）

独立行政法人文化財研究所	独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第百七十九号）

」を「

独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）

」に改める。

（50）独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第8号）附則第23条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の三中「並びに独立行政法人林木育種センター」を削る。

別表第三独立行政法人林木育種センターの項を削る。

（51）自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第9号）附則第10条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）

（52）国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成19年3月31日法律第27号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第五項中「から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（53）雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年4月23日法律第30号)附則第70条、第71条、第72条及び第127条による改正

注 この一部改正規定は、平成19年7月6日法律第109号附則第66条により一部改正された

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七十条中国国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十一条の次に一条を加える
改定規定並びに同法附則第十二条の八の二第一項及び第五項の改正規定〔中略〕平成十九年十月一日
三 〔前略〕附則〔中略〕第七十一条から第七十三条まで〔中略〕の規定 平成二十二年四月一日
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七十条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（育児休業手当金に関する暫定措置）

第十一条の二 平成二十二年三月三十一日までに第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した組合員であつて、当該育児休業等が終了した日（その日が当該育児休業等に係る子が同項に規定する基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業等に係る子が当該基準年齢に達した日）後引き続き六月以上組合員（第二百四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む。）であるもの（当該育児休業等が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十月一日以後の日である場合に限る。）に対する第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。

附則第十二条の八の二第一項及び第五項中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改める。

附則第十四条の四第一項第一号を削り、同項第二号中「第十五条第二項第二号」を「（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第十五条第二項第三号」を「第十五条第二項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七十一条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二百十条中「第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七まで」を「第五十三条（第四項を除く。）、第五十四条から第六十八条まで、第七十六条から第七十九条まで及び第八十二条から第八十四条まで」に改める。

第二百一十一条第二号中「（失業に関する給付を除く。）」を削る。

第二百二十二条中「第六十条第一項」を「第二百五条第一項」に改める。

附則第十二条の八の二中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項」を「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項」に、「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項」を「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項」に、「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項」を「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。
（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項から第三項までの規定は、同法附則第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者（附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。）が平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項及び第五項の規定は、附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であって平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。）が国家公務員共済組合法附則第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二百二十七条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九十四条第四項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

（54）国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年5月16日法律第42号）附則第7条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成19年8月1日〕から施行する。
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第四十二条第九項中「第十三条」を「第二十七条第一項」に改める。

（55）株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年5月25日法律第58号）第20条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第二十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第四十九条ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
第二百四条の二第一項中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」及び「同条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

（56）国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年7月6日法律第108号）附則第33条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日〔平成20年12月31日〕から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三 〔前略〕附則〔中略〕第三十三条から第三十五条まで〔中略〕の規定〔中略〕 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成21年4月1日〕
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第三十三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第四十二条第九項中「第八号」を「第七号」に改める。

（57）日本年金機構法（平成19年7月6日法律第109号）附則第33条及び第66条による改正
注 この改正規定は、平成24年8月22日法律第63号附則第153条により一部改正された

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年十二月三十一日までの間において政令で定める日〔平成22年1月1日〕から施行する。〔ただし書略〕
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第三十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第三条第二項第二号を次のように改める。
二 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員
第八条第一項中「第三条第二項第二号ロ又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」を削る。
第六十六条第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。
9 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）を行わせるものとする。

- 10 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 第八十条第四項及び第九十三条の四中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
- 第百十三条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。
- 3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 第百十四条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
- (国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十四条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第三条第二項第二号ロの規定により設けられた組合（以下「旧組合」という。）は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務（附則第三十七条の規定により同条に規定する新設健保組合が承継することとされるものを除く。）は、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもって組織された組合（第三項及び次条において「厚生労働省共済組合」という。）が承継する。
- 2 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 3 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によることとし、厚生労働省共済組合が行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、施行日から起算して二月を経過する日とする。
- 4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、改正後国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 第三十五条 施行日の前日に旧組合の組合員であった者（施行日に厚生労働省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。）は厚生労働省共済組合の組合員であった者と、旧組合の組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）は厚生労働省共済組合の組合員であった期間とみなす。
- 一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
- 二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
- 三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
- 四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となった期間
- 2 旧組合が施行日前に改正前国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の改正前国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額は、施行日以後は、当該更新組合員の属する厚生労働省共済組合が改正後国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した改正後国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額とみなす。
- 3 施行日前に改正前国共済法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が厚生労働省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。
- 4 施行日前に改正前国共済法第七十三条の二第一項又は第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、これらの規定により厚生労働省共済組合にした申出とみなして、これらの規定を適用する。
- (旧組合の短期給付等に係る権利及び義務の承継に関する経過措置)
- 第三十七条 この法律の施行の際旧組合が有している改正前国共済法による短期給付の事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金の納付に関する業務を含む。）及び改正前国共済法第

九十八条第一項第一号から第二号までに掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合（以下「新設健保組合」という。）が承継する。

(旧組合の任意継続組合員に関する経過措置)

第三十八条 施行日前に退職し、改正前国共済法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができた者であって、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由がある」と新設健保組合が認めた場合には、その認めた日）までの間に当該申出を新設健保組合に行ったときは、その者は退職の日の翌日から施行日の前日までの間は任意継続組合員（同条第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。）であった者とする。

2 施行日の前日において旧組合の任意継続組合員であった者（前項の規定により任意継続組合員であった者とされた者を含み、同日において改正前国共済法第二百二十六条の五第五項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当した者を除く。）は、施行日において新設健保組合の任意継続被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その者の当該任意継続組合員であった期間は、任意継続被保険者であった期間とみなす。

3 施行日の前日において旧組合の組合員（継続長期組合員（改正前国共済法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下同じ。）及び任意継続組合員を除く。）であった者であって、同日に退職し、かつ、同日に改正前国共済法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合に行ったものは、施行日において新設健保組合の任意継続被保険者になるものとする。

(健康保険法第三条第四項及び第百四条の規定の適用に関する特例)

第三十九条 施行日の前日において旧組合の組合員であった者であって、施行日において健康保険の被保険者となったものに対する健康保険法第三条第四項及び第百四条の規定の適用については、同項及び同条中「共済組合の組合員である被保険者」とあるのは、「共済組合の組合員である被保険者（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）附則第三十四条第一項に規定する旧組合の組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。）である被保険者を除く。）」とする。

(旧組合の組合員で新設健保組合の被保険者となった者に係る給付等に関する経過措置)

第四十条 この法律の施行の際前条に規定する者（旧組合の継続長期組合員又は任意継続組合員であった者を除き、新設健保組合の被保険者となったものに限る。以下この条において同じ。）のうち改正前国共済法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の受給権者であった者であって、同一の傷病について健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金を受けることができるものに対する同条第二項の規定の適用については、当該改正前国共済法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項又は第百四条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であって、当該傷病による障害について国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第百八条第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、前条に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付について必要な事項は、政令で定める。

第四十一条 施行日前に改正前国共済法第百条の二の規定により旧組合の組合員（施行日において新設健保組合の被保険者となった者に限る。）が旧組合にした申出は、健康保険法第百五十九条又は厚生年金保険法第八十一条の二の規定により新設健保組合又は厚生労働大臣にした申出とみなして、これらの規定を適用する。

(旧組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行の際現に旧組合の組合員（継続長期組合員を除く。次項において同じ。）であった者又はその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九条の規定により支給されている給付又は改正前国共済法第六十六条第三項若しくは第六十七条第二項の規定により支給されている給付については、なお従前の例によるものとし、新設健保組合がこれらの給付を支給する。

2 施行日前に旧組合の組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出産し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一条第二項又は第六十四条の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、改正前国共済法の規定の例によるものとし、新設健保組合が当該給付を支給する。（審査請求に関する経過措置）

第四十三条 旧組合が改正前国共済法の規定により行った短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求であって、施行日以後に審査請求が行われたものについては、なお従前の例による。

2 新設健保組合が改正前国共済法の規定により行った旧組合の短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又

は掛金の徴収に対する審査請求については、改正後国共済法第百三条から第百七条までの規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第百六条中「組合」とあるのは、「日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）附則第三十七条に規定する新設健保組合」とする。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十六条 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号を同条第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 〔略〕

附則第一条第三号中〔中略〕「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法の施行の日」に改める。

(58) 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年7月6日法律第110号）附則第14条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「費用を含む」を「費用並びに組合の事務に要する費用を含む」に改め、同項第一号中「を含む」を「並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含む」に改め、同項第三号中「を含む」を「及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含む」に改め、同条第二項第五号を削り、同条第四項を次のように改める。

4 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。
第九十九条第六項中「第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同項中」を「第二項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「として、同項」を「と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これら」に改め、同条第七項中「第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同項中」を「第二項中」に、「同項第五号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項」を「第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これら」に改める。

第二百条第一項中「場合を含む。）」の下に「及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「第五号」を「第四号」に、「（[同号に掲げる]を「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第四項の規定により負担することとなる）」に改める。

第二百二十四条の三中「第九十九条第五項から第七項まで」を「第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第五項から第七項まで」に改める。

第二百五十五条中「[及び国の負担金]とあるのは[、組合の負担金及び国の負担金]と、同項第一号から第四号までの規定中」を削る。

附則第二十条の二中「[、基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金]と」の下に「、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と」を加え、「[を含む]とあるのは「及び年金保険者拠出金を含む」]を「[及び長期給付（基礎年金拠出金）とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金）」に改める。

附則第二十条の三第四項の表中「

第九十九条第二項	国	国又は郵政会社等
第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

第九十九条第五項	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等
	第二号まで及び第四号	第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号
	負担金」として	負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」として

」を「

第九十九条第一項第一号及び第三号	を除く。）を含む	並びに附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する第四項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。）を含む
第九十九条第二項	国	国又は郵政会社等
第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第四項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する
第九十九条第五項	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等
	第二号まで及び第四号	第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号

」に、「

第二百五条	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等
	負担金」とする	負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」とする
第二百二十六条の五第二項	国	国又は郵政会社等

」を「

第二百二十六条の五第二項	国	国又は郵政会社等

」に改める。

附則第二十条の六中「、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第二項第五号の規定にかかわらず」を削り、「同号に掲げる」を「附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第四項に規定する」に改める。

(59) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年12月19日法律第93号）附則第17条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二百二十四条の三中「同条第二項第四号」を「同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号」に改める。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
独立行政法人国立循環器病研究センター	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	
独立行政法人国立国際医療研究センター	
独立行政法人国立成育医療研究センター	
独立行政法人国立長寿医療研究センター	

(60) 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年12月26日法律第95号） 第3条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「又は組合員」を「、組合員」に改め、「受けたとき」の下に「又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたとき」を加え、同条に次の一項を加える。

4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

第百一条第二項中「（昭和二十八年法律第百八十二号）」を削る。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成21年4月1日〕から施行する。〔ただし書略〕

(61) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成21年3月30日法律第5号）附則第9条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 〔前略〕附則〔中略〕第九条から第十二条まで〔中略〕の規定 平成二十二年四月一日
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第一項中「。以下この項において「基準年齢」という。」を削り、ただし書を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に、「〔次項〕」を「、〔次項〕」に改め、「、〔標準報酬の日額の百分の十〕とあるのは「当該雇用保険給付相当額に四分の一を乗じて得た金額」と」を削る。

第六十九条中「（第六十八条の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。）」を削る。

第二百六十六条の二第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十一条の二を次のように改める。

（育児休業手当金に関する暫定措置）

第十一条の二 第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

附則第十二条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「新国共済法」という。）第六十八条の二及び附則第十一条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始された新国共済法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、同日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（附則第十五条において「旧国共済法」という。）第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

(62) 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年3月31日法律第18号）附則第16条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 〔前略〕附則第十六条の規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）〔中略〕 平成二十一年十月一日
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人メディア教育開発センターの項及び独立行政法人国立国語研究所の項を削る。

(63) 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成21年5月1日法律第36号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の九第四項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。〔ただし書略〕

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の〔中略〕国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項〔中略〕の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する〔中略〕国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金〔中略〕に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(64) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年5月29日法律第41号）附則第3条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔ただし書略〕

（地方自治法等の一部改正）

第三条 次に掲げる法律の規定中「、期末特別手当」を削る。

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第五号及び第六号

(65) 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年6月26日法律第62号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「をいう」の下に「。附則第八条の三において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）

第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。

以下この条において同じ。)に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。（基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置）

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とするよう、国の負担に係るものについては臨時の法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては臨時の法制上の措置を講ずるものとする。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。[ただし書略]

(66) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年7月1日法律第65号）附則第9条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成22年6月30日〕から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第六十八条の二第一項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に、「次項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。）をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間（当該期間において当該育児休業等をした期間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間その他これに準ずる休業であつて政令で定めるものをした期間を含む。）が一年（当該財務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。）を超えるときは、一年）」とする。（調整規定）

第十二条 施行日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第号）の施行の日前である場合には、[中略] 附則第九条のうち国家公務員共済組合法第五十二条の二第十項の改正規定中「第五十二条の二第十項」とあるのは「第四十二条第九項」と〔中略〕する。[表は略]

(67) 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年11月30日法律第93号）附則第3条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日〔平成22年6月30日〕から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
第百二十六条の三第一項中「(育児休業手当金を除く。)」を削る。

(68) 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成22年3月31日法律第7号）附則第4条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二中「[ついては、]」の下に「平成二十一年度にあつては」を、「第三条第一項の規定により」の下に「平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、」を加える。

(69) 国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年4月28日法律第27号）第3条及び第6条による改正

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「[がその権利を取得した当時その者]」を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、障害共済年金の額を改定する。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「及び第八十三条第一項」を「並びに第八十三条第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）附則第二条第三項」に、「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 〔略〕

3 施行日において、現に国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限る。）がある場合における第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十三条第四項（第六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による障害共済年金の額の改定は、国家公務員共済組合法第七十三条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

(70) 国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年12月3日法律第61号）附則第5条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第六十八条の三第一項中「受ける組合員」の下に「（同法第二十三条の規定の適用を受ける組合員を除く。）」を加える。

（71）独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年4月27日法律第26号）附則第26条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。[ただし書略]
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
附則第十四条の四第一項第一号中「第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するもの」を「第九条第一項の政令で定める要件を満たす者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

（72）非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年5月25日法律第53号）第77条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第七十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第九十三条の五中第三項を削り、第四項を第三項とする。
第九十三条の八中「標準報酬の」を「第九十三条の五第二項の規定による請求すべき」に改める。

附 則
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日〔平成25年1月1日〕から施行する。

（73）地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年5月27日法律第56号）附則第36条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。[ただし書略]
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第七十四条第一項第一号中「〔第十一章を除く。以下この条、第七十八条の二、第七十九条第六項及び第百十四条の二において同じ。〕」を削り、「及び地方公務員等共済組合法」を「及び同法」に改める。
第八十条第四項中「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する共済会」を「地方公共団体の議会の議長」に改める。

（74）介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日法律第72号）第4条及び附則第26条による改正

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
附則第一条第六号中「及び第百十一条の二」を「、第百十一条の二及び第百三十条の二」に改める。
附則第百三十条の次に次の一条を加える。
（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）
第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、〔中略〕附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定〔中略〕（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。
3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設につい

て旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条〔中略〕の規定〔中略〕 公布の日
（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「、施設介護サービス費（）」を「、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第二項において同じ。）、施設介護サービス費（）」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に、「が介護保険法」を「が同法」に、「施設介護サービス費若しくは」を「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは」に改め、同条第二項中「特例居宅介護サービス費」の下に「、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

第八十七条の五第一項中「特例居宅介護サービス費」の下に「、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

（75）国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成23年12月14日法律第121号)第2条による改正

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律百三十号）の一部を次のように改正する。
附則第八条の二の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「とする」を「とし、平成二十三年度にあっては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律百十七号）第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする」に改める。

附則第八条の三中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「とするよう」を「とするように」に、「臨時の法制上及び」を「必要な税制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び」に、「臨時の法制上の」を「必要な法制上の」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

注 この第2条の規定は、平成23年12月2日法律第117号により一部改正され、「第九十条第二項」が「第六十九条第二項」に改められた

（76）郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年5月8日法律第30号）附則第30条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成24年10月1日〕から施行する。[ただし書略]
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第三十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
附則第二十条の三第二項第二号を次のように改める。
二 日本郵便株式会社
附則第二十条の三第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第三項中「前項第四号又は第五号」を「前項第三号又は第四号」に改める。

年金法による年金である給付」を「他の年金である給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、それぞれ当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

第八十八条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

第九十一条第一項中「祖父母」の下に「（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間」を「夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するとき」に改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改め、「遺族共済年金が」の下に「第七十四条の二第一項若しくは第二項、前項本文、」を加え、同条第三項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「妻」を「配偶者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第四項前段」を削り、同項を同条第五項とする。

第百条の二中「組合員（）」の下に「次条の規定の適用を受けている組合員及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。（産前産後休業期間中の掛金の特例）

第百条の二の二 産前産後休業をしている組合員（第二百六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百二条第一項及び附則第十二条第九項中「第百条の二」の下に「及び第百条の二の二」を加える。

附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十二条の四の二第一項中「受給権者」の下に「（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）」を、「第五項」の下に「、第六項」を加え、〔附則第十二条の六の三第一項において〕を「第六項及び附則第十二条の六の三第一項において」に改め、同条に次の一項を加える。

6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三 組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続き組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができるときに限る。）。

附則第十三条第一項の表第七十六条第一項第一号の項、第七十六条第二項第三号の項及び附則第十二条の三第三号の項を削る。

附則第十三条の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」を削り、「第七十六条及び附則第十二条の三」を「第八十八条第一項第四号」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

附則第十三条の十第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「第七十六条、」を削り、「、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項、第十二条の八第一項」を「並びに附則第十二条の八第一項」に改め、「並びに第十三条の十第一項」を削り、同条第二項中「組合員期間等が二十五年未満」を「組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、共済法第七十六条、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満」に、「大正十五年四月二日」を「同日」に改め、

（77）国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年6月27日法律第42号）附則第28条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正）

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十九条第五項

（78）公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第62号）第10条、第12条及び第14条による改正

注 この一部改正規定は、平成24年11月26日法律第97号第2条及び法律第99号附則第7条により改正された

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第三号中「失踪」を「失踪」に改める。

第四十二条第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同条第九項中「月は」を「月を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

第四十二条第十一項中「若しくは第九項」を「、第九項若しくは第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

12 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

第四十二条の二第二項中「前条第十一項」を「前条第十三項」に改める。

第七十三条の二第一項中「月。以下この項」を「月。以下この条」に改め、同項に次の一号を加える。

六 当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

第七十三条の二に次の一項を加える。

3 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。

第七十六条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第七十八条の二第一項ただし書中「取得したときに、」の下に「他の年金である給付（）」を加え、「以下この条において同じ。）、」を「）、」に、「以下この条において同じ。）若しくは」を「「）又は」に、「以下この条において同じ。）の」を「「）をいう。以下この条において同じ。）の」に、「障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民

「第十一号まで」の下に「及び第二十号」を加え、「第七十六条、」及び「、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項」を削り、同条第三項中「第七十六条、」及び「、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項」を削り、同条第四項中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十九条第一項及び第四項中「妻」を「配偶者」に改める。
(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「含む」の下に「。附則第八条の六において同じ」を加える。

附則第八条の六を次のように改める。

（基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源）

第八条の六 特定年度以後の各年度において、法第九十九条第三項第二号の規定により負担する費用のうち附則第八条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用（国の負担に係るものに限る。）の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

注 附則第 1 条の規定は、平成28年11月24日法律第84号により一部改正され、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」が「平成二十九年八月一日」に改められた

三〔前略〕第十条中国国家公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九条の改正規定、第十四条の規定〔中略〕社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日

四〔前略〕第十条中国国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定〔中略〕並びに附則〔中略〕第二十二条から第三十四条まで〔中略〕の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成26年4月1日〕

五〔前略〕第十条中国国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定〔中略〕 平成二十八年十月一日
(国家公務員共済組合法による産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置)

第三十条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十二条第十一項及び第十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業（次条及び附則第三十二条において「産前産後休業」という。）について適用する。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に関する経過措置）

第三十一条 第四号施行日において、国家公務員共済組合法第七十三条の二の規定の適用を受けている者であって、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしているものについては、第四号施行日に産前産後休業を開始したものとみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十三条の二第一項第六号の規定を適用する。

（国家公務員共済組合法による産前産後休業期間中の組合員の特例に関する経過措置）

第三十二条 第四号施行日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の二の規定を適用する。
(支給の繰下げに関する経過措置)

第三十三条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。

（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）

第三十四条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であった者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であった者であって、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。
(退職共済年金等の支給に関する経過措置)

第三十五条 施行日の前日において現に国家公務員共済組合法による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有しない者であって、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条その他政令で定める規定による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付（以下この条において「退職共済年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による退職共済年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による退職共済年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(79) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第63号）
第2条並びに附則第98条、第99条、第151条及び第153条による改正

注 この改正規定は、平成24年11月26日法律第96号第6条、平成24年11月26日法律第97号第2条、平成24年11月26日法律第99号附則第8条、平成25年6月26日法律第63号附則第146条、平成27年3月31日法律第9号第125条、令和2年6月5日法律第40号附則第55条、令和3年6月11日法律第61号附則第34条により一部改正された

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「－第二条」を「・第二条」に、「第五十三条」を「第五十三条の八」に、

「第三節 長期給付

第一款 通則（第七十二条－第七十五条）

第二款 退職共済年金（第七十六条－第八十条の二）

第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条－第八十七条の七）

第四款 遺族共済年金（第八十八条－第九十三条の四）

第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五－第九十三条の十二）

第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三－第九十三条の十七）」

を「第三節 長期給付（第七十二条－第九十三条）」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第三項中「第八十一条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に、「該当する」を「該当する程度の」に改める。

第三条第三項中「第七十二条第一項各号に掲げる」を「第七十二条第一項に規定する」に改め、同条第四項中「介護納付金」という。）」の下に「、厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）」を加える。

第六条第一項第六号中「(第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。)」を削る。

第十三条の二中「(短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。)」を削り、「正当な理由がなく漏らして」を「漏らし、又は盗用して」に改める。

第二十一条第一項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第二項第一号中「業務（）」の下に「厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金（以下この号において「厚生年金交付金」という。）の受入れ、」を加え、同号イ中「決定」を「裁定」に改め、同号ロ中「基礎年金拠出金の納付及び」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに」に、「を含む」を「その他の政令で定める費用をいう」に改め、同号ハ中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ

第二十四条第一項第六号中「決定」を「裁定」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第二十四条第三項中「第一項第七号及び第八号」を「第一項第八号」に改める。

第三十五条の二の見出しを「(長期給付に充てるべき積立金の積立て)」に改め、同条第一項中「長期給付 (」の下に「厚生年金拠出金及び」を加え、「及び」を「の納付並びに」に、「を含む」を「の拠出を含む」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条中「第十三条まで、第十四条から」を削り、「連合会」との下に「、第十三条の二中「組合の事務」とあるのは「連合会の役員若しくは連合会の事務」と、「従事していた」とあるのは「これらの者であつた」と」を加える。

第三十八条第二項ただし書中「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に改める。

第四十一条の見出しを「(給付の決定及び裁定)」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、「(以下「受給権者」という。）」及び「(長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）」を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条から第四十五条まで 削除

第四十六条第一項中「掛金」を「第百条第一項に規定する掛金等」に、「同項」を「第百一条第三項」に改める。

第四十七条から第五十条までを次のように改める。

第四十七条から第五十条まで 削除

第五十二条の二中「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第四十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同条を第五十二条の四とする。

第五十二条の次に次の二条を加える。

(標準報酬)

第五十二条の二 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額	
第 一 級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満	
第 二 級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第 三 級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第 四 級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第 五 級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第 六 級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第 七 級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第 八 級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第 九 級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満

第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	

2 前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

3 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

4 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

5 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

6 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

7 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

8 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

9 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

10 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講

ずる措置による休業、国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十二項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

- 11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して 二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 12 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産定の予定日後であるときは、産定の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。
- 13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 14 組合員の報酬月額が第三項、第六項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。（標準期末手当等の額の決定）

第五十二条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

- 2 前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第五十三条の見出しを「（被扶養者に係る届出及び短期給付）」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、第四章第二節第一款中同条の次に次の七条を加える。
（支払未済の短期給付の受給者の特例）

第五十三条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

- 2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（不正受給者からの費用の徴収等）

第五十三条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額（その短期給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）

に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療 に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

- 3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。（損害賠償の請求権）

第五十三条の四 組合は、給付事由（第七十条第一項又は第七十一条の規定による短期給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。（短期給付を受ける権利の保護）

第五十三条の五 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十三条の六 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

（短期給付の制限）

第五十三条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

- 2 第五十三条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第百十一条第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

- 3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十三条の八 組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条第一項第二号中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改める。

第五十九条第一項中「及び第八十七条の五第一項」を削る。

第六十六条第四項中「について障害共済年金」を「について厚生年金保険法による障害厚生年金」に改め、同項ただし書中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について厚生年金保険法による障害手当金」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同条第六項中「、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法」及び「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「国民年金法による退職又は」を「国民年金法による」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に、「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改め、同条第八項中「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改める。

第七十条に次の三項を加える。

- 2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

- 一 配偶者及び子
二 父母
三 孫
四 祖父母
- 3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。
- 第七十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。
- 第四章第三節第一款から第六款までの款名を削る。
- 第七十二条を次のように改める。
- 第七十二条 この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。
- 一 老齢厚生年金
二 障害厚生年金及び障害手当金
三 遺族厚生年金
- 2 長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。
- 一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員
二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員
- 3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。
- 第七十二条の二から第七十二条の六までを削る。
- 第七十三条から第九十三条までを次のように改める。
- 第七十三条から第九十三条まで 削除
- 第九十三条の二から第九十三条の十七までを削る。
- 第九十四条から第九十七条までを次のように改める。
- 第九十四条 第一百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。
- 第九十五条から第九十七条まで 削除
- 第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む。第三項」を「(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。)を含み、第四項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項」に、「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。
- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。
- 第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第一号中「費用」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは「、労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「及び」、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び国の負担金」とあるのは「、労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは」を「国の負担金」とあるのは、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつ

て充てる。

第百条の見出しを「(掛金等)」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等（掛金及び組合員保険料（厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「」の掛金」を「」の掛金等」に改め、同項ただし書中「長期給付に係る掛金」を「組合員保険料」に、「地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に、「掛金は」を「組合員保険料は」に改め、同条第三項中「(第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会)」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百条の二の見出しを「(育児休業期間中の掛金等の特例)」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百条の二の二の見出しを「(産前産後休業期間中の掛金等の特例)」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百一条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に改め、「国家公務員退職手当法」の下に「(昭和二十八年法律第百八十二号)」を加え、同条第三項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第五項中「掛金の」を「掛金等の」に、「当該掛金」を「当該掛金等のうち組合員保険料」に、「掛金を」を「掛金等を」に改める。

第百二条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第四項（同条第六項及び第七項）を「第五項（同条第七項及び第八項」に、「」の規定」を「」並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定」に、「金額（」を「金額（組合員に係るものに限るものとし、」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号から第四号まで」を「第九十九条第二項第三号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「第二十四条第一項第七号に規定する長期給付」を「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」に改め、「限る。）」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を、「負担すべき金額」の下に「(組合員に係るものに限る。)」を加える。

第百二条の二中「長期給付に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）」を、「」に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。)」を加える。

第百二条の三第一項中「いずれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべて」を「全て」に、「標準報酬の月額合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給与総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「下回る場合」の下に「(次号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が地方の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「地方の不足額」という。）が前事業年度の末日における地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合 地方の不足額から前事業年度の末日における地方の実施機関積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額から当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

第百二条の三第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「長期給付（基礎年金拠出金を含む。次項において同じ。）に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「、長期給付に係る」を「、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第百三条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「、処分」を加える。

第百六条の見出しを「(組合又は連合会に対する通知等)」に改め、同条中「組合」を「組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会)」に改める。

第百十一条第一項中「基く給付」を「基づく短期給付」に改め、「、短期給付については」及び「、長期給付については五年間」を削り、同条第三項中「遺族給付」を「支払未済給付」に改める。

第百十二条中「給付」を「短期給付」に改める。

第百十三条を次のように改める。

第百十三条 削除

第百十四条中「受給権者」を「短期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第百十四条の二を削る。

第百十五条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付及び掛金」を「短期給付及び掛金等」に改め、同項を同条とする。

第百十八条中「給付」を「短期給付」に改める。

第百二十四条の二第一項中「(第四十一条第二項の規定を除く。)」及び「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と」を削り、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」を「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」に、「若しくは特定公庫等」を「又は特定公庫等」に改める。

第百二十四条の三中「別表第三」を「別表第二」に、「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「第四項の」を「第五項の」に、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第百二十六条の二第三項中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改める。

第百二十六条の六中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第百二十七条の二中「漏らした」を「漏らし、又は盗用した」に改める。

附則第六条の二及び第六条の三を削る。

附則第十一条の三中「〔介護納付金並びに〕を〔並びに介護納付金〕に、〔退職者給付拠出金、介護納付金並びに〕を「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」に改め、「、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」と」を削る。

附則第十二条の二から第十二条の十三までを削る。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条の二から第十三条の十までを削る。

附則第十四条中「附則第十二条の二から前条までその他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の」を削る。

附則第十四条の三第五項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則第二十条及び第二十条の二を削り、附則第二十条の二の二を附則第二十条とする。

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までを次のように改める。

第九十九条第三項	を除く。)を含む	並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。)を含む
第九十九条第四項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第五項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する

附則第二十条の三第四項の表百十一条第二項の項中「附則第二十条の四第一項」を「附則第二十条の三第一項」に改め、同表第二百二十二条の項中「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改め、同表第三百十条の項中「附則第二十条の四」を「附則第二十条の三」に改め、同条を附則第二十条の二とし、附則第二十条の四を附則第二十条の三とし、附則第二十条の五を附則第二十条の四とする。

附則第二十条の六中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同条を附則第二十条の五とする。

附則第二十条の七第一項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第三項」を「附則第二十条の二第三項」に改め、同条を附則第二十条の六とする。

附則第二十条の八第一項及び第三項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、同条を附則第二十条の七とする。

附則第二十条の九第一項、第四項及び第六項から第八項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の八とする。

附則第二十条の十第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の九とする。

附則第二十条の十一中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十とする。

附則第二十条の十二中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十一とする。

附則第二十条の十三中「附則第二十条の三」を「附則第二十条の二」に改め、同条を附則第二十条の十二とする。

附則別表第一から附則別表第三までを削る。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条〔中略〕の規定 公布の日

三 〔前略〕附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第六項の改正規定（〔第二十一条第二項〕を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。）、〔中略〕附則第九十八条中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定〔中略〕 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成25年8月1日〕

（検討）

第二条 この法律による公務員共済の職域加算額（第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項及び次条において「改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項及び次条において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。次条において同じ。）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額（第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条において「改正前私学共済法」という。）第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。次条において同じ。）の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

（職域加算額の廃止に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合員等期間（改正前国共済法若しくは改正前地共済法の組合員又は改正前私学共済法の加入者である期間をいう。）を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付（厚生年金保険法の規定により支給する保険給付を除く。）その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

（用語の定義）

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

三 改正前国共済法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

四 改正前国共済施行法 附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）をいう。

五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下附則第四十九条まで

- において「昭和六十年国共済改正法」という。) 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 六 改正前地共済法 第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 七 改正前地共済施行法 附則第百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）をいう。
- 八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 九 改正前私学共済法 第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
- 十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。附則第八条第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。
- 十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。
- 十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。
- 十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む。）をいう。
- （改正前国共済法等による従前の処分）
- 第十条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 一 改正前国共済法、旧国共済法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為（改正前国共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例）
- 第十七条 改正後厚生年金保険法第四十六条の規定並びに附則第十三条第一項及び第十四条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
- 2 改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定並びに附則第十三条第二項及び第十五条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。（初診日が施行日前にある傷病による障害等の場合における経過措置）
- 第十九条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害（旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間中の傷病による障害に限る。）について厚生年金保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び第五十五条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。
- （遺族厚生年金の支給要件の特例）
- 第二十条 次に掲げる年金たる給付（死亡を支給事由とするものを除く。）の受給権者その他の者であって政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- 一 改正前国共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）
- （改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置）
- 第三十条 施行日の前日において改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（昭和二十年十月一日以前に生まれた者で施行日において国家公務員共済組合の組合員であるものに限る。）は、改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職（改正前国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項、附則第三十二条第一項並びに附則第三十五条第四項及び第五項第二号において同じ。）をしたものとみなす。
- （遺族の範囲の特例）
- 第三十一条 施行日の前日において遺族（改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。）である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。
- 2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧国共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺

族年金とみなされたものを含む。）又は改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

- 3 施行日の前日において改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなったときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者とししないものとする。
- （障害一時金の支給）

第三十二条 施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であった者（同日において退職又は死亡した者を除く。）で同日において退職をするとしたならば、改正前国共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九条の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

- 2 前項の障害一時金は、国家公務員共済組合連合会が支給する。
- （特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第三十三条 改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

- 2 前項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の七及び第十二条の七の二の規定に準じて、政令で定める。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第三十四条 改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

- 2 前項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。
- 3 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。
- 4 第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。
- （衛視等に対する老齢厚生年金等の特例）

第三十五条 旧国家公務員共済組合員期間のうちに特定衛視等であった期間を有する者に対する厚生年金保険法の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）」とあるのは「老齢厚生年金」と、同法第五十八条第一項第四号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等」と、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）」とあるのは「遺族厚生年金」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

- 2 前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である国家公務員共済組合の組合員（以下この項及び次項において「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に衛視等であった期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 基準日前の衛視等であった期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であった期間の年月数と基準日以後の衛

- 視等であった期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるもの
- イ 基準日前の衛視等であった期間が十二年以上十五年未満である者 十五年
- ロ 基準日前の衛視等であった期間が九年以上十二年未満である者 十六年
- ハ 基準日前の衛視等であった期間が六年以上九年未満である者 十七年
- ニ 基準日前の衛視等であった期間が三年以上六年未満である者 十八年
- ホ 基準日前の衛視等であった期間が三年未満である者 十九年
- 3 改正前地共済法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この項において「警察職員」という。）であった衛視等に対する前二項の規定の適用については、警察職員であった間衛視等であったものとみなす。
- 4 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に国家公務員共済組合の組合員であった者で、その者に係る国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十七条第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続いて組合員であったものが、国家公務員法第七十七条第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（国家公務員法第七十八条（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び国家公務員法第七十九条（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等（次項において「組合員期間等」という。）が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間（次項において「組合員期間」という。）が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。
- 5 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第十三条の三第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員（以下この項において「特例継続組合員」という。）以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。
- 一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合
- 二 特例継続組合員であった者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の組合員期間等が二十五年未満であるとき。
- （改正前国共済法による退職共済年金の支給）
- 第三十六条 旧国家公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前国共済法の退職共済年金のうち改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条第一項において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 一 施行日の前日において改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者
- 二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）
- （改正前国共済法による給付等）
- 第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至つた者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。
- 3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。
- 4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- （国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）
- 第三十八条 改正前国共済法の規定による国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。
- 2 この法律の施行の際現に存する改正前国共済法附則第二十号の十一に規定する先取特権については、なお従前の例による。
- （退職一時金の返還に関する経過措置）
- 第三十九条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（次項及び第三項において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。
- 一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）
- 二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金
- 2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。
- 3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。
- 4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
- 第四十条 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項及び附則第四十五条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。））を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 2 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、前条第二項から第四項までの規定を準用する。
- （追加費用対象期間を有する者の特例等）
- 第四十一条 改正前国共済施行法その他の政令で定める法令の規定により国家公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第四十六条から第四十八条までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する者については、国共済組合員等期間（第二号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金と

して算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、国家公務員共済組合連合会が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
(障害共済年金が支給される者の特例)

第四十二条 前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。）」と、「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、国家公務員障害共済年金、地方公務員障害共済年金」とする。
(控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例)

第四十三条 国共済組合員等期間のうちに改正前国共済施行法第二条第十四号に規定する控除期間並びに改正前国共済施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間（以下この条から附則第四十五条までにおいて「控除期間等の期間」という。）を有する者に対する附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（国共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

- 一 国共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額
- 二 控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下この号において「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十九条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額
- 三 国共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額
 - イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額
 - ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、国共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当する額とする。
(控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第四十四条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額から、その額（同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。
(控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例)

第四十五条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族に対する附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額（厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年

金の額を加えた額）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

(追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例)

第四十六条 附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であって政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び附則第四十八条において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

- 2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第四十七条 附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を国共済組合員等期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

- 2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

第四十八条 附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までの規定を適用するとしたならば支給されることとなる遺族共済年金にあっては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

- 2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
- （費用の負担）

第四十九条 国家公務員共済組合連合会が附則第三十二条及び第三十七条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

- 一 当該費用のうち、国家公務員共済組合の組合員であった期間以外の期間として年金額の計算の基礎となっているものに対応する費用については、改正前国共済施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。
- 二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。
- 三 当該費用のうち、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。
- 四 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等（同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。）が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国等が負担する。
- （地方公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金）

第五十条 国家公務員共済組合連合会は、毎事業年度において、当該事業年度における附則第七十六条第三項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額が同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この項において「地方の不足額」という。）が前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額（同条第四項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額をいう。以下この項において同じ。）を上回る場合には、地方の不足額から前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額から当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る支出の額を控除し、当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあっては、当該限度額）を、地方公務員共済組合連合会への拠出金として拠出するものとする。この場合における第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十六条の二及び第百十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「下回る場合」とあるのは「下回る場合又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十条第一項の規定に基づく拠出金の拠出が行われる場合」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に同項の規定に基づく拠出金に相当する額を加算した額」とする。

- 2 前項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る収入の額」とは、国の組合の経過的長期給付（附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法による年金である給付その他の給付であって、改正前国共済法第七十七条第二項、第八十二条第一項第二号又は第八十九条第一項第一号イ（2）若しくは同号ロ（2）の規定に基づく給付に相当する給付として政令で定める給付をいう。以下この条において同じ。）に係る国家公務員共済組合連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額をいう。
- 3 第一項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る支出の額」とは、国の組合の経過的長期給付に係る国家公務員共済組合連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。
- 4 第一項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額」とは、国家公務員共済組合連合会の積立金のうち、国の組合の経過的長期給付に係る部分に相当する部分として政令で定める部分の額をいう。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。
- （再評価率の適用の特例）

第八十二条 附則第二十条各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法によ

る年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第四十三条に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。（保険料率の特例）

第八十三条 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

- 8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間（施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに第十一条」とあるのは、「、第十一条並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

- 3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」とあるのは、「新法第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

- 2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

- 3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

- 4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

- 5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

- 6 第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「、第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」とする。

附則第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「、第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とする。

附則第三十一条第一項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、「支払われる長期給付」の下に「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。)) 第二条の規定による改正後の共済法第七十二条第一項各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。))」を加え、同項第一号中「費用()」の下に「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第五十七条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第五十七条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等の額」という。)が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額(次項において「退職年金等控除額」という。)を控除した金額とする。

- 2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

- 4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三十六条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む。))又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

- 6 退職年金又は減額退職年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。))が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

- 7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五十七条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金(公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。))の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

- 2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

- 3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第五十七条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金(公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。))の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第四十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

- 2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若し

くは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

- 3 附則第五十七条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十九条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の六中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第百五十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第九十四条第三項中「新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「国家公務員共済組合法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改める。

(日本年金機構法の一部改正)

第百五十三条 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条第二項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

(80) 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年11月26日法律第96号) 第5条、第6条及び附則第16条による改正

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「－第四十条」を「・第三十八条」に、「第四十一条－第五十条」を「第三十九条－第四十九条」に、「第五十一条－第五十三条の八」を「第五十条－第五十三条」に、「第三節 長期給付(第七十二条－第九十三条)」を

「第三節 長期給付

第一款 通則(第七十二条)

第二款 厚生年金保険給付(第七十三条)

第三款 退職等年金給付

第一目 通則(第七十四条－第七十五条の十)

第二目 退職年金(第七十六条－第八十二条)

第三目 公務障害年金(第八十三条－第八十八条)

第四目 公務遺族年金(第八十九条－第九十三条)」

に改める。

第二条第一項第二号イ中「(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))」を削り、同条第三項中「子又は孫は、」を「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」に、「あつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」を「あるか、又は二十歳未満で」に改め、「障害等級」の下に「(以下単に「障害等級」という。))」を加え、「ある」を「あり、かつ、まだ配偶者がいない」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第三条第三項中「第五十一条第一項各号」を「第五十条第一項各号」に改め、「第七十二条第一項に規定する」を削り、同条第五項中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第六条第一項第六号中「事項」の下に「(第二十四条第一項第八号に掲げる事項を除く。))」を加える。

第二十一条第二項第一号中「長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。))」を「厚生年金保険給付」に改め、「、基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」の下に「(第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号及び第九十九条第三項において同じ。))」を、「(第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ)」の下に「(同法第百十六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。))」を加え、同号イ中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同号ロ中「長期給付に要する費用()」を削り、「その他の」を「その他」に改め、「をいう。))」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に充てるべき積

立金（以下「厚生年金保険給付積立金」という。）の積立て

第二十一条第二項第一号二中「積立金及び長期給付」を「厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

ニ 退職等年金給付の事業に関する業務（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出（第百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）を含む。）のうち次に掲げるもの

イ 退職等年金給付の決定及び支払

ロ 退職等年金給付に要する費用（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他政令で定める費用を含む。）の計算

ハ 退職等年金給付（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。）に充てるべき積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の積立て

ニ 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ 第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ

ヘ その他財務省令で定める業務

第二十一条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第二十四条第一項第六号中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 退職等年金給付の決定及び支払に関する事項

第二十四条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

ハ 第七十五条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第七十八条第一項に規定する終身年金現価率、第七十九条第一項に規定する有期年金現価率並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

第二十四条第三項中「第一項第八号」の下に「及び第九号」を加える。

第三十五条の二の見出し中「長期給付に充てるべき」を削り、同条中「長期給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。）に充てるべき積立金」を「厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てるとともに、退職等年金給付積立金」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（退職等年金給付積立金の管理運用の方針）

第三十五条の三 連合会は、その管理する退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針（以下この条において「退職等年金給付積立金管理運用方針」という。）を定めなければならない。

2 退職等年金給付積立金管理運用方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針

二 退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

三 退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

四 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し必要な事項

3 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を得なければならない。

4 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

5 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針に従って退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。（退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書）

第三十五条の四 連合会は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の財務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。（政令への委任）

第三十五条の五 前二条に定めるもののほか、退職等年金給付積立金の運用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条及び第四十条を削る。

第四十一条第一項中「を受ける権利は、」を「及び退職等年金給付を受ける権利は」に改め、「有する者」の下に「（以下「受給権者」という。）」を加え、「組合が決定する」を「組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する」に改め、同条第二項中「短期給付」の下に「又は退職等年金給付」を加え、同条第三項を削り、第四章第一節中同条を第三十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（標準報酬）

第四十条 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

2 短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表中「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

」とあるのは、「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	

」とする。

- 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。
- 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
- 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
- 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。
- 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁

判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

- 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
 - 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産定の予定日後であるときは、産定の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。
 - 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
 - 組合員の報酬月額が第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。
（標準期末手当等の額の決定）
- 第四十一条 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。
- 短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同項後段中「標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円」とあるのは、「組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第三項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零」とする。
 - 前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合における退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準期末手当等の額については、第一項後段中「百五十万円を」とあるのは、「百五十万円（前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする。
 - 前条第十六項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。
第四十二条から第四十六条までを次のように改める。
（遺族の順位）
- 第四十二条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。
- 配偶者及び子
 - 父母
 - 孫
 - 祖父母
- 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
 - 第一項の規定にかかわらず、父母は配偶者又は子が、孫は配偶者、子又は父母が、祖父母は配偶者、子、父母又は孫

が給付を受けるべき権利を有することとなつたときは、それぞれ当該給付を受けることができる遺族としない。

- 4 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前三項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十三条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十四条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもの(次条第二項において「親族」という。))に支給する。

- 2 前項の場合において、死亡した者が公務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

- 3 第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

- 4 第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付金からの控除)

第四十五条 組合員が第一百条第三項の規定により第百条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が第一百条第三項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

- 2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその者の親族(前条第二項の規定により同条第一項に規定する子とみなされる者を含む。)に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十六条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額(その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医(第五十八条第一項に規定する保険医をいう。)又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

- 3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

第四十七条から第五十条までを削る。

第四章第一節中第四十六条の次に次の三条を加える。

(損害賠償の請求権)

第四十七条 組合は、給付事由(第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額の限度で、受給権者(当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

(給付を受ける権利の保護)

第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第四十九条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。

第四章第二節第一款中第五十一条を第五十条とし、第五十二条を第五十一条とする。

第五十二条の二及び第五十二条の三を削る。

第五十二条の四中「第五十一条及び第五十二条」を「前二条」に、「第五十二条の二第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十三条の二から第五十三条の八までを削る。

第七十条第二項から第四項までを削る。

第七十一条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第四章第三節中第七十二条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第七十二条に見出しとして「(長期給付の種類等)」を付し、同条第一項を次のように改める。

この法律における長期給付は、厚生年金保険給付及び退職等年金給付とする。

第七十三条から第九十三条までを削る。

第四章第三節中第七十二条の次に次の二款を加える。

第二款 厚生年金保険給付

(厚生年金保険給付の種類等)

第七十三条 この法律における厚生年金保険給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付(同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)とする。

一 老齢厚生年金

二 障害厚生年金及び障害手当金

三 遺族厚生年金

- 2 第一節(第三十九条第一項及び第四十五条を除く。)及び次節(第九十六条を除く。)並びに第八章(第一百六条、第一百七条の二、第二百二十四条の二から第二百六条の三まで及び第二百六条の六から第二百七条までを除く。)の規定は、厚生年金保険給付については、適用しない。

第三款 退職等年金給付

第一目 通則

(退職等年金給付の種類)

第七十四条 この法律による退職等年金給付は、次に掲げる給付とする。

一 退職年金

二 公務障害年金

三 公務遺族年金

(給付算定基礎額)

第七十五条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額(以下「給付算定基礎額」という。)は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。

- 2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。

- 3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

- 4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。

- 5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(退職等年金給付の支給期間及び支給期月)

第七十五条の二 退職等年金給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

- 2 退職等年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

- 3 退職等年金給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。
- 4 退職等年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。
- （三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例）
- 第七十五条の三 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた者にあつては、連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。）の標準報酬の月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十五条第一項の規定を適用する。
- 一 当該子が三歳に達したとき。
- 二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。
- 三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものが生じたとき。
- 四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。
- 五 当該組合員が第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。
- 六 当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。
- 2 前項の規定による給付算定基礎額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。
- （併給の調整）
- 第七十五条の四 次の各号に掲げる退職等年金給付（第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。
- 一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。
- 二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。
- 三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。
- 2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。
- 3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。
- 4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。
- 5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。
- （受給権者の申出による支給停止）
- 第七十五条の五 退職等年金給付（この法律の他の規定により支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その支給を停止する。
- 2 前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

- 3 第一項の規定による支給停止の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- （年金の支払の調整）
- 第七十五条の六 退職等年金給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者が他の退職等年金給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。
- 2 退職等年金給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職等年金給付が支払われたときは、その支払われた退職等年金給付は、その後に支払うべき退職等年金給付の内払とみなすことができる。退職等年金給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職等年金給付が支払われた場合における当該退職等年金給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
- 3 第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、公務障害年金の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、その後に支払うべき公務障害年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき公務障害年金の内払とみなす。
- 第七十五条の七 退職等年金給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職等年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退職等年金給付があるときは、財務省令で定めるところにより、当該退職等年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。
- （死亡の推定）
- 第七十五条の八 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間分からない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、公務遺族年金又はその他の退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間分からない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合にも、同様とする。
- （年金受給者の書類の提出等）
- 第七十五条の九 連合会は、退職等年金給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。
- 2 連合会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、退職等年金給付の支払を差し止めることができる。
- （政令への委任）
- 第七十五条の十 この款に定めるもののほか、退職等年金給付の額の計算及びその支給に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二目 退職年金
- （退職年金の種類）
- 第七十六条 退職年金は、支給期間を終身とするもの（以下「終身退職年金」という。）及び支給期間を二百四十月とするもの（以下「有期退職年金」という。）とする。
- 2 有期退職年金の受給権者が連合会に当該有期退職年金の支給期間の短縮の申出をしたときは、当該有期退職年金の支給期間は百二十月とする。
- 3 前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に、退職年金の支給の請求と同時に行わなければならない。
- （退職年金の受給権者）
- 第七十七条 一年以上の引き続く組合員期間を有する者が退職した後に六十五歳に達したとき（その者が組合員である場合を除く。）、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、その者に退職年金を支給する。
- 2 第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者が前項に規定する場合に該当するに至つたときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失つた権利に係る組合員期間は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、組合員期間に含まれないものとす

るほか、当該有期退職年金の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（終身退職年金の額）

第七十八条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「終身退職年金算定基礎額」という。）を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。

2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第八十四条第一項及び第九十条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（有期退職年金の額）

第七十九条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「有期退職年金算定基礎額」という。）を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数（次項において「支給残月数」という。）は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては二百四十月（第七十六条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において同じ。）とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において「有期年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（有期退職年金に代わる一時金）

第七十九条の二 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時に行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支

給しない。

4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、前条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

（整理退職の場合の一時金）

第七十九条の三 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号に掲げる者（一年以上の引き続き組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。）は、同号の退職をした日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号の退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「同号の退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第一項に規定する退職をした日」とする。

3 第一項の請求をした者が、他の退職に係る同項の請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の退職に関し同項の規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。

4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

5 連合会は、第二項又は第三項の規定による一時金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、当該支給の請求をした者が当該請求に係る退職をした時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者又はその委任を受けた者に対し、当該退職に関して必要な資料の提供を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（遺族に対する一時金）

第七十九条の四 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合 その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十五条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

（支給の繰下げ）

第八十条 退職年金の受給権者であつて当該退職年金を請求していないものは、その者が七十歳に達する日の前日までに、連合会に当該退職年金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の申出をした者に対する退職年金は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

3 第一項の申出があつた場合における第七十五条から前条までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出をした日」と、「給付事由が生じた日の」とある

のは「申出をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰下げについて必要な事項は、政令で定める。
(組合員である間の退職年金の支給の停止等)

第八十一条 終身退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、終身退職年金の支給を停止する。

- 2 前項の規定により終身退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日(当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、第七十八条第三項の規定にかかわらず、最後に組合員となつた日(以下この条において「最終資格取得日」という。)の前日における終身退職年金算定基礎額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして第七十八条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

- 3 有期退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、有期退職年金は支給しない。

- 4 前項の規定により有期退職年金の支給を受けないこととされている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日(当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、第七十九条第三項の規定にかかわらず、最終資格取得日の前日における有期退職年金の額に同日における二百四十月から給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして同条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

- 5 前項に規定する退職をした場合における第七十九条から前条までの規定の適用については、第七十九条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「第八十一条第四項に規定する退職をした日(以下この項において「最終退職日」という。)から」と、「有期退職年金の給付事由が生じた日が」とあるのは「最終退職日が」と、「とし、同日」とあるのは「から有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最後に組合員となつた日(以下この項において「最終資格取得日」という。)の属する月までの月数を控除した月数とし、最終退職日の属する年の九月三十日(最終退職日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)」と、「とする」とあるのは「に最終資格取得日の属する月の翌月から最終退職日の属する月までの月数を加えた月数とする」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 第二項及び第四項に規定する利子は、最終資格取得日の属する月から退職をした日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

- 7 前条第一項の申出をした者に対する第四項の規定の適用については、同項中「給付事由が生じた日の」とあるのは、「前条第一項の申出をした日の」とする。

- 8 前各項に定めるもののほか、終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(退職年金の失権)

第八十二条 退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

- 2 有期退職年金を受ける権利は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。
- 一 第七十六条第一項又は第二項に規定する支給期間が終了したとき。
 - 二 第七十九条の二第一項又は第七十九条の三第一項の規定により一時金の支給を請求したとき。

第三目 公務障害年金

(公務障害年金の受給権者)

第八十三条 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病(以下「公務傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその公務傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に公務障害年金を支給する。

- 2 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間に

において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に前項の公務障害年金の支給を請求することができる。

- 3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の公務障害年金を支給する。

- 4 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、その公務傷病(以下この項において「基準公務傷病」という。)以外の公務傷病(以下この項において「その他公務傷病」という。)により障害の状態にある者が、基準公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準公務傷病による障害(以下この項において「基準公務障害」という。)とその他公務傷病による障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき(基準公務傷病の初診日が、その他公務傷病(その他公務傷病が二以上ある場合は、全てのその他公務傷病)に係る初診日以後であるときに限る。)は、その者に基準公務障害とその他公務傷病による障害とを併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

- 5 前項の公務障害年金の支給は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該公務障害年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

(公務障害年金の額)

第八十四条 公務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の基礎となるべき額(次項において「公務障害年金算定基礎額」という。)を、組合員又は組合員であつた者の公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢(その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳)に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

- 2 公務障害年金算定基礎額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 給付算定基礎額に五・三三四(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、八・〇〇一)を乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額

二 給付算定基礎額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、給付算定基礎額に一・二五を乗じて得た額)を組合員期間の月数で除して得た額に組合員期間の月数(組合員期間の月数が三百月以下であるときは、三百月)から三百月を控除した月数を乗じて得た額

- 3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項各号中「給付算定基礎額」とあるのは、「公務障害年金の給付事由が生じた日におけるその者の終身退職年金算定基礎額(その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額)に二を乗じて得た額」とする。

- 4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

- 5 第一項に規定する調整率は、各年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

- 6 公務障害年金の額が、その受給権者の公務傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務障害年金の額とする。

一 障害等級一級 四百十五万二千六百円

二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

三 障害等級三級 二百三十二万六百元

- 7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務障害年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による障害厚生年金の額(同法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び第九十条第七項において同じ。))の規定により同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による老齢厚生年金の額、同法による遺族厚生年金の額(同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

- 8 前各項に定めるもののほか、公務障害年金の額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(障害の程度が変わつた場合の公務障害年金の額の改定)

第八十五条 公務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その公務障害年金の額を改定する。

- 2 公務障害年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、後発公務傷病(公務傷病であつて当該公務障害年金の給付事由となつた障害に係る公務傷病の初診日後に初診日があるものをいう。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において同じ。)の初診日において組合員であつたものが、当該後発公務傷病により障害(障害等級の一級又は二級に該当し

ない程度のものに限る。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において「その他公務障害」という。)の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該公務障害年金の給付事由となった障害とその他公務障害（その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該公務障害年金の給付事由となった障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その公務障害年金の額を改定する。

- 3 第一項の規定は、公務障害年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該公務障害年金の給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。
(二以上の障害がある場合の取扱い)

第八十六条 公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十三条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

- 2 公務障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による公務障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の公務障害年金を受ける権利は、消滅する。
3 第一項の規定による公務障害年金の額が前項の規定により消滅した公務障害年金の額に満たないときは、第八十四条第一項の規定にかかわらず、従前の公務障害年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による公務障害年金の額とする。
(組合員である間の公務障害年金の支給の停止等)

第八十七条 公務障害年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、公務障害年金の支給を停止する。

- 2 公務障害年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、公務障害年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が後発公務傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該後発公務傷病によりその他公務障害の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該公務障害年金の給付事由となった障害とその他公務障害（その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

(公務障害年金の失権)

第八十八条 公務障害年金を受ける権利は、第八十六条第二項の規定によつて消滅するほか、公務障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第四目 公務遺族年金

(公務遺族年金の受給権者)

第八十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に公務遺族年金を支給する。

一 組合員が、公務傷病により死亡したとき（公務により行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされたときを含む。）。

二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある公務傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となつた公務傷病により死亡したとき。

- 2 一年以上の引き続き組合員期間を有し、かつ、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者が、公務傷病により死亡したときの前項の規定の適用については、同項第二号中「当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した」とあるのは「死亡した」と、同項第三号中「の一級又は二級に該当する」とあるのは「に該当する」とする。

(公務遺族年金の額)

第九十条 公務遺族年金の額は、公務遺族年金の額の算定の基礎となるべき額（次項において「公務遺族年金算定基礎額」という。）を、組合員又は組合員であつた者の死亡の日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2 公務遺族年金算定基礎額は、給付算定基礎額に二・二五を乗じて得た額（組合員期間の月数が三百月未満であるときは、当該乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額）とする。

3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給付算定基礎額」とあるのは、「死亡した日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

5 第一項に規定する調整率は、各年度における改定率を公務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6 第一項の規定による公務遺族年金の額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務遺族年金の額とする。

7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務遺族年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8 前各項に定めるもののほか、公務遺族年金の額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(公務遺族年金の支給の停止)

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する公務遺族年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する公務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する公務遺族年金が第七十五条の五第一項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 配偶者に対する公務遺族年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する公務遺族年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、子に支給する。

第九十二条 公務遺族年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき公務遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に支給する。

(公務遺族年金の失権)

第九十三条 公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該公務遺族年金の受給権を取得した日

ロ 公務遺族年金と当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻

- が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日
- 2 公務遺族年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。
- 一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
- 二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
- 三 子又は孫が、二十歳に達したとき。
- 第九十四条から第九十七条までを次のように改める。
(給付の制限)
- 第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。
- 2 公務遺族年金である給付又は第四十四条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第百十一条第三項において「遺族給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。
- 3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十五条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による公務障害年金の額の改定を行うことができる。
- 第九十五条 組合がこの法律に基づく給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。
- 第九十六条 第百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行わないことができる。
- 第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。
- 2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。
- 3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。
- 4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。
- 第九十九条第一項を次のように改める。
- 組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。
- 一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並び

に第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（同項第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

- 二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。
- 三 退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。次項第三号において同じ。）については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額（第百二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）と地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額（第百二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金（同法第二十四条の二（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第百二条の三第一項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるようにすること。

第九十九条第二項第一号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

第九十九条第三項中「組合の長期給付」を「厚生年金保険給付」に、「基礎年金拠出金の納付」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」に、「及び長期給付（基礎年金拠出金）」を「をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合における第百二条の二に規定する財政調整拠出金）」に改める。

第百条第二項ただし書中「ただし」の下に「、第九十九条第二項第三号に規定する掛金（以下「退職等年金分掛金」という。）にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したとき」を、「ときは、」の下に「それぞれ」を、「月の」の下に「退職等年金分掛金又は」を加え、同条第三項中「組合の」を「組合（退職等年金分掛金に係るものにあつては、連合会）の」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 退職等年金分掛金に係る前項の割合については、第七十五条第一項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める事情を勘案して、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

第百一条第四項中「のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加え、同条第五項中「当該掛金等のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加える。

第百二条第四項中「第九十九条第二項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「費用及び」を「費用並びに」に改める。

第百二条の二中「組合の長期給付に要する費用（厚生年金拠出金）」を「厚生年金保険給付費（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金）」に、「その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」を「その他政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」に、「第七十四条に規定する長期給付（以下この条において「地方の組合の長期給付」という。）に要する費用（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）」を「第百十六条の二に規定する厚生年金保険給付費」に改め、「長期給付と地方の組合の」の下に「同法第七十四条に規定する」を加える。

第百二条の三第一項第一号中「組合の長期給付に要する費用」を「厚生年金保険給付費」に、「（長期給付）を」（厚生年金保険給付）に、「調整対象費用の額（）」を「地方の調整対象費用の額（）」に改め、同項第二号中「国の長期給付等」を「国の厚生年金保険給付等」に、「地方の長期給付等」を「地方の厚生年金保険給付等」に、「第百十六条の三第二項に規定する長期給付等」を「第百十六条の三第二項に規定する地方の厚生年金保険給付等」に、「同条第三項に規定する長期給付等」を「同条第三項に規定する地方の厚生年金保険給付等」に改め、同項第三号中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に、「地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方の組合に係るもの）」を「地方厚生年金保険給付積立金（同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険給付組合積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金）」に、「地方の実施機関積立金の額」を「地方厚生年金保険給付積立金の額」に、「国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員共済組合連合会に係るものをいう。）」を「厚生年金保険給付積立金」に改め、同項に次の一号を加える。

- 四 当該事業年度の末日における地方退職等年金給付積立金の額が地方の積立基準額を下回り、かつ、退職等年金給付

積立金の額が国の積立基準額を上回る場合 地方の積立基準額から地方退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の五分の一に相当する額（当該額が当該事業年度の末日における退職等年金給付積立金の額から国の積立基準額（当該国の積立基準額が零を下回る場合には、零とする。）を控除して得た額を超える場合にあっては、当該控除して得た額）

第百二条の三第二項及び第三項中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に改める。

第百三条第一項中「短期給付」の下に「及び退職等年金給付」を加える。

第百十一条第一項中「短期給付」を「給付」に、「二年間」を「、短期給付については二年間、退職等年金給付については五年間」に改め、同条第三項中「支払未済給付」を「遺族給付」に改める。

第百十二条中「短期給付」を「給付」に改める。

第百十三条を削る。

第百十四条中「短期給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条を第百十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（資料の提供）

第百十四条 連合会は、年金である給付に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百十五条中「この法律による短期給付」を「前項に定めるもののほか、この法律による給付」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端 数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第百二十一条中「第五十一条第一項第三号」を「第五十条第一項第三号」に改める。

第百二十四条の二第一項中「、長期給付に関する規定」の下に「（第三十九条第二項の規定を除く。）」を、「おいては」の下に「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と」を加え、「に掲げる費用及び」を「及び第四号に掲げる費用並びに」に改め、「限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「」の下に「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び」を加える。

第百二十四条の三中「第九十九条第一項」を「第九十九条第一項第一号及び第三号」に改める。

第百二十五条中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十六条第二項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十六条の二第三項中「第三十五条の二の規定により積み立てるべき積立金」を「厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金」に改める。

第百二十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十五条の三第五項又は第三十五条の四の規定により公表しなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（遺族の範囲の特例）

第十二条の二 退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、組合員（海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、これらの者を同号に規定する遺族とみなす。

2 前項に規定する場合における退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、第二条第三項中「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子又は孫は、」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第九十三条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

（支給の繰上げ）

第十三条 当分の間、一年以上の引き続き組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定は、

適用しない。

- 3 第一項の請求があつた場合における第七十五条から第七十九条の四までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「請求をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰上げについて必要な事項は、政令で定める。

（公務障害年金等に関する暫定措置）

第十四条 第七十九条の三第一項、第八十四条第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、当分の間、第七十九条の三第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第八十四条第一項及び第九十条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条の三第一項中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項の項を次のように改める。

第九十九条第一項第一号及び第三号	行政執行法人の負担に係るもの	行政執行法人の負担に係るもの並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るもの

注 この第5条の規定は、平成26年4月18日法律第22号により一部改正され、国家公務員共済組合法第九十七条の改正規定中「第八十二条第一項又は第二項」が「第八十二条」に、同法第九十九条第一項及び附則第二十条の二第四項の改正規定中「行政執行法人」が「特定独立行政法人」に改められた

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「及び次条」及び「次条において同じ。」を削り、同条第二項中「（次条において「改正前私学共済法」という。）」及び「次条において同じ。」を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条第十一号中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に改める。

附則第三十六条の見出し中「退職共済年金の支給」を「職域加算額の経過措置」に改め、同条中「旧国家公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、」を削り、「給付」の下に「及び改正前国共済法の障害共済年金のうち改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付」を加え、「及び次条第一項」を削り、「これらの者」を「旧国家公務員共済組合員期間を有する者（施行日において改正前国共済法による退職共済年金（改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）」に改め、同条各号を削る。

附則第三十六条に次の十一項を加える。

- 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定（障害を給付事由とする給付に係るものに限る。）は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項及び第四項並びに附則第三十七条の三において「初診日」という。）が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。
- 3 旧国家公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（改正前国共済法附則第十二条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）をいう。）があるときは、改正前国共済法の遺族共済年金のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ（2）及びロ（2）に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。
- 5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第三十七条の二及び第四十六条から第四十八条までにおいて「改正前国共済法による職

域加算額」という。)については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国共済法第四十九条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前国共済法第五十条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前国共済法第七十七条第二項第一号中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の」と、同項第二号中「組合員期間の」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間の」と、改正前国共済法第八十二条第一項第二号及び第二項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」と、改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ（２）及びロ（２）並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」とするほか、改正前国共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前国共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ（２）及びロ（２）に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ（２）又はロ（２）の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	十分の二十

7 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続き旧国家公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と当該期間に引き続き第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前国共済法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

8 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧国家公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と第二号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続き旧国家公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き旧国家公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前国共済法第七十七条第二項及び第八十九条第一項第一号ロ（２）の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前国共済法による職域加算額は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

10 改正前国共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前国共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

附則第三十七条第一項中「前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付及び」を削り、同条第三項中「第七十二条の六まで」の下に「、第七十七条第四項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（併給の調整の経過措置）

第三十七条の二 次の各号に掲げる退職等年金給付（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条及び附則第四十九条の三において「新国共済法」という。）第七十四条に規定する退職等年金給付（新国共済法第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 新国共済法第七十四条第一号に掲げる退職年金 改正前国共済法による職域加算額（障害を給付事由とするものに限る。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給を受けることができるとき。

二 新国共済法第七十四条第二号に掲げる公務障害年金 改正前国共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付若しくは前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号若しくは第八十九条第一項第一号イ（２）若しくはロ（２）に掲げる金額に相当する給付（以下この条において「旧職域加算額」という。）の支給を受けることができるとき。

三 新国共済法第七十四条第三号に掲げる公務遺族年金 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができるとき。

2 次の各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

二 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

3 新国共済法第七十五条の四第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 新国共済法第七十五条の六第三項の規定は、新国共済法第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

5 新国共済法第七十九条の四第三項の規定は、同条第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金の額の算定の特例）

第三十七条の三 附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。）にあるものに限る。）を支給すべき事由が生じた場合には、同法の規定による障害厚生年金は、同法の規定にかかわらず、支給しない。

附則第四十一条第一項中「有する者」の下に「(改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）の受給権を有する者を除く。）」を加える。

附則第四十六条第一項中「又は障害基礎年金」を「若しくは障害基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額」に、「から当該額」を「(改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額) から当該算定した額」に改める。

附則第四十七条第一項中「による障害基礎年金」の下に「又は改正前国共済法による職域加算額」を加え、「当該障害基礎年金」を「これらの年金たる給付」に改め、「算定した額（）」の下に「(改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。）」を加える。

附則第四十八条第一項中「又は遺族基礎年金」を「若しくは遺族基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額」に改

め、「算定した額（）」の下に「改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。」を加える。

附則第四十九条中「及び第三十七条」を「、第三十六条、第三十七条及び第四十一条」に改め、同条第一号中「改正前国共済施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（国の組合の経過的長期給付積立金の積立て）

第四十九条の二 国家公務員共済組合連合会は、国の組合の経過的長期給付（附則第三十六条第五項又は第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法による年金である給付その他の給付であって、改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付、改正前国共済法第八十二条第一項第二号又は第八十九条第一項第一号イ（２）若しくはロ（２）に掲げる金額に相当する給付その他これらの給付に相当するものとして政令で定める給付をいう。附則第五十条第二項及び第三項並びに第八十六条の二において同じ。）その他政令で定める費用に充てるべき積立金（次条、附則第四十九条の四及び第八十六条の二において「国の組合の経過的長期給付積立金」という。）を積み立てなければならない。

（国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用）

第四十九条の三 新国共済法第三十五条の三から第三十五条の五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、国の組合の経過的長期給付積立金について準用する。

（国の組合の経過的長期給付積立金の当初額）

第四十九条の四 改正前国共済法第三十五条の二に規定する積立金のうち、その額から附則第二十七条第一項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、国の組合の経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。

附則第五十条第一項中「地方の組合の経過的長期給付に係る積立金」を「地方の組合の経過的長期給付積立金」に、「同条第四項」を「同条第一項」に、「国の組合の経過的長期給付に係る積立金」を「国の組合の経過的長期給付積立金」に、「第三条」を「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条」に改め、同条第二項中「（附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法による年金である給付その他の給付であって、改正前国共済法第七十七条第二項、第八十二条第一項第二号又は第八十九条第一項第一号イ（２）若しくは同号ロ（２）の規定に基づく給付に相当する給付として政令で定める給付をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第八十六条の次に次の一条を加える。

（検討）

第八十六条の二 政府は、国の組合の経過的長期給付について、その収支及び国の組合の経過的長期給付積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、国の組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第八条〔中略〕の規定 公布の日

六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十五条から第二十条までの規定 平成二十七年十月一日

注 この第6号の規定は、平成25年5月31日法律第28号により一部改正され、「第十五条」が「第十六条」に改められた

（厚生年金保険給付積立金の当初額）

第六条 第六条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「新一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（附則第十条第三項及び第四項において「一元化法改正前国共済法」という。）第三十五条の二に規定する積立金のうち、その額から新一元化法附則第四十九条の四の規定により新一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次条、附則第八条及び第十条において「第六号施行日」という。）において、第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第二十一条第二項第一号ハに規定する厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（退職等年金給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第七条 国家公務員共済組合連合会は、第六号施行日前においても、改正後国共済法第三十五条の三の規定の例により、同条第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、これを公表することができる。

２ 前項の規定により定められ、公表された退職等年金給付積立金管理運用方針は、第六号施行日において改正後国共済法第三十五条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（国の組合の経過的長期給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第八条 国家公務員共済組合連合会は、第六号施行日前においても、新一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の三の規定の例により、新一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用の方針を定め、これを公表することができる。

２ 前項の規定により定められ、公表された管理及び運用の方針は、第六号施行日において新一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（旧国家公務員共済組合員期間を有する者に係る改正後国共済法の規定の適用）

第九条 新一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（次条第三項及び第四項において「旧国家公務員共済組合員期間」という。）を有する者に係る改正後国共済法第七十五条第一項、第八十四条第二項各号及び第九十条第二項の規定の適用については、改正後国共済法第七十五条第一項中「組合員期間」とあるのは「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）以後の組合員期間」と、改正後国共済法第八十四条第二項各号及び第九十条第二項中「組合員期間」とあるのは「第六号施行日以後の組合員期間」とする。

（公務傷病に係る規定の適用に関する経過措置）

第十条 改正後国共済法の公務障害年金に関する規定は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この条において「初診日」という。）が第六号施行日以後にある傷病による障害について適用し、初診日が第六号施行日前にある傷病による障害については、適用しない。

２ 改正後国共済法の公務遺族年金に関する規定は、改正後国共済法第八十九条第一項各号における死亡の原因となった改正後国共済法第八十三条第一項に規定する公務傷病（以下この条において「公務傷病」という。）に係る初診日（初診日がない場合にあっては、当該公務傷病の発した日。以下この項において同じ。）が第六号施行日以後にある場合について適用し、初診日が第六号施行日前にある場合については、適用しない。

３ 旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第八十四条の規定による公務障害年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十二条第一項第二号又は第二項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

４ 旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第九十条の規定による公務遺族年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ（２）若しくはロ（２）又は第三項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正後の」を削り、「第七十二条第一項各号」を「第七十三条第一項各号」に改め、同項第一号中「平成二十四年一元化法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）」に改める。

（81）地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年11月26日法律第97号）第2条による改正

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一百五十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第一百五十九条の二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十二条のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条の改正規定中「第四項」を「第五項」に改める。

附則第三十五条第四項中「第七十七条第一項」を「第八十一条の二第一項」に、「第七十八条」を「第八十一条の三」に、「第七十九条」を「第八十一条の四」に改める。

(84) 雇用保険法の一部を改正する法律（平成26年3月31日法律第13号）附則第6条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
附則第十一条の二中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「これらの規定」を「同条第一項中「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三項」に、「百分の五十」を「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十一条の二の規定は、施行日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

(85) 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年5月21日法律第38号）附則第10条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平27年4月1日〕から施行する。[ただし書略]
(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)
第十条 次に掲げる法律の規定中独立行政法人国立健康・栄養研究所の項を削る。
二 国家公務員共済組合法別表第三

(86) 地方自治法の一部を改正する法律（平成26年5月30日法律第42号）附則第35条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成28年4月1日〕から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法等の一部改正)
第三十五条 次に掲げる法律の規定中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。
一 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百十三条
(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う調整規定)
第三十六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の前である場合には、前条第一号中「第百十三条」とあるのは、「第百十四条」とする。

(87) 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年6月11日法律第64号）第7条による改正

(私立学校教職員共済法等の一部改正)
第七条 次に掲げる法律の規定中「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセント

の割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」に改める。

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第二十条の九第五項
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 〔前略〕第六条から第十二条までの規定〔中略〕並びに附則〔中略〕第十七条の規定 平成二十七年一月一日
(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)
第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
七 第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第二十条の九第五項 国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項

(88) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年6月13日法律第67号）第63条による改正

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第六十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。
第三条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」を削る。
第八条第一項、第十二条第一項及び第三十七条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三項中「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」を「若しくは独立行政法人国立印刷局」に改め、同条第五項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「(特定独立行政法人)を「(行政執行法人)」に改め、同条第六項及び第七項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
第二百条第一項及び第四項、第二百二十二条並びに第二百二十四条の二第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
第二百二十四条の三の見出し中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「」を「国立ハンセン病療養所」とあるのは「国立ハンセン病療養所」に、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「同条第五項から」を「同条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第五項から」に改める。

附則第十四条の三第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項及び第三十七条第一項の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同表第九十九条第三項の項中「独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立印刷局」に改め、同表第二百条第一項及び第四項の項及び第二百二十二条の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
別表第三独立行政法人産業技術総合研究所の項及び独立行政法人情報通信研究機構の項を次のように改める。

国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）

別表第三独立行政法人物質・材料研究機構の項、独立行政法人防災科学技術研究所の項及び独立行政法人放射線医学総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）

国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）

別表第三独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項、独立行政法人農業生物資源研究所の項、独立行政法人農業環境技術研究所の項、独立行政法人国際農林水産業研究センターの項、独立行政法人森林総合研究所の項及び独立行政法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）
国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）
国立研究開発法人農業環境技術研究所	国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）
国立研究開発法人水産総合研究センター	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）

別表第三独立行政法人土木研究所の項及び独立行政法人建築研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）

別表第三独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項及び独立行政法人電子航法研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）

別表第三独立行政法人国立環境研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）

別表第三中「

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
独立行政法人国立循環器病研究センター	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	
独立行政法人国立国際医療研究センター	
独立行政法人国立成育医療研究センター	
独立行政法人国立長寿医療研究センター	

」を「

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
独立行政法人国立病院機構	

」に改める。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日〔平成27年4月1日〕から施行する。〔ただし書略〕

（89）行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月13日法律第69号）第97条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第九十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
 第百三条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条第二項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条に次の一項を加える。
 4 審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。
 第百六条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。
 第百七条中「第二十七条」を「第三十四条」に、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改める。
 附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成28年4月1日〕から施行する。

（90）地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月25日法律第83号）附則第43条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 六 〔前略〕附則〔中略〕第四十三条〔中略〕の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日〔平成28年4月1日〕
（船員保険法等の一部改正）
第四十三条 次に掲げる法律の規定中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。
 二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十九条第一項

（91）所得税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第9号）附則第125条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第百二十五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。
 附則第三十五条第一項中「ついては」の下に「、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等（第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。）」とを加え、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「第四十二条第二号に該当する者」に改め、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する」を削り、同条第四項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「同法第四十二条第二号に該当する者」に改める。
 附則第三十七条第一項中「並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等」を削る。

(92) 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年5月7日法律第17号）附則第21条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。[ただし書略]
(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削る。
二 国家公務員共済組合法別表第二

(93) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年5月27日法律第27号）附則第17条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人大学評価・学位授与機構の項を次のように改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）

別表第二独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削る。

(94) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月29日法律第31号）附則第36条及び第64条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 〔前略〕附則〔中略〕第三十三条から第四十四条まで〔中略〕及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「

第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

」を「

第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二三五、〇〇〇円未満
第四四級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四五級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第四六級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

」に改める。

第四十一条第二項中「五百四十万円」を「五百七十三万円」に改める。

第五十四条第二項第四号中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）

第五十五条の五第一項及び第五十七条第三項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第五十九条第三項第二号中「第六十六条第三項ただし書及び第六十七条第二項ただし書」を「第六十六条第五項ただし書及び第六十七条第三項ただし書」に改める。

第六十六条第一項中「以下この条」を「第五項、次条第一項及び第三項並びに第六十八条」に改め、「、傷病手当金として」

を削り、「一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を「、傷病手当金」に改め、同条中第十二項を第十四項とし、第十一項を削り、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合（第六項又は第七項に該当するときを除く。）には、その期間内は、支給しない。ただし、報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、同項の規定により算定される額から当該出産手当金の額を控除した額を支給する。

第六十六条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「において支給を受けるべき傷病手当金の」を「に傷病手当金の支給を受けるとする場合の第二項の規定により算定される」に改め、同項ただし書中「ときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した」を「場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額その他の政令で定める」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項ただし書中「が、当該障害厚生年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の」を「（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第二項の規定により算定される」に、「傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した」を「額から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 障害年金の額
- 二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額
- 三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額
- 四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

第六十六条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬の月額（組合員が現に属する組合により定められたものに限る。以下この項において同じ。）の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

一 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

3 前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関して必要な事項は、財務省令で定める。

第六十七条第一項中「、出産手当金として」を削り、「一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を「、出産手当金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。

第六十九条中「、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金」を削り、「場合」の下に「（第六十六条第六項、第七項又は第十三項に該当するときを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第九十八条第一項第一号中「被扶養者」の下に「(以下この号及び第三項において「組合員等」という。)」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の下に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「行う」の下に「組合員等の」を加え、「必要な指針を公表する」を「、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、前項第一号及び第一号の二に掲げる事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第百十四条の次に次の一条を加える。

(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託)

第百十四条の二 組合は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第五十条第一項に規定する短期給付のうち財務省令で定めるものの支給に関する事務

二 第五十条第一項に規定する短期給付の支給、第九十八条第一項に規定する福祉事業の実施その他の財務省令で定める事務に係る組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの被扶養者（次号において「組合員等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三 第五十条第一項に規定する短期給付の支給その他の財務省令で定める事務に係る組合員等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2 組合は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

附則第十一条の三中「、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）」を「、国民健康保険法」に改める。

附則第十二条第五項中「毎年一月一日」を「第四十条の規定にかかわらず、前年」に、「前年の一月一日」を「前々年）の九月三十日」に、「組合員（」を「全ての組合員（」に改め、「と、前年における当該組合員の標準期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する金額」を削り、「定める金額」の下に「を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 第二号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬の月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額を基礎とした報酬月額を前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（次条において「改正後国共済法」という。）第四十条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬とする。

第三十八条 改正後国共済法第四十一条第二項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に国家公務員共済組合の組合員が受けた期末手当等の標準期末手当等の額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該組合員が受けた期末手当等の標準期末手当等の額については、なお従前の例による。

第三十九条 第二号施行日前において、附則第三十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に係る第二号施行日前までの分として支給される当該傷病手当金又は出産手当金の額については、なお従前の例による。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十二条中「第二条の規定による改正後の」を削り、「同条第四項」を「同条第六項」に、「及び第七項」を「及び第九項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

(95) 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年6月24日法律第44号）附則第25条による改正

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）

(96) 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成27年6月26日法律第48号）附則第15条による改正

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）

(97) 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成27年7月8日法律第51号）附則第8条による改正

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中国立研究開発法人放射線医学総合研究所の項を削る。

二 国家公務員共済組合法別表第二

(98) 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成27年7月17日法律第59号）附則第27条による改正

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中独立行政法人日本貿易保険の項を削る。

二 国家公務員共済組合法別表第二

(99) 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年9月18日法律第70号）附則第21条による改正

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人種苗管理センターの項、独立行政法人水産大学校の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）

（100）雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第17号）附則第19条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三 〔前略〕附則第十九条〔中略〕の規定 平成二十八年八月一日
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第十九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
第六十八条の三第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。
附則第十一条の三を附則第十一条の四とし、附則第十一条の二の次に次の一条を加える。
（介護休業手当金に関する暫定措置）
第十一条の三 第六十八条の三第一項及び同条第三項において準用する第六十八条の二第三項の規定の適用については、
当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。
（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の
施行の日以後に開始された前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業
に係る介護休業手当金について適用し、同日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八
条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

（101）森林法等の一部を改正する法律（平成28年5月20日法律第44号）附則第21条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
第二百二十四条の三中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。
別表第二国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）

（102）一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年11月24日法律第80号）附則第7条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 〔前略〕附則〔中略〕第六条から第十条までの規定 平成二十九年一月一日
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第四十条第十二項中「当該育児休業等に係る三歳に満たない子」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号、国会議員の育児休業等に関する法律第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）又は裁判官の育児休業に関する法律第二条第一項に規定する子（第六十八条の二及び第七十五条の三において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないもの」に改める。
第六十八条の三第二項中「開始の日から起算して三月」を「日数を通算して六十六日」に、「期間と」を「ものと」に改め、
同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第十七条第四項第二号ハ」とあるのは、「第十七条第四項第二号ロ」と読み替えるものとする。
（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第八条 次項に定めるものを除き、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第二項の規定は、第一号施行日以後に開始された同条第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、第一号施行日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。
2 第一号施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業を開始した者であつて、第一号施行日において当該介護休業の開始の日から起算して三月を超えていないものに係る前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第二項の規定の適用については、同項中「介護休業の日数」とあるのは、「介護休業の日数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第七条の規定の施行の日前の介護休業の日数を含む。）」とする。

（103）教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第13条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
（船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正）
第十三条 次に掲げる法律の規定中「

独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）

」を「

独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）

」に改める。
二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）別表第二

（104）雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第14号）附則第15条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三 〔前略〕附則第十五条〔中略〕の規定 平成二十九年十月一日
（国家公務員共済組合法の一部改正）
第十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。
第六十八条の二第一項中「一歳六か月」の下に「（その子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、二歳）」を加え、同条第二項中「当該財務省令」を「その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして財務省令」に改め、「一年六月」の下に「（その子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、二年）」を加える。
附則第十一条の二中「同項及び」を「〔百分の四十〕とあるのは「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」と、同条第二項中「〔まで〕とあるのは「〔f〕に達する日まで」と、」に改める。

（105）民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年6月2日法律第45号）第131条による改正

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第三百十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百三条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百十一条第一項中「行わない」を「行使しない」に改め、同条第二項中「二年間行わない」を「これらを行行使することができるときから二年間行使しない」に改める。

附則第二十条の八第三項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第百三条第三項又は附則第二十条の八第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、民法改正法の施行の日〔令和2年4月1日〕から施行する。〔ただし書略〕

(106) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日法律第52号）第3条による改正

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百三十条の二第一項及び第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定〔中略〕 公布の日

(107) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年6月8日法律第41号）附則第5条による改正

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成30年12月1日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 〔前略〕附則第四条から第八条まで〔中略〕の規定 平成三十一年四月一日

(地方財政法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第二十条の二第二項第五号及び第四項の表第九十九条第四項の項

(108) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年5月22日法律第9号）附則第8条による改正

注 この一部改正規定は、令和2年6月12日法律第52号附則第8条の規定により一部改正された

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 〔前略〕附則第八条中国国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十八条第二項の改正規定〔中略〕平成三十二年十月一日

四 〔前略〕附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和2年10月1日〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「という。）」の下に「その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規

定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者」を、「維持する」の下に「ものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定める」を加える。

- 第四十条第三項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。
- 第五十五条第一項中「次に掲げる医療機関又は薬局から」を「財務省令で定めるところにより、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他財務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を」に改める。
- 第五十五条の三第一項中「。以下この条において同じ」を削り、「により」の下に「、財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加え、同条第三項中「組合員が」を「組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。
- 第五十五条の四第一項中「により」の下に「、財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加える。
- 第五十五条の五第一項中「第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)から」を「財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」に改める。
- 第五十六条の二第一項中「により」の下に「、財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加える。
- 第五十七条第七項中「第五十五条の三第六項」を「第五十五条第一項、第五十五条の三第六項」に改め、「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。
- 第五十七条の三第三項中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の二第一項及び第三項」に改める。
- 第九十八条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。
- 第百十二条の次に次の一条を加える。
- (組合員等記号・番号等の利用制限等)
- 第百十二条の二 財務大臣、組合、連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等（保険者番号（財務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び組合員等記号・番号（組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として財務省令で定める者（以下この条において「財務大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。
- 2 財務大臣等以外の者は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として財務省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。
- 3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。
- 一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。
- 二 財務大臣等以外の者が、前項に規定する財務省令で定める場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。
- 4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。
- 一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

- 二 財務大臣等以外の者が、第二項に規定する財務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。
- 5 財務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 6 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 第百十四条の二第一項第三号中「支給」の下に「、第九十八条第一項に規定する福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。
- (関係者の連携及び協力)
- 第百十四条の三 国、組合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。
- 第百十七条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 財務大臣は、第百十二条の二第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 第百二十七条の二の次に次の一条を加える。
- 第百二十七条の三 第百十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第百二十八条を次のように改める。
- 第百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第百十六条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 正当な理由がなく第百十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第百二十八条の次に次の一条を加える。
- 第百二十八条の二 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百二十七条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(109) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第8号）附則第149条による改正

- 附 則
(施行期日)
- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
- ハ 〔前略〕附則〔中略〕第百四十九条の規定
(健康保険法等の一部改正)
- 第百四十九条 次に掲げる法律の規定中「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に、「第九十三条第二項」を「第九十四条第一項」に改める。
- 五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第二十条の八第五項

(110) 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第14号）附則第15条による改正

- 附 則
(施行期日)
- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
(国家公務員共済組合法の一部改正)
- 第十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
- 第六十八条の二第一項中「及び次項」を「から第三項まで」に、「百分の四十」を「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」に改め、同条第二項中「まで」を「日まで」に改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」に改める。
- 第六十八条の三第三項中「同条第三項中」の下に「〔百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）とあるのは「百分の四十」と、〕を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。
- 附則第十一条の二を削る。
- 附則第十一条の三中「同条第三項において準用する第六十八条の二第三項」を「第三項」に改め、同条を附則第十一条の二とし、附則第十一条の四を附則第十一条の三とする。
- (国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
- 第十六条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の二の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

(111) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年6月5日法律第40号）第15条及び第16条並びに附則第46条及び第55条による改正

- (国家公務員共済組合法の一部改正)
- 第十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項第一号中「使用される者」の下に「(二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第百二十四条の三において同じ。)」を加える。
- 第四十条第一項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第 一 級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第 二 級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第 三 級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第 四 級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第 五 級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第 六 級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第 七 級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第 八 級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第 九 級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第一六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満

第一八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

第四十条第二項を次のように改める。

- 2 短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額	
第 一 級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満	
第 二 級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満
第 三 級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第 四 級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円未満
第 五 級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第 六 級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第 七 級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第 八 級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第 九 級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第一八級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第一九級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二三級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二四級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二五級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二六級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二七級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満

第二八級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二九級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第三〇級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三一級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三二級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三三級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三四級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三五級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三六級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三七級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二三五、〇〇〇円未満
第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

第四十条第五項中「十七日」の下に「（財務省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十二条第二項に次の二号を加える。

三 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの

四 臨時に使用される職員その他の政令で定める職員

第七十二条に次の一項を加える。

- 4 第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員がその適用を受ける組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に新たに組合員となつたものとみなす。

第七十九条の三第二項中「〔第一項〕を「〔同項〕」に改める。

第八十条第一項中「、その者が七十歳に達する日の前日までに」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（以下この項において「十年経過日」という。）後にある者が前項の申出をしたときは、十年経過日において、同項の申出があつたものとみなす。

第九十四条第二項中「第百十一条第三項」を「第百十一条第五項」に改める。

第九十九条第一項第一号中「同項に規定する国等」を「国」に改め、同条第三項中「国等」を「国」に改め、同条第四項中「又は独立行政法人造幣局若しくは独立行政法人国立印刷局（第百二条第三項において「国等」という。）」を削る。

第百条第二項ただし書中「にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したとき、」を「及び」に、「又は組合員保険料」を「及び組合員保険料」に改める。

第百二条第三項中「国等」を「国」に改める。

第百二条の二中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第百十一条第一項中「この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、退職等年金給付については」を「短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行行使することができる時から」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 4 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百十一条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百二十四条の三中「同条第三項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」とあるのは「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」と、同条第六項から第八項までの規定」を「同条第六項中「(行政執行法人)」とあるのは「(行政執行法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、同条第七項及び第八項」に改める。

第百二十五条中「その運営規則」を「あつて職員に準ずるものとして政令」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加える。

第百二十六条第一項中「その運営規則」を「あつて、職員に準ずるものとして政令」に改める。

第百二十六条の二第一項中「の組合員」の下に「のうち地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの」を加える。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

(日本国籍を有しない者に対する一時金の支給)

第十三条の二 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者(第三十九条第一項の規定による退職等年金給付の請求を行つた者を除く。)であつて、当該組合員期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは、この限りでない。

- 2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

- 3 前項の規定による一時金の額は、退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額とする。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付」とあるのは「退職をした日における一時金」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「当該退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

- 4 第二項の規定による一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員であつた期間は退職等年金給付に関する規定の適用について組合員期間でなかつたものとみなし、当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

- 5 第二項の規定による一時金について第四十八条及び第四十九条の規定を適用する場合には、第四十八条中「退職年金」とあるのは「退職年金若しくは一時金」と、第四十九条中「退職年金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並びに」とする。

- 6 第二項の規定による一時金は、第三十九条第一項、第四十四条第一項、第三項及び第四項、第四十六条第一項、第七十五条の九、第百三条、第百六条並びに第百十五条第一項の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

附則第二十条の二第一項中「その運営規則」を「あつて、職員に準ずるものとして政令」に改め、同条第四項の表第九十九条第四項の項を削り、同表第百十一条第二項の項中「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附則第二十条の六第一項中「(当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)」を削り、「日本郵政共済組合の運営規則」を「政令」に改める。

第十六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「前項の申出」の下に「(第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「(次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。)」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「をした日」と、」を「(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。)があつた日」と、」に、「をした日の」を「があつた日の」に、「をした日」とする」を「があつた日」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 退職年金の受給権者が、退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該退職年金を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が退職年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるときは、この限りでない。

第八十一条第七項中「あるのは、」を「あるのは」に、「をした日の」を「(同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)があつた日の」と、「同条第二項」とあるのは「第七十九条第二項」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則〔中略〕第三十六条第六項〔中略〕の改正規定〔中略〕公布の日

- 五 〔前略〕第十五条中国国家公務員共済組合法第九十九条、第百二条第三項及び第百二十四条の三の改正規定並びに同法附則第二十条の二第四項の改正規定(同項の表第百十一条第二項の項の改正規定を除く。)[中略]附則〔中略〕第四十六条〔中略〕の規定〔中略〕並びに附則第五十五条中平成二十四年一元化法附則第四十九条第四号の改正規定令和三年四月一日

- 八 〔前略〕第十五条中国国家公務員共済組合法第二条第一項第一号、第四十条、第七十二条、第百二条の二及び第百二十五条から第百二十六条の二まで並びに附則第二十条の二第一項及び第二十条の六第一項の改正規定〔中略〕並びに附則第十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

- 九 〔前略〕第十六条〔中略〕並びに附則〔中略〕第十八条〔中略〕の規定〔中略〕 令和五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(改正後の国家公務員共済組合法における標準報酬に関する経過措置)

第十四条 附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(以下「第八号施行日」という。)前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者(国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び令和四年十月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬の月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十条第一項及び第二項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

- 2 前項の規定により改定された標準報酬は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬とする。

(改正後の国家公務員共済組合法における退職年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十五条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

(改正後の国家公務員共済組合法における時効に関する経過措置)

第十六条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百十一条第一項(退職等年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。)、第二項及び第四項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

(改正後の国家公務員共済組合法における日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する経過措置)

第十七条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二の規定は、施行日前に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した者が、施行日以後に第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の規定による一時金の支給を請求した場合についても、適用する。

(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の国家公務員共済組合法による退職年金の請求に関する経過措置)

第十八条 第十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、第九号施行日の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十六条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。附則第七十八条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国等(共済法第九十九条第四項(共済法附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。)」を「国」に改め、同条第二項中「国等」を「国」に改める。

附則第六十四条第四号中「国等」を「国」に改める。

(平成二十四年一元化法の一部改正)

第五十五条 平成二十四年一元化法の一部を次のように改正する。

附則第三十六条第六項中「平成三十七年十月一日以後」を「令和七年十月一日以後」に改め、同項の表中「平成三十七年十月一日」を「令和七年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に、「平成三十八年十

月一日」を「令和八年十月一日」に、「平成三十九年九月三十日」を「令和九年九月三十日」に、「平成三十九年十月一日」を「令和九年十月一日」に、「平成四十年九月三十日」を「令和十年九月三十日」に、「平成四十年十月一日」を「令和十年十月一日」に、「平成四十一年九月三十日」を「令和十一年九月三十日」に、「平成四十一年十月一日」を「令和十一年十月一日」に、「平成四十二年九月三十日」を「令和十二年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十二年十月一日」に、「平成四十三年九月三十日」を「令和十三年九月三十日」に、「平成四十三年十月一日」を「令和十三年十月一日」に、「平成四十四年九月三十日」を「令和十四年九月三十日」に、「平成四十四年十月一日」を「令和十四年十月一日」に、「平成四十五年九月三十日」を「令和十五年九月三十日」に、「平成四十五年十月一日」を「令和十五年十月一日」に、「平成四十六年九月三十日」を「令和十六年九月三十日」に、「平成四十六年十月一日」を「令和十六年十月一日」に改める。

附則第四十九条第四号中「国等（同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。）」を「国」に、「、国等」を「、国」に改める。

(112) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第52号）附則第6条及び第8条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第六条の規定〔中略〕 公布の日
(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条の二第一項及び第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に〔中略〕改める。

(113) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日法律第37号）附則第25条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 〔前略〕附則〔中略〕第二十五条〔中略〕の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日〔令和5年5月11日〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「送信する方法」の下に「その他の財務省令で定める方法」を加える。

(114) 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日法律第61号）附則第34条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第四項中「係る」の下に「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の」を、「昭和二十二年法律第二十号」の下に「。以下この項において「旧国家公務員法」という。」を加え、「、国家公務員法」を「、旧国家公務員法」に、「(国家公務員法)を「(旧国家公務員法)に、「及び国家公務員法」を「及び旧国家公務員法」に改める。

(115) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日法律第66号）附則第13条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 〔前略〕附則第十三条中国国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十五条の三第一項第五号、第一百条の二及び第百二条第一項の改正規定、附則第十四条の規定〔中略〕 令和四年十月一日

六 〔前略〕附則第十三条中国国家公務員共済組合法第百十四条の二第二項及び第百十四条の三の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和6年3月1日〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十六条第十四項中「相当する補償」の下に「(次項において「休業補償等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

15 組合は、前項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、休業補償等の支給状況につき、休業補償等の支給を行う者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第七十五条の三第一項第五号中「第百条の二」を「第百条の二第一項」に改める。

第九十八条第一項第一号中「この号及び第三項」を「この条」に改め、同項第一号の二中「による特定健康診査」の下に「(次項において単に「特定健康診査」という。)」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた組合員等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合は、前項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、組合員等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他財務省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、財務省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該組合員等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものを提供するように求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、財務省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第百条の二中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬の月額に係る掛金等に限る。）」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として財務省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合 当該月

第百条の二に次の一項を加える。

2 組合員が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として財務省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第百二条第一項中「、第百条の二」を「、第百条の二第一項」に改める。

第百十四条の二第二項中「保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて財務省令で定めるもの」を加える。

第百十四条の三中「いう。)」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の規定は、第三号施行日以後に開始する国家公務員共済組合法第四十条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(116) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年5月25日法律第52号）附則第21条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項第一号中「、婦人補導院」を削る。

(117) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年6月17日法律第68号）第199条による改正

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第百九十九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第九十七条第一項から第三項までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二百二十七条の二及び第二百二十七条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
附 則
(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。[ただし書略]

(118) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年12月9日法律第96号）附則第28条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第三条第四項中「厚生年金保険法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（第九十九条第一項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）、厚生年金保険法」に改める。
第九十九条第一項中「、介護納付金」を「、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等」に改め、同項第一号中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

(119) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年5月19日法律第31号）附則第20条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
六 〔前略〕附則第二十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百十四条の二第二項の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第三条第四項中「」及び」を「）、」に、「に規定する後期高齢者支援金等」を「の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金」に改める。
第九十八条第一項第一号の二中「第九十九条の二」を「第九十九条の三」に改める。
第九十九条第一項第一号中「」の規定による国の負担」の下に「及び次条第一項の出産育児交付金」を加える。
第九十九条の二を第九十九条の三とし、第九十九条の次に次の一条を加える。
(出産育児交付金)

第九十九条の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。
2 健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第百十四条の二第一項中「（昭和三十三年法律第二百二十九号）」を削り、同条第二項中「及び法令」を「、法令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。
附則第十一条の三を次のように改める。
(令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例)
第十一条の三 令和六年度及び令和七年度においては、第九十九条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。
附則第二十条中「「」及び同法」とあるのは「）、同法」と、「」を削り、「という。」及び」を「という。」並びに」に改める。

(120) 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年6月7日法律第47号）第1条による改正

(施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。〔ただし書略〕

(118)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年12月9日法律第96号)

附則第28条による改正

附 則

(施行期日)

一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(国家公務員共済組合法の一部改正)

二十八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「厚生年金保険法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（第九十九条第一項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）、厚生年金保険法」に改める。

第九十九条第一項中「、介護納付金」を「、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等」に改め、同項第一号中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 次に掲げる法律の規定中「

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

」を「

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）別表第二

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。[ただし書略]
(国立国際医療研究センターの役職員から引き続き国立健康危機管理研究機構の役職員となった者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)
第二条 施行日の前日に国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）の役員又は職員として在職する者（同日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもって組織された国家公務員共済組合（以下この項及び第三項において「厚生労働省第二共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続き国立健康危機管理研究機構の役員又は職員（同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「機構の役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き施行日以後において機構の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該機構の役職員は、施行日から起算して

- 二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省第二共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに厚生労働省第二共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該機構の役職員である期間厚生労働省第二共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。
- 2 前項に規定する機構の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該機構の役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。
- 3 施行日の前日において国立国際医療研究センターの役員又は職員として在職する者（同日において厚生労働省第二共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて機構の役職員となる場合であって、かつ、当該機構の役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかった場合には、当該機構の役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に同法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなす。

(121) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年6月9日法律第48号）第9条による改正

- （国家公務員共済組合法の一部改正）
- 第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「第五十三条」を「第五十三条の二」に改める。
- 第四章第二節第一款中第五十三条の次に次の一条を加える。
- （組合員の資格の確認に必要な書面の交付等）
- 第五十三条の二 組合員又はその被扶養者が第五十五条第一項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該組合員は、財務省令で定めるところにより、組合に対し、当該状況にある組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として財務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該組合は、財務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた組合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。
- 2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の財務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を財務省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項又は第五十六条の二第一項（第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。
- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 〔前略〕第八条から第十二条までの規定〔中略〕 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(三) 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年5月1日法律第129号）

…平成11年4月1日現在

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 更新組合員に関する一般的経過措置（第五条—第九条）
- 第三章 退職共済年金等に関する経過措置（第十条—第十九条）
- 第四章 特殊の資格を有する組合員の特例（第二十条・第二十一条）
- 第五章 再就職者に関する経過措置（第二十二条）
- 第六章 恩給更新組合員に関する経過措置（第二十三条—第二十七条）
- 第七章 特殊の組合員に関する経過措置（第二十八条・第二十九条）
- 第八章 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等（第三十条—第三十二条）
- 第九章 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等（第三十三条—第三十九条）
- 第十章 移行組合員等に関する経過措置等
- 第一節 移行組合員等に関する一般的経過措置（第四十条—第四十四条）
- 第二節 移行更新組合員等に関する経過措置（第四十五条—第五十二条）
- 第十一章 雑則（第五十三条—第五十六条）
- 附則

- 第一章 総則
- （趣旨）
- 第一条 この法律は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項を定めるものとする。
- （定義）
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 新法 国家公務員共済組合法をいう。
- 二 旧法 新法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第六十九号。新法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた場合及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十二号。以下「昭和三十八年改正法」という。）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）による改正前の日本専売公社法（昭和三十二年法律第二百五十五号）、日本国有鉄道法（昭和三十二年法律第二百五十六号）又は日本電信電話公社法（昭和三十七年法律第二百五十号）その他の法律において準用し、又は適用する場合を含む。）をいう。
- 二の二 旧法等 旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。
- 三 職員、組合、連合会、長期給付、組合職員、連合会役職員、衛視等又は警察職員 それぞれ新法第二条第一項第一号、新法第三条第一項、新法第二十一条第一項若しくは第二項、新法第二百五条第一項、新法第二百二十六条第一項、新法附則第十三条第二項又は新法附則第十三条の二に規定する職員、組合、連合会、長期給付、組合職員、連合会役職員、衛視等又は警察職員をいう。
- 四 恩給公務員 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員及び他の法令により当該公務員とみなされる者をいう。
- 四の二 警察監獄職員 恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。
- 五 旧長期組合員 旧法等の退職給付、障害給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける旧法等の組合員をいう。
- 六 長期組合員 新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。
- 七 更新組合員 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に職員であつた者で、施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。
- 八 恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金又は傷病賜金 それぞれ恩給に関する法令の規定による恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金又は傷病賜金をいう。
- 九 増加恩給等 増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。

- 十 恩給公務員期間 恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退隠料その他これらに準ずるものを給すべきものとされていた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間（法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間、恩給につき在職年数に通算される期間及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年数に加えられる期間を含む。）をいう。
- 十一 在職年 恩給に関する法令にいう在職年をいう。
- 十二 警察在職年 警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算した在職年をいう。
- 十三 旧長期組合員期間 旧長期組合員であつた期間及び旧法又は他の法令の規定により旧法の退職給付、障害給付及び遺族給付の基礎となる組合員であつた期間とみなされた期間をいう。
- 十四 控除期間 旧長期組合員期間のうち旧法第九十五条に規定する控除期間をいう。
- （施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）

第三条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による退職給付、障害給付若しくは遺族給付又は旧法第九十条の規定による給付については、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。

（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）

- 第三条の二 前条に規定する給付のうち年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。
- 2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国が負担する。
- 3 前条に規定する給付のうち年金である給付の支給期月については、新法第七十三条第四項の規定を準用する。
- 4 新法第七十四条の三第二項及び第七十四条の四の規定は、前条に規定する給付のうち年金である給付について準用する。
- （組合員の恩給法上の取扱）

第四条 組合員は、恩給公務員に該当する場合においても、恩給に関する法令の規定の適用については、組合員である間、恩給公務員として在職しないものとみなす。

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置 （恩給の受給権の取扱）

第五条 更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

- 2 更新組合員に係る恩給（その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利（第二号に掲げる権利にあつては、これを有する者が施行日から六十日を経過する日以前にその裁定庁に対して同号に規定する普通恩給を受けることを希望しない旨を申し出なかつたものに限る。）は、この限りでない。
- 一 増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受ける権利
- 二 施行日の前日に旧長期組合員であつた者の普通恩給を受ける権利
- 3 前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項第二号に規定する普通恩給の基礎となつた期間（普通恩給を受ける権利を有する者が再び恩給公務員となり、施行日前に再び退職した場合において、普通恩給の改定が行なわれなかつたときにおけるその再び恩給公務員となつた日以後の恩給公務員期間を含む。）は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。
- 4 第七条第一項第一号の規定により長期給付の基礎となるべき組合員期間に算入された恩給公務員期間は、施行日以後に給付事由が生ずる恩給の基礎となるべき在職年に算入しない。
- （施行日後に恩給受給権を有すべきこととなる者の取扱い）

第五条の二 前条第二項本文の規定を適用しなかつたならば、恩給に関する法令の改正により、更新組合員又はその遺族が新たに普通恩給又は扶助料（恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料をいう。）を受ける権利を有することとなる場合には、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について前条第二項本文の規定を適用する。

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条 更新組合員に係る旧法の規定による退職年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、同日に恩給公務員であつた者の当該退職年金を受ける権利（これを有する者が施行日から六十日を経過する日以前に組合員に対して当該退職年金を受けることを希望する旨を申し出たものに限る。）については、この限りでない。

- 2 更新組合員に係る前項ただし書に規定する退職年金及び旧法の規定による障害年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

- 3 第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項ただし書に規定する退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。
- （組合員期間の計算の特例）

第七条 更新組合員の施行日前の次の期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続く期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない。

- 一 恩給公務員期間のうち、在職年の計算において除算することとされている恩給公務員期間（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第四十六条から第四十八条までの規定の適用を受ける者（新法又はこの法律の規定による年金である給付を法律第百五十五号附則第四十六条から第四十八条までに規定する年金である恩給とみなしたならばこれらの規定の適用を受けることとなるべき者を含む。）のその適用に係る期間を除く。）を除いた期間。ただし、その期間のうちに在職年の計算において加算することとされている年月数（法律第百五十五号附則第二十四条第二項又は第三項に規定する加算年のうちこれらの規定により恩給の基礎在職年に算入しないこととされている年月数以外の年月数、同条第四項に規定する加算年の年月数（同条第八項又は同法附則第二十四条の三第三項の規定により同法附則第二十四条第四項第一号又は第三号に規定する加算年の年月数とみなされる年月数を含む。）、同条第九項、第十項又は第十四項の規定により恩給の基礎在職年に算入することとされている加算年の年月数及び同条第十一項又は第十二項の規定により在職期間に加えられることとされている年月数を除く。）があるときはその年月数を加算し、半減することとされている年月数があるときはその年月数を半減した後の期間とする。
- 二 旧法等の規定による退職年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第二十四条の規定により退職年金とみなされた年金を含む。以下同じ。）を受け権利の基礎となつている旧長期組合員期間
- 三 前号の期間以外の旧長期組合員期間で施行日の前日まで引き続いているもの
- 四 前二号の期間以外の旧長期組合員期間
- 五 職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の施行前におけるこれに相当する者、国以外の法人に勤務する者で恩給公務員又は旧長期組合員に該当するもの及び職員に準ずる者で政令で定めるものを含む。次号及び第九条において同じ。）であつた期間で、施行日の前日まで引き続いているもの又は政令で定める要件に該当するもの（恩給公務員期間及び前三号の期間を除く。）
- 六 法律第百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人（以下この号において「外国政府等」という。）に勤務していた者（当該外国政府等に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後引き続いて海外にあつた未帰還者（未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二条に規定する未帰還者をいう。第九条第三号及び第四号並びに第三十一条第四項第三号において同じ。）と認められた者を含む。）でその後他に就職することなく政令で定める期間内に職員となり、施行日の前日まで引き続いて職員であつたもの、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き勤務し、その後他に就職することなく政令で定める期間内に職員となり、施行日の前日まで引き続いて職員であつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるものの当該外国政府等に勤務していた期間（当該未帰還者と認められた者については、昭和二十年八月八日の属する月の翌月から帰国した日の属する月までの期間で当該未帰還者と認められるものを含む。）でその職員となつた日の前日まで引き続いているもののうち恩給公務員期間及び第二号から前号までの期間を除いた期間
- 2 前項第二号から第四号までの期間のうちに同項第一号本文の期間と重複する期間があるときは、それぞれその重複する期間を除いた期間を同項第二号から第四号までの期間とする。
- 3 更新組合員で新法附則第十三条第一項に規定する特定衛視等である者に対する第一項の規定の適用については、同項中「算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続く期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない」とあるのは、「算入する」と読み替えるものとする。
- （恩給公務員であつた更新組合員の特例）

- イ 施行日前の在職年が十一年以上である者 十七年
- ロ 施行日前の在職年が五年以上十一年未満である者 十八年
- ハ 施行日前の在職年が五年未満である者 十九年
- 二 第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、普通恩給を受ける権利を有することとなるもの（前号の規定の適用を受ける者を除く。）
（特殊の期間の通算）
- 第九条 第七条第一項本文の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に次の期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となる更新組合員に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- 一 職員であつた期間のうち、恩給公務員期間及び第七条第一項第二号から第五号までの期間を除いた期間
- 二 旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続き職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間
- 三 旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（法律第一百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下この号及び第三十一条第四項において同じ。）に服した日本赤十字社の救護員としての期間（当該日本赤十字社の救護員として昭和二十年八月九日以後戦地勤務に服していた者で、当該戦地勤務に引き続いて海外にあつたものについては、当該戦地勤務に服さなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月までの期間（未帰還者に該当する期間に限る。）を含む。同項において同じ。）のうち恩給公務員期間を除いた期間
- 四 外国政府等（法律第一百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三条の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。）に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者（当該外国政府等に同日まで引き続き勤務した後引き続き海外にあつた未帰還者と認められた者を含む。）、当該外国政府等に勤務した後引き続き職員となつた者で同日まで引き続き勤務していたもの、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後職員となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるものの当該外国政府等に勤務していた期間（当該未帰還者と認められた者については、同日の属する月の翌月から帰国した日の属する月までの期間で当該未帰還者と認められるものを含む。）のうち恩給公務員期間、第七条第一項第六号の期間その他政令で定める期間を除いた期間
- 五 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）附則第二条の規定による廃止前の地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十条第一項に規定する地方鉄道会社で政令で定めるものに勤務していた者で当該会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、その後施行日まで引き続き職員であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間
- 六 国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社又は日本電話設備株式会社に勤務していた者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後施行日まで引き続き職員であるもののこれらの会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもの（昭和十九年四月三十日において旧南洋庁に勤務していた者で、旧南洋庁の電気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務していた期間及びこれらの会社に勤務していた者でその後これらの会社の買収までの間に職員となつたもののこれらの会社に勤務していた期間（昭和二十年八月十五日前の期間で同日まで引き続いていないものを除く。）を含む。）のうち恩給公務員期間を除いた期間
- 第三章 退職共済年金等に関する経過措置
（恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の支給開始年齢等の特例）
- 第十条 次の各号のいずれかに該当する更新組合員（組合員期間（第七条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者に限る。）が六十歳に達する前に退職（新法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）した場合における新法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」とする。
- 一 第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上であるもの
- 二 第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上であるもの
- 2 前項に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、新法附則第十二条の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。）未満であるときは、六十

歳未満である間、その支給を停止する。

- 3 第一項第一号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（新法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第七条第一項第一号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、当該金額のうち、四十五歳に達した日以後五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十歳に達した日以後五十五歳に達するまではその百分の七十に相当する金額、五十五歳に達した日以後はその百分の百に相当する金額をそれぞれ支給する。
- 4 第一項第二号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（新法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第七条第一項第二号から第四号までの期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、第二項の規定にかかわらず、五十歳に達した日以後、当該金額を支給する。
（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）
- 第十一条 組合員期間のうち控除期間並びに第七条第一項第五号及び第六号の期間（以下第十三条までにおいて「控除期間等の期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金（新法第七十六条、新法附則第十二条の三又は新法附則第十二条の八の規定による退職共済年金をいう。以下同じ。）の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項又は新法附則第十二条の八第三項並びに新法第七十八条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から次の各号に掲げる者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した金額とする。
- 一 組合員期間が三十七年以下の者 退職共済年金の額（新法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除き、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち、組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額
- 二 控除期間等の期間以外の組合員期間が三十七年を超える者 退職共済年金の額（新法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除き、六十五歳に達するまでは、新法附則第十二条の四の二第二項第一号（新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定により算定した額若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項の規定による減額後の額を除く。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額
- 三 組合員期間が三十七年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の組合員期間が三十七年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額
- イ 控除期間等の期間のうち三十七年から控除期間等の期間以外の組合員期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額
- ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額
- 2 前項の規定を適用して算定された新法附則第十二条の三又は新法附則第十二条の八の規定による退職共済年金の額のうち、新法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項の規定による減額後の金額に相当する額が、組合員期間が二百四十月であるものとして算定した新法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項の規定による減額後の金額より少ないときは、当該金額をもつて当該相当する額とする。
（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る障害共済年金の額の特例）
- 第十二条 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十一条に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。）の額は、当該障害共済年金の額から、その額（新法第八十三条第一項に規定する加給年金額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。
（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の額の特例）
- 第十三条 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族（新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）に対する遺族共済年金（新法第八十八条に規定する遺族共済年金をいう。以下同じ。）の額は、

当該遺族共済年金の額から、その額（新法第九十条の規定により加算される金額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条　一時恩給を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員となつた更新組合員又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員となつた者が、退職共済年金（その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、それぞれ第四条並びに第五条第一項及び第二項本文の規定を適用しないものとした場合又は更新組合員である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額（次項において「支給額」という。）を当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなければならない。

- 支給額に相当する金額の返還は、連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。
- 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員が第一項に規定する退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十二の規定を準用する。

第十五条　前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、同条第一項に規定する支給額に相当する金額（同項又は同条第二項の規定により既に返還された金額を除く。）を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなければならない。

- 前項の支給額に相当する金額の返還は、連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。
 - 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十三の規定を準用する。
- （公務等による障害共済年金に関する規定の適用）

第十六条　新法第四章第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務による傷病により障害の状態となつた場合について適用する。

（公務等傷病による死亡者に係る遺族共済年金の規定の適用）

第十七条　新法第四章第三節第四款中新法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務による傷病により死亡した場合について適用する。

（旧法の規定による障害年金の額の改定の特例）

第十八条　新法第八十四条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により障害年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、新法第八十四条第一項中「障害の程度に応じて」とあるのは、「旧法別表第二の上欄に掲げる障害の程度に応じて」とする。

（旧法の規定による遺族年金の失権に関する経過措置）

第十九条　旧法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合における当該遺族年金の失権については、昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号。以下「昭和六十年改正前の新法」という。）第九十一条第三号の規定の例による。

第四章　特殊の資格を有する組合員の特例

（退職後に増加恩給等の受給者となる者の特例）

第二十条　更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

（退職後に増加恩給を受けなくなつた者の特例）

第二十一条　増加恩給を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において増加恩給を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第五章　再就職者に関する経過措置

（恩給公務員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に長期組合員となつた場合の取扱い）

第二十二條　第二章（第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く。）、第三章（第十八条及び第十九条を除き、第二号に掲げる者にあつては第七条第一項第六号及び第九条を除く。）及び前章の規定は、次に掲げる者（第四十条第三号に規定する移行組合員及び第五十条第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）について準用する。

一　更新組合員であつた者で再び長期組合員となつたもの

二　恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に長期組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

- 前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第二号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、同条第四項中「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第六条第三項中「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項ただし書に規定する退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、第七条第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第二十二條第一項各号に掲げる長期組合員となつた日前の次の期間（長期組合員となつた日の属する月を除く。）」と、第八条中「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第十四条第一項中「更新組合員である間」とあるのは「施行日から退職の日まで」と読み替え、第一項第二号に掲げる者については、更に、第七条第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

- 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に対する同項において準用する第八条、第十四条その他のこの法律の規定又は新法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

- 恩給公務員であつた者で施行日以後に長期組合員となつたものについて、第四条及び第五条の規定を適用しないものとした場合に恩給に係る在職年の年月数に通算されるべき期間があるときは、第七条第一項第一号又は第八条（これらの規定を第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、その者は、当該期間恩給公務員として在職したものとみなす。

- 第一項第二号に掲げる者に対する第十六条又は第十七条の規定の適用については、これらの規定中「施行日」とあるのは、「第二十二條第一項第二号に規定する長期組合員となつた日」とする。

第六章　恩給更新組合員に関する経過措置

（恩給更新組合員に関する一般的経過措置）

第二十三條　昭和三十四年九月三十日において恩給法の適用を受ける職員であつた者で、同年十月一日に長期組合員となつたもの（以下「恩給更新組合員」という。）については、前条第一項第二号の規定にかかわらず、第二章から前章まで及び第三十二条の規定を準用する。

- 恩給更新組合員についてこの法律の規定を適用し、又は準用する場合において、第二条第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。
- （衛視等であつた期間の計算の特例）

第二十四條　恩給更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち同号中「恩給公務員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」と、「半減」とあるのは「半減し、又は十分の七に当たる年月数をもつて計算」として同号の規定を適用して算定した期間は、衛視等であつた期間に算入する。

（衛視等の退職共済年金等の受給資格に関する特例）

第二十五條　衛視等であつた期間が十五年（新法附則第十三条第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）未満である恩給更新組合員で次の各号のいずれかに該当する者に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一　次のイからハまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ昭和三十四年十月一日前の警察在職年の年月数と同日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからハまでに掲げる年数以上であるもの

イ　昭和三十四年十月一日前の警察在職年が八年以上である者　十二年

ロ　昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年以上八年未満である者　十三年

ハ　昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年未満である者　十四年

- 第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、警察監獄職員の普通恩給を受ける権利を有することとなるもの（前号の規定の適用を受ける者を除く。）

（衛視等の退職共済年金の支給開始年齢等に関する特例）

第二十六條　第七条第一項第一号の期間のうち第二十四条の規定により衛視等であつた期間に算入される期間が四年以上で

- ある恩給更新組合員（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する新法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」とする。
- 2 第十條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する恩給更新組合員に対して支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の支給について準用する。
- （再就職者の取扱い）
- 第二十七條 第二十四條から前条までの規定は、衛視等であつた期間を有する者で長期組合員となつたもの（恩給更新組合員である者を除く。）について準用する。
- 第七章 特殊の組合員に関する経過措置
- （厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い）
- 第二十八條 施行日前に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者期間を有していた更新組合員（当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。以下この条において同じ。）で政令で定めるものの当該被保険者であつた期間（その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。）は、この法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、旧長期組合員期間に該当するものであつたものとみなす。
- 2 前項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間は、施行日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。
- （組合職員及び連合会役職員の取扱い）
- 第二十九條 組合職員又は連合会役職員である組合員に対する第十六條、第十七條及び第五十四條第一項の規定の適用については、第十六條及び第十七條中「公務」とあるのは「業務」と、第五十四條第一項中「国」とあるのは「組合又は連合会」とする。
- 2 前項に定めるもののほか、組合職員又は連合会役職員である組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第八章 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等
- （地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い）
- 第三十條 地方の長期組合員（新法第七十四條第二項に規定する地方の組合の組合員のうち地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地方の新法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。）である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が地方の長期組合員であつた間、長期組合員であつたものと、地方の新法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「地方の施行法」という。）の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。
- 2 地方の長期組合員である職員であつた長期組合員（地方の長期組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第十六條及び第十七條中「施行日」とあるのは、「地方の長期組合員となつた日」とする。
- 3 地方の施行法第三十六條第一項第二号に掲げる者である職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前二項に規定するもののほか、その者が同号に掲げる者であつた間、第二十二條第一項第二号に掲げる長期組合員であつたものと、その者に係る恩給又は旧法の規定による退職年金で地方の施行法の規定によつて消滅したものはこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「地方の施行法第三十六條第一項第二号に掲げる者となつた日前の次の期間（同日の属する月を除く。）」とする。
- 4 前三項に規定するもののほか、地方の長期組合員である職員であつた長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。
- （地方の職員等であつた組合員の取扱い）
- 第三十一條 地方の職員（地方の新法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下同じ。）又は地方の職員とみなされる者（職員である者を除く。）（以下「地方の職員等」という。）であつた長期組合員は、地方の職員等であつた間、職員であつたものとみなして、この法律（第四項を除く。）の規定を適用する。この場合においては、政令で定めるところにより、退職年金条例（恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の適用を受ける者又は廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「旧市町村職員共済組合法」という。）の退職給付、障害給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者若しくは共済条例（同法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付に関する地方公共団体の条例（退職年金条例を除く。）及び当該給付を行うことを目的とする団体の当該給付に関する規程をいう。以下同じ。）の適用を受ける者であつた地方の職員等は、これらの者であつた間、恩給公務員又は旧長期組合員として在職したものと、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定はこれに相当する恩給法又は旧法の規定と、当該退職年金条例又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給

付はこれに相当する恩給又は旧法の規定による退職給付、障害給付及び遺族給付とみなす。

- 2 地方の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員（以下「地方の更新組合員」という。）である地方の職員等であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が地方の更新組合員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付を受ける権利につき地方の施行法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、地方の施行法の規定によつて消滅した恩給若しくは旧法の規定による退職年金又は退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二條第七号中「この法律の施行の日」とあるのは「地方の更新組合員となつた日（地方の更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。
- 3 地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員（地方の職員等を除く。以下この項において同じ。）であつた長期組合員に対する第七條第一項第五号若しくは第六号又は第九條第一号の規定の適用については、その者の地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員であつた期間（第七條第一項第五号又は第六号の規定を適用する場合にあつては、政令で定める期間を除いた期間）は、地方の職員等であつた期間に該当するものとし、地方の職員等であつた長期組合員に対する第七條第一項の規定の適用については、その者の地方の施行法第七條第一項第四号又は第五号に規定する期間は、第七條第一項第六号の期間に該当するものとする。
- 4 地方の更新組合員である地方の職員等であつた長期組合員に第九條（第二十二條第一項又は第二十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、その者の次の期間は、第九條各号に掲げる期間に該当するものとする。
- 一 旧国民医療法に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の地方公共団体への引継ぎに伴い、引き続いて地方の職員等となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち年金条例職員期間（退職年金条例の適用を受ける者として在職した期間（当該期間とみなされる期間、当該期間に通算される期間及び当該退職年金条例の規定による給付の算定の基礎となる年月数の計算上当該期間に加えられる期間を含む。）をいう。以下同じ。）を除いた期間
- 二 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員としての期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間
- 三 外国政府等（法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、法律第百五十五号附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び法律第百五十五号附則第四十三條の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。）に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者（当該外国政府等に同日まで引き続き勤務した後引き続いて海外にあつた未帰還者と認められた者を含む。）、当該外国政府等に勤務した後引き続いて地方の職員等となつた者で同日まで引き続き勤務していたもの、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後地方の職員等となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるものの当該外国政府等に勤務していた期間（当該未帰還者と認められた者については、同日の属する月の翌月から帰国した日の属する月までの期間で当該未帰還者と認められるものを含む。）のうち恩給公務員期間、年金条例職員期間、地方の施行法第七條第一項第四号の期間その他政令で定める期間を除いた期間
- 四 旧国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）に規定する国民健康保険組合又は国民健康保険を行う社団法人（以下この号において「国民健康保険組合等」という。）に勤務していた者で当該国民健康保険組合等の業務の市町村への引継ぎに伴い引き続き地方の職員等となつたものの当該国民健康保険組合等に勤務していた期間（当該地方の職員等となつた日の前日まで引き続き期間に限る。）で地方の施行法第七條第一項第五号の期間を除いた期間
- 五 法律第百五十五号附則第四十一條の四第一項に規定する旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間のある者に準ずる者で当該会社に勤務した後地方の職員等となつたものの当該会社に勤務していた期間
- 5 地方の職員等であつた長期組合員（政令で定める者を除く。）で第一号に掲げる給付を受けた第七條第一項第一号の期間若しくは施行日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは施行日以後の組合員期間を有するものに退職共済年金又は障害共済年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（既に控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。
- 一 普通恩給又はこれに相当する退職年金条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第五条第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）
- 二 旧法の退職年金又はこれに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき第六條第一項ただし書の申出をした者の当該申出をした給付を除く。）

- 6 前項に規定する長期組員又は当該長期組員であつた者が死亡したことにより遺族共済年金を支給するときは、普通恩給等受給額（前項の規定により既に控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。
- 7 地方の更新組員である地方の職員等であつた長期組員の地方の施行法第四十五条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱いについては、地方の施行法の規定の例による。
- 8 前各項に規定するもののほか、地方の職員等であつた長期組員に対する長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。
- （警察職員であつた長期組員の取扱い）
- 第三十二条 警察職員であつた長期組員に対する長期給付については、その者が警察職員であつた間、衛視等であつたものとみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。
- 2 地方の更新組員（地方の施行法第三十六条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）である警察職員であつた衛視等に対する第六章の規定の適用については、第二十五条第一号中「昭和三十四年十月一日」とあるのは「地方の更新組員（地方の施行法第三十六条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）となつた日」とする。
- 第九章 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等（定義）
- 第三十三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 特別措置法 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）をいう。
- 二 沖縄の共済法 公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第五百十四号。以下「公務員等共済法」という。）、公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十九年立法第五百十五号。以下「公務員等施行法」という。）、公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第四百七号。以下「公立学校職員共済法」という。）及び公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十八年立法第四百十八号。以下「公立学校職員施行法」という。）をいう。
- 三 沖縄の組員 沖縄の共済法の規定に基づく公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組員（公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。）の規定の適用を受ける者を含む。）をいう。
- 四 復帰更新組員 特別措置法の施行の日（以下「特別措置法の施行日」という。）の前日に沖縄の組員であつた者（政令で定める者を除く。）で、特別措置法の施行日に長期組員となり、引き続き長期組員であるものをいう。
- 五 退隠料、増加退隠料又は退隠料等 それぞれ地方の施行法第二条第一項第十二号又は第十四号に規定する退隠料、増加退隠料又は退隠料等をいう。
- 六 琉球政府等の職員 公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済法第二条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員（これらの職員のうち政令で定める者を除く。）をいう。
- 七 沖縄更新組員 年金法の施行の日の前日に琉球政府等の職員であつた者で、同法の施行の日以後引き続き琉球政府等の職員であるものをいう。
- （特別措置法の施行日前に給付事由が生じた給付等の取扱い）
- 第三十四条 沖縄の組員であつた者のうち国家公務員に相当する者として大蔵大臣が定めるものに係る特別措置法の施行日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により連合会が支給する。
- 2 前項に規定する者のうち公務員等共済法第六十六条第二項又は公立学校職員共済法第六十七条第二項の退職一時金の支給を受けた者（政令で定める者を除く。）その他これに準ずるものとして政令で定める者（前項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。）については、政令で定めるところにより、連合会が新法の規定による退職共済年金又は昭和六十年改正前の新法の規定による通算退職年金を支給する。
- 3 復帰更新組員であつた者に係る年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、前二項の規定により連合会が支給すべき年金である給付の額を改定するものとし、その改定については、政令で特別の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。
- （恩給等の受給権の取扱い）
- 第三十五条 復帰更新組員で特別措置法の施行日の前日に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。
- 2 復帰更新組員に係る恩給（その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で特別措置法の施行日前にその支払を受けなかつたものを除く。）又は退職年金条例（元沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法（千九百六十八年立法第七十八号）を含む。以下この項及び第五十一条において同じ。）の規定による退隠料等（その者が退職年金条例の規

定により遺族として受ける退隠料等及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた退隠料等で特別措置法の施行日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給、増加退隠料、傷病年金又は傷病賜金を受ける権利

二 特別措置法の施行日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退隠料を受ける権利（これを有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行つた者に対して、これを消滅させることを希望する旨を申し出なかつたものに限る。）

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退隠料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。（旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い）

第三十六条 復帰更新組員に係る旧法等又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金（その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行つた者に対して当該退職年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

2 復帰更新組員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による障害年金又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による通算退職年金は、その者が復帰更新組員である間、その支給を停止する。ただし、当該障害年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行つた者に対して当該障害年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は障害年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号又は第四号の期間に該当しないものとみなす。（沖縄の組員であつた長期組員等の取扱い）

第三十七条 沖縄の組員であつた長期組員に対する長期給付については、別段の定めがあるものを除き、その者が沖縄の組員であつた間、長期組員であつたものとみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 沖縄の組員であつた長期組員（沖縄の組員となる前に長期組員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第十六条及び第十七条中「施行日」とあるのは「沖縄の共済法の施行の日」とする。

3 琉球政府等の職員であつた長期組員は、琉球政府等の職員であつた間、職員であつたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、沖縄の退職年金条例（公務員等施行法第二条第一項第四号に規定する退職年金条例（本土の地方公共団体の条例を除く。）をいう。次項及び第六項において同じ。）の適用を受ける者その他政令で定める者であつた琉球政府等の職員は、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖縄の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

4 沖縄更新組員である琉球政府等の職員であつた長期組員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が沖縄更新組員であつた間、更新組員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金若しくは退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付又は沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利につき沖縄の共済法の規定（公務員等施行法第七条（同法第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、沖縄の共済法の規定によつて消滅した恩給又は沖縄の退職年金条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二条第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「沖縄更新組員となつた日（沖縄更新組員となる前に更新組員であつた者にあつては、施行日）」とする。

5 沖縄の組員であつた長期組員に対する新法及びこの法律の規定の適用については、沖縄の組員であつた期間のうちに、恩給公務員期間又は旧長期組員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を恩給公務員期間又は旧長期組員期間とし、施行日以後の組員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を沖縄の組員であつた期間とする。

6 第三十一条第五項又は第六項の規定は、琉球政府等の職員であつた長期組員で第一号に掲げる給付を受けた第七条第一項第一号の期間若しくは沖縄の組員であつた期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）若しくは第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは沖縄の組員であつた期間を有するもの又はその遺族に退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金を支給する場合について準用する。

一 普通恩給又はこれに相当する退職年金条例（沖縄の退職年金条例を含む。）の給付（これらの給付を受ける権利につき第三十五条第二項第二号ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二 旧法の退職年金若しくは障害年金又はこれらに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給

- 付を受ける権利につき前条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の申出をした者のこれらの申出をした給付を除く。）
（副看守長等であつた衛視等の取扱い）
- 第三十八条 琉球政府（これにその事務を引き継がれた機関その他の機関で政令で定めるものを含む。）の副看守長、看守部長又は看守（以下「副看守長等」という。）であつた復帰更新組合員で特別措置法の施行日以後に衛視等となつたものは、副看守長等であつた間、衛視等であつたものとみなして新法及びこの法律の規定を適用する。
- 2 前項に定めるもののほか、同項に規定する復帰更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用について必要な事項は、政令で定める。
（政令への委任）
- 第三十九条 この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職共済年金の受給資格に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、政令で定める。
- 第十章 移行組合員等に関する経過措置等
- 第一節 移行組合員等に関する一般的経過措置
（定義）
- 第四十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 旧公企体共済法 昭和五十八年改正法附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法をいう。
- 二 旧公企体長期組合員 旧公企体共済法第三条第一項に規定する共済組合の組合員のうち旧公企体共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける者（昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）による改正前の公共企業体職員等共済組合法第八十二条の二第二項の規定により旧公企体長期組合員であつたものとみなされた者を含む。）をいう。
- 三 移行組合員 昭和五十八年改正法の施行の日（以下「移行日」という。）の前日に旧公企体長期組合員であつた者で、移行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。
- 四 移行更新組合員 移行組合員で移行日の前日まで引き続き旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつた者をいう。
- 五 旧公企体組合員期間 旧公企体長期組合員であつた期間（旧公企体共済法第十五条第一項の規定により計算した期間とし、その期間について旧公企体共済法第七十七条第二項及び第四項の規定並びに旧公企体共済法附則第五条、第六条の二第三項及び第七項、第七条、第十七条の二、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の四、第二十六条の八第一項から第四項まで、第二十七条並びに第二十七条の二の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がなかつたものとした場合の期間とする。）をいう。
（移行組合員に関する一般的経過措置）
- 第四十一条 移行組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるもののほか、その者が旧公企体長期組合員であつた間、長期組合員であつたものとみなす。
- 2 旧公企体長期組合員であつた期間が引き続いて移行組合員又は当該期間と移行日前における長期組合員であつた期間（前項の規定により長期組合員であつたものとみなされる期間を除く。以下同じ。）が引き続いて移行組合員につき、その引き続いて移行組合員である期間（移行日の前日に引き続いて移行組合員に限る。）内における退職又は旧公企体共済法に規定する退職（以下この条において「退職等」という。）がある場合において、次の各号の一に該当する事実があるときは、当該移行組合員に係る当該退職等は、なかつたものとみなす。
- 一 当該退職等をした者につき当該退職等により長期給付又は旧公企体共済法の規定による長期給付（以下この条において「長期給付等」という。）の給付事由が生じなかつたとき。
- 二 当該退職等をした者が当該退職等により給付事由が生じた長期給付等（当該退職等の後に給付事由が生じた当該退職等に係る長期給付等を含む。以下この条において同じ。）の支給を受けなかつたとき。
- 三 当該退職等により給付事由が生じた一時金である長期給付等の支給を既に受けた者が、その支給を受けた額を返還することを希望する旨を当該長期給付等の決定を行つた者に、移行日から六十日を経過する日以前に、申し出たとき。
- 四 当該退職等により給付事由が生じた年金である長期給付等の支給を既に受けた者が次条第一項の申出を行わなかつたとき。
- 3 前項第三号の申出をした者が移行日以後において退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなる場合における同号の返還は、これらの年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなるこれらの年金の額の二分の一に相当する額から、当該申出に係る長期給付等として支給した額に相当する額に利子に相当する額を加えた額（第六項において「支給額等」という。）に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、これらの年金の額とする。
- 4 前項に規定する利子は、第二項第三号の申出に係る長期給付等の支給を受けた日の属する月の翌月から移行日の属する

- 月の前月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
- 5 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を既に受けた者が同号の申出をその期限前に行うことなく死亡した場合に
- は、その申出は、その遺族がすることができる。
- 6 第二項第三号の申出をした者の遺族又は前項の申出をした遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなる場合における同号の返還は、これらの年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなるこれらの年金の額の二分の一に相当する額から、支給額等のうち第三項の規定による控除が行われなかつた額又は同項の規定により控除されるべき額の二分の一に相当する額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、これらの年金の額とする。
- 7 第二項に規定する引き続いて移行組合員である期間内における退職等により給付事由が生じた長期給付等の支給を既に受けた者が、同項第三号の申出をしなかつた場合又は次条第一項の申出をした場合における当該退職等に係る組合員期間については、新法第三十八条第三項の規定の適用は、ないものとする。
（新法による年金等の支給を受けた移行組合員の取扱い）
- 第四十二条 移行組合員が旧公企体組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に昭和六十年改正前の新法若しくは昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百十九号。以下「昭和六十年改正前の施行法」という。）又は旧公企体共済法の規定による年金（その者が遺族として受けたものを除く。）の支給を既に受けた者であるときは、その者は、移行日から六十日を経過する日以前に、当該年金の決定を行つた者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める申出をすることができる。
- 一 移行日の前日において現に当該年金の支給を受けていた者 移行日以後においても当該年金について従前の例により支給を受けることを希望する旨の申出
- 二 前号に掲げる者以外の者 当該支給を受けた年金を返還しない旨の申出
- 2 前項各号の申出に係る年金の基礎となつた期間及び昭和六十年改正前の新法第七十七条第一項（昭和六十年改正前の新法第七十九条第三項及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは第八十五条第一項の規定又はこれらの規定に相当する旧公企体共済法の規定により当該年金の支給が停止されていた期間については、新法第三十八条第四項の規定にかかわらず、当該申出をした者に係るこれらの期間以外の組合員期間との合算は、しないものとする。
- 3 移行組合員が旧公企体組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に昭和六十年改正前の新法若しくは昭和六十年改正前の施行法又は旧公企体共済法の規定による年金（その者が遺族として受けたものを除く。以下この条において「移行日前の年金」という。）の支給を既に受けた者である場合において、移行日以後に退職共済年金又は障害共済年金（以下この条において「移行日以後の年金」という。）の支給を受けることとなるときは、当該移行日以後の年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該移行日以後の年金の額の二分の一に相当する額から、その者がこれらの期間内に受けた当該移行日前の年金（第一項各号の申出に係る年金を除く。）の支給額に相当する額に利子に相当する額を加えた額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、移行日以後の年金の額とする。
- 4 前条第四項の規定は前項に規定する利子について、同条第五項の規定は第一項各号の申出について、同条第六項の規定は前項の規定による控除についてそれぞれ準用する。
（旧公企体組合員期間を有する長期組合員の特例）
- 第四十三条 移行日の前日に長期組合員（第四十一条第一項の規定により長期組合員であつたものとみなされた者を除く。）であり、移行日以後引き続き長期組合員である者が旧公企体組合員期間を有する者であるときは、その者は移行組合員であるものとみなして、前二条の規定を適用する。
（旧公企体組合員期間を有する者が移行日以後に再就職した場合の取扱い）
- 第四十四条 第四十一条及び第四十二条（第二号に掲げる者にあつては、第四十一条第一項に限る。）の規定は、次に掲げる者について準用する。
- 一 移行組合員（前条の規定により移行組合員であるものとみなされた者を含む。）であつた者で再び長期組合員となつたもの
- 二 旧公企体組合員期間を有する者で移行日以後長期組合員となつたもの（移行組合員及び前号に掲げる者を除く。）
- 第二節 移行更新組合員等に関する経過措置
（移行組合員に係る恩給等の受給権の取扱い等）
- 第四十五条 移行組合員に係る恩給又は旧法の規定による退職年金若しくは障害年金を受ける権利は、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
- 2 移行組合員で移行日の前日において普通恩給を受ける権利を有していた者に係る長期給付については、当該普通恩給の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。
- 3 移行日以後における恩給に関する法令の改正により、移行組合員又はその遺族が新たに普通恩給又は扶助料（恩給法第

七十五条第一項第一号に規定する扶助料をいう。)を受ける権利を有することとなる場合には、当該移行組合員は旧公企体共済法の施行の日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなし、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利は同日において消滅したものとみなす。

4 移行組合員で移行日の前日において旧法の規定による退職年金を受ける権利を有していた者に係る長期給付については、当該退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。
(移行更新組合員に係る普通恩給等の支給の停止)

第四十六条 旧公企体共済法の施行の日の前日に恩給公務員であつた移行更新組合員に係る普通恩給は、その者が移行更新組合員である間、その支給を停止する。

2 移行更新組合員に係る旧法の規定による退職年金及び障害年金は、その者が移行更新組合員である間、その支給を停止する。
(移行更新組合員に係る長期給付の取扱い)

第四十七条 移行更新組合員に係る長期給付については、第四十一条、第四十二条及び前二条に定めるもののほか、移行更新組合員を更新組合員と、旧公企体共済法の施行の日を施行日と、移行更新組合員に係る恩給で旧公企体共済法の規定によつて消滅したもの(他の法令の規定によつて消滅したものとみなされたものを含む。)はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、第七条、第三章(第十六条及び第十七条を除く。)及び第四章の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、移行更新組合員に対する第三章及び第四章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(旧公企体共済法の更新組合員であつた移行組合員等の取扱い)

第四十八条 第七条から第九条まで(第三号に掲げる者にあつては、第七条第一項第六号及び第九条を除く。)、第三章(第十六条及び第十七条を除く。)及び第四章の規定は、次に掲げる者について準用する。

- 一 旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつた者で再び旧公企体長期組合員となつた移行組合員
- 二 更新組合員又は恩給更新組合員であつた者で旧公企体長期組合員となつた移行組合員(前号に掲げる者を除く。)
- 三 恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者で旧公企体共済法の施行の日以後に旧公企体長期組合員となつた移行組合員(移行更新組合員及び前二号に掲げる者を除く。)

2 前項に定めるもののほか、同項に定める規定を準用する場合における必要な技術的読替えその他同項各号に掲げる者に対する長期給付に関する規定の適用については、第二十二条第一項各号に掲げる者に係る長期給付に準じて、政令で定める。

(旧公企体共済法の更新組合員であつた長期組合員の特例)

第四十九条 前条の規定は、移行日の前日に長期組合員(第四十一条第一項の規定により長期組合員であつたものとみなされた者を除く。)であり、移行日以後引き続き長期組合員である者で旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつたものについて準用する。

(移行更新組合員等が移行日以後に再就職した場合の取扱い)

第五十条 第四十五条から第四十八条まで(第一号に掲げる者にあつては同条を、第二号及び第三号に掲げる者にあつては第四十六条及び第四十七条を除く。)の規定は、次に掲げる者について準用する。

- 一 移行更新組合員であつた者で再び長期組合員となつたもの
- 二 第四十八条第一項各号に掲げる者又は前条の規定に該当する者であつた者で再び長期組合員となつたもの
- 三 旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつた者で移行日以後長期組合員となつたもの(移行組合員及び前条の規定に該当する者並びに前号に掲げる者を除く。)

2 前項の場合において、第四十五条第二項及び第四項中「移行日」とあるのは、「第五十条第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

(旧公企体共済法の復帰更新組合員であつた移行組合員の取扱い)

第五十一条 移行組合員で移行日の前日に旧公企体共済法附則第二十六条の六第一項に規定する復帰更新組合員であつた者に対する前章の規定の適用については、その者は第三十三条第四号に規定する復帰更新組合員であるものと、その者が同条第一号に規定する特別措置法の施行の日の前日において有していた恩給若しくは退職年金条例の規定による退隠料等(同条第五号に規定する退隠料等をいう。)又は旧法等の規定による退職年金を受ける権利で旧公企体共済法の規定によつて消滅したものはこの法律中の相当する規定によつて消滅したものと、旧公企体共済法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出とみなす。

(政令への委任)

第五十二条 この章に定めるもののほか、旧公企体共済法に規定する復帰更新組合員その他旧公企体長期組合員であつた者に係る長期給付に関する経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

第十一章 雑則
(期間計算の方法)

第五十三条 この法律における給付を受ける権利の基礎となる期間の計算は、新法又はこの法律に別段の規定があるもののほか、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。ただし、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間の計算は、それぞれ恩給法又は旧法の期間計算の例による。

2 新法第百十三条の規定は、この法律に定める権利に関する申出の期間を計算する場合について準用する。
(経過措置に伴う費用の負担)

第五十四条 第二章から第六章まで及び第二十八条の規定により職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 新法附則第十八条第一項の規定により組合職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合又は連合会組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3 日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、首都高速道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫及び労働福祉事業団は、政令で定めるところにより、第七条(第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを連合会に払い込むものとする。
(長期給付の決定に関する事務の特例)

第五十五条 連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、恩給法第十二条に規定する局長の審理を経て行うものとする。

(政令への委任)

第五十六条 この法律に規定するもののほか、長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。
- 2 第五条第二項ただし書、第六条第一項ただし書、第四十条第一項、第四十二条第二項(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十九条第五項の申出は、施行日前においても行うことができる。

別表(第八条、第九条、第二十五条関係)

新法第七十六条第一項第一号	組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百十九号。以下「施行法」という。)第八条に規定する者若しくは同法第九条に規定する者(以下「特定更新組合員等」という。)又は同法第二十五条各号のいずれかに該当する者(以下「特定衛視等」という。)
新法第七十六条第二項第三号	組合員期間等が二十五年以上	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第七十七条第二項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号
	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第七十八条第一項	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)	退職共済年金
	その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)	その権利を取得した当時
新法第七十九条第三項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新組合員等又は特定衛視等に該当して支給されるもの

新法第八十八条第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第八十九条第一項第二号ロ	次の（1）又は（2）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める	（1）に定める
	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第九十条	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）	遺族共済年金
新法附則第十二条の三第三号	組合員期間等が二十五年以上	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二条の四の二第二項第一号	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。
新法附則第十二条の四の二第三項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号
	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二条の四の二第四項	第七十八条第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（当該請求があつた当時	
新法附則第十二条の四の三第四項	第七十八条第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	当時
新法附則第十二条の六第一項	算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの
	第七十八条第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（当該請求があつた当時	
新法附則第十二条の六第二項及び第三項	第七十八条第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	当時
新法附則第十二条の七第一項及び第二項	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二条の七の三第五項	第七十八条第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（その年齢に達した当時	

新法附則第十二条の七の五第一項	組合員期間	組合員期間（当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月）
新法附則第十二条の七の五第四項及び第五項	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする。
新法附則第十二条の七の五第六項	同条第一項	施行法別表において読み替えられた同条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時
	当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）	
新法附則第十二条の七の六第一項	算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの
	第七十八条第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時
	当時（当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時	
新法附則第十二条の七の六第二項	加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	加算されたもの
	第七十八条第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八条第一項
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時
	当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）	
新法附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
第七条第一項	算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続く期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない	算入する
第十条第一項	更新組合員（組合員期間（第七条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者に限る。）	第八条に規定する者又は第九条に規定する者
第十一条第一項	次の各号に掲げる者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）	次の各号に掲げる者
第十四条第一項	退職共済年金（その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ。）	退職共済年金
第二十六条第一項	恩給更新組合員（組合員期間が二十年以上である者に限る。）	恩給更新組合員

(四) 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正

(1) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年7月16日法律第87号)附則第203条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第二百三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。
第八章中第三十二条の次に次の一条を加える。
(社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であつた者の長期給付の取扱い)
第三十二条の二 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号。以下この条において「地方分権推進整備法」という。）附則第百五十八条第一項の規定によりその長期給付（同項に規定する長期給付をいう。以下この条において同じ。）に係る地方職員共済組合の権利義務が連合会に承継された者のうち、当該長期給付の給付事由が地方分権推進整備法の施行前に生じた者に係る当該長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により連合会が支給する。
2 地方分権推進整備法附則第百五十八条第一項の規定によりその長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が連合会に承継された者のうち、当該長期給付の給付事由が地方分権推進整備法の施行後に生ずる者に係る当該長期給付については、別段の定めがあるもののほか、地方の新法（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この項において「昭和六十年法律第百八号」という。）附則第四十二条の規定によりその例によることとされた事項については、昭和六十年法律第百八号による改正前の地方の新法及び昭和六十年法律第百八号による改正前の地方の施行法とし、昭和六十年法律第百八号附則第百三十一条の規定によりその例によることとされた事項については、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）による改正前の地方の新法とする。）の規定の例により連合会が支給する。
3 地方分権推進整備法附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局若しくは社会保険事務所の職員となつた者又は地方分権推進整備法附則第百二十三条の規定により相当の都道府県労働局の職員となつた者に係る年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、前二項の規定により連合会が支給すべき年金である給付の額を改定するものとし、その改定については、政令で特別の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。
4 前三項に規定するもののほか、長期給付に関して必要な事項は、政令で定める。

(2) 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成11年7月16日法律第104号）附則第10条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第十条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。

(3) 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第424条による改正

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第四百二十四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
第三十四条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第五十三条第二項中「第百十三条」を「第百十二条」に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。[ただし書略]

(4) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年7月4日法律第101号）附則第88条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第八十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
第三十条第一項中「第七十四条第二項」を「第三十八条第二項ただし書」に改める。

(5) 独立行政法人造幣局法（平成14年5月10日法律第40号）附則第17条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第三条の二第二項、第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 施行日以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものについては、造幣局が負担する。

(6) 独立行政法人国立印刷局法（平成14年5月10日法律第41号）附則第18条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第三条の二第二項中「独立行政法人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局（第五十四条第一項において「国等」という。）」を加える。
第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)
第十九条 施行日以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が負担する。

(7) 日本郵政公社法施行法（平成14年7月31日法律第98号）第120条による改正

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第二百十条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正

する。

第三条の二第二項中「国又は」を「国、」に改め、「独立行政法人国立印刷局」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日〔平成15年4月1日〕から施行する。〔ただし書略〕
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が負担する。

(8) 独立行政法人国立病院機構法（平成14年12月20日法律第191号）附則第25条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成16年4月1日〕から施行する。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」を「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるもの（政令で定めるものに限る。）については、機構が負担する。

(9) 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年6月23日法律第130号） 第7条及び第8条による改正

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三十七年」を「四十年」に改める。

別表新法第七十九条第三項の項中「第七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改め、同表新法附則第十二条の四の二第二項第一号の項及び新法附則第十二条の七の五第四項及び第五項の項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。

第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第三条の二第四項中「新法」の下に「第七十四条の二、」を加える。

第十七条中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

別表新法第八十九条第一項第二号ロの項中「新法第八十九条第一項第二号ロ」を「新法第八十九条第一項第一号ロ（2）」に、「(1) 又は (2)」を「(i) 又は (ii)」に、「(1) に」を「(i) に」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 〔前略〕第七条〔中略〕の規定 平成十七年四月一日

五 〔前略〕第八条〔中略〕の規定 平成十九年四月一日

(10) 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）第67条による改正

注 この一部改正規定は、平成24年8月22日法律第63号附則第151条により一部改正された

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第六十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正

する。

第三条の二第二項中「又は日本郵政公社」を削り、「という。）」の下に「又は新法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等（第五十四条第一項において「郵政会社等」という。）」を加える。

第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国等」の下に「又は郵政会社等」を加える。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日〔平成19年10月1日〕から施行する。〔ただし書略〕
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、新国共済法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

注 この附則第95条の規定は、平成24年5月8日法律第30号により一部改正され、「新国共済法」が「国家公務員共済組合法」に改められた

(11) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第62号）第11条による改正

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第十一条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表新法第七十六条第一項第一号の項及び新法第七十六条第二項第三号の項を削り、同表新法第七十七条第二項の項中「特定更新組合員等又は特定衛視等」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第八条に規定する者若しくは施行法第九条に規定する者（以下「特定更新組合員等」という。）又は施行法第二十五条各号のいずれかに該当する者（以下「特定衛視等」という。）」に改め、同表新法附則第十二条の三第三号の項を削る。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。〔ただし書略〕

注 この附則第1条の規定は、平成28年11月24日法律第84号により一部改正され、施行日が「平成29年8月1日」とされた

(12) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第63号）附則第96条、第97条及び第151条による改正

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 〔前略〕附則第九十六条の規定〔中略〕 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成25年8月1日〕

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第九十六条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

第十三条の二 第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（新法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び第十三条の四におい

- て同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法第七十八条第一項、新法第七十八条の二第四項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二条の七の二第二項並びに新法附則第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）、新法附則第十二条の六の二第四項、新法附則第十二条の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二条の八第三項及び第七項並びに第十一条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。
- 2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
- （追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）
- 第十三条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二条第一項及び新法第八十三条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。
- 2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて障害共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
- （追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）
- 第十三条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金（新法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。
- 2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の

十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて遺族共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 新法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- 第十三条の二第一項中「（平成二十四年法律第 号）」を削り、「新法第七十二条の二」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条第一項」に改める。
- 第二十八条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

注 附則第97条による一部改正規定は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年11月26日法律第96号）第6条により一部改正された

- （被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
- 第六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。
- 附則第九十七条のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第一号の改正規定の次に次のように加える。
- 第三条の二第二項中「新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。
- 附則第九十七条のうち国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十八条第一項の改正規定の次に次のように加える。
- 第五十四条第二項中「新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。
- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第六条の規定〔中略〕 公布の日
- （郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
- 第百五十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。
- 附則第九十五条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。

（13）国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年4月18日法律第22号）附則第24条による改正

- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日〔平成26年5月30日〕から施行する。〔ただし書略〕
- （元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律等の一部改正）
- 第二十四条 次に掲げる法律の規定中「恩給法第十二条に規定する局長」を「総務大臣」に改める。
- 二 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第五十五条

(五) 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年6月30日政令第207号）

…平成11年4月1日現在

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 組合及び連合会（第五条の二―第十条）
- 第三章 給付（第十一条―第十一条の十）
- 第四章 費用の負担（第十二条―第十三条）
- 第五章 国家公務員共済組合審査会（第十四条―第二十五条）
- 第六章 国家公務員共済組合審議会（第二十六条―第三十条）
- 第六章の二 権限の委任（第三十条の二）
- 第七章 外国で勤務する組合員に係る特例（第三十一条―第四十二条）
- 第八章 公庫等の継続長期組合員に係る特例（第四十三条―第四十四条の二）
- 第八章の二 組合職員及び連合会役職員の取扱い（第四十五条・第四十五条の二）
- 第九章 地方公務員共済組合との関係（第四十六条―第四十八条）
- 第十章 任意継続組合員に係る特例（第四十九条―第六十一条）
- 附則

第一章 総則
(定義)

第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「受給権者」、「地方の組合」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例退職掛金」、「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「退職共済年金」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第二条第一項第一号から第五号まで、第三項第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第四十一条第一項、第七十四条第二項、第二百二十四条の二第二項、第二百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項、第三項若しくは第六項若しくは附則第十三条の三第四項又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十一条第一項、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、組合、組合の代表者、連合会、受給権者、地方の組合、継続長期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例退職掛金、特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。

(職員)

第二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者とする。

- 一 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者
- 二 国家公務員法第百八条の六第五項、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十五条の二第五項又は国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者
- 三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項の規定により派遣された者
- 四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者
- 五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で前各号に掲げる者に準ずるもの
- 六 国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者
- 七 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、大蔵大臣の定めるところにより、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの
- (被扶養者)

第三条 法第二条第一項第二号に規定する主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、一般職の職

員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)における被扶養者の認定の取扱いを参酌して、大蔵大臣の定めるところによる。（遺族）

第四条 法第二条第一項第三号に掲げる組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪^{そう}の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて生計を維持していた者は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その者と生計を共にしていた者のうち大蔵大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として大蔵大臣が定める者とする。（報酬）

第五条 法第二条第一項第五号に規定する一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当するものとする。

2 法第二条第一項第五号に規定する他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。

- 一 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第百三十八号)の規定に基づく定時制通信教育手当
 - 二 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）の規定に基づく産業教育手当
 - 三 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の規定に基づく教職調整額
 - 四 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の規定に基づく特別の手当
 - 五 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の規定に基づく国際平和協力手当
- 3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与（以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。）に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

- 一 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第百五十二号）第一条第一号から第十七号までに掲げる特別職の職員 同法第二条の規定に基づく給与
 - 二 特別職の職員の給与に関する法律第一条第二十九号に掲げる特別職の職員 同法第十条の規定に基づく給与
 - 三 国会職員 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十五条の規定に基づく給与
 - 四 裁判官 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第二条、第九条及び第十五条の規定に基づく給与
 - 五 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与
 - 六 検察官 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第一条、第二条及び第九条の規定に基づく給与
 - 七 防衛庁の職員 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）の規定に基づく給与
 - 八 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員 同法第四条に規定する給与準則に定める給与
- 4 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けない職員が労働の対償として受ける前項に定める給与以外のもので、一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものについては、別到大蔵大臣が定める。

第二章 組合及び連合会
(法第三条第二項第二号に規定する政令で定める機関)

第五条の二 法第三条第二項第二号に規定する政令で定める機関は、矯正研修所とする。（定款の変更）

第六条 法第六条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事務所の所在地の変更
 - 二 行政組織の変更に伴う組合員の範囲の変更
 - 三 その他大蔵大臣の指定する事項
- (事業計画及び予算の変更)

第七条 法第十五条第二項に規定する事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 人件費及び事務費の最高限度額
- 二 法第十七条ただし書の規定による借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額
- 三 法第十九条の規定による余裕金（積立金に係るものを含む。以下同じ。）の運用として行う有価証券又は不動産の取得の最高限度額

- 四 組合の経理単位（大蔵省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。）相互間における資金の融通の最高限度額
- 五 法第九十八条の規定により行う福祉事業の種類、当該福祉事業のための施設の設置及び廃止に関する事項並びに当該福祉事業に要する費用に充てることができる金額の最高限度
- 六 その他大蔵大臣の指定する事項（資金の運用）

第八条 組合の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。

- 銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
 - 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
 - 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得
 - 不動産の取得
 - 組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み
- 2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる
- 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託
 - 証券会社への信託
- 3 組合の代表者は、組合の余裕金を第一項第二号に掲げる信託のうち運用方法を特定するもの、同項第三号に規定する有価証券のうち国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券以外のものの取得、同項第四号に掲げる不動産の取得若しくは同項第五号に掲げる保険料の払込みに運用しようとする場合又は前項に規定する有価証券を同項第二号に掲げる預託に運用しようとする場合には、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、組合の余裕金の運用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。（長期給付に充てるべき積立金の積立て及び運用）

第九条 連合会は、毎事業年度の長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、その額を長期給付に充てるべき積立金（以下この条において「積立金」という。）として整理しなければならない。

- 2 連合会は、毎事業年度の長期給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。
- 3 連合会は、毎事業年度、その前事業年度の決算につき法第十六条第二項の承認があつた後二月以内に、前事業年度の末日における積立金の額に百分の三十四の割合を乗じて得た金額に相当する金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。（準用規定）

第十条 第六条から第八条までの規定は、連合会について準用する。この場合において、第六条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる事項」と、第七条第三号中「又は不動産の取得」とあるのは「若しくは不動産の取得又は組合に対する資金の貸付け」と、第八条第一項第一号中「又は郵便貯金」とあるのは「、郵便貯金若しくは資金運用部への預託又は組合に対する資金の貸付け」と、同条第三項中「組合の代表者」とあるのは「連合会の理事長」と読み替えるものとする。

第三章 給付 (災害補償の実施機関の意見)

第十一条 組合又は連合会は、法第四十一条第二項の規定により同項に規定する公務上の災害又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。）による災害に対する補償の実施機関の意見を聴こうとするときは、当該実施機関に対し、その災害が公務上の災害又は通勤による災害であるかどうかの認定及びその理由につき文書で意見を求めなければならない。

- 2 前項に規定する実施機関は、同項の規定により意見を求められたときは、組合又は連合会に対し、文書ですみやかに回答しなければならない。（長期給付の支払に関する事務の郵政省への委託）

第十一条の二 法第四十一条第三項の規定により郵政省に委託することができる事務は、次に掲げる事務とする。

- 長期給付を受ける権利を有する者に対し、郵政省令で定めるところにより、長期給付の給付金に相当する現金を交付する事務
- 前号に掲げる事務に附帯する事務

- 2 連合会は、長期給付を受ける権利を決定したときは、郵政大臣と協議して定めるところにより、長期給付の給付金の支

払に関し必要な事項を郵政大臣に通知しなければならない。

- 3 前項の規定は、長期給付を受ける権利の消滅その他長期給付の給付金の支払に関する事項の変更があつた場合について準用する。
- 4 連合会は、郵政大臣と協議して定めるところにより、長期給付の給付金の支払に関し必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に払い込まなければならない。（組合員の資格取得時における標準報酬の特例）

第十一条の二の二 法第四十二条第五項の規定により標準報酬を定める場合において、組合員の資格を取得した日の現在の報酬が日により支給されるものであるときはその報酬の額の二十二倍に相当する金額を、当該組合員の資格を取得した日の現在の報酬が週その他日及び月以外の一定期間により支給されるものであるときはその報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する金額を報酬月額とする。（附加給付）

第十一条の三 法第五十二条に規定する短期給付は、組合の定款で定めるところにより行うことができる。

- 2 前項に規定する短期給付に関する定款の規定が、当該給付に関し大蔵大臣が国家公務員共済組合審議会の意見を聴いて定める基準に合致しないときは、法第六条第二項の認可をしないものとする。（高額療養費）

第十一条の三の二 法第六十条の二第一項に規定する高額療養費は、組合員（法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は特定医療費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその被扶養者（法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条において同じ。）が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局、その他の療養機関（以下「病院等」という。）から受けた療養（法第五十四条第二項に規定する食事療養（以下この条において「食事療養」という。）、次項に規定する療養、当該組合員又はその被扶養者が第四項に規定する被保護者である場合における同項に規定する療養及び当該組合員又はその被扶養者が第五項の規定による組合の認定を受けた者である場合における同項に規定する療養を除く。）に係る次の各号に掲げる金額が六万三千六百円を超える場合又はこれらの金額のうち三万円以上のものを合算した金額が六万三千六百円を超える場合に支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる金額又は当該合算した金額から六万三千六百円を控除した金額とする。

- 法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金の額（第三号に規定する場合における当該一部負担金の額を除く。）
 - 法第五十五条の三第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額。次号において同じ。）からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次号に規定する場合における当該控除した金額を除く。）
 - 当該療養が法第五十四条第二項に規定する選定療養を含む場合における法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金の額に法第五十五条の三第二項第一号の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額
 - 法第五十六条第三項の規定により控除された一部負担金の割合を乗じて得た額に相当する金額（同条第四項に規定する場合においては、当該金額と同項の規定により控除された健康保険法第四十三条ノ八第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額に相当する金額との合算額）
 - 法第五十六条の二第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護（同条第一項に規定する指定訪問看護をいう。第七号において同じ。）に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額
 - 当該療養につき算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）からその療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額
 - 法第五十七条の二第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額
- 2 組合員又はその被扶養者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給（以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養（食事療養及び当該組合員又はその被扶養者が第五項の規定による組合の認定を受けた者である場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項各号に掲げる金額が六万三千六百円を超えるときは、当該各号に掲げる金額から六万三千六百円を控除した金額を高額療養費として支給する。
- 3 組合員又はその被扶養者が前項に規定する原爆一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養又は第五項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を受け、かつ、当該療養につい

- て当該組合員又はその被扶養者がなお負担すべき額がある場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項各号に掲げる金額のうち三万円以上のものに係る当該負担すべき額と当該組合員又はその被扶養者が当該療養のあつた月と同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養、前項に規定する療養、当該組合員又はその被扶養者が次項に規定する被保護者である場合における同項に規定する療養及び当該組合員又はその被扶養者が第五項の規定による組合の認定を受けた者である場合における同項に規定する療養を除く。）に係る第一項各号に掲げる金額のうち三万円以上のものとの合算額が六万三千六百円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該合算額から六万三千六百円を控除した金額を高額療養費として支給する。
- 4 組合員又はその被扶養者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養、第二項に規定する療養及び当該組合員又はその被扶養者が次項の規定による組合の認定を受けた者である場合における同項に規定する療養を除く。）に係る第一項各号に掲げる金額が三万五千四百円を超えるときは、当該各号に掲げる金額から三万五千四百円を控除した金額を高額療養費として支給する。
- 5 組合員又はその被扶養者が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第七十九条第五項に規定する厚生大臣の定める疾病に該当するものに係る療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた組合員又はその被扶養者が大蔵省令で定めるところにより組合の認定を受けたものであり、かつ、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項各号に掲げる金額が一万円を超えるときは、当該各号に掲げる金額から一万円を控除した金額を高額療養費として支給する。
- 6 組合員又はその被扶養者が療養を受けた場合において、当該組合員につき、当該療養があつた月以前の十二月以内、既に三回以上高額療養費（第二項及び前二項の規定による高額療養費を除く。以下この項において同じ。）が支給されているときは、当該療養に係る高額療養費の支給については、第一項及び第三項中「六万三千六百円」とあるのは、「三万七千二百円」とする。
- 7 第一項、第三項又は前項の場合において、組合員が次のいずれかに該当するときは、第一項及び第三項中「六万三千六百円」とあるのは「三万五千四百円」と、「三万円」とあるのは「二万千円」と、前項中「第一項及び第三項」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第一項及び第三項」と、「六万三千六百円」とあるのは「三万五千四百円」と、「三万七千二百円」とあるのは「二万四千六百円」とする。
- 一 療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）
- 二 療養のあつた月において、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者である者であつて大蔵省令で定められるもの
- 8 法第五十六条の二第三項及び第四項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第三項中「組合員が」とあるのは「組合員又はその被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と、同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。
- 9 法第五十七条第五項から第七項までの規定は、療養の給付又は特定療養費若しくは家族療養費に係る療養についての第二項、第四項又は第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第五項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と、同条第六項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他大蔵省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に要した費用」とあるのは「その療養の給付につき支払うべき第五十五条第二項に規定する一部負担金の額又はその療養に要した費用」と、同条第七項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。
- 10 健康保険法施行令第七十九条第十二項及び第十三項の規定は、第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同条第十二項中「厚生省令」とあるのは「大蔵省令」と、同条第十三項中「について法第四十三条第一項第五号」とあるのは「について国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十四条第一項第五号」と、「当該法第四十三号第一項第五号」とあるのは「当該国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号」と読み替えるものとする。

- 11 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二条の規定に基づき国が自衛官（同法第二十二条の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）並びに防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生（同法第二十二条の規定に基づき退職後において療養の給付又は特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）である組合員に対して行つた療養の給付又は特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給は、第一項から前項までの規定の適用については、法の規定による給付とみなす。
- 12 高額療養費の支給に関する手続について必要な事項は、大蔵省令で定める。
- （出産費及び配偶者出産費の最低保障額）
- 第十一条の三の三 法第六十一条第一項ただし書及び第三項ただし書に規定する政令で定める金額は、三十万円とする。
- （埋葬料及び家族埋葬料の最低保障額）
- 第十一条の三の四 法第六十三条第一項ただし書及び第三項ただし書に規定する政令で定める金額は、十万円とする。
- （傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額）
- 第十一条の四 法第六十九条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。
- 一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金又は育児休業手当金（法第六十八条の二ただし書の規定により支給されるものを除く。）の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金又は育児休業手当金の額
- 二 前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額
- 2 傷病手当金の額が法第六十六条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものである場合における当該傷病手当金については、前項中「報酬の額」とあるのは、「報酬の額から法第六十六条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額（当該差額が当該報酬の額を超えるときは、当該報酬の額）を控除した額」として、同項の規定を適用する。
- （長期給付の適用範囲の特例）
- 第十一条の五 法第七十二条第二項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- 一 法第七十二条第二項第一号に掲げる職員のうち、人事官、検査官、公正取引委員会の委員長及び委員並びに国立国会図書館の館長
- 二 内閣官房副長官のうち、国会議員でない者をもつて充てられたもの
- （公務等による障害共済年金等の最低保障額のうちの職域加算額）
- 第十一条の六 法第七十四条第二項に規定する法第八十二条第三項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額は、同項各号に掲げる金額から同項の規定の適用がないものとした場合に算定されるべき同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額とする。
- 2 法第七十四条第二項に規定する法第八十九条第三項に定める金額のうち政令で定める金額は、同項に定める金額から同項の規定の適用がないものとした場合に算定されるべき同条第一項第一号イ又は第二号イに掲げる金額を控除した金額とする。
- （併給の調整における他の法令の支給停止解除の規定の範囲）
- 第十一条の七 法第七十四条第四項ただし書（法第七十四条の二第二項後段及び第四項後段において準用する場合を含む。）に規定する他の法令の規定で法第七十四条第三項又は第五項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十八条第二項本文及び第三項（同法第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十六条第三項及び第五項（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方の改正法」という。）附則第十条第三項において準用する場合を含む。）
- 四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する法第七十四条第三項及び第五項並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十一条第三項において準用する法第七十四条第三項及び第五項
- 五 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第二十三条の二第四項（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。以下「昭和六十年農林の改正法」という。）附則第十条第三項において準用する場合も含む。）

- (併給の調整の特例における他の法令の一部支給停止解除の規定の範囲)
- 第十一条の七の二 法第七十四条の二三項に規定する他の法令の規定で同条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする
- 一 厚生年金保険法第三十八条の二第一項本文
 - 二 地方公務員等共済組合法第七十六条の二第一項
 - 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十四条の二第一項
 - 四 農林漁業団体職員共済組合法第二十三条の三第一項
- (退職共済年金の加給年金額に係る生計維持要件)
- 第十一条の七の三 法第七十八条第一項（法附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第四項、第十二条の七の三第五項又は第十二条の七の五第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時、法附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時、法附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時又は法附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時その者によつて生計を維持していた者は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時、法附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時、法附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時又は法附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時その者と生計を共にしていた者のうち大蔵大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として大蔵大臣が定める者とする。
- 2 法第七十八条第四項の規定の適用については、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第七章において同じ。）又は子が前項の規定に該当する者でなくなつた時に退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたものとする。
- (退職共済年金の加給年金額等に関する調整)
- 第十一条の七の四 法第七十九条第三項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。
- 一 国民年金法による障害基礎年金及び昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による障害年金
 - 二 厚生年金保険法による老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十月以上であるもの又は昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金及び障害年金
 - 三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び障害年金
 - 四 昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「昭和六十年改正前の法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの
 - 五 地方公務員等共済組合法による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの又は同法附則第二十八条の四第一項、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「地方の施行法」という。）第八条第一項から第三項まで、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項若しくは第二項（地方の施行法第六十六条において準用する場合を含む。）若しくは昭和六十年地方の改正法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年地方の改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）（第十一章を除く。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方の施行法（第十三章を除く。）による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの（通算退職年金を除く。）
 - 六 私立学校教職員共済法による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるもの又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項又は沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金

- 七 農林漁業団体職員共済組合法による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの又は沖縄の復帰に農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに昭和六十年農林の改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧農林漁業団体職員共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金
 - 八 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの
 - 九 地方公務員の退職年金に関する条例による年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの（通算退職年金を除く。）
 - 十 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの
 - 十一 執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定に基づく年金である給付
 - 十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の規定により連合会が支給する年金である給付のうち退職又は障害を給付事由とするもの
 - 十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による障害年金
- (他の共済組合の組合員等である間の退職共済年金の支給の停止)
- 第十一条の七の五 法第八十条第一項に規定する政令で定める金額は、百二十万円とする。
- 2 法第八十条第一項に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 所得金額（法第八十条第一項に規定する所得金額をいう。以下のこの条において同じ。）が百二十万円を超え百五十万円以下である場合 当該所得金額から百二十万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額を当該所得金額で除して得た率
 - 二 所得金額が百五十万円を超え百八十万円以下である場合 六万円と当該所得金額から百五十万円を控除した金額の百分の五十に相当する金額との合算額を当該所得金額で除して得た率
 - 三 所得金額が百八十万円を超え二百十万円以下である場合 二十一万円と当該所得金額から百八十万円を控除した金額の百分の八十に相当する金額との合算額を当該所得金額で除して得た率
 - 四 所得金額が二百十万円を超える場合 四十五万円と当該所得金額から二百十万円を控除した金額との合算額を当該所得金額で除して得た率（その率が百分の九十を超えるときは、百分の九十）
- 3 所得金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。
- 一 その者のその年分の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節の規定による給与所得の金額に相当する金額
 - 二 その者のその年分の所得税に係る雑損控除その他の所得税法第二編第二章第四節の規定による控除の金額の合計額（障害共済年金を支給すべき障害の状態）
- 第十一条の七の六 障害共済年金を支給すべき一級、二級及び三級の障害等級（法第八十一条第一項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の障害の状態は、別表第一に定めるところによる。
- (障害共済年金の加給年金額に係る生計維持要件)
- 第十一条の七の七 第十一条の七の三の規定は、法第八十三条第一項に規定する障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた者について準用する。
- (障害を併合しない場合の障害共済年金の特例)
- 第十一条の七の八 法第八十五条第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金でその併合される障害のうちいずれかの障害が国民年金法による障害基礎年金の給付事由となつた障害に該当しないことにより法第七十四条第一項第二号に定める場合に該当してその支給が停止されることとなるものについては、法第八十五条第一項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害は併合しないものとする。
- 2 前項の場合において、国民年金法による障害基礎年金と同一の給付事由に基づき支給される障害共済年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、当該障害共済年金の額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。
- 一 前項の規定を適用しないものとして法第八十五条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度に応じ算定されるべき障害共済年金（次項において「併合障害共済年金」という。）の額
 - 二 この項の規定による加算がないものとして算定されるべき当該障害基礎年金と同一の給付事由に基づき支給される障害共済年金の額
- 3 前項の規定により加算する金額が加算された障害共済年金については、当該加算額のうち、第一号に掲げる金額は法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の一部であるものと、第二号に掲げる金額は同項第二号に掲げる金額の一部である

ものとそれぞれみなして、法及びこの政令の規定を適用する。

一 併合障害共済年金に係る法第八十二条第一項第一号に掲げる金額から国民年金法による障害基礎年金と同一の給付事由に基づき支給される障害共済年金に係る前項の規定を適用しないものとして算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額に相当する金額

二 前号に掲げる金額以外の金額

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整の特例)

第十一条の七の九 法第八十七条の四に規定する政令で定める場合は、法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金（同条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度が障害等級の一級に該当する場合に限る。）の受給権者の公務等傷病（法第八十二条第二項に規定する公務等傷病をいう。）による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合とする。

2 法第八十七条の四に規定する政令で定める金額は、同条に規定する平均標準報酬月額の千分の〇・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 法第八十七条の四の規定は、法第八十七条第二項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間は、適用しないものとする。

(障害一時金を支給すべき障害の状態)

第十一条の七の十 法第八十七条の五第一項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定める障害の状態とする。

(障害一時金に関する調整)

第十一条の七の十一 法第八十七条の六第二号に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

一 国民年金法による年金である給付

二 厚生年金保険法による年金である給付（旧船員保険法による年金である保険給付を含む。）

三 地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）による年金である給付

四 私立学校教職員共済法による年金である給付

五 農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付

2 法第八十七条の六第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる給付の受給権者のうち、最後に障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して当該障害の状態に該当することなく三年を経過した者（現に当該障害の状態に該当しない者に限る。）

イ 国民年金法による障害基礎年金

ロ 厚生年金保険法による障害厚生年金

ハ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金

ニ 私立学校教職員共済法による障害共済年金

ホ 農林漁業団体職員共済組合法による障害共済年金

二 次のイからへまでに掲げる給付の受給権者のうち、その給付の区分に応じそれぞれ最後にイからへまでに定める障害の状態に該当しなくなった日から起算して当該障害の状態に該当することなく三年を経過した者（現に当該障害の状態に該当しない者に限る。）

イ 旧国民年金法による障害年金 旧国民年金法別表に定める程度の障害の状態

ロ 旧厚生年金保険法による障害年金 旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の障害の状態

ハ 旧船員保険法による障害年金 当該障害年金を受ける程度の障害の状態

ニ 旧地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）による障害年金 旧地方公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態

ホ 旧私立学校教職員共済組合法による障害年金 旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する昭和六十年改正前の法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態

へ 旧農林漁業団体職員共済組合法による障害年金 旧農林漁業団体職員共済組合法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態

(遺族共済年金を受ける遺族)

第十一条の八 組合員について法第八十八条第一項の遺族共済年金の支給事由が生じた場合には、その遺族は、法第四十三条及び第四十四条に定めるところに従い、すべて遺族共済年金を受けることができるものとする。ただし、法第九十三条の二又は第九十四条第二項の規定に該当した者については、この限りではない。

(掛金を納付しない場合の給付の制限)

第十一条の九 組合が第十二条の四第二項の規定に該当する者に対し同項の通知をした場合において、当該通知に係る金額（以下「未納掛金」という。）が未納掛金につき控除の行なわれるべき月の翌月の末日（当該通知に係る同項に規定する組

合の指定した日が当該末日後に到来する場合には、当該指定した日。以下「納付期限」という。）までに完納されないときは、納付期限後に支給すべきその者に係る給付金については、法第九十六条の規定により、その額（法第四十六条及び第九十七条の規定の適用後の額をいう。）から大蔵省令で定める金額を控除した金額のうち、納付期限の翌日から未納掛金を完納した日の前日までの日数に応じ未納掛金につき年十四・六パーセントの割合で計算した金額（以下「給付制限額」という。）に達するまでの金額は、支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合又は納付期限までに完納しなかつたことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

一 未納掛金につき控除の行われるべき月分のその者の掛金の額が千円未満であるとき。

二 その者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて当該通知をしたとき。

三 給付制限額が十円未満であるとき。

2 前項本文の場合において、未納掛金の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る給付制限額の計算の基礎となる未納掛金は、その納付のあつた金額を控除した金額とする。

3 第一項本文の場合において、給付制限額のうち前回以前の支給に係る給付金で同項本文の規定により支給されなかつたものに対応する金額があるときは、当該金額に相当する部分の給付制限額は、ないものとみなす。

4 給付制限額を計算するに当たり未納掛金に百円未満の端数があるとき、又は給付制限額に一円未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てる。

(刑に処された場合等の給付の制限)

第十一条の十 組合員が禁錮以上の刑に処せられ、又は法第九十七条第一項に規定する懲戒処分を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）又は障害共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の五十

二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続き組合員期間の月数が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三 国家公務員法第八十二条の規定による停職又はこれに相当する処分を受けた場合 当該停職の期間の月数が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の二十五を乗じて得た割合

2 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第九十七条第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、これらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第七十四条第一項の規定、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項の規定、法第八十七条第一項若しくは第四項の規定又は法第九十一条第一項から第四項まで若しくは第九十二条第一項の規定により退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の支給が停止されている月を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは第一項の懲戒処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由が生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十四条第一項の規定、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項若しくは施行法第十条第二項（施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、(施行法第二十七条において準用する者を含む。)又は第四十八条第一項（施行法第四十九条又は第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定、法第八十七条第一項若しくは第四項の規定又は法第九十一条第一項から第四項まで若しくは第九十二条第一項の規定により退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

一 法第九十九条第五項に規定する専従職員である組合員 その専従職員であつた期間

二 旧法第九十四条第二項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）第二条の規定による改正前の施行法（以下「昭和三十四年改正前の施行法」という。）第四十七条若しくは第四十八条又は昭

- 和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方の施行法第百五十一条の規定による改正前の施行法（以下「昭和三十七年改正前の施行法」という。）第五十一条の二第三項の規定の適用を受けた期間を有する組合員　その期間
- 6　第一項から第三項までの規定を適用する場合において、同一の組合員期間について第一項又は第二項の規定に定める給付の制限の二以上に該当するときは、その該当する間は、そのうち最も高い割合による給付の制限（給付の制限の割合が同じときは、そのうちいずれか一の給付の制限）を定めている規定の定めるところによる。
- 7　第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認め、かつ、その割合の範囲内で大蔵大臣と協議して定めた割合を連合会に通知したときは、その割合によるものとする。
- 8　禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡を受けた者が、その言渡を取り消されことなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた長期給付の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

第四章　費用の負担
（給付に要する費用等の算定方法）

第十二条　組合の短期給付に要する費用（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金（以下この項において「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下この項において「退職者給付拠出金」という。）の納付に要する費用を含み、法第九十九条第三項（第二号を除く。）の規定による国の負担に係るもの（以下この項において「育児休業負担金」という。）を除く。次条第一項において同じ。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十一条及び五十二条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付額並びに育児休業負担金の額を基礎として、大蔵大臣の定める方法により算定するものとする。

- 2　組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み、同条第二項第三号に掲げるものを除く。次項及び次条第二項において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における次に掲げる事項及び当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額を基礎として、大蔵大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、大蔵大臣の定めるところにより、厚生省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。
- 一　組合員のうち退職した者、障害の状態となつた者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
- 二　年金である給付を受ける権利を失つた者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
- 三　組合員の組合員期間別及び年齢別の標準報酬の月額（法第五十二条の二に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の平均額の上昇その他の変動の割合
- 四　初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者のそのなつた際の年齢の平均
- 3　前項の場合において、長期給付に要する費用の算定の基礎となる予定運用収入に係る利率は、年五・五パーセントとする。
- 4　法第百条第三項に規定する標準報酬の月額と掛金との割合は、短期給付に係るものにあつては、第一項の規定により算定した費用の額を同項に規定する前事業年度の各月の初日における組合員の標準報酬の月額の合計額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとし、長期給付に係るものにあつては、前二項の規定により算定した費用の額（特別掛金及び当該特別掛金に係る負担金に係るものを除く。）を当該事業年度以後における組合員の標準報酬の月額の現価（当該標準報酬の月額の合計額を大蔵大臣の定めるところにより現在の価額に換算したものをいう。）の合計額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

（給付に要する費用の算定単位）

第十二条の二　組合の短期給付に要する費用は、当該組合を組織する職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）を単位として算定する。ただし、外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する場合にあつては、在外公館に勤務する外務公務員である職員（以下、「在外組合員」という。）とその他の者とに区分し、法第三条第二項第一号イに掲げる職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、自衛官（防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二条の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）並びに防衛大学校の学生及び防衛医科大学校の学生とその他の者に区分して算定する。

2　組合の長期給付に要する費用は、すべての組合を組織する職員（継続長期組合員を含む。）を単位として算定する。（育児休業手当金に対する国の負担割合）

第十二条の三　法第九十九条第三項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の七とする。

- （掛金の払込期限）
- 第十二条の四　法第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき期限は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、同条第一項の規定による控除が行われない場合には、その控除が行われなかつた月の末日とする。
- 2　法第百一条第三項の規定により、掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が前項に定める日までに当該金額を組合に納付しないときは、組合は、大蔵省令で定めるところにより、その者に対し当該金額を組合の指定した日までに払い込むべき旨を通知するものとする。
- （特別掛金の標準となる給与の範囲）
- 第十二条の五　法第百一条の二第一項に規定する一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当するものとする。
- 2　法第百一条の二第一項に規定する他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定に基づく寒冷地手当及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当とする。
- 3　一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る法第百一条の二第一項に規定する期末手当等（以下「一般職員の期末手当等」という。）に準ずる給与として同項に規定する政令で定めるものは、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与とする。

- （組合への国の負担金の払込み）
- 第十二条の六　国は、予算で定めるところにより、法第九十九条第三項（第二号を除く。）の規定により負担すべき金額を、当該事業年度における育児休業手当金の支給の状況を勘案して組合に払い込むものとする。
- 2　国は、予算で定めるところにより、法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により負担すべき金額を、当該事業年度における基礎年金拠出金の納付の状況を勘案して組合に払い込むものとする
- 3　前二項の規定により国が組合に払い込んだ金額と法第九十九条第三項各号の規定により当該事業年度において国が負担すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの国の予算によりそれぞれ行うものとする。

- （連合会への負担金の払込み）
- 第十三条　法第百二条第四項の規定により組合が連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。
- 一　法第九十九条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第九条第一項に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国又は職員団体（法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。）が負担すべき金額
- 二　法第九十九条第二項第四号に掲げる費用に充てるため国又は職員団体が負担すべき金額のうち大蔵大臣の定める金額
- 2　組合は、法第百二条第四項に規定する国又は職員団体が負担すべき金額及び前条第二項に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。

- 第五章　国家公務員共済組合審査会
（審査会の委員に対する報酬）
- 第十四条　連合会は、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）の公益を代表する委員に対し、審査会に出席した日数に応じ、一般職の職員の給与に関する法律第二十二条第一項の規定による手当の額を基準として大蔵省令で定める額の報酬を支給する。
- （審査会の委員及び関係人に対する旅費）
- 第十五条　審査会の委員に対する旅費は、公益を代表する委員については一般職の職員の給与に関する法律別表第一の行政職俸給表(一)の十一級の職務にある職員が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給を受けるべき額により、その他の委員についてはその者が職員として受けるべき額又はこれに相当する額により、連合会が支給する。
- 2　行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十七条の規定により事実の陳述又は鑑定を求められた参考人に対する旅費は、前項の規定により公益を代表する委員に支給する旅費の額の範囲内において、連合会が支給する。
- （審査会の書記）
- 第十六条　審査会に書記を置く。
- 2　書記は、連合会の事務に従事する者のうちから、連合会の理事長が任命する。
- 3　書記は、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第十七条から第二十五条まで　削除
第六章　国家公務員共済組合審議会

- (委員)
- 第二十六条 国家公務員共済組合審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験がある者のうちから五人並びに国を代表する者及び組合員を代表する者のうちからそれぞれ三人を任命するものとする。
- (会議)
- 第二十七条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、大蔵大臣の諮問があつたとき、又は委員総数の三分の一をこえる数の委員が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求のあつた日から二週間以内に審議会を招集しなければならない。
- (専門調査員)
- 第二十八条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。
- 2 専門調査員は、当該専門の事項について深い知識を有する者のうちから、審議会の意見を聞いて、大蔵大臣が任命する。
- 3 専門調査員は、非常勤とする。
- 4 専門調査員は、当該専門の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。
- (庶務)
- 第二十九条 審議会の庶務は、大蔵省主計局において処理する。
- (雑則)
- 第三十条 法及びこの政令に規定するもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。
- 第六章の二 権限の委任
- (権限の委任)
- 第三十条の二 次の各号に掲げる大蔵大臣の権限は、当該各号に規定する従たる事務所又は保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、大蔵大臣が必要であると認めるときは、自ら行うことを妨げないものとする。
- 一 法百十六条第三項の規定による監査で組合又は連合会の従たる事務所に関するもの
- 二 法百十七条第一項又は第二項の規定による報告、資料の提出及び出頭の要求並びに質問及び検査で保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関及び指定訪問看護事業者に関するもの
- 2 前項第一号に掲げる大蔵大臣の権限で、組合又は連合会の従たる事務所の所轄機関に関するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該所轄機関の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 第一項第二号に掲げる大蔵大臣の権限については、同項に規定する財務局長のほか、同号に規定する保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に係る療養に関する短期給付についての費用の支払を行うべき組合又は連合会の従たる事務所又はその所轄機関の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 第七章 外国で勤務する組合員に係る特例
- (療養費の特例)
- 第三十一条 在外組合員が本邦を出発した時から本邦に到着する時までの期間（以下この章において「本邦外にある期間」という。）内において療養を受ける場合には、組合がその者に支払うべき療養費の額は、法第五十六条第三項から第五項までの規定にかかわらず、その療養に要した費用の百分の八十に相当する金額とする。
- 第三十二条 削除
- (家族療養費の特例)
- 第三十三条 在外組合員が随伴し、又は在勤地に呼び寄せたその親族（在外組合員の配偶者で本邦外において婚姻したもの及び在外組合員の子で本邦外において出生したものを含むものとし、被扶養者であるものに限るものとする。）で次の各号に掲げる者（次条から第三十九条までにおいて「在外被扶養者」という。）が本邦外にある期間内において療養を受ける場合には、組合がその在外組合員に支払うべき家族療養費の額は、法第五十七条第二項から第四項まで及び第九項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。
- 一 配偶者 その療養に要した費用の百分の八十に相当する金額
- 二 子及び父母 前号に掲げる金額の百分の七十に相当する金額
- (高額療養費の特例)
- 第三十四条 在外組合員が本邦外にある期間内において療養を受ける場合における法第六十条の二第一項の高額療養費は、第十一条の三の二第一項から第七項までの規定にかかわらず、在外組合員が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る療養に要した費用の額から当該療養に要した費用について療養費として支給される金額に相当する金額を控

除した金額（以下この項において「組合員負担額」という。）がその者の在勤手当（住居手当、子女教育手当及び特殊語学手当を除く。以下この章において同じ。）の月額に組合の定款で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支給するものとし、その額は、当該組合員負担額から当該在勤手当の月額に当該割合を乗じて得た金額を控除した金額とする。

- 2 在外組合員の在外被扶養者が本邦外にある期間内において療養を受ける場合における法第六十条の二第一項の高額療養費は、第十一条の三の二第一項から第七項までの規定にかかわらず、当該在外被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る療養に要した費用の額から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（以下この項において「組合員負担額」という。）がその在外組合員の在勤手当の月額に組合の定款で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支給するものとし、その額は、当該組合員負担額から当該在勤手当の月額に当該割合を乗じて得た金額を控除した金額とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、前二項の高額療養費の支給に関し必要な事項は、第十一条の三の二第九項、第十項及び第十二項の規定にかかわらず、組合の定款で定める。
- (出産費及び配偶者出産費の特例)

第三十五条 在外組合員又はその在外被扶養者である配偶者が本邦外にある期間内において出産した場合における法第六十一条第一項又は第三項の規定による出産費又は配偶者出産費の額は、これらの規定にかかわらず、出産費についてはその在外組合員の在勤手当の月額に相当する金額とし、配偶者出産費については当該在勤手当の月額の百分の七十に相当する金額とする。ただし、これらの金額が組合の定款で定める金額に満たない場合には、当該定款で定める金額とする。

(家族埋葬料の特例)

第三十六条 在外組合員の在外被扶養者である子が本邦外において死亡した場合における法第六十三条第三項の規定による家族埋葬料の額は、同項の規定にかかわらず、その在外組合員の在勤手当の月額の百分の七十に相当する金額（当該金額が、その在外組合員の配偶者が当該在外被扶養者である子の死亡地において死亡した場合に国家公務員等の旅費に関する法律第四十条第一項の規定により支給されるべき死亡手当の額を超えるときは、その死亡手当の額）とする。

(災害見舞金の特例)

第三十七条 在外組合員が本邦外にある家財に損害を受けた場合における法第七十一条の規定による災害見舞金の額は、同条の規定にかかわらず、別表第三に掲げる損害の程度に応じ、その者の在勤手当の月額に同表に定める割合を乗じて得た金額とする。

- 2 在外組合員の本邦外にある住居については、法第七十一条の規定は、適用しない。
- (対外支払手段による支払)

第三十八条 組合は、在外組合員又はその在外被扶養者が本邦外にある期間内にこれらの者について生じた給付事由に基づく短期給付のうち療養費、家族療養費、高額療養費、移送費、家族移送費、出産費、配偶者出産費、在外被扶養者である子及び父母についての家族埋葬料並びに災害見舞金の支払は、特別の事情がある場合を除くほか、対外支払手段（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第八号に規定する対外支払手段をいう。）によつて行うものとする。

(給付の制限)

第三十九条 在外組合員又はその在外被扶養者が本邦外にある期間内にこれらの者について生じた給付事由に基く短期給付のうち前条の規定の適用を受ける給付以外のものは、支給しない。

(掛金の特例)

第四十条 在外組合員に係る法第九十九条第二項第一号及び第四号に規定する掛金は、法第百条第三項にかかわらず、同項の規定により算定する掛金のほかその者の在勤手当を標準として算定する掛金とし、その掛金と在勤手当との割合は、組合の定款で定める。

第四十一条 削除

(区分経理)

第四十二条 組合は、在外組合員に係る組合の収入及び支払については、他の収入及び支払と区分して経理しなければならない。

第八章 公庫等の継続長期組合員に係る特例

(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等の範囲)

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 水資源開発公団、地域振興整備公団、農用地整備公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、森林開発公団、石油公団、日本鉄道建設公団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項に規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）、新東京国際空港公団、外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外資埠頭公団及び旧阪神

- 外資埠頭公団、住宅・都市整備公団（住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団
- 二 科学技術振興事業団（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二条の規定により科学技術振興事業団となつた旧新技術開発事業団並びに科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）、宇宙開発事業団、環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む。）、国際協力事業団、日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。）、年金福祉事業団、社会福祉・医療事業団（社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五条）附則第二条の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧医療金融公庫を含む。）、農畜産業振興事業団（蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団並びに農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団を含む。）、金属鉱業事業団、中小企業事業団（中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）、運輸施設整備事業団（運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）、労働福祉事業団、雇用促進事業団及び日本下水道事業団
- 三 日本輸出入銀行及び日本開発銀行
- 四 海外経済協力基金、国民生活センター、日本原子力研究所（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、理化学研究所、核燃料サイクル開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。）、公害健康被害補償予防協会（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、国際交流基金、日本たばこ産業株式会社、日本育英会、日本体育・学校健康センター（日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会を含む。）、国立教育会館、日本学術振興会、放送大学学園、日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場を含む。）、社会保険診療報酬支払基金、社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所、心身障害者福祉協会、日本中央競馬会、農業者年金基金、日本貿易振興会、高圧ガス保安協会、新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、国際観光振興会、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会を含む。）、勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団及び同法附則六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金及び日本消防検定協会
- 五 平和祈念事業特別基金、総合研究開発機構、海洋科学技術センター、自動車安全運転センター、預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センターを含む。）、産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）よる改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）、厚生年金基金連合会、国民年金基金連合会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）、農業共済基金、農林漁業信用基金（農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金を含む。）、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構（生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）、海洋水産資源開発センター、繊維産業構造改善事業協会（繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二十一条の繊維工業構造改善事業協会を含む。）、情報処理振興事業協会、製品安全協会、基盤技術研究促進センター、軽自動車検査協会、自動車事故対策センター、日本小型船舶検査機構、空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、海上災害防止センター、造船業基盤整備事業協会（特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会を含む。）、通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）、郵便貯金振興会、中央労働災害防止協会、日本障害者雇用促進協会（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会を含む。）、中央職業能力開発協会、地方公務員災害補償基金及び危険物保安技術協会（継続長期組員についての特例を適用しない場合）

第四十四条 法第二百二十四条の二第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）が公庫等（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組員となつた後退職し、引き続いて再び元の公庫等の公庫等職員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

2 継続長期組員が法第二百二十四の二第一項に規定する転出の日以後再び長期組員となることなく同条第二項第一号又は第二号に掲げる場合に該当し、その資格を喪失したときは、長期給付に関する規定の適用については、同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するに至つた日に退職したものとみなす。
（継続長期組員の報酬等）

第四十四条の二 継続長期組員については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて法第百一条の二第一項に規定する期末手当等とする。

第八章の二 組合職員及び連合会役職員の取扱い
（組合職員の報酬等）
第四十五条 組合職員（法第百二十五条第一項に規定する組合職員をいう。）については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて法第百一条の二第一項に規定する期末手当等とする。
（連合会役職員の取扱い）

第四十五条の二 連合会役職員（法第百二十六条第一項に規定する連合会役職員をいう。次項において同じ。）については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて法第百一条の二第一項に規定する期末手当等とする。

2 連合会役職員について法の規定を適用する場合においては、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第五条第一項	各省各庁の長(第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。)	国家公務員共済組合連合会の理事長（以下第十二条までにおいて「理事長」という。)
法第八条第一項	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（自治大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第一号、第三号又は第五号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、防衛施設庁長官、印刷局長、造幣局長又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員	理事長は、第百二十六条第一項に規定する連合会役職員
法第八条第二項	各省各庁の長	理事長
法第十二条第一項	各省各庁の長	理事長
	その所属の職員その他国に使用される者	国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者
法第十二条第二項	各省各庁の長	理事長
法第九十九条第二項及び第四項	国	連合会
法第九十九条第五項	負担金並びに国	負担金並びに連合会
法第百二条第一項	各省各庁の長（自治大臣を含む。）	連合会
	国	連合会
法第百二条第四項及び第百二十六条の五第二項	国	連合会

3 前項の場合における第十一条の十第七項及び第十三条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国」とあるのは「連合会」とする。

第九章 地方公務員共済組合との関係
(組合員が地方の組合の組合員となつた場合の取扱い)

第四十六条 組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、大蔵大臣が自治大臣と協議して定める期限までに、当該地方の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者に支払うこととなるべき年金である給付の額及び当該地方の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する金額を基礎として大蔵大臣が自治大臣と協議して定める方法により算定した金額を、法第百二十六条の二第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額として、当該地方の組合に移換するものとする。

第四十七条 組合員又は組合員であつた者が、地方の組合の組合員となり地方公務員等共済組合法第百四十四条の規定によりその者に係る退職共済年金又は障害共済年金が同法の規定による退職共済年金又は障害共済年金とみなされた場合には、長期給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職共済年金又は障害共済年金は、退職共済年金又は障害共済年金に該当しないものとみなす。
(地方の組合の組合員が組合員となつた場合の取扱い)

第四十八条 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その者の地方の組合の組合員であつた期間における地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する各月の掛金の標準となつた給料の額に政令で定める数値を乗じて得た額をその者の組合員期間における当該各月の標準報酬の月額とみなす。

2 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者で、地方公務員等共済組合法第百条に規定する地方公共団体の長であつた期間（地方の施行法の規定により当該期間に算入され、又は当該期間とみなされた期間を含む。）が十二年以上であるものが組合員となつたときは、その者に対する退職共済年金の支給又はその者の遺族に対する遺族共済年金の支給については、地方公務員等共済組合法又は地方の施行法の規定の例による。

3 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者で、地方公務員等共済組合法第百三条の規定によりその額が算定される同法の規定による障害共済年金の受給権者が組合員となつたときは、その者に対する障害共済年金の支給については、同法の規定の例による。

第十章 任意継続組合員に係る特例

(任意継続組合員となるための申出等の手続)

第四十九条 法第百二十六条の五第一項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、退職の際に所属していた組合に提出してするものとする。

- 一 申出をする者の住所及び氏名
- 二 法第百二十六条の五第一項の規定の適用を受けようとする旨
- 三 退職した年月日
- 四 退職時の標準報酬の月額
- 五 その他大蔵省令で定める事項

2 法第百二十六条の五第五項第五号に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、前項の申出をした組合に提出してするものとする。

- 一 申出をする者の住所及び氏名
- 二 任意継続組合員でなくなことを希望する旨
- 三 その他大蔵省令で定める事項

(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)

第四十九条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちのいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつてその者の標準報酬の日額（法第五十二条の二に規定する標準報酬の日額をいう。以下同じ。）とする。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額（組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき大蔵大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に大蔵大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により求めた標準報酬の月額）

二 毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における当該任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（任意継続組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により求めた標準報酬の月額

(費用の負担の特例)

第五十条 任意継続組合員の存する組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員（次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金（次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同項第一号及び第四号中「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）」とする。

(任意継続掛金)

第五十一条 任意継続掛金は、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、任意継続組合員となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、徴収するものとする。

2 任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金を徴収する。
3 任意継続掛金は、任意継続組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。
(任意継続掛金の払込み)

第五十二条 任意継続組合員は、初めて払い込むべき任意継続組合員となつた日の属する月の任意継続掛金を、その退職の日から起算して二十日を経過する日（法第百二十六条の五第一項に規定する正当な理由があると組合が認めた場合には、同項に規定する申出があつた日から起算して十日以内で組合が指定する日。次項において「払込期日」という。）までに、組合に払い込まなければならない。

2 任意継続組合員は、前項の場合を除き、任意継続組合員の資格を継続しようとする月の任意継続掛金を、その月の前月の末日（その日が払込期日前であるときは、当該期日）までに、組合に払い込まなければならない。

3 前項の規定により組合に払い込まれた任意継続掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合は、大蔵省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた任意継続掛金を任意継続組合員又は任意継続組合員であつた者に還付するものとする。

(任意継続掛金の前納)

第五十三条 法第二百二十六条の五第三項の規定による任意継続掛金の前納は、四月から九月まで若しくは十月から翌年三月までの六月間又は四月から翌年三月までの十二月間を単位として行うものとする。ただし、当該六月間又は十二月間において、任意継続組合員の資格を取得した者又はその資格を喪失することが明らかである者については、当該六月間又は十二月間のうち、同条第一項に規定する申出をした日の属する月の翌月以後の期間（二月以上の期間に限る。）又はその資格を喪失する日の属する月の前月までの期間（二月以上の期間に限る。）の任意継続掛金について前納を行うことができるものとする。

第五十四条 法第二百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金を前納しようとする任意継続組合員は、当該前納すべき額を、当該前納に係る期間の最初の月の前月の末日までに、組合に払い込まなければならない。（前納の際の控除額）

第五十五条 法第二百二十六条の五第三項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の任意継続掛金の合計額から、その期間の各月の任意継続掛金の額を年五・五パーセントの利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額とする。）を控除した額とする。（前納された任意継続掛金の充当）

第五十六条 法第二百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続掛金の額の引上げが行われることとなつた場合においては、前納された任意継続掛金のうち当該任意継続掛金の額の引上げが行われることとなつた後の期間に係るものは、当該期間の各月につき払い込むべき任意継続掛金に、先に到来する月の分から順次充当するものとする。（前納された任意継続掛金の還付）

第五十七条 法第二百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金を前納した後、前納に係る期間の経過前において任意継続組合員がその資格を喪失した場合においては、その者（同条第五項第二号に該当したことによりその資格を喪失した場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、前納された任意継続掛金のうち未經過期間に係るものを還付する。

2 前項に規定する未經過期間に係る還付額は、任意継続組合員の資格を喪失したときにおいて当該未經過期間につき任意継続掛金を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。（任意継続組合員に係る短期給付の特例）

第五十八条 任意継続組合員に係る法第五十二条の二、第五十四条第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十六条の二第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十一条第二項、第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十六条第一項から第三項まで又は第六十七条第一項、第二項若しくは第四項の規定の適用については、法第五十二条の二中「（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）」とあるのは「（給付事由が任意継続組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、任意継続組合員の資格を喪失した日の前日）」と、法第五十四条第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項及び第五十六条の二第一項中「公務によらない病気又は負傷」とあるのは「公務によらない病気又は負傷（任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）」と、法第五十九条第一項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、同条第二項中「退職」とあるのは「任意継続組合員の資格の喪失」と、法第六十一条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「任意継続組合員の資格喪失後出産する」と、法第六十三条第一項中「公務によらないで死亡した」とあるのは「公務によらない死亡（任意継続組合員となつた後における死亡を含む。）をした」と、法第六十四条第一項中「退職後」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して」と、法第六十六条第一項中「公務によらないで病気にかかり、又は負傷し」とあるのは「公務によらない病気又は負傷（任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）をし」と、「勤務」とあるのは「労務」と、同条第二項中「勤務」とあるのは「労務」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、「退職しなかつた」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失しなかつた」と、法第六十七条第一項中「勤務」とあるのは「労務」と、同条第二項中「退職後」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して」と、同条第四項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」とする。

2 任意継続組合員に対しては、法第六十八条の規定の適用は、ないものとする。

第五十九条 任意継続組合員に係る法第五十四条第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項、第五十六条の三第一項、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十四条第一項又は第六十六条第一項の規定による給付は、同一の病気、負傷又は死亡に関し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他これらに類する法令の規定によりこれらの給付に相当する補償又は給付が行われるときは、行わない。（任意継続組合員に係る審査請求等）

第六十条 任意継続組合員に係る法第百三条第一項、第百十二条第二項又は第百十五条第二項の規定の適用については、法第百三条第一項又は第百十二条第二項中「掛金若しくは特別掛金」とあるのは「第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金」と、法第百十五条第二項中「並びに掛金及び特別掛金」とあるのは「及び第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金」とする。

（省令への委任）

第六十一条 第四十九条から前条までに定めるもののほか、法第二百二十六条の五の規定の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

（他の政令の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 共済組合審査会に関する政令（昭和二十三年政令第百三十五号）
- 二 在外公館に勤務する外務公務員についての国家公務員共済組合法の特例に関する政令（昭和二十七年政令第二百四号）

第三条及び第四条 削除

（組合の運営審議会の委員の任命の特例の適用期間）

第五条 法附則第三条の二に規定する政令で定める日は、平成十二年六月三十日とする。

（短期給付等に係る標準報酬の区分の特例）

第六条 法附則第六条の二の規定による改定後の標準報酬の区分については法第四十二条第一項の表中「

第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上

」とあるのは、「

第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上六〇五、〇〇〇円未満
第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上六三五、〇〇〇円未満
第三二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上六六五、〇〇〇円未満
第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上六九五、〇〇〇円未満
第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上七三〇、〇〇〇円未満
第三五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上七七〇、〇〇〇円未満
第三六級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上八一〇、〇〇〇円未満
第三七級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上八五五、〇〇〇円未満
第三八級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上九〇五、〇〇〇円未満
第三九級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上九五五、〇〇〇円未満
第四〇級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上

」と読み替えて、同項の規定を適用する

（特例退職組合員の標準報酬の日額）

第六条の二 特例退職組合員の標準報酬の日額は、その者の標準報酬の月額の子に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

（特例退職組合員に係る費用の負担の特例）

第六条の二の二 特定共済組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第一号に規定する費用については、附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員（次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（附則第十二条第六項に規定する特例退職掛金（次項において「特例退職掛金」という。）を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同項第一号中「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十（特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百）」とする。

（特例退職掛金）

第六条の二の三 特例退職掛金は、特例退職組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、特例退職組合員となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、徴収するものとする。

- 2 特例退職組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の特例退職掛金を徴収する。
- 3 特例退職掛金は、特例退職組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と特例退職掛金との割合は、特定共済組合の定款で定める。
(特例退職掛金の払込み)

第六条の二の四 特例退職組合員は、初めて払い込むべき特例退職組合員となつた日の属する月の特例退職掛金を、法附則第十二条第一項の規定による申出をした日から起算して二十日を経過する日(次項において「払込期日」という。)までに、特定共済組合に払い込まなければならない。

- 2 特例退職組合員は、前項の場合を除き、各月の特例退職掛金を、その月の前月の末日(その日が払込期日前であるときは、当該払込期日)までに、特定共済組合に払い込まなければならない。
- 3 前項の規定により特定共済組合に払い込まれた特例退職掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、特定共済組合は、大蔵省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた特例退職掛金を特例退職組合員又は特例退職組合員であつた者に還付するものとする。
(特例退職掛金の前納)

第六条の二の五 第五十三条から第五十七条までの規定は、特例退職掛金の前納について準用する。この場合において、第五十三条中「同条第一項に規定する申出をした日」とあるのは、「特例退職組合員の資格を取得した日」と読み替えるものとする。

(特例退職組合員に係る短期給付の特例)

第六条の二の六 特例退職組合員に係る法第五十二条の二、第五十四条第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十六条の二第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十一条第二項、第六十三条第一項、第六十四条第一項又は第六十七条第一項、第二項若しくは第四項の規定の適用については、法第五十二条の二中「(給付事由が退職後に生じ場合には、退職の日)」とあるのは「(給付事由が特例退職組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日)」と、法第五十四条第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項及び第五十六条の二第一項中「公務によらない病気又は負傷」とあるのは「公務によらない病気又は負傷(特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。)」と、法第五十九条第一項中「退職した」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した」と、同条第二項中「退職」とあるのは「特例退職組合員の資格の喪失」と、法第六十一条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後出産する」と、法第六十三条第一項中「公務によらないで死亡した」とあるのは「公務によらない死亡(特例退職組合員となつた後における死亡を含む。)をした」と、法第六十四条第一項中「退職後」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して」と、法第六十七条第一項中「勤務」とあるのは「労務」と、同条第二項中「退職後」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して」と、同条第四項中「退職した」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した」とする。

第六条の二の七 特例退職組合員に係る法第五十四条第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項、第五十六条の三第一項、第六十三条第一項若しくは第二項又は第六十四条第一項の規定による給付は、同一の病気、負傷又は死亡に関し、労働基準法、労働者災害補償保険法その他これらに類する法令の規定によりこれらの給付に相当する補償又は給付が行われるときは、行わない。

(特例退職組合員に係る審査請求等)

第六条の二の八 特例退職組合員に係る法百三条第一項、第百十二条第二項又は第百十五条第二項の規定の適用については、法百三条第一項又は第百十二条第二項中「掛金若しくは特別掛金」とあるのは「附則第十二条第六項に規定する特例退職掛金」と、法第百十五条第二項中「並びに掛金及び特別掛金」とあるのは「及び附則第十二条第六項に規定する特例退職掛金」とする。

(省令への委任)

第六条の二の九 附則第六条の二の二から前条までに定めるもののほか、法附則第十二条の規定の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(その者の事情によらないで退職した者の範囲)

第六条の三 法附則第十二条の七第二項及び附則第十二条の八第二項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
- 定員の減少若しくは組織の改廃又は勤務官署(これに準ずるものを含む。)の移転により退職した者
- 自衛官で定年(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十五条第一項に規定する定年をいう。以下同じ。)に達したことにより退職した者(定年に達した自衛官で同条第三項の規定により引き続き勤務に服し、退職した者を含む。)

四 裁判官で日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職した者

(繰上げ調整額を加算した退職共済年金が支給される老齢基礎年金)

第六条の三の二 国民年金法による老齢基礎年金で法附則第十二条の七の五第一項に規定する政令で定めるものは、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十七条第二項の規定により支給される国民年金法による老齢基礎年金とする。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げを希望した者が再び組合員となつた場合における特例)

第六条の四 法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者が六十五歳に達する前に再び退職した場合における法第七十七条第四項の規定による退職共済年金の改定額は、法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定の適用がないものとした場合に支給されるべき法第七十七条第四項の規定による退職共済年金の改定額から、改定前の退職共済年金の額を算定する場合において法附則第十二条の八第三項又はこの項の規定により減じるべきこととされた金額を減じた金額とする。

2 法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で再び退職した日において同条第三項に規定する特例支給開始年齢に達していない者に対する前項の規定の適用については、同項中「金額を減じた金額」とあるのは、「金額と当該再退職に係る組合員期間及び当該組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として法附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定された金額に法附則第十二条の八第三項に規定する特例支給開始年齢と再び退職した日の属する月の末日におけるその者の年齢(その者の年齢が改定前の退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、当該前月の末日における年齢)との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た金額との合算額を減じた金額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したのものに対する同条第七項の規定の適用については、同項中「第三項の規定により減じるべきこととされた金額」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令附則第六条の四第一項又は第二項の規定により減じるべきこととされた金額」と、「その算定の基礎となつた同項」とあるのは「第一項又は第二項の規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち附則第十二条の七の二第二項」とする。

4 法附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳に達する前に再び組合員となり六十五歳に達した日に法第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有することとなつたとき、又は法附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が法第七十七条第四項の規定による改定を行うこととなつたときにおける当該退職共済年金の額の算定については、同条第一項又は第二項の金額は、これらの規定及び法附則第十二条の八第七項の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する前に再び退職した者であるものとして前項の規定の例により算定した額とする。

5 第一項及び第二項の場合における法附則第十二条の八第四項の規定の適用については、同項中「附則第十二条の八第三項に」とあるのは「附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち附則第十二条の七の二第二項に」と、「附則第十二条の八第三項の」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令附則第六条の四第一項若しくは第二項の」と、「附則第十二条の八第三項並びに」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令附則第六条の四第一項又は第二項並びに」とする。

6 法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者に支給されることとなる法第七十六条の規定による退職共済年金に係る法第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、法第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条第二項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第七項若しくは国家公務員共済組合法施行令附則第六条の四第三項若しくは第四項の規定による減額後の額」と、法第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第七項又は国家公務員共済組合法施行令附則第六条の四第三項若しくは第四項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

7 前各項の規定は、法附則第十二条の八第九項の規定の適用を受けた者が再び組合員となつた場合について準用する。
(基本手当の支給を受けた日とみなされる日に準ずる日)

第六条の五 法附則第十二条の八の二第二項第一号(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める日は、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十一条、第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により同法の規定による基本手当を支給しないこととされる期間に属する日とする。

(退職共済年金の受給権者が失業保険金の支給を受けることができることとなつた場合の退職共済年金の支給停止に関する技術的読替え)

第六条の六 法附則第十二条の八の二第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十二条の八の二第一項	雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格	船員保険法第三十三条ノ三の規定により失業保険金（同法の規定による失業保険金をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支給を受けることができる資格（以下この項において「失業保険金の受給資格」という。）
	第十五条第二項	第三十三条ノ四第一項
附則第十二条の八の二第一項第一号	当該受給資格に係る雇用保険法第二十三条第二項に規定する受給期間	当該失業保険金の受給資格に係る失業保険金の支給を受けることができる期間
附則第十二条の八の二第一項第二号	当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項	当該失業保険金の受給資格に係る船員保険法第三十三条ノ十二第一項
	第二十二条の二第一項	第三十三条ノ十二ノ三第一項
	基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）	失業保険金
	同法第二十二条第一項	同法第三十三条ノ十二第一項
	基本手当を支給する	失業保険金を支給する
	基本手当の	失業保険金の
	第二十八条第一項	第三十三条ノ十三ノ三第一項
附則第十二条の八の二第二項第一号	基本手当	失業保険金

（失業保険金の支給を受けた日とみなされる日に準ずる日）

第六条の七 法附則第十二条の八の二第四項において準用する同条第二項第一号（同条第七項において準用する同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、船員保険法第三十三条ノ十一、第五十二条ノ二第一項又は第五十二条ノ三第一項の規定により同法の規定による失業保険金を支給しないこととされる期間に属する日とする。

（失業保険金の支給を受けることができる者が退職共済年金の受給権者となつた場合の退職共済年金の支給停止に関する技術的読替え）

第六条の八 法附則第十二条の八の二第七項の規定により同条第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十二条の八の二第五項	雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格	船員保険法第三十三条ノ三の規定により失業保険金（同法の規定による失業保険金をいう。）の支給を受けることができる資格
	第十五条第二項	第三十三条ノ四第一項
	第一項各号	前項の規定により読み替えて準用する第一項
附則第十二条の八の二第六項	前項各号	第四項の規定により読み替えて準用する前項各号
	「第五項の規定」と、第三項	「第七項において準用する第五項の規定」と、「基本手当」とあるのは「船員保険法の規定による失業保険金」と、第三項
	第一項各号	次項の規定により読み替えて準用する第一項
	「第五項の規定」と、「第一項	「第七項において準用する第五項の規定」と、「第一項
	「第五項の規定」と読み替える	「第七項において準用する第五項の規定」と読み替える

（自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例の適用を受ける者の範囲）

第七条 法附則第十二条の九第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第二十条第一項第一号の規定に該当する者のうち、自衛官であつた期間（防衛大学の学生若しくは防衛医科大学校の学生又は地方公務員等共済組合法附則第二十五条第三項に規定する警察官若しくは皇宮護衛官若しくは消防吏員若しくは常勤の消防団員（以下この号及び次条第一項において「学生等」という。）であつた自衛官にあつては、当該学生等であつた期間を含む。）を合算した期間が二十年未満であるもの

二 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第二十条第一項第二号の規定に該当する者（学生等であつた自衛官の取扱い）

第七条の二 学生等であつた自衛官のうち、当該学生等であつた間自衛官であつたものとした場合に防衛庁の職員の給与等

に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者に該当することとなる者については、その者を若年定年退職者とみなして、法附則第十二条の九第一項の規定を適用する。

2 法附則第十二条の七の規定は、前項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3 第一項の規定により法附則第十二条の九第一項の規定の適用を受ける者については、法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる年齢に達するまでの間、法附則第十二条の八の規定の適用を受けることができる。（退職一時金を返還する場合の利子の利率等）

第七条の三 法附則第十二条の十二第四項（法附則第十二条の十三後段において準用する場合を含む。）に規定する利率は、年五・五パーセントとする。

2 法附則第十二条の十二第一項又は附則第十二条の十三前段の規定による返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しないものとする。（特例継続組合員となるための申出等の手続）

第七条の四 法附則第十三条の三第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、同項の退職の際に所屬していた組合に提出してするものとする。

一 申出をする者の住所及び氏名

二 法附則第十三条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨

三 法附則第十三条の三第一項の退職をした年月日

四 退職時の標準報酬の月額

五 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定は、法附則第十三条の三第二項の規定による申出について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「同項の退職の際に所屬していた組合」とあるのは「同条第一項の規定による申出をした組合」と、同項第二号中「法附則第十三条の三第一項」とあるのは「法附則第十三条の三第二項」と、同項第三号中「法附則第十三条の三第一項の退職をした」とあるのは「法附則第十三条の三第二項に規定する被保険者等の資格を喪失した」と読み替えるものとする。

3 法附則第十三条の三第六項第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を、同条第一項の規定による申出をした組合に提出してするものとする。

一 申出をする者の住所及び氏名

二 特例継続組合員でなくなることを希望する旨

三 その他大蔵省令で定める事項（特例継続組合員の標準報酬の月額）

第七条の五 特例継続組合員の標準報酬の月額は、その者の退職時の標準報酬の月額とする。（特例継続掛金）

第七条の六 特例継続掛金は、特例継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、特例継続組合員となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、徴収するものとする。

2 特例継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の特例継続掛金を徴収する。この場合においては、法第百条第二項ただし書の規定を準用する。

3 特例継続掛金は、特殊継続組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と特例継続掛金との割合は、連合会の定款で定める。（特例継続掛金の払込み）

第七条の七 特例継続組合員は、特例継続組合員となつた後特例継続組合員となつた日の属する月から法附則第十三条の三第一項又は第二項の規定による申出をした日の属する月までの各月の特例継続掛金を、当該申出をした日の属する月の末日までに組合に払い込まなければならない。

2 特例継続組合員は、前項の場合を除き、特例継続組合員の資格を継続しようとする月の特例継続掛金を、その月の末日までに、組合に払い込まなければならない。

3 組合は、前二項の規定による特例継続掛金の払込みがあるごとに、これを連合会に払い込まなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により組合に払い込まれた特例継続掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の規定により当該特例継続掛金が連合会に払い込まれている場合には、連合会）は、大蔵省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた特例継続掛金を特例継続組合員又は特例継続組合員であつた者に還付するものとする。（特例継続組合員に係る長期給付の特例等）

第七条の八 特例継続組合員に係る法第七十六条第一項、第八十七条第一項、第八十七条の五第一項、第八十七条の六、第八十七条の七、第八十八条第一項、第八十九条第二項、第百三条第一項、第百十二条第二項又は第百十五条第二項の規

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第七十六条 第一項第一号	二十五年以上である者が、退職した後	二十五年以上である者となつたことにより附則第十三条の三第六項第二号に規定する事由に該当して特例継続組合員（同条第四項に規定する特例継続組合員をいう。以下第八十九条第二項までにおいて同じ。）の資格を喪失した後
	退職したとき	組合員期間等が二十五年以上である者となつたことにより当該事由に該当して特例継続組合員の資格を喪失したとき
法第七十六条 第一項第二号	退職した後	附則第十三条の三第六項第三号から第五号までに規定する事由（同項第四号に規定する事由のうち、組合員又は地方の組合の組合員となつたときを除く。）に該当したことにより特例継続組合員の資格を喪失した後
	退職した者	これらの事由に該当したことにより特例継続組合員の資格を喪失した者
法第八十七条 第一項	組合員であるとき	組合員（特例継続組合員を除く。以下この条において同じ。）であるとき
法第八十七条 の第五項	又は負傷した者	若しくは負傷した者
	又は負傷に係る	若しくは負傷に係る
	組合員で	組合員（特例継続組合員を除く。以下この項において同じ。）で
	退職した場合	特例継続組合員となつた場合
	退職の日	特例継続組合員の資格を取得した日の前日
	次条	次条及び第八十七条の七
	障害の状態にあるとき	障害の状態にあるとき、又は特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、若しくは負傷した者が、特例継続組合員である間にその傷病に係る障害給付の請求をした場合若しくは附則第十三条の三第六項第二号から第五号までに規定する事由（同項第四号に規定する事由のうち、組合員又は地方の組合の組合員となつたときを除く。）に該当したことにより特例継続組合員の資格を喪失した場合において、その請求をした日若しくは当該特例継続組合員の資格を喪失した日（これらの日に当該傷病について療養の給付、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給、健康保険若しくはこれに相当する制度による療養の給付、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給、老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費若しくは医療費の支給、老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付もしくは療養給付を受けている者でそれらの給付の支給開始後五年を経過していないものにあつては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条及び第八十七条の七において同じ。）に、その傷病の結果として、当該政令で定める程度の障害の状態にあるとき
法第八十七条 の六	退職の日	特例継続組合員の資格を取得した日の前日（特例継続組合員である間における病氣又は負傷に係る障害一時金にあつては、同条第一項の請求をした日又は特例継続組合員の資格を喪失した日）
法第八十七条 の七	組合員期間	組合員期間（特例継続組合員の資格を取得した日の前日（特例継続組合員である間における病氣又は負傷に係る障害一時金にあつては、第八十七条の五第一項の請求をした日又は特例継続組合員の資格を喪失した日）の属する月後における組合員期間を除く。）
法第八十八条 第一項第二号	退職後	特例継続組合員の資格を喪失した後
法第八十九条 第二項	退職した後	特例継続組合員の資格を喪失した後
法第百三条第 一項及び法第 百十二条第二 項	掛金若しくは特別掛金	附則第十三条の三第四項に規定する特例継続掛金
法第百十五条 第二項	並びに掛金及び特別掛金	及び附則第十三条の三第四項に規定する特例継続掛金

- 2
- 特例継続組合員に係る施行法別表の規定により読み替えられた法第七十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百十九号。以下「施行法」という。）第

八条に規定する者若しくは同法第九条に規定する者（以下「特定更新組合員等」という。）又は同法第二十五条各号のいずれかに該当する者（以下「特定衛視等」という。）が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき」とあるのは「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百十九号。以下「施行法」という。）第八条に規定する者又は同法第九条に規定する者（以下「特定更新組合員等」という。）となつたことにより附則第十三条の三第六項第二号に規定する事由に該当して特例継続組合員（同条第四項に規定する特例継続組合員をいう。以下この号において同じ。）の資格を喪失した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に特定更新組合員等となつたことにより附則第十三条の三第六項第二号に規定する事由に該当して特例継続組合員の資格を喪失したとき」とする。
(特例継続組合員に係る費用の負担の特例等)

第七条の八の二 特例継続組合員が存する場合における長期給付に要する費用の算定に係る法第九十九条第一項若しくは第二項又は施行法第五十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第九十九条 第一項各号列記以外の部分	職員	職員（第二号に規定する費用については、附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員を含む。）
法第九十九条 第一項第二号及び第二項各号列記以外の部分	の掛金	の掛金（附則第十三条の三第四項に規定する特例継続掛金を含む。）
法第九十九条 第二項第二号	負担金百分の五十	負担金百分の五十（附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員に係るものにあつては、同項に規定する特例継続掛金百分の百）
施行法第五十四条第一項	組合員	組合員（新法附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員を含む。）

- 2
- 特例継続組合員が存する場合における長期給付に要する費用の算定に係る第十二条第二項又は第十二条の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二 項第一号	退職した者	退職した者、法附則第十三条の三第六項第二号から第五号までに規定する事由（同項第四号に規定する事由のうち、組合員又は地方の組合の組合員となつたときを除く。）に該当したことにより特例継続組合員の資格を喪失した者
第十二条の二 第二項	継続長期組合員	継続長期組合員及び特例継続組合員

（脱退一時金の請求ができない事由となる受給権を有したことのある給付の種類）

第七条の九 法附則第十三条の十第一項第二号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

- 一
- 法による障害一時金
- 二
- 昭和六十年改正前の法による障害年金及び障害一時金（短期給付に係る財政調整事業）

第八条 法附則第十四条の二第一項の規定により連合会が行う交付金の事業は、その組合の所要掛金率（第十二条第四項の規定の例により算定した短期給付（法第五十二条に規定する短期給付を除く。以下この項において同じ。）に係る標準報酬の月額と掛金との割合をいう。以下この項及び第三項において同じ。）がすべての組合の平均の所要掛金率を基礎として大蔵大臣の定める率以上である組合であつて、短期給付に係る掛金の負担を軽減することが必要であると認められるものに対して行うものとする。

- 2
- 連合会は、前項の規定により行う交付金の交付の事業のほか、大蔵大臣の承認を受けて、組合員又はその被扶養者が受けた療養に関する費用の組合員に対する通知その他の事業で短期給付に係る財政の健全化に資するとともに組合が共同して行うことが適当であると認められるものを行うことができる。
- 3
- 法附則第十四条の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した費用は、所要掛金率が大蔵大臣が定める率を超える組合の第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額とする。

一

当該事業年度における当該組合の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例継続組合員を除く。次項において同じ。）の標準報酬の月額の合計額

二

当該組合の所要掛金率から当該大蔵大臣が定める率を控除した率

- 4 組合は、法附則第十四条の二第二項の規定による交付金の交付に要する費用に充てるため、毎月、連合会に対し、組合員の標準報酬の月額合計額に、当該交付金の交付に要する費用の額を勘案して連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額を同項の特別拠出金として払い込まなければならない。
- 5 国若しくは法第九十九条第五項に規定する職員団体又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。
- 6 法第二百二条第二項の規定は、前二項の規定による払込みについて準用する。
- 7 組合は、毎事業年度、その前事業年度の決算につき法第十六条第二項の承認があつた後二月以内に、前事業年度の末日において有する短期給付に係る業務上の余裕金のうち法附則第十四条の二第一項の規定により連合会が行う事業の運営上必要と認める金額を大蔵大臣の定める基準により連合会に預託しなければならない。
- 8 連合会は、前項の規定により預託された預託金を第八条第一項から第三項までの規定の例により運用しなければならない。
- 9 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項の事業の対象となる組合に対する交付金の額の算定その他交付金の交付に関し必要な事項、第四項及び第五項の規定による払込みに関し必要な事項並びに前二項の規定による余裕金の預託及びその運用に関し必要な事項は、大蔵大臣が定める。
- （恩給の受給権の取扱に係る旧長期組合員であつた者の範囲）
- 第九条 施行法第五条第二項第二号に規定する施行日の前日に旧長期組合員であつた者には、同日において旧法第九十四条第二項の規定の適用を受けていた者を含まないものとする。
- （職員に準ずる者）
- 第十条 施行法第七条第一項第五号に規定する職員に準ずる者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 職員（国家公務員法の施行前におけるこれに相当する者を含む。）以外の者として国に使用され、国庫から報酬を受けていた者であつて、次のイ、ロ又はハに掲げる者に該当するもの
- イ 昭和二十三年七月一日（同日前から国に使用され、国庫から報酬を受けていた者については、同日まで引き続いて勤務していた期間の初日。ロにおいて同じ。）以後に、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含むものとし、旧法第一条第三号から第五号までに掲げる者その他大蔵省令で定める者（以下「駐留軍労務者等」という。）として勤務した日を除く。）が二十二日以上ある月が六月引き続いている期間（ロにおいて「待期間」という。）を有するに至つた者で、その有するに至つた月の翌月以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされていたもの
- ロ 昭和二十三年七月一日以後における待期間を合算した期間が十二月となるに至つた者で、そのなるに至つた月の翌月以後常勤職員について定められている勤務時間により勤務することを要することとされていたもの
- ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者で大蔵省令で定めるもの
- 二 旧特別調達庁法（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する特別調達庁に勤務していた者で職員に相当するもの
- 2 施行法第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、前項第一号に掲げる者であつた期間は、駐留軍労務者等として勤務した期間を含まないものとする。
- （政令で定める要件に該当する期間）
- 第十条の二 施行法第七条第一項第五号に規定する政令で定める要件に該当する期間は、外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）第一項に規定する外地にある官署所属の職員（当該職員に準ずる者として大蔵省令で定める者を含む。以下この条において「外地官署所属職員」という。）であつた者で、昭和二十年八月十四日まで引き続き外地官署所属職員として勤務し、その後他に就職することなく三年以内に職員となり、昭和三十四年一月一日（恩給更新組合員にあつては、同年十月一日。次条第二項において同じ。）の前日まで引き続いて職員であつたものの当該外地官署所属職員として勤務した期間その他これに準ずる特別の事情があるものとして大蔵省令で定める期間とする。
- （外国政府職員等から職員となるまでの期間等）
- 第十条の三 施行法第七条第一項第六号に規定する政令で定める期間は、三年とする。
- 2 施行法第七条第一項第六号に規定する政令で定める者は、外国政府等（同号に規定する外国政府等をいう。以下この項において同じ。）に勤務していた者のうち次の各号に掲げる者とする。
- 一 当該外国政府等に勤務する者としての職務に起因する負傷又は疾病のため退職した者で、その後他に就職することなく昭和二十三年八月七日（当該外国政府等に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後引き続いて海外にあつた未帰還者（未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二条に規定する未帰還者をいう。次号において同じ。）と認められた者にあつては、その帰国した日から三年を経過する日の前日）までの間に職員となり、昭和三十三年一月一日の前日まで引き続いて職員であつたもの
- 二 外国政府等に勤務し、引き続き職員又は施行法第三十一条第一項に規定する地方の職員等となり、更に引き続いて

外国政府等に勤務した者（当該外国政府等に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務した後引き続いて海外にあつた未帰還者と認められた者を含む。）で、その後他に就職することなく三年以内に職員となり、昭和三十四年一月一日の前日まで引き続いて職員であつたもの

- 三 外国政府等に勤務し、引き続き職員又は施行法第三十一条第一項に規定する地方の職員等となり、更に引き続いて外国政府等に勤務した者で、その後任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ外国政府等又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員（以下のこの号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として昭和二十年八月八日まで引き続いて勤務し、その後他に就職することなく三年以内に職員となり、昭和三十四年一月一日の前日まで引き続いて職員であつたもの
- （特殊の期間の通算の対象となる者等）

第十一条 施行法第九条第四号に規定する政令で定める者は、外国政府等（同号に規定する外国政府等をいう。以下この条において同じ。）に勤務していた者で、当該外国政府等に勤務する者としての職務に起因する負傷又は疾病のため、当該外国政府等に引き続き昭和二十年八月八日まで在職することができなかつたものとする。

- 2 施行法第九条第四号に規定する政令で定める期間は、同号に規定する者（前項の規定に該当する者を除く。）の昭和二十年八月八日まで、職員となつた日まで又は同号に規定する関与法人等の職員となつた日まで引き続いていない外国政府等に勤務した期間及び同項の規定に該当する者の外国政府等に勤務する者としての職務に起因する負傷又は疾病以外の理由により当該外国政府等を退職した場合のその退職に係る外国政府等に勤務した期間とする。
- （地方鉄道会社の範囲）

第十一条の二 施行法第九条第五号に規定する政令で定める地方鉄道会社は、信濃鉄道株式会社、芸備鉄道株式会社、横荘鉄道株式会社、北九州鉄道株式会社、富士身延鉄道株式会社、白棚鉄道株式会社、新潟臨港開発鉄道株式会社、留萌鉄道株式会社、北海道鉄道株式会社、鶴見鉄道株式会社、富山地方鉄道株式会社、伊那電気鉄道株式会社、三信鉄道株式会社、鳳来寺鉄道株式会社、豊川鉄道株式会社、播丹鉄道株式会社、宇部鉄道株式会社、小野田鉄道株式会社、小倉鉄道株式会社、産業セメント株式会社、胆振縦貫鉄道株式会社、宮城電気鉄道株式会社、南武鉄道株式会社、青梅電気鉄道株式会社、奥多摩電気鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、飯山鉄道株式会社、中国鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社及び南海鉄道株式会社とする。

（控除期間等の期間を有する者で国民年金法による老齢基礎年金が支給されるものに係る退職共済年金の額の特例）

第十二条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち、施行法第十一条第一項第一号（施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

- 一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数
- 二 昭和六十年改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数
- （旧法等の規定による退職一時金を返還する場合の利子の利率等）

第十三条 附則第七条の三第一項の規定は、施行法第十四条第三項（施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は施行法第十五条第三項（施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法附則第十二条の十三において準用する法附則第十二条の十二第四項に規定する利率について準用する。

- 2 附則第七条の三第二項の規定は、施行法第十四条第一項若しくは第十五条第一項（これらの規定を施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は施行法第十四条第三項において準用する法附則第十二条の十二第一項の規定若しくは施行法第十五条第三項において準用する法附則第十二条の十三前段の規定による返還すべき金額が千円未満であるときについて準用する。

第十四条及び第十五条 削除

（施行日前の傷病による障害共済年金の取扱い）

第十六条 施行法第七条第一項各号に掲げる期間で昭和三十三年一月一日（恩給更新組合員にあつては、同年十月一日）まで引き続いているものは、法第八十一条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する組合員であつた期間とする。

第十七条 削除

（施行日以後の重複期間を有する者の取扱い）

第十八条 昭和三十三年九月三十日において、昭和三十三年改正前の施行法第四十七条又は第四十八条の規定の適用を受け

ていた組合員は、施行法第二十三条第一項に規定する恩給更新組合員に該当するものとみなし、その組合員については、同項において準用する施行法第七条第二項に規定する同条第一項第二号から第四号までの期間には、昭和三十四年一月一日以後の組合員期間を含むものとする。
(控除期間等の期間を有する更新組合員等で特例による退職共済年金の支給の繰上げを希望した者が再び組合員となつた場合における特例)

第十九条 法附則第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者で、組合員期間のうち控除期間等の期間（施行法第十一条第一項に規定する控除期間等の期間をいう。）を有するものが再び組合員となつた後に退職した場合における施行法第二十二条第一項（施行法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行法第十一条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「新法附則第十二条の八第三項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令附則第六条の四第一項及び第二項」と、同項第二号及び同条第二項中「新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」とあるのは「新法附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち同号に規定する金額に係る国家公務員共済組合法施行令附則第六条の四第一項若しくは第二項」とする。
(恩給公務員であつた再就職者に係る退職共済年金の受給資格の特例)

第二十条 施行法第二十二條第一項第二号に掲げる者のうち恩給公務員期間を有するものに対する同項において準用する施行法第八条の規定の適用については、その者は、その長期組合員となつた日の前日に恩給公務員であつたものとみなす。この場合において、同条第一号イ及びロ中「十一年」とあるのは「十三年」と、同号ロ及びハ中「五年」とあるのは「七年」とする。
(厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い)

第二十一条 施行法第二十八条第一項に規定する政令で定める者は、国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(昭和四十年政令第百八十四号)の施行の日に職員として在職している者で施行法の施行の日（恩給更新組合員にあつては、昭和三十四年十月一日）前に附則第十条第一項各号に掲げる者であつたことのあるもののうち、同令の施行の際現に次の各号に掲げる者に該当する者（第三号又は第四号に掲げる者については、国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和四十一年政令第三百三十号）の施行の日から六十日を経過する日以前に、その者又はその遺族が、組合を経由して社会保険庁長官に対して施行法第二十八条第一項の規定の適用を受けることを希望しない旨の申出をした場合に限る。）以外の者とする。

- 一 旧厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者であつた期間（以下この条において「被保険者期間」という。）が旧厚生年金保険法の規定による老齢年金の受給資格要件たる期間以上である者
 - 二 旧厚生年金保険法の規定による障害年金の受給権を取得している者
 - 三 旧厚生年金保険法第十五条第一項の規定による被保険者となつていた者
 - 四 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第九条第一項又は第二項の規定により脱退手当金を受けることができた者
- 2 前項の規定に該当する者の施行法第七条第一項第五号又は第九条第一号に掲げる期間内の被保険者期間は、施行法第七条第一項第三号の期間で施行法第二条第十四号に規定する控除期間に該当しないものであつたとみなす。
(恩給等の裁定者等の証明等)

第二十二条 連合会は、長期給付の決定に関して必要がある場合には、組合員又は組合員であつた者に係る恩給（施行法第三十一条第一項後段の規定により恩給とみなされるものを含む。）、同項後段の規定により旧法の規定による退職給付、障害給付及び遺族給付とみなされる給付又は地方公務員等共済組合法若しくは地方の施行法の規定による給付（以下この項において「恩給等」という。）の受給権並びにその基礎となつた在職年、条例在職年（地方の施行法第二条第一項第二十号に規定する条例在職年をいう。）、旧長期組合員期間（地方の施行法第二条第一項第二十一号に規定する旧長期組合員期間をいう。）、地方の組合の組合員であつた期間その他の事項で長期給付の決定に関して必要なものについて、その当該恩給等の裁定又は決定を行つた者（次項において「裁定者等」という。）に対し、証明を求めることができる。

- 2 裁定者等は、前項の規定により連合会から証明を求められたときは、速やかに回答しなければならない。
(長期給付の決定に関する審理)

第二十三条 連合会は、長期給付の決定の基礎となる組合員期間のうち次に掲げる期間（普通恩給若しくは一時恩給の裁定又は長期給付の決定を受けた期間を除く。）に該当する者に係る長期給付については、施行法第五十五条の規定により、総務庁恩給局長の審理を経て決定するものとする。

- 一 恩給公務員期間のうち、在職年の計算において実在職年数と異なつた在職年の計算を行う期間
- 二 恩給法第九十条第二項の規定により通算されることとされている期間
- 三 前二号に掲げるもののほか、大蔵大臣が特に必要と認め、内閣総理大臣と協議して定める期間
(健康保険組合の権利義務の承継)

第二十四条 連合会組合（法附則第十六条に規定する連合会組合をいう。以下同じ。）は、その成立の際、同条の規定により解散した健康保険組合（以下「解散健康保険組合」という。）のすべての権利義務を承継する。この場合において、解散健康保険組合の保険料その他の徴収金で未収のものに係るものがあるときは、連合会組合は、なお従前の例により、当該徴収金を徴収することができる。

- 2 解散健康保険組合の理事であつた者は、解散の日から三十日以内に、解散の日の前日現在で決算を行わなければならない。この場合において、当該理事であつた者は、大蔵大臣の定める様式により、財産目録、貸借対照表及び附属明細書並びに書類帳簿引継調書を作成しなければならない。
- 3 解散健康保険組合の理事であつた者は、前項の書類を作成したときは、遅滞なくこれを厚生大臣に提出し、その認定を受けた後、これを連合会の理事長に引き継がなければならない。
- 4 連合会の理事長は、前項の規定により第二項の書類の引継を受けたときは、その書類の写を添附し、当該権利義務の承継について、大蔵大臣及び厚生大臣に報告しなければならない。
(組合職員及び連合会役職員の取扱い)

第二十五条 組合職員（法第百二十五条第一項に規定する組合職員をいう。）又は連合会役職員（法第百二十六条第一項に規定する連合会役職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員に対する施行法の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 これらの者のうち旧法の規定に基づく組合又は連合会に使用される者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。）でそれぞれ組合又は連合会の運営規則で定めるもの（以下「旧組合職員等」という。）であつた者の旧組合職員等であつた期間（施行法第七条第一項第三号又は第四号の期間に該当するものを除く。）は、同項第五号の期間（旧組合職員等であつた期間（職員であつた期間を含む。）が昭和三十三年七月一日（連合会役職員にあつては、昭和三十六年十月一日）の前日まで引き続いていない場合には、施行法第九条第一号の期間）に該当するものとする。
- 二 これらの者のうち法附則第十八条第一項に規定する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。）は、施行法第七条第一項第三号の期間で施行法第二条第十四号に規定する控除期間に該当しないものであつたものとみなす。

- 2 昭和三十六年十月一日前に職員が連合会役職員（旧法の規定に基づく連合会に使用された者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。）を含む。）となつた場合における長期給付に関する規定の適用については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第十二条の規定の適用を受ける者の例による。
(厚生保険特別会計からの交付金)

第二十六条 法附則第十九条の規定により厚生保険特別会計から組合に交付すべき金額は、昭和三十三年六月三十日（連合会組合にあつては、その成立の日の前日）における厚生保険特別会計の年金勘定の積立金総額から、その日において厚生年金保険法の規定により年金たる保険給付を受ける権利を有する者が同日以後受けるべき年金額の百分の八十五に相当する額の現価の総額を控除して得た額に、同日において厚生年金保険の被保険者（以下この条において「被保険者」という。）であり、かつ、引き続き組合員となる者の被保険者であつた期間のそれぞれの期間の標準報酬月額に当該期間に係る所定の保険料率をそれぞれ乗じて得た額の総額を同日における被保険者及び同日以前に被保険者であつたすべての者の被保険者であつた期間のそれぞれの期間の標準報酬月額に当該期間に係る所定の保険料率をそれぞれ乗じて得た額の総額で除して得た割合を乗じて算定した金額とする。

- 2 前項に規定する組合に交付すべき金額の交付の手続については、大蔵大臣が厚生大臣と協議して定める。
(地方の職員等であつた組合員の取扱い)

第二十七条 地方の更新組合員（施行法第三十一条第二項に規定する地方の更新組合員をいう。）であつた者で地方の施行法第三十三条第一項の申出をしたものが組合員となつたときにおける施行法第三十一条の規定の適用については、当該申出に係る旧市町村職員共済組合法又は共済条例の規定による障害年金は、旧法の規定による障害年金に該当しないものとし、当該旧市町村職員共済組合法又は共済条例の規定による障害年金の基礎となつた期間は、旧長期組合員期間に該当しないものとする。

- 2 施行法第三十一条第四項第三号に規定する政令で定める者は、外国政府等（同号に規定する外国政府等をいう。以下この条において同じ。）に勤務していた者で当該外国政府等に勤務する者としての職務に起因する負傷又は疾病のため、当該外国政府等に引き続き昭和二十年八月八日まで在職することができなかつたものとする。
- 3 施行法第三十一条第四項第三号に規定する政令で定める期間は、同号に規定する者（前項の規定に該当する者を除く。）の昭和二十年八月八日まで、職員となつた日まで又は同号に規定する関与法人等の職員となつた日まで引き続いていない外国政府等に勤務した期間及び同項の規定に該当する者の外国政府等に勤務する者としての職務に起因する負傷又は疾病以外の理由により当該外国政府等を退職した場合のその退職に係る外国政府等に勤務した期間とする。

4 施行法第三十一条第五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者で、施行法第五条第二項本文（施行法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により退職年金を受ける権利が消滅させられたものとする。ただし、その組合員期間のうち、昭和三十七年改正前の施行法第五十一条第一項又は第五十一条の三の規定により職員であつたものとみなされることとなっていた期間以外の地方公務員であつた期間（昭和三十七年十一月三十日までの期間に限る。）を有する者、昭和三十七年十二月一日前に長期組合員であつた者で退職した後同日以後再び長期組合員となつたもの及び地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた者を除く。

- 一 地方自治体法施行令の一部を改正する政令（昭和三十三年政令第二十一号）附則第四条、第六条若しくは第十一条又は地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第四条、第六条若しくは第十一条の規定の適用を受けることができなかった者のうち、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の施行の日前に都道府県の条例に基づく退職年金を受ける権利又は市町村の教育職員として勤務したことにより生じた当該市町村の条例に基づく退職年金を受ける権利を有していた者
- 二 地方自治法第二百五十二条の十八第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項ただし書の規定により市町村の教育職員としての在職年が恩給法の公務員、都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年に通算しないこととされている者で、その通算しないこととされている市町村の教育職員として勤務したことにより生じた当該市町村の条例に基づく退職年金を受ける権利を有していたもの。ただし、前号の規定に該当する者を除く。

5 前項各号に規定する者で、その組合員期間のうち、昭和三十七年改正前の施行法第五十一条第一項又は第五十一条の三の規定により職員であつたものとみなされることとなっていた期間以外の地方公務員であつた期間（昭和三十七年十一月三十日までの期間に限る。）を有するもの（昭和三十七年十二月一日前に長期組合員であつた者で退職した後同日以後再び長期組合員となつたもの及び地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた者を除く。）に施行法第三十一条第五項の規定を適用する場合においては、同項中「その受けたこれらの給付の額」とあるのは、「地方の施行法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条第一項又は第五十一条の三の規定により職員であつたものとみなされることとなっていた期間以外の地方公務員であつた期間に受けたこれらの給付の額」とする。（復帰更新組合員等から除かれる者の範囲）

第二十七条の二 施行法第三十三条第四号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 沖縄の立法院議員（群島議会議員を含む。）であつた者
- 二 沖縄の中央教育委員会の委員であつた者

2 施行法第三十三条第六号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 前項各号に掲げる者
- 二 常時勤務に服することを要しない者であつた者で大蔵省令で定めるもの（退職共済年金等の取扱い）

第二十七条の三 施行法第三十四条第二項に規定する退職一時金の支給を受けた者から除かれる者は、公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号。以下「公務員等共済法」という。）、公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号。以下「公立学校職員共済法」という。）又は旧公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。）の規定による返還一時金の支給を受けた者とする。

2 施行法第三十四条第二項に規定する退職一時金の支給を受けた者に準ずるものとして政令で定める者は、次に掲げる者（前項の返還一時金の支給を受けた者を除く。）とする。

- 一 公務員等共済法第六十六条第一項ただし書、公立学校職員共済法第六十七条第一項ただし書又は年金法第二十八条第一項ただし書の規定の適用を受けた者
- 二 通算年金制度を創設するための関係立法の一部を改正する立法（千九百七十年立法第五十六号。以下「沖縄の通算年金関係整理法」という。）附則第五条ただし書又は附則第十四条ただし書の規定によりこれらの規定に規定する控除額相当額を琉球政府又は公立学校職員共済法に基づく公立学校職員共済組合に返還した者

3 施行法第三十四条第二項に規定する者については、その者が沖縄の組合員（施行法第三十三条第三号に規定する沖縄の組合員をいう。以下同じ。）であつた間長期組合員であつたものと、同項に規定する退職一時金は昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の法第八十条第二項の退職一時金とみなして、法その他の長期給付に関する法令の規定を適用するとしたならば退職共済年金又は昭和六十年改正前の法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合には、連合会が当該退職共済年金又は昭和六十年改正前の法の規定による通算退職年金を支給する。（沖縄の組合員であつた長期組合員の取扱い）

第二十七条の四 施行法第三十七条第三項に規定する政令で定める者は、年金法附則第三条第一項若しくは第四条第一項に規定する政府等の職員又はこれらの規定に規定する機関に在職していた職員のうち元南西諸島官公署職員等の身分、恩

給等の特別措置に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号）別表第一に掲げる職員（同表第十七項及び第十八項に掲げる職員を除く。）及びこれに準ずる者として大蔵省令で定める者とする。

- 2 沖縄の組合員であつた長期組合員に対する長期給付については、旧長期組合員期間のうち元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第四条の三第一項に規定する改正法施行後の在職期間は、施行法第二条第十四号に規定する控除期間とみなして、施行法の規定を適用する。
- 3 次の各号に掲げる者であつた長期組合員に対する長期給付については、その者が当該各号に掲げる者であつた間、施行法第二十二条第一項第二号に掲げる長期組合員であつたものと、その者に係る恩給又は沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利で沖縄の共済法（施行法第三十三条第二号に規定する沖縄の共済法をいう。以下同じ。）の規定によつて消滅したものは施行法中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、施行法の規定を適用する。
 - 一 公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十九年立法第百五十五号）第三十九条第一項第二号に掲げる者
 - 二 公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十八年立法第百四十八号）第二十三条第一項第二号に掲げる者
 - 三 年金法附則第四条第一項の規定に該当した者
- 4 施行法第三十三条第七号に規定する沖縄更新組合員（前項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）である同条第六号に規定する琉球政府等の職員であつた長期組合員に対する施行法第八条第二号及び第十四条第一項の規定の適用については、別段の定めがあるものを除き、同号中「第五条第二項本文」とあるのは「第三十五条第二項本文」と、同項中「第五条第一項及び第二項本文」とあるのは「第三十五条第一項及び第二項本文」とする。

5 昭和四十五年四月一日において現に沖縄の組合員であり、かつ、昭和三十六年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、引き続き沖縄の共済法の施行地に住所を有していた者に支給する退職共済年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者以外の者に支給されるものについては、法附則第十二条の三の規定による退職共済年金に限る。）で年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるもの（法附則第十三条第一項並びに施行法第八条及び第九条（これらの規定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項（施行法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第二十五条（施行法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものを除く。）の額は、法第七十七条第一項及び第二項の規定又は法附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第十六条の二の規定による年金額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額を加算した金額とする。

- 一 沖縄の通算年金関係整理法附則第二条第三項第二号に規定する月数（二百四十月から当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数
- 二 当該退職共済年金の受給権者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則別表第四の下欄に掲げる月数

6 施行法第三十七条第五項の規定は、施行法第三十五条第二項第二号の規定による申出をしなかつた者又は施行法第三十六条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による申出をした者については、適用しない。（副看守長等であつた衛視等の取扱い）

第二十七条の五 施行法第三十八条第一項に規定する政令で定める機関は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令第二条第一号から第四号までに掲げる機関とする。

- 2 施行法第三十八条第一項に規定する副看守長等（以下「副看守長等」という。）であつた法附則第十三条第二項に規定する衛視等（以下「衛視等」という。）については、その者が昭和四十一年七月一日前において副看守長等であつた間施行法第二条第四号の二に規定する警察監獄職員であつたものとみなして、施行法の規定を適用する。
- 3 沖縄更新組合員である副看守長等であつた衛視等に対する施行法第二十五条の規定の適用については、同条第一号中「昭和三十四年十月一日」とあるのは、「昭和四十一年七月一日」とする。（沖縄の組合員であつた者が特別措置法の施行日以後に組合員となつた場合の取扱い）

第二十七条の六 施行法第三十九条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 復帰更新組合員（施行法第三十三条第四号に規定する復帰更新組合員をいう。次号において同じ。）であつた者で再び組合員となつたもの
- 二 沖縄の組合員であつた者（附則第二十七条の二第一項各号に掲げる者及び沖縄の共済法の規定に基づく共済組合の役員であつた者を除く。）で沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日以後に組合員となつたもの（復帰更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

2 施行法第三十五条第二項（第二号を除く。以下この項において同じ。）並びに第三十六条第一項本文、第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる者について準用する。この場合において、施行法第三十五条第二項並びに第三十六条第

一項本文及び第二項中「特別措置法の施行日」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令附則第二十七条の六第一項各号に掲げる組合員となつた日」と読み替えるものとする。

(省令への委任)

第二十七条の七 附則第二十七条の二から前条までに定めるもののほか、施行法第九章の規定の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(経過措置に伴う追加費用の負担)

第二十八条 施行法第五十四条第一項の規定により国が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、国の当該年度の予算をもつて定める。

2 施行法第五十四条第二項の規定により組合又は連合会が毎事業年度において負担すべき金額は、当分の間、それぞれ組合又は連合会の当該事業年度の予算をもつて定める。

(公団等の共済負担金)

第二十九条 日本道路公団、首都高速道路公団、森林開発公団、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫又は労働福祉事業団（以下「公団等」という。）が、施行法第五十四条第三項の規定により、毎年度、連合会に払い込むべき金額（以下「共済負担金」という。）は、連合会が法又は施行法の規定により、当該公団等の役員若しくは職員であつた者又はその遺族に対し前年度の初日において支給する年金（法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。）である給付（以下「年金」という。）につき、その年金額（過年度に係る年金として支給すべき額がある場合には、これを含むものとし、当該年金が法又は施行法の規定によりその一部が停止され、又は支給されないものである場合には、その停止され、又は支給されない金額を控除した額とする。以下この項において同じ。）に、その算出の基礎となつた公団等の役員又は職員であつた期間の年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り捨てた年数とし、当該職員が首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）附則第十二条第一項に規定する職員である場合には、その日本道路公団の職員としての期間の年数を含む。）を乗じ、その額を当該年金額の算出の基礎となつた組合員期間で除して得た額の合計額とする。

2 連合会の理事長は、毎年度、公団等の共済負担金を調査し、公団等ごとに仕訳書を作成し、二月末日までに、当該公団等を監督する主務大臣を経由して、当該公団等に対し当該仕訳書一通を添附した共済負担金額通知書を送付しなければならない。

3 公団等は、前項に規定により、共済負担金額通知書の送付を受けたときは、翌年三月三十一日までに、その共済負担金を連合会に払い込まなければならない。

(核燃料サイクル開発機構法の施行に伴う経過措置)

第三十条 旧原子燃料公社の役員又は職員で核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第八条の規定による廃止前の原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第三十七条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、核燃料サイクル開発機構法附則第三条第一項の規定の適用があるものとする。

(水資源開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

第三十一条 旧愛知用水公団の役員又は職員で昭和四十三年十月一日前に旧愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）第四十八条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定の適用があるものとする。

(農用地開発公団法の施行に伴う経過措置)

第三十二条 旧農地開発機械公団の役員又は職員で農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十六条の規定による廃止前の農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第三十七条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、農用地整備公団法附則第六条第一項の規定の適用があるものとする。

(住宅・都市整備公団法の施行に伴う経過措置)

第三十三条 旧日本住宅公団の役員又は職員で住宅・都市整備公団法附則第二十一条第一号の規定による廃止前の日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五十九条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、住宅・都市整備公団法附則第六条第一項の規定の適用があるものとする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における長期給付に充てるべき積立金の積立て等の特例)

第三十四条 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第九条第一項及び第十二条第二項の規定の適用については、第九条第一項中「を含む」とあるのは「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）を含む）」と、第

十二条第二項中「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用を含む」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

(組合の事務に要する費用の負担の特例)

第三十四条の二 法附則第二十条の三第一項の規定が適用される場合におけるこの政令の規定の適用については、第十二条第一項中「納付に要する費用」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。）」と、「納付額並びに」とあるのは「納付額、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用の額並びに当該事務に要する費用のうち法附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るもの及び」と、同条第二項中「を含む、同条第二項第三号」とあるのは「及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（法附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む、法第九十九条第二項第三号」と、「及び当該基礎年金拠出金の納付に要する費用」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金の納付に要する費用及び当該事務に要する費用」と、第十三条第一項第一号中「、第三号及び第五号に掲げる費用（同号に掲げる）」とあるのは「及び第三号に掲げる費用並びに法附則第二十条の三第一項に規定する費用（同項に規定する）」と、前条中「第十二条第二項中「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用を含む」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「第十二条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同条第二項中「長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「当該基礎年金拠出金の納付に要する費用及び」とあるのは「当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに」」とする。

別表第一（第十一条の七の六関係）

障害の程度		障 害 の 状 態
一	一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	四	両上肢のすべての指を欠くもの
	五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	七	両下肢を足関節以上で欠くもの
	八	体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
級	一〇	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	一一	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二	一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
	三	平衡機能に著しい障害を有するもの
	四	そしやくの機能を欠くもの
	五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	九	一上肢のすべての指を欠くもの
	一〇	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	一一	両下肢のすべての指を欠くもの
	一二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	一三	一下肢を足関節以上で欠くもの
	一四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	一五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
級	一六	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	一七	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

三	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
	二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	三	そしやく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	七	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失つたもの
級	九	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一一	両下肢の十趾の用を廃したもの
	一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一三	精神若しくは神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
	一四	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失つたもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあつては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 五 この表の三級の項第十四号に掲げる障害の程度は、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第二（第十一条の七の十関係）

番号	障 害 の 状 態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	そしやく又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転移変型を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 趾を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失つたもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあつては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第三（第三十七条関係）

損 害 の 程 度		割 合
一	家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	二〇割
二	家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	一〇割
二	家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	五割
二	家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

備考 この表において、「家財」とは、本邦外にある家財をいう。

(六) 国家公務員共済組合法施行令の一部改正

(1) 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関する政令（平成11年5月28日政令第165号）第5条による改正

(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲等を定める政令等の一部改正)

第五条

4 次に掲げる政令の規定中「日本電信電話株式会社」の下に「、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社」を加える。

一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第四号

附 則

この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。[ただし書略]

(2) 中小企業総合事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成11年6月23日政令第204号)第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、「旧中小企業振興事業団」の下に「、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二十一条の繊維工業構造改善事業協会並びに中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、同法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業構造改善事業協会及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団」を加え、同条第五号中「、繊維産業構造改善事業協会（繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二十一条の繊維工業構造改善事業協会を含む。）」を削る。

附則第二十九条第一項中「、中小企業信用保険公庫」を削る。

附則第三十三条の次に次の一条を加える。

(中小企業総合事業団法の施行に伴う経過措置)

第三十三条の二 旧中小企業信用保険公庫の職員で中小企業総合事業団法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第二十九条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定の適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

(3) 司法制度改革審議会設置法施行令（平成11年7月26日政令第235号）附則第2項による改正

附 則

(施行期日)

1 この政令は、司法制度改革審議会設置法の施行の日（平成十一年七月二十七日）から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

2 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「第十七号」を「第十六号の二」に改める。

(4) 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成11年8月6日政令第249号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十九条第一項第二号の規定を実施するため、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を削り、同条第四項中「割合」を「割合（以下この項において「掛金率」という。）」に、「前二項」を「大蔵大臣の定める基準に従つて、掛金率を段階的に引き上げることによつて、前項」に、「を当該事業年度以後における組合員の標準報酬の月額の内価（当該標準報酬の月額の合計額を大蔵大臣の定めるところにより現在の価額に換算したものをいう。）の合計額で除し、これに百分の五十を乗じて」を「と当該事業年度以後における掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第八条第一項中「第十二条第四項」を「第十二条第三項」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(5) 都市基盤整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年8月18日政令第256号）第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一号中「住宅・都市整備公団（）」を「都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七条の規定による廃止前の）」に改め、「昭和五十六年法律第四十八号」の下に「。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。」を、「旧宅地開発公団」の下に「並びに都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団」を加える。

附則第三十三条の見出しを「(旧住宅・都市整備公団法の施行に伴う経過措置)」に改め、同条中「住宅・都市整備公団法」を「旧住宅・都市整備公団法」に改め、「附則第六条第一項」の下に「及び都市基盤整備公団法附則第六条第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

(6) 介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年9月3日政令第262号）第40条による改正

注 この一部改正規定は、平成12年3月17日政令第73号附則第2項により一部改正された

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、「特例退職掛金」を削り、「第三項若しくは第六項」を「若しくは第三項」に改め、「特例退職掛金」を削る。

第十二条第三項中「算定するものとし」の下に「、介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に係るものにあつては、当該事業年度における介護納付金の納付に要する費用の額を前事業年度の各月の初日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する組合員の標準報酬の月額の合計額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとし」を加える。

第十二条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 組合の介護納付金の納付に要する費用は、当該組合を組織する職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）を単位として算定する。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(介護納付金に係る掛金の徴収の対象月から除外する月)

第十二条の三の二 法第百条第五項に規定する政令で定める月は、介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）とする。

第五十条中「任意継続掛金（次項）を「任意継続掛金（次号及び次項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同条第二項」に、「及び第四号」を「、第一号の二及び第四号」に改める。

第五十一条第一項中「各月」の下に「(介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）」を加え、同条第二項中「その月」の下に「(介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）を除く。）をいう。

附則第六条の二の二中「特例退職掛金（次項）を「定款で定める金額（次号及び次項）に、「同条第二項」を「同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同条第二項」に、「中「掛金百分の五十」を「及び第一号の二中「掛金百分の五十」に改める。

附則第六条の二の三第一項中「特例退職掛金」の下に「（法附則第十二条第六項に規定する定款で定める金額をいう。以下同じ。）」を、「各月」の下に「（介護納付金に係る特例退職掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）」を加え、同条第二項中「その月」の下に「（介護納付金に係る特例退職掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）を除く。）をいう。

附則第六条の二の八中「附則第十二条第六項」を「国家公務員共済組合法施行令附則第六条の二の三第一項」に改める。

附則第七条の八第一項の表法第八十七条の五第一項の項中「、特定療養費」を「若しくは特定療養費」に、「、老人保健法」を「若しくは老人保健法」に、「若しくは医療費の支給、老人保健施設療養費の支給」を「、医療費」に改め、「老人訪問看護療養費の支給」の下に「、介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給」を加える。

附則第七条の八の二第一項の表中「法第九十九条第一項第二号」を「法第九十九条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十二条の二第二項」を「第十二条の二三第三項」に改める。

附則第七条の九の次に次の一条を加える。

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）

第七条の十 法附則第十四条の二第一項に規定する政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一 法第百条第一項又は第二項に規定する対象月

二 組合員の資格を喪失した日の属する月（組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）

三 組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなつた日の属する月（当該組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなつた日の属する月を除く。）

2 法附則第十四条の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした組合の任意継続組合員及び特例退職組合員に対する同項の規定の適用については、同項中「第百条第一項及び第二項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令第五十一条第一項及び第二項又は附則第六条の二の三第一項及び第二項」と、「組合員」とあるのは「任意継続組合員又は特例退職組合員」と、「政令で定めるもの」とあるのは「同令第五十一条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条の二の三第一項若しくは第二項に規定する対象月、任意継続組合員若しくは特例退職組合員の資格を喪失した日の属する月（任意継続組合員又は特例退職組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）又は任意継続組合員若しくは特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有しないこととなつた日の属する月（当該任意継続組合員又は特例退職組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者を有することとなつた日の属する月を除く。）」とする。

3 法附則第十四条の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第十二条第三項の規定の適用については、同項中「資格を有する組合員」とあるのは、「資格を有する組合員及び法附則第十四条の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとされる組合員」とする。

4 外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合において介護保険第二号被保険者の資格を有しない在外組合員から法附則第十四条の二第一項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合における第十二条の二第二項の規定の適用については、同項中「算定する」とあるのは、「算定する。ただし、外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、在外組合員とその他の者」とに区分して算定する」とする。

附則第八条第一項中「附則第十四条の二第一項」を「附則第十四条の三第一項」に改め、「この項において同じ。）」の下に「及び介護納付金」を加え、「短期給付に」を「短期給付及び介護納付金に」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第十四条の二第二項」を「附則第十四条の三第二項」に改め、同条第九項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「附則第十四条の二第一項」を「附則第十四条の三第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 組合は、法附則第十四条の三第一項の規定により行う事業に要する費用に充てるため、毎月、連合会に対し、組合員（継続長期組合員及び特例継続組合員を除く。）の標準報酬の月額合計額に、当該費用（同条第二項又は第三項の規定により特別拠出金又は預託金の運用収入をもつて充てられる費用を除く。）の額を勘案して連合会が定める率を乗じて得

た金額に相当する金額を同項第一号の調整拠出金として払い込まなければならない。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条 平成十二年度における前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条第三項、第十二条の三の二及び附則第七条の十第三項の規定の適用については、同令第十二条第三項中「介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する組合員」とあるのは「四十歳以上六十五歳未満の組合員（国内に住所を有する者に限る。）」と、同令第十二条の三の二中「、介護保険第二号被保険者」とあるのは「、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）」と、同令附則第七条の十第三項中「資格を有する組合員」とあるのは「者に限る。）」とする。

2 介護保険法施行法の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第七条の八第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十七条の五第一項の規定の適用については、同項中「老人訪問看護療養費の支給、」とあるのは、「老人訪問看護療養費の支給若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法の規定による老人保健施設療養費の支給、」とする。

附 則

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（7）国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年9月16日政令第267号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「日本輸出入銀行」を「国際協力銀行（国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。）」に改め、同条第四号中「海外経済協力基金、」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

（8）国民金融公庫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年9月20日政令第270号）第7条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「及び日本開発銀行」を「、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫、日本開発銀行及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫」に改める。

附 則

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

（9）日本政策投資銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年9月20日政令第272号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「日本開発銀行及び同法」を「日本政策投資銀行（日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。）及び国民金融公庫法の一部を改正する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

（10）雇用・能力開発機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年9月20日政令第276号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第二号中「、雇用促進事業団」を削り、同条第四号中「旧特定業種退職金共済組合を含む。）」の下に「、雇用・能力開発機構（雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）」を加える。
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

（11）森林開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年9月29日政令第306号）第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一号中「農用地整備公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、森林開発公団」を「緑資源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）」に改める。
附則第二十九条第一項中「、森林開発公団」を削る。
附則第三十二条中「農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）」を「森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下この条において「旧農用地整備公団法」という。）」に、「農用地整備公団法附則第六条第一項」を「旧農用地整備公団法附則第六条第一項及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第三条第一項」に改める。
附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。
（森林開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）
第三十三条の三 旧森林開発公団の役員又は職員で森林開発公団法の一部を改正する法律による改正前の森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第四十四条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第二条の規定の適用があるものとする。
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

（12）国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成12年3月17日政令第73号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第一号、第二百条第四項及び附則第十四条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項に規定する交流派遣職員
第十三条第一項第一号中「同じ。）」の下に「若しくは派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項（同法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「職員団体」の下に「若しくは派遣先企業」を加える。
附則第八条第三項第一号中「組合員（）」の下に「交流派遣職員（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項（同法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員をいう。）である組合員、」を加える。

附 則
（施行期日）
1 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。
（介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）
2 介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十一年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。
第四十条のうち、国家公務員共済組合法施行令附則第八条第三項及び第四項の改正規定中「及び第四項」を「中〔附則第十四条の二第二項〕を〔附則第十四条の三第二項〕に改め、同項第一号中〔交流派遣職員をいう〕の下に「。第六項において同じ」を加え、同条第四項」に改め、同条第五項の次に一項を加える改正規定中「組合員（）」の下に「交流派遣職員である組合員、」を加える。

（13）農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年3月31日政令第171号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第五号中「、農業共済基金」を削り、「旧中央漁業信用基金」の下に「並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金」を加える。
附 則
この政令は、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

（14）国家公務員共済組合法施行令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成12年3月31日政令第181号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の規定に基づき、並びに国家公務員共済組合法を実施するため、この政令を制定する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の三の四の次に次の一条を加える。
（介護のための休業）

第十一条の三の五 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受けないその他の組合員について、同法の適用を受ける組合員に係る同法第二十条第一項に規定する介護休暇（以下この条において「一般組合員の介護休暇」という。）に準ずる休業として法第六十八条の三第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に定める休業とする。
一 裁判官である組合員 裁判官の介護休暇に関する法律（平成六年法律第四十五号）第一条に規定する介護休暇
二 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員である組合員 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する介護休暇
三 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける組合員 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条第三項の規定による休業
四 前三号に掲げる組合員以外の組合員 一般組合員の介護休暇に相当する休業として組合の運営規則で定めるもの
第十一条の四第一項第一号中「又は育児休業手当金（）」を「、育児休業手当金（）」に改め、「除く。）」の下に「又は介護休業手当金」を加え、「又は育児休業手当金の額」を「、育児休業手当金又は介護休業手当金の額」に改める。
第十二条第一項中「育児休業負担金」を「育児休業等負担金」に改める。
第十二条の三の見出しを「（育児休業手当金及び介護休業手当金に対する国の負担割合）」に改める。
第十二条の六第一項中「育児休業手当金」の下に「及び介護休業手当金」を加える。
第四十五条中「組合職員をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。
2 組合職員については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をもつて法第六十八条の三第一項に規定する介護休業とする。
附 則

- 1
- この政令は、公布の日から施行する。
- 2
- 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(15) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成12年3月31日政令第182号）

注 この一部改正規定は、平成15年1月29日政令第16号第4条、平成16年3月19日政令第44号第4条、平成16年9月29日政令第286号第4条により一部改正された

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに同法及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第五項」を削る。

第十一条の七の九第二項中「千分の〇・三七五」を「千分の〇・三五六二五」に改める。

第四十三条第二号中「科学技術振興事業団となつた」を「新技術事業団となつた」に改め、「農畜産業振興事業団（」の下に「農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）附則第十五条の規定による廃止前の」を加え、「（平成八年法律第五十三号）」を削り、「中小企業総合事業団（」の下に「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第二十四条の規定による廃止前の」を加え、「（平成十一年法律第十九号）」を削り、同条第四号中「旧日本学校健康会並びに」の下に「同法附則第十三条の規定による廃止前の」を加える。

第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「第三号」の下に「、第四号ロ」を、「造幣局長」の下に「、社会保険庁長官」を加える。

附則第六条中「

五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上

」を「

六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

」に改め、「

第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満

」を削り、「第三一級」を「第三〇級」に、「第三二級」を「第三一級」に、「第三三級」を「第三二級」に、「第三四級」を「第三三級」に、「第三五級」を「第三四級」に、「第三六級」を「第三五級」に、「第三七級」を「第三六級」に、「第三八級」を「第三七級」に、「第三九級」を「第三八級」に、「第四〇級」を「第三九級」に改める。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法施行令附則第六条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（平成十四年度までの障害一時金の額の算定に関する経過措置）

第四条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）第一条の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）による障害一時金の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、改正後の法第八十七条の七（第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（以下「改正後の平成九年経過措置政令」という。）第十四条第一項第一号においてその例による場合を含む。）の規定による金額は、当該規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一 改正後の法第八十七条の七及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第八十七条の七及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三一を乗じて得た金額

2 平成十二年改正法附則第七条第二項の規定は、前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

（平成十四年度までの障害共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）

第五条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における改正後の法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済

年金の同条の規定により支給を停止する額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、同号の規定による金額とする。

一 改正後の法第八十七条の四及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 改正前の法第八十七条の四及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三一を乗じて得た金額

2 平成十二年改正法附則第七条第二項の規定は、前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

（平成十四年度までの遺族共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）

第六条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における改正後の法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金の改正後の法第九十三条の三の規定により支給を停止する額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、同号の規定による金額とする。

一 改正後の法第九十三条の三及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 改正前の法第九十三条の三及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三一を乗じて得た金額

2 平成十二年改正法附則第七条第二項の規定は、前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

(16) 中央省庁等改革のための財務省関係政令等の整備に関する政令（平成12年6月7日政令第307号）第67条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六十七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章 国家公務員共済組合審査会（第十四条―第二十五条）

第六章 国家公務員共済組合審議会（第二十六条―第三十条）

第六章の二 権限の委任（第三十条の二）

」

を

「第五章 国家公務員共済組合審査会（第十四条―第二十九条）

第六章 権限の委任（第三十条）

」に改める。

本則（第十一条の三第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第三十条の二及び第四十六条を除く。）中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省の」を「厚生労働省の」に改める。

第十一条の二の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「郵政省」を「総務省」に改め、同項第一号中「郵政省令」を「総務省令」に改め、同条第二項及び第四項中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第十一条の三第二項中「大蔵大臣が国家公務員共済組合審議会」を「財務大臣が財政制度等審議会」に改める。

第六章の章名を削り、第十七条から第二十九条までを次のように改める。

第十七条から第二十九条まで 削除

第三十条を削る。

第三十条の二中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、第六章の二中同条を第三十条とする。

第六章の二を第六章とする。

第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「自治大臣」を「環境大臣」に改め、「、防衛施設庁長官」を削り、同表法第百二条第一項の項中「自治大臣」を「環境大臣」に改める。

第四十六条中「大蔵大臣が自治大臣」を「財務大臣が総務大臣」に改める。

附則第六条の二の四第三項、第六条の二の九、第七条の四第一項第五号、同条第三項第三号及び第七条の七第四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第八条第一項から第三項まで、第八項及び第十項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十条第一項第一号及び第十条の二中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第二十三条中「総務庁恩給局長」を「総務省人事・恩給局長」に、同条第三号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第二十七条の二第二項第二号、第二十七条の四第一項及び第二十七条の七中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

別表第一備考第五号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。[ただし書略]

(17) 独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年6月7日政令第326号）
第16条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「[において]」の下に「、「独立行政法人」を、「[法] という。）」の下に「第一条第二項、」を、「規定する」の下に「独立行政法人、」を加える。
第二条中「常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるもの」を「法第二条第一項第一号イに規定する常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるもの」に改め、同条第二号中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条に次の三項を加える。
2 法第二条第一項第一号イに規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 国家公務員法第六十条第一項の規定により臨時的に任用された者
二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により臨時的に任用された者
三 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項の規定により臨時的に任用された者
四 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号又は前号に掲げる者に準ずるもの
五 国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。次項及び第十一条第一項において同じ。）から給与を受けない者
3 法第二条第一項第一号ロに規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものは、第一項第一号から第四号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者とする。
4 法第二条第一項第一号ロに規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、第二項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者とする。

第五条第三項に次の一号を加える。
九 独立行政法人の職員 その受ける給与
第十一条第一項中「規定する公務上の災害」の下に「（特定独立行政法人以外の独立行政法人の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。）」を加える。
第十三条中「又は」を「、独立行政法人又は」に改める。
第四十五条第一項中「第二百五条第一項」を「第二百五条」に改める。
第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「所属の職員」の下に「及び当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員」を加え、同表法第十二条第一項の項中「各省各庁の長」の下に「又は特定独立行政法人の長」を、「[国に使用される者]」の下に「又は当該特定独立行政法人に使用される者」を加え、同表法第百二条第一項の項中「含む。）」を「含む。）、独立行政法人」に、「国」を「国、独立行政法人」に改め、同表中「

法第百二条第四項及び第百二十六条の五第二項	国 連合会

」を「

法第百二条第四項	国、独立行政法人	連合会
法第百二十六条の五第二項	国	連合会

」に改め、同条第三項中「国」を「国、独立行政法人」に改める。
附則第八条第五項中「国」を「国、独立行政法人」に改める。
附則第十条第一項第一号イ及び第二項中「駐留軍労働者等」を「駐留軍労働者等」に改める。
附 則
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(18) 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成12年6月23日政令第346号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十八条第五項及び第九十九条第三項第一号並びに附則第三条の二及び第十二条の七の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の七の三第一項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 その額の算定について法第七十八条第一項の規定の適用を受けたことがあり、かつ、その後再び同項の規定の適用を受けるに至つた退職共済年金の受給権者について前項の規定を適用する場合には、同項中「次項」とあるのは「以下この項」と、「当該退職共済年金」とあるのは「その額の算定について初めて法第七十八条第一項の規定の適用を受けたときにおける当該退職共済年金」と、「その者と」とあるのは「から引き続きその者と」とする。
第十二条の三中「百分の七」を「百分の十二・五」に改める。
附則第五条中「平成十二年六月三十日」を「平成十四年六月三十日」に改める。
附則第六条の三の二中「平成六年法律第九十五号」の下に「。次条において「平成六年国民年金等改正法」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(退職共済年金の繰上げ調整額を算定する場合において減ずる金額)

第六条の三の三 法附則第十二条の七の五第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する組合員期間を基礎として算定した法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に、平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第一項の請求をした日の属する月から法附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を、当該請求をした日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（当該請求をした日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額とする。

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。[ただし書略]
(育児休業手当金及び介護休業手当金に対する国の負担割合に関する経過措置)
第二条 平成十二年度以前の年度に係る国家公務員共済組合法による育児休業手当金及び介護休業手当金に対する国の負担の割合については、なお従前の例による。

(19) 資金運用部資金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成12年6月23日政令第361号）第7条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第九条第三項及び第十条中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。
附 則
1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(20) 教育公務員特例法施行令等の一部を改正する政令（平成12年7月14日政令第380号）第2条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の三第一項の規定により大学院修学休業をしている者
附 則
(施行期日)
1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(21) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成12年8月30日政令第414号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第五号中「基盤技術研究促進センター」の下に「、原子力発電環境整備機構」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十二年九月一日）から施行する。

(22) 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年11月15日政令第474号）第7条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号中「運輸施設整備事業団（）」の下に「特定船舶製造業安定事業協会法（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会、」を、「旧鉄道整備基金」の下に「並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会」を加え、同条第五号中「、造船業基盤整備事業協会（特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会を含む。）」を削る。

附 則

この政令は、平成十三年三月一日から施行する。

(23) 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成12年11月27日政令第492号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第五号中「製品安全協会」を「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）」に改める。

附 則

1 この政令は、法〔通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律〕の一部の施行の日（平成十二年十二月一日）から施行する。

(24) 国立教育会館の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成12年12月8日政令第506号）第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四号中「国立教育会館」を「国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館」に改める。

附 則

この政令は、国立教育会館の解散に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

(25) 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年12月13日政令第508号）第9条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二第一項中「支給を受けている者を含む。」の下に「第八項及び第九項を除き、」を、「（以下この条において）」の下に「単に」を加え、「掲げる金額が六万三千六百円」を「掲げる金額が第六項から第十一項までに規定する高額療養費算定基準額（以下第三項までにおいて単に「高額療養費算定基準額」という。）」に、「合算した金額が六万三千六百円」を「合算した金額が高額療養費算定基準額」に、「合算した金額から六万三千六百円」を「合算した金額（第六項第二号及び第八項第二号において「第一項一部負担金額」という。）から高額療養費算定基準額」に改め、同条第二項中「掲げる金額が六万三千六百円」を「掲げる金額が高額療養費算定基準額」に、「掲げる金額から六万三千六百円」を「掲げる金額（第六項第二号において「第二項一部負担金額」という。）から高額療養費算定基準額」に改め、同条第三項中「合算額が六万三千六百円」を「合算額が高額療養費算定基準額」に、「合算額から六万三千六百円」を「合算額（第六項第二号及び第八項第二号において「第三項一部負担金額」という。）から高額療養費算定基準額」に改め、同条第六項を次のように改める。
6 高額療養費算定基準額（第八項及び第十項に規定する組合員に係るものを除く。次項において同じ。）は、次に掲げる金額の合算額とする。

一 六万三千六百円

二 第一項にあつては第一項一部負担金額、第二項にあつては第二項一部負担金額、第三項にあつては第三項一部負担金額に係る療養につき大蔵省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が三十一万八千円に満たないときは、三十一万八千円）から三十一万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）

第十一条の三の二中第十二項を第十六項とし、第十一項を第十五項とし、同条第十項中「第七十九条第十二項及び第十三項」を「第七十九条第十六項及び第十七項」に、「同条第十二項」を「同条第十六項」に、「同条第十三項」を「同条第十七項」に改め、「」について法第四十三条第一項第五号」とあるのは「について国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十四条第一項第五号」と、」及び「当該」を削り、同項を同条第十四項とし、同条中第九項を第十三項とし、第八項を第十二項とし、第七項各号列記以外の部分を次のように改める。

次のいずれかに該当する組合員に係る高額療養費算定基準額（第一項及び第三項に係るものに限る。）は、三万五千四百円とする。この場合において、第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「三万円」とあるのは、「二万円」とする。

第十一条の三の二第七項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 高額療養費多数回該当の場合の前項に規定する組合員に係る高額療養費算定基準額（第一項及び第三項に係るものに限る。）は、前項の規定にかかわらず、二万四千六百円とする。この場合において、第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「三万円」とあるのは、「二万円」とする。

第十一条の三の二第六項の次に次の三項を加える。

7 療養のあつた月以前の十二月以内に既に三回以上高額療養費（第一項及び第三項の規定によるものに限る。）が支給されているとき（第九項及び第十一項において「高額療養費多数回該当の場合」という。）の高額療養費算定基準額（第一項及び第三項に係るものに限る。）は、前項の規定にかかわらず、三万七千二百円とする。

8 療養のあつた月の標準報酬の月額（法第五十二条の二に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）が五十万円以上である組合員に係る高額療養費算定基準額（第一項及び第三項に係るものに限る。）は、次に掲げる金額の合算額とする。

一 十二万千八百円

二 第一項にあつては第一項一部負担金額、第三項にあつては第三項一部負担金額に係る療養につき大蔵省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が六十万九千円に満たないときは、六十万九千円）から六十万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）

9 高額療養費多数回該当の場合の前項に規定する組合員に係る高額療養費算定基準額（第一項及び第三項に係るものに限る。）は、前項の規定にかかわらず、七万八百円とする。
第十一条の三の五を第十一条の三の六とし、第十一条の三の四の次に次の一条を加える。

（傷病手当金と退職老齢年金給付との調整）

第十一条の三の五 法第六十六条第六項に規定する政令で定める要件は、健康保険法第六十九条の十五第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（同法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であつた者を含む。）でないこととする。

2 法第六十六条第六項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。

一 国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四 退職共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「昭和六十年改正前の法」という。）及び昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による退職共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方の改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）及び昭和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「旧地方の施行法」という。）による年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

七 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による退職共済年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。第十一条の七第五号において「昭和六十年農林の改正法」という。）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧農林漁業団体職員共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

八 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の規定により連合会が支給する年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

第十一条の七第一号中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）」を「昭和六十年国民年金等改正法」に改め、同条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同条第三号中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削り、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方の改正法」という。）」を「昭和六十年地方の改正法」に改め、同条第四号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を削り、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）」を「昭和六十年改正法」に改め、同条第五号中「（昭和三十三年法律第九十九号）」を削り、「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。以下「昭和六十年農林の改正法」という。）」を「昭和六十年農林の改正法」に改める。

第十一条の七の四第一号中「昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）」を「旧国民年金法」に改め、同条第二号中「昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）」を「旧厚生年金保険法」に改め、同条第三号中「昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）」を「旧船員保険法」に改め、同条第四号中「昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「昭和六十年改正前の法」という。）」を「昭和六十年改正前の法」に改め、同条第五号中「昭和三十七年法律第百五十三号。」を削り、「昭和六十年地方の改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）」を「旧地方公務員等共済組合法」に、「昭和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方の施行法」を「旧地方の施行法」に改め、同条第六号中「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）」を「旧私立学校教職

員共済組合法」に改め、同条第七号中「昭和六十年農林の改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧農林漁業団体職員共済組合法」という。）」を「旧農林漁業団体職員共済組合法」に改め、同条第十二号中「（昭和二十五年法律第二百五十六号）」を削る。

第十一条の十第五項第二号中「昭和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方の施行法」を「旧地方の施行法」に改める。

第十二条第二項第三号中「（法第五十二条の二に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十四条第一項及び第二項中「第七項」を「第十一項」に改め、同条第三項中「第十一条の三の二第九項、第十項及び第十二項」を「第十一条の三の二第十三項、第十四項及び第十六項」に改める。

第五十五条中「五・五パーセント」を「四パーセント」に改める。

第五十八条第一項中「第三項まで」の下に「若しくは第六項」を、「喪失しなかつた」との下に「、同条第六項中「第三項の傷病手当金」とあるのは「傷病手当金」と」を加える。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、〔中略〕第九条の規定（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の二、第十二条及び第三十四条の改正規定に係る部分を除く。）〔中略〕は、平成十三年四月一日から施行する。

（26）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成12年12月27日政令第543号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の規定に基づき、並びに国家公務員共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第八条を次のように改める。

（資金の運用）

第八条 組合の業務上の余裕金は、次に掲げるものに運用するものとする。

- 一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 二 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。次項及び第九条の三第一項第二号において同じ。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの
- 三 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券

2 前項第三号の有価証券は、信託会社への当該有価証券の貸付けを目的とする信託に運用することができる。

3 前二項に規定するもののほか、組合の業務上の余裕金の運用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第九条第一項中「次項」の下に「並びに次条」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の二条を加える。
（連合会の積立金等の運用の基本方針）

第九条の二 連合会は、積立金及び長期給付の支払上の余裕金（次条において「積立金等」という。）について、その運用に関する基本方針を定め、これに基づいて運用しなければならない。

（連合会の積立金等の運用）

第九条の三 連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。

- 一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 二 信託会社への信託（運用方法を特定するものであつて有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者との同条第四項に規定する投資一任契約によらないものにあつては、金銭並びに前号及び第四号に掲げるものを信託財産とするものに限る。）
- 三 前号の信託の終了又は一部の解約により取得するもののうち、金銭並びに第一号及び次号から第八号までに掲げるもの以外のもの（取得後直ちに前号の信託に運用するものに限る。）
- 四 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券
- 五 不動産（あらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る。）
- 六 組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）
- 七 財政融資資金への預託
- 八 組合に対する資金の貸付け

- 2 前項に規定するもののほか、連合会の積立金等の運用に関し必要な事項は、財務省令で定める。
第十条を次のように改める。
(準用規定)
第十条 第六条から第八条までの規定は、連合会について準用する。この場合において、第六条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる事項」と、第八条第一項及び第三項中「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金（第九条の二に規定する積立金等を除く。）」と読み替えるものとする。
第十一条の四第一項第一号中「第六十八条の二ただし書」を「第六十八条の二第一項ただし書」に改める。
第十二条の二第一項中「第三条第二項第一号イ」を「第三条第二項第一号」に改める。
第十二条の五第二項中「寒冷地手当及び」を「寒冷地手当、」に改め、「任期付研究員業績手当」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当」を加える。
第六十条及び附則第六条の二の八中「第百十二条第二項」を「第百十一条第二項」に改める。
附則第六条の二の九の次に次の一条を加える。
(障害状態にある者等の退職共済年金の支給停止の特例)
第六条の二の十 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。附則第六条の三の二から第六条の三の四までにおいて「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十七条の規定が適用される間における法附則第十二条の四の四の規定の適用については、同条中「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは、「国民年金法による老齢基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を除く。）」とする。
附則第六条の三の三を附則第六条の三の四とする。
附則第六条の三の二中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。次条において「平成六年国民年金等改正法」という。）」を「平成六年国民年金等改正法」に改め、同条を附則第六条の三の三とする。
附則第六条の三の次に次の一条を加える。
(その者の事情によらないで退職した者の退職共済年金の支給停止の特例)
第六条の三の二 平成六年国民年金等改正法附則第二十七条の規定が適用される間における法附則第十二条の七の四第二項（法附則第十二条の八第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、法附則第十二条の七の四第二項中「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは、「国民年金法による老齢基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を除く。）」とする。
附則第七条の三第一項中「五・五パーセント」を「四パーセント（法附則第十二条の十二第一項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については、年五・五パーセント）」に改める。
附則第七条の八第一項中「第百十二条第二項」を「第百十一条第二項」に改める。
附則第十三条第一項に後段として次のように加える。
この場合において、附則第七条の三第一項中「法附則第十二条の十二第一項に規定する一時金」とあるのは、「施行法第十四条第三項に規定する旧法等の規定による退職一時金」と読み替えるものとする。
附則第二十五条第一項中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。
附 則
(施行期日)
1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法施行令第十一条の四、第十二条の二、第六十条、附則第六条の二の八、附則第七条の八及び附則第二十五条の改正規定〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (27) 年金資金運用基金法及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年1月31日政令第21号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第二号中「、年金福祉事業団」を削り、同条第四号中「心身障害者福祉協会」の下に「、年金資金運用資金（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した

旧年金福祉事業団を含む。）」を加える。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(28) 雇用保険法施行令等の一部を改正する政令（平成13年3月30日政令第103号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の六の表附則第十二条の八の二第一項第一号の項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同表附則第十二条の八の二第一項第二号の項中「

第二十二條の二第一項	第三十三條ノ十二ノ三第一項

」及び「

同法第二十二條第一項	同法第三十三條ノ十二第一項
基本手当を支給する	失業保険金を支給する
基本手当の	失業保険金の

」を削る。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(厚生年金保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法附則第十一条に規定する旧船保受給資格者であって改正法附則第十二条の規定により同条に規定する失業保険金の支給についてなお従前の例によることとされたものに係る〔中略〕改正法附則第二十三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の八の二第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

(29) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年11月7日政令第346号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四号中「東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。)による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるこれらのものに限る。）」に、「及び日本消防検定協会」を「並びに日本消防検定協会」に改める。

附 則

この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。

(30) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成13年11月16日政令第352号）第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六第三号中「第五十二条第三項」を「第六十一条第三項」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(31) 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成13年11月28日政令第366号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第五号及び第百一条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第十二条の五第一項中「同法」を「特例一時金又は同法」に、「及び期末特別手当」を「、期末特別手当及び特例一時金」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(32) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成13年12月7日政令第391号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）及び社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、「退職共済年金」]」、「第一条第一項」及び「、退職共済年金」を削る。

第十一条の三の五第二項第四号中「退職共済年金」の下に「(法第七十六条並びに法附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二及び第十二条の八の規定による退職共済年金をいう。以下附則第六条の四第一項までにおいて同じ。)」を加える。

第十一条の七の三第一項を次のように改める。

法第七十八条第一項（法附則第十二条の二の二第七項、第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第四項、第十二条の六の二第八項、第十二条の七の三第五項又は第十二条の七の五第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する退職共済年金の受給権者によつて生計を維持していた者は、当該退職共済年金について次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時その受給権者と生計を共にしていた者のうち財務大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として財務大臣が定める者とする。

- 一 法第七十六条の規定による退職共済年金、法附則第十二条の四の三第一項、第十二条の七の二第二項若しくは第十二条の七の三第二項の規定によりその額が算定される法附則第十二条の三の規定による退職共済年金又は法附則第十二条の八第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による退職共済年金 法第七十八条第一項に規定する退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時
- 二 法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（第五号に掲げるものを除く。） 法附則第十二条の二の二第七項又は第十二条の六の二第八項の規定により読み替えて適用する法第七十八条第一項に規定する退職共済年金の受給権者が六十五歳に達した当時
- 三 法附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定によりその額が算定される法附則第十二条の三の規定による退職共済年金 法附則第十二条の四の二第四項の規定により読み替えて適用する法第七十八条第一項に規定する法附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時
- 四 法附則第十二条の四の三第三項の規定によりその額が算定される法附則第十二条の三の規定による退職共済年金 法附則第十二条の四の三第四項の規定により読み替えて適用する法第七十八条第一項に規定する法附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時
- 五 法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金 同条第八項の規定により読み替えて適用する法第七十八条第一項に規定する退職共済年金の受給権者が法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した当時
- 六 法附則第十二条の七の三第四項の規定によりその額が算定される法附則第十二条の三の規定による退職共済年金 法附則第十二条の七の三第五項の規定により読み替えて適用する法第七十八条第一項に規定する退職共済年金の受給権者が法附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時
- 七 法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された法附則第十二条の三の規定による退職共済年金 法附則第十二条の七の五第六項の規定により読み替えて適用する法第七十八条第一項に規定する退職共済年金

金の受給権者が法附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時

第十一条の七の三第二項中「この項」の下に「(各号列記以外の部分に限る。)」を加え、「[当該退職共済年金]」を「[当該退職共済年金について次の各号に掲げる区分]」に改め、「おける当該退職共済年金」の下に「[の次の各号に掲げる区分]」を加え、「その者と」を「その受給権者」に改める。

第十一条の七の五の見出しを「(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止)」に改める。

第十一条の七の七に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条の七の三第一項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時」とあるのは、「その権利を取得した当時」と読み替えるものとする。

附則第六条の二の十の見出しを「(昭和十六年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた障害状態にある者等の特例による退職共済年金に係る支給停止の特例)」に改め、同条を附則第六条の二の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

(昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者が特例による退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第六条の二の十二 法附則第十二条の六の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十七条第一項及び第二項の規定により算定した金額に減額率（千分の五に当該請求をした日の属する月から法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率（当該請求をした日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額とする。

2 法附則第十二条の六の二第八項の規定により読み替えて適用する法第七十四条第二項に規定する法第七十七条第二項の規定により加算する金額から減ずる金額として政令で定める金額は、法附則第十二条の六の二第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十七条第二項の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

(昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた障害状態にある者等の特例による退職共済年金の繰上げ調整額を算定する場合において減ずる金額)

第六条の二の十三 法附則第十二条の六の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する組合員期間を基礎として算定した法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に、法附則第十二条の六の二第一項の請求をした日の属する月から法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を当該請求をした日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（当該請求をした日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額とする。

附則第六条の二の九の次に次の一条を加える。

(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者が退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第六条の二の十 法附則第十二条の二の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十七条第一項及び第二項の規定により算定した金額に減額率（千分の五に当該請求をした日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額とする。

2 法附則第十二条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する法第七十四条第二項に規定する法第七十七条第二項の規定により加算する金額から減ずる金額として政令で定める金額は、法附則第十二条の二の二第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十七条第二項の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

附則第六条の三の二の見出しを「(昭和十六年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者の特例による退職共済年金に係る支給停止の特例)」に改める。

附則第六条の三の三の見出しを「(昭和十六年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者に繰上げ調整額を加算した特例による退職共済年金が支給される場合の老齢基礎年金)」に改める。

附則第六条の三の四の見出しを「(昭和十六年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者の特例による退職共済年金の繰上げ調整額を算定する場合において減ずる金額)」に改める。

附則第二十七条の三第三項中「したならば退職共済年金」の下に「(施行法第十一条第一項に規定する退職共済年金をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則第五条中「平成十四年六月三十日」を「平成十六年六月三十日」に改める。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

(35) 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成14年8月30日政令第282号)
第9条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二を次のように改める。
（一部負担金の割合が百分の二十となる場合）

第十一条の三の二 法第五十五条第二項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬の月額（法第五十二条の二に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）とし、同号に規定する政令で定める額は二十八万円とする。

2 前項の規定は、組合員及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者に限る。）について財務省令で定めるところにより算定した収入の額が六百三十七万円（当該被扶養者がいない者にあつては、四百五十万円）に満たない者については、適用しない。

第十一条の三の六を第十一条の三の十とする。

第十一条の三の五第一項中「第六十九条の十五第一項」を「第百三十五条第一項」に、「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改め、同条を第十一条の三の九とする。

第十一条の三の四を第十一条の三の八とする。

第十一条の三の三の見出しを「（出産費及び家族出産費の最低保障額）」に改め、同条を第十一条の三の七とし、第十一条の三の二の次に次の四条を加える。

（家族療養費又は家族訪問看護療養費の給付の割合が百分の八十となる組合員）

第十一条の三の三 法第五十七条第五項及び第五十七条の二第二項第四号に規定する政令で定める組合員は、老人保健法の規定による医療を受けることができる者（法第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する者を除く。）であつて、その被扶養者が療養を受ける月の標準報酬の月額が二十八万円以上のものとする。

2 前項の規定は、組合員及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。）について財務省令で定めるところにより算定した収入の額が六百三十七万円に満たない者については、適用しない。

（高額療養費の支給要件及び支給額）

第十一条の三の四 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。

一 組合員（法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第十一条の三の六までにおいて同じ。）又はその被扶養者（法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第十一条の三の六までにおいて同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下この条において「病院等」という。）から受けた療養（法第五十四条第二項に規定する食事療養（以下この条から第十一条の三の六までにおいて「食事療養」という。）及び当該組合員又はその被扶養者が第五項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからトまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円以上のものに限る。）を合算した金額

イ 法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金の額（ハに規定する場合における当該一部負担金の額を除く。）

ロ 法第五十五条の三第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額。ハにおいて同じ。）から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（ハに規定する場合における当該控除した金額を除く。）

ハ 当該療養が法第五十四条第二項に規定する選定療養を含む場合における法第五十五条第二項又は第三項に規定

(33) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年3月13日政令第43号）第12条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第十二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「受給権者」、「地方の組合」を「地方の組合」、「受給権者」に、「第四十一条第一項、第七十四条第二項」を「第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項」に、「受給権者、地方の組合」を「地方の組合、受給権者」に改める。

第十一条の三の五第二項第七号を次のように改める。

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給付事由とするもの及び特例年金給付（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由とするもの

第十一条の七第五号及び第十一条の七の二第四号を削る。

第十一条の七の四第七号を次のように改める。

七 移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第十一条の七の十一第一項第五号において同じ。）のうち退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）が二十年以上であるもの又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第二十九条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）第十五条第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金（第十一条の七の十一第二項第一号ホにおいて「移行障害共済年金」という。）並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。第十一条の七の十一第一項第五号及び第二項第一号ホにおいて同じ。）並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第五項に規定する移行農林年金をいう。第十一条の七の十一第一項第五号及び第二項第二号へにおいて同じ。）のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金
第十一条の七の十一第一項第五号を次のように改める。

五 移行農林共済年金、特例障害農林年金若しくは特例遺族農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金をいう。）又は移行農林年金

第十一条の七の十一第二項第一号ホを次のように改める。

ホ 移行障害共済年金又は特例障害農林年金

第十一条の七の十一第二項第二号へを次のように改める。

へ 移行農林年金のうち障害年金 旧制度農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法をいう。）別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第十二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の十一の規定は、施行日以後に給付事由が生じた障害一時金の支給について適用し、施行日前に給付事由が生じた障害一時金の支給については、なお従前の例による。

(34) 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成14年6月28日政令第239号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。
国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

- する一部負担金の額に法第五十五条の三第二項第一号の規定により算定した費用の額から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額
- ニ 当該療養について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額
- ホ 法第五十六条の二第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護（同条第一項に規定する指定訪問看護をいう。ト及び第十一条の三の六第四項において同じ。）に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額
- ヘ 当該療養について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額
- ト 法第五十七条の二第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額
- 二 組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該組合員又はその被扶養者が第六項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下この条において同じ。）について、当該組合員又はその被扶養者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前号イからトまでに掲げる金額が二万千円以上のものに限る。）を合算した金額
- 2 組合員又はその被扶養者が療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。次項において同じ。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる金額を合算した金額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。
- 一 組合員又はその被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前項第一号イからトまでに掲げる金額を合算した金額
- 二 組合員又はその被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該組合員又はその被扶養者がなお負担すべき額を合算した金額
- 3 組合員又はその被扶養者が療養（法第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養と併せて行うものを除く。））に限る。以下この項並びに次条第四項第三号及び第五項第三号において「外来療養」という。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該外来療養に係る前項各号に掲げる金額を当該組合員又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。
- 4 組合員又はその被扶養者が特定給付対象療養（当該組合員又はその被扶養者が第六項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからトまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからトまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。
- 5 組合員又はその被扶養者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養及び特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第一号イからトまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからトまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。
- 6 組合員又はその被扶養者が健康保険法施行令（大正十五年勅令第百四十三号）第四十一条第六項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた組合員又はその被扶養者が財務省令で定めるところにより組合の認定を受けたものであり、かつ、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項第一号イからトまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからトまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。
- （高額療養費算定基準額）
- 第十一条の三の五 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とす

る。

- 一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 七万二千三百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養（食事療養を除く。）につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万千五百円に満たないときは、三十六万千五百円）から三十六万千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（同条第一項又は第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて「高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万二百円とする。
- 二 療養（食事療養を除く。以下この号において同じ。）のあつた月の標準報酬の月額が五十六万円以上の組合員又はその被扶養者 十三万九千八百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万九千円に満たないときは、六十九万九千円）から六十九万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万七千七百円とする。
- 三 市町村民税非課税者（食事療養を除く。）のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第三号において同じ。）である組合員若しくはその被扶養者又は当該療養のあつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。次項において同じ。）である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員若しくはその被扶養者（前号に掲げる者を除く。） 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。
- 2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円
- 二 法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第五項若しくは第五十七条の二第二項第四号の規定が適用される者 七万二千三百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養（食事療養を除く。）につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万千五百円に満たないときは、三十六万千五百円）から三十六万千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万二百円とする。
- 三 市町村民税非課税者である組合員若しくはその被扶養者又は療養（食事療養を除く。）のあつた月において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員若しくはその被扶養者（前号又は次号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円
- 四 健康保険法施行令第四十二条第二項第四号に掲げる者（同号に規定する厚生労働省令で定める者又はその被扶養者を除く。）に相当する者又は療養（食事療養を除く。）のあつた月において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員若しくはその被扶養者（第二号に掲げる者を除く。） 一万五千元
- 3 前条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 前項第一号に掲げる者 一万二千元
- 二 前項第二号に掲げる者 四万二百円
- 三 前項第三号又は第四号に掲げる者 八千元
- 4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 七万二千三百円と、前条第一項第一号イからトまでに掲げる金額に係る同条第四項に規定する特定給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万千五百円に満たないときは、三十六万千五百円）から三十六万千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額

- 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定給付対象療養であつて、入院療養（法第五十四条第一項第五号に掲げる療養（当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項第二号及び次条第一項において同じ。）である場合 四万二百円
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第一号の特定給付対象療養であつて、外来療養である場合 一万二千円
- 5 前条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 三万五千四百円
- 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前条第五項に規定する療養であつて、入院療養である場合 一万五千円
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前条第五項に規定する療養であつて、外来療養である場合 八千円
- 6 前条第六項の高額療養費算定基準額は、一万円とする。
- （その他高額療養費の支給に関する事項）

第十一条の三の六 組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の法第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関から次の各号に掲げる療養（当該組合員又はその被扶養者が第十一条の三の四第五項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除き、七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、組合がその組合員又はその被扶養者の支払うべき法第五十五条第三項に規定する一部負担金若しくは特定療養費負担額（特定療養費の支給につき法第五十五条の三第四項又は第五項の規定の適用がある場合における当該特定療養費の支給に係る療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額から当該特定療養費の額を控除した金額をいう。次項において同じ。）又は家族療養費負担額（家族療養費の支給につき法第五十七条第八項又は第九項の規定の適用がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した金額をいう。次項において同じ。）のうち、それぞれこれらの金額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、組合員に対し第十一条の三の四第二項又は第三項の規定による高額療養費を支給したものとみなす。

- 一 入院療養 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額
- イ ロからニまでに掲げる者以外の者 四万二百円
- ロ 前条第二項第二号に掲げる者 七万二千三百円と、当該入院療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該入院療養に要した費用の額（その額が三十六万千五百円に満たないときは、三十六万千五百円）から三十六万千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万二百円とする。
- ハ 前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 二万四千六百円
- ニ 前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 一万五千円
- 二 入院療養以外の療養（食事療養を除く。）であつて、一の法第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として財務大臣が定めるもの 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額
- イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千元
- ロ 前号ロに掲げる者 四万二百円
- ハ 前号ハ又は二に掲げる者 八千円
- 2 組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の法第五十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関又は特定承認保険医療機関（以下この項において「第二号医療機関等」という。）から前項各号に掲げる療養（当該組合員又はその被扶養者が第十一条の三の四第五項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、法第五十五条第二項に規定する一部負担金若しくは特定療養費負担額又は家族療養費負担額の支払が行われなかつたときは、組合は、第十一条の三の四第二項又は第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金若しくは特定療養費負担額又は家族療養費負担額から前項各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該組合員に代わり、当該第二号医療機関等に支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、組合員に対し第十一条の三の四第二項の規定による高額療養費を支給したものとみなす。

- 4 法第五十六条の二第三項及び第四項の規定は、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第十一条の三の四第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第五十六条の二第三項中「組合員が」とあるのは「組合員又はその被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と、同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。
- 5 法第五十七条第八項から第十項までの規定は、療養の給付又は特定療養費若しくは家族療養費に係る療養（食事療養を除く。）についての第十一条の三の四第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第五十七条第八項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と、同条第九項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養につき支払うべき第五十五条第二項に規定する一部負担金の額又はその療養に」と、同条第十項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と読み替えるものとする。
- 6 健康保険法施行令第四十三条第八項及び第九項の規定は、第十一条の三の四の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第八項中「厚生労働省令」とあるのは「財務省令」と、「第四十一条」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四」と、同条第九項中「から法第六十三条第一項第五号」とあるのは「から国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号」と、「第四十一条」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四」と、「当該法第六十三条第一項第五号」とあるのは「当該同法第五十四条第一項第五号」と読み替えるものとする。
- 7 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二条の規定に基づき国が自衛官（同法第二十二条の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）並びに防衛大学校の学生及び防衛医科大学校の学生（同法第二十二条の規定に基づき退職後において療養の給付又は特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）である組合員に対して行つた療養の給付又は特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給は、第十一条の三の四、前条及び第一項から前項までの規定の適用については、法の規定による給付とみなす。
- 8 高額療養費の支給に関する手続に関して必要な事項は、財務省令で定める。
- 第十二条第一項中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削る。
- 第三十三条中「から第四項まで及び第九項」を「から第七項まで及び第十二項」に改める。
- 第三十四条第一項及び第二項中「第十一条の三の二第一項から第十一項まで」を「第十一条の三の四及び第十一条の三の五」に改め、同条第三項中「第十一条の三の二第十三項、第十四項及び第十六項」を「第十一条の三の六」に改める。
- 第三十五条（見出しを含む。）及び第三十八条中「配偶者出産費」を「家族出産費」に改める。
- 附 則
（施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

- （36）教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（平成14年10月2日政令第303号）附則第3条による改正
- 附 則
（施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
- （義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度を定める政令等の一部改正）
- 第三条 次に掲げる政令の規定中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。
- 二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第一項第二号の二

- （37）健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年11月27日政令第348号）第6条による改正
- （国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
- 第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の三第一項中「第五十七条第五項及び第五十七条の二第二項第四号」を「第五十七条第二項第一号二」に改める。

第十一条の三の五第一項第一号中「三十六万千五百円」を「二十四万円」に改め、同項第二号中「六十九万九千円」を「四十六万六千円」に改め、同条第二項第二号中「第五十七条第五項若しくは第五十七条の二第二項第四号」を「第五十七条第二項第一号二」に改め、同条第四項第一号中「三十六万千五百円」を「二十四万円」に改める。

第十一条の三の六第一項中「第五十五条の三第四項又は第五項」を「第五十五条の三第三項又は第四項」に、「第五十七条第八項又は第九項」を「第五十七条第四項又は第五項」に改め、同条第五項中「第五十七条第八項から第十項まで」を「第五十七条第四項から第六項まで」に、「第五十七条第八項中」を「第五十七条第四項中」に、「同条第九項」を「同条第五項」に、「同条第十項」を「同条第六項」に改める。

第三十一条中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第三十三条中「から第七項まで及び第十二項」を「、第三項及び第八項」に改める。

第五十八条第一項中「若しくは第二項」を削り、「、第六十四条第一項」を「、第六十四条」に、「第六十七条第一項、第二項若しくは第四項」を「第六十七条」に改め、「、同条第二項中「退職」とあるのは「任意継続組合員の資格の喪失」と」を削り、「第六十四条第一項中「退職後」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内」と、「退職後死亡する」とあるのは「任意継続組合員の資格喪失後死亡する」」に、「「退職後」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して」と、同条第四項」を「「退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「任意継続組合員の資格喪失後出産する」と、同条第三項」に改める。

第五十九条中「第六十四条第一項」を「第六十四条」に改める。

附則第六条の二の六中「若しくは第二項」を削り、「第六十四条第一項又は第六十七条第一項、第二項若しくは第四項」を「第六十四条又は第六十七条」に改め、「、同条第二項中「退職」とあるのは「特例退職組合員の資格の喪失」と」を削り、「第六十四条第一項中「退職後」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して」を「第六十四条中「退職後三月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内」と、「退職後死亡する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後死亡する」」に、「「退職後」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して」と、同条第四項」を「「退職後六月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後出産する」と、同条第三項」に改める。

附則第六条の二の七中「第六十四条第一項」を「第六十四条」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(38) 独立行政法人造幣局法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成14年12月18日政令第381号） 第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「国の」を「国又は独立行政法人造幣局の」に改める。

第十二条の三を次のように改める。

(育児休業手当金等に対する国又は独立行政法人造幣局の負担)

第十二条の三 法第九十九条第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定により国又は独立行政法人造幣局が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 国 当該事業年度において組合ごとにその組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額から次号に定める金額を控除した金額

二 独立行政法人造幣局 当該事業年度において独立行政法人造幣局の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額

2 法第九十九条第三項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十二・五とする。

3 法第九十九条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国又は独立行政法人造幣局が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 国 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額から次号に定める金額を控除した金額

二 独立行政法人造幣局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額に当該事業

年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額に対する独立行政法人造幣局の職員である長期組合員の標準報酬の月額の合計額の割合を乗じて得た金額

第十二条の六の見出しを「(組合への国又は独立行政法人造幣局の負担金の払込み)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、独立行政法人造幣局について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額を、」とあるのは「負担すべき金額として独立行政法人造幣局の職員である組合員が属する組合が当該事業年度においてその予算に計上した額を、当該組合の」と、「支給」とあるのは「支給(独立行政法人造幣局の職員である組合員に係るものに限る。)」と、「組合」とあるのは「当該組合」と、第二項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「前項に規定する組合」と、前項中「組合」とあるのは「第一項に規定する組合」と、「国の予算」とあるのは「第一項に規定する組合(前項に係るものにあつては、連合会)の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において独立行政法人造幣局が払い込むこと」と読み替えるものとする。

第十三条第二項中「前条第二項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「、造幣局長」を削る。

附則第二十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 施行法第五十四条第一項の規定により独立行政法人造幣局が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、連合会が当該事業年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。

附 則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。[ただし書略]

(39) 独立行政法人国立印刷局法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成14年12月18日政令第383号） 第6条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等（同項に規定する国等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

第十二条の三の見出しを「(育児休業手当金等に対する国等の負担)」に改め、同条第一項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改め、同項第一号中「に定める金額」を「及び第三号に定める金額の合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額

第十二条の三第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改め、同項第一号中「に定める金額」を「及び第三号に定める金額の合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額に対する独立行政法人国立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額の合計額の割合を乗じて得た金額

第十二条の六の見出しを「(組合への国等の負担金の払込み)」に改め、同条第四項中「独立行政法人造幣局」の下に「又は独立行政法人国立印刷局」を加える。

第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「第三号、第四号ロ又は第五号」を「第三号ロ又は第四号」に改め、「、印刷局長」を削る。

附則第二十八条第二項中「独立行政法人造幣局」の下に「又は独立行政法人国立印刷局」を加える。

附 則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。[ただし書略]

(40) 日本郵政公社法及び日本郵政公社法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年12月18日政令第385号） 第56条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第五十六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「独立行政法人」」の下に「、「公社」」を、「規定する独立行政法人」の下に「、「公社」」を加える。

第二条第一項第二号中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改め、同条第二項第五号中「国及び」を「国、」に改め、「において同じ。）」の下に「及び公社」を加える。

第五条第三項第八号中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、同項に次の一号を加える。

十 公社の職員 その受ける給与

第十一条の二の見出し中「総務省」を「公社」に改め、同条第一項中「総務省に」を「公社に」に改め、同項第一号中「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「公社」に改め、同条第四項中「総務大臣と」を「公社と」に、「総務大臣の指定する出納官吏」を「公社」に改める。

第十一条の三の十第三号中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 公社の職員である組合員 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用する同条第三項の規定による休業

第十一条の十第七項中「をいう。）」の下に「又は公社の総裁」を加える。

第十二条の三第一項第一号中「において組合」の下に「(公社に属する職員をもつて組織する組合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 公社 当該事業年度において公社に属する職員をもつて組織する組合の組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額

第十二条の三第三項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 公社 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額に対する公社に属する職員をもつて組織する組合の長期組合員の標準報酬の月額の合計額の割合を乗じて得た金額
第十二条の六に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定は、公社について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額を、」とあるのは「負担すべき金額として公社に属する職員をもつて組織する組合（以下この条において「公社組合」という。）が当該事業年度においてその予算に計上した額を、公社組合の」と、「組合」とあるのは「公社組合」と、第二項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「公社組合」と、第三項中「組合」とあるのは「公社組合」と、「国の予算」とあるのは「公社組合（前項に係るものにあつては、連合会）の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において公社が払い込むこと」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「独立行政法人」の下に「、公社」を加え、同条第二項中「独立行政法人」の下に「、公社」を、「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

第四十三条第二号中「簡易保険福祉事業団（）」を「日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（）」に改める。

第四十五条の二第二項の表法第五条第一項の項中「をいう。）」の下に「又は公社の総裁」を加え、同表法第八条第一項の項中「という。）」の下に「又は公社の総裁」を、「独立行政法人の職員」の下に「又は公社の所属の職員」を加え、同表法第八条第二項の項中「各省各庁の長」の下に「及び公社の総裁」を加え、同表法第十二条第一項の項中「又は特定独立行政法人の長」を「、特定独立行政法人の長又は公社の総裁」に、「に使用される者又は当該特定独立行政法人」を「、特定独立行政法人又は公社」に改め、同表中「

法第九十九条第二項及び第四項	国	連合会

」を「

法第九十九条第二項	国又は公社	連合会
法第九十九条第四項	国	連合会

」に改め、同表法第九十九条第五項の項中「並びに」を「及び」に改め、「国」の下に「又は公社」を加え、同表法第二百二条第一項の項及び法第二百二条第四項の項中「独立行政法人」の下に「、公社」を加え、同表法第二百二十六条の五第二項の項中「国」の下に「又は公社」を加え、同条第三項中「をいう。）」の下に「又は公社の総裁」を、「独立行政法人」の下に「、公社」を加える。

第五十条及び附則第六条の二の二中「国」の下に「又は公社」を加える。

附則第八条第五項中「独立行政法人」の下に「、公社」を加える。

附則第二十八条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「独立行政法人国立印刷局」の下に「又は公社」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（41）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成15年1月29日政令第16号）

注 この一部改正規定は、平成16年9月29日政令第286号第5条、平成19年3月30日政令第77号第4条により一部改正された

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法及び関係法律の規定に基づき、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）を実施するため、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条）」を「第五条の二）」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

第一条中「〔報酬〕」の下に「、〔期末手当等〕」を加え、「第五号」を「第六号」に改め、「報酬」の下に「、期末手当等」を加える。

第五条第一項中「特例一時金又は」を削り、「、期末特別手当及び特例一時金」を「及び期末特別手当」に改める。

第五条の二を第五条の三とする。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。

（期末手当等）

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当するものとする。

2 法第二条第一項第六号に規定する他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定に基づく寒冷地手当、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る期末手当等（以下「一般職員の期末手当等」という。）に準ずる給与として法第二条第一項第六号に規定する政令で定めるものは、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち、一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与とする。

第十一条の三の六第三項中「第十一条の三の四第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第十一条の七の九第二項中「平均標準報酬月額千分の〇・三五六二五」を「平均標準報酬額の千分の〇・二七四」に改める。

第十二条第二項第三号中「標準報酬の月額」の下に「及び標準期末手当等の額（法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「規定する標準報酬の月額」の下に「及び標準期末手当等の額」を、「標準報酬の月額の合計額」の下に「及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額」を加え、「(特別掛金及び当該特別掛金に係る負担金に係るものを除く。）」を削る。

第十二条の三第三項第二号から第四号までの規定中「標準報酬の月額の合計額」の下に「及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額」を加える。

第十二条の五を削り、第十二条の六を第十二条の五とする。

第四十四条の二、第四十五条第一項及び第四十五条の二第一項中「法第一百一条の二第一項に規定する」を削る。

第四十八条第一項中「乗じて得た額」の下に「及び掛金の標準となつた期末手当等の額」を、「標準報酬の月額」の下に「及び標準期末手当等の額」を加える。

第六十条中「法第百三条第一項又は第百十一条第二項中「掛金若しくは特別掛金」とあるのは「第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金」と、法第百十五条第二項中「並びに掛金及び特別掛金」とあるのは「及び第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金」を「これらの規定中「掛金」とあるのは、「第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金」に改める。

附則第六条の見出しを「(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法附則第六条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項に規定する政令で定める金額は、

二百万円とする。

附則第六条の二の八中「法第百三条第一項又は第百十一条第二項中「掛金若しくは特別掛金」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令附則第六条の二の三第一項に規定する特例退職掛金」と、法第百十五条第二項中「並びに掛金及び特別掛金」とあるのは「及び国家公務員共済組合法施行令附則第六条の二の三第一項に規定する特例退職掛金」を「これらの規定中「掛金」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令附則第六条の二の三第一項に規定する特例退職掛金」に改める。

附則第六条の四第二項中「平均標準報酬月額」を「平均標準報酬額」に改める。

附則第八条第一項中「標準報酬の月額」の下に「及び標準期末手当等の額」を加え、同条第三項第一号中「合計額」の下に「及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額」を加え、同条第四項及び第六項中「合計額」の下に「(組合が標準期末手当等の額を決定した月においては、標準報酬の月額の合計額及び標準期末手当等の額の合計額の合算額とする。)」を加える。

(国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十二年政令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出しを「(平成十二年度以後における旧共済法による年金の額の算定に関する経過措置)」に改め、同条中「平成十二年度から平成十四年度まで」を「平成十二年度以後」に改める。

附則第八条の見出しを「(平成十二年度以後における障害年金等の支給停止額の算定に関する経過措置)」に改め、同条第一項中「平成十二年度から平成十四年度まで」を「平成十二年度以後」に改める。

附則第九条の見出しを「(平成十二年度以後における退職年金の受給権者の在職中支給基本額等の算定に関する経過措置)」に改め、同条中「平成十二年度から平成十四年度まで」を「平成十二年度以後」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(平成十五年度以後における障害共済年金の額の算定に関する経過措置)

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(以下「平成十二年改正法」という。)第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「法」という。)第八十二条第一項後段に規定する障害共済年金の額については、平成十二年改正法附則第十一条第一項中「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項(後段を除く。)」と、「合算した金額とする」とあるのは「合算した金額とする。この場合において、第二条の規定による改正前の法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額と第二条の規定による改正後の法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額とを合算した金額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円を当該合算した金額とする」と、平成十二年改正法附則第十二条第一項中「金額とする」とあるのは「金額とする。この場合において、第一条の規定による改正前の法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額と第二条の規定による改正後の法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額とを合算した金額に一・〇三を乗じて得た金額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円を当該乗じて得た金額とする」と、「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項(後段を除く。)」とする。

(平成十五年度以後における障害一時金の額の算定に関する経過措置)

第三条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による障害一時金の額については、平成十二年改正法第二条の規定による改正後の法(以下「改正後の法」という。)第八十七条の七(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(以下「平成九年経過措置政令」という。)第十四条第一項第一号においてその例による場合を含む。)の規定による金額は、改正後の法第八十七条の七の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。この場合において、平成十二年改正法第二条の規定による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第八十七条の七第一号の規定により算定される金額と改正後の法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円を当該合算した金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第八十七条の七(後段を除く。)及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として改正後の法第八十七条の七(後段を除く。)及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額(平成十五年四月前の組合員期間(以下この条及び附則第十三条の九において「基準日前組合員期間」という。)の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。次号及び附則第十三条の九において同じ。)」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、改正前の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則第四条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表」と、第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則第四条第三項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とする。

(組合員期間の月数が三百月未満である障害共済年金等の額の算定に関する経過措置)

準日前組合員期間の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、改正前の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則第三条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正後の法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額(平成十五年四月以後の組合員期間(以下この条及び附則第十三条の九において「基準日後組合員期間」という。)の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額をいう。次号及び附則第十三条の九において同じ。)」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、改正後の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則第三条第三項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」とする。

第四条 法による障害一時金の額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。この場合において、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額と改正後の法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額に一・〇三を乗じて得た金額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円を当該乗じて得た金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七(後段を除く。)及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として改正後の法第八十七条の七(後段を除く。)及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額(平成十五年四月前の組合員期間(以下この条において「基準日前組合員期間」という。)の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。次号及び附則第十三条の九において同じ。)」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則第四条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正後の法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額(平成十五年四月以後の組合員期間(以下この条及び附則第十三条の九において「基準日後組合員期間」という。)の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額をいう。次号及び附則第十三条の九において同じ。)」と、「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、改正後の法附則第十三条の九中「附則別表第四の各号に掲げる受給権者」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十六号)附則第四条第三項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とする。

(組合員期間の月数が三百月未満である障害共済年金等の額の算定に関する経過措置)

第五条 法による障害共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。)について平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十二条第一項第一号及び第二号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用する改正後の法第八十二条第一項第一号及び第二号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

- 2 法による障害共済年金について平成十二年改正法附則第十二条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十二条第一項第一号及び第二号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十二条第三項の規定により読み替えて適用する改正後の法第八十二条第一項第一号及び第二号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。
- 3 法による遺族共済年金（法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除くものとし、その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十九条第一項第一号及び第二号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用する改正後の法第八十九条第一項第一号及び第二号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。
- 4 法による遺族共済年金について平成十二年改正法附則第十二条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十九条第一項第一号及び第二号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十二条第三項の規定により読み替えて適用する改正後の法第八十九条第一項第一号及び第二号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。
- 5 法による障害一時金（その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について附則第三条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十七条の七第一号及び第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する改正後の法第八十七条の七第一号及び第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。
- 6 法による障害一時金について前条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号及び第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、前条第三項の規定により読み替えて適用する改正後の法第八十七条の七第一号及び第二号中「乗じて得た金額」とあるのは「乗じて得た金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。
（平成十五年度以後における障害共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）
- 第六条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正後の法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。
- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第八十七条の四及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として改正後の法第八十七条の四及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の法第八十七条の四中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条及び附則第十三条の九において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下この条及び附則第十三条の九において同じ。）」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬月額の千分の〇・三五六二五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、改正前の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第六条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」とする。
- 3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正後の法第八十七条の四中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（平成十五年四月以後の組合員期間（以下この条及び附則第十三条の九において「基準日後組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額をいう。以下この条及び附則第十三条の九において同じ。）」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬月額の千分の〇・二八八五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、改正後の法附則第十三条の九中「附則別表第四の各号に掲げる受給権者」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第七条第三項の規定により読み替えられた第八十七条の四」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とする。
（平成十五年度以後における遺族共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）

準日後組合員期間の月数で除して得た額をいう。以下この条及び附則第十三条の九において同じ。）」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬額の千分の〇・二七四に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、改正後の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第六条第三項の規定により読み替えられた第八十七条の四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」とする。

第七条 改正後の法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の四及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として改正後の法第八十七条の四及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

- 2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の四中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下この条及び附則第十三条の九において同じ。）」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬月額の千分の〇・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第七条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の四」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。
- 3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正後の法第八十七条の四中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（平成十五年四月以後の組合員期間（以下この条において「基準日後組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額をいう。以下この条及び附則第十三条の九において同じ。）」と、「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬額の千分の〇・二八八五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、改正後の法附則第十三条の九中「附則別表第四の各号に掲げる受給権者」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第七条第三項の規定により読み替えられた第八十七条の四」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とする。
（平成十五年度以後における遺族共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置）

第八条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正後の法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金の改正後の法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第九十三条の三及び附則第十三条の九並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十五条第二項及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として改正後の法第九十三条の三及び附則第十三条の九並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

- 2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の法第九十三条の三中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条及び附則第十三条の九において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。附則第十三条の九において同じ。）」と、「相当する金額（）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除し

て得た割合を乗じて得た金額（）と、改正前の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第八条第二項の規定により読み替えられた第九十三条の三」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」とする。

- 3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正後の法第九十三条の三中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（平成十五年四月以後の組合員期間（以下この条及び附則第十三条の九において「基準日後組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額をいう。附則第十三条の九において同じ。）」と、「相当する金額（）とあるのは「相当する金額に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額（）と、改正後の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第八条第三項の規定により読み替えられた第九十三条の三」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」とする。

第九条 改正後の法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金の改正後の法第九十三条の三の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に一・〇三一を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十三条の三及び附則第十三条の九並びに平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として改正後の法第九十三条の三及び附則第十三条の九並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十三条の三中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（平成十五年四月前の組合員期間（以下この条において「基準日前組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。附則第十三条の九において同じ。）」と、「相当する金額（）とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額（）と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第九十三条の三」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。

- 3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正後の法第九十三条の三中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（平成十五年四月以後の組合員期間（以下この条において「基準日後組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額をいう。附則第十三条の九において同じ。）」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「相当する金額（）とあるのは「相当する金額に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額（）と、改正後の法附則第十三条の九中「附則別表第四の各号に掲げる受給権者」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第九条第三項の規定により読み替えられた第九十三条の三」と、「当該受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とする。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 平成十五年度の法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（短期給付（同法第五十二条の二に規定する短期給付をいう。）に係るもの及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金の納付に係るものに限る。）の算定に関しては、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条第三項中「における組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額」とあるのは、「における組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の法第百一条の二第二項の規定により特別掛金の標準となつた同項に規定する期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）とする。以下この項において「標準期末手当等の額」という。）」とする。

（平成十五年四月から平成十六年十二月までの特例退職組合員の標準報酬の月額に関する経過措置）

第十一条 平成十五年四月から同年十二月までの健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）附則第四十八条の規定による改正後の法附則第十二条第五項に規定する特例退職組合員の標準報酬の月額（次項において「特例退職組合員の標準報酬の月額」という。）に関しては、同条第五項中「標準期末手当等の額」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の第百一条の二第二項の規定により特別掛金の算定の標準となつた同項に規定する期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）とする。）」とする。

- 2 平成十六年一月から同年十二月までの特例退職組合員の標準報酬の月額に関しては、健康保険法等の一部を改正する法律附則第四十八条の規定による改正後の法附則第十二条第五項中「前年に」とあるのは「前年一月から三月までに」と、「標準期末手当等の額」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の第百一条の二第二項の規定により特別掛金の算定の標準となつた同項に規定する期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）とする。）及び同年四月から十二月までにおける当該組合員の標準期末手当等の額」とする。

（42）基盤技術研究促進センターの権利義務の承継等に関する政令(平成15年3月24日政令第64号)附則第5条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第五号中「基盤技術研究促進センター」を「基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター」に改める。

（43）郵便貯金振興会の組織変更に伴う関係政令の整理等に関する政令(平成15年3月28日政令第93号)第4条による改正

附 則

（施行期日）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第五号中「郵便貯金振興会」を「日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）」に改める。

附 則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（44）国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成15年3月28日政令第99号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。
国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第三十一条中「百分の八十に相当する」を「額から、その額に次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改め、同条に次の各号を加える。

一 在外組合員が七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 在外組合員が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の二十

第三十三条中「掲げる金額とする」を「定める金額とする」に改め、同条第一号中「百分の八十に相当する」を「額に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

イ 配偶者が七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 配偶者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

第三十三条第二号中「前号に掲げる金額の百分の七十に相当する」を「その療養に要した費用の額に百分の五十六を乗じて得た」に改める。

第三十四条第一項中「病院等」の下に「(第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等をいう。次項において同じ。)」を加える。

第三十五条中「である配偶者」を削る。

附 則

- 1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正後の国家公務員共済組合法施行令第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定は、この政令の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(45) 株式会社産業再生機構法及び株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年4月9日政令第205号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第五号中「及び危険物保安技術協会」を「、危険物保安技術協会及び株式会社産業再生機構」に改める。
附 則
この政令は、株式会社産業再生機構法の施行の日（平成十五年四月十日）から施行する。[ただし書略]

(46) 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年6月4日政令第241号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十四条の二」を「第四十四条の四」に改める。
第四十三条の見出しを「(継続長期組員につき組員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲)」に改め、同条中「政令で定める法人」を「公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団
- 二 国際協力事業団、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、日本私立学校振興・共済事業団、労働福祉事業団、社会福祉・医療事業団、農畜産業振興事業団、金属鉱業事業団、中小企業総合事業団、日本下水道事業団、運輸施設整備事業団及び環境事業団
- 三 国際協力銀行、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫
- 四 国際交流基金、日本原子力研究所、理化学研究所、核燃料サイクル開発機構、日本学術振興会、放送大学学園、日本育英会、日本体育・学校健康センター、日本芸術文化振興会、日本労働研究機構、勤労者退職金共済機構、心身障害者福祉協会、雇用・能力開発機構、年金資金運用基金、地方競馬全国協会、農業者年金基金、日本自転車振興会、日本貿易振興会、日本小型自動車振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、奄美群島振興開発基金、国際観光振興会及び公害健康被害補償予防協会

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、通信・放送機構、平和祈念事業特別基金、産業基盤整備基金、海洋科学技術センター、日本障害者雇用促進協会、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センター

第四十四条第一項中「政令で定める場合」を「公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合」に改め、「(同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。)」及び「(同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「転出」の下に「(第四十四条の三において「転出」という。)」を加え、「同条第二項第一号」を「法第二百二十四条の二第二項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等役員（以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組員となつた後退職し、引き続いて再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合とする。

第八章中第四十四条の二を第四十四条の四とし、第四十四条の次に次の二条を加える。
(継続長期組員が引き続き他の公庫等職員又は特定公庫等役員となつた場合の特例)

第四十四条の二 法第二百二十四条の二第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 継続長期組員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）
 - 二 継続長期組員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）
- (継続長期組員であつた者が再び同一の公庫等又は特定公庫等に転出をした場合の取扱い)

第四十四条の三 法第二百二十四条の二第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 継続長期組員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組員の資格を取得した後、法第二百二十四条の二第四項に規定する財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合
 - 二 継続長期組員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組員の資格を取得した後、法第二百二十四条の二第四項に規定する財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合
- 附 則

この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年六月十五日）から施行する。

(47) 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年6月27日政令第292号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「平和祈念事業特別基金」を「平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金」に改め、同条第二項第五号中「平和祈念事業特別基金」を「平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金」に改める。

附 則
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]

(48) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成15年6月27日政令第293号)附則第23条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第二十三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第一号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団」に改め、同項第二号中「運輸施設整備事業団（）」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団（）」に改め、「特定船舶製造業安定事業協会、」の下に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の」を加え、同条第二項第一号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団」に改め、同項第二号中「運輸施設整備事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団」に改める。

（49) 独立行政法人国際観光振興機構法施行令（平成15年6月27日政令第294号）附則第6条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「国際観光振興会」を「独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会」に改め、同条第二項第四号中「国際観光振興会」を「独立

行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会」に改める。

(50) 独立行政法人自動車事故対策機構法施行令（平成15年6月27日政令第295号）附則第8条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「自動車事故対策センター」を「独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター」に改め、同条第二項第五号中「自動車事故対策センター」を「独立行政法人自動車事故対策機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター」に改める。

(51) 独立行政法人空港周辺整備機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年6月27日政令第296号）第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「、空港周辺整備機構」を「、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号。次項第五号において「騒防法改正法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構」に改め、同条第二項第五号中「空港周辺整備機構」を「騒防法改正法附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]

(52) 独立行政法人海上災害防止センターの設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年6月27日政令第297号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「海上災害防止センター」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十五号。次項第五号において「海洋汚染防止法改正法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センター」に改め、同条第二項第五号中「海上災害防止センター」を「海洋汚染防止法改正法附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センター」に改める。

附 則
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]

(53) 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年7月24日政令第322号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「通関情報処理センター（）」を「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター（）」に改める。

附 則
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]

(54) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年7月24日政令第328号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「日本万国博覧会記念協会」を「独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会」に改める。

附 則
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]

(55) 独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年7月24日政令第329号）附則第22条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定〔中略〕は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第二十二條 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第一号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団」に改め、同条第二項第一号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団」に改める。
附則第三十一条中「附則第二条第一項」の下に「及び独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項」を加える。

(56) 独立行政法人農畜産業振興機構法施行令（平成15年7月30日政令第342号）附則第14条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二号中「農畜産業振興事業団(」を「独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第百二十六号)附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団（同法附則第九条の規定による廃止前の）」に改め、「平成八年法律第五十三号」の下に「。以下この号において「旧農畜産業振興事業団法」という。」を加え、「農畜産業振興事業団法附則第六条第一項」を「旧農畜産業振興事業団法附則第六条第一項」に、「旧畜産振興事業団及び同法附則第七条第一項」を「旧畜産振興事業団及び旧農畜産業振興事業団法附則第七条第一項」に改め、同項第五号中「野菜供給安定基金」を「独立行政法人農畜産業振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金」に改め、同条第二項第二号中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団」に改め、同項第五号中「野菜供給安定基金」を「独立行政法人農畜産業振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金」に改める。

(57) 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成15年7月30日政令第343号）附則第22条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第二十二條 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「農業者年金基金」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附

則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金」に改め、同条第二項第四号中「農業者年金基金」を「独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金」に改める。

(58) 独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（平成15年7月30日政令第344号）附則第10条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十五条までの規定〔中略〕は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「農林漁業信用基金（）」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金（同法附則第五条の規定による廃止前の）」に改め、同条第二項第五号中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金」に改める。

(59) 独立行政法人国民生活センター法施行令（平成15年8月6日政令第358号）附則第7条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「国民生活センター」を「独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センター」に改める。

(60) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成15年8月8日政令第364号）附則第17条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕附則〔中略〕第十四条から第三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「新エネルギー・産業技術総合開発機構（）」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構（）」に改め、「旧石炭鉱業合理化事業団、」の下に「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十四条の規定による廃止前の」を加え、同条第二項第四号中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

(61) 放送大学学園法施行令（平成15年8月8日政令第365号）附則第9条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第九条 国家公務員共済組合法施行令の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「放送大学学園」を「放送大学学園法（平成十四年法律第五百十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）」に改め、同条第二項第四号中「放

送大学学園」を「放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）」に改める。

(62) 独立行政法人日本学術振興会法施行令（平成15年8月8日政令第367号）附則第7条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「日本学術振興会」を「独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会」に改め、同条第二項第四号中「日本学術振興会」を「独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会」に改める。

(63) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成15年8月8日政令第368号）附則第18条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第二号中「宇宙開発事業団」を「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団」に改め、同条第二項第二号中「宇宙開発事業団」を「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団」に改める。

(64) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年8月8日政令第369号）附則第9条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「日本体育・学校健康センター（）」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター（同法附則第九条の規定による廃止前の）」に改め、同条第二項第四号中「日本体育・学校健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター」に改める。

(65) 独立行政法人日本芸術文化振興会法施行令（平成15年8月8日政令第370号）附則第7条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「日本芸術文化振興会（）」を「独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会（）」に改め、同条第二項第四号中「日本芸術文化振興会」を「独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会」に改める。

(66) 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年8月29日政令第390号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「生物系特定産業技術研究推進機構（）」を「独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構（同法附則第八条の規定による廃止前の）」に改め、同条第二項第五号中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構」に改める。
附 則
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

(67) 中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成15年9月3日政令第391号）附則第7条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号及び同条第二項第四号中「勤労者退職金共済機構」を「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構」に改める。

(68) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法施行令（平成15年9月3日政令第392号）附則第11条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十二条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第十一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「日本障害者雇用促進協会」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会」に改め、同条第二項第五号中「日本障害者雇用促進協会」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会」に改める。

(69) 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年9月3日政令第393号）附則第10条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第二号中「社会福祉・医療事業団（）」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団（同法附則第六条の規定による廃止前の）」に改め、同条第二項第二号中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団」に改める。

(70) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法施行令（平成15年9月3日政令第394号）附則第9条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「心身障害者福祉協会」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会」に改め、同条第二項第四号中「心身障害者福祉協会」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会」に改める。

(71) 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年9月10日政令第397号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「海洋水産資源開発センター」を「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター」に改め、同条第二項第五号中「海洋水産資源開発センター」を「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター」に改める。

附 則
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。[ただし書略]

(72) 独立行政法人日本貿易振興機構法施行令（平成15年9月10日政令第406号）附則第10条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「日本貿易振興会」を「独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会」に改め、同条第二項第四号中「日本貿易振興会」を「独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会」に改める。

(73) 独立行政法人国際協力機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年9月12日政令第410号）第4条による改正

第一章 関係政令の整備
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第二号中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団」に改め、同条第二項第二号中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団」に改める。
附 則
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

第四十三条第一項第二号中「環境事業団（）」を「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団（）」に改め、同項第四号中「公害健康被害補償予防協会」を「独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会」に改め、同条第二項第二号中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団」に改め、同項第四号中「公害健康被害補償予防協会」を「独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会」に改める。

（81）日本環境安全事業株式会社の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成15年12月5日政令第490号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「並びに日本消防検定協会」を「、日本消防検定協会並びに日本環境安全事業株式会社」に改める。

附 則
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（82）情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年12月10日政令第493号）附則第11条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。[ただし書略]
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第十一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五号中「情報処理振興事業協会」を「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会」に改め、同条第二項第五号中「情報処理振興事業協会」を「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会」に改める。

（83）独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年12月12日政令第516号）附則第46条による改正

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、[中略] 附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第四十六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額
第十二条の三第三項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国立病院機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額
第十二条の五第四項中「又は独立行政法人国立印刷局」を「、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構」に改める。
附則第二十八条第二項中「若しくは独立行政法人国立印刷局」を「、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構」に改める。

（84）イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年12月25日政令第543号）附則第2条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項に次の一号を加える。
六 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）の規定に基づくイラク人道復興支援等手当
（国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）
第四条 国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十五年政令第四百八十三号）の一部を次のように改正する。
第二十一条のうち国家公務員共済組合法施行令第五条第二項の改正規定中「第二号とし」の下に「、第六号を第三号とし」を加える。

（85）法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年12月25日政令第546号）附則第2項による改正

附 則
（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
2 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。
四の三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一条第一項の規定により派遣された者（地方の組合の組合員となつた者を除く。）
第二条第一項第五号中「前各号」を「第一号から第四号の二まで」に改める。
第十三条第一項第一号中「若しくは派遣先企業」を「、派遣先企業」に改め、「次項において同じ。）」の下に「若しくは法科大学院設置者（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者をいう。次号及び次項において同じ。）」を加え、同項第二号中「職員団体」の下に「若しくは法科大学院設置者」を加え、同条第二項中「若しくは派遣先企業」を「、派遣先企業若しくは法科大学院設置者」に改める。
附則第八条第三項第一号中「である組合員」の下に「、法科大学院派遣職員（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者をいう。第六項において同じ。）である組合員（短期給付に関する規定の適用を受けない者に限る。）」を加え、同条第六項中「である組合員」の下に「、法科大学院派遣職員である組合員（短期給付に関する規定の適用を受けない者に限る。）」を加える。

（86）石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成15年12月25日政令第553号）第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第二号中「金属鉱業事業団」を「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団」に改め、同条第二項第二号中「金属鉱業事業団」を「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団」に改める。
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。[ただし書略]

(87) 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成15年12月25日政令第555号）附則第19条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第十九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「雇用・能力開発機構（）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構（同法附則第六条の規定による廃止前の）」に改め、同条第二項第四号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構」に改める。

(88) 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成15年12月25日政令第556号）附則第16条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第十六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第二号中「労働福祉事業団」を「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団」に改め、同条第二項第二号中「労働福祉事業団」を「独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団」に改める。
附則第二十九条第一項中「、公営企業金融公庫又は労働福祉事業団」を「又は公営企業金融公庫」に改める。
附則第三十三条の三の次に次の一条を加える。
(独立行政法人労働者健康福祉機構法の施行に伴う経過措置)
第三十三条の四 旧労働福祉事業団の役員又は職員で独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百十六号）第三十五条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定の適用があるものとする。

(89) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）附則第18条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則〔中略〕第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第十八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第四号中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会」に改め、同条第二項第四号中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会」に改める。

(90) 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成16年1月30日政令第14号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「通信・放送機構」を「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年

法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構」に改め、同条第二項第五号中「通信・放送機構」を「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(91) 独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成16年3月5日政令第32号）附則第16条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「海洋科学技術センター」を「独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター」に改め、同条第二項第五号中「海洋科学技術センター」を「独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター」に改める。

(92) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年3月19日政令第44号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）第八十条第一項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百号）附則第二十二条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第十三項並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第七条第三項及び第十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の七の五を次のように改める。
(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止)
第十一条の七の五 法第八十条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- 一 法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である日の属する月における次のイからハまでに掲げる額の合計額を法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用したとしたならば求められることとなる額
- イ 厚生年金保険の被保険者（法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下この条において同じ。）又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（以下この条において「私学長期給付適用者」という。）である日のうち最も遅い日における、厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額又は私学長期給付適用者の私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準給与の月額に相当する額
- ロ 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の規定の適用を受ける者の同法第二十三条第一項の規定により国庫に納付しなければならない金額の算定の基礎となつている額に相当する額
- ハ 地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者の同法第百六十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額
- 二 前号と同一の月以前の一年間の各月における次のイからホまでに掲げる額の各月ごとの合計額をそれぞれ法第四十二条の二第一項の規定による標準期末手当等の額（同項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）の基礎となる期末手当等の額とみなして同項の規定を適用したとしたならば求められることとなる額の総額を十二で除して得た額
- イ 組合員であつた者の標準期末手当等の額
- ロ 厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者の厚生年金保険法第二十四条の三第一項に規定する標準賞与額に相当する額
- ハ 私学長期給付適用者又は私学長期給付適用者であつた者の私立学校教職員共済法第二十二条の二第一項に規定する標準賞与の額に相当する額

ニ 国会議員互助年金法の規定の適用を受ける者又は受ける者であつたものの同法第二十三条第二項の規定により国庫に納付しなければならない金額の算定の基礎となつている同項に規定する期末手当の額に相当する額
ホ 地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者又は受ける者であつたものの同法第百六十六条第三項に規定する期末手当の額に相当する額
第十二条第二項第三号中「(法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。)」を削る。
(国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「法（以下）の下に「この条から附則第九条第一項までにおいて」を加える。
附則第七条中「以下」の下に「この条から附則第九条第一項までにおいて」を加える。
附則第九条中「平成十二年度以後」を「平成十二年度から平成十五年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。
2 平成十二年改正法附則第十一条第一項（第二号を除く。）及び第二項並びに第十二条第一項（第二号を除く。）及び第二項の規定は、平成十六年度以後の各年度における平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項第一号（昭和六十年改正法附則第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項第一号、改正後の昭和六十一年経過措置政令第四十一条並びに改正後の平成九年経過措置政令第十三条第一項においてその例によることとされる平成十二年改正法第二条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項第一号、第八十九条第一項第一号（同号ロを除く。）及び第二号（同号ロを除く。）並びに附則第十二条の四の二第二項第二号の規定による金額を算定する場合について準用する。

附 則
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（93）成田国際空港株式会社法施行令（平成16年3月19日政令第50号）附則第23条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第二十三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第一号中「、新東京国際空港公団」を削り、同項第四号中「日本消防検定協会」の下に「、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）」を加える。

（94）独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成16年3月26日政令第83号）附則第20条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第二十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」を「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改め、同条第二項第五号中「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」を「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改める。

（95）独立行政法人都市再生機構法施行令（平成16年4月9日政令第160号）附則第25条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。[ただし書略]
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）」を「独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市基盤整備公団法」という。）」に、「並びに都市基盤整備公団法」を「並びに旧都市基盤整備公団法」に改め、同条第二項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団」に改める。
附則第三十三条中「及び都市基盤整備公団法附則第六条第一項」を「、旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項及び独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項」に改める。

（96）中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成16年5月26日政令第181号）第10条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「地域振興整備公団」を「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団」に改め、同項第二号中「中小企業総合事業団（）」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団（同法第一条の規定による廃止前の）」に改め、同項第五号中「産業基盤整備基金」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金」に改め、同条第二項第一号中「地域振興整備公団」を「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団」に改め、同項第二号中「中小企業総合事業団」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団」に改め、同項第五号中「産業基盤整備基金」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金」に改める。
附則第三十三条の二中「中小企業総合事業団法附則第二十四条」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（以下この条において「旧中小企業総合事業団法」という。）附則第二十四条」に、「中小企業総合事業団法附則第五条第一項」を「旧中小企業総合事業団法附則第五条第一項及び中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項」に改める。
附 則
この政令は、機構の成立の時から施行する。[ただし書略]

（97）国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成16年6月16日政令第200号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の五第二号を次のように改める。

二 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。）及び大臣政務官（長官政務官を含む。）並びに特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員のうち、国会議員でない者をもつて充てられたもの
附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国家公務員共済組合法第七十二条第二項第二号の規定により長期給付に関する規定が適用されない職員であつて施行日において改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の五第二号に掲げる職員である者に対する長期給付に関する規定の適用については、その者が施行日以後引き続き同号に掲げる職員である間、改正後の同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（98）国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成16年6月23日政令第207号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第三条の二並びに第二十條の三第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「平成十六年六月三十日」を「平成十六年九月三十日」に改める。

附則第三十四条の二を次のように改める。

（組合の事務に要する費用の公社等の負担の特例）

第三十四条の二　法附則第二十條の三第一項に規定する政令で定める額は、法第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる費用について、公社に属する職員をもつて組織する組合又は独立行政法人若しくは国立大学法人等の職員である組合員が属する組合が、公社、独立行政法人又は国立大学法人等が平成十六年度において負担すべき額としてそれぞれの予算に計上した額とする。

2　法附則第二十條の三第一項の規定が適用される場合におけるこの政令の規定の適用については、第十二条第一項中「納付に要する費用」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法附則第二十條の三第一項の規定による公社、独立行政法人又は国立大学法人等（以下「公社等」という。）の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）と、「納付額」とあるのは「納付額、短期給付事務に要する費用の額」と、同条第二項中「を含む、同条第二項第三号」とあるのは「及び平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（法附則第二十條の三第一項の規定による公社等の負担に係るものを除く。以下この項において「平成十六年度における長期給付事務に要する費用」という。）を含む、法第九十九条第二項第三号」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「、当該基礎年金拠出金」と、「予想額」とあるのは「予想額及び平成十六年度における長期給付事務に要する費用の額」と、前条中「第十二条第二項中「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用を含む」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「第十二条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同条第二項中「平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び」とあるのは「当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の納付に要する費用の予想額並びに」』とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

（99）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年9月29日政令第286号）

注　この一部改正規定は、平成17年4月1日政令第118号第5条、平成19年3月30日政令第77号第5条、平成19年8月3日政令第235号第92条、平成20年3月31日政令第85号第3条、平成22年3月26日政令第42号第4条、平成23年3月31日政令第58号第2条、平成25年3月27日政令第86号第4条、平成25年9月26日政令第282号第1条、平成26年3月28日政令第85号第2条、平成27年3月27日政令第103号第4条、平成27年4月30日政令第223号により一部改正された

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の施行に伴い、並びに同法及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第四章　費用の負担（第十二条－第十三条）

第五章　国家公務員共済組合審査会（第十四条－第二十九条）」

を

「第四章　費用の負担（第十二条－第十三条）

第四章の二　地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第十四条－第十七条）

第五章　国家公務員共済組合審査会（第十八条－第二十九条）」

に改める。

第九条第一項中「（以下「基礎年金拠出金」という。）」の下に「及び法第百二条の二に規定する財政調整拠出金（第

十七条第一項において「財政調整拠出金」という。）」を加える。

第十一条の六第一項中「同項各号に掲げる金額」の下に「に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」を加え、「同条第一項第一号」を「法第八十二条第一項第一号」に改める。

第十一条の七の四第七号中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第十一条の七の五第二号ハ中「第二十二条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第十二条第三項中「費用の額と」を「費用の額及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第百五十二号）第二十八条第三項の規定により算定した同項に規定する長期給付に要する費用の額の合計額と、」に、「並びにその予定運用収入の額の合計額とが将来」を「、法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第九十九条第一項に規定する再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間」に改める。

第十二条の三第三項各号中「三分の一」を「二分の一」に改める。

第二十一条から第二十九条までを次のように改める。

第二十一条から第二十九条まで　削除

第十七条から第二十条までを削り、第十六条を第二十条とし、第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条とし、第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

（国の独自給付費用）

第十四条　法第百二条の三第一項第一号に規定する政令で定める費用は、当該事業年度における組合の長期給付に要する費用から法第九十九条第二項第三号に掲げる費用を控除したものとする。

（国の長期給付に係る収入）

第十五条　法第百二条の三第二項に規定する政令で定める収入は、当該事業年度の長期給付（基礎年金拠出金を含む。次条において同じ。）に係る連合会の収入の全部とする。

（国の長期給付に係る支出）

第十六条　法第百二条の三第三項に規定する政令で定める支出は、当該事業年度の長期給付に係る連合会の支出の全部とする。

（地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出）

第十七条　連合会は、各事業年度における財政調整拠出金の見込額として法第百二条の三第一項の規定の例により算定した額（次項において「国の概算財政調整拠出金の額」という。）を、当該事業年度の三月三十一日までに地方公務員共済組合連合会（地方公務員等共済組合法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下この条において同じ。）に拠出するものとする。

2　連合会は、各事業年度における国の概算財政調整拠出金の額が法第百二条の三第一項の規定により算定した当該事業年度における連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において地方公務員等共済組合法施行令第三十条の六第一項の規定により地方公務員共済組合連合会が連合会に拠出することとなる額（以下この条において「地方の概算財政調整拠出金の額」という。）がある場合にあっては、当該満たない額を地方の概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

3　連合会は、各事業年度における地方の概算財政調整拠出金の額が地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項の規定により算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に地方公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において地方の概算財政調整拠出金の額がある場合にあっては、当該超える額を地方の概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を地方公務員共済組合連合会に還付するものとする。

第四十八条第一項中「給料の額に」及び「乗じて得た額及び」の下に「同項に規定する」を加える。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで　削除

附則第七条の八の二第一項の表中「

法第九十九条第一項第三号及び第二項各号列記以外の部分	の掛金	の掛金（附則第十三条の三第四項に規定する特例継続掛金を含む。）

」を「

法第九十九条第一項第三号	次項第二号の掛金	次項第二号の掛金（附則第十三条の三第四項に規定する特例継続掛金を含む。）
法第九十九条第二項各号列記以外の部分	の掛金	の掛金（附則第十三条の三第四項に規定する特例継続掛金を含む。）

」に改める。

附則第十二条中「（同法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）」を削る。

附則第二十七条の四第五項中「（同法第十六条の二の規定による年金額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）」を削る。

附則第三十四条中「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項、第十四条及び第十五条」に、「を含む」とあるのは「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）を含む」を「）及び」とあるのは「）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）並びに」に、「とする」を「と、第十四条中「長期給付に要する費用」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における法第百二条の三第一項第一号の規定の適用については、同号中「長期給付に要する費用」とあるのは、「長期給付に要する費用（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付に要する費用を含む。）」とする。（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十二年政令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中（以下「改正後の昭和六十一年経過措置政令」という。）を削る。

附則第七条中「平成十二年改正法第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法（以下この条から附則第九条第一項までにおいて「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第三十五条第一項（改正後の昭和六十一年経過措置政令）を「昭和六十年改正法附則第三十五条第一項（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下この条から附則第九条までにおいて「昭和六十一年経過措置政令」という。））」に、「同条第二項（改正後の）」を「同条第二項（）」に、「及び第三項（改正後の）」を「及び第三項（）」に、「の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第五十条第三項（改正後の昭和六十一年経過措置政令第五十八条においてその例による場合を含む。）並びに改正後の」を「（いずれも昭和六十一年経過措置政令第五十八条においてその例による場合を含む。）並びに」に改め、「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第一号中「改正後の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項」を「昭和六十年改正法附則第三十五条第一項」に、「により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第五十条第三項並びに改正後の」を「並びに」に改め、同条第二号中「により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項」を削り、「一・〇三一」を「平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）」に改める。

附則第八条第一項中「改正後の昭和六十一年経過措置政令」を「昭和六十一年経過措置政令」に改め、同項第二号中「一・〇三一」を「従前額改定率」に改める。

附則第九条第二項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで並びに」に、「第二項の」を「第三項から第五項までの」に、「平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法」を「昭和六十年改正法」に、「平成十二年改正法第二条の規定による改正後の法」を「法」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

（平成十五年度以後における障害共済年金の額の算定に関する経過措置）

第二条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月前である者に支給する国家公務員共済組合法（以下「法」という。）

第八十二条第一項後段に規定する障害共済年金の額については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第一項中「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項（後段

を除く。）」と、「金額とする」とあるのは「金額とする。この場合において、第二条の規定による改正前の法第八十二条第一項第一号（同号に規定する平均標準報酬月額は、平成十五年四月前の組合員期間の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額に法第七十二条の二に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額を平均した額とする。）の規定により算定される金額と法第八十二条第一項第一号（同号に規定する平均標準報酬額は、平成十五年四月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額と標準期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の総額を、当該平成十五年四月以後の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額とを合算した金額が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該合算した金額とする」と、平成十二年改正法附則第十二条第一項中「金額とする」とあるのは「金額とする。この場合において、第一条の規定による改正前の法第八十二条第一項第一号（同号に規定する平均標準報酬月は、平成十五年四月前の組合員期間の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率（以下「従前額改定再評価率」という。）を乗じて得た額を平均した額とする。）の規定により算定される金額と法第八十二条第一項第一号（同号に規定する平均標準報酬額は、平成十五年四月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額と標準期末手当等の額に従前額改定再評価率を乗じて得た額の総額を、当該平成十五年四月以後の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額とを合算した金額に従前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該従前額改定率を乗じて得た金額とする」と、「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項（後段を除く。）」とする。

附則第三条第一項中「平成十二年改正法第二条の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）」を「法」に、「改正後の法第八十七条の七の」を「法第八十七条の七の」に、「改正後の法第八十七条の七第一号」を「法第八十七条の七第一号」に、「六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額」に改め、同項第一号中「及び附則第十三条の九」を削り、同項第二号中「改正後の法第八十七条の七」を「法第八十七条の七」に改め、「及び附則第十三条の九」を削り、同条第二項中「この条及び附則第十三条の九」を「この条」に、「標準報酬の月額を」を「標準報酬の月額に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額を」に、「次号及び附則第十三条の九」を「次号」に、「と、改正前の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第三条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の七第一号」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」とする」を「とする」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の七第一号中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。次号において同じ。）」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（次号において「基準日後組合員期間」という。）の月数」と、同条第二号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

附則第四条第一項中「一・〇三一を乗じて得た金額に」を「平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（以下「従前額改定率」という。）を乗じて得た金額に」に、「改正後の法第八十七条の七第一号」を「法第八十七条の七第一号」に、「一・〇三一を乗じて得た金額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円を当該乗じて得た」を「従前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該従前額改定率を乗じて得た」に改め、同項第二号中「改正後の法第八十七条の七」を「法第八十七条の七」に改め、「及び附則第十三条の九」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の七中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄」とそれぞれ読み替えて

同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。次号において同じ。）」と、「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（次号において「基準日後組合員期間」という。）の月数」と、同条第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

附則第五条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「平成十二年改正法附則第十一条第三項」を「平成十二年改正法附則第十一条第四項」に、「改正後の法」を「法」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第五項」に、「附則第十二条第三項」を「附則第十二条第六項」に、「改正後の法」を「法」に改め、同条第三項中「同条第二項の」を「同条第三項の」に、「改正前の法第八十九条第一項第一号及び第二号」を「改正前の法第八十九条第一項第一号」に、「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に、「改正後の法第八十九条第一項第一号及び第二号」を「法第八十九条第一項第一号」に改め、同条第四項中「同条第二項の」を「同条第五項の」に、「改正前の法第八十九条第一項第一号及び第二号」を「改正前の法第八十九条第一項第一号」に、「附則第十二条第三項」を「附則第十二条第六項」に、「改正後の法第八十九条第一項第一号及び第二号」を「法第八十九条第一項第一号」に改め、同条第五項及び第六項中「改正後の法」を「法」に改める。

附則第六条第一項第一号中「及び附則第十三条の九」を削り、同項第二号中「改正後の法第八十七条の四及び附則第十三条の九」を「法第八十七条の四」に改め、同条第二項中「この条及び附則第十三条の九」を「この条」に改め、「標準報酬の月額」の下に「に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額」を加え、「相当する金額」とを「相当する金額」（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とに、「と、改正前の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第六条第二項の規定により読み替えられた第八十七条の四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」とする」を「とする」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の四中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。以下この条において同じ。）」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬額の千分の〇・二七四に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、平成十五年四月以後の組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

附則第七条第一項中「改正後の法第八十七条の四に」を「法第八十七条の四に」に、「一・〇三一」を「従前額改定率」に改め、同項第二号中「改正後の法第八十七条の四及び附則第十三条の九」を「法第八十七条の四」に改め、同条第二項中「相当する金額」を「相当する金額」（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第八十七条の四中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄」とそれぞれ読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。以下この条において同じ。）」と、「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均標準報酬額の千分の〇・二八八五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、平成十五年四月以後の組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

附則第八条第一項中「改正後の法第八十九条第二項」を「法第八十九条第二項」に、「改正後の法第九十三条の三の」を「法第九十三条の三の」に改め、同項第一号中「及び附則第十三条の九」を削り、同項第二号中「改正後の法第九十三条の三及び附則第十三条の九並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法」を「法第九十三条の三並びに昭和六十年改正法」に改め、同条第二項中「及び附則第十三条の九」を削り、「標準報酬の月額」を「標準報酬の月額に国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十一条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額」に改め、「附則第十三条の九において同じ。」を削り、「と、「相当する金額（）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額（）」と、改正前の法附則第十三条の九中「第七十七条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）附則第八条第二項の規定により読み替えられた第九十三条の三」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」とする」を「と、「相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場

合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第九十三条の三中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。）」と、「相当する金額の」とあるのは「相当する金額に、平成十五年四月以後の組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額の」とする。

附則第九条第一項中「改正後の法第八十九条第二項」を「法第八十九条第二項」に、「改正後の法第九十三条の三の」を「法第九十三条の三の」に、「一・〇三一」を「従前額改定率」に改め、同項第二号中「改正後の法第九十三条の三及び附則第十三条の九並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法」を「法第九十三条の三並びに昭和六十年改正法」に改め、同条第二項中「相当する金額（）」を「相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」に、「得た金額（）」を「得た金額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第九十三条の三中「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準報酬額（第七十二条の二中「組合員期間」とあるのを「平成十五年四月以後の組合員期間」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのを「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄」とそれぞれ読み替えて同条の規定を適用した場合に算定される平均標準報酬額をいう。）」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「相当する金額の」とあるのは「相当する金額に、平成十五年四月以後の組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額の」とする。

附則第十二条中「附則第十二条第三項」を「附則第十二条第六項」に、「読み替えられた共済法第七十七条第一項」を「読み替えられた共済法第七十二条の二、第七十七条第一項」に改める。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

（法による年金である給付の額の算定に関する経過措置についての読替え等）

第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「法」という。）による年金である給付について国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十六年改正法」という。）附則第四条第一項の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 平成十六年改正法第九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）	附則第十六条第一項第二号及び第二十八条第一項第二号	新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）	七十九万四千五百円
	附則第二十八条第一項第一号	加算額（共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）	加算額
二 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（以下この条において「改正前の平成十五年改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）	附則第十一条第一項及び第十二条第一項	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）
		六十万三千二百円	五十九万六千円

2 法による年金である給付について平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月

以後の組合員期間があるときは、同条第二項（同項の表第三号の項に限る。）の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十六年改正法第十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法	第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）
	第八十二条第二項	加えた金額	加えた金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）
	第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）

- 3 平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合における法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金（平成十四年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、改正前の平成十五年改正政令附則第六条第二項若しくは第三項又は第七条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた法第八十七条の四中「乗じて得た金額（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）」とする。
- 4 平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合における法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金（平成十四年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、改正前の平成十五年改正政令附則第八条第二項若しくは第三項又は第九条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた法第九十三条の三中「乗じて得た金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）」とする。
- （再評価率等の改定等の特例の対象となる法による年金である給付）

第五条 平成十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める法による年金である給付は、法による年金である給付の全部とする。

（再評価率等の改定等の特例の対象となる給付）

第六条 平成十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める給付は、次のとおりとする。

- 一 法による障害一時金
 - 二 旧共済法による年金
- （再評価率等の改定等の特例の対象となる率）

第七条 平成十六年改正法附則第七条第一項の政令で定める率は、平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額

改定率とする。

（年金額等の水準を表す指数の計算方法）

- 第八条 各年度における平成十六年改正法附則第七条第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数（以下この項において「指数」という。）は、当該年度の前年度における指数に、当該年度において法第七十二条の三第一項又は第三項（法第七十二条の四第一項の規定が適用される受給権者にあつては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率（法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、平成十六年度における指数は、〇・九九〇（昭和十二年四月一日以前に生まれた受給権者にあつては、〇・九八六）とする。
- 2 各年度における平成十六年改正法附則第七条第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、一・〇〇三に、平成十五年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する当該年度の前年の物価指数の比率（一を上回る場合にあっては、一）を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

（100）独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成16年9月29日政令第294号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令等の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「、奄美群島振興開発基金」を削る。

- 一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第二項第四号
- 附 則

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

（101）年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成16年11月25日政令第366号）附則第18条による改正

注 この一部改正規定は、平成17年4月1日政令第118号第44条、平成17年6月24日政令第224号附則第33条により一部改正された

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二十九号を次のように改める。

二十九 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団及び年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

第四十三条第二項第二十二号を次のように改める。

二十二 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

（102）厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成16年12月3日政令第383号）第6条による改正

注 この一部改正規定は、平成17年4月1日政令第118号第45条により一部改正された

（国家公務員退職手当法施行令及び国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。）」に改める。

- 二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項第五号
- 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

- 十二 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和三十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び旧住宅・都市整備公団法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団、旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）
- 十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下この号において「旧日本体育・学校健康センター法」という。）附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和三十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会、旧日本体育・学校健康センター法附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）
- 十四 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和三十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となった旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）
- 十五 日本道路公団
- 十六 独立行政法人緑資源機構（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。）
- 十七 日本原子力研究所（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となった旧日本原子力船開発事業団及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）
- 十八 独立行政法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二条の規定により新技術事業団となった旧新技術開発事業団、独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）
- 十九 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）
- 二十 独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）
- 二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和三十五年法律第五十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和三十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金、産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法（昭和三十二年法律第八十二号）第二十一条の繊維工業構造改善事業協会、中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、同法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業

- 構造改善事業協会及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団を含む。）
- 二十二 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）
- 二十三 独立行政法人労働政策研究・研修機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となった旧日本労働協会及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構を含む。）
- 二十四 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）
- 二十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和三十三年法律第百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）
- 二十六 首都高速道路公団
- 二十七 独立行政法人勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構を含む。）
- 二十八 独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団及び独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）
- 二十九 年金資金運用基金（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）
- 三十 独立行政法人農畜産業振興機構（独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下この号において「旧農畜産業振興事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和三十六年法律第四十四号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団、旧農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び旧農畜産業振興事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団並びに独立行政法人農畜産業振興機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金を含む。）
- 三十一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）
- 三十二 阪神高速道路公団
- 三十三 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となった旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）
- 三十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）

三十五 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十六 社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十七 独立行政法人環境再生保全機構（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

三十八 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

三十九 独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場及び独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）

四十 核燃料サイクル開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。）

四十一 独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

四十二 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

四十三 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

四十四 国民金融公庫法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫

四十五 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

四十六 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会を含む。）

四十七 日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。）

四十八 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）

四十九 本州四国連絡橋公団

五十 独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）

五十一 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）

五十二 独立行政法人海上災害防止センター（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センターを含む。）

五十三 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

五十四 独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

五十五 独立行政法人日本万国博覧会記念機構（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）

五十六 日本下水道事業団

五十七 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）

五十八 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第

三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）

五十九 独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）

六十 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）

六十一 自動車安全運転センター

六十二 独立行政法人通関情報処理センター（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センターを含む。）

六十三 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）

六十四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金、薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を含む。）

六十五 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）

六十六 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

六十七 関西国際空港株式会社

六十八 危険物保安技術協会

六十九 消防団員等公務災害補償等共済基金

七十 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。）

七十一 中央労働災害防止協会

七十二 地方公務員災害補償基金

七十三 中央職業能力開発協会

七十四 総合研究開発機構

七十五 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター

七十六 日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）

七十七 独立行政法人平和祈念事業特別基金（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。）

七十八 社会保険診療報酬支払基金

七十九 国民年金基金連合会

八十 日本中央競馬会

八十一 預金保険機構

八十二 日本たばこ産業株式会社

八十三 日本電信電話株式会社

八十四 北海道旅客鉄道株式会社

八十五 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会

- 社及び西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるこれらのものに限る。）
- 八十六 四国旅客鉄道株式会社
- 八十七 九州旅客鉄道株式会社
- 八十八 日本貨物鉄道株式会社
- 八十九 東日本電信電話株式会社
- 九十 西日本電信電話株式会社
- 九十一 原子力発電環境整備機構
- 九十二 株式会社産業再生機構
- 九十三 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 九十四 独立行政法人原子力安全基盤機構
- 九十五 日本環境安全事業株式会社
- 九十六 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 九十七 独立行政法人医薬基盤研究所
- 第四十三条第二項各号を次のように改める。
- 一 商工組合中央金庫
- 二 地方競馬全国協会
- 三 日本自転車振興会
- 四 日本小型自動車振興会
- 五 日本道路公団
- 六 日本原子力研究所
- 七 首都高速道路公団
- 八 阪神高速道路公団
- 九 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団を含む。）
- 十 核燃料サイクル開発機構
- 十一 地方公務員災害補償基金
- 十二 本州四国連絡橋公団
- 十三 預金保険機構
- 十四 日本下水道事業団
- 十五 総合研究開発機構
- 十六 農水産業協同組合貯金保険機構
- 十七 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構
- 十八 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を含む。）
- 十九 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）
- 二十 日本私立学校振興・共済事業団
- 二十一 国際協力銀行
- 二十二 日本政策投資銀行
- 二十三 年金資金運用基金
- 二十四 銀行等保有株式取得機構
- 二十五 独立行政法人日本万国博覧会記念機構
- 二十六 独立行政法人水資源機構
- 二十七 独立行政法人農畜産業振興機構
- 二十八 独立行政法人農業者年金基金
- 二十九 独立行政法人農林漁業信用基金
- 三十 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 三十一 独立行政法人日本学術振興会
- 三十二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 三十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 三十四 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 三十五 独立行政法人福祉医療機構
- 三十六 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 三十七 独立行政法人日本貿易振興機構
- 三十八 独立行政法人国際交流基金
- 三十九 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 四十 独立行政法人緑資源機構
- 四十一 独立行政法人科学技術振興機構
- 四十二 独立行政法人理化学研究所
- 四十三 独立行政法人自動車事故対策機構
- 四十四 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 四十五 独立行政法人空港周辺整備機構
- 四十六 独立行政法人海上災害防止センター
- 四十七 独立行政法人通関情報処理センター
- 四十八 独立行政法人平和祈念事業特別基金
- 四十九 独立行政法人国際協力機構
- 五十 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園
- 五十一 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
- 五十二 独立行政法人原子力安全基盤機構
- 五十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 五十四 独立行政法人国際観光振興機構
- 五十五 独立行政法人環境再生保全機構
- 五十六 独立行政法人雇用・能力開発機構
- 五十七 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 五十八 独立行政法人情報処理推進機構
- 五十九 独立行政法人日本学生支援機構
- 六十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 六十一 独立行政法人海洋研究開発機構
- 六十二 独立行政法人都市再生機構
- 六十三 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 六十四 独立行政法人医薬基盤研究所

第八章の二を第八章の三とし、第八章の次に次の一章を加える。

- 第八章の二 特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い
- 第四十四条の五 法第二百二十四条の三に規定する常時勤務することを要しない者で政令で定めるものは、第二条第一項第一号から第四号までに掲げる者又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者に準ずる者として組合の運営規則で定める者とする。
- 2 法第二百二十四条の三に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、第二条第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により臨時的に任用された者に準ずる者として組合の運営規則で定める者とする。
- 3 法第二百二十四条の三に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（第一項に規定する者を含み、前項に規定する者を除く。次項において同じ。）については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。
- 4 法第二百二十四条の三に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者について法の規定を適用する場合における第十一条第一項及び第十三条の規定の適用については、同項中「に規定する公務上の災害」とあるのは「に規定する公務上の災害（独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。）」と、同条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とする。第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「並びに」を「及び」に、「独立行政法人及び国立大学法人等」を「特

定独立行政法人」に改め、同表法第百二条第一項及び法第百二条第四項の項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同条第三項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

附則第七条の三第一項中「四パーセント」を「三・二パーセント」に、「、年五・五パーセント」を「年五・五パーセント、平成十三年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント」に改める。

附則第七条の九の次に次の一条を加える。
(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給に関する特例)
第七条の九の二 法第三十八条第二項本文の規定の適用を受ける者に対する法附則第十三条の十第四項の規定の適用については、同項中「月の前月」とあるのは、「月」とする。

附則第八条第三項第一号中「に限る。）」の下に「、弁護士職務従事職員（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員をいう。第六項において同じ。）である組合員」を加え、同条第五項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改め、「職員団体」の下に「、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等」を加え、同条第六項中「に限る。）」の下に「、弁護士職務従事職員である組合員」を加える。

(国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表を次のように改める。

一 平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法	附則第十二条の四の二第二項第一号	四百四十四月		四百八十月	
	附則別表第四各号	平成十年四月以後	〇・九八〇	平成十年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
				平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八七
二 平成十六年改正法第七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）	第十一条第一項	三十七年		四十年	
三 平成十六年改正法第九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）	附則第十六条第一項第一号	四百四十四月		四百八十月	
	附則第十六条第一項第二号及び第二十八条第一項第二号	新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）		七十九万四千五百円	
	附則第二十八条第一項第一号	加算額（共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）		加算額	

四 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（以下この条において「改正前の平成十五年改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）	附則第十一条第一項及び第十二条第一項	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。）
		六十万三千二百円	五十九万六千円

附則第三条第一項中「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）」を「昭和六十年改正法」に改める。

附則第九条第一項の表を次のように改める。

一 平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法	附則第十二条の四の二第二項第一号	四百四十四月		四百八十月	
	附則別表第四各号	平成十年四月以後	〇・九八〇	平成十年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
				平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八七
二 平成十六年改正法第七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	第十一条第一項	三十七年		四十年	
三 平成十六年改正法第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法	附則第十六条第一項第一号	四百四十四月		四百八十月	
	附則第十六条第一項第二号及び第二十八条第一項第二号	新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）		七十九万四千五百円	
	第二十八条第一項第一号	加算額（共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）		加算額	

(年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部改正)

第四十四条 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条を次のように改める。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第十八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二十九号を次のように改める。

二十九 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団及び年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

第四十三条第二項第二十三号を次のように改める。

- 二十三 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）
（厚生年金基金令等の一部を改正する政令の一部改正）
第四十五条 厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第二号中「第四十三条第一項第五号」を「第四十三条第一項第十一号」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
（停止解除調整開始額に係る再評価率の改定の基準となる率の特例）

第二条 国家公務員共済組合法（以下「法」という。）による年金である給付の受給権者であって当該年度に六十五歳に達するものに適用される再評価率（法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定について国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第七条の規定が適用される場合においては、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の三の二の規定にかかわらず、法第七十九条第三項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率は、一（物価変動率（法第七十二条の三第一項に規定する物価変動率をいう。）が一を下回る場合にあっては、当該物価変動率）とする。
（平成十六年改正前の規定による退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（以下「平成十六年改正政令」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。附則第五条において同じ。）の規定並びに平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条第一項及び平成十六年改正法第七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者（同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

- 2 第五条の規定による改正後の平成十六年改正政令附則第二条第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。附則第五条において「昭和十六年改正法」という。）附則第十六条第一項第一号及び第十九条第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者（施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。
- 3 第五条の規定による改正後の平成十六年改正政令附則第二条第一項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十年」とあるのは、「四十年（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者（同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）にあつては三十六年、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十八年、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十九年）」とする。
（施行日に六十歳以上である者等に対する退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第四条 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する平成十六年改正法附則第十四条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「昭和四年四月一日以前に生まれた者」とあるのは「昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員

等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者」と、「昭和九年四月一日までの間に生まれた者」とあるのは「昭和九年四月一日までの間に生まれた者（同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）」と、同条第二項中「昭和四年四月一日以前に生まれた者」とあるのは「昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者」と、「昭和九年四月一日までの間に生まれた者」とあるのは「昭和九年四月一日までの間に生まれた者（施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）」とする。

（106）老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成17年5月2日政令第173号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の三の二第二項中「六百三十七万円」を「六百二十一万円」に、「四百五十万円」を「四百八十四万円」に改める。
第十一条の三の三第二項中「六百三十七万円」を「六百二十一万円」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第五条 第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（次項において「新国共済法施行令」という。）第十一条の三の二第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額については、なお従前の例による。
2 新国共済法施行令第十一条の三の三第二項の規定は、被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合における同項の収入の額については、なお従前の例による。

（107）独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法施行令（平成17年5月27日政令第190号）附則第6条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十三条までの規定は、平成十七年九月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
九十八 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
第四十三条第二項に次の一号を加える。
六十五 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

（108）日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成17年6月1日政令第203号）第34条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第三十四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第十五号を次のように改める。
十五 東日本高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団を含む。）
第四十三条第一項第二十六号を次のように改める。
二十六 首都高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団を含む。）
第四十三条第一項第三十二号を次のように改める。
三十二 阪神高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高

速道路公団を含む。）

第四十三条第一項第四十九号を次のように改める。

四十九 本州四国連絡高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団を含む。）

第四十三条第一項に次の三号を加える。

九十九 中日本高速道路株式会社

百 西日本高速道路株式会社

百一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

第四十三条第二項第五号を次のように改める。

五 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団

第四十三条第二項第七号及び第八号を次のように改める。

七 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団

八 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団

第四十三条第二項第十二号を次のように改める。

十二 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団

第四十三条第二項に次の一号を加える。

六十六 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

附則第二十九条の見出しを「（公営企業金融公庫の共済負担金）」に改め、同条第一項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は」を削り、「〔公団等〕を「〔公庫〕に、「当該公団等」を「公庫」に、「基礎となつた公団等」を「基礎となつた公庫」に、「年数とし、当該職員が首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）附則第十二条第一項に規定する職員である場合には、その日本道路公団の職員としての期間の年数を含む」を「年数とする」に改め、同条第二項中「公団等の」を「公庫の」に改め、「公団等ごとに」を削り、「当該公団等」を「公庫」に、「添附した」を「添付した」に改め、同条第三項中「公団等」を「公庫」に改める。

附則第三十三条の四の次に次の一条を加える。

（日本道路公団等民営化関係法施行法の施行に伴う経過措置）

第三十三条の五 旧日本道路公団の役員又は職員で日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七条第一号の規定による廃止前の日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条の規定の適用を受けていたもの及び旧首都高速道路公団の役員又は職員で日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七条第二号の規定による廃止前の首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第四十八条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定の適用があるものとする。

附 則

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。〔ただし書略〕

（109）独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成17年6月24日政令第224号）附則第12条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第十七号を次のように改める。

十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構を含む。）

第四十三条第一項中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第百一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条第二項第六号を次のように改める。

六 独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所を含む。）

第四十三条第二項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第六十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第三十条中「核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号。以下この条において「旧核燃料サイクル開発機構法」という。）」に、「核燃料サイクル開発機構法附則第三条第一項」を「旧核燃料サイクル開発機構法附則第三条第一項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第三条第一項」に改める。

（年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部改正）

第三十三条 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条国家公務員共済組合法施行令第四十三条第二項第二十三号の改正規定を次のように改める。

第四十三条第二項第二十二号を次のように改める。

二十二 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

（110）独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令(平成17年8月15日政令第279号)附則第6条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百一 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

（111）一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年2月1日政令第14号）第12条による改正

（私立学校教職員共済法施行令等の一部改正）

第十二条 次に掲げる政令の規定中「十一級」を「十級」に改める。

二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）第十九条第一項

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（112）総合法律支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年2月24日政令第25号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二 日本司法支援センター

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（113）国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成18年3月29日政令第73号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の五第一号ロを次のように改める。

- ロ 国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第一条の規定により受ける歳費月額をいう。）に相当する額
- 第十一条の七の五第一号ハ中「地方公務員等共済組合法第十一章の規定を受ける者の同法第百六十六条第二項」を「地方公共団体の議会の議員の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項」に改め、同条第二号ニを次のように改める。
- ニ 国会議員又は国会議員であつた者の期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。）の額に相当する額
- 第十一条の七の五第二号ホ中「地方公務員等共済組合法第十一章の規定を受ける者又は受ける者であつたものの同法第百六十六条第三項」を「地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方公務員等共済組合法第百六十六条第三項」に改める。
- 附 則
（施行期日）
- 1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（114）介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年3月31日政令第154号）附則第41条による改正

- 附 則
（施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
- （国家公務員共済組合法施行令等の一部改正）
- 第四十一条 次に掲げる政令の規定中「若しくは居宅支援サービス費の支給」及び「若しくは特例居宅支援サービス費の支給」を削り、「の支給若しくは特例施設介護サービス費」を「、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」に改める。
- 一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第七条の八第一項の表法第八十七条の五第一項の項

（115）老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成18年7月21日政令第241号）第5条による改正

注 この一部改正規定は、平成20年3月31日政令第116号附則第74条により一部改正された

- （国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
- 第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
- 第十一条の三の二第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に、「四百八十四万円」を「三百八十三万円」に改める。
- 第十一条の三の三第二項中「六百二十一万円」を「五百二十万円」に改める。
- 第十一条の三の四第一項第一号中「において同じ。）又は」を「及び附則第三十四条の三第八項において同じ。）又は」に、「において同じ。）が」を「及び附則第三十四条の三において同じ。）が」に、「この条において」を「この条並びに附則第三十四条の三第一項及び第二項において」に改め、「第三項まで」の下に「並びに附則第三十四条の三第一項、第二項及び第八項」を加え、同条第二項中「この項」の下に「及び附則第三十四条の三第二項第一号」を加える。
- 附則第三十四条の二の次に次の一条を加える。
- （市町村民税経過措置対象組合員に対する高額療養費の支給に関する特例）
- 第三十四条の三 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第十一条の三の四第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第三十四条の三第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 2 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象組合員に対して支給される高額療養費の額は、第十一条の三の四第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者ごとに算定した第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した金額を加算した金額とする。
- 一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に、被扶養者按分率（市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る第十一条の三の四第二項各号に掲げる金額を合算した金額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（次号において「被扶養者一部負担金等合算額」という。）を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額

- 二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額
- 3 第一項の規定により読み替えて適用する第十一条の三の四第一項の高額療養費算定基準額については、第十一条の三の五第一項第一号中「同条第一項又は第二項」とあるのは、「同条第一項若しくは第二項又は附則第三十四条の三第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三十四条の三第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 第十一条の三の五第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項の」とあるのは「附則第三十四条の三第二項第一号の」と、同項第一号中「次号から第四号まで」とあるのは「次号」と、同項第二号中「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは「当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第三十四条の三第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三十四条の三第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。
- 5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第十一条の三の五第二項第三号に定める金額とする。
- 6 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者に係る第十一条の三の五第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める金額とする。
- 7 市町村民税経過措置対象組合員の被扶養者に係る第十一条の三の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号」とあるのは、「当該各号ハ」とする。
- 8 第一項、第二項、第六項及び前項の市町村民税経過措置対象組合員は、組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 その被扶養者が療養を受ける月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項に該当する者
- 二 その被扶養者が療養を受ける月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者

- 附 則
（施行期日）
- 第一条 この政令は、公布の日から施行する。
- （国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）
- 第八条 第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下この条において「新令」という。）第十一条の三の二第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。
- 2 新令第十一条の三の三第二項の規定は、同項に規定する被扶養者（以下この条及び次条において「被扶養者」という。）が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

- 第九条 国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「特定収入組合員」という。）に係る国家公務員共済組合法施行令（以下この条において「令」という。）第十一条の三の四第二項の高額療養費算定基準額は、令第十一条の三の五第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額とする。
- 一 療養の給付を受ける月又はその被扶養者が療養を受ける月が平成十八年九月から平成十九年八月までの場合における令第十一条の三の二第二項又は第十一条の三の三第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）
- 二 療養の給付を受ける月又はその被扶養者が療養を受ける月が平成十九年九月から平成二十年八月までの場合における令第十一条の三の二第二項又は第十一条の三の三第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）
- 2 特定収入組合員に係る令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額は、令第十一条の三の五第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額とする。
- 3 特定収入組合員又はその被扶養者に係る令第十一条の三の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号」とあるのは、「当該各号イ」とする。

（116）海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年8月18日政令第277号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第四十二号中「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」を「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」に改める。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

（117）健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年8月30日政令第286号）第8条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二の見出し中「百分の二十」を「百分の三十」に改める。
第十一条の三の三の見出し中「百分の八十」を「百分の七十」に改める。
第十一条の三の四第一項第一号中「又は特定療養費」を「又は保険外併用療養費」に、「(法第五十四条第二項)」を「(法第五十四条第二項第一号)」に改め、「）及び」の下に「同項第二号に規定する生活療養（以下この条から第十一条の三の六までにおいて「生活療養」という。）並びに」を加え、「イからトまで」を「イからヘまで」に改め、同号イ中「規定する一部負担金」の下に「(法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)」を加え、「ハに規定する」を「ロに規定する」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第五十四条第二項」を「第五十四条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号」に改め、「一部負担金」の下に「(法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)」を加え、「第五十五条の三第二項第一号」を「第五十五条の五第二項第一号」に改め、「費用の額」の下に「(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「ト及び」を「ヘ及び」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の三第二項」に改め、同号トを同号ヘとし、同項第二号中「前号イからトまで」を「前号イからヘまで」に改め、同条第二項第一号中「前項第一号イからトまで」を「前項第一号イからヘまで」に改め、同条第四項中「第一項第一号イからトまで」を「第一項第一号イからヘまで」に、「同号イからトまで」を「同号イからヘまで」に改め、同条第五項中「食事療養及び」の下に「生活療養並びに」を加え、「第一項第一号イからトまで」を「第一項第一号イからヘまで」に、「同号イからトまで」を「同号イからヘまで」に改め、同条第六項中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「第一項第一号イからトまで」を「第一項第一号イからヘまで」に、「同号イからトまで」を「同号イからヘまで」に改める。

第十一条の三の五第一項第一号中「七万二千三百円」を「八万百円」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「二十四万千円」を「二十六万七千円」に、「四万二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項第二号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「五十六万円」を「五十三万円」に、「十三万九千八百円」を「十五万円」に、「四十六万六千円」を「五十万円」に、「七万七千七百円」を「八万三千四百円」に改め、同項第三号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同条第二項第一号中「四万二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項第二号中「七万二千三百円」を「八万百円」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「三十六万千五百円」を「二十六万七千円」に、「四万二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項第三号及び第四号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同条第三項第二号中「四万二百円」を「四万四千四百円」に改め、同条第四項第一号中「七万二千三百円」を「八万百円」に、「前条第一項第一号イからトまで」を「前条第一項第一号イからヘまで」に、「二十四万千円」を「二十六万七千円」に改め、同項第二号中「四万二百円」を「四万四千四百円」に改め、同条第六項中「一万円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる者以外の者 一万円
 - 二 第一項第二号に掲げる者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に前条第六項に規定する療養を受けた者及び同項に規定する療養のうち健康保険法施行令第四十二条第六項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養を受けた者を除く。） 二万円
- 第十一条の三の六第一項中「特定療養費負担額」を「保険外併用療養費負担額」に、「特定療養費の」を「保険外併用療養費の」に、「第五十五条の三第三項又は第四項」を「第五十五条の五第三項において準用する法第五十五条の三第三項又は第四項」に改め、「係る療養(食事療養)」の下に「及び生活療養」を加え、同項第一号イ中「四万二百円」を「四万四千四百円」に改め、同号ロ中「七万二千三百円」を「八万百円」に、「三十六万千五百円」を「二十六万七千円」に、「四万二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項第二号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同号ロ中「四万二百円」を

「四万四千四百円」に改め、同条第二項中「若しくは第三号に掲げる医療機関又は特定承認保険医療機関」を「又は第三号に掲げる医療機関」に改め、「規定する一部負担金」の下に「(法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)」を加え、「特定療養費負担額」を「保険外併用療養費負担額」に改め、同条第五項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「第五十五条第二項」を「同条第二項」に改め、「一部負担金」の下に「(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)」を加え、同条第七項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第十一条の三の七の見出しを「(出産費及び家族出産費の額)」に改め、同条中「第六十一条第一項ただし書及び第三項ただし書」を「第六十一条第一項及び第三項」に、「三十万円」を「三十五万円」に改める。

第十一条の三の八の見出しを「(埋葬料及び家族埋葬料の額)」に改め、同条中「第六十三条第一項ただし書及び第三項ただし書」を「第六十三条第一項及び第三項」に、「十万円」を「五万円」に改める。

第三十条第一項及び第三項中「、特定承認保険医療機関」を削る。

第三十一条中「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合」を「百分の三十」に改め、同条各号を削る。

第三十三条第一号中「、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める率」を「百分の七十」に改め、同号イ及びロを削る。

第三十五条中「これらの規定」を「第十一条の三の七の規定」に、「出産費についてはその在外組合員の在勤手当の月額に相当する金額とし、家族出産費については当該在勤手当の月額の百分の七十に相当する金額とする。ただし、これらの金額が組合の定款で定める金額に満たない場合には、当該」を「組合の」に改める。

第三十六条中「同項の規定」を「第十一条の三の八の規定」に、「その在外組合員の在勤手当の月額の百分の七十に相当する金額（当該金額が、その在外組合員の配偶者が当該在外被扶養者である子の死亡地において死亡した場合に国家公務員等の旅費に関する法律第四十条第一項の規定により支給されるべき死亡手当の額を超えるときは、その死亡手当の額）」を「組合の定款で定める金額」に改める。

第五十八条第一項及び第五十九条並びに附則第六条の二の六及び第六条の二の七中「第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項」を「第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項」に改める。

附則第七条の八の表法第八十七条の五第一項の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 施行日前に出産し又は死亡した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十一条又は第六十三条若しくは第六十四条の規定による出産費若しくは家族出産費又は埋葬料若しくは家族埋葬料の額については、なお従前の例による。

第十一条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（118）国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年9月15日政令第296号）第3条による改正

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十三条第一項第一号及び附則第八条第三項第一号
附 則

この政令は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月二十日）から施行する。

（119）地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成18年12月8日政令第375号）附則第9条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第二十四条」の下に「(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十六条中「地方の組合に」を「地方の組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会）に」に改める。

(120) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年12月20日政令第390号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の五第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第十一条の三の六第一項中「除き、七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る」を「除く」に、「第十一条の三の四第二項又は第三項」を「第十一条の三の四第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「食事療養及び生活療養を除く」を「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養 次の」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。） 次の」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の法第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として財務大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。） 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額
- イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万百円と、当該入院療養等につき財務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。
- ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき財務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。
- ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第十一条の三の六第二項及び第三項中「第十一条の三の四第二項又は第三項」を「第十一条の三の四第一項から第三項まで」に改める。

第五十八条第一項中「、第六十四条、第六十六条第一項から第三項まで若しくは第六項又は第六十七条」を「又は第六十四条」に改め、「と、法第六十六条第一項中「公務によらないで病気にかかり、又は負傷し」とあるのは「公務によらない病気又は負傷（任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）をし」と、「勤務」とあるのは「労務」と、同条第二項中「勤務」とあるのは「労務」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、「退職しなかつた」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失しなかつた」と、同条第六項中「第三項の傷病手当金」とあるのは「傷病手当金」と、法第六十七条第一項中「勤務」とあるのは「労務」と、同条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「任意継続組合員の資格喪失後出産する」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」を削り、同条第二項を削る。

第五十九条中「、第六十四条又は第六十六条第一項」を「又は第六十四条」に改める。

附則第六条第一項中「

第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一一五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

」に改め、同条第二項中「二百万円」を「五百四十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び同法附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員並びに同法第四十二条第七項又は第九項の規定により平成十九年四月から標準報酬（同条第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ。）の月額が改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬の月額が九十八万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が百万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第六条の規定により読み替えられた同法第四十二条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十九年四月から同年八月までの各月の標準報酬とする。

(121) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年1月4日政令第3号）第14条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第七号中「防衛庁の職員 防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員 防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第五条の三（見出しを含む。）中「第三条第二項第二号」を「第三条第二項第一号」に改める。

第十一条の三の六第七項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第十一条の五第二号中「(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)」及び「(長官政務官を含む。)」を削る。

第十二条の二第一項ただし書中「法第三条第二項第一号に掲げる」を「防衛省の」に、「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「第三条第二項第一号、第三号ロ又は第四号」を「第三条第二項第二号ロ又は第三号」に改め、「防衛庁長官、」を削る。

附則第七条各号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令」を「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令」に改める。

附則第七条の二第一項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

(122) 独立行政法人住宅金融支援機構法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年2月23日政令第31号）
第10条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百三 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
第四十三条第二項に次の一号を加える。
六十六 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(123) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第77号）

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）を実施するため、この政令を制定する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の六第二項中「第八十九条第三項」を「第八十九条第四項」に、「同条第一項第一号イ又は第二号イ」を「同条第一項第一号イ（1）又はロ（1）」に改める。
第十一条の七中「（法第七十四条の二第二項後段及び第四項後段において準用する場合を含む。）」を削り、「法第七十四条第三項又は」を「同条第三項又は」に改める。
第十一条の七の二を次のように改める。
（受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていないものとみなす法令の規定の範囲）
第十一条の七の二 法第七十四条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次に掲げる法令の規定とする。
一 法第七十九条第六項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）
二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書
三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書
四 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条の二第一項
五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第十六条ただし書
六 健康保険法施行令第三十八条ただし書（同条第四号に係る部分に限る。）
七 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十号）第七条ただし書（同条第四号に係る部分に限る。）
八 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する第十一条の三の九第二項（同項第四号に係る部分に限る。）及び同令第七条において準用する第十一条の七の四（同条第六号に係る部分に限る。）
九 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七ただし書（同条第三号に係る部分に限る。）
十 第十一条の三の九第二項（同項第四号に係る部分に限る。）
十一 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第百五十二号）第二十三条の六第二項（同項第四号に係る部分に限る。）及び第二十五条の六（同条第四号に係る部分に限る。）
十二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十八条ただし書（同条第四号に係る部分に限る。）
十三 平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第百四十一号）第二条第七項（同項第三号に係る部分を除く。）
十四 平成十二年度以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第百四十一号）第三条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）
第十一条の七の三の二を第十一条の七の三の三とし、第十一条の七の三の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の支給の繰下げの申出をした場合において加算する金額）
第十一条の七の三の二 法第七十八条の二第四項に規定する政令で定める額は、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月（以下この項から第三項までにおいて「受給権取得月」という。）の前月までの組合員期間（以下この項及び次項において「受給権取得月前組合員期間」という。）を基礎として法第七十七条第一項の規定により算定した金額に次項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額（昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額）と法第七十七条第二項の規定により算定した金額に第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額との合算額に、増額率（千分の七に受給権取得月から法第七十八条の二第一項の申出をした日（次項及び第三項において「申出日」という。）の属する月の前月までの月数（当該月数が六十月を超えるときは、六十月）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。
2 法第七十七条第一項の規定により算定した金額に係る平均支給率は、受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が五年を超える場合にあつては、当該申出日の五年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、その月が次の各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める率とし、その月が当該各号のいずれにも該当しない場合にあつては一とする。）を合算して得た率を当該受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。
一 退職共済年金の受給権者が組合員である場合 法第七十九条第二項各号に定める金額に相当する金額を受給権取得月前組合員期間を基礎として法第七十七条第一項の規定の例により算定した金額で除して得た率
二 退職共済年金の受給権者が法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である場合 同項に規定する支給停止額を受給権取得月前組合員期間を基礎として法第七十七条第一項の規定の例により算定した金額で除して得た率を一から控除して得た率
3 法第七十七条第二項の規定により算定した金額に係る平均支給率は、受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が五年を超える場合にあつては、当該申出日の五年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、その月が前項第一号に該当する場合にあつては零とし、その月が同号に該当しない場合にあつては一とする。）を合算して得た率を受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。
4 退職共済年金の受給権者が法第七十八条の二第一項に規定する支給繰下げの申出をした場合における法第七十四条第二項の規定及び第十一条の十第一項の規定の適用については、法第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条第二項の規定により加算する金額に当該金額に国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の三の二第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た金額を加算した金額」と、第十一条の十第一項中「退職共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項）とあるのは「退職共済年金の職域加算額（第十一条の七の三の二第四項の規定により読み替えて適用する法第七十四条第二項）」とする。
第十一条の七の四第七号中「第十一条の七の十一第一項第五号において同じ。」を「第十一条の七の十一第一項第五号及び第十一条の八の六第三号において同じ。」に改め、「退職共済年金（」の下に「第十一条の八の二第五号において「移行退職共済年金」といい、」を加える。
第十一条の七の五第一号中「適用した」を「適用する」に改め、同号イ中「以下この条において同じ。）」を「以下この条、第十一条の八の十二及び第十一条の八の十七において同じ。）若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）」に改め、「という。）」の下に「若しくは同法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等（以下この条において「特定教職員等」という。）」を加え、「又は私学長期給付適用者の私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する」を「若しくは七十歳以上の使用される者の同法第四十六条第二項において準用する同法第二十条に規定する標準報酬月額又は私学長期給付適用者の標準給与の月額（私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準給与の月額をいい、長期給付に係るものに限る。イにおいて同じ。）若しくは特定教職員等の私立学校教職員共済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる」に改め、同条第二号中「イからホまで」を「イからトまで」に、「適用した」を「適用する」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニを同号へとし、同号ハ中「私立学校教職員共済法第二十三条第一項に規定する標準賞与の額」を「標準賞与の額（私立学校教職員共済法第二十三条第一項に規定する標準賞与の額をいい、長期給付に係るものに限る。ホにおいて同じ。）」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。
ホ 特定教職員等又は特定教職員等であつた者の私立学校教職員共済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる標準賞与の額に相当する額
第十一条の七の五第二号ロの次に次のように加える。
ハ 七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保険法第四十六条第二項にお

いて準用する同法第二十四条の三第一項に規定する標準賞与額に相当する額

第十一条の七の五に次の二項を加える。

2 厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（七十歳以上の使用される者を除く。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるものについて法第八十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者」とあるのは、「厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を除く。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるもの」とする。

3 前項の規定を適用する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）」とあるのは「厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を除く。イにおいて同じ。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるもの」と、「七十歳以上の使用される者の同法第四十六条第二項において準用する同法第二十条に規定する」とあるのは「同法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるものに対し同法第二十条の規定を適用するとしたならば求められることとなる」と、同項第二号ハ中「七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保険法第四十六条第二項において準用する同法第二十四条の三第一項に規定する」とあるのは「厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者又は適用事業所に使用されていた当時七十歳以上の者であつた者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者を除く。）であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるもの又は七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であつたものに対し同法第二十四条の三第一項の規定を適用するとしたならば求められることとなる」とする。

第十一条の八の次に次の二十四条を加える。

（退職共済年金等の範囲）

第十一条の八の二 法第八十九条第一項第二号に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

一 退職共済年金

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金

三 地方公務員等共済組合法による退職共済年金

四 私立学校教職員共済法による退職共済年金

五 移行退職共済年金

（遺族共済年金の額から控除する額）

第十一条の八の三 法第八十九条第一項第二号イ（2）に規定する政令で定める額は、遺族共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額とする。

（退職共済年金等の額から控除する他の法令の加給年金額に関する規定の範囲）

第十一条の八の四 法第八十九条第一項第二号ロに規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 厚生年金保険法第四十四条第一項

二 地方公務員等共済組合法第八十条第一項

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十八条第一項

四 平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。第十一条の八の十五において同じ。）第三十八条第一項

（退職共済年金等の額の合計額から控除する額等）

第十一条の八の五 法第八十九条第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額に相当する額から控除する政令で定める額は、同号ロに規定する遺族共済年金の受給権者が次の各号に掲げる年金である給付の受給権を有するときは、当該各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（当該各号のいずれにも該当するときは当該各号に掲げる金額の合算額とし、いずれにも該当しないときは零）とする。

一 退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金 退職共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の額のうち同法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分（以下「地方退

職共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額

二 私立学校教職員共済法による退職共済年金 同法第二十五条において準用する法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額（以下「私学退職共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額

2 法第八十九条第一項第二号ロの規定により加算する同号ロに規定する政令で定める額は、同号ロに規定する遺族共済年金の受給権者が前項第一号に掲げる年金である給付の受給権を有するときは同号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とし、その他のときは零とする。

（遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付の範囲）

第十一条の八の六 法第八十九条第二項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

一 厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金

二 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金

三 旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。）第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される移行農林共済年金のうち遺族共済年金

（合算遺族給付額に係る他の法令の遺族給付の額の算定に関する規定の範囲）

第十一条の八の七 法第八十九条第二項第一号イに規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 厚生年金保険法第六十条第一項第一号

二 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第八十九条第一項第一号ロ

三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令第十四条の五において読み替えて準用する厚生年金保険法第六十条第一項第一号

（合算遺族給付額から控除する額等）

第十一条の八の八 法第八十九条第二項第一号ロに規定する合算遺族給付額から控除する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（当該各号のいずれにも該当するときは当該各号に掲げる金額の合算額とし、当該各号のいずれにも該当しないときは零）とする。

一 退職共済年金及び地方公務員等共済組合法による退職共済年金のいずれの受給権も有しない者 遺族共済年金の職域加算額に相当する金額

二 私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有しない者 同法第二十五条において準用する法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額（以下「私学遺族共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額

2 法第八十九条第二項第一号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額から控除する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有さず、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有するときは私学退職共済年金の職域加算額に相当する金額とし、その他のときは零とする。

3 法第八十九条第二項第一号ロの規定により加算する同号ロに規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（当該各号のいずれにも該当するときは当該各号に掲げる金額の合算額とし、当該各号のいずれにも該当しないときは零）とする。

一 第一項第一号に掲げる者に該当する者 同号に掲げる金額

二 第一項第二号に掲げる者に該当する者 同号に掲げる金額

（比率を乗じて算定する際の職域加算額）

第十一条の八の九 法第八十九条第二項第二号に規定する比率を乗じて得た金額に加算する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

一 退職共済年金及び地方公務員等共済組合法による退職共済年金のいずれの受給権も有しない者 遺族共済年金の職域加算額に相当する金額

二 退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者 遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額

（法第八十九条第二項第一号ロから控除する額）

第十一条の八の十 法第八十九条第二項第二号イに規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（当該各号の二以上に該当するときは、当該各号に掲げる金額の合算額）とする。

一 退職共済年金及び地方公務員等共済組合法による退職共済年金のいずれの受給権も有しない者 遺族共済年金の

- 職域加算額に相当する金額
- 二 私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有しない者 私学遺族共済年金の職域加算額に相当する金額
- 三 退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者 遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額
- 四 私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有し、かつ、同法による退職共済年金の受給権を有する者 私学遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と私学退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額
- (合算遺族給付額から控除する額)
- 第十一条の八の十一 法第八十九条第二項第二号ロに規定する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有するときは遺族共済年金の職域加算額に相当する金額と私学遺族共済年金の職域加算額に相当する金額との合算額とし、同法による遺族共済年金の受給権を有しないときは遺族共済年金の職域加算額に相当する金額とする。
- (厚生年金基金の加入員であつた配偶者に支給される遺族共済年金)
- 第十一条の八の十二 法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等のうち老齢厚生年金の受給権を有する六十五歳に達している配偶者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに対する同号ロの規定の適用については、同号ロ中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額(厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。)」とする。
- (退職共済年金等の受給権を更に取得した場合の遺族共済年金の額の改定)
- 第十一条の八の十三 法第八十九条第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、当該遺族共済年金の受給権者が更に同号に規定する退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、当該遺族共済年金の額を改定する。
- 2 法第八十九条の二第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。
- (遺族基礎年金の支給を受けている場合等の遺族共済年金の額の改定等)
- 第十一条の八の十四 法第八十九条第一項第一号の規定によりその額が算定される遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の受給権者であつて当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるものが六十五歳に達した日以後に同項第二号に規定する退職共済年金等のいずれかの受給権を取得し当該遺族基礎年金の受給権が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じた場合について、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、同号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに掲げる金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。
- 2 法第八十九条第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、当該遺族共済年金の受給権者について当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法により支給を受ける遺族基礎年金の受給権が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じたときは、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、当該遺族共済年金の額を改定する。
- 3 法第八十九条の二第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。
- 4 昭和六十年改正法附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、同項の規定による加算額に相当する部分は、第一項及び第二項並びに法第八十九条第一項ただし書の規定の適用については、国民年金法による遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。
- (退職共済年金等の額の改定に係る他の法令の規定の範囲)
- 第十一条の八の十五 法第八十九条の二第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。
- 一 厚生年金保険法第四十三条第三項
- 二 地方公務員等共済組合法第七十九条第三項
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十七条第四項
- 四 廃止前農林共済法第三十七条第三項
- (遺族共済年金の支給停止に係る調整等)
- 第十一条の八の十六 第十一条の八の五第一項の規定は、法第九十一条の二第一項(同条第二項(第十項において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。次項から第八項までにおいて同じ。)に規定する退職共

済年金等の額の合計額から控除する政令で定める額について準用する。

- 2 法第九十一条の二第一項ただし書に規定する遺族共済年金の額から控除する政令で定める額は、遺族共済年金の職域加算額(法第八十九条第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者(同条第一項第二号の規定により同項第一号の規定による遺族共済年金の額が算定される者を除く。))であつて、かつ、退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の受給権を有する者については、遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額。以下この条において同じ。)に相当する金額とする。
- 3 法第九十一条の二第一項に規定する退職共済年金等の額の合計額から控除する政令で定める額は、同項に規定する遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一項の規定にかかわらず、当該受給権者の法第八十九条第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額に相当する金額とする。
- 4 前項の規定が適用される者に係る法第九十一条の二第一項ただし書に規定する遺族共済年金の額から控除する政令で定める額は、第二項の規定にかかわらず、零とする。
- 5 法第九十一条の二第一項に規定する遺族共済年金の受給権者が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の支給を受ける場合における遺族共済年金の職域加算額に相当する金額については、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金の職域加算額に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額を限度として、当該遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の支給を停止する。
- 6 法第九十一条の二第一項に規定する遺族共済年金の受給権者が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の支給を受ける場合において、当該遺族共済年金の受給権者の法第八十九条第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額が遺族共済年金の額(同条第二項の規定によりその額が算定されている場合は、同項第一号イ又はロに掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。以下この項から第八項までにおいて同じ。)に満たない場合であつて、かつ、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、遺族共済年金の職域加算額に相当する金額(前項の規定により支給を停止された金額があるときは、当該支給を停止された後の金額)のうち第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除して得た金額に相当する金額(以下この項において「職域支給停止額」という。)の支給を停止する。ただし、当該遺族共済年金の受給権者が私立学校教職員共済法による退職共済年金及び同法による遺族共済年金のいずれの受給権も有するときは、その支給を停止する金額は、職域支給停止額に、退職共済年金の額から退職共済年金の職域加算額に相当する金額を控除して得た金額と私立学校教職員共済法による退職共済年金の額から私学退職共済年金の職域加算額に相当する金額を控除して得た金額との合算額に対する退職共済年金の額から退職共済年金の職域加算額に相当する金額を控除して得た金額の比率を乗じて得た金額とする。
- 一 当該遺族共済年金の受給権者の遺族共済年金の額から遺族共済年金の職域加算額に相当する金額(私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権を有するときは、当該遺族共済年金の職域加算額に相当する金額と私学遺族共済年金の職域加算額に相当する金額との合算額)を控除して得た金額
- 二 当該遺族共済年金の受給権者の法第八十九条第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額から退職共済年金の職域加算額に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額(私立学校教職員共済法による退職共済年金の受給権を有するときは、当該退職共済年金の職域加算額に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額と、私学退職共済年金の職域加算額に相当する金額との合算額)を控除して得た金額
- 7 法第九十一条の二第一項に規定する遺族共済年金の受給権者が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の支給を受ける場合において、当該遺族共済年金の受給権者の遺族共済年金の額が法第八十九条第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の受給権者の遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の支給を停止する。
- 8 法第九十一条の二第一項に規定する遺族共済年金の受給権者が退職共済年金の支給を受ける場合において、当該遺族共済年金の受給権者の法第八十九条第一項第二号ロに規定する退職共済年金等の額の合計額が遺族共済年金の額に満たない場合であつて、かつ、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、退職共済年金の職域加算額に相当する金額のうち第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除して得た金額に相当する金額の支給を停止する。
- 一 当該遺族共済年金の受給権者の遺族共済年金の職域加算額に相当する金額
- 二 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金の職域加算額に相当する金額
- 9 地方公務員等共済組合法第九十九条の四の二第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する同法による遺族共済年金(以下この項において「地方遺族共済年金」という。)の受給権者が退職共済年金の支給を受ける場合において、当該地方遺族共済年金の受給権者の同法第九十九条の二第一項第二号ロに規定する退職共済

年金等の額の合計額が地方遺族共済年金の額（同条第二項の規定によりその額が算定されている場合は、同項第一号イ又はロに掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。以下この項において同じ。）に満たない場合であつて、かつ、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、退職共済年金の職域加算額に相当する金額のうち第二号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除して得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 当該地方遺族共済年金の受給権者の地方遺族共済年金の額のうち地方公務員等共済組合法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分（同法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により地方遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号の規定による地方遺族共済年金の額が算定される者を除く。）については、当該支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額の三分の二に相当する金額と退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額）に相当する金額

二 当該地方遺族共済年金の受給権者の退職共済年金の職域加算額に相当する金額

10 法第九十一条の二第二項の規定は、法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者（六十五歳に達している配偶者以外の者であつて第十一条の八の六各号に掲げる年金である給付のいずれかの受給権を有するものに限る。）の当該遺族共済年金の支給の停止について準用する。

（厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される遺族共済年金）

第十一条の八の十七 六十五歳に達している配偶者以外の者であつて法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等のうち老齢厚生年金の受給権を有する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族共済年金については、法第九十一条の二中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額（厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）」とする。

（法第八十九条第二項の規定による遺族共済年金の支給の停止）

第十一条の八の十八 法第九十一条の二第一項ただし書の規定は、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定にかかわらず、法第八十九条第二項の規定によりその額が算定されている遺族共済年金の受給権者について準用する。

（法第八十九条第一項第二号又は第二項の規定により遺族共済年金の額が算定される者に係る遺族共済年金の職域加算額の取扱い）

第十一条の八の十九 法第八十九条第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号の規定による遺族共済年金の額が算定される者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の支給を受ける者について法第七十四条第二項及び第九十七条第二項の規定を適用する場合においては、法第七十四条第二項中「遺族共済年金の職域加算額」という。）とあるのは「遺族共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額」と、法第九十七条第二項中「遺族共済年金の職域加算額」とあるのは「遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額」とする。

（退職共済年金の額を改定する場合における対象期間に係る組合員期間等）

第十一条の八の二十 法第九十三条の十第一項に規定する政令で定める場合は、法第九十三条の五第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）があつた日における退職共済年金について、次の各号に掲げる場合とし、法第九十三条の十第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定（以下「離婚時の標準報酬の改定等」という。）が行われた場合 標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

二 組合員である法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下この条において同じ。）

三 組合員である法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

八 法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

九 組合員である法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十 組合員である法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十一 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十二 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

十三 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該年齢に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十四 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十七 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十八 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（第二十号に掲げる場合を除く。）法第七十七条第四項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十九 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（第二十一号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十七条第四項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

二十 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後同表の中欄に掲げる年齢（以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。）に達する日前の法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 法第七十七条第四項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

二十一 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該受給権者が法第七十七条第四項の規定による改定が行われたものである場合にあっては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の額の算定及びその支給停止等に関する規定の読替え）

第十一条の八の二十一 法第九十三条の十一に規定する政令で定める規定は次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

法第二条第一項第三号	組合員であつた者の配偶者	組合員であつた者（第八十八条第一項第四号に該当する場合にあつては離婚時みなし組合員期間（第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。第七十六条第一項第一号及び第二号において同じ。）を有する者を含む。以下この条、第四十五条第一項、第七十四条の五、第九十一条第三項、第九十三条第一項、第九十三条の二第一項第四号、第九十四条第二項、第九十七条第一項、第百十一条第三項第一号並びに第百二十六条の二第三項及び第五項において同じ。）の配偶者
法第七十三条の二第一項	その標準報酬の月額	その標準報酬の月額（第九十三条の九第一項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあっては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。）
	標準報酬の月額。	標準報酬の月額とし、同条第一項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあっては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。
法第七十六条第一項	（組合員期間	（組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。以下この条、第九十条、附則第十二条の四の二第五項、附則第十二条の四の三第一項及び第三項、附則第十二条の六第一項、附則第十二条の六の三第一項及び第三項から第五項まで、附則第十二条の七第一項及び第二項、附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項、附則第十二条の七の六第一項及び第二項、附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項、附則第十三条の五、附則第十三条の六並びに附則第十三条の十第三項及び第四項において同じ。）
	退職した	退職した（離婚時みなし組合員期間のみを有するものにあっては、第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定が行われた）

法第八十五条第五項	額とする。	額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に第九十三条の九第一項及び第二項の規定により改定又は決定が行われた標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る対象期間（第九十三条の五第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定によりその受給権が消滅した障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない。
第十一条の七の五第一項第二号イ	標準期末手当等の額	標準期末手当等の額（法第九十三条の九第二項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）
第十一条の七の五第一項第二号ロ	標準賞与額	標準賞与額（厚生年金保険法第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第十一条の七の五第一項第二号ニ	に規定する標準賞与の額	に規定する標準賞与の額（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第九十三条の九第二項の規定による改定前の標準賞与の額とし、同項の規定により決定された標準賞与の額を除く。）
第十二条第二項第一号	組合員期間	組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。以下この条、附則第六条の二の十三、附則第六条の三の四、附則第十二条及び附則第二十七条の四第五項において同じ。）
第十二条の三第三項第二号	組合の長期組合員の標準報酬の月額	組合の長期組合員の標準報酬の月額（法第九十三条の九第一項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあっては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。以下この項において同じ。）
	標準期末手当等の額の合計額の合算額に	標準期末手当等の額（法第九十三条の九第二項の規定により標準期末手当等の額の改定又は決定が行われた場合にあっては、同項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。以下この項において同じ。）の合計額の合算額に
第四十六条	組合員であつた者	組合員であつた者（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。次条において同じ。）
第四十八条第一項	組合員であつた者	組合員であつた者（地方公務員等共済組合法第七十条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。以下この条において同じ。）
	組合員となつたとき	組合員となつたとき、又は当該地方の組合の組合員であつた者が離婚時みなし組合員期間を有する者となつたとき
第四十八条第二項及び第三項	組合員となつたとき	組合員となつたとき、又は当該地方の組合の組合員であつた者が離婚時みなし組合員期間を有する者となつたとき

（対象期間に係る組合員期間の計算）

第十一条の八の二十二 対象期間標準報酬総額（法第九十三条の六第一項に規定する対象期間標準報酬総額をいう。次条において同じ。）を算定する場合における対象期間（法第九十三条の五第一項に規定する対象期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る組合員期間については、財務省令で定めるところにより、対象期間の初日の属する月が組合員期間であるときはその月をこれに算入し、対象期間の末日の属する月が組合員期間であるときはその月をこれに算入しない。ただし、対象期間の初日と末日が同一の月に属するときは、その月は、対象期間に係る組合員期間に算入しない。

（平成十五年四月一日前の期間に係る対象期間標準報酬総額の算定）

第十一条の八の二十三 対象期間標準報酬総額を算定する場合において、対象期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、対象期間標準報酬総額は、法第九十三条の六第一項の規定にかかわらず、同日前の対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額（法第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあっては、従前標準報酬の月額）及び標準期末手当等の額に当事者（法第九十三条の五第一項に規定する当事者をいう。第十一条の八の二十五において同じ。）を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率（法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）を乗じて得た額の総額とする。

（標準報酬改定請求の特例）

第十一条の八の二十四 法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定が行われた後に、国民年金法附則第七条の三第一項に規定する第三号被保険者に係る届出があつた場合については、当該届出を標準報酬改定請求とみなす。ただし、当該届出が法第九十三条の五第一項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

第十一条の八の二十五 当事者の一方が死亡した日から起算して一月以内に法第九十三条の五第四項に規定する方法（同条第一項第一号に規定する請求すべき按分割合について同項各号のいずれかに該当することを証明することができる

方法として財務省令で定める方法に限る。)により当事者の他方による標準報酬改定請求があつたときは、当事者の一方が死亡した日の前日において標準報酬改定請求があつたものとみなす。

第十一条の十第一項中「(法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「(法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。)」を「(法第八十九条第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号の規定による遺族共済年金の額が算定される者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は地方退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額。以下この条において同じ。)」に改める。

第十二条第三項中「(昭和三十七年政令第三百五十二号)」を削る。

附則第六条の四第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 当分の間、法附則第十二条の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が同条第七項の規定により算定された退職共済年金について法第七十八条の二第一項の規定による支給の繰下げの申出をした場合には、第十一条の七の三の二第一項の規定により加算する金額は、法附則第十二条の八第七項の規定により算定した金額について第十一条の七の三の二第一項の規定の例により加算する金額とする。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

(遺族共済年金の額の改定の特例の対象となる規定の範囲)

第七条の二の二 法附則第十二条の十の二の規定により読み替えられた法第八十九条の二第一項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金
- 二 地方公務員等共済組合法附則第十八条の二第三項又は第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法附則第十二条の二の二第三項又は第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金

附則第七条の八第一項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附則第七条の八の二の次に次の一条を加える。

(標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の支給要件等の特例)

第七条の八の三 法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付について、法附則第十二条の六の三第二項の規定を適用する場合においては、同項中「第七十七条第四項」とあるのは、「第七十七条第四項及び第九十三条の十第一項」とする。

附則第八条の次に次の一条を加える。

(旧法による年金の受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていないものとみなす法令の規定の範囲)

第八条の二 施行法第三条の二第四項において準用する法第七十四条の二第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる法令の規定とする。

- 一 児童扶養手当法第四条第三項第二号ただし書
- 二 平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令第二条第六項（同項第三号に係る部分に限る。）
- 三 平成十二年度以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令第三条第二項（同項第一号に係る部分に限る。）

附則第十七条を次のように改める。

(控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の額の特例)

第十七条 法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等の受給権を有する六十五歳に達している配偶者について施行法第十三条の規定を適用する場合においては、同条中「当該遺族共済年金の」とあるのは「新法第八十九条第一項第一号の規定により算定した」と、「控除した額」とあるのは「控除した額を同号の規定により算定した額として新法第八十九条の規定を適用した場合に算定される額」とする。

附則第二十七条の七を附則第二十七条の八とし、附則第二十七条の六の次に次の一条を加える。

(標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者であつて施行法の規定の適用を受けるものに対する長期給付の支給要件等の特例)

第二十七条の七 法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付について、施行法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	組合員期間に算入して	組合員期間（離婚時みなし組合員期間（新法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下同じ。）を除く。第三項並びに第八条第一号及び第九条において同じ。）に算入して
第十一条、第十四条第一項及び第二十六条	組合員期間が	組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。）が
第五十四条第一項及び第二項	組合員	組合員（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）
第五十四条第三項	算入される者	算入される者（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）

附則第二十九条第一項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

別表第一備考第五号中「(昭和二十九年政令第百十号)」を削る。

(国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項及び第九条第一項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附則第十二条中「第八十九条第二項及び第九十三条の三の規定」とあるのは「平成十二年改正法附則第十二条第六項の規定により読み替えられた共済法第八十九条第二項」を「第八十九条第三項及び第九十三条の三の規定」とあるのは「共済法第八十九条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」に、「第八十九条第二項及び第九十三条の三中」とあるのは「平成十二年改正法附則第十二条第六項の規定により読み替えられた共済法第八十九条第二項及び」を「第八十九条第三項及び第九十三条の三中」とあるのは「共済法第八十九条第三項の規定により読み替えられた同条第一項中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六（その組合員又は組合員であつた者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、」に改める。

(国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表第一号中「

平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九〇

」を「

平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九〇
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八

」に改め、同条に次の一項を加える。

6 平成十九年四月以降の月分の法による年金である給付（遺族共済年金に限る。）について平成十六年改正法附則第四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該」とあるのは、「次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法第八十九条の規定により算定した金額を基礎として第五条の規定による改正後の法の規定を適用して算定した」とする。この場合において、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「次の（1）に掲げる金額に（2）」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第一条の規定による改正前の法（以下この条において「改正前国共済法」という。）第八十九条第一項第一号イに掲げる金額に同号ロ」と、同号ロ中「次の（1）に掲げる金額に（2）」とあるのは「改正前国共済法第八十九条第一項第二号イに掲げる金額に同号ロ」と、同項第二号ロ中「第七十八条第一項」とあるのは「改正前国共済法第七十八条第一項」と、同条第三項中「を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ（2）中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同号ロ（2）中「次の（i）又は（ii）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「（i）に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「の算定については、改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、同条第二項の規定により算定した金額」と、同条第四項中「第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した」とあるのは「前項の規定により算定した」と、

「百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは「改正前国共済法第八十九条第三項の規定による遺族共済年金の額」と、「これらの規定による金額」とあるのは「遺族共済年金の額」とする。

附則第八条第二項中「各年度」を「平成十九年度以降の各年度」に、「一・〇〇三に、平成十五年の物価指数」を「当該年度の前年度における指数に、当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 前項に規定する平成十六年改正法附則第七条第一項第二号の指数を計算する場合においては、平成十八年度における指数は、〇・九九九九とする。
- 附則第八条の次に次の一条を加える。
- （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）

第八条の二 平成十六年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

- 2 平成十七年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額」とする。
- 3 平成十八年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

附則第九条第一項の表第一号中「

平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九〇

」を「

平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九九〇
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八

」に改め、同条に次の一項を加える。

- 8 平成十九年四月以降の月分の存続組合が支給する特例年金給付（遺族特例年金給付に限る。）の額について平成十六年改正法附則第二十五条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該」とあるのは、「次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法第八十九条の規定により算定した金額を基礎として第五条の規定による改正後の法の規定を適用して算定した」とする。この場合において、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「次の（１）に掲げる金額に（２）」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第一条の規定による改正前の法（以下この条において「改正前国共済法」という。）第八十九条第一項第一号イに掲げる金額に同号ロ」と、同号ロ中「次の（１）に掲げる金額に（２）」とあるのは「改正前国共済法第八十九条第一項第二号イに掲げる金額に同号ロ」と、同項第二号ロ中「第七十八条第一項」とあるのは「改正前国共済法第七十八条第一項」と、同条第三項中「を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ（２）中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同号ロ（２）中「次の（i）又は（ii）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「（i）に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「の算定については、改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、同条第二項の規定により算定した金額」と、同条第四項中「第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した」とあるのは「前項の規定により算定した」と、「百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは「改正前国共済法第八十九条第三項の規定による遺族共済年金の額」と、「これらの規定による金額」とあるのは「遺族共済年金の額」とする。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の支給の繰下げに係る経過措置）

第九条の二 法第七十八条の二第四項及び第十一条の七の三の二第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「取得した日」とあるのは、「取得した日の翌日」とする。

- 2 組合員である退職共済年金の受給権者が退職し、かつ、組合員となることなくして退職した日から起算して一月を経

過した日の属する月が法第七十八条の二第一項の申出をした日の属する月以前である場合における法第七十七条第一項又は第二項の規定により算定した金額は、当分の間、組合員である退職共済年金の受給権者がその退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として算定した金額とする。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第十一条の七の三の二」を「第十一条の七の三の三」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 平成十九年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第三条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下「平成十六年改正法」という。）

附則第十七条の規定は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者を除く。）についても適用する。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例の対象である規定の適用に関する読替え）

第四条 平成十六年改正法附則第二十一条に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第一項	組合員期間	組合員期間（離婚時みなし組合員期間（法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間（附則第十五条において「離婚時みなし組合員期間」という。）を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）
平成十二年改正法附則第十五条	前の組合員期間	前の組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。以下この条において同じ。）
国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成六年政令第百五十七号）附則第四条	とする。	とする。ただし、国家公務員共済組合法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額（同法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）及び標準期末手当等の額（同法第四十二条の二第一項において規定する標準期末手当等の額をいう。）の改定又は決定が行われた期間が同日以後の場合における平成六年改正法による改正後の年金である給付については、この限りではない。
国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第百八十六号）附則第九条の二第二項	組合員期間	組合員期間（法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を含む。）

（124）執行官法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年3月31日政令第119号）
第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「執行官法」を「執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法」に改める。

- 一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の四第十一号

附 則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(125) 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年4月23日政令第161号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の九の二の次に次の一条を加える。

（育児休業手当金等に対する国等の負担に関する暫定措置）

第七条の九の三 法第九十九条第三項第一号に規定する政令で定める割合は、当分の間、第十二条の三第二項の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の五十五を乗じて得た率とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第七条の九の三の規定は、平成十九年度以後の年度において国等（同令第十二条第一項に規定する国等をいう。）が負担すべき金額について適用する。

(126) 信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令等の整備等に関する政令（平成19年7月13日政令第207号）第17条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「金融機関の信託業務の兼営に関する法律」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に改める。

附 則

この政令は、信託法の施行の日〔平成19年9月30日〕から施行する。

(127) 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年7月13日政令第210号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の六の表附則第十二条の八の二第一項の項及び附則第六条の八の表附則第十二条の八の二第五項の項中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

(128) 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年7月20日政令第216号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「育児休業をしている者」の下に「又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二条の規定による勤務をしている者を含む。）」を加える。

一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第一項第四号

附 則

この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

(129) 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年7月20日政令第219号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

第二条第一項第五号中「第四号の二まで」の下に「又は前号」を加える。

第四十四条の五第一項中「第四号まで」の下に「若しくは第四号の五」を加える。

附 則

この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

(130) 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年8月3日政令第233号）第33条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三十三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第二号中「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者との同条第四項」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者との同条第八項第十二号ロ」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日〔平成19年9月30日〕から施行する。〔ただし書略〕

(131) 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年8月3日政令第235号）第39条及び第92条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三十九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、「公社」を削り、「若しくは「特例継続掛金」を「、「特例継続掛金」、「郵政会社等」若しくは「日本郵政共済組合」に、「若しくは附則第十三条の三第四項」を「、附則第十三条の三第四項、附則第二十条の三第二項若しくは附則第二十条の四第一項」に改め、「、公社」を削り、「若しくは特例継続掛金」を「、特例継続掛金、郵政会社等若しくは日本郵政共済組合」に改める。

第二条第二項第四号中「、特定独立行政法人及び公社」を「及び特定独立行政法人」に改める。

第五条第三項第十号を削る。

第八条第一項第一号及び第九条の三第一項第一号中「又は郵便貯金」を削る。

第十一条の二を削り、第十一条の二の二を第十一条の二とする。

第十一条の三の十第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十一条の十第七項中「又は公社の総裁」を削る。

第十二条の三第一項第一号中「(公社に属する職員をもつて組織する組合を除く。)」を削り、同項第五号を削り、同条第三項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第五号を削る。

第十二条の五第五項を削る。

第十三条第一項中「、公社」を削り、同条第二項中「、公社」及び「又は第五項」を削る。

第四十三条第一項第三十三号中「日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第七十五号において「旧公社法施行法」という。）」に改め、同項第七十五号中「日本郵政公社法施行法」を「旧公社法施行法」に改める。

第四十五条の二第二項の表法第五条第一項の項中「又は公社の総裁」を削り、同表法第八条第一項の項中「又は公社の総裁」及び「又は公社の所属の職員」を削り、同表法第八条第二項の項中「及び公社の総裁」を削り、同表法第十二条第

一項の項中「、特定独立行政法人の長又は公社の総裁」を「又は特定独立行政法人の長」に、「、特定独立行政法人又は公社」を「又は特定独立行政法人」に改め、同表法第九十九条第二項の項及び法第九十九条第五項の項中「又は公社」を削り、同表法第二百二条第一項の項及び法第二百二条第四項の項中「、公社」を削り、同表法第二百二十六条の五第二項の項中「又は公社」を削り、同条第三項中「又は公社の総裁」及び「、公社」を削る。

第五十条及び附則第六条の二の二中「又は公社」を削る。

附則第八条第五項中「、公社」を削る。

附則第二十八条第二項中「若しくは独立行政法人国立病院機構又は公社」を「又は独立行政法人国立病院機構」に改める。

附則第三十四条の二を次のように改める。

（郵便貯金銀行等の組織の再編成）

第三十四条の二　法附則第二十条の三第二項第四号ニ及び同項第五号ニに規定する政令で定める組織の再編成は、事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割の行為とする。

附則第三十四条の二の次に次の四条を加える。

第三十四条の二の二　法附則第二十条の三第二項第四号ニに掲げる組織の再編成後の法人（この項の規定により同号ニに掲げる組織の再編成後の法人とみなされる法人を含む。）であつて同号の規定により財務大臣が定めたものが事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割を行ったときは、当該事業の全部若しくは一部を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により当該事業を承継した法人を同号ニに掲げる組織の再編成後の法人とみなして同号の規定を適用する。

2　前項の規定は、法附則第二十条の三第二項第五号ニに掲げる組織の再編成後の法人であつて同号の規定により財務大臣が定めたものについて準用する。

（郵政会社等役職員の取扱い等）

第三十四条の二の三　郵政会社等役職員（法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員をいう。第五項において同じ。）については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

2　法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下この条において「管理機構」という。）が毎年度において負担すべき金額は、当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する管理機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額とする。この場合において、第十二条の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「定める金額」とあるのは、「定める金額及び附則第三十四条の二の三第二項に定める金額」とする。

3　管理機構は、法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額を、当該事業年度における基礎年金拠出金の納付の状況を勘案して日本郵政共済組合に払い込むものとする。

4　前項の規定により管理機構が日本郵政共済組合に払い込んだ金額と法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により当該事業年度において管理機構が負担すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において管理機構が払い込むことにより行うものとする。

5　前各項に定めるもののほか、郵政会社等役職員についてこの政令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の十第七項	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は郵政会社等を代表する者（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第八条第一項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。）
第十三条	特定独立行政法人	特定独立行政法人、郵政会社等
附則第八条第五項	国立大学法人等	国立大学法人等若しくは郵政会社等
附則第二十八条第二項	又は独立行政法人国立病院機構	若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政株式会社

（適用法人の要件等）

第三十四条の二の四　法附則第二十条の七第一項に規定する政令で定める要件は、同項の承認の際、次の各号のいずれ

にも該当することとする。

一　新たに設立される法人で郵政会社等と密接な関係を有する業務を行うものと認められること。

二　法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとする法人（以下この項において「承認申請法人」という。）が株式会社であるときは当該承認申請法人の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式が郵政会社等により保有されていると認められること又は承認申請法人が株式会社以外の法人であるときは当該承認申請法人が郵政会社等とこれに準ずる密接な関係にあると認められること。

三　郵政会社等に使用され、かつ、郵政会社等から給与を受ける者（郵政会社等の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）又は適用法人（法附則第二十条の八第一項に規定する適用法人をいう。以下この号及び次条において同じ。）に使用され、かつ、当該適用法人から給与を受ける者（当該適用法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）から引き続き承認申請法人に使用され、かつ、当該承認申請法人から給与を受ける者（当該承認申請法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。以下この号において同じ。）となるものの数が当該承認申請法人に使用され、かつ、当該承認申請法人から給与を受ける者の総数の四分の三以上になると認められること。

2　前項に規定する要件に該当する法人を設立しようとする者で法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとするものは、財務省令で定めるところにより、財務省令で定める書類を添えて、財務大臣に申請しなければならない。（適用法人に使用される者の報酬等）

第三十四条の二の五　適用法人に使用される者である日本郵政共済組合の組合員については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九十二条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二第四項中「第十二条の三第三項」の下に「及び附則第三十四条の二の三第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　旧郵便貯金は、〔中略〕第三十九条〔中略〕の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

二　国家公務員共済組合法施行令第八条第一項第一号及び第九条の三第一項第一号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　平成十九年度において第九十二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）附則第八条の二第四項の規定により読み替えられた第三十九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の二の三第二項において読み替えて適用する同令第十二条の三第三項の規定により国が負担すべき金額は、同項第一号に定める金額から第九十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令附則第八条の二第四項において読み替えて適用する第三十九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（次項において「旧国共済令」という。）第十二条の三第三項第五号に定める金額を控除した金額とする。

2　旧国共済令第十二条の五第五項において準用する同条第一項及び第二項の規定により旧公社が日本郵政公社共済組合（整備法第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。附則第三十三条第二項において同じ。）に払い込んだ金額が、旧公社が負担すべき金額を超えるときは、その超える金額を翌々事業年度までに国家公務員共済組合連合会（旧国共済令第十二条の五第五項において準用する同条第一項の規定により払い込んだ金額にあっては、整備法第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合。以下この項において同じ。）が日本郵政株式会社に払い戻すものとし、旧公社が負担すべき金額に満たないときは、その満たない金額を翌々事業年度までに日本郵政株式会社が国家公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

注　この政令は、平成19年9月20日政令第292号により一部改正され、附則第19条の規定は附則第20条とされ、附則第24条第2項中「附則第三十三条第二項」を「附則第三十四条第二項」に改め、同条を附則第25条とし、公布の日から施行された

(132) 総合研究開発機構法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年8月8日政令第252号）
第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第七十三号を次のように改める。

七十三 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）

第四十三条第二項第十四号を次のように改める。

十四 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）

附 則

この政令は、廃止法の施行の日（平成十九年八月十日）から施行する。

(133) 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成19年9月14日政令第287号）第10条及び第11条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項第三号を次のように改める。

三 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会

第十一条 国家公務員共済組合法施行令の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項第四号を次のように改める。

四 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会

附 則

この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 〔前略〕第十条〔中略〕の規定 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日〔平成19年10月1日〕

(134) 平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成19年11月2日政令第326号）附則第4条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（厚生年金保険法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」を「平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」に改める。

二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の二第十三号及び附則第八条の二第二号

(135) 平成十二年度以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成19年11月9日政令第333号）附則第3条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（厚生年金保険法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「平成十二年度以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令」を「平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令」に改める。

二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の二第十四号及び附則第八条の二第三号

(136) 地方公営企業等金融機構法施行令（平成19年12月21日政令第384号）附則第5条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。〔ただし書略〕

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四 地方公営企業等金融機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

六十七 地方公営企業等金融機構

(137) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年12月27日政令第388号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百五 地方競馬全国協会

附 則

この政令は、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年一月一日）から施行する。

(138) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成20年3月31日政令第85号）

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の三の二第一項中「千分の七に受給権取得月」の下に「(法第七十六条第一項又は第二項の規定により月の末日において退職共済年金の受給権を取得した者にあつては、当該受給権取得月の前月)」を加え、同条第二項中「」の翌月」の下に「(法第七十六条第一項又は第二項の規定により月の末日において退職共済年金の受給権を取得した者にあつては、当該受給権取得月)」を加え、同条第三項中「」の翌月」の下に「(法第七十六条第一項又は第二項の規定により月の末日において退職共済年金の受給権を取得した者にあつては、当該受給権取得月)」を加え、「受給権取得月の」を「当該受給権取得月の」に改める。

第十一条の八の二十中「退職共済年金に」を「退職共済年金の受給権者に」に改め、同条第二十一号中「(当該受給権者」を「(当該退職共済年金に」、「による改定が」を「によりその額の改定が」に改める。

第十一条の八の二十五の次に次の八条を加える。

（三号分割により標準報酬の月額等が決定された被扶養配偶者が障害共済年金の受給権者である場合の当該障害共済年金の額の改定に関する規定の読替え）

第十一条の八の二十六 法第九十三条の十四第二項の規定により法第九十三条の十第二項の規定を準用する場合においては、同項中「障害共済年金の受給権者」とあるのは「障害共済年金の受給権者（特定組員（第九十三条の十三第一項に規定する特定組員をいう。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。）に限る。）」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、「改定され、又は決定されたときは、改定又は決定」とあるのは「決定されたときは、決定」と、「当該標準報酬改定請求」とあるのは「当該決定の請求」と、「同条第三項」

とあるのは「同条第四項」と、「期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

（三号分割により標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の額の算定及びその支給停止等に関する規定の読替え）

第十一条の八の二十七 法第九十三条の十五に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第二条第一項第三号	組合員であつた者の配偶者	組合員であつた者（第八十八条第一項第四号に該当する場合にあつては被扶養配偶者みなし組合員期間（第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間をいう。第七十六条第一項第一号及び第二号において同じ。）を有する者を含む。以下この条、第四十五条第一項、第七十四条の五、第九十一条第三項、第九十三条第一項、第九十三条の二第一項第四号、第九十四条第二項、第九十七条第一項、第百十一条第三項第一号並びに第百二十六条の二第三項及び第五項において同じ。）の配偶者
法第七十三条の二第一項	その標準報酬の月額	その標準報酬の月額（第九十三条の十三第二項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。）
	標準報酬の月額。	標準報酬の月額とし、同条第二項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。
法第七十六条第一項	（組合員期間	（組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。以下この条、第九十条、附則第十二条の四の二第五項、附則第十二条の四の三第一項及び第三項、附則第十二条の六第一項、附則第十二条の六の三第一項及び第三項から第五項まで、附則第十二条の七第一項及び第二項、附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項、附則第十二条の七の六第一項及び第二項、附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項、附則第十三条の五、附則第十三条の六並びに附則第十三条の十第三項及び第四項において同じ。）
	退職した	退職した（被扶養配偶者みなし組合員期間のみを有する者にあつては、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の決定が行われた）
法第八十五条第五項	額とする。	額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により改定又は決定が行われた標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定によりその受給権が消滅した障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に当該特定期間が含まれないときは、この限りでない。
第十一条の七の五第一項第二号イ	標準期末手当等の額	標準期末手当等の額（法第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）
第十一条の七の五第一項第二号ロ	標準賞与額	標準賞与額（厚生年金保険法第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第十一条の七の五第一項第二号ニ	に規定する標準賞与の額	に規定する標準賞与の額（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準賞与の額とし、同項の規定により決定された標準賞与の額を除く。）
第十二条第二項第一号	組合員期間	組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間（法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間をいう。第四十六条において同じ。）を除く。以下この条、附則第六条の二の十三、附則第六条の三の四、附則第十二条及び附則第二十七条の四第五項において同じ。）
第十二条の三第三項第二号	組合の長期組合員の標準報酬の月額	組合の長期組合員の標準報酬の月額（法第九十三条の十三第二項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。以下この項において同じ。）
	標準期末手当等の額の合計額の合算額に	標準期末手当等の額（法第九十三条の十三第三項の規定により標準期末手当等の額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。以下この項において同じ。）の合計額の合算額に

第四十六条	組合員であつた者	組合員であつた者（被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者を含む。次条において同じ。）
第四十八条第一項	組合員であつた者	組合員であつた者（地方公務員等共済組合法第一百七十七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下この条において「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を有する者を含む。以下この条において同じ。）
	組合員となつたとき	組合員となつたとき、又は当該地方の組合の組合員であつた者が被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者となつたとき
第四十八条第二項及び第三項	組合員となつたとき	組合員となつたとき、又は当該地方の組合の組合員であつた者が被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者となつたとき

2 法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額について、法第九十三条の九第一項及び第二項の規定による改定が行われた場合においては、法第九十三条の十一の規定（同条の表第七十九条第二項第一号の項に係る部分に限る。）、法第九十三条の十五の規定（同条の表第七十九条第二項第一号の項に係る部分に限る。）、第十一条の八の二十一の規定（同条の表法第七十三条の二第一項の項に係る部分に限る。）及び前項の規定（同項の表法第七十三条の二第一項の項に係る部分に限る。）にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第七十三条の二第一項	その標準報酬の月額	その標準報酬の月額（第九十三条の十三第二項の規定による改定又は決定後の標準報酬の月額について、第九十三条の九第一項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬の月額とし、これらの規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額を除く。）
	標準報酬の月額。	標準報酬の月額とし、第九十三条の十三第二項の規定による改定又は決定後の標準報酬の月額について、第九十三条の九第一項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬の月額とし、これらの規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額を除く。
法第七十九条第二項第一号	の標準期末手当等の額	の標準期末手当等の額（第九十三条の十三第三項の規定による改定又は決定後の標準期末手当等の額について、第九十三条の九第二項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準期末手当等の額とし、これらの規定により改定され、又は決定された標準期末手当等の額を除く。）

（特定期間に係る組合員期間）
第十一条の八の二十八 特定組合員（法第九十三条の十三第一項に規定する特定組合員をいう。以下同じ。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。以下同じ。）が同項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定の請求（以下「三号分割標準報酬改定請求」という。）をする場合における特定期間（同項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間については、当該被扶養配偶者が当該三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚又は婚姻の取消しその他財務省令で定めるこれらに準ずるものをした場合における特定期間に係る組合員期間とする。

（特定組合員が障害共済年金の受給権者である場合の特定期間に係る組合員期間）
第十一条の八の二十九 障害共済年金の受給権者である特定組合員の被扶養配偶者が三号分割標準報酬改定請求をする場合における特定期間に係る組合員期間については、当該障害共済年金の額の算定の基礎となつた特定期間に係る組合員期間を除くものとする。

（特定期間に係る組合員期間の計算）
第十一条の八の三十 特定期間に係る組合員期間については、財務省令で定めるところにより、特定期間の初日の属する月が組合員期間であるときはその月をこれに算入し、特定期間の末日の属する月が組合員期間であるときはその月をこれに算入しない。ただし、特定期間の初日と末日が同一の月に属するときは、その月は、特定期間に係る組合員期間に算入しない。

（三号分割標準報酬改定請求の特例）
第十一条の八の三十一 法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われた後に、国民年金法附則第七条の三第一項に規定する第三号被保険者に係る届出があつた場合については、当該届出を三号分割標準報酬改定請求とみなす。ただし、法第九十三条の十三第一項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

第十一条の八の三十二 特定組合員が死亡した日から起算して一月以内に被扶養配偶者から三号分割標準報酬改定請求があつたときは、当該特定組合員が死亡した日の前日において三号分割標準報酬改定請求があつたものとみなす。

2 前項の規定は、被扶養配偶者が死亡した日から起算して一月以内に特定組合員から標準報酬改定請求があつたときに、

法第九十三条の十六第一項本文の規定によりあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求について準用する。
(平成十五年四月一日前の期間に係る対象期間標準報酬総額の算定の特例)

第十一条の八の三十三 法第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月の標準報酬の月額について法第九十三条の十三第二項の規定により改定された場合における第十一条の八の二十三の規定の適用については、同条中「標準報酬の月額（法第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、当該従前標準報酬の月額）」とあるのは、「標準報酬の月額」とする。

第十二条第一項中「費用を含み、法第九十九条第三項」を「費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法第九十九条第四項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）を含み、同条第三項」に、「納付額」を「納付額、短期給付事務に要する費用の額」に改め、同条第二項中「を含み」を「及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（同条第四項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。以下この項において「長期給付事務に要する費用」という。）を含み」に、「次条第二項」を「次条第三項」に、「及び当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額」を「、当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び長期給付事務に要する費用の額」に改める。

第十二条の三の二を第十二条の三の三とし、第十二条の三の次に次の一条を加える。

（組合の事務に要する費用の特定独立行政法人の負担）

第十二条の三の二 法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項に規定する政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる金額は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用について、特定独立行政法人の職員である組合員が属する組合が当該事業年度において負担すべき金額として当該組合の予算に計上した額とする。

第十三条第一項第一号中「、第三号及び第五号」を「及び第三号」に、「(同号に掲げる費用にあつては、第九条第一項に規定する長期給付に係るものに限る。)」を「並びに同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により負担することとなる費用であつて第九条第一項に規定する長期給付に係るもの」に改める。

第四十四条の五第四項中「第十一条第一項」の下に「、第十二条、第十二条の三の二」を加え、「同条中」を「第十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの」と、第十二条の三の二中「同条第四項」とあるのは「同条第四項（法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第十三条中「適用する場合」とあるのは「適用する場合並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合」と、」に改める。

附則第二十七条の八を附則第二十七条の九とし、附則第二十七条の七の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の額を改定する場合における特定期間に係る組合員期間等）

第二十七条の八 法附則第十三条の九の三の規定により読み替えられた法第九十三条の十四第一項に規定する政令で定める場合は、三号分割標準報酬改定請求があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定（以下この条において「三号分割時の標準報酬の改定等」という。）が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

二 組合員である法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

三 組合員である法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分

割時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間

八 法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

九 組合員である法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間をいう。以下この条において同じ。）

十 組合員である法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十一 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十二 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

十三 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十四 法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条第四項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十七 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十八 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（第二十号に掲げる場合を除く。）

法第七十七条第四項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十九 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（第二十一号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十七条第四項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間とする。）

二十 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後同表の中欄に掲げる年齢（以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。）に達する日前の法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 法第七十七条第四項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

二十一 法附則別表第二の下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十七条第四項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間とする。）

附則第三十四条第二項中「第十二条第二項中「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用を含む」を「第十二条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同条第二項中「長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金）」に、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」を「〔の納付に要する費用の予想額及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用の予想額並びに」に改める。

附則第三十四条の二の三第五項の表第十一条の十第七項の項の次に次のように加える。

第十二条	を除く。以下この項	並びに法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する法第九十九条第四項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。以下この項
第十二条の三の二	に規定する政令	又は法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する法第九十九条第四項に規定する政令
	特定独立行政法人が ⁸	特定独立行政法人又は郵政会社等 ⁸
	組合が ⁸	組合又は日本郵政共済組合が ⁸
	当該組合	これらの組合

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表第一号中「平成十九年四月から平成二十年三月まで」を「平成十九年四月から平成二十一年三月まで」に改め、同条第二項の表中「

第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に○・九八五を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に○・九九四を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に○・九九七を乗じて得た金額とする。）

」を「

第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に○・九八五を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に○・九九四を乗じて得た金額とし、平成十六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十四年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に○・九九七を乗じて得た金額とする。）
附則第十三条の九	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表

」に改める。

附則第九条第一項の表第一号中「平成十九年四月から平成二十年三月まで」を「平成十九年四月から平成二十一年三月まで」に改める。

附則第九条の二第一項中「及び」の下に「国家公務員共済組合法施行令」を加える。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 平成二十年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（三号分割により標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例の対象である規定の適用に関する読替え）

第三条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百十号）附則第二十三条に規定する政令で定める規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十五条及び国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成六年政令第三百五十七号）附則第四条とする。この場合におけるこれらの規定の適用については、同法附則第十五条中「以後の組合員期間」とあるのは「以後の組合員期間（法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であったものとみなされた期間を除く。以下この条において同じ。）」と、同令附則第四条中「とする。」とあるのは「とする。ただし、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額（同法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）及び標準期末手当等の額（同法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。）の改定又は決定が行われた場合における平成六年改正法による改正後の年金である給付については、この限りでない。」とする。

（139）健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年3月31日政令第116号）第8条による改正

注 この一部改正規定は、平成30年3月26日政令第63号により一部改正された

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二第二項中「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者」を削る。

第十一条の三の三を次のように改める。

第十一条の三の三 削除

第十一条の三の四第一項第一号中「この条並びに附則第三十四条の三第一項及び第二項において」を削り、「第三項まで」の下に「、第十一条の三の六の二」を加え、同項第二号中「この条」の下に「及び第十一条の三の六の二」を加える。

第十一条の三の五第一項第一号中「及び第二号ロ」を「並びに第二号イ及びロ」に改め、同項第三号中「所得割を除く。」の下に「第十一条の三の六の三第一項第三号において同じ。」を、「を含む。」の下に「同号において同じ。」を加え、同条第二項第一号中「四万四千四百円」を「六万二千百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百

円とする。」に改め、同条第三項第一号中「一万二千元」を「二万四千六百円」に改め、同条第四項第二号中「四万四千四百円」を「六万二千百円」に改め、同項第三号中「一万二千元」を「二万四千六百円」に改める。

第十一条の三の六第一項第二号イ中「四万四千四百円」を「六万二千百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第三号イ中「一万二千元」を「二万四千六百円」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第十一条の三の六の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（同号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

一 前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間（以下この条及び第十一条の三の六の四第一項において「計算期間」という。）において、組合の組合員（計算期間の末日（以下「基準日」という。）において当該組合の組合員である者に限る。以下この条において「基準日組合員」という。）又はその被扶養者がそれぞれ当該基準日組合員又はその被扶養者として受けた療養（法第五十九条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（第十一条の三の四第一項から第三項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十二条に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第十一条の三の四第一項第一号イからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあっては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円以上のものに限る。）を合算した金額

ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあっては、当該特定給付対象療養に係る第十一条の三の四第一項第一号イからへまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円以上のものに限る。）を合算した金額

二 基準日組合員が計算期間における他の組合（前号に規定する組合以外の組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の組合員であつた間に、当該基準日組合員が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

三 基準日組合員の被扶養者（基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「基準日被扶養者」という。）が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 基準日被扶養者が計算期間における他の組合の組合員であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額

五 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間における被保険者等（地方の組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。次条第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた間に、当該被保険者等が受けた療養（前各号に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法、健康保険法若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する金額と

して財務省令で定めるところにより算定した金額の合算額

六 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とする。）

七 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額（同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とする。）

2 前項各号に掲げる金額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サービス等若しくは介護予防サービス等（以下この項及び第六項において「七十歳以上合算対象サービス」という。）に係る金額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額に七十歳以上介護合算按分率（七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる金額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を高額介護合算療養費として基準日組合員に支給する。ただし、七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号から第五号までに掲げる金額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第六号及び第七号に掲げる金額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日被扶養者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「同号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額」と、「、同号」とあるのは「、第一号」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員又はその被扶養者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「同号に掲げる金額」とあるのは「第四項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合の組合員であつた者が受けた療養（同号に規定する継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（同号に規定する継続給付に係る療養を含む。）に係る同号に規定する合算額」と、「、組合」とあるのは「、他の組合」と、「において当該組合」とあるのは「において当該他の組合」と、「における他の組合」とあるのは「における他の組合以外の組合」と、「組合以外の組合」とあるのは「他の組合以外の組合」と、「における当該組合」とあるのは「における当該他の組合」と、第二項中「七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる金額」とあるのは「第四項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合の組合員であつた者が受けた療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に限る。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に限る。）に係る第四項において準用する前項第一号に規定する合算額」と読み替えるものとする。

5 計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において被保険者等である者（基準日において国民健康保険の世帯主等であつて組合員又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者である者を除く。以下この項において同じ。）又は被扶養者等である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該被保険者等である者を基準日組合員と、当該被扶養者等である者を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項及び次項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この

限りでない。

- 6 通算対象負担額のうち、七十歳以上合算対象サービスに係る金額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「七十歳以上通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額に七十歳以上介護合算按分率（前項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る七十歳以上通算対象負担額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を高額介護合算療養費として同項に規定する者に支給する。ただし、第一項第一号から第五号までに係る七十歳以上通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。
- 7 計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者を基準日組合員とみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。
- （介護合算算定基準額）

第十一条の三の六の三 前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 六十七万円
- 二 基準日が属する月の標準報酬の月額が五十万円以上の組合員 百二十六万円
- 三 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第三号において同じ。）である組合員（前号に掲げる者を除く。） 三十四万円
- 2 前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 六十二万円
- 二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者 六十七万円
- 三 市町村民税非課税者である組合員（前号又は次号に掲げる者を除く。） 三十一万円
- 四 健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号に掲げる者に相当する者（第二号に掲げる者を除く。） 十九万円
- 3 第一項の規定は前条第三項において読み替えて準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する当該組合の組合員であつた者について基準日において当該組合員であつた者を扶養する次の各号に掲げる基準日組合員である者」と、前項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項において準用する同条第二項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する当該組合の組合員であつた者について基準日において当該組合員であつた者を扶養する次の各号に掲げる基準日組合員である者」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定は前条第四項において読み替えて準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、第二項の規定は同条第四項において読み替えて準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第四項に規定する当該組合の組合員であつた者であつて、基準日において他の組合の組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該者の区分に応

じ、基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者」と、「当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」と、第二項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第四項において準用する同条第二項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第四項に規定する当該組合の組合員であつた者であつて、基準日において他の組合の組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該者の区分に応じ、基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者」と、「当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」と読み替えるものとする。

- 5 前条第五項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、財務省令で定める。

基準日において地方の組合の組合員である者又はその被扶養者である者	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の七第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三の八第一項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三の八第一項
基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する第一項（同条において準用する第三項において準用する場合を含む。）及び次条第一項	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第二項（同条において準用する第三項において準用する場合を含む。）及び次条第一項
基準日において防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等である者	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項及び第十七条の六の六第一項	第二項及び次条第一項
基準日において健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者（以下この項において「日雇特例被保険者」という。）並びに組合員、地方の組合の組合員及び私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十三条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第一項	健康保険法施行令第四十三条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第一項
基準日において日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十四条の三第一項（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十四条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第四項	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十四条の三第二項（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第四項
基準日において船員保険の被保険者（組合員及び地方の組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条の四第一項	船員保険法施行令第十一条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条の四第一項
基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該世帯主等と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険の被保険者である者	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の三第一項並びに第二十九条の四の四第一項及び第二項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第三項並びに第二十九条の四の四第一項及び第二項

- 6 前条第七項の介護合算算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、財務省令で定める。

（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第十一条の三の六の四 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他財務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該財務省令で定める場合にあつては、財務省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

- 2 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条の規定に基づき国が自衛官（同法第二十二条の二第一項に規定する職

員に該当する自衛官を除く。)並びに防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生(同法第二十二条の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給を受けている者を含む。)である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第十一条の三の六の二、前条及び前項の規定の適用については、法の規定による給付とみなす。

3 高額介護合算療養費の支給に関する手続に關して必要な事項は、財務省令で定める。

第十一条の三の九第二項第三号中「昭和十四年法律第七十三号。」を削り、同項第五号中「(昭和三十七年法律第百五十二号)」を削り、同項第六号中「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を削る。

第十一条の七の二第七号中「(昭和二十八年政令第二百四十号)」を削り、同条第八号中「(昭和二十八年政令第四百二十五号)」を削り、同条第十一号中「(昭和三十七年政令第三百五十二号)」を削る。

第十二条第一項中「老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金(以下この項において「老人保健拠出金」という。)及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第八十一条の二第一項に規定する拠出金(以下この項において「退職者給付拠出金」)を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下この項において「前期高齢者納付金等」という。)及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下この項において「後期高齢者支援金等」)」に、「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

附則第三条から附則第六条までを次のように改める。

第三条及び第四条 削除

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第五条 法附則第六条の二の規定による改定後の標準報酬の区分については、法第四十二条第一項の表中「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

」とあるのは、「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法附則第六条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項に規定する政令で定める金額は、五百四十万円とする。

(退職者給付拠出金の経過措置)

第六条 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第十二条第一項中「の納付に」とあるのは「並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金(以下この項において「退職者給付拠出金」という。)の納付に」と、「の納付額、」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付額並びに」とする。

附則第七条第一号中「(昭和二十七年政令第三百六十八号)」を削る。

附則第七条の八の表の法第八十七条の五第一項の項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

附則第三十四条を附則第三十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(病床転換支援金等の経過措置)

第三十四条 平成二十五年三月三十一日までの間、第十二条第一項中「」及び同法」とあるのは「」、同法」と、「後期高齢者支援金等」という。)とあるのは「後期高齢者支援金等」という。)及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下この項において「病床転換支援金等」という。))と、「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法施行令の規定の適用)

第二十六条 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令(以下「新国共済令」という。)第十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「費用(」とあるのは「費用(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(以下この項において「老人保健拠出金」という。)並びに」と、「における前期高齢者納付金等」とあるのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とする。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 新国共済令第十一条の三の二第二項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2 新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する組合員及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者が療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合にあっては、同項中「及びその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)」とあるのは「並びにその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)及びその被扶養者であつた者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。))」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第四十八条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

注 平成30年3月26日政令第63号により、「国家公務員共済組合法」の下に「(昭和三十三年法律第二百二十八号)」を加える改正が行われた(平成30年4月1日)

第四十九条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第五十条 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「特定収入組合員」という。)に係る同令第十一条の三の四第二項の高額療養費算定基準額は、新国共済令第十一条の三の五第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額(療養の給付又は療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあっては、第八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令(次項において「旧国共済令」という。)第十一条の三の五第二項第一号に定める金額)とする。

一 療養の給付又はその被扶養者(新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。)の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合における附則第四十七条第二項の規定により読み替えて適用する新国共済令第十一条の三の二第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者(被扶養者及び附則第四十七条第二項の規定により読み替えて適用する新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者であつた者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者)

- 二 次のイ及びロのいずれにも該当する者
- イ 新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者がいない者である組合員であって、被扶養者であった者（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者に該当するに至ったため被扶養者でなくなった者をいう。以下この号及び附則第五十二条第五項第二号において同じ。）がいるもの
- ロ 療養の給付を受ける月が平成二十年九月から平成二十二年八月までの場合において、その被扶養者であった者について、新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者
- 2 特定収入組合員に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額は、新国共済令第十一条の三の五第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあっては、旧国共済令第十一条の三の五第三項第一号に定める金額）とする。
- 3 特定収入組合員又はその被扶養者に係る新国共済令第十一条の三の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号に定める金額」とあるのは、「第二号イ又は第三号イに定める金額（当該療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあっては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）第八条の規定による改正前の同項第二号イ又は第三号イに定める金額）」とする。
- 第五十一条 平成十八年健保法等改正法附則第五十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この項及び第五項において「新国共済法」という。）第五十五条第二項第二号の規定が適用される組合員又は新国共済法第五十七条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から平成二十一年三月までの間に、特定給付対象療養（新国共済令第十一条の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年度特例措置対象組合員等」という。）に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 2 平成二十年度特例措置対象組合員等に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成二十年度特例措置対象組合員等に係る国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第二項の規定により平成二十年度特例措置対象組合員等について組合が国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に掲げる医療機関に支払う額の限度については、新国共済令第十一条の三の六第一項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定並びに同令第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第四項から第六項までの規定は、平成二十年度特例措置対象組合員等が外来療養（同令第十一条の三の四第三項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、新国共済法の規定により支払うべき一部負担金等の額（新国共済法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの同令第十一条の三の四第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第三項及び同令第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する第五十七条第五項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額を」とあるのは、「当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十一条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と読み替えるものとする。
- 第五十二条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新国共済令第十一条の三の六の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- | | | |
|---|--------|--------|
| 第十一条の三の六の三第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。） | 六十七万円 | 八十九万円 |
| | 百二十六万円 | 百六十八万円 |
| | 三十四万円 | 四十五万円 |

第十一条の三の六の三第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）	六十二万円	七十五万円
	六十七万円	八十九万円
	三十一万円	四十一万円
	十九万円	二十五万円
第十一条の三の六の三第五項の表	地方公務員等共済組合法施行令（	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第五十八条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令（
	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第二項	改正令附則第五十八条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第二項
	私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令
	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項	改正令附則第六十条第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項
	第二項及び	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた第二項及び
	健康保険法施行令	改正令附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
	船員保険法施行令	改正令附則第四十五条第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
	国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九条第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令
第十一条の三の六の三第六項	高齢者の医療の確保に関する法律施行令	改正令附則第三十四条第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令

- 2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる金額が、それぞれ当該各号ロに掲げる金額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新国共済令第十一条の三の六の四までの規定を適用する。
- 一 新国共済令第十一条の三の六の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給
- イ この項の規定により新国共済令第十一条の三の六の二を読み替えて適用する場合の同条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同条第一項の介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が同項に規定する支給基準額（以下この項において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同条第一項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額
- ロ イ中「この項の」とあるのを「前項の」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額
- 二 新国共済令第十一条の三の六の二第五項及び第六項の規定による高額介護合算療養費の支給
- イ この項の規定により新国共済令第十一条の三の六の二を読み替えて適用する場合の同条第五項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額
- ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額
- 三 新国共済令第十一条の三の六の二第七項の規定による高額介護合算療養費の支給
- イ この項の規定により新国共済令第十一条の三の六の二を読み替えて適用する場合の同条第七項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）
- ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額
- 3 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句とする。

第十一条の三の六の三第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）	六十二万円	五十六万円
第十一条の三の六の三第五項の表下欄	地方公務員等共済組合法施行令	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」という。）附則第五十八条第三項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
	私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令
	第二項及び	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた第二項及び
	健康保険法施行令	改正令附則第三十三条第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
	船員保険法施行令	改正令附則第四十五条第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
	国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九条第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令

- 4 国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の三第一項の規定により読み替えて適用する新国共済令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合の高額介護合算療養費の支給については、新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号中「第十一条の三の四第一項から第三項までの規定」とあるのは、「第十一条の三の四第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第三十四条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた第十一条の三の四第一項の規定若しくは同条第三項の規定又は附則第三十四条の三第二項の規定）」と読み替えて、同号の規定を適用する。
- 5 新国共済令第十一条の三の六の三第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新国共済令第十一条の三の六の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、新国共済令第十一条の三の六の三第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に定める金額とする。
- 一 附則第五十条第一項第二号イに掲げる者
- 二 基準日（新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日をいい、新国共済令第十一条の三の六の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において同じ。）が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合であつて当該基準日において療養の給付を受けることとしたときに、その被扶養者であつた者について、新国共済令第十一条の三の二第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者
- 6 基準日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合における新国共済令第十一条の三の六の二第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、新国共済令第十一条の三の六の三第五項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十三条の三の八第一項	第二十三条の三の八第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」という。）附則第五十八条第五項
）及び次条第一項	）及び次条第一項並びに改正令附則第五十二条第五項
第二項及び次条第一項	第二項及び次条第一項並びに改正令附則第五十二条第五項
第四十三条の四第一項	第四十三条の四第一項並びに改正令附則第三十三条第五項
第四十四条第四項	第四十四条第四項並びに改正令附則第三十三条第五項
第十一条の四第一項	第十一条の四第一項並びに改正令附則第四十五条第五項
及び第二項	及び第二項並びに改正令附則第三十九条第五項

- 7 基準日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合における新国共済令第十一条の三の六の二第七項の介護合算算定基準額については、新国共済令第十一条の三の六の三第六項中「第十六条の四第一項」とあるのは、「第十六条の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四条第六項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（老人保健法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第七十四条 老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。
附則〔中略〕第九条第一項第二号中「平成二十年八月」を「平成二十年三月」に改める。

（140）独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年3月31日政令第127号）第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第十六号中「独立行政法人緑資源機構（）」を「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（）」に、「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）」を「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下「旧緑資源機構法」という。）」に改め、同条第二項第三十九号を次のように改める。

三十九 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構附則第三十二条及び第三十三条の三中「及び独立行政法人緑資源機構法」を「、旧緑資源機構法」に改め、「附則第四条第一項」の下に「及び独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律附則第二条第一項」を加える。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（141）株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年5月21日政令第180号）第9条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。
百六 株式会社商工組合中央金庫
第四十三条第二項第一号を次のように改める。

一 削除
附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

（142）電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年6月27日政令第210号）第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第六十一号中「独立行政法人通関情報処理センター」を「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に、「及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を「、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」に改め、「旧通関情報処理センター」の下に「及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター」を加え、同条第二項第四十六号を次のように改める。

四十六 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター
附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

(143) 公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年7月16日政令第226号）
第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第百四号中「地方公営企業等金融機構」の下に「（地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）」を加え、同条第二項第六十七号中「地方公営企業等金融機構」の下に「（地方公営企業等金融機構法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）」を加える。
附則第二十九条を次のように改める。
（地方公営企業等金融機構法の施行に伴う経過措置）
第二十九条 旧公営企業金融公庫の職員で地方公営企業等金融機構法附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第三十九条の規定を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、地方公営企業等金融機構法附則第九条第一項の規定の適用があるものとする。
附 則
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

(144) 株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年7月25日政令第237号）第10条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第五号中「日本政策投資銀行（）」を「株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十六条の規定による廃止前の）」に改め、「旧北海道東北開発公庫」の下に「並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行」を加え、同条第二項第二十一号を次のように改める。
二十一 株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(145) 全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成20年9月12日政令第283号）
第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百七 全国健康保険協会
第四十三条第二項に次の一号を加える。
六十八 全国健康保険協会
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

(146) 株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成20年9月19日政令第297号）第15条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第十五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「同項に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

- 三 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行を含む。）
- 四 削除
第四十三条第一項第四十三号を次のように改める。
四十三 削除
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百八 農水産業協同組合貯金保険機構
第四十三条第二項中「同項に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同項第二十号を次のように改める。
二十 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。〔ただし書略〕
- (147) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年11月21日政令第357号）第5条による改正
- （国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の三の二第二項を次のように改める。
2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。
一 組合員及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）について財務省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該被扶養者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者
二 組合員（その被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がいない者であつてその被扶養者であつた者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたため被扶養者でなくなつた者であつて、当該後期高齢者医療の被保険者等となつた日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して当該後期高齢者医療の被保険者等であるものをいう。以下この号において同じ。）がいるものに限る。）及びその被扶養者であつた者について前号の財務省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者
第十一条の三の四第一項中「次項又は第三項」を「次項から第五項まで」に改め、同項第一号中「第五項」を「第七項」に、「第三項まで」を「第五項まで」に改め、「二万千円」の下に「（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）」を加え、同項第二号中「第六項」を「第八項」に改め、「二万千円」の下に「（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）」を加え、同条第六項中「第四十一条第六項」を「第四十一条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「次条第四項第三号及び第五項第三号」を「次条第六項第三号及び第七項第三号」に、「前項各号」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「次項」を「第五項」に、「同項」を「次項又は第五項」に改め、同項第一号中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
4 組合員が第一号に掲げる療養を受けた場合又はその被扶養者が第二号に掲げる療養若しくは第三号に掲げる療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる金額を当該組合員又はその被

扶養者ごとにそれぞれ合算した金額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該組合員又はその被扶養者に係る金額をそれぞれ控除した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において同法第五十条の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）の資格を取得したことにより短期給付に関する規定の適用を受けない組合員となつた者（第三号において「七十五歳到達前組合員」という。）が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。第三号において「組合員七十五歳到達月」という。）に受けた療養
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより被扶養者でなくなつた者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。）に受けた療養
- 三 七十五歳到達前組合員の被扶養者であつた者（当該七十五歳到達前組合員が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことによりその被扶養者でなくなつた者に限る。）が、当該七十五歳到達前組合員に係る組合員七十五歳到達月に受けた療養

第十一条の三の四第一項の次に次の一項を加える。

- 2 組合員の被扶養者が療養（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前のものに限る。）を受けた場合において、当該被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる金額を当該被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

- 一 被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前項第一号イからハまでに掲げる金額（一万五百円以上のものに限る。）を合算した金額
- 二 被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該被扶養者がなお負担すべき額（当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからハまでに掲げる金額が一万五百円以上のものに限る。）を合算した金額

第十一条の三の五第一項第一号ただし書中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項第三号中「次項第三号」を「第三項第三号」に、「次項に」を「第三項に」に改め、同条第六項中「前条第六項の」を「前条第八項の」に改め、「金額」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額とする。）」を加え、同項第二号中「前条第六項」を「前条第八項」に、「第四十二条第六項第二号」を「第四十二条第八項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前条第五項の」を「前条第七項の」に改め、「金額」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額とする。）」を加え、同項第二号及び第三号中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前条第四項」を「前条第六項」に改め、同項第一号中「八万百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、「額が二十六万七千円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下この号において同じ。）」を加え、同項第二号中「六万二千百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千十円）」を加え、同項第三号中「二万四千六百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、「金額」の下に「（同条第四項各号に掲げる療養（以下この条、次条第一項及び第十一条の三の六の二第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、当該各号に定める金額に二分の一を乗じて得た金額とする。）」を加え、同項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第二項の」を「前条第三項の」に改め、同項第二号中「前条第二項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、同項第四号中「第四十二条第二項第四号」を「第四十二条第三項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 前項第一号に掲げる者 三万五千十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。
- 二 前項第二号に掲げる者 四万五十円と、前条第四項に規定する合算した金額に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。
- 三 前項第三号に掲げる者 一万二千三百円

- 四 前項第四号に掲げる者 七千五百円

第十一条の三の五第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、当該被扶養者に係る次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 次号又は第三号に掲げる組合員以外の組合員 四万五十円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

- 二 前項第二号に規定する組合員 七万五千円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十五万円に満たないときは、二十五万円）から二十五万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万七千七百円とする。

- 三 前項第三号に規定する組合員 一万七千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。

第十一条の三の六第一項中「第十一条の三の四第五項」を「第十一条の三の四第七項」に、「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号イ中「八万百円」の下に「（組合員の被扶養者が受けた療養（七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前の療養に限る。以下この号において「特例月七十歳到達前被扶養者療養」という。）に係るものにあつては、四万五十円）」を、「額が二十六万七千円」の下に「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。）」を、「四万四千四百円」の下に「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を加え、同号ロ中「十五万円」の下に「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、七万五千円）」を、「額が五十万円」の下に「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二十五万円。以下このロにおいて同じ。）」を、「八万三千四百円」の下に「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、四万七千七百円）」を加え、同号ハ中「三万五千四百円」の下に「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万七千七百円）」を、「二万四千六百円」の下に「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を加え、同項第二号イ中「六万二千百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千十円）」を、「四万四千四百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を加え、同号ロ中「前条第二項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、「八万百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）」を、「額が二十六万七千円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このロにおいて同じ。）」を、「四万四千四百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を加え、同号ハ中「前条第二項第三号」を「前条第三項第三号」に改め、「二万四千六百円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を加え、同号ニ中「前条第二項第四号」を「前条第三項第四号」に改め、「一万五千円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）」を加え、同項第三号中「金額」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれ当該イからハまでに定める金額に二分の一を乗じて得た金額とする。）」を加え、同条第二項中「第十一条の三の四第五項」を「第十一条の三の四第七項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十一条の三の四第四項から第六項まで」を「第十一条の三の四第六項から第八項まで」に改める。

第十一条の三の六の二第一項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同号イ及びロ中「二万千円」の下に「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）」を加え、同項第五号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）」を「後期高齢者医療の被保険者」に改める。

附則第三十四条の三の次に次の二条を加える。

（平成二十一年度特例措置対象組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）

第三十四条の四 法第五十五条第二項第二号の規定が適用される組合員又は法第五十七条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの間に、特定給付対象療養（第十一条の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて健康保険法施行令附則第五条第一項に規定する厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下「平成二十一

- 年度特例措置対象組合員等」という。)に係る第十一条の三の四第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 2 平成二十一年度特例措置対象組合員等に係る第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額については、第十一条の三の五第三項第一号中「六万二千百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 平成二十一年度特例措置対象組合員等に係る第十一条の三の四第四項の高額療養費算定基準額については、第十一条の三の五第四項第一号中「三万五千十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 平成二十一年度特例措置対象組合員等に係る第十一条の三の四第五項の高額療養費算定基準額については、第十一条の三の五第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 第十一条の三の六第二項の規定により平成二十一年度特例措置対象組合員等について組合が同項に規定する第二号医療機関等に支払う金額の限度については、同条第一項第二号イ中「六万二千百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千十円）。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。」とあるのは「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」と、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を附則第三十四条の四第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第二号及び第三号）」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第三十四条の四第五項の規定により読み替えられた前項」とする。
- 6 第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する法第五十六条の二第三項及び第四項の規定並びに第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する法第五十七条第四項から第六項までの規定は、平成二十一年度特例措置対象組合員等が外来療養（第十一条の三の四第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金等の額（法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときの第十一条の三の四第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する法第五十六条の二第三項の規定及び第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する法第五十七条第五項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額を」とあるのは、「当該一部負担金等の額から国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の四第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した金額の限度において」と読み替えるものとする。
- （平成二十一年度特例措置対象組合員等に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置）
- 第三十四条の五 平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までの間に受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給については、第十一条の三の六の三第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）中「六十二万円」とあるのは、「五十六万円」と読み替えて、第十一条の三の六の二から第十一条の三の六の四までの規定を適用する。
- 附 則
（施行期日）
- 第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、〔中略〕第五条中国国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の三の次に二条を加える改正規定〔中略〕は、同年四月一日から施行する。
- （国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）
- 第十条 第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（次条及び附則第十二条において「新国共済令」という。）第十一条の三の二第二項及び第十一条の三の四から第十一条の三の六の二までの規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。
- 第十一条 国家公務員共済組合法第五十五条第二項第二号の規定が適用される組合員又は同法第五十七条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養（新国共済令第十一条の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等」という。）に係る新国共済令第十一条の三の四第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養

を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 2 施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一条の三の四第三項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第三項第一号中「六万二千百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一条の三の四第四項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第四項第一号中「三万五千十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 4 施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等に係る新国共済令第十一条の三の四第五項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一条の三の五第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 新国共済令第十一条の三の六第二項の規定により施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等について組合が同項に規定する第二号医療機関等に支払う金額の限度については、同条第一項第二号イ中「六万二千百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千十円）。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。」とあるのは「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」と、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号。次項において「改正令」という。）附則第十一条第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第二号及び第三号）」と、同条第三項中「前項」とあるのは「改正令附則第十一条第五項の規定により読み替えられた前項」とする。
- 6 新国共済令第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定並びに新国共済令第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第四項から第六項までの規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象組合員等が外来療養（新国共済令第十一条の三の四第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、同法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第六十条の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときの新国共済令第十一条の三の四第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新国共済令第十一条の三の六第四項の規定により読み替えて準用する同法第五十六条の二第三項の規定及び新国共済令第十一条の三の六第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十七条第五項の規定中「組合員に支給すべき金額に相当する金額を」とあるのは、「当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）附則第十一条第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した金額の限度において」と読み替えるものとする。

第十二条 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十二条第一項の規定を適用する場合における新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第五条の規定による改正前の第十一条の三の四第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第三十四条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた同令第五条の規定による改正前の第十一条の三の四第一項の規定若しくは同令第五条の規定による改正前の第十一条の三の四第三項の規定又は附則第三十四条の三第二項の規定））」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五十二条第二項の規定を適用する場合における新国共済令第十一条の三の六の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第五条の規定による改正前の第十一条の三の四第一項から第三項までの規定）」とする。

（148）健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年12月5日政令第371号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七に次のただし書を加える。

ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると組合が認めたときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に関し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で財務省令で定める金額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（財務省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（財務省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、財務省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて財務省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、財務省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に出産した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法第六十一条の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

(149) 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年3月31日政令第76号）第8条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十第一項中「組合員が」を「組合員若しくは組合員であつた者が」に、「処せられ、又は」を「処せられた場合、組合員が」に改め、「規定する懲戒処分」の下に「(以下この条において「懲戒処分」という。)を受けた場合又は組合員(退職した後再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が同項に規定する退職手当支給制限等処分(以下この条において「退職手当支給制限等処分」という。)」を、「又は懲戒処分」の下に「若しくは退職手当支給制限等処分」を加え、同項第二号中「月数が」を「月数（国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた組合員を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が」に改め、同項に次の一号を加える。

四 退職手当支給制限等処分を受けた場合 当該退職手当支給制限等処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

第十一条の十第二項中「退職共済年金、障害共済年金又は」を削り、「第九十七条第一項又は第二項」を「第九十七条第二項」に改め、「退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は」を削り、同条第四項中「第一項の懲戒処分」を「懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分」に改め、同条第五項中「組合員期間の月数」の下に「、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数」を加える。

第四十八条に次の一項を加える。

4 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、法第九十七条第一項の規定の適用については、その者に対してされた地方公務員等共済組合法第百十一条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給

制限等処分に相当する処分は、法第九十七条第一項に規定する懲戒処分又は退職手当支給制限等処分とみなす。

附 則
この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

(150) 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年3月31日政令第102号）第6条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百四号中「地方公営企業等金融機構（）」を「地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の）」に改め、「平成十九年法律第六十四号」の下に「。以下「旧地方公営企業等金融機構法」という。）」を、「旧公営企業金融公庫」の下に「及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構」を加え、同条第二項第六十七号中「地方公営企業等金融機構（地方公営企業等金融機構法）」を「地方公共団体金融機構（旧地方公営企業等金融機構法）」に改め、「旧公営企業金融公庫」の下に「及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構」を加える。

附則第二十九条（見出しを含む。）中「地方公営企業等金融機構法」を「旧地方公営企業等金融機構法」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕第三条から第十一条までの規定〔中略〕は、同年六月一日から施行する。

(151) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年4月30日政令第135号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の四第一項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項中「及び第七項第三号」を「、第七項第三号及び第八項第三号」に改め、同条第六項中「第八項」を「次項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾患給付対象療養及び当該組合員又はその被扶養者が第九項」に改め、同条第八項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 組合員又はその被扶養者が特定疾患給付対象療養（特定給付対象療養（当該組合員又はその被扶養者が第九項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて長期にわたり療養を必要とするものについて、その治療方法に関する研究に資することを目的としてその療養に必要な費用の負担を軽減するための医療に関する給付として財務大臣が定めるもの）が行われるべきものをいう。以下この項及び次条第七項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾患給付対象療養を受けた組合員又はその被扶養者が財務省令で定めるところにより組合の認定を受けたものであり、かつ、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾患給付対象療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

第十一条の三の五第六項第二号中「次項第二号」を「次項、第八項第二号」に改め、同条第八項中「前条第八項の」を「前条第九十項の」に改め、同項第二号中「前条第八項」を「前条第九項」に、「第四十二条第八項第二号」を「第四十二条第九項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前条第七項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ 第一項第一号に掲げる者 八万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾患給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、

その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、当該特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた組合員又はその被扶養者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、同条第七項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

- ロ 第一項第二号に掲げる者 十五万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千元）と、前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾患給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が五十万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十五万円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万七千七百円）とする。

- ハ 第一項第三号に掲げる者 三万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円）。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）とする。

- 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾患給付対象療養であつて、入院療養である場合 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額

- イ 第三項第一号に掲げる者 六万二千百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千十円）。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

- ロ 第三項第二号に掲げる者 八万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾患給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

- ハ 第三項第三号に掲げる者 二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）
- ニ 第三項第四号に掲げる者 一万五千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）

- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾患給付対象療養であつて、外来療養である場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれイからハまでに定める金額に二分の一を乗じて得た金額）

- イ 第三項第一号に掲げる者 二万四千六百円
- ロ 第三項第二号に掲げる者 四万四千四百円
- ハ 第三項第三号又は第四号に掲げる者 八千円

第十一条の三の六第一項及び第二項中「第十一条の三の四第七項」を「第十一条の三の四第八項」に改め、同条第四項及び第五項中「第八項」を「第九項」に改める。

附則第三十四条の四第一項中「を除く」とあるのは、」を「及び当該組合員」とあるのは「、当該組合員」と、「を除く」とあるのは」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(152) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年5月22日政令第139号）第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七中「第六十一条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第三十四条の五の次に次の一条を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産費等に関する経過措置)

第三十四条の六 組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産費又は家族出産費についての第十一条の三の七の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(153) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成21年5月29日政令第142号）第2条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第五条の二第一項中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(154) 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年6月12日政令第155号）第6条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百九 株式会社産業革新機構

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

(155) 株式会社企業再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年8月28日政令第235号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百十 株式会社企業再生支援機構

附 則

この政令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

(156) 防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成21年11月20日政令第265号）第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六第七項、第十一条の三の六の四第二項及び第十二条の二第一項ただし書中「及び防衛医科大学校の学

生」を「、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年三月二十六日）から施行する。ただし、〔中略〕第四条〔中略〕の規定は、同年四月一日から施行する。

(157) 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年12月24日政令第296号）第13条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六の三第五項の表基準日において船員保険の被保険者（組合員及び地方の組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者の項中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第十一条の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条の三第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第十一条の七の二第七号中「第七条ただし書」を「第五条ただし書」に改める。

附則第六条の六から第六条の八までを削る。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。〔ただし書略〕

(158) 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成21年12月28日政令第305号）第2条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項第一号中「(法第六十八条の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。)」を削る。

附 則
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(159) 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年12月28日政令第310号）第11条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第十一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条・第三十一条」に、「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第十一条の三の九に次の一項を加える。

3 法第六十六条第十項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の十第二項	機構	日本年金機構（次項において「日本年金機構」という。）
	前項各号に掲げる事務の全部又は一部	国家公務員共済組合法第六十六条第九項に規定する資料の提供に係る事務（以下「資料の提供に係る事務」という。）
	同項各号に掲げる	当該資料の提供に係る
	の全部又は一部を自ら	を自ら
第百条の十第三項	前二項	国家公務員共済組合法第六十六条第九項及び同条第十項において準用する前項
	第一項各号に掲げる	資料の提供に係る

第三十二条を削り、第三十一条を第三十二条とし、第六章中第三十条を第三十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（組合員期間以外の期間の確認の権限に係る事務を日本年金機構に行わせる場合の厚生年金保険法の規定の技術的読替え）

第三十条 法百十三条第三項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場

合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構（以下「機構」という。）
	第一項各号に掲げる権限	国家公務員共済組合法第百十三条第一項の規定による厚生労働大臣の確認の権限（以下「確認の権限」という。）
	の全部若しくは一部を行う	を行う
	若しくは不適當	又は不適當
	同項各号に掲げる	当該確認の
	の全部又は一部を自ら	を自ら
第百条の四第四項	、前項	、国家公務員共済組合法第百十三条第三項において準用する前項
	第一項各号に掲げる	確認の
	の全部若しくは一部を自ら	を自ら
	又は前項	又は同条第三項において準用する前項
	の全部若しくは一部を行わない	を行わない
	するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第百条の四第六項	、第三項	、国家公務員共済組合法第百十三条第三項において準用する第三項
	第一項各号に掲げる	確認の
	の全部若しくは一部を自ら	を自ら
	又は第三項	又は同条第三項において準用する第三項
	の全部若しくは一部を行わない	を行わない
	同項各号に掲げる	当該確認の
第百条の四第七項	前各項	国家公務員共済組合法第百十三条第二項並びに同条第三項において準用する第三項、第四項及び前項
	第一項各号に掲げる	確認の
	同項各号に掲げる	当該確認の

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百十一 日本年金機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

六十九 日本年金機構

第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「第三条第二項第二号ロ又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、

「それぞれ社会保険庁長官又は」を削る。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

(160) 防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成22年2月3日政令第6号）第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六第七項、第十一条の三の六の四第二項及び第十二条の二第一項ただし書中「除く。）」の下に「、自衛

官候補生」を加える。
附 則
(施行期日)
1 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。〔ただし書略〕

(161) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成22年3月25日政令第40号）第2条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の三の十中「(平成六年法律第三十三号)」を削り、同条を第十一条の三の十一とし、第十一条の三の九の次に次の一条を加える
(出産に関する特別休暇等)
第十一条の三の十 法第六十八条の二第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものは、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業に係る子の出生の日以後における人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号又は第七号に掲げる場合における休暇とする。
2 法第六十八条の二第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する特別休暇に準ずる休業であつて政令で定めるものは、次の各号に掲げる組合員（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける組合員を除く。）の区分に応じ、当該各号に定める休業（法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る子の出生の日以後における休業に限る。）とする。
一 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員である組合員 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十九条の規定による特別休暇であつて人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号又は第七号に掲げる場合における休暇
二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の適用を受ける組合員 同法第六十五条第一項又は第二項の規定による休業
三 前二号に掲げる組合員以外の組合員 前項に定める出産に関する特別休暇に相当する休業として組合の運営規則で定めるもの
第五十九条中「(昭和二十二年法律第四十九号)」を削る。
附 則
この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。

(162) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成22年3月26日政令第42号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の三第五項、第七十二条の四第四項、第七十九条第五項、第八十条第三項、第百二条の三第二項及び第三項並びに附則第十二条の十二第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項及び第六十六条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十条第一項及び第三十三条第三項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号）附則第四条第二項、第七条第一項第二号及び第二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の十第一項中「その刑に処せられた場合、組合員が」を「その刑に処せられ、又は」に改める。
第十五条中「次条において同じ。」を削り、「全部」を「うち、組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項第二号に規定する国の長期給付等に係る収入とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるもの以外のもの」に改める。
第十六条中「長期給付」の下に「(基礎年金拠出金を含む。)」を加え、「全部」を「うち、組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項第二号に規定する国の長期給付に係る支出とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるもの以外のもの」に改める。
附則第七条の三第一項中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント)」を「三パーセント、平成

二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント)」に改める。
(国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第四条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項の表第一号中「

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七七

」を「

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九一

」に改める。
附則第八条第二項中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「当該年度の初日の属する年の前々年」を「平成十七年」に改め、「対する当該年度」の下に「の初日の属する年」を加える。
附則第九条第一項の表第一号中「

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七七

」を「

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九一

」に改める。
附 則
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(163) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成22年3月31日政令第65号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の三の六第六項中「〔厚生労働省令〕とあるのは〔財務省令〕と、」を削る。
附則第三十四条の四の見出しを「(七十歳以上特例措置対象組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置)」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「平成二十一年度特例措置対象組合員等」を「七十歳以上特例措置対象組合員等」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十一年度特例措置対象組合員等」を「七十歳以上特例措置対象組合員等」に改める。
附則第三十四条の五の見出しを「(七十歳以上特例措置対象組合員等に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置)」に改め、同条中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十三年七月三十一日」に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第六項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

(164) 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成22年4月1日政令第108号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の九第三項の表第百条の十第二項の項中「日本年金機構」を「機構」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(165) 国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（平成22年7月22日政令第170号）附則第2条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の十号を加える。

百十二 漁船保険中央会

百十三 日本商工会議所

百十四 全国土地改良事業団体連合会

百十五 全国中小企業団体中央会

百十六 全国商工会連合会

百十七 漁業共済組合連合会

百十八 日本銀行

百十九 日本弁理士会

百二十 東京地下鉄株式会社

百二十一 日本アルコール産業株式会社

第四十三条第二項に次の三十五号を加える。

七十 漁船保険中央会

七十一 日本商工会議所

七十二 全国土地改良事業団体連合会

七十三 全国中小企業団体中央会

七十四 全国商工会連合会

七十五 高圧ガス保安協会

七十六 消防団員等公務災害補償等共済基金

七十七 漁業共済組合連合会

七十八 軽自動車検査協会

七十九 小型船舶検査機構

八十 自動車安全運転センター

八十一 危険物保安技術協会

八十二 関西国際空港株式会社

八十三 日本電信電話株式会社

八十四 北海道旅客鉄道株式会社

八十五 四国旅客鉄道株式会社

八十六 九州旅客鉄道株式会社

八十七 日本貨物鉄道株式会社

八十八 東日本電信電話株式会社

八十九 西日本電信電話株式会社

九十 原子力発電環境整備機構

九十一 東京地下鉄株式会社

九十二 日本環境安全事業株式会社

九十三 成田国際空港株式会社

九十四 東日本高速道路株式会社

九十五 首都高速道路株式会社

九十六 中日本高速道路株式会社

九十七 西日本高速道路株式会社

九十八 阪神高速道路株式会社

九十九 本州四国連絡高速道路株式会社

百 日本アルコール産業株式会社

百一 株式会社日本政策金融公庫

百二 株式会社商工組合中央金庫

百三 株式会社日本政策投資銀行

百四 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

(166) 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成22年9月8日政令第194号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の七中「第十一条の七の三の」を「第十一条の七の三第一項及び第三項の」に改め、「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に、「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時」とあるのは、「その権利を取得した当時」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時その受給権者」とあるのは「その受給権者」と、「共にしていた」とあるのは「共にしている」と、「将来にわたって有する」とあるのは「有する」に改める。

附 則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(167) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年3月30日政令第55号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七中「三十五万円と」を「三十九万円と」に改め、同条ただし書中「三十五万円」を「三十九万円」に改める。

附則第三十四条の四第一項中「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に改める。

附則第三十四条の五中「平成二十三年七月三十一日まで」を「平成二十四年七月三十一日まで」に改める。

附則第三十四条の六を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に出産した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

(168) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成23年3月31日政令第58号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十八条の二第二項、第六十八条の三第一項、第七十二条の三第五項、第七十二条の四第四項、第七十九条第五項及び第八十条第三項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第四条第二項、第五条第二項、第二十五条第二項及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の十第二項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）」の下に「第十九条の規定」を加える。

第十一条の三の十一中「の適用を受けないその他の」を「第二十三条の規定の適用を受ける組合員及び同法の適用を受けない」に、「組合員に係る」を「組合員（同条の規定の適用を受ける組合員を除く。）に係る」に改める。
（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを「(平成二十三年四月以後の月分の法による年金である給付の額の算定に関する経過措置についての読替え等)」に改め、同条第一項中「平成十八年四月以後」を「平成二十三年四月以後」に改め、同項の表第一号中「

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九一

」を「

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八

」に改め、表第三号中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に改め、同表第四号中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九六」に、「五十九万四千二百円」を「五十九万七千七百円」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九六」に改め、同条第三項及び第四項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「(平成十六年十二月)を」(平成二十一年十二月)に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九九七」を「〇・九九三を乗じて得た金額とし、平成二十一年十二月以前の組合員期間があるとき（平成十六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九六」に改め、同条第五項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

附則第三条の見出しを「(平成二十三年四月以後の月分の旧共済法による年金の額の算定に関する経過措置についての読替え等)」に改め、同条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同項の表第一号中「百六万八千三百円」を「百六万四千円」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「五百二十万二千七百円」を「五百十八万五千五百円」に、「三百三十九万三千九百円」を「三百三十八万百円」に、「二百三十五万四千百円」を「二百三十四万四千五百円」に、「二十万五千円」を「二十万四千百円」に、「一万四千六百円」を「一万四千五百円」に、「六万五千九百円」を「六万五千六百円」に、「十三万九千百円」を「十三万八千五百円」に、「百三十万七千円」を「百三十万七千七百円」に、「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に、「七万五千九百円」を「七万五千六百円」に、「二十二万七千九百円」を「二十二万七千円」に、「百八十四万五千二百円」を「百八十三万七千七百円」に、「百七十二万二百円」を「百七十一万三千二百円」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一九」に改め、同表第二号中「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一九」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

附則第四条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一九」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「百分の二十・二」を「百分の十九・七」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一九」に改める。

附則第九条第一項中「平成十八年四月以後」を「平成二十三年四月以後」に改め、同項の表第一号中「

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九一

」を「

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九九一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九九八

」に改め、同表第三号中「七十九万二千百円」を「七十八万八千九百円」に改め、同条第二項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に、「五十九万四千二百円」を「五十九万七千七百円」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。
（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「物価変動率（法第七十二条の三第一項に規定する物価変動率をいう。）が一を下回る場合にあっては、当該物価変動率」を「総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この条において「物価指数」という。）が平成十七年（平成十六年改正法附則第四条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法第七十八条第二項に規定する政令で定める率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至った場合においては、その低下した比率」に改める。

附 則
（施行期日等）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）附則第二条の規定は、平成二十二年度以後の国家公務員共済組合法第七十九条第三項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率について適用する。
（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 平成二十三年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（169）地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成23年5月27日政令第151号)第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の五第一項第一号ハを次のように改める。
ハ 地方公共団体の議会の議員の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として財務省令で定めるところにより算定した額
第十一条の七の五第一項第二号ト中「地方公務員等共済組合法第百六十六条第三項」を「地方自治法第二百三条第三項」に改める。

第十一条の七の十一第一項第三号中「(第十一章を除く。)」を削る。
附則第二十七条第四項第一号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。〔ただし書略〕

（170）独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年6月10日政令第166号）第8条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二十八号中「独立行政法人雇用・能力開発機構（」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の）」に、「及び」を「及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の」に改め、同項第六十九号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（」に、「及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を「、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に、「を含む」を「及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む」に改め、同条第二項第五十号を次のように改める。

五十 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

第四十三条第二項第五十五号を次のように改める。

五十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構

附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

（171）石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年7月1日政令第205号）による改正

次に掲げる政令の規定中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改める。
二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）第四十三条第一項第十四号
附 則
この政令は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月七日）から施行する。

（172）日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年7月15日政令第220号）第8条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第八条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第二十五号中「」附則第二条第一項」を「」附則第二条」に改める。
附 則
この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

（173）原子力損害賠償支援機構法施行令（平成23年8月10日政令第257号）附則第4条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百二十二 原子力損害賠償支援機構
第四十三条第二項に次の一号を加える。
百五 原子力損害賠償支援機構

（174）健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年10月21日政令第327号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の三の四第一項第一号中「第五項まで」の下に「、第十一条の三の六」を加え、同号二中「及び第十一条の三の六第四項」を「並びに第十一条の三の六第一項、第四項及び第九項」に改め、同項第二号中「一般疾病医療費」の下に「（第十一条の三の六第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費」という。）」を加える。
第十一条の三の五第一項第一号中「並びに次条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及びロ」を「及び次条第一項」に改め、同条第五項中「、次条第一項」を削り、同条第六項第二号中「、第八項第二号及び次条第一項」を「及び第八項第二号」に改める。
第十一条の三の六第一項各号列記以外の部分を次のように改める。
組合員が同一の月に一の法第五十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下この項及び第六項において「第二号医療機関等」という。）又は法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下この項及び第六項において「指定訪問看護事業者」という。）から療養を受けた場合において、法第五十五条第二項に規定する一部負担金（法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第五十五条の五第三項において準用する法第五十五条の三第三

項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第五十六条の二第三項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、組合は、第十一条の三の四第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

第十一条の三の六第一項第一号中「入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の法第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として財務大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）」を「第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ中「（組合員の被扶養者が受けた療養（七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前の療養に限る。以下この号において「特例月七十歳到達前被扶養者療養」という。）に係るものにあつては、四万五十円）」を削り、「入院療養等」を「療養」に改め、「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。）」及び「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ロ中「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、七万五千元）」を削り、「入院療養等」を「療養」に改め、「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二十五万円。以下このロにおいて同じ。）」及び「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、四万七千七百円）」を削り、同号ハ中「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万七千七百円）」及び「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を削り、同項第二号中「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）」を「第十一条の三の四第三項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ロ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）」を削り、「入院療養」を「療養」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このロにおいて同じ。）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ハ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を削り、同号ニ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）」を削り、同項第三号を次のように改める。

- 三 第十一条の三の四第四項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額
- イ ロからニまでに掲げる者以外の者 三万五千円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。
- ロ 前条第四項第二号に掲げる者 四万五十円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。
- ハ 前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 一万二千三百円
- ニ 前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 七千五百円

第十一条の三の六第一項に次の一号を加える。

- 四 第十一条の三の四第五項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額
- イ ロ又はハに掲げる者以外の者 二万四千六百円
- ロ 前条第五項第二号に掲げる者 四万四千四百円
- ハ 前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八千円

第十一条の三の六第二項及び第三項を次のように改める。

- 2 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、組合員に対し第十一条の三の四第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

- 3 組合員が同一の月に一の法第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局（第八項において「第一号医療機関等」という。）から療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき同条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、これらの金額から第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、組合員に対し第十一条の三の四第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。
- 第十一条の三の六第八項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第四十三条第八項及び第九項」を「第四十三条第九項及び第十項」に、「同令第四十三条第八項」を「同令第四十三条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「療養の給付又は保険外併用療養費若しくは」を削り、「第五十七条第四項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、」を「第五十七条第四項及び第五項中」に改め、「同条第五項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養につき支払うべき同条第二項に規定する一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又はその療養に」と、同条第六項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と）を削り、同項を同条第十項とし、同条第四項中「訪問看護療養費又は」、「組合員又はその」及び「同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と）を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。
- 4 法第五十六条の二第三項及び第四項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第十一条の三の四第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給につき法第五十七条の三第三項において準用する法第五十六条の二第三項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第十一条の三の四第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。この場合において、法第五十六条の二第三項中「組合員が」とあるのは、「被扶養者が」と読み替えるものとする。
- 5 法第五十七条第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第十一条の三の四第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族療養費負担額（家族療養費の支給につき法第五十七条第四項又は第五項の規定の適用がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第十一条の三の四第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。
- 6 組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十一条の三の四第八項の規定に該当する組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による組合の認定を受けた組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合において、法第五十五条第二項に規定する一部負担金（法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、組合は、当該療養に要した費用のうち第十一条の三の四第六項から第九項までの規定による高額療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。
- 7 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し第十一条の三の四第六項から第九項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。
- 8 組合員が第一号医療機関等から原爆一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十一条の三の四第八項の規定に該当する組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による組合の認定を受けた組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき法第五十五条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、第十一条の三の四第六項から第九項までの規定による高額療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対しこれらの規定による高額療養費を支給したものとみなす。
- 附則第三十四条の四第五項中「第十一条の三の六第二項」を「第十一条の三の六第一項」に改め、「第二号医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「同条第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「（七十五歳到達

時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、「同項第三号イ中」の下に「〔三万五千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。〕とあるのは「二万二千二百円」と、同項第四号イ中」を加え、「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「中〔当該各号〕とあるのは〔当該各号（同項第二号又は第三号の規定を附則第三十四条の四第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第二号及び第三号）〕と、同条第三項」を削り、「前項」とする」を「前項」と、同条第四項及び第五項中「場合については当該場合の区分に応じ当該各号」とあるのは「場合については当該場合の区分に応じ当該各号（同項第二号から第四号までの規定を附則第三十四条の四第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、第一項第一号及び同条第五項の規定により読み替えられた第一項第二号から第四号まで）〕とする」に改め、同条第六項を削る。

附 則 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

（175）沖縄科学技術大学院大学学園法の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年10月31日政令第334号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第九十七号を次のように改める。

九十七 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

第四十三条第二項第六十四号を次のように改める。

六十四 沖縄科学技術大学院大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

附 則

この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。〔ただし書略〕

（176）株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年12月26日政令第423号）第4条による改正

注 この一部改正規定は、平成24年2月22日政令38号附則第2条により一部改正された

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十四 株式会社国際協力銀行

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百六 株式会社国際協力銀行

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（177）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年2月22日政令第38号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。
(株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)
第二条 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第四百二十三号）の一部を次のように改正する。
第四条のうち国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に一号を加える改正規定中「百二十三 株式会社国際協力銀行」を「百二十四 株式会社国際協力銀行」に改める。

(178) 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成24年3月22日政令第54号）附則第18条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 〔前略〕附則第十八条の規定（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項に一号を加える改正規定及び同条第二項に一号を加える改正規定に限る。）〔中略〕 法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十八条 国家公務員共済組合法施行令の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第六十六号を次のように改める。
六十六 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百二十五 新関西国際空港株式会社
第四十三条第二項第八十二号を次のように改める。
八十二 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
第四十三条第二項に次の一号を加える。
百七 新関西国際空港株式会社

(179) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成24年3月28日政令第74号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
附則第三十四条の四第一項中「平成二十四年三月まで」を「平成二十五年三月まで」に改める。
附則第三十四条の五中「平成二十四年七月三十一日まで」を「平成二十五年七月三十一日まで」に改める。
附 則
この政令は、公布の日から施行する。

(180) 非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成24年7月19日政令第197号)第22条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第二十二條 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の八の二十五中「第九十三条の五第四項」を「第九十三条の五第三項」に改める。
附 則
この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

(181) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年7月25日政令第202号）第10条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
附則第三十四条の二中「附則第二十条の三第二項第四号ニ及び同項第五号ニ」を「附則第二十条の三第二項第三号ニ及び第四号ニ」に改める。
附則第三十四条の二の二第一項中「附則第二十条の三第二項第四号ニ」を「附則第二十条の三第二項第三号ニ」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第二項第五号ニ」を「附則第二十条の三第二項第四号ニ」に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。〔ただし書略〕

(182) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年11月28日政令第282号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百二十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
附 則
この政令は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行の日（平成二十四年十二月三日）から施行する。

(183) 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年3月8日政令第51号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第七十六号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改め、同条第二項第四十七号を次のように改める。
四十七 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金
附 則
(施行期日)
1 この政令は、廃止法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

(184) 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年3月13日政令第55号）第10条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。
第五条第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。
第十一条の三の十一第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。
第四十五条第二項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の下に「(平成三年法律第七十六号)」を加える。
附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（185）前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成25年3月13日政令第57号）附則第2条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
（健康保険法施行令等の一部改正）
第二条 次に掲げる政令の規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。
二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三十四条

（186）株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年3月15日政令第65号）第2条による改正

（国家公務員退職手当法施行令等の一部改正）
第二条 次に掲げる政令の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）」に改める。
二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項第百十号
附 則
（施行期日）
1 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

（187）健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成25年3月21日政令第70号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
附則第三十四条の四第一項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。
附則第三十四条の五中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十六年七月三十一日」に改める。
附 則
この政令は、公布の日から施行する。

（188）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成25年3月27日政令第86号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）第七十二条の三第五項及び第七十二条の四第四項並びに附則第十二条の六の二第四項及び同条第八項の規定により読み替えて適用する同法第七十四条第二項並びに同法附則第十二条の六の三第一項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項及び第六十六条、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第四条第二項、第七条第一項第二号及び第二十五条第二項の規定に基づき、並びに国家公務員共済組合法を実施するため、この政令を制定する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の八の二十一の表第十二条第二項第一号の項及び第十一条の八の二十七第一項の表第十二条第二項第一号の項中「附則第六条の二の十三、附則第六条の三の四」を「附則第六条の二の十四、附則第六条の三の五」に改める。
附則第六条の二の十一の見出し中「障害状態にある者等」を「者」に改め、同条中「から第六条の三の四まで」を「、第六条の三の四及び第六条の三の五」に改める。
附則第六条の二の十三の見出し中「障害状態にある者等」を「者」に改め、同条中「法附則第十二条の六の二第一項の請求をした日」及び「当該請求をした日」を「請求日」に改め、同条を附則第六条の二の十四とする。
附則第六条の二の十二第一項中「同条第一項の請求をした日」の下に「（以下この条及び次条において「請求日」という。）」

を加え、「当該請求をした日」を「請求日」に、「次項」を「第四項」に改め、同条第二項中「法附則第十二条の六の二第一項の請求をした日」を「請求日」に、「として法第七十七条第二項」を「として同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合にあつては、法附則第十二条の六の二第四項に規定する政令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に次に掲げる金額を加算した金額とする。
一 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合又は請求日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額
二 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た金額
イ 請求日の属する月から法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合には一、請求日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には零）
ロ 千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率
3 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合であつて六十五歳に達した日の属する月後の法附則第十二条の六の二第四項に規定する政令で定める金額は、前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額とする。
附則第六条の二の十二に次の一項を加える。

5 組合員である退職共済年金の受給権者が請求日に退職した場合における第一項、第二項及び前項の規定の適用については、第一項中「」の属する」とあるのは「」の翌日の属する」と、「請求日の」とあるのは「請求日の翌日の」と、第二項及び前項中「請求日」とあるのは「請求日の翌日」とする。
附則第六条の二の十二を附則第六条の二の十三とし、附則第六条の二の十一の次に次の一条を加える。
（昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者の特例による退職共済年金に係る繰上げ調整額の支給停止の特例）

第六条の二の十二 法附則第十二条の四の四の規定は、障害状態（法附則第十二条の四の二第一項に規定する障害状態をいう。以下この条において同じ。）にあることにより法附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金に限る。）を受けることができる場合における繰上げ調整額の支給について準用する。この場合において、法附則第十二条の四の四中「附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は前条の規定によりその額が算定されている」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項に規定する障害状態にあることにより附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）が加算された」と、「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは「国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金に限る。）」と、「附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「繰上げ調整額のうち基礎年金相当部分の額（当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額から、同号に規定する金額に附則第十二条の六の二第一項の請求をした日（以下この条において「請求日」という。）の属する月から附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（請求日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た額を減じた額をいう。）」と読み替えるものとする。

附則第六条の三の四を附則第六条の三の五とし、附則第六条の三の三を附則第六条の三の四とし、附則第六条の三の二の次に次の一条を加える。

（その者の事情によらないで退職した者の特例による退職共済年金に係る支給停止の特例）
第六条の三の三 国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間における法附則第十二条の七の四第二項（法附則第十二条の八第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、法附則第十二条の七の四第二項中「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは、「国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金を除く。）」とする。
（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表第一号中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

附則第八条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

附則第九条第一項の表第一号中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

附 則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（189）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年6月12日政令第174号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五十一号中「独立行政法人海上災害防止センター」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人海上災害防止センター」に改め、同条第二項第四十五号を次のように改める。

四十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人海上災害防止センター

附 則

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（190）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成25年7月31日政令第226号）

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の三の三第一項中「名目手取り賃金変動率（次項）の下に「並びに附則第十二条の三第一項第一号及び第二項第二号から第五号まで」を加え、同項第一号中「次項第二号」の下に「並びに附則第十二条の三第一項及び第二項」を加え、同条第二項中「調整期間」の下に「（附則第十二条の三第二項において「調整期間」という。）」を、「調整率」の下に「（附則第十二条の三第二項において「調整率」という。）」を加える。

附則第十二条の次に次の二十二条を加える。

（追加費用対象期間）

第十二条の二 施行法第十三条の二（施行法第二十二條第一項又は第二十三條第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十七条の六の二までにおいて同じ。）第一項に規定する政令で定める期間は、施行法第七条第一項各号の期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間とする。

（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等）

第十二条の三 施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 法第七十二条の四第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率

二 法第七十二条の四第三項第二号に掲げる場合 一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における物価変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。）物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下と

なる場合 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が当該年度の前年度の改定基準率を下回ることとなるときは、一）

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下この項及び附則第十二条の二十三において「平成十六年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により同項に規定する再評価率等の改定又は設定について法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。）の適用を受けないこととされた平成十六年改正法附則第七条第一項に規定する受給権者に係る改定基準率については、前項の規定は適用しない。

4 施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。（退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第十二条の四 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち施行法第十三条の二第一項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 昭和六十年改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第十二条の五 施行法第十三条の二第五項に規定する政令で定める年金である給付は、法による年金である給付若しくは昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。附則第十二条の十四において「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）若しくは昭和六十年地方の改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金であつて、公務による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。（併給年金の支給を受けることができる場合における退職共済年金の額の特例）

第十二条の六 退職共済年金の受給権者（法第九十一条の二又は地方公務員等共済組合法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「加えた額とする。）」とあるのは「加えた額とする。」と第五項に規定する政令で定める年金である給付（第三項において「併給年金」という。）の額との合計額」と、同条第三項中「の退職共済年金の額」とあるのは「の退職共済年金の額と併給年金の額との合計額」と、「控除調整下限額」とあるのは「、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額」とする。

第十二条の七 前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項及び第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る同条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、控除対象年金（法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付であつて当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間又は地方の組合員期間（同法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）のうちに追加費用対象期間（施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間又は地方の施行法第十三条の二（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。附則第十二条の十六第一項において同じ。）第一項に規定する追加費用対象期間をいう。附則第十二条の二十一第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第二十七条の六の二において同じ。）があるものをいう。以下同じ。）である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項及び第二項の規定による控除後の退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と施行法第十三条の四（施行法第二十二條第一項又は第二十三條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項若しくは第二項、昭和六十年改正法附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第五十七条の四第一項若しくは第二項若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十六条の二第一項若しくは第二項又は地方の施行法第二十七条の二（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）第一項若しくは第二項、昭和六十年地方の改正法附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年地方の改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第九十八条の四第一項若しくは第二項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第三十一条の二第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第一項又は第二項の規定による控除前の退職共済年金額と年金額控除規定の適用前の併給年金額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同条第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて退職共済年金額とする。

- 2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」とする。

第十二条の八 附則第十二条の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（遺族共済年金並びに昭和六十年改正前の法の規定による遺族年金及び通算遺族年金並びに地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法の規定による遺族年金及び通算遺族年金に限る。）について、法第四十四条若しくは第九十三条、昭和六十年改正法附則第二十八条第四項若しくは第五項、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の法第四十四条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の法第九十二条の第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十七条又は地方公務員等共済組合法第四十六条若しくは第九十九条の六、昭和六十年地方の改正法附則第二十九条第四項若しくは第五項、昭和六十年地方の改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方公務員等共済組合法第四十六条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方公務員等共済組合法第九十八条第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十六条第三項の規定（以下この条において「遺族支給特例規定」と総称する。）が適用される場合にあっては、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金額とみなして附則第十二条の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び前条の規定を適用する。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における退職共済年金額の特例）

第十二条の九 法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金について、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合又は法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金若しくは厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができる場合における施行法第十三条の二の規定及び附則第十二条の七の規定の適用については、施行法第十三条の二第一項中「対する退職共済年金の」とあるのは「対する退職共済年金の額から新法第七十八条第一項に規定する加給年金額（第三項において「加給年金額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該相当する額を加えた額をもつて」と、附則第十二条の七第一項中「控除後年金総額」という。）とあるのは「控除後年金総額」という。）から加給年金額（法第七十八条第一項に規定する加給年金額をいう。）に相当する額を控除した額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加給年金額に相当する額を加えた額をもつて」とする。

- 2 退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該退職共済年金の額を改定する。
- （追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る退職共済年金の額の特例）

第十二条の十 控除期間等の期間（施行法第十一条第一項に規定する控除期間等の期間をいう。以下同じ。）を有する者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における障害共済年金の額の特例）

第十二条の十一 法第八十三条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された障害共済年金について、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期

間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）又は第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における施行法第十三条の三（施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び附則第十二条の十三において同じ。）の規定の適用については、施行法第十三条の三第一項中「 ）の」とあるのは「 ）の額から新法第八十三条第一項に規定する加給年金額（以下この条において「加給年金額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該相当する額を加えた額をもつて」とする。

- 2 障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該障害共済年金の額を改定する。

（障害を併合しない場合における障害共済年金の額の特例）

第十二条の十二 第十一条の七の八第一項の規定により障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とが併合しないものとされる場合における施行法第十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「第十二条」とあるのは、「第十二条並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の八第二項」とする。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る障害共済年金の額の特例）

第十二条の十三 控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）に対する施行法第十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第十二条の十四 施行法第十三条の四第五項に規定する政令で定める年金である給付は、法による年金である給付若しくは昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）若しくは昭和六十年地方の改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金とする。

（併給年金の支給を受けることができる場合における遺族共済年金の額の特例）

第十二条の十五 遺族共済年金の受給権者（法第九十一条の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「加えた額とする。）」とあるのは「加えた額とする。」と第五項に規定する政令で定める年金である給付（第三項において「併給年金」という。）の額との合計額」と、同条第三項中「の遺族共済年金の額」とあるのは「の遺族共済年金の額と併給年金の額との合計額」と、「控除調整下限額」とあるのは「、当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額」とする。

第十二条の十六 前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第一項及び第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る同条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第一項及び第二項の規定による控除後の遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と施行法第十三条の二第一項若しくは第二項若しくは昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項若しくは附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は地方の施行法第十三条の二第一項若しくは第二項若しくは昭和六十年地方の改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項若しくは附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定（以下この項において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と年金額控除規定の適用前の併給年金額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて遺族共済年金の額とする。

- 2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額と」とする。

第十二条の十七 附則第十二条の十五の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第一項に規定する併給年金

(退職共済年金及び地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金に限る。) について、法第七十九条第六項若しくは第七項又は地方公務員等共済組合法第八十一条第七項若しくは第八項の規定（以下この条において「加給支給停止規定」と総称する。）が適用される場合にあっては、加給支給停止規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして附則第十二条の十五の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四及び前条の規定を適用する。

(同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額の特例)

第十二条の十八 施行法第十三条の四に規定する遺族共済年金について法第四十四条の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、施行法第十三条の四の規定にかかわらず、法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族ごとに施行法第十三条の四第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、同条第一項中「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」の額を新法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数で除して得た金額」と、同条第三項中「控除後の遺族共済年金の額」とあるのは「控除後の遺族共済年金の額を新法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数で除して得た金額」と、「をもつて」とあるのは「に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて」とする。

2 前項に規定する場合において、法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数に増減を生じたときは、遺族共済年金の額を改定する。

(妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における遺族共済年金の額の特例)

第十二条の十九 法第九十条又は昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定により加算額（これらの規定により加算する金額をいう。）が加算された遺族共済年金について、その受給権者である妻が、四十歳未満である場合、組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合若しくは昭和六十年改正法附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基礎年金若しくは旧国民年金法の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合における施行法第十三条の四の規定及び附則第十二条の十六の規定の適用については、施行法第十三条の四第一項中「同じ。）の」とあるのは「同じ。）の額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第十二条の十九第一項に規定する加算額（第三項において「加算額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加算額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて」と、附則第十二条の十六第一項中「控除後年金総額」という。）とあるのは「控除後年金総額」という。）から附則第十二条の十九第一項に規定する加算額に相当する額を控除した額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて」とする。

2 遺族共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該遺族共済年金の額を改定する。

(追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る遺族共済年金の額の特例)

第十二条の二十 控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

(退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例)

第十二条の二十一 退職共済年金等（法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等をいう。第六項において同じ。）及び遺族共済年金（同条第二項の規定によりその額が算定されるものを除く。）の受給権者（法第九十一条の二又は地方公務員等共済組合法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者に限る。）について、これらの年金である給付のいずれかが控除対象年金であり、かつ、法第七十七条第一項及び第二項、第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項、附則第十二条の六の二第四項並びに附則第十二条の八第七項、施行法第十一条、昭和六十年改正法附則第十六条第一項及び第四項並びにこの政令附則第二十七条の四第五項の規定により算定した額（退職共済年金の受給権を有しない者については零とし、以下この項及び次項において「退職共済年金額算定規定により算定した額」という。）と法第八十九条第一項、施行法第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項並びに附則第二十九条第一項及び第二項の規定（以下この項及び次項において「遺族共済年金額算定規定」という。）により算定した額とのうちいずれが多い額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、退職共済年金及び遺族共済

年金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 退職共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該退職共済年金が控除対象年金でない場合 退職共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該退職共済年金が控除対象年金である場合 退職共済年金額算定規定により算定した額から当該退職共済年金額算定規定により算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、附則第十二条の四に規定する乗じて得た額を加えた額とする。以下このロにおいて「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額

二 遺族共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該遺族共済年金が控除対象年金でない場合 前号に定める退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該遺族共済年金が控除対象年金である場合 前号に定める退職共済年金の額と法第八十九条第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額

2 前項の場合において、同項各号に定める額のいずれもが控除調整下限額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額とする。以下この項において同じ。）より少ないときは、前項の規定にかかわらず、退職共済年金及び遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 退職共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額を超え、かつ、遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下である場合 次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 退職共済年金 控除調整下限額

ロ 遺族共済年金 前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

二 退職共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下であり、かつ、遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額を超える場合 次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除調整下限額から同項第二号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 遺族共済年金 控除調整下限額

三 退職共済年金額算定規定により算定した額及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額を超えている場合であつて、前項第一号に定める額が同項第二号に定める額を超える場合 次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 退職共済年金 控除調整下限額

ロ 遺族共済年金 前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

四 退職共済年金額算定規定により算定した額及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額を超えている場合であつて、前項第一号に定める額が同項第二号に定める額以下である場合 次のイ又はロに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除調整下限額から同項第二号に定める額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 遺族共済年金 控除調整下限額

3 前二項の規定により算定された遺族共済年金の支給を受ける者が法第九十三条の二第一項第二号から第五号までのいずれかに該当することにより当該遺族共済年金を受ける権利を失つたときは、当該遺族共済年金と併せて支給されて

いた退職共済年金の額を改定する。

4 控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する前三項の規定の適用については、第一項第一号口中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から施行法第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

5 控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項第二号ロ中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から施行法第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

6 前各項の規定は、退職共済年金等及び遺族共済年金（法第八十九条第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者について準用する。この場合において、第一項中「法第八十九条第一項、」とあるのは「控除前遺族共済年金支給額（法第八十九条第二項、）と、「により算定した額とのうちいずれか多い額」とあるのは「により算定した額から退職共済年金額算定規定により算定した額に法第八十九条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次項において同じ。）との合計額」と、第二項中「同項各号に定める額のいずれもが」とあるのは「同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額（同項第二号に定める額から同項第一号に定める額に法第八十九条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）との合計額が」と、同項第一号中「遺族共済年金額算定規定により算定した額が控除調整下限額以下である」とあるのは「控除前遺族共済年金支給額が零となる」と、同項第二号中「遺族共済年金額算定規定により算定した額」とあるのは「退職共済年金額算定規定により算定した額と控除前遺族共済年金支給額との合計額」と、同号イ中「同項第二号に定める額」とあるのは「同号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額」と、同号ロ中「控除調整下限額」とあるのは「前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額」と、同項第三号中「及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金支給額が零」と、「前項第一号に定める額が同項第二号に定める額を超える」とあるのは「控除後遺族共済年金支給額が零となる」と、同項第四号中「及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金支給額が零」と、「前項第一号に定める額が同項第二号に定める額以下である」とあるのは「控除後遺族共済年金支給額が零を超える」と、同号イ中「同項第二号に定める額」とあるのは「同号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額」と、同号ロ中「控除調整下限額」とあるのは「前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額」と読み替えるものとする。

7 退職共済年金及び地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金の受給権者（同法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する退職共済年金の額は、同法の規定による遺族共済年金を遺族共済年金とみなして、前各項の規定を適用した場合に算定される額とする。

8 地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金及び遺族共済年金の受給権者（法第九十一条の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する遺族共済年金の額は、地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金を退職共済年金とみなして、第一項から第六項までの規定を適用した場合に算定される額とする。

9 法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金について第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における退職共済年金の額の算定その他の前各項の規定の適用について必要な事項は、財務省令で定める。

(昭和六十年改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例)

第十二条の二十二 昭和六十年改正法附則第十一条第五項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金又は昭和六十年地方の改正法附則第十条第五項の規定により旧地方公務員等共済組合法の規定による退職年金とみなされた地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金の受給権者が昭和六十年改正法附則第十一条第四項又は昭和六十年地方の改正法附則第十条第四項の規定により遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における附則第十二条の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び附則第十二条の十五の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四の規定並びに附則第十二条の七及び第十二条の十六の規定の適用については、附則第十二条の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項中「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は）」とあるのは「額の二分の一に相当する額（国民年金法の規

定による老齢基礎年金又は「」の額」とあるのは「併給年金」という。）の額（昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の新法（以下「昭和六十年改正前の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「昭和六十年改正前の地方の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、同条第三項中「退職共済年金の額と併給年金の額」とあるのは「退職共済年金の額の二分の一に相当する額と併給年金の額（昭和六十年改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の地方の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第十二条の十五の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第一項中「併給年金」という。）の額」とあるのは「併給年金」という。）の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の地方の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、同条第三項中「併給年金の額」とあるのは「併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の地方の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、附則第十二条の七第一項中「控除後退職共済年金額」という。）とあるのは「控除後退職共済年金額」という。）の二分の一に相当する額」と、「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地方公務員等共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第十二条の十六第一項中「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金若しくは旧地方公務員等共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」とする。

第十二条の二十三 平成十六年改正法附則第十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年改正法第五条の規定による改正前の法第八十九条の規定により遺族共済年金の額が算定される場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の新法第八十九条及び第九十条」とする。

2 平成十六年改正法附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年改正法第五条の規定による改正前の法第七十四条の二の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六条の二の規定により退職共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金の受給権者が遺族共済年金又は同法の規定による遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における附則第十二条の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び附則第十二条の十五の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四の規定並びに附則第十二条の七及び第十二条の十六の規定の適用については、附則第十二条の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項中「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」とあるのは「額の二分の一に相当する額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」と、「併給年金」という。）の額」とあるのは「併給年金」という。）の額（遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、昭和六十一年改正法第一条の規定による改正前の新法（以下「昭和六十一年改正前の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「昭和六十一年改正前の地方の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する額とする。）」と、同条第三項中「退職共済年金の額と併給年金の額」とあるのは「退職共済年金の額の二分の一に相当する額と併給年金の額（遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、昭和六十一年改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十一年改正前の地方の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する

額とする。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第十二条の十五の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第一項中「額（国民年金法」とあるのは「額の三分の二に相当する額（国民年金法」と、「併給年金」という。）の額」とあるのは「併給年金」という。）の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の地方の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の新法第八十九条及び第九十条」と、同条第三項中「遺族共済年金の額と併給年金の額」とあるのは「遺族共済年金の額の三分の二に相当する額と併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の地方の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二分の三を乗じて得た額」と、附則第十二条の七第一項中「控除後退職共済年金額」という。）」とあるのは「控除後退職共済年金額」という。）の二分の一に相当する額」と、「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の地方の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する額とする。）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第十二条の十六第一項中「控除後遺族共済年金額」という。）」とあるのは「控除後遺族共済年金額」という。）の三分の二に相当する額」と、「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金若しくは旧地方公務員等共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二分の三を乗じて得た額」とする。

附則第二十七条の六の次に次の一条を加える。
（沖縄の組合員であつた長期組合員に係る退職共済年金の額の特例）
第二十七条の六の二 附則第二十七条の四第五項に規定する者であつて追加費用対象期間を有するものに対する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十一条」とあるのは、「並びに第十一条並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第二十七条の四第五項」とする。

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。
（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第十二条の二から第十二条の二十三まで及び第二十七条の六の二の規定並びに第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十六条の三から第十六条の八まで、第二十一条の二、第二十一条の三、第二十六条の二から第二十六条の八まで及び第五十七条の二から第五十七条の二十一までの規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の月分として支給される国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付又は同号に規定する旧共済法による年金である給付については、なお従前の例による。

第三条 国家公務員共済組合法による年金である給付又は昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付であつて、その額の算定の基礎となった組合員期間のうちに追加費用対象期間（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。次条において同じ。）があるもの（当該国家公務員共済組合法による年金である給付又は同号に規定する旧共済法による年金である給付の受給権者が受給権を有する他の国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは同号に規定する旧共済法による年金である給付若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金又は厚生年金保険法（昭和二十九

年法律第百十五号）による年金たる保険給付若しくは私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付を含む。）については、施行日においてその額の改定を行うこととし、当該改定は、国家公務員共済組合法第七十三条第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第七十三条第三項の規定又は地方公務員等共済組合法第七十五条第三項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十五条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。（追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金等の額の特例）
第四条 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第十二条の二十一の規定並びに第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十一条の二及び第二十六条の二の規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに同法附則第三十二条第二項第一号に規定する特例年金給付の受給権者（追加費用対象期間を有する者に限る。）については、施行日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、適用しない。

（191）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年9月4日政令第256号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百二十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構
附 則
この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

（192）株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年9月13日政令第273号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百二十八 株式会社海外需要開拓支援機構
附 則
この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

（193）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成25年9月26日政令第282号）

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第四条の二の規定により読み替えられた同法附則第四条第二項、同法附則第五条の二の規定により読み替えられた同法附則第五条第二項、同法附則第七条第一項第二号、同法附則第二十五条の二の規定により読み替えられた同法附則第二十五条第二項及び同法附則第二十六条並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）
第一条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月以後」を「平成二十五年十月以後」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項」に改め、同項の表第三号中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に改め、同表第四号中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・

九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九〇」に、「五十八万九千九百円」を「五十八万三千九百円」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項」に改め、同項の表中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九〇」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項」に改め、「（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）」を削り、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七を乗じて得た金額とし、平成二十三年一月以後の組合員期間があるとき（平成二十二年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額に〇・九九〇」に改め、同条第五項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第四条第一項」に、「政令で定める率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、これらの規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改める。

附則第三条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項」に改め、同項の表第一号中「百六万七百元」を「百四万九千九百円」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「五百十六万五千七百元」を「五百一十一万二千九百円」に、「三百三十六万九千八百円」を「三百三十三万五千三百円」に、「二百三十三万七千三百円」を「二百三十一万三千四百円」に、「二十万三千五百円」を「二十万四千四百円」に、「一万四千五百円」を「一万四千三百円」に、「六万五千四百円」を「六万四千八百円」に、「十三万八千百元」を「十三万六千七百元」に、「百二十九万七千七百元」を「百二十八万四千四百円」に、「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に、「七万五千四百円」を「七万四千六百円」に、「二十二万六千三百円」を「二十二万四千円」に、「百八十三万二千百元」を「百八十一万三千四百円」に、「百七十万八千円」を「百六十九万五百円」に、「〇・〇二二」を「〇・〇三二」に改め、同表第二号中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・〇二二」を「〇・〇三二」に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項」に、「政令で定める率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、これらの規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・〇二二」を「〇・〇三二」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六改正法附則第五条第一項」に、「百分の十九・三」を「百分の十八・一」に、「〇・〇二二」を「〇・〇三二」に改める。

附則第八条第二項中「以降の各年度」を削り、「当該年度の前年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十三年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率（一を上回る場合にあっては、一）」を「〇・九九〇」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十四年四月以後」を「平成二十五年十月以後」に、「附則第二十五条第一項」を「附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項」に改め、同項の表第三号中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十五条第一項」を「附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「五十八万九千九百円」を「五十八万三千九百円」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十五条第一項」を「附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第七項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十五条第一項」を「附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項」に、「政令で定める率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・

九九〇とし、これらの規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三第三項中「附則第七条第一項の規定」を「附則第七条第一項及び第七条の二第一項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

附 則

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（194）自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年12月20日政令第356号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「防衛医科大学校の学生」の下に「（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。）」を加える。

一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の二第一項ただし書

附 則

この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（195）国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令（平成25年12月26日政令第357号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項に次の五号を加える。

百八 株式会社産業革新機構

百九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百十 株式会社地域経済活性化支援機構

百十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百十二 株式会社海外需要開拓支援機構

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

（196）地方公共団体情報システム機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年12月26日政令第366号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十九 地方公共団体情報システム機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十三 地方公共団体情報システム機構

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（197）独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成26年2月5日政令第23号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五十四号中「独立行政法人日本万国博覧会記念機構（）」を「独立行政法人日本万国博覧会記念機構

法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の」に改め、同条第二項第二十四号を次のように改める。

二十四 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構
附 則
この政令は、廃止法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。〔ただし書略〕

（198）国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年2月13日政令第29号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号の五の次に次の一号を加える。
四の六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者
第二条第一項第五号中「前号」を「前二号」に改め、同条第二項第二号中「第七条第一項」の下に「又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第七条第一項」を加える。
第四十四条の五第一項中「若しくは第四号の五」を「、第四号の五若しくは第四号の六」に改める。
附 則
この政令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

（199）独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年2月19日政令第39号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項に次の一号を加える。
五 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の規定に基づく特別の手当
第四十三条第一項第九十三号を次のように改める。
九十三 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構
第四十三条第二項第五十一号を次のように改める。
五十一 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構
附 則
（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

（200）公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年3月24日政令第73号）第21条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第二十一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の八の十二中「が厚生年金基金」を「が^a公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第四十三条第一項第十一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（第十一条の八の十七において「厚生年金基金」という。）」に、「同号口の規定」を「法第八十九条第一項第二号の規定」に、「（厚生年金基金）を「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第十一条の八の十七中「（厚生年金基金）を「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。
第四十三条第一項第十一号中「企業年金連合会（）」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（）」に、「企業年金連合会と」を「企業年金連合会（平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）と」に、「を含む」を「及び旧企業年金連合会を含む」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（201）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成26年3月28日政令第85号）

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の七の四第七号中「第十一条の七の十一第二項第一号ホ」の下に「及び附則第六条の二の十の二第七号」を、「及び第二項第一号ホ」及び「第二項第二号ヘ」の下に「並びに附則第六条の二の十の二第七号」を加える。
第十一条の十第一項及び第二項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同条第八項中「禁錮」を「禁錮」に改める。
附則第六条の二の十の次に次の一条を加える。
（退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求する者が受ける障害を支給事由とする年金である給付）
第六条の二の十の二 法附則第十二条の四の二第六項第一号に規定する障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。
一 国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
二 厚生年金保険法による障害厚生年金及び旧厚生年金保険法による障害年金
三 旧船員保険法による障害年金
四 障害共済年金及び昭和六十年改正前の法による障害年金
五 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び旧地方公務員等共済組合法による障害年金
六 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金
七 移行障害共済年金及び特例障害農林年金並びに移行農林年金のうち障害年金
（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第一号中「

平成二十四年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一

」を「

平成二十四年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九六

」に改め、同表第三号中「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に改め、同表第四号中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八七」を「〇・九八〇」に、「〇・九九〇」を「〇・九八三」に、「五十八万三千九百円」を「五十七万九千七百円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八七」を「〇・九八〇」に、「〇・九九〇」を「〇・九八三」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年

四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八七」を「〇・九八〇」に、「〇・九九〇」を「〇・九八三」に改め、同条第五項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「率は〇・九九〇」を「率は〇・九九三」に、「〇・九七八」を「当該改定後の率（〇・九六八）」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

附則第三条の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第一号中「百四万九千九百円」を「百四万二千三百円」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「五百十一万二千九百円」を「五百七万五千九百円」に、「三百三十三万五千三百円」を「三百三十一万二千二百円」に、「二百三十一万三千四百円」を「二百二十九万六千七百円」に、「二十万千四百円」を「二十万円」に、「一万四千三百円」を「一万四千二百円」に、「六万四千八百円」を「六万四千三百円」に、「十三万六千七百円」を「十三万五千七百円」に、「百二十八万四千四百円」を「百二十七万五千二百円」に、「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に、「七万四千六百円」を「七万四千百円」に、「二十二万四千円」を「二十二万二千四百円」に、「百八十一万三千四百円」を「百八十万二百円」に、「百六十九万五百円」を「百六十七万八千三百円」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三九」に改め、同表第二号中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三九」に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改め、同条第四項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「率は〇・九九〇」を「率は〇・九九三」に、「〇・九七八」を「当該改定後の率（〇・九六八）」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三九」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「百分の十八・一」を「百分の十七・二」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三九」に改める。

附則第八条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年」に、「〇・九九〇」を「〇・九九三」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第一号中「

平成二十四年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一

」を「

平成二十四年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九六

」に改め、同表第三号中「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「五十八万三千九百円」を「五十七万九千七百円」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改め、同条第七項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「率は〇・九九〇」を「率は〇・九九三」に、「〇・九七八」を「当該改定後の率（〇・九六八）」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十六年三月以前の月分の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(遺族共済年金の支給の停止に関する経過措置)

第三条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において改正法第九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）第九十一条第四項の規定により支給が停止されている夫に対する遺族共済年金及び同条第六項の規定により支給されている子に対する遺族共済年金については、改正法第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十一条第二項及び第三項の規定は適用せず、改正前国共済法第九十一条第四項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定が適用される遺族共済年金の受給権者（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族である夫に限る。）に係る第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の十第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第九十二条第一項」とあるのは「第九十二条第一項若しくは国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第八十五号。次項において「改正令」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。次項において「改正法」という。）第九条の規定による改正前の法第九十一条第四項」と、同条第四項中「第九十二条第一項」とあるのは「第九十二条第一項若しくは改正令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による改正前の法第九十一条第四項」とする。

(202) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成26年3月31日政令第121号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百一号を次のように改める。

百一 独立行政法人地域医療機能推進機構（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第二条の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を含む。）

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十四 独立行政法人地域医療機能推進機構

附 則

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(203) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年3月31日政令第129号）第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の五第三項第一号中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第四項第一号中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第五項第一号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改め、同条第六項第二号中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円」を「二万二千二百円」に改め、同項第三号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に、「一万二千三百円」を「六千円」に改め、同条第七項第二号イ中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第十一条の三の六第一項第二号イ中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第四号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第十一条の三の六の三第二項第一号中「六十二万円」を「五十六万円」に改める。

附則第三十四条の四の見出しを「(厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置)」に改め、同条第一項中「平成二十六年三月」を「平成三十一年三月」に改め、「(以下「七十歳以上特例措置対象組合員等」という。)」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

附則第三十四条の五を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給（次項に規定する療養に係るものを除く。）及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2 新国共済令第十一条の三の五第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であって、旧国共済令附則第三十四条の四第一項の規定により読み替えて適用する旧国共済令第十一条の三の四第六項に規定する特定給付対象療養又は旧国共済令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

(204) 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年5月29日政令第195号）第10条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第二号中「及び大臣政務官」を「、大臣政務官及び大臣補佐官」改める。

第十三条第一項第一号中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

附則第二十三条中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。〔ただし書略〕

(205) 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年6月27日政令第234号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十五 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

附 則

この政令は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

(206) 電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年7月2日政令第244号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十一 広域的運営推進機関

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十六 広域的運営推進機関

附 則

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(207) 独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成26年7月16日政令第261号）附則第6条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条〔中略〕の規定は、平成二十七年四月一日から施行する

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十二 独立行政法人日本医療研究開発機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十七 独立行政法人日本医療研究開発機構

(208) 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年8月6日政令第273号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百二十二号を次のように改める。

百二十二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

第四十三条第二項第百五号を次のように改める。

百五 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

(209) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年9月25日政令第313号）第9条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第二号中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

附則第八条の二第一号中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、〔中略〕第六条から第十条まで〔中略〕の規定は、同年十二月一日から施行する。

(210) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年11月19日政令第365号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の四第一項第一号中「（以下この条から第十一条の三の六まで）」を「（第八項及び第九項）に、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に、「第十一条の三の六、」を「第十一条の三の六第一項、第三項及び第五項並びに」に改め、同条第六項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、「であつて」の下に「、当該疾病にかかることにより」を加え、「ものについて、その治療方法に関する研究に資することを目的としてその」を「こととなるものの当該」に改める。

第十一条の三の五第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、同項第二号中「（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。）」を削り、「五十三万円」を「八十三万円」に、「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第三号中「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、「第十一条の三の六の三第一項第三号」を「第十一条の三の六の三第一項第五号」に、「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者 十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円と

- する。
- 四 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十八万円未満の組合員又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。）五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。
- 第十一条の三の五第二項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、同項第二号中「七万五千元」を「十二万六千三百円」に改め、「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、「二十五万円」を「四十二万千元」に改め、同号ただし書中「四万七千七百円」を「七万五千元」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。
- 三 前項第三号に規定する組合員 八万三千七百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千元に満たないときは、二十七万九千元）から二十七万九千元を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。
- 四 前項第四号に規定する組合員 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。
- 第十一条の三の五第三項第二号から第四号までの規定及び同条第四項第二号中「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、同条第七項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号イただし書中「特定疾患給付対象療養（）」を「特定疾病給付対象療養（）」に、「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ロ中「十五万円（）」を「二十五万二千六百円（）」に、「七万五千元」を「十二万六千三百円」に、「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に、「五十万円」を「八十四万二千元」に、「二十五万円」を「四十二万千元」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に、「八万三千四百円」を「十四万百円」に、「四万七千七百円」を「七万五千元」に改め、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号ハただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。
- ハ 第一項第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千元。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千元）から五十五万八千元を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。
- 二 第一項第四号に掲げる者 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。
- 第十一条の三の五第七項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。
- 第十一条の三の六第一項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千元」に改め、同号ロただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。
- ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千元に満たないときは、五十五万八千元）から五十五万八千元を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元とする。
- 二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けてい

- る者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。
- 第十一条の三の六第十項中「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削る。
- 第十一条の三の六の三第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。
- 三 基準日が属する月の標準報酬の月額が五十万円以上八十三万円未満の組合員 百四十一万円
- 四 基準日が属する月の標準報酬の月額が二十八万円未満の組合員（次号に掲げる者を除く。） 六十万円
- 第十一条の三の七中「三十九万円」を「四十万四千円」に改める。
- 附則第三十四条の四中「附則第五条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。
- 附 則
（施行期日）

- 第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、〔中略〕第五条国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の四の改正規定〔中略〕は、公布の日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）
- 第十三条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。
- 第十四条 特定計算期間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国共済令第十一条の三の六の三第一項第二号中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新国共済令第十一条の三の六の二から第十一条の三の六の四までの規定を適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の規定により同令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。
- 3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。
- 第十五条 施行日前の出産に係る国家公務員共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

（211）日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年12月19日政令第407号）第3条による改正

- （国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
- 第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
- 第四十三条第一項第九十四号を次のように改める。
- 九十四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 第四十三条第二項第九十二号を次のように改める。
- 九十二 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 附 則
（施行期日）
- 1 この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

（212）独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成27年2月4日政令第35号）第5条による改正

- （国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
- 第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第九十六号を次のように改める。

九十六 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

第四十三条第二項第六十三号を次のように改める。

六十三 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（213）独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年3月18日政令第74号）第45条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四十五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二条第一項第二号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第二項第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五条第三項第八号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十二条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条の三第一項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第四号を削り、同条第三項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第二号及び第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号を削る。

第十二条の三の二（見出しを含む。）中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十二条の五第四項中「、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構」を「又は独立行政法人国立印刷局」に改める。

第十三条第一項各号及び第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四十三条第一項第十四号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律）を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」を「産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六十四号）による改正前の産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律」に、「及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第百七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む」に改め、同項第十七号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構（）」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（）」に、「並びに」を「、平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に、「を含む」を「並びに同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む」に改め、同項第十八号中「独立行政法人科学技術振興機構（）」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（）」に、「、独立行政法人科学技術振興機構法」を「、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）」に、「並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）」を「、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法」に、「を含む」を「並びに同法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む」に改め、同項第二十号中「独立行政法人理化学研究所（）」を「国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む」に改め、同項第四十四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構（）」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む」に改め、同項第五十三号中「独立行政法人海洋研究開発機構（）」を「国立研究開発法人海洋研究開発

機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む」に改め、同項第六十九号中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）」を「同法」に改め、同項第九十六号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同項第百三十二号を次のように改める。

百三十二 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

第四十三条第二項第六号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構（）」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む」に改め、同項第十八号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（）」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第百七十三条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む」に改め、同項第三十一号を次のように改める。

三十一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む。）

第四十三条第二項第四十号及び第四十一号を次のように改める。

四十 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む。）

四十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む。）

第四十三条第二項第六十号を次のように改める。

六十 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む。）

第四十三条第二項第六十三号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同項第百十七号を次のように改める。

百十七 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

第八章の二の章名中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四十四条の五第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法第百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者について法の規定を適用する場合における第十一条、第十二条、第十二条の三、第十二条の三の二、第十二条の五及び第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項	に規定する公務上の災害	に規定する公務上の災害（独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。）
第十二条第一項及び第二項	行政執行法人の負担に係るもの	行政執行法人の負担に係るもの並びに法第百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの
第十二条の三第一項	同項	同項（法第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	及び第三号	から第四号まで
	三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額	三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額
		四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額

第十二条の三 第三項	同項	同項（法第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	及び第三号	から第四号まで
	三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額	三 独立行政法人国立印刷局 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国立印刷局の職員である長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額 四 独立行政法人国立病院機構 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における全ての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人国立病院機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額
第十二条の三 の二	同条第四項	同条第四項（法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。）
	行政執行法人	行政執行法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等
第十二条の五 第四項	又は独立行政法人国立印刷局	、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構
第十三条	適用する場合	適用する場合並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合
	行政執行法人	行政執行法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等

第四十五条の二第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表法第八条第一項の項、法第十二条第一項の項、法第二百二条第一項の項及び法第二百二条第四項の項並びに同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第八条第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
附則第三十条の見出し中「核燃料サイクル開発機構法」を「動力炉・核燃料開発事業団法」に改め、同条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法」を「原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法」に、「旧核燃料サイクル開発機構法」を「旧動力炉・核燃料開発事業団法」に、「及び」を「及び平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に改める。

附則第三十四条の二の三第五項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条の三の二の項及び第十三条の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（214）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成27年3月27日政令第103号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十二条の五第五項、第七十二条の六第五項、第七十九条第五項、第八十条第三項及び附則第十二条の十二第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項及び第六十六条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十条第一項及び第三十三条第三項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第七条の二第一項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三第一項中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月」、「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「二・九パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二パーセント、同年四月」に、「三・六パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年四・一パーセント」に改める。
（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年金額等の水準を表す指数の計算方法）」を付し、同条第一項中「をいう」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

附則第八条の三を附則第八条の四とし、附則第八条の二を附則第八条の三とし、附則第八条の次に次の一条を加える。
第八条の二 平成十六年改正法附則第七条の二第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十六年度における前条第一項の規定により得た数に、平成二十七年度において法第七十二条の三第一項又は第三項（法第七十二条の四第一項の規定が適用される受給権者にあつては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2 平成十六年改正法附則第七条の二第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、前条第二項の規定により得た数とする。

附 則
（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）
2 平成二十七年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（215）地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年3月31日政令第138号）附則第9条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 〔前略〕附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六の二第一項第六号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に改め、同項第七号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

（216）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成27年4月30日政令第223号）

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。
国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。
附則第八条の四を附則第八条の五とし、附則第八条の三を附則第八条の四とし、附則第八条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度における従前額改定率の改定の特例）

第八条の三 平成二十七年三月三十一日において附則第二条第一項（同項の表第四号の項に限る。）、第二項（同項の表のうち平成十六年改正法第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十三条の九に係る部分を除く。）、第三項又は第四項の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）に係る平成二十七年度における平成十二年改正法附則第十二条第一項及び第二項の従前額改定率は、国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）第四条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じて、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年十二月以前の組合員期間がある者	〇・九七〇
平成十六年十二月以前の組合員期間がある者（平成十四年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九七三
平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者（平成十六年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九七六
平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者（平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九八〇
平成二十三年一月以後の組合員期間がある者（平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	〇・九八三

附 則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第八条の三の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（217）株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年8月28日政令第311号）第3条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十三 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

附 則

この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行する。

（218）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日政令第344号）

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の十」を「第二十一条の二」に、「第十二条－第十三条」を「第二十二条－第二十五条の四」に、「第十四条－第十七条」を「第二十六条－第二十八条」に、「第五章 国家公務員共済組合審査会（第十八条－第二十九条）」を「第五章 国家公務員共済組合審査会（第二十九条－第二十九条の三）」

第五章の二 資料の提供（第三十条）

に改め、「第三十条・」を削る。

第一条中「〔地方の組合〕、〔受給権者〕」を「〔受給権者〕、〔地方の組合〕、〔厚生年金保険給付〕、〔退職等年金給付〕」に改め、「〔、〕〔特例継続組合員〕、〔特例継続掛金〕」及び「〔、〕〔障害共済年金〕、〔遺族共済年金〕」を削り、「第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項」を「第三十九条第一項、第五十五条第一項第二号、第七十三条第一項、第七十四条」に、「附則第十三条の三第四項、附則第二十条の三第二項若しくは附則第二十条の四第一項」を「附則第二十条の二第二項若しくは附則第二十条の三第一項」に改め、「、第十二条、第十三条」を削り、「地方の組合、受給権者」を「受給権者、地方の組合、厚生年金保険給付、退職等年金給付」に改め、「、特例継続組合員、特例継続掛金」及び「、障害共済年金、遺族共済年金」を削る。

第五条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の規定に基づく在勤手当（財務大臣が定めるものを除く。）

第八条第一項第二号中「第九条の三第一項第二号」を「第九条の三第一項第三号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改め、同条第二項中「第九条の三第一項第二号」を「第九条の三第一項第三号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（連合会の業務として計算をすべき費用）

第八条の二 法第二十一条第二項第一号ロに規定する政令で定める費用は、厚生年金保険給付に係る事務に要する費用とする。

2 法第二十一条第二項第二号ロに規定する政令で定める費用は、退職等年金給付に係る事務に要する費用とする。

第九条の見出しを「（厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金の積立て）」に改め、同条第一項中「長期給付（」を「厚生年金保険給付（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）、」に、「第十七条第一項において「財政調整拠出金」という。）を含む。以下この項及び次項並びに次条」を「法第二百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）を含む。次項及び第九条の三第一項」に、「長期給付に充てるべき積立金（以下この条及び次条において「積立金」を「法第二十一条第二項第一号ハに規定する厚生年金保険給付積立金（以下「厚生年金保険給付積立金」に改め、同条第二項中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に、「積立金」を「厚生年金保険給付積立金」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 連合会は、毎事業年度の退職等年金給付（法第二百二条の二に規定する財政調整拠出金（法第二百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）を含む。次項及び第九条の三第二項において同じ。）に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、その額を法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）として整理しなければならない。

第九条に次の一項を加える。

4 連合会は、毎事業年度の退職等年金給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、退職等年金給付積立金を減額して整理するものとする。

第九条の二及び第九条の三を次のように改める。

（退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する基本的な指針）

第九条の二 財務大臣は、退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し、法第三十五条の三第二項各号に掲げる事項に関する基本的な指針（以下この条において「指針」という。）を定めることができる。

2 財務大臣は、指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、指針の案又はその変更の案を作成し、総務大臣に協議するものとする。

3 財務大臣は、指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 連合会は、第一項の規定により指針が定められたときは、当該指針に適合するように法第三十五条の三第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針を定めなければならない。

5 連合会は、指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、法第三十五条の三第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用）

第九条の三 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等」という。）の運用は、次に掲げる方法により行われなければならない。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第六号及び第三項において「標準物」という。）の売買

二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して財務大臣が定めるものに限る。）

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて連合会が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）を被保険者とする生命保

- 険（組合員の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み
- 五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け
- 六 次に掲げる権利の取得又は付与
- イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利
- ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）
- 七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買
- 八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与
- 九 財政融資資金への預託
- 2 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金（以下「退職等年金給付積立金等」という。）の運用は、次に掲げる方法により行われなければならない。
- 一 前項各号に掲げる方法
- 二 不動産（あらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け
- 三 組合に対する資金の貸付け
- 四 連合会の経理単位（財務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいい、第九条第一項に規定する経理を行うものを除く。）に対する資金の貸付け
- 3 前二項の規定により第一項第一号に規定する有価証券（国債証券、標準物その他財務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行われなければならない。
- 4 連合会は、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行うことができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、連合会の厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用に關し必要な事項は、財務省令で定める。
- 第九条の三の次に次の一条を加える。
- （厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用に関する契約）
- 第九条の四 連合会は、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び連合会と締結した契約その他の規程を遵守し、連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。
- 一 前条第一項第三号に掲げる信託の契約
- 二 前条第一項第三号ロに規定する投資一任契約
- 三 前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約
- 第十条中「第九条の二に規定する積立金等」を「第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等及び同条第二項に規定する退職等年金給付積立金等」に改める。
- 第十一条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。
- 第十一条の二中「第四十二条第五項」を「第四十条第八項」に、「その報酬の額の二十二倍に相当する」を「当該組合員の資格を取得した日の属する月前一月間に同様の職務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した」に改める。
- 第十一条の二の次に次の一条を加える。

（支払未済の給付を受けるべき者の順位）

- 第十一条の二の二 法第四十四条第三項に規定する同条第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が公務遺族年金（法第七十四条第三号に規定する公務遺族年金をいう。以下同じ。）の受給権者である夫であつた場合における組合員又は組合員であつた者の子であつてその者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものを含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。
- 第十一条の三第一項中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。
- 第十一条の三の二第一項中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改める。
- 第十一条の三の六の二第一項第一号中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。
- 第十一条の三の九第二項第一号中「（以下「旧国民年金法」という。）」を削り、同項第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第十一条の三の九第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第十一条の三の九第二項第五号を次のように改める。

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第十一条の三の九第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第十一条の三の九第二項第六号を次のように改める。

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第十一条の三の九第二項第七号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第二十一条から第二十九条までを削り、第五章中第二十条を第二十九条の三とし、第十九条を第二十九条の二とし、第十八条を第二十九条とする。

第十七条第一項中「各事業年度における財政調整拠出金」を「毎事業年度、当該事業年度における法第百二条の二に規定する財政調整拠出金（以下この条において「財政調整拠出金」という。）」に改め、「第百二条の三第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「国の概算財政調整拠出金の額」を「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に、「当該事業年度の三月三十一日までに」を「財務省令の定めるところにより、」に改め、同条第二項中「各事業年度」を「毎事業年度」に、「国の概算財政調整拠出金の額」を「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、「第百二条の三第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同項ただし書中「この条」を「この項及び次項」に、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、同条第三項中「各事業年度」を「毎事業年度」に、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、「第百十六条の三第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、法第百二条の三第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定による地方公務員共済組合連合会に対する退職等年金給付に係る拠出金の拠出について準用する。この場合において、第一項中「第四号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、第二項中「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「第四号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、「第三十条の六第一項」とあるのは「第三十条の六第四項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、前項中「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「第四号」とあるのは「第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

5 前三条及び前各項に規定するもののほか、財政調整拠出金の拠出に關し必要な事項は、財務大臣が定める。

第四章の二中第十七条を第二十八条とする。

第十六条の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る連合会の」を「厚生年金保険給付に要する費用及び当該厚生年金保険給付の事務に要する費用に係る」に、「長期給付と地方の組合の長期給付」を「厚生年金保険給付と地方の組合の厚生年金保険給付」に、「に規定する国の長期給付」を「及び第三号に規定する国の厚生年金保険給付等」に改め、同条を第二十七条の二とする。

第十五条の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る連合会の」を「厚生年金保険給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金を含む。以下この条及び次条において同じ。）に要する費用及び当該厚生年金保険給付の事務に要する費用に係る」に、「長期給付と地方の組合の長期給付」を「厚生年金保険給付と地方の組合の厚生年金保険給付」に、「同条第一項第二号に規定する国の長期給付等」を「法第百二条の三第一項第二号及び第三号に規定する国の厚生年金保険給付等」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条の見出しを「（国の調整対象費用の額）」に改め、同条中「組合の長期給付に要する費用から法第九十九条第二項第三号に掲げる費用を控除したもの」を「厚生年金保険法第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額に同法第二条の五第一項に規定する実施機関である連合会に係る同法第八十四条の六第一項第一号に掲げる率を乗じて得た額に相当する費用」に改め、同条を第二十六条とする。

第十三条第一項第一号中「第九十九条第二項第二号及び第三号」を「第九十九条第二項第三号」に、「並びに同条第四項（同条第六項及び第七項）を「及び同条第五項（同条第七項及び第八項」に、「含む。」の」を「含む。以下この号において同じ。）の」に、「第九条第一項に規定する長期給付」を「第九条第三項に規定する退職等年金給付に係るもの並びに法第九十九条第三項に規定する厚生年金保険給付に要する費用及び同条第五項の規定により負担することとなる費用であつて第九条第一項に規定する厚生年金保険給付」に、「又は」を「若しくは」に、「第九十九条第五項」を「第九十九条第六項」に、「**、派遣先企業**」を「又は派遣先企業」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「**、派遣先企業**」を「又は派遣先企業」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、第四章中同条を第二十五条の四とする。

第十二条の五第一項及び第二項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項各号」を「第九十九条第四項各号」に改め、同条を第二十五条の三とする。

第十二条の四（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を第二十五条の二とする。

第十二条の三の三を第二十五条とする。

第十二条の三の二中「第九十九条第六項及び第七項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金との割合を定める際に勘案する事情）

第二十四条 法第百条第四項に規定する政令で定める事情は、地方公務員等共済組合法第七十七条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第九十九条第一項第三号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたつて均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣が定める事情とする。

第十二条の三第一項及び第二項中「第九十九条第三項第一号」を「第九十九条第四項第一号」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改め、同項第二号中「組合の長期組合員の標準報酬の月額」を「組合の厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の標準報酬月額」に、「長期組合員の標準期末手当等の額」を「第二号厚生年金被保険者の標準賞与額」に、「職員である長期組合員の標準報酬の月額」を「職員である第二号厚生年金被保険者の標準報酬月額」に改め、同項第三号中「長期組合員の標準報酬の月額」を「第二号厚生年金被保険者の標準報酬月額」に、「長期組合員の標準期末手当等の額」を「第二号厚生年金被保険者の標準賞与額」に改め、同条を第二十二条の三とする。

第十二条の二第三項中「長期給付」を「退職等年金給付」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第二十二条の二とする。

第十二条第一項中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第三項」を「法第九十九条第四項」に、「第五十一条及び第五十二条」を「第五十条及び第五十一条」に改め、同条第二項中「長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」を「退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付」に、「（同条第四項）を「（法第九十九条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「適用する同条第四項」を「適用する同条第五項」に、「長期給付事務に要する費用」を「退職等年金給付事務に要する費用」に、「**含む、同条第二項第三号に掲げるものを除く**」を「含む」に、「当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び長期給付事務に要する費用」を「基準利率の状況及びその見通し並びに退職等年金給付事務に要する費用」に改め、同項第一号中「**、障害の状態となつた者及び**」を「及び公務以外の理由により」に改め、「組合員期間別及び」を削り、同項第二号中「年金である給付」を「退職等年金給付」に、「年金の」を「退職等年金給付の」に改め、同項第三号中「組合員期間別及び」を削り、「標準期末手当等の額」の下に「（法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）」を加え、同項第四号を削り、同条第三項中「（以下この項において「掛金率」という。）」を削り、「**、長期給付**」を「**、退職等年金給付**」に、「掛金率を段階的に引き上げることによつて、前項の規定により算定した費用の額及び地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第三項の規定により算定し

た同項に規定する長期給付に要する費用の額の合計額と、当該事業年度以後における掛金及び負担金の額、法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第九十九条第一項に規定する再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の」を「国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたつて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第九十九条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、財務大臣が定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、連合会が退職等年金給付積立金の運用収益の予測を勘案して財務大臣が定めるところにより合理的に定めた率とする。第十二条を第二十二条とする。

第十一条の十第一項中「退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額（法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額をいう。以下同じ。）に相当する金額」を「退職年金（終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は公務障害年金の額」に改め、同項第一号中「百分の五十」を「百分の百（公務障害年金にあつては、百分の五十）」に改め、同項第二号中「（昭和二十八年法律第百八十二号）」及び「当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた」を削り、「百分の五十」を「百分の百（公務障害年金にあつては、百分の五十）」に改め、同項第三号中「月数が当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数」を「日数（当該日数が三百六十五日を超える場合にあつては、三百六十五日）が三百六十五日」に、「百分の二十五」を「百分の五十（公務障害年金にあつては、百分の二十五）」に改め、同項第四号中「当該退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額に相当する金額の算定の基礎となつた」を削り、「百分の五十」を「百分の百（公務障害年金にあつては、百分の五十）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第九十七条第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該公務遺族年金の額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

第十一条の十第三項中「第七十四条第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項の規定、法第八十七条第一項若しくは第四項」を「第八十一条第一項の規定、法第八十七条」に、「退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額」を「退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金」に改め、同条第四項中「退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金」を「退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金」に、「第七十四条第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項若しくは施行法第十条第二項（施行法第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十六条第二項（施行法第二十七条において準用する場合を含む。）又は第四十八条第一項（施行法第四十九条又は第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定、法第八十七条第一項若しくは第四項」を「第八十一条第一項の規定、法第八十七条」に、「退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当する金額」を「退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金」に改め、同条第五項中「月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数」を「日数は、法第九十九条第六項に規定する専従職員である組合員については、その専従職員であつた期間の月数又は日数を控除した月数又は日数」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「長期給付」を「退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金」に改め、第三章中同条を第二十一条の二とする。

第十一条の九の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第十二条の四第二項」を「第二十五条の二第二項」に、「未納掛金」を「未納掛金等」に、「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同項第一号中「未納掛金」を「未納掛金等」に、「掛金の額」を「掛金等（法第百条第一項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）の額」に改め、同条第二項及び第四項中「未納掛金」を「未納掛金等」に改め、同条を第二十一条とする。

第十一条の六から第十一条の八の三十三までを削り、第十一条の五を第十二条とし、同条の次に次の十一條を加える。（付与率を定める際に勘案する事情）

第十三条 法第七十五条第二項に規定する政令で定める事情は、地方公務員等共済組合法による退職等年金給付が地方の組合の組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、法第九十九条第一項第三号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について同号に規定する国の積立基準額（以下「国の積立基準額」という。）と地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する地方の積

立基準額（以下「地方の積立基準額」という。）との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金（同法第二十四条の二（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。以下同じ。）の額との合計額とが将来にわたって均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣が定める事情とする。
（基準利率を定める際に勘案する事情）

第十四条 法第七十五条第四項に規定する政令で定める事情は、地方退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他財務大臣が定める事情とする。

（受給権者の申出による支給停止を撤回した場合の終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算）

第十五条 法第七十五条の五第二項の規定により退職年金（法第七十四条第一号に規定する退職年金をいう。第二十一条の二及び第四十七条第二項において同じ。）の受給権者が法第七十五条の五第一項の申出を撤回した場合には、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の法第七十八条第一項に規定する終身退職年金算定基礎額は、当該申出による終身退職年金（法第七十六条第一項に規定する終身退職年金をいう。第二十一条の二第一項において同じ。）の支給の停止がなかったものとして法第七十八条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とし、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の法第七十九条第一項に規定する有期退職年金算定基礎額は、当該申出による有期退職年金（法第七十六条第一項に規定する有期退職年金をいう。第十五条の三及び第十八条の二第二項において同じ。）の支給の停止がなかったものとして法第七十九条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とする。

（併給の調整の特例）

第十五条の二 公務障害年金（法第七十四条第二号に規定する公務障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたとき（法第八十六条第一項の規定が適用される場合を除く。）は、法第七十五条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「退職年金」とあるのは、「退職年金、公務障害年金」と読み替えるものとする。

2 公務障害年金の受給権者が地方公務員等共済組合法の規定による公務遺族年金を受けることができるときは、法第七十五条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「又は公務遺族年金」とあるのは、「公務遺族年金又は地方公務員等共済組合法の規定による公務遺族年金」と読み替えるものとする。
（有期退職年金の受給権が消滅した後に再び就職した者に係る有期退職年金）

第十五条の三 法第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失った者に法第七十七条第二項前段の規定により有期退職年金を支給することとなった場合における当該有期退職年金に関する規定の適用については、法第七十五条第一項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第七十七条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。）」と、法第七十五条の三第一項中「第七十五条第一項」とあるのは「国家公務員共済組合法施行令（以下「令」という。）第十五条の三の規定により読み替えられた第七十五条第一項」と、法第七十九条第二項中「給付算定基礎額」とあるのは「令第十五条の三の規定により読み替えられた第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額」と、「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第七十七条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。）」と、法第七十九条の四第一項第一号中「給付算定基礎額（）」とあるのは「令第十五条の三の規定により読み替えられた第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額（）」と、「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第七十七条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。）」と、「金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」とあるのは「金額」と、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「令第十五条の三の規定により読み替えられた第七十五条第一項」とする。

（終身年金現価率を定める際に勘案する事情）

第十六条 法第七十八条第五項に規定する政令で定める事情は、地方公務員等共済組合法第七十七条第四項に規定する基準利率（次条及び第四十八条第二項において「地方の基準利率」という。）、同法第八十九条第五項に規定する死亡率の状況及びその見通し、法第九十九条第一項第三号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたって均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣が定める事情とする。
（有期年金現価率を定める際に勘案する事情）

第十七条 法第七十九条第五項に規定する政令で定める事情は、地方の基準利率、法第九十九条第一項第三号の規定により退職等年金給付に要する費用の算定について国の積立基準額と地方の積立基準額との合計額と退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金の額との合計額とが将来にわたって均衡を保つことができるようにすることとされていることその他財務大臣が定める事情とする。

（整理退職の場合の一時金に相当する一時金等）

第十八条 法第七十九条の三第三項に規定する同条第一項の規定に相当するものとして政令で定める規定は、地方公務員等共済組合法第九十二条第一項の規定とする。

2 法第七十九条の三第三項に規定する同条第二項の規定に相当するものとして政令で定める規定は、地方公務員等共済組合法第九十二条第二項の規定とする。

3 法第七十九条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する他の退職に係る同条第二項の規定により支給すべき一時金（地方公務員等共済組合法第九十二条第一項の請求をした者にあつては、同条第二項の規定により支給すべき一時金）の額に、当該他の退職をした日の前日の属する月の翌月から法第七十九条の三第一項に規定する退職をした日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率（法第七十五条第四項に規定する基準利率をいう。以下同じ。）を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

4 法第七十九条の三の規定は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の適用を受けない組合員であつて、同法第五条第一項第二号に掲げる者に相当する者（一年以上の引き続く組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。）について準用する。この場合において、法第七十九条の三第一項及び第二項中「の退職」とあるのは、「の退職に相当する退職」と読み替えるものとする。
（遺族に対する一時金に係る給付算定基礎額から控除すべき金額等）

第十八条の二 法第七十九条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する死亡した者が法第七十九条の三第二項又は第三項の規定により支給を受けた一時金の額に、同条第一項に規定する退職をした日の前日の属する月の翌月からその者の死亡した日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

2 法第七十九条の四第一項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、最後に組合員となつた日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の前日における有期退職年金の額に二百四十月（法第七十六条第二項の申出をしていた場合には、百二十月）から給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に、最終資格取得日の属する月から死亡した日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額及び死亡した日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして法第七十九条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

（支給の繰下げの申出があつた場合における法第七十八条等の規定の適用）

第十九条 法第八十条第一項の申出があつた場合における法第七十八条から第七十九条の二まで及び第七十九条の四の規定の適用については、法第七十八条第二項中「終身退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「第八十条第一項の申出をした日（以下「繰下げ申出日」という。）から」と、「終身退職年金の給付事由が生じた日が」とあるのは「繰下げ申出日が」と、同条第三項及び第四項中「終身退職年金の給付事由が生じた日」とあり、並びに法第七十九条第二項及び第三項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰下げ申出日」と、同条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰下げ申出日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「繰下げ申出日の」と、法第七十九条の二第二項中「退職年金の支給の請求」とあるのは「第八十条第一項の申出」と、同条第三項及び法第七十九条の四第一項第二号中「給付事由が生じた日」とあるのは「繰下げ申出日」とする。
（厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付）

第二十条 法第八十四条第七項及び第九十条第七項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる給付とする。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年一元化法改正前の法」という。）による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前の法（以下この条において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規

- 定により加算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第九十条の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）
- 二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び国民年金法による老齢基礎年金の額に相当するものとして財務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「老齢基礎年金相当額」という。）を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十一年経過措置政令」という。）の百十分の十に相当する額及び国民年金法による障害基礎年金の額に相当するものとして財務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「障害基礎年金相当額」という。）を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び国民年金法による遺族基礎年金の額に相当するものとして財務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「遺族基礎年金相当額」という。）を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）
- 三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十四条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）
- 四 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前地方共済法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額（以下この号において「旧職域加算額」という。）のうち退職共済年金に係るものに相当する金額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地方共済法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法」という。）第八十条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法第八十条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十年地方の改正法」という。）附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（旧

職域加算額のうち障害共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法第八十八条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（旧職域加算額のうち遺族共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地方共済法第九十九条の三の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年地方の改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

- 五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方の改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年地方の改正法附則第四十八条第三項の規定を適用する場合（同条第一項の規定により算定した障害年金の額について適用する場合に限る。）は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この号において「なお効力を有する昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第四十四条第三項の規定の適用がないものとした場合の同条第二項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百十分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年地共済経過措置政令第四十九条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

- 六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十四条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

- 七 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年改正法附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第九十条の規定により加算される金額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年改正法附則第

二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年経過措置政令第四十二条第二項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百十分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

九 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法（以下この号において「なお効力を有する旧厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項に規定する加給年金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第五十条第一項第一号及び第二号に規定する加給年金額並びに障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第六十条第一項に規定する加給年金額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十 旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法（以下この号において「なお効力を有する旧船員保険法」という。）第三十六条第一項の規定により加給される金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（なお効力を有する旧船員保険法第四十一条の二第一項の規定により加給される金額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧船員保険法第五十条の三及び第五十条の三の二の規定により加給される金額並びに遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十一 平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。以下この号において「なお効力を有する廃止前農林共済法」という。）第三十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号に掲げる額並びになお効力を有する廃止前農林共済法附則第十一条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する年齢到達時繰上げ調整追加額並びに平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。以下この号において「なお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条第一項及び第四項並びに第十六条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十八条の規定により加算される額及びなお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十二 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

第三十条を削る。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 資料の提供

第三十条 法第百十四条に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による年金である給付
- 二 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付
- 三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付
- 四 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

第三十一条の見出しを削る。

第三十四条第一項中「住居手当、子女教育手当及び特殊語学手当を除く」を「第五条第二項第一号の二に掲げる給与をいう」に改める。

第三十七条第一項中「別表第三」を「別表」に改める。

第四十三条第一項第二十九号中「（平成十六年法律第百五号）」を削る。

第四十四条第一項中「長期組合員」の下に「（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）」を加える。

第四十四条の五第三項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第四項の表以外の部分中「別表第三」を「別表第二」に、「第十二条、第十二条の三、第十二条の三の二、第十二条の五及び第十三条」を「第二十二条、第二十二条の三、第二十三条、第二十五条の三及び第二十五条の四」に改め、同項の表第十一条第一項の項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同表第十二条第一項及び第二項の項中「第十二条第一項及び第二項」を「第二十二条第一項及び第二項」に、「第九十九条第六項及び第七項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同表第十二条の三第一項の項中「第十二条の三第一項」を「第二十二条の三第一項」に改め、同表第十二条の三第三項の項中「第十二条の三第三項」を「第二十二条の三第三項」に、「長期組合員の標準報酬の月額」を「第二号厚生年金被保険者の標準報酬月額」に、「長期組合員の標準期末手当等の額」を「第二号厚生年金被保険者の標準賞与額」に改め、同表第十二条の三の二の項中「第十二条の三の二」を「第二十三条」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第九十九条第六項及び第七項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同表第十二条の五第四項の項中「第十二条の五第四項」を「第二十五条の三第四項」に改め、同表第十三条の項中「第十三条」を「第二十五条の四」に、「第九十九条第六項及び第七項」を「第九十九条第七項及び第八項」に、「別表第三」を「別表第二」に改める。

第四十五条の二第二項の表法第十二条第一項の項中「その他国」の下に「に使用される者」を加え、同表法第九十九条第四項の項中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同表法第九十九条第五項の項を削り、同条第三項中「第十一条の十第七項及び第十三条」を「第二十一条の二第七項及び第二十五条の四」に改める。

第四十六条中「年金である給付」を「厚生年金保険給付」に、「金額を、」を「金額並びに当該地方の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者の当該地方の組合の組合員となつた日における給付算定基礎額（法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十八条第三項において同じ。）となるべき金額及び当該地方の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する金額を基礎として財務大臣が総務大臣と協議して定める方法により算定した金額を、」に改める。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 組合員又は組合員であつた者が、地方の組合の組合員となり地方公務員等共済組合法第百四十四条の規定によりその者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第二号老齢厚生年金」という。）又は障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第二号障害厚生年金」という。）が厚生年金保険法による老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。）又は障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。）とみなされた場合には、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、当該みなされた老齢厚生年金又は障害厚生年金は、第二号老齢厚生年金又は第二号障害厚生年金に該当しないものとみなす。

2 組合員又は組合員であつた者が、地方の組合の組合員となり地方公務員等共済組合法第百四十四条の規定によりその者に係る退職年金又は公務障害年金が同法による退職年金又は公務障害年金とみなされた場合には、退職等年金給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職年金又は公務障害年金は、退職年金又は公務障害年金に該当し

ないものとみなす。

第四十八条第一項中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に、「地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する各月の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び同項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額」を「各月の厚生年金保険法による標準報酬月額（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に掲げる旧地方公務員共済組合員期間（以下この項において「旧地方公務員共済組合員期間」という。）にあつては、平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた額）及び厚生年金保険法による標準賞与額（旧地方公務員共済組合員期間にあつては、平成二十四年一元化法附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準賞与額とみなされた額）」に、「組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に、「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」を「厚生年金保険法による標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「地方公務員等共済組合法第百三条」を「平成二十四年一元化法附則第六十八条第二項から第四項まで」に、「同法の規定に」を「厚生年金保険法に」に、「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「、同法」を「、同条第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「地方公務員等共済組合法第百条」を「平成二十四年一元化法改正前地方共済法第百条」に、「（地方の施行法）を」（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「地方の施行法」という。））に改め、「あるもの」の下に「（平成二十四年一元化法の施行の日前に地方公共団体の長であつた期間を有する者に限る。）」を加え、「退職共済年金」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金（法第百二十六条の三第一項の規定により組合員であつた期間とみなされた第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」に、「遺族共済年金」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金（同項の規定により組合員であつた期間とみなされた第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」に、「地方公務員等共済組合法又は地方の施行法」を「平成二十四年一元化法附則第六十八条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者（地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の受給権者を除く。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者の地方の組合の組合員であつた期間における各月の同法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額及び同法第四十四条第一項に規定する標準期末手当等の額並びに同法第七十七条第一項に規定する付与率及び地方の基準利率をその者の組合員期間における当該各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに法第七十五条第一項に規定する付与率及び基準利率とみなす。
- 地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者（地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の受給権者に限る。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者が組合員となつた日における同法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をその者の同日における給付算定基礎額とみなす。

第四十九条の二中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改め、同条各号中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第五十条中「第一号の二」を「第二号」に改める。

第五十八条中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改める。

第六十条中「これらの規定」を「法第百三条第一項及び第百十五条第二項中「掛金等」とあり、並びに法第百十一条第二項」に改める。

附則第五条を次のように改める。

（厚生年金保険給付積立金等の運用の特例）

第五条 厚生年金保険給付積立金等の運用については、第九条の三第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる方法により行うことができるものとする。

一 第九条の三第一項各号に掲げる方法

二 不動産（あらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

三 組合に対する資金の貸付け

四 連合会の経理単位（財務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいい、第九条第三項に規定する経理を行うものを除く。）に対する資金の貸付け

附則第六条中「第十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

附則第六条の二の二中「第一号の二」を「第二号」に改める。

附則第六条の二の六中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改め、「〔退職後六月以内〕とあるのは〔特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内〕と、〔退職後出産する〕とあるのは〔特例退職組合員の資格喪失後出産する〕と、同条第三項中」を削る。

附則第六条の二の八中「これらの規定」を「法第百三条第一項及び第百十五条第二項中「掛金等」とあり、並びに法第百十一条第二項」に改める。

附則第六条の二の十から第六条の五までを削り、附則第六条の二の九を附則第六条の三とする。

附則第七条及び第七条の二を次のように改める。

（支給の繰上げの請求があつた場合における法第七十八条等の規定の適用）

第七条 法附則第十三条第一項の請求があつた場合における法第七十八条から第七十九条の二まで及び第七十九条の四の規定の適用については、法第七十八条第二項中「終身退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日（以下「繰上げ請求日」という。）から」と、「終身退職年金の給付事由が生じた日が」とあるのは「繰上げ請求日が」と、同条第三項及び第四項中「終身退職年金の給付事由が生じた日」とあり、並びに法第七十九条第二項及び第三項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日」と、同条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「繰上げ請求日の」と、法第七十九条の二第一項中「有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をする者は、当該請求と同時に」と、同条第三項及び法第七十九条の四第一項第二号中「給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日」とする。この場合において、法第七十九条の二第二項の規定は、適用しない。

（公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例）

第七条の二 法第八十四条第一項又は第九十条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第十四条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢」とする。

附則第七条の二の二から第七条の九の二までを削る。

附則第七条の九の三中「第九十九条第三項第一号」を「第九十九条第四項第一号」に、「第十二条の三第二項」を「第二十二条の三第二項」に改め、同条を附則第七条の三とする。

附則第七条の十第三項中「第十二条第三項」を「第二十二条第四項」に改め、同条第四項中「第十二条の二第二項」を「第二十二条の二第二項」に改め、同条を附則第七条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（支出費^{おん}按分率が適用される間の財政調整拠出金の額の特例等）

第七条の五 厚生年金保険法附則第二十三条の規定が適用される間における第二十六条の規定の適用については、同条中「得た」とあるのは、「得た額に、当該拠出金算定対象額に当該実施機関である連合会に係る同法附則第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八十四条の六第一項に規定する支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た」とする。

附則第八条第一項中「第十二条第三項」を「第二十二条第四項」に、「第五十二条」を「第五十一条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第一号中「、特例退職組合員及び特例継続組合員」を「及び特例退職組合員」に改め、同条第五項中「第九十九条第五項」を「第九十九条第六項」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第六項中「、継続長期組合員及び特例継続組合員」を「及び継続長期組合員」に改める。

附則第八条の二を削る。

附則第十二条から第十七条までを次のように改める。

第十二条から第十七条まで 削除

附則第十八条中「昭和三十四年改正前の施行法」を「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）第二条の規定による改正前の施行法」に改める。

附則第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除

附則第二十三条第二号中「恩給法」の下に「（大正十二年法律第四十八号）」を加える。

附則第二十七条第四項ただし書中「昭和三十七年改正前の施行法」を「昭和六十年地方の改正法第二条の規定による改正前の地方の施行法第百五十一条の規定による改正前の施行法（以下「昭和三十七年改正前の施行法」という。）」に改め、同項第一号中「、地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

附則第二十七条の四中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第二十七条の六の二から第二十七条の八までを削り、附則第二十七条の九を附則第二十七条の七とする。

附則第三十三条の六を削る。

附則第三十四条中「第十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

附則第三十四条の二中「附則第二十条の三第二項第三号二」を「附則第二十条の二第二項第三号二」に改める。

附則第三十四条の二の二第一項中「附則第二十条の三第二項第三号二」を「附則第二十条の二第二項第三号二」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第二項第四号二」を「附則第二十条の二第二項第四号二」に改める。

附則第三十四条の二の三第一項中「附則第二十条の三第一項」を「附則第二十条の二第一項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「すべ

て」を「全て」に、「長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額」を「第二号厚生年金被保険者の標準報酬月額の合計額及び当該第二号厚生年金被保険者の標準賞与額」に、「第十二条の三第三項」を「第二十二条の三第三項」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第五項の表第十一条の十第七項の項中「第十一条の十第七項」を「第二十一条の二第七項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、同表第十二条の項中「第十二条」を「第二十二条」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、同表第十二条の三の二の項中「第十二条の三の二」を「第二十三条」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同表第十三条の項中「第十三条」を「第二十五条の四」に改める。

附則第三十四条の二の四第一項中「附則第二十条の七第一項」を「附則第二十条の六第一項」に改め、同項第三号中「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の七第一項」を「附則第二十条の六第一項」に改める。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表とする。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。
(退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する基本的な指針に係る経過措置)

第二条 財務大臣は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（次項において「新国共済令」という。）第九条の二の規定の例により、同条第一項に規定する指針（以下この条において「指針」という。）を定め、これを公表することができる。

- 前項の規定により定められ、公表された指針は、施行日において新国共済令第九条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。
- 国家公務員共済組合連合会は、第一項の規定により指針が定められたときは、当該指針に適合するように国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十五条の三第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針を定めなければならない。

(219) 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年11月26日政令第392号）第34条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三十四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作为についての不服申立てであってこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(220) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成27年12月28日政令第444号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第八十四号中「旅客会社法改正法」を「平成十三年旅客会社法改正法」に改め、同項第八十六号を次のように改める。

八十六 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号。以下「平成二十七年旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（平成二十七年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間

におけるものに限る。）

第四十三条第二項第八十六号を次のように改める。

八十六 平成二十七年旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社（平成二十七年旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

附 則
(施行期日)

- この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(221) 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年1月22日政令第13号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十九 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

附 則
(施行期日)

- この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。[ただし書略]

(222) 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年3月25日政令第78号）第7条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第十九号中「独立行政法人労働者健康福祉機構（）」を「独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）第四条の規定による改正前の）」に改め、「旧労働福祉事業団」の下に「及び同法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構」を加え、同条第二項第五十六号を次のように改める。

五十六 独立行政法人労働者健康安全機構（平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構を含む。）

附則第三十三条の四中「職員で」の下に「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の」を、「おいては、」の下に「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の」を加える。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。[ただし書略]

(223) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成28年3月31日政令第129号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

(公務障害年金算定基礎額の特例)

第十五条の二の二 公務障害年金（法第八十三条第三項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金算定基礎額（法第八十四条第一項に規定する公務障害年金算定基礎額をいう。次項において同じ。）を同条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額（法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。次項、第四十六条及び第四十八条第三項において同じ。）を法第七十五条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等

年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第一項に規定する障害認定日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「障害認定日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第一項に規定する障害認定日」とする。

2 公務障害年金（法第八十三条第四項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金算定基礎額を法第八十四条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額を法第七十五条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「障害認定日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日」とする。

第十八条第三項中「規定する退職をした日」の下に「の前日」を加える。

第十八条の二第一項中「死亡した日」の下に「の前日」を加える。

第四十六条中「（法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十八条第三項において同じ。）」を削る。

附 則
（施行期日等）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令の規定〔中略〕並びに第四条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の項及び第三十条の二の規定〔中略〕は、平成二十七年十月一日から適用する。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 平成二十八年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

（224）持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年3月31日政令第180号）第9条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の四第一項第一号ロ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第十一条の三の八の次に次の一条を加える。

（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

第十一条の三の八の二 法第六十六条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額（厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十六条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）から障害手当金の額を控除した額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十六条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十六条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十六条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

第十一条の三の九第一項及び第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改め、同条第三項中「第六十六条第十項」を「第六十六条第十二項」に改め、同項の表第百条の十第二項の項中「第六十六条第九項」を「第六十六条第十一項」に改め、同表第百条の十第三項の項中「第六十六条第九項及び同条第十項」を「第六十六条第十一項及び同

条第十二項」に改める。

第十一条の四第一項中「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改め、同項第一号中「、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金」を削り、「当該給付」を「当該傷病手当金」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第六十九条第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

第四十九条の二第一号を次のように改める。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

第四十九条の二第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年）の九月三十日」に、「組合員（任意継続組合員を除く。）」を「全ての組合員の同月」に、「合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を「平均額（当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額）」に、「みなして同項の規定により求めた」を「みなしたときの」に改める。

附則第六条の二の六中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第四十九条の二の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額について適用し、施行日前に退職した任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額については、なお従前の例による。

（225）刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年4月15日政令第199号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に、「言渡し」を「言渡し」に改める。

一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二十一条の二第八項

二 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第十一条の十第八項

三 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第十一条の十第八項

附 則

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

（226）原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年9月30日政令第319号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十五 使用済燃料再処理機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十 使用済燃料再処理機構

附 則

この政令は、改正法の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

(227) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年11月28日政令第361号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百三十六 外国人技能実習機構
第四十三条第二項に次の一号を加える。
百二十一 外国人技能実習機構
附 則
この政令は、公布の日から施行する。

(228) 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成28年12月7日政令第372号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項第百十二号を次のように改める。
百十二 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧漁船保険中央会
第四十三条第二項第七十号を次のように改める。
七十 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律附則第四条第一項の規定により解散した旧漁船保険中央会
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

(229) 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成29年1月20日政令第4号）第7条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第七条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第四十三条第一項に次の一号を加える。
百三十七 株式会社日本貿易保険
第四十三条第二項に次の一号を加える。
百二十二 株式会社日本貿易保険
附 則
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(230) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成29年3月31日政令第81号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十六条において準用する同法第十九条、同法第八十条第三項及び附則第十三条第三項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項、第四十一条第二項及び第百六十条並びに同法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第三号中ロをハとし、イの次に次のように加える。
ロ コール資金の貸付け又は手形の割引
第九条の四第二号中「前条第一項第三号ロ」を「前条第一項第三号ハ」に改める。
第十九条の見出し中「第七十八条等」を「第七十六条等」に改め、同条中「おける法」の下に「第七十六条、」を、「ついては」の下に「、法第七十六条第三項中「前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「前項の申出は」と」を加え、「第七十九条の二第二項中「退職年金の支給の請求」を「第七十九条の二第一項中「有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に」に、「第八十条第一項の申出」を「有期退職年金の受給権者は」に改める。
附則第七条の見出し中「第七十八条等」を「第七十六条等」に改め、同条中「おける法」の下に「第七十六条、」を、「ついては」の下に「、法第七十六条第三項中「前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「前項の申出は」と」を加え、「附則第十三条第一項の請求をする者は、当該請求と同時に」を「有期退職年金の受給権者は」に改め、同条後段を削る。
附 則
（施行期日等）
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(231) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年3月31日政令第98号）第4条による改正

（船員保険法施行令等の一部改正）
第四条 次に掲げる政令の規定中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。
二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の四第一項
附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(232) 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年3月31日政令第129号）第2条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
附則第七条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（育児休業手当金等に対する国等の負担に関する暫定措置）」を付し、同条の次に次の一条を加える。
第七条の三の二 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における法第九十九条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、第二十二条の三第二項及び前条の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の十を乗じて得た率とする。
附 則
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(233) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年7月28日政令第213号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の三の三を削る。
第十一条の三の四の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第一項第一号中「から第十一条の三の六まで」を「、第十一条の三の五、第十一条の三の六」に、「次条第五項」を「第十一条の三の五第五項」に改め、同項第二号中「この条及び第十一条の三の六の二において」を削り、「次条第五項」を「第十一条の三の五第五項」に改め、同条第二項中「次条第五項」を「第十一条の三の五第五項」に改め、同条第五項中「この項並びに次条第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号において」を削り、同条第七項中「次条第七項」を「第十一条の三の五第七項」に改め、同条を第十一条の三の三とし、同条の次に次の一条を加える。
（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）
第十一条の三の四 高額療養費は、第一号から第六号までに掲げる金額を合算した金額（以下この項において「基準日

組合員合算額」という。)、第七号から第十二号までに掲げる金額を合算した金額(以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。))又は第十三号から第十八号までに掲げる金額を合算した金額(以下この項において「元被扶養者合算額」という。))のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、基準日組合員合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))に高額療養費按分率(同号に掲げる金額を、基準日組合員合算額で除して得た率をいう。))を乗じて得た金額、基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))に高額療養費按分率(第七号に掲げる金額を、基準日被扶養者合算額で除して得た率をいう。))を乗じて得た金額及び元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))に高額療養費按分率(第十三号に掲げる金額を、元被扶養者合算額で除して得た率をいう。))を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日組合員が基準日(計算期間(毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。))の末日をいう。以下同じ。))において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間(基準日において当該組合の組合員である者(以下この条並びに第十一条の三の六の二第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日組合員」という。))が当該組合の組合員であつた間に限る。))において、当該基準日組合員が当該組合の組合員(法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。))(法第五十九条第一項又は第二項の規定による給付に係る外来療養(以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。))を含む。))に係る次に掲げる金額の合算額(前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該基準日組合員に係る支給額を控除した金額とし、法第五十一条に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該基準日組合員に係る当該給付に相当する金額を控除した金額とする。))

イ 当該外来療養(特定給付対象療養を除く。))に係る前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額を合算した金額

ロ 当該外来療養(特定給付対象療養に限る。))について、当該外来療養を受けた者がなお負担すべき金額

二 計算期間(基準日組合員が他の組合の組合員であつた間に限る。))において、当該基準日組合員が当該他の組合の組合員(法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る前号に規定する合算額

三 計算期間(基準日組合員の被扶養者(基準日において当該組合の組合員の被扶養者である者に限る。以下この条並びに第十一条の三の六の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))、第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。))が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。))において、当該基準日組合員が当該組合の組合員の被扶養者(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

四 計算期間(基準日被扶養者が他の組合の組合員であり、かつ、基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。))において、当該基準日組合員が当該他の組合の組合員の被扶養者(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間(基準日組合員が保険者等の被保険者等であつた間に限る。))において、当該基準日組合員が当該保険者等の被保険者等(法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。))として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

六 計算期間(基準日被扶養者が保険者等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。))の被保険者等(後期高齢者医療の被保険者を除く。))であり、かつ、基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。))において、当該基準日組合員が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。))として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

七 計算期間(基準日組合員が当該組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員の被扶養者(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

八 計算期間(基準日組合員が他の組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者が当該他の組合の組合員の被扶養者(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

九 計算期間(基準日被扶養者が当該組合の組合員であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員(法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

十 計算期間(基準日被扶養者が他の組合の組合員であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者が当該他の組合の組合員(法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間(基準日組合員が保険者等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。))の被保険者等(後期高齢者医療の被保険者を除く。))であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者等であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。))として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

十二 計算期間(基準日被扶養者が保険者等の被保険者等であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者が当該保険者等の被保険者等(法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。))として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

十三 計算期間(基準日組合員が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者であつた者(基準日被扶養者を除く。))が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。))において、当該基準日組合員の被扶養者であつた者(基準日被扶養者を除く。))が当該組合の組合員の被扶養者(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

十四 計算期間(基準日組合員が他の組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者であつた者(基準日被扶養者を除く。))が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。))において、当該基準日組合員の被扶養者であつた者(基準日被扶養者を除く。))が当該他の組合の組合員の被扶養者(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

十五 計算期間(基準日被扶養者が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者(基準日組合員を除く。))が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者(基準日組合員を除く。))が当該組合の組合員の被扶養者(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

十六 計算期間(基準日被扶養者が他の組合の組合員であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者(基準日組合員を除く。))が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者(基準日組合員を除く。))が当該他の組合の組合員の被扶養者(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。))として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。))に係る第一号に規定する合算額

十七 計算期間(基準日組合員が保険者等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。))の被保険者等(後期高齢者医療の被保険者を除く。))であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者等であつた者(基準日被扶養者を除く。))が当該基準日組合員の被扶養者等であつた間に限る。))において、当該基準日組合員の被扶養者等であつた者(基準日被扶養者を除く。))が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。))として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

十八 計算期間(基準日被扶養者が保険者等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。))の被保険者等(後期高齢者医療の被保険者を除く。))であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者(基準日組合員を除く。))が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。))において、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者(基準日組合員を除く。))が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等(法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。))として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

2 前項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者(基準日被扶養者に限る。))に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは「第三号」と、「(第七号)」とあるのは「(第九号)」と、「(第十三号)」とあるのは「(第十五号)」と、同項ただし書中「第五十五条第二項第三号」とあるのは「第五十七条第二項第一号二」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同号に掲げる	第二号に掲げる金額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（第三項に規定する者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該第三項に規定する者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第二号に規定する外来療養に係る
	第七号に掲げる	第八号に掲げる金額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、第三号に規定する基準日被扶養者が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第八号に規定する外来療養に係る
	第十三号に掲げる	第十四号に掲げる金額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十四号に規定する外来療養に係る
第一項ただし書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	の末日
第一項第一号	において当該	において他の
	）が当該組合	）が当該他の組合（以下この項において「基準日組合」という。）
	組合の組合員（	基準日組合の組合員（
第一項第二号	他の	基準日組合以外の
第一項第三号	において当該組合	において基準日組合
	が当該組合	が当該基準日組合
第一項第四号	他の	基準日組合以外の
第一項第七号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第八号	他の	基準日組合以外の
第一項第九号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員（	基準日組合の組合員（
第一項第十号	他の	基準日組合以外の
第一項第十三号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十四号	他の	基準日組合以外の
第一項第十五号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十六号	他の	基準日組合以外の

4 第一項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同号に掲げる	第四号に掲げる金額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（第四項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、第一号に規定する基準日組合員が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第四号に規定する外来療養に係る
	第七号に掲げる	第十号に掲げる金額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該第四項に規定する者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十号に規定する外来療養に係る
	第十三号に掲げる	第十六号に掲げる金額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日組合員を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日組合員を除く。）が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十六号に規定する外来療養に係る
第一項ただし書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	の末日
	第五十五条第二項第三号	第五十七条第二項第一号二
第一項第一号	において当該	において他の
	）が当該組合	）が当該他の組合（以下この項において「基準日組合」という。）
	組合の組合員（	基準日組合の組合員（
第一項第二号	他の	基準日組合以外の
第一項第三号	において当該組合	において基準日組合
	が当該組合	が当該基準日組合
第一項第四号	他の	基準日組合以外の
第一項第七号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第八号	他の	基準日組合以外の
第一項第九号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員（	基準日組合の組合員（
第一項第十号	他の	基準日組合以外の
第一項第十三号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十四号	他の	基準日組合以外の
第一項第十五号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十六号	他の	基準日組合以外の

5 計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（第九項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて組合員又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日被保険者等」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる金額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日被保険者等が基準日において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

基準日被保険者等を基準日組員と、基準日被扶養者等（基準日において当該基準日被保険者等の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号から第六号までに掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日被保険者等合算額」という。）	基準日被保険者等合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	基準日被保険者等合算額のうち、基準日被保険者等を基準日組員と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる金額に相当する金額を、基準日被保険者等合算額で除して得た率
基準日被保険者等を基準日組員と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第七号から第十二号までに掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日被扶養者等合算額」という。）	基準日被扶養者等合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	基準日被扶養者等合算額のうち、基準日被保険者等を基準日組員と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる金額に相当する金額を、基準日被扶養者等合算額で除して得た率
基準日被保険者等を基準日組員と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第十三号から第十八号までに掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「元被扶養者合算額」という。）	元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	元被扶養者合算額のうち、基準日被保険者等を基準日組員と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第十三号に掲げる金額に相当する金額を、元被扶養者合算額で除して得た率

- 6 前項の規定は、計算期間において当該組合の組員であつた者（基準日において保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第五十五条第二項第三号」とあるのは「第五十七条第二項第一号二」と、同項の表中「を基準日組員と、基準日被扶養者等（」とあるのは「（基準日において保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日組員と、基準日被扶養者等（」と、「第一項第一号に」とあるのは「第一項第三号に」と、「第一項第七号に」とあるのは「第一項第九号に」と、「第一項第十三号に」とあるのは「第一項第十五号に」と読み替えるものとする。
- 7 計算期間において当該組合の組員であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。以下この項において「基準日後期高齢者医療被保険者」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる金額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日後期高齢者医療被保険者が基準日において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

基準日後期高齢者医療被保険者を基準日組員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者（基準日において当該基準日後期高齢者医療被保険者と同じ世帯に属する当該基準日後期高齢者医療被保険者以外の後期高齢者医療の被保険者をいう。以下この表において同じ。）を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号から第六号までに掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者合算額」という。）	基準日後期高齢者医療被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	基準日後期高齢者医療被保険者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日組員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる金額に相当する金額を、基準日後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率
基準日後期高齢者医療被保険者を基準日組員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第七号から第十二号までに掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額」という。）	基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日組員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる金額に相当する金額を、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率

基準日後期高齢者医療被保険者を基準日組員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第十三号から第十八号までに掲げる金額に相当する金額を合算した金額（以下この表において「元被扶養者合算額」という。）	元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額	元被扶養者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日組員と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日被扶養者とそれぞれみなして財務省令で定めるところにより算定した第一項第十三号に掲げる金額に相当する金額を、元被扶養者合算額で除して得た率

- 8 第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「保険者等」とは、地方の組合、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者（第十一条の三の六の三第五項において「日雇特例被保険者」という。）の保険を除く。）の保険者としての全国健康保険協会、健康保険組合、同法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合をいう。
- 9 第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被保険者等」とは、地方の組合の組員、私学共済制度の加入者（法第五十五条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ。）、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。
- 10 第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被扶養者等」とは、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、健康保険法若しくは船員保険法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。
- 第十一条の三の五第一項中「前条第一項の」を「第十一条の三の三第一項の」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「前条第一項第一号」を「第十一条の三の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第二項の」を「第十一条の三の三第二項の」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「前条第二項第一号」を「第十一条の三の三第二項第一号」に改め、同条第三項中「前条第三項の」を「第十一条の三の三第三項の」に改め、同項第一号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第二号中「前条第三項第一号」を「第十一条の三の三第三項第一号」に改め、同条第四項中「前条第四項の」を「第十一条の三の三第四項の」に改め、同項第一号中「二万二千二百円」を「二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」に改め、同項第二号中「前条第四項」を「第十一条の三の三第四項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第十一条の三の三第五項」に改め、同項第一号中「一万二千円」を「一万四千元」に改め、同項第二号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第六項中「前条第六項」を「第十一条の三の三第六項」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号イ」を「第十一条の三の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に、「二万二千二百円」を「二万八千八百円」に改め、同項第三号中「一万二千円」を「一万四千元」に、「六千元」を「七千元」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「第十一条の三の三第七項」に改め、同項第一号イからハまでの規定中「前条第一項第一号イ」を「第十一条の三の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号イ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に、「二万二千二百円」を「二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。」に改め、同号ロ中「前条第一項第一号イ」を「第十一条の三の三第一項第一号イ」に改め、同項第三号イ中「一万二千円」を「一万四千元」に改め、同号ロ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第八項中「前条第八項」を「第十一条の三の三第八項」に改め、同条第九項中「前条第九項」を「第十一条の三の三第九項」に改め、同条に次の一項を加える。
- 10 前条第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第七項の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千元とする。
- 第十一条の三の六第一項中「、第十一条の三の四第一項」を「、第十一条の三の三第一項」に改め、同項第一号中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同項第二号中「第十一条の三の四第三項」を「第十一条の三の三第三項」に改め、同号イ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第三号中「第十一条の三の四第四項」を「第十一条の三の三第四項」に改め、同号イ中「二万二千二百円」を「二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円

とする。」に改め、同項第四号中「第十一条の三の四第五項」を「第十一条の三の三第五項」に改め、同号イ中「一万二千円」を「一万四千元」に改め、同号ロ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に、「第十一条の三の四第二項」を「第十一条の三の三第二項」に改め、同条第六項中「第十一条の三の四第八項」を「第十一条の三の三第八項」に、「第十一条の三の四第六項」を「第十一条の三の三第六項」に改め、同条第七項中「第十一条の三の四第六項」を「第十一条の三の三第六項」に改め、同条第八項中「第十一条の三の四第八項」を「第十一条の三の三第八項」に、「第十一条の三の四第六項」を「第十一条の三の三第六項」に改め、同条第九項及び第十項中「第十一条の三の四第六項」を「第十一条の三の三第六項」に改め、同条第十一項中「第十一条の三の四」を「第十一条の三の三」に改め、「から」及び「」、「当該法第六十三条第一項第五号」とあるのは「当該同法第五十四条第一項第五号」とを削り、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十一条の三の四、前条」を「前三条」に、「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。第十一条の三の六の四第一項において同じ。）とならない場合その他財務省令で定める場合における第十一条の三の四の規定による高額療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該財務省令で定める場合にあっては、財務省令で定める日）を基準日とみなして、同条及び前条第十項の規定を適用する。

第十一条の三の六の二第一項中「場合に第一号に規定する」を「場合に」に、「(同号)を」を「(第一号)に改め、同項第一号中「前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間（以下この条及び第十一条の三の六の四第一項において「計算期間」という。）」を「計算期間」に、「組合の組合員（計算期間の末日（以下「基準日」という。）において当該組合の組合員である者に限る。以下この条において「基準日組合員」という。）を「基準日組合員」に、「当該基準日組合員」を「当該組合の組合員」に、「第十一条の三の四第一項から第五項まで」を「第十一条の三の三第一項から第五項まで又は第十一条の三の四」に改め、同号イ及びロ中「第十一条の三の四第一項第一号イ」を「第十一条の三の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「(前号に規定する組合以外の組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、同項第三号中「基準日組合員の被扶養者（基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項第五号中「地方の組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。次条第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者」を「第十一条の三の四第九項に規定する被保険者等」に、「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）、私立学校教職員共済法、健康保険法若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者」を「同条第十項に規定する被扶養者等」に改め、「の合算額」を削り、同条第三項中「である者」を削り、「(同号)を」を「(第一号)に改め、「金額」を削り、「(、同号)を」を「同項ただし書中「同号」に、「第一号」を「第一号」と、前項中「前項第一号に」とあるのは「前項第三号に」に改め、同条第四項中「(同号)を」を「(第一号)に、「(が受けた療養（同号)を」を「(が受けた療養（第一号)に、「(、組合」とあるのは「(、他の組合」と、「(において当該組合」とあるのは「(において当該他の組合」と、「(における他の組合」とあるのは「(における他の組合以外の組合」と、「組合以外の組合」とあるのは「他の組合以外の組合」と、「(における当該組合」とあるのは「(における当該他の組合」を「同項第一号中「基準日組合員」とあるのは「他の組合の組合員（基準日において当該他の組合の組合員である者に限る。以下この項及び次項において「基準日組合員」という。））」と、「組合の」とあるのは「他の組合（以下この項において「基準日組合」という。）の」と、同項第二号中「他の」とあるのは「基準日組合以外の」と、同項第三号中「基準日被扶養者が計算期間」とあるのは「基準日組合員の被扶養者（基準日において基準日組合の組合員の被扶養者である者に限る。以下この項において「基準日被扶養者」という。）が計算期間」と、「組合の」とあるのは「基準日組合の」と、同項第四号中「他の」とあるのは「基準日組合以外の」に改め、「第四項において準用する」を削り、同条第五項中「被保険者等である者（基準日において」を「被保険者等（」に、「である者を除く。以下この項において同じ。）」を「を除く。）である者」に改める。

第十一条の三の六の三第三項及び第四項中「読み替えて」を削り、同条第五項の表中「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「私学共済制度の加入者」に改め、「健康保険法第三条第二項に規定する」及び「(以下この項において「日雇特例被保険者」という。）」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に、「当該世帯主等」及び「当該者」を「当該国民健康保険の世帯主等」に改める。

第十一条の三の六の四第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者」を「医療保険加入者」に改め、同条第二項中「第十一条の三の六の二、

前条」を「前二条」に改める。

第三十四条第一項中「第十一条の三の四及び第十一条の三の五」を「第十一条の三の三から第十一条の三の五まで」に、「第十一条の三の四第一項第一号」を「第十一条の三の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条の三の四及び第十一条の三の五」を「第十一条の三の三から第十一条の三の五まで」に改める。

附則第三十四条の四中「第十一条の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、」を削り、「あつて」を「あつて、」に、「第十一条の三の四第六項」を「第十一条の三の三第六項」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 新国共済令第十一条の三の六第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは、「喪失した日」とする。

第九条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(234) 農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年10月25日政令第264号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十八 農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。)

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(235) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年3月22日政令第55号）第3条による改正

(健康保険法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三十四条

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

(236) 国家公務員共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成30年3月30日政令第117号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三十六条において準用する同法第十九条、同法附則第十四条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる有価証券若しくは有価証券とみなされる権利又はこれらに係る標準物（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び第三項において「標準物」という。）の売買（デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

- イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）
- ロ イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ハ 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下このハにおいて同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの
- (1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社の設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分
- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分
- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券（次に掲げるものに限る。）
- （イ） 金融商品取引法第二条第一項第六号に掲げる出資証券
- （ii） 金融商品取引法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券
- （iii） 金融商品取引法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券及び新優先出資引受権を表示する証券
- （iv） 金融商品取引法第二条第一項第九号及び（i）から（iii）までに掲げる有価証券並びに（v）に掲げる権利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券及び証書
- （v） （i）から（iii）までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- (4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第十一号に規定する外国法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券（(3)（i）から（v）までに掲げるものに限る。）並びに外国法人の持分並びにこれらに類似するもの

第九条の三第一項第三号イ中「第八号」を「第九号」に改め、同項第六号中「付与」の下に「（第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）」を加え、同項第七号中「（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）」を削り、「」の売買」の下に「（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）」を加え、同項第八号中「（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）」を削り、「をいう」を「をいい、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に係る権利を除く」に改め、「付与」の下に「（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロ、第四号ロ及び第五号（同項第三号ロに掲げる取引に類似する取引に係るものに限る。）に掲げる取引のうち、同法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（株式に係るものに限る。）に係るものの売買（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

第九条の三第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ及びロ」に改め、「有価証券」の下に「又は有価証券とみなされる権利」を、「国債証券」の下に「、国債証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの」を加え、「においては」を「には」に改める。

附則第七条の二中「とする」を「とし、その者が昭和三十六年四月二日以後に生まれた者である場合における同条の規定の適用については、同条中「〔六十歳〕と、第八十四条第一項及び第九十条第一項中「〔六十歳〕とあるのは「五十九歳」とあるのは、「〔六十歳〕とする」に改める。

附 則
（施行期日等）

- 1 この政令は、平成三十年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第七条の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（237）**地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年3月31日政令第126号）第3条による改正**

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十九 地方税共同機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十三 地方税共同機構

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（238）**健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年7月13日政令第210号）第3条による改正**

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の三第五項中「又はその被扶養者が療養」を「（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）又はその被扶養者が療養」に改める。

第十一条の三の五第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十二条第三項第四号」を「第四十二条第三項第六号」に改め、「第二号」の下に「〔から第四号まで〕」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は第五十七条第二項第一号ニ」を削り、「適用される者」の下に「であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円未満の組合員又はその被扶養者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員又はその被扶養者 二十五万二千六百円と、第十一条の三の三第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者 十六万七千四百円と、第十一条の三の三第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一条の三の五第四項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき

財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十一条の三の五第五項中「金額とする。」を「金額」に改め、同項第一号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第三号中「一万四千円」を「一万八千円」に、「七千円」を「九千円」に改め、同条第七項第二号中「二まで」を「へまで」に改め、同号二中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第三項第二号」を「第三項第四号」に、「このロ」を「このニ」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五十円）とする。

ハ 第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第十一条の三の五第七項第三号中「からへまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第八項中「金額とする。」を「金額」に改め、同条第九項中「金額とする。」を「金額」に改め、同項第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改める。

第十一条の三の六第一項第二号中「イから二まで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「二まで」を「へまで」に改め、同号二中「前条第三項第四号」を「前条第三項第六号」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一条の三の六第一項第三号中「イから二まで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「二まで」を「へまで」に改め、同号二中「前条第四項第四号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「前条第四項第三号」を「前

条第四項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第四項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

ハ 前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十一条の三の六第一項第四号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第十一条の三の六の三第一項第五号中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十三条の三第二項第四号」を「第四十三条の三第二項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者」を「第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円未満のもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上のもの 二百十二万円

三 第三号適用者であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの 百四十一万円

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則〔中略〕第七条〔中略〕の規定は、公布の日から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第七条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下この条及び附則第十八条において「新国共済令」という。）第十一条の三の六第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による組合（国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合をいう。）の認定は、施行日前においても、新国共済令の規定の例によりすることができる。

(239) 産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年9月21日政令第265号）第6条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百九号を次のように改める。

百九 株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第二条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）

第四十三条第二項第百八号を次のように改める。

百八 株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の産業競争力強化法第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）

附 則
(施行期日)
1 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

(240) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成31年3月20日政令第40号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
附則第三十四条の二の三第二項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に、「〔管理機構〕を」「〔管理・支援機構〕に」、「管理機構の」を「管理・支援機構の」に改め、同条第三項及び第四項中「管理機構」を「管理・支援機構」に改める。
附 則
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(241) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年4月5日政令第146号）第4条による改正
注 この一部改正規定は、令和2年3月31日政令第138号第5条により改正された

(国家公務員共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)
第四条 次に掲げる政令の規定中「及び特例年金給付（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち退職又は老齢を給付事由とするもの」を削る。
一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）第十一条の三の九第二項第七号
附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十年改正法の施行の日（平成三十二年四月一日）から施行する。

(242) 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年3月31日政令第138号）第2条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
第二条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
附則第七条の三の二中「平成三十一年度」を「令和三年度」に改める。
附則第三十四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正)
第五条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。
附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。
附 則
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(243) 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（令和2年8月14日政令第247号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第四十条第四項、同法第四十一条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第百二十六条の七の規定に基づき、この政令を制定する。
国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第十一条の二の二を第十一条の二の四とし、第十一条の二を第十一条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(退職等年金給付に係る標準期末手当等の額の最高限度額の特例)
第十一条の二の三 法第四十一条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める金額は、百五十万円とする。
第十一条の次に次の一条を加える。
(退職等年金給付に係る標準報酬の区分の特例)
第十一条の二 法第四十条第四項の規定による改定後の標準報酬の区分については、同条第一項の表中「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

」とあるのは、「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上

」と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。
附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、令和二年九月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この政令の施行の日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、同日まで引き続きその資格を有する者(国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。)のうち、令和二年九月の標準報酬（同法第四十条第一項に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の月額が六十二万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が六十三万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額をこの政令による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の二の規定により読み替えて適用する同法第四十条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、同日において国家公務員共済組合が改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、令和二年九月から令和三年八月までの各月の標準報酬とする。

(244) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和3年3月31日政令第103号）

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十一条第一項、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項、第三十七条第一項、第四十六条第一項、第四十九条第四号及び第百六十条、同法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の三の規定に基づき、この政令を制定する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第二十二条第一項中「国等（同項に規定する国等をいう。以下同じ。）」を「国」に改める。
第二十二条の三の見出し中「国等」を「国」に改め、同条第一項中「国等」を「国」に、「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額」を「当該事業年度において組合ごとにその組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「国等」を「国」に、「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を「当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する」に改め、同項各号を削る。
第二十五条の三の見出し中「国等」を「国」に改め、同条第四項を削る。
第四十四条の五第四項中「、第二十二条の三」及び「、第二十五条の三」を削り、同項の表第二十二条の三第一項の項、第二十二条の三第三項の項及び第二十五条の三第四項の項を削る。
附則第七条の三の前の見出し中「国等」を「国」に改める。
附則第三十四条の二の三第一項中「第五項」を「次項」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項の表第二十二条の項を削り、同項を同条第二項とする。

- 附 則
(施行期日)
- 第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 第二条 第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（以下この条において「改正前国共済法施行令」という。）第二十五条の三第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第二項の規定により独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局が当該職員である組合員が属する組合に払い込んだ金額と年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「令和二年改正法」という。）第十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「改正前国共済法」という。）第九十九条第四項各号の規定により独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。
- 2 改正前国共済法施行令第四十四条の五第四項の規定により読み替えて適用する改正前国共済法施行令第二十五条の三第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第二項の規定により独立行政法人国立病院機構が当該職員である組合員が属する組合に払い込んだ金額と第三条の規定による改正前の平成二十七年経過措置政令第百四十九条第一項の規定により読み替えて適用する改正前国共済法第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する改正前国共済法第九十九条第四項各号の規定により独立行政法人国立病院機構が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。
- 3 改正前国共済法施行令附則第三十四条の二の三第三項の規定により独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下この項において「管理・支援機構」という。）が日本郵政共済組合に払い込んだ金額と改正前国共済法附則第二十条の二第四項の規定により読み替えて適用する改正前国共済法第九十九条第四項（第一号を除く。）の規定により管理・支援機構が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。

(245) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年8月4日政令第222号）による改正

- 次に掲げる政令の規定中「四十万四千円」を「四十万八千円」に改める。
- 三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の七
- 附 則
(施行期日)
- 1 この政令は、令和四年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の日前の出産に係る〔中略〕国家公務員共済組合法〔中略〕の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

(246) 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（令和3年12月3日政令第321号）

- 内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十六条の五第二項及び第二百二十六条の七の規定に基づき、この政令を制定する。
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
- 第四十九条の二に次の一項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超える任意継続組合員について、当該任意継続組合員の属する組合の定款で定めるところにより、同項第一号に掲げる額（当該組合が同項第二号に掲げる額を超え同項第一号に掲げる額未満の範囲内においてその定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額を法第四十条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額）をその者の標準報酬の月額とし、その額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつてその者の標準報酬の日額とすることができる。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この政令は、令和四年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令による改正後の国家公務員共済組合法施行令第四十九条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に国家公務員共済組合法第三十七条第二項の規定により組合員の資格を喪失した者について適用し、同日前に同項の規定により組合員の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

(247) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和4年3月25日政令第118号）

- 内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十三条の二第一項ただし書、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第三十三条第十五項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
- (国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
- 第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
- 第六十条及び附則第六条の二の八中「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に改める。
- 附則第七条の三の二の次に次の一条を加える。
- (一時金の請求ができない事由となる受給権を有したことの有的給付)
- 第七条の三の三 法附則第十三条の二第一項ただし書に規定する政令で定める給付は、平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に定める場合に該当するときに支給を受けることができる同号に規定する給付とする。
- 附 則
(施行期日)
- 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(248) 国家公務員法等の一部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和4年3月30日政令第128号）第5条による改正

- (国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
- 第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
- 第五条第三項中「掲げる給与」を「定める給与」に改め、同項第六号中「第九条」を「附則第三条」に改める。
- 第二十一条の二第一項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第二号中「(国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（国家公務員退職手当法の規定による退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた組合員を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)」を削り、同項第四号中「対象となる」の下に「国家公務員退職手当法の規定による」を加え、「(当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)」を削り、同条第五項中「同号及び」を「同項第三号に規定する停職の期間の日数又は」に改め、「若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の日数」を削る。
- (暫定再任用職員等である組合員又は組合員であつた者に対する国家公務員共済組合法施行令の適用に関する経過措置)
- 第十一条 国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）又はこれに相当する職員（次項において「暫定再任用職員等」という。）である組合員（国家公務員共済組合の組合員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）又は組合員であつた者に対する国家公務員共済組合法施行令第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項第二号中「月数が」とあるのは「月数（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「暫定再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（国家公務員退職手当法の規定による退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に当該暫定再任用職員等となつた組合員を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員とし

ての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が」と、同項第四号中「国家公務員退職手当法の規定による退職手当又は」とあるのは「退職手当又は」と、「月数が」とあるのは「月数(当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に暫定再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が」と、同条第五項中「同項第三号に規定する停職の期間の日数又は」とあるのは「同号及び」と、「月数は」とあるのは「月数若しくは暫定再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の期間の日数は」とする。

2 前項の場合において、暫定再任用職員等である組合員又は組合員であつた者が改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員(附則第三条において「旧再任用職員等」という。)である組合員であつた者に該当するときは、前項中「令和三年法律第六十一号」とあるのは「令和三年法律第六十一号。以下この号において「令和三年国家公務員法等改正法」という。｣と、「翌日に」とあるのは「翌日に令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員(以下この号及び第四号において「旧再任用職員等」という。)となり、当該旧再任用職員等でなくなつた日又はその翌日に」と、「と暫定再任用職員等」とあるのは「」、旧再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数及び暫定再任用職員等」と、「月数とを」とあるのは「月数を」と、「以後に」とあるのは「以後に旧再任用職員等である組合員及び」と、「月数若しくは」とあるのは「月数、旧再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数若しくは」とする。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令及び平成二十七年国共済経過措置政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 旧再任用職員等である組合員であつた者(第十一条の規定の適用を受ける者を除く。)に対する第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第二十一条の二並びに第十条の規定による改正前の平成二十七年国共済経過措置政令第八条第二項及び第十五条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

(249) 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年3月31日政令第171号) 第2条による改正

(国家公務員共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。

一 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)附則第七条の三の二

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。[ただし書略]

(250) 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年6月16日政令第218号) 第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十 福島国際研究教育機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十四 福島国際研究教育機構

附 則

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。

(251) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年6月24日政令第238号) 第4条による改正

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十一 株式会社脱炭素化支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十五 株式会社脱炭素化支援機構

附 則

(施行期日)

1 この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第六十号)の施行の日(令和四年七月一日)から施行する。

(252) 国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和4年8月3日政令第265号)

内閣は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第一号、第四十条第四項、第七十二条第二項第三号及び第四号、百二条第四項、第二百二十四条の三、第二百五条並びに第二百六条第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第一項及び第四項、第二十条の六第一項並びに第二十条の十二、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十六条第十一項及び第六十条並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)附則第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方の組合」の下に「、「私学共済制度の加入者」」を、「、地方の組合」の下に「、「私学共済制度の加入者」」を加える。

第二条第一項中「次に掲げる者」の下に「(二月以内の期間を定めて使用される者であつて財務大臣が定めるものを除く。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第七号から第九号までに掲げる者にあつては、地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

第二条第一項第七号中「勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」が引き続き十二月を超えるに至つたもので、そのを超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間」を「勤務時間」に改め、同項に次の二号を加える。

ハ 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常勤職員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

九 前各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。)について、法第四十条第八項及びこの政令第十一条の二の二の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の財務省令で定める者でないこと。

第二条第二項第一号中「臨時的に任用された者」を「臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて財務大臣が定めるもの

ロ 地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

第二条第二項第二号中「臨時的に任用された者」を「臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて財務大臣が定めるもの

ロ 地方の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

第二条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第一号又は前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、

同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 国家公務員法第八十一条の四第一項その他財務省令で定める規定により二月以内の期間を定めて採用された者であつて財務大臣が定めるもの

第十一条の二中「第三〇級」を「第三一級」に、「第三一級」を「第三二級」に改める。

第十一条の三の四第九項中「(法第五十五条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ。)」を削る。

第十二条中「第七十二条第二項に」を「第七十二条第二項（第三号及び第四号を除く。）に」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 法第七十二条第二項第三号に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、第二条第一項第七号に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者とする。

- 3 法第七十二条第二項第四号に規定する臨時に使用される職員その他の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

- 一 国家公務員法第六十条第一項の規定により臨時的に任用された者

- 二 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第七条第一項の規定により臨時的に任用された者

三 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で前二号に掲げる者に準ずるもの第二十五条の四第二項中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削る。第四十四条の五第一項中「若しくは第四号の六」を「、第四号の六若しくは第七号から第九号まで」に改め、同条第二項中「第二条第二項第一号、第二号若しくは第四号」を「第二条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改め、同条第四項中「第十一条、」を「第十一条、第十二条第二項及び第三項、」に、「第二十三条及び」を「第二十三条並びに」に改め、同項の表第十一条第一項の項の次に次のように加える。

第十二条第二項	に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第十二条第三項	次に掲げる者	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者

第四十五条の見出し中「報酬等」を「取扱い」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「次項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第二百五条に規定する組合に使用される者であつて職員に準ずるものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第一号並びにこの政令第二条第一項及び第二項の規定に準じて組合の運営規則で定める者とする。

第四十五条に次の一項を加える。

- 4 組合職員について法の規定を適用する場合における第十二条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第二項	に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第十二条第三項	次に掲げる者	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者

第四十五条の二第三項中「第二十一条の二第七項及び」を「第十二条第二項及び第三項、第二十一条の二第七項並びに」に、「同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、行政執行法人」とあるのは「連合会」を「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

れ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第十二条第二項	に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第十二条第三項	次に掲げる者	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第二十一条の二第七項	各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」	連合会の理事長
第二十五条の四	国、行政執行法人	連合会

第四十五条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第二百六条第一項に規定する連合会の役員及び連合会に使用される者であつて、職員に準ずるものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第一号並びにこの政令第二条第一項及び第二項の規定に準じて法第二百六条第一項の規定により設けられた共済組合の運営規則で定める者とする。

附則第三十四条の二の三の見出し中「取扱い等」を「取扱い」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項の表第二十一条の二第七項の項の前に次のように加える。

第十二条第二項	に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第十二条第三項	次に掲げる者	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者

附則第三十四条の二の三第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法附則第二十条の二第一項に規定する郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者であつて、職員に準ずるものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第一号並びにこの政令第二条第一項及び第二項の規定に準じて日本郵政共済組合の運営規則で定める者とする。

附則第三十四条の二の五の見出し中「報酬等」を「取扱い」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法附則第二十条の六第一項に規定する職員に相当する者として政令で定める者は、法第二条第一項第一号並びにこの政令第二条第一項及び第二項の規定に準じて日本郵政共済組合の運営規則で定める者とする。

附則第三十四条の二の五に次の一項を加える。

- 3 適用法人に使用される者である日本郵政共済組合の組合員について法の規定を適用する場合における第十二条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第二項	に掲げる者（常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、同項第八号に掲げる者又は同項第九号に掲げる者	から第九号までに掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者
第十二条第三項	次に掲げる者	次に掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 国家公務員共済組合法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項並びに第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「新国共済令」という。）第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号、第二号及び第四号（第一号又は第二号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）において同法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）の組合員の資格を取得した者（同法第二条第一項第七号に掲げる各省各庁（以下「各省各庁」という。）又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）に所属している者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第五項、第六十七条第三項又は第百二十六条の五第一項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった間、当該組合の組合員であったものとみなす。

2 施行日前に組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合員の資格を有する者（各省各庁又は行政執行法人に所属している者に限る。）については、新国共済令第二条第二項（第三号及び第四号（第三号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以降引き続き施行日において所属していた各省各庁又は行政執行法人に所属している間は、適用しない。

第三条 当分の間、特定法人以外の行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（新国共済令第二条第一項第九号に掲げる者をいう。以下同じ。）については、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該行政執行法人の職員をもって組織する組合の組合員としない。

2 特定法人に該当しなくなった行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該行政執行法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、当該行政執行法人の職員をもって組織する組合に特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

4 特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する行政執行法人を含む。）以外の行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該行政執行法人に使用される二分の一以上同意対象者（組合員及び特定四分の三未満短時間勤務者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該行政執行法人に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該行政執行法人に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

5 前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間勤務者についての国家公務員共済組合法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）附則第三条第四項の申出が受理された日」とする。

6 第四項の申出をした行政執行法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該行政執行法人が特定法人に該当する場合は、この限りでない。

一 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該行政執行法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

7 前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が

受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

8 この条において「特定法人」とは、行政執行法人であって、当該行政執行法人に使用される特定勤務者（七十歳未満の者のうち、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に掲げる職員（前条第二項の規定により新国共済令第二条第二項の規定が適用されない者を含む。）であって、特定四分の三未満短時間勤務者以外のものをいう。）の総数が常時百人を超えるものをいう。

第四条 附則第二条第一項の規定は、新国共済令第四十四条の五第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項又は附則第三十四条の二の三第一項若しくは第三十四条の二の五第一項の規定により新国共済令第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）の規定に準じて国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合（同法第百二十六条第二項及び附則第二十条の二第四項の規定により組合とみなされたものを含む。以下「組合」という。）の運営規則で定める者について準用する。この場合において、附則第二条第一項の規定中「規定により」とあるのは、「規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める規定により」と読み替えるものとする。

2 附則第二条第二項の規定は、法人等（組合、国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する連合会、同法第三十一条第一号に規定する国立大学法人等、同法第百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち同法別表第二に掲げるもの、同法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。以下同じ。）の職員であって、施行日前に組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合の組合員の資格を有するものについて準用する。この場合において、附則第二条第二項の規定中「第三号及び第四号（第三号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の」とあるのは「第三号に係る部分に限る。）の規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める」と、「所属していた各省各庁又は行政執行法人」とあるのは「所属していた法人等（組合、国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する連合会、同法第三十一条第一号に規定する国立大学法人等、同法第百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち同法別表第二に掲げるもの、同法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。）」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法人等に使用される者について準用する。この場合において、同条第一項の規定中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として組合の運営規則で定める者」と、同条第八項の規定中「前条第二項」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「第二条第二項の」とあるのは「第二条第二項の規定に準ずるものとして組合の運営規則で定める」と読み替えるものとする。

（253）安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（令和4年11月11日政令第348号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第三十四号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に、「を含む」を「並びに安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）第三条の規定による改正前の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第二条の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を含む」に改め、同条第二項第五十九号を次のように改める。

五十九 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第二条の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を含む。）

附 則

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

（254）健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年2月1日政令第23号）による改正

次に掲げる政令の規定中「四十万八千円」を「四十八万八千円」に改める。

三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の七

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

- (経過措置)
- 2 この政令の施行の日前の出産に係る〔中略〕国家公務員共済組合法〔中略〕の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。
- 2 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条のうち、国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に一号を加える改正規定中「百四十二」を「百四十三」に改め、同条第二項に一号を加える改正規定中「百二十六」を「百二十七」に改める。

(255) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和5年3月30日政令第119号）

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第一号及び第八十条第五項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第三十三条第十五項及び第三十三条の二第二項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「国家公務員法第八十一条の四第一項」を「国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項」に改める。

第十九条中「申出を」を「申出（同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）を」に改める。

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(256) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和5年12月27日政令第379号）附則第4条による改正

注 この政令は、令和6年1月30日政令第22号附則第2項により一部改正された

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。
百四十二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構
第四十三条第二項に次の一号を加える。
百二十六 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

(257) 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年1月30日政令第22号）第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。
百四十二 金融経済教育推進機構
第四十三条第二項に次の一号を加える。
百二十六 金融経済教育推進機構

附 則
（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令の一部改正）

（七）国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年10月11日大蔵省令第54号）

…平成11年4月1日現在

国家公務員共済組合法の規定に基づき、及び同法を実施するため、国家公務員共済組合法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 組合

第一節 運営規則（第三条）

第二節 財務

- 第一款 通則（第四条―第八条）
- 第二款 資産管理（第九条―第十五条）
- 第三款 出納職員（第十六条―第二十一条）
- 第四款 事業計画及び予算（第二十二条―第二十四条）
- 第五款 契約（第二十五条―第三十二条）
- 第六款 出納（第三十三条―第五十一条）
- 第七款 経理

- 第一目 通則（第五十二条―第五十五条）
- 第二目 伝票、帳簿及び出納計算表（第五十六条―第六十条）
- 第三目 決算（第六十一条―第八十四条）

第三章 連合会（第八十五条―第八十六条）

第四章 組合員（第八十七条―第九十五条）

第五章 給付

- 第一節 通則（第九十六条―第九十八条の二）
- 第二節 短期給付（第九十九条―第一百十三条の四）
- 第三節 長期給付

- 第一款 退職共済年金（第百十四条―第百十四条の十二）
- 第二款 障害共済年金及び障害一時金（第百十四条の十三―第百十四条の二十五）
- 第三款 遺族共済年金（第百十四条の二十六―第百十四条の三十二）
- 第四款 遺族の範囲の特例等（第百十四条の三十三―第百十四条の四十六）

第六章 掛金及び負担金（第百十五条―第百十六条）

第六章の二 国家公務員共済組合審査会（第百十六条の二）

第七章 雑則（第百七条―第百三十一条）

附則

第一章 総則 （趣旨）

第一条 この省令は、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会の財務その他その運営に関し必要な事項を定めるとともに、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「法」という。）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）の実施のための手続その他法及び施行法の執行に関して必要な細則を定めるものとする。

（定義）

第二条 この省令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「組合」、「組合の代表者」、「運営規則」、「事業計画」、「予算」、「連合会」、「組合員」、「組合員期間」、「短期給付」、「長期給付」、「福祉事業」、「船員組合員」、「公庫等」、「公庫等職員」、「継続長期組合員」、「組合職員」、「連合会役職員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」若しくは「特例継続組合員」、「長期組合員」若しくは「恩給公務員期間」又は「在外組合員」とは、それぞれ法第二条第一項第一号から第五号まで、第三条第一項、第八条第二項、第十一条、第十五条、第二十一条、第三十七条、第三十八条、第五十一条若しくは第五十二条、第七十二条第一項、第九十八条、第百十九条、第百二十四条の二第一項若しくは第二項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項、第百二十六条の五第二項若しくは附則第十三条の三第四項、施行法第二条第六号若しくは第十号又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号。以下「令」という。）第十二条の二第一項に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、組合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、組合員、組合員期間、短期給付、

長期給付、福祉事業、船員組合員、公庫等、公庫等職員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員、任意継続掛金若しくは特例継続組合員、長期組合員若しくは恩給公務員期間又は在外組合員をいう。

第二章 組合

第一節 運営規則

（運営規則）

第三条 組合は、法第十一条第一項の規定により、次の各号に掲げる事項を運営規則で定めなければならない。

- 一 組合の事業を執行する権限の委任に関する事項
- 二 医療機関又は薬局との契約に関する事項
- 三 社会保険診療報酬支払基金との契約に関する事項
- 四 給付の請求、決定及び支払に関する事項
- 五 福祉事業の運営に関する事項
- 六 法第十三条に規定する組合に使用され、その事務に従事する者及び組合職員の範囲に関する事項
- 七 法令又は定款の規定により運営規則で定めることとされている事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、組合の業務の執行に関して必要な事項

第二節 財務

第一款 通則

（会計組織）

第四条 組合の経理は、本部（法第五条第一項に規定する主たる事務所をいう。以下同じ。）、支部（同条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下同じ。）及び所属所（本部又は支部の所轄機関をいう。以下同じ。）の別に従つて設ける会計単位並びに組合の行う事業の種類ごとに設ける経理単位に区分して行うものとする。

（会計単位）

第五条 前条の会計単位は、本部会計、支部会計及び所属所会計とする。

2 本部会計は、本部及び本部に属する所属所（第四項の規定により所属所会計の設けられる所属所（以下「単位所属所」という。）を除く。）の経理を行い、本部、支部及び本部に属する単位所属所の経理を統轄する会計とする。

3 支部会計は、支部及び支部に属する単位所属所以外の所属所の経理を行い、支部及び支部に属する単位所属所の経理を統轄する会計とする。

4 所属所会計は、組合の代表者が特に必要があると認める場合において設けるものとし、所属所の経理を行う会計とする。（経理単位）

第六条 第四条の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。

一 短期経理 短期給付及びこれに準ずる給付並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第二項に規定する拠出金及び法附則第十四条の二第二項に規定する特別拠出金に関する取引（組合の資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）

二 長期経理 長期給付及びこれに準ずる給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金に関する取引

三 業務経理 法第九十九条第二項第五号に規定する組合の事務に関する取引

四 保健経理 法第九十八条第一号に規定する組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業並びに同条第二号に規定する組合員の保養及び教養に資する施設の経営に関する取引（医療施設及び宿泊施設に係るものを除く。）

五 医療経理 法第九十八条第一号に規定する組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業のうち医療施設の経営に関する取引

六 宿泊経理 法第九十八条第二号に規定する組合員の利用に供する宿泊施設の経営に関する取引

七 住宅経理 法第九十八条第三号に規定する組合員の利用に供する住宅の取得、管理又は貸付けに関する取引

八 貯金経理 法第九十八条第四号に規定する組合員の貯金の受入又はその運用に関する取引

九 貸付経理 法第九十八条第五号に規定する組合員の臨時の支出に対する貸付けに関する取引

十 物資経理 法第九十八条第六号に規定する組合員の需要する生活必需物資の供給に関する取引

2 法第九十八条第七号に規定する事業に係る取引の経理は、前項の規定にかかわらず、大蔵大臣が定める経理単位（以下「指定経理」という。）により行うものとする。ただし、大蔵大臣は、前項各号に掲げる経理単位において当該事業に係る取引の経理を合わせて行うことが適当と認める場合においては、当該経理単位においてその取引の経理を行わせることが

できる。

（福祉経理の財源）

第七条 保健経理、医療経理、宿泊経理、住宅経理、貯金経理、貸付経理、物資経理及び指定経理（以下「福祉経理」と総称する。）に属する経理単位の財源は、福祉経理に属する他の経理単位の前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて当該他の経理単位から繰り入れられる金額を財源とすることができる。

2 法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国又は職員団体の負担金は、保健経理に受け入れたのち、これを福祉経理に属する他の経理単位に繰り入れることができる。

（管理責任）

第八条 組合の代表者、会計単位の長（本部、支部及び単位所属所の長をいう。以下同じ。）、第二十条に規定する出納職員及び第二十五条に規定する契約担当者並びにこれらの者の補助者は、組合の行う事業の経理について、善良な管理者の注意を払わなければならない。

第二款 資産管理

（資産の価額）

第九条 組合の資産の価額は、取得価額によるものとし、取得価額が不明のものは、見積価額によるものとする。ただし、第六十五条及び第六十七条に規定する場合には、それぞれ当該規定の定めるところによる。

2 売渡を目的として取得した不動産で、割賦で代金を収納し、その完納後において、当該財産を引き渡すことを契約したものの価額は、前項の規定にかかわらず、その取得価額から取得価額に対してその売渡価額に対する収納金額の割合を乗じて得た金額を控除して得た金額とする。

（資産の保管）

第十条 組合の資産の保管は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 現金、預金若しくは貯金の通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は、嚴重なかぎのかかる容器に保管しなければならない。

二 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託又は証券投資信託の受益証券その他の有価証券（以下「有価証券」という。）は、銀行、信託会社若しくは証券会社に保護預けをし、又は日本銀行その他の登録機関に登録をしなければならない。

三 前各号に掲げる動産以外の動産は、その取扱責任者を明らかにして保管し、かつ、当該動産のうち福祉経理に属するものについては、損害保険に付しておかななければならない。

四 不動産は、登記をし、かつ、土地については常時その境界を明らかにし、土地以外の不動産については損害保険に付しておかななければならない。

2 組合は、第七十四条の規定により災害補てん引当金を計上した場合には、前項第三号及び第四号の規定による損害保険に付さないことができる。

（資金の集中）

第十一条 支部又は単位所属所の長は、余裕金のうち、当該支部又は単位所属所の行う事業に必要な当座の支払資金を除いたものを、すべて経理単位ごとに統轄する会計単位の長に送金しなければならない。

（資金の運用）

第十二条 令第八条第一項第一号に規定する大蔵大臣の指定する金融機関は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項に規定する金融機関（銀行を除く。）とする。

2 令第八条第一項第一号の規定により余裕金（積立金に係るものを含む。以下同じ。）の運用を行う場合には、余裕金のうち、当座の支払資金については、同号に規定する金融機関への短期の預金又は郵便貯金とし、その他の資金にあつては、長期の銀行預金又は郵便貯金とするものとする。

（経理単位の余裕金）

第十三条 各経理単位（長期経理を除く。）の余裕金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることができる。

（貯金経理の資産の構成）

第十三条の二 組合が保有する貯金経理の資産のうち、次の各号に掲げる資産の価額は、常時、第一号にあつては同号に掲げる額以上、第二号及び第三号にあつては当該各号に掲げる額以内でなければならない。

一 現金、当座預金、普通預金、通知預金、通常郵便貯金又は郵便振替預け金 前月末日において当該組合が寄託を受けている貯金のうち普通貯金（預入及び払もどしについて特別の条件を附けないものをいう。）の残高に百分の十を乗じて得た額と同日において当該組合が寄託を受けている積立貯金（一定のすえ置期間を定め、一定の金額をその期間内に毎月預入するものをいう。）、定額貯金（一定のすえ置期間を定め、分割払いもどしをしない条件で一定の金額を一時に預入するものをいう。）及び定期貯金（一定の預入期間を定め、その期間内には払いもどしをしない条件で一定の金額を一時に預入するものをいう。）の残高に百分の一を乗じて得た額との合計額

二 株式及び投資信託 前月末日において当該組合が寄託を受けている貯金（保険料相当額として預入されたものを除く。以下次号において同じ。）の残高に百分の五を乗じて得た額

三 固定資産 前月末日において当該組合が寄託を受けている貯金の残高に百分の二を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる資産の構成額が当該資産の価格の変動その他当該組合の意思に基づかない理由により、同項に規定する額と異なることとなつた場合には、当該組合は、同項の規定にかかわらず、その異なることとなつた額によることができる。この場合において、当該組合は、同項の趣旨に従つて、漸次、その額を改めなければならない。

（債権の放棄等）

第十四条 組合の債権は、その全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができない。ただし、債権を行使するため必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに組合に有利であるとき、その他やむを得ない理由がある場合において大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（資産の交換等の制限）

第十五条 組合の資産は、この省令で定めるもののほか、これを交換し、適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付け、担保に供し、又は支払手段として用いてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第三款 出納職員

（出納役）

第十六条 会計単位の長は、その所属の職員又は組合職員のうちから出納役を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

2 組合の代表者は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに出納役を任命させることができる。

（出納主任）

第十七条 会計単位の長は、その所属の職員又は組合職員のうちから出納主任を任命し、出納役の命ずるところにより取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

2 組合の代表者は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに出納主任を任命させることができる。

（代理出納役等）

第十八条 会計単位の長は、必要があると認める場合には、出納役若しくは出納主任の事務の全部を代理する代理出納役若しくは代理出納主任又はその事務の一部を分掌する分任出納役若しくは分任出納主任を任命することができる。

（出納員）

第十八条の二 会計単位の長は、単位所属所以外の所属所において、特に必要があると認める場合には、その所属の職員又は組合職員のうちから出納員を任命し、出納役の命令することによる取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

2 組合の代表者は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに出納員を任命させることができる。

（官職等を指定する方法による出納職員の任命）

第十八条の三 会計単位の長は、第十六条から前条までにおいて、その所属の職員又は組合職員について官職又は役職を指定することにより、その官職又は役職にある者を出納役（代理出納役及び分任出納役を含む。以下同じ。）又は出納主任（代理出納主任、分任出納主任及び出納員を含む。以下同じ。）とすることができる。この場合においては、会計単位の長は、あらかじめ組合の代表者に協議しなければならない。

（出納職員の兼任の禁止等）

第十九条 出納役と出納主任とは兼任することができない。ただし、組合の代表者が特別な必要があると認める場合には、この限りでない。

（出納職員の任免報告）

第二十条 会計単位の長は、出納役及び出納主任（以下「出納職員」という。）を任免した場合には、組合の代表者に報告しなければならない。ただし、第十八条の三の規定を適用している場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定により会計単位の長が組合の代表者に報告する場合において、統轄する会計単位の長があるときは、当該会計単位の長を経由して行うものとする。

（出納職員の事故報告）

第二十一条 会計単位の長は、出納職員がその保管する資産又は第五十七条に規定する帳簿を亡失したときは、遅滞なく、その事実を調査し、次に掲げる事項を明らかにしてこれを組合の代表者に報告するとともに、本省支部及び本庁支部以外の支部及び単位所属所にあつては、当該報告書の写しを当該支部又は単位所属所の所在地の所轄財務局長（当該所在地が、福岡財務支局の管轄に属するときは福岡財務支局長。第三項において「関係財務局長等」という。）に報告しなければならない。

- 一 事故物件

二 事故の日時及び場所

三 事故の具体的事項

四 平素における事故物件の管理状況

五 被害物件に係る直接担当者及びその直接監督責任者

六 損害に対する賠償責任者

七 警察又は検察当局に対する連絡状況及びこれらの機関の執つた処置

八 事故の発生に対して執つた具体的善後措置

九 事故の発生にかんがみ制度上及び運営上の欠陥並びにこれらの改善に関する具体的意見

十 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 組合の代表者は、前項の規定による報告を受けた場合には、当該事故に関する自己の所見及び処置した事項とともに、遅滞なく、これを大蔵大臣に報告しなければならない。
- 3 関係財務局長等は、第一項の規定による報告書の写の提出を受けた場合には、当該事故に関する自己の所見とともに、遅滞なく、これを大蔵大臣に提出しなければならない。
- 4 前条第二項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。
- 第四款 事業計画及び予算

(事業計画及び予算の認可)
- 第二十二条 組合の代表者は、毎事業年度、経理単位ごとに、別紙様式第一号による事業計画及び別紙様式第二号による予算を作成し、これを前事業年度の二月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。
- (事業計画の内容)
- 第二十三条 事業計画には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- 一 組合員の数、標準報酬の月額（法第五十二条の二に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）並びに被扶養者及び国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者の数

二 組合に使用される者の数、支部及び所属所の現況並びに当該事業年度に予定される異動

三 短期経理における給付及び標準報酬の月額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画

四 業務経理における当該事業年度の資金計画

五 保健経理における事業の種類、施設の現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、施設の利用状況及び利用料金並びに当該事業年度の資金計画

六 宿泊経理における施設の種類及び現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、施設の利用状況及び利用料金並びに当該事業年度の資金計画

七 医療経理における施設の現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、施設の利用状況及び利用料金並びに当該事業年度の資金計画

八 住宅経理における施設の現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、施設の利用状況及び利用料金並びに当該事業年度の資金計画

九 貯金経理における貯金の種類、貯金の現況、貯金の支払利率、当該事業年度の資金計画及び資産の構成割合

十 貸付経理における貸付金の種類、貸付金の現況、貸付金の利率及び当該事業年度の資金計画

十一 物資経理における事業の種類、施設の現況、当該事業年度における施設の設置及び廃止に関する事項、販売計画、仕入原価に対する平均利潤率、資金の回転率並びに当該事業年度の資金計画

十二 前各号に掲げるもののほか、大蔵大臣の定める事項
- (予算の内容)
- 第二十四条 予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。
- 2 予算総則には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- 一 人件費及び事務費の最高限度額

二 法第十七条ただし書の規定による借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額

三 法第十九条の規定による余裕金の運用として行う有価証券又は不動産の取得の最高限度額

四 組合の経理単位相互間における資金の融通の最高限度額

五 福祉事業に要する費用に充てることができる金額の各福祉経理ごとの最高限度額

六 不動産の取得に要する金額の最高限度額及び不動産を譲渡する場合における譲渡金額の最低限度額

七 前各号に掲げるもののほか、大蔵大臣の指定する事項
- 3 予定損益計算書には、前前事業年度における実績を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しな

ればならない。

- 4 予定貸借対照表には、前前事業年度末日における貸借対照表を基礎とし、前事業年度末日及び当該事業年度末日における推計を表示しなければならない。

第五款 契約

(契約担当者)

第二十五条 契約は、組合の代表者又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければ、これをすることができない。

(一般競争契約)

第二十六条 契約担当者は売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに契約条項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(一般競争等に付さなくてもよい場合)

第二十六条の二 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条の競争に付する必要がある場合及び前条の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。

2 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが、不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

(指名競争)

第二十六条の三 第二十六条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、指名競争に付することができる。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を買入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売払うとき。

五 予定賃賃料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 指名競争に付そうとするときは、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、大蔵大臣が別に定める指名基準にしたがつてなるべく十人以上の入札者を指名しなければならない。

3 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約)

第二十七条 第二十六条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、随意契約によることができる。

一 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が百六十万円を超えない財産を買入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借入れるとき。

四 予定価格が五十万円を超えない財産を売払うとき。

五 予定賃賃料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

七 運送又は保管をさせるとき。

八 国、地方公共団体及び他の組合並びにこれらに準ずる団体として大蔵大臣が指定する団体との間で契約をするとき。

九 外国で契約をするとき。

十 物資経理において商品の売買を行うとき。

十一 競争に付しても入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付しても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないとき。

2 前項第十一号の規定により随意契約による場合は、最初競争に付するときに定めた次の各号に掲げる条件を変更することができない。

一 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき 契約保証金及び履行期限を除くほか予定価格その他の条件

二 落札者が契約を結ばないとき 落札金額の範囲内で履行期限を除くほかの条件

3 随意契約によろうとする場合には、あらかじめ、契約をしようとする事項の予定価格を定め、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

(長期継続契約ができるもの)

第二十七条の二 契約担当者は、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲

内においてその供給又は提供を受けなければならない。

- 一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する電気事業者が供給する電気
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第九項に規定するガス事業者が供給するガス
- 三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者が供給する水
- 四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務（入札保証金）

第二十七条の三 契約当事者は、競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、競争に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

- 一 国債
- 二 政府の保証のある債券
- 三 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第一項第九号に規定する金融債
- 四 銀行が振り出し又は支払保証した小切手
- 五 その他確實と認められる担保で別に大蔵大臣の定めるもの

3 契約当事者は、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は組合に帰属する旨を第二十六条に規定する公告において又は第二十六条の三の規定により指名する際その指名の通知において明らかにしなければならない。

（契約書の作成）

第二十八条 契約当事者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 危険負担
- 六 かし担保責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約当事者は、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

（契約書の作成を省略することができる場合）

第二十八条の二 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には契約書の作成を省略することができる。

- 一 指名競争又は随意契約で、契約金額が百五十万円（外国で契約をするときは、二百万円）を超えない契約をするとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- 四 第一号及び前号に規定する場合のほか随意契約による場合において、組合の代表者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（契約保証金）

第二十九条 契約当事者は、組合と契約を結ぶ者をして契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、指名競争契約及び随意契約による場合のほか、次の各号に定める場合には、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 せり売りに付するとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

2 第二十七条の三第二項の規定は、契約当事者が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

3 契約当事者は、契約保証金を納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は組合に帰属する旨を第二十八条に規定する契約書において明らかにしなければならない。

（手付金）

第二十九条の二 契約当事者は、土地、建物その他の不動産の買入れ又は借入れに際し、慣習上手付金を交付する必要があるときは、その交付によつて契約を有利にすることができ、かつ、その交付した金額を契約金額の一部に充当することができる場合に限り、手付金を交付することができる。

（部分払）

第三十条 契約当事者は契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができるものとし、その支払金額は工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の十分の九、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

（財産の貸付け）

第三十一条 契約当事者は、財産を貸し付ける場合には、賃貸料を前納させなければならない。ただし、国、地方公共団体若しくは他の組合に対し貸し付ける場合又は賃貸期間が六月以上にわたる場合には、定期に納付させる契約をすることができる。

（代金の完納）

第三十二条 契約当事者は、財産を売り払う場合には、その引渡しのときまで又は移転の登記若しくは登録のときまでに、その代金を完納させなければならない。ただし、組合員に対して宅地又は建物の譲渡をする場合その他大蔵大臣の定める場合であつて、組合の代表者の定めるところにより担保を提供させ、かつ、利息を付して宅地又は建物等の代金の割賦弁済の特約をするときは、この限りでない。

第六款 出納

（取引命令）

第三十三条 取引は、すべて、出納役の命ずるところにより出納主任が行うものとする。ただし、出納役の不在その他の事故のある場合において、法令の定めるところにより収入又は支払をしなければならないとき、その他緊急やむを得ない理由があるときは、出納役の命令によらないで収入又は支払をすることができる。

2 出納主任は、前項ただし書の規定により収入又は支払をしたときは、その理由を明らかにし、遅滞なく出納役の承認を受けなければならない。

3 出納員は、組合の代表者があらかじめ指示した事項については、第一項の規定にかかわらず、出納役の命令によらないで取引を行うことができる。

4 出納員は、前項の規定による取引をしたときは、会計単位の長の定める期間ごとに、一括して出納役の承認を受けなければならない。

（各経理単位間における取引命令の制限）

第三十四条 各経理単位間における取引の命令は、本部の出納役でなければ行うことができない。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 組合職員に係る掛金及び組合の負担金の支払
 - 二 短期経理の医療経理に対する診療費の支払
 - 三 福祉経理に係る施設を利用した場合（物資経理に係る商品を購入した場合を含む。）において他の経理単位が負担する代価の支払
 - 四 他の経理単位に属する収入金又は支払金を収入又は支出した場合において、その決済のためにする受払
 - 五 前各号に掲げるもののほか、組合の代表者が大蔵大臣の承認を受けた事項
- （現金の払いもどしの制限）

第三十五条 出納役は、預金を現金によつて払いもどすことを命ずることができない。ただし、次条第二項に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、第四十七条及び第四十八条第一項の規定による支払をする場合、第十一条若しくは第五十一条の規定による送金をする場合には、この限りでない。

（取引金融機関の指定等）

第三十六条 組合の代表者は、会計単位ごとに、かつ、経理単位ごとに、取引金融機関（郵便局を含む。以下同じ。）を指定しなければならない。

2 会計単位の長は、取引金融機関に自己名義の預金口座、貯金口座又は郵便振替口座を設けなければならない。ただし、組合の代表者が特に必要と認める場合には、会計単位の長の名義にかえ出納員の名義とすることができる。

3 第二十条の規定は、会計単位の長及び出納員が前項の規定により預金口座、貯金口座若しくは郵便振替口座を設け、又はこれを廃止した場合について準用する。

（登録印鑑）

第三十七条 取引金融機関に登録する登録印鑑は、会計単位の長の印鑑と出納主任の印鑑との組合せ式としなければならない。ただし、前条第二項ただし書の場合には、この限りでない。

2 会計単位の長の印は、出納役が保管しなければならない。
(当座借越契約の禁止)

第三十八条 会計単位の長及び出納員は、取引金融機関と当座借越契約をすることができない。
(先日付小切手の振出の禁止)

第三十九条 会計単位の長及び出納員は、先日付の小切手を振り出すことができない。
(手形等による取引の制限)

第四十条 会計単位の長及び出納員は、手形その他の商業証券（小切手を除く。）をもつて取引をしてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、他人が振り出した手形その他の商業証券を担保として受領するときは、この限りでない。
(出納の締切)

第四十一条 会計単位の長は、毎日の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2 出納主任は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。以下第四十三条までにおいて同じ。）の在高とを照合し、現金を取引金融機関に預入しなければならない。ただし、やむを得ない理由により出納締切時刻後に収納した現金及び第四十五条第一項ただし書の規定による支払をするために保有する現金については、この限りでない。
(収納手続)

第四十二条 出納主任は、現金を収納した場合（第四十七条の二の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付印及び認印を押し、領収証書を相手方に交付しなければならない。
(収納金の預入)

第四十三条 出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に預入することとし、直ちにこれを支払にあててはならない。
(支払手続)

第四十四条 出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び認印を押さなければならない。ただし、第四十八条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収証書を徴しないことができる。
(支払方法)

第四十五条 出納主任は、支払をしようとする場合には、支払を受ける者を受取人とする小切手を振出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。

- 1 出納主任の属する本部、支部又は単位所属所の所在地に当座取引を有する取引金融機関がないとき。
- 2 組合員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が小切手による受領を拒んだとき。
- 3 常用の雑費の支払で一件の取引金額が五万円を超えないとき。
- 4 旅費の支払をするとき。
- 5 組合に使用されている者に対して給与の支払をするとき。
- 6 短期経理において、法第五十一条、第五十二条及び附則第八条の規定に基づく給付の支払をするとき。
- 7 保健経理、医療経理、宿泊経理又は物資経理において、日常消費する物件を購入するとき。
- 8 貯金経理において、組合員に貯金の払いもどしをするとき。
- 9 貸付経理において、組合の代表者が大蔵大臣と協議して定める額以下の貸付金の支払をするとき。
- 10 掛金を還付するとき。
- 11 前各号に掲げる場合を除くほか、組合の代表者が大蔵大臣の承認を受けたとき。

2 出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもつて支払をするため預金の払いもどしを受けようとするときは、同項第一号に掲げる場合を除き、自己を受取人とする小切手を振出すものとする。
(小切手事務の取扱)

第四十六条 小切手帳は、経理単位ごとに、かつ、取引金融機関ごとに、常時各一冊を使用するものとする。

- 2 小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納主任又はその指定する補助者でなければ行うことができない。
- 3 小切手は、出納役が印を押した当該取引に係る伝票に基かなければ振り出すことができない。
- 4 小切手の券面金額は、所定の金額記載欄にアラビア数字で表示しなければならない。この場合において、その表示は、印影を刻み込むことができる印字機を用いてしなければならない。
- 5 小切手の振出年月日の記入及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。
(給付金等の支払の委託)

第四十七条 会計単位の長は、給付金及び組合員に対する貸付金の支払を取引金融機関に委託することが適当であると認める場合には、組合の代表者の承認を受けて、取引金融機関に給付金及び組合員に対する貸付金の支払を委託することが

できる。
(収入金の受領委託)

第四十七条の二 会計単位の長は、収入金の受領を取引金融機関に委託することが適当であると認めた場合には、組合の代表者の承認を受けて、取引金融機関に収入金の受領の委託をすることができる。
(隔地払等)

第四十八条 出納主任は、次の各号の一に該当するときは、第四十五条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して、当該金融機関に支払をさせることができる。

- 1 隔地者に対して支払をする場合
- 2 前号に掲げる場合を除き、預金への振込み又は郵便振替の方法により支払をする場合

2 出納主任は、前項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。ただし、郵便振替の方法によつて行なつた場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合には、交付手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。
(前金払)

第四十九条 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費を除くほか、前金払をすることができない。

- 一 削除
- 二 外国から購入する機械、図書、標本又は実験用材料の代価（購入契約に係る機械、図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）
- 三 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料
- 四 土地、家屋その他の財産の賃借料及び保険料
- 五 運賃
- 六 研究又は調査の受託者に支払う経費
- 七 諸謝金
- 八 助成金及び交付金
- 九 電話、電気、ガス及び水道の引込工事費及び料金
- 十 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社により同条第二項に規定する前払金の保証された工事の代価
- 十一 官公署に対し支払う経費
- 十二 前各号に掲げるもののほか、組合の代表者が大蔵大臣の承認を受けた経費

2 前項第十号に掲げる経費について同項の規定により、前金払をする場合における当該前金払の金額の当該経費に対する割合は、当該請負代価の十分の四以内とする。
(概算払)

第五十条 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費を除くほか、概算払をすることができない。

- 一 旅費
- 二 組合職員に係る組合の負担金
- 三 社会保険診療報酬支払基金に対し支払う委託金及び診療報酬
- 四 契約医療機関に対し支払う療養費
- 五 前条第一項第八号及び第十一号に掲げる経費
- 六 法第七十一条に規定する災害見舞金
- 七 前各号に掲げるもののほか、組合の代表者が大蔵大臣の承認を受けた経費
(資金の回送)

第五十一条 支部又は単位所属所の長は、支払資金に不足を生じたときは、直ちに、統轄する会計単位の長に対し、資金の送金を求めるものとする。

第七款 経理
第一目 通則
(経理の原則)

第五十二条 組合は、この省令に定めるものを除くほか、取引を正規の簿記の原則に従つて整然かつ明りように、整理して記録しなければならない。
(勘定区分及び勘定科目)

第五十三条 各経理単位においては、資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定を設け、取引の整理を行うものとする。

2 前項の各勘定に属する勘定科目は、経理単位ごとに、別表第一号表による。ただし、指定経理の勘定科目については、大蔵大臣が別に定めるところによる。

3 組合の代表者は、経理上特に必要がある場合には、前項の規定による勘定科目以外の勘定科目を設けることができる。（預り金処理）

第五十四条 隔地者に対する支払で、受取人の所在不明その他の理由により返送されたもの又は振り出した小切手でその振出年月日から一年を経過し、なお取引金融機関に提示のないものは、預り金として処理しなければならない。

（払もどし及びもどし入）

第五十五条 事業年度内の受入に係るもので過誤納となつたものの払いもどし金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となつたもののもどし入金は、当該事業年度の払出勘定科目にもどし入れるものとする。

第二目 伝票、帳簿及び出納計算表
（伝票）

第五十六条 取引は、すべて、別紙様式第三号による伝票によつて処理しなければならない。ただし、単位所属所以外の所屬所においては、伝票にかえ別紙様式第三号による日記帳に記入して、処理することができる。

2 伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。（帳簿の種類）

第五十七条 各会計単位においては、経理単位ごとに、別紙様式第四号による元帳及び補助簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

2 元帳は、総勘定元帳、本部元帳、支部総勘定元帳、支部元帳及び所属所元帳とし、補助簿は、本部元帳補助簿、支部元帳補助簿及び所属所元帳補助簿とし、それぞれ勘定科目ごとに口座を設けなければならない。

（帳簿の記入）

第五十八条 本部元帳、支部元帳及び所属所元帳並びにこれらの補助簿の記入は、伝票又は日記帳に基いて行い、総勘定元帳及び支部総勘定元帳の記入は、決算整理に関するものを除くほか、第六十条第一項の規定により提出される出納計算表に基いて行うものとする。

2 本部元帳、支部元帳及び所属所元帳の記入は、伝票に基く場合は取引のつど、日記帳に基く場合は会計単位の長の定める時期に行い、総勘定元帳及び支部総勘定元帳の記入は、毎月末日において行うものとする。

（照合の責任）

第五十九条 出納主任は、前条に規定する元帳及び補助簿の記入について責任を負わなければならない。

2 出納主任は、毎月末日、元帳の口座の金額について関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。（出納計算表の提出）

第六十条 出納主任は、毎月末日において、元帳（総勘定元帳を除く。）をしめ切り、経理単位ごとに別紙様式第五号による出納計算表を作成し、出納役の証明を受けた後、単位所属所にあつては翌月五日までに、支部及び本部にあつては翌月十五日までに、これを統轄する会計単位の長に提出しなければならない。

2 本部の出納主任は、前項の規定により提出を受けた出納計算表に基づき、毎月末日において総勘定元帳を締め切り、経理単位ごとに組合の出納計算表を作成し、本部の出納役の証明を受けた後、翌月二十五日までに、これを組合の代表者に提出しなければならない。

3 組合の代表者は、前項の規定により提出を受けた組合の出納計算表を、その提出を受けた月の末日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。

第三目 決算
（決算精算表の提出）

第六十一条 出納主任は、毎事業年度末日において、決算整理をし、元帳（総勘定元帳を除く。）及び補助簿を締め切り、経理単位ごとに別紙様式第六号による決算精算表及び別紙様式第七号による決算附属明細表を作成し、出納役の証明を受けた後、単位所属所にあつては翌事業年度四月十五日までに、支部及び本部にあつては翌事業年度四月二十五日までに、これを統轄する会計単位の長に提出しなければならない。

2 本部の出納主任は、前項の規定により提出を受けた決算精算表及び決算附属明細表に基づき、毎事業年度末日において、決算整理をし、総勘定元帳を締め切り、経理単位ごとに組合の決算精算表を作成し、本部の出納役の証明を受けた後、翌事業年度の五月二十日までに、これを組合の代表者に提出しなければならない。

3 組合の代表者は、前項の規定により提出を受けた組合の決算精算表を、翌事業年度の五月三十一日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。

（財務諸表の提出）

第六十二条 法第十六条第二項に規定する財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成は、別紙様式第八号により経理単位

ごとに行うものとし、その提出にあつては、別紙様式第七号による財務諸表附属明細表を添付するものとする。

（前期損益修正益及び前期損益修正損の処理）

第六十三条 前事業年度以前の事業年度に属すべき収入金又は支払金は、毎事業年度の前期損益修正益又は前期損益修正損として処理しなければならない。

（たな卸）

第六十四条 出納主任は、毎事業年度末日において、実地についてたな卸資産のたな卸を行い、それに基づいて、たな卸表を作成しなければならない。

2 前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、会計単位の長があらかじめその所属の職員又は組合職員のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確認の証としてたな卸表に記名押印するものとする。

（たな卸資産の評価）

第六十五条 たな卸資産を評価する場合には、次の各号に掲げる価額によるものとする。ただし、第五号又は第六号の規定による価額による場合には、あらかじめ、会計単位の長の承認を受けなければならない。

一 他から購入したものは、買入原価（購入に際し手数料、運賃又はこれらに準ずる経費を支払つた場合において、買入原価にこれを加算すべきときは、その加算すべき額を含む。）

二 当該組合の生産に係るものは、その製造原価

三 当該組合の生産に係る半製品は、原材料の価額に支払済工賃を加算した金額

四 前三号に掲げる価額によるべき場合において、買入原価、製造原価又は原材料の価額に、二以上の単価があり、そのいずれによるべきかが明らかでないときは、前三号の規定にかかわらず、当該事業年度における最終の買入原価、製造原価又は原材料の価額。ただし、これらの価額以外の価額によることについて、組合の代表者の承認を受けた場合には、この限りでない。

五 買入原価、製造原価又は原材料の価額が明らかでないものは、見積価額

六 破損、きず、たなごらし、型くずれ、陳腐化等のため通常の価額で販売できないもの又は通常の方法で使用に堪えないものは、処分のできる価額

（たな卸資産の減価）

第六十六条 たな卸資産を評価する場合において、破損、腐敗、欠減等を生じやすい種類のたな卸資産で、個々に破損、腐敗、欠減等の有無を確かめることが困難なものについて破損、腐敗、欠減等のあることが推定されるときは、前条の規定にかかわらず、同条第一号から第五号までの規定により評価した価額から、当該価額に薬品、医療材料及び飲食物品については十分の三以下、その他の資産については十分の二以下の範囲内において組合の代表者が当該たな卸資産の種類ごとに定める割合を乗じて得た金額を減額することができる。

（資産の再評価）

第六十七条 当座資産として取得した有価証券について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合には、当該事業年度末日において再評価し、帳簿価額を適正に修正しなければならない。

2 再評価する場合における株式の評価は、取引所の相場があるものについては当該事業年度終了前一箇月間における当該株式の平均価額とし、その他のものについては当該株式を発行する法人の最新の財務諸表により算定するものとする。

3 福祉経理の資産について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合において、当該事業年度末日又は大蔵大臣の指定する時に再評価しようとするときは、当該再評価の方法について、あらかじめ、大蔵大臣の承認を受けなければならない。（有形固定資産の減価償却）

第六十八条 土地以外の有形固定資産（第九条第二項に規定する不動産を除く。以下「有形固定資産」という。）は、毎事業年度末日において、資産の種類ごとに、定額法により減価償却をしなければならない。

2 前項の規定により、減価償却をする場合における残存価額は、取得価額の十分の一に相当する金額とする。

3 第一項の規定により減価償却をする場合における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の別表に定めるところによる。ただし、通常の使用度を超える使用のためその損耗が著しい有形固定資産について、組合の代表者が必要があると認める場合には、同表に掲げる耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を短縮することができる。

4 法定耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産を取得し、その将来の残存耐用年数を見積る場合において、その将来の残存耐用年数を見積ることが困難なときは、法定耐用年数の全部を経過したものについては、当該法定耐用年数の十分の二に相当する年数を、法定耐用年数の一部を経過したものについては、当該法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の十分の二に相当する年数を加算した年数を法定耐用年数とみなし、償却額を計算するものとする。この場合において、一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 有形固定資産を増築し、改築し、修繕しその他改良を加えた場合において、組合の代表者が必要があると認めるときは、前二項の規定による耐用年数を延長することができる。

- 6 事業年度の中途において取得した有形固定資産の当該事業年度における償却額は、前五項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。
- 7 前条第三項の規定により有形固定資産を再評価した場合には、その再評価後の価額を取得価額と、残存耐用年数を法定耐用年数とみなし、前六項の規定により償却額を計算するものとする。
- 8 有形固定資産の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。
(無形固定資産の償却)
- 第六十九条 無形固定資産は、毎事業年度末日において、その取得価額を基礎とし、残存価額を零として、期間の定めのあるものについてはその期間、期間の定めのないものについては十年以内で組合の代表者が定める期間により、均分して償却しなければならない。
- 2 事業年度の中途において取得した無形固定資産の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。
- 3 第六十七条第三項の規定により無形固定資産を再評価した場合には、その再評価後の価額を取得価額とみなし、前二項の規定により償却額を計算するものとする。
- 4 無形固定資産の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。
(借入不動産の増築費等の償却)
- 第七十条 借入不動産の増築、改築、修繕その他改良に要した費用のうち、当該不動産の通常の維持又は管理に必要と認められる金額を超える額（以下この条において「増築費等」という。）については、毎事業年度末日において、その額を基礎とし、残存価額を零として、賃借期間の定めのあるものについてはその期間、賃借期間の定めのないものについては十年以内で組合の代表者が定める期間により、均分して償却しなければならない。
- 2 事業年度の中途において取得した借入不動産の増築費等の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。
- 3 借入不動産の増築費等の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。
(特別償却)
- 第七十一条 固定資産が陳腐化、不適応化その他災害等の理由により著しくその価値を減じた場合において、組合の代表者が必要があると認めるときは、前三条の規定による償却の基礎となる価額の全部又は一部を減額することができる。
(創業費及び開発費の償却)
- 第七十二条 繰延費用として処理した創業費及び開発費は、毎事業年度末日において、五年以内で組合の代表者が定める期間により均分額以上の償却をしなければならない。
- 2 事業年度の中途において繰延費用として処理した創業費及び開発費の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。
- 3 創業費及び開発費の償却額は、直接法により処理しなければならない。
(退職給与引当金)
- 第七十三条 組合に使用される者に対して退職給与を支払う規定がある場合には、毎事業年度末日において、当該規定に基づく所要の金額を退職給与引当金として計上しなければならない。
(災害補てん引当金)
- 第七十四条 有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備をしようとする場合には、毎事業年度末日において、所要の金額を災害補てん引当金として計上することができる。
- 第七十五条 削除
(貸倒引当金)
- 第七十六条 福祉経理（貯金経理及び指定経理のうち大蔵大臣が定めるものを除く。）においては、毎事業年度末日において、貸付金、売掛金その他事業に係る未収金の総額の百分の二以内で大蔵大臣が定める金額に達するまでの金額を貸倒引当金として計上することができる。
(特別修繕引当金)
- 第七十七条 福祉経理においては、事業に使用されている施設について翌事業年度以降に大規模の修繕をすることが予定される場合には、毎事業年度末日において、所要の金額を特別修繕引当金として計上することができる。
(支払準備金)
- 第七十八条 短期経理においては、毎事業年度末日において、当該事業年度における短期給付の請求額の総額の十二分の二に相当する金額を支払準備金として積み立て、翌事業年度末日まで据え置かなければならない。
(再評価積立金)
- 第七十九条 第六十七条第三項の規定による再評価により生じた利益金は、再評価積立金として積み立てなければならない。
- 2 前項の再評価積立金は、翌事業年度以降において再評価により損失を生じた場合及び大蔵大臣の承認を受けた場合を除

くほか、とりくずすことができない。

(建設積立金等)

第八十条 福祉経理において、一定の金額を積み立てて施設の新設、増設又は改良を行うとする場合には、毎事業年度末日において、当該金額を建設積立金又は改良積立金として積み立てることができる。

(別途積立金)

第八十一条 組合は、当該組合以外の者から受けた補助金若しくは寄附金（現金以外の資産による寄附を含む。）、法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国若しくは職員団体の負担金又は第七条第一項に規定する繰入金をもつて固定資産を取得した場合には、当該事業年度末日において、当該固定資産の価額に相当する金額を別途積立金として積み立てなければならない。

2 前項の別途積立金は、大蔵大臣の承認を受けて、とりくずすことができる。

(貸付資金積立金)

第八十一条の二 貸付経理においては、毎事業年度末日において、貸付事業の資金に充てるため、当該事業年度の利益金を、当該事業年度以前三事業年度末日における平均貸付残高の百分の十に相当する金額（前事業年度以前の積立金をもつて積み立てられた貸付資金積立金がある場合には、当該百分の十に相当する金額が当該積立金の額を超える額）に達するまで貸付資金積立金として積み立てなければならない。

(欠損金補てん積立金)

第八十二条 短期経理及び福祉経理（貸付経理を除く。以下この条において同じ。）においては、毎事業年度末日において、将来の欠損金の補てんに充てるため、当該事業年度の利益金を、次の各号に掲げる金額（前事業年度以前の積立金をもつて積み立てられた欠損金補てん積立金がある場合には、次の各号に掲げる金額が当該積立金の額を超える額）に達するまで欠損金補てん積立金として積み立てなければならない。

一 短期経理については、当該事業年度以前三事業年度における短期給付の平均請求額の百分の十に相当する金額

二 貯金経理については組合員の貯金額、その他の福祉経理については借入金 の額及び固定資産の価額（借入資金によつて取得した固定資産の価額を除く。）のそれぞれ百分の五以上に相当する金額の範囲内において組合の代表者が定める額

第八十三条 削除

(利益剰余金及び欠損金の処分)

第八十四条 毎事業年度における決算上の利益剰余金は、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 毎事業年度の欠損金は、前年度積立金を取り崩して補てんし、なお欠損金がある場合には、欠損金補てん積立金（貸付経理については、貸付資金積立金）を取り崩して補てんするものとする。

3 前項の規定により欠損金を補てんしてもなお欠損金がある場合には、その決算上の欠損金は、翌事業年度に繰り越すものとする。

第三章 連合会

(準用規定)

第八十五条 第三条の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「法第十一条第一項」とあるのは「法第三十六条において準用する法第十一条第一項」と、「法第十三条」とあるのは「法第三十六条において準用する法第十三条」と、「組合職員」とあるのは「連合会役職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 連合会の行う事業（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第八条の規定による連合会の業務を含む。）の財務については、前章第二節の規定を準用する。この場合において、同節中「組合の代表者」とあるのは「連合会の理事長」と、第四条中「第五条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、第七条第一項中「前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内」とあるのは「前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内」と、第二十三条各号列記以外の部分中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び長期経理における資産の構成割合」と、同条第二号中「組合に使用される者」とあるのは「連合会の役員及び連合会に使用される者」と、同条第三号中「短期経理における給付及び」とあるのは「短期経理及び長期経理における給付、」と、「割合」とあるのは「割合及び法第一百一条の二第一項に規定する期末手当等と特別掛金との割合」と、第二十四条第二項第三号中「又は不動産の取得」とあるのは「若しくは不動産の取得又は組合に対する資金の貸付け」と、第六十七条第三項中「福祉経理の資産」とあるのは「長期経理の資産又は福祉経理の資産」と、第七十三条中「組合に使用される者」とあるのは「連合会の役員及び連合会に使用される者」と、第八十一条中「法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国若しくは職員団体の負担金」とあるのは「法第二百条第四項の規定により払い込まれた金額のうち福祉事業に係る金額」と、それぞれ読み替えるものとする。
(長期経理の余裕金)

第八十五条の二 連合会の長期経理の余裕金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることができる。この

- 場合において、当該貸付金に係る利率は、令第十二条第三項に規定する利率を下回ることができない。
- （長期経理の資産の構成割合）
- 第八十五条の二の二 連合会が保有する長期経理の次の各号に掲げる資産の価額は、常時、当該経理の資産の総額に対し、第一号にあつては、同号に掲げる割合を乗じて得た額以上、第二号及び第三号にあつては、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額以下でなければならない。
- 一 現金、預金、貯金、金銭信託、有価証券、生命保険又は資金運用部に対する預託 百分の五十五
- 二 不動産又は連合会若しくは組合の行う事業のうち不動産の取得を目的とする貸付金 百分の二十
- 三 不動産の取得以外の連合会又は組合の行う事業に対する貸付金 百分の二十五
- 2 前項第一号の規定の適用については、株式及び証券投資信託の受益証券の価額は、長期経理の資産の総額に百分の十を乗じて得た額以下でなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる資産の構成割合が当該資産の価額の変動その他連合会の意思に基づかない理由により、前二項に規定する割合と異なることとなつた場合には、連合会は、前二項の規定にかかわらず、その異なることとなつた割合によることができる。この場合において、連合会は、前二項の趣旨に従つて、漸次、その割合を改めなければならない。
- （長期給付積立金）
- 第八十五条の二の三 連合会の長期経理においては、損益計算上利益を生じたときは、その額を長期給付積立金として積み立てなければならない。
- （連合会の業務）
- 第八十五条の二の四 法第二十一条第二項第一号へに規定する大蔵省令で定める業務は、長期給付に関する調査及び統計に関する業務とする。
- （運営審議会）
- 第八十五条の三 法第三十五条第一項に規定する運営審議会（以下「運営審議会」という。）の組合員を代表する者である委員及び組合員を代表する者以外の者である委員は、それぞれ八人以上とする。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （運営審議会の会議）
- 第八十五条の四 運営審議会は、連合会の理事長が招集する。
- 2 連合会の理事長は、七人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。
- 3 運営審議会に議長を置く。議長は、組合員を代表する者以外の者である委員のうちから、委員が選挙する。
- 4 議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。
- 5 運営審議会は、前条第一項に掲げる委員が、それぞれ半数以上出席しなければ議事を開くことができない。
- （財政調整事業の経理の特例）
- 第八十五条の五 法附則第十四条の二第一項の規定により連合会が行うことができる事業に係る経理については、第八十五条第二項の規定にかかわらず、別到大蔵大臣の定めるところによることができる。
- （組合への貸付け）
- 第八十六条 令第十条において準用する令第八条第一項第一号の規定により連合会が組合に資金の貸付けを行う場合においては、当該貸付金の利率は、令第十二条第三項に規定する利率を下回ることができない。
- 第四章 組合員
- （組合員原票）
- 第八十七条 組合は、組合員ごとに、別紙様式第九号による組合員原票を備え、組合員の資格の得喪、被扶養者、標準報酬その他所要の事項を記載して整理しなければならない。
- 2 組合は、組合員が他の組合の組合員又は地方の組合（法第七十四条第二項に規定する地方の組合をいう。以下同じ。）の組合員となつたときは、当該組合員に係る組合員原票を当該他の組合又は地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。
- （長期組合員となつた者の資格取得届等）
- 第八十七条の二 長期組合員となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、住所及び就職年月日を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。
- 2 恩給法（大正十二年法律第四十八号）又は旧法（施行法第二条第二号に規定する旧法をいう。）が適用され若しくは準用され、組合員期間に通算することとされている期間を有する者であつて初めて長期組合員となつた者は、前項の規定にかかわらず、その氏名、生年月日、住所及び就職年月日並びに当該期間並びに当該期間に係る就職年月日及び退職年月日を記載した前歴報告書を連合会に提出しなければならない。この場合においては、任命権者が証明した履歴書その

他の必要な書類を添付しなければならない。

- 3 長期組合員は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。
- 4 長期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者（死亡した場合には当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を連合会に提出しなければならない。ただし、退職又は死亡に際し、当該長期組合員であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。
- 一 組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 二 退職当時又は死亡当時の所属機関名
- 三 退職年月日又は死亡年月日
- 四 引き続き在職期間及び当該期間に係る就職年月日
- 五 その他必要な事項
- 5 前項の退職届には、次に掲げる事項を組合が証明した書類（以下「組合員期間等証明書」という。）を添付しなければならない。
- 一 組合員期間
- 二 令第十一条の十第一項各号のいずれか又は第二項の規定に該当するときには、その旨
- 三 その他必要な事項
- 6 連合会は、第四項の規定による退職届又は死亡届の提出を受けたときは、退職者台帳に当該退職届又は死亡届に記載された事項その他の必要な事項を記載して整理しなければならない。
- 7 地方の長期組合員（施行法第三十条第一項に規定する地方の長期組合員をいう。以下この項において同じ。）であつた者で長期組合員となつたもの（引き続き長期組合員となつたものを除く。）は、そのなつた際、次に掲げる事項を記載した前歴報告書を連合会に提出しなければならない。
- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所
- 二 地方の長期組合員であつた時の所属機関名並びに就職年月日及び退職年月日
- 三 その他必要な事項
- 8 第一項から第五項まで及び前項の規定による連合会への書類の提出は、当該組合が確認を行つた後当該組合を経由して行うものとする。
- （組合員長期原票）
- 第八十七条の三 連合会は、長期組合員（長期組合員であつた者を含む。）ごとに、組合員長期原票を備え、前条第一項、第二項、第五項又は第七項の規定により提出を受けた長期組合員資格取得届、前歴報告書又は組合員期間等証明書により、組合員期間の計算に関する事項その他の長期給付の決定に関し必要な事項を記載して整理しなければならない。
- 2 連合会は、前条第七項の規定により前歴報告書の提出を受けたときは、当該前歴報告書を提出した者に係る組合員長期原票を保管している地方の組合に対し、当該組合員長期原票の送付を求めなければならない。
- 3 連合会は、長期組合員が地方の長期組合員となつたときは、その者に係る組合員長期原票（前条第二項又は第五項の規定により履歴書又は組合員期間等証明書が添付されている場合には組合員長期原票及び当該履歴書又は組合員期間等証明書）を当該地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。
- （被扶養者の申告）
- 第八十八条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、別紙様式第十号による被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。
- （組合員証の交付）
- 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。
- （組合員証等の記載事項の訂正）
- 第九十条 組合員は、その氏名、住所又は若しくは被扶養者の氏名に変更があつたとき、被扶養者を有するに至つたとき、又は被扶養者に異動があつたときは、遅滞なく、組合員証に、第八十八条に規定する場合を除き当該変更に関する申告書を添えて、組合に提出しなければならない。
- 2 組合は、前項の規定による組合員証の提出があつたときは、遅滞なく、その記載事項を訂正して、その組合員に返付しなければならない。
- （組合員証の亡失等）
- 第九十一条 組合員は、組合員証を亡失し、若しくは著しく損傷したとき、又は組合員証に余白がなくなつたときは、遅滞なく、亡失の場合を除き組合員証を添えて、別紙様式第十二号による組合員証再交付申請書を組合に提出しなければな

- らない。
- 2 組合は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな組合員証を交付するものとする。
- 3 組合員は、組合員証の再交付を受けた後において、亡失した組合員証を発見したときは、遅滞なく、これを組合に返納しなければならない。
- （組合員証の検認等）
- 第九十二条 組合は、毎年、大蔵大臣の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をしなければならない。
- 2 組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。
- 4 第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は、無効とする。
- （組合員証の返納）
- 第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（継続長期組合員の資格を取得したときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。
- 2 前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は前項の規定により組合員証を提出すべき者が死亡した場合には、埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、組合員証を組合に返納しなければならない。
- （組合員証整理簿）
- 第九十四条 組合は、別紙様式第十三号による組合員証整理簿を備え、組合員証の交付、検認、更新、返納その他所要の事項を記載整理しなければならない。
- （遠隔地被扶養者証）
- 第九十五条 組合は、その被扶養者が組合員と居所を別にしてしているため又は職務上の理由により遠隔地被扶養者証の交付を受ける必要があるときは、別紙様式第十四号による遠隔地被扶養者証交付申請書に、組合員証の交付を受けていない場合を除き組合員証を添えて、組合に提出しなければならない。
- 2 組合は、前項の申請書の提出を受けた場合において、当該申請を理由があると認めたときは、遅滞なく、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証を作成し、組合員証に所要の事項を記載して、組合員に交付しなければならない。
- 3 組合員は、遠隔地被扶養者証の必要がなくなつたときは、遅滞なく、遠隔地被扶養者証を組合に返納しなければならない。
- 4 第九十条から前条までの規定は、遠隔地被扶養者証について準用する。この場合において、第九十条第一項中「被扶養者の氏名」とあるのは「被扶養者の氏名若しくは住所」と、第九十一条第一項中「組合員証再交付申請書」とあるのは「遠隔地被扶養者証再交付申請書」と、前条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十六号による遠隔地被扶養者証整理簿」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 第五章 給付
- 第一節 通則
- （添付書類の省略）
- 第九十六条 二以上の給付を同時に請求する者は、これらの給付の請求の際添付すべき書類が同一であるときは、運営規則で定めるところにより、一の添付書類によりこれらの給付を請求することができる。
- （標準報酬の決定等）
- 第九十六条の二 組合は、法第四十二条第二項に規定する報酬の総額を記載した別紙様式第十六号の二による標準報酬定時決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。
- 2 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、別紙様式第十六号の三による標準報酬新規・転入基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。
- 3 組合は、法第四十二条第七項の規定により組合員の標準報酬を改定するときは、別紙様式第十六号の四による標準報酬随時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。
- 4 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五条第一項の規定による通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
- （標準報酬の組合員への通知等）
- 第九十六条の三 組合は、法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。
- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、組合員の標準報酬を閲覧に供することをもつて前項の通知に代えることができる。
- （標準報酬の連合会への通知等）
- 第九十六条の四 組合は、法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により長期組合員の標準報酬を決定し又は改定し

たときは、当該長期組合員ごとに、その標準報酬及び当該標準報酬の基礎となつた報酬月額を連合会に通知しなければならない。

- 2 連合会は、前項の通知を受けたときは、長期組合員ごとに長期組合員番号を付し、標準報酬を組合員長期原票に記載するとともに、当該長期組合員番号を前項の通知をした組合に通知しなければならない。
- （標準報酬の改定）
- 第九十六条の五 法第四十二条第七項に規定する大蔵省令で定める程度は、組合員の標準報酬の等級と当該組合員に係る同項の規定により算定した額に相当する標準報酬の等級との間に二等級以上の差が生じた状態に係る程度とする。
- （支払未済の給付）
- 第九十七条 法第四十五条の規定により給付の支給を受けようとする者は、当該給付の請求書に、その遺族の順位を証明するに足る書類（遺族がない場合には、遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証明するに足る書類）及び当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつた者の死亡を証する書類を添えて、組合に提出しなければならない。
- （第三者の行為による損害の届出）
- 第九十八条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、別紙様式第十七号による損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。
- （掛金等を納付しない場合の給付制限についての控除金額）
- 第九十八条の二 令第十一条の九第一項に規定する大蔵省令で定める金額は、百円とする。
- 第二節 短期給付
- （療養の給付等）
- 第九十九条 法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関（特定承認保険医療機関（法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。）を除く。）又は特定承認保険医療機関から療養の給付、入院時食事療養費に係る療養又は特定療養費に係る療養を受けようとする者は、組合員証又は第百条第二項に規定する継続療養証明書を当該医療機関又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく組合員証又は継続療養証明書を当該医療機関又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。
- （入院時食事療養費標準負担額減額の申請等）
- 第九十九条の二 標準負担額（法第五十五条の二第二項に規定する標準負担額をいう。以下同じ。）について健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十七第二項の規定に基づき定められた健康保険法施行規則第四十五条ノ三各号のいずれかに該当するものとしての組合の認定を受けようとする者は、別紙様式第十七号の二による標準負担額減額認定申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。
- 2 組合は、前項の申請書の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者に対して別紙様式第十七号の三による標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）を交付しなければならない。
- 3 認定を受けた組合員は、次に各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、減額認定証を組合に返納しなければならない。
- 一 組合員の資格を喪失したとき。
- 二 被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。
- 三 組合員が健康保険法施行規則第四十五条ノ三各号のいずれにも該当しなくなつたとき。
- 四 減額認定証の有効期限に至つたとき。
- 五 組合員又はその被扶養者が老人保健法の規定による医療を受けることとなつたとき。
- 4 第九十条から第九十四条までの規定は、減額認定証について準用する。この場合において、第九十一条中「組合員証再交付申請書」とあるのは「標準負担額減額認定証再交付申請書」と、第九十四条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十七号に四による標準負担額減額認定証整理簿」と読み替えるものとする。
- （減額認定証の提出）
- 第九十九条の三 前条第二項に規定により減額認定証の交付を受けた者で、法第五十五条の二第一項の規定による入院時食事療養費に係る療養又は法第五十五条の三第一項の規定による特定療養費に係る療養を受けようとするものは、組合員証又は継続療養証明書を減額認定証を添えて、当該医療機関又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく減額認定証を当該医療機関又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。
- （標準負担額減額に関する特例）

第九十九条の四 組合は、組合員が減額認定証を医療機関又は特定承認保険医療機関に提出しないことにより減額がされない標準負担額を支払った場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養について支払った標準負担額から標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は特定療養費として組合員に支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする組合員は、別紙様式第十七号の五による入院時食事療養費等差額申請書に当該医療機関又は当該特定承認保険医療機関に支払った標準負担額の額及び標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。
(継続療養証明書)

第百条 法第五十九条第一項の規定により組合員の資格を喪失した後引き続き療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費又は訪問看護療養費の支給を受けようとする者は、その資格を喪失した後、遅滞なく、別紙様式第十八号による継続療養証明書交付申請書を組合に提出しなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第十九号による継続療養証明書を作成し、その者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、継続療養証明書の交付を受けた者が当該証明者に記載された有効期間満了後引き続き療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費又は訪問看護療養費の支給を受けようとする場合について準用する。

4 前項の場合において、有効期間が満了となつた継続療養証明書は、同項において準用する第一項の申請書に添えて、組合に返納しなければならない。

5 組合員の資格を喪失した後引き続き療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費又は訪問看護療養費の支給を受ける者は、その給付を受けることができなくなつたとき、又は受けなくなつたときは、遅滞なく、継続療養証明書を組合に返納しなければならない。

6 第九十条、第九十一条、第九十三条第二項及び第九十四条の規定は、継続療養証明書について準用する。この場合において、第九十一条第一項中「組合員証再交付申請書」とあるのは「継続療養証明書再交付申請書」と、第九十四条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十号による継続療養証明書整理簿」と、それぞれ読み替えるものとする。
(薬剤の支給)

第百一条 法第五十五条第一項に規定する薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項に規定する医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方せんの交付を受けた上、これを当該薬局に提出しなければならない。

(療養費)

第百二条 法第五十六条の規定により療養費の支給を受けようとする者は、別紙様式第二十一号による療養費請求書に、同条に規定する医療機関若しくは薬局又はその他の療養機関の別紙様式第二十二号による診療報酬領収済明細書又はその他証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。
(訪問看護療養費)

第百二条の二 法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、組合員証又は継続療養証明書を当該指定訪問看護事業者に提出しなければならぬ。ただし、やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく組合員証又は継続療養証明書を当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。
(移送費)

第百三条 法第五十六条の三第一項に規定する移送費の支給を受けようとする者は、別紙様式第二十三号による移送費請求書に移送に要した費用の額についての証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。
(継続療養者の取扱い)

第百四条 組合は、法第五十九条第一項の規定により、組合員の資格を喪失した後引き続き療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費又は訪問看護療養費の支給を受けようとする者があるときは、別紙様式第二十四号による継続療養者台帳を作成し、所要の事項を記載して整理しなければならない。
(家族療養費)

第百五条 第九十九条、第九十九条の三、第九十九条の四及び第百一条の規定は、被扶養者が第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）又は特定承認保険医療機関から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条及び第九十九条の三第一項中「組合員証」とあるのは、「組合員証若しくは遠隔地被扶養者証」と読み替えるものとする。

2 第百条、第百二条及び前条の規定は、家族療養費について準用する。この場合において、第百条第一項中「法第五十九

条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、第百二条中「法第五十六条」とあるのは「法第五十七条第八項において準用する法第五十六条」と、「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、前条中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、それぞれ読み替えるものとする。

(家族訪問看護療養費)

第百五条の二 第百条、第百二条の二及び第百四条の規定は、家族訪問看護療養費について準用する。この場合において、第百条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、第百二条の二中「組合員証」とあるのは「組合員証若しくは遠隔地被扶養者証」と、第百四条中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と読み替えるものとする。
(家族移送費)

第百五条の三 第百三条の規定は、家族移送費について準用する。この場合において、同条中「移送費請求書」とあるのは、「家族移送費請求書」と読み替えるものとする。
(高額療養費)

第百五条の四 法第六十条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、別紙様式第二十一号による高額療養費請求書（その者が令第十一条の三の二第七項に該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。

2 令第十一条の三の二第二項に規定する大蔵省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる給付する。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第一項の育成医療の給付若しくは育成医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の九第二項第一号の医療に係る療育の給付
- 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一号の医療費の支給
- 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条第一項の更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十条第一項又は第三十二条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 五 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 七 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
- 八 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十八条第一項第一号の医療費の支給
- 九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 十 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項又は第四条第一項の医療費の支給
- 十一 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして大蔵大臣が定める医療に関する給付

3 令第十一条の三の二第五項の規定による組合の認定（次項から第六項までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

- 一 組合員証の記号及び番号
- 二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日
- 三 認定を受けようとする者のかかった健康保険法施行令（大正十五年勅令第百四十三号）第七十九条第五項に規定する疾病の名称

4 前項の書類の提出については、認定を受けようとする者が同項第三号に掲げる疾病にかかつたことに関する医師若しくは歯科医師の意見書その他当該疾病にかかつたことを証明する書類を添付しなければならない。

5 組合は、第三項の書類の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

6 認定を受けた者は、法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）又は特定承認保険医療機関から健康保険法施行令第七十九条第五項に規定する療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を当該医療機関若しくは薬局又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむ

- を得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。
- 7 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなった後、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該医療機関若しくは薬局又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。
- 8 第九十条から第九十四条までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、第九十一条第一項中「組合員証再交付申請書」とあるのは「特定疾病療養受療証再交付申請書」と読み替えるものとする。
- 9 令第十一条の三の二第七項第二号に規定する大蔵省令で定めるものは同項の規定による高額療養費の支給を受けたならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。
- 10 令第十一条の三の二第八項において読み替えて準用する法第五十六条の二第三項に規定する大蔵省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる給付とする。
- 一 児童福祉法第二十条の育成医療の給付
- 二 身体障害者福祉法第十九条の更生医療の給付
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 四 生活保護法第十五条の医療扶助
- 五 結核予防法第三十五条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 六 当該組合員又はその被扶養者が令第十一条の三の二第五項の規定による組合の認定を受けた者である場合における同項に規定する療養に係る給付
- 七 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして大蔵大臣が定める医療に関する給付
- 11 令第十一条の三の二第九項において読み替えて準用する法第五十七条第五項又は第六項に規定する大蔵省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる給付とする。
- 一 児童福祉法第二十条第一項の育成医療の給付又は同法第二十一条の九第二項第一号の医療に係る療育の給付
- 二 身体障害者福祉法第十九条第一項の更生医療の給付
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項又は第三十二条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 四 生活保護法第十五条の医療扶助
- 五 結核予防法第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 六 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 七 母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付
- 八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 九 当該組合員又はその被扶養者が令第十一条の三の二第五項の規定による組合の認定を受けた者である場合における同項に規定する療養に係る給付
- 十 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして大蔵大臣が定める医療に関する給付
- （出産費及び配偶者出産費）
- 第百六条 法第六十一条の規定により、出産費又は配偶者出産費の支給を受けようとする者は、別紙様式第二十五号による出産費請求書又は配偶者出産費請求書を組合に提出しなければならない。
- 第百七条 削除
- （埋葬料及び家族埋葬料）
- 第百八条 法第六十三条又は第六十四条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、別紙様式第二十八号による埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）の埋葬許可証又は火葬許可証の写（法第六十三条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類をもつて埋葬許可証又は火葬許可証の写にかえることができる。
- （傷病手当金）
- 第百九条 法第六十六条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、別紙様式第二十九号による傷病手当金請求書を組合に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、法第六十六条第四項の規定に該当する者にあつては第百十四条の三十八の規定による決定通知の写し、第百十四条の三十九の規定による障害共済年金の年金証書の写し及び当該年金の直近の額を証明する書類、法第六十六条第五項の規定に該当する者にあつては第百十四条の三十八の規定による決定通知の写しを添付しなければならない。
- （障害共済年金の日額計算）

- 第百九条の二 法第六十六条第四項に規定する大蔵省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき障害共済年金の額に二百六十四分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- （出産手当金）
- 第百十条 法第六十七条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、別紙様式第三十号による出産手当金請求書を組合に提出しなければならない。
- （休業手当金）
- 第百十一条 法第六十八条の規定により休業手当金の支給を受けようとする者は、別紙様式第三十一号による休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。
- （育児休業手当金）
- 第百十一条の二 法第六十八条の二の規定により育児休業手当金（標準報酬の日額の百分の二十に相当する金額に限る。）の支給を受けようとする者は、別紙様式第三十一号の二による育児休業手当金（休業中支給分）請求書を組合に提出しなければならない。
- 2 法第六十八条の二の規定により育児休業手当金（標準報酬の日額の百分の五に相当する金額に限る。）の支給を受けようとする者は、別紙様式第三十一号の三による育児休業手当金（復職後支給分）請求書を組合に提出しなければならない。
- （弔慰金及び家族弔慰金）
- 第百十二条 法第七十条の規定により弔慰金又は家族弔慰金の支給を受けようとする者は、別紙様式第三十二号による弔慰金請求書又は家族弔慰金請求書（弔慰金の支給を受けようとする者にあつては、当該請求書及び遺族の順位を証明するに足る書類）を組合に提出しなければならない。
- （災害見舞金）
- 第百十三条 法第七十一条の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、別紙様式第三十三号による災害見舞金請求書を組合に提出しなければならない。
- （附加給付）
- 第百十三条の二 法第五十二条の規定により短期給付の支給を受けようとする者は、運営規則で定めるところにより、請求書に、必要な書類を添えて、組合に提出しなければならない。
- （短期給付の請求書の特例）
- 第百十三条の二の二 同一の給付事由に基づき、法第五十一条に規定する短期給付と法第五十二条に規定する短期給付とをあわせて請求する場合における請求書は、第百二条（第百五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第百六条及び第百八条から前条までの規定にかかわらず、運営規則で定めるところにより、第百二条、第百六条及び第百八条から第百十三条までの規定に規定する請求書に法第五十二条に規定する短期給付の支給に関し必要な事項を記載する欄を設けたものとすることができる。
- （短期給付の決定及び通知）
- 第百十三条の三 組合は、法第五十一条に規定する短期給付（法第五十四条及び第五十五条の規定による療養の給付、法第五十五条の二第三項から第五項までの規定の適用を受ける入院時食事療養費、法第五十五条の三第四項から第六項までの規定の適用を受ける特定療養費、法第五十六条の二第三項及び第四項の規定の適用を受ける訪問看護療養費、法第五十七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける家族療養費、法第五十七条の二第三項の規定の適用を受ける家族訪問看護療養費、令第十一条の三の二第八項並びに第九項の規定の適用を受ける高額療養費を除く。）又は法第五十二条に規定する短期給付に係る請求書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを審査決定し、請求額と決定額とが異なるとき、又は請求に応ずることができないときは、理由を付してその旨を文書で請求者に通知しなければならない。
- （老人保健法の障害の認定を受けた者の届出）
- 第百十三条の四 組合員又はその被扶養者が老人保健法第二十五条第一項第二号の規定による障害の認定を受けたときは、当該組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。
- 一 組合員証の記号及び番号
- 二 認定を受けた者の氏名及び生年月日
- 三 老人保健法の規定による健康手帳の医療の受給資格を証するページに記載された有効期間
- 2 組合員又はその被扶養者が前項の障害に該当しなくなつたとき又は前項の書類の記載事項に変更があつたときは、当該組合員は、遅滞なく、その旨を組合に届け出なければならない。

第三節 長期給付

第一款 退職共済年金

（退職共済年金の決定の請求）

第百十四条 退職共済年金について、法第四十一条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者は、

次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三 退職年月日

四 法第七十四条第一項第一号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類（以下「年金証書等」という。）の記号番号

五 法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等

六 加給年金額の対象者（加給年金額の計算の基礎となる配偶者又は子をいう。以下同じ。）があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分関係

七 加給年金額の対象者である配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）、障害共済年金又は令第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付（以下「加給調整対象年金」という。）（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八 加給年金額の対象者である子が法第八十一条第二項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）の一級又は二級に該当する障害の状態にあるときは、その旨

九 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項に規定する懲戒処分を受けたときは、その旨

十 法附則第十二条の八第一項（同条第九項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）又は第二項の規定による退職共済年金を受けることを希望するときは、その旨及び支給開始を希望する年齢

十一 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項に規定する雇用保険被保険者証（以下「雇用保険被保険者証」という。）の交付を受けた者にあつては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（以下「雇用保険被保険者番号」という。）

十二 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十八条ノ二第一項に規定する船員失業保険証（以下「船員失業保険証」という。）の交付を受けた者にあつては、直近に交付された船員失業保険証に記載されている船員失業保険証の番号（以下「船員失業保険証番号」という。）

十三 法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、当該一時金の額及び種類、当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法

十四 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡郵便局の名称及び郵便貯金通帳の記号番号

十五 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

二 組合員期間等証明書

三 別紙様式第三十三号の二による年金加入期間確認通知書

四 加給年金額の対象者があるときは、その者の生年月日及びその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄本並びにその者が請求者によつて生計を維持していたことを証する書類

五 前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

六 前項第八号に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（その障害が別表第二号表に掲げる病気又は負傷によるものであるときは、診断書及びレントゲンフィルム。以下同じ。）

七 前項第十一号に規定する者にあつては、雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類

八 前項第十二号に規定する者にあつては、船員失業保険証その他の船員失業保険証番号を明らかにすることができる書類

九 その他必要な書類

3 法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者で、法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものは、前二項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる事項及び法第七十六条の規定による退職共済年金に係る決定を請求する旨を記載した請求書を連合会に提出するものとする。

（併給調整事由該当の届出等）

第百十四条の二 退職共済年金の受給権者は、法第七十四条第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 退職共済年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（以下この条及び次条において「退職共済年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職共済年金の停止解除申請者」という。）又は法第七十四条の二第一項の規定により退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職共済年金の部分解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三 当該申請に係る退職共済年金の年金証書の記号番号

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る退職共済年金について法第七十四条第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、退職共済年金に係る併給調整年金又は当該退職共済年金について、退職共済年金の停止解除申請者にあつては同条第三項若しくは第五項若しくは令第十一条の七各号に掲げる規定（以下「停止解除規定」という。）又は法第七十四条の二第一項による支給の停止の解除を申請していない旨、退職共済年金の部分解除申請者にあつては停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

五 当該申請を行う日が、当該申請に係る退職共済年金について法第七十四条第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、退職共済年金に係る併給調整年金又は当該退職共済年金について、退職共済年金の停止解除申請者にあつては当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定又は法第七十四条の二第一項による支給の停止の解除の申請を撤回した旨、退職共済年金の部分解除申請者にあつては同日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六 その他必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出するときは、当該申請書に同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を添付しなければならない。

（併給調整事由消滅の届出）

第百十四条の三 退職共済年金の受給権者は、退職共済年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 退職共済年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由

四 加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨

五 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

六 その他必要な事項

2 前項の届出書には、加給年金額の対象者があるときは、その者の生年月日及びその者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄本並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持していることを証する書類その他の必要な書類を添付しなければならない。

（退職共済年金と基本手当等との調整事由該当の届出）

第百十四条の四 退職共済年金の受給権者は、法附則第十二条の八の二第一項又は第五項の規定に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 雇用保険被保険者番号

四 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第二項の規定による求職の申込みを行つた年月日

五 その他必要な事項

2 前項の届出書には、雇用保険法施行規則第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証その他の支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

3 退職共済年金の受給権者は、法附則第十二条の八の二第四項において準用する同条第一項又は同条第七項において準用する同条第五項の規定に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出し

- なければならない。
- 一 第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 船員失業保険証番号
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みを行つた年月日
- 五 その他必要な事項
- 4 前項の届出書には、船員失業保険証その他の支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。
- 5 退職共済年金の受給権者は、法附則第十二条の八の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 雇用保険法第六十一条第一項に規定する高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項に規定する高年齢再就職給付金の最初の支給対象年月
- 三 その他必要な事項
- 6 前項の届出書には、雇用保険法施行規則第一百一条の五第三項に規定する通知を受けたことを明らかにすることができる書類又は同令第一百一条の七第二項において準用する同令第一百一条の五第三項に規定する通知を受けたことを明らかにすることができる書類その他の支給を停止すべき事由が生じたことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。
- （基本手当の支給を受けた日とみなされる日）
- 第百十四条の四の二 法附則第十二条の八の二第二項第一号（同条第四項、第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する基本手当の支給を受けた日とみなされる日は、雇用保険法施行規則第十九条第二項に規定する失業の認定日において失業していることについての認定を受けた日のうち、基本手当の支給に係る日の日数に相当する日数分の当該失業の認定日の直前の各日（法附則第十二条の八の二第二項第一号に規定する政令で定める日を除く。）とする。ただし、当該基本手当の支給を受けた日とみなされる日が、法附則第十二条の八の二第一項に規定する退職共済年金の受給権者が六十五歳に到達した日の属する月の翌月以後の各月に属するときは、この限りでない。
- （法附則第十二条の八の三第一項第二号に規定する大蔵省令で定める率）
- 第百十四条の四の三 法附則第十二条の八の三第一項第二号に規定する大蔵省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に二十五分の十を乗じて得た率とする。
- 一 雇用保険法第六十一条第一項に規定するみなし賃金日額に三十を乗じて得た額に百分の八十五を乗じて得た額
- 二 当該受給権者に係る標準報酬月額
- 三 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に二十一分の五を乗じて得た額
- （退職による改定の請求）
- 第百十四条の五 組合員である退職共済年金の受給権者が退職し、法第七十七条第四項の規定による当該退職共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 退職当時の所属機関の名称
- 三 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 四 退職年月日
- 五 その他必要な事項
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 組合員期間等証明書
- 二 退職共済年金の年金証書
- 三 その他必要な書類
- （出生による改定の請求）
- 第百十四条の六 退職共済年金の受給権者は、法第七十八条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 三 子の氏名及び生年月日
- 四 その他必要な事項
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本

- 二 子が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- 三 その他必要な書類
- （加給年金額の支給事由に該当しなくなつたときの届出）
- 第百十四条の七 退職共済年金の受給権者は、加給年金額の対象者が法第七十八条第四項各号（第四号、第八号及び第十号を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 三 法第七十八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた加給年金額の対象者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係
- 四 法第七十八条第四項各号のいずれかに該当することとなつた年月日及びその事由
- 五 その他必要な事項
- （加給年金額の支給停止事由該当の届出）
- 第百十四条の八 退職共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、当該退職共済年金の加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができることとなつたとき、又は当該配偶者が受けることができる加給調整対象年金についてその全額につき支給を停止される事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 三 当該配偶者の氏名及び生年月日
- 四 当該配偶者が支給を受けることができる加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日又はその全額につき支給を停止される事由が消滅した年月日及びその年金証書等の記号番号
- 五 その他必要な事項
- 2 法第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた退職共済年金で、法第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されたものを含む。以下この条において同じ。）の支給を受けることができることとなつたとき、又は支給を停止される事由が消滅したときは、当該受給権者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 三 老齢厚生年金の年金証書の記号番号
- 四 老齢厚生年金に加給年金額が加算される事由及びその事由が生じた年月日又は停止される事由が消滅した年月日
- 五 その他必要な事項
- （加給年金額の支給停止事由消滅の届出）
- 第百十四条の九 退職共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、当該退職共済年金の加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができなくなつたとき又は当該配偶者が受けることができる加給調整対象年金についてその全額につき支給を停止されることとなつたときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 三 当該配偶者の氏名及び生年月日
- 四 当該配偶者が支給を受けることができなくなつた加給調整対象年金又は全額につき支給を停止されることとなつた加給調整対象年金の名称、その支給を行つていた者の名称、その支給を受けることができなくなつた年月日又はその全額につき支給を停止されることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
- 五 その他必要な事項
- （厚生年金保険の被保険者等となつたときの支給停止の届出）
- 第百十四条の十 退職共済年金の受給権者は、法第八十七条の二第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等（以下「厚生年金保険の被保険者等」という。）となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 加入している被用者年金の種類

四 その他必要な事項
- 2 前項の届出を行った受給権者は、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における法第八十条第一項に規定する所得金額（以下「所得金額」という。）を明らかにする書類を連合会が指定する日（以下「指定日」という。）までに提出しなければならない。
- 3 連合会は、退職共済年金の受給権者が前項の書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、退職した日の属する年の翌々年の八月分以後に支払うべき当該退職共済年金の支払を差し止めることができる。
（支給停止事由の消滅等の届出）
- 第百十四条の十一 退職共済年金の受給権者は、法第八十条第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されている退職共済年金について、当該退職共済年金の支給を停止すべき事由が消滅したとき、又は支給停止の率に変動が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 消滅又は変動の事由及びその年月日

四 消滅又は変動のあつた日の属する年の前年の所得金額

五 その他必要な事項
- 2 前項の届出書には、同項第四号の所得金額を明らかにする書類その他の必要な書類を添付しなければならない。
（身上報告）
- 第百十四条の十二 退職共済年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該受給権者の署名した身上報告書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した身上報告書）を連合会に提出しなければならない。ただし、当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日、その者と受給権者との身分関係並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨

四 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

五 勤務先の名称及び当該勤務先に就職した年月日並びに厚生年金保険の被保険者等であるときは、その旨

六 法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、国民年金法による老齢基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第七条第二項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることとなつたときは、その年月日及び当該老齢基礎年金の年金証書の記号番号

七 その他必要な事項
- 2 前項の身上報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 加給年金額の対象である子が、障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 前項第六号に規定する場合に該当するときは、老齢基礎年金の年金証書の写し

三 その他必要な書類
- 3 前二項の規定は、退職共済年金が決定され、その額が改定され、又はその支給の停止が解除された日以後一年以内に指定日が到来するときは、これを適用しない。
- 4 連合会は、第一項及び第二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職共済年金の支払を差し止めることができる。
第二款 障害共済年金及び障害一時金
（障害共済年金の決定の請求）
- 第百十四条の十三 障害共済年金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。
- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三 退職年月日

- 四 給付事由の発生原因
- 五 法第八十一条第一項に規定する初診日（以下「初診日」という。）及び障害認定日
- 六 障害の原因である病気若しくは負傷が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は公務若しくは通勤によつて生じたものであるときは、その旨
- 七 法第七十四条第一項第二号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
- 八 加給年金額の対象者である配偶者があるときは、その者の氏名及び生年月日
- 九 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
- 十 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項に規定する懲戒処分を受けたときは、その旨
- 十一 法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、当該一時金の額及び種類、当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法
- 十二 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡郵便局の名称及び郵便貯金通帳の記号番号
- 十三 その他必要な事項
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

二 組合員期間等証明書

三 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

四 加給年金額の対象者である配偶者があるときは、その者の生年月日及びその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄本並びにその者が請求者によつて生計を維持していたことを証する書類

五 前項第九号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

六 請求者についてが国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、補償事由の発生年月日、補償の支給期間、補償の等級及び補償金額を記載した当該補償の実施機関の長の証明書

七 その他必要な書類
（併給調整事由該当の届出等）
- 第百十四の十四 障害共済年金の受給権者は、法第七十四条第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 障害共済年金の年金証書の記号番号

三 障害共済年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（以下この条及び次条において「障害共済年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四 その他必要な事項
- 2 法第七十四条第三項の規定により障害共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三 当該申請に係る障害共済年金の年金証書の記号番号

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る障害共済年金について法第七十四条第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、障害共済年金に係る併給調整年金について停止解除規定又は法第七十四条の二若しくは他の法令の規定で同条の規定に相当するものによる支給の停止の解除を申請していない旨

五 当該申請を行う日が、当該申請に係る障害共済年金について法第七十四条第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、障害共済年金に係る併給調整年金について当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定又は法第七十四条の二若しくは他の法令の規定で同条の規定に相当するものによる支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六 その他必要な事項
- 3 前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出するときは、当該申請書に同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を添付しなければならない。
（併給調整事由消滅の届出）

第百十四条の十五 障害共済年金の受給権者は、障害共済年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 障害共済年金の年金証書の記号番号
 - 三 障害共済年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由
 - 四 加給年金額の対象者である配偶者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨
 - 五 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
 - 六 その他の必要な事項
- 2 前項の届出書には、加給年金額の対象者である配偶者があるときは、その者の生年月日及びその者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄本並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持していることを証する書類その他の必要な書類を添付しなければならない。

第百十四条の十六 削除
(障害の程度が変わつたときの改定の請求等)

第百十四条の十七 障害共済年金の受給権者は、法第八十四条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の規定による当該障害共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 退職当時の所属機関の名称
 - 三 障害共済年金の年金証書の記号番号
 - 四 障害共済年金を受ける原因となつた病気又は負傷の名称
 - 五 法第八十六条に規定する場合に該当するときは、国民年金法による障害基礎年金の年金証書の記号番号
 - 六 その他の必要な事項
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 障害共済年金の年金証書
 - 二 当該請求書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
 - 三 その他の必要な書類
- 3 前二項の規定は、障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。
(障害等級に該当しなくなつたときの届出)

第百十四条の十八 障害共済年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 障害共済年金の年金証書の記号番号
 - 三 障害の程度が障害等級に該当しなくなつた年月日
 - 四 その他の必要な事項
- (加給年金額の支給事由に該当しなくなつたときの届出)

第百十四条の十九 障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、加給年金額の対象者である配偶者が法第八十三条第四項において準用する法第七十八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 障害共済年金の年金証書の記号番号
 - 三 配偶者の氏名及び生年月日
 - 四 法第八十三条第四項において準用する法第七十八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつた年月日及びその事由
 - 五 その他の必要な事項
- (加給年金額の支給停止事由該当の届出)

第百十四条の二十 障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、当該障害共済年金の加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができることとなつたとき、又は当該配偶者が受けることができる加給調整対象年金についてその全額につき支給を停止される事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 障害共済年金の年金証書の記号番号
 - 三 当該配偶者の氏名及び生年月日
 - 四 当該配偶者が支給を受けることができる加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日又はその全額につき支給を停止される事由が消滅した年月日及びその年金証書等の記号番号
 - 五 その他の必要な事項
- (加給年金額の支給停止事由消滅の届出)

第百十四条の二十一 障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、当該障害共済年金の加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができなくなつたとき又は当該配偶者が受けることができる加給調整対象年金についてその全額につき支給を停止されることとなつたときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 障害共済年金の年金証書の記号番号
 - 三 当該配偶者の氏名及び生年月日
 - 四 当該配偶者が支給を受けることができなくなつた加給調整対象年金の名称又は全額につき支給を停止されることとなつた加給調整対象年金の名称、その支給を行つていた者の名称、その支給を受けることができなくなつた年月日又はその全額につき支給を停止されることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
 - 五 その他の必要な事項
- (厚生年金保険の被保険者等となつたときの支給停止の届出)

第百十四条の二十二 障害共済年金の受給権者は、厚生年金保険の被保険者等となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 障害共済年金の年金証書の記号番号
- 三 加入している被用者年金の種類
- 四 その他の必要な事項

2 前項の届出を行つた受給権者は、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額を明らかにする書類を指定日までに提出しなければならない。

3 連合会は、障害共済年金の受給権者が前項の書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、退職した日の属する年の翌々年の八月分以後に支払うべき当該障害共済年金の支払を差し止めることができる。
(支給停止事由の消滅等の届出)

第百十四条の二十三 障害共済年金の受給権者は、法第八十七条の二第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されている障害共済年金について、当該障害共済年金の支給を停止すべき事由が消滅したとき、又は支給の停止の率に変動が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 障害共済年金の年金証書の記号番号
- 三 消滅又は変動の事由及びその年月日
- 四 消滅又は変動のあつた日の属する年の前年の所得金額
- 五 その他の必要な事項

2 前項の届出書には、同項第四号の所得金額を明らかにする書類その他の必要な書類を添付しなければならない。
(身上報告)

第百十四条の二十四 障害共済年金の受給権者は、毎年、指定日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該受給権者の署名した身上報告書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した身上報告書）を連合会に提出しなければならない。ただし、当該障害共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 障害共済年金の年金証書の記号番号
- 三 加給年金額の対象者である配偶者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨
- 四 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

- 五 勤務先の名称及び当該勤務先に就職した年月日並びに厚生年金保険の被保険者等であるときは、その旨

六 其他必要な事項
- 2 前項の身上報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 其他必要な書類
- 3 前二項の規定は、障害共済年金が決定され、その額が改定され、又はその支給の停止が解除された日以後一年以内に指定日が到来するときは、これを適用しない。
- 4 連合会は、第一項及び第二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき障害共済年金の支払を差し止めることができる。
- (障害一時金の決定の請求)
- 第百十四条の二十五 障害一時金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。
- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二 退職当時の所属機関の名称

三 給付事由の発生原因

四 初診日及び法第八十七条の五第一項に規定する退職の日

五 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡郵便局の名称及び郵便貯金通帳の記号番号

六 其他必要な事項
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

二 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

三 其他必要な書類
- 第三款 遺族共済年金
- (遺族共済年金の決定の請求)
- 第百十四条の二十六 遺族共済年金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。
- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日及び死亡した年月日

三 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四 法第七十四条第一項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

五 請求者が、組合員又は組合員であつた者の妻である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるとき、又は厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

六 組合員又は組合員であつた者の死亡について、その妻が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

七 組合員又は組合員であつた者が法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、当該一時金の額及び種類、当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法

八 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡郵便局の名称及び郵便貯金通帳の記号番号

九 其他必要な事項
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

二 組合員又は組合員であつた者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

三 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにし、かつ、遺族の順位を証明するに足る市町村長の証明書、戸籍謄本又は除籍謄本

四 請求者が組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持していたことを証する書類

五 前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

六 請求者が婚姻の届出をしていないが組合員又は組合員であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類

- 七 請求者（組合員又は組合員であつた者の妻並びに六十歳以上の夫、父母及び祖父母を除く。）が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

八 請求者が、組合員又は組合員であつた者の妻である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるとき、又は厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金を受けることができるときは、その旨を証する書類

九 請求者について国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、補償事由の発生日、補償の支給期間及び補償金額を記載した当該補償の実施機関の長の証明書

十 其他必要な書類
- 3 前二項の場合において、遺族共済年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、当該同順位者は、そのうちの一人を当該遺族共済年金の請求及び受領についての代表者として選任しなければならない。
- 4 前項の代表者は、第一項及び第二項の規定による書類を提出しようとするときは、当該代表者の選任に係る同順位者全員の同意書を添付しなければならない。
- (併給調整事由該当の届出等)
- 第百十四条の二十七 遺族共済年金の受給権者は、法第七十四条第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 遺族共済年金の年金証書の記号番号

三 遺族共済年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（以下この条及び次条において「遺族共済年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四 其他必要な事項
- 2 法第七十四条第三項の規定により遺族共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「遺族共済年金の停止解除申請者」という。）又は法第七十四条の二第三項の規定により遺族共済年金の額の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「遺族共済年金の部分解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

三 当該申請に係る遺族共済年金の年金証書の記号番号

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る遺族共済年金について法第七十四条第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、遺族共済年金に係る併給調整年金又は当該遺族共済年金について、遺族共済年金の停止解除申請者にあつては停止解除規定又は法第七十四条の二第一項若しくは第三項若しくは他の法令の規定でこれらの規定に相当するものによる支給の停止の解除を申請していない旨、遺族共済年金の部分解除申請者にあつては停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

五 当該申請を行う日が、当該申請に係る遺族共済年金について法第七十四条第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、遺族共済年金に係る併給調整年金又は当該遺族共済年金について、遺族共済年金の停止解除申請者にあつては当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定又は法第七十四条の二第一項若しくは第三項若しくは他の法令の規定でこれらの規定に相当するものによる支給の停止の解除の申請を撤回した旨、遺族共済年金の部分解除申請者にあつては同日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六 其他必要な事項
- 3 前項の申請書には、前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出するときは、当該申請書に同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を添付しなければならない。
- (併給調整事由等消滅の届出)
- 第百十四条の二十八 遺族共済年金の受給権者は、遺族共済年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 遺族共済年金の年金証書の記号番号

三 遺族共済年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由

四 其他必要な事項
- 2 法第九十一条第一項の規定により支給が停止されている遺族共済年金について、同項ただし書に規定する場合に該当したときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び障害等級の一級又は二級に該当する旨を記載した届出書を連合

- 会に提出しなければならない。
- 3 前二項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本
- 二 前項に規定する場合に該当するときは、前項の届出書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- 三 その他必要な書類
- (転給の申請)

第百十四条の二十九 法第九十二条第一項の規定により所在不明である受給権者の遺族共済年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日、住所及び組員であつた者との身分関係
- 二 所在不明である受給権者の氏名
- 三 遺族共済年金の年金証書の記号番号
- 四 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡郵便局の名称及び郵便貯金通帳の記号番号
- 五 その他必要な事項
- 2 前項の申請書には、法第九十二条第一項に該当する事実があるときはその事実を証する書類その他の必要な書類を添付しなければならない。
- 3 前二項の規定は、法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失つた者がある場合において、その転給を申請しようとする者の申請について準用する。この場合において、第一項中「所在不明である受給権者の氏名」とあるのは「失権した者の氏名、失権の事由及び失権の年月日」と、前項中「法第九十二条第一項に該当する事実があるときはその事実を証する書類」とあるのは「法第九十三条の二第一項各号又は同条第二項各号のいずれかに該当する事実があるときはその事実を証する書類」と読み替えるものとする。
- 4 第百十四条の二十六第三項の規定は、第一項から前項までの書類の提出について準用する。
- (出生の届出)

第百十四条の三十 遺族共済年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 遺族共済年金の年金証書の記号番号
- 三 子の氏名及び生年月日
- 四 その他必要な事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 子の生年月日及びその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本
- 二 子が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- 三 その他必要な書類
- (中高齢の妻に対する加算を停止すべき事由の届出)

第百十四条の三十一 法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金の受給権者である妻は、国民年金法による遺族基礎年金又は厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができることとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 遺族共済年金の年金証書の記号番号
- 三 当該受けることができることとなつた給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及び年金証書の記号番号
- 四 その他必要な事項

2 前項の届出書には、同項第三号に規定する年金証書の写しその他の必要な書類を添付しなければならない。

(身上報告)

第百十四条の三十二 遺族共済年金の受給権者は、毎年、指定日まで、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該受給権者の署名した身上報告書(署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した身上報告書)を連合会に提出しなければならない。ただし、当該遺族共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 遺族共済年金の年金証書の記号番号
- 三 その他必要な事項
- 2 前項の身上報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 受給権者が法第九十一条第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- 二 その他必要な書類
- 3 第一項の規定は、遺族共済年金が決定され、その額が改定され、又はその支給の停止が解除された日以後一年以内に指定日が到来するときは、これを適用しない。
- 4 連合会は、第一項及び第二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき遺族共済年金の支払を差し止めることができる。

第四款 遺族の範囲の特例等

(遺族の範囲の特例)

第百十四条の三十三 法附則第十二条の二に規定する大蔵省令で定める者は、人事院規則一六一〇(職員の災害補償)第三十二条の表に定める職員(海上保安官を除く。)及び自衛官とし、法附則第十二条の二に規定する大蔵省令で定める職務は、同表に定める職員にあつては同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める職務(犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止及び天災時における人命の救助を除く。)とし、自衛官にあつては防衛庁職員の災害補償に関する政令(昭和四十一年政令第三百十二号)第二条第一項各号に定める職務(犯罪の捜査及び被疑者の逮捕を除く。)とする。

2 前項に定めるもののほか、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号。以下この項において「協力法」という。)第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊の隊員、協力法第二十条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務(以下この項において「輸送業務」という。)に従事する者(海上保安官及び前項に規定する者を除く。)及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号。以下この項において「派遣法」という。)第二条に規定する国際緊急援助活動を行う者は、法附則第十二条の二に規定する大蔵省令で定める者に該当するものとし、協力法第三条第三号に規定する国際平和協力業務、当該国際平和協力業務が実施される国において行われる輸送業務及び派遣法第二条に規定する国際緊急援助活動は、法附則第十二条の二に規定する大蔵省令で定める職務に該当するものとする。

(脱退一時金の決定の請求)

第百十四条の三十三の二 法附則第十三条の十第一項の規定による脱退一時金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日、国籍及び住所
- 二 退職当時の所属機関の名称
- 三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した年月日又は日本国内に住所を有しなくなつた年月日のいずれか遅い日
- 四 障害共済年金、障害一時金又は昭和六十年改正前の法による障害年金及び障害一時金を受ける権利を有したことがない旨
- 五 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 六 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 請求者の生年月日及び国籍を証する書類

二 脱退一時金を請求するときにおいて日本国内に住所を有していないことを証する書類

三 その他必要な書類

(退職後に増加恩給等の受給者となつた場合の届出)

第百十四の三十四 施行法第二十条(施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当することとなつた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 組員であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 二 退職年月日
- 三 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 四 増加恩給等の発生の事由
- 五 増加恩給等の証書の記号番号
- 六 その他必要な事項

2 前項に規定する者が年金である給付を受ける権利を有する者であるときは、同項の届出書に年金証書を添えなければならない。

(退職後に増加恩給等を受けなくなつた場合の届出)

第百十四の三十五 施行法第二十一条(施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当することとなつた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に、裁定庁の増加恩給等の受給権の消滅の通知書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一

組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 二

退職年月日
- 三

退職共済年金の年金証書の記号番号
- 四

増加恩給等の消滅の事由及びその年月日
- 五

増加恩給等の証書の記号番号
- 六

その他必要な事項
- (一時金の返還の申出)

第百十四の三十六 施行法第四十一条第二項第三号(施行法第四十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により一時金の返還を希望する旨の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該一時金を決定した者に提出しなければならない。

- 一

施行法第四十一条第二項第三号の申出をする旨
- 二

氏名及び支給を受けた一時金の種類
- 三

申出の年月日及び申出の際に所属している部局等の名称
- 四

退職の年月日及び退職の際に所属していた部局等の名称
- 六

その他連合会の定める事項

- 2
- 前項に規定する書類の提出は、その者が所属している組合を経由して行うものとする。
(従前の例により年金の支給を受けること等の申出)

第百十四の三十七 施行法第四十二条第一項第一号又は第二号(これらの規定を施行法第四十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により従前の例により年金の支給を受けることを希望する旨又は既に支給を受けた年金を返還しない旨の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該年金を決定した者に提出しなければならない。

- 一

施行法第四十二条第一項第一号又は第二号の申出をする旨
- 二

氏名及び当該年金の年金証書の記号番号
- 三

前条第一項第三号及び第四号に掲げる事項
- 四

その他連合会の定める事項

- 2
- 前条第二項の規定は、前項に規定する書類の提出について準用する。
(長期給付の決定及び通知)

第百十四条の三十八 連合会は、長期給付に係る請求書の提出を受けたとき又は年金額の変更を認めたときは、遅滞なく、これを審査決定し、その決定の内容を文書で請求者又は受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

(年金証書)

第百十四条の三十九 連合会は、前条の規定により退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金を決定し又は改定したときは、同条の通知にあわせて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

- 一

受給権者の氏名及び生年月日
- 二

年金の種類及び年金証書の記号番号
- 三

年金の支給開始年月
- 四

その他必要な事項

- 2
- 前項の場合において、法第四十四条の規定により等分して支給すべき年金の年金証書は、第百十四条の二十六第三項の代表者に交付するものとする。

- 3
- 連合会は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。
(年金証書の亡失等)

第百十四条の四十 受給権者は、年金証書を亡失し、若しくは著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書に亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一

受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二

年金証書の記号番号
- 三

再交付申請の理由
- 四

その他必要な事項

- 2
- 連合会は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

- 3
- 受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを連合会に返納しなければならない。

(所得金額の報告)

第百十四条の四十一 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者は、連合会から法第八十条第一項に規定する所得金額を明らかにする書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2
- 連合会は、前項の書類の提出を求めたときにおいて、これに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、その者に支払うべき退職共済年金又は障害共済年金の全額の支払を差し止めることができる。
(受給権者の異動報告等)

第百十四条の四十二 受給権者は、住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)により住居表示が変更されたとき又は次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨並びに氏名、生年月日、住所及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる事由に該当したときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならないものとし、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする。

- 一

氏名を改めたとき 年金証書及び氏名の変更に関する市町村長の証明書又は改氏名後の戸籍抄本
- 二

転居したとき 住所の変更に関する市町村長の証明書又は住民票抄本
- 三

受給代表者を変更するとき 年金証書及び同順位者の全員の同意書
- 四

払渡郵便局又は金融機関を変更するとき 新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地及び名称を記載した書類

- 2
- 連合会は、前項第一号又は第三号の規定により、年金証書の提出があつたときは、遅滞なくその記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

(退職共済年金受給権者等の再就職届)

第百十四条の四十三 退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有する者が再び長期組合員となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職届出書に年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第一項及び第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする。

- 一

組合員の氏名、生年月日及び住所
- 二

年金の種類
- 三

年金証書の記号番号
- 四

再就職後の組合名
- 五

その他必要な事項

- 2
- 連合会は、前項の規定により年金証書の提出を受けたときは、年金証書に所要の事項を記載して、その者に交付しなければならない。

(年金受給権の消滅の届出)

第百十四条の四十四 受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき(退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき、第百十四条の二十九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族共済年金が支給されることとなるときを除く。)は、その遺族若しくは法第四十五条の規定により支払未済の給付の支給を受ける相続人又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書に年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一

受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 二

年金の種類
- 三

年金証書の記号番号
- 四

受給権の消滅の事由
- 五

その他必要な事項

(連合会への書類の提出)

第百十四条の四十五 第八十七条の二第八項の規定は、長期組合員が退職したとき若しくは退職することなく死亡したときにおけるこの節の規定による連合会への書類の提出について準用する。この場合において、書類の提出が、長期給付の決定に係るときは、組合は、運営規則で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けて連合会が別に定める長期給付算定計算書を作成し、これを提出された書類に添付するものとする。

(年金原簿等の作成)

第百十四条の四十六 連合会は、受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

第六章 掛金及び負担金

(育児休業期間中の掛金の免除の申出)

第百十五条 法第百条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、別紙様式第三十三号の三による育児休業期間掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。

2 組合は、前項の規定による申出書の提出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を組合員原票に記載しなければならない。
(掛金の還付)

第百十五条の二 組合は、法第百一条第五項の規定により掛金を還付するときは、次に掲げる事項を記載した通知書を当該組合員に交付しなければならない。

- 一 還付金額
- 二 還付することとなつた理由
- 三 還付年月日
- 四 その他必要な事項

2 前項の規定は、法第百一条の二第三項において準用する法第百一条第五項、令第五十二条第三項、附則第六条の二の四第三項又は附則第七条の七第四項の規定により特別掛金、任意継続掛金、特例退職掛金又は特例継続掛金の還付をする場合について準用する。
(掛金の払込の通知)

第百十五条の三 令第十二条の四第二項の通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を同項に規定する組合員に交付し、又は公示送達することによりするものとする。

- 一 組合に払い込むべき金額
- 二 令第十二条の四第一項に規定する払い込むべき期限
- 三 令第十二条の四第二項に規定する組合の指定する期限

2 前項第三号の期限は、同項の規定により通知書を交付し、又は公示送達する日から十日以上を経過した日でなければならない。
(負担金の払込の手続)

第百十六条 法第百二条の規定による負担金の払込を受けるに必要な手続については、別到大蔵大臣が定める。

第六章の二 国家公務員共済組合審査会
(審査会の委員に対する報酬の額)

第百十六条の二 令第十四条に規定する大蔵省令で定める額は、会長及びその他の委員につき予算の範囲内で別に連合会理事長が大蔵大臣の承認を受けて定める。

第七章 雑則
(年金の支払の調整)

第百十七条 法第七十四条の四の規定による年金である給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

- 一 年金である給付の受給権者の死亡を給付事由とする遺族共済年金の受給権者が、当該年金である給付の受給権者の死亡に伴う当該年金である給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。
- 二 遺族共済年金の受給権者が、同一の給付事由に基づく他の遺族共済年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族共済年金の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

(書類の保存期限)

第百十七条の二 次の各号に掲げる組合の帳簿又は書類の保存期限は、その処理の終つた翌事業年度から起算して当該各号に掲げる期間とする。

- 一 元帳及び補助簿 十年
 - 二 財産関係帳簿及び書類 十年
 - 三 長期給付に係る伝票、収入及び支出の証ひよう書類、給付関係帳簿、給付の請求書その他関係書類 十年
 - 四 伝票、収入及び支出の証ひよう書類、給付関係帳簿又は給付の請求書その他給付関係書類（前号に掲げるものを除く。） 七年
 - 五 報告書類 三年
 - 六 その他の証ひよう書類 運営規則で定める期間
- (事業報告書)

第百十八条 本部長又は支部長（第四条（第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する本部又は支部の長をいう。以下同じ。）は、毎月末日現在における別紙様式第三十四号による事業報告書を作成しなければならない。この場合において、支部にあつては、翌月十五日までに当該事業報告書を本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項の規定により提出を受けた事業報告書に基づき、総括した事業報告書を作成し、提出を受けた月の二十五日までに、これを組合の代表者（連合会にあつては、連合会の理事長。以下第百二十二条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

3 組合の代表者は、前項の規定により提出を受けた事業報告書を、提出を受けた月の末日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。
(決算事業報告書)

第百十八条の二 本部長又は支部長は、毎事業年度末日現在における別紙様式第三十五号による決算事業報告書を作成しなければならない。この場合において、支部にあつては、翌事業年度の四月二十五日までに当該決算事業報告書を本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項の規定により提出を受けた決算事業報告書に基づき、総括した決算事業報告書を作成し、翌事業年度の五月二十日までに、これを組合の代表者に提出しなければならない。

3 組合の代表者は、前項の規定による提出を受けた決算事業報告書を、翌事業年度の五月三十一日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。
(外部監査)

第百十九条 法第百十六条第三項の規定による当該職員の監査は、別に定める監査要領に従つて行わなければならない。

2 前項に規定する当該職員は、同項の監査をする場合には、別紙様式第三十六号による監査証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、提示しなければならない。

第百二十条 会計単位の長及び出納職員は、前条の規定による監査に立会しなければならない。ただし、これらの職員が事故のため自ら立会することができない場合には、その代理人が立会しなければならない。

第百二十一条 第百十九条第一項に規定する当該職員は、同項の監査を行う場合には、会計単位の長及び出納職員又はこれらの者の代理人に対し、現金、預金通帳、帳簿、証ひよう書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

(内部監査)

第百二十二条 組合の代表者又はその委任を受けた者は、毎事業年度末日、出納主任に異動があつた場合及び必要と認める場合において、組合の業務及び財産の状況について監査を行わなければならない。

(検査証票)

第百二十三条 法第百十七条第三項に規定する検査証票は、別紙様式第三十七号による。

(船員組合員原票)

第百二十四条 組合は、船員組合員の資格を取得した者に対しては、第八十七条の規定にかかわらず、別紙様式第三十八号による船員組合員原票を備え、船員組合員の資格の得喪、被扶養者その他所要の事項を記載して整理しなければならない。

2 第八十七条第二項の規定は、船員組合員原票について準用する。

(船員組合員証等)

第百二十五条 組合は、船員組合員の資格を取得した者に対しては、第八十九条の規定にかかわらず、別紙様式第三十九号による船員組合員証を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、その者に被扶養者があるときは、同時に、別紙様式第四十号による船員被扶養者証を作成し、その者に交付しなければならない。

2 第九十条から第九十四条までの規定は、船員組合員証及び船員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十一条第一項中「組合員証再交付申請書」とあるのは「船員組合員証再交付申請書」と、第九十四条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十一号による船員組合員証整理簿」又は「別紙様式第四十二号による船員被扶養者証整理簿」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第九十五条の規定は、船員組合員については、適用しない。

(船員組合員の療養の給付等)

第百二十六条 第九十九条から第百五条の四までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百二十条の規定により、船員保険法第二十八条、第二十八条ノ七、第二十九条、第二十九条ノ二、第二十九条ノ四、第二十九条ノ六又は第三十一条ノ二から第三十一条ノ六までの規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条、第九十九条の三第一項及び第百二条の二中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第百五条第一項及び第百五条の二中「遠隔地被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、それぞれ読み替えるものとする。

(船員組合員療養補償証明書)

第百二十六条の二 船員組合員は、法第百二十条の規定により、その例によることとされる船員保険法の規定により、船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する特定療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとするときは、別紙様式第四十三号による船員組合員療養補償証明書（法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）、特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者）に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、遅滞なく、船員組合員療養補償証明書を当該医療機関若しくは薬局、当該特定承認保険医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。
- 3 船員組合員は、前二項の規定により法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）、特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に船員組合員療養補償証明書を提出したときは、遅滞なく、その写しを組合に提出しなければならない。
- （船員組合員の一部負担金等の返還）
- 第百二十七条 船員組合員は、法第百二十条の規定によりその例によることとされる船員保険法の規定により、船員法第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する特定療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けた場合において、船員保険法第二十九条ノ五の規定の例により、同法第二十八条ノ三第一項から第五項まで若しくは第二十八条ノ六第二項の規定の例により負担した一部負担金の額、同法第二十八条ノ七第二項の規定の例により算定した標準負担額の額、同法第二十九条第二項の規定の例により算定した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額、同法第二十九条ノ三第一項及び第二項の規定の例により控除された額又は同法第二十九条ノ四第五項の規定の例により算定した額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払を受けようとするときは、別紙様式第四十四号による船員組合員一部負担金等返還請求書に船員組合員証を添えて、組合に提出しなければならない。
- 2 組合は、前項の規定により船員組合員証の提出を受けたときは、これに所要の事項を記載して、その者に返付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、運営規則で定める者については、所属機関の長の証明書をもつて船員組合員証にかえることができる。この場合において、前項の規定による船員組合員証への所要事項の記載は、当該所属機関の長が行うものとする。
- （外国で勤務する組合員の特例）
- 第百二十八条 在外組合員に短期給付を支給する場合の手続に関しては、外務大臣が定めるところによる。
- （継続長期組合員となつた者の資格取得届等）
- 第百二十八条の二 法第百二十四条の二第一項の規定により公庫等職員である期間引き続き組合員であるものとされることとなつた者は、別紙様式第四十五号による継続長期組合員資格取得届出書を組合に提出しなければならない。
- 2 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）は、その者は、これらの他の公庫等職員となつた日から六十日以内に、別紙様式第四十六号による継続長期組合員転出入届出書を組合に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定により届出書を提出した者が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得したときは、別紙様式第四十七号による継続長期組合員再就職届出書を組合に提出しなければならない。
- 4 組合は、第一項又は第二項の規定による書類の提出を受けたときは、これを提出した継続長期組合員の氏名、決定した標準報酬の月額、当該標準報酬の月額と掛金及び負担金との割合、法第百一条の二第一項に規定する期末手当等と特別掛金及び当該特別掛金に係る負担金との割合その他必要な事項を当該継続長期組合員の所属する公庫等に通知しなければならない。
- 5 組合は、第一項から第三項までの規定による書類の提出を受けたときは、その写しを連合会に送付しなければならない。
- （継続長期組合員に係る組合員期間の通算の特例）
- 第百二十八条の三 法第百二十四条の二第四項に規定する大蔵省令で定める期間は、六月とする。
- （継続長期組合員の取扱い）
- 第百二十八条の四 継続長期組合員に対するこの省令の適用については、第百十六条中「法第百二条」とあるのは、「法第百二条及び第百二十四条の二第一項」とする。
- （組合職員の取扱）
- 第百二十九条 組合職員に対するこの省令の適用については、第百十六条中「法第百二条」とあるのは、「法第百二条及び第百二十五条第一項」とする。
- （連合会役職員の取扱）
- 第百三十条 連合会役職員に対するこの省令の適用については、第百十六条中「法第百二条」とあるのは、「法第百二条及び第百二十六条第二項」とする。
- （任意継続組合員となるための申出等）
- 第百三十条の二 令第四十九条第一項第五号に規定する大蔵省令で定める事項は、退職時に交付されていた組合員証の記号及び番号、生年月日並びに組合員期間の年数とする。
- 2 令第四十九条第二項第三号に規定する大蔵省令で定める事項は、法第百二十六条の五第五項第五号に規定する申出のときに交付されている組合員証の記号及び番号とする。

- 3 法第百二十六条の五第五項第一号の二の規定により六十歳に達する前において任意継続組合員の資格を有しないものとしたならば国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者となるべきときはその旨及び該当することとなる年月日を遅滞なく組合に届け出なければならない。
- （任意継続組合員に係る組合員原票の整理等の特例）
- 第百三十条の三 任意継続組合員に係る第八十七条第一項、第八十八条及び第八十九条の規定の適用については、第八十七条第一項中「組合員の資格の得喪」とあるのは「任意継続組合員となつた事実、任意継続組合員の資格の喪失」と、第八十八条中「組合員となつた者」とあるのは「任意継続組合員となつた者」と、第八十九条中「組合員の資格を取得した者」とあるのは「任意継続組合員となつた者」とする。
- （任意継続組合員に係る継続療養証明書の交付申請等の特例）
- 第百三十条の四 任意継続組合員に係る第九十九条の三第一項、第百条第一項、第百二条の二第一項、第百四条、第百五条第二項、第百五条の二、第百六条、第百八条、第百九条、第百十条及び第百十三条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- | | | |
|------------|------------------|---|
| 第九十九条の三第一項 | 法第五十五条の二第一項 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十五条の二第一項 |
| | 法第五十五条の三第一項 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十五条の三第一項 |
| 第百条第一項 | 法第五十九条第一項 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項 |
| 第百二条の二第一項 | 法第五十六条の二第一項 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十六条の二第一項 |
| 第百四条 | 法第五十九条第一項 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項 |
| 第百五条第二項 | 「法第五十九条第一項又は第二項」 | 「令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項」 |
| | 「退職又は死亡後」 | 「資格を喪失した後」 |
| 第百五条の二 | 「法第五十九条第一項又は第二項」 | 「令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項」 |
| | 「退職又は死亡後」 | 「資格を喪失した後」 |
| 第百六条 | 法第六十一条 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十一条 |
| 第百八条 | 法第六十三条 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十三条 |
| | 法第六十四条 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十四条 |
| 第百九条 | 法第六十六条 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十六条 |
| 第百十条 | 法第六十七条 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十七条 |
| 第百十三条の三 | 法第五十四条 | 令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十四条 |
- （前納された任意継続掛金の取扱い）
- 第百三十条の五 法第百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続掛金の額の引下げが行われることとなつた場合においては、前納された任意継続掛金の額のうち当該任意継続掛金の額の引下げが行われることとなつた後の期間に係るものから当該期間の各月につき払い込むべきこととなる任意継続掛金の額の合計額を控除した額は当該前納に係る期間の後に引き続き任意継続掛金を前納することができる期間に係る前納されるべき任意継続掛金の額の一部とみなす。ただし、当該組合員の請求があつたときは当該残額を当該組合員に還付するものとする。
- （前納された任意継続掛金の還付の手続）
- 第百三十条の六 法第百二十六条の五第三項の規定により前納した任意継続掛金の還付を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した還付請求書を組合に提出しなければならない。
- 一 還付を請求しようとする者の氏名、生年月日及び住所

二 任意継続組合員であつた者の氏名及び生年月日

三 組合員証の記号及び番号

四 還付金の払渡しを受けようとする郵便局又は金融機関の名称

五 還付金額

六 還付理由

- 七 第一号に掲げる者が第二号に掲げる者の相続人であるときは、任意継続組合員であつた者との続柄
- 2 前項の場合において還付を請求しようとする者が任意継続組合員であつた者の相続人であるときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 任意継続組合員であつた者の死亡を証明する書類
- 二 その者が任意継続組合員であつた者の先順位の相続人であることを証明する書類（特例継続組合員となるための申出等）
- 第百三十条の七 令附則第七項の四第一項第五号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める事項は、法附則第十三条の三第一項の退職の時の所属機関の名称とする。
- 2 法附則第十三条の三第一項の規定による申出をしようとする者は、令附則第七条の四第一項に規定する書面に、その者の退職が法附則第十三条の三第一項に規定する定年等による退職をした場合に該当するものである旨の任命権者の証明書及び当該任命権者の証明を受けた履歴書を添えなければならない。（特例継続組合員でなくなることを希望する旨の申出）
- 第百三十条の八 令附則第七条の四第三項第三号に規定する大蔵省令で定める事項は、特例継続組合員でなくなることを希望する期日とする。（特例継続組合員の再就職の届出）
- 第百三十条の九 特例継続組合員が法附則第十三条の三第二項に規定する被保険者等（以下この条において「被保険者等」という。）となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、同条第一項の退職の際に所属していた組合に提出しなければならない。
- 一 被保険者等となつた者の住所及び氏名
- 二 被保険者等となつた旨及び被保険者等となつた年月日（連合会への書面等の送付）
- 第百三十条の十 組合は、令附則第七条の四又は前条の規定による書面等の提出を受けたときは、その写しを連合会に送付しなければならない。（特例継続組合員に係る退職届等の特例）
- 第百三十条の十一 特例継続組合員に係る第八十七条の二第三項及び第百十四条の四十五の規定の適用については、第八十七条の二第三項中「退職し」とあるのは「特例継続組合員の資格を喪失し」と、「退職又は」とあるのは「特例継続組合員の資格の喪失又は」と、第百十四条の四十五中「退職したとき若しくは退職することなく死亡したとき」とあるのは「特例継続組合員の資格の喪失したとき」とする。（様式の特例）
- 第百三十一条 任意継続組合員に係る組合員原票、被扶養者申告書、組合員証再交付申請書、遠隔地被扶養者証再交付申請書、継続療養証明書再交付申請書、組合員証整理簿、遠隔地被扶養者証交付申請書、遠隔地被扶養者証整理簿、継続療養証明書交付申請書、継続療養証明書整理簿及び継続療養者台帳は、別紙様式第九号、別紙様式第十号、別紙様式第十二号から別紙様式第十四号まで、別紙様式第十六号、別紙様式第十八号、別紙様式第二十号及び別紙様式第二十四号の様式にかかわらず、大蔵大臣が別に定める様式によるものとする。
- 2 組合の代表者又は連合会の理事長は、その省令の規定による書類を作成する場合において、電子計算機等の使用その他特別の事情によりこの省令に定める様式により難いときは大蔵大臣の承認を受けて、その特例を定めることができる。
- 附 則
- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。
- 2 国家公務員共済組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令第七十七号）及び国家公務員共済組合経理規程（昭和二十八年大蔵省令第四十四号）は、廃止する。
- 3 廃止前の国家公務員共済組合経理規程第十五条、第七十九条第二号、第八十条及び第八十一条の規定は、昭和三十三年十二月三十一日までは、なお、その効力を有する。
- 4 次の各号に掲げる様式については、それぞれ当該各号に掲げる日までの間は、運営規則で別段の定をすることができる。
- 一 様式第九号、第十号、第十二号、第十四号、第十七号から第三十三号まで、第三十八号及び第四十三号 昭和三十四年三月三十一日
- 二 様式第十一号、第十三号、第十五号、第十六号及び第三十九号から第四十二号まで 昭和三十五年六月三十日
- 5 廃止前の国家公務員共済組合経理規程の規定に基いてなされた出納職員の任命、取引金融機関の指定、印鑑の登録、取引その他の行為若しくは手続（勘定科目及び現金による支払に係る大蔵大臣の承認を除く。）又は昭和三十三年七月一日からこの省令の施行の日の前日までに法、令、定款若しくは運営規則の規定に基いてなされたこれらの事項、被扶養者の申告、組合員証の交付、短期給付の請求その他の行為若しくは手続は、その行為若しくは手続のなされた日において、この省令中の相当する規定に基いてなされたものとみなす。

- 6 前二項に定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に大蔵大臣が定める。
- 7 資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和六十二年政令第三十二号）第一条第六号に規定する利率が令第十二条第三項に規定する利率を下回っている間においては、第八十五条の二の規定により長期経理に属する余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合及び令第十条において準用する令第八条第一項第一号の規定により連合会が組合に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の二及び第八十六条の規定にかかわらず、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮して大蔵大臣が別に定める利率によることができる。
- 8 前項の規定の適用がある間を除き、阪神・淡路大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域における被害に対処するため、第八十五条の二の規定により長期経理に属する余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合及び令第十条において準用する令第八条第一項第一号の規定により連合会が組合に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の二及び第八十六条の規定にかかわらず、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮して大蔵大臣が別に定める利率によることができる。
- 9 令附則第十条第一項第一号に規定する大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和二十七年法律第百七十四号）による改正前の国家公務員共済組合法第一条第三号及び第四号に掲げる者
- 二 昭和三十四年一月一日以後において、職員以外の者として、国に使用され、国庫から報酬を受けていた者
- 10 令附則第十条第一項第一号ハに規定する大蔵省令で定めるもののうち同号イに掲げる者に準ずる者は、昭和二十四年八月四日から昭和二十八年七月三十一日までの間において、次に掲げるものとして雇用されていたものとする。
- 一 旧法第一条第一号に規定する常時勤務に服しない者として雇用された者で、次のイ、ロ又はハのいずれにも該当しないもの
- イ 勤務日について常勤職員と異なる定めのある者
- ロ 勤務時間の定めが一週間について三十六時間（昭和二十七年一月二十二日以後においては、三十三時間）未満の者
- ハ 報酬のうち雇用された日において適用されていた政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に規定する俸給に相当する給与として大蔵大臣の定める方法により算定した額が、当該法律に定める俸給表に掲げる俸給のうちの最低額に満たない者
- 二 旧法第一条第二号に規定する臨時に使用される者として雇用された者で、その者が臨時に使用される者として勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含むものとし、同条第三号から第五号までに掲げる者及び前項第一号に掲げる者として勤務した日を除く。）が二十二日以上ある月が二月引き続いている期間（次項において「臨時に使用される者に係る待期待期間」という。）を有するに至つたもので、その有するに至つた月の翌月以後引き続き臨時に使用される者として勤務することを要することとされていたもの
- 11 令附則第十条第一項第一号ハに規定する大蔵省令で定めるもののうち同号ロに掲げる者に準ずる者は、臨時に使用される者に係る待期待期間（昭和二十四年八月四日から昭和二十八年七月三十一日までの間に係るものに限る。）を合算した期間又は当該臨時に使用される者に係る待期待期間と同号イに規定する待期待期間（臨時に使用される者に係る待期待期間と重複する期間を除く。）とを合算した期間が十二月となるに至つたもので、そのなるに至つた月の翌月以後常勤職員について定められている勤務時間により勤務することを要するものとされていたものとする。
- 12 令附則第十条第一項第一号ロ又は前項の規定を適用する場合において、同号イに規定する待期待期間のうち附則第九項に規定する者であつた期間は、同号ロ又は前項の当該待期待期間に算入しないものとする。
- 13 令附則第十条の二に規定する大蔵省令で定める者は、昭和二十年九月二日以前の大蔵大臣が定める地域における地方公共団体に準ずるものとして大蔵大臣が定める団体の常勤の職員とする。
- 14 令附則第十条の二に規定する大蔵省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。
- 一 令附則第十条の二に規定する外地官署所属職員として勤務した期間の前に引続く国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の施行前における職員に相当する者（次号において「職員に相当する者」という。）であつた期間
- 二 職員に相当する者が召集等により兵役に服するため退職した後他に就職することなく兵役に服し、当該召集等の解除等の日から三年を経過する日の前日までの間に職員（職員に相当する者を含む。以下この号において同じ。）となり、昭和三十四年一月一日（施行法第二十三条第一項に規定する恩給更新組合員にあつては、同年十月一日）の前日まで引続いて職員であつたものの当該兵役に服するため退職した職員であつた期間
- 三 前二号に掲げる期間に準ずるものとして大蔵大臣が相当と認める期間
- 15 令附則第二十七条の二第二項第二号に規定する大蔵省令で定める者は、次の各号に掲げる者以外の者とする。
- 一 公務員等共済組合法施行規則（千九百七十年規則第十二号）第二条に規定する者
- 二 公立学校職員共済組合法施行規則（千九百六十九年規則第四十二号）第二条に規定する者

- 三 旧公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。）附則第三条第一項及び第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していた職員で前二号に掲げる者に準ずる者
- 16 令附則第二十七条の四第一項に規定する大蔵省令で定める者は、職員の任免（千九百六十年人事委員会規則第二号）第五条第二号の規定に基づき定められた行政職群の一般事務職の二級の職及びこれと同等以上の職として大蔵大臣が指定する職にある者とする。
- 17 前二項に定めるもののほか、沖縄の組合員であつた者に対する共済組合に関する法令の規定の適用に関し必要な細目は、大蔵大臣が定める。
- 18 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「経過措置政令」という。）第六十二条第一項第二号に規定する他の移行遺族年金で大蔵省令で定めるものは、当該移行遺族年金が日本たばこ産業共済組合から支給を受けるものである場合にあつては日本鉄道共済組合から支給を受ける移行遺族年金とし、日本電信電話共済組合から支給を受けるものである場合にあつては日本鉄道共済組合から支給を受ける移行遺族年金又は日本たばこ産業共済組合から支給を受ける移行遺族年金とする。
- 19 経過措置政令第六条第四項に規定する大蔵省令で定める期間は、令第二条第一項第一号から第五号に掲げる者又は同条第二項各号に掲げる者に該当する者であつた期間のうち、人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四十四条の規定による俸給月額の調整又はこれに相当する法令若しくは規程の規定による俸給月額の調整対象とされなかつた期間とする。
- 20 第百十四条の二若しくは第百十四条の三、第百十四条の十四若しくは第百十四条の十五又は第百十四条の二十七若しくは第百十四条の二十八の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金の受給権者が、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十一条第二項各号に定める場合に該当するときに準用する。
- 21 経過措置政令第十七条第二項の規定により読み替えられた法第八十条第一項に規定する老齢基礎年金に相当する金額として大蔵省令で定めるところにより算定した額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）に、昭和六十年改正法附則第十六条第四項の規定により加算される金額の算定の基礎となつた組合員期間の月数（その月数が昭和六十年改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数を超えるときは、当該月数）を当該同表の下欄に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。
- 22 第百十四条の十若しくは第百十四条の十一又は第百十四条の二十二若しくは第百十四条の二十三の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は障害年金の受給権者が、昭和六十年改正法附則第四十五条第一項に該当する場合について準用する。
- 23 法附則第二十条の三の規定が適用された場合においては、同条第二項の規定により読み替えられた法第九十九条第一項第一号又は第二号に規定する事務に要する費用に充てるべき金額は、短期経理又は長期経理から業務経理に繰り入れなければならない。
- 24 前項の場合における第二十四条第二項（第八十五条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十四条第二項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項並びに附則第二十三項の規定により業務経理へ繰り入れられる金額及び短期経理又は長期経理からそれぞれ業務経理に繰り入れる金額の最高限度額」とする。

別紙様式（略）

別表第一・別表第二（略）

（八）国家公務員共済組合法施行規則の一部改正

（1）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成11年8月6日大蔵省令第77号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第八十五条の二、第八十六条及び附則第七項中「令第十二条第三項に規定する利率」を「年五・五パーセント」に改める。
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

（2）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成12年2月28日大蔵省令第6号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第百十三条の四」を「第百十三条の五」に改める。
第六条第一項第一号中「及び法附則第十四条の二第二項に規定する特別拠出金」を「、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金、法附則第十四条の三第二項の特別拠出金及び同条第三項第一号の調整拠出金」に改める。
第八十五条の五中「附則第十四条の二第一項」を「附則第十四条の三第一項」に改める。
第五章第二節中第百十三条の四の次に次の一条を加える。
（介護保険第二号被保険者の資格の届出）
第百十三条の五 組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が次に掲げる事由に該当したときは、当該組合員は、遅滞なく、当該組合員（被扶養者にあつては、当該組合員及びその被扶養者）の氏名及び生年月日、組合員証の記号及び番号並びに次に掲げる事由に該当した年月日及び理由を記載した書類を組合に提出しなければならない。
一 組合員又はその被扶養者が介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項に該当したとき。
二 組合員又はその被扶養者が介護保険法施行法第十一条第一項に該当しなくなつたとき。
附則第二十三項中「第二号」を「第三号」に改める。
別紙様式の改正〔略〕
別表の改正〔略〕
附 則
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
3 この省令による改正後の第六条〔中略〕の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経理単位について適用する。

（3）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成12年3月17日大蔵省令第13号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第八十九条中「取得した者（）」の下に「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第百二十四号）第八条第二項（同法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）又は」を加える。
第九十三条第一項中「喪失したとき（）」の下に「交流派遣職員となつたとき又は」を加える。
第九十六条の二第四項中「（大正十五年内務省令第三十六号）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 組合は、交流派遣職員である組合員を使用する派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項（同法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。以下この項において同じ。）が、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五条第一項の規定による通知を受けたときは、当該派遣先企業より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬を参酌して当該交流派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
別表の改正〔略〕
附 則
この省令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

(4) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（平成12年3月31日大蔵省令第44号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条中「財産目録、」を削り、「別紙様式第七号による財務諸表附属明細表」を「法第十六条第三項の附属明細書及び事業状況報告書並びに第二百二十二条第二項第一号の監査（本部に係るものに限る。）に関する監査報告書」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合が議決権の過半数を実質的に所有している会社又は当該組合及び当該会社若しくは当該会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社（以下この項及び次項において「子会社」という。）又は組合（当該組合が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、組合が人事、資金、技術及び取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この項及び次項において「関連会社」という。）の株式を所有している場合における当該子会社又は当該関連会社の名称、一株当たりの額、当該事業年度末日及び前事業年度末日における所有株数、取得価格、貸借対照表計上額、当該事業年度におけるそれぞれの増減その他の組合が所有する子会社及び関連会社の株式に係る明細

二 組合が他の団体等に対して出資を行つた場合における当該団体等の名称、一株又は一口当たりの額、当該事業年度末日及び前事業年度末日における所有株数又は所有口数、取得価格、貸借対照表計上額、当該事業年度におけるそれぞれの増減その他の出資に係る明細

三 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細

四 当該事業年度に受け入れた国の補助金その他これに準ずるもの（以下この号及び次項において「国庫補助金等」という。）の名称、当該国庫補助金等に係る国の会計区分、当該国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書における関連科目との関係その他の国庫補助金等に係る明細

五 組合に使用される者の給与費の明細

六 組合の業務の一部又は当該業務に関連する事業を行う公益法人その他の団体で、組合が出資、人事、資金、技術及び取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（次項において「関連公益法人等」という。）の基本財産に対する拠出その他の組合の業務の性質上重要と認められるものの明細

七 別紙様式第七号による財務諸表附属明細表に掲げる事項

3 第一項の事業状況報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務の内容、各事務所の所在地、沿革、設立に係る根拠法の名称、主務大臣、当該事業年度における組合に使用される者の定数及びその増減その他の組合の概要

二 当該事業年度及び前事業年度までにおける組合の業務の実施状況（借入金及び国庫補助金等による資金調達の状況を含む。）

三 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関するものとして次に掲げる事項

イ 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の概況（組合との関係を示す系統図を含む。）

ロ 子会社及び関連会社の名称、事務所の所在地、資本金の額、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、組合の持株比率及び組合との関係

ハ 関連公益法人等の名称、事務所の所在地、基本財産の額、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び組合との関係

四 組合が対処すべき課題

第六十二条の次に次の一条を加える。

（財務諸表等の閲覧期間）

第六十二条の二 法第十六条第三項に規定する大蔵省令で定める期間は、五年とする。

第八十五条第二項中「資金の貸付け」との下に「、第六十二条第一項中「事業状況報告書並びに第二百二十二条第二項第一号の監査（本部に係るものに限る。）に関する監査報告書」とあるのは「事業状況報告書」と、同条第二項第五号中「組合に使用される者」とあるのは「連合会の役員及び連合会に使用される者」と、同条第三項第一号中「組合に使用される者」とあるのは「連合会の役員及び連合会に使用される者」と、「増減」とあるのは「増減並びに役員の氏名、役職、任期及び経歴」と」を加える。

第九十七条中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に改める。

第一百一十一条の二の次に次の一条を加える。

（介護休業手当金）

第一百一十一条の三 法第六十八条の三の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、別紙様式第三十一号の四による介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

第百十四条の四十四中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に改める。

第二百二十二条を次のように改める。

（内部監査）

第二百二十二条 組合の代表者又はその委任を受けた者は、組合の業務及び財産（連合会にあつては、連合会の業務及び財産）について監査を行わなければならない。

2 前項の規定により行わなければならない監査は、次に掲げる監査とする。

一 毎事業年度末日現在における監査

二 出納主任に異動があつた場合に行う監査

三 その他必要と認める場合に行う監査

3 組合は、法第十六条第二項の承認を受けたときは、前項第一号の監査（本部に係るものに限る。）に関する監査報告書を各事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供しなければならない。

別紙様式の改正（略）

別表の改正（略）

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法施行規則第九十七条及び第百十四条の四十四の改正規定〔中略〕は、平成十二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第六十二条、第八十五条第二項及び第二百二十二条第三項〔中略〕の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係るこれらの規定に規定する書類から適用する。

(5) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成12年3月31日大蔵省令第45号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の二及び第八十六条中「五・五パーセント」を「四パーセント」に改める。

第八十七条の二第七項中「この項」の下に「及び次条第三項」を加える。

第八十七条の三第三項中「組合の」を削り、「組合員期間等証明書）」の下に「及び退職又は障害を給付事由とする年金である給付の決定に関し必要な書類（これらの年金である給付を受ける権利を有する者に係るものに限る。）」を、「当該地方の」の下に「長期組合員の属する地方の」を加える。

附則第七項中「五・五パーセント」を「四パーセント」に改める。

附則第二十四項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を附則第二十五項とし、附則第十三項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 連合会が、令第十条において準用する令第八条第一項第一号の規定により、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行の日の前日に同法附則第一百五十八条第一項に規定する地方職員共済組合の組合員であつて、同法の施行の日において同法附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となつた者及び附則第二百二十三条の規定により相当の都道府県労働局の職員となつた者が属することとなつた組合に資金（これらの者が、当該地方職員共済組合が貸し付けた貸付金の弁済に充てるため、その属することとなつた組合から臨時の支出に対する貸付けを受ける場合における資金に限る。）の貸付けを行う場合の貸付金に係る利率については、第八十六条及び附則第七項の規定にかかわらず、これらの者の生活の安定に配慮して大蔵大臣が別に定める利率によることができる。

附則に次の一項を加える。

26 施行法第三十二条の二第一項及び第二項の規定により連合会が支給することとされた同条第一項に規定する長期給付は、第二条に規定する長期給付とみなして、この省令の規定を適用する。

附 則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の第八十五条の二、第八十六条及び附則第七項の規定は、この省令の施行の日以後に貸し付けた貸付金の利率について適用し、同日前に貸し付けた貸付金の利率については、なお従前の例による。

(6) 中央省庁等改革のための財務省関係大蔵省令の整備等に関する省令（平成12年8月21日大蔵省令第69号）第48条による改正

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第四十八条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第六十八条第三項を除く。）中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第五十条の四第二項中「次の各号に掲げる給付」を「健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第七十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付」に改め、同項各号を削り、同条第三項第三号中「（大正十五年勅令第二百四十三号）」を削り、同条第十項中「次の各号に掲げる給付」を「健康保険法施行令第七十九条第十一項において読み替えて準用する健康保険法第四十四条ノ四第六項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付」に改め、同項各号を削り、同条第十一項中「次の各号に掲げる給付」を「健康保険法施行令第七十九条第十項において読み替えて準用する健康保険法第五十九条ノ二第五項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付」に改め、同項各号を削る。

附則（第二項、第五項及び第六項を除く。）中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

別紙様式の改正【略】

注 この改正規定は、平成12年12月28日大蔵省令第93号附則第4項により、国家公務員共済組合法施行規則第百五条の四の改正規定中「同条第十項」を「同条第十二項」に、「第七十九条第十一項」を「第七十九条第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「第七十九条第十項」を「第七十九条第十四項」に改められた（公布日）（旧国家公務員共済組合の平成十二年十二月の出納計算表等に関する経過措置）

第一百八十条 旧組合（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第千三百二十五条第五項に規定する旧組合をいう。次条及び第百八十二条において同じ。）の平成十二年十二月に係る出納計算表及び事業報告書については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる第四十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「改正前国共済施行規則」という。）第六十条第三項及び第百十八条第三項に規定する大蔵大臣は、財務大臣とする。

（旧国家公務員共済組合の解散月の帳簿の記入等に関する経過措置）

第百八十一条 旧組合の平成十二年四月一日に始まる事業年度（次条において「最終事業年度」という。）の終了する月（次項において「解散月」という。）に係る改正前国共済施行規則第五十八条第二項、第五十九条第二項並びに第六十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「毎月末日」とあるのは、「平成十三年一月五日」とする。

2 旧組合の解散月に係る帳簿の記入並びに出納計算表及び事業報告書の作成及び提出に係る改正前国共済施行規則第五十八条から第六十条まで及び第百十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、前項の規定により読み替えられた改正前国共済施行規則第六十条第一項中「翌月五日」とあるのは「同月十一日」と、「翌月十五日」とあるのは「同月十九日」と、同条第二項中「翌月二十五日」とあるのは「同月末日」と、同条第三項中「その提出を受けた月の末日までに、大蔵大臣」とあるのは「平成十三年二月五日までに、財務大臣」と、改正前国共済施行規則第百十八条第一項中「毎月末日」とあるのは「平成十三年一月五日」と、「翌月十五日」とあるのは「同月十九日」と、同条第二項中「提出を受けた月の二十五日」とあるのは「平成十三年一月末日」と、同条第三項中「提出を受けた月の末日までに、大蔵大臣」とあるのは「平成十三年二月五日までに、財務大臣」とする。

（旧国家公務員共済組合の最終事業年度の決算精算表等に関する経過措置）

第百八十二条 旧組合の最終事業年度の決算に係る改正前国共済施行規則第六十一条、第七十八条及び第百十八条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国共済施行規則第六十一条第一項中「翌事業年度四月十五日」とあるのは「平成十三年一月十九日」と、「翌事業年度四月二十五日」とあるのは「同月末日」と、同条第二項中「翌事業年度の五月二十日」とあるのは「平成十三年二月二十三日」と、同条第三項中「翌事業年度の五月三十一日までに、大蔵大臣」とあるのは「平成十三年三月六日までに、財務大臣」と、改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と、改正前国共済施行規則第百十八条の二第一項中「翌事業年度の四月二十五日」とあるのは「平成十三年一月末日」と、同条第二項中「翌事業年度の五月二十日」とあるのは「平成十三年二月二十三日」と、同条第三項中「翌事業年度の五月三十一日までに、大蔵大臣」とあるのは「平成十三年三月六日までに、財務大臣」とする。

2 改正前国共済施行規則第八十二条の規定により旧組合の最終事業年度の欠損金補てん積立金の額を算定する場合において、同条第一号に規定する当該事業年度以前三事業年度における短期給付の平均請求額の算定の基礎となる当該最終事業年度の短期給付の請求額については、当該最終事業年度の短期給付の請求額の九分の十二に相当する額とする。

（新国家公務員共済組合の最初の事業年度の福祉経理の財源等に関する経過措置）

第百八十三条 新組合（中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十八条第一項に規定する新組合をいい、防衛庁共済組合（同

法第千三百二十四条第一項に規定する防衛庁共済組合をいう。）を除く。以下この条において同じ。）の最初の事業年度に係る福祉経理の財源並びに事業計画及び予算の認可については、改正前国共済施行規則第七条第一項中「の前事業年度における剰余金」とあるのは「に権利及び義務を承継した旧組合（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第千三百二十五条第五項に規定する旧組合をいう。）の平成十二年四月一日に始まる事業年度における剰余金」と、改正前国共済施行規則第二十二条中「前事業年度の二月末日」とあるのは「平成十二年十一月末日」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- 2 新組合の最初の事業年度末日における支払準備金に係る第四十八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（次項及び第百八十五条において「改正後国共済施行規則」という。）第七十八条の規定の適用については、同条中「十二分の二」とあるのは、「三分の二」とする。
- 3 改正後国共済施行規則第八十二条の規定により新組合の最初の事業年度から平成十四年四月一日に始まる事業年度までの各事業年度末日において積み立てるべき欠損金補てん積立金の額を算定する場合において、同条第一号に規定する当該事業年度以前三事業年度における短期給付の平均請求額の算定の基礎となる当該最初の事業年度の短期給付の請求額については、当該最初の事業年度の短期給付の請求額の三分の十二に相当する額とする。

（旧総理府共済組合の組合員であった更新組合員に係る組合員原票等の引継ぎ）

第百八十四条 旧総理府共済組合（中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十五条第一項に規定する旧総理府共済組合をいう。）の組合員であった更新組合員（同法第千三百二十八条第一項に規定する更新組合員をいい、同条第七項から第九項までの規定によりこの省令の施行の日以後、同法第四百二十三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第二項、第百二十六条の五第二項又は附則第十二条第三項に規定する継続長期組合員、任意継続組合員又は特例退職組合員となった者を含む。）であって、次の各号に掲げるものに係る組合員原票その他の関係書類（中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十五条第一項の規定により内閣共済組合（同項に規定する内閣共済組合をいう。）に承継される権利及び義務に関する書類を除く。）については、当該各号に定める組合が引き継ぐものとする。

- 一 従前の自治省、公正取引委員会及び総務庁に属していた者 総務省共済組合（中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十三条第一項に規定する総務省共済組合をいう。）
- 二 従前の北海道開発庁及び国土庁に属していた者 国土交通省共済組合（中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十五条第一項に規定する国土交通省共済組合をいう。）
- 三 従前の科学技術庁に属していた者 文部科学省共済組合（中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十五条第一項に規定する文部科学省共済組合をいう。）

附 則

- 1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項（改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る。）及び第二項並びに第百八十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(7) 独立行政法人通則法等の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令（平成12年12月4日大蔵省令第85号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「において」の下に「、「独立行政法人」」を、「それぞれ法」の下に「第一条第二項、」を加え、「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改め、「規定する」の下に「独立行政法人、」を加える。

第七条第二項及び第八十一条第一項中「国」を「国、独立行政法人」に改める。

第八十五条第二項中「第八十一条」を「第八十一条第一項」に、「国」を「国、独立行政法人」に改める。

第百十一条の二中「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項」に改める。

第百二十九条中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。

別表の改正【略】

附 則

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。〔ただし書略〕

(8) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成12年12月28日大蔵省令第93号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五条の四第一項中「第十一条の三の二第七項」を「第十一条の三の第二十項又は第十一項」に改め、同条第十一項中「第十一条の三の二第九項」を「第十一条の三の二第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十一条の三の二第八項」を「第十一条の三の二第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一条の三の二第七項第二号」を「第十一条の三の二第十項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

- 9 令第十一条の三の二第六項第二号に規定する大蔵省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額は、同条第一項に規定する第一項一部負担金額、同条第二項に規定する第二項一部負担金額又は同条第三項に規定する第三項一部負担金額に係る療養に係る次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。
- 一 令第十一条の三の二第一項第一号に掲げる額 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額
- イ 法第五十五条第二項の規定により当該額を算定する場合にその例によることとされる健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定により算定される費用の額
- ロ 法第五十五条第三項に規定する運営規則で定める金額に係る療養に要した費用の額
- 二 令第十一条の三の二第一項第二号に掲げる金額 法第五十五条の三第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）
- 三 令第十一条の三の二第一項第三号に掲げる金額 第一号に定める額に前号に定める額を加えた額
- 四 令第十一条の三の二第一項第四号に掲げる金額 法第五十六条第三項の規定により算定した費用の額（食事療養（法第五十四条第二項に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）について算定した費用の額を除くものとし、その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額とする。）
- 五 令第十一条の三の二第一項第五号に掲げる金額 法第五十六条の二第二項の規定により算定した費用の額
- 六 令第十一条の三の二第一項第六号に掲げる金額 当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）
- 七 令第十一条の三の二第一項第七号に掲げる金額 法第五十七条の二第二項の規定により算定した費用の額
- 10 令第十一条の三の二第八項第二号に規定する大蔵省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額は、同条第一項に規定する第一項一部負担金額又は同条第三項に規定する第三項一部負担金額に係る療養に係る前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

第百十三条の三中「、令第十一条の三の二第八項並びに第九項」を「並びに令第十一条の三の二第十二項及び第十三項」に改める。

第百十四条の三十三の二第一項第四号中「昭和六十年改正前の法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第二十一項中「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）」を「昭和六十年改正法」に改める。

別紙様式の改正【略】

附 則
(施行期日)

- 1 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。【ただし書略】

(9) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成13年3月23日財務省令第17号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第八条第一項第一号の規定により余裕金（積立金に係るものを含む。以下同じ。）の運用を行う」を「第八条第一項の規定により業務上の余裕金を同項第一号に掲げるものに運用する」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 令第八条第一項第三号に規定する財務省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。
- 一 特別の法律により法人の発行する債券
- 二 社債券（担保付社債券その他確実と認められるものに限る。）
- 三 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。以下同じ。）の受益証券
- 四 貸付信託の受益証券
- 五 外国の政府、地方公共団体、特別の法律により設立された法人又は国際機関が発行する債券（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）
- 第十三条の二第一項第一号中「通知預金」の下に「、定期預金（預入期間が一年未満のものに限る。）」を加え、同項第二

号中「株式及び投資信託」を「公社債投資信託」に改める。

第二十四条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条の三第二項第三号を次のように改める。

三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
第四十三条に次のただし書を加える。

ただし、組合の現金自動預払機により第四十五条第一項第九号に規定する貯金の払いもどしをするときは、この限りでない。

第四十五条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 保健経理において、厚生費の支払をするとき。

第六十条第三項を削る。

第六十七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第七十九条第一項中「第六十七条第三項」を「第六十七条第二項」に改める。

第八十五条第二項中「第八条」の下に「及び附則第三項」を加え、「第二十三条各号列記以外の部分中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び長期経理における資産の構成割合」と、同条第二号」を「第十二条第一項中「第八条第一項第一号」とあるのは「第九条の三第一項第一号及び第十条において準用する令第八条第一項第一号」と、同条第二項中「第八条第一項第一号」とあるのは「第十条において準用する令第八条第一項第一号」と、同条第三項中「第八条第一項第三号」とあるのは「第十条において準用する令第八条第一項第三号」と、第二十三条第二号」に、「第二十四条第二項第三号中「又は不動産の取得」とあるのは「若しくは不動産の取得又は組合に対する資金の貸付け」を「第二十四条第二項第五号中「最低限度額」とあるのは「最低限度額（法第十九条の規定による業務上の余裕金の運用として行う不動産の取得及び譲渡に係るものを除く。）」に改める。

第八十五条の二の見出しを「（連合会の積立金等）」に改め、同条中「長期経理の余裕金」を「積立金等（令第九条の二に規定する積立金等をいう。以下同じ。）の資金」に改める。

第八十五条の二の二を次のように改める。

（連合会の積立金等の運用の基本方針）

第八十五条の二の二 令第九条の二に規定する積立金等の運用に関する基本方針（以下この条において単に「基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 積立金等の運用の基本的な考え方
- 二 積立金等の運用における資産の構成に関する事項
- 三 積立金等の運用の評価に関する事項
- 四 その他積立金等の運用に関し必要な事項

2 連合会は、毎年少なくとも一回、基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

3 連合会は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、財務大臣に提出しなければならない。

第八十五条の二の四を第八十五条の二の五とし、第八十五条の二の三を第八十五条の二の四とし、第八十五条の二の二の次に次の一条を加える。

（有価証券の範囲）

第八十五条の二の三 令第九条の三第一項第四号に規定する財務省令で定める有価証券は、次に掲げるもの（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）とする。

- 一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八条の二第三項の規定により国債証券とみなされる標準物（市場の価格変動によつて生じ得る損失を減少させることを目的とするものに限る。）
- 二 特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）
- 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券
- 四 社債券
- 五 公社債投資信託の受益証券
- 六 貸付信託の受益証券
- 七 外国又は外国法人の発行する証券で国債、地方債又は第二号から第五号までに掲げるものに相当するもの
- 第八十六条中「第十条において準用する令第八条第一項第一号」を「第九条の三第一項第八号」に改める。

附則第七項中「資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和六十二年政令第三十二号）第一条第六号に規定する利率」を「財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が十年の預託金に係るものに限る。）」に、「第八十五条の二の規定により長期経理に属する余裕金」を「積立金等の資金」に、「第十条において準用する令第八条第一項第一号」を「第九条の三第一項第八号」に改める。

附則第八項中「長期経理に属する余裕金」を「積立金等の資金」に、「第十条において準用する令第八条第一項第一号」を「第九条の三第一項第八号」に改める。

附則第九項中「第十条において準用する令第八条第一項第一号」を「第九条の三第一項第八号」に改める。

別紙様式の改正〔略〕

別表の改正〔略〕

附 則

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第五百四十三号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第八条（同令第十条において準用する場合を含む。）の規定により運用している有価証券のうち、この省令による改正後の第十二条第三項各号（この省令による改正後の第八十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当しないものに限り、当該各号に掲げる有価証券とみなす。この場合においては、この省令による改正後の第十三条の二第一項第二号中「公社債投資信託」とあるのは、「公社債投資信託及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年財務省令第十七号）附則第二項の規定により第十二条第三項各号に掲げる有価証券とみなされたもの」とし、この省令による改正前の第六十七条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 この省令による改正後の第二十四条第二項（この省令による改正後の第八十五条第二項において準用する場合を含む。）〔中略〕の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る予算総則及び固定資産明細表について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る予算総則及び固定資産明細表については、なお従前の例による。

（10）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成13年3月30日財務省令第24号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百九条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第六十六条第四項の規定に該当する者 第百十四条の三十八の規定による決定通知の写し、第百十四条の三十九の規定による障害共済年金の年金証書の写し及び当該年金の直近の額を証明する書類

二 法第六十六条第五項の規定に該当する者 第百十四条の三十八の規定による決定通知の写し

三 法第六十六条第六項の規定に該当する者 第百十四条の三十八の規定による決定通知又はこれに準ずる書類の写し、同項に規定する退職老齢年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類（以下「年金証書等」という。）の写し及び当該年金の直近の額を証明する書類

第百九条の二の次に次の一条を加える。

（退職老齢年金給付の日額計算）

第百九条の三 法第六十六条第六項に規定する財務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）に二百六十四分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第百十四条第一項第四号中「年金証書又はこれに準ずる書類（以下「年金証書等」という。）」を「年金証書等」に改める。

第百十四条の三の次に次の三条を加える。

（障害者の特例適用の請求）

第百十四条の三の二 法附則第十二条の四の二第一項の規定により退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 傷病の名称及び法第八十一条第一項に規定する初診日（以下「初診日」という。）

四 障害共済年金又は令第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付（障害を給付事由とする年金である給付に限る。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

五 加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分関係

六 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

七 加給年金額の対象者である子が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるときは、その旨

八 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項の記載がある場合（その全額につき支給を停止されているものを除く。）には、第一号に掲げる診断書の添付は、必要ないものとする。

一 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 前項第四号の年金である給付を受ける権利を有する者にあつては、第百十四条の三十八の規定による決定通知又はこれに準ずる書類の写し

三 加給年金額の対象者があるときは、その者の生年月日及びその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄本並びにその者が請求者によつて生計を維持していたことを証する書類

四 前項第六号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

五 前項第七号に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

六 その他必要な書類

3 第百十四条第一項の決定の請求を行う者が第一項の特例の適用を請求しようとする場合には、前項の規定により第一項の請求書に添付しなければならないこととされた書類のうち同条第一項の請求書に添付したものについては、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書への添付は、必要ないものとする。

（障害者の特例に該当しなくなつたときの届出）

第百十四条の三の三 法附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されている法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 障害の程度が障害等級に該当しなくなつた年月日

四 その他必要な事項

（加給年金額の支給事由該当の届出）

第百十四条の三の四 法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（法第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者（法附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときにおいて、加給年金額の対象者があるときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職共済年金の年金証書の記号番号

三 加給年金額の対象者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係

四 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

五 加給年金額の対象者である子が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるときは、その旨

六 その他必要な事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 加給年金額の対象者の生年月日及びその者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄本並びにその者が受給権者によつて生計を維持していたことを証する書類

二 前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

三 前項第五号に規定する場合に該当するときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

四 その他必要な書類

第百十四条の十三第一項第五号中「法第八十一条第一項に規定する初診日（以下「初診日」という。）」を「初診日」に改める。

第百十四条の三十九第一項第三号中「支給開始年月」を「受給権発生年月」に改める。

第百十四条の四十四中「若しくは法第四十五条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける相続人」を「、法第四十五条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける相続人若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者」に改める。

第百十四条の四十五中「死亡したとき」の下に「又は次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める場合」を加え、同条に次の各号を加える。

一 退職共済年金 当該退職共済年金の決定（第百十四条第三項に定める者の法第七十六条の規定による退職共済年金の決定を除く。）又は改定（退職による改定を除く。）の請求を行うとき。

二 障害共済年金 当該障害共済年金の決定又は改定の請求を行うとき。

- 三 遺族共済年金 当該遺族共済年金の決定（退職することなく死亡した場合又は退職共済年金若しくは障害共済年金の受給権者が死亡した場合の決定を除く。）の請求を行うとき。
- 附 則
- 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の第百十四条の三十九の規定は、この省令の施行の日以後に交付する年金証書について適用し、同日前に交付された年金証書については、なお従前の例による。

（11）国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（平成14年3月29日財務省令第18号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第十号」に改める。

第六十八条第七項中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

第六十九条第三項及び第八十五条第二項中「第六十七条第三項」を「第六十七条第二項」に改める。

第八十七条第二項中「第七十四条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第一百一十一条の二第一項中「百分の二十」を「百分の三十」に、「育児休業手当金（休業中支給分）請求書」を「育児休業手当金請求書（その一）」に改め、同条第二項中「百分の五」を「百分の十」に、「育児休業手当金（復職後支給分）請求書」を「育児休業手当金請求書（その二）」に改める。

第百十四条第一項第四号中「第七十四条第一項第一号」の下に「（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号。以下「平成十四年特例年金給付等政令」という。）第二十一条第二項の規定により厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは平成十四年特例年金給付等政令第二十三条第二項の規定により厚生年金保険法による遺族厚生年金とみなして適用する場合（以下「平成十四年経過措置政令等の規定により適用する場合」という。）を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第百十四条の二第二項中「第七十四条の二第一項の」を「第七十四条の二第一項（平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合又は平成十四年特例年金給付等政令第二十三条第二項の規定により厚生年金保険法による遺族厚生年金とみなして適用する場合を含む。第四号及び第五号並びに第百十四条の二十七第二項第四号及び第五号において同じ。）の」に改め、同項第四号中「第七十四条第一項」の下に「（平成十四年経過措置政令等の規定により適用する場合を含む。次号、第百十四条の十四第二項第四号及び第五号並びに第百十四条の二十七第二項第四号及び第五号において同じ。）」を加え、「同条第三項」を「法第七十四条第三項」に改め、「第十一条の七各号」の下に「（平成十四年経過措置政令第二十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用する厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第十二条の規定による改正前の令第十一条の七第五号を含む。）」を加える。

第百十四条の十第一項中「第八十七条の二第一項」を「第八十条第一項」に改める。

第百十四条の十三第一項第七号中「第七十四条第一項第二号」の下に「（平成十四年経過措置政令等の規定により適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第百十四条の十四第二項第四号中「第七十四条の二」の下に「（平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合又は平成十四年特例年金給付等政令第二十三条第二項の規定により厚生年金保険法による遺族厚生年金とみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）」を加える。

第百十四条の二十六第一項第四号中「第七十四条第一項第三号」の下に「（平成十四年経過措置政令等の規定により適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加える。

第百十四条の二十七第二項中「第七十四条の二第三項」の下に「（平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四号及び第五号において同じ。）」を加える。

附則第二十一項中「附則第十一条第二項各号」の下に「（平成十四年経過措置政令等の規定により適用する場合を含む。）」を加える。

別紙様式の改正〔略〕

- 別表の改正〔略〕
- 附 則
- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

（12）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成14年9月30日財務省令第52号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の二」に改める。

第二条中「第五十一条若しくは第五十二条」を「第五十二条の二」に改める。

第九十一条第一項中「組合員証再交付申請書」を「組合員証等再交付申請書」に改める。

第九十三条第二項中「前項の規定」を「同項の規定」に、「提出」を「返納」に改める。

第九十五条第四項中「、第九十一条第一項中「組合員証再交付申請書」とあるのは「遠隔地被扶養者証再交付申請書」と」を削り、「別紙様式第十六号」を「別紙様式第十五号の二」に改め、「、それぞれ」を削る。

第四章中第九十五条の次に次の一条を加える。

（高齢受給者証の交付等）

第九十五条の二 組合は、組合員が法第五十五条第二項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなる場合又はその被扶養者が法第五十七条第四項若しくは第五項若しくは第五十七条の二第二項第三号若しくは第四号の規定に該当することとなる場合には、遅滞なく、別紙様式第十五号の三による高齢受給者証を作成し、組合員に対して交付しなければならない。

2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。

一 組合員の資格を喪失したとき。

二 組合員が交流派遣職員となつたとき。

三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

四 法第五十七条第四項若しくは第五項又は第五十七条の二第二項第三号若しくは第四号の規定に該当する被扶養者が被扶養者の要件を欠くに至つたとき。

五 高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき。

六 高齢受給者証の有効期限に至つたとき。

七 組合員又はその被扶養者が老人保健法の規定による医療を受けることとなつたとき。

3 第九十条から第九十四条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、高齢受給者証について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第九十五条の二第二項第一号の資格喪失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と、第九十四条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十六号による高齢受給者証整理簿」と読み替えるものとする。

第九十六条の二第四項中「健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五条第一項の規定による」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る」に改め、同条第五項中「健康保険法施行規則第五条第一項の規定による」を「健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る」に改める。

第九十九条の四を第九十九条の五とする。

第九十九条の三を第九十九条の四とする。

第九十九条の二第一項中「（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十七第二項」を「第八十五条第二項」に改め、「健康保険法施行規則」の下に「（大正十五年内務省令第三十六号）」を加え、「の組合」を「組合」に、「は、別紙様式第十七号の二による標準負担額減額認定申請書」を「（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、別紙様式第十七号の二の二による限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に改め、同条第二項中「受けた者」の下に「（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）」を加え、同条第三項中「認定を」を「減額認定証の交付を」に改め、同項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 組合員が交流派遣職員となつたとき。

三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

第九十九条の二第四項中「規定」の下に「（第九十三条第一項の規定を除く。）」を加え、「第九十一条中「組合員証再交付申請書」とあるのは「標準負担額減額認定証再交付申請書」」を「第九十三条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第九十九条の三第三項第一号の資格喪失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」」に改め、同条を第九十九条の三とする。

第九十九条第一項中「第百条第二項に規定する継続療養証明書」を「継続療養証明書（第百条第二項に規定する継続療養証明書をいう。次項及び第九十九条の四第一項において同じ。）を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）」に改め、同条第二項中「又は継続療養証明書」を「、継続療養証明書又は高齢受給者証」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（一部負担金の割合が百分の十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第九十九条の二 令第十一条の三の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより算定した収入の額は、同項に規定する組合員が療養を受ける日の属する年の前年（当該療養を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年）における当該組合員及び同項に規定する被扶養者に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を合算した額から退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）の計算上収入金額とすべき金額を控除した額とする。

2 令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、別紙様式第十七号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。

第百条第六項中「第九十一条第一項中「組合員証再交付申請書」とあるのは「継続療養証明書再交付申請書」」を「第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百条第五項」」に改め、「、それぞれ」を削る。

第百二条の二第一項中「継続療養証明書」の下に「（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）」を加え、同条第二項中「又は継続療養証明書」を「、継続療養証明書又は高齢受給者証」に改める。

第百五条第一項中「第九十九条の三、第九十九条の四」を「第九十九条の四、第九十九条の五」に、「第九十九条及び第九十九条の三第一項」を「第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員証若しくは遠隔地被扶養者証」と、「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第四項又は第五項」と、同条第二項及び第九十九条の四第一項」に、「、「組合員証」を「[組合員証]」に改め、同条第二項中「第百二条中」を「同条第五項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第六項中「第百条第五項」とあるのは「第百五条第二項において読み替えて準用する第百条第五項」と、第百二条中」に、「第五十七条第八項」を「第五十七条第十一項」に改め、「、それぞれ」を削る。

第百五条の二中「死亡後」と、」の下に「同条第五項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第六項中「第百条第五項」とあるのは「第百五条の二において読み替えて準用する第百条第五項」と、」を、「遠隔地被扶養者証」と、」の下に「[法第五十五条第二項第二号又は第三号]とあるのは「法第五十七条の二第二項第三号又は第四号」と、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（家族療養費又は家族訪問看護療養費の給付の割合が百分の九十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第百五条の二の二 令第十一条の三の三第二項に規定する財務省令で定めるところにより算定した収入の額は、同項に規定する被扶養者が療養を受ける日の属する年の前年（当該療養を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年）における当該被扶養者を扶養する同項に規定する組合員及び当該被扶養者に係る所得税法第三十六条第一項に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を合算した額から退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）の計算上収入金額とすべき金額を控除した額とする。

2 第九十九条の二第二項の規定は、令第十一条の三の三第二項の規定の適用を受けようとする組合員について準用する。

第百五条の四の見出しを「（高額療養費の決定の請求）」に改め、同条第一項中「第十一条の三の第二十項又は第十一項」を「第十一条の三の五第一項第三号又は第二項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれか」に改め、同条第二項から第十三項までを削り、同条の次に次の六条を加える。

（特定給付対象療養）

第百五条の五 令第十一条の三の四第一項第二号に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。

2 令第十一条の三の四第六項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

一 組合員証の記号及び番号

二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

三 認定を受けようとする者のにかつた健康保険法施行令第四十一条第六項に規定する疾病の名称

3 前項の書類の提出については、認定を受けようとする者が同項第三号に掲げる疾病にかかつたことに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかつたことを証明する書類を添付しなければならない。

4 組合は、第二項の書類の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者

を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

5 認定を受けた者は、法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）又は特定承認保険医療機関から健康保険法施行令第四十一条第六項に規定する療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を当該医療機関若しくは薬局又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく特定疾病療養受療証を当該医療機関若しくは薬局又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。

7 第九十条から第九十四条までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。

（高額療養費に係る療養に要した費用の額）

第百五条の六 令第十一条の三の五第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額又は第四項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（令第十一条の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。）に要した費用の額は、同項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額又は同条第一項第一号イからトまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

一 令第十一条の三の四第一項第一号イに掲げる金額 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第五十五条第二項の規定により当該額を算定する場合にその例によることとされる健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される費用の額

ロ 法第五十五条第三項に規定する運営規則で定める金額に係る療養に要した費用の額

二 令第十一条の三の四第一項第一号ロに掲げる金額 法第五十五条の三第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）

三 令第十一条の三の四第一項第一号ハに掲げる金額 第一号に定める額に前号に定める額を加えた額

四 令第十一条の三の四第一項第一号ニに掲げる金額 法第五十六条第三項の規定により算定した費用の額（食事療養（法第五十四条第二項に規定する食事療養をいう。第六号において同じ。）について算定した費用の額を除くものとし、その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額とする。）

五 令第十一条の三の四第一項第一号ホに掲げる金額 法第五十六条の二第二項の規定により算定した費用の額

六 令第十一条の三の四第一項第一号ヘに掲げる金額 当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）

七 令第十一条の三の四第一項第一号トに掲げる金額 法第五十七条の二第二項の規定により算定した費用の額

（令第十一条の三の五第一項第三号に規定する財務省令で定める者等）

第百五条の七 令第十一条の三の五第一項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号の規定による高額療養費の支給を受けたならば生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

2 令第十一条の三の五第二項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第一号ハの規定の適用を受ける者として標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3 令第十一条の三の五第二項第四号に規定する財務省令で定める者は、同号の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第一号ニの規定の適用を受ける者として標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

（令第十一条の三の六第一項第一号ロに規定する財務省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額）

第百五条の八 第百五条の六の規定は、令第十一条の三の六第一項第一号ロに規定する財務省令で定めるところにより算定した入院療養（令第十一条の三の五第四項第二号に規定する入院療養をいう。）に要した費用の額について準用する。

（令第十一条の三の六第一項第一号ハ又はニの規定による組合の認定）

第百五条の九 令第十一条の三の六第一項第一号ハ又はニの規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、別紙様式第十七号の二の二による限度額適用・標準負担額減額認定申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。

2 組合は、前項の申請書の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「限度額適用証」という。）を交付しなければならない。

3 限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

- 一 組合員の資格を喪失したとき。
 - 二 組合員が交流派遣職員となつたとき。
 - 三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。
 - 四 被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。
 - 五 組合員が令第十一条の三の五第二項第三号又は第四号に該当しなくなつたとき。
 - 六 限度額適用証の有効期限に至つたとき。
 - 七 組合員又はその被扶養者が老人保健法の規定による医療を受けることとなつたとき。
- 4 第九十条から第九十四条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、限度額適用証について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第二百五条の九第三項第一号の資格喪失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と、第九十四条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十一号の四による限度額適用・標準負担額減額認定証整理簿」と読み替えるものとする。
- 5 認定を受けた者は、法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関（特定承認保険医療機関を除く。）又は特定承認保険医療機関から令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養を受けようとするときは、限度額適用証を当該医療機関又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。
- 6 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく限度額適用証を当該医療機関又は当該特定承認保険医療機関に提出しなければならない。
- 7 第九十九条の五の規定は、限度額適用証を法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関（特定承認保険医療機関を除く。）又は特定承認保険医療機関に提出しないことにより減額されない標準負担額を支払つた者に対する入院時食事療養費又は家族療養費の支給について準用する。
- （高額療養費を医療機関等に支払うことができる医療に関する給付）

第二百五条の十 令第十一条の三の六第四項において読み替えて準用する法第五十六条の二第三項に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第七項において読み替えて準用する健康保険法第八十八条第六項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

- 2 令第十一条の三の六第五項において読み替えて準用する法第五十七条第八項に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第六項において読み替えて準用する健康保険法百十条第八項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

第百六条の見出しを「(出産費及び家族出産費)」に改め、同条中「配偶者出産費の」を「家族出産費の」に、「配偶者出産費請求書」を「家族出産費請求書」に改める。

第百十三条の三中「第五十七条第四項から第六項まで」を「第五十七条第七項から第九項まで」に、「第十一条の三の第十二項及び第十三項」を「第十一条の三の六第一項から第五項まで」に改める。

第百二十五条第二項中「第九十一条第一項中「組合員証再交付申請書」とあるのは「船員組合員証再交付申請書」と、」及び「、それぞれ」を削る。

第百二十六条中「第二百五条の四」を「第二百五条の十」に、「第九十九条の三第一項」を「第九十九条の四第一項」に改め、「、それぞれ」を削る。

第百三十一条第一項中「組合員証再交付申請書、遠隔地被扶養者証再交付申請書、継続療養証明書再交付申請書」を「組合員証等再交付申請書」に改め、「遠隔地被扶養者証整理簿」の下に「、高齢受給者証整理簿、基準収入額適用申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書、標準負担額減額認定証整理簿」を、「継続療養証明書整理簿」の下に「、限度額適用・標準負担額減額認定証整理簿」を、「別紙様式第十四号まで」の下に「、別紙様式第十五号の二」を、「別紙様式第十六号」の下に「、別紙様式第十七号の二、別紙様式第十七号の二の二、別紙様式第十七号の四」を、「別紙様式第二十号」の下に「、別紙様式第二十一号の四」を加える。

- 別紙様式の改正〔略〕
別表の改正〔略〕
附 則

- 1 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

（13）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成15年1月31日財務省令第1号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第百十四条の十二」を「第百十四条の十二の二」に改める。

第百十四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「その者の生年月日及び」を削り、「戸籍謄本並びにその者が請求者によつて生計を維持していたこと」を「戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入の金額」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 連合会は、請求者及び加給年金額の対象者について、都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）から同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受け、第一項第一号及び第六号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の請求書に添付された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その請求者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の三第二項中「その者の生年月日及び」を削り、「戸籍謄本並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持していること」を「戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入の金額」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 連合会は、受給権者及び加給年金額の対象者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第四号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の届出書に添付された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の三の二第一項第一号中「受給権者」を「請求者」に改め、同条第二項第三号中「その者の生年月日及び」を削り、「戸籍謄本並びにその者が請求者によつて生計を維持していたこと」を「戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入の金額」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 連合会は、第一項の特例の適用を請求した者及び加給年金額の対象者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第一号及び第五号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（第二項の規定により第一項の請求書に添付された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その請求した者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の三の四第二項第一号中「の生年月日及びその者」を削り、「戸籍謄本並びにその者が受給権者によつて生計を維持していたこと」を「戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入の金額」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 連合会は、受給権者及び加給年金額の対象者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第三号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の届出書に添付された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の六第二項第一号中「子の生年月日及び」を削り、「戸籍抄本」の下に「若しくは戸籍謄本」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 連合会は、その子について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第三号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の請求書に添付された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の十二の見出しを「(退職共済年金の額に加給年金額が加算されている受給権者の届出)」に改め、同条第一項中「受給権者は」を「額に加給年金額が加算されている受給権者は」に、「記載し、かつ、当該受給権者の署名した身上報告書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した身上報告書）」を「記載した届出書」に改め、同項ただし書中「全額」の下に「又は加算されている加給年金額」を加え、同項第三号中「があるときは、その者」を削り、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同条第二項中「身上報告書には、指定日前一月以内に作成された」を「届出書には、」に改め、同項第一号中「その」を「指定日前一月以内に作成された」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四項中「退職共済年金」の下に「の額に加算されている加給年金額に相当する部分」を加え、同条を第百十四条の十二の二とする。

第百十四条の十一の次に次の一条を加える。
（繰上げ支給の老齢基礎年金を受けることとなつたときの支給停止の届出）

第百十四条の十二 法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、国民年金法による老齢基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第七条第二項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

- 二 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 三 老齢基礎年金の支給を受けることとなった年月日
- 四 老齢基礎年金の年金証書の記号番号
- 五 その他必要な事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 老齢基礎年金の年金証書の写し
- 二 その他必要な書類

第百十四条の十三第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「その者の生年月日及び」を削り、「戸籍謄本並びにその者が請求者によつて生計を維持していたこと」を「戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入の金額」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の一項を加える。

3 連合会は、請求者及び加給年金額の対象者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第八号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の請求書に添付された書類で確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、連合会は、その請求者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の十五第二項中「その者の生年月日及び」を削り、「戸籍謄本並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持していること」を「戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入の金額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 連合会は、受給権者及び加給年金額の対象者である配偶者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第四号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の届出書に添付された書類で確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の二十四の見出しを「(障害の状態等に関する届出)」に改め、同条第一項中「記載し、かつ、当該受給権者の署名した身上報告書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した身上報告書）」を「記載した届出書」に改め、同項第三号及び第四号中「とき」の下に「(加給年金額の支給が停止されているときを除く。)」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「身上報告書には、指定日前一月以内に作成された」を「届出書には、」に改め、同項第一号中「障害」を「指定日前一月以内に作成された障害」に改める。

第百十四条の二十六第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「請求者が組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持していたこと」を「請求者の収入の金額」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

5 連合会は、請求者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（第二項の規定により第一項の請求書に添付された書類で確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、連合会は、その請求者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の二十八第三項第一号を削り、同項第二号中「前項の」を「同項の」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条に次の一項を加える。

4 連合会は、受給権者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項又は第二項の届出書に添付された書類で確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の三十第二項第一号中「子の生年月日及び」を削り、「戸籍抄本」の下に「若しくは戸籍謄本」を加え、同条に次の一項を加える。

3 連合会は、その子について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第三号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の請求書に添付された書類で確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の三十二の見出しを「(六十歳未満の障害等級の二級以上に該当する障害の状態にある夫等である遺族共済年金の受給権者等の届出)」に改め、同条第一項中「遺族共済年金の受給権者」を「法第九十一条第一項ただし書に規定する場合に該当する遺族共済年金の受給権者又は障害等級の一級若しくは二級の障害の状態にある子若しくは孫である受給権者」に、「記載し、かつ、当該受給権者の署名した身上報告書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した身上報告書）」を「記載した届出書」に改め、同条第二項中「身上報告書には、指定日前一月以内に作成された」を「届出書には、」に改め、同項第一号中「受給権者が法第九十一条第一項ただし書に規定する場合に該当する

ときは、」を削り、「関する」の下に「指定日前一月以内に作成された」を加え、同条第三項中「第一項」を「前二項」に改める。

第百十四条の四十の次に次の二条を加える。

（連合会による確認等）

第百十四条の四十の二 連合会は、法第七十三条第四項の規定により年金である給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月（同条第四項ただし書の規定により年金である給付を支給する場合には、その月）において、知事等から当該支給期月に支給する年金である給付の受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2 連合会は、前項の規定により必要な事項について確認を行つた場合において、受給権者等の生存の事実が確認されなかつたとき（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者に対し、当該受給権者等の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができるものとする。

3 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定日までに、当該書類を連合会に提出しなければならない。

4 連合会は、前項の規定により第二項の書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき年金である給付（加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかつた受給権者が当該事実について確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。）の支払を差し止めることができる。

（本人確認情報の提供を受けることができない受給権者に係る届出）

第百十四条の四十の三 連合会は、知事等から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 年金証書の記号番号

三 その他必要な事項

2 前項の規定により同項に規定する届出書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日までに、当該届出書を連合会に提出しなければならない。

3 連合会は、前項の規定により第一項の届出書を提出しなければならない受給権者が当該届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき年金である給付の支払を差し止めることができる。

第百十四条の四十二第一項中「変更されたとき」の下に「、転居したとき」を加え、同項第一号中「及び氏名の変更に關する市町村長の証明書又は改氏名後の戸籍抄本」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項第一号又は第三号」を「第一項第一号又は第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連合会は、前項に規定する受給権者異動届出書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、知事等から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（国家公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 国家公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「ついては」の下に「、次項の規定を適用する場合を除き」を加え、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 昭和六十一年四月一日前に給付事由が生じた給付については、この省令による改正前の国家公務員等共済組合法施行規則第百十四条の二十八第一項、第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに第百十四条の二十九の規定を適用せず、同日以後に給付事由が生じた給付とみなして、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第一号）による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第百十四条の四十の二、第百十四条の四十の三及び第百十四条の四十二の規定を適用する。この場合において、同令第

百十四条の四十の二第一項中「法第七十三条第四項」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十条第一項の規定により適用することとされた法第七十三条第四項」と、「年金である給付を支給する月」とあるのは「昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正法の施行の日前に給付事由が生じた年金である給付を支給する月」と、「同条第四項ただし書」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十条第一項の規定により適用することとされた法第七十三条第四項ただし書」と読み替えるものとする。

(14) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成15年2月28日財務省令第6号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条中「〔独立行政法人〕」の下に「、〔公社〕」を、「〔報酬〕」の下に「、〔期末手当等〕」を加え、「第五号」を「第六号」に改め、「規定する独立行政法人」の下に「、公社」を、「報酬」の下に「、期末手当等」を加える。
第七条第二項中「国」の下に「、公社」を加える。
第二十三条第一号中「〔以下同じ。〕」の下に「、標準期末手当等の額（法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「標準報酬の月額と掛金との割合」を「令第十二条第三項に規定する掛金率」に、「実績、」を「実績並びに」に改める。
第二十七条第一項第八号中「国」の下に「、公社」を、「契約」の下に「（公社との間に係る契約にあつては、日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する契約を除く。）」を加える。
第三十一条及び第八十一条第一項中「国」の下に「、公社」を加える。
第八十五条第二項中「〔短期経理における給付及び〕とあるのは〔短期経理及び長期経理における給付、〕と、「割合」とあるのは「割合及び法第百一条の二第一項に規定する期末手当等と特別掛金との割合」を「〔短期経理〕とあるのは「長期経理」に改め、「除く。）」の下に「、第四十五条第一項第五号中「組合に使用されている者」とあるのは「連合会の役員及び連合会に使用される者」と」を、「国」の下に「、公社」を加える。
第八十五条の二後段を次のように改める。

この場合において、当該貸付金に係る利率については、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定に基づき財政融資資金を貸し付ける場合の利率を参酌して財務大臣が定める利率とする。

第八十六条中「場合」の下に「（組合の貸付経理に資金の貸付けを行う場合を除く。）」を加え、「の利率は、年四パーセントを下回ることができない」を「に係る利率については、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法第十条第一項の規定に基づき財政融資資金を貸し付ける場合の利率を参酌して財務大臣が定める利率による」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 令第九条の三第一項第八号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金の貸付けを行う場合においては、当該貸付金の利率は、年四パーセントを下回ることができない。
- 第八十七条第一項中「標準報酬」の下に「、標準期末手当等の額」を加える。
- 第九十六条の二第四項中「この項」の下に「及び第九十六条の六第二項」を、「記載された標準報酬」の下に「（同項に掲げる標準報酬をいう。第九十六条の六第二項及び第三項において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額」を加える。
- 第九十六条の三第二項中「前項の通知」を「同項の通知」に改める。
- 第九十六条の四第二項中「を前項」を「及び当該標準報酬を同項」に改める。
- 第九十六条の五の次に次の三条を加える。
- （標準期末手当等の額の決定）

- 第九十六条の六 組合は、法第四十二条の二第一項に規定する期末手当等の額を記載した別紙様式第十六号の五による標準期末手当等の額決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準期末手当等の額を決定するものとする。
- 2 組合は、交流派遣職員である組合員を使用する派遣先企業が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該派遣先企業より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項に掲げる標準賞与額をいう。次項において同じ。）を参酌して当該交流派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。
- 3 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。
- （標準期末手当等の額の組合員への通知等）
- 第九十六条の七 組合は、法第四十二条の二第一項の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したときは、その旨を

当該組合員に通知しなければならない。

- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、組合員の標準期末手当等の額を閲覧に供することをもつて同項の通知に代えることができる。
- （標準期末手当等の額の連合会への通知等）
- 第九十六条の八 組合は、法第四十二条の二第一項の規定により長期組合員の標準期末手当等の額を決定したときは、当該長期組合員ごとに、その標準期末手当等の額及び当該標準期末手当等の額の基礎となつた期末手当等の額を当該決定をした月を単位として連合会に通知しなければならない。
- 2 連合会は、前項の通知を受けたときは、長期組合員ごとに標準期末手当等の額を組合員長期原票に記載するとともに、当該長期組合員に係る長期組合員番号及び当該標準期末手当等の額を同項の通知をした組合に通知しなければならない。
- 第百十五条の二第二項中「、法第百一条の二第三項において準用する法第百一条第五項」及び「特別掛金、」を削る。
- 第百二十八条の二第四項中「、当該標準報酬の月額と掛金及び負担金との割合、法第百一条の二第一項に規定する期末手当等と特別掛金及び当該特別掛金に係る」を「及び標準期末手当等の額、令第十二条第三項に規定する掛金率、当該標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と」に改める。
- 附則第七項中「（昭和二十六年法律第百号）」及び「積立金等の資金を他の経理単位に貸し付ける場合及び」を削り、「組合」の下に「の貸付経理」を加え、「第八十五条の二及び第八十六条」を「第八十六条第二項」に改める。
- 附則第八項中「第八十五条の二の規定により積立金等の資金を他の経理単位に貸し付ける場合及び」を削り、「組合」の下に「の貸付経理」を加え、「第八十五条の二及び第八十六条」を「第八十六条第二項」に改める。

附則第九項中「第八十六条」を「第八十六条第二項」に改める。

別紙様式の改正〔略〕

別表の改正〔略〕

附 則

（施行期日）

- 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第八十五条の二後段の改正規定、第八十六条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、附則第七項の改正規定、附則第八項の改正規定並びに附則第九項の改正規定は、公布の日から施行する。
- （従前の特別掛金）
- 第二条 平成十五年四月前の期末手当等（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条による改正前の国家公務員共済組合法第百一条の二第一項に規定する期末手当等をいう。）に係る特別掛金（同項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

(15) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成15年3月31日財務省令第25号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 削除

第三十六条第二項中「郵便振替口座」の下に「（次項及び第四十八条において「預金口座等」という。）」を加え、「かえ」を「代え」に改め、同条第三項中「預金口座、貯金口座若しくは郵便振替口座」を「預金口座等」に改める。

第四十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「、当該金融機関」を「又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等を設けている取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わた取引金融機関」に改め、同項第二号中「振込み」の下に「、口座振替」を加え、同条第二項本文中「場合」の下に「又は預金口座等からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「口座振替又は」を加え、同条第三項中「場合」の下に「又は預金口座等からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合」を、「交付手続」の下に「又は払出し手続」を加える。

第九十五条の二第一項中「の規定」を「に掲げる場合」に、「場合又は」を「とき又は」に、「第五十七条第四項若しくは第五項若しくは第五十七条の二第二項第三号若しくは第四号の規定」を「第五十七条第二項第一号ハ若しくは二に掲げる場合」に、「場合には」を「ときには」に改め、同条第二項第四号中「第五十七条第四項若しくは第五項又は第五十七条の二第二項第三号若しくは第四号の規定」を「第五十七条第二項第一号ハ又は二に掲げる場合」に改める。

第九十九条第一項中「又は継続療養証明書（第百条第二項に規定する継続療養証明書をいう。次項及び第九十九条の四第一項において同じ。）」を削り、同条第二項中「、継続療養証明書」を削る。

第九十九条の三第一項及び第三項第五号中「第四十五条ノ三各号」を「第五十八条各号」に改める。

第九十九条の四第一項中「又は継続療養証明書」を削る。

第百条を次のように改める。

第百条 削除

第百二条の二第一項中「又は継続療養証明書」を削り、同条第二項中「、継続療養証明書」を削る。

第百四条を次のように改める。

（特別療養証明書）

第百四条 法第五十九条第一項の規定により組合員の資格を喪失した後療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費又は移送費の支給を受けようとする者は、その資格を喪失した後、遅滞なく、健康保険法第二百六条第一項の規定による日雇特例被保険者手帳又はその写しを添えて、別紙様式第二十四号による特別療養証明書交付申請書を組合に提出しなければならない。

- 組合は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書を作成し、その者に交付しなければならない。この場合において、組合は、別紙様式第二十四号の三による特別療養給付管理台帳を作成し、所要の事項を記載して整理するものとする。
- 組合員の資格を喪失した後療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費又は移送費の支給を受ける者は、その支給を受けることができなくなつたとき、又は受けなくなつたときは、遅滞なく、特別療養証明書を組合に返納しなければならない。

- 第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条、第九十九条の三第一項から第三項まで、第九十九条の四、第九十九条の五及び第百二条の二の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十四条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号の四による特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）」とあるのは「特別療養証明書を」と、同条第二項中「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療養証明書」と、第九十九条の三第三項中「次の各号」とあるのは「第五号から第七号まで」と、「なつたときは」とあるのは「なつたとき又は第百条第三項の規定により特別療養証明書を組合に返納しなければならなくなつたときは」と、第九十九条の四第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、第百二条の二第一項中「組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）」とあるのは「特別療養証明書を」と、同条第二項中「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

第百五条第一項中「若しくは遠隔地被扶養者証」と、」を「又は遠隔地被扶養者証」と、」に、「第五十七条第四項又は第五項」を「第五十七条第二項第一号ハ又は二」に改め、「及び第九十九条の四第一項」を削り、「読み替える」を「、第九十九条の四第一項中「組合員証」とあるのは「組合員証又は遠隔地被扶養者証」と読み替える」に改め、同条第二項中「第百条、」及び「、第百条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第五項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第六項中「第百条第五項」とあるのは「第百五条第二項において読み替えて準用する第百条第五項」と」を削り、「第五十七条第十一項」を「第五十七条第七項」に、「、前条」を「、前条第一項」に、「読み替える」を「、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「第百四条第三項」とあるのは「第百五条第二項において読み替えて準用する第百四条第三項」と読み替える」に改める。

第百五条の二中「第百条、」を削り、「第百条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第五項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第六項中「第百条第五項」とあるのは「第百五条の二において読み替えて準用する第百条第五項」と、第百二条の二を「第百二条の二第一項」に、「組合員証若しくは」を「組合員証又は」に、「、第百四条」を「、同条第二項中「組合員証」とあるのは「組合員証若しくは遠隔地被扶養者証」と、第百四条第一項」に、「読み替える」を「、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「第百四条第三項」とあるのは「第百五条の二において読み替えて準用する第百四条第三項」と読み替える」に改める。

第百五条の五に次の一項を加える。

- 第二項から前項までの規定は、法第五十九条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第二項中「被扶養者」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と、同項第一号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、第四項中「被扶養者」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と読み替えるものとする。

第百五条の十第二項中「第五十七条第八項」を「第五十七条第四項」に、「第百十条第八項」を「第百十条第四項」に改める。

第百十三条の三中「第五十七条第七項から第九項まで」を「第五十七条第三項から第五項まで」に改める。

第百二十七条第一項中「から第五項まで」及び「及び第二項」を削る。

第百三十条の四の見出しを「（任意継続組合員に係る減額認定証等に関する特例）」に改め、同条の表以外の部分中「第九十九条の三第一項」を「第九十九条の四第一項」に改め、同条の表第九十九条の三第一項の項中「第九十九条の三第一項」を「第九十九条の四第一項」に改める。

第百三十一条第一項中「、継続療養証明書交付申請書、継続療養証明書整理簿」を削り、「及び継続療養者台帳」を「、特別療養証明書交付申請書、特別療養給付管理台帳及び特別療養証明書整理簿」に改め、「、別紙様式第十八号、別紙様式第二十号」を削り、「及び別紙様式第二十四号」を「、別紙様式第二十四号、別紙様式第二十四号の三及び別紙様式第二十四号の四」に改める。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

- この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（16）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成15年5月1日財務省令第56号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の四の三中「二十五分の十」を「十五分の六」に改め、同条第一号中「百分の八十五」を「百分の七十五」に改め、同条第三号中「二十一分の五」を「千四百分の四百八十五」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

（17）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成15年6月13日財務省令第61号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「〔公庫等職員〕」の下に「、〔特定公庫等〕、〔特定公庫等役員〕」を、「、公庫等職員」の下に「、特定公庫等、特定公庫等役員」を加える。

第百二十八条の二第一項中「公庫等職員」の下に「又は特定公庫等役員」を加え、同条第二項中「公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）」を「令第四十四条の二各号のいずれかに該当することとなつた場合」に、「これらの他の公庫等職員となつた日」を「その日」に改め、同条第三項中「公庫等職員」の下に「又は特定公庫等役員」を加え、同条第四項中「公庫等」の下に「又は特定公庫等」を加える。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

- この省令は、平成十五年六月十五日から施行する。

（18）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成15年12月25日財務省令第110号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の三十三第二項を次のように改める。

- 前項に定めるもののほか、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。以下この項において「派遣法」という。）第二条に規定する国際緊急援助活動を行う者（海上保安官及び前項に規定する者（以下この項において「海上保安官等」という。）を除く。）、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下この項において「協力法」という。）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊の隊員（海上保安官等を除く。）及び協力法第二十条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務（以下この項において「輸送業務」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）、我が国以外の領域（イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律百三十七号）第二条第三項第二号に規定する公海を含む。）において行われる同条第一項に規定する対応措置（以下この項において「国外対応措置」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下この項において「化学兵器禁止条約」という。）に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務に従事する者（海上保安官等を除く。）は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める者に該当するものとし、派遣法第二条に規定する国際緊急援助活動、協力法第三条第三号に規定する国際平和協力業務及び当該国際平和協力業務が実施される国において行われる輸送業務、国外対応措

置並びに化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務であつて人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）第五条第一項第十号（1）に規定する化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行われるものは、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める職務に該当するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

（19）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成16年3月31日財務省令第23号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の十第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 厚生年金保険の被保険者等である日の属する月における令第十一条の七の五第一号イからハまでに掲げる額及び同号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二号ロからホまでに掲げる額

第百十四条の十第二項を次のように改める。

2 前項の届出書には、同項第四号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を添付しなければならない。

第百十四条の十第三項中「提出しないとき」を「添付しないとき」に、「退職した日の属する年の翌々年の八月份」を「第一項の届出書が提出された日の属する月の翌月」に改める。

第百十四条の十一の見出しを「（総収入月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）」に改め、同条第一項中「退職共済年金の受給権者は、法第八十条第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されている退職共済年金について、当該退職共済年金の支給を停止すべき事由が消滅したとき、又は支給停止の率に変動が生じたとき」を「厚生年金保険の被保険者等である退職共済年金の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があつたとき（財務大臣が定めるときに限る。）」に改め、同項第三号中「消滅又は変動」を「異動」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 異動後の前条第一項第四号に掲げる事項

第百十四条の十一第二項中「同項第四号の所得金額」を「同項第三号及び第四号に掲げる事項」に改める。

第百十四条の十二の二第一項中「指定日」を「連合会が指定する日（以下「指定日」という。）」に改める。

第百十四条の二十二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 厚生年金保険の被保険者等である日の属する月における令第十一条の七の五第一号イからハまでに掲げる額及び同号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二号ロからホまでに掲げる額

第百十四条の二十二第二項を次のように改める。

2 前項の届出書には、同項第四号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を添付しなければならない。

第百十四条の二十二第三項中「提出しないとき」を「添付しないとき」に、「退職した日の属する年の翌々年の八月份」を「第一項の届出書が提出された日の属する月の翌月」に改める。

第百十四条の二十三の見出しを「（総収入月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）」に改め、同条第一項中「障害共済年金の受給権者は、法第八十七条の二第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されている障害共済年金について、当該障害共済年金の支給を停止すべき事由が消滅したとき、又は支給の停止の率に変動が生じたとき」を「厚生年金保険の被保険者等である障害共済年金の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があつたとき（財務大臣が定めるときに限る。）」に改め、同項第三号中「消滅又は変動」を「異動」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 異動後の前条第一項第四号に掲げる事項

第百十四条の二十三第二項中「同項第四号の所得金額」を「同項第三号及び第四号に掲げる事項」に改める。

第百十四条の四十一の見出しを「（総収入月額相当額を算定する場合に必要な事項の報告）」に改め、同条第一項中「法第八十条第一項に規定する所得金額」を「第百十四条の十第一項第四号に掲げる事項」に改め、「ときは、」の下に「指定日まで」を加え、同条第二項中「の提出を求めたときにおいて、これに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、その者」を「が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後」に改める。

附則第二十三項中「又は第百十四条の二十二」を「若しくは第百十四条の二十二」に改め、「第百十四条の二十三」の下に「又は第百十四条の四十一」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（20）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成16年3月31日財務省令第24号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「〔独立行政法人〕」の下に「、〔国立大学法人等〕」を、「規定する独立行政法人」の下に「、国立大学法人等」を加える。

第七条第二項中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人等、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）」を加える。

第二十七条の二第二号中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改める。

第八十一条第一項及び第八十五条第二項中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人等、法科大学院設置者」を加える。

第八十九条中「（という。）」の下に「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの」を加える。

第九十三条第一項中「交流派遣職員」の下に「、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等」を加える。

第九十五条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、組合員証に一部負担金の割合又は百分の百から法第五十七条第二項第一号ハ若しくは二に定める割合を控除して得た割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

第九十五条の二第二項第二号中「交流派遣職員」の下に「、私立大学派遣検察官等又は私立大学等複数校派遣検察官等」を加える。

第九十六条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「この項及び第九十六条の六第二項において」を削り、「第九十六条の六第二項及び第三項」を「第九十六条の六」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合員が法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四条第三項又は同法第十一条第一項の規定により派遣された同法第二条第二項に規定する検察官等である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「報酬の」とあるのは「報酬（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第八条第二項（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令第八条第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十四条第四項（同令第八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による読替え後の法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。次項及び第三項において同じ。）の各給与支給機関ごと」と、「給与支給機関」とあるのは「当該各給与支給機関」と、第二項及び前項中「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」とする。

第九十六条の三第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該組合員が交流派遣職員又は私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬を当該組合員を使用する派遣先企業又は法科大学院設置者に通知しなければならない。

第九十六条の三第二項中「前項」を「前項前段」に、「同項」を「同項前段」に改める。

第九十六条の六中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員が法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第四条第三項又は同法第十一条第一項の規定により派遣された同法第二条第二項に規定する検察官等である場合における前項の規定の適用については、同項中「規定する期末手当等」とあるのは「規定する期末手当等（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第八条第二項（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令第八条第四項において準用する場合を含む。）又は第十四条第四項（同令第八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による読替え後の法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の各給与支給機関ごと」と、「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」とする。

第九十六条の七第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該組合員が交流派遣職員又は私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額を当該組合員を使用する派遣先企業又は法科大学院設置者に通知しなければならない。

第九十六条の七第二項中「前項」を「前項前段」に、「同項」を「同項前段」に改める。

第九十九条の三第三項第二号及び第百五条の九第三項第二号中「交流派遣職員」の下に「、私立大学派遣検察官等又は私立大学等複数校派遣検察官等」を加える。

別紙様式の改正〔略〕

別表の改正〔略〕

附 則

(施行期日)
1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(21) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成16年6月30日財務省令第49号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第三項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券（当該特定社債に係る特定資産が連合会の譲渡する信託受益権であるものに限る。）
第八十五条の二の三第三号中「(平成十年法律第百五号)」を削る。
第八十五条の二の五を第八十五条の二の六とし、第八十五条の二の四の次に次の一条を加える。
(組合貸付債権の信託)
第八十五条の二の五 連合会は、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を用いて資産の流動化を行うため、令第九条の三第一項第八号の貸付けに係る債権を信託会社へ信託することができる。
2 連合会は、前項の規定によりその貸付債権を信託するときは、当該信託の受託者から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。
別表の改正〔略〕
附 則
(施行期日)
1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(22) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年9月30日財務省令第63号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)
第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項第二号中「及び国民年金法」を「、国民年金法」に改め、「基礎年金拠出金」の下に「及び法第百二条の二に規定する財政調整拠出金」を加える。
第八十五条第二項中「『第二十三条第一項』と」の下に「、第六条第一項中「財政調整拠出金」とあるのは「財政調整拠出金の拠出並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ」と」を加える。
第八十五条の二の五中「法第二十一条第二項第一号へ」を「法第二十一条第二項第一号ト」に改める。
第百十六条の二中「令第十四条」を「令第十八条」に改める。
附則第二十二項中「(同法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)」を削る。
別表の改正〔略〕
附 則
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

(23) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成16年12月28日財務省令第80号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第十条第一項第二号中「信託会社」の下に「(信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第八十五条の二の五において同じ。)、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第八十五条の二の五において同じ。)」を加える。
第八十五条の二の五第一項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加える。
附 則
この省令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

(24) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成17年3月31日財務省令第25号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条中「〔独立行政法人〕、〔国立大学法人等〕」を「〔特定独立行政法人〕」に改め、「〔連合会〕」の下に「、〔独立行政法人〕、〔国立大学法人等〕」を、「〔組合員期間〕」の下に「、〔育児休業等〕」を、「第二十一条」の下に「、第三十一条第一号」を、「第三十八条」の下に「、第四十二条第九項」を加え、「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改め、「、連合会」の下に「、独立行政法人、国立大学法人等」を、「、組合員期間」の下に「、育児休業等」を加える。
第七条第二項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。
第十三条の二第一項第一号中「百分の十」を「百分の四」に改める。
第八十一条第一項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。
第八十五条第二項中「及び地方」を「並びに地方」に、「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。
第八十六条第一項中「組合の貸付経理に資金の貸付けを行う場合」を「組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）」に改め、同条第二項中「貸付経理」の下に「又は物資経理」を、「を行う場合」の下に「(物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。))」を加える。
第八十九条中「〔私立大学派遣検察官等〕という。）」若しくは」を「〔私立大学派遣検察官等〕という。、)」に改め、「〔私立大学等複数校派遣検察官等〕という。）」の下に「若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）」を加える。
第九十三条第一項中「若しくは私立大学等複数校派遣検察官等」を「、私立大学等複数校派遣検察官等若しくは弁護士職務従事職員」に改める。
第九十五条の二第二項第二号中「又は私立大学等複数校派遣検察官等」を「、私立大学等複数校派遣検察官等又は弁護士職務従事職員」に改める。
第九十六条の二第六項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。
7 組合は、弁護士職務従事職員である組合員を使用する受入先弁護士法人等（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。以下同じ。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該受入先弁護士法人等より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該弁護士職務従事職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
第九十六条の二第五項中「第九十六条の六」を「次項、第八項及び第九十六条の六」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に、「次項及び第三項」を「次項、第三項及び第四項」に、「第二項及び前項中」を「第二項、第三項及び前項中」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。
4 組合は、法第四十二条第九項の規定により組合員からの別紙様式第十六号の七による申出があり標準報酬を改定するときは、別紙様式第十六号の六による標準報酬育児休業等終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。
第九十六条の三第一項中「又は第七項」を「、第七項又は第九項」に、「又は私立大学派遣検察官等」を「、私立大学派遣検察官等」に改め、「私立大学等複数校派遣検察官等」の下に「又は弁護士職務従事職員」を加え、「又は法科大学院設置者」を「、法科大学院設置者又は受入先弁護士法人等」に改める。
第九十六条の四第一項中「又は第七項」を「、第七項又は第九項」に改める。
第九十六条の六第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。
4 組合は、弁護士職務従事職員である組合員を使用する受入先弁護士法人等が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該受入先弁護士法人等より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該弁護士職務従事職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。
第九十六条の七第一項中「又は私立大学派遣検察官等」を「、私立大学派遣検察官等」に改め、「私立大学等複数校派遣検察官等」の下に「又は弁護士職務従事職員」を加え、「又は法科大学院設置者」を「、法科大学院設置者又は受入先弁護士法人等」に改める。
第九十九条の三第三項第二号及び第百五条の九第三項第二号中「又は私立大学等複数校派遣検察官等」を「、私立大学等複数校派遣検察官等又は弁護士職務従事職員」に改める。
第百十一条の二第一項中「標準報酬の日額」の下に「(同条第二項の規定を適用する場合にあつては、同項に規定する雇用保険給付相当額。次項において同じ。))」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 法第六十八条の二第一項の財務省令で定める場合は次のとおりとする。
- 一 育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業を除く。この項において同じ。）の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として育児休業等の申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
- イ 死亡したとき。
- ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業等の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業等の申出に係る子と同居しないこととなつたとき。
- ニ 六週間（多胎妊娠の場合であつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。
- 第百十四条の二を第百十四条の二の三とし、第百十四条の次に次の二条を加える。
- （三歳に満たない子を養育する組合員等の平均標準報酬額の計算の特例を受ける場合の申出等）
- 第百十四条の二 法第七十三条の二第一項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。
- 一 申出者の氏名、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号及び長期組合員番号
- 三 法第七十三条の二第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称
- 四 三歳に満たない子（以下この条において「子」という。）を養育することとなつた日
- 五 次条に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた日
- 六 子の氏名及び生年月日
- 七 その他必要な事項
- 2 前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。
- 一 子を養育することとなつたことによる法第七十三条の二第一項の申出をする者 次に掲げる書類
- イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本
- ロ 当該子を養育することとなつた日を証する書類
- ハ その他必要な書類
- 二 次条各号に掲げる事由が生じた日において子を養育することによる法第七十三条の二第一項の申出をする者 次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号の申出をしたことがある者及びこの号の申出をしたことがある者については、イに掲げる書類を添付することを要しない。
- イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本
- ロ 次条に規定する事由が生じた日に当該子を養育していることを証する書類
- ハ その他必要な書類
- 3 法第七十三条の二第一項の申出をした者は、同条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。
- 一 申出者の氏名、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号及び長期組合員番号
- 三 子の氏名及び生年月日
- 四 法第七十三条の二第一項各号に該当するに至つた年月日
- 五 その他必要な事項
- 4 組合は、第一項の申出及び前項の届出を受けた場合は、当該申出書及び届出書を連合会に提出しなければならない。（子の養育以外の標準報酬月額の特例の開始事由）
- 第百十四条の二の二 法第七十三条の二第一項に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- 一 三歳に満たない子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したこと。
- 二 法第百条の二の規定を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと。
- 三 当該子以外の子に係る法第七十三条の二第一項の規定の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したこと。
- 第百十五条第一項中「育児休業期間掛金免除申出書」を「育児休業等掛金免除申出書」に改める。
- 第百二十八条の四の次に次の一条を加える。
- （特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）
- 第百二十八条の五 法第二百二十四条の三に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は

は国立大学法人等に常時勤務することを要する者に対するこの省令の適用については、第七条第二項及び第八十一条第一項中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」と、第百十六条中「法第百二条」とあるのは「法第百二条及び第百二十四条の三」とする。

別紙様式の改正〔略〕

別表の改正〔略〕

附則第二十一項中「第百十四条の二」を「第百十四条の二の三」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- （貸付金の利率に関する経過措置）
- 2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第八十六条の規定は、この省令の施行の日以後に貸し付けた貸付金の利率について適用し、同日前に貸し付けた貸付金の利率については、なお従前の例による。

（25）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成18年3月31日財務省令第15号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十一条」を「第百三十四条」に改める。

第八十七条の二に次の一項を加える。

- 9 第一項から第五項まで及び第七項の規定による連合会への書類の提出は、前項の規定にかかわらず、電磁的記録（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信利用法」という。）第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行うことができる。
- 第百十四条の八第二項中「受給権者が」の下に「国民年金法第三十三条の二第一項の規定により同項に規定する加算額が加算された障害基礎年金又は」を加え、同項第三号中「老齢厚生年金」を「障害基礎年金又は老齢厚生年金」に改め、同項第四号中「老齢厚生年金」を「障害基礎年金又は老齢厚生年金」に、「加給年金額」を「加算額又は加給年金額」に改める。
- 第百三十一条の次に次の三条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第百三十二条 法、令及びこの省令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合に申請等（情報通信利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う場合には、電子情報処理組織（組合、組合員及び給与支給機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。
- 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、電磁的記録により行うものとする。
- 3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等（情報通信利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。以下同じ。）に代えるものとする。
- （電子情報処理組織による処分通知等）

第百三十三条 法、令及びこの省令の規定に基づき組合が書面等により組合員に処分通知等（情報通信利用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合には、電磁的記録により行うものとする。
- 3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等に代えるものとする。
- （電磁的記録による作成等）

第百三十四条 法、令及びこの省令の規定に基づき組合が作成等（情報通信利用法第二条第九号に規定する作成等をいう。次項において同じ。）を行う場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等に代えるものとする。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(26) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成18年9月15日財務省令第56号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第八十九条及び第九十六条の二第六項中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。
附 則
この省令は、平成十八年九月二十日から施行する。

(27) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成18年9月28日財務省令第60号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第九十九条第一項中「(特定承認保険医療機関（法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。）を除く。)又は特定承認保険医療機関」を削り、「又は特定療養費」を「、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費」に改め、「又は当該特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「又は当該特定承認保険医療機関」を削る。
第九十九条の二の次に次の一条を加える。
（一部負担金の額の特例に係る特別の事情）
第九十九条の二の二 法第五十五条の二第一項に規定する財務省令で定める特別の事情は、健康保険法第七十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。
第九十九条の三の見出しを「(食事療養標準負担額減額の申請等)」に改め、同条第一項中「標準負担額（）」を「食事療養標準負担額（）」に、「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の三第二項」に、「標準負担額を」を「食事療養標準負担額を」に、「第五十八条各号のいずれか」を「第五十八条第一号」に改め、同条第三項第五号中「第五十八条各号のいずれにも」を「第五十八条第一号に」に改める。
第九十九条の四第一項中「法第五十五条の二第一項の規定による」を削り、「法第五十五条の三第一項の規定による特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「又は当該特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「又は当該特定承認保険医療機関」を削る。

第九十九条の五の見出しを「(食事療養標準負担額減額に関する特例)」に改め、同条第一項中「又は特定承認保険医療機関」を削り、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、「その食事療養」の下に「(法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。百五条の六第三号及び第五号において同じ。)」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第二項中「又は当該特定承認保険医療機関」を削り、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。
百四条第一項及び第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。
百五条第一項中「若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改める。
百五条の二中「第五十七条の二第二項第三号又は第四号」を「第五十七条第二項第一号ハ又はニ」に改める。
百五条の五第五項中「若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）又は特定承認保険医療機関」及び「若しくは薬局又は当該特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改め、同条第六項中「若しくは薬局又は当該特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改める。

百五条の六中「要した費用の額又は」の下に「同条」を加え、「同条第一項第一号イからトまで」を「同条第一項第一号イからヘまで」に改め、同条第二号中「第五十五条の三第二項第一号」を「第五十五条の五第二項第一号」に改め、「要した費用の額」の下に「に前号に定める額を加えた額」を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第十一条の三の四第一項第一号二」を「第十一条の三の四第一項第一号ハ」に、「(法第五十四条第二項に規定する食事療養をいう。第六号において同じ。)」を「及び生活療養（法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第五号において同じ。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第十一条の三の四第一項第一号ホ」を「第十一条の三の四第一項第一号ニ」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第十一条の三の四第一項第一号ヘ」を「第十一条の三の四第一項第一号ホ」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第十一条の三の四第一項第一号ト」を「第十一条の三の四第一項第一号ヘ」に、「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の三第二項」に改め、同号を同条第六号とする。
百五条の七第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額（法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改める。
百五条の九第五項中「(特定承認保険医療機関を除く。)又は特定承認保険医療機関」及び「又は当該特定承認保険医療機関」を削り、同条第六項中「又は当該特定承認保険医療機関」を削り、同条第七項中「(特定承認保険医療機関を除く。)又は特定承認保険医療機関」を削り、「減額されない標準負担額」を「減額がされない食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、「入院時食事療養費」の下に「、入院時生活療養費、保険外併用療養費」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十九条の五第一項中「減額がされない食事療養標準負担額」とあるのは「減額がされない食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、「を入院時食事療養費又は」とあるのは「又はその生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を、それぞれ入院時食事療養費若しくは保険外併用療養費又は入院時生活療養費若しくは」と、同条第二項中「入院時食事療養費等差額申請書」とあるのは「入院時食事療養費等差額申請書又は入院時生活療養費等差額申請書」と、「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と読み替えるものとする。

百十三条の三中「第五十五条の二第三項から第五項まで」を「第五十五条の三第三項から第五項まで」に、「第五十五条の三第四項から第六項まで」を「第五十五条の四第三項の規定の適用を受ける入院時生活療養費、法第五十五条の五第三項に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の三第三項」に改める。
百二十六条中「、第二十九条、第二十九条ノ二」を「から第二十九条ノ二まで」に、「又は第三十一条ノ二」を「、第三十一条ノ二又は第三十一条ノ三」に改める。
百二十六条の二第一項中「入院時食事療養費に係る療養」の下に「、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「(特定承認保険医療機関を除く。)、特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「、当該特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「(特定承認保険医療機関を除く。)、特定承認保険医療機関」を削る。

百二十七条第一項中「入院時食事療養費に係る療養」の下に「、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「標準負担額の額」を「食事療養標準負担額の額、同法第二十八条ノ八第二項の規定の例により算定した生活療養標準負担額の額」に改める。
百三十条の四の表第九十九条の四第一項の項中「第五十五条の二第一項」を「第五十五条の三第一項」に、「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の五第一項」に改める。

別紙様式の改正〔略〕

別表の改正〔略〕

附 則

1 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(28) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（平成18年9月29日財務省令第61号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四款 遺族の範囲の特例等（百十四条の三十三―百十四条の四十六）」を
「第三款の二 離婚等をした場合における特例（百十四条の三十二の二―百十四条の三十二の八）
第四款 遺族の範囲の特例等（百十四条の三十三―百十四条の四十六）」
に改める。
第五章第三節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 離婚等をした場合における特例
（標準報酬の月額等の改定等の請求ができる特別の事由）
百十四条の三十二の二 法第九十三条の五第一項に規定する財務省令で定める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者（同項に規定する当事者をいう。以下同じ。）について、当該当事者の一方の被扶養配偶者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下同じ。）である第三号被保険者（同号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）であつた当該当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し、当該事情が解消したと認められること（当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。）とする。
（対象期間）

百十四条の三十二の三 法第九十三条の五第一項に規定する財務省令で定める期間（以下「対象期間」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一号又は第二号に定める期間中に当事者以外の者が当該当事者の一方の被扶養配偶者である第三号被保険者であつた期間又は当該当事者の一方が当該当事者の他方以外の者の被扶養配偶者である第三号被保険者であつた期間と重複する期間があると認められるときは、第一号又は第二号に定める期間からその重複する期間を除

くものとする。

- 一 離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。以下この号において同じ。）をした場合 婚姻が成立した日から離婚が成立した日までの期間
 - 二 婚姻の取消しをした場合 婚姻が成立した日から婚姻が取り消された日までの期間（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百三十二条の規定に違反する婚姻である場合については、当該婚姻に係る期間（当事者の一方が当該当事者の他方の被扶養配偶者である第三号被保険者であつた期間を除く。）を除く。）
 - 三 前条に定める事由に該当した場合 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者の一方が当該当事者の他方の被扶養配偶者である第三号被保険者であつた期間（当該事情が解消しない間に当該第三号被保険者であつた期間が複数ある場合にあつては、これらの期間を通算した期間とする。以下「事実婚第三号被保険者期間」という。）
- 2 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者について、当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消し、前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合における対象期間は、同項本文の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間と事実婚第三号被保険者期間を通算した期間とする。
- （情報提供の有効期限）

第百十四条の三十二の四 法第九十三条の六第二項に規定する財務省令で定める場合は、法第九十三条の七第一項の規定により按分割合の範囲（法第九十三条の六第一項に規定する按分割合の範囲をいう。）について情報の提供（法第九十三条の八の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この条において同じ。）を受けた日が対象期間の末日前であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 情報の提供を受けた日から対象期間の末日までの間が一年を超えない場合
 - 二 情報の提供を受けた日の翌日から起算して一年を経過した日前に請求すべき按分割合（法第九十三条の五第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下同じ。）に関する調停の申立て又は人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十二条第一項の規定による請求すべき按分割合に関する処分の申立てをした場合であつて、当該情報の提供を受けた日の翌日から起算して一年を経過した日以後において次のいずれかに該当したとき。
 - イ 請求すべき按分割合を定めた審判が確定したとき。
 - ロ 請求すべき按分割合を定めた調停が成立したとき。
 - ハ 人事訴訟法第三十二条第一項の規定による請求すべき按分割合を定めた判決が確定したとき。
 - ニ 人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てに係る請求すべき按分割合を定めた和解が成立したとき。
 - 三 請求すべき按分割合に関する調停の申立て又は人事訴訟法第三十二条第一項の規定による請求すべき按分割合に関する処分の申立てをした後に情報の提供を受けた場合であつて、当該情報の提供を受けた日の翌日から起算して一年を経過した日以後において前号イから二までに掲げるいずれかに該当したとき。
- （当事者からの情報提供請求）

第百十四条の三十二の五 法第九十三条の七第一項に規定する請求（以下「情報提供請求」という。）をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を組合（組合員であつた者又はその配偶者（配偶者であつた者を含む。））にあつては、連合会。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 情報提供請求当事者の氏名、生年月日及び住所
- 二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日（情報提供請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、当該請求があつた日とする。以下この条において同じ。）が属する月の前月の末日において、組合員の資格を喪失している場合 同日以前の直近の組合員の資格を喪失した年月日
 - ロ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月の末日において、組合員である場合（ハに該当する場合を除く。） 同日以前の直近の組合員の資格を取得した年月日
 - ハ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月において組合員の資格を喪失し、同月にさらに組合員の資格を取得した場合であつて、同月の末日において組合員であるとき 当該資格を喪失した年月日及び当該資格を取得した年月日
- 三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻をしている場合 当該婚姻が成立した日
 - ロ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場

合 事実婚第三号被保険者期間の初日及び現に当該事情にある旨

- ハ 情報提供請求があつた日以前において、第百十四条の三十二の三第一項第一号に掲げる場合に該当する場合同号に規定する期間
- ニ 情報提供請求があつた日以前において、第百十四条の三十二の三第一項第二号に掲げる場合に該当する場合同号に規定する期間
- ホ 情報提供請求があつた日以前において、第百十四条の三十二の三第一項第三号に掲げる場合に該当する場合 事実婚第三号被保険者期間及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情が解消した旨
- ヘ 情報提供請求があつた日以前において、第百十四条の三十二の三第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合 当該第三号被保険者及びその者の配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 四 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者について、当該情報提供請求当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合にあつては、事実婚第三号被保険者期間の初日
- 五 次条各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨
- 六 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本
- 二 情報提供請求があつた日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある情報提供請求当事者であつて、当該事情にある間に事実婚第三号被保険者期間を有するものであるときは、当該事実婚第三号被保険者期間の初日から当該情報提供請求があつた日までの間引き続き当該事情にあることを明らかにすることができる書類
- 三 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者であつて、当該事情にあつた間に事実婚第三号被保険者期間を有していたものであるときは、当該事実婚第三号被保険者期間の初日から当該事情が解消するまでの間引き続き当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類
- 四 その他必要な書類

3 当事者の一方のみが情報提供請求をするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を第一項の請求書に記載しなければならない。

- 一 当事者の他方の氏名、生年月日及び住所
- 二 その他必要な事項

4 前項の場合において、当該当事者が第百十四条の三十二の三第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該当事者の一方による情報提供請求があつた日において、当該当事者の他方について情報提供請求があつたものとみなす。

5 組合は、法第九十三条の七第一項に規定する情報を提供するときは、文書でその内容を情報提供請求当事者に通知しなければならない。ただし、第三項の場合であつて、当該当事者が第百十四条の三十二の三第一項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないときは、当該当事者の他方に対し通知しないものとする。

（情報提供の再請求ができない場合等）

第百十四条の三十二の六 法第九十三条の七第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、同項の規定により情報の提供を受けた日の翌日から起算して三月を経過していない場合（次の各号に掲げる場合を除く。）とする。

- 一 当事者について国民年金法に規定する被保険者の種別の変更があつた場合
 - 二 法第七十三条の二第一項の規定による申出が行われた場合
 - 三 国民年金法附則第七条の三第一項又は第二項の規定による届出が行われた場合（第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
 - 四 請求すべき按分割合に関する審判若しくは調停又は人事訴訟法第三十二条第一項の規定による請求すべき按分割合に関する処分の申立てをするのに必要な場合
- （情報提供の内容）

第百十四条の三十二の七 法第九十三条の七第二項に規定する財務省令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- 一 法第九十三条の五第一項に規定する第一号改定者の氏名
- 二 法第九十三条の五第一項に規定する第二号改定者の氏名
- 三 法第九十三条の七第二項の規定により情報提供請求があつた日が対象期間の末日とみなされた場合にあつては、対象期間の末日とみなされた日
- 四 第百十四条の三十二の二に定める事由に該当する場合にあつては、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と

同様の事情にあつた当事者について当該事情が解消したと認められる日

五 その他法第九十三条の五第二項に規定する標準報酬改定請求をするために必要な情報（情報提供に必要な調査）

第百十四条の三十二の八 連合会は、組合から依頼があつた場合には、法第九十三条の七第一項に規定する情報の提供に必要な調査を行うことができる。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(29) 日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令（平成19年1月4日財務省令第1号）第8条による改正

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第八条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の三十三第一項中「防衛庁職員の災害補償に関する政令」を「防衛省職員の災害補償に関する政令」に改める。

附 則

1 この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

(30) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（平成19年3月29日財務省令第10号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の三及び第九十九条の四を削る。

第九十九条の五第一項中「減額認定証」の下に「(第百五条の九第二項に規定する限度額適用証をいう。次条第一項において同じ。)」を「減額がされない食事療養標準負担額」の下に「(法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。)」を加え、同条を第九十九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第九十九条の四 組合は、組合員が限度額適用証を医療機関に提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その生活療養（法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする組合員は、別紙様式第十七号の五による入院時生活療養費等差額申請書に当該医療機関に支払つた生活療養標準負担額の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。

第百四条第四項中「、第九十九条の三第一項から第三項まで、第九十九条の四、第九十九条の五」を「、第九十九条の三」に改め、「、第九十九条の三第三項中「次の各号」とあるのは「第五号から第七号まで」と、「なつたときは」とあるのは「なつたとき又は第百条第三項の規定により特別療養証明書を組合に返納しなければならなくなつたときは」と、第九十九条の四第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と」を削る。

第百五条第一項中「、第九十九条の四、第九十九条の五」を「、第九十九条の三」に改め、「、第九十九条の四第一項中「組合員証」とあるのは「組合員証又は遠隔地被扶養者証」と」を削る。

第百五条の六第三号中「(法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第五号において同じ。)」を削る。

第百五条の七第一項中「の支給」の下に「があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第一号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額の認定」を加え、同条第二項中「令第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「令第十一条の三の六第一項第二号ハ」に改め、「(法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。)」を削り、同条第三項中「令第十一条の三の六第一項第一号二」を「令第十一条の三の六第一項第二号二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令第十一条の三の六第一項第一号イ又はロの規定による組合の認定）

第百五条の七の二 令第十一条の三の六第一項第一号イ又はロに規定する財務省令で定めるところにより組合の認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、別紙様式第二十一

号の二の二による限度額適用認定申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。

2 組合は、前項の申請書の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証を交付しなければならない。

3 限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

一 組合員の資格を喪失したとき。

二 組合員が交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等又は弁護士職務従事職員となつたとき。

三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

四 被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。

五 令第十一条の三の六第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている組合員が同号イに掲げる場合に該当しなくなつたとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている組合員が同号ロに掲げる場合に該当しなくなつたとき。

六 限度額適用認定証の有効期限に至つたとき。

七 組合員又はその被扶養者が老人保健法の規定による医療を受けることとなつたとき。

4 第九十条から第九十四条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第百五条の七の二第三項第一号の資格喪失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と、第九十四条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十一号の二の四による限度額適用認定証整理簿」と読み替えるものとする。

5 認定を受けた者は、法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から令第十一条の三の六第一項第一号に規定する入院療養等を受けようとするときは、限度額適用認定証を当該医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく限度額適用認定証を当該医療機関に提出しなければならない。

第百五条の八を次のように改める。

（令第十一条の三の六第一項第一号イ若しくはロ又は第二号ロに規定する財務省令で定める費用の額）

第百五条の八 第百五条の六の規定は、令第十一条の三の六第一項第一号イ若しくはロに規定する財務省令で定めるところにより算定した入院療養等又は同項第二号ロに規定する財務省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額について準用する。

第百五条の九の見出し及び同条第一項中「令第十一条の三の六第一項第一号ハ又は二」を「令第十一条の三の六第一項第一号ハ又は第二号ハ若しくは二」に改め、同条第三項第五号を次のように改める。

五 令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている組合員が同号ハに該当しなくなつたとき又は同項第二号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている組合員が同号ハに該当しなくなつたとき若しくは同号二に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている組合員が同号二に該当しなくなつたとき。

第百五条の九第七項を削る。

第二百六条中「、第九十九条の四第一項」を削る。

第百三十条の四本文中「第九十九条の四第一項、」及び「、第百九条、第百十条」を削り、同条の表第九十九条の四第一項の項、第百九条の項及び第百十条の項を削る。

第百三十一条第一項中「、標準負担額減額認定証整理簿」を削る。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(31) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（平成19年3月30日財務省令第11号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十四条の三十二の八」を「第百十四条の三十二の十九」に改める。

第八十七条の二第七項中「及び次条第三項」を「、次条第三項及び第百十四条の三十二の十六第二項」に改め、「除く。）」の下に「又は地方公務員等共済組合法第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者（同法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたもの」を加える。

第百十四条第一項第四号中「。以下「平成十四年特例年金給付等政令」という。」を削り、「平成十四年特例年金給付等政令」を「同令」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、法第七十八条の二第一項の規定による退職共済年金の支給の繰下げの申出を行うものは、第一項及び第二項に掲げる事項並びに同条の規定による退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う旨を記載した請求書を連合会に提出するものとする。

第百十四条に次の一項を加える。

6 法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の決定の請求を既に行つた者に限る。）が、法附則第十二条の五の規定により当該退職共済年金の受給権が消滅した後において法第七十八条の二第一項の規定による退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「請求する旨」とあるのは、「請求する旨並びに法第七十八条の二の規定による退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う旨」とする。

第百十四条の二第一項第二号及び第三項第二号中「基礎年金番号及び」を削る。

第百十四条の二の三第二項中「又は法第七十四条の二第一項（平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合又は平成十四年特例年金給付等政令第二十三条第二項の規定により厚生年金保険法による遺族厚生年金とみなして適用する場合を含む。第四号及び第五号並びに第百十四条の二十七第二項第四号及び第五号において同じ。）の規定により退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職共済年金の部分解除申請者」という。）」を削り、同項第四号中「又は法第七十四条の二第一項による支給の停止の解除を申請していない旨、退職共済年金の部分解除申請者にあつては停止解除規定」を削り、同項第五号中「又は法第七十四条の二第一項による支給の停止の解除の申請を撤回した旨、退職共済年金の部分解除申請者にあつては同日以後に行われた停止解除規定」を削る。

第百十四条の三の四を第百十四条の三の六とし、第百十四条の三の三を第百十四条の三の五とし、第百十四条の三の二を第百十四条の三の四とし、第百十四条の三の次に次の二条を加える。

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十四条の三の二 法第七十四条の二第一項の規定による申出をしようとする退職共済年金の受給権者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一 法第七十四条の二第一項の申出をする旨
- 二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 三 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 四 その他必要な事項

2 連合会は、前項の申出をした者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十四条の三の三 法第七十四条の二第三項の規定による申出の撤回をしようとする退職共済年金の受給権者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一 法第七十四条の二第一項の申出を撤回する旨
- 二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 三 退職共済年金の年金証書の記号番号
- 四 加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨
- 五 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号
- 六 その他必要な事項

2 前項の申出書には、加給年金額の対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入の金額を証する書類その他の必要な書類を添付しなければならない。

3 連合会は受給権者及び加給年金額の対象者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第二号及び第四号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の申出書に添付された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の十第一項第四号中「第十一条の七の五第一号」を「第十一条の七の五第一項第一号」に、「同条第二号ロからホまで」を「同項第二号ロからトまで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものを含む。）で、法第七十八条の二第一項の規定による退職共済年金の支給の繰下げの申出を行っていないもの（第百十四条の四十二第四項及び第百十四条の四十四第二項において「繰下げ待機者」という。）は、当該申出を行うまでの間において第一項に定める場合に該当するときは、同項に定める届出書を連合会に提出しなければならない。

第百十四条の十四第二項第四号中「又は法第七十四条の二（平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合又は平成十四年特例年金給付等政令第二十三条第二項の規定により厚生年金保険法による遺族厚生年金とみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは他の法令の規定で同条の規定に相当するもの」を削り、同項第五号中「又は法第七十四条の二若しくは他の法令の規定で同条の規定に相当するもの」を削る。

第百十四条の十六を次のように改める。

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十四条の十六 法第七十四条の二第一項の規定による申出をしようとする障害共済年金の受給権者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一 法第七十四条の二第一項の申出をする旨
- 二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 三 障害共済年金の年金証書の記号番号
- 四 その他必要な事項

2 連合会は、前項の申出をした者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の十六の次に次の一条を加える。

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十四条の十六の二 法第七十四条の二第三項の規定による申出の撤回をしようとする障害共済年金の受給権者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一 法第七十四条の二第一項の申出を撤回する旨
- 二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 三 障害共済年金の年金証書の記号番号
- 四 加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨
- 五 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号
- 六 その他必要な事項

2 前項の申出書には、加給年金額の対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本及びその者の収入の金額を証する書類その他の必要な書類を添付しなければならない。

3 連合会は受給権者及び加給年金額の対象者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第二号及び第四号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により第一項の申出書に添付された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の二十二第一項第四号中「第十一条の七の五第一号」を「第十一条の七の五第一項第一号」に、「同条第二号ロからホまで」を「同項第二号ロからトまで」に改める。

第百十四条の二十七第二項中「又は法第七十四条の二第三項（平成十四年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四号及び第五号において同じ。）の規定により遺族共済年金の額の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「遺族共済年金の部分解除申請者」という。）」

を削り、同項第四号中「又は法第七十四条の二第一項若しくは第三項若しくは他の法令の規定でこれらの規定に相当するものによる支給の停止の解除を申請していない旨、遺族共済年金の部分解除申請者にあつては停止解除規定」を削り、同項第五号中「又は法第七十四条の二第一項若しくは第三項若しくは他の法令の規定でこれらの規定に相当するものによる支給の停止の解除の申請を撤回した旨、遺族共済年金の部分解除申請者にあつては同日以後に行われた停止解除規定」を削る。

第百十四条の二十八の次に次の二条を加える。

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十四条の二十八の二 法第七十四条の二第一項の規定による申出をしようとする遺族共済年金の受給権者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一 法第七十四条の二第一項の申出をする旨
- 二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 三 遺族共済年金の年金証書の記号番号
- 四 その他必要な事項

2 連合会は、前項の申出をした者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

3 第一項の申出をしようとする場合において、遺族共済年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、第百十四条の二十六第三項及び第四項の規定を準用する。

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十四条の二十八の三 法第七十四条の二第三項の規定による申出の撤回をしようとする遺族共済年金の受給権者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、連合会に提出しなければならない。

- 一 法第七十四条の二第一項の申出を撤回する旨
- 二 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 三 遺族共済年金の年金証書の記号番号
- 四 その他必要な事項

2 連合会は前項の申出をした者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、前項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

3 第一項の申出をしようとする場合において、遺族共済年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、第百十四条の二十六第三項及び第四項の規定を準用する。

第百十四条の三十二の八の見出し中「情報提供」を「情報又は資料の提供」に改め、同条中「情報」の下に「又は法第九十三条の八に規定する資料」を加え、同条を第百十四条の三十二の十九とし、同条の前に次の八条を加える。

（改定割合の算定方法）

第百十四条の三十二の十一 法第九十三条の九第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算定した率は、第一号に掲げる率を第二号に掲げる率で除して得た率（その率に小数点以下七位未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

一 請求すべき按分割合から、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数に一から請求すべき按分割合を控除して得た率を乗じて得た率を控除して得た率

イ 法第九十三条の六第一項の規定により算出した第二号改定者の対象期間標準報酬総額

ロ 法第九十三条の六第一項の規定により算出した第一号改定者の対象期間標準報酬総額

二 請求すべき按分割合に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数に一から請求すべき按分割合を控除して得た率を乗じて得た率を合算して得た率

イ 法第九十三条の六第一項の規定により第二号改定者の対象期間標準報酬総額を算定するときに適用される再評価率（法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。以下この号において同じ。）を第一号改定者に適用される再評価率とみなして同項の規定の例により算定した第一号改定者の対象期間標準報酬総額

ロ 法第九十三条の六第一項の規定により算出した第一号改定者の対象期間標準報酬総額

（改定割合の特例）

第百十四条の三十二の十二 標準報酬改定請求について、法第九十三条の六第二項に規定する情報の提供を受けた按分割合の範囲内で定められた按分割合が対象期間の末日における当事者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合（以下この条において「対象期間の末日における第二号改定者の割合」

という。）以下である場合は、当該按分割合を基礎として法第九十三条の九第一項第一号の規定により算定した改定割合は、対象期間の末日における第二号改定者の割合を基礎として法第九十三条の九第一項第一号の規定により算定した改定割合のうち最も低い割合とみなす。

（標準報酬改定請求書）

第百十四条の三十二の十三 標準報酬改定請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 第一号改定者の氏名、生年月日及び住所

二 第二号改定者の氏名、生年月日及び住所

三 対象期間

四 請求すべき按分割合

五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ 対象期間の末日が属する月の前月の末日において、組合員の資格を喪失している場合 同日以前の直近の組合員の資格を喪失した年月日

ロ 対象期間の末日が属する月の前月の末日において、組合員である場合（ハに該当する場合を除く。） 同日以前の直近の組合員の資格を取得した年月日

ハ 対象期間の末日が属する月の前月において組合員の資格を喪失し、同月にさらに組合員の資格を取得した場合であつて、同月の末日において組合員であるとき 当該資格を喪失した年月日及び当該資格を取得した年月日

六 第百十四条の三十二の三第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合にあっては、当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名及び生年月日

七 当事者の一方が死亡した場合にあつては、その者の死亡年月日

八 その他必要な事項

2 前項の請求書には、第百十四条の三十二の六第一項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ 第百十四条の三十二の三第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合 当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本

ロ 第百十四条の三十二の三第一項第三号に掲げる場合に該当する場合 同号に掲げる期間の初日から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情が解消したと認められるとき（当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消したときを除く。）までの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

二 第百十四条の三十二の三第二項に規定する場合に該当する場合にあつては、事実婚第三号被保険者期間の初日から当事者が婚姻の届出をしたことにより事実上婚姻関係と同様の事情が解消したときまでの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

三 標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類

四 当事者の一方が死亡した場合にあつては、死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

五 その他必要な書類

（当事者の一方が死亡した場合の合意の証明方法）

第百十四条の三十二の十四 第百十四条の三十二の六の規定は、令第十一条の八の二十五に規定する財務省令で定める方法について準用する。

（離婚時みなし組合員期間を有する者の届出等）

第百十四条の三十二の十五 法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間（以下この款において「離婚時みなし組合員期間」という。）を有する者（組合員期間を有する者を除く。以下この款において同じ。）は、その氏名、生年月日及び住所を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

2 離婚時みなし組合員期間を有する者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。

3 離婚時みなし組合員期間を有する者が死亡した場合には、当該離婚時みなし組合員期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし組合員期間を有する者であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 離婚時みなし組合員期間を有する者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二 死亡年月日

三 その他必要な事項

4 連合会は、離婚時みなし組合員期間を有する者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項若しくは第二

項に規定する書類又は前項に規定する死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。
(みなし組合員長期原票)

第百十四条の三十二の十六 連合会は、離婚時みなし組合員期間を有する者ごとに、みなし組合員長期原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

- 一 離婚時みなし組合員期間を有する者の氏名、生年月日及び住所
- 二 離婚時みなし組合員期間
- 三 離婚時みなし組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
- 四 その他必要な事項

2 連合会は、離婚時みなし組合員期間を有する者が地方の組合の長期組合員となつたとき（地方の長期組合員であるとき及び地方公務員等共済組合法第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者となつたときを含む。）は、その者に係るみなし組合員長期原票その他必要な書類を当該地方の長期組合員の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

(当事者への通知)

第百十四条の三十二の十七 組合は、法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を改定し、又は決定したときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(連合会への通知)

第百十四条の三十二の十八 組合は、法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により当事者の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を改定し、又は決定したときは、その標準報酬の月額及び改定前の標準報酬の月額並びにその標準期末手当等の額及び改定前の標準期末手当等の額その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

第百十四条の三十二の七第一号及び第二号中「法第九十三条の五第一項に規定する」を削り、同条第五号中「法第九十三条の五第二項に規定する」を削り、同条を第百十四条の三十二の十とする。

第百十四条の三十二の六を第百十四条の三十二の九とする。

第百十四条の三十二の五第一項中「法第九十三条の七第一項に規定する請求（以下「情報提供請求」という。）」を「情報提供請求」に改め、同条第三項中「第一項の」を「同項の」に改め、同条を第百十四条の三十二の八とする。

第百十四条の三十二の四第二号中「(法第九十三条の五第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下同じ。)」及び「(平成十五年法律第百九号)」を削り、「おいて次」を「第百十四条の三十二の五第二項第一号から第四号まで」に改め、同号イからニまでを削り、同条第三号中「おいて前号イからニまでに掲げる」を「第百十四条の三十二の五第二項第一号から第四号までの」に改め、同条を第百十四条の三十二の七とする。

第百十四条の三十二の三第一項第一号中「この号」を「この款」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(対象期間に係る組合員期間)

第百十四条の三十二の四 対象期間標準報酬総額（法第九十三条の六第一項に規定する対象期間標準報酬総額をいう。以下この款において同じ。）を計算する場合において、前条の規定により定められた対象期間に係る組合員期間については、当該対象期間の算定の基礎となる期間が複数ある場合にあっては、当該基礎となる各期間の初日の属する月が組合員期間であるときはこれを算入し、当該基礎となる各期間の末日の属する月が組合員期間であるときはこれを算入しない。ただし、当該基礎となる期間の一の期間の末日と当該一の期間以外の期間（当該一の期間後の当該基礎となる期間に限る。以下この款において同じ。）の初日とが同一の月に属するときは、その月は、対象期間に係る組合員期間に算入する。

2 前項に規定する場合において、対象期間の算定の基礎となる一の期間の初日と末日が同一の月に属するときは、同項の規定にかかわらず、その月は、対象期間に係る組合員期間に算入しない。ただし、その月に当該一の期間以外の期間の初日が属する場合であつて、当該一の期間以外の期間の末日がその月の翌月以後に属するときは、この限りでない。
(標準報酬改定請求の請求期限)

第百十四条の三十二の五 法第九十三条の五第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した場合とする。ただし、法第九十三条の七第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したことにより当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過したことについてやむを得ないと認められる場合における法第九十三条の五第一項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求（以下この款において「標準報酬改定請求」という。）の請求期間の計算については、当該補正に要した日数は、算入しない。

- 一 離婚が成立した日
- 二 婚姻が取り消された日
- 三 第百十四条の三十二の二に定める事由に該当した日

2 前項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年

を経過した日前一月以内に次の各号のいずれかに該当した場合（第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあっては、同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合（法第九十三条の五第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下この款において同じ。）に関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。）について、同条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して一月を経過した場合とする。

一 請求すべき按分割合を定めた審判が確定したとき。

二 請求すべき按分割合を定めた調停が成立したとき。

三 人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十二条第一項の規定による請求すべき按分割合を定めた判決が確定したとき。

四 人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てに係る請求すべき按分割合を定めた和解が成立したとき。

3 法第九十三条の七第一項の規定による請求（以下この款において「情報提供請求」という。）を却下する処分を取り消す決定が行われた場合における法第九十三条の五第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、第一項本文の規定にかかわらず、法第九十三条の七第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間を経過した場合とする。この場合における前項の規定の適用については、同項中「前項各号に掲げる日の翌日から起算して二年」とあるのは「法第九十三条の七第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して次項第一号に掲げる期間から同項第二号に掲げる期間を除いた期間」と、「又は同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年」とあるのは「又は当該情報の提供があつた日の翌日から起算して次項第一号に掲げる期間から同項第二号に掲げる期間を除いた期間」と、「同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年」とあるのは「、当該情報の提供があつた日の翌日から起算して同項第一号に掲げる期間から同項第二号に掲げる期間を除いた期間」とする。

一 二年

二 第一項各号に掲げる日から情報提供請求を却下する処分がされた日までの期間

(当事者からの標準報酬改定請求)

第百十四条の三十二の六 標準報酬改定請求をしようとする当事者は、第百十四条の三十二の十三第一項に規定する請求書に、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、これを組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあっては、連合会。同項及び第百十四条の三十二の十七において同じ。）に提出しなければならない。

一 当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書

二 請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本

三 請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本

四 請求すべき按分割合を定めた確定した判決の謄本又は抄本

五 請求すべき按分割合を定めた和解についての和解調書の謄本又は抄本

2 前項各号に掲げる書類に記載した請求すべき按分割合に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合で記載されているものとみなす。

3 第一項第一号の請求すべき按分割合を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第一号改定者（法第九十三条の五第一項に規定する第一号改定者をいう。以下この款において同じ。）の氏名及び生年月日

二 第二号改定者（法第九十三条の五第一項に規定する第二号改定者をいう。以下この款において同じ。）の氏名及び生年月日

4 前条第二項の規定が適用される場合にあっては、第一項第二号又は第三号に掲げる書類のほかに、請求すべき按分割合に関する審判又は調停の申立てをした日を証する書類を添えなければならない。

第百十四条の四十二に次の一項を加える。

4 繰下げ待機者が退職共済年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項に定める場合に該当するときは、同項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。

第百十四条の四十四に次の一項を加える。

2 繰下げ待機者が退職共済年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項に定める場合に該当するときは、同項に定める年金受給権消滅届出書に年金証書を添えて連合会に提出しなければならない。

附則第二十六項を附則第三十項とし、同項の前に次の一項を加える。

29 第百十四条の三の二若しくは第百十四条の三の三、第百十四条の十六若しくは第百十四条の十六の二又は第百十四条の二十八の二若しくは第百十四条の二十八の三の規定は、施行法第三条の二第四項において準用する法第七十四条の二第一項の申出について準用する。

- 附則第二十五項を附則第二十八項とし、附則第二十四項を附則第二十七項とし、附則第二十三項を附則第二十六項とし、同項の前に次の二項を加える。
- 24 第一百四条の三十二の五の規定は、経過措置政令第六十六条の四第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合について準用する。
- 25 経過措置政令第六十六条の四第一項に規定する第一号換算標準報酬改定者又は第二号換算標準報酬改定者が、同項に規定する換算標準報酬の月額の変改又は決定を請求する場合には、第一百四条の三十二の六、第一百四条の三十二の十三及び第一百四条の三十二の十五から第一百四条の三十二の十七までの規定を準用する。
- 附則第二十二項を附則第二十三項とし、附則第二十一項を附則第二十二項とし、同項の前に次の一項を加える。
- 21 第一百四条の三の二若しくは第一百四条の三の三、第一百四条の十六若しくは第一百四条の十六の二又は第一百四条の二十八の二若しくは第一百四条の二十八の三の規定は、昭和六十年改正法附則第十条第二項において準用する法第七十四条の二第一項の申出について準用する。
- 附 則
- (施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十九条に規定する財務省令で定める場合)

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十九条に規定する財務省令で定める場合は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者（国家公務員共済組合法第九十三条の五第一項に規定する当事者をいう。）について、当該当事者の一方の被扶養配偶者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下この条において同じ。）である第三号被保険者（同号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。）であった当該当事者の他方が、平成十九年四月一日前に当該第三号被保険者の資格を喪失した場合であつて、当該当事者の一方が当該当事者の他方の被扶養配偶者である第三号被保険者となることなくして同日以後に当該事情が解消したと認められるとき（当該当事者間で婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消したと認められるときを除く。）とする。

(32) 国債規則等の一部を改正する省令（平成19年9月14日財務省令第48号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「金融機関の信託業務の兼営に関する法律」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に改める。

附 則

この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

(33) 債権管理事務取扱規則等の一部を改正する省令（平成19年9月14日財務省令第49号）第2条による改正

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「証券会社に保護預け」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う者に保護預けをし、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録」に改める。

第八十五条の二の三第一号を次のように改める。

一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定される標準物（市場の価格変動によつて生じ得る損失を減少させることを目的とするものに限る。）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日〔平成19年9月30日〕から施行する。

(34) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成19年9月21日財務省令第52号）
注 この一部改正規定は、平成22年3月31日財務省令第24号附則第3条により一部改正された

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十条の見出しを「〔組合員証の記載事項の訂正〕」に改め、同条第一項中「その氏名、住所若しくは被扶養者の氏名に変更があつたとき、被扶養者を有するに至つたとき、又は被扶養者に異動」を「組合員証の記載事項に変更」に改め、「第八十八条に規定する場合を除き」を削る。

第九十一条第一項中「若しくは著しく損傷したとき、又は組合員証に余白がなくなつたとき」を「又は著しく損傷したとき」に改める。

第九十五条を次のように改める。

(組合員被扶養者証)

第九十五条 組合は、第八十八条の申告書(組合員について被扶養者がその要件を欠くに至つた場合における申告書を除く。)の提出があつたときは、遅滞なく、別紙様式第十五号による組合員被扶養者証を作成し、組合員に交付しなければならない。

2 前項の規定により組合員被扶養者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、組合員被扶養者証を返納しなければならない。

一 組合員の資格を喪失したとき。

二 組合員が交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等又は弁護士職務従事職員となつたとき。

三 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

四 被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。

五 組合員又はその被扶養者が老人保健法の規定による医療を受けることとなつたとき。

3 第九十条から前条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、組合員被扶養者証について準用する。この場合において、前条中「別紙様式第十三号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十五号の二による組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「、組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

第百五条第一項中及び第百五条の二中「遠隔地被扶養者証」を「組合員被扶養者証」に改める。

第百二十五条第一項中「船員被扶養者証」を「船員組合員被扶養者証」に改め、同条第二項中「第九十四条まで」の下に「及び第九十五条の二第一項ただし書」を加え、「及び船員被扶養者証」を「及び船員組合員被扶養者証」に、「船員被扶養者証整理簿」を「船員組合員被扶養者証整理簿」に改める。

第百二十六条中「遠隔地被扶養者証」を「組合員被扶養者証」に改める。

第百三十一条第一項中「遠隔地被扶養者証交付申請書、遠隔地被扶養者証整理簿」を「組合員被扶養者証整理簿」に、「から別紙様式第十四号まで」を「、別紙様式第十三号」に改め、「、別紙様式第十七号の四」を削る。

附則に次の一項を加える。

31 法附則第十一条の二の規定により育児休業手当金の支給を受けようとする者に対する第百十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」とする。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則に次の一項を加える改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(35) 大正五年大蔵省令第三十一号（財務省主管の歳入は証券をもつて納付することを得るの件）等の一部を改正する等の省令（平成19年9月28日財務省令第57号）第17条による改正

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、「公社」」及び「、公社」を削る。

第七条第二項中「、公社」を削り、「又は職員団体」を「、職員団体又は法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等（以下「郵政会社等」という。）」に改める。

第十条第一項第一号中「預金若しくは貯金の通帳」を「預金通帳」に改める。

第十二条第二項中「又は郵便貯金」を削る。

第十三条の二第一項第一号中「、定期預金」を「又は定期預金」に改め、「、通常郵便貯金又は郵便振替預け金」を削る。

第二十七条第一項第八号中「、公社」及び「(公社との間に係る契約にあつては、日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する契約を除く。）」を削る。

第三十一条中「、公社」を削る。

第三十六条第一項中「(郵便局を含む。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「自己名義の預金口座、貯金口座又は郵便振替口座（次項及び第四十八条において「預金口座等」という。）」を「自己名義の預金口座」に改め、同項ただし書中「名義」を「名義」に改め、同条第三項中「預金口座等」を「預金口座」に改める。

第四十八条第一項中「預金口座等」を「預金口座」に改め、同項第二号中「、口座振替又は郵便振替」を「又は口座振替」に改め、同条第二項中「預金口座等」を「預金口座」に改め、同項ただし書中「又は郵便振替」を削り、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第三項中「預金口座等」を「預金口座」に改める。

第八十一条第一項中「、公社」を削り、「若しくは職員団体」を「、職員団体若しくは郵政会社等」に改める。

第八十五条第二項中「、公社」を削り、「若しくは職員団体」を「、職員団体若しくは郵政会社等」に改める。

第百十四条第一項第十四号、第百十四条の十三第一項第十二号、第百十四条の二十五第一項第五号、第百十四条の二十六第一項第八号及び第百十四条の二十九第一項第四号中「又は払渡郵便局の名称及び郵便貯金通帳の記号番号」を削る。

第百三十条の六第一項第四号中「郵便局又は」を削る。

別紙様式の改正【略】

別表の改正【略】

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。[ただし書略]

(36) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年3月31日財務省令第16号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 遺族の範囲の特例等（第百十四条の三十三―第百十四条の四十六）」を

「第三款の三 被扶養配偶者である期間についての特例（第百十四条の三十二の二十一―第百十四条の三十二の二十九）
第四款 遺族の範囲の特例等（第百十四条の三十三―第百十四条の四十六）」
に改める。

第六条第一項第三号中「法第九十九条第二項第五号」を「法第九十九条第四項」に改める。

第八十七条の二第七項中「者を除く。）」の下に「若しくは同法第七十七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者（同法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）」を加える。

第百十四条の三十二の二中「被扶養配偶者をいう。以下」の下に「この款において」を加える。

第百十四条の三十二の六第一項中「同項」を「次項、第百十四条の三十二の八第六項、第百十四条の三十二の十三」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「次に掲げる事項」を「当事者の氏名及び生年月日」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定によるほか、標準報酬改定請求をしようとする当事者等（第一号改定者（法第九十三条の五第一項に規定する第一号改定者をいう。以下この款において同じ。）又はその代理人及び第二号改定者（同条第一項に規定する第二号改定者をいう。以下この款において同じ。）又はその代理人をいう。以下この項において同じ。）は、第百十四条の三十二の十三第一項に規定する請求書に、第一号に掲げる書類を添え、組合に持参することにより標準報酬改定請求をすることができる。この場合において、当該請求書を持参した当事者等は、第二号に掲げる書類等を組合に提示しなければならない。

- 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨を記載し、かつ、当事者自ら署名した書類
- 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類等
 - 第一号改定者又は第二号改定者 当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の運転免許証等（運転免許証、旅券又は住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式による住民基本台帳カー

ドをいう。ロにおいて同じ。）又は当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 第一号改定者の代理人又は第二号改定者の代理人（以下この号において単に「代理人」という。） 当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の記名及び押印がある委任状並びにその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書並びに当該代理人の運転免許証等又は当該代理人の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

3 前項の場合において、第一号改定者は第二号改定者又はその代理人を当該第一号改定者の代理人とすることができず、第二号改定者は第一号改定者又はその代理人を当該第二号改定者の代理人とすることができないものとする。
第百十四条の三十二の八第二項第一号中「の謄本若しくは抄本」を「抄本若しくは戸籍謄本」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項に規定する請求書の提出を受けた組合は、提出をした組合員又は組合員であつた者の配偶者（配偶者であつた者を含む。）の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間（当該組合員又は当該組合員であつた者の配偶者としての当該期間に限る。）を確認するため必要があるときは、社会保険庁長官から情報の提供を受けることができる。

第百十四条の三十二の九中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 当事者の一方が障害共済年金（対象期間中の特定期間（法第九十三条の十三第一項に規定する特定期間をいい、同条第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていないものに限る。）の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。次号において同じ。）の受給権者となつた場合

五 当事者の一方の有する障害共済年金の受給権が消滅した場合

第百十四条の三十二の十三第二項中「項各号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する請求書の提出を受けた組合は、提出をした組合員又は組合員であつた者の配偶者であつた者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間（当該組合員又は当該組合員であつた者の配偶者としての当該期間に限る。）を確認するため必要があるときは、社会保険庁長官から情報の提供を受けることができる。

第百十四条の三十二の十四中「第百十四条の三十二の六」の下に「(第二項及び第三項を除く。）」を加える。

第百十四条の三十二の十五第一項中「款において同じ」を「条において同じ」に改める。

第百十四条の三十二の十六第二項中「組合の」を削る。

第五章第三節第三款の二の次に次の一款を加える。

第三款の三 被扶養配偶者である期間についての特例
(三号分割標準報酬改定請求ができるとき)

第百十四条の三十二の二十 法第九十三条の十三第一項本文に規定する財務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定組合員（法第九十三条の十三第一項に規定する特定組合員をいう。以下この款において同じ。）及び被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。以下この款において同じ。）について、当該被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定組合員の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失し、当該事情が解消したと認められるとき（当該特定組合員及び当該被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消したときを除く。）。

二 法第九十三条の十三第一項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定の請求（以下この款において「三号分割標準報酬改定請求」という。）のあつた日に、次のイ又はロに掲げるときに該当し、かつ、特定組合員の被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定組合員の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失しているとき。

イ 特定組合員が行方不明となつた日から三年を経過していると認められるとき（離婚の届出をしていないときに限る。）。

ロ 離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあると認められるときであつて、かつ、三号分割標準報酬改定請求をすることについて特定組合員及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めているとき。

(三号分割標準報酬改定請求の期限等)

第百十四条の三十二の二十一 法第九十三条の十三第一項ただし書に規定する財務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に特定組合員が障害共済年金の受給権者であつて、特定期間（法第九十三条の十三第一項に規定する特定期間をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部がその額の算定の基礎となつているとき（当該三号分割標準報酬改定請求において令第十一条の八の二十九の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となつた特定期間に係る組合員期間が除かれているときを除く。）。

二 次のイからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年（法第九十三条の十六第一項本文の規定によりあつたもの

- とみなされる三号分割標準報酬改定請求の請求期間の計算にあつては、法第九十三条の七第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要した日数を除く。)を経過したとき。
- イ 離婚が成立した日
ロ 婚姻が取り消された日
ハ 前条第一号に掲げるときに該当した日
- 2 前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前一月以内に第百十四条の三十二の五第二項各号のいずれかに該当した場合（同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、同条第一項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合に関する審判又は調停の申立てがあつた場合に限る。）について、法第九十三条の十六第一項本文の規定によりあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第九十三条の十三第一項ただし書に規定する財務省令で定めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、第百十四条の三十二の五第二項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して一月を経過したときとする。
- 3 第百十四条の三十二の五第三項の規定が適用される場合においては、法第九十三条の十六第一項本文の規定によりあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第九十三条の十三第一項ただし書に規定する財務省令で定めるときは、第一項第二号の規定にかかわらず、法第九十三条の七第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間を経過したときとする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「前項第二号イからハまでに掲げる日」とあるのは「法第九十三条の七第一項に規定する情報の提供があつた日」と、「二年」とあるのは「次項第一号に掲げる期間から同項第二号に掲げる期間を除いた期間」と、「同号イからハまでに掲げる日」とあるのは「同条第一項に規定する情報の提供があつた日」とする。
- 一 二年
二 第一項第二号イからハまでに掲げる日から情報提供請求を却下する処分がされた日までの期間（三号分割標準報酬改定請求ができる特別の事由）
- 第百十四条の三十二の二十二 令第十一条の八の二十八に規定する財務省令で定める事由は、次のとおりとする。
- 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定組合員及び被扶養配偶者について、当該被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定組合員の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失し、当該事情が解消したと認められること（当該特定組合員及び当該被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。）。
- 二 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に、次のイ又はロに掲げる場合に該当し、かつ、特定組合員の被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定組合員の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失していること。
- イ 特定組合員が行方不明となつた日から三年を経過していると認められること（離婚の届出をしていない場合に限る。）。
- ロ 離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあると認められ、かつ、三号分割標準報酬改定請求をすることについて特定組合員及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めていること。
- （特定期間に係る組合員期間）
- 第百十四条の三十二の二十三 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定組合員及び被扶養配偶者について、婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消し、その後三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚若しくは婚姻の取消しをした場合又は前条第二号に掲げる事由に該当した場合における特定期間に係る組合員期間は、当該特定組合員及び当該被扶養配偶者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定期間（第百十四条の三十二の二十五第二項第三号において「事実婚特定期間」という。）に係る組合員期間と当該離婚若しくは婚姻の取消しをした場合又は前条第二号に掲げる事由に該当した場合における特定期間に係る組合員期間を通算したものとする。
- 2 三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚若しくは婚姻の取消しをした場合又は前条各号に掲げる事由に該当した場合における特定期間に係る組合員期間については、特定期間が複数ある場合であつて、一の特定期間の末日と当該一の特定期間以外の特定期間（当該一の特定期間後の特定期間に限る。次項において同じ。）の初日とが同一の月に属するときは、その月は、特定期間に係る組合員期間に算入する。ただし、その月が厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定により被扶養配偶者の被保険者期間に算入される月である場合は、この限りでない。
- 3 三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚若しくは婚姻の取消しをした場合又は前条各号に掲げる事由に該当した場合における特定期間に係る組合員期間については、特定期間が複数あり、一の特定期間の初日と末日が同一の月に属し、その月に当該一の特定期間以外の特定期間の初日が属する場合であつて、当該一の特定期間以外の特定期間の

末日がその月の翌月以後に属するときは、その月は、特定期間に係る組合員期間に算入する。ただし、その月が厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定により被扶養配偶者の被保険者期間に算入される月である場合は、この限りでない。

（特定組合員が障害共済年金の受給権者である場合の提供される情報の特例等）

第百十四条の三十二の二十四 法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として法第九十三条の七第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金（当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。）の受給権を有するときは、同条第二項に規定する情報は、法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る組合員期間（当該障害共済年金の額の算定の基礎となつた特定期間に係る組合員期間を除く。）の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われたとみなして算定したものとする。

2 前項の規定は、法第九十三条の八の求めがあつた場合に準用する。

（三号分割標準報酬改定請求書）

第百十四条の三十二の二十五 三号分割標準報酬改定請求をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を組合（組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、連合会。第百十四条の三十二の二十八において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 特定組合員の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
二 被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
三 特定期間
四 特定組合員が死亡した場合にあつては、その者の死亡年月日
五 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 特定組合員の被扶養配偶者の基礎年金番号及び当該被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定組合員の配偶者としての当該資格に限る。）を有していた期間を明らかにすることができる書類

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める書類

イ 離婚又は婚姻の取消しをした場合 特定組合員及び被扶養配偶者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本

ロ 第百十四条の三十二の二十第一号に掲げるときに該当する場合 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定組合員及び被扶養配偶者について、当該事情にあつた初日から当該事情が解消したと認められるとき（当該特定組合員及び当該被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消したときを除く。）までの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

ハ 第百十四条の三十二の二十第二号イに掲げる場合に該当する場合 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に特定組合員が行方不明となつた日から三年を経過していることを明らかにすることができる書類

ニ 第百十四条の三十二の二十第二号ロに掲げる場合に該当する場合 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に、離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあることを明らかにすることができる書類並びに三号分割標準報酬改定請求をすることについて特定組合員及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めている旨の書類（特定組合員及び被扶養配偶者が自らした署名があるものに限る。）

三 第百十四条の三十二の二十三第一項に規定する場合に該当する場合にあつては、事実婚特定期間の初日から特定組合員及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより事実上婚姻関係と同様の事情が解消したときまでの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

四 三号分割標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された特定組合員の生存を証明することができる書類

五 特定組合員が死亡した場合にあつては、当該特定組合員の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

六 その他必要な事項

（被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者の届出等）

第百十四条の三十二の二十六 法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下この款において「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を有する者（組合員期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日及び住所を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

2 被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。

- 3 被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。
- 一 被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 二 死亡年月日
- 三 その他必要な事項
- 4 連合会は、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項若しくは第二項に規定する書類又は前項に規定する死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。
- (被扶養配偶者みなし組合員長期原票)
- 第百十四条の三十二の二十七 連合会は、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし組合員長期原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。
- 一 被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者の氏名、生年月日及び住所
- 二 被扶養配偶者みなし組合員期間
- 三 被扶養配偶者みなし組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
- 四 その他必要な事項
- 2 連合会は、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者が地方の長期組合員となつたとき（地方の長期組合員であるとき及び地方公務員等共済組合法第百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者となつたときを含む。）は、その者に係る被扶養配偶者みなし組合員長期原票その他必要な書類を当該地方の長期組合員の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。
- (特定組合員等への通知)
- 第百十四条の三十二の二十八 組合は、法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を改定し、及び決定したときは、その旨を特定組合員及び被扶養配偶者に通知しなければならない。
- (三号分割標準報酬改定請求に係る連合会への通知)
- 第百十四条の三十二の二十九 組合は、法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により特定組合員及び被扶養配偶者の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を改定し、及び決定したときは、その標準報酬の月額及び改定前の標準報酬の月額並びにその標準期末手当等の額及び改定前の標準期末手当等の額その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。
- 附 則
- この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(37) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成20年3月31日財務省令第18号）

- 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
- 第六条第一項第一号中「老人保健法（昭和三十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等」に改め、同項第四号中「法第九十八条第一号」を「法第九十八条第一項第一号」に改め、「事業」の下に「、同項第一号の二に規定する特定健康診査等」を加え、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同項第五号中「法第九十八条第一号」を「法第九十八条第一項第一号」に改め、同項第六号中「法第九十八条第二号」を「法第九十八条第一項第二号」に改め、同項第七号中「法第九十八条第三号」を「法第九十八条第一項第三号」に改め、同項第八号中「法第九十八条第四号」を「法第九十八条第一項第四号」に改め、同項第九号中「法第九十八条第五号」を「法第九十八条第一項第五号」に改め、同項第十号中「法第九十八条第六号」を「法第九十八条第一項第六号」に改め、同条第二項中「法第九十八条第七号」を「法第九十八条第一項第七号」に改める。
- 第五十三条第一項中「資本勘定」を「純資産勘定」に改める。
- 第六十八条第一項中「定額法」の下に「(当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎事業年度同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。)」を加え、同条第二項を次のように改める。
- 2 当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累計額と当該減価償却資産につき計算した当該事業年度の償却限度額に相当する金額との合計額が当該減価償却資産の取得価額から一円を控除した金額に相当する金額

- を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該償却限度額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもつて当該事業年度の償却限度額とする。
- 第六十八条第三項中「おける耐用年数」の下に「及び償却率」を加える。
- 第六十九条第一項中「残存価額を零として、」を削る。
- 第七十条第一項中「その額」を「増築費等」に改め、「残存価額を零として、」を削る。
- 第八十九条中「取得した者（）」の下に「法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）、」を加える。
- 第九十三条第一項中「喪失したとき（）」の下に「後期高齢者医療の被保険者等、」を加える。
- 第九十五条第二項第二号中「組合員が」の下に「後期高齢者医療の被保険者等、」を加え、同項第五号を削る。
- 第九十五条の二第二項第二号中「組合員が」の下に「後期高齢者医療の被保険者等、」を加え、同項第七号を削る。
- 第百五条の二の二を削る。
- 第百五条の七に次の一項を加える。
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この項において「支援法」という。）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この項において「改正法」という。）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。以下この項において「支援給付」という。）が行われる場合における前各項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある世帯に属する者（支援法第十四条第一項若しくは第三項又は改正法附則第四条第一項の規定による生活保護法第八条第一項の基準による額の算出に係る者に限る。）を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者とみなす。
- 第百五条の七の二第三項第二号中「組合員が」の下に「後期高齢者医療の被保険者等、」を加え、同項第七号を削る。
- 第百五条の九第三項第二号中「組合員が」の下に「後期高齢者医療の被保険者等、」を加え、同項第七号を削る。
- 第百五条の十の次に次の十条を加える。
- (高額介護合算療養費の決定の請求等)
- 第百五条の十一 申請者（法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日組合員（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。第百五条の十三において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。
- 一 組合員証の記号及び番号
- 二 計算期間（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）の始期及び終期
- 三 申請者及び基準日被扶養者（令第十一条の三の六の二第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。第百五条の十三において同じ。）の氏名及び生年月日
- 四 申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月
- 五 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）並びに介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間
- 2 前項の申請書には、令第十一条の三の六の二第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書（同項第三号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。
- 3 申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第三号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 一 当該申請者に適用される令第十一条の三の六の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額
- 二 当該申請者に適用される令第十一条の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額
- 三 その他高額介護合算療養費等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項
- 5 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡し

た日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

- 6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者以外のものに対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。
（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の十二 法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第十一条の三の六の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあっては、この限りでない。

- 一 組合員証の記号及び番号
- 二 計算期間の始期及び終期
- 三 基準日（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日をいう。第百五条の十五において同じ。）に加入する医療保険者の名称
- 四 申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日
- 五 申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

- 2 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 組合員証の記号及び番号
- 二 申請者が計算期間において組合の組合員であつた期間
- 三 申請者の氏名及び生年月日
- 四 令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる額又は第二号に掲げる組合員であつた期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額
- 五 証明書を交付する者の名称及び所在地
- 六 その他必要な事項

- 3 前項の証明書を交付した組合は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第三号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該証明書に係る同項の申請書は、提出されなかつたものとみなすことができる。

- 4 組合は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第二項の証明書の交付申請を、当該組合の組合員であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。
（令第十一条の三の六の二第一項第五号の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十三 令第十一条の三の六の二第一項第五号の財務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日組合員又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等（同号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
一	地方の組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額
二	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
三	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下「自衛官等」という。）であつた期間	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号に規定する合算額

四	健康保険法の被保険者（日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この条及び第百五条の十五において同じ。）並びに組合員及び地方の組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者を除く。第百五条の十五において同じ。）であつた期間	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
五	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第三項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
六	船員保険の被保険者（組合員及び地方の組合の組合員を除く。第百五条の十五において同じ。）であつた期間	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一条の二第一項第一号に規定する合算額
七	令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する国民健康保険の世帯主等（以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という。）であつた期間（同項第一号に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額
八	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

（令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十四 令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 令第十一条の三の六の二第一項第一号から第四号までに掲げる金額に相当する金額 当該各号に掲げる金額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額を合算した金額から次に掲げる金額を控除した金額
 - イ 令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費^{おん}按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額
 - ロ 令第十一条の三の四第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額
- ハ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養について、法第五十二条に規定するその他の給付として令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する金額

- 二 令第十一条の三の六の二第一項第五号に掲げる金額に相当する金額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した金額

一の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十三条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費 ^{おん} 按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とし、地方公務員等共済組合法第五十四条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

二の項	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令（以下この号において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（準用国共済法施行令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とし、私立学校教職員共済法第二十条第三項に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）
三の項	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十二条に規定する短期給付として令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）
四の項	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあっては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）
五の項	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第二項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
六の項	船員保険法施行令第十一条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第九条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
七の項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
八の項	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、当該療養について同令第十四条第一項、第二項及び第五項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

- 三 令第十一条の三の六の二第一項第六号に掲げる額に相当する金額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する居宅サービス等に係る同号に掲げる金額
- 四 令第十一条の三の六の二第一項第七号に掲げる額に相当する金額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる金額
(令第十一条の三の六の二第五項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額)
- 第百五条の十五 令第十一条の三の六の二第五項の財務省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる金額に相当する金額は、組合員であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表

の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
一	地方の組合の組合員又はその被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
二	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又はその被扶養者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令第十一条の三の六の二第一項各号（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令第十一条の三の六の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
三	自衛官等	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項各号に掲げる額
四	健康保険法の被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十三条の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
五	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
六	船員保険の被保険者又はその被扶養者	船員保険法施行令第十一条の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
七	国民健康保険の被保険者（国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額

- (令第十一条の三の六の二第六項の財務省令で定めるところにより算定した金額)
- 第百五条の十六 令第十一条の三の六の二第六項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

一の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額
二の項	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令第十一条の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額
三の項	令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額
四の項	健康保険法施行令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
五の項	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
六の項	船員保険法施行令第十一条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
七の項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

- (令第十一条の三の六の二第七項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額)
- 第百五条の十七 令第十一条の三の六の二第七項の財務省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる金額に相当する金額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。
(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)
- 第百五条の十八 令第十一条の三の六の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令第十一条の三の六の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において加入者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該加入者

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項	次の各号に掲げる者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において自衛官等である次の各号に掲げる者
健康保険法施行令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者（第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者
	次条第一項	第四十四条第四項
船員保険法施行令第十一条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第一項及び第三項	国民健康保険の世帯主等と	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者と
	国民健康保険の世帯主等及び	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び
	被保険者が	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が

（令第十一条の三の六の三第六項の介護合算算定基準額に関する読替え）

第百五条の十九 令第十一条の三の六の三第六項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用する場合において、同令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

（令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合及び財務省令で定める日）

第百五条の二十 令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合は、組合の組合員であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める日は、当該日の前日とする。

第百十三条の四の見出しを「（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）」に改め、同条第一項中「老人保健法第二十五条第一項第二号の規定による障害の認定を受けた」を「高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に掲げる者となつた」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証に記載された資格取得年月日及び有効期限

第百三十条の二第三項を削る。

附則第三十一項の次に次の二項を加える。

32 法附則第十一条の三の規定により国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条に規定する拠出金、介護保険法」とする。

33 法附則第二十条の二の二の規定により高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等」とする。

別紙様式の改正〔略〕

別表の改正〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（事業報告書及び決算事業報告書に関する経過措置）

第二条 〔略〕

第三条 この省令による改正後の第六条〔中略〕の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経理単位について適用する。（減価償却に関する経過措置）

第四条 この省令による改正後の第六十八条の規定は、平成十九年四月一日以後に取得した有形固定資産のこの省令の施行の日以後に開始した事業年度以後の減価償却について適用する。

2 平成十九年三月三十一日以前に取得した有形固定資産の減価償却については、なお従前の例による。ただし、この省令による改正前の第六十八条第二項の規定による残存価額にかかわらず、当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累計額が取得価額の百分の九十五に相当する額に達するまで従前の例により減価償却を行い、その達した年度の翌事業年度以後、取得価額から取得価額の百分の九十五に相当する額及び一円を控除した金額に事業年度の月数を六十で除した割合を乗じた金額（当該計算した金額と当該事業年度の前事業年度までにした償却の額の累計額との合計額が当該資産の取得価額から一円を控除した金額を超える場合には、当該超える部分の金額を控除した金額）を償却するものとする。

（老人保健法の一部改正に伴う国家公務員共済組合の業務等の特例）

第七条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第十三条の規定の適用がある場合における国家公務員共済組合法施行規則第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「並びに」とあるのは、「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金、」とする。

（38）独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律、株式会社日本政策金融公庫法、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、地方公営企業等金融機構法、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令（平成20年9月30日財務省令第61号）第8条による改正

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第八条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第二項第三号中「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

（39）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成20年12月1日財務省令第76号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「取引」の下に「をし、又は取引に関して電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録の請求」を、「受領するとき」の下に「又は同項に規定する電子記録債権（会計単位の長及び出納員が同法第二十条第一項に規定する電子記録債務者として記録されているものを除く。）を担保とするとき」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

（40）株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令（平成20年12月22日財務省令第84号）第2条による改正

（日本銀行国債事務取扱規程等の一部改正）

第二条 次に掲げる省令の規定中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

三 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第十条第一項第二号

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。〔ただし書略〕

(41) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成20年12月22日財務省令第85号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第百六条を同条第七項とし、同項の前に次の六項を加える。

- 令第十一条の三の七ただし書に規定する財務省令で定める金額は、三万円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条において「病院等」という。）が負担する保険料に相当する金額が三万円に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。）とする。
- 2 令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 体重が二千グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十三週以上であること。
- 二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、財務大臣が定めるものに該当すること。
- 3 令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める事由は、次のとおりとする。
- 一 天災、事変その他の非常事態
- 二 出産した者の故意又は重大な過失
- 4 令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第15号）別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。
- 5 令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める要件は、病院等に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次項において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故という。次項において同じ。）が病院等の過失によつて発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償金の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。
- 6 令第十一条の三の七第二号に規定する財務省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。
- 同条第七項の次に次の一項を加える。
- 8 令第十一条の三の七ただし書の加算した金額の支給を受けようとする者は、前項の出産費請求書又は家族出産費請求書に同条ただし書に規定する出産であると組合が認める際に必要となる書類を添付しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(42) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成20年12月25日財務省令第87号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

- 第九十九条の二の見出し中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同条第一項中「第十一条の三の二第二項」を「第十一条の三の二第二項第一号」に、「、同項」を「、同項各号」に、「及び同項」を「及び同項第一号」に改め、「被扶養者」の下に「又は同項第二号に規定する被扶養者であつた者（第三項において「被扶養者であつた者」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。
- 3 令第十一条の三の二第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける組合員（同項第一号に該当する者を除く。）は、その被扶養者であつた者が法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等でなくなつたときは、遅滞なく、別紙様式第十七号の二の二による後期高齢者医療の被保険者等の資格喪失等申出書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に申し出なければならない。
- 第百五条の四中「第二項第三号」を「第三項第三号」に改める。
- 第百五条の五第二項中「第十一条の三の四第六項」を「第十一条の三の四第八項」に改め、同項第三号及び同条第五項中「第四十一条第六項」を「第四十一条第八項」に改める。
- 第百五条の六中「若しくは第二項第二号」を「に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、第二項第一号若しくは第二号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、第三項第二号若しくは第四項第二号」に、「同条第四項第一号」を「同条第六項第一号」に、「若しくは同条第二項第一号」を「、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第三項第一号」に改める。
- 第百五条の七第二項中「第十一条の三の五第二項第三号」を「第十一条の三の五第三項第三号」に改め、同条第三項中「第十一条の三の五第二項第四号」を「第十一条の三の五第三項第四号」に改める。

第百五条の九第一項中「別紙様式第十七号の二の二」を「別紙様式第十七号の二の三」に改める。

第百五条の十四第一号イ中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号ロ中「第十一条の三の四第二項又は第三項」を「第十一条の三の四第三項から第五項まで」に改め、同条第二号の表一の項から四の項までの項中「同条第二項に」を「同条第三項に」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同表五の項の項中「第四十一条第二項に」を「第四十一条第三項に」に、「第四十一条第二項の」を「第四十一条第三項の」に、「第四十一条第二項又は第三項」を「第四十一条第三項から第五項まで」に改め、同表六の項から七の項までの項中「同条第二項に」を「同条第三項に」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同表八の項の項中「及び第五項」を「、第三項及び第六項」に改める。

第百三十一条第一項中「基準収入額適用申請書」の下に「、後期高齢者医療の被保険者等の資格喪失等申出書」を、「別紙様式第十七号の二の二」の下に「、別紙様式第十七号の二の三」を加える。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。〔ただし書略〕

(43) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成21年1月23日財務省令第3号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の三十三第二項中「、国外対応措置」の下に「、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）第三条第二号に規定する補給支援活動」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(44) 国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（平成21年3月31日財務省令第13号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第一項第九号及び第百十四条の十三第一項第十号中「に規定する懲戒処分」を「（令第四十八条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分」に改める。

第百十四条の四十二第一項に次の一号を加える。

四 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき 当該刑に処せられ、又はこれらの処分を受けたことを証する書類

附 則

この省令は平成二十一年四月一日から施行する。

(45) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成21年4月30日財務省令第35号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五条第一項中「薬局」の下に「（第百五条の五の三第四項及び第五項において「保険医療機関等」という。）」を加える。
第百五条の五第二項から第八項までを削り、同条第一項の項番号を削り、同条の次に次の二条を加える。

（特定疾患給付対象療養の認定）

第百五条の五の二 令第十一条の三の四第七項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号に掲げる事項を、同項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において単に「実施機関」という。）を経由して、組合に申し出なければならない。

一 組合員証の記号及び番号

二 組合員の氏名

三 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

四 認定を受けようとする者が受けるべき令第十一条の三の四第七項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付の

- 名称
- 2 前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第十一条の三の五第一項第三号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。
- 3 組合は、第一項の申出に基づき認定を行つたときは、実施機関を経由して、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対し当該者が該当する令第十一条の三の五第一項各号又は第三項各号に掲げる者の区分（第五項及び第六項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。
- 4 認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を組合に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。
- 一 令第十一条の三の五第一項第三号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しないこととなつたとき。
- 二 令第十一条の三の五第一項第三号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 認定を受けた者が令第十一条の三の四第七項に規定する財務大臣が定める医療に関する給付を受けないこととなつたとき。
- 5 組合は、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。
- 6 認定を受けた者は、令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等から特定疾患給付対象療養（同条第七項に規定する特定疾患給付対象療養をいう。次項及び第二百五条の六において同じ。）を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。
- 7 認定を受けた者（令第十一条の三の五第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第二百五条の七の二第一項又は第二百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾患給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養を受けたときの同項又は同条第三項の規定の適用については、当該認定を受けた者は、第二百五条の七の二第一項又は第二百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。
- （特定疾病に係る療養の認定）
- 第二百五条の五の三 令第十一条の三の四第九項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。
- 一 組合員証の記号及び番号
- 二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日
- 三 認定を受けようとする者のかかった健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する疾病の名称
- 2 前項の書類の提出については、認定を受けようとする者が同項第三号に掲げる疾病にかかったことに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかったことを証明する書類を添付しなければならない。
- 3 組合は、第一項の書類の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。
- 4 認定を受けた者は、保険医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなった後遅滞なく特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。
- 6 第九十条から第九十四条までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。
- 7 第一項から前項までの規定は、法第五十九条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第一項中「被扶養者」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と、同項第一号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、第三項中「被扶養者」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と読み替えるものとする。
- 第二百五条の六中「同条第六項第一号」の下に「若しくは第七項イ若しくはロ若しくは第二号ロ」を、「を」をいう。）」の下に「若しくは特定疾患給付対象療養」を加え、「金額若しくは」を「金額、」に改める。
- 附 則

- 1 この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。
- 2 平成二十一年五月から九月までの間においては、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者及び国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等に国家公務員共済組合法施行規則第百五条の七の二第二項に規定する限度額適用認定証又は同規則第百五条の九第二項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた者については、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百五条の五の二第一項の申出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（46）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成21年8月20日財務省令第59号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の三十三第二項中「規定する補給支援活動」の下に「、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第二項第一号に規定する海賊対処行動」を加え、「第五条第一項第十号(1)」を「第五条第一項第五号(1)」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年七月二十四日から適用する。

（47）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成21年12月28日財務省令第74号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百五条の十三の表六の項中「第十一条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

第二百五条の十四第二号の表六の項の項中「第十一条の二第一項第一号イ及びロ」を「第十一条第一項第一号イ及びロ」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二百五条の十五の表六の項中「第十一条の二第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改める。

第二百五条の十六の表六の項の項中「第十一条の二第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第二百五条の十八の表船員保険法施行令第十一条の三第一項及び第二項の項中「第十一条の三第一項及び第二項」を「第十二条第一項及び第二項」に改める。

第百十四条第一項第十二号を削り、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同条第二項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする。

第百十四条の四第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「雇用保険法施行規則第百一条の五第三項」を「雇用保険法施行規則第百一条の五第五項」に、「又は同令」を「又は同規則」に、「同令第百一条の五第三項」を「同規則第百一条の五第五項」に改め、同項を同条第四項とする。

第百十四条の四の二中「同条第四項、第六項及び第七項」を「同条第五項」に、「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第百十四条の三十二の八第六項及び第百十四条の三十二の十三第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第二百六条中「船員保険法第二十八条、第二十八条ノ七から第二十九条ノ二まで、第二十九条ノ四、第二十九条ノ六、第三十一条ノ二又は第三十一条ノ三から第三十一条ノ六まで」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条」に改める。

第二百七条第一項中「第二十九条ノ五」を「第六十六条」に、「第二十八条ノ三第一項」を「第五十五条第一項」に、「第二十八条ノ六第二項」を「第六十条第二項」に、「第二十八条ノ七第二項」を「第六十一条第二項」に、「第二十八条ノ八第二項」を「第六十二条第二項」に、「第二十九条第二項」を「第六十三条第二項」に、「第二十九条ノ三第一項」を「第六十四条第二項」に、「第二十九条ノ四第五項」を「第六十五条第五項」に改める。

附 則

- 1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた求職者等給付の支給を受ける者に係るこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四条及び第百十四条の四の規定の適用については、なお従前の例による。

（48）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成21年12月28日財務省令第76号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の二第一項中「（標準報酬の日額（同条第二項の規定を適用する場合にあつては、同項に規定する雇用保険給付相当額。次項において同じ。）の百分の三十に相当する金額に限る。）を削り、「育児休業手当金請求書（その一）」を「育児休業手当金請求書」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「この項」を「次号」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第三十一項を削り、附則第三十二項を附則第三十一項とし、附則第三十三項を附則第三十二項とする。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

- この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- この省令の施行の日前に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金の支給の請求については、なお従前の例による。

（49）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成22年3月31日財務省令第24号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（業務経理又は福祉経理の財源）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第九十九条第一項第一号に規定する事務に要する費用に充てるべき金額は、短期経理から業務経理に繰り入れなければならない。

第二十二条中「別紙様式第一号による」及び「別紙様式第二号による」を削る。

第二十四条第二項中「の各号」を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第七条第一項の規定により業務経理へ繰り入れられる金額及び短期経理から業務経理に繰り入れる金額の最高限度額

第五十三条の見出しを「（勘定区分）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五十六条第一項中「別紙様式第三号による伝票」を「伝票」に改め、同項ただし書中「かえ別紙様式第三号による」を「代え」に改める。

第五十七条第一項中「別紙様式第四号による」を削る。

第六十条第一項中「しめ切り」を「締め切り」に改め、「別紙様式第五号による」を削る。

第六十一条第一項中「締め切り」を「締め切り」に改め、「別紙様式第六号による」及び「別紙様式第七号による」を削る。

第六十二条第一項中「別紙様式第八号により」を削り、同条第二項第七号中「別紙様式第七号による」を削る。

第八十一条第一項中「第七条第一項」を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「とりくずす」を「取り崩す」に改める。

第八十五条第二項中「第七条第一項中」の下に「〔第九十九条第一項第一号〕とあるのは「第九十九条第一項第三号」と、「短期経理」とあるのは「長期経理」と、同条第二項中」を加え、「同条第二項中「第八条第一項第一号」を「同条第二項中「同項第一号」に、「第二十四条第二項第五号」を「第二十四条第二項第四号中「第七条第一項」とあるのは「第八十五条第二項の規定により読み替えられた第七条第一項」と、「短期経理」とあるのは「長期経理」と、同項第六号」に改める。

第八十七条の二第一項中「住所及び就職年月日」を「性別、住所、就職年月日及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期組合員となつた者に被扶養者の要件を備える配偶者があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

第八十七条の二第二項中「前歴報告書」の下に「、任命権者が証明した履歴書その他の必要な書類と併せて」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「その氏名又は住所に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

- 長期組合員の氏名又は住所に変更があつたとき
 - 長期組合員について被扶養者の要件を備える配偶者が生じたとき又は被扶養者である配偶者がその要件を欠くに至つたとき
 - 長期組合員の被扶養者である配偶者の氏名に変更があつたとき
- 第八十七条の二第四項第三号を次のように改める。

三 組合員の資格を取得した年月日及び喪失した年月日

第八十七条の二第四項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第五項中「退職届」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第三項及び第四項の規定は、長期組合員であつた者について準用する。この場合において、第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号」と、第四項中「退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者（死亡した場合には当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）」とあるのは「死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人」と、「事項」とあるのは「事項及び死亡年月日」と、「退職届又は死亡届」とあるのは「死亡届」と、同項ただし書中「退職又は死亡」とあるのは「死亡」と読み替えるものとする。

第八十七条の二第七項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第九項中「第五項まで及び第七項」を「第七項まで」に改める。

第八十七条の三第一項中「、第二項、第五項又は第七項」を「から第七項まで」に、「長期組合員資格取得届、前歴報告書又は組合員期間等証明書」を「書類」に改め、同条第三項中「添付」を「提出」に改める。

第八十八条中「別紙様式第十号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 被扶養者の要件を備える者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額及び住所並びにその者と組合員との続柄

三 被扶養者の要件を備えるに至つた年月日又は被扶養者の要件を欠くに至つた年月日及びその理由

四 その他必要な事項

第九十条第一項中「、組合員証に」を削り、「添えて、」を「、組合員証及びその事実を証する書類と併せて」に改める。

第九十一条第一項中「亡失の場合を除き組合員証を添えて、別紙様式第十二号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「を組合」を「を、亡失の場合を除き組合員証と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 再交付の申請を行う理由

三 その他必要な事項

第九十二条第一項中「、毎年」を削る。

第九十四条中「別紙様式第十三号による」を削る。

第九十五条第三項中「おいて、」の下に「第九十二条第一項中「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、組合は、財務大臣の定めるところにより、組合員被扶養者証の交付を行つた組合員に対し、毎年、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、」を加え、「別紙様式第十三号による」、「別紙様式第十五号の二による」及び「と、」、組合員証」とあるのは「、組合員被扶養者証」を削る。

第九十五条の二第三項中「別紙様式第十三号による」及び「別紙様式第十六号による」を削る。

第九十六条の見出しを「（提出書類の省略）」に改め、同条中「添付すべき」を「併せて提出すべき」に、「添付書類」を「提出書類」に改める。

第九十六条の二第一項中「法第四十二条第二項に規定する報酬の総額を記載した別紙様式第十六号の二による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二 法第四十二条第二項に規定する報酬の総額

三 その他必要な事項

第九十六条の二第二項中「別紙様式第十六号の三による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二 組合員の資格を取得した年月日及び報酬の総額

三 その他必要な事項

第九十六条の二第三項中「別紙様式第十六号の四による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二 改定前における標準報酬の月額及び等級

三 法第四十二条第七項に規定する報酬の総額

四 標準報酬の月額を改定する理由及び年月日

五 その他必要な事項

第九十六条の二第四項中「より組合員からの別紙様式第十六号の七による申出が」を「よる標準報酬の改定を希望する旨の申出並びに人事担当者による育児休業等に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類の提出が組合員から」に、「別紙様式第十六号の六による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を

加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号
- 二 改定前における標準報酬の月額及び等級
- 三 法第四十二条第九項に規定する報酬の総額
- 四 標準報酬の月額を改定する年月日
- 五 その他必要な事項

第九十六条の二第五項中「報酬の」を「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と、同項第二号中「報酬」に、「次項、第三項及び第四項」を「次項第二号、第三項第三号及び第四項第三号」に改め、「の」と、「給与支給機関」とあるのは「当該各給与支給機関」を削り、「〔各給与支給機関〕」の下に「と、「総額」とあるのは「各給与支給機関ごとの総額」を加え、同条第六項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第九十六条の六第一項中「法第四十二条の二第一項に規定する期末手当等の額を記載した別紙様式第十六号の五による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号
- 二 期末手当等の額及び支払年月
- 三 その他必要な事項

第九十六条の六第二項中「規定する期末手当等」を「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と、同項第二号中「期末手当等」に、「規定する期末手当等（）」を「期末手当等（）」に、「第十四条第四項」を「同法第十四条第四項」に改め、「〔給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と」を削り、同条第三項中「に掲げる」を「の規定により決定される」に改める。

第九十七条を次のように改める。

（支払未済の給付）

第九十七条 法第四十五条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（当該給付が長期給付である場合には、連合会）に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄
- 二 死亡した者の氏名及び生年月日
- 三 死亡した者の死亡の年月日
- 四 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 五 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- 一 遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本
- 二 当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する市町村長による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本
- 三 その他必要な書類

第九十八条中「別紙様式第十七号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 被害者の氏名及び被害者と組合員との続柄
- 三 加害者の氏名及び住所並びに加害者から受けた損害賠償の内容
- 四 被害が発生した年月日並びに被害の状況及びその見積額
- 五 その他必要な事項

第九十九条の二第二項中「別紙様式第十七号の二による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「にその」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 組合員の収入の状況
- 三 被扶養者の氏名、生年月日及び収入の状況
- 四 その他必要な事項

第九十九条の二第三項中「別紙様式第十七号の二の二による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「にその」を「を、当該」に、「を添えて、組合に申し出」を「と併せて組合に提出し」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 被扶養者の氏名及び生年月日並びに後期高齢者医療の被保険者等でなくなつた年月日及びその理由
- 三 その他必要な事項

第九十九条の三第一項中「減額認定証」を「限度額適用証」に、「次条第一項」を「次項第三号並びに次条第一項及び第二項第三号」に改め、同条第二項中「別紙様式第十七号の五による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 食事療養を受けた者の氏名及び生年月日
- 三 入院期間、支払つた標準負担額の合計額及び限度額適用証を提出できなかった理由
- 四 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 五 その他必要な事項

第九十九条の四第二項中「別紙様式第十七号の五による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 生活療養を受けた者の氏名及び生年月日
- 三 入院期間、支払つた生活療養標準負担額の合計額及び限度額適用証を提出できなかった理由
- 四 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 五 その他必要な事項

第二百二条中「別紙様式第二十一号による療養費請求書に」を「次に掲げる事項を記載した療養費請求書を」に、「の別紙様式第二十二号による診療報酬領収済明細書又はその他証拠書類を添えて、」を「が作成する第三号に掲げる事項を証明する証拠書類と併せて」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 組合員証を使用しなかつた理由
- 三 傷病名及び療養に要した費用の額
- 四 医療機関若しくは薬局又はその他の療養機関の名称及びその住所
- 五 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 六 その他必要な事項

第三百三条中「別紙様式第二十三号による移送費請求書に」を「次に掲げる事項を記載した移送費請求書を、第二号及び第三号に掲げる」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 移送の方法及び経路並びに移送に要した費用の額
- 三 付添人の氏名、住所及び当該付添人に係る移送に要した費用の額（付添があつた場合に限る。）
- 四 移送を必要とする理由についての医師又は歯科医師の証明
- 五 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 六 その他必要な事項

第四百四条第一項中「遅滞なく、」の下に「次に掲げる事項を記載した特別療養証明書交付申請書を、」を加え、「を添えて、別紙様式第二十四号による特別療養証明書交付申請書を」を「と併せて」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 二 組合員の資格を喪失した年月日
- 三 前号に掲げる日の前日において受けていた給付に係る傷病名
- 四 その他必要な事項

第四百四条第二項中「別紙様式第二十四号の三による」を削り、「作成し、所要」を「備え、所要」に改め、同条第四項中「別紙様式第十三号による」及び「別紙様式第二十四号の四による」を削る。

第二百五条第一項中「組合員証又は」及び「組合員証若しくは」を削り、同条第二項中「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」を「を記載した療養費請求書」とあるのは「並びに療養を受けた被扶養者の氏名及び生年月日並びに被扶養者と組合員との続柄を記載した家族療養費請求書」と、同条第一号及び第二号中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」に改める。

第二百五条の二中「組合員証又は」及び「組合員証若しくは」を削る。

第二百五条の三中「移送費請求書」とあるのは、「家族移送費請求書」を「を記載した移送費請求書」とあるのは「並びに移送を受けた被扶養者の氏名、生年月日及び被扶養者と組合員との続柄を記載した家族移送費請求書」と、同条第一号中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」に改める。

第二百五条の四中「別紙様式第二十一号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 当該療養を受けた期間

三 当該療養のあつた月以前十二月間における高額療養費の支給状況

四 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

五 その他必要な事項

第百五条の五の三第二項中「の提出について」を「を提出する場合に」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百五条の七の二第一項中「別紙様式第二十一号の二の二による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「にその」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 被扶養者の氏名、生年月日、性別及び住所並びに被扶養者と組合員との続柄（認定を受けようとする者が被扶養者である場合に限る。）

三 その他必要な事項

第百五条の七の二第四項中「別紙様式第十三号による」及び「別紙様式第二十一号の二の四による」を削る。

第百五条の九第一項中「別紙様式第十七号の二の三による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「にその」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 被扶養者の氏名、生年月日、性別及び住所並びに被扶養者と組合員との続柄（認定を受けようとする者が被扶養者である場合に限る。）

三 入院期間

四 その他必要な事項

第百五条の九第四項中「別紙様式第十三号による」及び「別紙様式第二十一号の四による」を削る。

第百五条の十一第一項に次の一号を加える。

六 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

第百五条の十一第二項本文中「申請書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同項ただし書中「添付」を「提出」に改め、同条第三項中「添付」を「併せて提出」に改める。

第百五条の十二第一項に次の一号を加える。

六 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

第百六条第七項中「別紙様式第二十五号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、医師又は助産師による当該出産に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 出産した者及びその者が出産した子の氏名並びに出産年月日

三 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

四 その他必要な事項

第百六条第八項中「添付」を「併せて提出」に改める。

第百八条本文中「別紙様式第二十八号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「に市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）」を「を、市町村長」に、「写」を「写し」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同条ただし書中「写にかえ」を「写しに代え」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 死亡した者の氏名、生年月日及び性別並びにその者と組合員との続柄並びに死亡年月日及び埋葬年月日

三 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

四 その他必要な事項

第百九条第一項中「別紙様式第二十九号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、医師又は歯科医師による当該傷病のため勤務に服することができないことを証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 傷病名及び当該傷病が発病した年月日

三 勤務できなくなった最初の年月日

四 請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

五 その他必要な事項

第百九条第二項中「場合において、次の各号」を「請求書を提出する場合においては、次」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十条中「別紙様式第三十号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、医師又は助産師による第二

号に掲げる事項を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 出産した年月日及び出産予定年月日

三 請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

四 その他必要な事項

第百十一条中「別紙様式第三十一号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、所属長による当該休業に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 勤務できなかつた期間及び理由

三 請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

四 その他必要な事項

第百十一条の二第一項中「別紙様式第三十一号の二による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、人事担当者による当該育児休業等が承認された期間及び当該育児休業等に係る子の生年月日を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

三 その他必要な事項

第百十一条の三中「別紙様式第三十一号の四による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、人事担当者による同条第一項に規定する介護休業の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

三 その他必要な事項

第百十二条中「別紙様式第三十二号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、市町村長又は警察署長による当該死亡に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

三 その他必要な事項

第百十三条中「別紙様式第三十三号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、市町村長、消防署長又は警察署長による当該災害に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

三 その他必要な事項

第百十三条の二を次のように改める。

第百十三条の二 削除

第百十三条の二の二を削る。

第百十四条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第五号中「組合員期間等」の下に「（以下「組合員期間等」という。）」を加え、同項第六号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同項第九号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 組合員期間等のうち組合員期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書

第百十四条第二項第五号中「別表第二号表」を「別表」に改め、同条第三項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項各号及び第二項各号」に改める。

第百十四条の二第一項中「の各号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「日」を「年月日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「日」を「年月日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「申出書」の下に「を提出する場合」を加え、「の各号」を削り、「添え」を「併せて提出し」に改め、同項第一号口中「日」を「年月日」に改め、同項第二号本文中「日」を「年月日」に改め、同号ただし書中「添付」を「提出」に改め、同号口中「日」を「年月日」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第百十四条の二の三第三項中「ときは、当該申請書に」を「場合には、」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の三第二項中「前項の届出書には、」を削り、「ときは、その者」を「受給権者が前項の届出書を提出する場合

には、当該対象者」に、「その者の」を「当該対象者の」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の三の二第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改める。

第百十四条の三の三第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同条第二項中「前項の届出書には、」を削り、「ときは、その者」を「受給権者が前項の届出書を提出する場合には、当該対象者」に、「その者の」を「当該対象者の」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の三の四第二項本文中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同項ただし書中「添付」を「提出」に改め、同条第三項中「により第一項の請求書に添付」を「により提出」に、「同条第一項の請求書に添付」を「同条第二項の規定により提出」に、「第一項の請求書への添付」を「その提出」に改め、同条第四項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の三の六第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の四第二項及び第四項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の五第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の六第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十一第二項、第百十四条の十二第二項及び第百十四条の十二の二第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の十三第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第八号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同項第十号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十四第三項中「ときは、当該申請書に」を「場合には、」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の十五第二項中「前項の届出書には、」を削り、「ときは、その者」を「受給権者が前項の届出書を提出する場合には、当該配偶者」に、「その者の」を「当該配偶者の」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十六第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改める。

第百十四条の十六の二第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同条第二項中「前項の届出書には、」を削り、「ときは、その者」を「受給権者が前項の届出書を提出する場合には、当該配偶者」に、「その者の」を「当該配偶者の」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十七第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十二第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十三第二項及び第百十四条の二十四第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十五第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十六第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第二号中「生年月日」の下に「、基礎年金番号」を加え、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 組合員又は組合員であつた者が組合員期間等のうち組合員期間以外の期間を有するときは、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書

第百十四条の二十六第四項中「とき」を「場合に」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第五項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の二十七第三項中「前項の申請書には、」を削り、「ときは、当該申請書に」を「場合には、」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十八第三項中「届出書に」を「届出書を提出する場合に」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の二十八の二第一項及び第百十四条の二十八の三第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を

添えて、」を「と併せて」に改める。

第百十四条の二十九第一項第一号中「及び」の下に「基礎年金番号並びに申請者と」を加え、同条第二項中「申請書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の三十第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の三十一第二項及び第百十四条の三十二第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の三十二の六第一項中「請求書に」を「請求書を」に、「を添付して、これ」を「と併せて」に改め、同条第二項中「請求書に」を「請求書を」に、「を添え、」を「と併せて」に改め、同条第六項中「添え」を「併せて提出し」に改める。

第百十四条の三十二の八第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「の各号」を削り、「添え」を「併せて提出し」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改める。

第百十四条の三十二の十三第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「の各号」を削り、「添え」を「併せて提出し」に改める。

第百十四条の三十二の十五第一項及び第三項第一号並びに第百十四条の三十二の十六第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改める。

第百十四条の三十二の二十五第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「の各号」を削り、「添え」を「併せて提出し」に改める。

第百十四条の三十二の二十六第一項及び第三項第一号並びに第百十四条の三十二の二十七第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改める。

第百十四条の三十三の二第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の四十第一項中「若しくは」を「又は」に、「に亡失」を「を、亡失」に、「を添えて、」を「と併せて」に改める。

第百十四条の四十二第一項中「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の四十三第一項中「に年金証書を添えて、」を「を、年金証書と併せて」に改める。

第百十四条の四十四第一項中「に年金証書を添えて、」を「を、年金証書と併せて」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に、「に年金証書を添え」を「を、年金証書と併せ」に改める。

第百十四条の四十五後段を削り、同条第一号中「第百十四条第三項」を「第百十四条第五項」に改める。

第百十五条第一項中「別紙様式第三十三号の三による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、人事担当者による育児休業等に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
- 二 掛金の免除を希望する旨
- 三 その他必要な事項

第百十八条第一項中「別紙様式第三十四号による」を「別に定める」に改める。

第百十八条の二第一項中「別紙様式第三十五号による」を「別に定める」に改める。

第百二十五条第一項中「同時に」を「第九十五条の規定にかかわらず」に改め、同条第二項中「、船員組合員証及び」を「船員組合員証について、第九十五条第二項及び第三項の規定は」に改め、「別紙様式第十三号による」及び「別紙様式第四十一号による」を削り、「又は「別紙様式第四十二号による」を「と、第九十五条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「組合員は」とあるのは「船員組合員は」と、同項第一号及び第二号中「組合員」とあるのは「船員組合員」と、同項第三号中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、同条第三項中「組合員に」とあるのは「船員組合員に」と、「組合員被扶養者証整理簿」とあるのは「」に改め、同条第三項を削る。

第百二十七条第一項中「別紙様式第四十四号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「に船員組合員証を添えて、組合」を「を組合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 船員組合員の氏名、生年月日、住所並びに船員組合員証の記号及び番号
- 二 傷病名、療養に係る療養費等の支給状況及び一部負担金等の額
- 三 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 四 その他必要な事項

第百二十七条第二項及び第三項を削る。

第百二十八条の二第一項中「別紙様式第四十五号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合に」を「、公庫等職員又は特定公庫等役員となつたことを証明する書類と併せて組合に」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 継続長期組合員の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 公庫等又は特定公庫等である法人の名称

三 その他必要な事項
- 第百二十八条の二第二項中「別紙様式第四十六号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合に」を「、引き続き他の公庫等職員又は特定公庫等役員となつたことを証明する書類と併せて組合に」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 継続長期組合員の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 公庫等又は特定公庫等である法人の名称

三 その他必要な事項
- 第百二十八条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。
- 第百二十八条の五中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。
- 第百三十条の六第一項中「の各号」を削り、同項第四号を次のように改める。
- 四 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
- 第百三十条の六第二項中「の各号」を削り、「添付」を「提出」に改める。
- 第百三十一条第一項を次のように改める。

任意継続組合員に係る組合員原票は、別紙様式第九号の様式にかかわらず、財務大臣が別に定める様式によるものとする。

附則第二十七項及び附則第二十八項を削り、附則第二十九項を附則第二十七項とし、附則第三十項から附則第三十二項までを二項ずつ繰り上げる。

別紙様式の改正〔略〕

別表の改正〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

- 附則第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項後段の規定によりなおその効力を有することとされた改正前国共済施行規則第九十二条第一項（改正前国共済施行規則第九十五条第四項、第九十五条の二第三項及び第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、改正前国共済施行規則第九十二条第一項中「毎年、財務大臣」とあるのは「財務大臣」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、組合は、財務大臣の定めるところにより、被扶養者を有する組合員に対し、毎年、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と読み替えるものとする。

（50）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成22年4月30日財務省令第37号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

（51）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成22年6月29日財務省令第43号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

- 第百十一条の二第一項中「第六十八条の二第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に、「次号」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。
- 3 前項第一号に定める場合に該当する場合において法第六十八条の二第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳六か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするときは、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは、「証拠書類並びに次項第一号に定める場合に該当することを証

明する証拠書類」とする。

- 4 法第六十八条の二第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業等に係る子の一歳に達する日の翌日から一歳二か月に達する日までの期間について育児休業手当金の支給を受けようとするとき（第二項各号に定める場合に該当する場合において、同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により育児休業手当金の支給を受けるときを除く。）は、第一項の規定の適用については、同項中「証拠書類」とあるのは「証拠書類並びに育児休業手当金の支給を受けようとする者の配偶者が育児休業等に係る子の一歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。）をしていることを証明する証拠書類（以下この項において「配偶者育児休業取得証明書類」という。））」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。ただし、既にこの項の規定により配偶者育児休業取得証明書類を提出している場合には、当該書類を提出することを要しない」とする。

附 則

この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（52）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成23年3月18日財務省令第4号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の十五第一項第四号及び第百十四条の十六の二第一項第四号中「引き続き」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（加給年金額の支給事由に該当するに至つたときの改定の請求）

第百十四条の十六の三 令第十一条の七の六に定める一級又は二級の障害の状態にある障害共済年金の受給権者は、法第八十三条第四項の規定による当該障害共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 障害共済年金の年金証書の記号番号

三 加給年金額の対象者である配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四 加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

五 加給年金額の対象者である配偶者を有するに至つた年月日及びその事由

六 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- 一 加給年金額の対象者である配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本及び当該配偶者の収入の金額を証する書類

二 前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

三 その他必要な書類

3 連合会は、受給権者及び加給年金額の対象者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第三号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により提出された書類で確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかった場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の十九中「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に改める。

第百十四条の二十四第一項第三号中「及び生年月日」を「、生年月日、住所及び基礎年金番号」に改め、「引き続き」を削る。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（53）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成23年3月28日財務省令第7号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十項を第三十三項とし、第十九項から第二十九項までを三項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の三項を加える。

- 19 令附則第三十四条の二の四第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する法人を設立しようとする者で法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所

二 発起人の氏名

三 承認を受けようとする理由

四 郵政会社等（法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。）との関係の概要
- 20 令附則第三十四条の二の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款

二 令附則第三十四条の二の四第一項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証明する書類

三 事業計画の概要を記載した書類

四 創立総会の議事録又はこれに準ずるもの
- 21 令附則第三十四条の二の四第二項の規定による申請に係る法人は、設立後、遅滞なく、当該法人の登記簿の謄本を財務大臣に提出しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(54) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成23年3月29日財務省令第8号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三人大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
別紙様式の改正〔略〕
附 則
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(55) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成23年5月31日財務省令第26号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三人大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第百十四条の十一の次に次の一条を加える。
（地方公共団体の議会の議員の議員報酬の月額に相当する額）
第百十四条の十一の二 令第十一条の七の五第一項第一号ハの財務省令で定めるところにより算定した額は、地方公務員等共済組合法施行令第二十五条の七第一項第一号ハに規定する総務省令で定めるところにより算定した額とする。
附 則
この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

(56) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成23年9月8日財務省令第62号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三人大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第百九条の二中「受けるべき障害共済年金の額」を「受ける障害共済年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額とその受ける当該障害基礎年金の額との合算額）」に改める。
第百十四条の七各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同項第一号に該当するに至つたことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
第百十四条の十第四項中「第百十四条の四十二第四項」を「第百十四条の四十二第五項」に改める。
第百十四条の十九各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同項第一号に該当するに至つたことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
第百十四条の四十二第一項中「、転居したとき又は次の各号に掲げる事由に該当」を「又は転居」に改め、同項後段を次のように改める。
ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
第百十四条の四十二第一項各号を削り、同条第四項中「第一項」及び「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることがで

きるときは、この限りでない。
第百十四条の四十二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨並びに氏名、生年月日、住所及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする。
一 氏名を改めたとき 年金証書
二 受給代表者を変更するとき 年金証書及び同順位者の全員の同意書
三 払渡郵便局又は金融機関を変更するとき 新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地及び名称を記載した書類
四 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき 当該刑に処せられ、又はこれらの処分を受けたことを証する書類
第百十四条の四十四第一項中「、年金証書と併せて」を削り、各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
第百十四条の四十四第二項中「、年金証書と併せて」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
附 則
1 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。
2 この省令による改正後の規定（第百九条の二の規定を除く。）は、住居表示の変更若しくは転居又は死亡の日がこの省令の施行の日以後である場合について適用し、住居表示の変更若しくは転居又は死亡の日がこの省令の施行の前である場合については、なお従前の例による。

(57) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成24年1月31日財務省令第11号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三人大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第九十九条の三第一項中「食事療養をいう。」の下に「第百五条の五の二第七項並びに」を加える。
第九十九条の四第一項中「生活療養をいう。」の下に「第百五条の五の二第七項並びに」を加える。
第百一条中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、当該薬局から組合員証の提出を求められたときは、当該処方箋及び組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。
第百五条第一項中「第百五条の五の三第四項及び第五項において」を「以下」に、「第九十九条第一項」を「第九十九条及び第百一条」に改め、「、同条第二項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と」を削る。
第百五条の五の二第七項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三の四第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百五条の七の二第五項及び第百五条の九第五項において同じ。）」に、「同項又は同条第三項」を「令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項まで」に改める。
第百五条の七第一項中「同号」を「令第十一条の三の四第一項」に、「について減額の認定を受けた」を「又は生活療養標準負担額について減額がある」に改め、同条第二項中「第十一条の三の五第三項第三号」の下に「（同条第四項第三号において引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第十一条の三の四第三項又は第四項」に改め、「第十一条の三の六第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三項中「第十一条の三の五第三項第四号」の下に「（同条第四項第四号において引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第十一条の三の四第三項又は第四項」に改め、「第十一条の三の六第一項第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。
第百五条の七の二の見出しを「（限度額適用の認定）」に改め、同条第一項中「又は口に規定する財務省令で定めるところにより組合の認定」を「若しくは口（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）」に改め、同条第三項第五号を次のように改める。
五 令第十一条の三の六第一項第一号イに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第二号に掲げる者に該当し

なくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

第百五条の七の二第五項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から令第十一条の三の六第一項第一号に規定する入院療養等」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第六項中「医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改める。

第百五条の八の見出し中「又は第二号ロ」を「、第二号ロ又は第三号ロ」に改め、同条中「若しくはロ」の下に「、第二号ロ又は第三号ロ」を加え、「入院療養等又は同項第二号ロに規定する財務省令で定めるところにより算定した入院療養」を「療養」に改める。

第百五条の九の見出しを「(限度額適用・標準負担額減額の認定)」に改め、同条第一項中「又は第二号ハ若しくはニ」を「、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくは二若しくはは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）」に改め、「組合の認定」の下に「又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加え、同条第三項第五号を次のように改める。

五 令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第三号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

第百五条の九第五項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から令第十一条の三の六第一項各号に掲げる」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第六項中「医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改める。

第百五条の十第二項中「第十一条の三の六第五項」を「第十一条の三の六第十項」に改め、「第五十七条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「第四十三条第六項」を「第四十三条第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十一条の三の六第四項」を「第十一条の三の六第九項」に、「第四十三条第七項」を「第四十三条第八項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第十一条の三の六第六項及び第八項に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第五項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

第百十三条の三中「第五十一条に規定する」を「第五十一条第一項に掲げる」に、「第十一条の三の六第一項から第五項まで」を「第十一条の三の六第一項から第十項まで」に改める。

第百二十六条の二第一項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局」を「保険医療機関等」に改め、同条第二項中「医療機関若しくは薬局又は当該」を「保険医療機関等又は」に改め、同条第三項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局」を「保険医療機関等」に改める。

別紙様式の改正〔略〕

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(58) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成24年3月28日財務省令第17号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式の改正〔略〕

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(59) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成25年3月27日財務省令第8号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式の改正〔略〕

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(60) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成25年3月29日財務省令第13号）

注 この一部改正規定は、平成27年3月31日財務省令第18号附則第8条、平成28年3月31日財務省令第14号第3条により一部改正された

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 退職等年金給付業務経理 法第七十四条に規定する退職等年金給付に関する取引

第百十四条に次の三項を加える。

7 法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）で、同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、氏名、生年月日、住所及び支給繰上げの請求をする旨を記載した届出書を第一項の請求書と併せて提出しなければならない。

8 前項の届出書を提出する者（組合員でないものに限る。）が法附則第十二条の四の二第一項に規定する障害状態にあるときは、次に掲げる事項を記載した書類を併せて提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日及び住所

二 傷病の名称及び法第八十一条第一項に規定する初診日（以下「初診日」という。）」

三 障害共済年金又は令第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付（障害を給付事由とする年金である給付に限る。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

四 その他必要な事項

9 前項の書類を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の記載がある場合（その全額につき支給を停止されているものを除く。）には、第一号に掲げる診断書の提出は、必要ないものとする。

一 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 前項第三号の年金である給付を受ける権利を有する者にあつては、第百十四条の三十八の規定による決定通知又はこれに準ずる書類の写し

三 その他必要な書類

第百十四条の三の四第一項第三号中「法第八十一条第一項に規定する初診日（以下「初診日」という。）」を「初診日」に改める。

第百十四条の三の六第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項第二号中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項第三号中「前項第五号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳（繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢）に達したときにおいて、加給年金額の対象者があるときは、速やかに、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。第百十四条の三の六を第百十四条の三の七とし、第百十四条の三の五の次に次の一条を加える。

（繰上げ調整額の支給事由消滅の届出等）

第百十四条の三の六 法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算された法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上であるものを除く。）の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出した退職共済年金の受給権者が六十五歳に達するまでの間において、同一の傷病による障害の程度

が再び障害等級に該当することとなつたとき（その者の組合員期間が四十四年以上であるときを除く。）は、第百十四条の三の四第一項の規定にかかわらず、速やかに、同項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。この場合における同項第三号及び第五号の規定の適用については、同項第三号中「傷病の名称及び初診日」とあるのは「障害の程度が再び障害等級に該当することとなつた年月日」と、同項第五号中「その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分関係」とあるのは「その者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨」とする。

3 前項の届出書には、第百十四条の三の四第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

第百十四条の五の見出し中「退職」を「退職等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が同条第六項又は第七項の規定による当該退職共済年金の額の改定を請求しようとするときは、第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

4 前項の請求書を提出する場合には、第二項各号に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

（退職等年金給付事業の準備行為）

第二条 国家公務員共済組合連合会は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）前においても、同法第五条による改正後の国家公務員共済組合法第七十四条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（経理単位の特例）

第三条 国家公務員共済組合連合会は、前条に規定する準備行為を行う場合には、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設けるものとする。

2 国家公務員共済組合連合会の積立金等（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の二に規定する積立金等をいう。）の資金は、予算の定めるところにより、前項の規定により設けられた退職等年金給付準備業務経理に貸し付けるものとする。この場合において、当該貸付金に係る利率については、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定に基づき財政融資資金を貸し付ける場合の利率を参酌して財務大臣が定める利率とする。

第四条 国家公務員共済組合連合会の前条第一項に規定する退職等年金給付準備業務経理に係る権利及び義務は、第六号施行日において国家公務員共済組合連合会の退職等年金給付業務経理が承継する。

（61）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成26年3月28日財務省令第17号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「育児休業等」の下に「、「産前産後休業」を、「第四十二条第九項」の下に「若しくは第十一項」を、「、「育児休業等」の下に「、「産前産後休業」を加える。

第九十六条の二中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「前五項」に、「、「第三項及び前項」を「から前項までの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 組合は、法第四十二条第十一項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出並びに産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日並びに当該産前産後休業の取得期間を証する書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一 組合員の氏名、生年月日及び長期組合員番号

二 改定前における標準報酬の月額及び等級

三 法第四十二条第十一項に規定する報酬の総額

四 標準報酬の月額を改定する年月日

五 その他必要な事項

第九十六条の四第一項中「又は第九項」を「、「第九項又は第十一項」に改める。

第百十四条第五項中「第一項第一号」の下に「及び第六号から第八号まで」を加え、「事項及び」を「事項並びに」に改め、「請求書を」の下に「、「第二項第三号に掲げる書類と併せて」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該者が同号に掲げる書類を既に提出した場合には、当該書類の提出は、必要ないものとする。

第百十四条の二の二第一項第二号中「到来したこと」の下に「（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

第百十四条の二十六第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫を除く。）が六十歳に達していないときは、その旨

五の三 組合員又は組合員であつた者の死亡について、その夫が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨

第百十四条の二十六第一項第六号中「妻」を「配偶者」に改める。

第百十四条の二十八第二項を次のように改める。

2 法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている遺族共済年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 遺族共済年金の年金証書の記号番号

三 遺族共済年金の支給停止事由消滅の事由

四 その他必要な事項

第百十四条の二十八第三項第一号中「前項に規定する場合に該当するときは、同項の」を「受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前項の届出書を提出する場合には、当該」に改め、同条第四項中「第一項第一号」の下に「及び第二項第一号」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第二項の届出書を提出する場合において、遺族共済年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、第百十四条の二十六第三項及び第四項の規定を準用する。

第百十四条の三十二の見出し中「に該当する障害」を「の障害」に改め、同条第一項中「法第九十一条第一項ただし書に規定する場合に該当する」を「六十歳未満の障害等級の一級若しくは二級の障害の状態にある夫、父母若しくは祖父母である」に改める。

第百十四条の四十の二第二項中「次条第一項」を「第百十四条の四十の四第一項」に改める。

第百十四条の四十の三の見出し中「受給権者」を「受給権者等」に改め、同条第一項中「場合」の下に「又は前条の規定による受給権者に係る所在不明届出書の提出を受けた場合」を加え、同条を第百十四条の四十の四とし、第百十四条の四十の二の次に次の一条を加える。

（所在不明の届出）

第百十四条の四十の三 連合会が支給する年金である給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した所在不明届出書を連合会に提出しなければならない。

一 所在不明届出書を提出する者の氏名及び住所並びに当該者と受給権者との身分関係

二 受給権者と同一世帯である旨

三 受給権者の氏名及び生年月日

四 受給権者の年金証書の記号番号

五 受給権者が所在不明となつた年月日

六 その他必要な事項

第百十五条の二を第百十五条の二の二とし、第百十五条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百十五条の二 法第百条の二の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を、産前産後休業の取得期間を証する書類と併せて組合に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二 産前産後休業に係る子の出産予定年月日

三 多胎妊娠の場合にあつては、その旨

- 四 申出に係る組合員が産前産後休業に係る子を既に出産した場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日

五 掛金の免除を希望する旨

六 その他必要な事項
- 2 法第百条の二の二の規定により掛金が免除されている者は、前項に規定する産前産後休業の取得期間に変更があつた場合には、変更後の産前産後休業の取得期間を証する書類を組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申出書の提出又は前項の規定による書類の提出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を組合員原票に記載しなければならない。
- 別紙様式の改正〔略〕
- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

- （62）支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成26年5月29日財務省令第45号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の二第六項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

附 則

1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

- （63）支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成26年9月25日財務省令第77号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五条の七第四項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「[改正法]」を「[平成十九年改正法]」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む」に、「又は改正法附則第四条第一項」を「、平成十九年改正法附則第四条第一項又は平成二十五年改正法附則第二条第三項」に改める。

附 則

この省令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

- （64）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成26年12月22日財務省令第98号）

- 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五条の四中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改める。

第百五条の五の二の見出し中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第二項並びに第四項第一号及び第二号中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改め、同条第六項及び第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第百五条の六中「第十一条の三の五第一項第一号若しくは第二号」を「第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号」に、「第二項第一号若しくは第二号」を「同条第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、「第三項第二号」を「同条第三項第二号」に、「第七項イ若しくはロ」を「第七項第一号イ、ロ若しくはハ」に、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第百五条の七の見出し中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改め、同条第一項中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に、「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に改める。

第百五条の七の二第一項中「若しくはロ」を「から二までのいずれか」に、「又は第二号」を「から第四号までのいずれか」

- に改め、同条第三項第五号中「若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ロ」を「、令第十一条の三の六第一項第一号ロ」に、「又は」を「、令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は」に改め、「第十一条の三の五第二項第一号」の下に「から第四号までのいずれか」を加え、「若しくは令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき」を削る。

第百五条の八（見出しを含む。）中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第百五条の九第一項中「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の五第二項第三号」を「第十一条の三の五第二項第五号」に改め、同条第三項第五号中「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に、「第十一条の三の五第二項第三号」を「第十一条の三の五第二項第五号」に改める。

第百五条の十一第三項中「第十一条の三の六の三第一項第三号」を「第十一条の三の六の三第一項第五号」に改める。

第百六条第一項中「三万円」を「一万六千円」に改め、同条第二項第一号中「二千グラム」を「一千四百グラム」に、「三十三週」を「三十二週」に改める。

別紙様式の改正〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（特定疾病給付対象療養の認定に関する経過措置）

第二条 平成二十七年一月から同年十二月までの間においては、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者及び国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等にこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証又は新規則別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、新規則第百五条の五の二第一項の申出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の日前の出産に係る国家公務員共済組合法施行規則第百六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。
- （八）国家公務員共済組合法施行規則の一部改正

641

二 厚生年金保険経理 厚生年金保険給付及びこれに準ずる給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金及び法第百二条の二に規定する財政調整拠出金（法第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引

第六条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 退職等年金経理 退職等年金給付及び法第百二条の二に規定する財政調整拠出金（法第百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引

第六条第一項第三号中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改める。

第十三条中「長期経理」を「厚生年金保険経理及び退職等年金経理」に改める。

第二十三条第一号中「第五十二条の二」を「第五十二条」に、「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第八十五条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同節中「組合の代表者」とあるのは「連合会の理事長」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同節の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条	第五条第一項	第二十三条第一項
第六条第一項第二号	限る。）	限る。）の拠出並びに厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十五条第二項に規定する交付金及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十六条の二に規定する財政調整拠出金（同法第百十六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）の受入れ
第六条第一項第二号の二	限る。）	限る。）の拠出並びに地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金（同法第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）の受入れ
第七条第一項	第九十九条第一項第一号	第九十九条第三項
	、短期経理から	厚生年金保険経理から、同条第一項第三号に規定する事務に要する費用に充てるべき金額は退職等年金経理から、それぞれ
第七条第二項	前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内	前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内
第十二条第一項	第八条第一項第一号	第九条の三第一項第一号及び令第十条において準用する令第八条第一項第一号
第十二条第二項	第八条第一項	第十条において読み替えて準用する令第八条第一項
第十二条第三項	第八条第一項第三号	第十条において準用する令第八条第一項第三号
第二十三条第一号	組合員の数	組合員の数、厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の数
	以下同じ。）、	以下同じ。）、厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額、
	以下同じ。）並びに	以下同じ。）、厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額並びに
第二十三条第二号	組合に使用される者	連合会の役員及び連合会に使用される者
第二十四条第二項第二号	法第十七条ただし書	法第三十六条において準用する法第十七条ただし書
第二十四条第二項第四号	第七条第一項	第八十五条第二項の規定により読み替えられた第七条第一項
	及び短期経理から業務経理に繰り入れる	並びに厚生年金保険経理及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れるそれぞれの
第二十四条第二項第六号	最低限度額	最低限度額（法第三十六条において準用する法第十九条の規定による業務上の余裕金の運用として行う不動産の取得及び譲渡に係るものを除く。）
第四十五条第一項第五号	組合に使用されている者	連合会の役員及び連合会に使用されている者
第六十二条第一項	法第十六条第二項	法第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第二項

	法第十六条第三項の附属明細書及び事業状況報告書並びに第百二十二条第二項第一号の監査（本部に係るものに限る。）に関する監査報告書	法第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第三項の附属明細書及び事業状況報告書
第六十二条第二項第五号	組合に使用される者	連合会の役員及び連合会に使用される者
第六十二条第三項第一号	組合に使用される者	連合会の役員及び連合会に使用される者
	増減	増減並びに役員の氏名、役職、任期及び経歴
第六十七条第二項	福祉経理の資産	厚生年金保険経理の資産、退職等年金経理の資産又は福祉経理の資産
第七十三条	組合に使用される者	連合会の役員及び連合会に使用される者
第八十一条第一項	法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国、行政執行法人、法科大学院設置者、職員団体若しくは郵政会社等の負担金	法第百二条第四項の規定により払い込まれた金額のうち福祉事業に係る金額

第八十五条に次の一項を加える。

3 前項において準用する第二十二條の規定により事業計画を作成する場合には、同項の規定により読み替えて準用する第二十三条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 厚生年金保険経理における給付の前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画

二 退職等年金経理における給付並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画

第八十五条の二の四を次のように改める。

（厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金）

第八十五条の二の四 連合会の厚生年金保険経理においては、損益計算上利益を生じたときは、その額を法第二十一条第二項第一号ハに規定する厚生年金保険給付積立金（以下この項において「厚生年金保険給付積立金」という。）として、損益計算上損失を生じたときは、その額を厚生年金保険給付積立金から減額して、それぞれ整理しなければならない。

2 前項の規定は、連合会の退職等年金経理について準用する。この場合において、同項中「法第二十一条第二項第一号ハ」とあるのは「法第二十一条第二項第二号ハ」と、「厚生年金保険給付積立金」とあるのは「退職等年金給付積立金」と読み替えるものとする。

第百十八条第一項中「別に」を「財務大臣が別に」に改め、同条第二項中「これを」を「これを財務大臣が別に定める書類と併せて、」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による事業報告書の提出については、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第四項において同じ。）を提出することにより行うことができる。

第百十八条の二第一項中「別に」を「財務大臣が別に」に改め、同条第二項中「これを」を「これを財務大臣が別に定める書類と併せて、」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による決算事業報告書の提出については、電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

附則に次の四項を加える。

34 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）を支給する場合における組合の行う事業の財務については、第六条第一項各号に掲げる経理単位のほか、経過的長期給付に関する取引を経理するための経理単位として経過的長期経理を設けるものとする。

35 前項の規定により経過的長期経理が設けられる場合における連合会の行う事業の財務について第八十五条から第八十六条まで及び同項の規定を適用するときは、第八十五条第二項中「連合会の業務」とあるのは「連合会の業務並びに連合会が支給する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付に係る業務」と、同項の表第七条第一項の項中「それぞれ」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四

年法律第六十三号) 附則第四十九条の二に規定する政令で定める費用に充てるべき金額は附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項に規定する経過的長期経理（以下第八十五条の二の四までにおいて「経過的長期経理」という。）から、それぞれ」と、同表第二十四条第二項第四号の項中「及び退職等年金経理」とあるのは「、退職等年金経理及び経過的長期経理」と、同表第六十七条第二項の項中「又は福祉経理の資産」とあるのは「、経過的長期経理の資産又は福祉経理の資産」と、第八十五条の二の四第二項中「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と、「法第二十一条第二項第二号ハ」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十九条の二」と、「退職等年金給付積立金」とあるのは「国の組合の経過的長期給付積立金」と、前項中「第六条第一項各号」とあるのは「第八十五条第二項において読み替えて準用する第六条第一項各号」と、「経過的長期給付」とあるのは「、経過的長期給付並びに同法附則第五十条第一項に規定する拠出金の拠出及び同法附則第七十六条第一項に規定する拠出金の受入れ」とする。

36 前項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項の規定により経過的長期経理が設けられる場合における連合会の行う事業の財務について第八十五条第二項において準用する第十三条の規定を適用する場合においては、同条中「及び退職等年金経理」とあるのは、「、退職等年金経理及び経過的長期経理」とする。

37 附則第三十五項の規定により適用するものとされた第八十五条第二項において準用する第二十二条の規定により事業計画を作成するときは、同項において準用する第二十三条各号に掲げる事項のほか、経過的長期給付に係る前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画を明らかにしなければならない。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第百十八条及び第百十八条の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(事業報告書及び決算事業報告書に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）第百十八条の規定は、平成二十七年四月以後の毎月末日現在の事業報告書の作成について適用し、同年三月末日現在の事業報告書の作成については、なお従前の例による。

2 新規則第百十八条の二の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度の毎事業年度末日現在の決算事業報告書の作成について適用し、平成二十七年四月一日前に開始する事業年度の末日現在の決算事業報告書の作成については、なお従前の例による。
(経理単位に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際、この省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「旧規則」という。）第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する第六条第一項第二号に規定する連合会（新規則第二条に規定する連合会をいう。以下同じ。）の長期経理の資産及び負債は、新規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する第六条第一項第二号に規定する厚生年金保険経理又は新規則附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた新規則附則第三十四項に規定する連合会の経過的長期経理に帰属するものとする。

(厚生年金保険給付積立金の当初額)

第四条 旧規則第八十五条の二の四に規定する長期給付積立金のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十七条第一項の規定により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において新規則第八十五条の二の四に規定する厚生年金保険給付積立金として整理されたものとみなす。

(経過的長期給付積立金の当初額)

第五条 旧規則第八十五条の二の四に規定する長期給付積立金のうち平成二十四年一元化法附則第四十九条の四の規定により国の組合の経過的長期給付積立金とみなされた額に相当するものは、施行日において新規則附則第三十五項の規定により読み替えて適用するものとされた新規則第八十五条の二の四第二項において読み替えられた同条第一項に規定する経過的長期給付積立金として整理されたものとみなす。

(連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における事業計画及び予算に関する経過措置)

第六条 連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第三項及び附則第三十七項の規定の適用については、同条第三項第一号中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「当該事業年度の推計及び」と、同項第二号中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」と、新規則附則第三十七項中「前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「当該事業年度の推計及び」とする。

2 連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第二項の規定により準用する新規則第

二十四条の規定の適用については、同条第三項中「前前事業年度」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理（附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項に規定する経過的長期経理をいう。以下この条において同じ。）以外の経理単位については前々事業年度」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については当該事業年度における推計を、それぞれ」と、同条第四項中「前前事業年度末日」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理以外の経理単位については前々事業年度末日」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については当該事業年度末日における推計を、それぞれ」とする。

(連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における事業計画及び予算に関する経過措置)

第七条 連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第三項及び附則第三十七項の規定の適用については、これらの規定中「前々事業年度の実績並びに前事業年度」とあるのは、「前事業年度」とする。

2 連合会の平成二十八年四月一日に開始する事業年度における新規則第八十五条第二項の規定により準用する新規則第二十四条の規定の適用については、同条第三項中「前前事業年度」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理（附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた附則第三十四項に規定する経過的長期経理をいう。以下この条において同じ。）以外の経理単位については前々事業年度」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については前事業年度及び当該事業年度における推計を、それぞれ」と、同条第四項中「前前事業年度末日」とあるのは「厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理以外の経理単位については前々事業年度末日」と、「推計を」とあるのは「推計を、厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理については前事業年度末日及び当該事業年度末日における推計を、それぞれ」とする。

(国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号の次に一号を加える改正規定を削る。

附則第一条中「国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び」を削る。

附則第四条中「権利及び義務」を「資産及び負債」に、「退職等年金給付業務経理が承継する」を「業務経理に帰属するものとする」に改める。

(67) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成27年6月24日財務省令第59号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条中「若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」を「、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に改め、「弁護士職務従事職員」という。）」の下に「、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）」を加える。

第九十三条第一項中「若しくは弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員」に改める。

第九十五条第二項第二号及び第九十五条の二第二項第二号中「又は弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員」に改める。

第九十六条の二第七項中「、第九項」を「から第十一項まで」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用する平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌してオリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

10 組合は、ラグビー派遣職員である組合員を使用する平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会（以下「ラグビー組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該ラグビー組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌してラグビー派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

第九十六条の三第一項中「又は第九項」を「、第九項又は第十一項」に、「又は弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員」に、「又は受入先弁護士法人等」を「、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会又はラグビー組織委員会」に改める。

第九十六条の六第三項中「及び第五項」を「から第七項まで」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用するオリンピック・パラリンピック組織委員会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

6 組合は、ラグビー派遣職員である組合員を使用するラグビー組織委員会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該ラグビー組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該ラグビー派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

第九十六条の七第一項中「又は弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員」に、「又は受入先弁護士法人等」を「、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会又はラグビー組織委員会」に改める。

百五十五条の七の二第三項第二号及び百五十五条の九第三項第二号中「又は弁護士職務従事職員」を「、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員」に改める。

別紙様式の改正〔略〕
附 則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

（68）国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年9月30日財務省令第73号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中
「第三節 長期給付
第一款 退職共済年金（第百十四条－第百十四条の十二の二）
第二款 障害共済年金及び障害一時金（第百十四条の十三－第百十四条の二十五）
第三款 遺族共済年金（第百十四条の二十六－第百十四条の三十二）
第三款の二 離婚等をした場合における特例（第百十四条の三十二の二－第百十四条の三十二の十九）
第三款の三 被扶養配偶者である期間についての特例（第百十四条の三十二の二十一－第百十四条の三十二の二十九）
第四款 遺族の範囲の特例等（第百十四条の三十三－第百十四条の四十六）」
を

「第三節 長期給付
第一款 厚生年金保険給付
第一目 老齢厚生年金（第百十四条）
第二目 障害厚生年金及び障害手当金（第百十四条の二）
第三目 遺族厚生年金（第百十四条の三）
第四目 脱退一時金（第百十四条の四）
第五目 離婚等をした場合における特例（第百十四条の五－第百十四条の十一）
第六目 被扶養配偶者である期間についての特例（第百十四条の十二－第百十四条の十六）
第七目 雑則（第百十四条の十七－第百十四条の三十）
第二款 退職等年金給付
第一目 通則（第百十五条－第百十五条の十三）
第二目 退職年金（第百十六条－第百十六条の十一）
第三目 公務障害年金（第百七条－第百七条の八）
第四目 公務遺族年金（第百八条－第百八条の八）」

第五目 雑則（第百十九条－第百十九条の十一）」
に、「掛金」を「掛金等」に、「（第百十五条－第百十六条）」を「（第百二十条－第百二十条の十）」に、「第六章の二 国家公務員共済組合審査会（第百十六条の二）」を
「第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第百二十一条）
第六章の三 国家公務員共済組合審査会（第百二十二条）」
に、「第百七条」を「第百二十三条」に改める。

第二条中「、「育児休業等」、「産前産後休業」を削り、「、「任意継続掛金」若しくは「特例継続組合員」、「長期組合員」若しくは」を「若しくは「任意継続掛金」」に改め、「、第四十条第十二項若しくは第十四項」を削り、「、第百二十六条第一項、第百二十六条の五第二項若しくは附則第十三条の三第四項」を「若しくは第百二十六条の五第二項」に改め、「第六号若しくは」及び「、「育児休業等、産前産後休業」を削り、「、任意継続掛金若しくは特例継続組合員、長期組合員若しくは」を「若しくは任意継続掛金」に改める。

第六条第一項第一号中「規定する納付金」の下に「（以下「介護納付金」という。）」を加え、同項第二号中「及びこれに準ずる給付」を削る。

第七条第三項中「職員団体」を「法第九十九条第六項に規定する職員団体（以下「職員団体」という。）」に、「附則第二十条の三第一項」を「附則第二十条の二第一項」に改める。

第十条第一項第一号中「かざ」を「鍵」に改め、同項第二号中「第八十五条の二の五」を「第八十五条の七第一項」に改める。
第二十三条第三号中「及び令第十二条第三項に規定する掛金率」を「並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付及び介護納付金に係るものに限る。）との割合」に改める。

第二十四条第三項及び第四項中「前前事業年度」を「前々事業年度」に改める。
第三十四条第一号中「掛金」を「掛金等（法第百条第一項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）」に改める。
第四十五条の見出しを「（支払の方法）」に改め、同条第一項中「かえ」を「代え」に、「第五十一条、第五十二条」を「第五十条、第五十一条」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「払いもどし」を「払戻し」に、「振出す」を「振り出す」に改める。

第六十二条第一項中「法第十六条第三項」を「同条第三項」に、「第百二十二条第二項第一号」を「第百二十六条の四第二項第一号」に改める。

第八十五条第二項の表第十二条第一項の項中「第九条の三第一項第一号及び令」を削り、同表第二十四条第二項第二号の項を次のように改める。

第二十四条第二項第二号	第十七条ただし書	第三十六条において準用する法第十七条ただし書

第八十五条第二項の表第六十二条第一項の項を次のように改める。

第六十二条第一項	第十六条第二項	第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第二項
	同条第三項の附属明細書及び事業状況報告書並びに第百二十六条の四第二項第一号の監査（本部に係るものに限る。）に関する監査報告書	第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第三項の附属明細書及び事業状況報告書

第八十五条第二項の表第六十二条第三項第一号の項の次に次のように加える。

第六十二条の二	第十六条第三項	第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第三項

第八十五条第二項の表第八十一条第一項の項中「法第九十九条」を「第九十九条」に、「法第百二条第四項」を「第百二条第四項」に改める。

第八十五条の二の見出しを「（資金の貸付けに係る利率）」に改め、同条中「連合会の積立金等（令第九条の二に規定する積立金等をいう。以下同じ。）の資金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることができる。この場合において、当該貸付金」を「令第九条の三第二項第四号に掲げる方法により退職等年金給付積立金等（同項に規定する退職等年金給付積立金等をいう。以下同じ。）の運用を行う場合における同号に規定する資金の貸付け」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、「（昭和二十六年法律第百号）」を削り、同条を第八十五条の九とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、令附則第五条第四号に掲げる方法により厚生年金保険給付積立金等（令第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等をいう。以下同じ。）の運用を行う場合における同号に規定する資金の貸付けに係る利率に

ついて準用する。

第八十六条の見出しを「(組合への貸付けに係る利率)」に改め、同条第一項中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に改め、「財政融資資金法」の下に「(昭和二十六年法律第百号)」を加え、同条第二項中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に改め、同条を第八十五条の八とする。

第八十五条の二の二及び第八十五条の二の三を削る。

第八十五条の二の五中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に改め、同条を第八十五条の七とする。

第八十五条の二の四の見出しを「(厚生年金保険経理及び退職等年金経理における損益計算上の整理)」に改め、同条を第八十五条の六とする。

第八十五条の五を第八十六条とし、同条の前に次の五条を加える。

(応募又は買入れの方法により取得する有価証券から除かれる有価証券の範囲)

第八十五条の十 令第九条の三第三項に規定する財務省令で定める有価証券は、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(当該特定社債券に係る特定資産が連合会の譲渡する信託受益権であるものに限る。)とする。
(合同運用における利益又は損失の経理間の按分)

第八十五条の十一 令第九条の三第四項の規定により、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行つた場合に利益を生じたときは、次の各号に掲げる経理に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険経理 当該利益の額に当該事業年度において合同して管理及び運用を行つた厚生年金保険給付積立金等の額を当該額と当該事業年度において合同して管理及び運用を行つた退職等年金給付積立金等の額との合算額で除して得た率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

二 退職等年金経理 当該利益の額から前号に定める額を控除して得た額

2 令第九条の三第四項の規定により、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行つた場合に損失が生じたときは、次の各号に掲げる経理に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険経理 当該損失の額に前項第一号の率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

二 退職等年金経理 当該損失の額から前号に定める額を控除して得た額

(厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める事項)

第八十五条の十二 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該事業年度における管理積立金(厚生年金保険法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金のうち連合会が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)の資産の額

二 当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合

三 当該事業年度における管理積立金の運用収入の額

四 厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

五 厚生年金保険法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

六 管理積立金の運用利回り

七 管理積立金の運用に関するリスク管理の状況

八 運用手法別の運用の状況(連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。)

九 連合会における株式に係る議決権の行使に関する状況等

十 連合会の役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他連合会の業務の適正を確保するための体制に関する事項

十一 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

(厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する財務省令で定める事項)

第八十五条の十三 厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響

二 厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

三 厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理

運用の方針に定める事項の遵守の状況(前二号に掲げるものを除く。)

四 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

(法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項)

第八十五条の十四 法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該事業年度における法第二十一条第二項第一号ハに規定する退職等年金給付積立金(以下「退職等年金給付積立金」という。)の資産の額

二 当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の構成割合

三 当該事業年度における退職等年金給付積立金の運用収入の額

四 法第三十五条の三第二項第三号に規定する退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

五 退職等年金給付積立金の運用利回り

六 退職等年金給付積立金の運用に関するリスク管理の状況

七 運用手法別の運用の状況(連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。)

八 連合会における株式に係る議決権の行使に関する状況等

九 連合会の役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他連合会の業務の適正を確保するための体制に関する事項

十 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する重要事項

第八十五条の四を第八十五条の五とし、第八十五条の三を第八十五条の四とし、同条の前に次の一条を加える。
(退職等年金給付に要する費用を計算したときの財務大臣への報告)

第八十五条の三 連合会は、法第二十一条第二項第二号ロの計算をしたときは、財務大臣の定める様式に基づき、財務大臣に報告しなければならない。

第八十五条の二の六中「第二十一条第二項第一号ト」を「第二十一条第二項第一号チ」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同条を第八十五条の二とし、同条に次の一項を加える。

2 法第二十一条第二項第二号へに規定する財務省令で定める業務は、退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務とする。

第八十七条第一項中「得喪」を「得喪の年月日、住所、所属機関の名称」に、「標準報酬」を「標準報酬の月額」に改め、同条第二項中「第三十八条第二項」を「第五十五条第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合は、第二号厚生年金被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。)又は同法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者等」という。)については、前項の組合員原票に、当該第二号厚生年金被保険者等の資格の取得及び喪失の年月日、同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額(以下「厚生年金保険の標準報酬月額」という。)及び同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額(以下「厚生年金保険の標準賞与額」という。)、当該厚生年金保険の標準賞与額の決定の基礎となつた賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。第八十七条の四において同じ。)の支払年月、基礎年金番号(国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。)並びに第二号厚生年金被保険者等の種別その他所要の事項を併せて記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

3 組合は、第一項の組合員原票に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者とみなされた期間に係る前項の規定により組合員原票に記載することとされた事項と併せて記載して整理しなければならない。

第八十七条の二第一項中「長期組合員となつた者は」を「長期組合員(法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。)となつた者は」に改め、「(国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。)」を削り、「被扶養者の要件を備える配偶者」を「被扶養配偶者(当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。次項において同じ。)」に、「当該配偶者」を「当該被扶養配偶者」に改め、同条第三項中「被扶養者の要件を備える配偶者」及び「被扶養者である配偶者」を「被扶養配偶者」に改め、同条第四項ただし書を削り、同項第二号中「所属機関名」を「所属機関の名称」に改め、同項第三号中「取得した年月日」の下に「(退職又は死亡に際し、厚生年金保険給付又は退職等年金給付の請求を行わない場合に限る。)」を加え、同条第五項第一号中「組合員期間」の下に「及び第二号厚生年金被保険者等である期間」を加え、同項第二号中「第十一条の十第一項各号」を「第二十一条

の二第一項各号」に改め、同条第六項中「、同項ただし書中「退職又は死亡」とあるのは「死亡」と」を削り、同条第七項中「施行法第三十条第一項に規定する地方の長期組合員」を「地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける地方の組合の組合員」に、「、次条第三項及び第百十四条の三十二の十六第二項」を「及び第八十七条の三第三項」に、「同じ。」であつた者で長期組合員となつたもの（引き続き長期組合員となつたものを除く。）又は地方公務員等共済組合法を「同じ。」若しくは地方の長期組合員であつた者で長期組合員となつたもの又は厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であつたものとみなされた期間を有する者（同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者を除く。）若しくは同法第七十八条の十四第四項の規定により特定期間に係る第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間を有する者（第三号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたもの若しくは平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の地共済法」という。）に、「同法」を「改正前の地共済法」に、「所属機関名」を「所属機関の名称」に改める。

- 第八十七条の二の次に次の二条を加える。
- （第二号厚生年金被保険者の資格取得届等）
- 第八十七条の二の二 長期組合員となつた者（七十歳以上の者を除く。）が前条第一項に規定する長期組合員資格取得届の届出を行った場合には、第二号厚生年金被保険者の資格取得の届出があつたものとみなす。
- 2 第二号厚生年金被保険者が前条第三項第一号の書類の提出を行った場合には、第二号厚生年金被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。
- 3 第二号厚生年金被保険者が前条第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職届又は死亡届の届出を行った場合には、第二号厚生年金被保険者の資格喪失の届出があつたものとみなす。ただし、当該第二号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至つたときは、この限りでない。
- 4 第二号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第十四条第五号に該当することにより第二号厚生年金被保険者の資格を喪失した場合には、当該第二号厚生年金被保険者であつた者は、次の各号に掲げる事項を組合が証明した書類を連合会に提出しなければならない。

- 一 当該第二号厚生年金被保険者であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 二 当該第二号厚生年金被保険者であつた者の基礎年金番号
- 三 資格喪失時の所属機関の名称
- 四 第二号厚生年金被保険者の資格を喪失した年月日
- 五 その他必要な事項
- （高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第八十七条の二の三 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第二号厚生年金被保険者に限る。以下「高齢任意加入被保険者」という。以下同じ。）の資格取得の申出、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第五条の二及び第五条の三（同規則第五条の二第一項第二号、第三号、第六号及び第七号、第二項第二号、第四号及び第七号、第三項並びに第四項並びに第五条の三第一項第二号及び第三号並びに第二項を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第五条の二第一項及び第五条の三第一項中「第一号厚生年金被保険者」とあるのは「第二号厚生年金被保険者」と、「機構」とあるのは「組合」とするほか、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条の二第一項第一号	及び住所	住所、氏名及び基礎年金番号
第五条の二第一項第五号	事業所	所属機関
	名称、所在地及び事業の種類又は船舶所有者（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）の氏名及び住所（船舶所有者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地）とする。以下同じ。）	名称

第五条の二第二項第三号	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者である期間をいう。以下同じ。）を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	、当該共済組合	当該共済組合
	国民年金法施行規則	それぞれ国民年金法施行規則
第五条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第五条の三第一項第五号	事業所	所属機関
	名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所	名称

- 2 高齢任意加入被保険者が第八十七条の二第三項第一号の書類の提出を行つた場合は、高齢任意加入被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。
- 3 第八十七条の二第八項の規定は、第一項の申出、届出その他の行為について準用する。
- 第八十七条の三第一項中「前条第一項から第七項までの規定により提出を受けた書類」を「第八十七条の二第一項から第七項まで、第八十七条の二の二第三項及び前条第一項の規定により提出を受けた届出又は書類（第八十七条の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第百二十条第三項及び第百二十条の四第四項の規定により通知を受けた事項」に、「の計算」を「及び第二号厚生年金被保険者等であつた期間」に、「その他」を「、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険の標準賞与額その他」に、「決定」を「裁定又は決定」に改め、同条第三項中「前条第二項又は第五項の規定により履歴書又は」を「第八十七条の二第五項の規定により」に、「当該履歴書又は組合員期間等証明書）及び退職又は障害を給付事由とする年金である給付の決定に関し必要な書類（これらの年金である給付を受ける権利を有する者に係るものに限る。）」を「当該組合員期間等証明書）及び年金決定関係書類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第七項」を「第八十七条の二第七項」に、「当該前歴報告書」を「組合員長期原票、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十条第一項に規定する組合員原票及び同規程第九十二条第一項に規定する組合員期間等証明書（以下「組合員原票等」という。）並びに退職又は障害を給付事由とする年金である給付の決定に関し必要な書類（これらの年金である給付を受ける権利を有する者に係るものに限る。以下この条において「年金決定関係書類」という。）を当該前歴報告書」に、「組合員長期原票を」を「組合員原票等及び年金決定関係書類を」に、「当該組合員長期原票」を「当該組合員原票等及び年金決定関係書類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 連合会は、前項の組合員長期原票に平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者とみなされた期間に係る前項の規定により組合員長期原票に記載することとされた事項と併せて記載して整理しなければならない。
- 第八十七条の三に次の一項を加える。
- 5 第三項の規定による地方の組合から連合会への組合員長期原票等及び年金決定関係書類の送付並びに前項の規定による連合会から地方の組合への書類の送付は、前二項の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができる。
- 第八十七条の三の次に次の一条を加える。
- （厚生年金保険法による被保険者に関する原簿）
- 第八十七条の四 第二号厚生年金被保険者等（第二号厚生年金被保険者等であつた者を含む。以下この条において同じ。）について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、第八十七条に規定する組合員原票及び前条に規定する組合員長期原票を同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同条に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項に規定する長期給付の裁定又は決定に関し必要な事項のうち、第二号厚生年金被保険者等の種別及び厚生年金保険の標準賞与額の決定の基礎となつた賞与の支払年月とする。
- 第八十九条中「後期高齢者医療の被保険者等」という。）、を「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は」に、「私立大学派遣検察官等という。）、を「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは」に改め、「又は継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの」を削る。
- 第九十三条第一項中「後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員」を「後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員」に、「、私立大学等複数校派遣検察官等」を「若しくは私立大学等複数校派遣検察官等」に改め、「又は継続長期組合員の資格を取得したとき」を削る。
- 第九十五条第二項第二号及び第九十五条の二第二項第二号中「、交流派遣職員」を「又は交流派遣職員」に、「、私立

大学等複数校派遣検察官等」を「若しくは私立大学等複数校派遣検察官等」に、「又はラグビー派遣職員」を「若しくはラグビー派遣職員」に改める。

第九十六条中「給付を同時」を「給付（厚生年金保険給付を除く。）を同時」に、「運営規則」を「この省令に定めるところによるほか、組合（退職等年金給付にあつては、連合会）の運営規則」に改める。

第九十六条の二第一項中「第四十二条第二項」を「第四十条第五項」に改め、同条第三項中「第四十二条第七項」を「第四十条第十項」に改め、同条第四項中「第四十二条第九項」を「第四十条第十二項」に、「育児休業等」を「育児休業等（法第四十条第十二項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「第四十二条第十一項」を「第四十条第十四項」に、「産前産後休業」を「産前産後休業（法第四十条第十四項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）」に改め、同条第十一項を削り、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、「標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。次項から第十一項まで及び第九十六条の六において同じ。）」を「標準報酬」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前五項」を「第一項から第五項まで」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十一項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

第九十六条の二の次に次の五条を加える。

（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）

第九十六条の二の二 第二号厚生年金被保険者等について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定と同時に行うものとする。

2 前項の規定により厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、前条第一項から第五項まで（同条第七項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）の規定による標準報酬の決定又は改定に係る基礎届を厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定に係る基礎届とみなす。

3 第二号厚生年金被保険者等が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十一項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。

（第二号厚生年金被保険者等が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出）

第九十六条の二の三 第九十六条の二第四項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が、厚生年金保険法第二十三条の二第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第九十六条の二第四項中「法第四十条第十二項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の二第一項」と、「標準報酬の改定」とあるのは「標準報酬月額の改定」と、「標準報酬を」とあるのは「標準報酬月額を」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるものとする。

2 第九十六条の二第五項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が、厚生年金保険法第二十三条の三第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第九十六条の二第五項中「法第四十条第十四項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の三第一項」と、「標準報酬の改定」とあるのは「標準報酬月額の改定」と、「標準報酬を」とあるのは「標準報酬月額を」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるものとする。

（第二号厚生年金被保険者等が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出の特例）

第九十六条の二の四 第二号厚生年金被保険者等が法第四十条第十二項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の二の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が法第四十条第十四項の規定による標準報酬の改定を希望する旨の申出と同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしようとする場合について準用する。

（七十歳以上の使用される者の要件）

第九十六条の二の五 七十歳以上の長期組合員については、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用さ

れる者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）とみなす。

（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）

第九十六条の二の六 七十歳以上の長期組合員について、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該長期組合員の標準報酬の決定又は改定が行われたときは、決定又は改定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。

2 前項の規定により七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第九十六条の二第一項から第五項まで（同条第七項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による標準報酬の決定又は改定に係る基礎届を七十歳以上被用者の標準報酬月額の決定又は改定に係る基礎届とみなす。

3 組合は、第一項の規定により七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、当該七十歳以上の使用される者ごとに、その七十歳以上被用者の標準報酬月額及び当該七十歳以上被用者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を連合会に通知しなければならない。

第九十六条の三第一項中「第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項」を「第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項」に、「改定したとき」を「改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したとき」に、「交流派遣職員」を「継続長期組合員又は交流派遣職員」に、「又はラグビー派遣職員」を「若しくはラグビー派遣職員」に改め、「改定した標準報酬」の下に「及び厚生年金保険の標準報酬月額」を加え、「派遣先企業」を「公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業」に、「又はラグビー組織委員会」を「若しくはラグビー組織委員会」に改め、同条第二項中「前項前段」を「第一項前段」に改め、「標準報酬」の下に「及び厚生年金保険の標準報酬月額」を加え、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与支給機関が標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定を通知したときは、組合が同項前段の通知をしたものとみなす。

第九十六条の四第一項中「第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項」を「第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項」に、「改定したとき」を「改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である長期組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したとき」に、「当該標準報酬」を「当該厚生年金保険の標準報酬月額並びに当該標準報酬及び当該厚生年金保険の標準報酬月額」に改め、同条第二項中「標準報酬を組合員長期原票に記載するとともに、」を削り、「及び当該標準報酬」を「並びに当該標準報酬及び当該厚生年金保険の標準報酬月額」に改める。

第九十六条の五の見出し中「改定」を「改定の程度」に改め、同条中「第四十二条第七項」を「第四十条第十項」に改める。

第九十六条の六第七項を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項及び第五項において同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

第九十六条の六の次に次の二条を加える。

（第二号厚生年金被保険者等の標準賞与額の決定等）

第九十六条の六の二 第二号厚生年金被保険者等について、厚生年金保険法第二十四条の四の規定により当該組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定するときは、当該厚生年金保険の標準賞与額の決定は、法第四十一条の規定による当該組合員の標準期末手当等の額の決定と同時に行うものとする。

2 前項の規定により厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額を決定する場合においては、前条第一項（同条第三項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による標準期末手当等の額の決定に係る基礎届を厚生年金保険の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。

（七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等）

第九十六条の六の三 七十歳以上の長期組合員について、法第四十一条の規定による当該長期組合員の標準期末手当等

額の決定が行われたときは、当該決定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準賞与額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準賞与額」という。）とする。

- 2 前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額を決定し又は改定する場合においては、第九十六条の六第一項（同条第三項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による標準期末手当等の額の決定に係る基礎届を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

- 3 組合は、第一項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額を決定し又は改定したときは、当該七十歳以上の使用される者ごとに、その七十歳以上被用者の標準賞与額及び当該標準賞与額の基礎となつた期末手当等の額を当該決定した月を単位として連合会に通知しなければならない。

第九十六条の七第一項中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）」に、「決定したとき」を「決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等の厚生年金保険の標準賞与額を決定したとき」に、「交流派遣職員」を「継続長期組合員又は交流派遣職員」に、「又はラグビー派遣職員」を「若しくはラグビー派遣職員」に、「を当該組合員」を「及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員」に、「派遣先企業」を「公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業」に、「又はラグビー組織委員会」を「若しくはラグビー組織委員会」に改め、同条第二項中「前項前段」を「第一項前段」に、「標準期末手当等の額」を「標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、給与支給機関が標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額の決定を通知したときは、組合が同項前段の通知をしたものとみなす。

第九十六条の八第一項中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に、「決定した」を「決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である長期組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定した」に、「当該標準期末手当等の額」を「厚生年金保険の標準賞与額並びに当該標準期末手当等の額及び当該厚生年金保険の標準賞与額」に改め、同条第二項中「長期組合員ごとに標準期末手当等の額を組合員長期原票に記載するとともに、」を削り、「及び当該標準期末手当等の額」を「並びに当該標準期末手当等の額及び当該厚生年金保険の標準賞与額」に改める。

第九十七条第一項中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第一号中「遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る」を「死亡した受給権者（法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる」に、「若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは」を「、戸籍謄本、除籍抄本又は」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 二 死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

第九十七条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

第九十七条に次の一項を加える。

- 3 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の保険給付の請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該保険給付に係る請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第九十八条中「組合に」を「組合（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、連合会）に」に改める。

第九十八条の二の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「第十一条の九第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第九十九条の三第二項第四号、第九十九条の四第二項第四号、第百三条第五号、第百五条の十二第一項第六号及び第百六条第七項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第百八条中「法第六十四条」を「第六十四条」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第百九条第一項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「第百十四条の三十八」を「第百十四条の十七」に、「決定通知」を「通知」に、「第百十四条の三十九」を「第百十四条の十八」に、「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改める。

第百九条の二（見出しを含む。）中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改める。

第百十条第三号、第百十一条第三号、第百十一条の二第一項第二号、第百十一条の三第二号、第百十二条第二号及び第百十三条第二号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第百十三条の三中「第五十一条第一項」を「第五十条第一項」に、「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第二百二十七条第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条を第二百二十七条の五とする。

第二百六条の二を第二百二十七条の四とし、第二百六条を第二百二十七条の三とし、第二百五条を第二百二十七条の二とする。

第二百四条第二項中「第八十七条第二項」を「第八十七条第三項」に改め、同条を第二百二十七条とする。

第二百三条を第二百六条の五とし、第二百二条を第二百六条の四とする。

第二百一条中「第百十九条第一項」を「第二百六条第一項」に改め、同条を第二百六条の三とする。

第二百十条を第二百六条の二とし、第百十九条を第二百六条とし、第百十八条の二を第二百二十五条の二とする。

第百十八条第二項中「第二百二条」を「第二百六条の四」に改め、同条を第二百二十五条とする。

第百十七条の二を第二百四条とする。

第百十七条中「第七十四条の四」を「第七十五条の七」に、「年金である給付」を「退職等年金給付」に、「遺族共済年金」を「公務遺族年金」に改め、同条を第二百三条とする。

第百六条の二中「第十八条」を「第二十九条」に、「連合会理事長」を「連合会の理事長」に改め、同条を第二百二条とする。

第六章の二を第六章の三とし、第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

（地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金）

第二百十一条 連合会は、法第二百二条の三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定による令第二十八条第一項に規定する国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額を地方公務員等共済組合法第七十八条第四項に規定する支給期月（次項において「支給期月」という。）ごとに財務大臣が別に定める日までに、地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

- 2 連合会は、法第二百二条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による令第二十八条第四項の規定により準用する同条第一項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額を支給期月ごとに財務大臣が別に定める日までに、地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

第百六条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条を第二百十条の九とする。

第百十五条の三の見出しを「（払い込むべき掛金等の通知）」に改め、同条第一項中「第十二条の四第二項」を「第二十五条の二第二項」に、「第十二条の四第一項」を「第二十五条の二第一項」に改め、同条を第二百十条の八とする。

第百十五条の二の二第一項（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「、附則第六条の二の四第三項又は附則第七条の七第四項」を「又は附則第六条の二の四第三項」に、「、特例退職掛金又は特例継続掛金」を「又は特例退職掛金」に改め、同条を第二百十条の七とし、同条の前に次の二条を加える。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出）

第二百十条の五 前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第百条の二の二」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「法第百条の二の二」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、「掛金」とあるのは「保険料」と、同条第三項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第四項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の申出等の特例）

第二百十条の六 第二号厚生年金被保険者等が法第二百二条の二の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による同法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をしたものとみなす。

- 2 第二号厚生年金被保険者等が厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による同法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第二百二条の二の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をしたものとみなす。

第百十五条の二を第二百十条の四とし、同条の前に次の二条を加える。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出）

第二百十条の二 前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第百条の二」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第三項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

- (厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等の特例)
- 第百二十条の三 二号厚生年金被保険者が法第百二条の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の規定による同法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出をしたものとみなす。
- 2 二号厚生年金被保険者等が厚生年金保険法第八十一条の二の規定による同法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百二条の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をしたものとみなす。
- 第百十五条を第百二十条とし、同条に次の一項を加える。
- 3 組合は、第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該組合員の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。
- 「第六章 掛金及び負担金」を「第六章 掛金等及び負担金」に改める。
- 第五章第三節を次のように改める。
- 第三節 長期給付
- 第一款 厚生年金保険給付
- 第一目 老齢厚生年金
- (老齢厚生年金の請求等)

第百十四条 老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十条第一項第三号	被保険者（	法第二条の五第一項第一号に規定する 第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の法による被保険者及び
	第五号から第七号までにおいて	以下
第三十条第一項第四号	附則第十二条第一項第十七号	附則第十二条第一項第八号
第三十条第一項第七号	被保険者	第二号厚生年金被保険者（法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）
	使用される事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所	所属機関の名称及び所在地
第三十条第一項第八号	附則第九条の三第二項及び第九条の四第三項	附則第九条の三第二項
	附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項	附則第十九条第三項
	を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という	を含む
第三十条第一項第八号の二	第一条各号	第一条第一項各号
第三十条第一項第九号及び第十号	年月日	年月

第三十条第一項第十一号	イ及びロ	イ
	希望する者（ロに規定する者を除く。）	希望する者
第三十条第二項第一号の二	雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	雇用保険被保険者証
第三十条第二項第二号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条第二項第三号	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	、当該共済組合	当該共済組合
	国民年金法施行規則	それぞれ国民年金法施行規則
第三十条第二項第三号の三	第九号、第十一号、第十三号又は第十五号	第十七号
	該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）	該当する者
第三十条第二項第四号	又は戸籍の抄本	又は戸籍の抄本若しくは謄本
第三十条第二項第四号の二	第一条各号	第一条第一項各号
第三十条第五項	第四十四条の三第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法をいう。以下同じ。）第四十四条の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項
第三十条第六項	第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項
第三十条第八項	第一号厚生年金被保険者期間	第二号厚生年金被保険者期間
	これらの表	表
第三十条の二第一項各号列記以外の部分	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金（	老齢厚生年金
	機構	連合会
第三十条の二第一項第一号及び第二項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十条の二第二項第五号及び第六号	年月日	年月
第三十条の二第三項第一号及び第四号イ	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条の二第四項	第三十九条第一項	国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十三第二項第二号
第三十条の三第一項第一号	及び住所	住所及び氏名
第三十条の三第一項第五号及び第六号	年月日	年月
第三十条の三第一項第七号	第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項

第三十条の三第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条の四第一項各号列記以外の部分	第四十四条の三第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項又は平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項
第三十条の五第一項各号列記以外の部分	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）	第三十八条第二項
第三十条の五第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十条の五第一項第六号	年月日	年月
第三十条の五第二項第一号及び第五号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条の五の二第二項各号列記以外の部分	第三十八条の二第一項（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年経過措置政令」という。）第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）、国民年金法第二十条の二第一項（平成十六年経過措置政令第三十一条第一項において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の二第一項	第三十八条の二第一項
第三十条の五の二第一項第一号	限る。）又は旧法による年金たる保険給付	限る。）
第三十条の五の三第二項第一号及び第二号イ	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条の五の三第三項	前条第二項各号	前条第二項第一号
	第三十八条の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）、国民年金法第二十条の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十一条第一項において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の二第三項	第三十八条の二第三項
第三十一条第一項各号列記以外の部分	第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項	第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項
	並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法第四十四条第三項に規定する	に規定する
	十日以内に	速やかに
第三十一条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十一条第二項	抄本	抄本若しくは謄本

第三十一条の二第一項第四号	配偶者が令第三条の七に掲げる給付又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の令（以下「平成二十七年改正前の令」という。）第三条の七に掲げる給付（以下「令第三条の七に掲げる給付」という。）	配偶者が令第三条の七に掲げる給付
	年月日	年月
第三十一条の二第三項第五号	年月日	年月
第三十一条の二第四項各号列記以外の部分	第四十三条第三項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項	第四十三条第三項
第三十一条の二第四項第五号	年月日	年月
第三十一条の二第五項	抄本	抄本若しくは謄本
第三十一条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十一条の四第一項第五号及び第七号	年月日	年月
第三十一条の四第二項第五号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十二条第一項各号列記以外の部分	第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項	第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項
	を含む。）又は平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法第四十四条第四項各号（第四号、第八号及び第十号を除く。）	を含む。）
	十日以内に	速やかに
第三十二条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十二条の三第一項第一号及び第三十二条の四第一項第一号	氏名	受給権者の氏名
第三十二条の四第二項各号列記以外の部分	被保険者、	第一号厚生年金被保険者、
第三十二条の五第一項第一号及び第三十二条の六第一項第一号	氏名	受給権者の氏名
第三十三条第一項第一号及び第三項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十三条の二第一号	及び住所	住所及び氏名
第三十三条の二第四号	年月日	年月

第三十四条第一項各号列記以外の部分	第三十八条第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項	第三十八条第一項
第三十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条第一項第五号	年月日	年月
第三十四条第二項第一号及び第三号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十四条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条の二第一項第四号	年月日	年月
第三十四条の二第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十四条の二の二第一項第七号	年月日	年月
第三十五条の三第一項各号列記以外の部分	平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項	平成六年改正法附則第十九条第一項

第二目 障害厚生年金及び障害手当金
(障害厚生年金及び障害手当金の請求等)
第百十四条の二 障害厚生年金及び障害手当金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで（同規則第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十一条並びに第五十一条の二を除く。次項において「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十四条第一項第五号	業務上	公務上若しくは業務上
第四十四条第一項第七号の二	第一条各号	第一条第一項各号
第四十四条第一項第八号	年月日	年月
第四十四条第一項第九号	イ及びロ	イ
第四十四条第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十四条第二項第三号	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	、当該共済組合	当該共済組合
	国民年金法施行規則	それぞれ国民年金法施行規則
第四十四条第二項第八号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十四条第二項第八号の二	第一条各号	第一条第一項各号

第四十五条第一項	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第五十四条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）	第三十八条第二項
第四十五条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十五条第二項第一号及び第四十五条の三第二項第四号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十六条各号列記以外の部分	十日以内に	速やかに
第四十六条第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十七条第二項第四号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十七条の二第一項各号列記以外の部分	障害厚生年金（昭和六十年改正法附則第七十八条第七項及び第八十七条第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第十五条及び第十九条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項(第二号を除く。)及び第五十条の二第一項(第二号を除く。)において同じ。)	障害厚生年金
第四十七条の二第一項第三号	年金証書、旧法による障害年金証書又は旧船員保険法による障害年金証書	年金証書
第四十七条の二第一項第九号及び第十一号	年月日	年月
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	、当該共済組合	当該共済組合
	国民年金法施行規則	それぞれ国民年金法施行規則
第四十七条の二第二項第五号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十七条の三第一項各号列記以外の部分	十日以内に	速やかに
第四十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十七条の三第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十七条の三第二項第二号	第一条各号	第一条第一項各号
第四十八条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十九条第一項各号列記以外の部分	十日以内に	速やかに
第四十九条第一項第一号及び第四十九条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名

第五十条第一項各号列記以外の部分	第三十八条第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項	第三十八条第一項
	第五十四条第一項若しくは第二項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第五十四条の二第一項又は昭和六十年改正法附則第五十六条第一項	第五十四条第一項若しくは第二項
第五十条第一項第五号	年月日	年月
第五十条第二項第一号及び第五号	抄本	抄本若しくは謄本
第五十条第三項第一号	第三十八条第一項及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項並びに	第三十八条第一項及び
第五十条の二第一項第十号	年月日	年月
第五十条の二第二項第一号及び第六号	抄本	抄本若しくは謄本
第五十条の二第二項第二号	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	、当該共済組合	当該共済組合
	国民年金法施行規則	それぞれ国民年金法施行規則
第五十条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第五十条の三第一項第四号	年月日	年月
第五十条の三第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本

2 前項の規定による障害厚生年金又は障害手当金の請求、届出その他の行為について、当該障害厚生年金又は障害手当金が厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る第二号厚生年金被保険者期間に基づくものである場合においては、障害厚生年金請求等規定（同項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）のうち第四十四条第一項中「障害手当金（厚生労働大臣）」とあるのは、「障害手当金（法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係るものに限り、かつ、国家公務員共済組合連合会）」とする。

第三目 遺族厚生年金
（遺族厚生年金の請求等）
第百十四条の三 遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで（同規則第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第二項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十八条並びに第六十八条の二を除く。次項において「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第一号の二	第一条各号	第一条第一項各号
第六十条第一項第八号	業務上	公務上若しくは業務上
第六十条第一項第九号	年月日	年月
第六十条第一項第十四号	イ及びロ	イ
第六十条第三項第一号	抄本	抄本若しくは謄本

第六十条第三項第一号の二	第一条各号	第一条第一項各号
第六十条第三項第二号	年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）	年金手帳
第六十条第三項第九号の二	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	、当該共済組合	当該共済組合
	国民年金法施行規則	それぞれ国民年金法施行規則
第六十条第三項第十二号	附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号	附則第十二条第一項第十七号
	該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）	該当する者
第六十条の二第二項第三号	イ及びロ	イ
第六十条の三	第六十四条の二第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の三第一項	法第六十四条の二第一項
	老齢厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前の令第三条の十の五各号に掲げる年金たる給付	老齢厚生年金等
第六十一条第一項各号列記以外の部分	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）	第三十八条第二項
第六十一条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十一条第一項第四号	第二条の五第一項第二号から第四号まで	第二条の五第一項第一号、第三号及び第四号
	第二号等遺族厚生年金	第一号等遺族厚生年金
第六十一条第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第六十二条第一項各号列記以外の部分	十日以内に	速やかに
第六十二条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十二条第二項第二号	抄本	抄本若しくは謄本
第六十二条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十三条第一項各号列記以外の部分	除く。）又は昭和六十年改正法附則第七十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第六十三条第三項（以下この条において「旧法第六十三条第三項」という。）	除く。）
	十日以内に	速やかに
	第七十四条	国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十四第一項
第六十三条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名

第六十三条第一項第三号	除く。)又は旧法第六十三条第三項	除く。)
第六十五条第一項各号列記以外の部分	第六十六条若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第六十六条	第六十六条
第六十五条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十五条第三項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第六十五条第五項第一号	第三十八条第一項及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項並びに	第三十八条第一項及び
第六十七条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十七条第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第六十七条の二第一号	及び住所	、住所及び氏名

2 前項の規定による遺族厚生年金の請求、届出その他の行為について、当該遺族厚生年金が厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるもの又は同法第七十八条の三十二に規定する一の期間に係る第二号厚生年金被保険者期間に基づくもの（同法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）である場合においては、遺族厚生年金請求等規定（前項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）のうち第六十条第六項中「法若しくは旧法若しくは船員保険法」とあるのは「法」と、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第十七条第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける」とあるのは「受ける」とする。

第四目 脱退一時金
（脱退一時金の請求等）
第百十四条の四 脱退一時金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十六条の二第一項中「脱退一時金」とあるのは「脱退一時金（第二号厚生年金被保険者期間（法附則第二十九条の二の規定により第二号厚生年金被保険者期間に合算された第二号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を含む。）に基づくものに限る。）」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び氏名」と、同項及び同規則第七十六条の四第一項中「機構」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。

第五目 離婚等をした場合における特例
（標準報酬改定請求等）
第百十四条の五 第二号厚生年金被保険者期間を有する者が厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合であつて同項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する当事者に係る第二号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二（第七十八条の六及び第七十八条の十を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」と、同項第三号中「第一条各号」とあるのは「第一条第一項各号」と、同条第三項中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

（当事者等からの情報提供請求等）
第百十四条の六 厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間について情報提供請求をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を組合（組合員であつた者又はその配偶者（配偶者であつた者を含む。）にあつては、連合会）に提出しなければならない。

- 一 情報提供請求当事者の氏名、生年月日及び住所
- 二 情報提供請求当事者が国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条各号に規定する者のいずれ

- かに該当するものにあつては、基礎年金番号
- 三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項
- イ 情報提供請求当事者が、厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）の末日（情報提供請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、当該請求があつた日とする。以下この条において同じ。）が属する月の前月の末日において、第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者（以下この号において「被保険者」と総称する。）の資格を喪失している場合 同日以前の直近の被保険者の資格を喪失した年月日
 - ロ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月の末日において、被保険者である場合（ハに該当する場合を除く。） 同日以前の直近の被保険者の資格を取得した年月日
 - ハ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月において被保険者の資格を喪失し、同月にさらに被保険者の資格を取得した場合であつて、同月の末日において被保険者であるとき 当該資格を喪失した年月日及び当該資格を取得した年月日
- 四 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める事項
- イ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻をしている場合 当該婚姻が成立した日
 - ロ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合 事実婚第三号被保険者期間（厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第三号に規定する事実婚第三号被保険者期間をいう。以下同じ。）の初日及び現に当該事情にある旨
 - ハ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間
 - ニ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間
 - ホ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第三号に掲げる場合に該当する場合 事実婚第三号被保険者期間及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情が解消した旨
 - へ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合 当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 五 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者について、当該情報提供請求当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合にあつては、事実婚第三号被保険者期間の初日
- 六 厚生年金保険法施行規則第七十八条の七各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨
- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 情報提供請求当事者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 二 当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本若しくは謄本
 - 三 情報提供請求があつた日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある情報提供請求当事者であつて、当該事情にある間に事実婚第三号被保険者期間を有するものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から情報提供請求があつた日までの間引き続き当該事情にあることを明らかにすることができる書類
 - 四 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者であつて、当該事情にあつた間に事実婚第三号被保険者期間を有していたものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から当該事情が解消するまでの間引き続き当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類
- 3 当事者の一方のみが情報提供請求をするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を第一項の請求書に記載しなければならない。
- 一 当事者の他方の氏名、生年月日及び住所
 - 二 その他必要な事項
- 4 前項の場合において、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該当事者の一方による情報提供請求があつた日において、当該当事者の他方について情報提供請求があつたものとみなす。
- 5 情報提供請求当事者が、第一号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間について、他の実施機関に厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による情報提供請求をしたときは、併せて、第一項の請求書を提出したものとみなす。
- 6 連合会は、厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供するときは、文書でその内容を情報提供請求

当事者に通知しなければならない。ただし、第三項の場合であつて、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないときは、当該当事者の他方に対し通知しないものとする。

- 7 第五項の場合において、他の実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下同じ。）が情報提供請求当事者に厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供したときは、連合会は、当該情報を提供したものとしなす。
（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第百十四条の七 厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この目において「離婚時みなし第二号被保険者期間」という。）を有する者（第二号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

- 2 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者（連合会から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。次項において同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。
- 3 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。
- 一 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 死亡年月日
- 三 その他必要な事項
- 4 連合会は、離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項若しくは第二項に規定する書類又は前項の死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。（みなし組合員長期原票）

第百十四条の八 連合会は、離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者ごとに、みなし組合員長期原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

- 一 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 離婚時みなし第二号被保険者期間
- 三 離婚時みなし第二号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額
- 四 その他必要な事項

- 2 連合会は、離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者が第三号厚生年金被保険者となつたときは、その者に係るみなし組合員長期原票その他必要な書類を当該第三号厚生年金被保険者の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。
（離婚時みなし被保険者期間に係る記録）

第百十四条の九 離婚時みなし第二号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定の適用をする場合においては、前条のみなし組合員長期原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

（標準報酬改定請求に係る連合会への通知）

第百十四条の十 組合は、厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により当事者の標準報酬月額及び標準賞与額を改定し、又は決定したときは、その標準報酬月額及び改定前の標準報酬月額、その標準賞与額及び改定前の標準賞与額その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

（連合会への資料の求め）

第百十四条の十一 組合は、連合会に対し、厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報又は同法第七十八条の五に規定する資料の提供に必要な資料を求めることができる。

第六目 被扶養配偶者である期間についての特例

（三号分割標準報酬改定請求等）

第百十四条の十二 第二号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第二号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同規則第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによる。この場合において、同規則第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機

構」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者の被扶養配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」と、第七十八条の二十第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者の被扶養配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」とする。

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第百十四条の十三 厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第二号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下この目において「被扶養配偶者みなし第二号被保険者期間」という。）を有する者（第二号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

- 2 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者（連合会から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。次項において同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。
- 3 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。
- 一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 死亡年月日
- 三 その他必要な事項
- 4 連合会は、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項若しくは第二項に規定する書類又は前項に規定する死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（被扶養配偶者みなし組合員長期原票）

第百十四条の十四 連合会は、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし組合員長期原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

- 一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
- 二 被扶養配偶者みなし被保険者期間
- 三 被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額
- 四 その他必要な事項

- 2 連合会は、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が第三号厚生年金被保険者となつたときは、その者に係る被扶養配偶者みなし組合員長期原票その他必要な書類を当該第三号厚生年金被保険者の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。
（被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録）

第百十四条の十五 被扶養配偶者みなし第二号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定の適用をする場合においては、前条の被扶養配偶者みなし組合員長期原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の十五に規定する主務省令で定める事項は、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

（三号分割標準報酬改定請求に係る連合会への通知）

第百十四条の十六 組合は、厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額を改定し、及び決定したときは、その標準報酬月額及び改定前の標準報酬月額、その標準賞与額及び改定前の標準賞与額その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

第七目 雑則

（厚生年金保険給付に関する通知）

第百十四条の十七 連合会は、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。以下この目において同じ。）に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は厚生年金保険給付の受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。
（厚生年金保険給付に係る年金証書）

第百十四条の十八 連合会は、前条による通知が厚生年金保険給付（厚生年金保険法附則第二十九条の規定による脱退一時金を除く。）の裁定に係るものであるときは、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。ただし、特別支給の老齢厚生年金以外の老齢厚生年金の受給権を裁定した場合においてその受給権者が特別支給の老齢厚生年金の年金証書の交付を受けているときは、この限りでない。この場合において、当該特別支給の老齢厚生年金の年金証書は当該老齢厚生年金の年金証書とみなす。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二 年金の種類及び年金証書の記号番号

三 年金コード

四 年金の受給権発生年月

五 その他必要な事項
- 2 連合会は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。
(厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等)
- 第百十四条の十九 受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 年金証書の記号番号

四 再交付申請の理由
- 2 連合会は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。
- 3 受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを連合会に返納しなければならない。
(支払の一時差止め)
- 第百十四条の二十 連合会は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。
(連合会による厚生年金保険給付の受給権者の確認等)
- 第百十四条の二十一 連合会は、厚生年金保険法第三十六条第三項の規定により厚生年金保険給付を支給する月（以下この項において「厚生年金保険給付の支給期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金である給付を支給する場合には、その月）において、都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）から当該厚生年金保険給付の支給期月に支給する厚生年金保険給付の受給権者又は当該保険給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。
- 2 連合会は、前項の規定により必要な事項について確認を行つた場合において、受給権者等の生存の事実が確認されなかつたとき（第百十四条の二十三第一項に規定する場合を除く。）には、当該受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者に対し、当該受給権者等の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、毎年連合会が指定する日（以下「指定日」という。）までに、当該書類を連合会に提出しなければならない。
- 4 連合会は、前項の規定により第二項の書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき厚生年金保険給付（加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかつた受給権者が当該事実について確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。）の支払を差し止めることができる。
(厚生年金保険給付の受給権者に係る所在不明の届出)
- 第百十四条の二十二 受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した所在不明届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 所在不明届出書を提出する者の氏名及び住所並びに当該者と厚生年金保険給付の受給権者との身分関係

二 受給権者と同一世帯である旨

三 受給権者の氏名及び生年月日

四 基礎年金番号

五 年金証書の記号番号

- 六 受給権者が所在不明となつた年月日
(本人確認情報の提供を受けることができない厚生年金保険給付の受給権者に係る届出)

第百十四条の二十三 連合会は、知事等から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合にあっては当該受給権者に対し、前条の規定による所在不明届出書の提出があつた場合にあっては当該届出書の提出を行つた者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者又は当該届出書の提出を行つた者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあっては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を指定日までに出すことを求めることができる。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 年金の種類及び年金証書の記号番号

三 その他必要な事項

2 前項の規定により同項に規定する届出書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日まで、当該届出書を連合会に提出しなければならない。
(厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等)

第百十四条の二十四 受給権者は、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第一百九号）により住居表示が変更されたとき又は転居したときは、その旨、氏名、生年月日、住所（転居の場合にあつては、転居後の住所）、基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。

一 氏名を改めたとき 年金証書及び氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（連合会が知事等から当該厚生年金保険給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）

二 払渡金融機関を変更するとき 新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載したもの、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

3 連合会は、第一項又は前項に規定する受給権者異動届出書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、知事等から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつた場合には、連合会はその受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 連合会は、第二項第一号の規定により、年金証書の提出があつたときは、遅滞なくその記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

5 厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行つていないもの（以下「老齢厚生年金の繰下げ待機者」という。）が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
(厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出)

第百十四条の二十五 厚生年金保険給付（脱退一時金を除く。）に係る受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一 受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二 年金の種類

三 基礎年金番号

四 年金証書の記号番号

五 受給権の消滅の事由

2 老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当

するときは、同項に定める年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金繰下げ待機者が死亡したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第百十四条の二十六 厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した受給権者との続柄

二 死亡した受給権者の氏名及び生年月日

三 死亡した受給権者の基礎年金番号

四 年金証書の記号番号

五 死亡した者の死亡年月日

六 請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

2 受給権者が死亡した場合であつて、厚生年金保険法第三十七条第三項の規定に該当するときは、同条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては、前項の請求書並びに厚生年金保険法施行規則第三十条、第三十条の二第二項又は第三十条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、障害厚生年金及び障害手当金の受給権者が死亡した場合にあつては、前項の請求書並びに同規則第四十四条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては、同規則第六十条又は第六十条の二の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を連合会に提出しなければならない。

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本又は除籍謄本

二 死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第百十四条の二十七 厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（連合会が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一 被保険者期間の月数

二 最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

三 被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）の総額

四 国民年金法施行規則第十五条の四第一項第一号（ロを除く。）に掲げる事項

五 国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額

六 その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第三十一条の二の規定により通知（連合会が行うものに限る。）が行われる被保険者が三十五歳、四十五歳及び五十九歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一 国民年金法施行規則第十五条の四第二項第一号に掲げる事項

二 国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者期間における保険料の納付状況及び被保険者期間における標準賞与額

（添付書類の特例）

第百十四条の二十八 前章及びこの章第三節第一款の規定により次の各号に掲げる書類を提出し、又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより連合会が次に掲げる書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの章第三節第一款の規定にかかわらず、当該書類を提出し、又は請求書等に添えることを要しないものとする。

一 厚生労働大臣、共済組合（法律によつて組織された共済組合をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。以下この号において同じ。）又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則様式第一号によ

り厚生労働大臣、共済組合の組合員又は私学教職員制度の加入者であつた期間を確認した書類

二 合算対象期間を明らかにすることができる書類

三 公的年金給付の支給状況に関する書類

（実施機関による届書等の受理、送付等）

第百十四条の二十九 実施機関（連合会を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険法施行令第四条の二十四の規定により、第百十四条から第百十四条の三まで、第百十四条の五若しくは第百十四条の十二により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条の二第一項を除く。）、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十六条、第四十九条の二、第五十条の三第一項若しくは第六十条から第六十八条の三まで（同規則第六十七条の二並びに第六十八条の三第一項及び第二項を除く。）又は第三章の二若しくは第三章の三の規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

2 実施機関は、第百十四条の十九、第百十四条の二十二及び第百十四条の二十四から第百十四条の二十六までの規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

3 実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、連合会にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により同項の請求書等が実施機関に受理されたときは、その受理されたときに連合会に提出があつたものとみなす。

（年金原簿等の作成）

第百十四条の三十 連合会は、厚生年金保険給付に係る受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

2 二号厚生年金被保険者である受給権者については、第八十七条の四中「第八十七条に規定する組合員原票及び前条に規定する組合員長期原票」とあるのは「第八十七条に規定する組合員原票及び前条に規定する組合員長期原票並びに年金原簿及び年金支給簿（厚生年金保険給付に関する部分に限る。）」と、「賞与の支払年月」とあるのは「賞与の支払年月並びに厚生年金保険給付に関する事項」と読み替えて、二号厚生年金被保険者等であつた者である受給権者については、「前条に規定する組合員長期原票」とあるのは「前条に規定する組合員長期原票並びに年金原簿及び年金支給簿（厚生年金保険給付に関する部分に限る。）」と、「賞与の支払年月」とあるのは「賞与の支払年月並びに厚生年金保険給付に関する事項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3 第八十七条の三第一項の規定により組合員長期原票に記載した七十歳以上被用者の標準報酬月額及び標準賞与額については、年金原簿及び年金支給簿に記載したものとみなす。

4 離婚時みなし二号被保険者であつた受給権者については、第百十四条の九中「みなし組合員長期原票」とあるのは「みなし組合員長期原票並びに年金原簿及び年金支給簿（厚生年金保険給付に関する部分に限る。）」と読み替えて、同条の規定を適用する。

5 被扶養配偶者みなし二号被保険者であつた受給権者については、第百十四条の十五中「被扶養配偶者みなし組合員長期原票」とあるのは「みなし組合員長期原票並びに年金原簿及び年金支給簿（厚生年金保険給付に関する部分に限る。）」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第二款 退職等年金給付

第一目 通則

（付与率の見直し）

第百十五条 法第七十五条第一項に規定する付与率（以下第百十五条の九まで及び第百十九条の十第一項において「付与率」という。）について、法第七十五条第二項又は令第十三条に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、連合会の定款を変更するものとする。

（基準利率の基礎となる国債の利回り）

第百十五条の二 基準利率（法第七十五条第四項の規定により各年の十月から適用される同条第三項に規定する基準利率をいう。以下第百十五条の九まで及び第百十九条の十第一項において同じ。）の基礎となる国債の利回りは、次の各号のいずれか低い率とする。

一 当該十月の属する年の三月から過去一年間に発行された利付国庫債券（期間十年のものに限る。この号及び次号において同じ。）の応募者利回り（当該利付国庫債券の償還金額から発行価格を減じたものを十で除して得た率に当該利付国庫債券の表面利率を加えたものを当該利付国庫債券の発行価格で除したものをいう。次号において同じ。）の平均値

二 当該十月の属する年の三月から過去五年間に発行された利付国庫債券の応募者利回りの平均値

（基準利率の下限）

第百十五条の三 基準利率は、零を下回らないものとする。

- (終身年金現価率の計算に用いる基準利率等)
- 第百十五条の四 法第七十八条第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（以下第百十五条の九までにおいて「終身年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される基準利率とする。
- 2 終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金に係る同条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。
(終身年金現価率の見直し)
- 第百十五条の五 終身年金現価率について、法第七十八条第五項又は令第十六条に規定する事情に適合しないことが明らかとなったときは、速やかにその水準について見直しを行い、連合会の定款を変更するものとする。
(有期年金現価率の計算に用いる基準利率)
- 第百十五条の六 法第七十九条第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（以下第百十五条の九までにおいて「有期年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該有期年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月に適用される基準利率とする。
(有期年金現価率の見直し)
- 第百十五条の七 有期年金現価率について、法第七十九条第五項又は令第十七条に規定する事情に適合しないことが明らかとなったときは、速やかにその水準について見直しを行い、連合会の定款を変更するものとする。
(端数計算)
- 第百十五条の八 次の表の上欄に掲げる率を算定する場合において、その率に同表の下欄に掲げる位未満の端数があるときは、同欄に掲げるところにより計算するものとする。
- | | |
|---------|----------------------|
| 付与率 | 小数点以下四位未満の端数を四捨五入する。 |
| 基準利率 | 小数点以下四位未満の端数を切り捨てる。 |
| 終身年金現価率 | 小数点以下六位未満の端数を四捨五入する。 |
| 有期年金現価率 | |
- (委任規定)
- 第百十五条の九 第百十五条から前条までに定めるもののほか、付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の算定に関し必要な事項は、財務大臣が定める。
(老齢加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齢厚生年金等の額)
- 第百十五条の十 厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額、同法第四十四条の三第四項に規定する加算額若しくは同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第五十九条第二項若しくは第六十条第二項に規定する加算額（以下この項において「老齢加算額等」という。）が支給される場合における法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該加算額等を控除した額に相当する額とする。
- 2 厚生年金保険法第五十条の二第一項に規定する加給年金額が支給される場合における法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による障害厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該加給年金額を控除した額に相当する額とする。
- 3 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項若しくは附則第七十四条第一項若しくは第二項に規定する加算額（以下この項において「遺族加算額」という。）が支給される場合における法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該遺族加算額を控除した額に相当する額とする。
- 4 前三項の規定は、厚生年金保険法第九十条第七項に規定する老齢厚生年金の額、障害厚生年金の額又は遺族厚生年金の額を算定する場合において準用する。
(公務障害年金及び公務遺族年金の最低保障額から控除する老齢基礎年金相当額等)
- 第百十五条の十一 令第二十条第二号に規定する老齢基礎年金相当額は、同号に規定する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た月数（当該月数が四百八十月（これらの年金である給付の受給権者のうち昭和六十年国民年金等改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる数の月数。以下この号において同じ。）を超えるときは、四百八十月とする。）を国民年金法第二十七条に規定する保険料納付済期間の月数とみなして同条の規定の例により計算した額に相当する額とする。

- 2 令第二十条第二号に規定する障害基礎年金相当額は、国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額（同号に規定する障害年金の給付事由となつた障害の程度が障害等級の一級に該当するときはその額の百分の百二十五に相当する額とし、障害等級の三級に該当するときは零とする。）とする。
- 3 令第二十条第二号に規定する遺族基礎年金相当額は、国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額とする。
- 4 令第二十条第五号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項の規定中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第五号」と、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四条第八号に規定する旧地共済法の組合員期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第五号」とし、同条第八号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第八号」と、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四条第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第八号」とし、同項第九号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第九号」と、「附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た」とあるのは「附則第四条第二号に規定する旧厚生年金保険法の被保険者期間の」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第九号」とし、同項第十号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第十号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た」とあるのは「昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法の被保険者期間の」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第十号」とし、同項第十二号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第十二号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律百一号）附則第二条第五号に規定する旧制度農林共済法の組合員期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第二号」とあるのは「第二十条第十二号」とする。
(併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額)
- 第百十五条の十二 公務障害年金の受給権者が二以上の法第八十四条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第百十五条の十第一項に規定する加算額等若しくは同条第二項に規定する加給年金額（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の合計額は、年金加算額等（これらの年金である給付が令第二十条第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と第百十五条の十一第一項から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。
- 2 前項の規定は、公務遺族年金の受給権者が法第九十条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合について準用する。
(遺族の範囲の特例)
- 第百十五条の十三 法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める者は、人事院規則一六－〇（職員の災害補償）第三十二条の表に定める職員（海上保安官を除く。）及び自衛官とし、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める職務は、同表に定める職員にあつては同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める職務（犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止及び天災時における人命の救助を除く。）とし、自衛官にあつては防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第二条第一項各号に定める職務（犯罪の捜査及び被疑者の逮捕を除く。）とする。
- 2 前項に定めるもののほか、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。以下この項において「派遣法」という。）第二条に規定する国際緊急援助活動を行う者（海上保安官及び前項に規定する者（以下この項において「海上保安官等」という。）を除く。）、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下この項において「協力法」という。）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊の隊員（海上保安官等を除く。）及び協力法第二十条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務（以下この項において「輸送業務」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）、我が国以外の領域（イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律百三十七号）第二条第三項第二号に規定する公海を含む。）において行われる同条第一項に規定する対応措置（以下この項において「国外対応措置」という。）に従事す

る者（海上保安官等を除く。）並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下この項において「化学兵器禁止条約」という。）に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務に従事する者（海上保安官等を除く。）は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める者に該当するものとし、派遣法第二条に規定する国際緊急援助活動、協力法第三条第三号に規定する国際平和協力業務及び当該国際平和協力業務が実施される国において行われる輸送業務、国外対応措置、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）第三条第二号に規定する補給支援活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第二項第一号に規定する海賊対処行動並びに化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務であつて人事院規則九－三〇（特殊勤務手当）第五条第一項第五号（1）に規定する化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行われるものは、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める職務に該当するものとする。

第二目 退職年金

（退職年金の決定の請求）

第百十六条 退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 退職当時の所属機関の名称

三 退職年月日

四 法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に規定する場合に該当するときは、その給付の名称、支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

五 有期退職年金について、法第七十六条第二項の規定による支給期間の短縮の申出又は法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨

六 法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、法第八十八条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨

七 過去に法第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者は、その旨

八 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

九 法附則第十三条第一項の規定により退職年金の支給を繰り上げて受けようとするときは、その旨

十 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

十一 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

二 その他必要な書類

3 連合会は、請求者について、知事等から住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による老齢厚生年金の裁定請求をするときは、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該老齢厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百十六条の二 法第七十九条の三の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合は、速やかに当該請求書を連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 退職当時の所属機関の名称

三 退職年月日

四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号に掲げる者（令第十八条第四項に

規定する同法第五条第一項第二号に相当する者を含む。）に該当する旨

五 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

六 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 請求者が国家公務員退職手当法第五条第一項第二号に掲げる者に該当する旨を証する書類

二 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

三 その他必要な書類

3 連合会は、請求者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百十六条の三 法第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（法第七十九条の四第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

三 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 組合員又は組合員であつた者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本又は除籍謄本

三 死亡した組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを証する書類

四 請求者が婚姻の届出をしていないが組合員又は組合員であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類

五 請求者（配偶者、十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある子又は孫、父母及び祖父母を除く。）が、障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

六 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

七 その他必要な書類

3 連合会は、請求者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 第一項の請求書を提出する者が、同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をするときは、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百十六条の四 法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

一 申出者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号及び長期組合員番号

三 法第七十五条の三第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称

四 三歳に満たない子（以下この条において「子」という。）を養育することとなつた年月日

五 次条に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた年月日

六 子の氏名及び生年月日

七 その他必要な事項

- 2 前項の申出書を提出する場合には、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。
- 一 子を養育することとなつたことによる法第七十五条の三第一項の申出をする者 次に掲げる書類

イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本

ロ 当該子を養育することとなつた年月日を証する書類

ハ その他必要な書類
- 二 次条各号に掲げる事由が生じた年月日において子を養育することによる法第七十五条の三第一項の申出をする者 次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号又はこの号の申出をしたことがある者については、イに掲げる書類を提出することを要しない。
- イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本

ロ 次条に規定する事由が生じた年月日に当該子を養育していることを証する書類

ハ その他必要な書類

3 法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

一 申出者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号及び長期組合員番号

三 子の氏名及び生年月日

四 法第七十五条の三第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つた年月日

五 その他必要な事項

4 組合は、第一項の申出及び前項の届出を受けた場合は、当該申出書及び届出書を連合会に提出しなければならない。（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第百十六条の五 法第七十五条の三第一項に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 三歳に満たない子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したこと。

二 法第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三 法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四 当該子以外の子に係る法第七十五条の三第一項の規定の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したとこと。

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百十六条の六 第百十六条の四の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による厚生年金保険法の標準報酬月額の特例を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第百十六条の四中「法第七十五条の三第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同条第一項第三号中「組合員であつた当時の所属機関」とあるのは「被保険者であつた者が使用されていた事業所」と、同条第三項中「法第七十五条の三第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出の特例）

第百十六条の七 第二号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第二十六条第一項の申出と法第七十五条の三第一項の規定による給付算定基礎額の計算の特例を希望する旨の申出を行うことができるときは、これらを同時に行うものとする。（併給調整事由該当の届出等）

第百十六条の八 退職年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職年金の年金証書の記号番号

三 退職年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（以下この条及び次条において「退職年金に係る併給調整年金」という。）の支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

- 2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三 当該申請に係る退職年金の年金証書の記号番号

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る退職年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、退職年金に係る併給調整年金又は当該退職年金について、退職年金の停止解除申請者にあつては法第七十五条の四第二項又は第三項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定（以下「停止解除規定」という。）による支給の停止の解除を申請していない旨

五 当該申請を行う日が、当該申請に係る退職年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、退職年金に係る併給調整年金又は当該退職年金について、退職年金の停止解除申請者にあつては当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六 その他必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出する場合には、同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。（併給調整事由消滅の届出）

第百十六条の九 退職年金の受給権者は、退職年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職年金の年金証書の記号番号

三 退職年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由

四 その他必要な事項

2 連合会は、受給権者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、前項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十六条の十 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

一 法第七十五条の五第一項の申出をする旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

三 退職年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 連合会は、前項の申出をした者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十六条の十一 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

一 法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

三 退職年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 連合会は、受給権者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、前項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第三目 公務障害年金

（公務障害年金の決定の請求）

第百十七条 公務障害年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記

載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三 退職年月日

四 給付事由の発生原因

五 初診日及び障害認定日

六 障害の原因である病気若しくは負傷が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨

七 法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

八 法第八十四条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付及び同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものを受けることができること（同法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、同条第七項の厚生年金保険給付相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

九 厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨

十 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

十一 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

十二 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 組合員期間等証明書

二 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

三 前項第八号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

四 請求者について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償に係る当該補償の同法第三条第一項に規定する実施機関の長の証明書

五 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

六 障害の原因となつた病気又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類

七 その他必要な書類

3 連合会は、請求者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該公務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。以下この条において同じ。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。（併給調整事由該当の届出等）

第百十七条の二 公務障害年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務障害年金の年金証書の記号番号

三 公務障害年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（次項及び次条において「公務障害年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三 当該申請に係る公務障害年金の年金証書の記号番号

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る公務障害年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、公務障害年金に係る併給調整年金について停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

五 当該申請を行う日が、当該申請に係る公務障害年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、公務障害年金に係る併給調整年金について当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六 その他必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出する場合には、同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。（併給調整事由消滅の届出）

第百十七条の三 公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務障害年金の年金証書の記号番号

三 公務障害年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由

四 その他必要な事項

2 連合会は、受給権者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、前項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十七条の四 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

一 法第七十五条の五第一項の申出をする旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

三 公務障害年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 連合会は、前項の申出をした者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十七条の五 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

一 法第七十五条の五第一項の規定による申出の撤回をする旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

三 公務障害年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 連合会は、受給権者について知事等から本人確認情報の提供を受け、前項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第百十七条の六 公務障害年金の受給権者は、法第八十五条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

- 二 退職当時の所属機関の名称

三 公務障害年金の年金証書の記号番号

四 公務障害年金を受ける原因となつた病気又は負傷の名称

五 その他必要な事項
- 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 当該請求書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類
- 3 前二項の規定は、法第八十五条第一項の規定による公務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。
- 4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該公務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（障害等級に該当しなくなつたときの届出）
- 第百十七条の七 公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務障害年金の年金証書の記号番号

三 障害の程度が障害等級に該当しなくなつた年月日

四 その他必要な事項

（障害の状態等に関する届出）
- 第百十七条の八 公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務障害年金の年金証書の記号番号

三 その他必要な事項
- 2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類
- 3 連合会は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき公務障害年金の支払を差し止めることができる。
- 4 第一項の届出書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該公務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第五十一条の四第一項に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届出書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金に係る届出書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届出書に併せて提出することを要しないものとする。

第四目 公務遺族年金

（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条 公務遺族年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（公務障害年金の受給権者が退職後に死亡した場合においては、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

三 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四 組合員又は組合員であつた者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨

五 法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

六 法第九十条第六項に定める場合に該当するときは、同条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支

給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

- 七 厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨
- 八 請求者が、組合員又は組合員であつた者の配偶者である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨
- 九 請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨
- 十 組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて、その子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨
- 十一 死亡の原因となつた傷病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類
- 十二 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
- 十三 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 組合員又は組合員であつた者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本又は除籍謄本

三 組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

四 請求者が婚姻の届出をしていないが組合員又は組合員であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類

五 請求者（組合員又は組合員であつた者の配偶者、父母及び祖父母を除く。）が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

六 前項第五号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

七 請求者について国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償に係る当該補償の同法第三条第一項に規定する実施機関の長の証明書

八 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

九 その他必要な書類

3 連合会は、請求者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかつたときには、連合会は、その請求者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（併給調整事由該当の届出等）

第百十八条の二 公務遺族年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務遺族年金の年金証書の記号番号

三 公務遺族年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（次項及び次条において「公務遺族年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三号において準用する場合を含む。）の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

- 二 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

三 当該申請に係る公務遺族年金の年金証書の記号番号

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る公務遺族年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、公務遺族年金に係る併給調整年金又は当該公務遺族年金について、公務遺族年金の停止解除申請者にあつては停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

五 当該申請を行う日が、当該申請に係る公務遺族年金について法第七十五条の四第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、公務遺族年金に係る併給調整年金又は当該公務遺族年金について、公務遺族年金の停止解除申請者にあつては当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六 その他必要な事項
- 3 前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出する場合には、同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。
- (併給調整事由等消滅の届出)
- 第百十八条の三 公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務遺族年金の年金証書の記号番号

三 公務遺族年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由

四 その他必要な事項
- 2 法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務遺族年金の年金証書の記号番号

三 公務遺族年金の支給停止事由消滅の事由

四 その他必要な事項
- 3 前二項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。
- 一 受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類
- 4 連合会は、受給権者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第二項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。
- (受給権者の申出による支給停止に係る届出等)
- 第百十八条の四 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 法第七十五条の五第一項の申出をする旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

三 公務遺族年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項
- 2 連合会は、前項の申出をした者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。
- (受給権者の申出による支給停止の撤回等)
- 第百十八条の五 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
- 一 法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

二 受給権者の氏名、生年月日及び住所

三 公務遺族年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項
- 2 連合会は前項の申出をした者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、前項第二号に掲げる事項その他必

要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

(所在不明による支給停止の申請)

第百十八条の六 法第九十二条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

二 所在不明である受給権者の氏名

三 公務遺族年金の年金証書の記号番号

四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五 その他必要な事項

2 前項の申請書を提出する場合には、法第九十二条第一項に該当する事実があるときはその事実を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。

(出生の届出)

第百十八条の七 公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務遺族年金の年金証書の記号番号

三 子の氏名及び生年月日

四 その他必要な事項

2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 その子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍抄本又は戸籍謄本

二 子が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

三 その他必要な書類

3 連合会は、その子について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第三号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該確認を行うことができなかったときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 第一項の届出書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十二条に規定する届出を行うときは、第二項の規定により当該届出書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届出書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届出書に併せて提出することを要しないものとする。

(二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出)

第百十八条の八 公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 公務遺族年金の年金証書の記号番号

三 その他必要な事項

2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類

3 連合会は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき公務遺族年金の支払を差し止めることができる。

4 第一項の届出書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十八条の三に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届出書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届出書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届出書に併せて提出することを要しないものとする。

第五目 雑則

(退職等年金給付に関する通知)

第百十九条 連合会は、退職等年金給付に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は退職等年金給付の受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

（退職等年金給付に係る年金証書）

第百十九条の二 連合会は、前条の通知が退職等年金給付（法第七十九条の二から法第七十九条の四までの規定による一時金を除く。第百十九条の四から第百十九条の九までにおいて同じ。）の決定に係るものであるときは、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

- 一 受給権者の氏名及び生年月日
- 二 年金の種類及び年金証書の記号番号
- 三 年金の受給権発生年月
- 四 その他必要な事項

2 連合会は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。
（退職等年金給付に係る年金証書の亡失等）

第百十九条の三 受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又は当該損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 年金証書の記号番号
- 三 再交付申請の理由
- 四 その他必要な事項

2 連合会は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。
3 受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを連合会に返納しなければならない。
（連合会による退職等年金給付の受給権者の確認等）

第百十九条の四 連合会は、法第七十五条の二第四項の規定により退職等年金給付を支給する月（以下この項において「退職等年金給付の支給期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により退職等年金給付を支給する場合には、その月）において、知事等から当該退職等年金給付の支給期月に支給する退職等年金給付の受給権者（第二号厚生年金被保険者期間に基づく厚生年金保険給付の受給権者を除く。）に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2 連合会は、前項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、退職等年金給付の受給権者の生存の事実が確認されなかつたとき（第百十九条の六第一項に規定する場合を除く。）には、当該退職等年金給付の受給権者に対し、当該退職等年金給付の受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができるものとする。
3 前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定日までに、当該書類を連合会に提出しなければならない。
4 連合会は、前項の規定により第二項の書類を提出しなければならない退職等年金給付の受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

（退職等年金給付の受給権者に係る所在不明の届出）

第百十九条の五 受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した所在不明届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 所在不明届出書を提出する者の氏名及び住所並びに当該者と受給権者との身分関係
- 二 受給権者と同一世帯である旨
- 三 受給権者の氏名及び生年月日
- 四 受給権者の年金証書の記号番号
- 五 受給権者が所在不明となった年月日
- 六 その他必要な事項

2 前項の届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）について同様の届出を行った場合は、前項の規定による届出書の提出は要しないものとする。
（本人確認情報の提供を受けることができない退職等年金給付の受給権者等に係る届出）

第百十九条の六 連合会は、知事等から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合にあっては当該受給権者に対し、前条の規定による所在不明届出書の提出があつた場合にあっては当該届出書の提出を行った者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者又は当該届出書の提出を行った者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあっては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を毎年、指定日までに提出することを求めることができる。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 年金証書の記号番号
- 三 その他必要な事項

2 前項の規定により同項に規定する届出書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日までに、当該届出書を連合会に提出しなければならない。

3 連合会は、前項の規定により第一項の届出書を提出しなければならない受給権者が当該届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

4 第一項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）について同様の届出を行った場合は、同項の規定による届出書の提出は要しないものとする。
（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百第十九条の七 受給権者は、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、又は転居したときは、その旨、氏名、生年月日、変更後の住所（転居の場合にあつては、転居後の住所）及び従前の住所並びに年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第二項の規定による書類の提出は要しないものとする。

- 一 氏名を改めたとき 年金証書
- 二 払渡金融機関を変更するとき 新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載した届出書、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたとき 当該刑に処せられ、又はこれらの処分を受けたことを証する書類

3 連合会は、前二項に規定する受給権者異動届出書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、知事等から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 連合会は、第二項第一号の規定により、年金証書の提出があつたときは、遅滞なくその記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

5 法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げの申出を行っていないもの（第百十九条の九第二項において「退職年金の繰下げ待機者」という。）が退職年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

6 第一項又は第二項第一号の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、第一項又は第二項第一号の規定による届出書の提出は要しないものとする。
（退職年金受給権者等の再就職届）

第百十九条の八 退職年金又は公務障害年金を受ける権利を有する者が再び長期組合員となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職届出書を連合会に提出しなければならない。

- 一 組合員の氏名、生年月日及び住所
- 二 年金の種類
- 三 年金証書の記号番号
- 四 再就職後の組合名
- 五 その他必要な事項

（退職等年金給付の受給権の消滅の届出）

第百十九条の九 退職等年金給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、法第四十四条第

一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

- 一 受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所
- 二 年金の種類
- 三 年金証書の記号番号
- 四 受給権の消滅の事由
- 五 その他必要な事項
- 2 退職年金の繰下げ待機者が当該退職年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該退職年金の繰下げ待機者が死亡したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
- 3 前二項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、前二項の届出書の提出は要しないものとする。
- (退職等年金分掛金の払込みの実績の通知)

第百十九条の十 連合会は、組合員に対し、当該組合員の退職等年金分掛金（法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金をいう。次項において同じ。）の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。

- 一 退職等年金給付の算定の基礎となる組合員期間の月数
- 二 最近一年間の組合員期間の各月における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
- 三 最近一年間の組合員期間において適用される付与率及び基準利率並びに当該組合員期間の各月における付与額及び基準利率に基づく利息の額（次号において単に「利息の額」という。）
- 四 付与額及び利息の額の累計額
- 五 その他必要な事項

2 連合会は、組合員が退職したとき、又は組合員であつた者（退職等年金給付の受給権者を除く。）が三十五歳、四十五歳、五十九歳及び六十三歳に達したときは、その者に対し、その者の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する前項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる情報を通知するものとする。

（年金原簿等の作成）

第百十九条の十一 連合会は、退職等年金給付の受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

第百二十八条の二第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に、「令第十二条第三項に規定する掛金率」を「厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率（平成二十四年一元化法附則第八十三条に規定する保険料率を含む。）」に、「負担金との割合」を「掛金及び負担金との割合（退職等年金給付に係るものに限る。）」に改める。

第百二十八条の四中「第百十六条」を「第百二十条の九」に改める。

第百二十八条の五中「別表第三」を「別表第二」に、「第百十六条」を「第百二十条の九」に改める。

第百二十九条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「第百十六条」を「第百二十条の九」に改める。

第百三十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「第百十六条」を「第百二十条の九」に改める。

第百三十条の三中「得喪」の下に「の年月日、住所、所属機関の名称」を、「喪失」の下に「の年月日、住所」を加える。

第百三十条の六の見出し中「手続」を「請求手続」に改め、同条第一項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同項第五号及び第六号中「還付」を「還付を請求しようとする」に改める。

第百三十条の七から第百三十条の十一までを削る。

附則第七項及び第八項中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に、「第八十六条第二項」を「第八十五条の八第二項」に改める。

附則第九項中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に、「附則第百二十三条」を「同法附則第百二十三条」に、「第八十六条第二項」を「第八十五条の八第二項」に改める。

附則第十六項第三号中「。以下「年金法」という。」を削る。

附則第十九項中「附則第二十条の七第一項」を「附則第二十条の六第一項」に改め、「（法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。）」を削る。

附則第二十二項を削る。

附則第二十三項中「経過措置政令」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十四項から第三十一項までを削る。

附則第三十二項を附則第二十三項とする。

附則第三十三項中「附則第二十条の二の二」を「附則第二十条」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第三十四項から第三十七項までを削る。

別紙様式の改正（略）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（退職等年金給付に要する費用を計算したときの財務大臣への報告の特例）

第二条 国家公務員共済組合連合会は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の三に規定する国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号口の計算を、財務大臣の定める様式に基づき、財務大臣に報告することができるものとする。

2 前項の規定による報告は、施行日において財務大臣に報告されたものとみなす。

（特別支給の退職共済年金の受給権者に係る老齢厚生年金の裁定請求に関する経過措置）

第三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三又は第十二条の五の規定による退職共済年金に限る。）の受給権者であつて厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による老齢厚生年金について同法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者については、この命令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四条により適用することとされた厚生年金保険法施行規則第三十条の二の規定を適用する。

（経過措置に関する委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この命令の施行に伴う必要な経過措置については、別に財務大臣が定める。

（69）国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成27年10月16日財務省令第81号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の二十一第一項中「都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

第百十四条の二十三第一項、第百十四条の二十四第一項から第三項まで及び第五項並びに第百十四条の二十五中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

第百十六条第三項中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改め、「住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する」及び「（以下「本人確認情報」という。）」を削る。

第百十六条の二第三項、第百十六条の三第三項、第百十六条の九第二項、第百十六条の十第二項、第百十六条の十一第二項、第百十七条第三項、第百十七条の三第二項、第百十七条の四第二項、第百十七条の五第二項、第百十八条第三項、第百十八条の三第四項、第百十八条の四第二項、第百十八条の五第二項、第百十八条の七第三項、第百十九条の四第一項、第百十九条の六第一項、第百十九条の七第一項、第三項及び第五項並びに第百十九条の九第一項及び第二項中「知事等」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年十月五日から適用する。

(70) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成28年3月4日財務省令第7号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百二条に次の一項を加える。

2 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとする者は、前項の療養費請求書を、次に掲げる書類と併せて組合に提出しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二 組合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第百五条第二項中「、第百二条」を「、第百二条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「前条第一項」を「同条第二項中「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、前条第一項」に改める。

第百九条第二項第一号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第六項」に改め、同項第二号中「第六十六条第五項」を「第六十六条第七項」に改め、同項第三号中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改める。

第百九条の三中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改め、同条を第百九条の四とし、第百九条の二中「第六十六条第四項」を「第六十六条第六項」に改め、同条を第百九条の三とし、第百九条の次に次の一条を加える。

（傷病手当金の額の算定）

第百九条の二 組合員（任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）の資格を喪失した日以後に法第六十六条第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）の資格を喪失した日の前日」と、「組合員が現に属する」とあるのは「組合員であつた者（任意継続組合員を除く。）が同日において属していた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第六十六条第二項に規定する標準報酬の月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において組合員が現に属する組合の任意継続組合員である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬の月額を含むものとする。

3 法第六十六条第二項に規定する標準報酬の月額について、同一の月において二以上の標準報酬の月額が定められている月があるときは、当該月の標準報酬の月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

4 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第六十六条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

第百十条の次に次の一条を加える。

（出産手当金の額の算定）

第百十条の二 第百九条の二第一項から第三項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十六条第五項」とあるのは「第六十七条第三項」と、「同条第二項」及び「同項」とあるのは「法第六十七条第二項において準用する法第六十六条第二項」と、同条第二項中「法第六十六条第二項」及び「同項」とあるのは「法第六十七条第二項において準用する法第六十六条第二項」と、同条第三項中「法第六十六条第二項」及び「同項」とあるのは「法第六十七条第二項において準用する法第六十六条第二項（第百十条の二において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第百二十五条の二の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第百二十五条の三 法第百十四条の二第一項第一号の財務省令で定める短期給付は、法第五十条第一項に規定する短期給付のうち、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費とする。

2 法第百十四条の二第一項第二号の財務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 法第五十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務

二 法第九十八条第一項に規定する福祉事業（同項第二号から第八号までに掲げるものを除く。）の実施に関する事務

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十三条の二各号に規定する事務

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(71) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年3月31日財務省令第14号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十条の十」を「第百二十条の九」に改める。

第二条中「任意継続掛金」を「任意継続掛金、」に、「若しくは任意継続掛金」を「若しくは任意継続掛金、」に改める。

第六条第一項第二号中「厚生年金保険給付」の下に「及びこれに準ずる給付」を加える。

第二十七条の二第一号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

第八十五条第二項の表第四十五条第一項第五号の項の次に次のように加える。

第六十条第一項	翌月五日	翌月五日（病院施設に係る単位所属所にあつては、翌月十五日）
第六十一条第一項	四月十五日	四月十五日（病院施設に係る単位所属所にあつては、翌事業年度四月二十五日）

第八十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項において準用する第六条第一項第三号に規定する業務経理においては、同項第二号に規定する取引の事務に要する費用と同項第二号の二に規定する取引の事務に要する費用とに区分して管理しなければならない。ただし、これらの取引の事務に要する費用のうち共通する費用については、連合会は、財務大臣の承認を受けて定める基準に従つて区分して管理するものとする。

第八十五条の十一に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行つた場合の利益又は損失に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

第八十七条の二第一項中「当該長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）」を「当該長期組合員」に改め、同条第五項中「退職届」の下に「又は死亡届」を加え、同条第六項中「事項」を「事項を」に、「死亡年月日」を「死亡年月日を」に改め、「死亡届」と」の下に「、ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該長期組合員であつた者の死亡に際し、当該長期組合員であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない」と」を加える。

第八十七条の二の二第三項中「第二号厚生年金被保険者が前条第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職届又は死亡届の届出を行つた場合には、」を「前条第四項の規定により提出された退職届又は死亡届が第二号厚生年金被保険者に係るものであるときは、当該」に改める。

第九十六条の二第四項中「による育児休業等（法第四十条第十二項）を「による育児休業等（同項）に、「当該育児休業等（法第四十条第十二項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）」を「当該育児休業等」に、「標準報酬育児休業等（法第四十条第十二項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）終了時改定基礎届」を「標準報酬育児休業等終了時改定基礎届」に改め、同条第五項中「並びに産前産後休業（法第四十条第十四項）を「並びに人事担当者による産前産後休業（同項）に、「当該産前産後休業（法第四十条第十四項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）」を「当該産前産後休業」に、「標準報酬産前産後休業（法第四十条第十四項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）終了時改定基礎届」を「標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届」に改める。

第九十七条第二項第一号中「、区長」を「、区長又は総合区長」に改める。

第百十四条の表第三十条第一項第四号の項を削り、同表第三十条第八項の項中「第一号厚生年金被保険者期間」を「第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」に、「第二号厚生年金被保険者期間」を「第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同表第三十条の二第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第三十条の二第一項各号列記以外の部分	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金	老齢厚生年金

第百十四条の表第三十条の三第一項第一号の項中「住所及び」を「、住所及び」に改め、同表第三十条の五の二第一項第一号の項中「第三十条の五の二第一項第一号」を「第三十条の五の二第二項第一号」に改め、同表第三十三条の二第一号の項中「住所及び」を「、住所及び」に改める。

第百十四条の二第二項中「厚生労働大臣」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第百十四条の三第一項の表第六十条の三の項中「法第六十四条の二第一項」を「第六十四条の二第一項」に、「平成二十四年改正前の令」を「平成二十七年改正前の令」に改める。

第百十四条の六第一項第三号ハ中「さらに」を「更に」に改め、同条第五項中「実施機関」の下に「（厚生年金保険法

第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下同じ。）」を加え、同条第七項中「(厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下同じ。)」を削る。

- 第百十四条の九及び第百十四条の十五中「の適用をする」を「を適用する」に改める。
- 第百十四条の十八第一項中「(厚生年金保険法附則第二十九条の規定による脱退一時金を除く。)」を削る。
- 第百十四条の二十五第一項中「(脱退一時金を除く。)に係る」を「の」に改める。
- 第百十四条の二十六第二項中「又は第三十条」を「又は第三十条の三」に改める。
- 第百二十条の四に次の一項を加える。
- 4 組合は、第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該組合員の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。
- 第百二十条の九中「払込」を「払込み」に改める。
- 別紙様式の改正〔略〕

(国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

- 附則第四条に次の一項を加える。
- 2 国家公務員共済組合連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における前条第一項に規定する退職等年金給付準備業務経理については、国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により準用する同規則第八十四条の規定は、適用しない。
- (国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「の長期経理」の下に「(以下「旧長期経理」という。)」を加え、「新規則附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた新規則附則第三十四項に規定する連合会の」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号。以下「平成二十七年経過措置省令」という。）第二条第一項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する平成二十七年経過措置省令第二条第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第二号に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 平成二十七年四月一日に開始する事業年度における旧長期経理については、国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により準用する同規則第八十四条の規定は、適用しない。この場合において、旧長期経理について損益計算上利益を生じたときはその額を平成二十七年経過措置省令第二条第一項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の六第一項に規定する国の組合の経過的長期給付積立金（以下「経過的長期給付積立金」という。）として、損益計算上損失を生じたときはその額を経過的長期給付積立金から減額して、それぞれ整理するものとする。
- 附則第四条中「新規則第八十五条の二の四」を「国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の六第一項」に改める。
- 附則第五条中「新規則附則第三十五項の規定により読み替えて適用するものとされた新規則第八十五条の二の四第二項において読み替えられた同条第一項に規定する」を削る。

- 附 則
- 1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の表第四十五条第一項第五号の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「改正後規則」という。）の規定（改正後規則第二十七条の二、第八十五条第二項及び第九十七条第二項の規定並びに次項に規定するものを除く。）〔中略〕、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の規定、第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の規定〔中略〕は、平成二十七年十月一日から適用する。
- 3 改正後規則第百十四条の二十五の規定〔中略〕は、平成二十七年十月五日から適用する。

(72) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年9月12日財務省令第65号）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第一項中「就職年月日及び」の下に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五号に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は」を加え、「次項」を「第三項」に改める。

第八十七条の二の二第四項第二号中「者の」の下に「個人番号又は」を加える。

第八十七条の三第二項中「事項と」を「事項を」に改める。

第八十八条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二号中「住所」の下に「又は個人番号」を加える。

第九十一条第一項第一号及び第九十九条の二第二項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第九十九条の二第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「、生年月日及び収入の状況」を「及び生年月日又は個人番号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

- 四 被扶養者の収入の状況
- 第九十九条の二第三項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「又は個人番号」を加える。
- 第九十九条の三第二項第一号、第九十九条の四第二項第一号、第百二条第一項第一号及び第百三条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。
- 第百四条第一項第一号中「住所」の下に「又は個人番号」を加える。
- 第百五条第二項中「生年月日」の下に「又は個人番号」を加える。
- 第百五条の三中「、生年月日及び」を「及び生年月日又は個人番号並びに」に改める。
- 第百五条の四第一号、第百五条の五の二第一項第一号、第百五条の五の三第一項第一号及び第百五条の七の二第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。
- 第百五条の七の二第一項第二号中「住所」の下に「又は個人番号」を加える。
- 第百五条の九第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第二号中「住所」の下に「又は個人番号」を加える。
- 第百五条の十一第一項第一号、第百五条の十二第一項第一号、第百六条第七項第一号、第百八条第一号、第百九条第一項第一号、第百十条第一号、第百十一条第一号、第百十一条の二第一項第一号、第百十一条の三第一号、第百十三条の四第一項第一号、第百十三条の五各号列記以外の部分、第百二十条第一項第一号、第百二十条の四第一項第一号、第百三十条の二第一項及び第百三十条の六第一項第三号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

附 則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。〔ただし書略〕

注 この附則の規定は、平成28年12月28日財務省令第86号による一部改正により、施行日が「平成29年1月1日」とされた。

(73) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成28年12月28日財務省令第85号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十六条の四第二項中「市町村長」の下に「その他相当な機関」を加える。

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(74) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成29年2月28日財務省令第2号）第1条による改正

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の表以外の部分中「、第二項第三号の二」を削り、同条の表第三十条第二項第三号の三の項を削る。

(老齢厚生年金等施行日前請求手続をとった加給年金額の対象者がある者の加算事由該当の届出)

第二条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号）第七条の規定による裁定の請求の手続（附則第二条において「老齢厚生年金等施行日前請求手続」という。）をとった厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金（国家公務員共済組合連合会が支給するものに限る。附則第二条において同じ。）又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項に規定する退職共済年金（附則第二条において「平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金」という。）の受給権者であつて、公的年

金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額の対象者があるものは、施行日以後速やかに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）

三 加給年金額の対象者の氏名及び生年月日

四 加給年金額の対象者が受給権者によつて生計を維持している旨

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年三月一日から施行する。

（老齢厚生年金等施行日前請求手続に係る経過措置）

第二条 老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金に係る老齢厚生年金等施行日前請求手続については、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の規定により読み替えられた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号）による改正後の厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条の規定の例による。

（75）国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成29年3月31日財務省令第9号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
（長期継続契約ができるもの）	（長期継続契約ができるもの）
第二十七条の二 契約担当者は、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその供給又は提供を受けなければならない。	第二十七条の二 契約担当者は、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその供給又は提供を受けなければならない。
一 〔略〕	一 〔同左〕
二 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二</u> <u>条第十二項</u> に規定するガス事業者が供給するガス	二 <u>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二</u> <u>条第十一項</u> に規定するガス事業者が供給するガス
〔三・四 略〕	〔三・四 同左〕
（令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合及び財務省令で定める日）	（令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合及び財務省令で定める日）
第百五条の二十 令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合は、組合の組合員であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七 <u>条第四項</u> に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める日は、当該日の前日とする。	第百五条の二十 令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める場合は、組合の組合員であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七 <u>条第三項</u> に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十一条の三の六の四第一項の財務省令で定める日は、当該日の前日とする。

（医療費の通知）

第百十三条の三の二 組合は、組合員又はその被扶養者が支払つた医療費の額を当該組合員又はその被扶養者に通知するときは、次の各号に掲げる事項を通知することを標準とする。

一 組合員又はその被扶養者の氏名

二 療養を受けた年月

三 療養を受けた者の氏名

四 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の療養機関の名称

五 組合員又はその被扶養者が支払つた医療費の額

六 所属機関の名称

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条 老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三十一条の二第一項第四号	配偶者が令第三条の七に掲げる給付又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた <u>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）</u> 第一条の規定による改正前の令（以下「平成二十七年改正前の令」という。）第三条の七に掲げる給付（以下「令第三条の七に掲げる給付」という。）	配偶者が令第三条の七に掲げる給付
	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

（老齢加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齢厚生年金等の額）

第百十五条の十 厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額、同法第四十四条の三第四項に規定する加算額若しくは同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和

〔条を加える。〕

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条 老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
第三十一条の二第一項第四号	配偶者が令第三条の七に掲げる給付又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた <u>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）</u> 第一条の規定による改正前の令（以下「平成二十七年改正前の令」という。）第三条の七に掲げる給付（以下「令第三条の七に掲げる給付」という。）	配偶者が令第三条の七に掲げる給付
	〔同左〕	〔同左〕
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

（老齢加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齢厚生年金等の額）

第百十五条の十 厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額、同法第四十四条の三第四項に規定する加算額若しくは同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和

六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第五十九条第二項若しくは第六十条第二項に規定する加算額（以下この項において「老齢加算額等」という。）が支給される場合における法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該老齢加算額等を控除した額に相当する額とする。	六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第五十九条第二項若しくは第六十条第二項に規定する加算額（以下この項において「老齢加算額等」という。）が支給される場合における法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該加算額等を控除した額に相当する額とする。
【2・3 略】	【2・3 同左】
4 前三項の規定は、 <u>法第九十条第七項に規定する老齢厚生年金の額、障害厚生年金の額又は遺族厚生年金の額を算定する場合において準用する。</u> （併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額）	4 前三項の規定は、 <u>厚生年金保険法第九十条第七項に規定する老齢厚生年金の額、障害厚生年金の額又は遺族厚生年金の額を算定する場合において準用する。</u> （併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額）
第百十五条の十二 公務障害年金の受給権者が二以上の法第八十四条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第百十五条の十第一項に規定する <u>老齢加算額等</u> 若しくは同条第二項に規定する加給年金額（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の <u>額の合計額</u> は、年金加算額等（これらの年金である給付が令第二十条第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と <u>前条第一項</u> から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。	第百十五条の十二 公務障害年金の受給権者が二以上の法第八十四条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第百十五条の十第一項に規定する <u>加算額等</u> 若しくは同条第二項に規定する加給年金額（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の <u>合計額</u> は、年金加算額等（これらの年金である給付が令第二十条第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と <u>第百十五条の十一第一項</u> から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。
2 【略】 （退職年金の決定の請求）	2 【同左】 （退職年金の決定の請求）
第百十六条 退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。	第百十六条 退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
【一～五 略】	【一～五 同左】
六 法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、 <u>法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨</u>	六 法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、 <u>法第八十八条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨</u>
【七～十一 略】	【七～十一 同左】
【2～4 略】	【2～4 同左】
備考 表中の【 】の記載は注記である。	

附 則
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の表中第百十三条の三の二を加える規定は、平成三十

年一月一日から施行する。

（76）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成29年5月19日財務省令第40号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。） <u>若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、</u> 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）若しくは福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号） <u>第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）</u> であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。	（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）、 <u>法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、</u> 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。
（組合員証の返納） 第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、 <u>ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣</u>	（組合員証の返納） 第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくは <u>ラグビー派遣職員</u> となつたときを含む。）は、

職員となつたときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。	遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。
2 〔略〕 （組合員被扶養者証）	2 〔同左〕 （組合員被扶養者証）
第九十五条 〔略〕	第九十五条 〔同左〕
2 前項の規定により組合員被扶養者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、組合員被扶養者証を返納しなければならない。	2 前項の規定により組合員被扶養者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、組合員被扶養者証を返納しなければならない。
一 〔略〕	一 〔同左〕
二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員となつたとき。	二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員となつたとき。
〔三・四 略〕	〔三・四 同左〕
3 〔略〕 （高齢受給者証の交付等）	3 〔同上〕 （高齢受給者証の交付等）
第九十五条の二 〔略〕	第九十五条の二 〔同左〕
2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。	2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。
一 〔略〕	一 〔同左〕
二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員となつたとき。	二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員となつたとき。
〔三～六 略〕	〔三～六 同左〕
3 〔略〕 （標準報酬の決定等）	3 〔同上〕 （標準報酬の決定等）
第九十六条の二 〔略〕	第九十六条の二 〔同左〕
〔2～5 略〕	〔2～5 同左〕
6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十二項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。	6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十一項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
〔7～9 略〕	〔7～9 同左〕
10 組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用する平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改	10 組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用する平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改

定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。	定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌してオリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
11 組合は、ラグビー派遣職員である組合員を使用する平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会（以下「ラグビー組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該ラグビー組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該ラグビー派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。	11 組合は、ラグビー派遣職員である組合員を使用する平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会（以下「ラグビー組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該ラグビー組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌してラグビー派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
12 組合は、福島相双復興推進機構派遣職員である組合員を使用する福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項に規定する公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「福島相双復興推進機構」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該福島相双復興推進機構より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該福島相双復興推進機構派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。	〔項を加える。〕
（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）	（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）
第九十六条の二の二 第二号厚生年金被保険者等である組合員について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定と同時に行うものとする。	第九十六条の二の二 第二号厚生年金被保険者等について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額を決定又は改定は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定と同時に行うものとする。
2 〔略〕	2 〔同左〕
3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十二項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。	3 第二号厚生年金被保険者等が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十一項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。
（標準報酬の組合員への通知等）	（標準報酬の組合員への通知等）
第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第	第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第

第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二又は第二十三條の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会若しくは福島相双復興推進機構に通知しなければならない。 〔2・3 略〕 （標準期末手当等の額の決定） 第九十六条の六 〔略〕 2 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項から第八項までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。 〔3～7 略〕 8 組合は、福島相双復興推進機構派遣職員である組合員を使用する福島相双復興推進機構が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該福島相双復興推進機構より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該福島相双復興推進機構派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。 （第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準賞与額の決定等） 第九十六条の六の二 第二号厚生年金被保険者等である組合員について、厚生年金保険法第二十四条の四の規定により当該組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定するときは、当該厚生年金保険の標準賞与額の決定は、法第四十一条の規定による当該組合員の標準期末手当等の額の決定と同時に行うものとする。 2 前項の規定により厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額を決定する場合においては、前条第一項（同条第三項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）の規定による標準期末手当等の額の決定に係る基礎届を厚生年金保険の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二又は第二十三條の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会若しくはラグビー組織委員会に通知しなければならない。 〔2・3 同左〕 （標準期末手当等の額の決定） 第九十六条の六 〔同左〕 2 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項及び第五項において同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。 〔3～7 同左〕 〔項を加える。〕 （第二号厚生年金被保険者等の標準賞与額の決定等） 第九十六条の六の二 第二号厚生年金被保険者等について、厚生年金保険法第二十四条の四の規定により当該組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定するときは、当該厚生年金保険の標準賞与額の決定は、法第四十一条の規定による当該組合員の標準期末手当等の額の決定と同時に行うものとする。 2 前項の規定により厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額を決定する場合においては、前条第一項（同条第三項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による標準期末手当等の額の決定に係る基礎届を厚生年金保険の標準賞与額の決定に係る基礎届とみなす。

3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。 （標準期末手当等の額の組合員への通知等） 第九十六条の七 組合は、法第四十一条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会若しくは福島相双復興推進機構に通知しなければならない。 〔2・3 略〕 （限度額適用の認定） 第百五条の七の二 〔略〕 2 〔略〕 3 限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。 一 〔略〕 二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員となつたとき。 〔三～六 略〕 〔4～6 略〕 （限度額適用・標準負担額減額の認定） 第百五条の九 〔略〕 2 〔略〕 3 限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。 一 〔略〕

3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。 （標準期末手当等の額の組合員への通知等） 第九十六条の七 組合は、法第四十一条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会若しくはラグビー組織委員会に通知しなければならない。 〔2・3 同左〕 （限度額適用の認定） 第百五条の七の二 〔同左〕 2 〔同左〕 3 限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。 一 〔同左〕 二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員となつたとき。 〔三～六 同左〕 〔4～6 同左〕 （限度額適用・標準負担額減額の認定） 第百五条の九 〔同左〕 2 〔同左〕 3 限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。 一 〔同左〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員となつたとき。 〔三～六 略〕 〔4～6 略〕 〔別紙様式の改正 略〕	二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員となつたとき。 〔三～六 同左〕 〔4～6 同左〕 〔別紙様式の改正 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(77) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成29年5月29日財務省令第43号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） 第百二十五条の三 〔略〕 2 〔略〕 3 法第百十四条の二第一項第三号の財務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 一 法第五十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第二十四条の二各号に規定する事務	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） 第百二十五条の三 〔同左〕 2 〔同左〕 〔項を加える。〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、平成二十九年五月三十日から施行する。

(78) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年7月31日財務省令第52号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第百五条の四の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条中「より高額療養費」の下に「(令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(年間の高額療養費の決定の請求等)
第百五条の四の二 法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（同項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

- 一 組合員証の記号及び番号又は個人番号
 - 二 計算期間（令第十一条の三の四第一項に規定する計算期間をいう。以下第百五条の五の四及び第百五条の五の七を除き同じ。）の始期及び終期
 - 三 申請者及び基準日被扶養者（令第十一条の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日
 - 四 申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る外来療養（令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月
 - 五 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間
 - 六 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
- 2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。
- 一 令第十一条の三の四第一項第二号から第十八号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）
 - 二 基準日における申請者の所得区分を証する書類
- 3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 一 当該申請者に適用される令第十一条の三の四第一項に規定する基準日組合員合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額
 - 二 その他高額療養費の支給に必要な事項
- 4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。
- 5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。
(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)
- 第百五条の四の三 法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第十一条の三の四第二項から第七項までに規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。
- 一 組合員証の記号及び番号又は個人番号
 - 二 計算期間の始期及び終期
 - 三 基準日に加入する医療保険者の名称
 - 四 申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日
 - 五 申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月
 - 六 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
- 2 前項の申請書を提出する場合には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。
- 一 組合員証の記号及び番号
 - 二 申請者が計算期間において当該組合の組合員であつた期間
 - 三 申請者の氏名及び生年月日
 - 四 令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該申請者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた

間に限る。)において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

五 証明書を交付する者の名称及び所在地

六 その他必要な事項

4 前項の証明書を交付した組合は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5 組合は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費の金額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、当該組合の組合員であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

第百五条の五中「第十一条の三の四第一項第二号」を「第十一条の三の三第一項第二号」に改める。

第百五条の五の二第一項各号列記以外の部分及び同項第四号並びに同条第四項第三号中「第十一条の三の四第七項」を「第十一条の三の三第七項」に改め、同条第六項及び第七項中「第十一条の三の四第一項第一号」を「第十一条の三の三第一項第一号」に改める。

第百五条の五の三第一項中「第十一条の三の四第九項」を「第十一条の三の三第九項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（令第十一条の三の四第一項第五号、第六号、第十一号、第十二号、第十七号及び第十八号の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の五の四 令第十一条の三の四第一項第五号の財務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日組合員が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日組合員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

地方の組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第 三百五十二号）第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八 year 政令第 四百二十五号）第六条において準用する令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額
健康保険法の被保険者（日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。）、組合員、地方の組合の組合員及び私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者を除く。以下同じ。）であつた期間	健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額
日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額
船員保険の被保険者（組合員及び地方の組合の組合員を除く。以下同じ。）であつた期間	船員保険法施行令（昭和二十八 year 政令第 二百四十号）第八条の二第一項第一号に規定する合算額
令第十一条の三の四第九項に規定する国民健康保険の世帯主等（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）であつた期間（同条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第 三百六十二号）第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間（令第十一条の三の四第一項に規定する計算期間をいう。）における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額
高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九 year 政令第 三百十八号）第十四条の二第一項第一号に規定する合算額

2 令第十一条の三の四第一項第六号の財務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日組合員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

3 令第十一条の三の四第一項第十一号の財務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日組合員が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

4 令第十一条の三の四第一項第十二号の財務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

5 令第十一条の三の四第一項第十七号の財務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日組合員が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日組合員の被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。次項及び第百五条の十三において同じ。）であつた者（基準日被扶養者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

6 令第十一条の三の四第一項第十八号の財務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日組合員を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

（令第十一条の三の四第五項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の五の五 令第十一条の三の四第五項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、組合員であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方の組合の組合員	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第一項各号に掲げる金額
私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令第十一条の三の四第一項各号に掲げる金額
健康保険法の被保険者	健康保険法施行令第四十一条の二第一項各号に掲げる額
日雇特例被保険者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者	船員保険法施行令第八条の二第一項各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等（国民健康保険の被保険者である者に限り、国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項各号に掲げる額

（令第十一条の三の四第六項において準用する同条第五項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の五の六 令第十一条の三の四第六項において準用する同条第五項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、組合員であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方の組合の組合員の被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第二項において準用する同条第一項各号に掲げる金額
私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる金額
健康保険法の被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
日雇特例被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者の被扶養者	船員保険法施行令第八条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等の世帯員（国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第三号に規定する世帯員をいう。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額

（令第十一条の三の四第七項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の五の七 令第十一条の三の四第七項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第一項各号に掲げる額
- 二 計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（令第十一条の三の四第七項に規定する基準日後期高齢者医療被保険者をいう。以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であつた者（基準日世帯被保険者（同令第十四条の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。）（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。以下この条において同じ。）を除く。）が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた者（基準日世帯被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額
- 三 計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額
- 第百五条の六中「第十一条の三の四第一項第二号」を「第十一条の三の三第一項第二号」に改め、同条第一号中「第十一条の三の四第一項第一号イ」を「第十一条の三の三第一項第一号イ」に改め、同条第二号中「第十一条の三の四第一項第一号ロ」を「第十一条の三の三第一項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第十一条の三の四第一項第一号ハ」を「第十一条の三の三第一項第一号ハ」に改め、同条第四号中「第十一条の三の四第一項第一号ニ」を「第十一条の三の三第一項第一号ニ」に改め、同条第五号中「第十一条の三の四第一項第一号ホ」を「第十一条の三の三第一項第一号ホ」に改め、同条第六号中「第十一条の三の四第一項第一号ヘ」を「第十一条の三の三第一項第一号ヘ」に改める。
- 第百五条の七第一項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の三の四第三項」を「第十一条の三の三第三項」に改める。
- 第百五条の十の次に次の一条を加える。
- （令第十一条の三の六第十二項の財務省令で定める場合及び財務省令で定める日）
- 第百五条の十の二 令第十一条の三の六第十二項の財務省令で定める場合は、当該組合の組合員であつた者が、計算期間において医療保険加入者（令第十一条の三の六第十二項に規定する医療保険加入者をいう。第百五条の二十において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の財務省令で定める日は、当該日の前日とする。
- 第百五条の十一第一項中「（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。第百五条の十三において同じ。）」を削り、同項第二号中「（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「（令第十一条の三の六の二第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。第百五条の十三において同じ。）」を削り、同項第五号中「（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）」を削り、同項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「掲げる額」を「掲げる金額」に、「額が」を「金額が」に改め、同条第六項中「もの」を「者」に改める。
- 第百五条の十二第一項中「額が」を「金額が」に改め、同項第三号中「（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日をいう。第百五条の十五において同じ。）」を削り、同条第二項第四号中「額又は」を「金額又は」に改める。
- 第百五条の十三中「（同号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）」、「（昭和三十七年政令第三百五十二号）」、「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」、「（昭和二十八年政令第四百二十五号）」及び「（日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この条及び第百五条の十五において同じ。）並びに組合員及び地方の組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者を除く。第百五条の十五において同じ。）」を削り、「第四十四条第三項」を「第四十四条第五項」に改め、「（組合員及び地方の組合の組合員を除く。第百五条の十五において同じ。）」、「（昭和二十八年政令第二百四十号）」及び「令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する国民健康保険の世帯主等（以下この条において「」を削り、「」という。）であつた期間（同項第一号に規定する基準日（以下「基準日」という。）を「であつた期間（基準日」に、「すべて」を「全て」に改め、「（昭和三十三年政令第三百六十二号）」及び「（平成十九年政令第三百十八号）」を削る。
- 第百五条の十四第一号イ中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同号ロ中「第十一条

の三の四第三項」を「第十一条の三の三第三項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

第百五条の十四第二号の表一の項の項中「第二十三条の三の三第一項」を「第二十三条の三の二第一項」に改め、「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、同令第二十三条の三の三」を加え、同表二の項の項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、準用国共済法施行令第十一条の三の四」を加え、同表三の項の項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同表四の項の項中「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二」を加え、同表五の項の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改め、「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二」を加え、同表六の項の項中「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二」を加え、同表七の項の項中「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九条の二の二」を加え、同表八の項の項中「第六項」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十四条の二」を加え、同条第三号及び第四号中「額に」を「金額に」に改める。

第百五条の十五の表一の項から三の項までの規定中「額」を「金額」に改め、同表五の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改める。

第百五条の十六中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改める。

第百五条の十八中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十三条の二第一項第五号」を「第四十一条の二第九項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に改める。

第百五条の二十中「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）」及び「医療保険の加入者」を「医療保険加入者」に改め、「以後の」の下に「当該」を加える。

第百十一条の二第二項中「財務省令で定める場合は」を「その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして財務省令で定める場合は、」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項及び第三項の規定は、法第六十八条の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二項中「一歳」とあるのは「一歳六か月」と、第三項中「一歳」とあるのは「一歳六か月」と、「一歳六か月」とあるのは「二歳」と読み替えるものとする。

第百十四条の二十八第一項第二号中「合算対象期間」を「国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）」に改め、同項第三号中「公的年金給付」を「厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第九号に規定する公的年金給付（連合会が支給するものとされたものを除く。）」に改める。

第百十五条の十第一項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）」を「昭和六十年国民年金等改正法」に改める。

別紙様式の改正〔略〕

附 則
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法施行規則第百十一条の二第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定〔中略〕は、平成二十九年十月一日から施行する。

（79）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成29年11月9日財務省令第59号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後			
(老齢厚生年金の請求等) 第百十四条 老齢厚生年金(連合会が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで(同規則第三十条第一項第三号口、第五号、第六号及び<u>第十一号ロ</u>、<u>第二項第四号の三</u>並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。)に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>			[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]			

改	正	前			
(老齢厚生年金の請求等) 第百十四条 老齢厚生年金(連合会が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで(同規則第三十条第一項第三号口、第五号、第六号及び<u>第十一号ロ</u>並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。)に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>[同左]</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr></table>			[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]			

附 則
この省令は、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第百二十二号）の施行の日〔平成29年11月9日〕から施行する。

(80) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年3月2日財務省令第3号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)
第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この省令において、「行政執行法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「運営規則」、「事業計画」、「予算」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「組合員」、「組合員期間」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「船員組合員」、「公庫等」、「公庫等職員」、「特定公庫等」、「特定公庫等役員」、「継続長期組合員」、「組合職員」、「連合会役職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「恩給公務員期間」又は「在外組合員」とは、それぞれ法第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第十一条、第十五条、第二十一条、第三十一条第一号、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条、第九十八条、第百十九条、第百二十四条の二第一項若しくは第二項、第百二十五条、 <u>第百二十六条第一項若しくは第百二十六条の五第二項</u> 、施行法第二条第十号又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「令」という。） <u>第二十二條の二第一項</u> に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、	(定義) 第二条 この省令において、「行政執行法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「運営規則」、「事業計画」、「予算」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「組合員」、「組合員期間」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「船員組合員」、「公庫等」、「公庫等職員」、「特定公庫等」、「特定公庫等役員」、「継続長期組合員」、「組合職員」、「連合会役職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「恩給公務員期間」又は「在外組合員」とは、それぞれ法第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第十一条、第十五条、第二十一条、第三十一条第一号、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条、第九十八条、第百十九条、第百二十四条の二第一項若しくは第二項、第百二十五条若しくは第百二十六条の五第二項、施行法第二条第十号又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「令」という。） <u>第十二條の二第一項</u> に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組

期末手当等、組合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、組合員、組合員期間、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、公庫等、公庫等職員、特定公庫等、特定公庫等役員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。 (厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める事項) 第八十五条の十二 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。 [一～七 略] 八 運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、 <u>同号ハ</u> 及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。） [九～十一 略] (法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項) 第八十五条の十四 法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。 [一～六 略] 七 運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、 <u>同号ロ</u> 及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。） [八～十 略] (長期組合員となつた者の資格取得届等) 第八十七条の二 長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） <u>第二条第五項</u> に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 2 [略] 3 長期組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。 一 長期組合員の氏名、 <u>住所又は個人番号</u> に変更があつたとき [二・三 略] [4～6 略]	合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、組合員、組合員期間、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、公庫等、公庫等職員、特定公庫等、特定公庫等役員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。 (厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める事項) 第八十五条の十二 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。 [一～七 同左] 八 運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、 <u>同号ロ</u> 及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。） [九～十一 同左] (法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項) 第八十五条の十四 法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。 [一～六 同左] 七 運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、 <u>同号ロ</u> 及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。） [八～十 同左] (長期組合員となつた者の資格取得届等) 第八十七条の二 長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） <u>第二条第五号</u> に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 2 [同左] 3 長期組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を連合会に提出しなければならない。 一 長期組合員の氏名又は <u>住所</u> に変更があつたとき [二・三 同左] [4～6 同左]

7 地方の長期組合員（地方公務員等共済組合法（昭和三十
七年法律第百五十二号）第七十四条に規定する退職
等年金給付に関する規定の適用を受ける地方の組合の
組合員をいう。以下この項及び第八十七条の三第三項に
おいて同じ。）若しくは地方の長期組合員であつた者で
長期組合員となつたもの又は厚生年金保険法第七十八
条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第三
号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚
生年金被保険者」という。）であつたものとみなされた
期間を有する者（同号に規定する第三号厚生年金被保
険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）
を有する者を除く。）若しくは同法第七十八条の十四第
四項の規定により特定期間に係る第三号厚生年金被保
険者期間であつたものとみなされた期間を有する者（第
三号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。）で長期
組合員となつたもの若しくは平成二十四年一元化法第
三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以
下この項において「改正前の地共済法」という。）第
百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間
を有する者（改正前の地共済法第四十条第一項に規定す
る組合員期間を有する者を除く。）若しくは改正前の地
共済法第七十七条の七第四項の規定により組合員期間で
あつたものとみなされた期間を有する者（改正前の地共
済法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者
を除く。）で長期組合員となつたものは、そのなつた際、
次に掲げる事項を記載した前歴報告書を連合会に提出
しなければならない。

【一～三 略】

【8・9 略】
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第八十七条の二の三 厚生年金保険法附則第四条の三第一
項の規定による被保険者（第二号厚生年金被保険者に
限る。以下「高齢任意加入被保険者」という。以下同じ。）
の資格取得の申出、届出その他の行為については、厚生
年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七
号）第五条の二及び第五条の三（同規則第五条の二第一
項第二号、第三号、第六号及び第七号、第二項第二号、
第四号及び第七号、第三項並びに第四項並びに第五条の
三第一項第二号及び第三号並びに第二項を除く。）に定
めるところによるものとする。この場合において、次
の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 地方の長期組合員（地方公務員等共済組合法第七十四
条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受
ける地方の組合の組合員をいう。以下この項及び第
八十七条の三第三項において同じ。）若しくは地方の長
期組合員であつた者で長期組合員となつたもの又は厚
生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により同法
第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被
保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）で
あつたものとみなされた期間を有する者（同号に規定す
る第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年
金被保険者期間」という。）を有する者を除く。）若し
くは同法第七十八条の十四第四項の規定により特定期
間に係る第三号厚生年金被保険者期間であつたものと
みなされた期間を有する者（第三号厚生年金被保険者
期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたもの若
しくは平成二十四年一元化法第三条の規定による改正
前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改
正前の地共済法」という。）第百七条の四第二項に規定
する離婚時みなし組合員期間を有する者（改正前の地共
済法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者
を除く。）若しくは改正前の地共済法第七十七条の七第
四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた
期間を有する者（改正前の地共済法第四十条第一項に
規定する組合員期間を有する者を除く。）で長期組合員
となつたものは、そのなつた際、次に掲げる事項を記
載した前歴報告書を連合会に提出しなければならない。

【一～三 同左】

【8・9 同左】
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第八十七条の二の三 厚生年金保険法附則第四条の三第一
項の規定による被保険者（第二号厚生年金被保険者に
限る。以下「高齢任意加入被保険者」という。以下同じ。）
の資格取得の申出、届出その他の行為については、厚生
年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七
号）第五条の二及び第五条の三（同規則第五条の二第一
項第二号、第三号、第六号及び第七号、第二項第二号、
第四号及び第七号、第三項並びに第四項並びに第五条の
三第一項第二号及び第三号並びに第二項を除く。）に定
めるところによるものとする。この場合において、同規
則第五条の二第一項及び第五条の三第一項中「第一号厚
生年金被保険者」とあるのは「第二号厚生年金被保険者
と、「機構」とあるのは「組合」とするほか、次の表の
上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条の二第一 項各号列記以外 の部分	第一号厚生年金 被保険者	第二号厚生年金被 保険者（ <u>法第二条 の五第一項第二号 に規定する第二号 厚生年金被保険者 をいう。次条第一 項において同じ。</u> ）
	機構	組合（ <u>国家公務員 共済組合法（昭和 三十三年法律第百 二十八号）第三条 第一項に規定する 組合をいう。次条 第一項において同 じ。</u> ）
第五条の二第一 項第五号	【略】	【略】
<u>第五条の二第二 項第一号</u>	（厚生労働大臣	若しくは謄本（国 家公務員共済組合 連合会
【略】	【略】	【略】
第五条の三第一 項各号列記以外 の部分	第一号厚生年金 被保険者	第二号厚生年金被 保険者
	機構	組合
【略】	【略】	【略】

【2・3 略】
（支払未済の給付）

第九十七条 法第四十四条第一項の規定により給付の支給
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求
書を組合（当該給付が退職等年金給付である場合には、
連合会）に提出しなければならない。

【一・二 略】

二の二 死亡した者の組合員証の記号及び番号（当該給
付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）
又は個人番号

【三～五 略】

【2・3 略】
（第三者の行為による損害の届出）

第九十八条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合
においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲
げる事項を記載した損害賠償申告書を組合（厚生年金保
険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、
連合会）に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び
番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求
する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号

【二～五 略】
（療養費）

第二百二条 法第五十六条の規定により療養費の支給を受け
ようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請
求書を、同条に規定する医療機関若しくは薬局又はそ
の他の療養機関が作成する第三号に掲げる事項を証明
する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

第五条の二第一 項第一号	及び住所	住所、氏名及び基 礎年金番号
第五条の二第一 項第五号	【同左】	【同左】
【項を加える。】		
【同左】	【同左】	【同左】
<u>第五条の三第一 項第一号</u>	<u>及び住所</u>	<u>、住所及び氏名</u>
【同左】	【同左】	【同左】

【2・3 同左】
（支払未済の給付）

第九十七条 法第四十四条第一項の規定により給付の支給
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求
書を組合（当該給付が退職等年金給付である場合には、
連合会）に提出しなければならない。

【一・二 同左】

【号を加える。】

【三～五 同左】

【2・3 同左】
（第三者の行為による損害の届出）

第九十八条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合
においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲
げる事項を記載した損害賠償申告書を組合（厚生年金保
険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、
連合会）に提出しなければならない。

一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び
番号

【二～五 同左】
（療養費）

第二百二条 法第五十六条の規定により療養費の支給を受け
ようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請
求書を、同条に規定する医療機関若しくは薬局又はそ
の他の療養機関が作成する第三号に掲げる事項を証明
する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

[一～四 略]		
五 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号		
六 [略]		
2 [略] (老齢厚生年金の請求等)		
第百十四条 老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十八条の二まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十六条から第三十八条まで並びに第三十八条の二第二項を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、「戸籍の抄本」とあるのは「戸籍の抄本若しくは謄本」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
[項を削る。]		
第三十条第一項第三号	被保険者（	被保険者（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
第三十条第二項第一号の二	書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	書類
	[項を削る。]	

[一～四 同左]		
五 請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号		
六 [同左]		
2 [同左] (老齢厚生年金の請求等)		
第百十四条 老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第三十条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十条第一項第三号	被保険者（	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の法による被保険者及び
	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]
第三十条第一項第八号の二	第一条各号	第一条第一項各号
[同左]	[同左]	[同左]
第三十条第二項第一号の二	雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	雇用保険被保険者証
	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条第二項第二号	抄本	抄本若しくは謄本

第三十条第二項第三号	共済組合の	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
第三十条の二第四項	第三十九条第一項	国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第百十四条の二十四第二項第二号
	[項を削る。]	
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
第三十一条の二第四項第五号並びに第三十一条の四第一項第五号及び第七号	[略]	[略]
	[項を削る。]	

第三十条第二項第三号	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	[同左]	[同左]
第三十条第二項第四号	又は戸籍の抄本	又は戸籍の抄本若しくは謄本
第三十条第二項第四号の二	第一条各号	第一条第一項各号
[同左]	[同左]	[同左]
第三十条の二第一項第一号及び第二項第一号	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
第三十条の二第三項第一号及び第四号イ	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条の二第四項	第三十九条第一項	国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十三第二項第二号
	[項を削る。]	
第三十条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
第三十条の三第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
第三十条の五第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
第三十条の五第二項第一号及び第五号	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
第三十条の五の三第二項第一号及び第二号イ	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
第三十一条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十一条第二項	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
第三十一条の二第四項第五号	[同左]	[同左]
第三十一条の二第五項	抄本	抄本若しくは謄本
	[項を削る。]	

[項を削る。]		
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
第三十二条の四第二項	法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）	第二号厚生年金被保険者
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
第三十四条第一項第五号、第三十四条の二第一項第四号及び第三十四条の二の二第一項第七号	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）
第百十四条の二 障害厚生年金及び障害手当金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為

第三十一条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十一条の四第一項第五号及び第七号	年月日	年月
第三十一条の四第二項第五号	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
第三十二条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十二条の三第一項第一号及び第三十二条の四第一項第一号	氏名	受給権者の氏名
第三十二条の四第二項各号列記以外の部分	被保険者、	第一号厚生年金被保険者、
第三十二条の五第一項第一号及び第三十二条の六第一項第一号	氏名	受給権者の氏名
第三十三条第一項第一号及び第三項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十三条の二第一号	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
第三十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条第一項第五号	[同左]	[同左]
第三十四条第二項第一号及び第三号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十四条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条の二第一項第四号	年月日	年月
第三十四条の二第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十四条の二の二第一項第七号	年月日	年月
[同左]	[同左]	[同左]

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）
第百十四条の二 障害厚生年金及び障害手当金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為

については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十四条の二まで（同規則第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十一条、第五十一条の二、第五十二条から第五十四条まで並びに第五十四条の二第二項を除く。次項において「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、「戸籍の抄本」とあるのは「戸籍の抄本若しくは謄本」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
第四十七条の二第三項	政令第三百三十七号	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）
第四十七条の三第一項及び第四十九条第一項	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		

については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで（同規則第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十一条並びに第五十一条の二を除く。次項において「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
第四十四条第一項第七号の二	第一条各号	第一条第一項各号
[同左]	[同左]	[同左]
第四十四条第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
第四十四条第二項第八号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十四条第二項第八号の二	第一条各号	第一条第一項各号
[同左]	[同左]	[同左]
第四十五条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十五条第二項第一号及び第四十五条の三第二項第四号	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
第四十六条第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十七条第二項第四号	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
第四十七条の二第二項第五号	抄本	抄本若しくは謄本
第四十七条の三第一項各号列記以外の部分	[同左]	[同左]
第四十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十七条の三第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本

[項を削る。]		
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		

2 [略]
(遺族厚生年金の請求等)

第百十四条の三 遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第十一条の二第二号及び第三号並びに第六十条から第七十一条の二まで（同規則第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十八条、第六十八条の二、第六十九条から第七十一条まで並びに第七十一条の二第二項を除く。次項において「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、「戸籍の抄本」とあるのは「戸籍の抄本若しくは謄本」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		

<u>第四十七条の三第二項第二号</u>	第一条各号	第一条第一項各号
<u>第四十八条第一項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
<u>第四十九条第一項各号列記以外の部分</u>	十日以内に	速やかに
<u>第四十九条第一項第一号及び第四十九条の二第二項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第五十条第二項第一号及び第五号</u>	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第五十条の二第二項第一号及び第六号</u>	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第五十条の三第一項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第五十条の三第二項第一号</u>	抄本	抄本若しくは謄本

2 [同左]
(遺族厚生年金の請求等)

第百十四条の三 遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで（同規則第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第二項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十八条並びに第六十八条の二を除く。次項において「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<u>第六十条第一項第一号の二</u>	第一条各号	第一条第一項各号
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第六十条第三項第一号</u>	抄本	抄本若しくは謄本
<u>第六十条第三項第一号の二</u>	第一条各号	第一条第一項各号

[略]	[略]	[略]
<u>第六十条の二第一項第三号</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
第六十三条第一項各号列記以外の部分	[略]	[略]
	第七十四条	国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号） <u>第百十四条の二十五第一項</u>
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[略]	[略]	[略]
[項を削る。]		
[項を削る。]		
[項を削る。]		

2 前項の規定による遺族厚生年金の請求、届出その他の行為について、当該遺族厚生年金が厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるもの又は同法第七十八条の三十二に規定する一の期間に係る第二号厚生年金被保険者期間に基づくもの（同法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）である場合においては、遺族厚生年金請求等規定（前項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）のうち第六十条第六項中「法若しくは旧法若しくは船員保険法」とあるのは「法」と、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平

[同左]	[同左]	[同左]
<u>第六十条の二第二項第三号</u>	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第六十一条第一項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第六十一条第二項第一号及び第六十一条の三第二項第二号</u>	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第六十二条第一項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
<u>第六十二条第二項第二号</u>	抄本	抄本若しくは謄本
<u>第六十二条の二第一項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
第六十三条第一項各号列記以外の部分	[同左]	[同左]
	第七十四条	国家公務員共済組合法施行規則 <u>第百十四条の二十四第一項</u>
<u>第六十三条第二項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第六十五条第一項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
<u>第六十五条第三項第一号</u>	抄本	抄本若しくは謄本
[同左]	[同左]	[同左]
<u>第六十七条第一項第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名
<u>第六十七条第二項第一号</u>	抄本	抄本若しくは謄本
<u>第六十七条の二第一号</u>	及び住所	、住所及び氏名

2 前項の規定による遺族厚生年金の請求、届出その他の行為について、当該遺族厚生年金が厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるもの又は同法第七十八条の三十二に規定する一の期間に係る第二号厚生年金被保険者期間に基づくもの（同法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）である場合においては、遺族厚生年金請求等規定（前項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）のうち第六十条第六項中「法若しくは旧法若しくは船員保険法」とあるのは「法」と、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平

成九年度政令第八十五号) 第十七条第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年度政令第四十四号) 第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける」とあるのは「を受ける」とする。
(標準報酬改定請求等)

第百十四条の五 第二号厚生年金被保険者期間を有する者が厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合であつて同項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する当事者に係る第二号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二(第七十八条の六及び第七十八条の十を除く。)に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合(組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会)」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、同条第三項中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。
(当事者等からの情報提供請求等)

第百十四条の六 厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間について情報提供請求をする当事者(以下この条において「情報提供請求当事者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合(組合員であつた者又はその配偶者(配偶者であつた者を含む。))にあつては、連合会)に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所
二 個人番号又は基礎年金番号

[三～六 略]

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

[二～四 略]

[3～7 略]

(離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等)

第百十四条の七 厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間(第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この目において「離婚時みなし第二号被保険者期間」という。)を有する者(第

(平成九年政令第八十五号) 第十七条第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号) 第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける」とあるのは「受ける」とする。
(標準報酬改定請求等)

第百十四条の五 第二号厚生年金被保険者期間を有する者が厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合であつて同項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する当事者に係る第二号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二(第七十八条の六及び第七十八条の十を除く。)に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合(組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会)」と、同項第三号中「第一条各号」とあるのは「第一条第一項各号」と、同条第三項中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。
(当事者等からの情報提供請求等)

第百十四条の六 厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間について情報提供請求をする当事者(以下この条において「情報提供請求当事者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を組合(組合員であつた者又はその配偶者(配偶者であつた者を含む。))にあつては、連合会)に提出しなければならない。

一 情報提供請求当事者の氏名、生年月日及び住所
二 情報提供請求当事者が国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号
[三～六 同左]

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 情報提供請求当事者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
[二～四 同左]

[3～7 同左]
(離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等)

第百十四条の七 厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間(第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この目において「離婚時みなし第二号被保険者期間」という。)を有する者(

二号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

2 〔略〕

3 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二・三 略〕

4 〔略〕

（三号分割標準報酬改定請求等）

第百十四条の十二 第二号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第二号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同規則第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによる。この場合において、同規則第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者の被扶養配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、第七十八条の二十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者の被扶養配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」とする。

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第百十四条の十三 厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第二号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下この目において「被扶養配偶者みなし第二号被保険者期間」という。）を有する者（第二号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

2 〔略〕

3 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項

二号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

2 〔同左〕

3 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

〔二・三 同左〕

4 〔同左〕

（三号分割標準報酬改定請求等）

第百十四条の十二 第二号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第二号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同規則第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによる。この場合において、同規則第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者の被扶養配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」と、「第七十八条の二十第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者の被扶養配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」とする。

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第百十四条の十三 厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第二号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下この目において「被扶養配偶者みなし第二号被保険者期間」という。）を有する者（第二号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を記載した書類を連合会に提出しなければならない。

2 〔同左〕

3 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項

を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。 ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。 一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号 〔二・三 略〕 4 〔略〕 （厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等） 第百十四条の十九 受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。 一 〔略〕 二 個人番号又は基礎年金番号 〔三・四 略〕 〔2・3 略〕 （本人確認情報の提供を受けることができない厚生年金保険給付の受給権者に係る届出） 第百十四条の二十三 連合会は、地方公共団体情報システム機構から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合にあつては当該受給権者に対し、前条の規定による所在不明届出書の提出があつた場合にあつては当該届出書の提出を行つた者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者又は当該届出書の提出を行つた者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を指定日までに提出することを求めることができる。 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号 〔二・三 略〕 2 〔略〕 （厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等） 第百十四条の二十四 受給権者は、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は転居したときは、その旨、氏名、生年月日、住所（転居の場合にあつては、転居後の住所）、個人番号又は基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号

を記載した死亡届を連合会に提出しなければならない。 ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。 一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号 〔二・三 同左〕 4 〔同左〕 （厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等） 第百十四条の十九 受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。 一 〔同左〕 二 基礎年金番号 〔三・四 同左〕 〔2・3 同左〕 （本人確認情報の提供を受けることができない厚生年金保険給付の受給権者に係る届出） 第百十四条の二十三 連合会は、地方公共団体情報システム機構から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合にあつては当該受給権者に対し、前条の規定による所在不明届出書の提出があつた場合にあつては当該届出書の提出を行つた者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者又は当該届出書の提出を行つた者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を指定日までに提出することを求めることができる。 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号 〔二・三 同左〕 2 〔同左〕 （厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等） 第百十四条の二十四 受給権者は、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は転居したときは、その旨、氏名、生年月日、住所（転居の場合にあつては、転居後の住所）、基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受

を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。 〔一・二 略〕 〔3～5 略〕 （厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出） 第百十四条の二十五 厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 〔一・二 略〕 三 個人番号又は基礎年金番号 〔四・五 略〕 2 〔略〕 （未支給の厚生年金保険給付の請求） 第百十四条の二十六 厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。 〔一・二 略〕 三 死亡した受給権者の個人番号又は基礎年金番号 〔四～七 略〕 〔2・3 略〕 （保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知） 第百十四条の二十七 厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（連合会が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。 〔一～三 略〕 四 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十五条の四第一項第一号（口を除く。）に掲げる事項 〔五・六 略〕 2 〔略〕 （退職年金の決定の請求） 第百十六条 退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組

給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。 〔一・二 同左〕 〔3～5 同左〕 （厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出） 第百十四条の二十五 厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 〔一・二 同左〕 三 基礎年金番号 〔四・五 同左〕 2 〔同左〕 （未支給の厚生年金保険給付の請求） 第百十四条の二十六 厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。 〔一・二 同左〕 三 死亡した受給権者の基礎年金番号 〔四～七 同左〕 〔2・3 同左〕 （保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知） 第百十四条の二十七 厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知（連合会が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。 〔一～三 同左〕 四 国民年金法施行規則第十五条の四第一項第一号（口を除く。）に掲げる事項 〔五・六 同左〕 2 〔同左〕 （退職年金の決定の請求） 第百十六条 退職年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組

合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号
〔二～十一 略〕
〔2～4 略〕
（整理退職の場合の一時金の決定の請求）
第百十六条の二 法第七十九条の三の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合は、速やかに当該請求書を連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号
〔二～六 略〕
〔2・3 略〕
（遺族に対する一時金の決定の請求）
第百十六条の三 法第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（法第七十九条の四第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係
二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日
〔三～五 略〕
〔2～4 略〕
（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）
第百十六条の四 法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。
一 〔略〕
二 個人番号又は基礎年金番号及び長期組合員番号
〔三～七 略〕
2 〔略〕
3 法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。
一 〔略〕
二 個人番号又は基礎年金番号及び長期組合員番号
〔三～五 略〕
4 〔略〕
（併給調整事由該当の届出等）

合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
〔二～十一 同左〕
〔2～4 同左〕
（整理退職の場合の一時金の決定の請求）
第百十六条の二 法第七十九条の三の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合は、速やかに当該請求書を連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号
〔二～六 同左〕
〔2・3 同左〕
（遺族に対する一時金の決定の請求）
第百十六条の三 法第七十九条の四の規定による一時金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（法第七十九条の四第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係
二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日
〔三～五 同左〕
〔2～4 同左〕
（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）
第百十六条の四 法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。
一 〔同左〕
二 基礎年金番号及び長期組合員番号
〔三～七 同左〕
2 〔同左〕
3 法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。
一 〔同左〕
二 基礎年金番号及び長期組合員番号
〔三～五 同左〕
4 〔同左〕
（併給調整事由該当の届出等）

第百十六条の八 退職年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 〔略〕
一の二 個人番号又は基礎年金番号
〔二～四 略〕
2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
一 〔略〕
一の二 個人番号又は基礎年金番号
〔二～六 略〕
3 〔略〕
（併給調整事由消滅の届出）
第百十六条の九 退職年金の受給権者は、退職年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 〔略〕
一の二 個人番号又は基礎年金番号
〔二～四 略〕
2 〔略〕
（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）
第百十六条の十 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
〔一・二 略〕
二の二 個人番号又は基礎年金番号
〔三・四 略〕
2 〔略〕
（受給権者の申出による支給停止の撤回等）
第百十六条の十一 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
〔一・二 略〕
二の二 個人番号又は基礎年金番号
〔三・四 略〕
2 〔略〕
（公務障害年金の決定の請求）
第百十七条 公務障害年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつた

第百十六条の八 退職年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 〔同左〕
〔号を加える。〕
〔二～四 同左〕
2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
一 〔同左〕
〔号を加える。〕
〔二～六 同左〕
3 〔同左〕
（併給調整事由消滅の届出）
第百十六条の九 退職年金の受給権者は、退職年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 〔同左〕
〔号を加える。〕
〔二～四 同左〕
2 〔同左〕
（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）
第百十六条の十 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
〔一・二 同左〕
〔号を加える。〕
〔三・四 同左〕
2 〔同左〕
（受給権者の申出による支給停止の撤回等）
第百十六条の十一 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
〔一・二 同左〕
〔号を加える。〕
〔三・四 同左〕
2 〔同左〕
（公務障害年金の決定の請求）
第百十七条 公務障害年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつた

ときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所及び <u>個人番号又は基礎年金番号</u>
[二～十二 略]
[2～4 略]
(併給調整事由該当の届出等)
第百十七条の二 公務障害年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号
[二～四 略]
2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号
[二～六 略]
3 [略]
(併給調整事由消滅の届出)
第百十七条の三 公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号
[二～四 略]
2 [略]
(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)
第百十七条の四 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
[一・二 略]
<u>二の二</u> 個人番号又は基礎年金番号
[三・四 略]
2 [略]
(受給権者の申出による支給停止の撤回等)
第百十七条の五 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
[一・二 略]
<u>二の二</u> 個人番号又は基礎年金番号
[三・四 略]

ときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所及び <u>基礎年金番号</u>
[二～十二 同左]
[2～4 同左]
(併給調整事由該当の届出等)
第百十七条の二 公務障害年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [同左]
[号を加える。]
[二～四 同左]
2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
一 [同左]
[号を加える。]
[二～六 同左]
3 [同左]
(併給調整事由消滅の届出)
第百十七条の三 公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [同左]
[号を加える。]
[二～四 同左]
2 [同左]
(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)
第百十七条の四 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
[一・二 同左]
[号を加える。]
[三・四 同左]
2 [同左]
(受給権者の申出による支給停止の撤回等)
第百十七条の五 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
[一・二 同左]
[号を加える。]
[三・四 同左]

2 [略]
(障害の程度が変わつたときの改定の請求等)
第百十七条の六 公務障害年金の受給権者は、法第八十五条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号
[二～五 略]
[2～4 略]
(障害等級に該当しなくなつたときの届出)
第百十七条の七 公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号
[二～四 略]
(障害の状態等に関する届出)
第百十七条の八 公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。
一 [略]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号
[二・三 略]
[2～4 略]
(公務遺族年金の決定の請求)
第百十八条 公務遺族年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（公務障害年金の受給権者が退職後に死亡した場合においては、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所、 <u>個人番号又は基礎年金番号</u> 及び請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係
二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、 <u>個人番号又は基礎年金番号</u> 及び死亡した年月日
[三～十三 略]
[2～4 略]
(併給調整事由該当の届出等)
第百十八条の二 公務遺族年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]

2 [同左]
(障害の程度が変わつたときの改定の請求等)
第百十七条の六 公務障害年金の受給権者は、法第八十五条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。
一 [同左]
[号を加える。]
[二～五 同左]
[2～4 同左]
(障害等級に該当しなくなつたときの届出)
第百十七条の七 公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [同左]
[号を加える。]
[二～四 同左]
(障害の状態等に関する届出)
第百十七条の八 公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。
一 [同左]
[号を加える。]
[二・三 同左]
[2～4 同左]
(公務遺族年金の決定の請求)
第百十八条 公務遺族年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（公務障害年金の受給権者が退職後に死亡した場合においては、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。
一 請求者の氏名、生年月日、住所、 <u>基礎年金番号</u> 及び請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係
二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、 <u>基礎年金番号</u> 及び死亡した年月日
[三～十三 同左]
[2～4 同左]
(併給調整事由該当の届出等)
第百十八条の二 公務遺族年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [同左]

<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[二～四 略]	[二～四 同左]
2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三号において準用する場合を含む。）の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。	2 法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三号において準用する場合を含む。）の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]	一 [同左]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[二～六 略]	[二～六 同左]
3 [略]	3 [同左]
（併給調整事由等消滅の届出）	（併給調整事由等消滅の届出）
第百十八条の三 公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。	第百十八条の三 公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]	一 [同左]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[二～四 略]	[二～四 同左]
2 法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。	2 法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]	一 [同上]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[二～四 略]	[二～四 同上]
[3・4 略]	[3・4 同上]
（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）	（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）
第百十八条の四 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。	第百十八条の四 法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
[一・二 略]	[一・二 同左]
<u>二の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[三・四 略]	[三・四 同左]
2 [略]	2 [同左]
（受給権者の申出による支給停止の撤回等）	（受給権者の申出による支給停止の撤回等）
第百十八条の五 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。	第百十八条の五 法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。
[一・二 略]	[一・二 同左]
<u>二の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[三・四 略]	[三・四 同左]
2 [略]	2 [同左]
（所在不明による支給停止の申請）	（所在不明による支給停止の申請）
第百十八条の六 法第九十二条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書	第百十八条の六 法第九十二条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書

を連合会に提出しなければならない。	を連合会に提出しなければならない。
一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係	一 申請者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係
[二～五 略]	[二～五 同左]
2 [略]	2 [同左]
（出生の届出）	（出生の届出）
第百十八条の七 公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。	第百十八条の七 公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。
一 [略]	一 [同左]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[二～四 略]	[二～四 同左]
[2～4 略]	[2～4 同左]
（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）	（二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出）
第百十八条の八 公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。	第百十八条の八 公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。
一 [略]	一 [同左]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[二・三 略]	[二・三 同左]
[2～4 略]	[2～4 同左]
（退職等年金給付に係る年金証書の亡失等）	（退職等年金給付に係る年金証書の亡失等）
第百十九条の三 受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又は当該損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。	第百十九条の三 受給権者は、年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又は当該損傷した年金証書と併せて連合会に提出しなければならない。
一 [略]	一 [同左]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]
[二～四 略]	[二～四 同左]
[2・3 略]	[2・3 同左]
（本人確認情報の提供を受けることができない退職等年金給付の受給権者等に係る届出）	（本人確認情報の提供を受けることができない退職等年金給付の受給権者等に係る届出）
第百十九条の六 連合会は、地方公共団体情報システム機構から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合にあつては当該受給権者に対し、前条の規定による所在不明届出書の提出があつた場合にあつては当該届出書の提出を行つた者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者又は当該届出書の提出を行つた者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を毎年、指定日までに提出することを求めることができる。	第百十九条の六 連合会は、地方公共団体情報システム機構から受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合にあつては当該受給権者に対し、前条の規定による所在不明届出書の提出があつた場合にあつては当該届出書の提出を行つた者に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者又は当該届出書の提出を行つた者が署名した届出書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届出書）を毎年、指定日までに提出することを求めることができる。
一 [略]	一 [同左]
<u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号	[号を加える。]

〔二・三 略〕 〔2～4 略〕 （退職等年金給付の受給権者の異動報告等） 第百十九条の七 受給権者は、 <u>住居表示に関する法律</u> により住居表示が変更されたとき、又は転居したときは、その旨、氏名、生年月日、変更後の住所（転居の場合にあつては、転居後の住所）及び従前の <u>住所、個人番号又は基礎年金番号</u> 並びに年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。	〔二・三 同左〕 〔2～4 同左〕 （退職等年金給付の受給権者の異動報告等） 第百十九条の七 受給権者は、 <u>住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）</u> により住居表示が変更されたとき、又は転居したときは、その旨、氏名、生年月日、変更後の住所（転居の場合にあつては、転居後の住所）及び従前の <u>住所</u> 並びに年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、 <u>住所、個人番号又は基礎年金番号</u> 及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第二項の規定による書類の提出は要しないものとする。 〔一～三 略〕 〔3～6 略〕 （退職等年金給付の受給権者の個人番号の変更の届出） 第百十九条の七の二 受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個人番号変更届出書を連合会に提出しなければならない。 一 氏名、生年月日及び住所 二 変更前及び変更後の個人番号 三 個人番号の変更年月日 四 年金証書の記号番号 2 前項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、同項の規定による届出書の提出は要しないものとする。 （退職年金受給権者等の再就職届） 第百十九条の八 退職年金又は公務障害年金を受ける権利を有する者が再び長期組合員となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職届出書を連合会に提出しなければならない。 一 〔略〕 <u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号 〔二～五 略〕 （退職等年金給付の受給権の消滅の届出） 第百十九条の九 退職等年金給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、	2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、 <u>住所</u> 及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第二項の規定による書類の提出は要しないものとする。 〔一～三 同左〕 〔3～6 同左〕 〔条を加える。〕 （退職年金受給権者等の再就職届） 第百十九条の八 退職年金又は公務障害年金を受ける権利を有する者が再び長期組合員となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職届出書を連合会に提出しなければならない。 一 〔同左〕 〔号を加える。〕 〔二～五 同左〕 （退職等年金給付の受給権の消滅の届出） 第百十九条の九 退職等年金給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、

次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一 〔略〕 <u>一の二</u> 個人番号又は基礎年金番号 〔二～五 略〕 〔2・3 略〕	次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一 〔同左〕 〔号を加える。〕 〔二～五 同左〕 〔2・3 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、平成三十年三月五日から施行する。

（81）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年6月29日財務省令第46号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（長期組合員となつた者の資格取得届等） 第八十七条の二 長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 〔2～9 略〕 （支払未済の給付） 第九十七条 〔略〕 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 〔一～四 略〕 3 〔略〕 （一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）	（長期組合員となつた者の資格取得届等） 第八十七条の二 長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 〔2～9 同左〕 （支払未済の給付） 第九十七条 〔同左〕 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 〔一～四 同左〕 3 〔同左〕 （一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第九十九条の二　【略】	第九十九条の二　【同左】
2　令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。	2　令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。
【一～五　略】	【一～五　同左】
3　【略】 （食事療養標準負担額減額に関する特例）	3　【同左】 （食事療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の三　【略】	第九十九条の三　【同左】
2　前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った食事療養標準負担額の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。	2　前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った食事療養標準負担額の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。
【一～五　略】 （生活療養標準負担額減額に関する特例）	【一～五　同左】 （生活療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の四　【略】	第九十九条の四　【同左】
2　前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時生活療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った生活療養標準負担額の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。	2　前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時生活療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った生活療養標準負担額の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければなら <u>ない</u> 。
【一～五　略】 （月間の高額療養費の決定の請求）	【一～五　同左】 （月間の高額療養費の決定の請求）
第二百五条の四　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書（その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。ただし、その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当する場合において、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明する書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、 <u>当該証明する書類の提出を省略することができる</u> 。	第二百五条の四　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書（その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければなら <u>ない</u> 。
【一～五　略】 （特定疾病給付対象療養の認定）	【一～五　同左】 （特定疾病給付対象療養の認定）

第二百五条の五の二　【略】	第二百五条の五の二　【同左】
2　前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、 <u>組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない</u> 。	2　前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。
【3～7　略】 （限度額適用・標準負担額減額の認定）	【3～7　同左】 （限度額適用・標準負担額減額の認定）
第二百五条の九　令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ハ若しくは二、第三号ハ若しくは二若しくは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、 <u>組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる</u> 。	第二百五条の九　令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ハ若しくは二、第三号ハ若しくは二若しくは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければなら <u>ない</u> 。
【一～四　略】	【一～四　同左】
【2～6　略】 （高額介護合算療養費の決定の請求等）	【2～6　同左】 （高額介護合算療養費の決定の請求等）
第二百五条の十一　【略】	第二百五条の十一　【同左】
2　前項の申請書を提出する場合には、令第十一条の三の六の二第一項第二号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき及び記載すべき金額が零である証明書について、前項の申請書にその旨を記載したときは、提出を省略することができる。	2　前項の申請書を提出する場合には、令第十一条の三の六の二第一項第二号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ併せて提出しなければならない。ただし、記載すべき金額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。
3　申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を併せて提出しなければならない。ただし、 <u>組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない</u> 。	3　申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を併せて提出しなければ <u>ならない</u> 。
【4～6　略】 （埋葬料及び家族埋葬料）	【4～6　同左】 （埋葬料及び家族埋葬料）
第百八条　法第六十三條又は第六十四條の規定により埋葬	第百八条　法第六十三條又は第六十四條の規定により埋葬

料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書を、市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十三条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）と併せて組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は組合が <u>地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受け</u> ることができるときは、当該本人確認情報をもつて埋葬許可証又は火葬許可証の写しに代えることができる。	料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書を、市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十三条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）と併せて組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類をもつて埋葬許可証又は火葬許可証の写しに代えることができる。
【一～四 略】 （傷病手当金） 第百九条 【略】 2 前項の請求書を提出する場合においては、次に掲げる者にあつては、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。ただし、 <u>組合が番号利用法第二十二</u> <u>条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。</u> 【一～三 略】 （連合会による厚生年金保険給付の受給権者の確認等） 第百十四条の二十一 連合会は、厚生年金保険法第三十六条第三項の規定により厚生年金保険給付を支給する月（以下この項において「厚生年金保険給付の支給期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金である給付を支給する場合には、その月）において、地方公共団体情報システム機構から当該厚生年金保険給付の支給期月に支給する厚生年金保険給付の受給権者又は当該保険給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。	【一～四 同左】 （傷病手当金） 第百九条 【同左】 2 前項の請求書を提出する場合においては、次に掲げる者にあつては、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。 【一～三 同左】 （連合会による厚生年金保険給付の受給権者の確認等） 第百十四条の二十一 連合会は、厚生年金保険法第三十六条第三項の規定により厚生年金保険給付を支給する月（以下この項において「厚生年金保険給付の支給期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金である給付を支給する場合には、その月）において、地方公共団体情報システム機構から当該厚生年金保険給付の支給期月に支給する厚生年金保険給付の受給権者又は当該保険給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）に係る <u>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。）</u> の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。
【2～4 略】	【2～4 同左】
備考 表中の【 】の記載は注記である。	

附 則
この省令は、平成三十年七月二日から施行する。

（82）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年7月30日財務省令第58号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（月間の高額療養費の決定の請求） 第百五条の四 法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書（その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は <u>第三項第五号</u> 若しくは第六号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。ただし、その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は <u>第三項第五号</u> 若しくは第六号に掲げる者のいずれかに該当する場合において、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明する書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証明する書類の提出を省略することができる。 【一～五 略】 （年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百五条の四の三 【略】 2 【同左】 3 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。 【一～三 略】 四 令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該申請者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額 【五・六 略】 【4・5 略】 （特定疾病給付対象療養の認定） 第百五条の五の二 【略】 2 前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第十一条の三の五第一項第五号又は <u>第三項第五号</u> 若しくは第六号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受ける	（月間の高額療養費の決定の請求） 第百五条の四 法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書（その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は <u>第三項第三号</u> 若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。ただし、その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は <u>第三項第三号</u> 若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当する場合において、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明する書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証明する書類の提出を省略することができる。 【一～五 同左】 （年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百五条の四の三 【同左】 2 【同左】 3 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。 【一～三 同左】 四 令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該申請者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額 【五・六 同左】 【4・5 同左】 （特定疾病給付対象療養の認定） 第百五条の五の二 【同左】 2 前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第十一条の三の五第一項第五号又は <u>第三項第三号</u> 若しくは第四号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受ける

ことができるときは、この限りでない。	ことができるときは、この限りでない。
3　【略】	3　【同左】
4　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を組合に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。	4　認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を組合に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出については、第二項の規定を準用する。
一　令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しないこととなつたとき。	一　令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しないこととなつたとき。
二　令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することとなつたとき。	二　令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することとなつたとき。
三　【略】	三　【同左】
【5・6　略】	【5・6　同左】
7　認定を受けた者（令第十一条の三の五第三項第一号から第四号までに掲げる者及び第二百五条の七の二第一項又は第二百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三の三第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第二百五条の七の二第五項及び第二百五条の九第五項において同じ。）を受けたときの令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第二百五条の七の二第一項又は第二百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。	7　認定を受けた者（令第十一条の三の五第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第二百五条の七の二第一項又は第二百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三の三第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第二百五条の七の二第五項及び第二百五条の九第五項において同じ。）を受けたときの令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第二百五条の七の二第一項又は第二百五条の九第一項の申請書の提出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。
（高額療養費に係る療養に要した費用の額）	（高額療養費に係る療養に要した費用の額）
第二百五条の六　令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第二項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第三項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第四項第二号、第三号若しくは第四号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額又は同条第六項第一号若しくは第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくは二に規定する財務省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。）若しくは特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、同項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に掲げる合算した金額又は同条第一項第一号イからへまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の	第二百五条の六　令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第二項第一号、第二号若しくは第三号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第三項第二号若しくは第四項第二号に規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額又は同条第六項第一号若しくは第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロに規定する財務省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。）若しくは特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、同項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額又は同条第一項第一号イからへまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の

額又はその合算額とする。	
【一～六　略】	【一～六　同左】
（令第十一条の三の五第一項第五号に規定する財務省令で定める者等）	（令第十一条の三の五第一項第五号に規定する財務省令で定める者等）
第二百五条の七　令第十一条の三の五第一項第五号（同条第二項第五号並びに第七項第一号ホにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の三第一項、第二項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。	第二百五条の七　令第十一条の三の五第一項第五号に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。
2　令第十一条の三の五第三項第五号（同条第四項第五号、第五項第二号並びに第七項第二号ホ及び第三号ロにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。	2　令第十一条の三の五第三項第三号（同条第四項第三号において引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。
3　令第十一条の三の五第三項第六号（同条第四項第六号、第五項第二号並びに第七項第二号へ及び第三号ロにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号へ、第三号へ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。	3　令第十一条の三の五第三項第四号（同条第四項第四号において引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。
4　【略】	4　【同左】
（限度額適用の認定）	（限度額適用の認定）
第二百五条の七の二　令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくは二、第二号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくは二（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した限度額適用認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。	第二百五条の七の二　令第十一条の三の六第一項第一号イからニまでのいずれか（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した限度額適用認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。
【一～三　略】	【一～三　同左】
2　【略】	2　【同左】

3	限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。 〔一～四 略〕
五	令第十一条の三の六第一項第一号イに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。
六	〔略〕
〔4～6 略〕	(令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ若しくはハ、 <u>第二号ロ</u> 、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニに規定する財務省令で定める費用の額)
第百五条の八	第百五条の六の規定は、令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニに規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。 (限度額適用・標準負担額減額の認定)
第百五条の九	令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号ロ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。) の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において単に「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、

3	限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。 〔一～四 同左〕
五	令第十一条の三の六第一項第一号イに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。
六	〔同左〕
〔4～6 同左〕	(令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ若しくはハ、 <u>第二号ロ</u> 又は第三号ロに規定する財務省令で定める費用の額)
第百五条の八	第百五条の六の規定は、令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ又は第三号ロに規定する財務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。 (限度額適用・標準負担額減額の認定)
第百五条の九	令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。) の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において単に「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、

組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。

[一～四 略]

2 [略]

3 限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

[一～四 略]

五 令第十一条の三の六第一項第一号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

六 [略]

[4～6 略]

(高額介護合算療養費の決定の請求等)

第百五条の十一 [略]

2 [略]

3 申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

[4～6 略]

[別紙様式の改正 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

(83) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年12月28日財務省令第71号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。

〔一～四 同左〕

2 〔同上〕

3 限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

〔一～四 同左〕

五 令第十一条の三の六第一項第一号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の五第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

六 〔同左〕

〔4～6 同左〕

(高額介護合算療養費の決定の請求等)

第百五条の十一 〔同左〕

2 〔同左〕

3 申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔4～6 同左〕

〔別紙様式の改正 同左〕

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(障害の程度が変わったときの改定の請求等) 第百十七条の六 [略] 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 当該請求書を提出する日前<u>三月</u>以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二 [略] [3・4 略] (障害の状態等に関する届出) 第百十七条の八 [略] 2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 指定日前<u>三月</u>以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二 [略] [3・4 略] (併給調整事由等消滅の届出) 第百十八条の三 [略] 2 [略] 3 前二項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になったことにより前項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前<u>三月</u>以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二 [略] 4 [略] (二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出) 第百十八条の八 [略] 2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 その障害の状態に関する指定日前<u>三月</u>以内に作成された医師又は歯科医師の診断書 二 [略] [3・4 略]	(障害の程度が変わったときの改定の請求等) 第百十七条の六 [同左] 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 当該請求書を提出する日前<u>一月</u>以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二 [同左] [3・4 同左] (障害の状態等に関する届出) 第百十七条の八 [同左] 2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 指定日前<u>一月</u>以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二 [同左] [3・4 同左] (併給調整事由等消滅の届出) 第百十八条の三 [同左] 2 [同左] 3 前二項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になったことにより前項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前<u>一月</u>以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二 [同左] 4 [同左] (二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出) 第百十八条の八 [同左] 2 前項の届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 その障害の状態に関する指定日前<u>一月</u>以内に作成された医師又は歯科医師の診断書 二 [同左] [3・4 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

- 1 この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百七条の八若しくは第百十八条の八〔中略〕の届出を行おうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。

(84) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年3月29日財務省令第3号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改	正	後	改	正	前
(長期継続契約ができるもの)			(長期継続契約ができるもの)		
第二十七条の二 〔略〕			第二十七条の二 〔同左〕		
2 契約担当者は、前項に定めるもののほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けたときは、翌年度以降にわたる役務の供給又は提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。			[項を加える。]		
(組合への貸付けに係る利率)			(組合への貸付けに係る利率)		
第八十五条の八 〔略〕			第八十五条の八 〔同左〕		
2 令第九条の三第二項第三号の規定により連合会が組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）においては、当該貸付金に係る利率については、退職等年金給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、当該貸付けを行う日の属する年度の四月一日において適用される法第七十五条第三項に規定する基準利率を下回らない範囲内で、財務大臣が別に定める利率による。			2 令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）においては、当該貸付金の利率は、 <u>年四パーセントを下回ることができない。</u>		
3 令附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）においては、当該貸付金に係る利率については、年四パーセントを下回らない範囲内で、財務大臣が別に定める利率による。（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）			[項を加える。]		
(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)			(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)		
第百五条の十二 〔略〕			第百五条の十二 〔同左〕		
2 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。			2 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。		
〔一～六 略〕			〔一～六 同左〕		
[3・4 略]			[3・4 同左]		
5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。			[項を加える。]		
附 則			附 則		
7 財政融資資金法第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が十年の預託金に係るものに限る。）が年四パーセントを下回っている間においては、令附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率につ			7 財政融資資金法第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が十年の預託金に係るものに限る。）が年四パーセントを下回っている間においては、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける		

(八) 国家公務員共済組合法施行規則の一部改正 737

いては、 <u>第八十五条の八第三項</u> の規定にかかわらず、 <u>厚生年金保険給付</u> の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。	場合の貸付金に係る利率については、 <u>第八十五条の八第二項</u> の規定にかかわらず、 <u>長期給付</u> の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。
8 <u>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律</u> （平成二十三年法律第四十号） <u>第二条第一項</u> に規定する <u>東日本大震災</u> に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域における被害に対処するため、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、 <u>第八十五条の八第二項及び第三項</u> の規定にかかわらず、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。	8 前項の規定の適用がある間を除き、 <u>阪神・淡路大震災</u> に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域における被害に対処するため、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、 <u>第八十五条の八第二項</u> の規定にかかわらず、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。
9 連合会が、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行の日の前日に同法附則第百五十八条第一項に規定する地方職員共済組合の組合員であつて、同法の施行の日において同法附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となつた者及び同法附則第百二十三条の規定により相当の都道府県労働局の職員となつた者が属することとなつた組合に資金（これらの者が、当該地方職員共済組合が貸し付けた貸付金の弁済に充てるため、その属することとなつた組合から臨時の支出に対する貸付けを受ける場合における資金に限る。）の貸付けを行う場合の貸付金に係る利率については、 <u>第八十五条の八第二項、第三項</u> 及び附則第七項の規定にかかわらず、これらの者の生活の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。	9 連合会が、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行の日の前日に同法附則第百五十八条第一項に規定する地方職員共済組合の組合員であつて、同法の施行の日において同法附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となつた者及び同法附則第百二十三条の規定により相当の都道府県労働局の職員となつた者が属することとなつた組合に資金（これらの者が、当該地方職員共済組合が貸し付けた貸付金の弁済に充てるため、その属することとなつた組合から臨時の支出に対する貸付けを受ける場合における資金に限る。）の貸付けを行う場合の貸付金に係る利率については、 <u>第八十五条の八第二項</u> 及び附則第七項の規定にかかわらず、これらの者の生活の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）
第二条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
（支払未済の給付） 第九十七条 法第四十四条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、 <u>次に掲げる事項（第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付の支給を受けようとする者に限る。）</u> を記載した請求書を組合（当該給付が退職等年金給付である場合には、連合会）に提出しなければならない。 一 〔略〕 <u>一の二</u> 請求者の個人番号 〔二～五 略〕 〔2・3 略〕 （未支給の厚生年金保険給付の請求）	（支払未済の給付） 第九十七条 法第四十四条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、 <u>次に掲げる事項</u> を記載した請求書を組合（当該給付が退職等年金給付である場合には、連合会）に提出しなければならない。 一 〔同左〕 〔号を加える。〕 〔二～五 同左〕 〔2・3 同左〕 （未支給の厚生年金保険給付の請求）

第百十四条の二十六 厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。 一 〔略〕 <u>一の二</u> 請求者の個人番号 〔二～七 略〕 〔2・3 略〕 （三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等） 第百十六条の四 法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。 〔一～五 略〕 六 子の氏名、 <u>生年月日及び個人番号</u> 七 〔略〕 〔2～4 略〕	第百十四条の二十六 厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。 一 〔同左〕 〔号を加える。〕 〔二～七 同左〕 〔2・3 同左〕 （三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等） 第百十六条の四 法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。 〔一～五 同左〕 六 子の氏名 <u>及び生年月日</u> 七 〔同左〕 〔2～4 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）
第三条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 〔第一章－第六章の三 略〕 第七章 雑則（第百二十三条－ <u>第百三十五条</u> ） 附則 （支払未済の給付） 第九十七条 〔略〕 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 〔一～四 略〕 3 〔略〕 （一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等） 第九十九条の二 〔略〕 2 令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。 〔一～五 略〕	目次 〔第一章－第六章の三 同左〕 第七章 雑則（第百二十三条－ <u>第百三十四条</u> ） 附則 （支払未済の給付） 第九十七条 〔同左〕 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 <u>ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。</u> 〔一～四 同左〕 3 〔同左〕 （一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等） 第九十九条の二 〔同左〕 2 令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。 <u>ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。</u> 〔一～五 同左〕

3 〔略〕 (食事療養標準負担額減額に関する特例) 第九十九条の三 〔略〕 2 前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った食事療養標準負担額の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。 〔一～五 略〕 (生活療養標準負担額減額に関する特例) 第九十九条の四 〔略〕 2 前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時生活療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った生活療養標準負担額の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。 〔一～五 略〕 (月間の高額療養費の決定の請求) 第二百五条の四 法第六十条の二第一項の規定により高額療養費(令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書(その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類)を組合に提出しなければならない。 〔一～五 略〕 (特定疾病給付対象療養の認定) 第二百五条の五の二 〔略〕 2 前項の申出については、認定を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。	3 〔同左〕 (食事療養標準負担額減額に関する特例) 第九十九条の三 〔同左〕 2 前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った食事療養標準負担額の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報^{の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。}の提出を受けることができる。〔一～五 同左〕 (生活療養標準負担額減額に関する特例) 第九十九条の四 〔同左〕 2 前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時生活療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払った生活療養標準負担額の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報^{の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。}の提出を受けることができる。〔一～五 同左〕 (月間の高額療養費の決定の請求) 第二百五条の四 法第六十条の二第一項の規定により高額療養費(令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書(その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類)を組合に提出しなければならない。ただし、その者が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号に掲げる者のいずれかに該当する場合において、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明する書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証明する書類の提出を省略することができる。 〔一～五 同左〕 (特定疾病給付対象療養の認定) 第二百五条の五の二 〔同左〕 2 前項の申出については、認定を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)が令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。	〔3～7 略〕 (限度額適用・標準負担額減額の認定) 第二百五条の九 令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくは第四号ロ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。)の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において単に「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。 〔一～四 略〕 〔2～6 略〕 (高額介護合算療養費の決定の請求等) 第二百五条の十一 〔略〕 2 前項の申請書を提出する場合には、令第十一条の三の六の二第一項第二号から第七号までに掲げる金額に関する証明書(同項第三号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。)をそれぞれ併せて提出しなければならない。ただし、証明書に記載すべき金額が零であるときは、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。 3 申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を併せて提出しなければならない。 〔4～6 略〕 (傷病手当金) 第百九条 〔略〕 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる者にあつては、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。 〔一～三 略〕 (提出書類の特例) 第百三十五条 この省令の規定によつて申請書、申出書、	〔3～7 同左〕 (限度額適用・標準負担額減額の認定) 第二百五条の九 令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくは第四号ロ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。)の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条において単に「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。 〔一～四 同左〕 〔2～6 同左〕 (高額介護合算療養費の決定の請求等) 第二百五条の十一 〔同左〕 2 前項の申請書を提出する場合には、令第十一条の三の六の二第一項第二号から第七号までに掲げる金額に関する証明書(同項第三号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。)をそれぞれ併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、前項の申請書にその旨を記載したときは、提出を省略することができる。 3 申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 〔4～6 同左〕 (傷病手当金) 第百九条 〔同左〕 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる者にあつては、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 〔一～三 同左〕 〔条を加える。〕

請求書又は届出書に併せて提出すべき書類について、組合又は連合会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることができるときは、当該書類の提出を省略することができる。	
備考	表中の〔 〕の記載は注記である。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第二条〔中略〕の改正規定 平成三十一年四月十五日
- 二 第三条〔中略〕の改正規定 平成三十一年七月一日

(85) 元号を改める政令の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令（令和元年5月7日財務省令第1号）第11条による改正

- (国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)
- 第十一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
- 別紙様式の改正〔略〕
- 附 則
(施行期日)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(86) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年5月15日財務省令第2号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に	（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条

規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。

（組合員証の返納）

第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。

2 〔略〕

（組合員被扶養者証）

第九十五条 〔略〕

2 前項の規定により組合員被扶養者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、組合員被扶養者証を返納しなければならない。

一 〔略〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

〔三・四 略〕

3 〔略〕

（高齢受給者証の交付等）

第九十五条の二 〔略〕

2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。

一 〔略〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等

第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）若しくは福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。

（組合員証の返納）

第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員となつたときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。

2 〔同左〕

（組合員被扶養者証）

第九十五条 〔同左〕

2 前項の規定により組合員被扶養者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、組合員被扶養者証を返納しなければならない。

一 〔同左〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは福島相双復興推進機構派遣職員となつたとき。

〔三・四 同左〕

3 〔同左〕

（高齢受給者証の交付等）

第九十五条の二 〔同左〕

2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。

一 〔同左〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等

複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、<u>福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員</u>となつたとき。 〔三～六 略〕 3 〔略〕 （標準報酬の決定等） 第九十六条の二 〔略〕 〔2～5 略〕 6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から<u>第十三項</u>まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。 〔7～12 略〕 <u>13</u> 組合は、国際博覧会派遣職員である組合員を使用する平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「国際博覧会協会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該国際博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該国際博覧会派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。 （第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等） 第九十六条の二の二 〔略〕 2 〔略〕 3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、<u>福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員</u>である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十三項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。 （標準報酬の組合員への通知等） 第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、そ	複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは<u>福島相双復興推進機構派遣職員</u>となつたとき。 〔三～六 同左〕 3 〔同左〕 （標準報酬の決定等） 第九十六条の二 〔同左〕 〔2～5 同左〕 6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から<u>第十二項</u>まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。 〔7～12 同左〕 〔項を加える。〕 （第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等） 第九十六条の二の二 〔同左〕 2 〔同左〕 3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは<u>福島相双復興推進機構派遣職員</u>である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十二項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。 （標準報酬の組合員への通知等） 第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、その旨を	の旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、<u>福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員</u>である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、<u>福島相双復興推進機構若しくは国際博覧会協会</u>に通知しなければならない。 〔2・3 略〕 （標準期末手当等の額の決定） 第九十六条の六 〔略〕 2 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項から<u>第九項</u>までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。 〔3～8 略〕 <u>9</u> 組合は、国際博覧会派遣職員である組合員を使用する国際博覧会協会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該国際博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該国際博覧会派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。 （第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準賞与額の決定等） 第九十六条の六の二 〔略〕 2 〔略〕 3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、<u>福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員</u>である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第九項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。 （標準期末手当等の額の組合員への通知等） 第九十六条の七 組合は、法第四十一条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者	当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは<u>福島相双復興推進機構派遣職員</u>である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会若しくは<u>福島相双復興推進機構</u>に通知しなければならない。 〔2・3 同左〕 （標準期末手当等の額の決定） 第九十六条の六 〔同左〕 2 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項から<u>第八項</u>までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。 〔3～8 同左〕 〔項を加える。〕 （第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準賞与額の決定等） 第九十六条の六の二 〔同左〕 2 〔同左〕 3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは<u>福島相双復興推進機構派遣職員</u>である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。 （標準期末手当等の額の組合員への通知等） 第九十六条の七 組合は、法第四十一条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険

者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、 <u>次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。）</u> を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。	者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、 <u>次に掲げる事項を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。</u>
【一～三 略】	【一～三 同左】
<u>四</u> 被扶養者の要件を備える者が第二条の二第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨	【号を加える。】
<u>五</u> 【略】 （標準報酬の決定等）	<u>四</u> 【同左】 （標準報酬の決定等）
第九十六条の二 【略】	九十六条の二 【同左】
【2～5 略】	【2～5 同上】
6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、 <u>健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十三項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。</u>	6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、 <u>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十三項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。</u>
【7～13 略】	【7～13 同左】
備考 表中の【 】の記載は注記である。	

附 則
（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第二条第一項第二号及びこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「改正後規則」という。）第二条の二の規定の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者であつて、この省令の施行の際現に国家公務員共済組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に入院しているものの当該入院の期間における被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該組合員と同一の世帯に属し、主としてその組合員の収入により生計を維持している間（その者が当該組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である場合にあつては、主としてその組合員の収入により生計を維持している間）に限り、改正後国共済法第二条第一項第二号及び改正後規則第二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
2 組合は、この省令の施行の日前においても、改正後国共済法第二条第一項第二号及び改正後規則第二条の二の規定の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者を有する組合員から、令和二年四月一日における状況を記載した改正後規則第八十八条の規定による被扶養者申告書の提出を受けることができる。

（89）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年9月6日財務省令第25号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

<u>25</u> 組合は、当分の間、法第五十五条第一項に規定する電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。	【項を加える。】
備考 表中の【 】の記載は注記である。	

附 則
（施行期日）
第一条 この省令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日【令和2年10月1日】から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 組合は、この省令の施行の日前においても、組合員及びその被扶養者が改正法附則第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認により、組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができるよう、組合員及びその被扶養者が市町村長（特別区の区長を含む。）に対して行う個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）に必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。

（90）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年11月1日財務省令第30号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
別紙様式の改正【略】
附 則
（施行期日）
第一条 この省令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日【令和2年10月1日】から施行する。ただし、附則第六条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）
第六条 国家公務員共済組合法施行規則の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則（ <u>第一条</u> <u>－</u> <u>第二条の二</u> ） 【第二章－第七章 略】 附則	目次 第一章 総則（ <u>第一条</u> <u>・</u> <u>第二条</u> ） 【第二章－第七章 同左】 附則
備考 表中の【 】の記載は注記である。	

（91）情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令（令和元年12月13日財務省令第38号）第6条による改正

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）
第六条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
第八十七条の二第九項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第二条第五号」を「第三条第七号」に

改める。

第百三十二条第一項中「情報通信利用法第二条第三号」を「情報通信技術活用法第三条第五号」に、「情報通信利用法第二条第六号」を「情報通信技術活用法第三条第八号」に改め、同条第三項中「情報通信利用法第二条第四号」を「情報通信技術活用法第三条第六号」に改める。

第百三十三条第一項中「情報通信利用法第二条第七号」を「情報通信技術活用法第三条第九号」に改める。

第百三十四条第一項中「情報通信利用法第二条第九号」を「情報通信技術活用法第三条第十一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

(92) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和2年6月12日財務省令第48号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員	（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福

（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）、同法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員（以下「イノベーション・コースト機構派遣職員」という。）若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。

（組合員証の返納）

第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。

2 〔略〕

（組合員被扶養者証）

第九十五条 〔略〕

2 前項の規定により組合員被扶養者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、組合員被扶養者証を返納しなければならない。

一 〔略〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

〔三・四 略〕

3 〔略〕

（高齢受給者証の交付等）

第九十五条の二 〔略〕

2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。

一 〔略〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

島相双復興推進機構派遣職員」という。）若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。

（組合員証の返納）

第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。

2 〔同左〕

（組合員被扶養者証）

第九十五条 〔同左〕

2 前項の規定により組合員被扶養者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、組合員被扶養者証を返納しなければならない。

一 〔同左〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

〔三・四 同左〕

3 〔同左〕

（高齢受給者証の交付等）

第九十五条の二 〔同左〕

2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、高齢受給者証を返納しなければならない。

一 〔同左〕

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

[三～六 略]	
3	[略] (標準報酬の決定等)
第九十六条の二 [略]	
[2～5 略]	
6	組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十四項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
[7～12 略]	
13	組合は、イノベーション・コースト機構派遣職員である組合員を使用する福島復興再生特別措置法第八十九条の二第一項に規定する公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベーション・コースト機構」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該イノベーション・コースト機構より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該イノベーション・コースト機構派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
14 [略] (第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等)	
第九十六条の二の二 [略]	
2 [略]	
3	第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十三項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。 (標準報酬の組合員への通知等)
第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合にお	

[三～六 同左]	
3	[同左] (標準報酬の決定等)
第九十六条の二 [同左]	
[2～5 同左]	
6	組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十三項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
[7～12 同左]	
[項を加える。]	
13 [同左] (第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等)	
第九十六条の二の二 [同左]	
2 [同左]	
3	第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十三項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。 (標準報酬の組合員への通知等)
第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場	

いて、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構、イノベーション・コースト機構若しくは国際博覧会協会に通知しなければならない。	
[2・3 略] (標準期末手当等の額の決定)	
第九十六条の六 [略]	
2	組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項から第十項までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。
[3～8 略]	
9	組合は、イノベーション・コースト機構派遣職員である組合員を使用するイノベーション・コースト機構が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該イノベーション・コースト機構より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該イノベーション・コースト機構派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。
10 [略] (第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準賞与額の決定等)	
第九十六条の六の二 [略]	
2 [略]	
3	第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第九項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。 (標準期末手当等の額の組合員への通知等)
第九十六条の七 組合は、法第四十一条第一項（同条第二	

合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構若しくは国際博覧会協会に通知しなければならない。	
[2・3 同左] (標準期末手当等の額の決定)	
第九十六条の六 [同左]	
2	組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項から第九項までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。
[3～8 同左]	
[項を加える。]	
9 [同左] (第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準賞与額の決定等)	
第九十六条の六の二 [同左]	
2 [同左]	
3	第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から第九項までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。 (標準期末手当等の額の組合員への通知等)
第九十六条の七 組合は、法第四十一条第一項（同条第二	

項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構、イノベーション・コースト機構若しくは国際博覧会協会に通知しなければならない。

[2・3 略]

(限度額適用の認定)

第二百五条の七の二 [略]

2 [略]

3 限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

一 [略]

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

[三～六 略]

[4～6 略]

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第二百五条の九 [略]

2 [略]

3 限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

一 [略]

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

[三～六 略]

項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構若しくは国際博覧会協会に通知しなければならない。

[2・3 同左]
(限度額適用の認定)

第二百五条の七の二 [同左]

2 [同左]

3 限度額適用認定証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組合に返納しなければならない。

一 [同左]

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

[三～六 同左]

[4～6 同左]
(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第二百五条の九 [同左]

2 [同左]

3 限度額適用証の交付を受けた組合員は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。

一 [同左]

二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。

[三～六 同左]

【4～6 略】 【別紙様式の改正 略】	【4～6 同左】 【別紙様式の改正 同左】
備考 表中の【 】の記載は注記である。	
附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(93) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(令和2年9月30日財務省令第66号)	
国家公務員共済組合法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第五十四号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この省令において、「行政執行法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「運営規則」、「事業計画」、「予算」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「組合員」、「組合員期間」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「<u>組合員等記号・番号等</u>」、「<u>組合員等記号・番号</u>」、「<u>社会保険診療報酬支払基金</u>」、「船員組合員」、「公庫等」、「公庫等職員」、「<u>特定公庫等</u>」、「<u>特定公庫等役員</u>」、「<u>継続長期組合員</u>」、「<u>組合職員</u>」、「<u>連合会役職員</u>」、「<u>任意継続組合員</u>」若しくは「<u>任意継続掛金</u>」、「<u>恩給公務員期間</u>」又は「<u>在外組合員</u>」とは、それぞれ法第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第十一条、第十五条、第二十一条、第三十一条第一号、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条、第九十八条、<u>第一百二十二条の二第一項</u>、<u>第一百十四条の二第一項</u>、<u>第一百十九条</u>、<u>第一百二十四条の二第一項</u>若しくは第二項、<u>第一百二十五条</u>、<u>第一百二十六条第一項</u>若しくは<u>第一百二十六条の五第二項</u>、<u>施行法第二条第十号</u>又は国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第百七号。以下「令」という。)第二十二条の二第一項に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、組合員、組合員期間、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、組合員等記号・番号等、組合員等記号・番号、<u>社会保険診療報酬支払基金</u>、船員組合員、公庫等、公庫等職員、特定公庫等、特定公庫等役員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。	(定義) 第二条 この省令において、「行政執行法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「運営規則」、「事業計画」、「予算」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「組合員」、「組合員期間」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「船員組合員」、「公庫等」、「公庫等職員」、「特定公庫等」、「特定公庫等役員」、「継続長期組合員」、「組合職員」、「連合会役職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「恩給公務員期間」又は「在外組合員」とは、それぞれ法第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第十一条、第十五条、第二十一条、第三十一条第一号、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条、第九十八条、<u>第一百十九条</u>、<u>第一百二十四条の二第一項</u>若しくは第二項、<u>第一百二十五条</u>、<u>第一百二十六条第一項</u>若しくは<u>第一百二十六条の五第二項</u>、<u>施行法第二条第十号</u>又は国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第百七号。以下「令」という。)第二十二条の二第一項に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、組合員、組合員期間、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、公庫等、公庫等職員、特定公庫等、特定公庫等役員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。

（被扶養者の申告）
第八十八条　【略】
一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の <u>組合員等記号・番号</u> 又は個人番号
【二～五　略】
（組合員証の亡失等）
第九十一条　【略】
一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の <u>組合員等記号・番号</u> 又は個人番号
【二・三　略】
【2・3　略】
（支払未済の給付）
第九十七条　【略】
【一～二　略】
二の二　死亡した者の組合員証の <u>組合員等記号・番号</u> （当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）又は個人番号
【三～五　略】
【2・3　略】
（第三者の行為による損害の届出）
第九十八条　【略】
一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の <u>組合員等記号・番号</u> （厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号
【二～五　略】
（療養の給付等）
<u>第九十九条</u> 法第五十五条第一項に規定する財務省令で定める方法は、組合員証を、同項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提出する方法とする。ただし、法第五十五条第一項各号に掲げる薬局において、処方箋の提出により組合員であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。
2　法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。
3　前二項の規定は、保険医療機関等から入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養を受ける場合について準用する。（一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）
第九十九条の二　【略】
2　【略】

（被扶養者の申告）
第八十八条　【同左】
一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の <u>記号及び番号</u> 又は個人番号
【二～五　同左】
（組合員証の亡失等）
第九十一条　【同左】
一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の <u>記号及び番号</u> 又は個人番号
【二・三　同左】
【2・3　同左】
（支払未済の給付）
第九十七条　【同左】
【一～二　同左】
二の二　死亡した者の組合員証の <u>記号及び番号</u> （当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）又は個人番号
【三～五　同左】
【2・3　同左】
（第三者の行為による損害の届出）
第九十八条　【同左】
一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の <u>記号及び番号</u> （厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号
【二～五　同左】
（療養の給付等）
<u>第九十九条</u> 法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養を受けようとする者は、組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）当該医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。
2　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく組合員証又は高齢受給者証を当該医療機関に提出しなければならない。
【項を加える。】
（一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）
第九十九条の二　【同左】
2　【同左】

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の <u>組合員等記号・番号</u> 又は個人番号
【二～五　略】
3　【略】
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の <u>組合員等記号・番号</u> 又は個人番号
【二・三　略】
（食事療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の三　組合は、組合員が <u>第一百五条の九第五項の規定により限度額適用証（同条第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第三号並びに次条第一項及び第二項第三号において同じ。）</u> を医療機関に <u>提出</u> しなければならない場合において、 <u>提出</u> しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下この条並びに第一百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第一百五条の五の二第七項並びに第一百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。
2　【略】
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の <u>組合員等記号・番号</u> 又は個人番号
【二～五　略】
（生活療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の四　組合は、組合員が <u>第一百五条の九第五項の規定により限度額適用証</u> を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下この条並びに第一百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その生活療養（法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第一百五条の五の二第七項並びに第一百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。
2　【略】
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の <u>組合員等記号・番号</u> 又は個人番号
【二～五　略】
（薬剤の支給）
第一百条　法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から薬剤

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の <u>記号及び番号</u> 又は個人番号
【二～五　同左】
3　【同左】
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の <u>記号及び番号</u> 又は個人番号
【二・三　同左】
（食事療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の三　組合は、組合員が <u>限度額適用証（第一百五条の九第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第三号並びに次条第一項及び第二項第三号において同じ。）</u> を医療機関に <u>提出</u> しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下この条並びに第一百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第一百五条の五の二第七項並びに第一百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。
2　【同左】
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の <u>記号及び番号</u> 又は個人番号
【二～五　同左】
（生活療養標準負担額減額に関する特例）
第九十九条の四　組合は、組合員が <u>限度額適用証</u> を医療機関に提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下この条並びに第一百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その生活療養（法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第一百五条の五の二第七項並びに第一百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。
2　【同左】
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の <u>記号及び番号</u> 又は個人番号
【二～五　同左】
（薬剤の支給）
第一百条　法第五十五条第一項に規定する薬局から薬剤の

の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、これを当該薬局に提出しなければならない。		支給を受けようとする者は、同項に規定する医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、これを当該薬局から組合員証の提出を求められたときは、当該処方箋及び組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。	
(療養費)		(療養費)	
第百二条　【略】		第百二条　【同左】	
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号		一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号	
【二～六　略】		【二～六　同左】	
2　【略】		2　【同左】	
(訪問看護療養費)		(訪問看護療養費)	
第百二条の二　法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、 <u>法第五十五条第一項に規定する電子資格確認</u> によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。		第百二条の二　法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、組合員証を（その者が <u>法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて</u> ）当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。	
2　法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。		2　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく組合員証又は高齢受給者証を当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。	
(移送費)		(移送費)	
第百三条　【略】		第百三条　【同左】	
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号		一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号	
【二～六　略】		【二～六　同左】	
(特別療養証明書)		(特別療養証明書)	
第百四条　【略】		第百四条　【同左】	
【2・3　略】		【2・3　同左】	
4　第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第一項、第九十九条の三及び第百二条の二第一項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、「組合員で」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者で」と、第百二条の二第一項中「組		合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。	
(家族療養費)		(家族療養費)	
第百五条　第九十九条、第九十九条の三及び第百一条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、同条第二項中「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号又は二」と、「組合員が」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と読み替えるものとする。		第百五条　第九十九条、第九十九条の三及び第百一条の規定は、被扶養者が法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条及び第百一条中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号又は二」と読み替えるものとする。	
2　【略】		2　【同左】	
(家族訪問看護療養費)		(家族訪問看護療養費)	
第百五条の二　第百二条の二及び第百四条の規定は、家族訪問看護療養費について準用する。この場合において、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同条第二項中「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号又は二」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、第百四条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「第百四条第三項」とあるのは「第百五条の二において読み替えて準用する第百四条第三項」と読み替えるものとする。		第百五条の二　第百二条の二及び第百四条の規定は、家族訪問看護療養費について準用する。この場合において、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号又は二」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、第百四条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第三項中「資格を喪失した後」とあるのは「退職又は死亡後」と、同条第四項中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第五十九条第一項又は第二項」と、「第百四条第三項」とあるのは「第百五条の二において読み替えて準用する第百四条第三項」と読み替えるものとする。	
(月間の高額療養費の決定の請求)		(月間の高額療養費の決定の請求)	
第百五条の四　【略】		第百五条の四　【同左】	
一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号		一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号	
【二～五　略】		【二～五　同左】	
(年間の高額療養費の決定の請求等)		(年間の高額療養費の決定の請求等)	
第百五条の四の二　【略】		第百五条の四の二　【同左】	
一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号		一　組合員証の記号及び番号又は個人番号	
【二～六　略】		【二～六　同左】	
【2～5　略】		【2～5　同左】	
(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)		(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)	
第百五条の四の三　【略】		第百五条の四の三　【同左】	
一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号		一　組合員証の記号及び番号又は個人番号	
【二～六　略】		【二～六　同左】	
2　【略】		2　【同左】	

<u>七</u> 〔略〕 4 〔略〕 5 第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、<u>第九十九条第一項に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。</u> 6 〔略〕 （限度額適用・標準負担額減額の認定） 第百五条の九 〔略〕 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 〔二～四 略〕 〔2～4 略〕 5 <u>認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第一項に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。</u> 6 〔略〕 （高額介護合算療養費の決定の請求等） 第百五条の十一 〔略〕 一 組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二～六 略〕 〔2～6 略〕 （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百五条の十二 〔略〕 一 組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二～六 略〕 2 〔略〕 一 組合員証の<u>組合員等記号・番号</u> 〔二～六 略〕 〔3～5 略〕	<u>六</u> 〔同左〕 4 〔同左〕 5 <u>認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。</u> 6 〔同左〕 （限度額適用・標準負担額減額の認定） 第百五条の九 〔同左〕 一 組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号 〔二～四 同左〕 〔2～4 同左〕 5 <u>認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。</u> 6 〔同左〕 （高額介護合算療養費の決定の請求等） 第百五条の十一 〔同左〕 一 組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二～六 同左〕 〔2～6 同左〕 （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百五条の十二 〔同左〕 一 組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二～六 同左〕 2 〔同左〕 一 組合員証の<u>記号及び番号</u> 〔二～六 同左〕 〔3～5 同左〕	（出産費及び家族出産費） 第百六条 〔略〕 2～6 〔略〕 7 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二～四 略〕 8 〔略〕 （埋葬料及び家族埋葬料） 第百八条 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二～四 略〕 （傷病手当金） 第百九条 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二～五 略〕 2 〔略〕 （出産手当金） 第百十条 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二～四 略〕 （休業手当金） 第百十一条 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二～四 略〕 （育児休業手当金） 第百十一条の二 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二・三 略〕 〔2～5 略〕 （介護休業手当金） 第百十一条の三 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二・三 略〕 （弔慰金及び家族弔慰金） 第百十二条 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u> 〔二・三 略〕 （災害見舞金） 第百十三条 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u> 〔二・三 略〕 （療養の給付等に関する記録の提供）	（出産費及び家族出産費） 第百六条 〔同左〕 2～6 〔同左〕 7 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二～四 同左〕 8 〔同左〕 （埋葬料及び家族埋葬料） 第百八条 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二～四 同左〕 （傷病手当金） 第百九条 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二～五 同左〕 2 〔同左〕 （出産手当金） 第百十条 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二～四 同左〕 （休業手当金） 第百十一条 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二～四 同左〕 （育児休業手当金） 第百十一条の二 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二・三 同左〕 〔2～5 同左〕 （介護休業手当金） 第百十一条の三 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二・三 同左〕 （弔慰金及び家族弔慰金） 第百十二条 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u> 〔二・三 同左〕 （災害見舞金） 第百十三条 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u> 〔二・三 同左〕

<u>第百十三條の三の三</u> 組合は、法第九十八條第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百十四條の二十九第三項において同じ。）により提供することができる。 （高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出） 第百十三條の四 〔略〕 一 組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二・三 略〕 2 〔略〕 （介護保険第二号被保険者の資格の届出） 第百十三條の五 組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が次に掲げる事由に該当したときは、当該組合員は、遅滞なく、当該組合員（被扶養者にあつては、当該組合員及びその被扶養者）の氏名及び生年月日、組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号並びに次に掲げる事由に該当した年月日及び理由を記載した書類を組合に提出しなければならない。 〔一・二 略〕 （育児休業期間中の掛金の免除の申出） 第百二十條 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二・三 略〕 〔2・3 略〕 （産前産後休業期間中の掛金の免除の申出） 第百二十條の四 〔略〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>組合員等記号・番号</u>又は個人番号 〔二～六 略〕 〔2～4 略〕 （法第百十二條の二第一項の財務省令で定める者等） <u>第百二十五條の二の二</u> 法第百十二條の二第一項の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 財務大臣 二 実施機関 三 組合員の給与支給機関 四 社会保険診療報酬支払基金 五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会 六 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人 七 保険医療機関等 八 法第五十六条第一項に規定する診療、手当又は薬剤の支給を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関

〔条を加える。〕
（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出） 第百十三條の四 〔同左〕 一 組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二・三 同左〕 2 〔同左〕 （介護保険第二号被保険者の資格の届出） 第百十三條の五 組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が次に掲げる事由に該当したときは、当該組合員は、遅滞なく、当該組合員（被扶養者にあつては、当該組合員及びその被扶養者）の氏名及び生年月日、組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号並びに次に掲げる事由に該当した年月日及び理由を記載した書類を組合に提出しなければならない。 〔一・二 同左〕 （育児休業期間中の掛金の免除の申出） 第百二十條 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二・三 同左〕 〔2・3 同左〕 （産前産後休業期間中の掛金の免除の申出） 第百二十條の四 〔同左〕 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の<u>記号及び番号</u>又は個人番号 〔二～六 同左〕 〔2～4 同左〕 〔条を加える。〕

九 指定訪問看護事業者 十 都道府県知事 十一 市町村長 十二 日本年金機構 2 法第百十二條の二第二項の財務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 医療保険者（組合を除く。）が、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合 二 組合又は連合会から委託を受けた者が、当該委託を受けた福祉事業に関連する事務を行う場合 三 組合員の同意を得た者又は組合員から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた組合（当該組合から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合 四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合 五 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合 六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合 七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合 八 第四号から前号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合 イ 国の行政機関（前項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査 ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究 ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。） 九 法第九十八條第一項第一号の二に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を

実施する場合	
十 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合	
十一 独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一条の規定により医療費を支給する場合（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）
第百二十五条の三 〔略〕	第百二十五条の三 〔同左〕
2 〔略〕	2 〔同左〕
3 〔略〕	3 〔同左〕
一 〔略〕	一 〔同左〕
二 福祉事業（法第九十八条第一項第二号から第八号までに掲げるものを除く。）の実施に関する事務	〔号を加える。〕
三 〔略〕 （検査証票）	二 〔同左〕 （検査証票）
第百二十六条の五 法第一百七十七条第四項に規定する検査証票は、別紙様式第三十七号による。 （船員組合員の療養の給付等）	第百二十六条の五 法第一百七十七条第三項に規定する検査証票は、別紙様式第三十七号による。 （船員組合員の療養の給付等）
第百二十七条の三 第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第二百十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百五条第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、第百五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。	第百二十七条の三 第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第二百十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条及び第百二条の二中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第百五条第一項及び第百五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と読み替えるものとする。
（船員組合員の一部負担金等の返還）	（船員組合員の一部負担金等の返還）
第百二十七条の五 〔略〕	第百二十七条の五 〔同左〕
一 船員組合員の氏名、生年月日、住所並びに船員組合員証の組合員等記号・番号	一 船員組合員の氏名、生年月日、住所並びに船員組合員証の記号及び番号
〔二～四 略〕 （任意継続組合員となるための申出等）	〔二～四 同左〕 （任意継続組合員となるための申出等）
第百三十条の二 令第四十九条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、退職時に交付されていた組合	第百三十条の二 令第四十九条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、退職時に交付されていた組合

員証の組合員等記号・番号又は個人番号、生年月日並びに組合員期間の年数とする。	
2 令第四十九条第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、法第二百二十六条の五第五項第五号に規定する申出のときに交付されている組合員証の組合員等記号・番号とする。 （任意継続組合員に係る訪問看護療養費等に関する特例）	
第百三十条の四 任意継続組合員に係る第百二条の二第一項、第百四条、第百五条第二項、第百五条の二、第百六条、第百八条及び第百十三条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
〔項を削る。〕	
〔略〕	〔略〕
第百五条第二項	法第五十九条第一項又は第二項
	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項
第百五条の二	法第五十九条第一項又は第二項
	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項
〔略〕	〔略〕
第百八条	法第六十三条又は第六十四条
	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十三条又は第六十四条
〔略〕	〔略〕
（前納された任意継続掛金の還付の請求手続）	
第百三十条の六 〔略〕	
〔一・二 略〕	
三 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号	
〔四～七 略〕	
2 〔略〕 （電子情報処理組織による申請等）	
第百三十二条 法、令及びこの省令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合に申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規	

員証の記号及び番号又は個人番号、生年月日並びに組合員期間の年数とする。	
2 令第四十九条第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、法第二百二十六条の五第五項第五号に規定する申出のときに交付されている組合員証の記号及び番号とする。 （任意継続組合員に係る減額認定証等に関する特例）	
第百三十条の四 任意継続組合員に係る第百条第一項、第百二条の二第一項、第百四条、第百五条第二項、第百五条の二、第百六条、第百八条及び第百十三条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第百条第一項	法第五十九条第一項
	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項
〔同左〕	〔同左〕
第百五条第二項	〔法第五十九条第一項又は第二項〕
	〔令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項〕
	〔退職又は死亡後〕
	〔資格を喪失した後〕
第百五条の二	〔法第五十九条第一項又は第二項〕
	〔令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第五十九条第一項又は第二項〕
	〔退職又は死亡後〕
	〔資格を喪失した後〕
〔同左〕	〔同左〕
第百八条	法第六十三条
	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十三条
	法第六十四条
	令第五十八条第一項において読み替えて適用される法第六十四条
〔同左〕	〔同左〕
（前納された任意継続掛金の還付の請求手続）	
第百三十条の六 〔同左〕	
〔一・二 同左〕	
三 組合員証の記号及び番号又は個人番号	
〔四～七 同左〕	
2 〔同左〕 （電子情報処理組織による申請等）	
第百三十二条 法、令及びこの省令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合に申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定す	

定する申請等をいう。以下同じ。)を行う場合には、 <u>電子情報処理組織</u> を使用して行うことができる。	る申請等をいう。以下同じ。)を行う場合には、 <u>電子情報処理組織</u> （組合、組合員及び給与支給機関の使用に係る <u>電子計算機</u> を電気通信回線で接続した <u>電子情報処理組織</u> をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。
〔2・3 略〕 附 則 23 法附則第十一条の三の規定により <u>国民健康保険法</u> 附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条に規定する拠出金、介護保険法」とする。	〔2・3 同左〕 附 則 23 法附則第十一条の三の規定により <u>国民健康保険法</u> （昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条に規定する拠出金、介護保険法」とする。
〔別紙様式の改正 略〕	〔別紙様式の改正 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、令和二年十月一日から施行する。

（94）国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年10月26日財務省令第67号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（支払未済の給付） 第九十七条 〔略〕 〔一～二 略〕 二の二 死亡した者の組合員証の記号及び番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号） 〔三～五 略〕 2 〔略〕 一 死亡した受給権者（法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本、 <u>除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）</u> 〔二～四 略〕 3 〔略〕 （離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等） 第百十四条の七 〔略〕	（支払未済の給付） 第九十七条 〔同左〕 〔一～二 同左〕 二の二 死亡した者の組合員証の記号及び番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号） <u>又は個人番号</u> 〔三～五 同左〕 2 〔同左〕 一 死亡した受給権者（法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本 <u>又は除籍謄本</u> 〔二～四 同左〕 3 〔同左〕 （離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等） 第百十四条の七 〔同左〕

2 〔略〕 3 〔略〕 一 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所 <u>及び基礎年金番号</u> 〔二・三 略〕 4 〔略〕 （被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等） 第百十四条の十三 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所 <u>及び基礎年金番号</u> 〔二・三 略〕 4 〔略〕 （厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出） 第百十四条の二十五 厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなることを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項（ <u>受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。</u> ）を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 〔一～五 略〕 2 〔略〕 （未支給の厚生年金保険給付の請求） 第百十四条の二十六 〔略〕 〔一～二 略〕 三 死亡した受給権者の <u>基礎年金番号</u> 〔四～七 略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本、 <u>除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し</u> 〔二・三 略〕 （遺族に対する一時金の決定の請求） 第百十六条の三 〔略〕 一 〔略〕 二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、 <u>基</u>	2 〔同左〕 3 〔同左〕 一 離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所 <u>及び個人番号又は基礎年金番号</u> 〔二・三 同左〕 4 〔同左〕 （被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等） 第百十四条の十三 〔同左〕 2 〔同左〕 3 〔同左〕 一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所 <u>及び個人番号又は基礎年金番号</u> 〔二・三 同左〕 4 〔同左〕 （厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出） 第百十四条の二十五 厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなることを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 〔一～五 同左〕 2 〔同左〕 （未支給の厚生年金保険給付の請求） 第百十四条の二十六 〔同左〕 〔一～二 同左〕 三 死亡した受給権者の <u>個人番号又は基礎年金番号</u> 〔四～七 同左〕 2 〔同左〕 3 〔同左〕 一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本 <u>又は除籍謄本</u> 〔二・三 同左〕 （遺族に対する一時金の決定の請求） 第百十六条の三 〔同左〕 一 〔同左〕 二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、 <u>個</u>

礎年金番号及び死亡した年月日 〔三～五 略〕 2 〔略〕 一 〔略〕 二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係 を明らかにすることができる市町村長の証明書、 戸籍謄本、<u>除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し</u> 〔三～七 略〕 〔3・4 略〕 （公務遺族年金の決定の請求） 第百十八条 〔略〕 一 〔略〕 二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、<u>基 礎年金番号及び死亡した年月日</u> 〔三～十三 略〕 2 〔略〕 一 〔略〕 二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係 を明らかにすることができる市町村長の証明書、 戸籍謄本、<u>除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し</u> 〔三～九 略〕 〔3・4 略〕 （退職等年金給付の受給権の消滅の届出） 第百十九条の九 退職等年金給付の受給権者が死亡し、又は その権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利 を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が 支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、法 第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給 を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務 者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、 次に掲げる事項（受給権者が死亡した場合にあつては、 個人番号を除く。）を記載した年金受給権消滅届出書を 連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給 権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報 システム機構から本人確認情報の提供を受けることが できるときは、この限りでない。 〔一～五 略〕 〔2・3 略〕	人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日 〔三～五 同左〕 2 〔同左〕 一 〔同左〕 二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係 を明らかにすることができる市町村長の証明書、 戸籍謄本<u>又は除籍謄本</u> 〔三～七 同左〕 〔3・4 同左〕 （公務遺族年金の決定の請求） 第百十八条 〔同左〕 一 〔同左〕 二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、<u>個 人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日</u> 〔三～十三 同左〕 2 〔同左〕 一 〔同左〕 二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係 を明らかにすることができる市町村長の証明書、 戸籍謄本<u>又は除籍謄本</u> 〔三～九 同左〕 〔3・4 同左〕 （退職等年金給付の受給権の消滅の届出） 第百十九条の九 退職等年金給付の受給権者が死亡し、又は その権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利 を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が 支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、法 第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給 を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務 者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、 次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連 合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権 者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報 システム機構から本人確認情報の提供を受けることが できるときは、この限りでない。 〔一～五 同左〕 〔2・3 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

（95）国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年12月11日財務省令第78号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）
第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（収納手続） 第四十二条 出納主任は、現金を収納した場合（第四十七 条の二の規定により受領の委託をした場合を除く。）に は、当該取引に係る伝票に<u>領収日付及び職名を記載し</u>、 領収証書を相手方に交付しなければならない。 （支払手続） 第四十四条 出納主任は、支払をする場合には、必ず領収 証書を徴し、当該取引に係る伝票に<u>支払日付及び職名</u> を記載しなければならない。ただし、第四十八条第一 項の規定による支払の場合にあつては、領収証書を徴 しないことができる。 （たな卸） 第六十四条 〔略〕 2 前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、 会計単位の長があらかじめその所属の職員又は組合職 員のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確 認の証としてたな卸表に<u>記名するものとする</u>。 （電子情報処理組織による申請等） 第百三十二条 〔略〕 2 〔略〕 3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請 等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算 機に入力すること又は<u>電子署名（電子署名及び認証業務に 関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項 に規定する電子署名をいう。以下同じ。）</u>により署名等 （情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等を いう。以下同じ。）に代えるものとする。 （電子情報処理組織による処分通知等） 第百三十三条 〔略〕 2 〔略〕 3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分 通知等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子 計算機に入力すること又は<u>電子署名</u>により署名等に代 えるものとする。 （電磁的記録による作成等） 第百三十四条 〔略〕 2 前項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及 び識別番号を電子計算機に入力すること又は<u>電子署名</u> により署名等に代えるものとする。 〔別紙様式の改正 略〕	（収納手続） 第四十二条 出納主任は、現金を収納した場合（第四十七 条の二の規定により受領の委託をした場合を除く。）に は、当該取引に係る伝票に<u>領収日付印及び認印を押し</u>、 領収証書を相手方に交付しなければならない。 （支払手続） 第四十四条 出納主任は、支払をする場合には、必ず領収 証書を徴し、当該取引に係る伝票に<u>支払日付印及び認</u> 印を押さなければならない。ただし、第四十八条第一 項の規定による支払の場合にあつては、領収証書を徴 しないことができる。 （たな卸） 第六十四条 〔同左〕 2 前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、 会計単位の長があらかじめその所属の職員又は組合職 員のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確 認の証としてたな卸表に<u>記名押印するものとする</u>。 （電子情報処理組織による申請等） 第百三十二条 〔同左〕 2 〔同左〕 3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請 等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算 機に入力することにより署名等（情報通信技術活用法 第三条第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。）に 代えるものとする。 （電子情報処理組織による処分通知等） 第百三十三条 〔同左〕 2 〔同左〕 3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分 通知等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計 算機に入力することにより署名等に代えるものとする。 （電磁的記録による作成等） 第百三十四条 〔同左〕 2 前項の規定により作成等を行う場合には、暗証番号及 び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等 に代えるものとする。 〔別紙様式の改正 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（96）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和2年12月25日財務省令第92号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部

分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）、同法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員（以下「イノベーション・コースト機構派遣職員」という。）若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。 （標準報酬の決定等） 第九十六条の二 〔略〕 〔2～9 略〕 10 組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用する令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第	（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）、同法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員（以下「イノベーション・コースト機構派遣職員」という。）若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。 （標準報酬の決定等） 第九十六条の二 〔同左〕 〔2～9 同左〕 10 組合は、オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員を使用する平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第

一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。 〔11～14 略〕	八条第一項に規定する組織委員会（以下「オリンピック・パラリンピック組織委員会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該オリンピック・パラリンピック組織委員会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該オリンピック・パラリンピック派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。 〔11～14 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、令和二年十二月二十八日から施行する。

（97）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和3年1月29日財務省令第2号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（埋葬料及び家族埋葬料） 第百八条 法第六十三条又は第六十四条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（組合員が死亡した場合にあつては、<u>個人番号を除く。</u>）に記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書を、市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十三条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）と併せて組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は組合が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受けることができるときは、当該本人確認情報をもつて埋葬許可証又は火葬許可証の写しに代えることができる。 〔一～四 略〕 別紙様式 〔略〕	（埋葬料及び家族埋葬料） 第百八条 法第六十三条又は第六十四条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書を、市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十三条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）と併せて組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は組合が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受けることができるときは、当該本人確認情報をもつて埋葬許可証又は火葬許可証の写しに代えることができる。 〔一～四 同左〕 別紙様式 〔略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（98）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和3年8月31日財務省令第62号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部

分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（短期財調経理等の特例） 第八十六条 法附則第十四条の三第一項の規定により連合会が行うことができる事業の経理単位は短期財調経理とし、その財務については、次項に定めるもののほか、別に財務大臣の定めるところによることができる。 2 短期財調経理の前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額は、財務大臣の承認を受けて連合会の保健経理に繰り入れることができる。 3 前項の規定による繰入れが行われた場合における保健経理の財源については、第七条第二項に定めるもののほか、当該繰り入れられた金額を財源とすることができる。 （年間の高額療養費の決定の請求等） 第百五条の四の二 〔略〕 2 〔略〕 一 令第十一条の三の四第一項第二号から第六号まで、第八号から第十二号まで及び第十四号から第十八号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。） 二 〔略〕 3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。 〔一・二 略〕 4 〔略〕 5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。 （年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百五条の四の三 〔略〕 2 〔略〕 3 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。	（財政調整事業の経理の特例） 第八十六条 法附則第十四条の三第一項の規定により連合会が行うことができる事業に係る経理については、第八十五条第二項の規定にかかわらず、別に財務大臣の定めるところによることができる。 〔項を加える。〕 〔項を加える。〕 （年間の高額療養費の決定の請求等） 第百五条の四の二 〔同左〕 2 〔同左〕 一 令第十一条の三の四第一項第二号から第十八号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。） 二 〔同左〕 3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。 〔一・二 同左〕 4 〔同左〕 5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。 （年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百五条の四の三 〔同左〕 2 〔同左〕 3 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

〔一～六 略〕 4 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。 5 〔略〕 6 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を經由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む特定個人情報を提供しなければならない。 （高額介護合算療養費の決定の請求等） 第百五条の十一 〔略〕 〔2・3 略〕 4 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。 〔一～三 略〕 5 〔略〕 6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。 （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百五条の十二 〔略〕 2 〔略〕 3 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該申請書は、提出されなかつたものとみなすことができる。 4 〔略〕 5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を經由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む特定個人情報を提供しなければならない。	〔一～六 同左〕 4 前項の証明書を交付した組合は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。 5 〔同左〕 〔項を加える。〕 （高額介護合算療養費の決定の請求等） 第百五条の十一 〔同左〕 〔2・3 同左〕 4 第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。 〔一～三 同左〕 5 〔同左〕 6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。 （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） 第百五条の十二 〔同左〕 2 〔同左〕 3 前項の証明書を交付した組合は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第三号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該証明書に係る同項の申請書は、提出されなかつたものとみなすことができる。 4 〔同左〕 5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。

(提出書類の特例) 第三十五条 この省令の規定によつて申請書、申出書、請求書又は届出書に併せて提出すべき書類について、組合又は連合会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の提出を省略することができる。	(提出書類の特例) 第三十五条 この省令の規定によつて申請書、申出書、請求書又は届出書に併せて提出すべき書類について、組合又は連合会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることができるときは、当該書類の提出を省略することができる。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

(99) 国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和3年12月28日財務省令第84号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「国共済規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後	改	正	前
目次			目次		
【第一章～第五章 略】			【第一章～第五章 同左】		
<u>第五章の二</u> 福祉事業（第百十九条の十二～第百十九条の十四）			【章を加える。】		
【第六章～附則 略】			【第六章～附則 同左】		
（出産費及び家族出産費）			（出産費及び家族出産費）		
第百六条 令第十一条の三の七ただし書に規定する財務省令で定める金額は、 <u>一万二千元</u> （同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条において「病院等」という。）が負担する保険料に相当する金額が <u>一万二千元</u> に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。）とする。			第百六条 令第十一条の三の七ただし書に規定する財務省令で定める金額は、 <u>一万六千円</u> （同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条において「病院等」という。）が負担する保険料に相当する金額が <u>一万六千円</u> に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。）とする。		
2 令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める基準は、出生した時点における <u>在胎週数が二十八週以上である</u> こととする。			2 令第十一条の三の七第一号に規定する財務省令で定める基準は、出生した者が、 <u>出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。</u>		
【号を削る。】			一 体重が一千四百グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十二週以上であること。		
【号を削る。】			二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、財務大臣が定めるものに該当すること。		
【3～8 略】			【3～8 同左】		
（傷病手当金）			（傷病手当金）		
第百九条 【略】			第百九条 【同左】		
【一～四 略】			【一～四 同左】		

<u>五</u> 同一の傷病に関し、法第六十六条第十四項に規定する休業補償等を受け、又は受けようとする場合は、その旨 <u>六</u> 〔略〕 2 〔略〕 〔条を削る。〕 （実施機関による届書等の受理、送付等） 第百十四条の二十九 〔略〕 2 〔略〕 3 実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、連合会にこれを送付し、又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。<u>第百十九条の十二</u>において同じ。）により送らなければならない。 4 〔略〕 <u>第五章の二</u> 福祉事業 （療養の給付等に関する記録の提供） <u>第百十九条の十二</u> 組合は、法第九十八条第一項第一号に規定する組合員等（以下この章において「組合員等」という。）の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法により提供することができる。 （法第九十八条第二項の財務省令で定める者等） <u>第百十九条の十三</u> 法第九十八条第二項の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する組合員等に対し健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。） 二 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者 2 法第九十八条第二項の財務省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。次条において同じ。）が保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき	〔号を加える。〕 <u>五</u> 〔同左〕 2 〔同左〕 （療養の給付等に関する記録の提供） 第百十三条の三の三 組合は、法第九十八条第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百十四条の二十九第三項において同じ。）により提供することができる。 （実施機関による届書等の受理、送付等） 第百十四条の二十九 〔同左〕 2 〔同左〕 3 実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、連合会にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。 4 〔同左〕 〔章を加える。〕 〔条を加える。〕 〔条を加える。〕

当該事業者等が保存しているものを除く。)とする。 (事業者等が行う記録の写しの提供)	
第百十九条の十四 組合が、法第九十八条第二項の規定により組合員等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写し（前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。）は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他法九十八条第一項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて組合が必要と認める情報とする。	〔条を加える。〕
2 法第九十八条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、厚生労働省令で定める方法により行うものとする。 (法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者等)	(法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者等)
第百二十五条の二の二 〔略〕	第百二十五条の二の二 〔同左〕
2 〔略〕	2 〔同左〕
〔一～八 略〕	〔一～八 同左〕
九 法第九十八条第一項第一号の二に規定する特定健康診査等、 <u>労働安全衛生法</u> 第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合	九 法第九十八条第一項第一号の二に規定する特定健康診査等、 <u>労働安全衛生法</u> （昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
〔十・十一 略〕 (船員組合員療養補償証明書)	〔十・十一 同左〕 (船員組合員療養補償証明書)
第百二十七条の四 船員組合員は、法第百二十条の規定により、その例によることとされる船員保険法の規定により、船員法第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとするときは、別紙様式第四十三号による船員組合員療養補償証明書を保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。	第百二十七条の四 船員組合員は、法第百二十条の規定により、その例によることとされる船員保険法の規定により、船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとするときは、別紙様式第四十三号による船員組合員療養補償証明書を保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。
〔2・3 略〕	〔2・3 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則 (施行期日)
第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。 (出産費及び家族出産費に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の日前の出産に係る国共済規則第百六条第一項及び第二項の規定の適用については、なお従前の例による。 (障害厚生年金の額の改定等に関する経過措置)
第三条 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)附則第三条第三項の規定による障害厚生年金(国

家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が支給するものに限る。以下同じ。）の額の改定の請求は、国共済規則第百十四条の二第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号。以下この条において「読替え後厚年則」という。）第四十七条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出することによつて行わなければならない。

- 2 前項の請求書には、読替え後厚年則第四十七条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。
- 3 第一項の請求は、障害厚生年金の受給権者（その障害の程度が改正令第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、改正令附則第二条第二項の規定による請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。
- 4 改正令附則第三条第六項の規定による障害厚生年金の支給の請求をしようとするときは、読替え後厚年則第四十四条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。
- 5 前項の請求書には、読替え後厚年則第四十四条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。
(公務障害年金の額の改定等に関する経過措置)

第四条 改正令附則第三条第三項の規定による国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十四条第二号に規定する公務障害年金の額の改定の請求は、国共済規則第百七条の六第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出することによつて行わなければならない。

- 2 前項の請求書には、国共済規則第百七条の六第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 第一項の請求書を提出する者が、同時に前条第一項による障害厚生年金（当該公務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、前項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。
(旧職域加算障害給付の額の改定等に関する経過措置)

第六条 改正令附則第三条第三項の規定による被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次条第一項において「一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの額の改定の請求は、平成二十七年経過措置省令第十条の規定により読み替えられた改正前国共済規則第百十四条の十七第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出することによつて行わなければならない。

- 2 前項の請求書には、平成二十七年経過措置省令第十条の規定により読み替えられた改正前国共済規則第百十四条の十七第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 第一項の請求を行う場合において、当該給付と同一の給付事由による附則第三条第一項による障害厚生年金の請求については、前二項の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。
(障害共済年金の額の改定等に関する経過措置)

第七条 改正令附則第三条第三項の規定による一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の額の改定の請求は、平成二十七年経過措置省令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済規則第百十四条の十七第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出することによつて行わなければならない。

- 2 前項の請求書には、平成二十七年経過措置省令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済規則第百十四条の十七第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

（100）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年3月31日財務省令第7号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次

第五章	〔略〕
〔第一節・第二節	略〕
第三節	〔略〕
〔第一款	略〕
〔第二款	略〕
〔第一目～第四目	略〕
<u>第五目</u>	日本国籍を有しない者に対する一時金（第百十八条の九）
<u>第六目</u>	〔略〕
（契約書の作成）	
第二十八条	契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。
〔一～三	略〕
四	履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除
五	〔略〕
〔号を削る。〕	
<u>六</u>	〔略〕
<u>七</u>	〔略〕
2	〔略〕
（財務諸表の提出）	
第六十二条	〔略〕
2	〔略〕
〔一～六	略〕
七	<u>前各号に掲げるもののほか、財務大臣の定める事項</u>
3	〔略〕
（別途積立金）	
第八十一条	組合は、当該組合以外の者から受けた補助金若しくは寄附金（現金以外の資産による寄付を含む。）、法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国、行政執行法人、法科大学院設置者、職員団体若しくは郵政会社等の負担金又は第七条第二項に規定する繰入金（第三項において「補助金等」という。）をもつて固定資産を取得した場合には、当該事業年度末日において、当該固定資産の価額に相当する金額を別途積立金として積み立てなければならない。
2	〔略〕
<u>3</u>	補助金等により取得した固定資産が組合の財産的基礎を構成しない償却財産であつて、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されない場合は、財務大臣の承認を受けて第一項の規定を適用しないことができる。この場合において、当該補助金等に相当する額は負債勘定に計上し、毎事業年度末日において、減価償却額に相当する額を取り崩し、収益として処理するものとする。
（老齢厚生年金の請求等）	

第五章	〔同左〕
〔第一節・第二節	同左〕
第三節	〔同左〕
〔第一款	同左〕
〔第二款	同左〕
〔第一目～第四目	同左〕
〔目を加える。〕	
<u>第五目</u>	〔同左〕
（契約書の作成）	
第二十八条	契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。
〔一～三	同左〕
四	履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
五	〔同左〕
六	かし担保責任
<u>七</u>	〔同左〕
<u>八</u>	〔同左〕
2	〔同左〕
（財務諸表の提出）	
第六十二条	〔同左〕
2	〔同左〕
〔一～六	同左〕
七	<u>財務諸表附属明細表に掲げる事項</u>
3	〔同左〕
（別途積立金）	
第八十一条	組合は、当該組合以外の者から受けた補助金若しくは寄附金（現金以外の資産による寄付を含む。）、法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国、行政執行法人、法科大学院設置者、職員団体若しくは郵政会社等の負担金又は第七条第二項に規定する繰入金をもつて固定資産を取得した場合には、当該事業年度末日において、当該固定資産の価額に相当する金額を別途積立金として積み立てなければならない。
2	〔同左〕
〔項を加える。〕	
（老齢厚生年金の請求等）	

第百十四条	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三十一条の二 第四項各号列記 以外の部分	若しくは第三項 又はなお効力を 有する平成二十 四年一元化法改 正前の法第四十 三条第三項	又は第三項
〔略〕	〔略〕	〔略〕
(遺族厚生年金の請求等)		
第百十四条の三 〔略〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔項を削る。〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
2 〔略〕		
(脱退一時金の請求等)		
第百十四条の四 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の 規定による脱退一時金（連合会が支給するものに限る。） に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保 険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定 めるところによるものとする。この場合において、同 規則第七十六条の二第一項中「脱退一時金（厚生労働 大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」とあるのは 「脱退一時金（第二号厚生年金被保険者期間（法附則第 二十九条の二の規定により第二号厚生年金被保険者期 間に合算された第二号厚生年金被保険者以外の被保険 者の種別に係る被保険者であつた期間を含む。）に基づ くものに限る。以下同じ。）」と、同項第一号中「及び住所」 とあるのは「住所及び氏名」と、同項及び同規則第七 十六条の四第一項中「機構」とあるのは「国家公務 員共済組合連合会」とする。		
(当事者等からの情報提供請求等)		
第百十四条の六 〔略〕		
2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければな らない。		
一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を 記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類		
〔二～四 略〕		
〔3～7 略〕		
(終身年金現価率の計算に用いる基準利率等)		
第百十五条の四 〔略〕		
2 終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年 金現価率が適用される各年の十月における退職等年金 分掛金（法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金 をいう。第百十九条の十において同じ。）に係る法第百 条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。		

第百十四条	〔同左〕	
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
第三十一条の二 第四項各号列記 以外の部分	第四十三条第三 項又はなお効力 を有する平成二 十四年一元化法 改正前の法第四 十三条第三項	第四十三条第三項
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
(遺族厚生年金の請求等)		
第百十四条の三 〔同左〕		
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
第六十条第三項 第二号	年金手帳（年金 手帳を添えるこ とができないと きは、その事由 書）	年金手帳
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
2 〔同左〕		
(脱退一時金の請求等)		
第百十四条の四 <u>脱退一時金</u> （連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十六条の二第一項中「 <u>脱退一時金</u> 」とあるのは「脱退一時金（第二号厚生年金被保険者期間（法附則第二十九条の二の規定により第二号厚生年金被保険者期間に合算された第二号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を含む。）に基づくものに限る。）」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「住所及び氏名」と、同項及び同規則第七十六条の四第一項中「機構」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。		
(当事者等からの情報提供請求等)		
第百十四条の六 〔同左〕		
2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。		
一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 <u>年金手帳</u> その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類		
〔二～四 同左〕		
〔3～7 同左〕		
(終身年金現価率の計算に用いる基準利率等)		
第百十五条の四 〔同左〕		
2 終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における <u>法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金</u> に係る <u>同条第三項</u> の割合の計算に用いた死亡率とする。		

第五目 日本国籍を有しない者に対する一時金 (日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求) <u>第百十八条の九</u> 法附則第十三条の二第一項の規定による一時金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。 一 請求者の氏名、生年月日、国籍及び住所 二 退職当時の所属機関の名称 三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した旨 四 公務障害年金又は令附則第七条の三の三に規定する給付を受ける権利を有したことがない旨 五 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 六 その他必要な事項 2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一 請求者の生年月日及び国籍を証する書類 二 その他必要な書類 3 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該脱退一時金の請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。 <u>第六目</u> 〔略〕 (退職等年金分掛金の払込みの実績の通知) 第百十九条の十 連合会は、組合員に対し、当該組合員の<u>退職等年金分掛金の払込みの実績</u>に関する次に掲げる情報を通知するものとする。 〔一～五 略〕 2 〔略〕	〔目を加える。〕 〔条を加える。〕 <u>第五目</u> 〔同左〕 (退職等年金分掛金の払込みの実績の通知) 第百十九条の十 連合会は、組合員に対し、当該組合員の<u>退職等年金分掛金</u>(<u>法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金</u>をいう。次項において同じ。)の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。 〔一～五 同左〕 2 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(会計処理に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の第八十一条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る会計処理について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る会計処理については、なお従前の例による。
(加給年金額対象者の不該当の届出)

第三条 老齢厚生年金（国家公務員共済組合連合会が支給するものに限る。以下同じ。）又は障害厚生年金（国家公務員共済組合連合会が支給するものに限る。以下同じ。）の受給権者（施行日において経過措置政令附則第五条第一項の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない者に限る。以下この条及び次条において単に「受給権者」という。）は、その配偶者が、同法第四十四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）

三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が厚生年金保険法第四十四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った年月日及びその事由
(加給年金額支給停止事由の該当の届出)

第四条 受給権者は、施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は障害厚生年金について、経過措置政令附則第五条第一項第二号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が施行日の前日において厚生年金保険法附則第七条の四第一項（同法附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、施行日以後に同法附則第七条の四第一項の規定による支給停止が解除されたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が支給を受けることができることとなつた経過措置政令第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七各号に掲げる老齢又は退職を支給事由とする給付（以下「老齢又は退職を支給事由とする給付」という。）の名称、老齢又は退職を支給事由とする給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2 受給権者は、施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は障害厚生年金について、経過措置政令附則第五条第一項第三号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が、障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金（受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）の支給を受けることにより支給を停止されるに至ったときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が支給を受けることを選択した年金たる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関並びにその支給を受けることとなつた年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
(改正前国共済法による加給年金額対象者の届出)

第五条 前二条の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は障害共済年金について準用する。この場合において、附則第三条中「附則第五条第一項」とあるのは「附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十六条第六項（同法）とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下この条及び次条第一項第五号において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第六項（平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法）」と、「、同法」とあるのは「、厚生年金保険法」と、前条第一項中「附則第五条第一項第二号」とあるのは「附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項第二号」と、「とき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が施行日の前日において厚生年金保険

法附則第七条の四第一項（同法附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、施行日以後に同法附則第七条の四第一項の規定による支給停止が解除されたときを除く。）」とあるのは「とき」と、同項第五号中「経過措置政令第五条」とあるのは「平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第二項の規定により読み替えられた経過措置政令第五条」と、同条第二項中「附則第五条第一項第三号」とあるのは「附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項第三号」と、「とき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が、障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金（受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）の支給を受けることにより支給を停止されるに至ったときを除く。）」とあるのは「とき」と読み替えるものとする。

（101）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年3月31日財務省令第8号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
別紙様式の改正【略】
附 則
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（102）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年6月24日財務省令第43号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカッ	（組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

プ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）、同法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員（以下「イノベーション・コースト機構派遣職員」という。）、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第七項に規定する派遣職員（以下「園芸博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。
（組合員証の返納）
第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員となつたときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。
2 【略】
（組合員被扶養者証）
第九十五条 【略】
2 【略】
一 【略】
二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員となつたとき。
【三・四 略】
3 【略】
（高齢受給者証の交付等）
第九十五条の二 【略】
2 【略】
一 【略】
二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員

（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）、同法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員（以下「イノベーション・コースト機構派遣職員」という。）若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。

（組合員証の返納）
第九十三条 組合員は、その資格を喪失したとき（後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたときを含む。）は、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。

2 【同左】
（組合員被扶養者証）
第九十五条 【同左】
2 【同左】
一 【同左】
二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。
【三・四 同左】
3 【同左】
（高齢受給者証の交付等）
第九十五条の二 【同左】
2 【同左】
一 【同左】
二 組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員

員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、 <u>国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員</u> となつたとき。
〔三～六 略〕
3 〔略〕 （標準報酬の決定等）
第九十六条の二 〔略〕 〔2～5 略〕
6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十五項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
〔7～13 略〕
14 組合は、国際博覧会派遣職員である組合員を使用する令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「国際博覧会協会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該国際博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該国際博覧会派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
15 組合は、園芸博覧会派遣職員である組合員を使用する令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「園芸博覧会協会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該園芸博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該園芸博覧会派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。 （第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）
第九十六条の二の二 〔略〕
2 〔略〕
3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、 <u>国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員</u> である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十五項までの規定の適用につ

員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員となつたとき。
〔三～六 同左〕
3 〔同左〕 （標準報酬の決定等）
第九十六条の二 〔同左〕 〔2～5 同左〕
6 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十四項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
〔7～13 同左〕
14 組合は、国際博覧会派遣職員である組合員を使用する平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（以下「国際博覧会協会」という。）が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該国際博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該国際博覧会派遣職員である組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。
〔項を加える。〕
（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）
第九十六条の二の二 〔同左〕
2 〔同左〕
3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十三項までの規定の適用については、これらの規

いては、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。 （標準報酬の組合員への通知等）
第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、 <u>国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員</u> である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構、イノベーション・コースト機構、 <u>国際博覧会協会若しくは園芸博覧会協会</u> に通知しなければならない。
〔2・3 略〕 （標準期末手当等の額の決定）
第九十六条の六 〔略〕
2 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項から第十一項までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。
〔3～10 略〕
11 組合は、園芸博覧会派遣職員である組合員を使用する園芸博覧会協会が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該園芸博覧会協会より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額を参酌して当該園芸博覧会派遣職員である組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。 （第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準賞与額の決定等）
第九十六条の六の二 〔略〕
2 〔略〕
3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリン

定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。 （標準報酬の組合員への通知等）
第九十六条の三 組合は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したとき、及び厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは国際博覧会派遣職員である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構、イノベーション・コースト機構若しくは国際博覧会協会に通知しなければならない。
〔2・3 同左〕 （標準期末手当等の額の決定）
第九十六条の六 〔同左〕
2 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。第四項から第十項までにおいて同じ。）を参酌して当該継続長期組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。
〔3～10 同左〕 〔項を加える。〕
（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準賞与額の決定等）
第九十六条の六の二 〔同左〕
2 〔同左〕
3 第二号厚生年金被保険者等である組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリン

ピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、 <u>国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員</u> である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から <u>第十一項</u> までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。（標準期末手当等の額の組合員への通知等）
第九十六条の七　組合は、法第四十一条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、 <u>国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員</u> である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構、イノベーション・コースト機構、 <u>国際博覧会協会若しくは園芸博覧会協会</u> に通知しなければならない。
〔2・3　略〕 （限度額適用の認定等）
第百五条の七の二　〔略〕
2　〔略〕
3　〔略〕
一　〔略〕
二　組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、 <u>国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員</u> となつたとき。
〔三～七　略〕
〔4～6　略〕 （限度額適用・標準負担額減額の認定）
第百五条の九　〔略〕
2　〔略〕
3　〔略〕
一　〔略〕
二　組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派

ピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは <u>国際博覧会派遣職員</u> である組合員となつた場合における前条第二項及び第四項から <u>第九項</u> までの規定の適用については、これらの規定中「標準期末手当等の額を」とあるのは、「標準期末手当等の額及び厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額を」とする。（標準期末手当等の額の組合員への通知等）
第九十六条の七　組合は、法第四十一条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が継続長期組合員又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは <u>国際博覧会派遣職員</u> である組合員であるときは、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該組合員を使用する公庫等若しくは特定公庫等又は派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会、ラグビー組織委員会、福島相双復興推進機構、イノベーション・コースト機構若しくは <u>国際博覧会協会</u> に通知しなければならない。
〔2・3　同左〕 （限度額適用の認定等）
第百五条の七の二　〔同左〕
2　〔同左〕
3　〔同左〕
一　〔同左〕
二　組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは <u>国際博覧会派遣職員</u> となつたとき。
〔三～七　同左〕
〔4～6　同左〕 （限度額適用・標準負担額減額の認定）
第百五条の九　〔同左〕
2　〔同左〕
3　〔同左〕
一　〔同左〕
二　組合員が後期高齢者医療の被保険者等又は交流派

遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、 <u>国際博覧会派遣職員若しくは園芸博覧会派遣職員</u> となつたとき。	遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員若しくは <u>国際博覧会派遣職員</u> となつたとき。
〔三～六　略〕	〔三～六　同左〕
〔4～6　略〕	〔4～6　同左〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

附　則
この省令は、公布の日から施行する。

（103）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年8月3日財務省令第45号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
目次 第一章　総則（ <u>第一条－第二条の五</u> ） （定義） 第二条　この省令において、「行政執行法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「運営規則」、「事業計画」、「予算」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「組合員」、「組合員期間」、「短期給付」、「地方の組合」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「組合員等記号・番号等」、「組合員等記号・番号」、「社会保険診療報酬支払基金」、「船員組合員」、「公庫等」、「公庫等職員」、「特定公庫等」、「特定公庫等役員」、「継続長期組合員」、「組合職員」、「連合会役職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「恩給公務員期間」又は「在外組合員」とは、それぞれ法第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第十一条、第十五条、第二十一条、第三十一条第一号、第三十七条、第三十八条、第五十二条、 <u>第五十五条第一項第二号</u> 、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条、第九十八条、第一百十二条の二第一項、第一百十四条の二第一項、第一百九条、第一百二十四条の二第一項若しくは第二項、第二百二十五条、第二百二十六条第一項若しくは第二百二十六条の五第二項、施行法第二条第十号又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「令」という。）第二十二条の二第一項に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、組合員、組合員期間、短期給付、	目次 第一章　総則（ <u>第一条－第二条の二</u> ） （定義） 第二条　この省令において、「行政執行法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「運営規則」、「事業計画」、「予算」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「組合員」、「組合員期間」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「組合員等記号・番号等」、「組合員等記号・番号」、「社会保険診療報酬支払基金」、「船員組合員」、「公庫等」、「公庫等職員」、「特定公庫等」、「特定公庫等役員」、「継続長期組合員」、「組合職員」、「連合会役職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「恩給公務員期間」又は「在外組合員」とは、それぞれ法第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第十一条、第十五条、第二十一条、第三十一条第一号、第三十七条、第三十八条、第五十二条、 <u>第七十二条第一項</u> 、第七十三条第一項、第七十四条、第九十八条、第一百十二条の二第一項、第一百十四条の二第一項、第一百九条、第一百二十四条の二第一項若しくは第二項、第二百二十五条、第二百二十六条第一項若しくは第二百二十六条の五第二項、施行法第二条第十号又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「令」という。）第二十二条の二第一項に規定する行政執行法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、運営規則、事業計画、予算、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、組合員、組合員期間、短期給付、

地方の組合、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、組合員等記号・番号等、組合員等記号・番号、社会保険診療報酬支払基金、船員組合員、公庫等、公庫等職員、特定公庫等、特定公庫等役員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。 (令第二条第一項第九号口の財務省令で定めるもの) <u>第二条の二</u> 令第二条第一項第九号口の財務省令で定めるものは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号口に規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。 (令第二条第一項第九号ハの財務省令で定める者) <u>第二条の三</u> 令第二条第一項第九号ハの財務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。 (令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定) <u>第二条の四</u> 令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 一 人事院規則八一―二（職員の任免）第四十二条第二項 二 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第七条第一項第一号 三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第三条第一項 四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十九条第一項 五 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項及び第二項 六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第十四条第一項（同条第二項の規定により任期を定める場合に限る。） 七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第七条第一項第一号（被扶養者） <u>第二条の五</u> 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 【一・二 略】 2 【略】 （組合員原票） 第八十七条 【略】 【2・3 略】 4 組合は、<u>長期組合員</u>（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）が他の組合の<u>長期組合員</u>又は地方の<u>長期組合員</u>（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条に	福祉事業、組合員等記号・番号等、組合員等記号・番号、社会保険診療報酬支払基金、船員組合員、公庫等、公庫等職員、特定公庫等、特定公庫等役員、継続長期組合員、組合職員、連合会役職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、恩給公務員期間又は在外組合員をいう。 【条を加える。】 【条を加える。】 【条を加える。】 （被扶養者） <u>第二条の二</u> 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 【一・二 同左】 2 【同左】 （組合員原票） 第八十七条 【同左】 【2・3 同左】 4 組合は、<u>組合員</u>が他の組合の<u>組合員</u>又は地方の<u>組合</u>（<u>法第五十五条第一項第二号に規定する地方の組合</u>をいう。以下同じ。）の<u>組合員</u>となつたときは、当該組合員に係る組合員原票を当該他の組合又は地方の組合に送付し、	<u>規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける地方の組合の組合員</u>をいう。次条第七項及び<u>第八十七条の三第四項において同じ。</u>）となつたときは、当該<u>長期組合員</u>に係る組合員原票を当該他の組合又は地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。 （長期組合員となつた者の資格取得届等） 第八十七条の二 <u>長期組合員</u>となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。<u>第三項及び第八十七条の二の四第一項</u>において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 【2・3 略】 4 長期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を連合会に提出しなければならない。 一 <u>長期組合員</u>であつた者の氏名、生年月日及び住所 二 【略】 三 <u>長期組合員</u>の資格を取得した年月日（退職又は死亡に際し、厚生年金保険給付又は退職等年金給付の請求を行わない場合に限る。）及び喪失した年月日 四 【略】 5 前項の退職届又は死亡届を提出する場合には、次に掲げる事項を組合が証明した書類（以下「組合員期間等証明書」という。）を併せて提出しなければならない。 一 <u>長期組合員期間</u>及び第二号厚生年金被保険者等である期間 【二・三 略】 6 【略】 7 地方の<u>長期組合員</u>若しくは地方の長期組合員であつた者で長期組合員となつたもの又は厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であつたものとみなされた期間を有する者（同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者を除く。）若しくは同法第七十八条の十四第四項の規定により特定期間に係る第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間を有する者（第三号厚生年金被保険者期間を有する者を	その写しを保管しなければならない。 （長期組合員となつた者の資格取得届等） 第八十七条の二 <u>長期組合員</u>（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。<u>第三項</u>において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 【2・3 同左】 4 長期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該長期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を連合会に提出しなければならない。 一 <u>組合員</u>であつた者の氏名、生年月日及び住所 二 【同左】 三 <u>組合員</u>の資格を取得した年月日（退職又は死亡に際し、厚生年金保険給付又は退職等年金給付の請求を行わない場合に限る。）及び喪失した年月日 四 【同左】 5 前項の退職届又は死亡届を提出する場合には、次に掲げる事項を組合が証明した書類（以下「組合員期間等証明書」という。）を併せて提出しなければならない。 一 <u>組合員期間</u>及び第二号厚生年金被保険者等である期間 【二・三 同左】 6 【同左】 7 地方の<u>長期組合員</u>（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける地方の組合の組合員をいう。以下この項及び<u>第八十七条の三第三項</u>において同じ。）若しくは地方の長期組合員であつた者で長期組合員となつたもの又は厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であつたものとみなされた期間を有する者（同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）	（八）国家公務員共済組合法施行規則の一部改正 79/

除く。)で長期組合員となつたもの若しくは平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の地共済法」という。）第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者（改正前の地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）若しくは改正前の地共済法第百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者（改正前の地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたものは、そのなつた際、次に掲げる事項を記載した前歴報告書を連合会に提出しなければならない。 一 長期組合員の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号 〔二・三 略〕 〔8・9 略〕 （短期組合員となつた者の資格取得届等） <u>第八十七条の二の四</u> 短期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所及び短期組合員となつた日を記載した短期組合員資格取得届を組合に提出しなければならない。 2 短期組合員は、短期組合員の氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を組合に提出しなければならない。 3 短期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該短期組合員であつた者（死亡した場合には当該短期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。 一 短期組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所 二 退職当時又は死亡当時の所属機関の名称 三 短期組合員の資格を喪失した年月日 （組合員長期原票） 第八十七条の三 連合会は、長期組合員（長期組合員であつた者を含む。）ごとに、組合員長期原票を備え、第八十七条の二第一項から第七項まで、第八十七条の二の二第三項及び第八十七条の二の三第一項の規定により提出を受けた届出又は書類（第八十七条の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第一百二十条第三項及び第一百二十条の四第四項の規定により通知を受けた事項により、組合員期間及び第二号厚生年金被保険者等であつた期間に関する事項、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険の標準賞与額その他	を有する者を除く。)若しくは同法第七十八条の十四第四項の規定により特定期間に係る第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間を有する者（第三号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたもの若しくは平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の地共済法」という。）第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者（改正前の地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）若しくは改正前の地共済法第百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者（改正前の地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。）で長期組合員となつたものは、そのなつた際、次に掲げる事項を記載した前歴報告書を連合会に提出しなければならない。 一 組合員の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号 〔二・三 同左〕 〔8・9 同左〕 〔条を加える。〕 （組合員長期原票） 第八十七条の三 連合会は、長期組合員（長期組合員であつた者を含む。）ごとに、組合員長期原票を備え、第八十七条の二第一項から第七項まで、第八十七条の二の二第三項及び前条第一項の規定により提出を受けた届出又は書類（第八十七条の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第一百二十条第三項及び第一百二十条の四第四項の規定により通知を受けた事項により、組合員期間及び第二号厚生年金被保険者等であつた期間に関する事項、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険の標準賞与額その他の長期給付の裁定又は決定	の長期給付の裁定又は決定に関し必要な事項を記載して整理しなければならない。 〔2～5 略〕 （被扶養者の申告） 第八十八条 〔略〕 〔一～三 略〕 四 被扶養者の要件を備える者が<u>第二条の五第二項各号</u>のいずれかに該当する場合にあつては、その旨 五 〔略〕 （組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は<u>国と民間企業との間の人事交流に関する法律</u>第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）、同法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員（以下「イノベーション・コースト機構派遣職員」という。）、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第七項に規定する派遣職員（以下「園芸博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号	に関し必要な事項を記載して整理しなければならない。 〔2～5 同左〕 （被扶養者の申告） 第八十八条 〔同左〕 〔一～三 同左〕 四 被扶養者の要件を備える者が<u>第二条の二第二項各号</u>のいずれかに該当する場合にあつては、その旨 五 〔同左〕 （組合員証の交付） 第八十九条 組合は、組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は<u>国と民間企業との間の人事交流に関する法律</u>（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する交流派遣職員（以下「交流派遣職員」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第八条第一項に規定する私立大学等複数校派遣検察官等（以下「私立大学等複数校派遣検察官等」という。）、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員（以下「弁護士職務従事職員」という。）、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員（以下「オリンピック・パラリンピック派遣職員」という。）、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員（以下「ラグビー派遣職員」という。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員（以下「福島相双復興推進機構派遣職員」という。）、同法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員（以下「イノベーション・コースト機構派遣職員」という。）、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員（以下「国際博覧会派遣職員」という。）若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第七項に規定する派遣職員（以下「園芸博覧会派遣職員」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものを含む。）に	（八）国家公務員共済組合法施行規則の一部改正 793

による組合員証を作成し、交付しなければならない。		対しては、遅滞なく、別紙様式第十一号による組合員証を作成し、交付しなければならない。		合員との続柄並びに死亡年月日及び埋葬年月日		と組合員との続柄並びに死亡年月日及び埋葬年月日	
(第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額 の決定等)		(第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額 の決定等)		〔三・四 略〕 (育児休業手当金)		〔三・四 同左〕 (育児休業手当金)	
第九十六条の二の二 第二号厚生年金被保険者等である組合員について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定(同条第二項に規定する短期給付等事務に関する標準報酬の月額の決定又は改定を除く。)と同時に行うものとする。		第九十六条の二の二 第二号厚生年金被保険者等である組合員について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定と同時に行うものとする。		第百十一条の二 〔略〕		第百十一条の二 〔同左〕	
2 〔略〕 (七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等)		2 〔略〕 (七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等)		2 〔略〕 〔一・二 略〕		2 〔同上〕 〔一・二 同左〕	
第九十六条の二の六 七十歳以上の長期組合員について、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該長期組合員の標準報酬の決定又は改定(同条第二項に規定する短期給付等事務に関する標準報酬の月額の決定又は改定を除く。)が行われたときは、決定又は改定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額(以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。)とする。		第九十六条の二の六 七十歳以上の長期組合員について、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該長期組合員の標準報酬の決定又は改定が行われたときは、決定又は改定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額(以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。)とする。		三 育児休業等の申出をした組合員について法第四十条第十四項に規定する産前産後休業の期間が始まったことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日(当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業の期間中に出産した子に係る新たな育児休業等の期間が始まった場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日)までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合 イ 死亡したとき。 ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。		三 育児休業等の申出をした組合員について法第四十条第十四項に規定する産前産後休業の期間が始まったことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日(当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業の期間中に出産した子に係る新たな育児休業等の期間が始まった場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日)までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合 イ 死亡したとき。 ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。	
第九十六条の四の二 法第四十条第五項の財務省令で定める者は、令第二条第一項第九号に規定する者とする。 (限度額適用の認定等)		第九十六条の四の二 法第四十条第五項の財務省令で定める者は、令第二条第一項第九号に規定する者とする。 (限度額適用の認定等)		四 育児休業等の申出をした組合員が、法第六十八条の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る休業を終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合 イ 死亡したとき。 ロ 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。		四 育児休業等の申出をした組合員が、法第六十八条の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る休業を終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合 イ 死亡したとき。 ロ 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。	
第百五条の七の二 〔略〕		第百五条の七の二 〔同左〕		五 育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合 イ 死亡したとき。 ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。		五 育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合 イ 死亡したとき。 ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。	
2 〔略〕 一 〔略〕 二 被扶養者の氏名、生年月日及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄(前項の規定による認定を受けた者が被扶養者である場合に限る。)		2 〔同左〕 一 〔同左〕 二 被扶養者の氏名、生年月日、性別及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄(前項の規定による認定を受けた者が被扶養者である場合に限る。)		ハ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。		ハ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。	
三 〔略〕 〔3～6 略〕 (限度額適用・標準負担額減額の認定)		三 〔同左〕 〔3～6 同左〕 (限度額適用・標準負担額減額の認定)		〔3～5 略〕 (子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由)		〔3～5 同左〕 (子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由)	
第百五条の九 〔略〕 一 〔略〕 二 被扶養者の氏名、生年月日及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄(認定を受けようとする者が被扶養者である場合に限る。)		第百五条の九 〔同左〕 一 〔同左〕 二 被扶養者の氏名、生年月日、性別及び住所又は個人番号並びに被扶養者と組合員との続柄(認定を受けようとする者が被扶養者である場合に限る。)		第百十六条の五 〔略〕 一 〔略〕 二 法第百条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと(当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前		第百十六条の五 〔同左〕 一 〔同左〕 二 法第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと(当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業	
〔三・四 略〕 〔2～6 略〕 (埋葬料及び家族埋葬料)		〔三・四 同左〕 〔2～6 同左〕 (埋葬料及び家族埋葬料)		第百八条 〔略〕 一 〔略〕 二 死亡した者の氏名及び生年月日並びにその者と組		第百八条 〔略〕 一 〔略〕 二 死亡した者の氏名、生年月日及び性別並びにその者	

産後休業を開始している場合を除く。)	を開始している場合を除く。)
三 法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に <u>法第百条の二第一項</u> の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。)	三 法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に <u>法第百条の二</u> の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。)
四 〔略〕 (退職等年金分掛金の払込みの実績の通知)	四 〔同左〕 (退職等年金分掛金の払込みの実績の通知)
第百十九条の十 連合会は、 <u>長期組合員</u> に対し、当該 <u>長期組合員</u> の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。 〔一～五 略〕	第百十九条の十 連合会は、 <u>組合員</u> に対し、当該 <u>組合員</u> の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。 〔一～五 同左〕
2 連合会は、 <u>長期組合員</u> が退職したとき又は <u>長期組合員</u> であつた者（退職等年金給付の受給権者を除く。）が三十五歳、四十五歳、五十九歳及び六十三歳に達したときは、その者に対し、その者の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する前項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる情報を通知するものとする。 (育児休業期間中の掛金の免除の申出)	2 連合会は、 <u>組合員</u> が退職したとき、又は <u>組合員</u> であつた者（退職等年金給付の受給権者を除く。）が三十五歳、四十五歳、五十九歳及び六十三歳に達したときは、その者に対し、その者の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する前項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる情報を通知するものとする。 (育児休業期間中の掛金の免除の申出)
第百二十条 法第百条の二第一項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項（ <u>第三号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。</u> ）を記載した育児休業等掛金免除申出書を、人事担当者による育児休業等に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。	第百二十条 法第百条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除申出書を、人事担当者による育児休業等に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。
〔一・二 略〕 三 育児休業等の日数 四 〔略〕	〔一・二 同左〕 〔号を加える。〕 三 〔同左〕
2 〔略〕	2 〔同左〕
3 組合は、 <u>長期組合員</u> から第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該 <u>長期組合員</u> の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。	3 組合は、第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該 <u>組合員</u> の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。
4 法第百条の二第二項第二号に規定する育児休業等の日数として財務省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該組合員を使用する事業主が当該組合員を就業させる日数（当該事業主が当該組合員を就業させる時間数を当該組合員に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該組合員が当該月において二以上の育児休業等をする場合（法第百条の二第二項の規定によりその全部が一の育児	〔項を加える。〕

休業等とみなされる場合を除く。) には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。	
5 法第百条の二第二項に規定する財務省令で定める場合は、組合員が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該組合員が就業した日がないときとする。 (厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出)	〔項を加える。〕 (厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出)
第百二十条の二 <u>長期組合員に係る前条第一項から第三項までの規定は、厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。</u> この場合において、前条第一項中「 <u>法第百条の二第一項</u> 」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第三項中「掛金を免除する期間」と読み替えるものとする。	第百二十条の二 <u>前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二</u> の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項中「 <u>法第百条の二</u> 」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第三項中「掛金を免除する期間」と読み替えるものとする。
(産前産後休業期間中の掛金の免除の申出)	(産前産後休業期間中の掛金の免除の申出)
第百二十条の四 〔略〕 〔2・3 略〕	第百二十条の四 〔同左〕 〔2・3 同左〕
4 組合は、 <u>長期組合員</u> から第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該 <u>長期組合員</u> の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。 (厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出)	4 組合は、 <u>第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該組合員</u> の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。 (厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出)
第百二十条の五 <u>長期組合員に係る前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。</u> この場合において、前条第一項中「 <u>法第百条の二の二</u> 」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「 <u>法第百条の二の二</u> 」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、「掛金」とあるのは「保険料」と、同条第三項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第四項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。	第百二十条の五 <u>前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。</u> この場合において、前条第一項中「 <u>法第百条の二の二</u> 」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「 <u>法第百条の二の二</u> 」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、「掛金」とあるのは「保険料」と、同条第三項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第四項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則
(施行期日)
第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。
(育児休業等に関する経過措置)
第二条 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第二百十条第一項（第二百十条の二において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する国家公務員共済組合法第四十条第十二項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。
(継続被保険者に係る届出)
第三条 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づく経過措置政令第五十五条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続被保険者（以下単に「継続被保険者」という。）に限る。）又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（継続被保険者であつて、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）は、施行日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、経過措置政令第五十五条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。
一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）
四 継続被保険者に該当する旨（厚生年金保険の被保険者の資格の取得事由を含む。）
(特定法人以外の行政執行法人等に係る届出)
第四条 国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号。以下「改正令」という。）附則第三条第二項ただし書、第四項又は第六項の規定による申出は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第十七条第二項ただし書、第五項又は第八項の規定による申出をすることができる場合にあっては、当該申出と同時に行わなければならない。
2 改正令附則第三条第二項ただし書、第四項又は第六項の規定による申出に係る手続については、年金機能強化法附則第十七条第二項ただし書、第五項又は第八項の規定による申出に係る手続に準じて行うものとする。
3 前二項の規定は、改正令附則第四条第三項の規定により準用する場合について準用する。

(104) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年9月30日財務省令第49号）

(国家公務員共済組合法施行規則の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(支払未済の給付) 第九十七条 〔略〕 〔一～三 略〕 四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又	(支払未済の給付) 第九十七条 〔同左〕 〔一～三 同左〕 四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

はロに定める事項 イ 支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「 <u>公金受取口座</u> 」という。）を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨（当該給付が退職等年金給付である場合には、 <u>払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</u> ） ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 五 〔略〕 〔2・3 略〕 (食事療養標準負担額減額に関する特例) 第九十九条の三 〔略〕 2 〔略〕 〔一～三 略〕 四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 五 〔略〕 (生活療養標準負担額減額に関する特例) 第九十九条の四 〔略〕 2 〔略〕 〔一～三 略〕 四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 五 〔略〕 (療養費) 第二百二条 〔略〕 〔一～四 略〕 五 請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 六 〔略〕	イ 支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「 <u>公金受取口座</u> 」という。）を利用しようとする者 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨（当該給付が退職等年金給付である場合には、 <u>払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</u> ） ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 五 〔同左〕 〔2・3 同左〕 (食事療養標準負担額減額に関する特例) 第九十九条の三 〔同左〕 2 〔同左〕 〔一～三 同左〕 四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 五 〔同左〕 (生活療養標準負担額減額に関する特例) 第九十九条の四 〔同左〕 2 〔同左〕 〔一～三 同左〕 四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 五 〔同左〕 (療養費) 第二百二条 〔同左〕 〔一～四 同左〕 五 請求金額並びに <u>払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</u> 六 〔同左〕

[illegible]

五・六　〔略〕	五・六　〔同左〕	五・六　〔略〕	五・六　〔同左〕
2　〔略〕	2　〔同左〕	イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨	イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
（出産手当金）	（出産手当金）	ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
第百十条　〔略〕	第百十条　〔同左〕	三　〔略〕	三　〔同左〕
〔一・二　略〕	〔一・二　同左〕	（災害見舞金）	（災害見舞金）
三　請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	三　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	第百十三条　〔略〕	第百十三条　〔同左〕
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨		一　〔略〕	一　〔同左〕
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号		二　請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	二　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
四　〔略〕	四　〔同左〕	イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨	イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
（休業手当金）	（休業手当金）	ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
第百十一条　〔略〕	第百十一条　〔同左〕	三　〔略〕	三　〔同左〕
〔一・二　略〕	〔一・二　同左〕	（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）	（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）
三　請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	三　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	第百十四条の二十四　〔略〕	第百十四条の二十四　〔同左〕
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨		2　〔略〕	2　〔同左〕
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号		一　〔略〕	一　〔同左〕
四　〔略〕	四　〔同左〕	二　払渡金融機関を変更するとき（次号に掲げる事由に該当したときを除く）　新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載したもの、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	二　払渡金融機関を変更するとき　新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載したもの、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
（育児休業手当金）	（育児休業手当金）	三　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき　新たな払渡金融機関の所在地、名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨を記載したもの	
第百十一条の二　〔略〕	第百十一条の二　〔同左〕	〔3～5　略〕	〔3～5　同左〕
一　〔略〕	一　〔同左〕	（未支給の厚生年金保険給付の請求）	（未支給の厚生年金保険給付の請求）
二　請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	二　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	第百十四条の二十六　〔略〕	第百十四条の二十六　〔同左〕
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨		〔一～六　略〕	〔一～六　同左〕
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号		七　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	七　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
三　〔略〕	三　〔同左〕	イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨	
〔2～5　略〕	〔2～5　同左〕	ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	
（介護休業手当金）	（介護休業手当金）	〔2・3　略〕	〔2・3　同左〕
第百十一条の三　〔略〕	第百十一条の三　〔同左〕	（退職年金の決定の請求）	（退職年金の決定の請求）
一　〔略〕	一　〔同左〕	第百十六条　〔略〕	第百十六条　〔同左〕
二　請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	二　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	〔一～九　略〕	〔一～九　同左〕
イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨		十　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	十　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号			
三　〔略〕	三　〔同左〕		
（弔慰金及び家族弔慰金）	（弔慰金及び家族弔慰金）		
第百十二条　〔略〕	第百十二条　〔同左〕		
一　〔略〕	一　〔同左〕		
二　請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項	二　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号		

<u>はロに定める事項</u> <u>イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</u> <u>ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</u> 十一 〔略〕 [2～4 略] （整理退職の場合の一時金の決定の請求） 第百十六条の二 〔略〕 〔一～四 略〕 五 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 <u>イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</u> <u>ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</u> 六 〔略〕 [2・3 略] （遺族に対する一時金の決定の請求） 第百十六条の三 〔略〕 〔一～三 略〕 四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 <u>イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</u> <u>ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</u> 五 〔略〕 [2～4 略] （公務障害年金の決定の請求） 第百十七条 〔略〕 〔一～十 略〕 十一 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 <u>イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</u> <u>ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</u> 十二 〔略〕	十一 〔同左〕 [2～4 同左] （整理退職の場合の一時金の決定の請求） 第百十六条の二 〔同左〕 〔一～四 同左〕 五 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 六 〔同左〕 [2・3 同左] （遺族に対する一時金の決定の請求） 第百十六条の三 〔同左〕 〔一～三 同左〕 四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 五 〔同左〕 [2～4 同左] （公務障害年金の決定の請求） 第百十七条 〔同左〕 〔一～十 同左〕 十一 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 十二 〔同左〕		[2～4 略] （公務遺族年金の決定の請求） 第百十八条 〔略〕 〔一～十一 略〕 十二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 <u>イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</u> <u>ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</u> 十三 〔略〕 [2～4 略] （所在不明による支給停止の申請） 第百十八条の六 〔略〕 〔一～三 略〕 四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 <u>イ 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨</u> <u>ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</u> 五 〔略〕 2 〔略〕 （退職等年金給付の受給権者の異動報告等） 第百十九条の七 〔略〕 2 〔略〕 一 〔略〕 二 払渡金融機関を変更するとき（次号に掲げる事由に該当したときを除く） 新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載した届出書、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 三 支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき 新たな払渡金融機関の所在地、名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨を記載したもの 四 〔略〕 [3～6 略] （船員組合員の一部負担金等の返還） 第百二十七条の五 〔略〕 〔一・二 略〕 三 請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 <u>イ 支払を受けようとする預金口座として公金受取</u>	[2～4 同左] （公務遺族年金の決定の請求） 第百十八条 〔同左〕 〔一～十一 同左〕 十二 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 十三 〔同左〕 [2～4 同左] （所在不明による支給停止の申請） 第百十八条の六 〔同左〕 〔一～三 同左〕 四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 五 〔同左〕 2 〔同左〕 （退職等年金給付の受給権者の異動報告等） 第百十九条の七 〔同左〕 2 〔同左〕 一 〔同左〕 二 払渡金融機関を変更するとき 新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載した届出書、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 〔号を加える〕 三 〔同左〕 [3～6 同左] （船員組合員の一部負担金等の返還） 第百二十七条の五 〔同左〕 〔一・二 同左〕 三 請求金額並びに<u>払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号</u> （八）国家公務員共済組合法施行規則の一部改正

口座を利用しようとする者 支払を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 四 〔略〕 （前納された任意継続掛金の還付の請求手続） 第百三十条の六 〔略〕 〔一～三 略〕 四 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 還付金の払渡しを受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者 還付金の払渡しを受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 〔五～七 略〕 2 〔略〕	四 〔同左〕 （前納された任意継続掛金の還付の請求手続） 第百三十条の六 〔同左〕 〔一～三 同左〕 四 払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 〔五～七 同左〕 2 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。
（提出書類に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から令和四年十二月三十一日までの間において、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第九十七条、第九十九条の三、第九十九条の四、第百二条、第百三条、第百五条の四、第百五条の四の二、第百五条の四の三、第百五条の十一、第百五条の十二、第百六条、第百八条、第百九条、第百十条、第百十一条、第百十一条の二、第百十一条の三、第百十二条、第百十三条、第百二十七条の五及び第百三十条の六の規定の適用については、第九十七条中「支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨（当該給付が退職等年金給付である場合には、払渡金融機関」とあるのは「払渡金融機関」と、「旨）」とあるのは「旨」と、第九十九条の三、第九十九条の四、第百二条、第百三条、第百五条の四、第百五条の四の二、第百五条の四の三、第百五条の十一、第百五条の十二、第百六条、第百八条、第百九条、第百十条、第百十一条、第百十一条の二、第百十一条の三、第百十二条及び第百十三条中「支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨」とあるのは「払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨」と、第百二十七条の五中「支払を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨」とあるのは「払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支払を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨」と、第百三十条の六中「還付金の払渡しを受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨」とあるのは「払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに還付金の払渡しを受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨」とする。

（105）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和5年3月30日財務省令第4号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定） 第二条の四 〔略〕	（令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定） 第二条の四 〔同左〕

一 〔略〕 〔号を削る。〕 二 〔略〕 三 〔略〕 四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第二項 五 〔略〕 六 〔略〕 七 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項又は第二項（長期組合員となつた者の資格取得届等） 第八十七条の二 長期組合員となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 〔2～9 略〕 （出産費及び家族出産費） 第百六条 〔略〕 〔2～6 略〕 7 〔略〕 一 〔略〕 二 出産した者の氏名及び出産年月日 〔三・四 略〕 8 〔略〕 （産前産後休業期間中の掛金の免除の申出） 第百二十条の四 〔略〕 〔一～三 略〕 四 申出に係る組合員が産前産後休業に係る子を既に出産した場合にあつては、<u>出産年月日</u> 〔五・六 略〕 〔2～4 略〕	一 〔同左〕 二 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第七条第一項第一号 三 〔同左〕 四 〔同左〕 五 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第三条第一項及び第二項 六 〔同左〕 七 〔同左〕 〔号を加える。〕 （長期組合員となつた者の資格取得届等） 第八十七条の二 長期組合員となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項及び第八十七条の二の四第一項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。 〔2～9 同左〕 （出産費及び家族出産費） 第百六条 〔同左〕 〔2～6 同左〕 7 〔同左〕 一 〔同左〕 二 <u>出産した者及びその者が出産した子の氏名並びに</u> 出産年月日 〔三・四 同左〕 8 〔同左〕 （産前産後休業期間中の掛金の免除の申出） 第百二十条の四 〔同左〕 〔一～三 同左〕 四 申出に係る組合員が産前産後休業に係る子を既に<u>産した場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日</u> 〔五・六 同左〕 〔2～4 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百六条第七項の規定の適用については、令和五年四月一日以後に提出される出産費請求書又は家族出産費請求書について適用する。
（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出に関する経過措置）

第三条 この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百二十条の四第一項の規定の適用については、令和五年四月一日以後に提出される産前産後休業掛金免除申出書について適用する。

（106）国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和5年9月29日財務省令第53号）

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（組合員原票） 第八十七条 〔略〕 〔2・3 略〕 4 組合は、長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）が他の組合の長期組合員又は地方の長期組合員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける地方の組合の組合員をいう。 <u>第八十七条の二の二</u> 第七項及び第八十七条の三第四項において同じ。）となつたときは、当該長期組合員に係る組合員原票を当該他の組合又は地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。 （短期組合員となつた者の資格取得届等） <u>第八十七条の二</u> 短期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び短期組合員となつた日を記載した短期組合員資格取得届を組合に提出しなければならない。 2 短期組合員は、短期組合員の氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を組合に提出しなければならない。 3 短期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該短期組合員であつた者（死亡した場合には当該短期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。	（組合員原票） 第八十七条 〔同左〕 〔2・3 同左〕 4 組合は、長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）が他の組合の長期組合員又は地方の長期組合員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける地方の組合の組合員をいう。 <u>次条</u> 第七項及び第八十七条の三第四項において同じ。）となつたときは、当該長期組合員に係る組合員原票を当該他の組合又は地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。 〔条を加える。〕

一 短期組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所
二 退職当時又は死亡当時の所属機関の名称
三 短期組合員の資格を喪失した年月日
（長期組合員となつた者の資格取得届等）
第八十七条の二の二 長期組合員となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日、個人番号及び基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

〔2～9 略〕
（第二号厚生年金被保険者の資格取得届等）
第八十七条の二の三 〔略〕
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）
第八十七条の二の四 〔略〕

〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
<u>第五条の二第一項第一号の二</u>	又は	及び
〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

2 高齢任意加入被保険者が第八十七条の二の二第三項第一号の書類の提出を行つた場合は、高齢任意加入被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。
3 第八十七条の二の二第八項の規定は、第一項の申出、届出その他の行為について準用する。

〔条を削る。〕

（長期組合員となつた者の資格取得届等）
第八十七条の二 長期組合員となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

〔2～9 同左〕
（第二号厚生年金被保険者の資格取得届等）
第八十七条の二の二 〔同左〕
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）
第八十七条の二の三 〔同左〕

〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔同左〕	〔同左〕
〔項を加える。〕		
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔同左〕	〔同左〕

2 高齢任意加入被保険者が第八十七条の二第三項第一号の書類の提出を行つた場合は、高齢任意加入被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。
3 第八十七条の二第八項の規定は、第一項の申出、届出その他の行為について準用する。
（短期組合員となつた者の資格取得届等）
第八十七条の二の四 短期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。以下同じ。）となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所及び短期組合員となつた日を記載した短期組合員資格取得届を組合に提出しなければならない。
2 短期組合員は、短期組合員の氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を組合に提出しなければならない。
3 短期組合員が退職し、又は死亡した場合には、当該短期組合員であつた者（死亡した場合には当該短期組合員であつた者の遺族又は相続人）は、次に掲げる事項を記載した退職届又は死亡届を組合に提出しなければならない。
一 短期組合員であつた者の氏名、生年月日及び住所

(組合員長期原票)

第八十七条の三 連合会は、長期組合員（長期組合員であつた者を含む。）ごとに、組合員長期原票を備え、第八十七条の二の二第一項から第七項まで、第八十七条の二の三第三項及び第八十七条の二の四第一項の規定により提出を受けた届出又は書類（第八十七条の二の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第二百十条第三項及び第二百十条の四第四項の規定により通知を受けた事項により、組合員期間及び第二号厚生年金被保険者等であつた期間に関する事項、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険の標準賞与額その他の長期給付の裁定又は決定に関し必要な事項を記載して整理しなければならない。

2 〔略〕

3 連合会は、第八十七条の二の二第七項の規定により前歴報告書の提出を受けたときは、組合員長期原票、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十条第一項に規定する組合員原票及び同規程第九十二条第一項に規定する組合員期間等証明書（以下「組合員原票等」という。）並びに退職又は障害を給付事由とする年金である給付の決定に関し必要な書類（これらの年金である給付を受ける権利を有する者に係るものに限る。以下この条において「年金決定関係書類」という。）を当該前歴報告書を提出した者に係る組合員原票等及び年金決定関係書類を保管している地方の組合に対し、当該組合員原票等及び年金決定関係書類の送付を求めなければならない。

4 連合会は、長期組合員が地方の長期組合員となつたときは、その者に係る組合員長期原票（第八十七条の二の二第五項の規定により組合員期間等証明書が提出されている場合には組合員長期原票及び当該組合員期間等証明書）及び年金決定関係書類を当該地方の長期組合員の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

5 〔略〕

(被扶養者の申告)

第八十八条 〔略〕

一 〔略〕

二 被扶養者の要件を備える者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額、住所及び個人番号並びにその者と組合員との続柄

〔三～五 略〕

(老齢厚生年金の請求等)

第百十四条 〔略〕

二 退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

三 短期組合員の資格を喪失した年月日

(組合員長期原票)

第八十七条の三 連合会は、長期組合員（長期組合員であつた者を含む。）ごとに、組合員長期原票を備え、第八十七条の二第一項から第七項まで、第八十七条の二の二第三項及び第八十七条の二の三第一項の規定により提出を受けた届出又は書類（第八十七条の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第二百十条第三項及び第二百十条の四第四項の規定により通知を受けた事項により、組合員期間及び第二号厚生年金被保険者等であつた期間に関する事項、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険の標準賞与額その他の長期給付の裁定又は決定に関し必要な事項を記載して整理しなければならない。

2 〔同左〕

3 連合会は、第八十七条の二第七項の規定により前歴報告書の提出を受けたときは、組合員長期原票、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十条第一項に規定する組合員原票及び同規程第九十二条第一項に規定する組合員期間等証明書（以下「組合員原票等」という。）並びに退職又は障害を給付事由とする年金である給付の決定に関し必要な書類（これらの年金である給付を受ける権利を有する者に係るものに限る。以下この条において「年金決定関係書類」という。）を当該前歴報告書を提出した者に係る組合員原票等及び年金決定関係書類を保管している地方の組合に対し、当該組合員原票等及び年金決定関係書類の送付を求めなければならない。

4 連合会は、長期組合員が地方の長期組合員となつたときは、その者に係る組合員長期原票（第八十七条の二の二第五項の規定により組合員期間等証明書が提出されている場合には組合員長期原票及び当該組合員期間等証明書）及び年金決定関係書類を当該地方の長期組合員の属する地方の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

5 〔同左〕

(被扶養者の申告)

第八十八条 〔同左〕

一 〔同左〕

二 被扶養者の要件を備える者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額及び住所又は個人番号並びにその者と組合員との続柄

〔三～五 同左〕

(老齢厚生年金の請求等)

第百十四条 〔同左〕

<u>第三十条第一項第二号</u>	又は	及び
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
<u>第三十条の二第二項第一号の二</u>	又は	及び
<u>第三十条の二第二項第一号の二</u>	又は	及び
〔略〕	〔略〕	〔略〕

(障害厚生年金及び障害手当金の請求等)

第百十四条の二 〔略〕

<u>第四十四条第一項第二号</u>	又は	及び
〔略〕	〔略〕	〔略〕

2 〔略〕

(遺族厚生年金の請求等)

第百十四条の三 〔略〕

<u>第六十条第一項第一号の二</u>	又は	及び
〔略〕	〔略〕	〔略〕

2 〔略〕

(退職年金の決定の請求)

第百十六条 〔略〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

〔二～十一 略〕

〔2～4 略〕

(整理退職の場合の一時金の決定の請求)

第百十六条の二 〔略〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

〔二～六 略〕

〔2・3 略〕

(遺族に対する一時金の決定の請求)

第百十六条の三 〔略〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二～五 略〕

〔2～4 略〕

(公務障害年金の決定の請求)

第百十七条 〔略〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

〔二～十二 略〕

〔2～4 略〕

(公務遺族年金の決定の請求)

第百十八条 〔略〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基

〔項を加える。〕		
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔同左〕	〔同左〕
〔項を加える。〕		
〔項を加える。〕		
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

(障害厚生年金及び障害手当金の請求等)

第百十四条の二 〔同左〕

〔項を加える。〕		
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

2 〔同左〕

(遺族厚生年金の請求等)

第百十四条の二 〔同左〕

〔項を加える。〕		
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

2 〔同左〕

(退職年金の決定の請求)

第百十六条 〔同左〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二～十一 同左〕

〔2～4 同左〕

(整理退職の場合の一時金の決定の請求)

第百十六条の二 〔同左〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二～六 同左〕

〔2・3 同左〕

(遺族に対する一時金の決定の請求)

第百十六条の三 〔同左〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二～五 同左〕

〔2～4 同左〕

(公務障害年金の決定の請求)

第百十七条 〔同左〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二～十二 同左〕

〔2～4 同左〕

(公務遺族年金の決定の請求)

第百十八条 〔同左〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基

基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係 〔二～十三 略〕 〔2～4 略〕 （退職等年金給付の受給権者の異動報告等） 第百十九条の七 〔略〕 2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、<u>第八十七条の二の二</u>第二項の規定による書類の提出は要しないものとする。 〔一～四 略〕 〔3～6 略〕	基礎年金番号及び請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係 〔二～十三 同左〕 〔2～4 同左〕 （退職等年金給付の受給権者の異動報告等） 第百十九条の七 〔同左〕 2 受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、<u>第八十七条の二</u>第二項の規定による書類の提出は要しないものとする。 〔一～四 同左〕 〔3～6 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（107）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和6年2月28日財務省令第5号）

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等） 第百二十五条の三 〔略〕 〔2・3 略〕 <u>4</u> 法第百十四条の二第二項の財務省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） 第百二十五条の三 〔同左〕 〔2・3 同左〕 〔項を加える。〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、令和六年三月一日から施行する。

第2 社会保障協定特例法関係

（一）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年6月27日法律第104号）

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 健康保険法関係〔略〕
第三章 船員保険法関係〔略〕
第四章 国民健康保険法関係〔略〕
第五章 高齢者の医療の確保に関する法律関係〔略〕
第六章 国民年金法関係〔略〕
第七章 厚生年金保険法関係〔略〕
第八章 国家公務員共済組合法関係
 第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十一条）
 第二節 長期給付等に関する特例
 第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第四十二条－第四十五条）
 第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十六条－第四十九条）
 第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五十条－第五十二条）
 第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第五十三条・第五十四条）
 第五節 不服申立てに関する特例等（第五十五条－第五十七条）
第九章 地方公務員等共済組合法関係〔略〕
第十章 私立学校教職員共済法関係〔略〕
第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整
 第一節 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る給付の支給の調整（第九十三条－第九十六条）
 第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整（第九十七条－第九十九条）
第十二章 雑則（第百条－第百六条）
附則

第一章 総則
（趣旨）
第一条 この法律は、社会保障協定を実施するため、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
一 社会保障協定 我が国と我が国以外の締約国との間の社会保障に関する条約その他の国際約束であつて、次に掲げる事項の一以上について定めるものをいう。
イ 医療保険制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項
ロ 年金制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項
ハ 我が国及び相手国の年金制度における給付を受ける資格を得るために必要とされる期間の通算並びに当該通算により支給することとされる給付の額の計算に関する事項
ニ 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。
イ 厚生年金保険法（第九章を除く。）
ロ 国家公務員共済組合法

（一）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年6月27日法律第104号）
8/13

- ハ 地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）
- ニ 私立学校教職員共済法
- 三 共済年金各法 前号口から二までに掲げる法律をいう。
- 四 相手国 一の社会保障協定における我が国以外の締約国をいう。
- 五 相手国法令 一の社会保障協定に規定する相手国の法令をいう。
- 六 日本国実施機関等又は相手国実施機関等 それぞれ一の社会保障協定に規定する日本国の実施機関若しくは保険者又は相手国の実施機関若しくは保険者をいう。
- 七 相手国期間 相手国年金（年金制度に係る相手国法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付をいう。第百三条において同じ。）の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協定に規定する相手国の期間をいう。

第三条～第四十条〔略〕

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十一条 国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の規定（長期給付に関する規定を除く。）は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第百二十四条の三、第百二十五条及び第百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。）を含む。）のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、政令で定める者に限る。）には、適用しない。

2 国共済法の長期給付に関する規定は、前項の職員のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第四十二条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び国家公務員共済組合（国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「国共済組合員期間」という。）を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金（以下「国共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であって政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であって政令で定めるものを国共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

六 国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金（第四十六条第一項において「脱退一時金」という。）

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

（相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）

第四十三条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書

の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったものとみなす。

（相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例）

第四十四条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある公務によらない傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第五十一条第一項において「相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病」という。）による障害を有する者（その退職の日（国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。第五十一条第一項において同じ。）において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったものとみなす。

（相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第四十五条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。）及び国共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当する者として政令で定める者とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であって政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び国共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第四十六条 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であって政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額（脱退一時金にあっては、当該脱退一時金の受給権者の国共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額）に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となった死亡に係る者の国共済組合員期間であって政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であって政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であって、第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）

第四十七条 第四十三条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。）の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月末満であるときは、当該金額に^{あん}按分率を乗じて得た金額）とする。

2 前項の^{あん}按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく^{あん}按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零

（一）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年6月27日法律第104号） 815

- である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百年を超えるときは、三百年）で除して得た率
- イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものを合算したもの
- ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあっては、国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日）の属する月後の期間を除く。）
- ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であって政令で定めるもの
- 二 公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百年を超えるときは、三百年）で除して得た率
- 三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数（国共済法第八十二条第一項第一号に規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
- イ 第一号イに掲げる期間の月数
- ロ 三百年からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
- 3 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。
- 4 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第六項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。
- 5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率
- 二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
- 6 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。
- 7 第一項及び第二項の規定は第四十四条の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。
- 8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。
- （国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）
- 第四十八条 第四十五条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金（以下この条及び第五十四条において「特例による遺族共済年金」という。）の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ（1）の規定による金額（特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものの月数を合算した月数が三百年未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。
- 2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百年を超えるときは、三百年）で除して得た率
- イ 特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であって政令で

定めるものを合算したもの

- ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）
- ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるもの
- 二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百年を超えるときは、三百年）で除して得た率
- 三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数（国共済法第八十九条第一項第一号イに規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
- イ 第一号イに掲げる期間の月数
- ロ 三百年からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
- 3 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。
- 4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率
- 二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
- 5 第十七条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。
- 6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。
- （国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例）
- 第四十九条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であって政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例
- （発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する特例）
- 第五十条 障害認定日が発効日前にある傷病（相手国期間中に初診日のある傷病に限る。）による障害を有する者（当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であった者を除く。）が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。
- 2 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第四十七条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。
- 3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。
- 4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。
- （発効日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に関する特例）
- 第五十一条 退職の日が発効日前である者であって、相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの（当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であった者を除く。）が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。（発効日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する特例）

第五十二条 国家公務員共済組合の組合員であった者であって相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であった場合を除く。）は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。
二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき（前号に該当するときを除く。）。
三 第四十二条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であった者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額 第四十八条第一項、第二項及び第六項
二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十八条第三項、第四項及び第六項
三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十六条第一項及び第二項
四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条
五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項
7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例
（二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例）

第五十三条 国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

（二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の額）

第五十四条 前二節の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、当該国共済法による長期給付等の受給権者（特例による遺族共済年金又はこれに加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者）が二以上の相手国期間（前二節の規定を適用するものとした場合に当該国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資

格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該国共済法による長期給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

第五節 不服申立てに関する特例等

（国共済法の規定による審査請求の特例）

第五十五条 第十四条第四項、第三十二条第八項（第三十三条第六項（第三十七条第八項において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（国共済組合員期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第四十七条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（国共済法の規定による審査請求の手續の特例）

第五十六条 国共済法第百三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。）の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた国共済法の規定による処分に対する国共済法第百三条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

（財務大臣の権限）

第五十七条 財務大臣は、社会保障協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第五十八条～第九十二条【略】

第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

第一節 二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る給付の支給の調整

（老齢給付の加給の支給の調整）

第九十三条 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給（以下この条において「老齢給付の加給」という。）の支給を受けることができる者については、国共済法第七十九条第七項（私学共済法第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第八十一条第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

（二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給の調整）

第九十四条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章（第四項及び第九十七条第二項を除く。）において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。）は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該障害認定日がその一の期間中にある障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。）は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者

（一）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年6月27日法律第104号） 8/19

年金被保険者等であった期間を有するもの（前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至った者を除く。）は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であった期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかった場合にあっては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であった期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによっても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかった場合にあっては、同様とする。

4 前三項の規定は、相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第九十七条第二項において同じ。）による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日又は第四十四条、第六十一条若しくは第七十九条に規定する退職の日（以下「障害認定日等」という。）において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものの障害手当金又は障害一時金の支給について準用する。この場合において、第一項中「以下この章（第四項及び第九十七条第二項を除く。）」とあるのは「次項及び第三項」と、「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害一時金（以下この条において「障害手当金等」という。）の」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と、第二項中「障害認定日に」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「障害認定日が」とあるのは「障害認定日等が」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と、前項中「障害認定日に」とあるのは「次項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「障害認定日前」とあるのは「障害認定日等前」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と読み替えるものとする。

（二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整）

第九十五条 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であって、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するもの（当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。）は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第三十条第三項、第四十五条第二項、第六十二条第二項又は第八十条第二項の規定を適用する。

2 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当する者として政令で定める者とする。第九十八条第一項において「相手国期間中に死亡した者」という。）又は相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であって、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するもの（前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至った者がある場合における当該死亡に係る者を除く。）は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であった期間のみを有するものとみなして、第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあっては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であった期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによっても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあっては、同様とする。

（遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整）

第九十六条 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算（以下この項及び第九十九条第一項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。）の支給を受けることができる者は、国共済法第九十三条第二項（私学共済法第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

2 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算（以下この項及び第九十九条第二項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。）の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項（私学

共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整

（発効日前に障害認定日又は障害程度を認定すべき日がある場合における二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金及び障害手当金の支給の調整）

第九十七条 障害認定日が発効日前にある傷病（当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である場合に限る。）に係る初診日において相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）を有し、被用者年金被保険者等でない者が、当該障害認定日において、当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十四条第一項から第三項までの規定中「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは、「第三十五条、第五十条、第六十七条又は第八十五条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 障害程度を認定すべき日又は第四十四条、第六十一条若しくは第七十九条に規定する退職の日（以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。）が発効日前にある傷病（当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である場合に限る。）に係る初診日において相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）を有し、被用者年金被保険者等でない者が、当該障害程度を認定すべき日等において当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金又は障害一時金の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日等において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十四条第四項において読み替えて準用する同条第一項から第三項までの規定中「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」とあるのは、「第三十六条、第五十一条、第六十八条又は第八十六条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

（発効日前の死亡した日に二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整）

第九十八条 被用者年金被保険者等でない者（相手国期間中に死亡した者に限る。）が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十五条第二項中「第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは、「第三十七条、第五十二条、第六十九条又は第八十七条」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 被用者年金被保険者等でない者（相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者に限る。）が発効日前に死亡した場合であって、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十五条中「第三十条第三項、第四十五条第二項、第六十二条第二項又は第八十条第二項」とあり、及び「第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは「第三十七条、第五十二条、第六十九条又は第八十七条」と読み替えて同条の規定を準用する。

（発効日前の死亡の場合における遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整）

第九十九条 第九十六条第一項の規定は、第三十七条第七項、第五十二条第五項、第六十九条第五項又は第八十七条第五項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第九十六条第二項の規定は、第三十七条第七項、第五十二条第五項、第六十九条第五項又は第八十七条第五項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

第十二章 雑則

（国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例）

第百条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第二項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。次条において同じ。）の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を經由してすることができる。

一 国民年金法第百一条第一項

二 国民年金法附則第九条の三の二第五項

三 厚生年金保険法第九十条第一項

四 厚生年金保険法第九十一条

五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期

（一）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年6月27日法律第104号） 82/

間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があったものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた国民年金法又は厚生年金保険法による処分に対する第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、適用しない。
(相手国法令による申請等)

第百一条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告（以下この項において「相手国法令による申請等」という。）を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等（社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等（国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。）に限る。）に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。

2 相手国法令において相手国実施機関等に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会（以下この項において「審査機関」という。）にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を相手国実施機関等に送付するものとする。
(情報の提供等)

第百二条 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会（以下この条において「日本側保有機関」という。）は、公的年金各法並びに医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下この項において「日本側適用法令」という。）の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者、加入者若しくは加入者であった者又は公的年金各法による給付の受給権者に関する情報であってこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの（以下この条において「保有情報」という。）を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度において、社会保障協定に規定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等（以下この条において「相手国側保有機関」という。）に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、前項の場合のほか、相手国側保有機関（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）からの要請に基づいて、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のために必要と認められる場合であって、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は保有情報の本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、当該保有情報を、当該相手国側保有機関に対して提供することができる。

3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）は、日本側保有機関の長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。

4 日本側保有機関の長は、前項の開示の請求があったときは、当該開示の請求をした者に対し、書面により当該開示の請求に係る情報について開示をしなければならない。

5 日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であって個人に関するものについて、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。
(戸籍事項の無料証明)

第百三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。）は、相手国年金の受給権者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）の適用を受ける者、相手国法令の適用を受けたことがある者又は相手国年金の受給権者であって日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。
(経過措置)

第百四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
(実施命令)

第百五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、社会保障協定及びこの法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。
(政令への委任)

第百六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日〔平成20年3月1日〕から施行する。〔ただし書略〕
(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行日が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第六十六条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。）」とあるのは、「当該職員とみなされる者」とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る国共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)

第十八条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前にある死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十九条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(国共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び昭和六十一年四月一日前の国共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であって政令で定めるものをその者の国共済組合員期間に算入して昭和六十年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第四十二条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第四十六条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。
(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等に関する特例)

第二十一条 第八章第四節の規定は、前三条の規定により支給する国共済法による長期給付等について準用する。
(他の法律の廃止)

第三十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）

二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）

三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百十六号）

四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百十七号）

五 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

六 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

七 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十八年法律第七十二号）
(前条の規定による法律の廃止に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他

の行為は、この法律又はこれに基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第三十四条 附則第三十二条の規定による廃止前の同条第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる法律の規定により支給する公的年金各法による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分（以下この条において「公的年金各法による給付等」という。）は、この法律中の相当する規定により支給する公的年金各法による給付等とみなして、この法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（二）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正

（1）日本年金機構法（平成19年7月6日法律第109号）附則第68条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日〔平成22.1.1〕から施行する。〔ただし書略〕

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第六十八条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十七条第八項〔中略〕中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（2）地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年5月27日法律第56号）附則第50条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。〔ただし書略〕

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第五十条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ハ中「（第十一章を除く。）」を削る。

（3）被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第63号）附則第105条及び第106条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 〔前略〕附則第百五条〔中略〕の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成25年8月1日〕

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第百五条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「附則第二十八条第四項」を「附則第二十八条第五項」に、「附則第二十九条第四項」を「附則第二十九条第五項」に改める。

第百六条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中〔中略〕

「第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十一条）

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第四十二条－第四十五条）

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十六条－第四十九条）

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五十条－第五十二条）

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第五十三条・第五十四条）

第五節 不服申立てに関する特例等（第五十五条－第五十七条）

を

「第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十五条）

第二節 不服申立てに関する特例等（第四十六条－第四十八条）

」

に〔中略〕改め、

「第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

第一節 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る給付の支給の調整（第九十三条－第九十六条）

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整（第九十七条－第九十九条）

」

を削り、「第十二章 雑則（第百条－第百六条）」を「第十一章 雑則（第五十八条－第六十六条）」に改める。

第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第六十一条」に改め、同号を同条第五号とする。

第八章第二節から第四節までを削る。

第四十一条第一項中「第二十条の三四項」を「第二十条の二第四項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の六第一項」に改め、同条第二項を削り、第八章第一節中同条を第四十五条とする。

第五十五条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「国共済組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第八章第五節中同条を第四十六条とし、第五十六条を第四十七条とし、第五十七条を第四十八条とする。

第八章第五節を同章第二節とする。

第十一章を削る。

第百条第一項第四号中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、第十二章中同条を第五十八条とする。

第百一条第一項中「共済組合等（）」の下に「法律によって組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、」を加え、同条を第五十九条とする。

第百二条第一項中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十条とし、第百三条を第六十一条とする。

第百三条の二第一項第三号中「第三十七条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第六十二条とする。

第百三条の三を第六十三条とし、第百四条を第六十四条とし、第百五条を第六十五条とする。

第百六条中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十六条とする。

第十二章を第十一章とする。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

附則第十九条から第三十一条までを削る。

附則第三十二条を附則第十九条とし、附則第三十三条を附則第二十条とする。

附則第三十四条中「附則第三十二条」を「附則第十九条」に、「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を附則第二十一条とし、附則第三十五条を附則第二十二条とする。

（4）公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年6月26日法律第63号）附則第137条による改正

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平26.4.1〕から施行する。〔ただし書略〕

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第百三十七条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「（第九章を除く。）」を削る。

（5）行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月13日法律第69号）第178条による改正

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第百七十八条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立てに関する特例等」を「審査請求に関する特例等」に改める。

第八章第二節の節名を次のように改める。

第二節　審査請求に関する特例等

第四十七条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項及び第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項及び第四項」に改める。

第五十八条第二項中「審査請求の間又は」を「審査請求期間又は」に、「再審査請求の期間」を「再審査請求期間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二十八年四月一日〕から施行する。

（6）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日法律第37号）附則第50条による改正

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四　〔前略〕附則〔中略〕第五十条〔中略〕の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日〔令和4年4月1日〕

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第五十条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第三項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同条第五項中「(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

（三）社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成20年2月29日政令第37号）

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　適用範囲に関する事項（第三条）

第三章　長期給付等に関する事項

第一節　長期給付等の支給要件等に関する事項（第四条－第十二条）

第二節　長期給付等の額の計算等に関する事項（第十三条－第三十一条）

第四章　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する事項（第三十二条－第三十八条）

第五章　不服申立てに関する事項（第三十九条・第四十条）

第六章　経過的特例に関する事項（第四十一条－第四十九条）

第七章　存続組合等が支給する長期給付等に関する事項〔略〕

附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第二条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　法　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律をいう。

二　国共済法　国家公務員共済組合法をいう。

三　国共済施行法　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

四　昭和六十年改正法　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をいう。

五　旧国共済法　昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

六　昭和六十年国民年金等改正法　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）をいう。

七　旧厚生年金保険法　昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

八　国民年金等特例政令　社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）をいう。

九　昭和六十一年経過措置政令　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）をいう。

十　退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金　それぞれ国共済法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金をいう。

十一　組合員期間、長期給付等、退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算、遺族共済年金の経過的寡婦加算又は脱退一時金　それぞれ法第四十二条第一項に規定する国共済組合員期間、国共済法による長期給付等、国共済法の退職共済年金の加給、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は脱退一時金をいう。

十二　合算対象期間　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第七条第一項に規定する合算対象期間をいう。

十三　ドイツ協定、ドイツ保険者又はドイツ保険料納付期間　それぞれ社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定、ドイツ協定第二条（1）（b）に規定する年金保険制度の運営に責任を有する保険機関及びその連合組織又はドイツ協定に係る相手国期間のうち保険料を納付した期間（保険料を納付したとみなされる期間を含む。）としてドイツ保険者が確認した期間をいう。

十四　合衆国協定、合衆国実施機関又は合衆国納付条件　それぞれ社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、合衆国協定第一条1（f）に規定するアメリカ合衆国の実施機関又は合衆国協定第六条3（a）に規定する条件をいう。

十五　ベルギー協定又はベルギー実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定又はベルギー協定第一条1（e）に規定するベルギー王国の実施機関をいう。

十六　フランス協定、フランス実施機関又はフランス特定保険期間　それぞれ社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定、フランス協定第一条1（g）に規定するフランス共和国の実施機関又はフランス協定第十三条3の規定に基づきフランス実施機関が証明した保険期間をいう。

十七　カナダ協定　社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定をいう。

十八　特定相手国船員期間　次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ次に定める期間をいう。

イ　ベルギー協定　ベルギー王国の国籍を有する船舶において就労した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

ロ　フランス協定　フランス共和国の国籍を有する船舶において就労した期間としてフランス実施機関が確認した期間

十九　特定相手国坑内員期間　次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ次に定める期間をいう。

イ　ドイツ協定　ドイツ保険料納付期間のうち坑内の作業に従事した期間としてドイツ保険者が確認した期間

ロ　ベルギー協定　坑内の作業に従事した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

ハ　フランス協定　坑内の作業に従事した期間としてフランス実施機関が確認した期間

第二章　適用範囲に関する事項

第三条　法第四十一条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。

2　法第四十一条第一項に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子のすべてが、日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。

3　国共済法の短期給付に関する規定の適用については、前項に定める者が同項に定める者に該当しないこととなったときは、そのなった日に職員（国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。次項において同じ。）となったものとみなし、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者が前項に定める者に該当することとなったときは、そのなっ

（三）社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成20年2月29日政令第37号）　827

た日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

4 法第四十一条第一項又は第二項の規定により国共済法の規定（国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者にあつては、国共済法の長期給付に関する規定に限る。以下この項において同じ。）の適用を受けない者が相手国法令の規定の適用を受ける者に該当しないこととなったときは、国共済法の規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。

第三章 長期給付等に関する事項

第一節 長期給付等の支給要件等に関する事項

（退職共済年金等の支給要件等に関する規定の特例）

第四条 法第四十二条第一項（法第五十二条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における法第四十二条第一項に規定する組合員期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間の算定の基礎となっている月に係るものを除くものとし、組合員期間、厚生年金保険の被保険者期間（継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間とみなされた期間に基づくもの及び継続した十五年間における同号に規定する第三種被保険者であった期間に基づくものを除く。）、地方公務員共済組合の組合員である期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国船員期間及び厚生年金保険の被保険者期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

一 退職共済年金又は遺族共済年金	国共済法第七十六条第一項若しくは第二項第三号、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の二の二第一項、附則第十二条の三第三号若しくは附則第十二条の八第二項又は昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項	国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等	昭和十五年六月（国民年金等特例政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。以下この表において同じ。）以後の相手国期間
	国共済法第七十六条第二項第二号、附則第十二条の二の二第一項、附則第十二条の三第二号、附則第十二条の七第二項、附則第十二条の八第二項、附則第十三条の五若しくは附則第十三条の六、国共済施行法第八条（国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）若しくは第九条（国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。以下この表及び第十四条において同じ。）又は昭和六十年改正法附則第十四条第一項	組合員期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間（国共済法附則第十三条の五又は第十三条の六の規定により支給するものにあつては四十歳に達した日の属する月以後の期間に限り、ドイツ協定に係る場合にあってはドイツ保険料納付期間とする。）
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第一号	合算対象期間	昭和十五年六月以後の相手国期間
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十五年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。以下この表において同じ。）
		地方公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十七条第一項に規定する加入者期間		昭和二十九年一月以後の相手国期間	

昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十五年六月以後の相手国期間
昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間	昭和十五年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）
昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第五号	三十五歳に達した月以後の昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者又は同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）
昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第六号	継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間	継続した十五年間における昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間
	継続した十五年間における旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間	継続した十五年間における昭和二十九年五月以後の特定相手国坑内員期間
昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第二十八条の九に規定する者に係る部分に限る。）	四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）
昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十四号において適用する地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第八条第一項又は第二項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）	地方公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間

二 退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は遺族共済年金の経過的寡婦加算	国共済法第七十八条第一項若しくは第九十条又は国共済施行法第八条若しくは第九条	組合員期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間（退職共済年金の加給については、退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月（当該退職共済年金が国共済法第七十七条第四項、附則第十二条の二の二第六項又は附則第十二条の六の二第六項若しくは第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、これらの規定による改定の算定の基礎とされる組合員期間の最後の月の翌月）以後の相手国期間を除く。）
三 脱退一時金	国共済法附則第十三条の十第一項	組合員期間	昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間

（退職共済年金の加給の要件に関する規定を適用する場合における技術的読替え）

第五条 法第四十二条第一項の規定の適用を受けようとする者について、国共済法附則第十二条の六第一項又は第十二条の七の六の規定を適用する場合においては、これらの規定中「組合員期間が二十年」とあるのは、「組合員期間の月数と相手国期間（第七十八条第一項の規定を適用する場合に社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第四十二条第一項の規定により組合員期間に算入される相手国期間（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）をいう。）の月数とを合算した月数が二百四十月」とする。

（相手国期間中に初診日のある傷病に相当するもの等）

第六条 法第四十三条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病（法第十二条第一項に規定する傷病をいう。以下同じ。）とする。

一 ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に初診日（法第十二条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。）のある傷病
二 合衆国協定	国家公務員共済組合の組合員でない間に合衆国特例初診日（合衆国納付条件に該当する初診日をいう。）のある傷病
三 フランス協定	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病

（障害共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付）

第七条 法第四十三条第一項ただし書に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

一 国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四及び法第十二条第二項の規定により支給するものを除く。）

二 厚生年金保険法による障害厚生年金

三 共済年金各法による障害共済年金

（相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病の当該初診日において組合員とみなさない社会保障協定）

第八条 法第四十四条に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間とする。

一 ドイツ協定

二 合衆国協定

三 カナダ協定

（相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病に相当するもの等）

第九条 法第四十四条に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、フランス協定に係る場合とし、フランス協定に係る場合における同条に規定する相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病に相当するものとして政令で定めるものは、フランス特定保険期間中に初診日のある公務によらない傷病とする。

（障害一時金が支給されないこととなる者）

第十条 法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者（法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる

者を含む。）

二 旧国共済法による年金である給付の受給権者

三 次に掲げる給付（法第四十四条の規定により支給する障害一時金と同一の傷病による障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者又は受給権を有していたことがある者

イ 厚生年金保険法による障害手当金

ロ 共済年金各法による障害一時金

（相手国期間中に死亡した者に相当する者等）

第十一条 法第四十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

一 ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に死亡した者
二 合衆国協定	国家公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者
三 フランス協定	フランス特定保険期間中に死亡した者

（遺族共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付）

第十二条 法第四十五条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

一 国民年金法による遺族基礎年金（法第十三条第二項の規定により支給するものを除く。）

二 厚生年金保険法による遺族厚生年金

三 共済年金各法による遺族共済年金

第二節 長期給付等の額の計算等に関する事項

（退職共済年金の加給等の額の計算に関する規定）

第十三条 法第四十六条第一項（法第五十二条第六項第三号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める規定は、次の各号に掲げる長期給付等の区分に応じ、当該各号に定める規定とする。

一 退職共済年金の加給（次号に掲げるものを除く。） 国共済法第七十八条第二項

二 退職共済年金の加給（昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定により加算する額に相当する部分に限る。） 同項

三 遺族共済年金の中高齢寡婦加算 国共済法第九十条

四 遺族共済年金の経過的寡婦加算 昭和六十年改正法附則第二十八条第一項

五 脱退一時金 国共済法附則第十三条の十第三項

（退職共済年金の加給等に係る期間比率の算定の基礎となる組合員期間等）

第十四条 法第四十六条第二項（法第五十二条第六項第三号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める組合員期間及び法第四十六条第二項に規定する政令で定める長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間は、次の表の上欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる期間とする。

一 退職共済年金の加給	退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間（国共済施行法第八条第一号（国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の規定により支給するものにあつては同号に規定する施行日前の在職年の月数と同号に規定する施行日以後の組合員期間の月数とを合算した月数とし、国共済施行法第九条の規定により支給するものにあつては同条各号に掲げる期間を合算した月数と同条に規定する組合員期間の月数とを合算した月数とする。）	二百四十月（国共済施行法第八条第一号の規定により支給するものにあつては、同号イからハまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる年数に十二を乗じて得た月数）
二 遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は遺族共済年金の経過的寡婦加算	遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間（国共済施行法第八条第一号の規定により支給するものにあつては同号に規定する施行日前の在職年の月数と同号に規定する施行日以後の組合員期間の月数とを合算した月数とし、国共済施行法第九条の規定により支給するものにあつては同条各号に掲げる期間を合算した月数と同条に規定する組合員期間の月数とを合算した月数とする。）	二百四十月（国共済施行法第八条第一号の規定により支給するものにあつては、同号イからハまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる年数に十二を乗じて得た月数）
三 脱退一時金	組合員期間	六月

- (障害共済年金等の額に乘じることとされる^{あん}按分率の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であった期間)
- 第十五条 法第四十七条第一項及び第二項第一号イ（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、法第四十三条第一項又は第五十条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日（法第十二条第一項に規定する障害認定日をいい、二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあっては、それぞれの障害に係る障害認定日のうちいずれか遅い日をいう。以下同じ。）の属する月までの国民年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。
- 2 法第四十七条第七項において準用する同条第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、法第四十四条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日（国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。以下同じ。）の属する月までの国民年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。
- (障害共済年金等について理論的に可能な期間に基づく^{あん}按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)
- 第十六条 法第四十七条第二項第一号（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。
- 一 合衆国協定
- 二 カナダ協定
- (障害共済年金等について理論的に可能な期間に基づく^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第十七条 法第四十七条第二項第一号ハ（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第四十三条第一項又は第五十条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの期間とする。
- (障害共済年金等について合算した期間に基づく^{あん}按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)
- 第十八条 法第四十七条第二項第二号(同条第七項、法第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。
- 一 ベルギー協定
- 二 フランス協定
- (障害共済年金等について合算した期間に基づく^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第十九条 法第四十七条第二項第二号（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月から法第四十三条第一項又は第五十条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの期間とする。
- (障害共済年金等について合算した期間に基づく^{あん}按分率を修正した^{あん}按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)
- 第二十条 法第四十七条第二項第三号（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。
- (障害共済年金等について合算した期間に基づく^{あん}按分率を修正した^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第二十一条 法第四十七条第二項第三号ロ（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第四十三条第一項又は第五十条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。
- (障害共済年金の配偶者加給について合算した期間に基づく^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第二十二条 法第四十七条第五項第二号（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間にあっては第十九条に定める期間とし、ドイツ協定に係る相手国期間にあっては前条に定める期間とする。
- (障害一時金について合算した期間に基づく^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第二十三条 法第四十七条第七項において準用する同条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月から法第四十四条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。
- (遺族共済年金の額に乘じることとされる^{あん}按分率の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であった期間)
- 第二十四条 法第四十八条第一項及び第二項第一号イ（これらの規定を法第五十二条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、国民年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。
- (遺族共済年金について理論的に可能な期間に基づく^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第二十五条 法第四十八条第二項第一号ハ（法第五十二条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第十六条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第四十八条第一項（法第五十二条第六項第一号において準用する場合を含む。次条及び第二十八条において同じ。）の遺族共済年金

- の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間とする。
- (遺族共済年金について合算した期間に基づく^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第二十六条 法第四十八条第二項第二号（法第五十二条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月から法第四十八条第一項の遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間とする。
- (遺族共済年金について合算した期間に基づく^{あん}按分率を修正した^{あん}按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)
- 第二十七条 法第四十八条第二項第三号（法第五十二条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。
- (遺族共済年金について合算した期間に基づく^{あん}按分率を修正した^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第二十八条 法第四十八条第二項第三号ロ（法第五十二条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第四十八条第一項の遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までのドイツ保険料納付期間とする。
- (遺族共済年金に加算する金額について合算した期間に基づく^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間)
- 第二十九条 法第四十八条第四項第二号（法第五十二条第六項第二号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間にあっては第二十六条に定める期間とし、ドイツ協定に係る相手国期間にあっては前条に定める期間とする。
- (遺族共済年金の額の計算に関する国民年金等特例政令の規定の準用)
- 第三十条 国民年金等特例政令第三十九条の規定は法第四十八条第五項において準用する法第十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間について、国民年金等特例政令第四十条の規定は法第四十八条第五項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間について、国民年金等特例政令第四十一条の規定は法第四十八条第五項において準用する法第十七条第四項に規定する政令で定める加算する額について準用する。
- (退職共済年金の加給等の支給停止の特例)
- 第三十一条 法第四十九条に規定する政令で定める年金である給付は、国民年金等特例政令第三十六条第二項各号に掲げる年金である給付、旧厚生年金保険法による老齢年金及び昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢年金とする。
- 2 法の規定により支給する退職共済年金の加給（退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分に限るものとし、その支給が停止されているものを除く。以下この条において「退職共済年金の配偶者加給」という。）又は障害共済年金の配偶者加給（法第四十七条第四項に規定する国共済法の障害共済年金の配偶者加給をいい、その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者の配偶者が同時に国民年金等特例政令第三十六条第二項第一号に掲げる年金である給付の受給権者であって老齢給付の配偶者加給（国民年金等特例政令第二条第三十二号に規定する老齢給付の配偶者加給をいう。以下この条において同じ。）を受けるとき（当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他財務省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の支給を停止する。
- 3 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であって第一項に規定するもの（国民年金等特例政令第三十六条第二項第一号に掲げる年金である給付を除く。）を受けるときができる場合における退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給については、国共済法第七十九条第六項（国共済法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給（国民年金等特例政令第二条第三十三号に規定する障害給付の配偶者加給をいう。以下この項において同じ。）を受けるとき（当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他財務省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。
- 4 法の規定により支給する退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の受給権者が同時に法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等（法第十一条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等をいう。）を受けるとき（当該退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他財務省令で定める場合に限る。）は、その間、当該退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の支給を停止する。
- 第四章 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する事項
- (発効日前の障害に係る障害共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付)

第三十二条 法第五十条第三項に規定する政令で定める年金である給付は、国民年金等特例政令第八十一条各号に掲げる年金である給付（障害共済年金を除く。）とする。

（発効日前の退職に係る障害一時金が支給されないこととなる者）

第三十三条 第十条の規定は、法第五十一条第一項ただし書に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、第十条第三号中「第四十四条」とあるのは、「第五十一条第一項」と読み替えるものとする。

（発効日前の退職に係る障害一時金の額に乗じることとされる按分率の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であった期間等）

第三十四条 法第五十一条第二項において準用する法第四十七条第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は法第五十一条第一項の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの国民年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とし、法第四十七条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち昭和十五年六月から当該退職の日の属する月までの期間とする。

（発効日前の死亡に係る遺族共済年金の受給権の消滅事由）

第三十五条 法第五十二条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

一 配偶者 国共済法第九十三条の二第一項各号（国家公務員共済組合の組合員であった者であって相手国期間を有するものが死亡した日が平成十九年四月一日前にある場合にあっては、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第五条の規定による改正前の同項各号）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 父母又は祖父母 国共済法第九十三条の二第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 子又は孫 国共済法第九十三条の二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（発効日前の死亡に係る遺族共済年金の受給資格要件）

第三十六条 法第五十二条第一項第三号に規定する政令で定める遺族共済年金の受給資格要件は、組合員期間等（国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。）が二十五年以上であることとする。

2 法第四十二条第一項、昭和六十年改正法附則第十四条第一項及び第二項並びに国共済施行法第八条及び第九条（これらの規定を国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定並びに第四条の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、昭和六十年改正法附則第十四条第一項及び第二項中「の規定の適用に」とあるのは、「並びに社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第三十六条第一項の規定の適用に」と読み替えるものとする。

（発効日前の死亡に係る遺族共済年金の額の計算に関する国民年金等特例政令の規定の準用）

第三十七条 国民年金等特例政令第三十九条の規定は法第五十二条第六項第四号及び第五号において準用する法第十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間について、国民年金等特例政令第四十条の規定は法第五十二条第六項第四号及び第五号において準用する法第十七条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間について、国民年金等特例政令第四十一条の規定は法第五十二条第六項第四号において準用する法第十七条第四項に規定する政令で定める加算する額について準用する。

（発効日前の死亡に係る遺族共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付）

第三十八条 法第五十二条第七項に規定する政令で定める年金である給付は、国民年金等特例政令第四十七条第二号、第四号から第八号まで及び第十号から第十三号まで並びに第八十八条各号に掲げる年金である給付（国共済法第八十八条第一項第一号の規定により支給する遺族共済年金を除く。）とする。

第五章 不服申立てに関する事項

（審査請求を相手国実施機関等を經由してすることができないこととされる社会保障協定）

第三十九条 法第五十六条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。

一 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定

二 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定

（審査請求を相手国実施機関等を經由してすることができることとされる相手国法令）

第四十条 法第五十六条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次に掲げるものとする。

一 ドイツ協定第二条（1）（b）に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令

二 合衆国協定第一条1（d）に規定するアメリカ合衆国の法令

三 ベルギー協定第一条1（c）に規定するベルギー王国の法令

四 フランス協定第一条1（e）に規定するフランス共和国の法令

五 カナダ協定第二条1（c）に規定するカナダの法令

第六章 経過的特例に関する事項

（昭和六十一年四月一日前の組合員であった間に発した傷病により障害の状態にある者の障害共済年金の支給要件の特例）

第四十一条 相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。以下この条において同じ。）を有する者であって、昭和六十一年四月一日前の国家公務員共済組合の組合員であった間に発した傷病により障害の状態にあるものに係る当該傷病の発する日前の旧国共済法第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるときは、その者に係る昭和十五年六月（国民年金等特例政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通算年金通則法第四条第一項第二号に掲げる期間に算入して、昭和六十一年経過措置政令第十九条第一項、第四項又は第六項の規定により読み替えられた国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定を適用する。この場合において、昭和六十一年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えられた国共済法第八十一条第一項中「負傷した者に」とあるのは「負傷した者（昭和五十一年十月一日前にその病気又は負傷に係る傷病について療養の給付又は療養費の支給を受けた者にあつては、組合員となつて一年以上経過した後^あに公務によらないで病気にかかり、又は負傷した場合に限る。）に」と、「至つた日。以下「障害認定日」という。）」とあるのは「至つた日（以下「障害認定日」という。）とし、当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第十九条第四項の規定により読み替えられた第三項に規定する退職の時とする。）」とする。

（昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者の障害共済年金の支給要件等の特例）

第四十二条 昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者について、法第四十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）」とあるのは「昭和三十四年一月以後の相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に発した傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるもの）」と、「障害認定日」とあるのは「障害認定日（当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第十九条第四項の規定により読み替えられた国共済法第八十一条第三項に規定する退職の時）」と、「国共済法」とあるのは「同令第十九条第一項、第四項又は第六項の規定により読み替えられた国共済法」と、「当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったもの」とあるのは「国家公務員共済組合の組合員であった間に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に発した傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病とする。

一 ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に発した傷病
二 合衆国協定	国家公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3（a）の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）
三 フランス協定	フランス特定保険期間中に発した傷病

3 前条の規定は、第一項の規定により読み替えられた法第四十三条第一項に規定する者であって、当該傷病の発した日前の旧国共済法第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるものについて準用する。

第四十三条 昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者（当該傷病に係る初診日が同年四月一日以後の相手国期間中にある者を除く。）について、法第五十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「相手国期間中に初診日のある傷病」とあるのは「昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）第四十二条第二項の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病）」と、「当該初診日」とあるのは「当該傷病の発した日」と、「除く。」が、当該障害認定日」とあるのは「除き、当該傷病の発する日前の昭和六十年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上の者（昭和五十一年十月一日前に当該傷病について国共済法による療養の給付又は療養費の支給を受けた者にあっては、国家公務員共済組合の組合員となつて一年以上経過した後^あに当該傷病が発した者に限る。）に限る。）が、当該障害認定日（当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第十九条第四項の規定により読み替えられた国共済法第八十一条第三項に規定する退職の時）」とする。

2 第四十一条の規定は、前項の規定により読み替えられた法第五十条第一項に規定する者であって、当該傷病の発した日

（三）社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成20年2月29日政令第37号） 835

前の旧国共済法第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるものについて準用する。
(昭和六十一年四月一日前の組合員であった間に発した傷病により障害の状態にある者等に係る障害共済年金の額の計算の特例)

第四十四条 法第四十七条（第七項を除く。）の規定は、前三条の規定により支給する障害共済年金の額の計算について準用する。この場合において、法第四十七条第二項第一号ロ中「障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあっては、国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日）」とあるのは、「障害認定日又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第十九条第四項の規定により読み替えられた国共済法第八十一条第三項に規定する退職の時」と読み替えるものとする。

2 前三条の規定により支給する障害共済年金に係る前項及び法第五十条第二項において準用する法第四十七条第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は当該障害共済年金の受給権者に係る障害認定日又は退職の時（昭和六十一年経過措置政令第十九条第四項の規定により読み替えられた国共済法第八十一条第三項に規定する退職の時をいう。以下この条において同じ。）の属する月までの国民年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とし、当該障害共済年金に係る前項及び法第五十条第二項において準用する次の各号に掲げる規定に規定する政令で定める相手国期間は当該各号に定める相手国期間とする。

- 一 法第四十七条第二項第一号ハ 第十六条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から当該障害認定日又は退職の時の属する月までの期間
- 二 法第四十七条第二項第二号 第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月から当該障害認定日又は退職の時の属する月までの期間
- 三 法第四十七条第二項第三号ロ ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から当該障害認定日又は退職の時の属する月までのドイツ保険料納付期間
- 四 法第四十七条第五項第二号 次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
 - イ 第十八条に掲げる社会保障協定 第二号に定める相手国期間
 - ロ ドイツ協定 前号に定める相手国期間

3 第一項の障害共済年金の額について国共済法第八十二条第四項の規定を適用する場合においては、当該障害共済年金の受給権者に係る退職の時を同項に規定する障害認定日とみなす。
(旧国共済法による障害年金の額の改定の特例)

第四十五条 旧国共済法による障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧国共済法別表第三の上欄の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者であって、国共済法第八十四条第二項に規定するその他障害に係る傷病の初診日が相手国期間（次の表の上欄に掲げる社会保障協定にあっては、同表の下欄に掲げる期間）中にあるものは、昭和六十一年経過措置政令第四十三条の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったものとみなす。

一 ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間
二 合衆国協定	国家公務員共済組合の組合員でない間（当該初診日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。）
三 フランス協定	フランス特定保険期間

(昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る遺族共済年金の支給要件等に関する規定の適用)

第四十六条 相手国期間及び組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合であって法第五十二条第一項第一号に該当するときにおける同項の規定の適用については、同項中「有するもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 死亡した日が昭和三十四年一月一日から昭和四十八年九月三十日までの間にある者	有するもの（その者の国共済組合員期間の月数と昭和三十四年一月以後の相手国期間（当該国共済組合員期間の算定の基礎となっている月に係るものを除き、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）の月数とを合算した月数が百二十月以上であるときに限る。）
二 死亡した日が昭和四十八年十月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある者	有するもの（その者の国共済組合員期間の月数と昭和三十四年一月以後の相手国期間（当該国共済組合員期間の算定の基礎となっている月に係るものを除き、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）の月数とを合算した月数が十二月以上であるときに限る。）

三 死亡した日が昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にある者	有するもの（その者の昭和六十年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第二号に規定する組合員期間の月数と昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月）以後の相手国期間（当該国共済組合員期間の算定の基礎となっている月に係るものを除き、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）の月数とを合算した月数が十二月以上であるときに限る。）

2 法第五十二条第一項第二号の規定は、相手国期間及び組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合については、適用しない。

(旧脱退一時金等の受給資格要件である期間に算入する相手国期間)

第四十七条 法附則第二十条第一項に規定する政令で定める相手国期間は、昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間（組合員期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）とする。

(旧脱退一時金等が支給されないこととなる場合の年金である給付)

第四十八条 法附則第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める年金である給付は、同項に規定する脱退一時金については退職共済年金（法第四十二条第一項の規定により支給するものに限る。）又は障害共済年金とし、法附則第二十条第一項に規定する特例死亡一時金についてはその死亡した者に係る遺族共済年金とする。

(旧脱退一時金等の額)

第四十九条 法附則第二十条第一項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額は、当該脱退一時金の受給権者又は当該特例死亡一時金の給付事由となった死亡に係る者の組合員期間（旧国共済法第八十条第一項に規定する組合員期間をいう。次項において同じ。）が一年であるものとみなして旧国共済法の規定を適用するとしたならば算定されることとなる額に期間比率を乗じて得た額とする。

2 前項の期間比率は、同項に規定する者の組合員期間の月数を十二で除して得た率とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日〔平成二十年三月一日〕から施行する。

(日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令等の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成十年政令第四百十一号）
- 二 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者に係る国家公務員共済組合法の特例に関する政令（平成十二年政令第四百五十八号）
- 三 日本国及び大韓民国の両国において就労する者に係る国家公務員共済組合法の特例に関する政令（平成十六年政令第四百十三号）
- 四 日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成十七年政令第三百四号）
- 五 日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成十八年政令第三百九十八号）
- 六 日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に係る国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成十八年政令第四百一号）

(四) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正

(1) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部を改正する政令（平成20年11月28日政令第362号）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十条の二」に改める。

第二条第八号を次のように改める。

八 厚生年金等特例政令 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第 三百四十七号）をいう。

第二条中第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、第十七号の次に次の三号を加える。

十八 オーストラリア協定 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定をいう。

十九 オランダ協定 社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定をいう。

二十 チェコ協定 社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定をいう。

第四条中「法第四十二条第一項（）」を「オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第四十二条第一項（）」に、「この条において同じ。」を「この項において同じ。」の規定を適用する場合において、法第四十二条第一項に、「法第四十二条第一項に」を「同項に」に改め、同条の表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に、「含む。以下この表」を「含む。以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 オーストラリア協定に係る相手国期間について法第四十二条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する組合員期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間の算定の基礎となっている月に係るものを除くものとする。）とする。

一 退職共済年金	国共済法第七十六条第一項若しくは第二項第三号、附則第十二条の二の二第一項、附則第十二条の三第三号若しくは附則第十二条の八第二項又は昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項	国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等	昭和十七年六月以後の相手国期間
	国共済法第七十六条第二項第二号、附則第十二条の二の二第一項、附則第十二条の三第二号、附則第十二条の七第二項、附則第十二条の八第二項、附則第十三条の五若しくは附則第十三条の六、国共済施行法第八条若しくは第九条又は昭和六十年改正法附則第十四条第一項	組合員期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間（国共済法附則第十三条の五又は第十三条の六の規定により支給するものにあつては、四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第一号	合算対象期間	昭和十七年六月以後の相手国期間
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間
		地方公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間
		私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間	昭和二十九年一月以後の相手国期間
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）

	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号（地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九に規定する者に係る部分に限る。）	四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十四号において適用する地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条第一項又は第二項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）	地方公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第二十八条の九に規定する者に係る部分に限る。）	四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）
	昭和六十年改正法附則第十四条第二項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十四号において適用する地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第八条第一項又は第二項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）	地方公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間
二 退職共済年金の加給	国共済法第七十八条第一項又は国共済施行法第八条若しくは第九条	組合員期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間（退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月（当該退職共済年金が国共済法第七十七条第四項、附則第十二条の二の二第六項又は附則第十二条の六の二第六項若しくは第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、これらの規定による改定の算定の基礎とされる組合員期間の最後の月の翌月）以後の相手国期間を除く。）

第五条の次に次の一条を加える。

（相手国期間中に初診日のある傷病の当該初診日において組合員とみなさない社会保障協定）

第五条の二 法第四十三条第一項（第四十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、オーストラリア協定に係る相手国期間とする。

第八条に次の一号を加える。

四 オーストラリア協定

第十条の次に次の一条を加える。

（相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給について組合員が死亡したとみなさない社会保障協定）

第十条の二 法第四十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、オーストラリア協定に係る相手国期間とする。

第十五条中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める。

第十八条に次の二号を加える。

三 オランダ協定

四 チェコ協定

第十九条及び第二十三条中「昭和十五年六月」の下に「（オランダ協定又はチェコ協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）」を加える。

第二十四条中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める。

第二十六条中「昭和十五年六月」の下に「(オランダ協定又はチェコ協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。)」を加える。

第三十条（見出しを含む。）、第三十一条第一項から第三項まで及び第三十二条中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める。

第三十四条中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改め、「昭和十五年六月」の下に「(オランダ協定又はチェコ協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。)」を加える。

第三十七条（見出しを含む。）及び第三十八条中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める。

第四十条に次の三号を加える。

六 オーストラリア協定第一条１（ｃ）に規定するオーストラリアの法令

七 オランダ協定第一条１（ｄ）に規定するオランダ王国の法令

八 チェコ協定第一条１（ｂ）に規定するチェコ共和国の法令

第六章中第四十一条の前に次の一条を加える。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等において相手国期間から除かれる社会保障協定の期間）

第四十条の二 法附則第十八条に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、第五条の二に規定する相手国期間とする。

第四十一条中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める。

第四十四条第二項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改め、同項第二号中「昭和十五年六月」の下に「(オランダ協定又はチェコ協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。)」を加える。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（昭和六十一年四月一日前に死亡した場合に相手国期間から除かれる社会保障協定の期間）

第四十五条の二 法附則第十九条に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、第十条の二に規定する相手国期間とする。

第四十六条第一項の表三の項中「社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令」に改める。

附 則

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第二条の改正規定（第八号に係る部分を除く。）、第四条の改正規定（同条の表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分を除く。）、第五条の次に一条を加える改正規定、第八条に一号を加える改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定、第四十条に三号を加える改正規定（第六号に係る部分に限る。）、第六章中第四十一条の前に一条を加える改正規定、第四十五条の次に一条を加える改正規定〔中略〕 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日〔平成21年1月1日〕

二 第二条第八号の改正規定、第四条の改正規定（同条の表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分に限る。）、第十五条の改正規定、第十八条に二号を加える改正規定（第三号に係る部分に限る。）、第十九条及び第二十三条の改正規定（オランダ協定（社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第二十四条の改正規定、第二十六条の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、第三十条（見出しを含む。）、第三十一条第一項から第三項まで及び第三十二条の改正規定、第三十四条の改正規定（チェコ協定（社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る部分を除く。）、第三十七条（見出しを含む。）及び第三十八条の改正規定、第四十条に三号を加える改正規定（第七号に係る部分に限る。）、第四十一条の改正規定、第四十四条第二項の改正規定（チェコ協定に係る部分を除く。）、第四十六条第一項の表三の項の改正規定〔中略〕 オランダ協定の効力発生の日〔平成21年3月1日〕

三 前二号に掲げる規定以外の規定 チェコ協定の効力発生の日〔平成21年6月1日〕

（2）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成22年9月1日政令第191号）第2条による改正

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第二条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号に次のように加える。

ニ スペイン協定 坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条第二十二号を同条第二十四号とし、同条第二十一号に次のように加える。

ハ スペイン協定 スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条第二十一号を同条第二十三号とし、同条第二十号の次に次の二号を加える。

二十一 スペイン協定又はスペイン実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定又はスペイン協定第一条１（ｄ）に規定するスペインの実施機関をいう。

二十二 アイルランド協定 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定をいう。

第十八条に次の二号を加える。

五 スペイン協定

六 アイルランド協定

第十九条、第二十三条、第二十六条及び第三十四条中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

第四十条に次の二号を加える。

九 スペイン協定第一条１（ｂ）に規定するスペインの法令

十 アイルランド協定第一条１（ｃ）に規定するアイルランドの法令

第四十四条第二項第二号中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

附 則

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 〔前略〕第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条の改正規定、同令第十八条に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）及び同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る。）〔中略〕 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生の日〔平成22年12月1日〕

二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日〔平成22年12月1日〕

（3）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成23年11月28日政令第359号）第2条による改正

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第二条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 ブラジル協定 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定をいう。

二十四 スイス協定 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定をいう。

第十六条に次の一号を加える。

三 ブラジル協定

第十八条に次の一号を加える。

七 スイス協定

第十九条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく^{あん}按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定）

第二十二条の二 法第四十七条第七項及び第五十一条第二項において準用する法第四十七条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

（障害一時金について理論的に可能な期間に基づく^{あん}按分率を算定する基礎となる相手国期間）

第二十二条の三 法第四十七条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第四十四条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。

第二十三条及び第二十六条中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

第三十四条中「であった期間は」を「であった期間は、」に改め、「とし、法第四十七条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定又はアイルランド協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）から当該退職の日の属する月までの期間」を削り、同条に次の二項を加える。

2 法第五十一条第二項において準用する法第四十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から前項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

- 3 法第五十一条第二項において準用する法第四十七条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。
- 第四十条に次の二号を加える。
- 十一 ブラジル協定第一条1（d）に規定するブラジル連邦共和国の法令
- 十二 スイス協定第一条1（c）に規定するスイス連邦の法令
- 第四十四条第二項第二号中「又はアイルランド協定」を「、アイルランド協定又はスイス協定」に改める。

- 附 則
（施行期日）
この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 〔前略〕第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条の改正規定、同令第十六条に一号を加える改正規定、同令第二十二条の次に二条を加える改正規定、同令第三十四条の改正規定及び同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第十一号に係る部分に限る。）〔中略〕 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（以下「ブラジル協定」という。）の効力発生の日〔平成24年3月1日〕
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定（以下「スイス協定」という。）の効力発生の日〔平成24年3月1日〕

（4）社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成25年12月13日政令第345号）第2条による改正

- （社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）
第二条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。
- 二十五 ハンガリー協定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。
- 二十六 インド協定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。
- 第五条の二中「オーストラリア協定」を「次に掲げる社会保障協定」に改め、同条に次の各号を加える。
- 一 オーストラリア協定
- 二 ハンガリー協定
- 第八条に次の一号を加える。
- 五 ハンガリー協定
- 第十六条に次の一号を加える。
- 四 インド協定
- 第十七条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。
- 第十八条に次の一号を加える。
- 八 ハンガリー協定
- 第十九条中「前条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
- 第二十二条中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
- 第二十二条の二中「ブラジル協定」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。
- 一 ブラジル協定
- 二 インド協定
- 第二十二条の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。
- 第二十三条中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
- 第二十五条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。
- 第二十六条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。
- 第三十四条第二項中「ブラジル協定」を「第二十二条の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同

- 条第三項中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。
- 第四十条に次の二号を加える。
- 十三 ハンガリー協定第一条1（c）に規定するハンガリーの法令
- 十四 インド協定第一条1（c）に規定するインド共和国の法令
- 第四十条の二中「第五条の二に規定する」を「第五条の二各号に掲げる社会保障協定に係る」に改める。
- 第四十四条第二項第一号中「相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加え、同項第四号イ中「第十八条」を「第十八条各号（第八号を除く。）」に改める。

- 附 則
（施行期日）
1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 〔前略〕第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五条の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八条に一号を加える改正規定、同令第十九条、第二十二條、第二十三条、第二十六条及び第三十四条第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定〔中略〕 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日〔平成26年1月1日〕
- 二 〔略〕

（5）国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日政令第344号）第5条による改正

- （社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）
第五条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

- 目次及び第一章の章名を削る。
- 第一条中「及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）」を削る。
- 第二条及び第二章の章名を削る。
- 第三条に見出しとして「（国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例）」を付し、同条第一項中「法第四十一条第一項」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第四十五条」に、「合衆国協定」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（次項において「合衆国協定」という。）」に改め、同条第二項中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に改め、「。以下同じ」を削り、「すべて」を「全て」に、「合衆国実施機関」を「合衆国協定第一条1（f）に規定するアメリカ合衆国の実施機関」に改め、同条第三項中「国共済法の短期給付に関する規定の適用に」を「国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定の適用に」に、「職員（国共済法）を「職員（同法）に、「、国共済法」を「、同法」に、「国共済法第二条第一項第四号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第四十一条第一項又は第二項」を「第四十五条」に、「により国共済法」を「により国家公務員共済組合法」に、「（国共済法）を「（同法）に、「、国共済法」を「、同法」に改め、同条を第二条とする。
- 第三章及び第四章並びに第五章の章名を削る。
- 第三十九条中「第五十六条第一項」を「第四十七条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十四条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。
- 第四十条中「第五十六条第一項」を「第四十七条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十五条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。
- 第六章及び第七章を削る。
- 附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

（6）公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年7月28日政令第214号）附則第2条による改正

- 附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。〔ただし書略〕
（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）
第二条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。
第三条中「第九十四条各号」を「第八十九条各号」に改める。
第四条中「第九十五条各号」を「第九十条各号」に改める。

(五) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成20年2月29日財務省令第8号）

（適用証明書の申請）
第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「国共済法」という。）第三条第一項に規定する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）であって、社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下同じ。）の規定により相手国法令（法第二条第五号に規定する相手国法令をいう。以下同じ。）の規定の適用の免除を受けようとする者（社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定（第四条第三項において「韓国協定」という。）第八条2及び社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（以下「フランス協定」という。）第八条2の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該組合を経由して国共済法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に提出しなければならない。
一 組合員の氏名、性別、生年月日及び住所
二 基礎年金番号（国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条に規定する基礎年金番号をいう。第三条第二項第二号において同じ。）
三 当該申請に係る就労の開始予定年月日及び終了予定年月日
四 次の表の上欄に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下この号及び第五条第二項第四号において「ドイツ協定」という。）	ドイツ連邦共和国における就労先の名称及び所在地
	ドイツ年金法令（ドイツ協定第二条（1）（b）に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令をいう。第五条第二項第四号において同じ。）の加入期間を有する者にあつては、ドイツ連邦共和国における保険番号
社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域内における就労先の名称及び所在地
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下この号において「合衆国協定」という。）	合衆国協定第四条7（c）又は8の規定により合衆国協定第二条2に規定する合衆国費用負担法令の規定の適用の免除を受けようとする者にあつては、アメリカ合衆国における就労先の名称及び所在地
社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（第五条第二項第四号において「ベルギー協定」という。）	ベルギー王国における就労先の名称及び所在地
	ベルギー王国における就労先の登録番号

五 其他必要な事項
（適用証明書の交付）
第二条 連合会は、前条の申請書に基づき、相手国法令の規定の適用の免除を決定したときは、連合会が別に定める証明書（以下「適用証明書」という。）を作成し、組合を経由して当該申請に係る組合員に交付するものとする。
（適用証明書の記載事項の訂正等）
第三条 適用証明書の交付を受けた者に係る国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「施行規則」という。）第八十七条の二第三項の規定による氏名の変更に関する書類には、当該適用証明書を添えなければならない。
2 適用証明書の交付を受けた者は、当該適用証明書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き適用証明書を添えて、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、組合を経由して連合会に提出しなければならない。
一 組合員の氏名及び生年月日
二 基礎年金番号
三 当該申請に係る就労の開始年月日

四 亡失し、又は損傷した事由
五 其他必要な事項
3 連合会は、第一項の規定により適用証明書が添えられた氏名の変更に関する書類又は前項の申請書の提出があったときは、新たな適用証明書を交付するものとする。
4 施行規則第九十一条第三項及び第九十三条の規定は、適用証明書について準用する。この場合において、これらの規定中「組合に」とあるのは、「組合を経由して連合会に」と読み替えるものとする。
（相手国法令の規定の適用を受ける者に係る届出等）
第四条 法第四十一条第一項又は第二項の規定により国共済法の規定の適用を受けないこととなった者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に相手国実施機関等（法第二条第六号に規定する相手国実施機関等をいう。第五条第二項第三号及び第七条において同じ。）より交付された相手国法令の規定の適用に関する証明書の写しを添えて、組合に提出しなければならない。
一 届出者の氏名及び生年月日
二 国共済法の規定の適用を受けないこととなった日
三 其他必要な事項
2 組合は、前項の届出（国共済法の長期給付に関する規定の適用に係るものに限る。）を受けた場合は、その写しを連合会に送付しなければならない。
3 韓国協定第八条2及びフランス協定第八条2の規定に該当する者は、第一項に規定する証明書の写しの提出に代えて、次に掲げる書類のいずれかの提示をもって当該者であることを証明することができる。
一 旅券
二 その他本人確認できるもの
（国共済法による長期給付等の決定請求書等の特例）
第五条 次に掲げる国共済法による長期給付等（法第四十二条第一項に規定する国共済法による長期給付等をいう。）の決定の請求に係る請求書には、当該決定を受けようとする者（第二号に係る請求書にあつては、死亡した組合員又は組合員であつた者。次項第一号において同じ。）に係る相手国期間申立書（法第二条第七号に規定する相手国期間の確認を申し立てる書類をいう。次項及び次条において同じ。）を添えなければならない。

一 法第四十二条第一項（第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定により国共済法の退職共済年金の受給資格要件又は国共済法の退職共済年金の加給の加算の資格要件を満たした者に係る施行規則第一百四条第一項の請求書
二 法第四十二条第一項（第一号、第三号及び第六号を除く。）、第四十五条又は第五十二条第一項の規定により国共済法の遺族共済年金の受給資格要件又は国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件を満たした者に係る施行規則第一百四条の二十六第一項の請求書
三 法第四十二条第一項（第一号から第五号までを除く。）の規定により国共済法の脱退一時金の受給資格要件を満たした者に係る施行規則第一百四条の三十三の二第一項の請求書
四 法第四十三条又は第五十条第一項の規定により国共済法の障害共済年金の受給資格要件を満たした者に係る施行規則第一百四条の十三第一項の請求書
五 法第四十四条又は第五十一条第一項の規定により国共済法の障害一時金の受給資格要件を満たした者に係る施行規則第一百四条の二十五第一項の請求書
2 相手国期間申立書には、次に掲げる事項（フランス協定の適用を受ける場合には、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。
一 決定を受けようとする者の氏名、性別、生年月日及び住所
二 出生地及び国籍
三 相手国実施機関等から通知された相手国法令の適用に係る番号
四 次の表の上欄に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

ドイツ協定	ドイツ年金法令の加入期間
	ドイツ年金法令に基づく保険料を支払った最後のドイツ協定第一条（1）（f）に規定するドイツ連邦共和国の保険者の名称
ベルギー協定	ベルギー協定第一条1（e）に規定するベルギー王国の実施機関の名称
フランス協定	フランス共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況

五 其他必要な事項
3 施行規則第一百四条第一項、第一百四条の三の三第一項、第一百四条の三の六第一項、第一百四条の八第一項、第一百四条の九、第一百四条の十三第一項、第一百四条の十六の二第一項、第一百四条の二十及び第一百四条の二十一の規

定は、退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が次の各号のいずれかの事由に該当するときに準用する。この場合において、施行規則第百十四条第一項第七号中「退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）、障害共済年金又は令第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付（以下「加給調整対象年金」という。）」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）第三十一条第一項に規定する年金である給付（以下「社会保障協定関係法令による加給調整対象年金」という。）」と、施行規則第百十四条の三の三第一項、第百十四条の三の六第一項、第百十四条の八第一項、第百十四条の九、第百十四条の十三第一項、第百十四条の十六の二第一項、第百十四条の二十及び第百十四条の二十一の規定中「加給調整対象年金」とあるのは「社会保障協定関係法令による加給調整対象年金」と読み替えるものとする。

- 一 法の規定により支給する退職共済年金の加給（法第四十二条第一項第三号に規定する国共済法の退職共済年金の加給をいう。次号において同じ。）又は障害共済年金の配偶者加給（法第四十七条第四項に規定する国共済法の障害共済年金の配偶者加給をいう。次号において同じ。）の額が社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（以下「令」という。）第三十一条第二項、第三項ただし書又は第四項の規定に該当するとき。
 - 二 法の規定により支給する退職共済年金の加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が令第三十一条第二項、第三項ただし書又は第四項の規定によって支給を停止されている事由が消滅したとき。
- （国共済法による長期給付等の改定請求の特例）

第六条 法第四十三条第二項の規定により障害共済年金の額を改定すべき事由が生じた場合に係る施行規則第百十四条の十七に規定する請求書には、相手国期間申立書を添えなければならない。

（国共済法による長期給付等の請求の特例）

第七条 第五条第一項の規定の適用がある場合における同項各号に掲げる請求書又は前条の規定の適用がある場合における同条に規定する請求書については、相手国実施機関等を経由して連合会に提出することができる。

（令第三十一条第二項等の財務省令で定める場合）

- 第八条 令第三十一条第二項の財務省令で定める場合は、当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給（同項に規定する退職共済年金の加給をいう。次項及び第三項において同じ。）又は障害共済年金の配偶者加給（令第三十一条第二項に規定する障害共済年金の配偶者加給をいう。次項及び第三項において同じ。）の額が当該受給権者の配偶者が受ける老齢給付の配偶者加給（令第三十一条第二項に規定する老齢給付の配偶者加給をいう。次項において同じ。）の額と同額である場合であって、当該受給権者が主として当該配偶者の収入により生計を維持している場合とする。
- 2 令第三十一条第三項ただし書の財務省令で定める場合は、当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該受給権者の配偶者が受ける老齢給付の配偶者加給又は同項に規定する障害給付の配偶者加給の額と同額である場合であって、当該受給権者が主として当該配偶者の収入により生計を維持している場合とする。
- 3 令第三十一条第四項の財務省令で定める場合は、当該受給権者の配偶者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額がその者が受ける同項に規定する老齢基礎年金の振替加算等の額と同額である場合であって、当該受給権者の配偶者が主として当該受給権者の収入により生計を維持している場合とする。

附 則
（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

（社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成十二年大蔵省令第二号）
- 二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成十二年大蔵省令第八十七号）
- 三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例に関する省令（平成十七年財務省令第二十六号）
- 四 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成十七年財務省令第七十一号）
- 五 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成十八年財務省令第七十七号）
- 六 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例に関する省令（平成十八年財務省令第七十八号）

（六）社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正

（1）社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年11月28日財務省令第73号）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条2及び」を「第八条2、」に改め、「〔フランス協定〕という。）第八条2」の下に「及び社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定（第四条第三項において「カナダ協定」という。）第五条5（c）」を加え、同条第四号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定（以下この号及び第五条第二項第四号において「オランダ協定」という。）	オランダ王国の領域内において就労し、かつ、オランダ協定第七条1の規定によりオランダ王国の社会保障の部門に関する法令（オランダ協定第二条2に掲げる社会保障の各部門に関するオランダ王国の法律及び規則をいう。第五条第二項第四号において同じ。）の規定の適用を免除することとされたことがある者にあっては、当該申請に係る就労の開始の予定日が直近の当該オランダ王国の領域内における就労の終了の日から一年を経過している旨

第四条第三項中「及びフランス協定第八条2」を「、フランス協定第八条2及びカナダ協定第五条5（b）」に改める。

第五条第二項第四号の表中「

フランス協定	フランス共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況

」を「

フランス協定	一 フランス共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況 二 その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るフランス協定第二条1に掲げるフランス社会保障法令の適用状況
社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定	オーストラリアの領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況
オランダ協定	一 オランダ王国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況 二 その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るオランダ王国の社会保障の部門に関する法令の適用状況

」に改める。

附 則

この省令は、社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日〔平成21年1月1日〕から施行する。ただし、第一条第四号の表に次のように加える改正規定及び第五条第二項第四号の表の改正規定（社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ協定」という。）に係る部分に限る。）は、オランダ協定の効力発生の日〔平成21年3月1日〕から施行する。

（2）社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成21年6月1日財務省令第41号）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号の表社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下この号及び第五条第二項第四号において「ドイツ協定」という。）の項、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下この号において「合衆国協定」という。）の項及び社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（第五条第二項第四号において「ベルギー協定」という。）の項中「における就労先」を「の領域内における就労先」に改め、第一条第四号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「チェコ協定」という。）	チェコ共和国の領域内における就労先の名称及び所在地
	チェコ共和国の領域内における就労先の登録番号

第五条第二項第四号の表を次のように改める。

ドイツ協定	ドイツ年金法令の加入期間
	ドイツ年金法令に基づく保険料を支払った最後のドイツ協定第一条（1）（f）に規定するドイツ連邦共和国の保険者の名称
ベルギー協定	ベルギー協定第一条1（e）に規定するベルギー王国の実施機関の名称
フランス協定	フランス共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況
	その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るフランス協定第二条1に掲げるフランス社会保障法令の適用状況
社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定	オーストラリアの領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況
オランダ協定	オランダ王国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況
	その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るオランダ王国の社会保障の部門に関する法令の適用状況
チェコ協定	チェコ共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況
	その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るチェコ協定第二条1（a）に規定するチェコ共和国の年金保険法及びその関係法によって規律される制度の適用状況

附 則
この省令は、社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の効力発生の日〔平成21年6月1日〕から施行する。

（3）社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成21年12月28日財務省令第75号）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第12号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改める。
第七条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定により相手国実施機関等を経由して連合会に提出される第五条第一項第一号又は第二号に掲げる請求書には、当該請求書に添付すべきものとされている施行規則別紙様式第三十三号の二による年金加入期間確認通知書を添えることを要しない。

附 則
この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（4）国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成22年3月31日財務省令第24号）附則第4条による改正

附 則
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）
第四条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「書類」の下に「を提出する場合」を加え、「添え」を「併せて提出し」に改め、同条第二項中「、亡失の場合を除き適用証明書を添えて」を削り、「申請書を、」の下に「亡失の場合を除き適用証明書と併せて」を加え、同条第三項中「第一項の規定により適用証明書が添えられた」を削る。
第四条第一項中「届出書に」を「届出書を、」に、「を添えて、」を「と併せて」に改める。

第五条第一項中「請求に係る請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添え」を「併せて提出し」に改める。
第六条中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添え」を「併せて提出し」に改める。
第七条第二項を次のように改める。
2 前項の規定により第五条第一項第一号又は第二号に掲げる請求書が相手国実施機関等を経由して連合会に提出される場合には、施行規則第百十四条第二項第二号又は第百十四条の二十六第二項第八号に掲げる年金加入期間確認通知書の提出は、必要ないものとする。

（5）社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年11月30日財務省令第59号）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。
第一条第四号の表社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下この号及び第五条第二項第四号において「ドイツ協定」という。）の項を次のように改める。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下この号において「ドイツ協定」という。）	ドイツ年金法令（ドイツ協定第二条（1）（b）に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令をいう。）の加入期間を有する者において、ドイツ連邦共和国における保険番号

第一条第四号の表社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の項及び同表社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下この号において「合衆国協定」という。）の項を削り、同表社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（第五条第二項第四号において「ベルギー協定」という。）の項を次のように改める。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（第五条第二項第四号において「ベルギー協定」という。）	ベルギー王国の領域内における就労先の登録番号

第一条第四号の表社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「チェコ協定」という。）の項を次のように改める。

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「チェコ協定」という。）	チェコ共和国の領域内における就労先の登録番号

第一条第四号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（第五条第二項第四号において「スペイン協定」という。）	スペインの領域内における就労先の登録番号

第一条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 相手国の領域内における就労先の名称及び所在地（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第四条1の規定により同協定第二条2に規定する合衆国費用負担法令の規定の適用の免除を受けようとする者を除く。）
第五条第二項第四号の表ドイツ協定の項を削り、同表に次のように加える。

スペイン協定	スペインの領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況

第七条第二項中「又は第二号」、「又は第百十四条の二十六第二項第八号」及び「の提出」を削り、「必要ないものとする」を「提出を要しない」に改め、同条に次の一項を加える。
3 第一項の規定により第五条第一項第二号に掲げる請求書が相手国実施機関等を経由して連合会に提出される場合には、次に掲げる書類は、提出を要しない。ただし、第一号に掲げる書類にあっては、当該請求書に係る組合員又は組合員であった者の死亡した年月日及び死亡の原因を確認したことを証する書類を有するアイルランドの実施機関（社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定第一条1（e）に規定するアイルランドの実施機関をいう。）を経由して提出される場合に限る。
一 施行規則第百十四条の二十六第二項第一号に掲げる組合員又は組合員であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類
二 施行規則第百十四条の二十六第二項第八号に掲げる年金加入期間確認通知書
附 則
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条第四号の表に次のように加える改正規定及び第五条第二項第四号の表に次のように加える改正規定 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生の日〔平成22年12月1日〕
- 二 第七条の改正規定 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日〔平成22年12月1日〕

(6) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成24年2月29日財務省令第13号）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（第五条第二項第四号において「ブラジル協定」という。）	ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号

第五条第二項第四号の表に次のように加える。

ブラジル協定	ブラジル連邦共和国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係る就労状況
	その他の国の領域内における滞在期間及び当該滞在期間に係るブラジル協定第一条1（d）に規定するブラジル連邦共和国の法令の適用状況

附 則

この省令は、社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効力発生の日〔平成24年3月1日〕から施行する。

(7) 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成25年3月29日財務省令第13号）附則第5条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第三号の次に一号を加える改正規定〔中略〕の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第五条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第百十四条の三の六第一項」を「第百十四条の三の七第一項」に改める。

(8) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年12月24日財務省令第63号）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定	ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

附 則

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日〔平成26年1月1日〕から施行する。

(9) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年9月30日財務省令第73号）第3条による改正

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第三条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十一条第一項又は第二項」を「第四十五条」に、「第二条第六号」を「第二条第四号」に改める。

第五条の見出し中「国共済法による長期給付等」を「附則第四十一条年金」に改め、同条第一項中「国共済法による長期給付等（法第四十二条第一項に規定する国共済法による長期給付等をいう。）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条の規定により支給する退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金（以下「附則第四十一条年金」という。）」に、「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項（第二号及び第四号から第六号まで」を「第二十七条（第二号、第四号及び第六号から第八号まで」に、「国共済法の退職共済年金」を「厚生年金保険法の老齢厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共済年金の受給権を有することとなった者」に、「請求書」を「規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条第一項の請求書」に改め、同項第二号中「第四十二条第一項（第一号、第三号及び第六号を除く。）、第四十五条又は第五十二条第一項」を「第二十七条第一項（第一号、第三号、第五号及び第八号を除く。）、第三十条又は第四十条第一項」に、「国共済法の遺族共済年金」を「厚生年金保険法の遺族厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなった者」に、「第百十四条の二十六第一項」を「第百十四条の三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四十三条又は第五十条第一項」を「第二十八条又は第三十八条第一項」に、「国共済法の障害共済年金」を「厚生年金保険法の障害厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による障害共済年金の受給権を有することとなった者」に、「第百十四条の十三第一項」を「第百十四条の二第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第四十四条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同条第三項を削る。

第六条の見出し中「国共済法による長期給付等」を「附則第四十一条年金」に改め、同条中「第四十三条第二項」を「第二十八条第二項の規定を適用するとしたならば同項」に、「障害共済年金」を「厚生年金保険法の障害厚生年金」に、「場合に係る」を「場合において平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額の改定に係る」に、「に規定する」を「の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項に規定する」に改める。

第七条の見出し中「国共済法による長期給付等」を「附則第四十一条年金」に改め、同条第二項中「第百十四条第二項第二号に掲げる年金加入期間確認通知書」を「第百十四条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条第二項第三号に掲げる書類」に改め、同条第三項中「第百十四条の二十六第二項第一号に掲げる組合員又は組合員」を「第百十四条の三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十条第三項第四号に掲げる被保険者又は被保険者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 施行規則第百十四条の三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十条第三項第九号の二に掲げる書類

第八条を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(10) 国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年9月12日財務省令第65号）第3条及び第4条による改正

第三条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出）

第五条 法第二十五条第一項の規定による資格取得の申出（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第六条において「第二号厚生年金被保険者」という。）となる者に係るものに限る。）については、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第2号。第六条において「社保厚労省令」という。）第二十号に定めるところによるものとする。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「第一号厚生年金被保険者」とあるのは「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。

（厚生年金保険の受給権者の手続の特例）

第六条 厚生年金保険の受給権者の手続（第二号厚生年金被保険者に係るものに限る。）については、社保厚労省令第二十二条から第二十四条までに定めるところによるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる社保厚労省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二条第一項第一号	厚年規則	国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「国共規則」という。）第百十四条の規定により読み替えられた厚年規則
第二十二条第一項第二号	厚年規則	国共規則第百十四条の二の規定により読み替えられた厚年規則
第二十二条第一項第三号	厚年規則	国共規則第百十四条の三の規定により読み替えられた厚年規則
第二十二条第一項第十三号及び第二項	厚年規則	国共規則第百十四条の四の規定により読み替えられた厚年規則
第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項	厚年規則	国共規則第百十四条の規定により読み替えられた厚年規則
第二十三条第七項及び第八項並びに第二十四条	厚年規則	国共規則第百十四条の二の規定により読み替えられた厚年規則

第四条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「基礎年金番号（）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五号に規定する個人番号（第三条第二項第二号において「個人番号」という。）又は基礎年金番号（）」に改める。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 個人番号又は基礎年金番号

第五条中「」とする」を「」と、同項第二号中「基礎年金番号」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五号に規定する個人番号又は基礎年金番号」とする」に改める。

附 則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、この省令の公布の日から施行し、平成二十七年十月一日から適用する。

注 上記の施行期日については、平成28年12月28日財務省令第86号により「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日」を「平成二十九年一月一日」に改められた

（11）国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年7月31日財務省令第52号）第2条による改正

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第二条第五号」を「第二条第五項」に改める。

第五条中「第二十条」を「第十九条」に、「機構」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に、「第二条第五号」を「第二条第五項」に改める。

第八条中「第百十四条の十七」を「第百十四条の二」に改める。

第九条第一項中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第五条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改め、同項第一号及び第二号中「厚生年金保険法」を「厚生年金保険法施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。〔ただし書略〕

（12）国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年3月2日財務省令第3号）第2条による改正

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出） 第五条 法第二十五条第一項の規定による資格取得の申出（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第六条において「第二号厚生年金被保険者」という。）となる者に係るものに限る。）については、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第2号。第六条において「社保厚労省令」という。）第十九条に定めるところによるものとする。この場合において、 <u>同条第一項中「第一号厚生年金被保険者」とあるのは「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者」と、「日本年金機構（以下「機構」という。）」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。</u>	（厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出） 第五条 法第二十五条第一項の規定による資格取得の申出（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第六条において「第二号厚生年金被保険者」という。）となる者に係るものに限る。）については、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第2号。第六条において「社保厚労省令」という。）第十九条に定めるところによるものとする。この場合において、 <u>同条第一項各号列記以外の部分中「第一号厚生年金被保険者」とあるのは「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者」と、「日本年金機構（以下「機構」という。）」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、同項第二号中「基礎年金番号」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号又は基礎年金番号」とする。</u>

附 則

この省令は、平成三十年三月五日から施行する。

（13）国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和5年9月29日財務省令第53号）附則第3条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第三条 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(適用証明書の記載事項の訂正等) 第三条 適用証明書の交付を受けた者に係る国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「施行規則」という。）第八十七条の二の二第三項の規定による氏名の変更に係る書類を提出する場合には、当該適用証明書を併せて提出しなければならない。 〔2～4 略〕	(適用証明書の記載事項の訂正等) 第三条 適用証明書の交付を受けた者に係る国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「施行規則」という。）第八十七条の二第三項の規定による氏名の変更に係る書類を提出する場合には、当該適用証明書を併せて提出しなければならない。 〔2～4 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

(14) 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（令和5年12月27日財務省令第58号）

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(適用証明書の申請) 第一条 〔略〕 〔一～四 略〕 五 〔略〕	(適用証明書の申請) 第五条 〔同左〕 〔一～四 同左〕 五 〔同左〕
〔略〕	〔同左〕
社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定	〔項を加える。〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日〔令和6年4月1日〕から施行する。

第3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法関係

(一) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年12月12日法律第256号）

平成11年4月1日現在

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 年金受給者のための特別措置（第三条―第七条の三）
- 第三章 連合会の業務（第八条―第十六条の二）
- 第四章 年金受給者等の権利の確認（第十七条―第二十一条）
- 第五章 雑則（第二十二条・第二十三条）
- 附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「共済組合法」という。）の規定による国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会（以下「共済協会」という。）及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合（以下「日本製鉄八幡共済組合」という。）からの年金受給者等のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。
(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

(外地関係共済組合の定義)

第二条 この法律において「外地関係共済組合」とは、もとの外地関係の政府職員の共済組合のうち年金給付を行つていたもので、左に掲げる命令の規定に基いて組織されたものをいう。

- 一 朝鮮總督府通信官署共済組合法令（昭和十六年勅令第三百五十七号）
- 二 朝鮮總督府交通局共済組合法令（昭和十六年勅令第三百五十八号）
- 三 台湾總督府専売局共済組合法令（大正十四年勅令第二百十四号）
- 四 台湾總督府営林共済組合法令（昭和五年勅令第五十九号）
- 五 台湾總督府交通局通信共済組合法令（昭和十六年勅令第二百八十六号）
- 六 台湾總督府交通局鉄道共済組合法令（昭和十六年勅令第二百八十七号）

第二章 年金受給者のための特別措置
(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継)

第三条 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

- 2 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合法令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基く命令の規定により負担した、又は負担すべきであつた年金支給の義務で陸軍共済組合法令及び海軍共済組合法令廃止の件（昭和二十年勅令第六百八十八号）附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により消滅したものを消滅しなかつたものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基き支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務（昭和二十六年一月以後の期間に係る年金支給の義務については、第六条の規定による改定後の年金支給の義務）は、履行されたものとみなす。
- 3 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの法律施行の日までに履行されていないものは、その日において消滅したものとみなす。

(外地関係共済組合に係る年金の支給)

第四条 連合会は、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したもののからの年金受給者に対し、当該指定の日以後当該共済組合が支給すべき年金を支給する。

- 2 前項の年金及び年金受給者のうちには、第二条各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五条第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者を含むものとする。
- 3 第一項の規定により年金を支給すべき者は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定の適用を受ける者で、

- 且つ、本邦（本州、四国、九州及び北海道並びに大蔵省令で定めるその附属の島をいい、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）を含む。以下同じ。）内に住所又は居所を有する者に限る。
- 4 大蔵大臣は、外地関係共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明らかになったものから第一項の指定をするものとする。
- （前二条の年金の支給に関する調整）
- 第五条 連合会が第三条の規定により承継した義務に基き、及び前条第一項の規定により支給すべき年金のうち、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧共済組合法」という。）の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それぞれ同法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金の支給の例による。
- 2 連合会は、前項に規定する年金の支給の義務が消滅した場合において、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合に同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。
- 3 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。
- （年金額の改定）
- 第六条 連合会は、第三条の規定により継承した義務に基き、及び第四条第一項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十六年一月分以後、旧共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものについては第一号に掲げる額に、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。
- 一 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を旧共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額
- 二 当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合が支給した当該年金に相当する年金の算定の例及び第三項の規定により算定した額
- 2 前項第一号の場合において、同号の年金のうちにその支給の条件又は額の算定の基準について旧共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、旧共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。
- 3 公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、その年金の額算定の際俸給月額に乘ずべき月数を労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）第二項の規定に基き大蔵大臣が定めた基準に従つて改定する。
- （日本製鉄八幡共済組合に対する金額の交付）
- 第七条 国は、日本製鉄八幡共済組合が、旧製鉄所現業員共済組合に関する件（大正十一年勅令第四百九十五号）の規定に基づいて組織された製鉄所共済組合（以下「旧製鉄所共済組合」という。）の組合員であつた者に支給する年金の額を第一条の二若しくは前条の規定又は各年金額改定法の規定（次に掲げる規定をいう。第七条の三第四項において同じ。）に準じて改定した場合には、その年金額の改定により増加する費用（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定により増加する部分を除く。）に対し、当該年金受給者（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の支給を受ける者を除く。）が旧製鉄所共済組合の組合員であつた期間に払い込んだ掛金の合計額の当該年金受給者が組合員であつた全期間に払い込んだ掛金の総額に対する割合とみなされる割合を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を、当該共済組合の請求に基づきこれに交付する。
- 一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百七号）
- 二 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法津第百五十九号）第二条
- 三 昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等に規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百六十号）第三条
- 四 国家公務員共済組合法第九十条に規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十二号）第二条
- 五 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法津第百三十三号）第二条
- 六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十三年法律第百二十六号）第一条、第一条の二又は第二条
- 七 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号）第一条又は第二条
- 八 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第百一号）第一条又は第二条

- 九 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十二号）附則第二条
- 十 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第一条から第二条の十七まで又は第三条の四第三項から第六項まで
- 2 前項に規定する割合は、大蔵大臣の定めるところにより、保険数理に基いて算出するものとする。
- 3 第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が年金額を改定した年度以後の年度において、各年度を四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとする。
- 第七条の二 連合会は、昭和二十年八月十五日において旧陸軍共済組合令又は第二条第一号若しくは第三号から第六号までに掲げる命令に基く命令の規定中旧共済組合法による退職年金に相当する給付に関する部分の適用を受けていた組合員であつた者及び旧陸軍兵器廠職工扶助令（明治三十五年勅令第百九十一号）の規定中終身年金に関する部分の適用を受けていた者で、同日において、これらの組合を脱退したものとして旧共済組合法を適用したとすれば同法の規定による退職年金を受けることができたもの（第三条の規定により承継した義務に基き、及び第四条第一項の規定により支給する年金の受給者を除く。）又はその遺族に対し、旧共済組合法の規定による退職年金又は遺族年金の支給の例により、これらの年金に相当する年金を支給する。
- 2 前項の規定による年金の額は、昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給（旧陸軍兵器廠職工扶助令に規定する定期職工として満二十五年以上就業していた者については、退業の際現に受けていた俸給。以下別表第二において同じ。）に対応する別表第二の仮定俸給を俸給とみなし、旧共済組合法の規定を適用して算定した額とする。
- 3 第一項の規定により年金を支給すべき者に対し陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、第一項の規定による年金支給の義務は、履行されたものとみなす。
- 4 第四条第三項の規定は、第一項の規定により年金を支給すべき者（昭和二十年八月十五日において第二条第一号又は第三号から第五号までに掲げる命令に基く命令の規定中旧共済組合法による退職年金に相当する給付に関する部分の適用を受けていた組合員であつた者に限る。）について、第五条第二項の規定は、第一項の規定による年金の支給の義務が消滅した場合についてそれぞれ準用する。
- 第七条の三 連合会は、旧海軍共済組合の組合員（旧共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する給付（以下第三項において「長期給付」という。）に関する規定の適用を受けていた者に限る。以下この項及び次項において同じ。）で、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員で昭和二十年四月一日以後職務上の傷病により死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。
- 2 連合会は、旧海軍共済組合の組合員であつた者のうち、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間における旧海軍共済組合の組合員であつた期間内に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより旧海軍共済組合から公傷病年金の支給を受けていたもので、その職務上の傷病によらないで同日までに死亡したものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員であつた者で昭和二十年四月一日以後公傷病年金の支給を受けることとなつた後その支給の事由となつた職務上の傷病によらないで死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。
- 3 連合会は、旧海軍共済組合の組合員のうち、長期給付に関する規定の適用を受けなかつた者（恩給法（大正十二年法律第四十八号）の適用を受けていた者を除く。）で、昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となり、若しくは死亡し、又は障害の状態となつた後その職務上の傷病によらないで死亡したものが、旧海軍共済組合の長期給付に関する規定の適用を受けていたものとするれば第三条又は前二項の規定により年金の支給を受けるべきこととなるときは、昭和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に対して、第三条又は前二項の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。
- 4 前三項の規定による年金の額は、これらの年金を支給すべき事由の生じた月のその者の俸給につき、第六条第一項第二号及び各年金額改定法の規定を適用して得た仮定俸給を俸給とみなし、同条第三項及び各年金額改定法の規定により算定した額とする。
- 5 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による年金の支給について準用する。
- 第三章 連合会の業務（業務）
- 第八条 連合会は、共済組合法の規定による業務の外、左に掲げる業務を行う。
- 一 第三条の規定により承継した義務に基き、年金及び一時金を支給し、その他その承継した債務の整理をすること。
- 二 第四条及び前二条の規定による年金及び一時金を支給すること。

三 前二号の業務に附帯する業務
(定款の変更)

第九条 連合会は、この法律施行の後、遅滞なく、大蔵大臣の認可を受けて、前条の規定による業務を行うこととなつたのに伴い必要とされる定款の変更をしなければならない。
(会計)

第十条 連合会は、第八条の規定による業務に関する会計については、共済組合法の規定による業務に関する会計と区分して、これを経理しなければならない。

第十一条 国は、予算の定めるところにより、連合会に対し、第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金の支給その他その承継した債務の履行に要する費用並びに同条に規定する業務の執行に要する費用に充てるため必要な金額を交付する。

2 前項の金額は、毎年度分を四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとする。

第十二条 連合会は、毎年度第八条の規定による業務に関する收支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、毎年度第八条の規定による業務に関する決算において剰余金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに国庫に納付しなければならない。

3 連合会の第八条の規定による業務に関する会計についての細目的事項については、前二条及び前二項に定めるものを除く外、大蔵大臣が定める。
(監督)

第十三条 連合会の第八条の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2 連合会は、大蔵大臣の定める手続により、毎月末日現在における第八条の規定による業務に関する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、当該職員をして連合会の第八条の規定による業務及び当該業務に関する会計について監査させるものとする。
(特定財産の国への帰属)

第十四条 連合会が第三条第一項の規定により承継した財産のうち連合会が第八条の規定による業務を執行するために必要でないと認めて大蔵大臣が指定したものは、その指定の日において、国に帰属するものとする。

(無料証明)

第十五条 連合会及び連合会から第八条第一号又は第二号に規定する年金又は一時金の支給を受けるべき者は、これらの年金又は一時金の支給に関し必要な範囲内において、国又は地方公共団体の権限のある機関に対し、無料で証明を求めることができる。

(非課税)

第十六条 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金については、旧共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相当する年金及び一時金を除く外、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

3 連合会が第三条第一項の規定により承継した不動産の取得の登記で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものについては、登録免許税を課さない。

(給付を受ける権利の保護)

第十六条の二 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる。

3 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金のうち、旧共済組合法に規定する退職年金及び退職一時金に相当するものを受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

第四章 年金受給者等の権利の確認
(公告)

第十七条 連合会は、第三条の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継した後、第四条の規定により外地関係共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、第七条の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた後並びに第七条の三の規定により年金を支給すべきこととなつた後、遅滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、一定の期間内に証拠書類を添えて連合会に対し当該権利の確認を求めるための申出をすべき旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月（連合会がその権利義務を承継し、又は第四条、第七条の二若しくは第七条の三の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日から三月）を下ることができない。

2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならない。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

3 第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八条第一項の規定による権利の確認が得られないため第二十条の規定の適用を受けることがあるべき旨を附記しなければならない。
(権利の確認)

第十八条 連合会は、前条第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めるための申出をした者に対し、その提出した証拠書類その他連合会の調査した資料に基いて、その者が真正の権利者であるか否か並びにその者が真正の権利者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確認しなければならない。

2 連合会は、前条第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めた者以外の者で同項の期間内に申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基き、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができる。
(年金証書の交付)

第十九条 連合会は、前条の規定により年金の支給を受ける権利の確認をした者に対しては、当該年金に関する証書を作成して交付しなければならない。

2 連合会は、前条の規定による権利の確認を受けた者が旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合の発給に係る年金に関する証書を有するときは、これを返納させなければならない。
(年金又は一時金の受給権利者)

第二十条 連合会は、第十八条の規定による権利の確認を受けた者以外の者に対しては、第三条、第四条、第七条の二及び第七条の三の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わない。
(細目)

第二十一条 第十八条の規定により権利の確認及び第十九条第一項の規定による年金に関する証書の作成、交付、書換、再交付等に関する細目的事項については、大蔵大臣が定める。

第五章 雑則
(事務の委任)

第二十二条 大蔵大臣は、第四条第四項の規定による外地関係共済組合に関する調査の事務を連合会に行わせることができる。

2 連合会は、前項の規定により委任された調査を行うため、第十七条の規定に準じて外地関係共済組合に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、当該権利の申出をすべき旨の公告をすることができる。この場合においては、当該公告には、当該公告が第三項の規定により第十七条第一項の規定により公告とみなされ、同条第三項に規定するところと同様の結果となることがあるべき旨を附記しなければならない。

3 連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果に基いて大蔵大臣が第四条第一項の指定をしたときは、連合会は、当該公告を第十七条第一項の規定による公告とみなして当該公告に応じて権利の申出をした者に対し第十八条第一項の規定による権利の確認をすることができる。
(時効の特例)

第二十三条 左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日から第十七条第一項の規定による公告（前条第三項の規定により権利の確認をする場合には、同条第二項の規定による公告）に応じて権利の申出をすべき期間終了の日までは、進行しないものとする。

- 一 旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。
- 二 昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利
- 三 外地関係共済組合から年金の支給を受ける権利

2 前項各号に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令若しくは第二条各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五条第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 将来外地関係共済組合に帰属することが確定的となつた資産のうち、連合会が第四条又は第七条の二の規定により支給すべき年金及び一時金に係る責任準備金の金額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。

- 3 連合会は、第三条第一項の規定により共済協会から承継した施設のうちに第八条の規定による業務以外の業務の用に供されるものがあるときは、当分の間、同条の規定による業務の外、引き続き当該施設を利用して当該業務を行うことができる。
- 4 第九条、第十条、第十二条第一項及び第三項、第十三条並びに共済組合法第十二条第二項の規定は、連合会が前項の規定による業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「前条の規定による業務」又は「第八条の規定による業務」とあるのは「附則第三項の規定による業務」と、第十二条第一項中「收支計算書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と、共済組合法第十二条第二項中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵大臣」と読み替えるものとする。
- 5 連合会が附則第三項の規定による業務を行う間は、第十四条中「第八条の規定による業務」とあるのは、「第八条及び附則第三項の規定による業務」と読み替えるものとする。
- 6 共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定は適用しない。
- 7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、直ちに共済協会の事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。
- 8 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。
- 9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し第二十四条の規定を適用する場合においては、同法第四十条第一項の規定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において第二十四条後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

別表第一

年金の算定の基準となつた俸給	仮 定 俸 給	年金の算定の基準となつた俸給	仮 定 俸 給
円	円	円	円
五〇	三、八五〇	一五〇	九、九〇〇
五五	四、一五〇	一五八	一〇、五〇〇
六〇	四、四五〇	一六七	一一、一〇〇
六五	四、七五〇	一七五	一一、七〇〇
七〇	五、〇五〇	一八三	一二、五〇〇
七七	五、三五〇	一九二	一三、三〇〇
八三	五、七〇〇	二〇〇	一四、二〇〇
九〇	六、一〇〇	二一七	一五、二〇〇
九七	六、五〇〇	二三三	一六、二〇〇
一〇三	六、九〇〇	二五〇	一七、二〇〇
一一〇	七、三〇〇	二六七	一八、三〇〇
一一七	七、五〇〇	二八三	二〇、一〇〇
一二五	八、一〇〇	三〇〇	二一、五〇〇
一三三	八、七〇〇	三一七	二二、九〇〇
一四二	九、三〇〇	三三三	二五、〇〇〇
備 考			
一 年金の算定の基準となつた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の七七倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。			
二 年金の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給相当額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。			

別表第二

昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給	仮 定 俸 給	昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給	仮 定 俸 給
円	円	円	円
五〇	四、六〇〇	一五〇	一一、八〇〇
五五	四、九〇〇	一五八	一二、六〇〇
六〇	五、二〇〇	一六七	一三、五〇〇
六五	五、五〇〇	一七五	一四、五〇〇
七〇	五、九〇〇	一八三	一五、五〇〇
七七	六、三〇〇	一九二	一六、六〇〇
八三	六、七〇〇	二〇〇	一七、八〇〇
九〇	七、一〇〇	二一七	一九、〇〇〇
九七	七、五五〇	二三三	二〇、四〇〇
一〇三	八、〇五〇	二五〇	二二、〇〇〇
一一〇	八、六〇〇	二六七	二三、六〇〇
一一七	八、九〇〇	二八三	二六、二〇〇
一二五	九、六〇〇	三〇〇	二八、二〇〇
一三三	一〇、三〇〇	三一七	三〇、三〇〇
一四二	一一、〇〇〇	三三三	三三、六〇〇
備 考			
一 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の九二倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の一〇〇・九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。			
二 昭和二十年八月十五日において現に受けていた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。			

(二) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正

(1) 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第56号）附則第26条による改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。〔ただし書略〕
(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第二十六条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。
第十六条の二第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

(2) 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第387条による改正

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
第三百八十七条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条」に改める。
本則(第四条第一項及び第四項、第六条、第九条並びに第二十二条第一項及び第三項を除く。)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第四条第三項中「且つ」を「かつ」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。〔ただし書略〕

(3) 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年6月20日法律第53号）附則第5条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成14年4月1日〕から施行する。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第五条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「北緯二十七度」を「北緯二十七度十四秒」に改める。

(4) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年5月25日法律第58号）第1条による改正

（恩給法等の一部改正）

第一条 次に掲げる法律の規定中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第十六条の二第二項

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

(5) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第62号）附則第57条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則〔中略〕第五十七条〔中略〕の規定 公布の日

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第五十七条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人日本製鉄八幡共済組合（）」の下に「昭和十八年十月一日に財団法人日本製鉄八幡共済組合という名称で設立された法人をいい、」を加える。

(6) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第63号）附則第119条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第百十九条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次

のように改正する。

第五条第三項中「ついては、」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の」を加える。

(7) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年6月5日法律第40号）附則第62条による改正

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。〔ただし書略〕

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第六十二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(三) 年金額改定政令

(1) 平成11年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成11年6月2日政令第169号）

内閣は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第一条の二、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条の二第一項及び第二項並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧令特別措置法 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法をいう。

二 施行法 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

三 旧法 施行法第二条第二号に規定する旧法をいう。

四 平成十年度改定令 平成十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十年政令第百九十七号）をいう。

五 公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金 それぞれ公務による傷病を給付事由とする年金、公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金をいう。

（旧令特別措置法による退職年金等の額の改定）

第二条 旧令特別措置法第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は旧令特別措置法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものについては、平成十一年四月分以後、その額を、平成十年度改定令第二条の規定により改定された年金額の算定の基礎となっている平成十年度改定令別表第一の仮定俸給（同条第四項又は第九項の規定により同条第四項各号に定める額をもって改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となっている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限をいう。以下同じ。）に達している年金に限る。次項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合において、当該年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、この項の規定を適用するものとする。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する額

- 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する額
- 3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。
- 4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、平成十一年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。
- 一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 百十二万九千九百円
- 二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
- イ 六十五歳以上の者に係る年金 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額
- （1）その实在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金 百十二万九千九百円
- （2）その实在職した組合員期間が九年以上最短年金年限未満の者に係る年金 八十四万七千四百円
- （3）その实在職した組合員期間が六年以上九年未満の者に係る年金 六十七万七千九百円
- （4）その实在職した組合員期間が六年未満の者に係る年金 五十六万五千円
- ロ 六十五歳未満の者に係る年金 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額
- （1）その实在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金 八十四万七千四百円
- （2）その实在職した組合員期間が最短年金年限未満の者に係る年金 五十六万五千円
- 三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 七十九万円
- 5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、平成十一年四月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもって、当該年金の額とする。
- 一 遺族である子一人を有する場合 十五万四千二百円
- 二 遺族である子二人以上を有する場合 二十六万九千九百円
- 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十五万四千二百円
- 6 前項の場合において、旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻が当該遺族年金に相当する年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について次に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、同項の規定による加算は行わない。
- 一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料又は施行法第三十一条第一項に規定する退職年金条例の規定による遺族年金の支給を受ける場合であって、恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項若しくは第二項（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条の三第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定又はこれらの規定に相当する当該退職年金条例の規定により当該年金である給付に加えることとされている額が加えられる場合
- 二 旧令特別措置法の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金のうち、殉職年金又は公務傷病遺族年金の支給を受ける場合
- 三 旧法の規定による殉職年金又は公務傷病遺族年金の支給を受ける場合
- 四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十八条第一号又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第九十三条第一号の規定による遺族年金の支給を受ける場合
- 7 第五項の場合において、旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻で同項各号のいずれかに該当するもの（昭和五十五年十月三十一日前に給付事由が生じた旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者を除く。）が次に掲げる年金である給付（その全額の支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行わない。ただし、第一項から第四項までの規定により算定した旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が八十一万円に満たないときは、この限りでない。
- 一 国家公務員共済組合法による退職共済年金のうち、その年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの又は同法附則第十三条第一項若しくは施行法第八条若しくは第九条（これらの規定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第四十八条第一項（施行法第四十九条又は第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条（施行法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるもの
- 二 国家公務員共済組合法による障害共済年金

- 三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の四各号に掲げる年金

8 前項ただし書の場合において、第五項の規定により当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額に加算されるべき額は、同項の規定にかかわらず、八十一万円から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。

9 旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうちその年金の額の算定に関し一定の年齢以上の者について特別の定めをしている規定（以下「年齢特例規定」という。）に規定する年齢に達していないものが、当該年齢特例規定に規定する年齢に達したときにおいては、その者は、当該年齢特例規定に規定する一定の年齢以上の者に該当するものとして、当該年齢特例規定を適用する。この場合において、当該年齢特例規定によりその年金の額を改定すべきこととなるときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金の額を改定する。（旧令特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第三条 旧令特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金については、平成十一年四月分以後、その額を、平成十年度改定令第三条の規定により改定された年金額の算定の基礎となっている平成十年度改定令別表第一の仮定俸給（同条第三項の規定により同項各号に定める額をもって改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、旧令特別措置法第一条に規定する共済協会又は旧令特別措置法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乘ずべき月数は、公務傷病年金及び公務傷病遺族年金にあっては旧令特別措置法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとし、殉職年金にあっては別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二月に乘じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2 前条第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となっている組合員期間のうち实在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、平成十一年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、当該年金額に二十一万円を加えた額とする。）

二 殉職年金 百八十万九千円

三 公務傷病遺族年金 百四十万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に十三万九千七百円を加えた額をもって、これらの年金の額とする。

5 前項の場合において、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について前条第六項第一号に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、前項の規定による加算は行わない。

6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）第八条第二項に規定する扶養親族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあっては、同項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、第三項第一号に定める額に、配偶者である扶養親族については十九万三千二百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき二万四千元（そのうち二人までについては、一人につき六万六千元（配偶者である扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人に限り十三万二千元））を加えた額を同号に定める額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあっては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、第三項第二号に定める額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に定める額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に定める額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき二万四千元（そのうち二人までについては、一人につき六万六千元）

二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する額

8 前条第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。（旧法による年金の額の改定）

第四条 第二条の規定は旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）の額の改定について、前条の規定は旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金の額の改定について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第六項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合又は旧令特別措置法の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金の支給を受ける場合」と、前条第五項中「前条第六項第一号に掲げる場合」とあるのは「前条第六項第一号又は第二号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第六条 第二条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもってこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。[ただし書略]

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

2 この政令の施行の際、旧令特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利を併せ有するものについては、この政令は、適用しない。

別表第一（第二条、第三条、第五条関係）

二四二、五三〇	二四四、二三〇
二四八、七一〇	二五〇、四五〇
二五五、一五〇	二五六、九三〇
二六七、五七〇	二六九、四四〇
二八〇、〇八〇	二八二、〇四〇
二八三、三五〇	二八五、三三〇
二九三、六九〇	二九五、七五〇
三〇八、三八〇	三一〇、五三〇
三二二、九二〇	三二五、一八〇
三三一、八九〇	三三四、二二〇
三四〇、六五〇	三四三、〇三〇
三五八、四三〇	三六〇、九三〇
三七五、八二〇	三七八、四五〇
三七九、二三〇	三八一、八九〇
三九二、七六〇	三九五、五一〇
四〇九、八二〇	四一二、六八〇
四二六、七八〇	四二九、七七〇
四四三、六三〇	四四六、七三〇

備考
年金額の算定の基礎となっている平成十年度改定令別表第一の仮定俸給の額が四四三、六三〇円を超える場合においては、その額に一・〇〇七を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第二（第三条、第五条関係）

仮 定 俸 給	率
四四六、七三〇円以上のもの	二三・〇割
四一二、六八〇円を超え四四六、七三〇円未満のもの	二三・八割
三九五、五一〇円を超え四一二、六八〇円以下のもの	二四・五割
三八一、八九〇円を超え三九五、五一〇円以下のもの	二四・八割
二六九、四四〇円を超え三八一、八九〇円以下のもの	二五・〇割
二五六、九三〇円を超え二六九、四四〇円以下のもの	二五・五割
二三一、六九〇円を超え二五六、九三〇円以下のもの	二六・一割
一八九、三四〇円を超え二三一、六九〇円以下のもの	二六・九割
一八二、一四〇円を超え一八九、三四〇円以下のもの	二七・四割
一七〇、三〇〇円を超え一八二、一四〇円以下のもの	二七・八割
一六五、五八〇円を超え一七〇、三〇〇円以下のもの	二九・〇割
一六〇、七六〇円を超え一六五、五八〇円以下のもの	二九・三割
一四一、五八〇円を超え一六〇、七六〇円以下のもの	二九・八割
一二五、五八〇円を超え一四一、五八〇円以下のもの	三〇・二割
一二一、一七〇円を超え一二五、五八〇円以下のもの	三〇・九割
一一八、〇七〇円を超え一二一、一七〇円以下のもの	三一・九割
一一五、三三〇円を超え一一八、〇七〇円以下のもの	三二・七割
一一二、六〇〇円を超え一一五、三三〇円以下のもの	三三・〇割
一〇八、二一〇円を超え一一二、六〇〇円以下のもの	三三・四割
一〇八、二一〇円のもの	三四・五割

別表第三（第三条関係）

障害の等級		年 金 額
一	級	五、七〇九、〇〇〇円
二	級	四、七五七、〇〇〇円
三	級	三、九一七、〇〇〇円
四	級	三、一〇〇、〇〇〇円
五	級	二、五〇八、〇〇〇円
六	級	二、〇二八、〇〇〇円
備考		
一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めたところによる。		
二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。		

(2) 平成12年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成12年5月31日政令第241号）

内閣は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第一条の二、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百十九号）第三条の二第一項及び第二項並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧令特別措置法 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法をいう。
- 二 施行法 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。
- 三 旧法 施行法第二条第二号に規定する旧法をいう。
- 四 平成十一年度改定令 平成十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十一年政令第百六十九号）をいう。
- 五 公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金 それぞれ公務による傷病を給付事由とする年金、公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金をいう。

（旧令特別措置法による退職年金等の額の改定）

第二条 旧令特別措置法第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は旧令特別措置法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものについては、平成十二年四月分以後、その額を、平成十一年度改定令第二条の規定により改定された年金額の算定の基礎となっている平成十一年度改定令別表第一の仮定俸給（同条第四項又は第九項の規定により同条第四項各号に定める額をもって改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

- 2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となっている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限をいう。以下同じ。）に達している年金に限る。次項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合において、当該年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、この項の規定を適用するものとする。
- 一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）に

- 相当する額
 - 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する額
- 3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。
- 4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、平成十二年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。
- 一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 百十三万二千七百円
 - 二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
- イ 六十五歳以上の者に係る年金 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) その実在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金 百十三万二千七百円
 - (2) その実在職した組合員期間が九年以上最短年金年限未満の者に係る年金 八十四万九千五百円
 - (3) その実在職した組合員期間が六年以上九年未満の者に係る年金 六十七万九千六百円
 - (4) その実在職した組合員期間が六年未満の者に係る年金 五十六万六千四百円
 - ロ 六十五歳未満の者に係る年金 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (1) その実在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金 八十四万九千五百円
 - (2) その実在職した組合員期間が最短年金年限未満の者に係る年金 五十六万六千四百円
- 三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 七十九万二千円
- 5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、平成十二年四月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもって、当該年金の額とする。
- 一 遺族である子一人を有する場合 十五万四千二百円
 - 二 遺族である子二人以上を有する場合 二十六万九千九百円
 - 三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十五万四千二百円
- 6 前項の場合において、旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻が当該遺族年金に相当する年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について次に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、同項の規定による加算は行わない。
- 一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料又は施行法第三十一条第一項に規定する退職年金条例の規定による遺族年金の支給を受ける場合であって、恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項若しくは第二項（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条の三第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定又はこれらの規定に相当する当該退職年金条例の規定により当該年金である給付に加えることとされている額が加えられる場合
 - 二 旧令特別措置法の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金のうち、殉職年金又は公務傷病遺族年金の支給を受ける場合
 - 三 旧法の規定による殉職年金又は公務傷病遺族年金の支給を受ける場合
 - 四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十八条第一号又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第九十三条第一号の規定による遺族年金の支給を受ける場合
- 7 第五項の場合において、旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻で同項各号のいずれかに該当するもの（昭和五十五年十月三十一日前に給付事由が生じた旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者を除く。）が次に掲げる年金である給付（その全額の支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行わない。ただし、第一項から第四項までの規定により算定した旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が八十一万円に満たないときは、この限りでない。
- 一 国家公務員共済組合法による退職共済年金のうち、その年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの又は同法附則第十三条第一項若しくは施行法第八条若しくは第九条（これらの規定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第四十八条第一項（施行法第四十九条又は第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条（施行法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるもの

- 二 国家公務員共済組合法による障害共済年金
- 三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の四各号に掲げる年金
- 8 前項ただし書の場合において、第五項の規定により当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額に加算されるべき額は、同項の規定にかかわらず、八十一万円から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。
- 9 旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうちその年金の額の算定に関し一定の年齢以上の者について特別の定めをしている規定（以下「年齢特例規定」という。）に規定する年齢に達していないものが、当該年齢特例規定に規定する年齢に達したときにおいては、その者は、当該年齢特例規定に規定する一定の年齢以上の者に該当するものとして、当該年齢特例規定を適用する。この場合において、当該年齢特例規定によりその年金の額を改定すべきこととなるときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金の額を改定する。（旧令特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）
- 第三条 旧令特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金については、平成十二年四月分以後、その額を、平成十一年度改定令第三条の規定により改定された年金額の算定の基礎となっている平成十一年度改定令別表第一の仮定俸給（同条第三項の規定により同項各号に定める額をもって改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、旧令特別措置法第一条に規定する共済協会又は旧令特別措置法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、公務傷病年金及び公務傷病遺族年金にあつては旧令特別措置法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとし、殉職年金にあつては別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二月に乘じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。
- 2 前条第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となっている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。
- 3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、平成十二年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。
- 一 公務傷病年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、当該年金額に二十一万円を加えた額とする。）
- 二 殉職年金 百八十一万四千円
- 三 公務傷病遺族年金 百四十一万千円
- 4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に十四万二千二百円を加えた額をもって、これらの年金の額とする。
- 5 前項の場合において、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について前条第六項第一号に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、前項の規定による加算は行わない。
- 6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第八条第二項に規定する扶養親族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあつては、同項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、第三項第一号に定める額に、配偶者である扶養親族については十九万三千二百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき二万四千円（そのうち二人までについては、一人につき六万六千円（配偶者である扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人に限り十三万二千円））を加えた額を同号に定める額として、同項の規定を適用する。
- 7 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、第三項第二号に定める額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に定める額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に定める額として、同項の規定を適用する。
- 一 扶養遺族一人につき二万四千円（そのうち二人までについては、一人につき六万六千円）
- 二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する額
- 8 前条第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

（旧法による年金の額の改定）

第四条 第二条の規定は旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）の額の改定について、前条の規定は旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金の額の改定について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第六項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合又は旧令特別措置法の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金の支給を受ける場合」と、前条第五項中「前条第六項第一号に掲げる場合」とあるのは「前条第六項第一号又は第二号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第六条 第二条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもってこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。〔ただし書略〕

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）
- 2 この政令の施行の際、旧令特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利を併せ有するものについては、この政令は、適用しない。

別表第一（第二条、第三条、第五条関係）

平成十一年度改定令別表第一の仮定俸給	仮 定 俸 給
円	円
一〇八、二一〇	一〇八、四八〇
一一二、六〇〇	一一二、八八〇
一一五、三三〇	一一五、六二〇
一一八、〇七〇	一一八、三六〇
一二一、一七〇	一二一、四七〇
一二五、五八〇	一二五、九〇〇
一二九、三九〇	一二九、七二〇
一三二、九五〇	一三三、二八〇
一三七、二四〇	一三七、五八〇
一四一、五八〇	一四一、九三〇
一四六、二八〇	一四六、六五〇
一五一、〇六〇	一五一、四三〇
一五七、〇〇〇	一五七、三九〇
一六〇、七六〇	一六一、一六〇
一六五、五八〇	一六六、〇〇〇
一七〇、三〇〇	一七〇、七三〇
一七九、六三〇	一八〇、〇八〇
一八二、一四〇	一八二、六〇〇
一八九、三四〇	一八九、八二〇
一九八、九〇〇	一九九、四〇〇
二〇九、四八〇	二一〇、〇〇〇
二一四、八八〇	二一五、四一〇
二二〇、〇二〇	二二〇、五七〇
二二七、三七〇	二二七、九三〇

二三一、六九〇	二三二、二八〇
二四四、二三〇	二四四、八三〇
二五〇、四五〇	二五一、〇八〇
二五六、九三〇	二五七、五八〇
二六九、四四〇	二七〇、一二〇
二八二、〇四〇	二八二、七五〇
二八五、三三〇	二八六、〇五〇
二九五、七五〇	二九六、四九〇
三一〇、五三〇	三一一、三一〇
三二五、一八〇	三二五、九九〇
三三四、二二〇	三三五、〇五〇
三四三、〇三〇	三四三、八九〇
三六〇、九三〇	三六一、八三〇
三七八、四五〇	三七九、四〇〇
三八一、八九〇	三八二、八五〇
三九五、五一〇	三九六、五〇〇
四一二、六八〇	四一三、七二〇
四二九、七七〇	四三〇、八四〇
四四六、七三〇	四四七、八五〇
備考 年金額の算定の基礎となっている平成十一年度改定令別表第一の仮定俸給の額が四四六、七三〇円を超える場合においては、その額に一・〇〇二五を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。	

別表第二（第三条、第五条関係）

仮 定 俸 給	率
四四七、八五〇円以上のもの	二三・〇割
四一三、七二〇円を超え四四七、八五〇円未満のもの	二三・八割
三九六、五〇〇円を超え四一三、七二〇円以下のもの	二四・五割
三八二、八五〇円を超え三九六、五〇〇円以下のもの	二四・八割
二七〇、一二〇円を超え三八二、八五〇円以下のもの	二五・〇割
二五七、五八〇円を超え二七〇、一二〇円以下のもの	二五・五割
二三二、二八〇円を超え二五七、五八〇円以下のもの	二六・一割
一八九、八二〇円を超え二三二、二八〇円以下のもの	二六・九割
一八二、六〇〇円を超え一八九、八二〇円以下のもの	二七・四割
一七〇、七三〇円を超え一八二、六〇〇円以下のもの	二七・八割
一六六、〇〇〇円を超え一七〇、七三〇円以下のもの	二九・〇割
一六一、一六〇円を超え一六六、〇〇〇円以下のもの	二九・三割
一四一、九三〇円を超え一六一、一六〇円以下のもの	二九・八割
一二五、九〇〇円を超え一四一、九三〇円以下のもの	三〇・二割
一二一、四七〇円を超え一二五、九〇〇円以下のもの	三〇・九割
一一八、三六〇円を超え一二一、四七〇円以下のもの	三一・九割
一一五、六二〇円を超え一一八、三六〇円以下のもの	三二・七割
一一二、八八〇円を超え一一五、六二〇円以下のもの	三三・〇割
一〇八、四八〇円を超え一一二、八八〇円以下のもの	三三・四割

一〇八、四八〇円のもの	三四・五割

別表第三（第三条関係）

障害の等級		年 金 額
一	級	五、七二三、〇〇〇円
二	級	四、七六九、〇〇〇円
三	級	三、九二七、〇〇〇円
四	級	三、一〇八、〇〇〇円
五	級	二、五一四、〇〇〇円
六	級	二、〇三三、〇〇〇円
備考 一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第一百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めたところによる。 二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。		

(3) 中央省庁等の改革のための財務省関係政令等の整備に関する政令（平成12年6月7日政令第307号）第175条による改正

（平成十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部改正）

第百七十五条 平成十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。
別表第三備考第二号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。〔ただし書略〕

(4) 平成12年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成13年5月25日政令第188号）

平成十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成十二年度」の下に「及び平成十三年度」を加える。

第二条第四項第二号イ（4）及びロ（2）中「五十六万六千四百円」を「五十六万七千四百円（平成十二年四月分から平成十三年三月分までにおいては、五十六万六千四百円）」に改める。

第三条第四項中「十四万二千二百円」を「十四万五千二百円（平成十二年四月分から平成十三年三月分までにおいては、十四万二千二百円）」に改め、同条第六項中「この項」の下に「及び次項」を、「ある場合には」の下に「、平成十二年四月分から平成十三年三月分までにおいては」を加え、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「この項」の下に「及び次項」を、「ある場合には」の下に「、平成十二年四月分から平成十三年三月分までにおいては」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、平成十三年四月分以後、第三項第二号に定める額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に定める額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に定める額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき三万六千円（そのうち二人までについては、一人につき七万二千円）

二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する額

第三条第六項の次に次の一項を加える。

7 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、平成十三年四月分以後、第三項第一号に定める額に、配偶者である扶養親族については十九万三千二百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき三万六千円（そのうち二人までについては、一人につき七万二千円（配偶者である扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人に限り十三万二千円））を加えた額を同号に定める額として、同項の規定を適用する。

第五条第四項中「第八項」を「第十項」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

(5) 平成12年度及び平成13年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成14年5月24日政令第179号）

平成十二年度及び平成十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び平成十三年度」を「、平成十三年度及び平成十四年度」に改める。

第二条第四項第二号イ（4）及びロ（2）中「五十六万七千四百円」を「五十六万八千四百円」に、「、五十六万六千四百円」を「五十六万六千四百円とし、同年四月分から平成十四年三月分までにおいては五十六万七千四百円とする。」に改める。

第三条第四項中「十四万五千二百円」を「十四万八千五百円」に、「、十四万二千二百円」を「十四万二千二百円とし、同年四月分から平成十四年三月分までにおいては十四万五千二百円とする。」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

(6) 平成12年度、平成13年度及び平成14年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成15年3月31日政令第155号）

平成十二年度、平成十三年度及び平成十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令

第二条第五項第一号中「十五万四千二百円」を「十五万二千八百円（平成十二年四月分から平成十五年三月分までにおいては、十五万四千二百円）」に改め、同項第二号中「二十六万九千九百円」を「二十六万七千五百円（平成十二年四月分から平成十五年三月分までにおいては、二十六万九千九百円）」に改め、同項第三号中「十五万四千二百円」を「十五万二千八百円（平成十二年四月分から平成十五年三月分までにおいては、十五万四千二百円）」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(7) 平成12年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成19年11月2日政令第326号）

平成十二年度以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成十二年度」を「平成十九年十月」に改める。

第二条第一項中「平成十二年四月分」を「平成十九年十月分」に、「仮定俸給を」を「仮定俸給に調整改定率（恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を」に改め、同条第四項中「改定された」を「改定される」に、「満たないとき」を「調整改定率を乗じて得た額に満たないとき」に、「平成十二年四月分以後」を「平成十九年十月分以後」に、「、当該各号に定める」を「、当該乗じて得た」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイから二までに掲げる年金の区分に応じそれぞれイから二までに

定める額

イ その实在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金 百十三万二千七百円

ロ その实在職した組合員期間が九年以上最短年金年限未満の者に係る年金 八十四万九千五百円

ハ その实在職した組合員期間が六年以上九年未満の者に係る年金 六十七万九千六百円

ニ その实在職した組合員期間が六年未満の者に係る年金 五十六万八千四百円

第二条第五項中「平成十二年四月分以後」を「平成十九年十月分以後」に改め、同項各号を次のように改める。

一 遺族である子一人を有する場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「昭和五十一年恩給法等改正法」という。）附則第十四条第一項第二号に定める額

二 遺族である子二人以上を有する場合 昭和五十一年恩給法等改正法附則第十四条第一項第一号に定める額

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 昭和五十一年恩給法等改正法附則第十四条第一項第三号に定める額

第二条第六項第一号中「（大正十二年法律第四十八号）」を削り、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）」を「昭和五十一年恩給法等改正法」に改める。

第三条第一項中「第六条第一項第二号の規定により改定された年金」の下に「又は旧令特別措置法第七条の三第一項から第三項までの規定により支給される年金」を加え、「平成十二年四月分」を「平成十九年十月分」に、「仮定俸給を」を「仮定俸給に調整改定率を乗じて得た額を」に、「当該仮定俸給」を「仮定俸給」に改め、同条第三項中「改定された」を「改定される」に、「平成十二年四月分」を「平成十九年十月分」に改め、同項第一号中「対応する年金額」の下に「に調整改定率を乗じて得た額」を加え、「当該年金額」を「当該乗じて得た額」に改め、「二十一万円」の下に「に調整改定率を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「百八十一万四千円」の下に「に調整改定率を乗じて得た額」を加え、同項第三号中「百四十一万千円」を「百四十二万七千七百円に調整改定率を乗じて得た額」に改め、同条第四項中「十四万八千五百円（平成十二年四月分から平成十三年三月分までにおいては十四万二千二百円とし、同年四月分から平成十四年三月分までにおいては十四万五千二百円とする。）」を「昭和五十一年恩給法等改正法附則第十四条第二項の規定により加えるものとされる額」に改め、同条第六項中「及び次項」を削り、「平成十二年四月分から平成十三年三月分までにおいては」を「平成十九年十月分以後」に改め、「十九万三千二百円」の下に「に調整改定率を乗じて得た額」を加え、「二万四千元」を「三万六千元」に、「六万六千元」を「七万二千円」に改め、「十三万二千円」))」の下に「に調整改定率を乗じて得た額」を加え、同条第七項を削り、同条第八項中「及び次項」を削り、「平成十二年四月分から平成十三年三月分までにおいては」を「平成十九年十月分以後」に改め、同項第一号中「二万四千元」を「三万六千元」に、「六万六千元」を「七万二千円」に調整改定率を乗じて得た額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項を同条第八項とする。

第五条第一項中「平成十二年四月分」を「平成十九年十月分」に改め、「（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）」を削り、同条第二項中「平成十二年四月分」を「平成十九年十月分」に改め、「（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）」を削り、「当該仮定俸給」を「仮定俸給」に改め、同条第四項中「第十項」を「第八項」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

（端数計算）

第六条 第二条から前条までの規定により年金額を改定する場合における端数計算は、次に定めるところによる。

- 一 第二条第一項、第三条第一項（これらの規定を第四条において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項の規定により俸給とみなされる額については、五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。
- 二 第二条第一項から第五項まで若しくは第九項、第三条第一項から第四項まで（これらの規定を第四条及び前条第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項の規定により改定される年金額及び第三条第三項第一号、第六項又は第七項（これらの規定を第四条及び前条第四項において準用する場合を含む。）の規定により加えるものとされる額については、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。この場合において、当該年金額及び当該加えるものとされる額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

（費用の負担）

第七条 第二条及び第三条の規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条、第五条関係）

仮 定 俸 給	率
四四七、八五〇円に調整改定率を乗じて得た額以上のもの	二三・〇割
四一三、七二〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え四四七、八五〇円に調整改定率を乗じて得た額未満のもの	二三・八割
三九六、五〇〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え四一三、七二〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二四・五割
三八二、八五〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え三九六、五〇〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二四・八割
二七〇、一二〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え三八二、八五〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二五・〇割
二五七、五八〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え二七〇、一二〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二五・五割
二三二、二八〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え二五七、五八〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二六・一割
一八九、八二〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え二三二、二八〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二六・九割
一八二、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一八九、八二〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二七・四割
一七〇、七三〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一八二、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二七・八割
一六六、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一七〇、七三〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二九・〇割
一六一、一六〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一六六、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二九・三割
一四一、九三〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一六一、一六〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	二九・八割
一二五、九〇〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一四一、九三〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	三〇・二割
一二一、四七〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一二五、九〇〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	三〇・九割
一一八、三六〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一二一、四七〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	三一・九割
一一五、六二〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一一八、三六〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	三二・七割
一一二、八八〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一一五、六二〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	三三・〇割
一〇八、四八〇円に調整改定率を乗じて得た額を超え一一二、八八〇円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	三三・四割
一〇八、四八〇円に調整改定率を乗じて得た額のもの	三四・五割
備考 この表の上欄に掲げる額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。	

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の額等に関する経過措置)
第二条 平成十九年九月分以前の月分の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の額並びに旧法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二条第二号に規定する旧法をいう。以下この条において同じ。）の規定による退職年金、障害年金及び遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）並びに旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金及び公務傷病遺族年金の額については、なお従前の例による。

(公務傷病遺族年金の最低保障額に関する経過措置)
第三条 平成十九年十月分から平成二十年九月分までの間におけるこの政令による改正後の第三条第三項第三号の規定の適用については、同号中「百四十二万七百円」とあるのは、「百四十一万五千九百円」とする。

(8) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日政令第344号）第4条による改正

(平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部改正)
第四条 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第二号を次のように改める。
二 施行法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。
第二条第六項第一号中「第二項（）」の下に「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の」を加え、同条第七項第一号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）」に改め、「組合員期間」の下に「(当該退職共済年金の受給権者が、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金の受給権を有する場合において、同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間を有するときは、当該組合員期間と当該第二号厚生年金被保険者期間とを合算して得た期間とする。）」を加え、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三号中「国家公務員共済組合法施行令」を「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令」に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。〔ただし書略〕

第4 年金額改定法関係

(一) 平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律 (平成12年3月31日法律第34号)

平成十二年四月から平成十三年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十一年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

（略）	（略）
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
（略）	（略）

附 則
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(二) 平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律 (平成13年3月30日法律第13号)

平成十三年四月から平成十四年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成十二年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない。

（略）	（略）
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
（略）	（略）

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
(検討)

第二条 政府は、平成十三年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十二年度に引き続き、平成十三年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律第39号）附則第37条による一部改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、附則〔中略〕第三十七条の規定は、公布の日から施行する。
(平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律の一部改正)

第三十七条 平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表以外の部分中「平成十四年三月までの月分」の下に「〔農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による年金たる給付の額及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する年金給付の額にあっては、平成十三年四月から十二月までの月分〕」を加え（中略）る。

附則第二条中「本則の表の上欄に掲げる額」の下に「〔農業者年金基金法による年金たる給付の額及び平成二年農業者年金改正法附則第十四条第一項に規定する年金給付の額を除く。〕」を加える。

(三) 平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律 (平成14年3月31日法律第21号)

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない。

（略）	（略）
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
（略）	（略）

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(検討)

第二条 政府は、平成十四年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十四年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(四) 平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律 (平成15年3月31日法律第19号)

1 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

（略）	（略）
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
（略）	（略）

2 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
(検討)

第三条 政府は、平成十五年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）において、第一項の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十五年度においてこの法律に基づき行わなかったことによる財政に生ずる影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(五) 平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成15年3月31日政令第157号）

内閣は、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成十五年法律第十九号）第二項及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（年金の額の改定）

第一条 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「共済法」という。)による年金である給付については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一 共済法	第七十八条第二項	二十三万四千四百円	二十二万九千三百円
		七万七千百円	七万六千四百円
	第八十二条第一項後段	六十万三千二百円	五十九万七千八百円
	第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十三万八千四百円
	第八十二条第三項第二号	二百六十四万四千四百円	二百六十一万七千六百円
	第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万八千四百円
	第八十三条第三項	二十三万四千四百円	二十二万九千三百円
	第八十九条第三項	百六万九千百円	百五万九千五百円
	第九十条	六十万三千二百円	五十九万七千八百円
	附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額
二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）	附則第十六条第一項第一号及び第四項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第十七条第二項第一号	三万四千百円	三万三千八百円
	附則第十七条第二項第二号	六万八千三百円	六万七千七百円
	附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	十万千六百円
	附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	十三万五千四百円
	附則第十七条第二項第五号	十七万七百元	十六万九千二百円
三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法	第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に〇・九九一を乗じて得た金額）
	第八十二条第二項	加えた金額）	加えた金額）（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に〇・九九一を乗じて得た金額）
	第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に〇・九九一を乗じて得た金額）

四 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十六号。以下「平成十五年改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた平成十二年改正法	附則第十一条第一項及び第十二条第一項	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額（平成十三年十二月以前の組合員期間があるときは、その金額に〇・九九一を乗じて得た金額）
		六十万三千二百円	五十九万七千八百円

（旧共済法による年金の額の改定）

第二条 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の旧共済法による年金（昭和六十年改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）については、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法令の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一 昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に〇・九九一を乗じて得た額を
	附則第四十二条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第一号	加えた金額）	加えた金額）に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第一号	加算して得た金額	加算して得た金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第四号	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十六条第一項第一号	加えた金額（	加えた金額に〇・九九一を乗じて得た金額（
		百分の〇・九五に相当する金額	百分の〇・九五に相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に〇・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十六条第五項	十五万四千二百円	十五万二千八百円
		二十六万九千九百円	二十六万七千五百円
二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。	第三十四条	百八万四千六百円	百七万四千八百円
	第三十八条第一項第一号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に〇・九九一を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に〇・九九一を乗じて得た額

以下「昭和六十一年 経過措置政令」とい う。）	第三十八条第一項第三号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に○・九九一を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第三号ハ	相当する金額	相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
	第三十八条第二項	百八万四千六百円	百七万四千八百円
		相当する金額	相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
	第四十二条第一項第一号	五百二十八万千九百円	五百二十三万四千四百円
	第四十二条第一項第二号	三百四十四万五千六百円	三百四十一万四千六百円
	第四十二条第一項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万八千四百円
	第四十二条第二項第一号	二十万八千百円	二十万六千二百円
	第四十二条第二項第二号	一万四千八百円	一万四千七百円
		六万六千九百円	六万六千三百円
		十四万千二百円	十三万九千九百円
	第四十二条第四項第一号	百三十二万六千九百円	百三十一万五千円
	第四十二条第四項第二号	百八万四千六百円	百七万四千八百円
	第四十二条第四項第三号及び第四十五条	八十万四千二百円	七十九万七千円
	第四十六条第一項	七万七千百円	七万六千四百円
		二十三万千四百円	二十二万九千三百円
	第四十八条第一項	百八十七万三千三百円	百八十五万六千四百円
	第四十八条第二項	百八十七万三千三百円	百八十五万六千四百円
		百七十四万六千四百円	百七十三万七百円
	第四十八条第三項	一万四千八百円	一万四千七百円
		六万六千九百円	六万六千三百円
	第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
	第五十条第一号	加えた額	加えた額に○・九九一を乗じて得た額
	第五十条第三号	相当する額	相当する額に○・九九一を乗じて得た額
	第五十七条第一項	乗じて得た率	乗じて得た率に、○・九九一を乗じて得た率
		に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に一・〇二七を乗じて得た率に○・〇〇九を乗じて得た率を乗じて得た金額）を控除した金額
		当該相当する金額	当該控除した金額
	第五十七条第二項	乗じて得た率	乗じて得た率に、○・九九一を乗じて得た率
	第六十条	掲げる額	掲げる額に○・九九一を乗じて得た額

三 平成十二年改正法 第三条の規定による 改正前の昭和六十年 改正法（以下「改正 前の昭和六十年改正 法」という。）	附則第三十五条第一項ただし書及び第二号	相当する金額	相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に○・九九一を乗じて得た額を
	附則第四十二条第一項ただし書及び第二号並びに第二項第一号及び第四号	相当する金額	相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十六条第一項第一号	百分の二十に相当する金額	百分の二十に相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
		百分の一に相当する金額	百分の一に相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
	附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
四 国家公務員共済組 合法施行令等の一部 を改正する政令（平 成十二年政令第百八 十二号。以下「平成 十二年改正政令」と いう。）第二条の規 定による改正前の昭 和六十一年経過措置 政令	第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に○・九九一を乗じて得た額
	第三十八条第一項第三号ハ及び第二項並びに第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に○・九九一を乗じて得た金額
	第五十条第一号及び第三号	相当する額	相当する額に○・九九一を乗じて得た額
	第五十七条第一項	に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・〇二七に一・二二を乗じて得た率に○・〇〇九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額
		当該相当する金額	当該控除した金額

- （傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）
- 第三条 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金（平成十三年十二月以前の組員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十五年改正政令附則第六条第二項若しくは第三項又は第七条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法第八十七条の四中「乗じて得た金額（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額に○・九九一を乗じて得た金額」とする。
- 2 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金（平成十三年十二月以前の組員期間があるものに限る。）について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十五年改正政令附則第八条第二項若しくは第三項又は第九条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法第九十三条の三中「乗じて得た金額（当該遺族年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額に○・九九一を乗じて得た金額」とする。
- 3 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十二年改正政令附則第八条第一項第一号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に○・九九一を乗じて得た金額」とする。
- 4 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、昭和六十年改正法附則第四十二条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について平成十二年改正政令附則第八条第一項第二号の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、同号中「算定される金額」とあるのは「算定される金額に○・九九一を乗じ

て得た金額」とする。
(更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例)

第四条 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の旧共済法による年金について昭和六十年改正法附則第五十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・九九一を乗じて得た率から一を控除して得た率とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額(附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・〇〇九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。))を控除した金額を」と、「相当する金額)」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額)」とする。

2 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の旧共済法による年金について平成十二年改正政令附則第七条第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の二十二とする。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額(附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・二二に〇・〇〇九を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。))を控除した額を」と、「相当する金額)」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額)」とする。

- 附 則
- この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
 - 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号)第五十七条第四項の規定は、平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の同条第一項から第三項までに規定する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額については、適用しない。

(六) 平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律
(平成16年3月31日法律第23号)

- 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

(略)	(略)
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
(略)	(略)

- 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。
附 則
この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年6月11日法律第104号)附則第66条による「平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律」への題名改正

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。(ただし書略)
(平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律の一部改正)
第六十六条 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律(平成十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律

(七) 平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令(平成16年3月31日政令第114号)

内閣は、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律(平成十六年法律第二十三号)第二項及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(年金の額の改定)
第一条 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「共済法」という。)による年金である給付については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

一 共済法	第七十八条第二項	二十三万四千四百円	二十二万八千六百円
		七万七千百円	七万六千二百円
	第八十二条第一項後段	六十万三千二百円	五十九万六千円
	第八十二条第三項第一号	四百二十七万六千六百円	四百二十二万五千三百円
	第八十二条第三項第二号	二百六十四万四千四百円	二百六十万九千七百円
	第八十二条第三項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万千二百円
	第八十三条第三項	二十三万四千四百円	二十二万八千六百円
	第八十九条第三項	百六万九千百円	百五万六千三百円
	第九十条	六十万三千二百円	五十九万六千円
	附則第十二条の四の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。)	附則第十六条第一項第一号及び第四項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第十七条第二項第一号	三万四千百円	三万三千七百円
	附則第十七条第二項第二号	六万八千三百円	六万七千五百円
	附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	十万千三百円
	附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	十三万五千円
	附則第十七条第二項第五号	十七万七百円	十六万八千七百円
三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法	第七十七条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第八十二条第一項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額(平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に〇・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき(平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。)はその金額に〇・九九七を乗じて得た金額とする。)

	第八十二条第二項	加えた金額)	加えた金額) (平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に○・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき (平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。) はその金額に○・九九七を乗じて得た金額とする。)
	第八十九条第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額 (平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に○・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき (平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。) はその金額に○・九九七を乗じて得た金額とする。)
四 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令 (平成十五年政令第十六号。以下「平成十五年改正政令」という。) 附則第二条の規定により読み替えられた平成十二年改正法	附則第十一条第一項及び第十二条第一項	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額	法第八十二条第一項第一号の規定により算定される金額 (平成十三年十二月以前の組合員期間があるときはその金額に○・九八八を乗じて得た金額とし、平成十四年十二月以前の組合員期間があるとき (平成十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。) はその金額に○・九九七を乗じて得た金額とする。)
		六十万三千二百円	五十九万六千円

(旧共済法による年金の額の改定)

第二条 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の旧共済法による年金 (昭和六十年改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。) については、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法令の規定 (他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。) を適用する。

一 昭和六十年改正法	附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第一号	加えた金額)	加えた金額) に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第一号	七十五万四千三百二十円	七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に○・九八八を乗じて得た額を
	附則第四十二条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第一号	加えた金額)	加えた金額) に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第一号	加算して得た金額	加算して得た金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第二項第四号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額

	附則第四十六条第一項第一号	加えた金額 (	加えた金額に○・九八八を乗じて得た金額 (
		百分の○・九五に相当する金額	百分の○・九五に相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第五項	十五万四千二百円	十五万二千三百円
		二十六万九千九百円	二十六万六千七百円
二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。)	第三十四条	百八万四千六百円	百七万千六百円
	第三十八条第一項第一号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に○・九八八を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に○・九八八を乗じて得た額
	第三十八条第一項第三号ロ	三万七千七百十六円	三万七千七百十六円に○・九八八を乗じて得た金額
	第三十八条第一項第三号ハ	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	第三十八条第二項	百八万四千六百円	百七万千六百円
		相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	第四十二条第一項第一号	五百二十八万千九百円	五百二十一万八千五百円
	第四十二条第一項第二号	三百四十四万五千六百円	三百四十万四千三百円
	第四十二条第一項第三号	二百三十八万九千九百円	二百三十六万千二百円
	第四十二条第二項第一号	二十万八千百円	二十万五千六百円
	第四十二条第二項第二号	一万四千八百円	一万四千六百円
		六万六千九百円	六万六千百円
		十四万千二百円	十三万九千五百円
	第四十二条第四項第一号	百三十二万六千九百円	百三十一万千円
	第四十二条第四項第二号	百八万四千六百円	百七万千六百円
	第四十二条第四項第三号及び第四十五条	八十万四千二百円	七十九万四千五百円
	第四十六条第一項	七万七千百円	七万六千二百円
		二十三万千四百円	二十二万八千六百円
	第四十八条第一項	百八十七万三千三百円	百八十五万八百円
	第四十八条第二項	百八十七万三千三百円	百八十五万八百円
		百七十四万六千四百円	百七十二万五千四百円
	第四十八条第三項	一万四千八百円	一万四千六百円
		六万六千九百円	六万六千百円
	第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
	第五十条第一号	加えた額	加えた額に○・九八八を乗じて得た額
	第五十条第三号	相当する額	相当する額に○・九八八を乗じて得た額
	第五十七条第一項	乗じて得た率	乗じて得た率に、○・九八八を乗じて得た率

		に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に一・〇二七を乗じて得た率に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額）を控除した金額
		当該相当する金額	当該控除した金額
	第五十七条第二項	乗じて得た率	乗じて得た率に、〇・九八八を乗じて得た率
	第六十条	掲げる額	掲げる額に〇・九八八を乗じて得た額
三 平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法（以下「改正前の昭和六十年改正法」という。）	附則第三十五条第一項ただし書及び第二号	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十条第一項第二号	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十二条第一項本文	相当する額を	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額を
	附則第四十二条第一項ただし書及び第二号並びに第二項第一号及び第四号	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第一項第一号	百分の二十に相当する金額	百分の二十に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
		百分の一に相当する金額	百分の一に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	附則第四十六条第三項	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
四 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第百八十二号。以下「平成十二年改正政令」という。）第二条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令	第三十八条第一項第一号ハ	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
	第三十八条第一項第三号ハ及び第二項並びに第五十条各号列記以外の部分	相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額
	第五十条第一号及び第三号	相当する額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た額
	第五十七条第一項	に相当する金額	に相当する金額から老齢加算改定額（昭和六十年改正法附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・〇二七に一・二二を乗じて得た率に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額
		当該相当する金額	当該控除した金額

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第三条 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の共済法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金（平成十四年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について同条の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十五年改正政令附則第六条第二項若しくは第三項又は第七条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法第八十七条の四中「乗じて得た金額（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九八八（平成十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金にあつては、〇・九九七）を乗じて得た金額」とする。

2 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金（平成

十四年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について共済法第九十三条の三の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十五年改正政令附則第八条第二項若しくは第三項又は第九条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた共済法第九十三条の三中「乗じて得た金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九八八（平成十三年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあつては、〇・九九七）を乗じて得た金額」とする。

- 3 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、同条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について昭和六十一年経過措置政令第四十八条の二の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、平成十二年改正政令附則第八条第一項第一号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九八八を乗じて得た金額」とする。
- 4 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の昭和六十年改正法附則第四十二条第一項に規定する公務による障害年金、同条第二項に規定する公務によらない障害年金又は昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第一号に規定する公務による遺族年金について平成十二年改正政令附則第八条第一項第二号の規定により支給を停止する金額を算定する場合においては、同号中「算定される金額」とあるのは、「算定される金額に〇・九八八を乗じて得た金額」とする。（更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例）

第四条 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の旧共済法による年金について昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、昭和六十年改正法附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・九八八を乗じて得た率から一を控除して得た率とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した金額を」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額」とする。

- 2 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の旧共済法による年金について平成十二年改正政令附則第七条第二号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項に規定する政令で定める率は、百分の二十・五とする。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十条第三項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額（附則第五十七条第一項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に、一・二二に〇・〇一二を乗じて得た率を乗じて得た金額をいう。）を控除した額を」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額から老齢加算改定額を控除した金額」とする。

附 則

- 1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 昭和六十一年経過措置政令第五十七条第四項の規定は、平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の同条第一項から第三項までに規定する退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額については、適用しない。

○ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年9月29日政令第286号）附則第11条による廃止

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
（平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の廃止）

第十一条 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成十六年政令第百十四号）は、廃止する。

(八) 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令
(平成17年3月30日政令第82号)

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十二条の三第五項及び第七十二条の四第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成十七年度における再評価率に関する読替え）

第一条 平成十七年度における国家公務員共済組合法第七十二条の二に規定する再評価率については、同法別表第二を次のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二三三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二

平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一

平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七

平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七三
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

九 昭和十三年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九五
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇九
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七三
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九七二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七二
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇

(平成十七年度における俸給年額改定率に関する読替え)
第二条 平成十七年度における国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率については、同法附則別表第五を次のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九五

(平成十七年度における従前額改定率の改定等)
第三条 平成十七年度における国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。次項において「平成十二年改正法」という。）附則第十二条第一項及び第二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。
2 平成十二年改正法附則別表平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九二三

附 則
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(九) 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正

(1) 国家公務員共済組合法による再評価の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成18年3月29日政令第75号）

(国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正)
第一条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。
第一条の見出しを「(平成十八年度における再評価率に関する読替え)」に改め、同条中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇八
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八八
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七九
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八〇

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一八
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九八
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七九
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五二

平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八〇

第一条第三号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二五六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇〇
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七九
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七六
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五六
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八〇

第一条第四号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇五
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八四
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七二
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五六
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五八

平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八〇

第一条第五号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇五
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八四
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七二
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八〇

第一条第六号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇九
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八八
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七六
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六三
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五三
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七四

平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八〇

第一条第七号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一六
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九五
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八〇

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二八七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇三
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六七
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六五
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八〇

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八〇

第二条の見出しを「(平成十八年度における俸給年額改定率に関する読替え)」に改め、同条中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二一八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二九
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五六
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六二
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二八七
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

第三条の見出しを「(平成十八年度における従前額改定率の改定等)」に改め、同条第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「一・〇〇一」を「〇・九九八」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九二六

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成十八年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(2) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第77号）第6条による改正

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(平成十九年度における再評価率に関する読替え)」に改め、同条中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条各号の表中「

平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八〇
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八〇

」を「

平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七八
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七八

」に改める。

第二条の見出しを「(平成十九年度における俸給年額改定率に関する読替え)」に改め、同条中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改める。

第三条の見出しを「(平成十九年度における従前額改定率の改定等)」に改め、同条第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九二四

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 平成十九年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(3) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成20年3月31日政令第85号）第4条による改正

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(平成二九年度における再評価率に関する読替え)」に改め、同条中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同条各号の表中「

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七八

」を「

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七九
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七六
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七六
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七六

」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九二四

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 平成二十年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(4) 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令（平成21年3月27日政令第58号）

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(平成二十一年度における再評価率に関する読替え)」に改め、同条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一七
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九七
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一〇

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇七
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第一条第三号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第一条第四号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五五
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一四
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九三
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第一条第五号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五五
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一四
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九三
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六

平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第一条第六号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第一条第七号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二八八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六七

平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二九九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三四
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一二
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九七五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七五
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・三〇三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三七

平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一五
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九七八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四

第二条の見出しを「(平成二十一年度における俸給年額改定率に関する読替え)」に改め、同条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二九
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二四〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二七三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八八
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九九
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・三〇三

第三条の見出しを「(平成二十一年度における従前額改定率の改定等)」に改め、同条第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「〇・九九八」を「一・〇〇七」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九一四

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十一年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(5) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成22年3月26日政令第42号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(平成二十二年度における再評価率に関する読替え)」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇三
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九七五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一三
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九七五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四

平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第一条第三号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一四
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第一条第四号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二五五
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七九
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四八

平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第一条第五号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二五五
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七九
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第一条第六号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四四

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇四
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八三
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第一条第七号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九〇
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七三
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二八五
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七四

平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九五八
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七二

第三条の見出しを「(平成二十二年度における従前額改定率の改定等)」に改め、同条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「一・〇〇七」を「〇・九九三」に改め、同条第二項の表に次のように加え、同条を第四条とする。

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九二七

第二条の見出しを「(平成二十二年度における俸給年額改定率に関する読替え)」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第三条とする。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二一二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四九
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二五五
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二五五
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二八五

第一条の次に次の一条を加える。

(平成二十二年度以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定)

第二条 平成二十二年度以後における国家公務員共済組合法第七十九条第二項に規定する停止解除調整変更額については、同条第四項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2 平成二十二年度以後における国家公務員共済組合法第八十条第一項に規定する支給停止調整額については、同条第二項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

附 則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(6) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成23年3月31日政令第58号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令(平成十七年政令第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(平成二十三年度における再評価率に関する読替え)」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二五
平成四年四月から平成五年三月まで	〇・九九六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九七六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七

平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第三号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇七
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第四号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五

平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第五号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第六号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二五一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一七
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九七

平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第七号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇四
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八三
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四七
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五

平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

第二条の見出しを「(平成二十三年度以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定)」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「四十七万円」を「四十六万円」に改める。

第三条の見出しを「(平成二十三年度における俸給年額改定率に関する読替え)」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇四
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二五一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二六一
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二七六

第四条の見出しを「(平成二十三年度における従前額改定率の改定等)」に改め、同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「〇・九九三」を「〇・九八六」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九三四

附 則
(施行期日等)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。(ただし書略)

(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十三年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(7) 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成24年3月28日政令第58号）

(国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二〇〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一六九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二二

平成四年四月から平成五年三月まで	〇・九九三
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九七三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九三八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇三
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九三八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四六

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

第一条第三号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二三六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇四
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九八五
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九六四
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九六一
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九四一
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九三五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九三八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

第一条第四号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一〇
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九九〇
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九六九
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九五七
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九四一
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九三五

平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九三八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

第一条第五号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一〇
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九九〇
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九六九
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九五七
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九三五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九三八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

第一条第六号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一七

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一四
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九四
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七三
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九三八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八

第一条第七号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二五七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八〇
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六四

平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六三
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二

平成七年四月から平成八年三月まで	○・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

第三条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇〇
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二三六
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二四二
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二四七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二六八
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二七二

第四条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「○・九八六」を「○・九八三」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九三七

附 則
(施行期日)

- この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)
- 平成二十四年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(8) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成25年3月27日政令第86号）第5条による改正

(国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、

同条各号の表中「

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

」を「

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六六

」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九三七

附 則
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(9) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成26年3月28日政令第85号）第3条による改正

(国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に改め、同条中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二五
平成四年四月から平成五年三月まで	○・九九六
平成五年四月から平成六年三月まで	○・九七六
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四

第一条第三号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二七

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇七
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四

第一条第四号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一三
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

第一条第五号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二四六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一三
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九九三
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七二
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九六〇
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九四七
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

第一条第六号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二五一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三七

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一七
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九九七
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七六
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五一
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

第一条第七号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇四
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八三
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五八
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九四七
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五五

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五五
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六三
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六四
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六五
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六五
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六三
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四七
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九五九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六四
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六二
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六二

第三条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇四
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二五一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二六一
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二七三

第四条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「〇・九八三」を「昭和十三年四月一日以前に生まれた者については〇・九八六とし、同月二日以後に生まれた者については〇・九八四」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九三二

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)
第二条 平成二十六年三月以前の月分の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(10) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成27年3月27日政令第103号）第5条による改正

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一〇
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九〇
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二三一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇〇

平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第三号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二五七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第四号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇七
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第五号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三〇

平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇七
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第六号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二六九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九〇
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第七号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二九〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五六

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇五
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七三

平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七九
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七六
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六〇
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五一
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五一

第二条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十七年度」に、「四十六万円」を「四十七万円」に改める。

第三条の見出し中「平成二十六年」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年」を「平成二十七年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

第四条の見出し中「平成二十六年」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年度」に、「〇・九八六」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八四」を「〇・九九八」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九〇九

- 附 則
(施行期日)
- この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)
 - 平成二十七年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

- (11) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年9月30日政令第344号）第15条による廃止
(国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の廃止)
- 第十五条 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）は、廃止する。
- 附 則
(施行期日)
- 第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。[ただし書略]

(十) 平成28年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成28年3月31日政令第130号）

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則別表第五を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

附 則
この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

(十一) 平成28年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正

- (1) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成29年3月31日政令第81号）第3条による改正
- (平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正)
- 第三条 平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。
- 題名を次のように改める。
- 平成二十九年年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令
本則中「平成二十八年度」を「平成二十九年」に改め、本則の表中「一・二二一」を「一・二二〇」に、「一・二三一」を「一・二三〇」に、「一・二五七」を「一・二五六」に、「一・二六三」を「一・二六二」に、「一・二六九」を「一・二六八」に、「一・二七九」を「一・二七八」に、「一・二九〇」を「一・二八九」に、「一・二九一」を「一・二九〇」に改める。
- 附 則
(施行期日等)
- この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
 - 第二条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項及び第十三条第一項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。
(旧共済法による年金の額に関する経過措置)
 - 平成二十九年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(2) 国家公務員共済組合法施行令及び平成29年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成30年3月30日政令第117号）第2条による改正

（平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）
第二条 平成二十九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

平成三十年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令
本則中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。
附 則
（施行期日等）

- この政令は、平成三十年四月一日から施行〔中略〕する。
（旧共済法による年金の額に関する経過措置）
- 平成三十年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(3) 平成30年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成31年3月29日政令第122号）

平成三十年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

平成三十一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令
本則中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、本則の表中「一・二二〇」を「一・二二一」に、「一・二三〇」を「一・二三一」に、「一・二五六」を「一・二五七」に、「一・二六二」を「一・二六三」に、「一・二六八」を「一・二六九」に、「一・二七八」を「一・二七九」に、「一・二八九」を「一・二九〇」に、「一・二九〇」を「一・二九一」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

- 平成三十一年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(4) 平成31年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和2年3月30日政令第103号）

平成三十一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

令和二年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令
本則中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、本則の表中「一・二二一」を「一・二二三」に、「一・二三一」を「一・二三三」に、「一・二五七」を「一・二六〇」に、「一・二六三」を「一・二六六」に、「一・二六九」を「一・二七二」に、「一・二七九」を「一・二八二」に、「一・二九〇」を「一・二九三」に、「一・二九一」を「一・二九四」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（旧共済法による年金の額に関する経過措置）
2 令和二年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(5) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和3年3月31日政令第103号）第4条による改正

（令和二年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）
第四条 令和二年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令
本則中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、本則の表中「一・二二三」を「一・二二二」に、「一・二三三」を「一・二三二」に、「一・二六〇」を「一・二五九」に、「一・二六六」を「一・二六五」に、「一・二七二」を「一・二七一」に、「一・二八二」を「一・二八一」に、「一・二九三」を「一・二九二」に、「一・二九四」を「一・二九三」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第五条 令和三年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(6) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和4年3月25日政令第118号）第4条による改正

（令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）
第四条 令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

令和四年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令
本則中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、本則の表中「一・二二二」を「一・二一七」に、「一・二三二」を「一・二二七」に、「一・二五九」を「一・二五四」に、「一・二六五」を「一・二六〇」に、「一・二七一」を「一・二六六」に、「一・二八一」を「一・二七六」に、「一・二九二」を「一・二八七」に、「一・二九三」を「一・二八八」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第四条 令和四年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(7) 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和5年3月30日政令第119号）第4条による改正

（令和四年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）
第四条 令和四年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。
題名中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

本則中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、本則の表中「一・二一七」を「一・二四〇」に、「一・二二七」を「一・二五〇」に、「一・二五四」を「一・二七八」に、「一・二六〇」を「一・二八四」に、「一・二六六」を「一・二九〇」に、「一・二七六」を「一・三〇〇」に、「一・二八七」を「一・三一―」に、「昭和十三年四月二日以後」を「昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間」に、「一・二八八」を「一・三一二」に改め、同表に次のように加える。

昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	一・三一六

附 則
（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第四条 令和五年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

第5 連合会関係例規

(一) 国家公務員共済組合連合会定款

…平成11年4月1日現在

第一章 総則
(名称)
第一条 本会は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「法」という。）に基づき設立された法人であつて、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）という。
(目的)
第二条 本会は、法第三条第一項に規定する組合（以下「組合」という。）の事業のうち、次に掲げる業務を共同して行うことを目的とする。
一 長期給付（法第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。）の事業に関する業務（基礎年金拠出金（法第三条第四項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）の納付に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの
イ 長期給付の決定及び支払
ロ 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第二十九条第五号において同じ。）の計算
ハ 積立金（法第三十五条の二第一項に規定する積立金をいう。以下同じ。）の積立て
ニ 積立金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用
ホ 基礎年金拠出金の納付
ヘ その他大蔵省令で定める業務
二 福祉事業（法第九十八条各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に関する業務
(事務所の所在地)
第三条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
(公告の方法)
第四条 本会の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。
第二章 役員
(役員)
第五条 本会に次の役員を置く。
理事長 一名
常務理事 六名以内
理事 四名
常任監事 二名
監事 一名
2 本会に役員として常務理事のうちから専務理事一名を置くことができるものとし、理事長が定める。
(理事長)
第六条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
(専務理事、常務理事及び理事)
第七条 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
2 常務理事及び理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠員の場合であつて、かつ、専務理事が置かれていないときは理事長の職務を行う。
(常任監事及び監事)
第八条 常任監事及び監事は、業務を監査する。
(任命)
第九条 理事長及び常任監事は、大蔵大臣の任命による。
第十条 常務理事及び理事（次条の規定による理事を除く。）は、理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。
第十一条 理事三名及び監事は、組合の事務を主管する者のうちから、理事長が任命する。
(任期)
第十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。

(解任)

第十三条 理事長は、役員が法第三十一条各号の一に該当するに至つたとき（第十一条の規定による理事及び監事が、組合の事務を主管する者でなくなつたときを含む。）は、これを解任する。

2 理事長は、役員が法第三十二条第二項各号の一に該当するに至つたときは、大蔵大臣の認可を得て、これを解任することができる。

3 理事長及び常任監事の解任については、法第三十二条の定めるところによる。

(兼業禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 本会と理事長、常務理事（専務理事を含む。以下同じ。）又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、常任監事又は監事が本会を代表する。

(理事会)

第十六条 理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織する。

2 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、これを主宰する。

3 次に掲げる事項は、理事会の議に付さなければならない。

一 第二十一条第一項各号に掲げる事項

二 その他理事長が業務執行上必要と認めた事項

4 常任監事及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第三章 顧問及び参与

第十七条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本会の事業に関し学識経験のある者のうちから、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、会務に参与する。

第四章 運営審議会

(名称)

第十八条 法第三十五条第一項の規定に基づき本会に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会運営審議会（以下「運営審議会」という。）という。

(委員)

第十九条 運営審議会の委員（以下この章において「委員」という。）の定数は次のとおりとし、理事長が組合員のうちから任命する。

一 組合員を代表する者以外の者である委員 八人

二 組合員を代表する者である委員 八人

(任期)

第二十条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第二十一条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

五 その他長期給付事業及び福祉事業の運営に関する重要事項

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて本会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

3 第三十一条及び第三十二条の事業のうち、組合に関係のない事項については、運営審議会に付議することを要しない。

(招集)

第二十二条 理事長は、毎年三月及び六月並びに必要に応じ運営審議会を招集する。

2 理事長は、七人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

(議長)

第二十三条 運営審議会に議長を置く。議長は、第十九条第一号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

2 議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。

（定足数）

第二十四条 運営審議会は、第十九条各号に掲げる委員が、それぞれ半数以上出席しなければ議事を開くことができない。

（議決方法）

第二十五条 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（代理出席）

第二十六条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、委任により、他の組合員を代理人として出席させることができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に理事長に提出しなければならない。

（議事録）

第二十七条 運営審議会の議事については、議事録を作り、議長及び議長の指名する委員二人以内が署名捺印しなければならない。

（会議の運営）

第二十八条 本章に定めるものを除くほか、運営審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、理事長が運営審議会に諮って定める。

第五章 事業

（長期給付に関する事業）

第二十九条 本会は、組合員に係る長期給付に関し、次に掲げる業務を行う。

- 一 長期給付の請求書の審査に関する業務
 - 二 長期給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
 - 三 長期給付の支払に関する業務
 - 四 長期給付に関する組合員の掛金及び特別掛金並びに国の負担金の受入れに関する業務
 - 五 長期給付に要する費用の計算に関する業務
 - 六 積立金の積立てに関する業務
 - 七 積立金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - 八 基礎年金拠出金の納付に関する業務
 - 九 長期給付に関する調査及び統計に関する業務
 - 十 その他長期給付の事業に関し必要な業務
- （福祉事業）
- 第三十条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 組合員の医療、保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
 - 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理若しくは貸付け又は譲渡
 - 三 組合員の需要する生活必需物資の供給
 - 四 その他組合員の福祉の増進に資する事業
 - 五 前各号に掲げる事業に附帯する事業
- （旧令共済年金に関する事業）
- 第三十一条 本会は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第八条の規定に基づき、同法第一条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であつた者に係る給付の決定及び支払に関する業務を行う。
- （その他の事業）

第三十二条 本会は、第二十九条から前条までに定める事業のほか、法令により特に定められた事業を行うことができる。

第六章 掛金、特別掛金及び負担金

（掛金及び負担金）

第三十三条 法第九十九条第二項第二号の規定による掛金及び当該掛金に係る負担金の額は、組合員の標準報酬の月額（法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。第三項において同じ。）に、別表（イ）に掲げる掛金率又は負担金率を乗じて得た金額とする。

2 法第九十九条第二項第二号の規定による特別掛金及び当該特別掛金に係る負担金の額は、組合員の期末手当等（法第一百一条の二第一項に規定する期末手当等をいう。）に、それぞれ千分の五を乗じて得た金額とする。

3 法附則第十三条の三第四項に規定する特例継続組合員に係る特例継続掛金は、退職時の標準報酬の月額に別表（ロ）に掲げる掛金率を乗じて得た金額とする。

第七章 審査会

（審査会）

第三十四条 本会に、法百三条第一項に規定する審査請求を審査するため、同項に規定する国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に書記を置く。書記は、本会の事務に従事する者のうちから、理事長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第八章 財務

（財務）

第三十五条 本会の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章で定めるところによる。

（事業年度）

第三十六条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（会計単位）

第三十七条 本会の会計単位は、本部会計並びに本会の経営する病院、共済会館及び合同庁舎食堂に置く所属所会計とする。

（経理単位）

第三十八条 本会の経理単位は、長期経理、業務経理、医療経理、宿泊経理、保健経理、住宅経理及び物資経理とする。

第九章 運営規則

第三十九条 本会の業務を行うために必要な事項は、運営規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この変更は、昭和三十三年七月一から施行する。

（委員の任命の特例）

2 運営審議会の委員の任命については、法附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間、第十九条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（組合の運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、同条の規定を適用する。

別表（第三十三条関係）

（イ）

区 分		掛 金 率	負担金率
長期組合員	平成八年九月までの月分	千分の八十七・二	千分の八十七・二
	平成八年十月以後の月分	千分の九十一・九五	千分の九十一・九五
任期制自衛官組合員	平成八年九月までの月分	千分の八十一・二	千分の八十一・二
	平成八年十月以後平成九年三月までの月分	千分の八十五・九五	千分の八十五・九五
	平成九年四月以後の月分	千分の九十一・九五	千分の九十一・九五
非任期制自衛官組合員	平成八年九月までの月分	千分の八十七・二	千分の八十七・二
	平成八年十月以後の月分	千分の九十一・九五	千分の九十一・九五

（ロ）

区 分		掛 金 率
特例継続組合員	平成八年九月までの月分	千分の百七十四・四
	平成八年十月以後の月分	千分の百八十三・九

備考

1 長期組合員とは、長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（次項及び第三項に規定する組合員並びに特例継続組合員を除く。）をいう。

2 任期制自衛官組合員とは、任用期間の定めのある自衛官である組合員をいう。

3 非任期制自衛官組合員とは、任用期間の定めのある自衛官以外の自衛官（防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生を含む。）である組合員をいう。

（二）国家公務員共済組合連合会定款の一部変更

（1）平成12年6月29日公告

国家公務員共済組合連合会定款（昭和三十三年六月三十日制定）の一部を次のように変更する。

本則中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第二十九条第四号中「特別掛金並びに」を削る。

「第六章 掛金、特別掛金及び負担金」を「第六章 掛金及び負担金」に改める。

第三十三条の見出しを「(掛金及び負担金)」に改め、同条第一項中「掛金及び」を「掛金の額又は」に、「第三項」を「次項」に、「に、別表（イ）に掲げる掛金率及び負担金率」を「及び標準期末手当等の額（法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。）に、それぞれ千分の七十一・九」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「別表（ロ）に掲げる掛金率」を「千分の百八十三・九」に改め、同項を同条第二項とする。

別表を削る。

附 則

1 この変更は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、本則中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める改正規定は、平成十三年一月六日から施行する。

2 変更後の第二十九条及び第三十三条の規定は、平成十五年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金、特別掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(2) 平成16年3月31日公告

国家公務員共済組合連合会定款（昭和三十三年六月三十日制定）の一部を次のように変更する。

第三十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十八条中「、住宅経理」を削る。

附 則

この変更は、平成十六年四月一日から施行する。

(3) 平成16年10月1日公告

国家公務員共済組合連合会定款（昭和三十三年六月三十日制定）の一部を次のように変更する。

第二条第一号中「に関する業務を」を「並びに法第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ（以下この号及び第二十九条第九号において「財政調整拠出金の拠出及び受入れ」という。）に関する業務を」に改め、同号ロ中「納付」の下に「及び法第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」を加え、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 財政調整拠出金の拠出及び受入れ

第二条第二号中「法第九十八条各号」を「法第九十八条第一項各号」に改める。

第二十九条第四号中「組合員の」及び「国の」を削り、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 財政調整拠出金の拠出及び受入れに関する業務

第三十三条第一項中「それぞれ千分の七十一・九」を「次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率」に改め、同項に次の表を加える。

期 間	率
平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の七十二・五四五
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の七十三・一九〇
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の七十三・八三五
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の七十四・四八〇
平成二十年九月以後の月分	千分の七十五・一二五

第三十三条第二項中「千分の百八十三・九」を「次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、同表の下欄に掲げる率」に改め、同項に次の表を加える。

期 間	率
平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百四十五・〇九
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百四十六・三八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十七・六七
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百四十八・九六
平成二十年九月以後の月分	千分の百五十・二五

附則第二項中「法附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附 則

1 この変更は、平成十六年十月一日から施行する。

2 変更後の第三十三条の規定は、平成十六年十月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(4) 平成17年3月31日公告

国家公務員共済組合連合会定款（昭和三十三年六月三十日制定）の一部を次のように変更する。

第三十条第一号中「、保健」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三十七条中「、共済会館及び合同庁舎食堂」を「及び共済会館」に改める。

第三十八条中「、保健経理及び物資経理」を「及び保健経理」に改める。

附 則

1 この変更は、平成十七年四月一日から施行する。

2 物資経理に係る残余財産の処分が終了するまでの間は、変更前の第三十七条及び第三十八条の規定は、なおその効力を有する。

(5) 平成21年8月11日公告

国家公務員共済組合連合会定款（昭和三十三年六月三十日制定）の一部を次のように変更する。

第三十三条第一項中「次項において同じ。」を削り、同項の表を次のように改める。

期 間	率
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の七十五・七七
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の七十七・五四
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の七十九・三一
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の八十一・〇八
平成二十五年九月以後の月分	千分の八十二・八五

第三十三条第二項を削る。

附 則

1 この変更は、平成二十一年九月一日から施行する。

2 変更後の第三十三条の規定は、平成二十一年九月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(6) 平成26年7月2日公告

国家公務員共済組合連合会定款（昭和三十三年六月三十日制定）の一部を次のように変更する。

第三十三条の表を次のように改める。

期 間	率
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の八十四・六二
平成二十七年九月の月分	千分の八十六・三九

附 則

1 この変更は、平成二十六年九月一日から施行する。

2 変更後の第三十三条の規定は、平成二十六年九月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(7) 平成27年9月30日公告

国家公務員共済組合連合会定款（昭和33年6月30日制定）の全部を次のように変更する。

国家公務員共済組合連合会定款

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 役員（第5条―第16条）

第3章 顧問及び参与（第17条）
第4章 運営審議会（第18条―第28条）
第5章 事業（第29条―第32条）
第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金（第33条―第37条）
第7章 審査会（第38条）
第8章 財務（第39条―第42条）
第9章 運営規則（第43条）
附則
第1章 総則
（名称）
第1条 本会は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）に基づき設立された法人であって、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）という。
（目的）
第2条 本会は、法第3条第1項に規定する組合（以下「組合」という。）の事業のうち、法第21条第2項各号に掲げる業務を共同して行うことを目的とする。
（事務所の所在地）
第3条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
（公告の方法）
第4条 本会の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。
第2章 役員
（役員）
第5条 本会に次の役員を置く。
理事長 1名
常務理事 6名以内
理事 4名
常任監事 2名
監事 1名
2 本会に役員として常務理事のうちから専務理事1名を置くことができるものとし、理事長が定める。
（理事長）
第6条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
（専務理事、常務理事及び理事）
第7条 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
2 常務理事及び理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠員の場合であって、かつ、専務理事が置かれていないときは理事長の職務を行う。
（常任監事及び監事）
第8条 常任監事及び監事は、業務を監査する。
（任命）
第9条 理事長及び常任監事は、財務大臣の任命による。
第10条 常務理事及び理事（次条の規定による理事を除く。）は、理事長が財務大臣の認可を受けて任命する。
第11条 理事3名及び監事は、組合の事務を主管する者のうちから、理事長が任命する。
（任期）
第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
（解任）
第13条 理事長は、役員が法第31条各号のいずれかに該当するに至ったとき（第11条の規定による理事及び監事が、組合の事務を主管する者でなくなったときを含む。）は、これを解任する。
2 理事長は、役員が法第32条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、財務大臣の認可を得て、これを解任することができる。
3 理事長及び常任監事の解任については、法第32条の定めるところによる。

（兼業禁止）
第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
（代表権の制限）
第15条 本会と理事長、常務理事（専務理事を含む。以下同じ。）又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、常任監事又は監事が本会を代表する。
（理事会）
第16条 理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織する。
2 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、これを主宰する。
3 次に掲げる事項は、理事会の議に付さなければならない。
（1）第21条第1項各号に掲げる事項
（2）その他理事長が業務執行上必要と認めた事項
4 常任監事及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
第3章 顧問及び参与
第17条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。
2 顧問及び参与は、本会の事業に関し学識経験のある者のうちから、理事長がこれを委嘱する。
3 顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、会務に参与する。
第4章 運営審議会
（名称）
第18条 法第35条第1項の規定に基づき本会に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会運営審議会（以下「運営審議会」という。）という。
（委員）
第19条 運営審議会の委員（以下この章において「委員」という。）の定数は次のとおりとし、理事長が組合員のうちから任命する。
（1）組合員を代表する者以外の者である委員 8人
（2）組合員を代表する者である委員 8人
（任期）
第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（審議事項）
第21条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
（1）定款の変更
（2）運営規則の作成及び変更
（3）毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
（4）重要な財産の処分及び重大な債務の負担
（5）その他厚生年金保険給付等（法第73条第1項に規定する厚生年金保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第32条第2項及び第37条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分に限る。）並びに一元化法附則第41条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）に関する事業、退職等年金給付（法第74条に規定する退職等年金給付をいう。以下同じ。）に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項
2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて本会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。
3 第31条及び第32条の事業のうち、組合に関係のない事項については、運営審議会に付議することを要しない。
（招集）
第22条 理事長は、毎年3月及び6月並びに必要に応じ運営審議会を招集する。
2 理事長は、7人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。
（議長）
第23条 運営審議会に議長を置く。議長は、第19条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。
2 議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。
（定足数）
第24条 運営審議会は、第19条各号に掲げる委員が、それぞれ半数以上出席しなければ議事を開くことができない。

（議決方法）

第25条 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（代理出席）

第26条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、委任により、他の組合員を代理人として出席させることができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に理事長に提出しなければならない。

（議事録）

第27条 運営審議会の議事については、議事録を作り、議長及び議長の指名する委員2人以内が署名捺印しなければならない。

（会議の運営）

第28条 この章に定めるものを除くほか、運営審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、理事長が運営審議会に諮って定める。

第5章 事業

（長期給付等に関する事業）

第29条 本会は、組合員に係る厚生年金保険給付等に関し、次に掲げる業務を行う。

（1）厚生年金保険給付等の請求書の審査に関する業務

（2）厚生年金保険給付等の裁定及び年金証書の発行に関する業務

（3）厚生年金保険給付等の支払に関する業務

（4）法第100条第1項に規定する組合員保険料及び負担金の受入れに関する業務

（5）厚生年金拠出金（法第3条第4項に規定する厚生年金拠出金をいう。以下同じ。）及び基礎年金拠出金（同項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。第10号において同じ。）に要する費用並びに厚生年金保険給付等に係る事務に要する費用の計算に関する業務

（6）厚生年金保険給付積立金（法第21条第2項第1号ハに規定する厚生年金保険給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務

（7）厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付等の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務

（8）厚生年金拠出金の納付及び法第21条第2項第1号に規定する厚生年金交付金の受入れに関する業務

（9）基礎年金拠出金の納付に関する業務

（10）法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第116条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する業務

（11）厚生年金保険給付等に関する調査及び統計に関する業務

（12）その他厚生年金保険給付等に関する事業に関し必要な業務

2 本会は、組合員に係る退職等年金給付に関し、次に掲げる業務を行う。

（1）退職等年金給付の請求書の審査に関する業務

（2）退職等年金給付の決定及び年金証書の発行に関する業務

（3）退職等年金給付の支払に関する業務

（4）法第100条第2項に規定する退職等年金分掛金（第37条において「退職等年金分掛金」という。）及び負担金の受入れに関する業務

（5）退職等年金給付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。第8号において同じ。）及び退職等年金給付に係る事務に要する費用の計算に関する業務

（6）退職等年金給付積立金（法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務

（7）退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務

（8）法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第116条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。）に関する業務

（9）退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務

（10）各事業年度における退職等年金給付積立金の額と法第99条第1項第3号に規定する地方退職等年金給付積立金の額との合計額及び同号に規定する国の積立基準額と同号に規定する地方の積立基準額との合計額の均衡の保持に係る計算に関する業務

（11）その他退職等年金給付の事業に関し必要な業務

（福祉事業）

第30条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。

（1）組合員の医療、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

（2）その他組合員の福祉の増進に資する事業

（3）前2号に掲げる事業に附帯する事業

（旧令共済年金に関する事業）

第31条 本会は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）第8条の規定に基づき、同法第1条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であった者に係る給付の決定及び支払に関する業務を行う。

（その他の事業）

第32条 本会は、第29条から前条までに定める事業のほか、法令により特に定められた事業を行うことができる。

第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金

（付与率）

第33条 法第75条第1項に規定する付与率は、1000分の15とする。

（基準利率）

第34条 法第75条第3項に規定する基準利率は、1000分の4.8とする。

（終身年金現価率）

第35条 法第78条第1項に規定する終身年金現価率は、法第76条第1項に規定する終身退職年金を受ける権利を有する者の法第78条第4項の規定による年齢に応じ、別表第1に定めるところによる。

（有期年金現価率）

第36条 法第79条第1項に規定する有期年金現価率は、法第76条第1項に規定する有期退職年金を受ける権利を有する者の法第79条第4項に規定する支給残月数に応じ、別表第2に定めるところによる。

（掛金及び負担金）

第37条 退職等年金分掛金の額又は当該退職等年金分掛金に係る負担金の額は、組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額及び法第41条第1項に規定する標準期末手当等の額に1000分の7.5を乗じて得た金額とする。

第7章 審査会

第38条 本会に、法第103条第1項に規定する審査請求を審査するため、同項に規定する国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に書記を置く。書記は、本会の事務に従事する者のうちから、理事長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第8章 財務

（財務）

第39条 本会の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章で定めるところによる。

（事業年度）

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（会計単位）

第41条 本会の会計単位は、本部会計並びに本会の経営する病院及び共済会館に置く所属所会計とする。

（経理単位）

第42条 本会の経理単位は、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、医療経理、宿泊経理及び保健経理とする。

第9章 運営規則

第43条 本会の業務を行うために必要な事項は、運営規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この変更は、平成27年10月1日から施行する。

（委員の任命の特例）

第2条 運営審議会の委員の任命については、当分の間、第19条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者（組合の運営審議会の委員であった者に限る。）」として、同条の規定を適用する。

（掛金及び負担金に関する経過措置）

第3条 変更後の第37条の規定は、平成27年10月以後の月分の退職等年金分掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（事業に関する特例）

第4条 本会は、第5章に定める業務のほか、経過的長期給付（一元化法附則第32条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）、一元化法附則第36条第5項に規定する給付及び一元化法附則第37条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる業務を行う。

（1）経過的長期給付の請求書の審査に関する業務

（2）経過的長期給付の決定及び年金証書の発行に関する業務

（3）経過的長期給付の支払に関する業務

（4）経過的長期給付に関する負担金の受入れに関する業務

（5）一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出に要する費用の計算に関する業務

（6）一元化法附則第49条の2に規定する国の組合の経過的長期給付積立金（次号において「経過的長期給付積立金」という。）の積立てに関する業務

（7）経過的長期給付積立金及び経過的長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務

（8）一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出及び一元化法附則第76条第1項に規定する拠出金の受入れに関する業務

（9）経過的長期給付に関する調査及び統計に関する業務

（10）その他経過的長期給付の事業に関し必要な業務

第5条 前条の場合における第16条、第21条、第38条及び第42条の規定の適用については、第16条第3項第1号中「第21条第1項各号」とあるのは「附則第5条の規定による読替え後の第21条第1項各号」と、第21条第1項第5号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第4条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第38条第1項中「第103条第1項」とあるのは「第103条第1項（被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第14条第1項及び第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第42条中「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。

別表第1（第35条関係）（略）

別表第2（第36条関係）（略）

（8）平成28年7月6日公告

国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日制定）の一部を次のように変更する。

第34条中「1000分の4.8」を「1000分の3.2」に改める。

別表第1（第35条関係）を次のように改める。

別表第1（第35条関係）（略）

別表第2（第36条関係）を次のように改める。

別表第2（第36条関係）（略）

附 則

1 この変更は、平成28年10月1日から施行する。

2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成28年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

（9）平成29年7月7日公告

国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日制定）の一部を次のとおり変更する。

第21条第1項第5号中「第32条第2項」を「第32条第1項」に改める。

第34条中「1000分の3.2」を「0」に改める。

別表第1（第35条関係）を次のように改める。

別表第1（第35条関係）（略）

別表第2（第36条関係）を次のように改める。

別表第2（第36条関係）（略）

附 則

1 この変更は、平成29年10月1日から施行する。

2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成29年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

（10）平成30年7月6日公告

国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日制定）の一部を次のとおり変更する。

第34条中「0」を「1000分の0.6」に改める。

別表第1（第35条関係）を次のように改める。

別表第1（第35条関係）（略）

別表第2（第36条関係）を次のように改める。

別表第2（第36条関係）（略）

附 則

1 この変更は、平成30年10月1日から施行する。

2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成30年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

（11）令和元年7月11日公告

国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日制定）の一部を次のとおり変更する。

別表第1（第35条関係）を次のように改める。

別表第1（第35条関係）（略）

附 則

1 この変更は、令和元年10月1日から施行する。

2 変更後の別表第1の規定は、令和元年10月以後の終身年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される終身年金現価率については、なお従前の例による。

（12）令和2年7月8日公告

国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日制定）の一部を次のとおり変更する。

第34条中「1000分の0.6」を「0」に改める。

別表第1（第35条関係）を次のように改める。

別表第1（第35条関係）（略）

別表第2（第36条関係）を次のように改める。

別表第2（第36条関係）（略）

附 則

1 この変更は、令和2年10月1日から施行する。

2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和2年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

（13）令和4年3月31日公告

国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日制定）の一部を次のように変更する。

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変 更 後	変 更 前
（福祉事業） 第30条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。 （1）【同右】	（福祉事業） 第30条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。 （1）【略】

(2) 組合に対する資金の貸付け及び本会が行う事業（前条、この号及び次条の事業を除く。）に対する資金の貸付けに関する事業 (3) 〔同右〕 (4) 前3号に掲げる事業に附帯する事業 附 則 第5条 前条の場合における第16条、第21条、第30条第2号、第38条及び第42条の規定の適用については、第16条第3項第1号中「第21条第1項各号」とあるのは「附則第5条の規定による読替え後の第21条第1項各号」と、第21条第1項第5号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第4条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第30条第2号中「及び次条」とあるのは「、次条及び附則第4条」と、第38条第1項中「第103条第1項」とあるのは「第103条第1項（被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第14条第1項及び第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第42条中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。	〔号を加える。〕 (2) 〔略〕 (3) 前2号に掲げる事業に附帯する事業 附 則 第5条 前条の場合における第16条、第21条、第38条及び第42条の規定の適用については、第16条第3項第1号中「第21条第1項各号」とあるのは「附則第5条の規定による読替え後の第21条第1項各号」と、第21条第1項第5号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第4条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第38条第1項中「第103条第1項」とあるのは「第103条第1項（被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第14条第1項及び第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第42条中「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。
備考 表中の[]の記載は、注記である。	

附 則

1 この変更は、令和4年4月1日から適用する。

2 当分の間、国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日共済連本総第207号。以下この項において「定款」という。）第42条に規定する退職等年金経理は、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第9条の3第2項各号に掲げる方法（第1号に掲げる方法にあつては、同条第1項第2号に掲げる方法に限る。）により運用を行っている資産を、定款第30条第2号に掲げる事業に関する取引を経理する経理単位に寄託することができる。

(14) 令和4年8月1日公告
国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日制定）の一部を次のとおり変更する。
第34条中「0」を「1000分の0.2」に改める。
別表第1（第35条関係）を次のように改める。
別表第2（第36条関係）を次のように改める。
別表第2（第36条関係）（略）

附 則

1 この変更は、令和4年10月1日から施行する。

2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和4年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

(15) 令和5年8月9日公告
国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日制定）の一部を次のとおり変更する。
第34条中「1000分の0.2」を「1000分の0.7」に改める。
別表第1（第35条関係）を次のように改める。
別表第1（第35条関係）（略）

別表第2（第36条関係）を次のように改める。

別表第2（第36条関係）（略）

附 則

1 この変更は、令和5年10月1日から施行する。

2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和5年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

(三) 国家公務員共済組合連合会運営規則

…令和6年3月31日現在

第1章 総則

(目的)

第1条 この運営規則は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）第36条において準用する法第11条及び国家公務員共済組合連合会定款（以下「定款」という。）第43条の規定により、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）の業務を執行するために必要な事項を定めることを目的とする。（業務執行の基本方針）

第2条 本会は、その業務を執行するに当たっては、法令、定款及びこの規則の定めるところによるほか、設立の本旨に則り、組合員（法第3条第1項に規定する組合の組合員をいう。以下同じ。）の福祉の向上に寄与するよう能率的かつ民主的に運営されなければならない。

第2章 理事会

(招集)

第3条 理事長は、必要に応じ、随時理事会を招集する。（付議事項の通知）

第4条 理事長は、前条の規定により理事会を招集するときは、あらかじめ常務理事（専務理事を含む。以下同じ。）及び理事（以下「理事」という。）に理事会に付すべき事項を通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。（役員以外の者の出席）

第5条 理事会において、適当と認めるときは、役員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。（決議の定足数）

第6条 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ、決議することができない。（決議の方法）

第7条 理事会は、出席した理事の過半数により議事を決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。（議事録の作成）

第8条 理事長は、理事会の議事について、本会の職員に議事録を作成させる。

2 前項の議事録には、出席者の氏名及び議事の経過を記載し、理事長及びこれを作成した者が、これに記名捺印しなければならない。

第3章 組織及び事務の分掌

(組織)

第9条 本会に次の12部及び2室を置く。

総務部
経理部
資金運用部
運用リスク管理室
監査室
年金部
年金企画部
情報システム部
職員部
病院部

旧令病院部
宿泊事業部
管財・営繕部
特定事業部

- (管理)
- 第10条 各部及び室の分掌する事務は、理事長の命を受け、それぞれ常務理事が管理する。
- (施設の長)
- 第11条 施設に、それぞれ長を置く。
- 2 施設の長は、理事長の命を受け、当該施設の管理運営の責に任じ、所属の職員を指揮監督する。
- (各部及び室の事務の分掌)
- 第12条 各部及び室の事務の分掌は、理事長が財務大臣と協議して別に定める。
- 第4章 職員
- (任命)
- 第13条 本会の職員は理事長が任命する。ただし理事長は、施設に勤務する職員の任命を、施設の長に委任することができる。
- (給与等)
- 第14条 職員の給与は、原則として、国家公務員の給与に準ずるものとする。
- 2 職員の任免、給与、服務等人事に関する基準は、理事長が財務大臣と協議して別に定める。
- 第5章 事業
- (長期給付等に関する事業の運営方針)
- 第15条 定款第21条第1項第5号に規定する厚生年金保険給付等の裁定及び支払は迅速かつ的確に処理し、積立金及び支払上の余裕金の管理及び運用は、当該厚生年金保険給付等に関する事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。
- 2 定款第21条第1項第5号に規定する退職等年金給付の決定及び支払は迅速かつ的確に処理し、積立金及び支払上の余裕金の管理及び運用は当該退職等年金給付に関する事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。
- (施設の設置)
- 第16条 本会は、定款第30条に規定する福祉事業を行うため必要な施設を設置する。
- 2 前項の施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- (施設の設置基準)
- 第17条 施設を設置するに当たっては、その目的に応じ、当該地域における組合員の状況、同種の施設の設置及び運営の状況並びに当該施設設置後の利用率及び経理の見込等について、検討しなければならない。
- 2 施設の敷地を決定するに当たっては、交通、電気、ガス、水道、下水道等の利便、衛生上の環境等を考慮し、利用者にとつて便利であり、かつ、当該施設の設置の目的に適した場所を選定しなければならない。
- (施設の運営方針)
- 第18条 施設においては、当該施設を最善の状態において維持管理するとともに業務の合理化を図り、あわせてその利用者に対し、常に誠意と親切心をもつて接し、もつてその機能を十分に発揮するよう努めなければならない。
- 2 施設の経営は、独立採算によることを建前とする。
- (その他の福祉事業)
- 第19条 本会が定款第30条第2号から第4号までに掲げる福祉事業を行うに当たっては、組合員の意向を尊重し、必要性及び緊急度並びに経理の状況等を勘案するとともに、一部の者の利益に偏することのないように相当の注意を払わなければならない。
- 第6章 雑則
- 第20条 削除
- (提出書類の省略)
- 第21条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第96条の規定により、2以上の給付（退職等年金給付に限る。）を同時に請求する場合において、これらの給付の請求の際併せて提出すべき書類が同一であるときは、1の給付の請求に係る提出書類をもって他の請求に係る提出書類を省略することができる。この場合においては、その提出書類を省略した請求の当該給付請求書の余白にその旨を記載しなければならない。
- 附 則
- 1 この規則は、昭和36年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、昭和37年4月1日から適用する。

- 2 職員の共済組合に関する事務は、当分の間、第11条第5号の規定にかかわらず、旧令共済部においてつかさどる。
- 3 定款附則第4条に規定する経過的長期給付の決定及び支払は迅速かつ的確に処理し、積立金及び支払上の余裕金の管理及び運用は当該経過的長期給付に関する事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。
- 附 則
- この改正規則は、昭和43年7月1日から施行する。
- 附 則
- この改正規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則
- この改正規則は、昭和49年7月10日から施行する。ただし、第9条の改正規定のうち、機械部に係るものについては、理事長が別に定める日から施行する。（昭和50年4月1日共済連本総第84号により、機械部の施行日は、昭和50年4月1日とする。）
- 附 則
- この改正規則は、昭和56年7月1日から施行する。
- 附 則
- この改正規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則
- この改正規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 附 則
- この改正規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）第2条の施行の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成8年3月31日から、第3条及び第9条の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成11年7月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成13年7月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成27年10月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成28年7月1日から施行する。
- 附 則
- この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則
- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月24日共済連本総第68号附則第2項の規定による寄託が行われている場合における国家公務員共済組合連合会運営規則（昭和36年10月1日共済連本第2473号）第19条の規定の適用については、同条中「に当たっては」とあるのは、「場合及び令和4年3月24日共済連本総第68号附則第2項の規定により国家公務員共済組合連合会定款（平成27年9月30日共済連本総第207号）第30条第2号に規定する事業に関する取引を経理する経理単位が寄託を受ける場合には」と読み替えるものとする。
- 附 則
- この変更は、令和4年10月1日から施行する。

(四) 国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款

…令和6年3月31日現在

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 運営審議会（第7条－第12条）
- 第3章 組合員（第13条－第15条）
- 第4章 給付（第16条－第29条）
- 第5章 福祉事業（第30条）
- 第6章 掛金及び負担金（第31条）
- 第7章 審査請求（第32条）
- 第8章 財務（第33条－第34条）
- 第9章 監査（第35条－第36条）
- 附則

第1章 総則
(目的)

第1条 この組合は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）に基づき組合員及びその遺族の相互救済のための事業を行い、もってその生活の安定と福祉の増進を図り、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の業務の能率的運営に資することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合の名称は、国家公務員共済組合連合会職員共済組合（以下「組合」という。）とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、主たる事務所（以下「本部」という。）を東京都千代田区九段南1丁目1番10号九段合同庁舎国家公務員共済組合連合会内に置く。

2 本部の所轄機関（以下「所屬所」という。）は、別に国家公務員共済組合連合会職員共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定める。

(本部長、本部次長及び所屬所長)

第4条 本部に本部長及び本部次長を置き、本部長にあっては連合会の常務理事の職にある者のうちから、本部次長にあっては連合会の各部及び室に所属する課長以上の職にある者のうちから、国家公務員共済組合連合会理事長（以下「理事長」という。）が命ずる者をもって充てる。

2 所屬所に所屬所長を置き、所屬所の置かれた事業所の長の職にある者をもって充てる。ただし、本部所屬所にあっては本部次長を命ぜられた者をもって充てる。

(所掌事務)

第5条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。

2 本部長は、本部の事務を執行するとともに、組合の事業の執行に関して、理事長を補佐し、その事務を総括する。

3 本部次長は、本部の事務及び組合の事業の執行に関して本部長を補佐する。

4 所屬所長は、本部長の命を受け所屬所の事務を執行する。

5 前項に定めるもののほか、権限の委任に関しては、運営規則で定める。

(公告の方法)

第6条 組合の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。

第2章 運営審議会
(名称)

第7条 法第9条第1項の規定に基づき組合に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会職員共済組合運営審議会（以下「運営審議会」という。）とする。

(委員)

第8条 運営審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に掲げる人数を理事長が任命する。

- (1) 本部長の職にある者 1人
- (2) 組合の事務を主管する職にある者 4人
- (3) 組合員を代表する者 4人
- (任期)

第9条 前条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第10条 運営審議会に会長を置き、本部長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第11条 運営審議会は、会長が招集する。

2 会長は、理事長の請求又は委員半数以上の請求があったときは、運営審議会を招集しなければならない。

3 運営審議会は、第8条第2号及び第3号に掲げる委員のそれぞれ2人以上が出席しなければ議事を開くことができない。

4 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第12条 運営審議会に幹事及び書記若干人を置き、組合の事務に従事する職員のうちから理事長が任命する。

2 幹事は、会長の指揮を受けて庶務を行う。

3 書記は、幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第3章 組合員
(組合員の範囲)

第13条 組合は、次の各号に掲げる者をもって組合員とする。

- (1) 法第126条第1項に規定する連合会役職員
- (2) 法第125条に規定する組合職員
- (3) 前2号に掲げる者であったもののうち法第126条の5第1項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(組合員の種別)

第14条 組合員は、次のように区分する。

- (1) 長期組合員 次号及び第3号に規定する組合員以外の組合員
- (2) 短期組合員 法第72条第2項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員
- (3) 任意継続組合員 法第126条の5第1項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員
- 2 長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第4条の3第1項の規定による被保険者である者をいう。）に区分する。

第15条 削除

第4章 給付
(短期給付)

第16条 組合は、組合員若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第1項に規定する短期給付（第10号の2及び第10号の3に規定する給付を除く。）を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第8号から第10号までに規定する給付は、行わない。

(附加給付)

第17条 組合は、組合員又はその遺族に対し、法第51条の規定に基づき、次の各号に掲げる附加給付を行う。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 出産費附加金
- (4) 家族出産費附加金
- (5) 埋葬料附加金
- (6) 家族埋葬料附加金
- (7) 傷病手当金附加金

2 附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

(家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金)

第18条 法第57条、第57条の2又は第57条の3の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支給する場合においては、次の各号に定めるところにより、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金を支給する。

- (1) 家族療養費の支給1件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局

での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。)について、当該家族療養費の計算の基礎となる療養に要した費用の額から当該家族療養費の額（法第60条の2の規定により、高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該高額療養費の額を加えた額）を控除して得た額（その額が現に組合員の負担した額を超えるときは、当該負担した額。次条において「組合員負担額」という。）が25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。

(2) 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の3の3第1項から第5項までの規定により合算して高額療養費を支給する場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。

(3) 第1号の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。この場合において、同号中「家族療養費」とあるのは「家族訪問看護療養費」と、「組合員負担額」とあるのは「家族訪問看護組合員負担額」と読み替えるものとする。

(4) 前3号の規定により算定して得た金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を支給するものとし、当該金額が1,000円に満たないときは、支給しないものとする。

第19条 療養を受けた者が、前条の規定の適用がないとしたならばその療養に要した費用につきその他の法令（条例を含む。）の規定の適用を受けることとなる者であり、かつ、その適用を受けることとなる医療機関等から療養を受けた場合には、その者に係る組合員負担額、合算組合員負担額又は家族訪問看護組合員負担額は、同条の規定にかかわらず、当該他の法令の規定により国又は地方公共団体が負担すべきこととされている額を控除して得た額とする。

(出産費附加金)

第20条 法第61条第1項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

(家族出産費附加金)

第21条 法第61条第3項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

(埋葬料附加金)

第22条 法第63条第1項の規定により埋葬料を支給する場合は、50,000円を埋葬料附加金として支給する。

2 法第63条第2項の規定により埋葬料を支給する場合において、埋葬に要した費用に相当する金額が同条第1項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該埋葬に要した費用に相当する金額から当該政令で定める金額を控除して得た金額を埋葬料附加金として支給する。ただし、当該埋葬料附加金の金額が50,000円を超えるときは、これを50,000円とする。

(家族埋葬料附加金)

第23条 法第63条第3項の規定により家族埋葬料を支給する場合は、50,000円を家族埋葬料附加金として支給する。

(傷病手当金附加金)

第24条 組合員（任意継続組合員を除く。）が法第66条の傷病手当金の支給期間を経過してなお引き続いて専ら療養のため勤務に服することができないときは、1日につき同条（第4項及び第5項を除く。）及び法第69条第1項の規定の例により計算した額を傷病手当金附加金として支給する。ただし、当該組合員が組合員の資格を喪失したとき、又は傷病手当金附加金支給開始後6月を経過したときのいずれかに該当することになったとき以後は、この限りでない。

第25条、第26条及び第27条 削除

(長期給付)

第28条 組合は、長期組合員若しくは長期組合員であった者又はその遺族に対し、法第72条第1項に規定する長期給付を行う。

(長期給付の裁定及び決定並びに支払)

第29条 組合の長期給付の裁定及び決定並びに支払は、連合会が行う。

第5章 福祉事業

(福祉事業)

第30条 組合は、法第3条第3項及び第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる福祉事業を行う。

(1) 組合員及びその被扶養者（以下この号において「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他組合員等の健康の保持増進のために必要な事業（次号に掲げるものを除く。）

(1の2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の

- 規定による特定保健指導
- (2) 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- (3) 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- (4) 組合員の貯金の受入又はその運用
- (5) 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- (6) 組合員の需要する生活必需物資の供給
- (7) その他組合員の福祉の増進に資するための事業

第6章 掛金及び負担金

(掛金及び負担金の額)

第31条 法第99条第2項第1号、第2号及び第4号の規定による掛金及び連合会、職員団体又は組合の負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第1項及び第2項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第1項及び第2項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員にあっては同表に掲げる短期給付に係る掛金率及び負担金率を、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護保険第2号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の5第2項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の2の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第2号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛 金 率			負 担 金 率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
				連合会・職員団体・組合		
長 期 組合員	$\frac{39.1}{1,000}$	$\frac{1.04}{1,000}$	$\frac{8.99}{1,000}$	$\frac{39.1}{1,000}$	$\frac{1.04}{1,000}$	$\frac{8.99}{1,000}$
短 期 組合員	$\frac{39.1}{1,000}$	$\frac{1.04}{1,000}$	$\frac{8.99}{1,000}$	$\frac{39.1}{1,000}$	$\frac{1.04}{1,000}$	$\frac{8.99}{1,000}$
任意継続 組合員	$\frac{78.2}{1,000}$	$\frac{2.08}{1,000}$	$\frac{17.98}{1,000}$			

- 2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する掛金率及び負担金率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた掛金率及び負担金率について、本部長が定める方法により組合員に周知するものとする。
- 3 法第99条第2項第3号の規定による掛金及び負担金の額は、連合会の定款の定めるところによる。

第7章 審査請求

(審査請求)

第32条 法第103条第1項の審査請求は、国家公務員共済組合審査会に対して行うものとする。

第8章 財務

(会計単位)

第33条 組合の会計単位は、本部会計とする。

(経理単位)

第34条 組合が設ける経理単位は、短期経理、業務経理、保健経理、医療経理、住宅経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。

第9章 監査

(監査員)

第35条 本部及び所属所に、それぞれ監査員若干人を置く。

- 2 監査員は、本部長又は所属所長が組合員（任意継続組合員を除く。）のうちからそれぞれ命ずるものとする。
- (監査事項)

第36条 監査員は、組合の給付の決定及び支払、福祉施設の運営、現金及び物品の出納保管、財産の管理その他業務全般について監査するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更は、平成13年4月1日から施行する。

(従前の給付等)

第2条 変更前の国家公務員共済組合連合会職員共済組合金款（昭和36年10月1日制定）規定に基づいてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、変更後の定款中の相当する規定によってした行為又は手続とみなす。

(家族療養費附加金等に関する経過措置)

第3条 変更後の第18条及び附則第6条の規定は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第4条 削除

(掛金及び負担金並びに任意継続掛金に関する経過措置)

第5条 変更後の第31条の規定は、平成13年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(一部負担金払戻金)

第6条 組合は、法附則第8条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第11条の3の3第1項第1号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が1,000円に満たないときは、この限りでない。

(1) 療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給1件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の2の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）を超える場合にその超える金額

(2) 一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超える場合にその超える金額

2 第17条第2項及び第19条の規定は、一部負担金の額等の払戻しについて準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「附則第6条第1項」と、「組合員負担額、合算組合員負担額又は家族訪問看護組合員負担額」とあるのは「同項第1号に規定する一部負担金の額等又は同項第2号の規定により合算した一部負担金の額等から高額療養費に相当する額を控除して得た額」と、「同条」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(財形持家融資事業)

第7条 組合は、法に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、法附則第14条の4及び国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和52年政令第199号）第2条の規定に基づき、組合員の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業その他これに附帯する事業を行う。

2 組合が前項の規定による事業を行う間、第34条中「及び物資経理」とあるのは、「物資経理及び財形経理」とする。

(災害見舞金附加金)

第8条 組合は、法第52条及び施行令第11条の3第1項の規定に基づき、東日本大震災により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定により災害見舞金を支給する場合は、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

(1) 標準報酬の月額の3月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 2月

(2) 標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 1.5月

(3) 標準報酬の月額の2月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 1.2月

(4) 標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 0.9月

(5) 標準報酬の月額の1月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 0.6月

(6) 標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員 0.3月

附 則

1 この変更は、平成14年4月1日から施行する。

2 変更後の第31条第1項の規定は、平成14年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成14年12月5日から施行し、同年10月1日から適用する。

2 平成14年10月1日（以下「適用日」という。）前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは変更前の附則第6条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

3 変更後の第21条の規定は、出産の日が適用日以後である組合員について適用し、出産の日が適用日前である組合員の変更前の配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。

2 変更後の第31条の規定は、平成15年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金、特別掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成16年4月1日から施行する。

2 変更後の第18条及び附則第6条の規定は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

3 変更後の第31条の規定は、平成16年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成17年4月1日から施行する。

2 変更後の第31条の規定は、平成17年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成18年4月1日から施行する。

2 変更後の第31条の規定は、平成18年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成18年10月1日から施行する。

2 出産の日がこの変更の施行の前日である組合員又は組合員であった者に支給する出産費附加金又は家族出産費附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。

2 変更後の第16条ただし書の規定は、平成19年3月31日において傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（任意継続組合員に限る。）に係るこれらの給付については、適用しない。

3 平成19年3月31日において傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。）に係る同日までの傷病手当金附加金の額については、第24条の規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第56条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第66条（第2項及び第3項を除く。）及び第69条の規定の例により算定した額とする。

4 平成19年3月31日において傷病手当金若しくは傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（傷病手当金の支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金附加金の支給については、第24条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する組合員とみなして、同条の規定を適用する。

5 平成19年3月31日において傷病手当金若しくは傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金附加金の支給については、第24条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。この場合における傷病手当金附加金の額については、同条の規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律附則第56条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第66条（第2項及び第3項を除く。）及び第69条の規定の例により算定した額とする。

6 変更後の第31条の規定は、平成19年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成19年10月1日から施行する。

2 変更後の第22条及び第23条の規定は、平成19年10月1日以後に給付事由が生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同日前に給付事由が生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。

- 附 則
- 1

この変更は、平成20年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条の規定は、平成20年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- この変更は、平成20年7月1日から施行する。
- 附 則
- 1

この変更は、平成21年1月1日から施行する。
- 2

変更後の第18条の規定は、平成21年1月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成21年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成22年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成23年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- この変更は、平成23年7月1日から施行し、同年3月11日から適用する。
- 附 則
- 1

この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成24年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2

この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第6条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。
- 3

変更後の第18条第1号及び附則第6条第1項第1号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年9月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。
- 4

変更後の第18条第2号及び附則第6条第1項第2号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年9月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。
- 5

変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年4月1日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

- 6
- 変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。
- 7
- 施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。
- 8
- 施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。
- 9
- 施行日から平成26年3月31日までの間に婚姻をした場合については、40,000円を結婚手当金として支給するものとする。
- 10
- 組合員が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。
- 11
- 変更後の第31条第1項の規定は、平成25年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成26年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成27年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成27年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- この変更は、平成27年10月1日から施行する。
- 附 則
- 1

この変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成28年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成29年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成29年7月1日から施行する。
- 2

変更後の第18条第1項第1号及び附則第6条第1項第1号の規定は、平成29年7月1日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
- 附 則
- この変更は、平成29年9月7日から施行し、同年8月1日から適用する。
- 附 則
- 1

この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成30年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、平成31年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、令和2年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1

この変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2

変更後の第31条第1項の規定は、令和3年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同

月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条第1項の規定は、令和4年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第31条第1項の規定は、令和5年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。